

令和5年度 全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議

目次

1 行政説明

○こども家庭庁

【支援局 虐待防止対策課】

- ・ 令和4年改正児童福祉法に基づく検討状況について 1
- ・ 令和6年度概算要求について 32
- ・ その他 43

【支援局 家庭福祉課】

- ・ 令和4年改正児童福祉法に基づく検討状況について 115
- ・ 令和6年度概算要求について 126

【支援局 障害児支援課】

- ・ 令和4年改正児童福祉法に基づく検討状況について 138
 - 児童発達支援センターの役割・機能の強化について 140
 - 障害児入所施設からの円滑な移行調整の枠組みの構築について 141
 - 強度行動障害を有する者の地域支援体制について 150
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律に基づく検討状況について 156

○内閣府

【男女共同参画局】

- ・ DV・性暴力対応と児童虐待対応の連携等について 171

○法務省

【司法法制部】

- ・ 法テラスにおける取組（児童虐待等被害者法律相談援助、靈感商法等対応ダイヤル等）について 186

【民事局】

- ・ 懲戒権に関する規定等の見直しについて 194

○厚生労働省

【社会・援護局 地域福祉課地域共生社会推進室】

- ・ 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の実施について 195

【社会・援護局 地域福祉課生活困窮者自立支援室】

- ・生活困窮者自立支援制度について(連携のお願い) 211

【社会・援護局 障害保健福祉部】

- ・療育手帳に係る判定基準統一化の検討進捗報告および実施協力について 225

2 取組事例

- ・「里親養育推進の実践事例～パーマネンシー保障をめざす家庭養育への転換～」(福岡市) 237
- ・「児相と民間フォスターリング機関が一体となって里親委託を推進している先駆的事例の紹介」(東京都内) 246
- ・「一時保護所の学習保障～教育委員会との連携～」(堺市) 277
- ・「一時保護所の実践について」(中野区) 287

3 関連資料

○こども家庭庁

【支援局 虐待防止対策課】

- ・令和4年度児童相談所における児童虐待相談対応件数について(速報値) 301
- ・こども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第19次報告)概要 306
- ・児童相談所における児童福祉司の配置状況について 318
- ・新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン(令和4年12月15日) 319
- ・経済財政運営と改革の基本方針2023(抜粋)(令和5年6月16日閣議決定) 326
- ・こども未来戦略方針(抜粋)(令和5年6月13日閣議決定) 328
- ・こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ(令和5年7月26日) 330
- ・保育所等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について(周知)(令和5年8月4日付け通知) 345
- ・「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」について(令和4年12月27日付け通知) 369
- ・宗教の信仰等を背景とする医療ネグレクトが疑われる事案への対応について(令和5年3月31日付け通知) 389
- ・令和4年度乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認調査結果 408
- ・乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について(令和5年9月7日付け通知) 416
- ・令和5年度「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」及びヤングケアラー社会的認知度向上のための広報啓発に係る主な取組予定について 439
- ・関係学会の協力により医師と連携したこども虐待対応事例について 442
- ・児童相談所児童福祉司スーパーバイザーを育成する立場にある指導的職員を対象としたブロック研修の実施について(周知)(令和5年9月7日付け事務連絡) 445

- ・令和4年度調査研究事業（報告書）について（一覧）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 450
- ・ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック（令和5年3月 有限責任監査法人トーマツ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 453
- ・児童福祉部門と教育分野に焦点を当てた市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の運用の手引き（令和5年3月 有限責任監査法人トーマツ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 454
- ・一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための調査研究（令和5年3月 株式会社日本総合研究所）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 455
- ・児童相談所や一時保護所等における保健師の効果的な活用に関する調査研究（令和5年4月 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 457
- ・2022年度に実施された研究等について（子どもの虹情報研修センター）・・・・・・・・・・ 459
- ・2023年度下半期の研修一覧
（子どもの虹情報研修センター・西日本こども研修センターあかし）・・・・・・・・・・ 469
- ・市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置等を支援するアドバイザーの派遣について（周知）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 472

【支援局 家庭福祉課】

- ・里親委託等の推進について（里親委託加速化プラン及び「令和4年度里親養育包括支援（フォスタリング）事業取組事例」（令和5年8月10日付け事務連絡）について）・・・・・・・・ 475
- ・社会的養護自立支援事業等の実施について（令和5年7月7日付け局長通知）・・・・・・・・ 484
- ・児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱に関するQ&A（令和5年8月15日版）について（令和5年8月15日付け事務連絡）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 521
- ・被措置児童等虐待対応ガイドラインについて（令和5年3月28日付け課長通知）・・・・ 526
- ・令和3年度における被措置児童等虐待への各都道府縣市等の対応状況について・・・・ 572

【支援局 障害児支援課】

- ・障害児支援施策と障害者施策の連携について（令和5年6月20日付け通知）・・・・・・・・ 620
- ・児童発達支援管理責任者研修の対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 625
- ・障害児通所支援に関する検討会について（令和5年3月報告書とりまとめ）・・・・・・・・ 635
- ・児童養護施設・乳児院における保育所等訪問支援事業の利用について・・・・・・・・・・ 667

【成育局 成育基盤企画課】

- ・幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）について・・・・・・・・・・ 669
- ・保育所等における第三者評価の実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 675
- ・刑法の改正等に伴う保育士の欠格事由の追加等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 677
- ・令和5年度保育実践充実推進のための中央セミナーについて・・・・・・・・・・・・・・・・ 678

【成育局 成育環境課 児童手当管理室】

- ・児童手当の拡充について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 680

【成育局 母子保健課】

- ・母子保健施策の動向について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 681

○警察庁

- ・警察における児童虐待への対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 702

○法務省

- ・法務省における児童虐待防止に係る取組について・・・・・・・・・・・・ 703

○文部科学省

- ・文部科学省における児童虐待防止に関わる施策について・・・・・・・・ 721

参考資料①（こども家庭庁支援局虐待防止対策課）

- ・児童相談所関連データ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 737
- ・児童相談所・一時保護所の第三者評価の実施状況・・・・・・・・・・・・ 774
- ・中核市等児童相談所の設置について（令和5年4月時点）・・・・・・・・ 775
- ・児童相談所等におけるICT化推進事業について・・・・・・・・・・・・ 776
- ・児童虐待への対応における警察との連携・・・・・・・・・・・・・・ 777
- ・こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第19次報告）報告書・・・・ 778

参考資料②（こども家庭庁支援局虐待防止対策課）

- ・児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）について（概要、附帯決議）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1112
- ・児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係命令の整備等に関する
内閣府令案（仮称）について（概要）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1122

照会先一覧

令和4年改正児童福祉法に基づく 検討状況等について

こども家庭庁 支援局 虐待防止対策課

令和5年9月7日

スケジュール	3
一時保護施設の設備・運営基準	4
こどもの権利擁護	1 2
親子再統合支援事業	2 0
一時保護時の司法審査	2 5
令和6年度概算要求について	3 2
その他	4 3
参考資料	5 1

施行に向けた準備（実施要綱等に盛り込むべき事項、スケジュール）

施行	改正事項	政省令、告示、通知等に反映する必要のある論点	R4	R5			R6	R7	
				春～夏	秋	冬～春	夏～秋		
R6.4	こども家庭センターサポートプラン	人員配置基準、運営要領、サポートプランの記載事項・作成対象者 等	調査研究事業等	こども家庭審議会関係部会における議論	児相長会議・自治体説明会（運用イメージの提示）	政令・府令公布	通知等発出	施行	第3期子ども子育て支援計画
	地域子育て相談機関	担い手・区域、情報発信・提供、子育て世帯とつながる工夫、関係機関との連携 等							
	家庭支援事業	支援対象者、事業内容、費用負担 等							
	こどもの権利擁護	意見聴取等措置・意見表明等支援事業の実施方法・体制等							
	親子再統合支援事業	事業内容、外部機関との協働方法 等							
	一時保護所基準	居室・人員等の基準、第三者評価の受審 等							
	自立支援	事業内容、対象者、実施場所、人員等の基準、届出事項 等							
	里親支援センター	事業内容、人員等の基準、第三者評価の受審、実施場所 等							
	妊産婦等生活援助事業	届出事項、対象者、実施場所 等							
	認定資格	研修課程、試験の頻度 等	検討会とりまとめ (研修加圧11月等)				認定機関の発足		
R7.5～6	司法審査	一時保護の要件、一時保護状の請求手続 等			実務者作業チーム	府令改正・マニュアル検討	マニュアル案とりまとめ	確定・マニュアル公表	施行(令和7年6月15日までの政令で定める日)

※ 令和6年4月に向け、令和4・5年度は、令和3年度補正予算(安心こども基金)等を活用し先行的な取組を実施。

一時保護施設の設備・運営基準

改正法の概要

- 一時保護施設については、児童養護施設の設備・運営基準を準用しているところであるが、一時保護はこどもにとって不安の大きい状況であり、より手厚い対応が必要となることから、新たに一時保護施設独自の設備・運営基準を策定することとしている。
- この基準は、一時保護施設におけるこどもの状況が様々であり、一律の対応ではなく個々の事情・態様に応じた個別ケアが求められていることを踏まえ、こどもの権利擁護や個別的なケアを推進するための職員配置基準等、一時保護施設の質を担保するための事項について規定することを想定している。
- なお、以下に示す今後のスケジュールや基準案の概要については現時点での案段階のものであり、今後の関係各所との調整や検討状況によって変更となる可能性があるため留意いただきたい。

今後のスケジュール

令和6年

- 1月～2月 一時保護施設の設備・運営に関する基準案（府令案） パブリックコメント
- 3月頃 一時保護施設の設備・運営に関する基準府令の公布
一時保護ガイドライン等の発出
- 4月 一時保護施設の設備・運営に関する基準府令の施行

今後自治体をお願いしたい事項

- ・ 児童福祉法等の一部を改正する法律の附則第6条において以下のとおり規定していることから、各自治体においては、府令施行（令和6年4月1日）から一年を超えない期間内において、条例の制定をお願いしたい。

附則第6条 新児童福祉法第十二条の四第一項に規定する一時保護施設に係る同条第二項に規定する基準については、施行日から起算して一年を超えない期間内において同項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第三項に規定する内閣府令で定める基準をもって、当該都道府県の条例で定められた基準とみなす。

- ・ また、以下に示す基準案について一時保護施設の運営や保護するこどもの処遇に重大な支障がある場合には、9月15日に開催する自治体説明会に関する質問・意見等の提出のスケジュールにあわせて、ご意見を寄せていただくようお願いしたい。

※ 基準案概要の文末について

★：条例を定めるに当たって従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。

☆：条例を定めるに当たって参酌すべき基準

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に6じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

基準案の概要

(1) 一時保護施設の第三者評価

- 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。☆

(2) 児童の権利擁護等

- 一時保護施設は、職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。☆
- 一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童の権利、児童の権利を擁護するための仕組み、一時保護を行う理由等について、児童の年齢、発達の状況その他当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。★
- 一時保護施設において、正当な理由なく、児童の権利の制限を行ってはならない。また、やむを得ず児童の権利の制限を行う場合には、その理由について児童に十分に説明し、理解を得るよう努めなければならない。★
- 合理的な理由なく、児童の所持品の持ち込みを禁止してはならない。やむを得ず、持ち込みを禁止せざるを得ない場合には、その理由について児童に十分に説明し、児童の理解を得た上で行うよう努めなければならない。★

(3) 児童の健康状態の把握

- 入所した児童の健康状態を把握するために、児童の状況等に応じ、医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。☆

基準案の概要

(4) 設備基準

- 児童の居室、相談室、学習等を行う室、食堂（※1）、屋内運動場又は屋外運動場（※2）、調理室、浴室及び便所を設けること。（※3）★
 - ※1 ユニット（入居定員がおおむね六人以下）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。★
 - ※2 一時保護施設の付近に、屋内運動場又は屋外運動場に代わるべき場所がある場合はこの限りではない。★
 - ※3 加えて、児童三十人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けること。☆
- 児童が安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めなければならない。☆
- 児童の居室の定員は、四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の定員は、六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。☆（面積に係る部分は★）
- 少年（小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者）の居室の定員は、一人となるよう努めるとともに、その面積は、八平方メートル以上となるよう努めなければならない。この場合、複数の児童での利用が可能な居室を設け、児童の福祉のためにその居室を利用させることが適当であると認めるときは、当該児童が利用できるよう努めなければならない。☆
- 居室、浴室及び便所を設ける時は、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。☆
- 施設等により児童の行動の制限をしてはならない⁸。また、児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮しなければならない。★

基準案の概要

(5) 職員配置基準

- 一時保護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、看護師、個別対応職員、心理療法担当職員、学習指導員（※1）、栄養士及び調理員を置かなければならない。（※2）★

※1 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。★

※2 学習指導を委託する施設においては学習指導員を、児童十人以下を一時保護する施設においては個別対応職員を、児童四十人以下を一時保護する施設においては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設においては調理員を置かないことができる。★

- 児童指導員及び保育士の総数は、満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の児童おおむね三人につき一人以上とする。★

- 心理療法担当職員の数は、児童おおむね十人につき一人以上とする。★

- 学習指導員の数は、児童の人数に応じて適切な数を置くよう努めなければならない。★

基準案の概要

(6) 一時保護施設の管理者、指導教育担当職員

- 都道府県知事は、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を一時保護施設の管理者として置かなければならない。★
- 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。★
- 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務に通算しておおむね五年以上従事した経験を有する者でなければならない。★
- 一時保護施設の管理者は、一時保護施設の定員の数、都道府県における職員の適正な配置等の観点から必要と認められ、かつ、一時保護施設の適切な運営に支障がない場合に限り、指導教育担当職員を兼ねることができる。★
- 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、二年に一回以上、一時保護施設の運営に関し必要な知識の習得及びその資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。☆

基準案の概要

(8) 児童の教育

- 就学している児童については、当該児童の希望に応じ、就学等できるように努めなければならない。☆

(9) 夜間の職員配置

- 夜間は、ユニットを整備しない場合には、職員二人以上を置かなければならない。ユニットを整備する場合には、各ユニットに職員一人以上を置かなければならない。この場合において、当該職員の数は、二人を下回ることはできない。★
- 児童相談所の開庁時間以外に虐待通告窓口対応を一時保護施設が実施している場合には、上記職員とは別に必要な職員を置くよう努めなければならない。★

(10) その他運営に関する事項

- 上記のほか、安全計画や業務継続計画の策定、衛生管理、食事、秘密保持、苦情対応等は児童福祉施設の設備・運営基準と同内容のものを規定する。

(11) 経過措置

- 設備基準については、現に存する一時保護施設（建築中のものを含む）については従前の例によることとする。
- 職員配置基準と夜間の職員配置について、職員の確保等が難しい場合には、施行後2年間は従前の例によることとする。
- 指導教育担当職員について、施行後2年間は、児童福祉司であって、職員の指導及び教育を行うための知識及び経験を有する者として児童相談所長の命を受けた者を指導教育担当職員として置くことができる。

こどもの権利擁護

権利擁護スタートアップマニュアル作成に関する調査研究 概要

趣旨

- 令和4年児童福祉法等改正法では、社会的養護に係るこども権利擁護に係る様々な取組（児童相談所や都道府県等における意見聴取等措置、意見表明等支援事業、こどもの権利擁護に係る環境整備）が規定され、各都道府県等では改正法の施行までに必要な準備を着実に実施していく必要がある。
- このため、各都道府県等が適切に各取組を進めることができるよう、その意義や具体的な準備事項、実施内容、実施における留意点等を盛り込んだ「権利擁護スタートアップマニュアル（案）」を作成するため、本調査研究において有識者・実務者検討会を開催し、検討を行った。

※敬称略、五十音順、◎は座長

検討事項

（意見聴取等措置）

- こどもの意見聴取措置が必要となる場面、実施主体、意見聴取等措置の実施方法 等

（意見表明等支援事業）

- 意見表明等支援を実施する場面、意見表明等支援事業の実施に向けた準備・留意事項

（こどもの権利擁護に係る環境整備）

- 個別ケースに関するこどもの権利擁護の仕組み、こどもや関係者・関係機関への周知啓発や理解醸成

等

検討委員会の構成

氏名	所属・役職
相澤 仁	大分大学学長特命補佐（福祉・地域共生社会推進担当） 福祉保健科学部 教授
磯谷 文明	くれたけ法律事務所 弁護士
神谷 万美	中野区子ども・若者支援センター 児童相談所 副所長
◎ 川崎 二三彦	子どもの虹情報研修センター センター長
鈴木 玲	和歌山県福祉保健部福祉保健政策局 子ども未来課長
中村 みどり	Children's Views and Voices 副代表
前橋 信和	関西学院大学 名誉教授
薬師寺 真	岡山県倉敷児童相談所 所長

I こどもの意見聴取等措置

■ 意見聴取等措置が必要となる場面

- 以下の場合、意見聴取等措置をあらかじめ実施（①は法律上規定。②はこの他実施すべき又は実施が望ましい場面）
 - ① 一時保護、在宅指導等措置、施設入所、里親等委託、指定発達支援医療機関への委託の決定・停止・解除・変更・期間の更新
 - ② 自立支援計画の策定・見直し、自立援助ホームや母子生活支援施設への入居・入所、面会通信制限 等
- 緊急一時保護の必要がある場合などあらかじめ意見聴取等措置をとるとまがないときは、事後速やかに意見聴取等措置を実施

■ 意見聴取等を行う者

- 原則、児童相談所職員が実施。各児童相談所の体制や状況等も踏まえつつ、こどもの意見・意向を適切に把握できる方法（※）を検討。
※ 担当の児童福祉司又は児童心理司（必要に応じて双方）が実施／担当児童福祉司等とは別の職員が実施
- 意見表明等支援事業の活用により、こどもの求めに応じて意見表明等支援員が支援を行うことも有用。

意見聴取等 措置の流れ

Step1
こどもへの説明

Step2
こどもからの意見聴取

Step3
記録作成

Step4
聴取した意見・意向の考慮、
反映の検討

Step 5
こどもへのフィードバック

■ こどもへの説明・意見聴取

- 以下の事項（※）をこどもに事前に丁寧に説明。権利ノートや図、イラスト等を用いると効果的。
※ 児童相談所の役割、こどもが置かれている現在の状況、親や家族等の現在の状況、一時保護ガイドライン／児童相談所運営指針で定められている内容（一時保護の理由、目的等／入所等措置をとる理由等）、聴取した意見の取扱い、権利救済や意見表明等支援事業の仕組み・利用方法
- 援助方針の検討の可能な限り早期の段階で、以下の事項（※）について意見聴取を実施。複数回にわたり実施する等の対応が望ましい。
※ 措置等の内容についての意見・意向とその理由、今後に対する希望、現在の状況についてどう考えているか、措置等に関する希望、不安等
- 言葉による意見聴取が困難な場合も、絵カード等のコミュニケーションツールを活用し、こどもが意見・意向を表明できるよう最大限配慮。それでも意見表出が困難なこどもには、こどもの生活スタイルを理解して意思を推察するなど非指示的アドボカシーを実施

■ 記録の作成・管理 児童記録票に、日時場所、説明方法、説明内容、聴取内容、こどもの反応・様子、所見を記載

■ 聴取した意見・意向の考慮、反映の検討

- 聴取した意見・意向は援助方針会議等の場で共有し、十分勘案した上でこどもの最善の利益を考慮して組織として支援の方法や内容等を検討。可能な限りこどもの意見・意向を尊重できるよう、十分な検討・議論を行う

■ こどもへのフィードバック

- こども本人に速やかに決定の内容と理由を丁寧かつ分かりやすく説明しフィードバック。特にこどもの意見・意向と反する意思決定を行う場合は説明を尽くす。

Ⅱ 意見表明等支援事業

■ 意見表明等支援を実施する場面

- 措置等の決定、自立支援計画策定、里親・施設や一時保護所における日常生活の場面、こどもが児童福祉審議会等へ意見申立てを行う場面

■ 意見表明等支援事業の実施に向けた準備・留意事項

（実践環境の整備）

- こども／関係者（児童相談所職員や里親・施設職員、一時保護所職員等）への説明、多様なアクセス手段の確保（電話、はがき、SNS等。障害児の場合は手話通訳等の合理的配慮）、事務局の体制確保（都道府県等の主管課／可能であれば適当な外部団体に委託）

（意見表明等支援員の確保）

- 配置形式・体制（独立性の担保）：児童相談所等とは別の機関が担うことを基本。適切な団体等に都道府県等が委託／補助。個人の場合は委嘱
- 資質の醸成・担保：都道府県等が適当と認める養成研修の修了が必要。多様な属性・強みを持つ支援員の確保。SVを受けられる体制整備。

（意見表明等支援事業の実施方法、留意事項）

- 訪問先の決定（一時保護所、里親家庭、児童養護施設等の入所施設）、対象となるこども（年齢等で一律に区切るのは不適當）、訪問方法（定期又は要請に応じた訪問）、こどもの意見表明を促す工夫、こどもの年齢・発達の状況に応じた配慮、意見表明への対応とこどもへのフィードバック（意見表明を受けた関係機関における十分な検討、こどもへの丁寧でわかりやすい説明が確実に行われる体制の構築）、守秘義務・個人情報の管理 等

注：意見表明等支援事業の実施に当たっては、自治体としての事業名や担当機関名について、事業の実施内容との関係でわかりやすく誤解のないものとなるよう留意。

Ⅲ こどもの権利擁護に係る環境整備

■ 個別ケースに関するこどもの権利擁護の仕組みの構築

（児童福祉審議会の活用）

基本的な仕組み：こども（又はこどもに関わる関係機関）が児童福祉審議会に意見を申し立て、こどもからの意見聴取や必要な調査を行った上で児童福祉審議会において審議し、必要な場合には児童相談所等の関係行政機関に対して意見を具申

※ 意見具申の内容はこども本人にも伝え、児童福祉審議会では一定の期間を設けて児童相談所や施設等から対応結果の報告を求め、その結果をこどもに伝えるといったフォローアップも行う

準備・留意事項：児童福祉審議会の独立性、迅速性、専門性、こどもからのアクセシビリティの確保等の観点から必要な体制を確保

- 権利擁護に関する専門部会の設置・迅速な開催、委員の選定（児童相談所や施設関係者等は望ましくない等）、事務局の設置（児童相談所職員が担当することは避ける）、多様なアクセス手段の確保、関係機関等（児童相談所、施設、一時保護所、里親等）への説明・周知

（児童福祉審議会以外の機関による権利擁護）

- 条例について児童福祉審議会とは別のこどもの権利擁護機関を設置し、権利救済の申し立てを受けて調査・審議、勧告等を行う自治体の取組例を紹介

■ 意見表明等支援事業の実施・活用促進等

■ こどもに対する権利や権利擁護の仕組みの周知啓発、関係者・関係機関への周知啓発や理解醸成

■ こどもの権利擁護に係る環境整備に関するその他の取組（意見箱（実効性ある運用）、こども会議等）

アドボケイト（意見・意向表明支援）における研修プログラム策定及び好事例収集のための調査研究 概要

趣旨

- 令和4年児童福祉法等改正法では、都道府県等の事業として意見表明等支援事業が新たに規定されたが、意見表明等支援事業の実施にあたっては専門的な知識や技術を有する意見表明等支援員の確保が必要となる。
- 各自治体においては意見表明等支援員の養成が主要な課題の一つとなっているため、研修カリキュラムの（例）を含む「意見表明等支援員養成のためのガイドライン（案）」を作成するため、本調査研究において検討委員会を開催し、検討を行った。

検討事項

- 意見表明等支援員の主な業務内容
- 意見表明等支援員に求められる要件等
- 意見表明等支援員のカリキュラム（例）、
到達目標

等

※敬称略、五十音順、◎は座長

検討委員会の構成

氏名	所属・役職
相澤 仁	大分大学 福祉健康科学部 教授
岡田 健一	九州大谷短期大学 准教授
◎川崎 二三彦	子どもの虹情報研修センター センター長
中村 みどり	Children's Views & Voices 副代表
野呂 英樹	宮城県保健福祉部 子ども・家庭支援課 課長
藤田 香織	藤田・戸田法律事務所 弁護士
前橋 信和	関西学院大学 名誉教授
山元 浩司	兵庫県福祉部 児童課 課長

意見表明等支援員養成のためのガイドライン（案）概要

（アドボケート（意見・意向表明支援）における研修プログラム策定及び好事例収集のための調査研究）

意見表明等支援員とは

<主な業務内容>

意見表明等支援員の基本的な役割は、こどもの立場に立って、

- ①こどもの意見の形成を支援し（意見形成支援）
 - ②こどもの意見・意向を意見聴取等により把握し、こどもの希望に応じ、行政機関や児童福祉施設・里親等の関係機関に対し、意見表明を支援したり、こどもの意見・意向を代弁した上で伝達するために必要な連絡調整をする（意見表明等支援）
 - ③こどもが意見表明を行った後、関係者からの説明について、こどもが納得しているか確認し、必要に応じて再度の意見表明を支援する
- ⇒ ①～③の活動の前提として、こどもや関係機関等に、こどもの権利や支援員の意義・役割等について理解してもらうことが重要

⑥こども権利や支援員の役割に関する理解促進

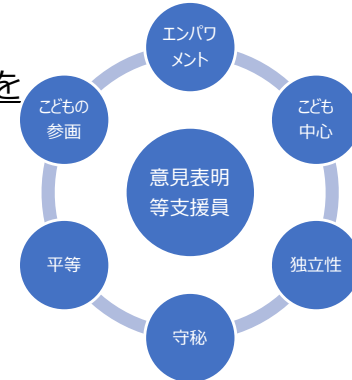
①意見形成支援

②意見表明等支援

③その後の対応
（こどもの求めに応じた再度の支援）

<求められる要件など>

- 意見表明等支援員として活動するには一定の知識・技術等が求められるため、都道府県等が適当と認める研修を修了する必要（研修の企画・検討する際は、本ガイドラインで示している到達目標、研修カリキュラム（例）を参考）
- 意見表明等支援員は、こどもの権利保障のために、6原則（右図参照）など重要な考え方に基づいて、こどもの声を傾聴し、こどもを中心とした意見形成支援・意見表明支援を行うことが求められる
- 児童相談所や施設の職員、里親自身が行うことは想定されない（独立性の観点）
- 禁固以上の刑に処せられた者等は、意見表明等支援員として不適格



意見表明等支援員の到達目標

※意見表明等支援員として活動するに当たって、常に意識し、達成するように不断に努力することが求められる目標

：こどもの権利保障のために、基本とする原則に基づいて、こどもの声を傾聴し、こどもを中心とした意見形成支援・意見表明等支援を行うことができる

知識・
技術

- ・意見表明等支援事業に関連する法令やマニュアル等を十分理解している
- ・こどもの権利及び意見表明等支援員の果たす役割・内容についてこどもや関係機関・関係者に十分理解を得られるように説明できる
- ・意見表明等支援に関する基本的な考え方を理解し、自然と身に付いた態度で実践できる 等

態度

- ・こども権利保障実現を目指すことを常に意識し、こどもの権利を尊重し擁護する態度を身につけている
- ・こどものそのままのありようを尊重し、柔軟な姿勢を保ちながら、こどもと継続的な信頼関係を構築し、向き合い続けている 等



意見表明等支援員養成のためのガイドライン（案）概要

（アドボケート（意見・意向表明支援）における研修プログラム策定及び好事例収集のための調査研究）

研修カリキュラム（例）

既に研修を実施している各団体等の研修内容等を踏まえ、研修カリキュラム（例）をA～Eの大項目に沿って整理。
 A:アドボカシーの意義・目的、B:権利擁護・児童福祉行政に対する理解、C:アドボカシーの過程と必要な技術・態度、D:子どもの多様性への理解、E:アドボカシーの実践

基礎編 意見表明等支援員が果たす役割・意義を理解しながら、望ましい基本的な態度、子どもを取り巻く環境などについて理解

養成編 基礎編で学んだ概略をさらに深め、実際に出会う子どもの多様性等についてより理解。グループワークが有効

科目名	時間	内容（目的の記載は省略）
A アドボカシーの定義・理念、独立・専門・訪問アドボカシーの概要	2	・アドボカシーにおける意見表明等支援員の役割 ・アドボカシーの基礎・理念・6原則等
B 人権・子どもの権利の理解と子どもの権利擁護	1～2	・子どもの権利条約の目的・内容 等
	1～2	・意見表明等支援事業の関連法令、養成ガイドライン・スタートアップマニュアルの目的・内容
	1～2	・各自治体の児童相談所や児童福祉審議会の役割等の制度・現状 等
C アドボカシーの基本的な態度・技術	2～3	・子どもと向き合う際の基本的な配慮事項 ・アドボカシーを行う際の基本的な態度 等
D 多様な子どもの理解とその権利擁護	2～3	・子どもの発達への理解 ・子どもの多様性（ジェンダー、LGBTQ、外国にツールをもつ、障害等）への理解 ・様々な生きづらさ（トラウマを含む）等への理解
E 社会的養護当事者・経験者から見る社会的養護やアドボカシーの現状（概要編）	1～2	・社会的養護当事者・経験者からみた社会的養護やアドボカシーの現状

科目名	時間	内容（目的の記載は省略）
A アドボカシーの理念と原則（詳細編）	1～2	・意見表明等支援員と子どもの権利擁護に関わる多職種との違い 等
B 各自治体における関連制度やアドボカシーの取組（詳細編）	1～2	・社会的養護の子どもに関連する制度の詳細等 等
C 訪問アドボカシーの過程と技術（2時間×3回）	6	・訪問する各施設等種別の訪問アドボカシーの特徴、必要な技術、留意点 等
D 子どもの発達段階に応じたアドボカシー	1～2	・年齢や発達の状況に合わせたアドボカシーの実践 等
	2～3	・多様性に応じたアドボカシーの実践 等
	2～3	・困難や被害による子どもへの影響の理解 等
E 演習（ロールプレイ）（2時間×2～3回）	4～6	・面談シナリオを作成するワークや、ロールプレイ等
	1～2	・意見表明等支援員の自己覚知や内省の重要性 等
	1～2	・社会的養護当事者・経験者からみたアドボカシーの実際（詳細編）
	2	・難しい場面での対処 等
	1～2	・活動する組織の理解（研修企画団体が意見表明等支援の訪問活動等も行う場合） ・他の組織との連携 等

養成後のフォローアップ等の取組

養成後に支援の質の向上させていくことの重要性を踏まえ、各団体の養成後のフォローアップ等の取組（定期的な事後研修、SV等から助言を得る、支援員同士で悩みを共有する等）を紹介

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>
令和6年度概算要求：208億円の内数（208億円の内数）

1 事業の目的

- 令和4年児童福祉法等改正法では、社会的養護に係るこども権利擁護の強化を図るため、こどもの意見表明等支援事業が創設されるとともに、こどもの権利擁護に係る環境整備（こどもの申立てに基づき児童福祉審議会等による調査審議・意見具申を行う等）が都道府県等の業務として規定された。
- このため、各都道府県等や必要に応じて市区町村において、改正法に基づくこどもの権利擁護のための取組が積極的に実施され、全国的に社会的養護に係るこどもの権利が守られる体制の構築が進むよう、新たな補助を創設する。（現行のこどもの権利擁護体制強化事業を改正法に基づく取組を推進するための事業として再編）

2 事業の概要

※活動実態を踏まえた補助となるよう活動回数に応じて加算（現行事業では補助基準額は一律10,000千円）

①意見表明等支援事業：

一時保護施設や里親家庭・児童養護施設等において、児童相談所等から独立した立場にある意見表明等支援員が、こどもの求めに応じたり、定期的に訪問すること等により、こどもが施設等での生活における悩みや不満、措置の内容に関する意見等を形成し、関係機関に対し表明することを支援する仕組みを構築する。実施主体である都道府県等において、意見表明等支援員の確保、養成、実施体制の構築を図る。

②こどもの権利や権利擁護のための仕組みに関する周知啓発

こどもの権利や権利擁護に係る取組について、パンフレットや権利ノートを提供するなどして、こどもに対してわかりやすく説明するとともに、里親・施設等関係者に対しても周知啓発・理解増進を図る。また、意見を申し出るための葉書を配布する等によりこどものアクセシビリティを確保する。

③こどもの権利擁護機関の整備

社会的養護に係るこどもからの申立てに応じて、児童福祉審議会又はその他の権利擁護機関が、関係機関やこどもへの必要な調査を行った上で審議をし、関係機関に対して意見具申等を行う仕組みを整備することで、こどもからの申立てを契機に個別ケースの救済が図られる道筋を確保する。

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村（①以外）

【補助基準額】 ① 5,901千円（活動回数120回まで）

※活動回数に応じて加算

（加算1）121～240回：2,990千円

（加算2）241回～：5,981千円

② 1,735千円 ※②単独は不可

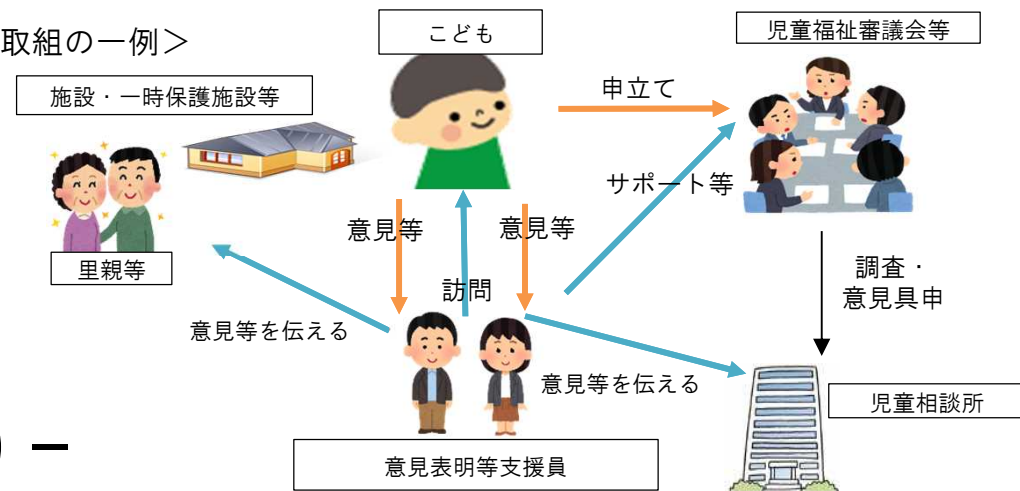
③ 児童福祉審議会の場合 3,999千円

その他の権利擁護機関の場合 5,159千円

【補助率】 国：1/2

都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村：1/2

<取組の一例>



親子再統合支援事業 (親子関係再構築支援)

保護者支援プログラムのガイドライン策定及び好事例収集のための調査 研究 概要

趣旨

- 令和4年児童福祉法等改正法により親子再統合支援事業が都道府県等の事業として新たに規定された。
保護者支援プログラムなどを含む親子再統合支援事業については、親子関係の再構築のために必要となる支援の全体像とその実施に必要な体制等を踏まえた上で、支援メニューの充実や体制強化のために活用を図っていくことが重要である。
- このため、都道府県等が、保護者支援プログラムに限らず、親子関係再構築支援全体を適切に行うために必要となる体制整備のあり方について示す「親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン（案）」を作成するため、本調査研究において検討委員会を開催し、検討を行った。

検討事項

- 親子関係再構築支援の定義・意義
- 親子関係再構築支援の原則
- 親子関係再構築支援のために整備が必要な体制、仕組み
- 児童相談所における親子関係再構築支援の体制強化
- 民間団体との協働による親子関係再構築支援の充実
- 市区町村における支援体制の強化と児童相談所との連携
- 施設、里親との協働による支援

※敬称略、五十音順、◎は座長

検討委員会の構成

氏名	所属・役職
稲葉 史恵	神奈川県中央児童相談所 虐待対策支援課 課長
井上 直子	堺市子ども相談所 参事役
◎上鹿渡 和宏	早稲田大学 人間科学学術院 人間科学部 教授
久保 樹里	花園大学 社会福祉学部 社会福祉学科 准教授
児玉 彩奈	広島県西部こども家庭センター 相談第1課 初期対応係 係長
畠山 由佳子	神戸女子短期大学 幼児教育学科 教授

親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン（案）概要 （保護者支援プログラムのガイドライン策定及び好事例収集のための調査研究）

1. 親子関係再構築支援の定義・意義

<親子関係再構築支援の定義>

※ 親子関係再統合支援 = 親子関係再構築支援

- こどもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に回復するために、虐待をはじめとする養育上の課題や問題により傷ついた親子関係の修復や再構築に取り組むこと

※ 施設等に入所しているこどもと親を対象とした家庭復帰を唯一の目的とするものではなく、在宅で生活する親子を対象とした支援を含む。

親のいないこどもについても、生い立ちの整理や親族・兄弟などとの関係性の構築、永続的なつながりや養育環境を構築するための支援も含まれる。

<親子関係再構築支援の意義> ～こどもの回復のために不可欠～

- その意義は「こどもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に回復することを通して、こどもが愛され、大切にされているということを実感しながら、親と子互いの存在や価値を肯定して生きていけるようになる」こと。
- こどもの自尊感情や自己肯定感の回復には親子関係再構築支援が必要であり、こどもの将来に大きく影響を及ぼす。こどもと親の双方、それを支える家族・親族や地域を含めて総合的にサポートすることが求められる。
- 「こどもの最善の利益を優先して考慮」という児童相談所の相談援助活動の理念・目的において、親子関係再構築はその根幹をなすたの

2. 親子関係再構築支援の原則

①こどもの援助指針等における親子関係再構築

援助指針等（自立支援計画やサポートプランを含む）には、「親との関係性を再構築する」という視点が必ず含まれるべき。

②当事者である家族（「こども」と「親」）と一緒に考える

主体は「こども」と「親」。こどもと親が現状をどのように捉え、どのようにしていきたいかを確認し、そのために何が必要なのかを一緒に考える、援助指針等策定のプロセスが重要。

③こどもを支える人・機関と連携した援助指針等の策定

祖父母や友人、地域とのつながりなど含めた総合的な支援を行うため、家族を中心におき、支援者・支援機関や各々の役割分担等を十分に確認。

④親子関係再構築支援 = 保護者支援プログラムの活用、ではない

親子関係再構築支援は、こどもの回復を目的として、こどもの援助指針の一環として、こども、親、家族、親族等に対して行う総合的な支援。保護者支援プログラムは、支援メニューの1つの選択肢。

3. 親子関係再構築支援のために整備が必要な体制・しくみ

<重層的・複合的・継続的な支援が行える体制構築> ～こどもや親の課題等に応じ、多様な支援メニューと必要に応じ長期的なサポートを～

- 都道府県等が推進役となり、児童相談所による支援のほか、市区町村や関係機関（施設や里親等、児童家庭支援センター、医師や外部の専門家、民間団体等）、自治体内の他部署等を含めた総合的な支援体制を構築する必要。

<親子関係再構築の視点を含めたアセスメント・援助方針の策定> 22 -

- 親子関係再構築の視点からこどもと保護者・家族の抱えるリスクやニーズ、ストレングスをアセスメントし、支援方針・方法をより具体的に記載。

親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン（案）概要 （保護者支援プログラムのガイドライン策定及び好事例収集のための調査研究）

4. 児童相談所における親子関係再構築支援の体制強化

<親子関係再構築支援を実施するための児童相談所の組織づくり>

- 親子関係再構築支援はこどもの援助指針の一環であり、当然行うべき支援であることを前提とした組織づくり（専任職員の配置、専門チームの設置、SVによるサポート体制をつくる等、各段階において切れ目のない支援を行えるような組織づくり）が必要。

<児童相談所でのノウハウ共有のための研修体系の構築>

- 児童相談所内でノウハウを共有し、組織として蓄積していくための工夫（オンライン研修等の積極的な活用や、講師を招聘した研修実施等）が必要。

<多様な主体との「協働」による親子関係再構築支援の実践>

- 市区町村、民間団体、施設・里親等の多様な主体との連携・協働を意識し、援助方針の検討・共有等を行っていくなど、連携・協働のための取組を児童相談所が率先して実践する必要。

<児童相談所が行う親子関係再構築支援メニューの充実>

- こどもと親の課題やニーズを踏まえて、アセスメント方法の開発や支援メニューづくりを行い、実践している児童相談所もある。

5. 民間との協働による親子関係再構築支援の充実

- **民間団体との協働による支援体制のメリット**：児童相談所に対して拒否感や抵抗感を抱いている親への対応、アセスメントや支援における第三者視点による新たな気づき、民間団体の専門性を生かした支援、児童相談所としてのノウハウ蓄積や職員のスキルアップ
⇒ 支援の選択肢を増やし、多様な立場からサポートできる体制づくりにつなげる。
- **留意点**：事前のアセスメントを丁寧に行ったうえで必要なプログラムにつなぐ、カンファレンスは合同で実施する、事後の親・こどもの変化等を適切に評価したうえでその後の対応をとるなど、民間団体に任せきりにせず協働による支援を意識 等

6. 市区町村における支援体制の強化と児童相談所との連携・協働による支援の充実

- 多くの資源等の調整役である市区町村が担う役割は大。切れ目のない支援に向け、児童相談所から親子のニーズ等について市区町村に適切に情報提供し、サポートプラン策定に反映。プッシュ型（利用勧奨・措置）での支援提供も含め、市区町村とともに支援方針を検討。
- 社会的養育推進計画において、都道府県は親子関係再構築支援の重要性を関係機関に向けて広く啓発するとともに、都道府県として親子関係再構築支援の方針を共有した上で、市区町の体制強化に向けた支援方策を講じる等の主導的役割を発揮することが期待。

7. 施設、里親等との協働による支援

- こどもの状況や親の面会等に関する状況等について施設・里親ファミリホーム等からもしっかりと情報収集等を行い、援助指針の策定を含めて、施設・里親等と協働しながら支援を実施する仕組みづくりが重要。
- 家庭復帰の可能性の低い場合は早期に特別養子縁組、養子縁組による永続的な養育を受けられるよう、必要な手続の確認や里親支援機関や養子縁組あっせん事業者との連携等の体制づくりがある。

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>
令和6年度概算要求：208億円の内数（208億円の内数）

1 事業の目的

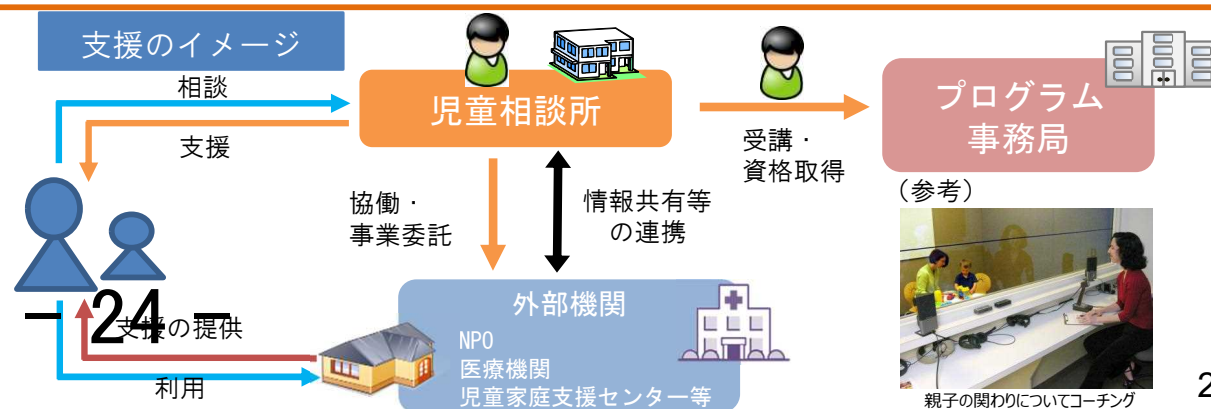
- 令和4年児童福祉法等改正法により親子再統合支援事業が都道府県等の事業として新たに規定された。
- 親子再統合支援（=親子関係再構築支援）は、虐待等により傷ついた親子関係の再構築を図るために、家族の状況や課題等に応じ、こども、親、家族、親族等に対して行われる総合的な支援であり、都道府県等が推進役となり、児童相談所と、市区町村や施設等の関係機関、民間団体等の多様な主体が協働して、重層的・複合的・継続的な支援を行える体制を構築していくことが必要である。
- このため、都道府県等が親子関係再構築支援全体を適切に行えるよう、支援メニューの充実や支援体制の強化を図るための新たな補助を創設する。（現在の統合補助金「保護者指導・カウンセリング強化事業」について必要なメニューは維持した上で再編・拡充）

2 事業の概要

- 親子関係再構築支援員の配置**：現行の保護者指導支援員（児童心理司と同等程度の知識を持つ者）から変更。児相あたりの人数も増加（1→2名分）親子関係の再構築のために必要となる総合的な支援を提供していくためには、児童相談所が多様な主体（市区町村・関係機関（施設、里親、児童家庭支援センター等）・民間団体）と協働しながら本事業を進めていくことが重要であることから、児童相談所に他機関との連絡調整（他機関における支援の状況等の確認、支援方針の共有など）や親子の面会・外出等の補助を行う親子関係再構築支援員を配置する。（1児相あたり2名分（現行：1名分））
- 親子関係再構築支援**：児童福祉司や児童心理司が親子関係再構築支援を実施するにあたり、支援が難しいケースに対して外部機関（精神科医や大学教授）などの助言指導を受けることができるよう、支援メニューにスーパーバイズを追加。
 - ・**カウンセリング** 精神科医等の協力を得て、こどもや保護者等に対してカウンセリングを実施する。
 - ・**家族療法・保護者支援プログラム** こどもを含む家族全体に対するアプローチによる援助や保護者がこどもとの適切な関わり方等を学ぶプログラムを実施する。
 - ・**ファミリーグループカンファレンス** こどもや保護者、親族などが主体的に問題解決の方法を話し合い、支援方法について検討する場を設ける。
 - ・**宿泊型支援** 離れて生活する親子に対して、宿泊等しながら生活訓練や親子関係改善のためのプログラム等を行うとともに行動観察を行い、必要な支援を行う。
 - ・**スーパーバイズ** 学識経験者等から、親子関係再構築支援について専門的技術的助言や指導等を受ける。
- 保護者支援プログラム等資格取得支援事業**：児童相談所等の職員の資格取得が進むよう、1児相あたり300千円→500千円に単価を増加
児童相談所等の職員がより効果的な保護者支援を行うことができるよう、専門的な知識及び技術の習得を図る
- 親子関係再構築民間団体育成事業**
保護者支援プログラムなどの親子関係再構築支援の実施を受託できる民間団体を育成するため、民間団体にアドバイザーとして有識者を派遣したり、先駆的な取組を行う民間団体で研修を受けたりするための補助を行う。

3 実施主体等

- 【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- 【補助基準額】 (①～③児童相談所1か所当たり、
④都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり)
- ①7,056千円 ②12,400千円 ③500千円 ④1,253千円
- 【補助率】
国：1/2
都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2



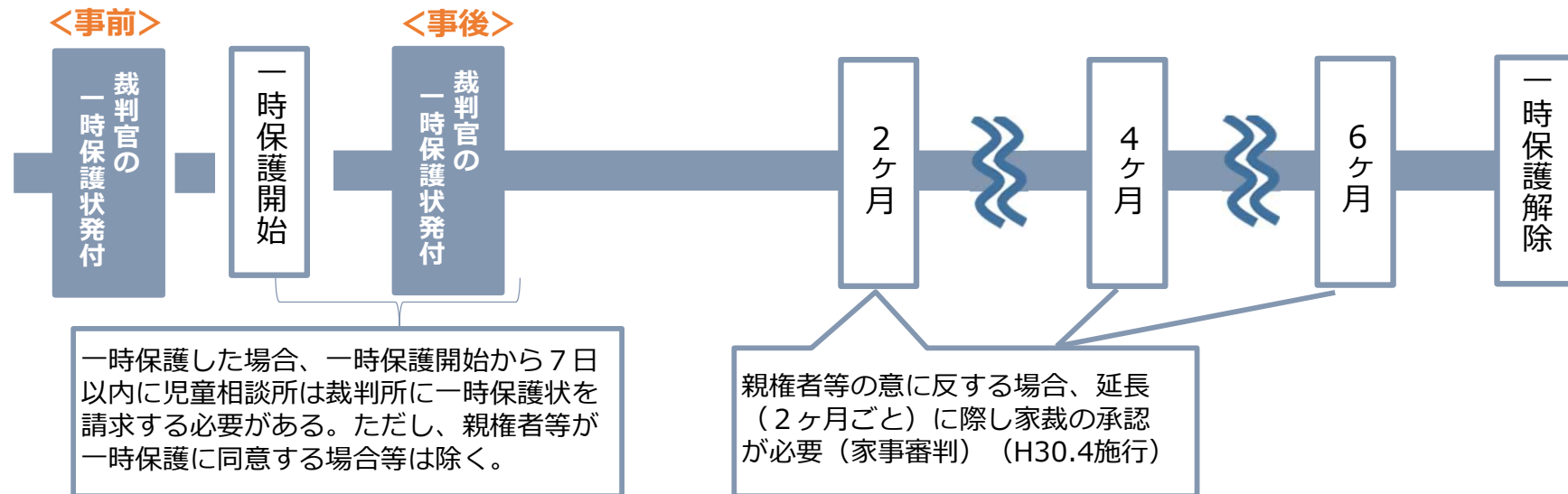
一時保護時の司法審査

一時保護時の司法審査に関する実務者作業チーム

一時保護時の司法審査等

<一時保護開始時の適正手続の確保（司法審査）>

- 一時保護の適正性の確保や手続の透明性の確保のため、一時保護開始の判断に関する司法審査を導入する。
 - 裁判官が発付する一時保護状による方法（事前又は保護開始から7日以内に児童相談所は書面で請求）とする。
 - 対象として、親権者等が一時保護に同意した場合や請求までに一時保護を解除した場合等は除く。
 - 児童虐待のおそれがあるときなど、一時保護の要件を法令上明確化。その要件に該当するときは、明らかに一時保護の必要がないと認めるときを除き、裁判官は一時保護状を発付する。
 - 一時保護状発付の請求が却下された場合、一時保護を解除した際に児童の生命及び心身に重大な危害が生じるおそれがあるときには、児童相談所からの不服申立手続を設ける（却下の翌日から3日以内にその取消を請求）



一時保護時の司法審査に関する実務者作業チームについて

- 昨年6月8日に成立した児童福祉法改正法において、**一時保護の開始時の司法審査を導入**（公布から3年以内の政令で定める日施行）。社会保障審議会児童部会社会的養育委員会報告書において、施行までに、その運用や実務の詳細について、法律実務に携わる者など、**実務者も構成員に含む作業チームを立ち上げて検討すべき**と指摘。
- このため、厚生労働省において、**作業チームを令和4年8月末から設置し、一時保護時の司法審査の運用及び実務の詳細等**について、実務的な観点から議論することとする。

（検討会委員） ※法務省、最高裁事務総局はオブザーバーとして参加 ※敬称略、五十音順

自治体 関係	法曹実務者 関係	学識等 関係
<ul style="list-style-type: none"> ・大浦 俊哉（東京都福祉保健局担当部長〈児童相談センター人材企画担当課長事務取扱〉） ・河島 貴子（世田谷区児童相談所所長） ・大久保 法彦（滋賀県中央子ども家庭相談センター所長 兼 健康医療福祉部管理監） ・薬師寺 順子（大阪府中央子ども家庭センター所長） 	<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤 康憲（東京家庭裁判所 判事） ・橋本 佳子（名古屋市中央児童相談所 主幹、弁護士） ・浜田 真樹（浜田・木村法律事務所 弁護士） 	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿 はる美（一橋大学大学院法学研究科 准教授） ・中村 みどり（Children's View & Voices 副代表） ◎橋本 和明（国際医療福祉大学医療福祉学研究科臨床心理学専攻教授） ○吉田 恒雄（認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク 理事長）
計4名	計3名	計4名

（今後のスケジュール）

- 令和5年夏頃：マニュアル案とりまとめ
- 令和6年夏頃：マニュアル確定、内閣府令改正
- 令和7年6月15日までの政令で定める日：施行

※現時点（令和5年9月）では、一部のスケジュールが以下のとおり変更となっている。

○令和5年秋頃：マニュアル案とりまとめ

○令和6年夏～秋頃：マニュアル確定、内閣府令改正

一時保護の要件について

1. 改正後児童福祉法

<改正後>

第三十三条 児童相談所長は、児童虐待のおそれがあるとき、少年法第六条の六第一項の規定により事件の送致を受けたときその他の内閣府令で定める場合であつて、必要があると認めるときは、(略) 児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

<改正前>

第三十三条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、(略) 児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

2. 「内閣府令で定める場合」の条文案（令和5年4月26日の実務者作業チームで提示）

第A条 児童福祉法（以下「法」という。）第三十三条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合であつて、児童の安全を迅速に確保すること、又は児童相談所長によるアセスメント（児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握することをいい、短期入所指導（法第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設等に児童を短期間入所させ、心理療法、生活指導その他の援助を行うことをいう。）を行うことを含む。）を行うことを目的とする場合とする。

- 一 児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）第二条に規定する児童虐待を受けた場合若しくはそのおそれがある場合又は児童虐待を受けるおそれがある場合（児童虐待防止法第十二条の二第一項に定める場合を含む。）
- 二 少年法第六条の六第一項の規定による送致を受けた場合又は警察官から法第二十五条第一項の規定による通告を受けた場合
- 三 児童の行動が自己若しくは他人の生命、心身若しくは財産に危害を生じさせた場合若しくはそのおそれがある場合又は危害を生じさせるおそれがある場合
- 四 児童が自らの保護を求め、又はこれに相当する意見若しくは意向を表明した場合
- 五 児童の保護者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による病院への入院等の状態となつたこと、児童が家出人であることその他の事由により、児童に現に監護をする者若しくは住居がない若しくは児童の住所若しくは居所が不明である場合又はそのおそれがある場合
- 六 児童の保護者がその監護する児童の保護を求め、又はこれに相当する意見を表明した場合
- 七 前各号に掲げるもののほか、一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じるおそれがある場合

一時保護状請求の流れ（イメージ）

一時保護の要件（一時保護の理由）該当性、一時保護の必要性の検討

一時保護の開始

- 児童、親権を行う者等（親権を行う者又は未成年後見人）の人定資料の取得
- 児童及び親権を行う者等への説明
- 児童の意見・意向の確認
- 親権を行う者等の同意の有無、意見の確認
- 一時保護の理由及び必要性を裏付ける資料の取得
- 一時保護状請求書の作成
- 提供資料（ケース記録等）の準備

一時保護状の請求（事後請求）

一時保護状の発付

7
日
以
内

- 児童、親権を行う者等（親権を行う者又は未成年後見人）の人定資料の取得
- 児童及び親権を行う者等への説明
- 児童の意見・意向の確認
- 親権を行う者等の同意の有無、意見の確認
- 一時保護の理由及び必要性を裏付ける資料の取得
- 一時保護状請求書の作成
- 提供資料（ケース記録等）の準備

一時保護状の請求（事前請求）

一時保護状の発付

一時保護の開始

一時保護状請求のためのマニュアル（案）の主なポイント①

※令和5年6月21日の実務者作業チームで議論いただいた事務局素案であり、今後も加筆修正予定

第1章 令和4年児童福祉法等改正（一時保護時の司法審査）の概要

第2章 一時保護の要件

※調整中

第3章 一時保護状請求手続

1 一時保護状の請求が必要となる場合

- 一時保護を行うことについて親権者等の同意がある場合、児童に親権者等がない場合、一時保護を開始した日から起算して7日以内に解除した場合を除き、一時保護状の請求が必要（改正後法第33条3項）。
- 親権者等が複数の場合はその全員の同意を要することに留意。

2 一時保護状の請求に係る基本的事項

- 請求者、一時保護時の司法審査の対象となる児童、請求時期（事後請求・事前請求）、請求先、請求の方式など

3 一時保護状の請求に向けた具体的手続（児童相談所における事務手続の流れを想定）

- 親権者等に対する説明
 - 一時保護の理由、目的、一時保護時の司法審査の手続概要、親権者等が裁判官に意見を伝達し得ること及びその方法等について、できる限り丁寧に説明を行う。
- 親権者等の同意の確認
 - 一時保護に際しては、可能な限り親権者等の同意を確認する。同意が判然としない、同意の真意性に疑義がある場合などは、同意があるとはいえないとして、一時保護状の請求を検討。
 - 親権者等の同意の確認は原則として書面で行う。ただし、一定の場合には口頭による確認も排除されない。
- 親権者等の意見を裁判官に伝達する方法
 - 児相が親権者等の意見を聴取して適宜の書類にまとめて裁判官に提供することを基本。
 - 親権者等自ら意見書面の作成を希望する場合はこれを児相を通じて裁判官に提供することが可能。
- 児童の意見又は意向の確認、児童の意見又は意向を裁判官に伝達する方法
 - 一時保護に当たって実施する意見聴取等措置（改正後法第33条の3の3）等により児相長等が把握した児童の意見又は意向を裁判官に提供。
 - 児童自らが意見書面の作成を希望する場合はこれも可能とし、児相を通じて裁判官に提供。

一時保護状請求のためのマニュアル（案）の主なポイント②

※令和5年6月21日の実務者作業チームで議論いただいた事務局素案であり、今後も加筆修正予定

第3章 一時保護状請求手続（前頁からの続き）

- 提供資料の準備（関係機関と連携した資料等の収集）
 - ・ 各児相が保有する既存の児童記録、その抜粋又は児童記録の内容を要約したものを提供する方法を基本。
 - ・ 関係機関と連携し、資料又は情報の提供等の必要な協力を受けること（改正後法第33条の3の2）。
- 一時保護状請求書の記載事項等
 - ・ 一時保護状請求書の記載事項はチェックリスト及び端的な記載欄を基本とする。
- 各種事案の取扱い
 - ・ 移管ケース、親権者等の同意が撤回された場合の対応など

4 一時保護状の発付又は請求却下

- ・ 一時保護状の発付又は請求却下後は、裁判所において事件記録の返還を受け、一時保護状を受領。
- ・ 児童及び親権者等に対しては一時保護時の司法審査の結果について適切な説明を行う。請求が却下された場合（不服申立てをしない場合）は意見聴取等措置後、速やかに一時保護を解除。

第4章 不服申立手続

1 不服申立ての要件 ※調整中

2 不服申立手続に係る基本的事項

- ・ 請求者、請求時期、請求先、請求の方式など

3 不服申立ての具体的手続

- ・ 原裁判時に提供した資料をもってさらに主張を行うほか、当初の一時保護状の請求時には未判明だった事実が新たに判明した場合や取得できていなかった資料を新たに取得した場合などにはこれらによる主張の補充を行うことも考えられる。
- ・ 不服申立ての各要件について、事案の概要を踏まえ、児相の所見・評価を文章形式で記載。

第5章 夜間・休日の対応

- ・ 一時保護状請求は平日の裁判所開庁時間中に行われるのが基本だが、やむをえず夜間・休日に請求する場合はあらかじめ請求先裁判所に連絡した上で請求を行う。夜間・休日には請求先が異なる可能性があることに留意。
- ・ 請求期限末日が土日・祝日・年末年始となる場合も同日までに請求を要する。

令和6年度概算要求について

令和6年度概算要求の概要 (虐待防止対策関係)



こども家庭庁支援局 虐待防止対策課

【令和6年度概算要求】
1,742億円 + 事項要求

【令和5年度予算】
(1,691億円)

【主な要求内容】

- 令和6年4月の改正児童福祉法の円滑な施行に向けて、
 - ・ **こども家庭センターの人員体制の強化、家庭支援事業**（子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業、児童育成支援拠点事業等）の**実施、児童相談所一時保護所における職員配置等の環境改善等**について、「**こども未来戦略方針**」等を踏まえ、**予算編成過程で検討**するほか、
 - ・ 都道府県等が親子関係再構築支援を適切に行えるよう、支援員の配置や、こどもや保護者に対するカウンセリングの実施、学識経験者等からの技術的助言や指導を実施する「**親子再統合支援事業**」を創設、
 - ・ 社会的養護に係るこどもの権利が守られる体制の構築が進むよう、意見表明等支援事業の実施、周知啓発、権利擁護機関の整備を実施する「**こどもの権利擁護環境整備事業**」を創設し、取組を推進する。
 - ・ また、こども家庭福祉分野における専門性向上のため、「**こども家庭ソーシャルワーカー**」の取得促進について、「**こども未来戦略方針**」を踏まえ、**予算編成過程で検討**する。
- ICT化の推進や、緊急一時保護等に対応するための保護所内のバックアップ支援を行う協力員の配置など児童相談所の体制を強化するとともに、進路やキャリア相談を含めた相談支援体制の構築、レスパイトや自己発見等に寄与する当事者向けイベントの開催に関する取組などヤングケアラー支援の充実を図る。
- さらに、こども未来戦略方針（令和5年6月13日閣議決定）に基づき、今後、「こども大綱」の中で**具体化する虐待防止対策**については、**予算編成過程において、施策の拡充を検討**する。

【主な内訳】	◇ 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金	208億円	(208億円)
	◇ 児童入所施設措置費等国庫負担金	— 33,416億円 + 事項要求	(1,392億円)
	◇ 次世代育成支援対策施設整備交付金	80億円	(67億円)

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度概算要求額 208億円の内数（-）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和4年児童福祉法等改正法により親子再統合支援事業が都道府県等の事業として新たに規定された。
- 親子再統合支援（=親子関係再構築支援）は、虐待等により傷ついた親子関係の再構築を図るために、家族の状況や課題等に応じ、こども、親、家族、親族等に対して行われる総合的な支援であり、都道府県等が推進役となり、児童相談所と、市区町村や施設等の関係機関、民間団体等の多様な主体が協働して、重層的・複合的・継続的な支援を行える体制を構築していくことが必要である。
- このため、都道府県等が親子関係再構築支援全体を適切に行えるよう、支援メニューの充実や支援体制の強化を図るための新たな補助を創設する。

2 事業の概要

① 親子関係再構築支援員の配置

親子関係の再構築のために必要となる総合的な支援を提供していくためには、児童相談所が多様な主体（市区町村・関係機関（施設、里親、児童家庭支援センター等）・民間団体）と協働しながら本事業を進めていくことが重要であることから、児童相談所に他機関との連絡調整（他機関における支援の状況等の確認、支援方針の共有など）や親子の面会・外出等の補助を行う親子関係再構築支援員を配置する。

② 親子関係再構築支援

カウンセリング 精神科医等の協力を得て、こどもや保護者等に対してカウンセリングを実施する。

家族療法・保護者支援プログラム こどもを含む家族全体に対するアプローチによる援助や保護者がこどもとの適切な関わり方等を学ぶプログラムを実施する。

ファミリーグループカンファレンス こどもや保護者、親族などが主体的に問題解決の方法を話し合い、支援方法について検討する場を設ける。

宿泊型支援 離れて生活する親子に対して、宿泊等しながら生活訓練や親子関係改善のためのプログラム等を行うとともに行動観察を行い、必要な支援を行う。

スーパーバイズ 学識経験者等から、親子関係再構築支援について専門的技術的助言や指導等を受ける。

③ 保護者支援プログラム等資格取得支援事業

児童相談所等の職員がより効果的な保護者支援を行うことができるよう、専門的な知識及び技術の習得を図る

④ 親子関係再構築民間団体育成事業

保護者支援プログラムなどの親子関係再構築支援の実施を受託できる民間団体を育成するため、民間団体にアドバイザーとして有識者を派遣したり、先駆的な取組を行う民間団体で研修を受けたりするための補助を行う。

3 実施主体等

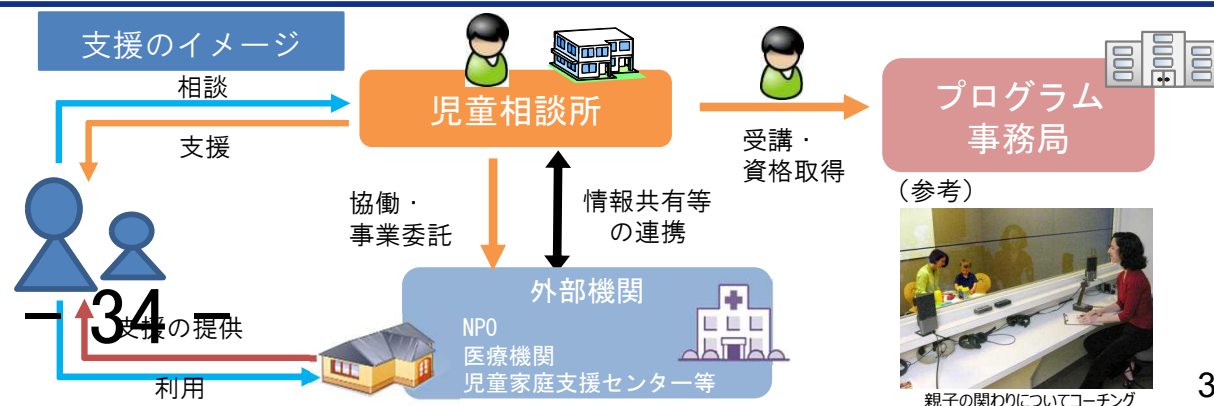
【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 (①～③児童相談所1か所当たり、
④都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり)
①7,056千円 ②12,400千円 ③500千円 ④1,253千円

【補助率】

国：1/2

都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2



<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>
 令和6年度概算要求額 208億円の内数 (-) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和4年児童福祉法等改正法では、社会的養護に係るこども権利擁護の強化を図るため、こどもの意見表明等支援事業が創設されるとともに、こどもの権利擁護に係る環境整備（こどもの申立てに基づき児童福祉審議会等による調査審議・意見具申を行う等）が都道府県等の業務として規定された。
- このため、各都道府県等や必要に応じて市区町村において、改正法に基づくこどもの権利擁護のための取組が積極的に実施され、全国的に社会的養護に係るこどもの権利が守られる体制の構築が進むよう、新たな補助を創設する。

2 事業の概要

①意見表明等支援事業

一時保護施設や里親家庭・児童養護施設等において、児童相談所等から独立した立場にある意見表明等支援員が、こどもの求めに応じたり、定期的に訪問すること等により、こどもが施設等での生活における悩みや不満、措置の内容に関する意見等を形成し、関係機関に対し表明することを支援する仕組みを構築する。実施主体である都道府県等において、意見表明等支援員の確保、養成、実施体制の構築を図る。

②こどもの権利や権利擁護のための仕組みに関する周知啓発

こどもの権利や権利擁護に係る取組について、パンフレットや権利ノートを提供するなどして、こどもに対してわかりやすく説明するとともに、里親・施設等関係者に対しても周知啓発・理解増進を図る。また、意見を申し出るための葉書を配布する等によりこどものアクセシビリティを確保する。

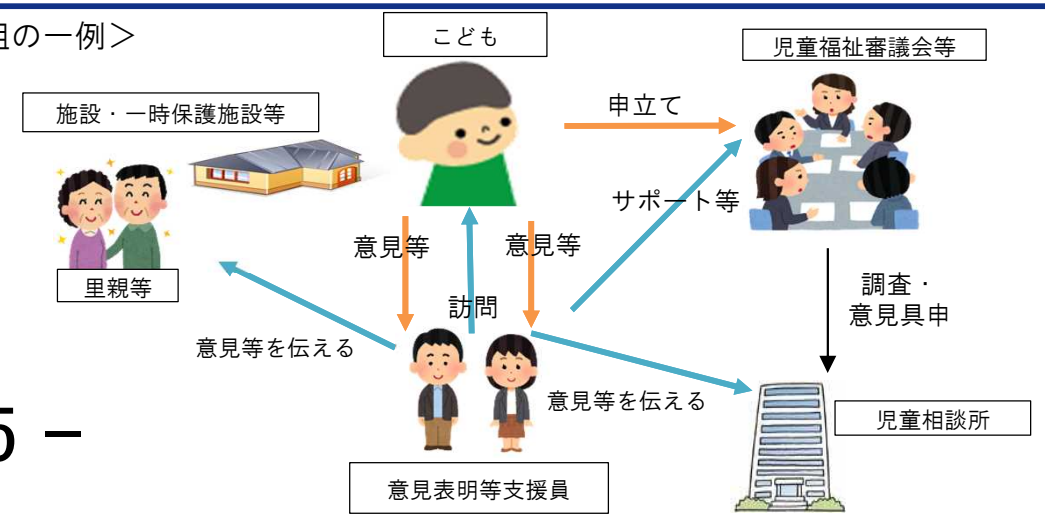
③こどもの権利擁護機関の整備

社会的養護に係るこどもからの申立てに応じて、児童福祉審議会又はその他の権利擁護機関が、関係機関やこどもへの必要な調査を行った上で審議をし、関係機関に対して意見具申等を行う仕組みを整備することで、こどもからの申立てを契機に個別ケースの救済が図られる道筋を確保する。

3 実施主体等

- 【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村(①以外)
- 【補助基準額】 ① 5,901千円
 ※活動回数に応じて加算
 (加算1) 121~240回: 2,990千円
 (加算2) 241回~: 5,981千円
- ② 1,735千円 ※②単独は不可
- ③ 児童福祉審議会の場合 3,999千円
 その他の権利擁護機関の場合 5,159千円
- 【補助率】 国: 1/2
 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村: 1/2

<取組の一例>



＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞

令和6年度概算要求額 208億円の内数（-）※（）内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

児童相談所等におけるICT化を推進し、業務におけるビデオ通話やテレビ会議、タブレット端末等の活用を促進するとともに、業務負担の軽減を図る。

2. 施策の内容

児童相談所等（※）におけるICT化を推進するための費用について補助を行う。

（活用例1）①相談対応や状況確認を行う際のビデオ通話の活用、②関係機関との連絡調整等を行う際のテレビ会議の活用、③安全確認等を行う外出先でのタブレットの活用、④通信環境の整備等を進めるため、児童相談所等のICT化の推進に資する機器等の整備 等

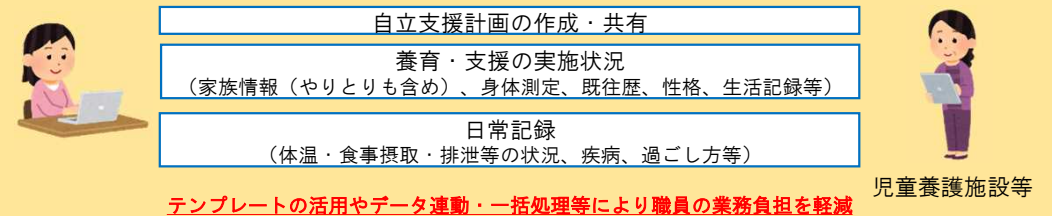
（活用例2）職員の業務において負担となっている書類作成等の業務等について、タブレット端末の活用によるこどもの情報の共有化やペーパーレス化等、施設のICT化の推進に資する機器等の整備 等

（※）児童相談所、児童相談所一時保護所、市区町村、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム、児童家庭支援センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所

（活用例1）ビデオ通話を活用した相談対応や、関係機関とのオンライン会議による連絡・調整等



（活用例2）タブレット端末の活用によるこどもの情報の共有化やペーパーレス化等



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村、市町村 【補助基準額】 1か所当たり 1,000千円

【補助割合】 i. 児童相談所、児童相談所一時保護所、市区町村

国：1/2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村：1/2）

ii. 上記以外

国：1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/4、事業者：1/4）

国：1/2（都道府県：1/8、市及び福祉事務所設置町村：1/8、事業者：1/4）

※地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、

国：1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2）

国：1/2（都道府県：1/4、市及び福祉事務所設置町村：1/4）

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度概算要求額 208億円の内数（-）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 児童相談業務に関して国が構築等を行っているシステムと児童相談所が導入している独自システム間の連携を行い、効果的かつ効率的なシステム運用を行うとともに、現場職員の業務負担軽減に資する情報連携の仕組みを構築する。

2 事業の概要・スキーム

（1）児童相談所におけるシステム間の情報連携効率化等

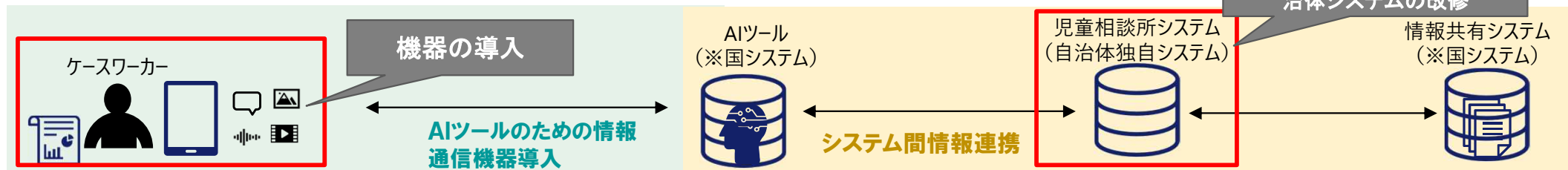
国が構築等を行っているシステム（※）と児童相談所独自システム間のデータ連携等を行うため、独自システムの改修等経費を補助する。

- ✓ 自治体独自システムで管理している児童の記録を自動連携することで、システム間で確実に情報共有され、職員の業務負担も軽減

（2）一時保護の判断に資するAIツールの円滑な運用に伴う情報通信機器導入等

外出先から一時保護の判断に資するAIツールにアクセスできるよう、タブレット端末等の情報通信機器導入経費を補助する。

- ✓ タブレット端末からリスクアセスメントシート入力により、安全確認段階で虐待リスクを迅速に判断
- ✓ 外出先からテキストメッセージ・画像・音声・動画データの送受信により、児童の状況を的確に共有



3 実施主体等

【補助基準額】

- ①一時保護の判断に資するAIツールに係る改修 自治体1か所当たり（※1）：19,250千円【（1）関係】
- ②要保護児童等情報共有システムに係る改修 自治体1か所当たり（※2）：7,700千円【（1）関係】
- ③一時保護の判断に資するAIツール運用に伴う情報通信機器導入 児童相談所1か所当たり（※1）：1,000千円【（2）関係】

※1 対象は、都道府県・指定都市・児童相談所設置市

※2 対象は、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村

都道府県・指定都市・児童相談所設置市において、①と②に両方に係る改修を実施する場合、①の基準額を適用

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1/2

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度概算要求額 208億円の内数(208億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 一時保護所が担う行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、教員OB、看護師、心理に関する専門的な知識及び技術を有する者、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力員の配置について、補助を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 次のいずれかの一時保護等対応協力員を配置する。

- ① 学習指導協力員：保護している子どもの個々の学力に応じた学習指導や児童の原籍校との調整等を行う。
- ② 障害等援助協力員：疾病や障害を有する乳幼児等に対する保健・医療面への対応や、心的外傷のある子どもに対する心理治療を行う。
- ③ トラブル対応協力員：子どもの間でのトラブルや保護者とのトラブルの軽減等、一時保護所内の個別対応の強化を図る。
- ④ 専門的ケア対応協力員：保護している子どもに対し、心理の専門家等が日常生活に寄り添い、個々の状況に応じた丁寧かつ専門的なケアを行う。
- ⑤ 一時保護委託付添協力員：児童養護施設等へ一時保護委託を行う場合の付添や、一時保護所等から学校に通う場合の付添を行う。
なお、一時保護所等から原籍校に通学する際に付添を行う場合、送迎に要する費用も補助対象とする。

- ⑥ 夜間対応協力員：近年増大している警察からの身柄付通告による緊急一時保護等に対応するため、夜間に入所する児童の対応や夜間対応時の保護所内のバックアップ支援等、夜間の一時保護受け入れ態勢の強化を図る。 <拡充部分>

- ⑦ その他(外国人対応協力員(通訳など)等)：個々の保護している子どもが抱える問題(言語面等)を踏まえ、的確なアセスメントが行えるよう、児童指導員等の業務の補助を行う。

3 実施主体等

【補助基準額】

- ・ 学習指導協力員以外の者 一時保護所1か所当たり：2,725千円×実施事業数
(加算分※1) 一時保護所1か所当たり：1,384千円
- ・ 学習指導協力員(基本分) 一時保護所1か所当たり：2,725千円×配置人数(上限：3名分)
(加算分※2) 一時保護所1か所当たり：1,431千円

※1 一時保護所等から原籍校への送迎を行う場合

※2 学習支援その他学習面全般の調整を行うことができる体制を整えた場合、配置人数のうち1名を上限として上乗せ

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

ヤングケアラー支援体制強化事業（ヤングケアラー支援体制構築モデル事業）

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>

令和6年度概算要求額 208億円の内数（208億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1. 事業内容

地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、

- ・地方自治体に関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置し、ヤングケアラーを適切な福祉サービスや就労支援サービス等につなぐ機能を強化（コーディネーターの研修も含む）
- ・ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援

拡充
拡充

⇒進路やキャリア相談を含めた相談支援体制を構築する場合に、補助基準額に所定額を加算する
⇒ケアにおけるレスパイト・自己発見等に寄与する、当事者向けイベントを開催する場合に、補助基準額に所定額を加算する

- ・ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援等に財政支援を行う
- ・外国語対応が必要な家庭に対し、病院や行政手続における通訳派遣等を行う自治体への財政支援を行う



2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助。事業委託も可。

実施主体：都道府県、市区町村

負担割合：国 2/3、実施主体（自治体）1/3

(1) ヤングケアラー・コーディネーターの配置

補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	17,698千円
	1 中核市・特別区あたり	11,371千円
	1 市町村あたり	6,391千円

(2) ピアサポート等相談支援体制の推進

補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	7,444千円
	1 中核市・特別区あたり	5,045千円
	1 市町村あたり	2,600千円

拡充
A. キャリア相談支援加算

補助基準額（加算）	1 都道府県、指定都市あたり	加算 5,814千円
	1 中核市・特別区あたり	加算 3,876千円
	1 市町村あたり	加算 1,938千円

拡充
B. イベント実施（レスパイト、自己発見等）加算

補助基準額（加算）	1 都道府県、指定都市あたり	加算 3,119千円
	1 中核市・特別区あたり	加算 2,697千円
	1 市町村あたり	加算 2,252千円

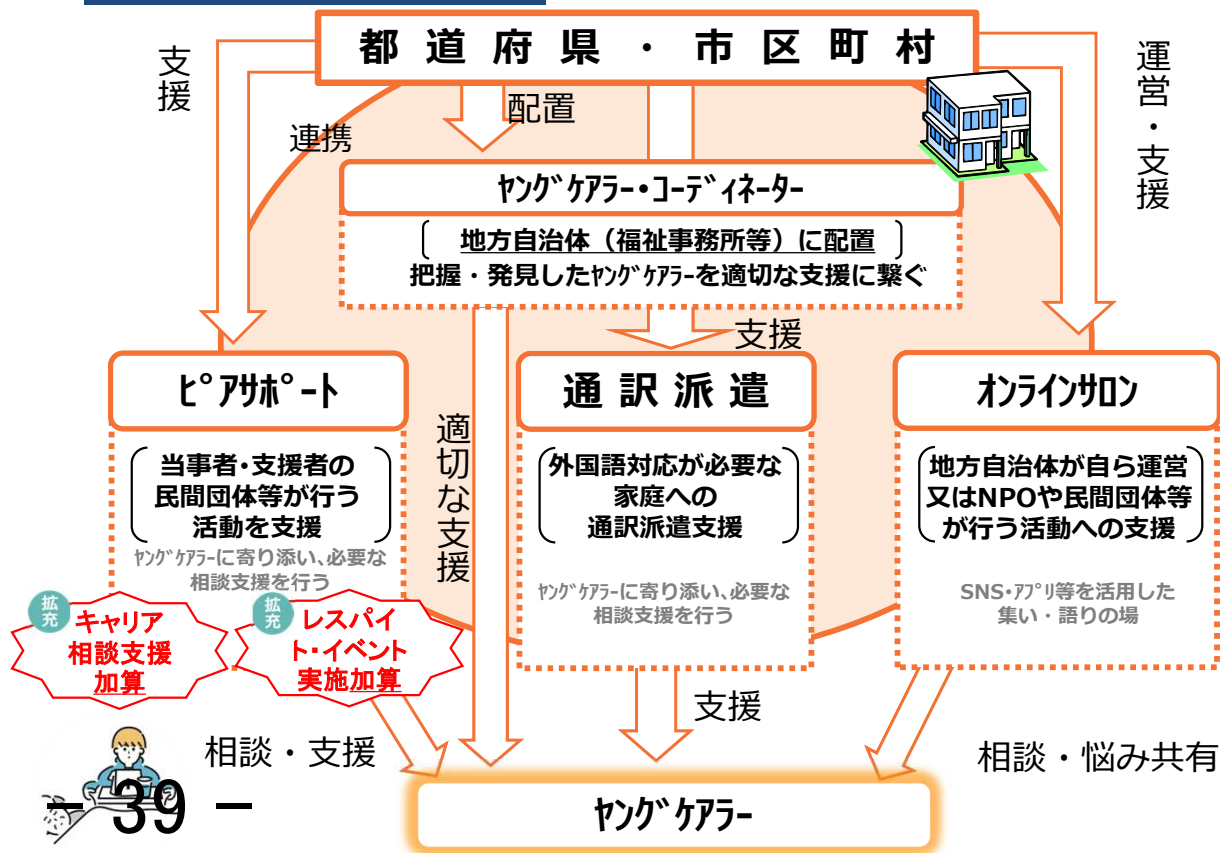
(3) オンラインサロンの設置・運営、支援

補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	4,033千円
	1 中核市・特別区あたり	2,741千円
	1 市町村あたり	1,789千円

(4) 外国語対応通訳派遣支援

補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	7,920千円
	1 中核市・特別区あたり	5,280千円
	1 市町村あたり	2,640千円

3. 事業イメージ



<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度概算要求額 208億円の内数(208億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1. 目的

- 全国の児童相談所における虐待相談対応は警察からの通告によるものが5割を占めており、また、2ヶ月超えの一時保護等の家庭裁判所の審判も増えている。さらに、令和4年改正児童福祉法により、一時保護開始時の司法審査も導入することから警察、家庭裁判所等との連携を強化することが重要であり、児童相談所及び市町村職員専門性強化事業に裁判官、警察官、家庭裁判所調査官、検察官等を参加可能な研修や勉強会等を実施した場合には加算を行う。また、**令和6年度から創設されることも家庭センターに配置される統括支援員について研修に要する経費を補助する。**

2. 事業内容

- 児童相談所・市町村の児童虐待の早期対応・早期発見、対応職員の専門性の強化を図るため、児童福祉法に規定された研修等を実施する。
 - ①児童福祉司任用前講習会等、②児童福祉司任用後研修、③児童福祉司スーパーバイザー研修、④要保護児童対策調整機関調整担当者研修、⑤児童相談所長研修、⑥虐待対応関係機関専門性強化事業、⑦児童相談所及び市町村職員専門性強化事業、⑧医療機関従事者研修、⑨研修専任コーディネーターの配置

3. 実施主体等

【実施主体】

- ①～⑤、⑨：都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ⑥・⑦：都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村
- ⑧：都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市（児童相談所設置市除く）、特別区（児童相談所設置市除く）

【補助基準額】（1都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村当たり）

- ① 児童福祉司任用前講習3,141千円、厚生労働大臣が定める講習会695千円 ② 3,141千円
- ③ 2,328千円（委託の場合217千円） ④ 3,052千円 ⑤ 2,328千円（委託の場合108千円）
- ⑥ 主任児童委員や保育所職員等への研修307千円、研修参加促進307千円、医師等の専門家への研修及びマニュアル等の作成221千円、未成年後見人制度研修196千円
- ⑦ 1,668千円（一時保護所職員向けの研修を実施する場合1,668千円を加算、裁判官、警察官、家庭裁判所調査官、検察官等を参加可能な研修等を実施する場合1,668千円を加算、**統括支援員への研修を実施する場合1,668千円を加算**）
- ⑨ 5,333千円

- 40 -

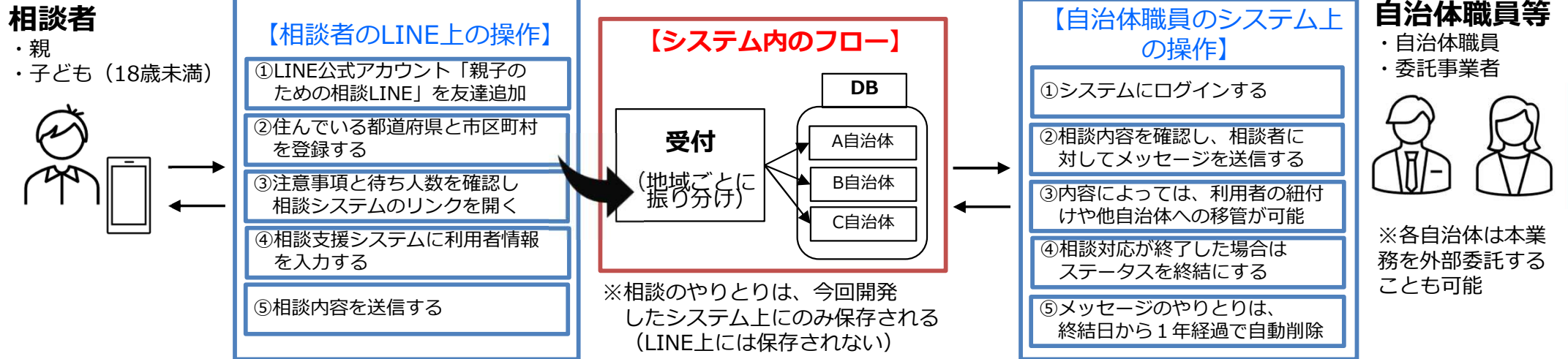
【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市、特別区、市町村：1/2

項：情報通信技術調達等適正・効率化推進費 目：情報処理業務庁費
令和6年度概算要求額 6億円(3億円) ※ ()内は前年度当初予算額 (デジタル庁一括計上予算)

1 事業の目的

- 児童虐待防止の観点から、こどもや家庭がより相談しやすくなるよう、SNSによるアカウントを開設し、相談内容を各自治体（又は各児童相談所）に自動的に転送した上、相談に対応する仕組みを構築する。（令和5年2月より順次、運用を開始）

2 事業の概要・スキーム



(※) 自治体は、原則としてLGWAN及び閉域網を経由して接続。委託先事業者は、専用端末から閉域網等を経由して接続。

(※) 本システムはクラウドサービスを活用。

<令和6年度拡充事項>

- ✓ 児童相談所が対応できない夜間・休日等の受付時間外においても切れ目ない相談支援を実施するため、チャットボットを活用した簡易的な返信機能を追加
- ✓ 自治体独自で活用しているSNS相談システムの分析等を行い、不足している機能等について本システムに実装
- ✓ 自治体職員等の業務効率化のため、相談回答の定型文利用や相談種別選択機能を実装する。（ユーザビリティの向上）
- ✓ 本システムに係るこども家庭庁や運用保守業者からの連絡事項について、お知らせ表示が可能な画面を実装する。（現在はメール等、システム外で対応）

3 実施主体等

【実施主体】民間事業者

【補助率】国：10/10

【資金の流れ】



項：情報通信技術調達等適正・効率化推進費
令和6年度概算要求額 10億円（R4補正：5億円）

目：情報処理業務庁費
(デジタル庁一括計上予算)

1 事業の目的

- 増え続ける児童虐待相談等に対応するため、虐待事案に関するデータを収集し、その結果をAIで解析する。
- 特に、経験の浅い職員がAIによるサポートを受けることにより、一時保護判断の質向上や関連業務を含めた業務効率化を目的とする。

2 事業の概要・スキーム

Point

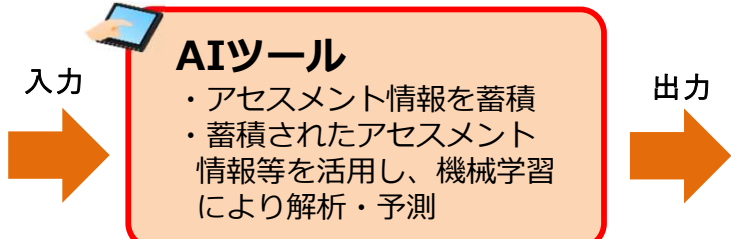
- 通告の対象となった児童についてのリスクアセスメント項目の入力等によりアセスメント情報を蓄積。
- 蓄積された情報をAIが解析・予測することで、一時保護判断の参考となる指標の表示等を行い、職員の判断をサポート。
- ※ 統計的なデータの分析を行うことで、職員が行う一時保護の判断のサポートが目的であり、職員に代わって判断するものではない。

アセスメント情報

- ・ 養育者の説明内容に疑念がある
- ・ 情緒的な問題、対人距離、愛着関係に課題がある 等

児童ID	〇〇〇〇	性別	〇	年齢	〇
養育者	〇〇〇〇	住所	〇〇〇〇	連絡先	〇〇〇〇
通報日時	〇〇〇〇	通報内容	〇〇〇〇		

一時保護(仮)要請項目	判定
1 児童虐待の疑念	〇
2 児童虐待の疑念(虐待の疑念がある)	〇
3 児童虐待の疑念(虐待の疑念がある)	〇
4 児童虐待の疑念(虐待の疑念がある)	〇
5 児童虐待の疑念(虐待の疑念がある)	〇
6 児童虐待の疑念(虐待の疑念がある)	〇
7 児童虐待の疑念(虐待の疑念がある)	〇
8 児童虐待の疑念(虐待の疑念がある)	〇
9 児童虐待の疑念(虐待の疑念がある)	〇
10 児童虐待の疑念(虐待の疑念がある)	〇
11 児童虐待の疑念(虐待の疑念がある)	〇
12 児童虐待の疑念(虐待の疑念がある)	〇
13 児童虐待の疑念(虐待の疑念がある)	〇
14 児童虐待の疑念(虐待の疑念がある)	〇
15 児童虐待の疑念(虐待の疑念がある)	〇
16 児童虐待の疑念(虐待の疑念がある)	〇
17 児童虐待の疑念(虐待の疑念がある)	〇
18 児童虐待の疑念(虐待の疑念がある)	〇
19 児童虐待の疑念(虐待の疑念がある)	〇
20 児童虐待の疑念(虐待の疑念がある)	〇

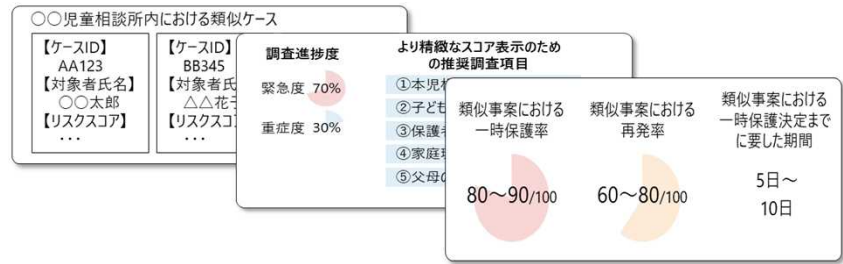


一時保護判断の参考となる指標例

- 一時保護スコア**：通告の対象となった児童についてのリスクアセスメント項目の傾向が、過去にどれくらい一時保護の対象とされたかを示す参考指標
- 再発スコア**：一度通告の対象となった児童が、再度通告の対象となる（再発する）可能性を示す参考指標

※タブレット等による外出先・訪問先での即時・的確な対応も想定

業務効率化により負担軽減



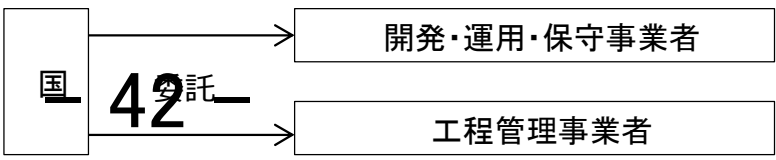
<令和6年度拡充事項>

- ✓ 令和6年度の運用保守経費の計上
- ✓ 各自治体が円滑に開始できるよう、児童相談所システムとのAPI連携作業支援の実施（連携作業困難時の自治体・ベンダーへの技術的支援等）
- ✓ AIアルゴリズムの更なる精度向上に向けた学習データの取り込み、チューニング作業、検証作業の実施
- ✓ 緊急受理会議等に伴う会議支援機能や児童情報管理機能の充実など、リスク判定にとどまらない業務支援機能構築の実施

3 実施主体等

【実施主体】民間事業者
【補助率】国：10/100

【資金の流れ】



その他

児童相談所の設置基準

○児童福祉法（令和5年4月施行）

第12条第2項 児童相談所の管轄区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。



《政令で定める基準》（令和3年7月公布、令和5年4月施行）

①地理的条件

1又は2以上の市町村の区域であって、児童相談所と市町村及び学校、医療機関その他関係機関とが相互に緊密な連携を図ることができるよう、管轄区域内の主要な関係機関等の利用者の居住する地域を考慮したものであること

②管轄人口（※）

児童相談所が児童虐待の予防及び早期発見並びに児童及びその家庭につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を適切に行うことができるよう、管轄区域における人口が、基本としておおむね50万人以下であること

③交通事情

管轄区域における交通事情からみて、児童虐待等の通告を受けた場合その他緊急の必要がある場合において、速やかに当該通告を受けた児童の保護その他の対応を行う上で支障がないこと

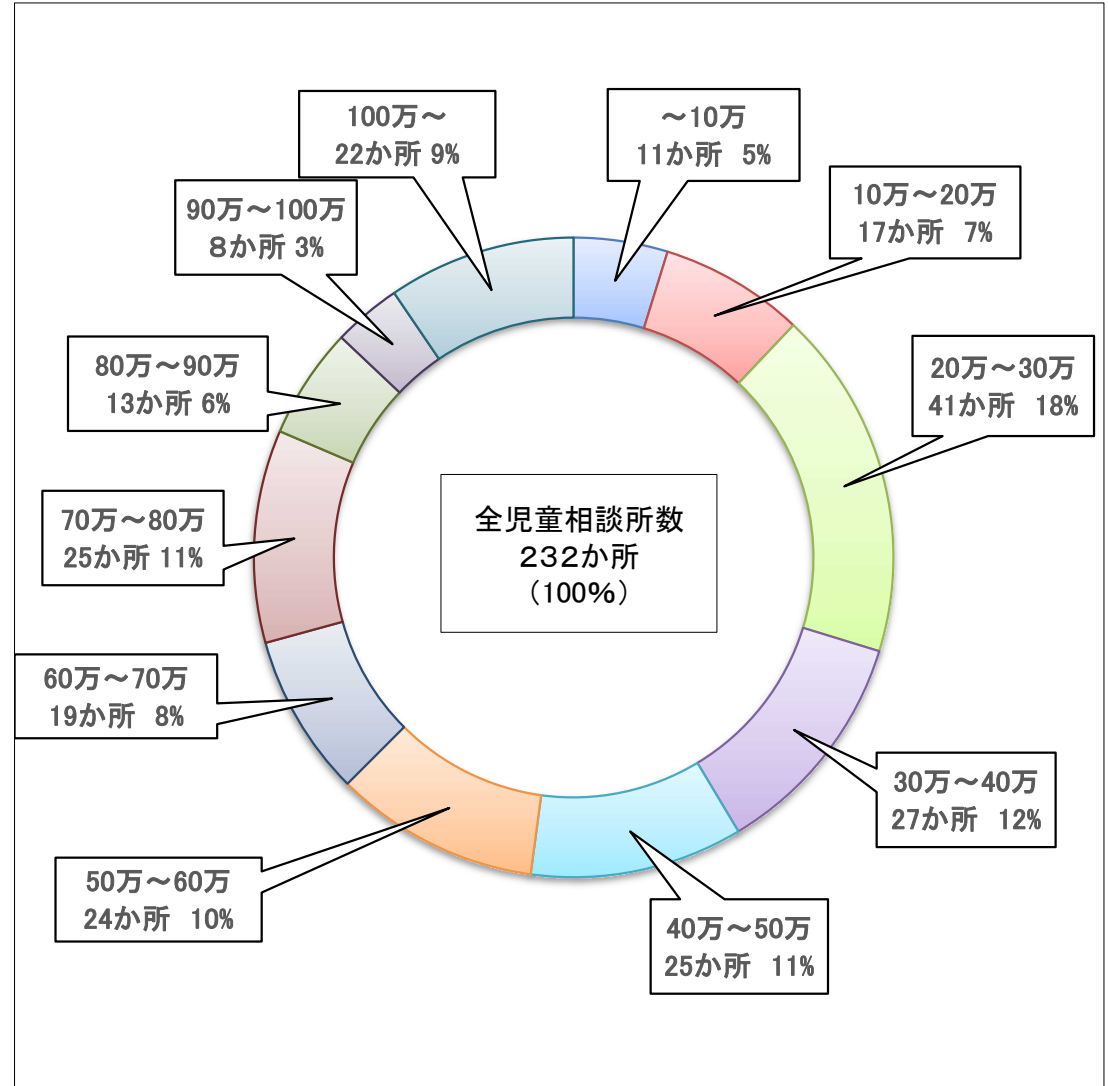
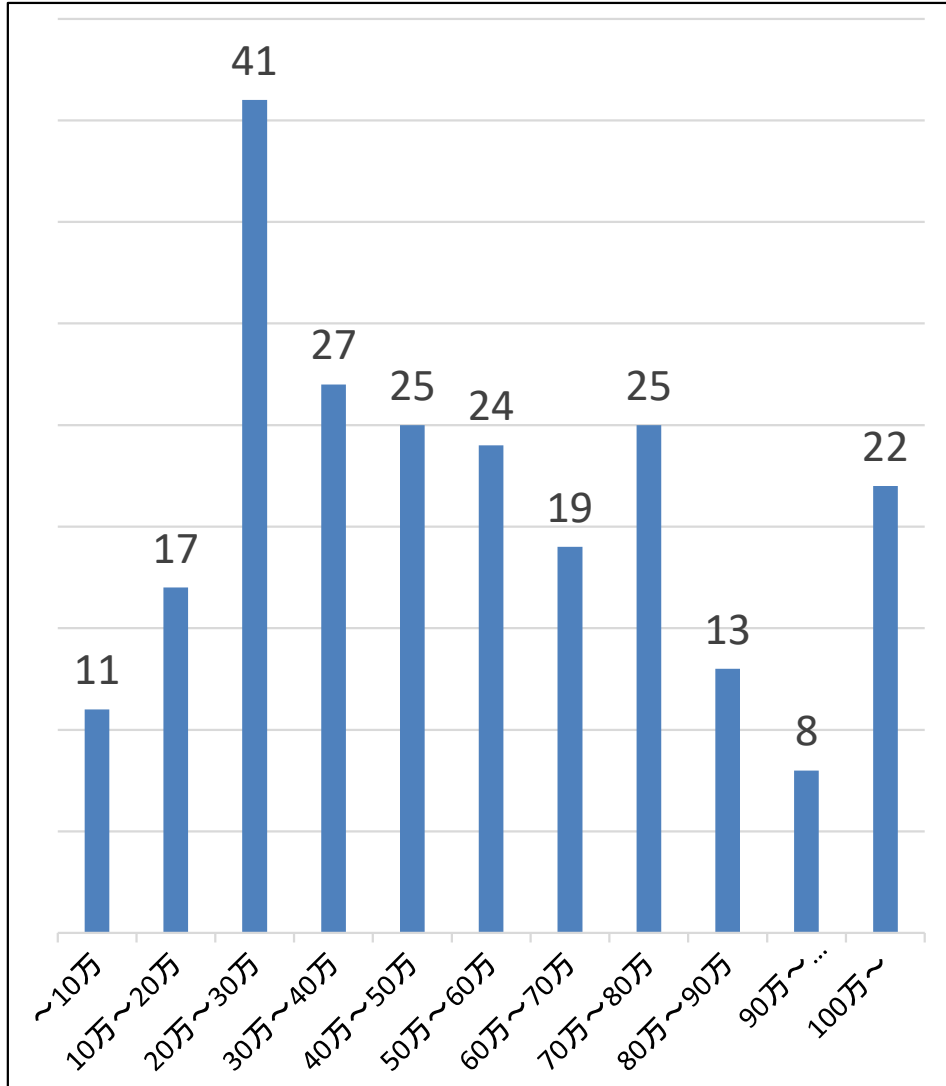
（※）管轄人口については、次の内容を解釈通知において周知。

「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」の公布について

（令和3年7月21日子発0721第2号厚生労働省子ども家庭局長通知）

- ・ 管轄人口20万人から100万人までの範囲が目安となる趣旨であること
- ・ 管轄人口20万人を下回る児童相談所の設置を妨げるものではないこと
- ・ 管轄人口100万人以下の児童相談所が存する地域についても、政令の趣旨を踏まえた管轄区域の見直しを積極的に検討されたいこと

児童相談所管轄人口区分別一覽(令和5年4月時点)



区分人口	~10万	10万~20万	20万~30万	30万~40万	40万~50万	50万~60万	60万~70万	70万~80万	80万~90万	90万~100万	100万~
か所数	11	17	41	27	25	24	19	25	13	8	22
割合	5%	7%	18%	12%	11%	10%	8%	11%	6%	3%	9%

※人口は、令和2年国勢調査

児童相談所ごとの管轄区域人口①

No.	都道府県市名	児童相談所 (R5.4時点)	管轄区域の人口 ※令和2年国勢調査	箇所数	割合	区分	No.	都道府県市名	児童相談所 (R5.4時点)	管轄区域の人口 ※令和2年国勢調査	箇所数	割合	区分
1	東京都	児童相談センター	2,057,709	4	1.72%	150万以上	44	東京都	江東児童相談所	796,395	25	10.78%	70万以上 80万未満
2	札幌市	札幌市児童相談所	1,973,395				45	岐阜県	中央子ども相談センター	793,551			
3	福岡市	こども総合相談センター	1,612,392				46	埼玉県	中央児童相談所	792,853			
4	神戸市	こども家庭センター	1,525,152				47	愛知県	一宮児童相談センター	792,590			
5	東京都	品川児童相談所	1,458,657	4	1.72%	130万以上 150万未満	48	浜松市	浜松市児童相談所	790,718			
6	千葉県	市川児童相談所	1,420,877				49	新潟市	新潟市児童相談所	789,275			
7	千葉県	柏児童相談所	1,407,697				50	岩手県	福祉総合相談センター	785,287			
8	千葉県	中央児童相談所	1,363,556	3	1.29%	120万以上 130万未満	51	長野県	中央児童相談所	779,021			
9	大阪市	中央こども相談センター	1,295,654				52	広島県	西部こども家庭センター	770,931			
10	東京都	八王子児童相談所	1,200,869				53	茨城県	中央児童相談所	760,918			
11	広島市	広島市児童相談所	1,200,754	6	2.59%	110万以上 120万未満	54	岡山県	倉敷児童相談所	754,749			
12	埼玉県	所沢児童相談所	1,183,610				55	東京都	立川児童相談所	753,703			
13	東京都	小平児童相談所	1,159,467				56	広島県	東部こども家庭センター	743,703			
14	東京都	足立児童相談所	1,148,136	5	2.16%	100万以上 110万未満	57	熊本県	中央児童相談所	740,303			
15	大阪府	吹田子ども家庭センター	1,144,378				58	静岡県	東部児童相談所	739,795			
16	大阪府	中央子ども家庭センター	1,139,459				59	和歌山県	子ども・女性・障害者相談センター	739,771			
17	埼玉県	川越児童相談所	1,112,134	8	3.45%	90万以上 100万未満	60	福岡県	福岡児童相談所	739,715			
18	仙台市	仙台市児童相談所	1,096,704				61	熊本市	熊本市児童相談所	738,865			
19	京都市	京都市児童相談所	1,083,895				62	横浜市	西部児童相談所	727,986			
20	横浜市	北部児童相談所	1,065,500	13	5.60%	80万以上 90万未満	63	埼玉県	越谷児童相談所	727,737			
21	鹿児島県	中央児童相談所	1,032,960				64	神奈川県	中央児童相談所	727,642			
22	茨城県	土浦児童相談所	1,006,531				65	相模原市	相模原市児童相談所	725,493			
23	横浜市	中央児童相談所	999,184	19	8.19%	60万以上 70万未満	66	岡山市	岡山市こども総合相談所	724,691			
24	横浜市	南部児童相談所	984,821				67	名古屋市	西部児童相談所	721,081			
25	名古屋市	中央児童相談所	954,634				68	栃木県	県南児童相談所	707,083			
26	世田谷区	世田谷区児童相談所	943,664	8	3.45%	90万以上 100万未満	69	江戸川区	江戸川区児童相談所	697,932			
27	北九州市	子ども総合センター	939,029				70	愛知県	東三河児童・障害者相談センター	695,479			
28	東京都	杉並児童相談所	936,648				71	静岡市	静岡市児童相談所	693,389			
29	長崎県	長崎こども・女性・障害者支援センター	913,419	13	5.60%	80万以上 90万未満	72	さいたま市	南部児童相談所	686,636			
30	大分県	中央児童相談所	903,449				73	大阪府	池田子ども家庭センター	670,777			
31	愛媛県	福祉総合支援センター	892,204				74	川崎市	こども家庭センター	667,767			
32	大阪府	岸和田子ども家庭センター	884,635	19	8.19%	60万以上 70万未満	75	福岡県	久留米児童相談所	664,153			
33	大阪市	北部こども相談センター	872,706				76	福島県	県中児童相談所	658,347			
34	栃木県	中央児童相談所	859,459				77	名古屋市	東部児童相談所	656,461			
35	沖縄県	中央児童相談所	847,987	13	5.60%	80万以上 90万未満	78	愛知県	中央児童・障害者相談センター	645,166			
36	埼玉県	熊谷児童相談所	839,159				79	さいたま市	北部児童相談所	637,389			
37	東京都	多摩児童相談所	830,278				80	山梨県	中央児童相談所	637,063			
38	大阪府	東大阪子ども家庭センター	827,357	19	8.19%	60万以上 70万未満	81	福井県	総合福祉相談所	632,190			
39	堺市	堺市子ども相談所	826,161				82	愛知県	知多児童・障害者相談センター	628,495			
40	兵庫県	姫路こども家庭センター	818,320				83	北海道	中央児童相談所	622,225			
41	兵庫県	川西こども家庭センター	816,891	13	5.60%	80万以上 90万未満	84	沖縄県	コザ児童相談所	619,493			
42	埼玉県	南児童相談所	809,456				85	佐賀県	中央児童相談所	616,821			
43	山形県	福祉相談センター	804,623				86	宮城県	中央児童相談所	610,214			
							87	富山県	富山児童相談所	608,655			

児童相談所ごとの管轄区域人口②

No.	都道府県市名	児童相談所 (R5.4時点)	管轄区域の人口 ※令和2年国勢調査	箇所数	割合	区分	No.	都道府県市名	児童相談所 (R5.4時点)	管轄区域の人口 ※令和2年国勢調査	箇所数	割合	区分
88	愛知県	西三河児童・障害者相談センター	596,149	24	10.34%	50万以上 60万未満	137	長崎県	佐世保子ども・女性・障害者支援センター	398,898	27	11.64%	30万以上 40万未満
89	高知県	中央児童相談所	595,672				138	滋賀県	大津・高島子ども家庭相談センター	391,447			
90	大阪府	富田林子ども家庭センター	592,506				139	横須賀市	横須賀市児童相談所	388,078			
91	三重県	北勢児童相談所	587,520				140	京都市	京都市第二児童相談所	379,828			
92	北海道	旭川児童相談所	587,143				141	静岡県	富士児童相談所	373,497			
93	板橋区	板橋区子ども家庭総合支援センター	584,483				142	栃木県	県北児童相談所	366,604			
94	大阪市	南部こども相談センター	584,052				143	岐阜県	中濃子ども相談センター	364,282			
95	神奈川県	平塚児童相談所	581,839				144	岐阜県	西濃子ども相談センター	358,439			
96	群馬県	中央児童相談所	580,053				145	福岡県	田川児童相談所	356,036			
97	兵庫県	西宮こども家庭センター	579,509				146	東京都	北児童相談所	355,213			
98	宮崎県	中央児童相談所	573,610				147	奈良市	奈良市子どもセンター	354,630			
99	群馬県	西部児童相談所	562,038				148	中野区	中野区児童相談所	344,880			
100	群馬県	東部児童相談所	557,853				149	神奈川県	小田原児童相談所	336,493			
101	埼玉県	草加児童相談所	555,791				150	宮城県	東部児童相談所	335,088			
102	徳島県	中央こども女性相談センター	551,402				151	北海道	帯広児童相談所	332,648			
103	京都府	宇治児童相談所	551,108				152	山口県	中央児童相談所	331,192			
104	香川県	子ども女性相談センター	549,475				153	新潟県	中央児童相談所	325,298			
105	兵庫県	中央こども家庭センター	539,812				154	愛知県	海部児童・障害者相談センター	325,234			
106	茨城県	筑西児童相談所	538,804				155	岐阜県	東濃子ども相談センター	323,574			
107	神奈川県	厚木児童相談所	535,453				156	神奈川県	大和綾瀬地域児童相談所	323,082			
108	滋賀県	彦根子ども家庭相談センター	532,863				157	長野県	諏訪児童相談所	319,304			
109	愛知県	刈谷児童相談センター	532,581				158	青森県	八戸児童相談所	310,282			
110	静岡県	西部児童相談所	523,724				159	岩手県	一関児童相談所	305,691			
111	長野県	松本児童相談所	505,376				160	明石市	明石こどもセンター	303,601			
112	奈良県	高田こども家庭相談センター	495,193	161	神奈川県	鎌倉三浦地域児童相談所	303,504						
113	石川県	中央児童相談所	490,160	162	愛媛県	東予子ども・女性支援センター	303,483						
114	滋賀県	中央子ども家庭相談センター	489,300	163	豊島区	豊島区児童相談所	301,599						
115	千葉市	千葉市東部児童相談所	488,097	25	10.78%	40万以上 50万未満							
116	千葉市	千葉市西部児童相談所	486,854										
117	秋田県	中央児童相談所	484,386										
118	愛知県	豊田加茂児童・障害者相談センター	484,282										
119	三重県	中勢児童相談所	478,816										
120	奈良県	中央こども家庭相談センター	474,650										
121	川崎市	中部児童相談所	468,056										
122	福島県	中央児童相談所	465,894										
123	金沢市	金沢市児童相談所	463,254										
124	兵庫県	尼崎こども家庭センター	459,593										
125	愛知県	春日井児童相談センター	457,512										
126	静岡県	中央児童相談所	452,533										
127	福島県	浜児童相談所	452,508										
128	北海道	室蘭児童相談所	445,726										
129	千葉県	君津児童相談所	444,813										
130	新潟県	長岡児童相談所	430,288										
131	福岡県	宗像児童相談所	428,970										
132	富山県	高岡児童相談所	426,159										
133	北海道	函館児童相談所	413,767										
134	千葉県	東上総児童相談所	410,235										
135	川崎市	北部児童相談所	402,439										
136	香川県	西部子ども相談センター	400,769										

児童相談所ごとの管轄区域人口③

No.	都道府県市名	児童相談所 (R5.4時点)	管轄区域の人口 ※令和2年国勢調査	箇所数	割合	区分
164	青森県	中央児童相談所	295,593	41	17.67%	20万以上 30万未満
165	北海道	釧路児童相談所	294,384			
166	茨城県	日立児童相談所	292,610			
167	京都府	家庭支援総合センター	284,130			
168	北海道	岩見沢児童相談所	281,964			
169	京都府	福知山児童相談所	279,126			
170	青森県	弘前児童相談所	275,508			
171	北海道	北見児童相談所	273,362			
172	宮崎県	都城児童相談所	273,000			
173	茨城県	鉾田児童相談所	268,146			
174	秋田県	南児童相談所	265,055			
175	兵庫県	加東こども家庭センター	264,135			
176	山形県	庄内児童相談所	263,404			
177	千葉県	銚子児童相談所	262,351			
178	港区	港区児童相談所	260,486			
179	宮城県	北部児童相談所	259,990			
180	島根県	中央児童相談所	259,800			
181	新潟県	上越児童相談所	259,195			
182	熊本県	八代児童相談所	259,133			
183	福島県	会津児童相談所	256,403			
184	山口県	下関児童相談所	255,051			
185	三重県	鈴鹿児童相談所	245,505			
186	山口県	周南児童相談所	243,225			
187	新潟県	新発田児童相談所	241,306			
188	群馬県	北部児童相談所	239,166			
189	長野県	佐久児童相談所	234,538			
190	鳥取県	米子児童相談所	229,722			
191	三重県	南勢志摩児童相談所	228,039			
192	鹿児島県	北部児童相談所	227,187			
193	島根県	出雲児童相談所	225,208			
194	鳥取県	中央児童相談所	224,492			
195	鹿児島県	大隅児童相談所	223,828			
196	宮崎県	延岡児童相談所	222,966			
197	山口県	宇部児童相談所	222,896			
198	大分県	中津児童相談所	220,403			
199	荒川区	荒川区子ども家庭総合センター	217,475			
200	岡山県	津山児童相談所	216,923			
201	福岡県	大牟田児童相談所	211,617			
202	秋田県	北児童相談所	210,061			
203	長野県	飯田児童相談所	209,772			
204	山口県	岩国児童相談所	209,495			

No.	都道府県市名	児童相談所 (R5.4時点)	管轄区域の人口 ※令和2年国勢調査	箇所数	割合	区分
205	佐賀県	北部児童相談所	194,621	17	7.33%	10万以上 20万未満
206	岡山県	中央児童相談所	192,069			
207	福岡県	京築児童相談所	183,302			
208	和歌山県	紀南児童相談所	182,813			
209	石川県	七尾児童相談所	179,112			
210	山梨県	都留児童相談所	172,911			
211	青森県	七戸児童相談所	167,931			
212	三重県	伊賀児童相談所	165,153			
213	兵庫県	豊岡こども家庭センター	157,989			
214	新潟県	南魚沼児童相談所	155,910			
215	愛媛県	南予子ども・女性支援センター	139,154			
216	岐阜県	飛騨子ども相談センター	138,896			
217	福井県	敦賀児童相談所	134,673			
218	島根県	浜田児童相談所	128,163			
219	青森県	五所川原児童相談所	120,470			
220	岩手県	宮古児童相談所	119,556			
221	鹿児島県	大島児童相談所	104,281			
222	鳥取県	倉吉児童相談所	99,193	11	4.74%	10万未満
223	高知県	幡多児童相談所	95,855			
224	徳島県	南部こども女性相談センター	95,160			
225	広島県	北部こども家庭センター	84,314			
226	山口県	萩児童相談所	80,200			
227	徳島県	西部こども女性相談センター	72,997			
228	青森県	むつ児童相談所	68,200			
229	三重県	紀州児童相談所	65,221			
230	静岡県	賀茂児童相談所	59,546			
231	島根県	益田児童相談所	57,955			
232	愛知県	新城設楽児童・障害者相談センター	52,751			
			126,146,099	232		

保育所等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（周知）（抜粋）
（令和5年8月4日付けこども家庭庁成育局長・こども家庭庁支援局長連名通知）

昨今の児童虐待が疑われる死亡事例についても、従前と同様、各自治体やこども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会等において検証が行われ、判明した課題等に応じ、必要な対応が行われることとなりますが、**まずは、こどもと日々の接点を有する学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等（以下「学校等」という。）と市町村・児童相談所等との間で、こどもの異変（あざ・理由不明の欠席等）に係る情報やリスク判断の鍵となる重要な情報の認識が十分に共有された上で、こどもや家族の状況等を踏まえたアセスメントやそれに基づく適切な対応がとられる等の連携体制の構築が重要**です。これを踏まえ、**連名通知の趣旨、目的及び内容について、保育所等の関係機関について改めて周知徹底**を図るよう、お願いします。

また、この平成31年の連名通知について、**学校等において参照いただくことを目的とし、別添2のとおり内容のポイントとなる事項を整理**しています。本資料について、**市町村の虐待担当部署及び児童相談所の連絡先も含めて管内の学校等に対して周知**いただくとともに、それぞれの学校等において、**こどもと日々の接点を有する教諭、保育士等に対し、職員会議等の機会において周知することや職員室等の各教諭、保育士等が参照しやすい場所へ掲示すること等の方法により、恒常的に確認されるような対応**をお願いします。さらに、**市町村の児童虐待担当部署及び児童相談所においては、学校等から情報提供又は通告を受けた場合には、平成31年の連名通知及び「気づきのポイント情報共有ツール」（令和4年度厚生労働省保健福祉調査委託費調査研究事業「要保護児童対策地域協議会のあり方に関する調査報告書」（別添3）等を踏まえ、組織的なリスク評価等を実施**するとともに、**家庭訪問等による安全確認や、市町村の児童虐待担当部署から児童相談所への通告等の適切な対応に引き続き尽力**をいただくようお願いします。

保育所等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（周知）（抜粋）
 （令和5年8月4日付けこども家庭庁成育局長・こども家庭庁支援局長連名通知）

別添2



こどもを家庭内の虐待から守るために、保育士・教職員等の皆さまの力が必要です！

— こどもの異変（あざ・理由不明の欠席等）に気付いたら、躊躇なく市町村・児童相談所へ連絡を —

Q1 どんなこどもが対象なの？具体的に何をすればいいの？

○定期的な連絡を要するケース

市町村や児童相談所が「児童虐待の可能性がある」と評価しており、保育所等に通園しているこどもが対象です。こどもの名前等は、個別に市町村等から連絡されます。おおむね1か月に1度を目安に、出欠状況、欠席時の家庭からの連絡有無、欠席理由を連絡します。

○緊急で連絡を要するケース

こどもに不自然な外傷がある・理由不明で欠席するといった兆候がある場合や、理由を問わず7日以上欠席が続く場合には、躊躇なく、ただちに市町村等に連絡してください。

Q2 Q1の場合以外にこどもに虐待（ネグレクト含む）のおそれが感じられるときは？

Q1の場合以外でも、**虐待のおそれや気になる様子が見られる場合は、躊躇なく、市町村の児童虐待担当部署や児童相談所へ相談してください。**

→ 詳しくは2枚目を参照！

Q3 個人のプライバシーなど、親とのトラブルが不安

国の法律等に則った連絡であり、個人情報保護法等には抵触しません。また、連絡を受けた市町村・児童相談所は、連絡を誰から受けたのか等を秘密にする義務があります。

気になる点があれば、必ず連絡をしてください。

〇〇市役所児童福祉課：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
 ××児童相談所：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

※居住自治体以外の学校等に在籍する場合にはこどもの居住地の市町村等に連絡してください。



～こども・子育て家庭の見守り時注意ポイント～

これらは全て、**児童虐待対策の専門家や児童虐待事案に対処してきた自治体職員等が「特に気を付けるべき」としているポイント**です。
 これに限らず、**日常的な関わりの中で気になる様子や状況に気づいたときは、市町村や児童相談所に相談**するようにしましょう。

<こどもの様子>

- ・表情が乏しく、受け答えが少ない
- ・落ち着きがなく、過度に乱暴
- ・担当教師、保育士等を独占したがる、用事が無くてもそばに近づいてくるなど過度のスキンシップ
- ・保護者の顔色をうかがう
- ・保護者といるとおどおどし、落ち着きがない
- ・からだや衣服の不潔感（髪を洗っていない汚れ・匂い・垢の付着、爪が伸びている等）
- ・虫歯の治療が行われていない
- ・食べ物への執着が強く過度に食べる、極端な食欲不振がみられる
- ・理由がはっきりしない欠席・遅刻が多い
- ・連絡のない欠席を繰り返す
- ・なにかと理由をつけてなかなか家に帰りたがらない

<保護者、家族の様子>

- ・発達にそぐわない厳しいしつけ、行動制限がある
- ・かわいくない、にくい等の差別的な発言がある
- ・こどもの発達に無関心、育児に対して拒否的な発言
- ・こどもを繰り返し馬鹿にする、激しく叱る・ののしる
- ・きょうだいに対しての差別的な言動、特定のこどもに対して拒否的な態度をとる
- ・ささいなことで激しく怒る、感情コントロールができない
- ・長期にわたる欠席があってもこどもに合わせようとならない
- ・行事に参加しない、連絡を取ることが難しい

**参考：令和4年改正児童福祉法の
その他の改正事項について
(9月15日の自治体説明会において説明予定)**

こども家庭センター

こども家庭センターについて

<趣旨・目的>

○ 改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとした。

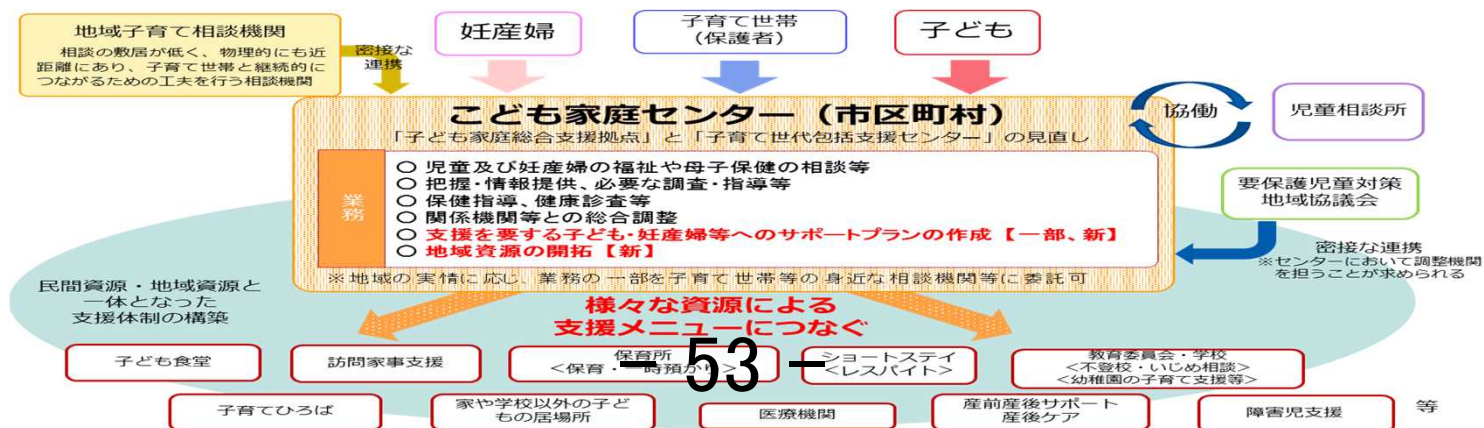
○ 「こども家庭センター」の設置は、これまで「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」それぞれの設置を進めてきた中で、両機関がともに特定妊婦や要支援児童等を支援対象に含んでいるにもかかわらず、組織が別であるために、連携・協働に職員の負荷がかかったり、情報共有等が成されにくい等の課題が生じていたことに対して、両機能を組織として一体的に運営することにより、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図るために行われるものである。

<業務内容>

○ こども家庭センターは、これまで母子保健機能（子育て世代包括支援センター）や児童福祉機能（子ども家庭総合支援拠点）において実施している相談支援等の取組に加え、

新たに

- ・妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成や、
 - ・民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓、
- を担うことで、更なる支援の充実・強化を図るもの。



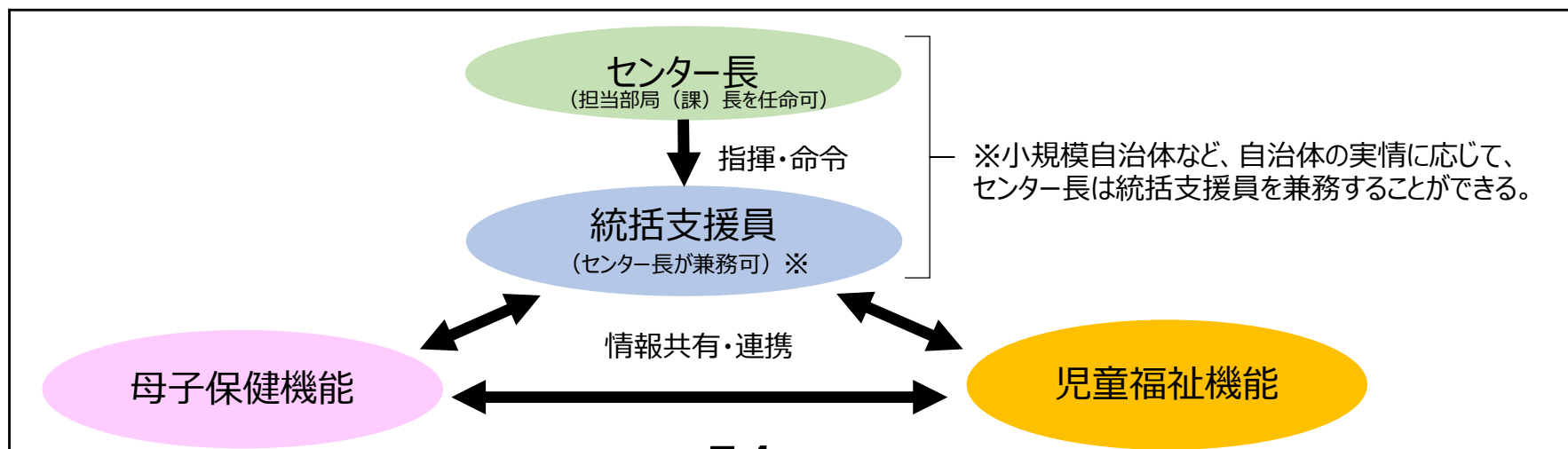
こども家庭センターの要件について

こども家庭センターは、児童及び妊産婦の福祉及び母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設。（改正後の児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条参照）

【要件】

1. 母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）及び児童福祉機能（旧市区町村子ども家庭総合支援拠点）双方の機能の一体的な運営を行うこと。
2. 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について、組織全体のマネジメントを行う責任者である、センター長をこども家庭センター1か所あたり1名配置すること。（※）
3. 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる統括支援員をこども家庭センター1か所あたり1名配置すること。
4. 改正後の児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条に規定する業務を行うこと。
5. 当該施設の名称は「こども家庭センター」（又はこれに類する自治体独自の統一的名称）を称すること。

（※）…小規模自治体等、自治体の実情に応じてセンター長は統括支援員を兼務することができる。



【参考】児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年6月15日法律第66号） による改正後の児童福祉法等 抜粋

【児童福祉法】

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 四 児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等その他の者に対して、これらの者に対する支援の種類及び内容その他の内閣府令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと。

第十条の二 市町村は、こども家庭センターの設置に努めなければならない。

② こども家庭センターは、次に掲げる業務を行うことにより、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする。

- 一 前条第一項第一号から第四号までに掲げる業務を行うこと。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関する機関との連絡調整を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に資する支援を行う者の確保、当該支援を行う者が相互の有機的な連携の下で支援を円滑に行うための体制の整備その他の児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に係る支援を促進すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと

【母子保健法】

第二十二條 こども家庭センターは、児童福祉法第十条の二第二項各号に掲げる業務のほか、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的として、第一号から第四号までに掲げる事業又はこれらの事業に併せて第五号に掲げる事業を行うものとする。

- 一 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する支援に必要な実情の把握を行うこと。
- 二 母子保健に関する各種の相談に応ずること。
- 三 母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導を行うこと。
- 四 母性及び児童の保健医療に関する機関との連絡調整並びに第九条の二第二項の支援を行うこと。
- 五 健康診査、助産その他の母子保健に関する事業を行うこと（前各号に掲げる事業を除く。）。

統括支援員の要件（資格）等について

統括支援員の要件は以下のいずれかに該当する者であり、かつ一体的支援に係る基礎的な事項に関する研修（60頁参照）を受講した者とする。

※研修の受講については、一定の期間内（例えば4月以降3か月間程度の間。統括支援員着任後を含む）に受講してもらうことを想定。

- ① 保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー等の母子保健、児童福祉に係る資格（※）を有し、一定の母子保健又は児童福祉分野の実務経験を有する者
（※）資格の詳細については別紙（57頁参照）
- ② 母子保健機能、児童福祉機能における業務の双方（又はいずれか）において相談支援業務の経験があり、双方の役割に理解のある者。
- ③ その他、市区町村において上記と同等と認めた者。

保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー の他

【母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）の母子保健担当職員の資格】

- (1) 保健師
- (2) 助産師
- (3) 看護師
- (4) ソーシャルワーカー（社会福祉士等）

【困難事例対応職員の資格】

- (1) 社会福祉士
- (2) 精神保健福祉士
- (3) その他の専門職

【子ども家庭支援員の資格等】

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下「相談援助業務」という。）に従事したもの
- (3) 医師
- (4) 社会福祉士
- (5) 精神保健福祉士
- (6) 公認心理師
- (7) 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- (8) 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (9) 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (10) 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (11) 社会福祉士となる資格を有する者（（5）に規定する者を除く。）
- (12) 精神保健福祉士となる資格を有する者（（6）に規定する者を除く。）
- (13) 保健師
- (14) 助産師

- (15) 看護師
- (16) 保育士
- (17) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する普通免許状を有する者
- (18) 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が2年以上である者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
 - ① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
 - ② 児童相談所の所員として勤務した期間
- (19) 社会福祉主事たる資格を得た後3年以上児童福祉事業に従事した者（（19）に規定する者を除く。）
- (20) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員

【虐待対応専門員の資格等】

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下「相談援助業務」という。）に従事したもの
- (3) 医師
- (4) 社会福祉士
- (5) 精神保健福祉士
- (6) 公認心理師
- (7) 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- (8) 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (9) 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (10) 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (11) 社会福祉士となる資格を有する者（（5）に規定する者を除く。）
- (12) 精神保健福祉士となる資格を有する者（（6）に規定する者を除く。）
- (13) 保健師
- (14) 助産師
- (15) 看護師

- (16) 保育士であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- (17) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する普通免許状を有する者
- (18) 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が2年以上である者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
 - ① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
 - ② 児童相談所の所員として勤務した期間
- (19) 社会福祉主事たる資格を得た後3年以上児童福祉事業に従事した者（（19）に規定する者を除く。）
- (20) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員

【心理担当支援員の資格等】

- (1) 公認心理師
- (2) 大学や大学院において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等

統括支援員の要件となる「一体的支援に係る基礎的な事項に関する研修」について

【基礎研修（オンデマンド）】

こども家庭センター設置の目的や意義・業務内容、統括支援員の役割等について学ぶ研修（数日程度を想定）。

※令和5年度「統括支援員の育成に関する調査研究」により、研修コンテンツ例を作成予定。

※虐待・思春期問題情報研修センター事業において、上記研修コンテンツ例を活用した研修（オンデマンドによるオンライン研修教材の配信）を検討。

※研修の受講については、一定の期間内（例えば4月以降3か月間程度の間）に受講してもらうことを想定。

<その他、統括支援員の資質向上のために受講することが望ましい研修>

【実務研修Ⅰ】

統括支援員として必要と見込まれる内容（統括支援員としての具体的なマネジメントスキルが期待される事例に対する演習等）について、演習型の研修を都道府県において実施を検討（※1）していただき、市町村の統括支援員に対して研修受講を促すことが望ましい。

※1 虐待・思春期問題情報研修センター事業（子どもの虹情報研修センター・西日本こども研修センターあかし）において、都道府県としての研修担当者（都道府県内の研修の講師・ファシリテーターを務める実務者（管内の市町村の代表的な統括支援員等）及び研修企画担当者が参加する「指導者養成研修」の実施を検討。

※2 都道府県としての研修の実施にあたっては「児童虐待防止対策研修事業」による補助金の活用が可能。

※3 都道府県における研修方法例は、令和5年度「統括支援員の育成に関する調査研究」により検討予定。

【実務研修Ⅱ】

統括支援員の更なる質の向上を図るため、年1回程度、各市区町村の統括支援員がお互いのスキルアップのための業務上の困りごとの共有や情報交換の場を設けることも有効である。

※実施は都道府県において検討いただくことを想定。なお、実施にあたっては「児童虐待防止対策研修事業」による補助金の活用が可能。

こども家庭センターに係る財政支援の考え方

財政支援の考え方

子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持したうえで、一体的な相談支援を行うことから、

- ① こども家庭センターの要件（54頁）を満たす施設については、統括支援員の配置に係る国庫補助を行うとともに、
- ② 当面（令和8年度末までを想定）はこども家庭センターの要件（54頁）を満たすか否かに関わらず、現行の子育て世代包括センターに求めている人員配置基準等を満たす施設を設置している場合には現行の同センターと同程度の水準の国庫補助を、現行の子ども家庭総合支援拠点に求めている人員配置基準等を満たす施設を設置している場合には現行の同拠点と同水準の国庫補助を、それぞれ行う（令和9年度以降についてはこども家庭センターの創設の意義などに鑑み、こども家庭センターの要件（54頁）を満たす場合のみ国庫補助を行うこととする方向で検討）ことを検討。

○運営費に係る財政支援

現 ↓	行：安心こども基金	負担割合	国：2／3、都道府県：1／6、市町村：1／6
	利用者支援事業（母子保健型）	負担割合	国：2／3、都道府県：1／6、市町村：1／6
	児童虐待防止対策等総合支援事業	負担割合	国：1／2、都道府県：0、市町村：1／2

令和6年度：子ども・子育て支援事業として財政支援することを検討中。
実施主体 市区町村 ※負担割合については年末に向け検討。

①統括支援員の配置

統括支援員の配置に必要な費用を補助。

なお、小規模自治体など専任の統括支援員を配置しない場合であっても、一体的運営を行うためセンター長が統括支援員を兼務する場合には統括支援員への補助を行うことを検討。

また、現行の安心こども基金では補助対象外である児童人口1万人未満の自治体についても、補助対象とすることを検討。

- ・現行の安心こども基金による母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業による補助と同程度の水準を検討。

(参考)

○母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業（安心こども基金） 6,324千円（令和6年度想定単価）

こども家庭センターに係る財政支援の考え方

②母子保健機能、児童福祉機能の運営費

当面（令和8年度末までを想定）はこども家庭センターの要件（54頁）を満たすか否かに関わらず、現行の子育て世代包括センターに求めている人員配置基準等を満たす施設を設置している場合には、現行の同センターと同程度の水準の国庫補助を設置力所数に応じて行い、現行の子ども家庭総合支援拠点に求めている人員配置基準等を満たす施設を設置している場合には、現行の同拠点と同水準の国庫補助を設置力所数に応じて行う（令和9年度以降についてはこども家庭センターの創設の意義などに鑑み、こども家庭センターの要件（54頁）を満たす場合のみ国庫補助を行うこととする方向で検討）

例1：こども家庭センターの要件（54頁）を満たしている場合において、①統括支援員を配置している、②母子保健機能は国庫補助上の人員配置を満たしている、③児童福祉機能は国庫補助上の人員配置を満たしていない場合

→ ①統括支援員及び②母子保健機能分について国庫補助を行う（③は補助対象外）。

例2：こども家庭センターの要件（54頁）を満たしていない場合において、②母子保健機能は国庫補助上の人員配置を満たしている、③児童福祉機能は国庫補助上の人員配置を満たしていない場合

→ 令和8年度末までは、②母子保健機能分について国庫補助を行う（令和9年度以降はこども家庭センターの要件を満たす場合のみ国庫補助を行う）

・ 現行の子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の運営費補助と同程度の水準を検討

（参考） <現行の補助>

○子育て世代包括支援センター（利用者支援事業（母子保健型））

①保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合	1か所当たり	14,331,000円
②保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合	1か所当たり	6,994,000円
③保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合	1か所当たり	11,834,000円
④保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合	1か所当たり	9,491,000円
⑤保健師等専門職員のみを専任により配置する場合	1か所当たり	9,337,000円
⑥保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合	1か所当たり	4,497,000円
その他加算あり		

○子ども家庭総合支援拠点（児童虐待防止対策総合支援事業）

小規模A型	3,769千円	
小規模B型	9,623千円	（虐待対応専門員の上乗せ配置）
小規模C型	15,980千円	最低配置人員を満たすための上乗せ配置単価
中規模型	21,350千円	2,715千円×配置人数
大規模型	39,619千円	
その他加算あり		

こども家庭センターに係る財政支援の考え方

<現行の配置基準>

○母子保健機能

- (1) 保健師、助産師、看護師及びソーシャルワーカーを1名以上
- (2) 困難事例へ対応するため、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職を1名以上（令和7年度末までに配置を目指す）
- (3) 利用者支援専門員を1名以上（地域の実情等により配置しないことも可）
- (4) 補助者（任意）

○児童福祉機能

類 型	児童人口規模 (人口規模)	子ども家庭支援員	心理担当支援員	虐待対応専門員 (※1)
小規模A型	児童人口:概ね0.9万人未満 人口:約5.6万人未満	常時2名(※2)	—	—
小規模B型	児童人口:概ね0.9万人以上 1.8万人未満 人口:約5.6万人以上約11.3万人未満	常時2名	—	常時1名
小規模C型	児童人口:概ね1.8万人以上 2.7万人未満 人口:約11.3万人以上約17万人未満	常時2名	—	常時2名
中規模型	児童人口:概ね2.7万人以上 7.2万人未満 人口:約17万人以上約45万人未満	常時3名	常時1名	常時2名
大規模型	児童人口:概ね7.2万人以上 人口:約45万人以上	常時5名	常時2名	常時4名

※1 左記の配置に加え、児童虐待相談対応件数に応じて虐待対応専門員を上乗せ配置する。

※2 人口5万人未満の市町村においては、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を兼務する常勤職員がいる場合には、常時1名体制可。

こども家庭センターに係る財政支援の考え方

③ サポートプラン作成、地域資源の開拓等に必要な経費

サポートプランを作成することとされたことを踏まえ、サポートプラン作成件数に応じた支援員の加配や、地域資源の開拓に必要なコーディネーターの配置に係る経費の補助を検討。

- ・サポートプラン作成件数に応じた支援員の追加配置に必要な経費
(委託により実施する場合は常勤職員、直営の場合は非常勤職員の単価を想定)
- ・地域資源開拓に必要なコーディネーターの配置に必要な経費
(委託により実施する場合は常勤職員、直営の場合は非常勤職員の単価を想定)
- ・制度施行円滑導入経費 (家庭支援二一ズ等実態調査や関係機関会議に係る費用)

(参考)

○虐待対応専門員の加算 (児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金) 常勤職員単価 5,646千円 非常勤職員単価 2,715千円

○施設整備に係る財政支援

現	行：安心こども基金	負担割合	国：9 / 10、都道府県：0、市町村：1 / 10
	次世代育成支援対策施設整備交付金	負担割合	国：1 / 2相当



令和6年度：次世代育成支援対策施設整備交付金として財政支援することを検討中。
実施主体 市区町村 ※負担割合については年末に向け検討。

- ・現行の安心こども基金、次世代育成支援対策施設整備交付金による補助の考え方を基に検討。
(参考)

<現行の補助>

○母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業 (安心こども基金)	18,992千円
○母子保健機能 (利用者支援事業所) (次世代育成支援対策施設整備交付金)	9,496千円
○児童福祉機能 (市区町村子ども家庭総合支援拠点) (次世代育成支援対策施設整備交付金)	9,496千円

こども家庭センターの類型（例示）

※場所の統一は必ずしも求めないが、母子保健と児童福祉の一体的な支援の提供のため、センター長をトップとした指揮命令系統を確立することが必要。

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的の相談支援を行うための職員体制を十分に整備した上で、1か所に集約するか分散して設置するかは、地理的条件、従来の子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点の設置状況等の地域の実情を踏まえて適切に判断していただくことが可能。

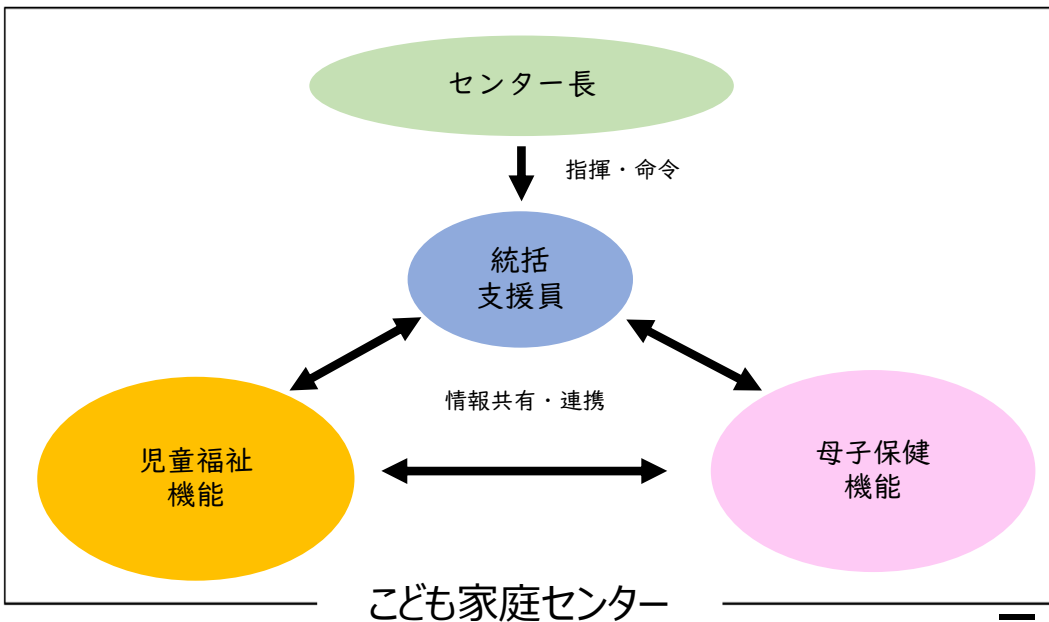
なお、補助金については類型ごとに変わるものではなく、基準を満たしている機能ごとに交付される。詳しくは62頁のとおり。

A市

市内に1か所のセンターを設置。センターにおいて、母子保健機能の担当者と児童福祉機能の担当者が連携し、統括支援員を中心とした一体的支援を実施。

こども家庭センター1か所の設置（母子保健機能の施設が1か所、児童福祉機能の施設が1か所）のパターン

人員配置基準を満たす場合、統括支援員1名分、児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）1か所分、母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）1か所分が交付される。

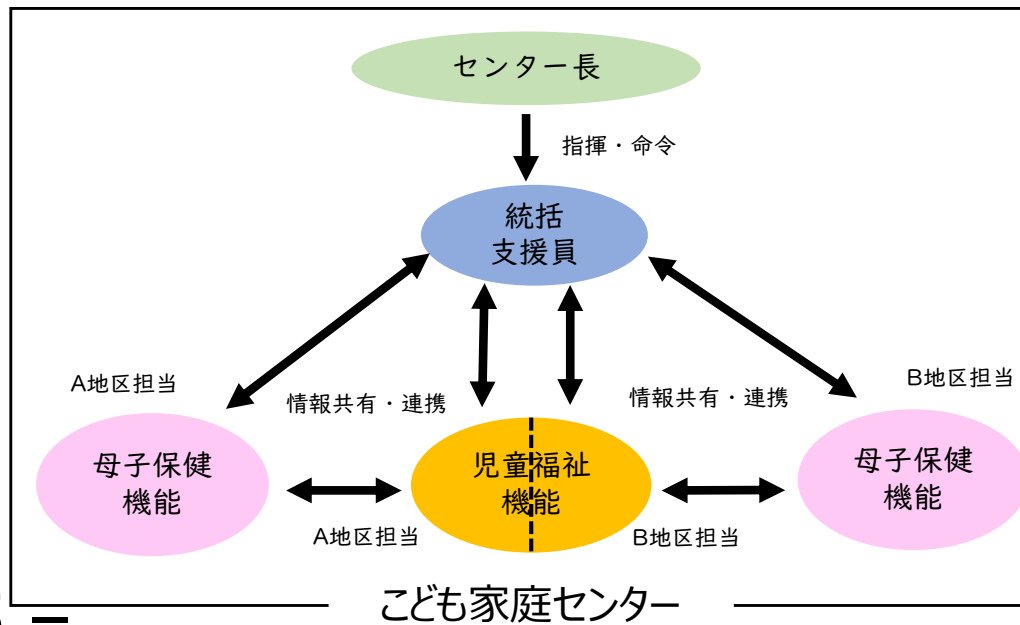


B市

市内に1か所のセンターを設置。児童福祉機能はA地区とB地区の圏域の担当者ごとに、母子保健機能の担当者と連携し、統括支援員を中心とした一体的支援を実施。

こども家庭センター1か所の設置（母子保健機能の施設が2か所、児童福祉機能の施設が1か所）のパターン

人員配置基準を満たす場合、統括支援員1名分、児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）1か所分、母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）2か所分が交付される。



こども家庭センターの類型 (例示)

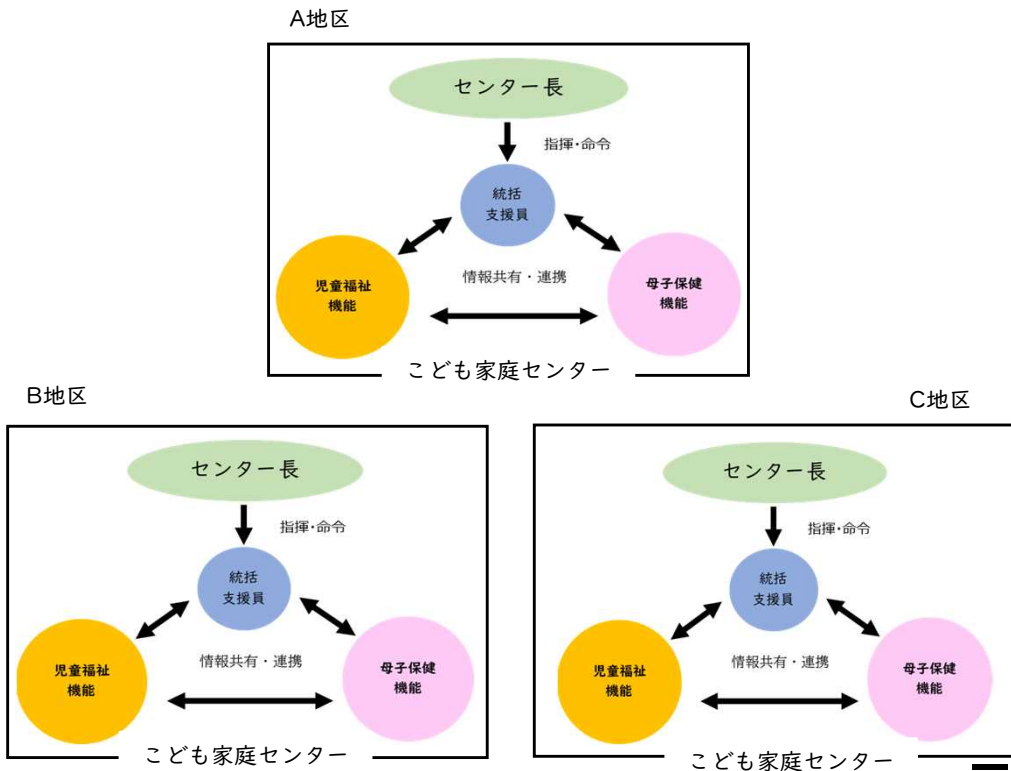
※場所の統一は必ずしも求めないが、母子保健と児童福祉の一体的な支援の提供のため、センター長をトップとした指揮命令系統を確立することが必要。

C市

市内に3か所のセンターを設置。それぞれのセンターにおいて、母子保健機能の担当者と児童福祉機能の担当者が連携し、統括支援員を中心とした一体的支援を実施。

こども家庭センター3か所の設置（母子保健機能の施設が3か所、児童福祉機能の施設が3か所）のパターン

人員配置基準を満たす場合、統括支援員3名分、児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）3か所分、母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）3か所分が交付される。

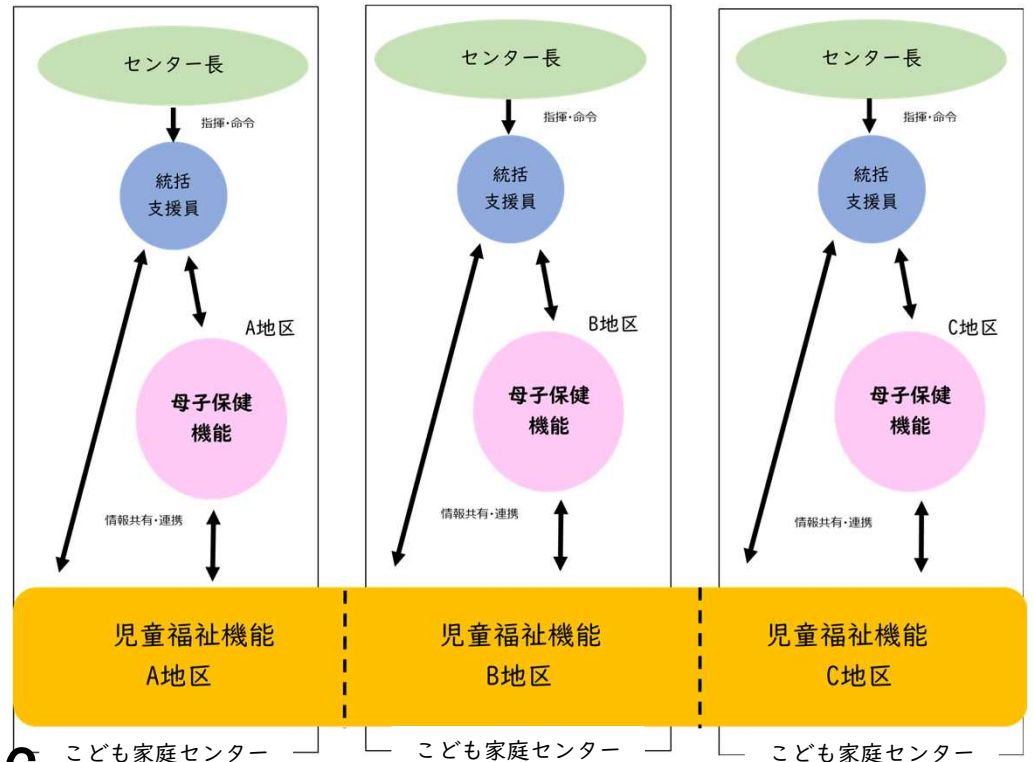


D市

市内に3か所のセンターを設置。児童福祉機能はA地区、B地区、C地区の圏域の担当者ごとに、母子保健機能の担当者と連携し、各圏域を担当するセンターの統括支援員を中心とした一体的支援を実施。

こども家庭センター3か所の設置（母子保健機能の施設が3か所、児童福祉機能の施設が1か所）のパターン

人員配置基準を満たす場合、統括支援員3名分、児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）1か所分、母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）3か所分が交付される。



趣旨・目的

先進的に一体的相談支援体制の整備を行う自治体に対して、**どのような手法で一体的相談支援体制を構築しているのか、その過程や効果、課題などの事例を収集し横展開**するとともに、先進的な取組も取り入れながら**こども家庭センターの業務の指針となる市町村子ども家庭指針（ガイドライン）を作成**する。

検討事項

- ・ 一体的相談支援体制の事例収集
- ・ 市町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）の改正（案）検討

スケジュール案

- ・ R5.9月～ 自治体へアンケート調査実施
- ・ R5.10月下旬～ 自治体へヒアリング実施
- ・ **R5.12月上旬～ 自治体へガイドライン（案）意見照会**
- ・ R6.3月上旬～ 自治体へガイドライン発出

検討委員会の構成

※敬称略、五十音順、◎は座長

氏名	所属・役職
上野 昌江	四天王寺大学 看護学部 教授
◎柏女 霊峰	淑徳大学 総合福祉学部 社会福祉学科 特任教授
川松 亮	明星大学 人文学部福祉実践学科 教授
佐藤 拓代	公益社団法人 母子保健推進会議 会長
佐藤 まゆみ	淑徳大学短期大学部 こども学科 教授
藤林 武史	西日本こども研修センター あかし センター長
増沢 高	子どもの虹情報研修センター 副センター長兼研究部長
牧戸 貞	桑名市子ども総合センター センター長
八木 安理子	同志社大学心理学部 客員教授
三橋 静香	横浜市こども青少年局こども福祉部保健部こどもの権利擁護課 児童虐待・DV対策係長

趣旨・目的

こども家庭センターにおいて、母子保健機能と児童福祉機能をつなぐための統括支援員は、一体的かつ切れ目のない相談支援体制を構築するにあたり非常に重要な役割を担うことから、その役割を十分に理解して業務を行う必要がある。

また、母子保健と児童福祉の異なる専門領域を束ね、双方の支援を一体的に行うための助言やマネジメントを行う能力が必要であると想定される。

こうしたことを踏まえ、**統括支援員が果たすべき役割や求められる専門性等を整理し、統括支援員の育成及び資質の向上のための研修について検討を行う。**

検討事項

- ・ 統括支援員が果たすべき役割や求められる専門性等を整理
- ・ 統括支援員の育成等のための研修等の検討

スケジュール案

- ・ R5.9月～ 自治体へアンケート調査実施
- ・ R5.10月上中旬～ 自治体へヒアリング実施
- ・ R6.3月
 - ・ 基礎研修に係る研修コンテンツ例作成完了
 - ・ 実務研修に係る方法例を作成完了

検討委員会の構成

※敬称略、五十音順、◎は座長

氏名	所属・役職
上野 昌江	四天王寺大学 看護学部 教授
◎柏女 霊峰	淑徳大学 総合福祉学部 社会福祉学科 特任教授
川松 亮	明星大学 人文学部福祉実践学科 教授
佐藤 拓代	公益社団法人 母子保健推進会議 会長
佐藤 まゆみ	淑徳大学短期大学部 こども学科 教授
藤林 武史	西日本こども研修センター あかしセンター長
増沢 高	子どもの虹情報研修センター 副センター長兼研究部長
牧戸 貞	桑名市子ども総合センター センター長
八木 安理子	同志社大学心理学部 客員教授
奥津 秀子	横浜市港区福祉保健センター こども家庭支援課長

1 「こども家庭センターのガイドライン」について

- 当該ガイドラインとして、「市町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）」を改正し、こども家庭センターにおける母子保健機能と児童福祉機能の一体的相談体制の具体的運用等について盛り込む予定。令和5年12月頃に自治体に素案をお示しし、意見照会を行った上で、令和6年3月に確定版を通知する予定。

※なお、「こども家庭センターのガイドライン」はあくまで効果的な支援を行っていくための参考としてお示しするものであり、母子保健と児童福祉の一体的な支援に向けた体制の構築の検討を進めている自治体については、本ガイドラインを待つことなく、地域の実情等に応じ、より効果的な方法へ創意工夫していただいで構わない。

2 サポートプランについて

- サポートプランについては、上記ガイドラインにその運用等についてお示しする予定。
- 現時点における検討に当たっては、令和4年度「こども家庭センター及びサポートプランについての調査研究報告書」を参考としてください。
 - ・ 母子保健の観点のみから支援が必要な対象者（母子並びに乳児及び幼児の心身の状態に応じ、健康の保持及び増進に関する支援を必要とする者（改正母子保健法第9条の2第2項））へ作成するサポートプランは、現行の子育て世代包括支援センターで作成の「支援プラン」と同様。
 - ・ 記載の内容については報告書内の様式イメージ（資料27～29）を参考としてください。なお、様式についてはこどもの年齢等に応じて自治体で自由に変更が可能。
 - ・ 相談関係ができていない場合や自ら抱える課題を認識することが困難であるなど、サポートプランの作成や手交が難しい場合には、信頼関係の構築に向けた働きかけを行い、可能な限り当事者のニーズ把握を行い、内部での支援計画（支援方針）に反映する。
 - ・ 支援を拒否する場合やサポートプランの作成・手交が困難な状態が一定期間継続した場合、必要に応じて、利用勧奨・措置、児童相談所への送致などについて、センター内部や要対協個別ケース検討会議において協議する。

3 「設置要綱」について

- 財政支援のための設置要綱を令和6年3月に通知する予定。

家庭支援事業

※家庭支援事業、親子関係形成支援事業、児童育成支援拠点事業、子育て短期支援事業、地域子育て相談機関（P70～P100）について
問い合わせ先：成育局成育環境課

市区町村における子育て家庭への支援の充実

- 要支援・要保護児童(※1)は約23万人、特定妊婦(※2)は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。
※1 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童 ※2 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦
- 地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。
- 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が利用勧奨・措置を実施する。

子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。
例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う。
例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等

子育て短期支援事業

- 保護者が子どもと共に入所・利用可能とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専任人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

一時預かり事業

- 子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充当

家庭支援事業検討委員会 概要

(新たな在宅支援体制の構築に向けた各種事業の運営基準の策定に関する調査研究)

趣旨

- 改正児童福祉法により、子育て世帯に対する包括的な支援のための事業拡充を図るため、新たに子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業、児童育成支援拠点事業（以下、新規3事業）が創設される。また、新規3事業に子育て短期支援事業・一時預かり事業・養育支援訪問事業を加えた6事業については「家庭支援事業」と位置付けられ、市町村による利用勧奨・措置が可能となる。
- 新規3事業の運営基準等及び家庭支援事業の利用勧奨・措置の運用方法等を検討するため、令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「新たな在宅支援体制の構築に向けた各種事業の運営基準の策定に関する調査研究」内において、**家庭支援事業に関する検討委員会を開催**した。

検討事項

- 子育て世帯訪問支援事業の運営基準等
- 親子関係形成支援事業の運営基準等
- 児童育成支援拠点事業の運営基準等
- 家庭支援事業の利用勧奨・措置の運用方法等
- その他

調査研究実施主体

株式会社 日本総合研究所

〒141-0022 東京都品川区東五反田2-18-1大崎フォレスト
ビルディング

構成

(※) 50音順、敬称略。所属・役職は令和4年度のもの。

氏名	所属・役職
木村 容子	日本社会事業大学社会福祉学部教授
久米 健仁	徳島市子ども未来部子ども健康課長
佐藤 まゆみ	淑徳大学短期大学部こども学科教授
野尻 紀恵	日本福祉大学社会福祉学部長
三浦 宏樹	高槻市子ども未来部参事兼子育て総合支援センター所長

家庭支援事業検討委員会 報告書 概要

(新たな在宅支援体制の構築に向けた各種事業の運営基準の策定に関する調査研究)

令和6年度より創設する子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業、児童育成支援拠点事業（以下、新規3事業）及び家庭支援事業（※）の利用勧奨・措置について、実態調査及び有識者による検討会を実施し、以下の求められる運用のあり方が示された。

※ 新規3事業に、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業を加えた6事業については、改正児童福祉法において「家庭支援事業」と位置付けられた。

子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員については有資格者のみならず、子育て経験者等についても対象としたうえで、**市町村が適当と認める研修を修了していることが望ましい**。また、利用対象者が主に要支援児童等の保護者（ヤングケアラーを含む）であることを踏まえ、**特に支援が必要な層が利用者負担を理由に利用控えすることがないよう、適切な利用者負担減免等を検討する必要**がある。

※ 特に研修については自治体によって差が出ることがないよう研修案等を示すことが望ましいとされたことを踏まえ、**令和5年度調査研究においてガイドラインの検討**を行う予定。

親子関係形成支援事業

支援対象者が自身の取組を通して学べるよう、**学んだことを家庭で実践し、後に続くプログラムにおいて振り返る**ような機会を設けることが望ましい。また、実態調査を踏まえ、**1講座あたりの回数については概ね4回以上が望ましい**。加えて、子育て世帯訪問支援事業同様、**特に支援が必要な層が利用者負担を理由に利用控えすることがないよう、適切な利用者負担減免等を検討する必要**がある。

児童育成支援拠点事業

養育環境に課題を抱えるこどもに包括的な支援を届ける事業趣旨を維持しつつ、実態調査を踏まえ、**開所日数については週3日以上の開所も可と**することが考えられる。また、開所時間については学校の学期中と長期休暇期間中とでは居場所支援の提供すべき時間が異なることから、事業の提供時間に着眼して設計することが考えられる。加えて、**必要に応じてソーシャルワーク専門職員や心理療法担当職員を配置することが望ましい**。

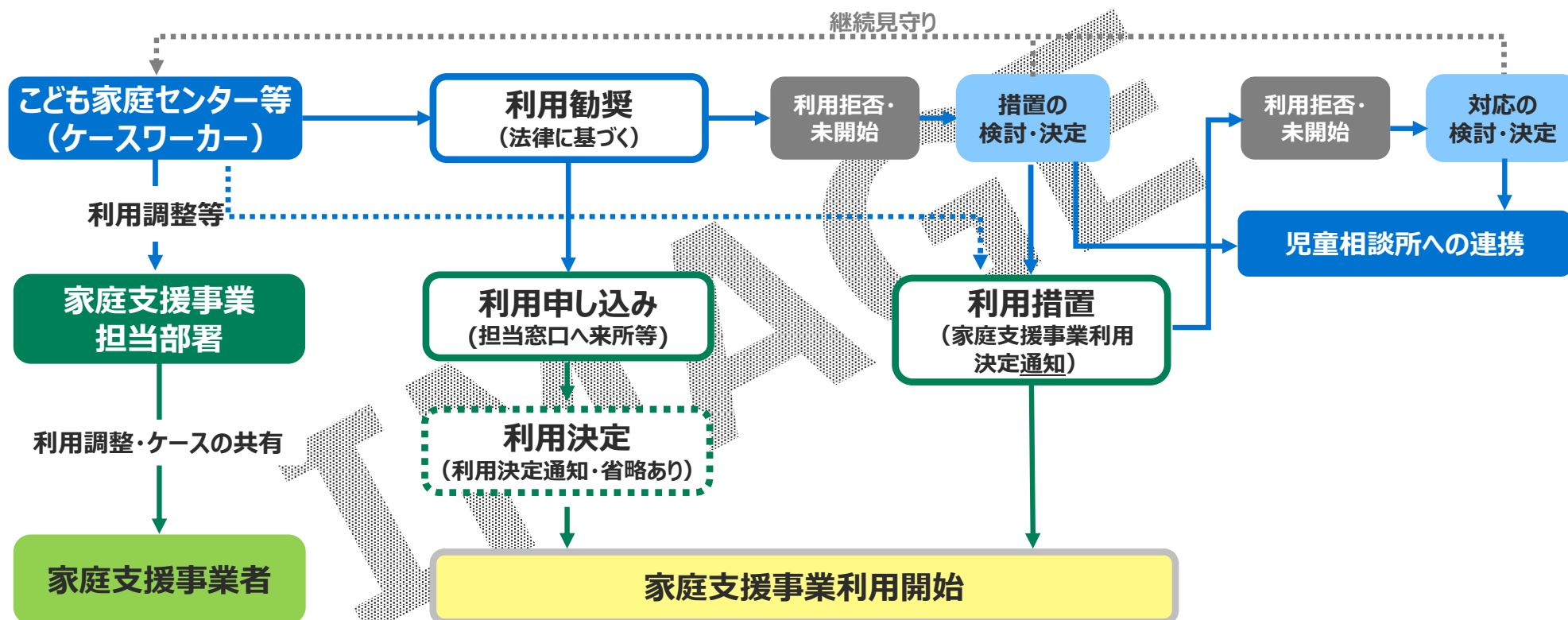
※ 事業の質を担保する観点から、**令和5年度調査研究においてガイドラインの検討**を行う予定。

利用勧奨・措置の運用

原則としてこども家庭センター等がアセスメントを行い、**サポートプラン又は支援計画を策定した要支援・要保護児童家庭を対象**とすることが考えられる。利用勧奨を実施する場面としては、**こども家庭センター等で把握しているケースであって、家庭支援事業による支援の必要が認められる場合や児童相談所から市町村に相談があった場合**等が考えられる。利用措置を実施する場面については、**利用勧奨を実施したにも関わらず①対象者の心境の変化が見られず、②支援の利用を明確に拒絶しているものではない場合に実施する**等が考えられる。加えて、特に利用措置については、その運用について十分に市町村に対して説明する必要がある。

利用勧奨・措置 基本的な流れ（イメージ図）

R4調査研究 家庭支援事業検討委員会 報告書より抜粋



対象者

- 利用勧奨・措置の対象者については、原則としてこども家庭センター等がアセスメントを行い、サポートプラン等を作成した要支援・要保護児童家庭を対象とすることが考えられる。
- ただし、要支援・要保護児童家庭ではないものの、支援の必要度が高く、近く要支援児童等となる可能性が非常に高い状態となっている者（※1）についても、サポートプラン等を作成のうえ（※2）対象とすることが考えられる。

※1 市町村の判断に過度なばらつきがでないよう、配慮する必要がある。

※2 速やかに支援が必要と認められる場合は例外的にサポートプラン等がなくとも利用勧奨や措置につなげていくことを可能とし、

その際は、事後的にサポートプランを作成することを想定する。

利用勧奨

- 場面**
- 利用勧奨を実施する場面については、保育の利用勧奨同様、
 - ・ **こども家庭センター等で把握しているケースであって、家庭支援事業による支援の必要が認められる場合の他、**
 - ・ **児童相談所のケースであって、児童相談所から市町村に対し家庭支援事業による支援の必要について相談があった場合等**が考えられる。
- 対応者**
- 利用勧奨においては、**こども家庭センター等の利用勧奨の決定をした部署（の職員）が行うこととしたうえで、利用者への通知あるいは通告については、こども家庭センター等のケースワーカーのほか、対象者との関係性が構築できている関係機関の同席の下、実施することも有効**と考えられる。

利用措置

- 場面**
- 利用措置を実施する場面については、
 - ・ 利用勧奨を実施したにもかかわらず、**①対象者の心境の変化が見られず、②支援の利用を明確に拒絶しているものではない場合**に実施する他、
 - ・ **児童相談所から市町村へ指導委託・送致等されるケース**であって、家庭支援事業による支援の必要が認められる場合に、委託・送致に際して実施すること等が考えられる。
- 対応者**
- 利用措置は行政処分となることから、**こども家庭センター等が決定し、家庭支援事業担当部署が文書により通知**する等、市町村が決定・通知することとする。ただし、措置の対象者においては、精神面に障害や疾患を有していることも想定されることから、窓口への来所に限らず、居宅への訪問や同行支援を行う等配慮したうえで、**対面において丁寧な説明を行う**ことが考えられる。また、その場合の対応者については、利用勧奨と同様と考えられる。

留意事項

【支援対象者への働きかけ】

- 支援対象者との信頼関係を構築する中で支援の必要性を伝え、支援対象者からの利用申し込みや措置決定後の円滑な利用開始につながるよう、こども家庭センター等や利用予定の家庭支援事業者から働きかけを行うこと。

【都道府県や児童相談所との連携】

- **利用勧奨・措置の実施をもって直ちに児童相談所に報告する扱いはしないが、**
 - ・ 都道府県や児童相談所から引き継いだケース（児童家庭センター・市町村指導委託、一時保護解除者、措置解除者、一時保護委託に至らなかった通告児童、等）
 - ・ 利用勧奨や措置に対して保護者から強い拒否反応が示された児童等については、特に支援を必要とするケースが市町村と児童相談所との狭間に落ちることがないように、児童相談所への連携を検討すること。
- なお、児童相談所に円滑につなげる観点からも、**利用勧奨・措置の実施状況等をケース記録等に記録すること。**
- 児童相談所が市町村へケースを引き継ぐ際には、**市町村（子ども家庭センター等）が利用勧奨・措置の必要性を検討できるよう、市町村と家庭支援の必要性を協議すること。**

【フォローアップ】

- **家庭支援事業者に対して、家庭支援事業担当部署より対象となるケースについて事前に共有し、確実にこども家庭センター等と連携し、継続的に見守りつつ、支援計画のマネジメント等が行われるよう、体制を整えておくこと。**
- 利用措置については、通常の契約関係の下で利用される家庭支援事業とも異なることに留意し**家庭支援事業者からの定期・随時の情報提供等により、支援の進行状況やニーズの変化について検討した上で、適切にサポートプラン等の見直しを行うよう努めること。**

目 的

令和4年改正児童福祉法において、新たに実施されることとなった家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）について、市町村は、当該者に必要な事業の利用を勧奨してもなお、やむを得ない事由により当該勧奨及び支援に係る家庭支援事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、支援を提供（措置）することができるとしており、この措置にかかる経費について義務的経費とし、家庭支援事業の着実な実施に努める。

家庭支援事業の措置の要件

措置の要件については、次の全ての内容に該当する必要がある。なお、行政処分となることから、市町村が決定し、文書により通知すること。

- ① 原則としてこども家庭センター等がアセスメントを行い、サポートプラン等を作成する要支援・要保護児童家庭等であること
※速やかに措置による支援が必要と認められる場合は、例外的に、事後にサポートプラン等を作成することも可能だが、速やかに作成すること
- ② 利用勧奨を実施したにもかかわらず、疾病その他事情により、支援が必要な者が利用申請を行うことが出来ないと市町村が認めた場合であること
- ③ 支援の利用を明確に拒絶しているものではないと市町村が認めた場合であること

措置費単価等

【措置費単価】

各事業について、「子ども・子育て支援交付金」をもとに1人当たり1回（日額）相当額を設定する予定

【負担割合】

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市区町村 1 / 4

なお、措置の対象者に対しては、原則として費用負担を求めない運用とする予定。

ただし、保護者の経済力や精神状況等を踏まえて、費用負担を求めたとしても以後支援がしにくくなるといった事態が生じないと認められる場合には、法第56条第2項の規定に基づき費用徴収することも検討。

趣旨・目的

令和4年改正児童福祉法により、新たに創設された「子育て世帯訪問支援事業」及び「児童育成支援拠点事業」について、法の施行となる令和6年度以降より多くの市区町村で円滑に事業が実施される必要がある。

また、事業の質を担保し、適切な運用が図られるようガイドライン（案）を作成するため、有識者の参画の下、研修の内容や事業を提供する際の留意事項等について検討する。

検討事項

- ・ 子育て世帯訪問支援事業の適切な運用のあり方
- ・ 児童育成支援事業の適切な運用のあり方

スケジュール案

- ・ R5.9月～ 研修内容や留意事項の検討
- ・ R5.10月～ 事業者等へヒアリング実施
- ・ R6.1月～ ガイドライン（素案）に対する
自治体個別サウンディング
- ・ R6.3月～ ガイドライン（案）の作成

検討委員会の構成

※敬称略、五十音順

氏名	所属・役職
入江 竜生	鳥取県鳥取市健康こども部こども家庭局 こども未来課課長補佐兼企画係長
木村 容子	日本社会事業大学社会福祉学部教授
佐藤 まゆみ	淑徳大学短期大学部こども学科教授
谷 杏奈	神戸市こども家庭局家庭支援課担当係長
野尻 紀恵	日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科教授

親子関係形成支援事業について

① 府令委任事項（親子関係形成支援事業）

○改正後の児童福祉法（抄）

第六条の三 （略）

②～⑳ （略）

㉑この法律で、親子関係形成支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業をいう。

省令の規定ぶり

○改正後の児童福祉法施行規則（案）

第一条の三十二の八 法第六条の三第二十一項に規定する親子関係形成支援事業は、親子間における適切な関係性の構築を目的として、次の各号のいずれかに該当する児童及びその保護者に対し、講義、グループワーク等を実施することにより、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行うもの（市町村又はその委託等を受けた者が行うものに限る。）とする。

- 一 要支援児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者
- 二 前号に該当するおそれがある者その他の市町村長が当該事業による支援が必要と認める児童及びその保護者

親子関係形成支援事業の運用イメージ（案）

【目的】

- こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする。

【実施主体】

- 実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む）とする。なお、市町村が認めた者への委託等を行うことができる。

【対象】

- 親子の関係性やこどもとの関わり方等に不安を抱えている18歳未満のこどもを養育する家庭で、次のいずれかに該当する家庭の保護者及び児童とする。
 - ① 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
 - ② 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
 - ③ 乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により市町村が当該支援を必要と認めた家庭

【業務内容】

- こどもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。
- 親子関係形成支援プログラムの内容については、以下の内容を考慮しつつ、地域の実情に応じて設定すること。
 - ① こどもの行動の理解と要因の把握及び対応
 - ② こどもの発達・成長に応じた関係性や関わり
 - ③ 参加者同士によるピアサポート
 - ④ セルフケアやこどもへの関わり方の振り返り
- プログラムは、概ね5～8回（各回90分～120分程度）を目安に、原則4回以上の連続講座として実施すること。
- 実施者は、児童に関わる業務に従事していた経験や、市町村が認める研修の受講歴又は資格を有する者であって、適切にプログラムを実施できると市町村が認めたものとする。
- 定員は10名程度を目安に、原則としてグループで実施すること。

【財政支援の考え方】

- 現行の安心こども基金による保護者支援臨時特例事業による補助と同水準を想定しつつ、実施回数に応じた補助単価の在り方について、予算編成過程により検討。

＜参考＞親子関係形成支援臨時特例事業の補助基準額

- ペアレントトレーニング等実施費用
補助基準額 = ①ペアレントトレーニング等実施費用 - ②利用者負担額

- 親子関係形成支援プログラム資格取得支援等加算
プログラムを実施する際に必要な人材の養成に必要な研修等の実施
1市町村当たり 100,000円

【現行の保護者支援臨時特例事業】

①ペアレントトレーニング実施費用 (単価)	1講座1人当たり 32,800円
②利用者負担額	1講座1人当たり
ア.生活保護世帯	0円
イ.市町村民税非課税世帯	3,200円
ウ.市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯	6,560円
エ.上記以外の世帯	16,400円

※市町村で定めた利用料が、②利用者負担額を上回る場合や課税状況を確認しない場合は、全ての世帯「エ.その他世帯」として算出してください。

市町村子ども・子育て支援計画における「量の見込み」の算出等について

- 親子関係形成支援事業は、令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、児童福祉法（以下「法」という。）に位置づけた。（施行：令和6年4月1日）
- 子ども・子育て支援法（以下、「子子法」という。）上では、地域子ども・子育て支援事業として位置づけることとしている。（子子法第59条第8号 養育支援訪問事業その他要保護児童等に対する支援に資する事業）
- 地域子ども・子育て支援事業は、市町村子ども・子育て支援事業計画において、量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとしている。
- 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成にあたり、地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等（以下、「利用希望把握調査等」という。）を行い、これらを踏まえて地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが求められている。

親子関係形成支援事業の「量の見込み」について

- 親子関係形成支援事業は、市町村が支援の必要があると認めた者を対象としていることから、**利用希望把握調査等によらず、要支援児童及び要保護児童の数等を勘案して**、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定することとする。
- 具体的には、市町村の相談支援員等が相談を含め対応している世帯のなかで、本事業の利用が望ましい世帯の総計（対象世帯数）を把握し、以下のとおり算出したうえで、適切と考えられる目標事業量を設定すること。

$$[\text{①推計児童数 (人)}] \times \frac{[\text{③対象世帯数 (人)}]}{[\text{②全児童数 (人)}]} = [\text{量の見込み (人)}]$$

①推計児童数…各年の年齢各歳別（0～17歳）のデータ

②全児童数……0～17歳までの児童人口

③対象世帯数…相談支援員等が相談を含め対応している世帯のなかで、本事業の利用が望ましい世帯の総計

※利用が望ましい世帯には、**保護者の育児不安、育児しつけ相談、性格行動相談、児童相談所から引き継いだ児童がいる世帯など、本事業による支援を必要とすることが見込まれる世帯の数**が考えられる。

- 対象世帯数の総計を把握することが困難な場合には、一定の割合（一部の相談支援員の対応している世帯のうち本事業の利用が望ましい世帯の割合）を求め、対象児童数を求めることも可能とする。
- 本事業は、新たに創設した事業であることから、各年度における実施状況を把握し、計画を作成した後において、利用状況等が量の見込みと大きく乖離している場合には、計画期間の中間年を待たずして、適切に見直しを行うこと。

児童育成支援拠点事業について

府令委任事項（児童育成支援拠点事業）

○改正後の児童福祉法（抄）

第三十四条の十七の二 市町村は、児童育成支援拠点事業を行うことができる。

- ② 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を市町村長に届け出て、児童育成支援拠点事業を行うことができる。
- ③ 国、都道府県及び市町村以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- ④ 国、都道府県及び市町村以外の者は、児童育成支援拠点事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。
- ⑤（略）

省令の規定ぶり

○児童福祉法施行規則（案）

第三十六条の三十七の三 法第三十四条の十七の二第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 事業の種類及び内容
 - 二 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - 三 定款その他の基本約款
 - 四 運営規程
 - 五 職員の定数及び職務の内容
 - 六 主な職員の氏名及び経歴
 - 七 当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
 - 八 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
 - 九 事業開始の予定年月日
- ② 法第三十四条の十七の二第二項の規定による届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を市町村長に提出しなければならない。ただし、市町村長が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第三十六条の三十七の四 法第三十四条の十七の二第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 廃止又は休止しようとする年月日
- 二 廃止又は休止の理由
- 三 現に便宜を受けている者に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

【目的】

- 養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供することにより、虐待の防止や一時保護解除の家庭への円滑な復帰を図ることを目的とする。

【実施主体】

- 実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む）とする。なお、市町村が認めた者への委託等を行うことができる。
児童養護施設、児童館、児童家庭支援センター等の子育て関連施設や、その他市町村が子どもの居場所支援を行う場所として適当と認めた場所（空き家や賃貸物件の活用を含む。）で実施することができる。

【対象】

- 本事業の支援対象は、次に掲げるような状態にある児童及び保護者を対象とする。
 - ① 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭の児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期の児童及びその家庭
 - ② 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、学校に居場所のない主に学齢期の児童及びその家庭
 - ③ その他、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期の児童及びその家庭

【業務内容】

- 以下の①～⑦に掲げる取組を包括的に実施するものとする。
ただし、支援を常時提供しなければならないわけではなく、支援対象者から支援を求められた際に、確実に支援を提供できる体制を整備すること。
 - ① 安心・安全な居場所の提供（※1）
 - ② 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言、等）
 - ③ 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート、等）
 - ④ 食事の提供（※2）
 - ⑤ 課外活動の提供（調理実習、農業体験、年中行事の体験や学校訪問等）
 - ⑥ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関と日常的に連携を行い、事業の趣旨や各機関が把握している児童の情報が共有されやすい関係の構築
 - ⑦ 保護者への情報提供、相談支援

（※1） 居場所における支援を行う際、必要に応じて家庭、~~86~~その他の場所と本事業の実施場所との間の送迎支援を行うこと。
（※2） 提供する食事は、必ず居場所で調理された食事であることを要しない。宅食により食事を提供することは不可とする。

【職員配置等】

- 児童育成支援拠点事業を行う者（以下、「児童育成支援拠点事業者」という。）は、当該事業を行う場所（以下、「児童育成支援拠点事業所」という。）に、原則として、①管理者、②支援員を置くこととする。また、必要に応じて、③ソーシャルワーク専門職員、④心理療法担当職員を配置できるようにする予定。

なお、1人以上は、児童指導員、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格、教育職員免許法第4条に規定する免許状若しくは児童福祉事業に2年以上従事していた経験を有する者又は④心理療法担当職員に該当する者を置くこと。

また、管理者又は支援員のうち1人以上は、常勤職員とする。

① 管理者

- ・ 児童福祉事業に従事していた十分な経験等を持つ者で、支援員の指導・調整、運営に関わる管理等の現場を統括する能力を有するもの
- ・ 運営に関わる管理、支援員等の指導・調整、他機関との連携、本事業における支援対象者への支援内容に係る支援計画（以下、「支援計画」という。）の策定を行う。

② 支援員

- ・ 児童の福祉の向上に理解と熱意を有する者であって、児童に対して適切な生活支援等ができるもの
- ・ 児童や保護者への支援等を行う。

③ ソーシャルワーク専門職員

- ・ 児童を対象としたソーシャルワークの業務に従事していた者。社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有することが望ましい。
- ・ 学校、要保護児童対策地域協議会等の関係機関における会議への出席、他機関との連携、保護者へのアセスメント等の支援、必要に応じて、児童の家庭を訪問による家庭環境の把握や保護者への相談・支援、その他、居場所における児童に必要な支援を行う。

④ 心理療法担当職員

- ・ 大学で、心理学を専修する学科を卒業した者等であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するもの
- ・ 心理的支援が必要な児童に対するメンタルケア等の支援を行う。

【開所日数・開所時間】

- 開所する日数は、その地域における学校の授業の休業日その他の状況等を考慮し、年間を通して週3日以上開所すること。

- 開所する時間は、次に掲げる時間帯は必ず開所することとし、児童の状況や地域の実情等に応じて、開始時間を早める又は閉所時間を延長するなどして定めるものとする。

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ① 学校の授業の休業日（長期休暇期間等） | 10時から18時 |
| ② 学校の授業の休業日以外の日（平日） | 学校の授業の終了後から18時の開所 |

【設備】

- 本事業を行う場所には、開所時間中に児童が集まることができる専用のスペースその他支援の実施に必要な設備を設けること。なお、相談室、事務室、キッチン、学習スペース及び浴室等の設備を設けることが望ましい。

【財政支援の考え方】

- 現行の安心こども基金による保護者支援臨時特例事業による補助と同水準を想定しつつ、開所日数を原則250日以上（週5日程度）としていたものを、「年間を通して週3日以上開所」とすることを踏まえ、開所日数に応じた補助を検討。

また、開所時間については学校の学期中と長期休暇期間中とでは居場所支援の提供すべき時間が異なることから、提供時間に着眼した補助を検討。

加えて、心理療法担当職員などの専門職の配置による加算を検討。

＜参考＞子どもの居場所支援臨時特例事業の補助基準額

- | | | |
|-------------------|---------|-------------|
| ○ 子どもの居場所支援臨時特例事業 | 1 か所当たり | 14,592千円 |
| 賃借料支援 | 1 か所当たり | 3,000千円（上限） |
| 開設準備経費支援 | 1 か所当たり | 4,000千円（上限） |
| ○ 児童指導専門職員配置支援事業 | 1 か所当たり | 1,258千円 |

市町村子ども・子育て支援計画における「量の見込み」の算出等について

- 児童育成支援拠点事業は、令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、児童福祉法（以下「法」という。）に位置づけた。（施行：令和6年4月1日）
- 子ども・子育て支援法（以下、「子子法」という。）上では、地域子ども・子育て支援事業として位置づけることとしている。（子子法第59条第8号 養育支援訪問事業その他要保護児童等に対する支援に資する事業）
- 地域子ども・子育て支援事業は、市町村子ども・子育て支援事業計画において、量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとしている。
- 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成にあたり、地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等（以下、「利用希望把握調査等」という。）を行い、これらを踏まえて地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが求められている。

児童育成支援拠点事業の「量の見込み」について

- 児童育成支援拠点事業は、市町村が支援の必要があると認めた者を対象としていることから、利用希望把握調査等によらず、要支援児童及び要保護児童の数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定することとする。
- 具体的には、市町村の相談支援員等が相談を含め対応している世帯のなかで、本事業の利用が望ましい児童の総計（対象児童数）を把握し、以下のとおり算出したうえで、適切と考えられる目標事業量を設定すること。

$$[\text{①推計児童数（人）}] \times \frac{[\text{③対象児童数（人）}]}{[\text{②6歳以上の児童数（人）}]} = [\text{量の見込み（人）}]$$

①推計児童数…各年の年齢各歳別（6～17歳）のデータ

②6歳以上の児童数……6～17歳までの児童人口

③対象児童数…相談支援員等が相談を含め対応している児童のなかで、本事業の利用が望ましい児童の総計

※利用が望ましい世帯には、一時保護が解除され、児童相談所から市町村に指導委託や行政移管など引き継いだ児童や、虐待相談を受けた児童など、本事業による支援を必要とすることが見込まれる児童等の数が考えられる。

※適切に学校等教育部局とも連携し、本事業による支援が必要な対象者を見込む必要がある。例えば、スクールソーシャルワーカーや教員等からの情報を参考に、本事業の利用が望ましい児童の数を確認する等、教育と福祉で連携し、自治体が保有するデータを有機的に連携させながら、把握することが望ましい。

※不登校等、学校においても課題を抱えた児童や発達特性のある児童も事業の対象になりうるものではあるが、量の見込みに当たっては、あくまで本事業の対象は家庭の養育環境に課題のある児童であることを前提に算出すること。

- 対象児童数の総計を把握することが困難な場合には、一定の割合（一部の相談支援員の対応している児童のうち本事業の利用が望ましい児童の割合）を求め、対象児童数を求めることも可能とする。
- 本事業は、新たに創設した事業であることから、各年度における実施状況を把握し、計画を作成した後において、利用状況等が量の見込みと大きく乖離している場合には、計画期間の中間年を待たずして、適切に見直しを行うこと。

子育て短期支援事業について

① 府令委任事項（子育て短期支援事業）

○改正後の児童福祉法（抄） ※現行規定からの改正箇所を傍線

第六条の三 （略）

③ この法律で、子育て短期支援事業とは、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となつた児童について、内閣府令で定めるところにより、児童養護施設その他の内閣府令で定める施設に入所させ、又は里親（次条第三号に掲げる者を除く。）その他の内閣府令で定める者に委託し、当該児童につき必要な保護その他の支援（保護者の心身の状況、児童の養育環境その他の状況を勘案し、児童と共にその保護者に対して支援を行うことが必要である場合にあつては、当該保護者への支援を含む。）を行う事業をいう。

省令の規定ぶり

○改正後の児童福祉法施行規則（案） ※現行規定からの改正箇所を傍線

第一条の二十 短期入所生活援助事業とは、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となつた場合において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が適当と認めたときに、当該児童につき、第一条の四第一項に定める施設において必要な保護その他の支援（保護者の心身の状況、児童の養育環境その他の状況を勘案し、児童と共にその保護者に対して支援を行うことが必要である場合にあつては、当該保護者への支援を含む。次項、次条及び第一条の四において同じ。）を行う事業をいう。

② 前項の保護その他の支援の期間は、当該保護者の心身の状況、当該児童の養育環境その他の状況を勘案して市町村長が必要と認める期間とする。

※夜間養護等事業についても、同様に「保護」を「保護その他の支援」とする改正を実施

【拡充内容】

○ 親子入所等支援

レスパイト・ケアとあわせて、児童の養育方法や関わり方について支援が必要な親子を短期間受け入れ、支援を実施する。

○ 入所希望児童支援

保護者の育児放棄や過干渉等により、児童自身が一時的な利用を希望する際の受け入れ支援を行うとともに、児童及びその保護者が抱える課題や意向を丁寧に確認し、児童とその保護者の関係の改善に向けた調整を実施する。

○ 専従人員配置支援

子育て短期支援事業の実施に当たり、専従の職員を配置し、正当な理由なく利用を断らない実施施設等に対して、専従職員の配置に要する費用の支援を行う。

○ 利用日数の柔軟化（原則7日以内としている保護の期間を、個別状況を勘案して市町村長が必要と認める期間に変更）

【財政支援の考え方】

○ 「親子入所等支援」及び「入所希望児童支援」については、現行の子育て短期支援事業の補助単価を活用する方向で、予算編成過程で検討する。

＜参考＞子育て短期支援事業の補助基準額

※（ ）は、ひとり親家庭等の優先的な利用を進め、その利用料減免を実施する場合に補助単価に加算する額

（1）短期入所生活援助（ショートステイ）事業

- 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 8,650円（4,200円）
- 2歳以上児 年間延べ日数 × 4,740円（2,100円）
- 緊急一時保護の母親 年間延べ日数 × 1,200円（ 600円）
- 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×1,860円

（2）夜間養護等（トワイライトステイ）事業

ア 夜間養護事業

（ア）基本分 年間延べ日数 × 900円（ 400円）

（イ）宿泊分 年間延べ日数 × 900円（ 400円）

イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,010円（1,000円）

ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×1,860円

○ 専従人員配置支援については、現行の安心こども基金による子育て短期支援臨時特例事業による補助と同水準を想定しつつ、予算編成過程で検討する。

＜参考＞子育て短期支援臨時特例事業の補助基準額

専従人員配置支援 1施設当たり 年額 6,433千円

市町村子ども・子育て支援計画における「量の見込み」の算出等について

- 子育て短期支援事業における短期入所生活援助事業（ショートステイ）については、第一期市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の際に示した「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概ねの案について」（平成25年8月6日事務連絡）の調査票イメージにおいて、保護者が本事業を利用しなかった日数（実績）を尋ねる設問としていた。
- 第二期市町村子ども・子育て支援事業計画において、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）を踏まえ、子育て短期支援事業の量の見込みについては、利用希望把握調査等の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、保護者の育児疲れや育児不安などの事由により本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど、適切な補正を行うこととしている。
- このことを踏まえ、第三期市町村子ども・子育て支援事業計画の作成にあたって実施する利用希望把握調査等については、「調査票のイメージ」問25を以下のとおり修正し、保護者等の利用希望の数値を利用意向の算出の際に使用し、量の見込みを算出することとし、事業拡充に向けて積極的に整備いただきたい。
- また、改正児童福祉法を踏まえ、利用希望把握調査等の結果に加え、親子入所等支援や入所希望児童支援の活用が想定される数を量の見込みに加えるなど、適切な補正を行っていただきたい。

現行（第一期量の見込み時の「調査票のイメージ」）

（参考：関連設問）

問25 この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、宛名のお子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことがありましたか（預け先が見つからなかった場合も含みます）。あった場合は、この1年間の対処方法として当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの日数も□内に数字でご記入ください（数字は一桁に一字）。

1. あった	ア.（同居者を含む）親戚・知人にみてもらった	□□泊
	イ. 短期入所生活援助事業（ショートステイ）を利用した （児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業）	□□泊
	ウ. イ以外の保育事業（認可外保育施設、ベビーシッター等）を利用した	□□泊
	エ. 仕方なく子どもを同行させた	□□泊
	オ. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	□□泊
	カ. その他（ ）	□□泊
2. なかった		

問25-1 「1. あった ア.（同居者を含む）親戚・知人にみてもらった」と答えた方
うかがいます。その場合の困難度はどの程度でしたか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 非常に困難	2. どちらかという困難	3. 特に困難ではない
----------	--------------	-------------

第三期量の見込み時の「調査票イメージ」（案）

問25 宛名のお子さんについて、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族（兄弟姉妹含む）の育児疲れや育児不安、病気など）により、泊りがけで年間何泊くらい家族以外に預ける必要があると思いますか。

短期入所生活援助事業（ショートステイ）（児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業）の利用希望の有無について当てはまる番号・記号すべてに○をつけ、必要な泊数をご記入ください（利用したい泊数の合計と、目的別の内訳泊数を□内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字。）。

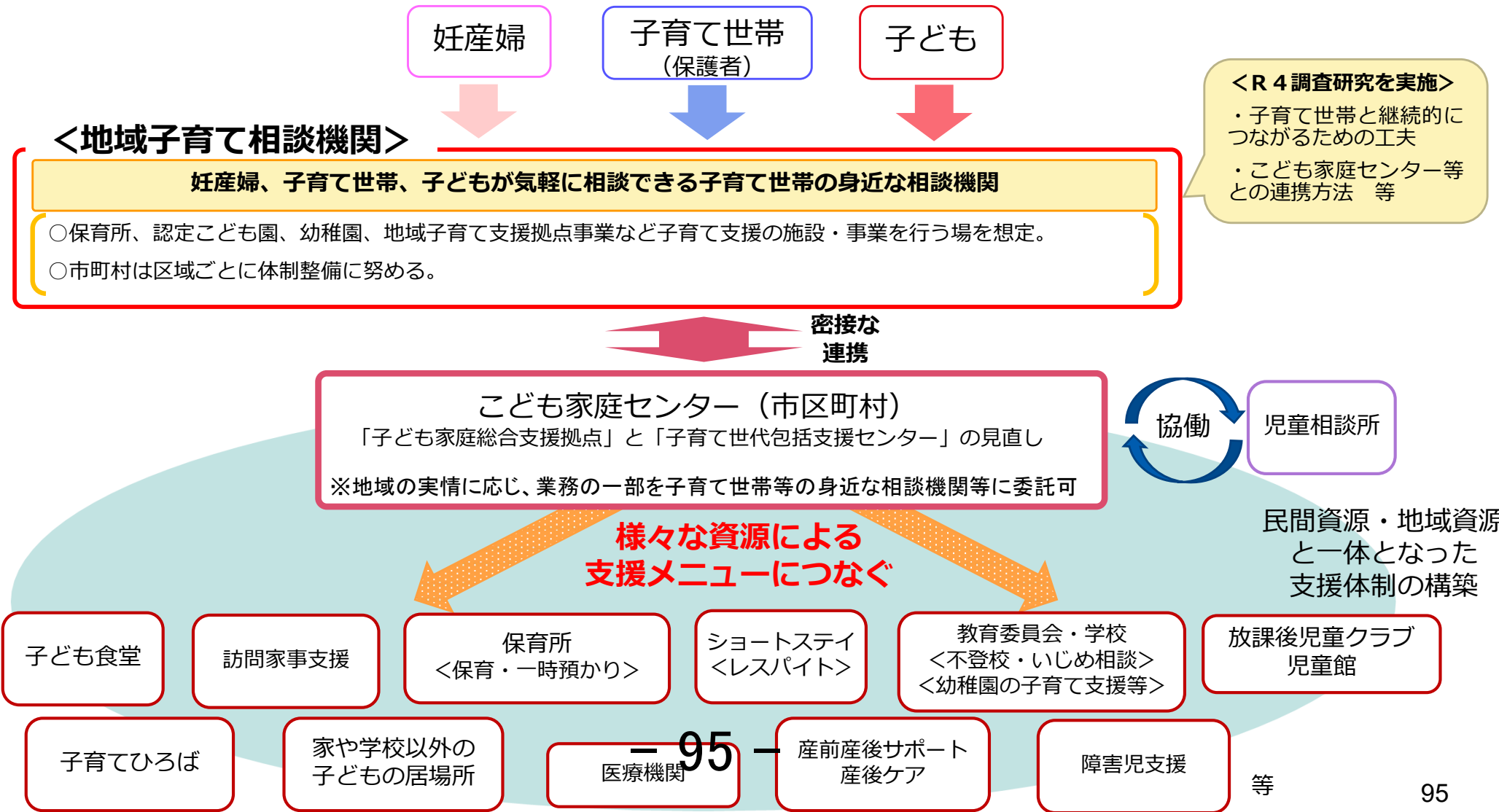
なお事業の利用にあたっては、一定の利用料がかかります。

1. 利用したい	計□□泊
ア. 冠婚葬祭	□□泊
イ. 保護者や家族の育児疲れ・不安	□□泊
ウ. 保護者や家族の病気	□□泊
エ. その他（ ）	□□泊
2. 利用する必要はない ⇒ 問●へ	

地域子育て相談機関について

地域子育て相談機関

- 地域子育て相談機関は、相談の敷居が低く、物理的にも近距離にあり、能動的な状況確認等による「**子育て世帯と継続につながるための工夫**」を行う相談機関。その整備により、**子育て家庭との接点を増やし、子どもの状況把握の機会を増やすことを趣旨**。
- 特に、子育て家庭の中には、行政機関であるこども家庭センターには直接相談しにくいと感じる家庭もあり得ることから、地域子育て相談機関が、**こども家庭センターを補完し、その「目となり、耳となる」**ことを想定しており、法律上、こども家庭センターと連携・調整を行うこととなっている。
- 市町村において、社会的条件や子育て関係施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに整備。



身近な相談先としての利用者支援事業（基本型）及び地域子育て支援拠点事業等のあり方に関する調査研究

趣 旨

- 令和4年6月に成立した改正児童福祉法（令和6年度施行）により、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化に向けて、こども家庭センターの設置が努力義務とされるとともに、身近な相談先として「地域子育て相談機関」が創設され、物理的・心理的ハードルを軽減しつつ、すべての子育て世帯と継続的なつながりを持ちながら、必要に応じてこども家庭センターとの連携・つなぎを行うこととされたことを踏まえ、**地域子育て相談機関として規定すべき機能・役割や想定される担い手、創設数など具体的な制度構想について検討する**ことを本調査研究を行った。

検討事項

地域子育て相談機関の機能・運用案

- 担い手・区域
- 地域のすべての子育て世帯への情報発信・情報提供
- 子育て世帯とつながる工夫
- 継続的なつながりの構築・維持
- 行政や関係機関との連携

調査研究実施主体

株式会社 野村総合研究所

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-2

委 員

座長	伊藤 篤	甲南女子大学人間科学部総合こども学科教授
委員	倉石 哲也	武庫川女子大学文学部 心理・社会福祉学科 教授
	新澤 拓治	社会福祉法人雲柱社 事業サポート本部
	田形 春美	石川県健康福祉部少子化対策監室子育て支援課 課長補佐
	中條 美奈子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事
	灰谷 和代	静岡福祉大学子ども学部 子ども学科 准教授
	橋本 真紀	関西学院大学教育学部教育学科 教授
	大和 忠広	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会 副会長

身近な相談先としての利用者支援事業（基本型）及び地域子育て支援拠点事業等のあり方に関する調査研究報告書 概要

令和6年度より新たに創設される地域子育て相談機関として果たすべき役割に合致した好取組事例の収集・実態とのギャップ分析から、今後のかかりつけ相談機関の機能等のあり方を検討した。その概要は以下のとおりである。

① 担い手・区域について

- 子育て支援に関わる施設（既存の地域子育て支援拠点・利用者支援事業実施施設、保育所、認定こども園、幼稚園、児童館等）のうち、**相談体制の整備やこども家庭センターとの連携体制の構築**を要件とする。
- 中学校区を目安に区域設定することを原則**としつつ、地域の実情に合わせて一定の柔軟性を持たせることとする。
- 住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うとともに、必要に応じ、こども家庭センターと連絡調整を行うこととされていることから、連絡調整の前提となる相談記録の作成や保管ができる体制が必要となる。

② 情報発信・情報提供

- 市区町村では、住民に対し、地域子育て相談機関について広く発信するための情報基盤を整備し、また地域子育て相談機関の名称、所在地、開設日、対象者等の情報を発信する。
- 市区町村では、単にアクセス可能な情報発信基盤を整えるだけでなく、**他のポピュレーションアプローチ的性質を持つ事業と連動**して、地域子育て相談機関に関する情報を届けることが望ましいと考えられる。
- 地域に知り合いの少ない方や孤立のおそれのある子育て世帯は、行政の発信する情報へのアクセスが困難であることも多いことから、市町村や地域子育て機関からの**能動的な情報発信・情報提供**を含め、手段・方法について十分な配慮が必要である。

③ 子育て世帯とつながる工夫

- 地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業で培われてきた「**身近さ**」を生かした**相談や足を運びやすい機関づくり**を行う。
- こども家庭センター等の関係機関と連携しながら、**地域子育て相談機関が能動的に子育て世帯とつながる**よう工夫する。
- 地域子育て相談機関が能動的に子育て世帯とつながる工夫の一例として、地域子育て相談機関の登録がない子育て世帯や、市区町村内の地域子育て相談機関を含む子育て資源へのアクセスが把握できない子育て世帯に対して訪問を行うことや、乳児家庭全戸訪問などの市区町村の他事業と連携し、見守りが必要な子育て世帯の状況を把握したうえで、個別の訪問や連絡、情報提供を行うことなどが考えられる。

④ 継続的なつながりの構築・維持

- 子育て世帯が1つ以上の地域子育て相談機関を選択して登録できる仕組み**とする。
- 居住地の区域内の地域子育て相談機関を基本としつつ、**登録する機関やその数は利用者が自由に選択できる**ようにする。
- いわゆる「かかりつけ」の相談機関である趣旨を踏まえ、たとえば母子手帳交付時や出生時等に居住地に応じて各世帯に必ず一つの地域子育て相談機関を設定したうえで、利用者が自由に追加・変更できる仕組みなども考えられる。
- 気がかりな家庭については、利用状況の把握・共有や訪問や連絡、情報提供などの能動的なアプローチによる継続的なつながりの構築が望ましい。

⑤ 行政や関係機関との連携

- 地域子育て相談機関と関係機関の間で**相互の情報共有・連携を行い**、気がかりなケースの共有や対応方針の確認を図る。円滑に情報共有できるよう、**市区町村において定期的な情報共有の場を整備**する。
- 地域子育て相談機関では、**情報共有の前提となる相談記録を作成し**、気がかりなケースについては**個人の記録を追跡可能な形で管理**することで、相談内容のみならず利用者の背景や経過が把握できるよう情報提供を行う。
- 市区町村は、**個人情報管理方針について定めるとともに**、地域子育て相談機関に対しては**つなぎ後のケース経過も可能な限り情報提供**する。市区町村においては、個人情報の取扱い方針を地域子育て相談機関やその他関係機関に対して提示するとともに、地域子育て相談機関の実施要綱に定めるなど、その遵守を担保する。

地域子育て相談機関の運用イメージ（案）

【目的】

- 地域子育て相談機関は、相談の敷居が低く、物理的にも近距離にある相談機関を整備し、子育て世帯との接点を増やすことにより、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増加することを目的としたものであり、子育て家庭の中には、行政機関であるこども家庭センターには直接相談しにくいと感じる家庭もあり得ることから及び身近な相談機関が、こども家庭センターを補完するなどの目的のために地域子育て相談機関の整備の推進を図る。

【実施主体】

- 実施主体は、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）とする。なお、市町村が認めた者への委託等を行うことができる。
地域子育て相談機関の実施場所は、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点事業の実施場所、児童館、その他地域子育て相談機関で行うこととされる相談及び助言を適切に行うことができると市町村長が認める場所とする。

※その他地域子育て相談機関で行うこととされる相談及び助言を適切に行うことができると市町村長が認める場所の例
児童養護施設や乳児院、障害児入所施設などの児童福祉施設、小児科や産科などの医療機関、公民館や大学、商業施設などであって、地域子育て相談機関の業務を適切に行うことができる場所

【設置区域の考え方】

- 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに地域子育て相談機関の整備に努めることとされているが、地域子育て相談機関の趣旨及び目的を踏まえ、中学校区に1カ所を目安に設定することを原則としつつ、地域の実情に応じて整備することが望ましい。

【対象】

- 全ての妊産婦及び子どもとその家庭（里親及び養子縁組を含む。）等を対象とする。

【業務内容】

- 相談支援
 - ・ 全ての妊産婦及び子どもとその家族から相談に応じ、実情の把握に努め、相談内容や相談者等の状況などに応じて必要な情報の提供や助言、必要な支援につなげる。
 - ・ 必要に応じてより専門的かつ包括的な相談対応等が実施可能であるこども家庭センターに、迅速かつ適切に情報共有・連携し、必要な支援につなげられるようにする
- 子育て世帯に関する情報発信
 - ・ 市町村は、住民に対し、地域子育て相談機関の名称、所在地のほか、開設日と開所時間、対象者、相談方法等も含めた整備状況を発信する。
 - ・ 地域子育て相談機関は、運営主体の特色も活かしつつ、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行う。

【利用者情報の管理】

- 市町村は、地域子育て相談機関に対して、共通の相談記録の様式を提示すること。
- 相談記録の項目としては、相談者名、こどもの名前、こどもの年齢、相談内容、アセスメント、対応内容、対応経過、関係機関への連携に対する相談者の同意の有無を記載することとし、その他各市町村において必要と考えられる項目とする。

【職員配置】

- 利用者支援事業実施要綱の4実施方法（1）③イに定める職員を配置することを原則とする。
- ただし、既存施設に委託等を行う場合は、既存施設の職員において本設置要綱の4. 業務内容及び実施体制を満たすことが可能と市町村が認めた場合はこの限りではない。

【補助形態及び補助要件（案）】

補助メニューとしては、利用者支援事業の基本型を以下のとおり見直すことを想定。なお、補助金を活用しない形での実施も可能である。

- I型：利用者支援事業（基本型）の要件（※）に加えて開所日数の要件（週5日以上）を設定する予定。
- II型：利用者支援事業（基本型）の要件（※）。
- III型：保育所や地域子育て支援拠点などの既存施設・事業において配置されている職員のみで、基本型の「一体的相談支援機関連携等加算」の要件を満たす場合。

※ 利用者支援事業（基本型）の補助要件：実施要綱に規定する研修要件を満たす専任職員を1事業所1名以上配置、ほか。

【補助単価（案）】※現時点の案であり、今後、予算編成過程において変更がありうる。

- I型：1カ所あたり現行の利用者支援事業（基本型）の基本分単価＋一体的相談支援機関連携等加算相当の金額を想定
- II型：1カ所あたりI型とIII型の単価の範囲内で調整予定。
- III型：1カ所あたり現行の一体的相談支援機関連携等加算相当の金額を想定

※ I型については、利用者支援事業（基本型）における夜間加算、休日加算、出張相談支援加算、機能強化のための取組加算、多言語対応加算、特別支援対応加算、多機能型加算の要件を満たした場合、上記に加えて算定することができる。II型についても同様の取扱いとなるよう調整予定。

補助のイメージ（案）

- ①利用者支援事業を実施している事業所が、地域子育て相談機関として週5日以上開所（I型の補助要件を満たす日数）する場合

【補助形態】 I型

※その他要件を満たした利用者支援事業の加算が算定可能

例えば保育所が実施する場合

- ②保育所が、研修要件を満たす専任職員を配置せず、既存職員（主任保育士等）のみで地域子育て相談機関として開所する場合

【補助形態】 III型

※保育所としての運営等の必要な経費は公定価格により給付される。

- ③保育所が、研修要件をみたす専任職員を配置し、地域子育て相談機関として開所する場合（I型の補助要件を下回る場合）

【補助形態】 II型

※保育所としての運営費等の必要な経費は公定価格により給付される。
※その他要件を満たした利用者支援事業の加算が算定可能

① 府令委任事項（地域子育て相談機関）

○改正後の児童福祉法（抄）

第十条の三 市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに、その住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関（当該区域に所在する保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点事業を行う場所その他の内閣府令で定める場所であつて、的確な相談及び助言を行うに足りる体制を有すると市町村が認めるものをいう。以下この条において同じ。）の整備に努めなければならない。

② 地域子育て相談機関は、前項の相談及び助言を行うほか、必要に応じ、こども家庭センターと連絡調整を行うとともに、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

③ 市町村は、その住民に対し、地域子育て相談機関の名称、所在地その他必要な情報を提供するよう努めなければならない。

省令の規定ぶり

○改正後の児童福祉法施行規則（案）

第一条の三十九の三 法第十条の三第一項に規定する内閣府令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- 一 保育所
- 二 幼稚園
- 三 認定こども園
- 四 法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業を行う場所
- 五 児童館
- 六 前各号に掲げるもののほか、法第十条の三第一項に規定する相談及び助言を適切に行うことができると市町村長が認める場所

こども家庭ソーシャルワーカー

こども家庭福祉の認定資格（こども家庭ソーシャルワーカー）検討概要

（子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会及びワーキンググループ）

趣旨

- こども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、改正児童福祉法により、まずは、一定の実務経験のある有資格者や現任者が、国の基準を満たす認定機関が認定した研修等を経て取得する認定資格を令和6年4月より導入する。
- 認定資格を取得するための研修課程等を検討するため、厚生労働省子ども家庭局長が有識者等の参集を求め、子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会及びワーキンググループを開催した。

検討事項

- こども家庭福祉分野における相談援助を行う職員に求められる専門性
- こども家庭福祉に係る研修の課程
- ソーシャルワークに関する研修の課程
- 試験の内容及び方法・試験の頻度
- その他

検討会の構成

※敬称略、五十音順、◎は座長

氏名	所属・役職
伊原 浩樹	松戸市 子ども部長
久保 樹里	花園大学社会福祉学部社会福祉学科 准教授
倉石 哲也	武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科 教授
橋本 達昌	全国児童家庭支援センター協議会 会長
藤林 武史	西日本こども研修センターあかし センター長
増沢 高	子どもの虹情報研修センター 研究部長
薬師寺 真	岡山県倉敷児童相談所 所長
◎山縣 文治	関西大学人間健康学部人間健康学科 教授
和気 純子	東京都立大学人文社会学部人間社会学科社会福祉学分野 教授
田村 満子	日本社会福祉士会 アドバイザー（※）
廣江 仁	日本精神保健福祉士協会 副会長（※）
村松 幹子	全国保育士会 会長（※）

こども家庭福祉の認定資格 とりまとめ概要①

1. 資格取得に向けた研修等の対象者

<社会福祉士・精神保健福祉士の資格を有する者>

一定程度のこども家庭福祉の相談援助業務の経験(2年以上)がある者のほか、相談援助業務(2年以上)を行っており、こども家庭福祉の相談援助業務を業務量問わず行ったことがある者も対象。(1-①) 後者には追加研修の受講を求める。

<こども家庭福祉の相談援助業務の実務経験者>

一定程度のこども家庭福祉の相談援助業務の経験(4年以上)がある者が対象。(1-②)

<保育所等で勤務する保育士>

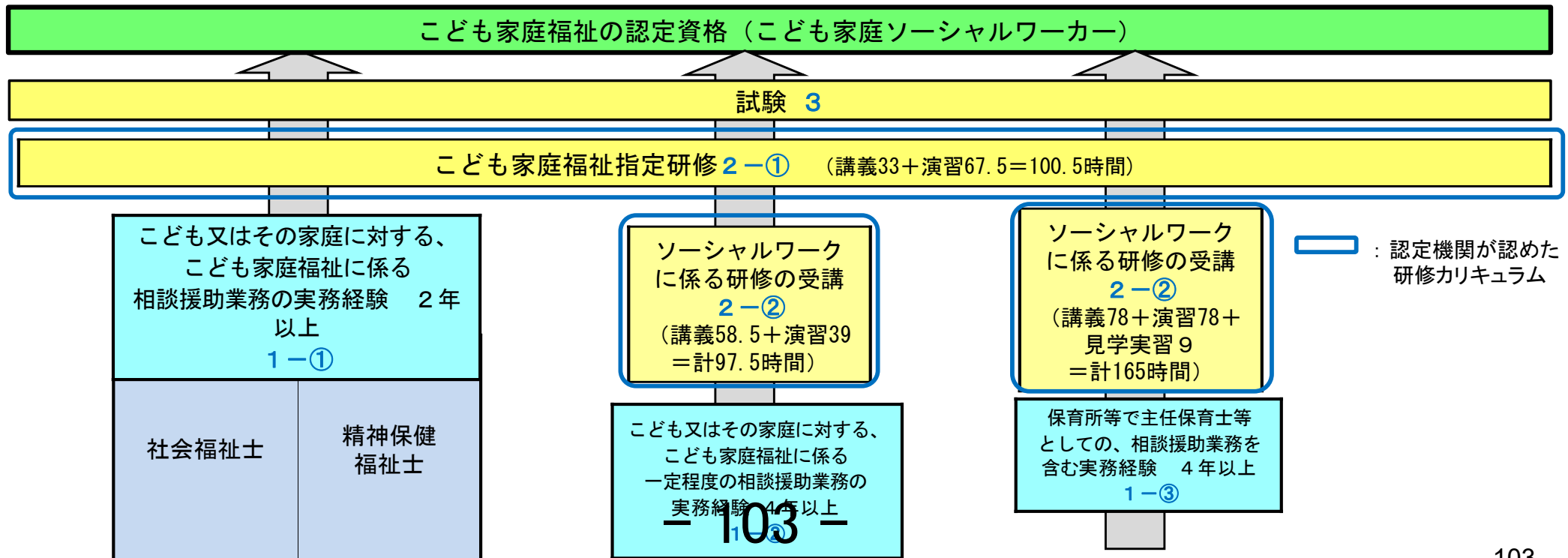
地域連携推進員・保育所長・主任保育士・副主任保育士等のいずれかで、相談援助業務の経験がある者(4年以上)が対象。(1-③)

2. 研修の内容

こども家庭福祉指定研修(一律100.5時間) (2-①) と ソーシャルワークに係る研修 (実務経験者: 97.5時間、保育所等保育士: 165時間) (2-②) で構成。

3. 試験のありかた

認定機関が毎年1回以上実施。内容は事例問題を含めた選択式とし、どのルートを受講者も同様。



※当分の間の経過措置

※当分の間の経過措置

4. 研修体制の確保等

- 施設等に対して研修体制の確保や見学実習の受入を促すなど、資格取得者が研修や試験を受けやすい仕組みの整備や財政的インセンティブが必要。現任者が勤務する施設等が研修等の支援を行う場合の支援について、財政支援も含めて検討すべき。

5. 資格の名称

- こども家庭福祉の認定資格取得者に求められる、こども家庭福祉に関する相談支援や多職種・多機関との協働といった専門性が伝わりやすいよう、「こども家庭ソーシャルワーカー」とすべき。

こども家庭福祉の認定資格取得者に求められる専門性

認定資格は、こども家庭福祉分野のソーシャルワーカーが身に付けることが求められる専門性のあり方について、以下の視点により3つの柱を整理した上で、具体的検討を進めてきたところ。

専門性の柱を検討する視点

- 虐待を受けたこどもの保護並びに、要保護児童、要支援児童等の在宅支援等に関し、こどもやその保護者に対して相談支援等を行う児童相談所、市区町村、児童福祉施設をはじめとした、こども家庭福祉に係る支援を行う幅広い現場で活用できるものであること
- 社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する者や、こども家庭福祉分野の相談援助の実務経験を有する実務者が、100時間程度のこども家庭福祉に係る研修及びソーシャルワークに係る研修等を経て取得する資格であること
- 新たな認定資格の取得者に求められる専門性の程度のイメージとしては、相談援助業務を行う現場職員が初歩的に習得する内容と、特に難しい判断を必要とする事例への対応や指導的役割を担う職員が習得する内容の中間程度（児童福祉司について言えば、児童福祉司任用後研修と児童福祉司スーパーバイザー研修の中間程度。）のものを想定すること

検討会で整理した新たな認定資格の専門性の柱

1. こども家庭福祉を担う
ソーシャルワークの専門職と
しての姿勢を培い維持すること

2. こどもの発達と養育環境等の
こどもを取り巻く環境を理解
すること

3. こどもや家庭への支援の方法を
理解・実践できること

こども家庭福祉に係る研修カリキュラム（追加研修含む）

こども家庭福祉に係る研修（指定研修）は、①すべての研修受講者が受講する100.5時間の指定研修と、②相談援助有資格者のルートに含まれる一部対象者が追加的に受講する計24時間の研修（追加研修）の2種類がある。

指定研修

(2-①)

科目名	講義（計33時間）	演習（計67.5時間）
こどもの権利擁護	1.5時間	7.5時間
こども家庭福祉分野のソーシャルワーク専門職の役割	1.5時間	6時間
こども家庭福祉Ⅰ（こども家庭をとりまく環境と支援）	3時間	1.5時間
こども家庭福祉Ⅱ（保護者や家族の理解）	1.5時間	3時間
こども家庭福祉Ⅲ（精神保健の課題と支援）	3時間	3時間
こども家庭福祉Ⅳ（行政の役割と法制度）	1.5時間	1.5時間
こどもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎	1.5時間	1.5時間
こどもの心理的発達と心理的支援	1.5時間	1.5時間
児童虐待の理解	1.5時間	4.5時間
少年非行	1.5時間	1.5時間
社会的養護と自立支援	1.5時間	4.5時間
貧困に対する支援	1.5時間	1.5時間
保育	1.5時間	1.5時間
教育	3時間	1.5時間
こども家庭福祉とソーシャルワークⅠ（多様なニーズをもつこどもや家庭へのソーシャルワーク）	1.5時間	7.5時間
こども家庭福祉とソーシャルワークⅡ（こどもの安全確保を目的とした緊急的な対応に関するソーシャルワーク）	3時間	7.5時間
こども家庭福祉とソーシャルワークⅢ（地域を基盤とした多職種・多機関連携による包括的支援体制の構築）	1.5時間	7.5時間
こども家庭福祉とソーシャルワークⅣ（組織の運営管理）	1.5時間	4.5時間

追加研修

科目名	講義（計9時間）	演習（計9時間）	見学実習（計6時間）
こどもの権利擁護と倫理	1時間	—	—
こども家庭相談援助制度及び実施体制	1時間	—	—
児童相談所の役割と連携	1時間	—	—
こども家庭相談の運営と相談援助のあり方	1時間	3時間	—
社会的養護と市区町村の役割	1時間	—	—
こどもの成長・発達と生育環境	1時間	—	—
こども虐待対応	1時間	6時間	—
母子保健機関やこどもの所属機関の役割・連携及びこどもと家族の生活に関する法令・制度	2時間	—	—
見学実習	—	—	6時間

ソーシャルワークに係る研修カリキュラム

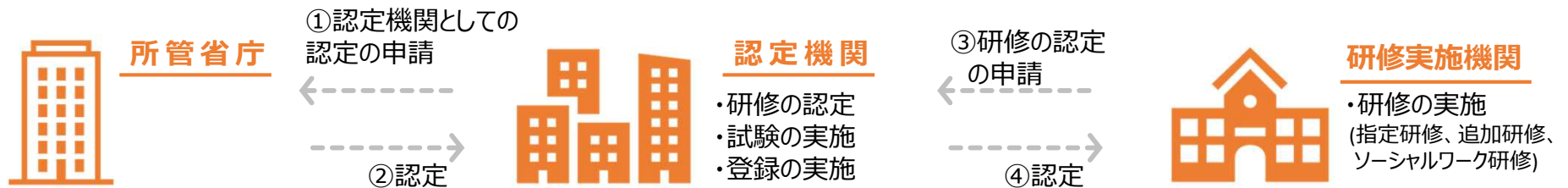
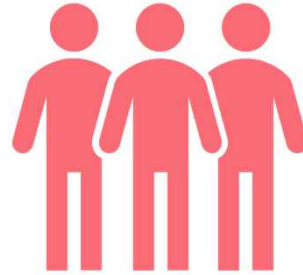
ソーシャルワークに係る研修（ソーシャルワーク研修）は、こども家庭福祉の実務経験者ルートを受講者（計97.5時間）及び保育所等保育士ルートを受講者（計165時間）が受講するもの。

ソーシャル ワーク研修 (2-2)

種別	科目名	相談援助実務 経験者のルート (講義58.5時間、 演習39時間)	保育所等保育士 のルート (講義78時間、 演習78時間、 見学実習9時間)
講義	ソーシャルワークの基盤と専門職	0時間	19.5時間
	ソーシャルワークの理論と方法	39時間	39時間
	地域福祉と包括的支援体制	19.5時間	19.5時間
演習	ソーシャルワーク演習Ⅰ	0時間	39時間
	ソーシャルワーク演習Ⅱ	39時間	39時間
見学実習	見学実習	0時間	9時間

(参考) 認定資格スキーム (イメージ)

こども家庭ソーシャルワーカー



こども家庭ソーシャルワーカーの要件や当該者の知識及び技術についての審査・証明を行う事業を実施する者の認定基準等を定める予定。

<こども家庭ソーシャルワーカーの要件>

- こども家庭ソーシャルワーカーは、以下のいずれかに該当する者であって、こども家庭ソーシャルワーカーの児童福祉相談支援等技能（児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術をいう。）についての審査・証明事業を実施する認定法人が認めた講習の課程を修了し、認定法人が行う試験に合格し、認定法人が備える登録簿に登録を受けたものであることとする。
 - ① 社会福祉士又は精神保健福祉士として、指定施設（児童福祉法施行規則第5条の3に定める指定施設をいう。）において2年以上主として児童福祉に係る相談援助業務に従事した者
 - ② 社会福祉士又は精神保健福祉士として、指定施設において2年以上児童福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者（①に掲げる者を除く。）
 - ③ 指定施設において4年以上主として児童福祉に係る相談援助業務に従事した者
 - ④ 保育士として、保育所、幼保連携型認定こども園その他これに準ずる施設において4年以上児童福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者

<こども家庭ソーシャルワーカーに求められる水準等>

- 児童の福祉の増進のため、常にその担当する者の立場に立って、誠実にその業務を行うよう努めなければならないこと。
- 児童の福祉を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、児童福祉相談支援等技能の向上に努めなければならないこと。
- 正当な理由がなく、その業務にして知り得た人の秘密を漏らしてはならないこと。こども家庭ソーシャルワーカーでなくなった後においても、同様とすること。

<審査・証明事業の認定基準>

- こども家庭庁長官は、以下の基準により審査・証明事業を認定する。
 - ・ 審査・証明事業を実施する者が、一般社団法人又は一般財団法人であること。
 - ・ 審査・証明事業を実施する者の役員の構成が審査・証明事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - ・ 審査・証明事業を実施する者が、審査・証明事業以外の事業を行っている場合には、その事業を行うことによって審査・証明事業が不公正に実施されるおそれがない者であること。
 - ・ 審査・証明事業を実施する者が、審査・証明事業を的確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎及び事務的能力を有する者であること。
 - ・ 審査・証明事業を実施する者が、児童の福祉の増進に積極的に寄与し、かつ、審査・証明事業を実施する者としてふさわしい者であること。
 - ・ 職員、設備、審査等の実施の方法その他の事項についての審査・証明事業の業務規程の内容が、審査・証明事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - ・ 審査等が、こども家庭庁長官が定める基準を満たす講習を行う者による講習並びに試験及び登録により行われるものであること。
 - ・ 試験が全国的規模で毎年一回以上行われるものであること。
 - ・ 審査等の対象となる児童福祉相談支援等技能の水準についての審査の基準、試験の実施の回数、時期及び場所、試験問題の水準及び合格者の判定方法その他試験の実施方法が適切なものであること。
 - ・ 審査・証明事業を実施する者が、試験科目及びその範囲の設定、試験問題及び試験実施要領の作成、児童福祉相談支援等技能の程度の評価に係る事項その他技術的事項に関する業務を行う場合は、試験委員に行わせるものであること。
 - ・ 試験委員は、児童の福祉に係る相談援助業務についての知識及び技術を有する者のうちから選任するものであること。
 - ・ 登録事務を行う時間及び休日、登録簿への登録、登録簿の備付け、登録証の交付、登録事項の変更、登録の取消し及び消除その他登録の実施方法が適切なものであること。

<こども家庭庁による認定法人に対する報告の求め等>

- こども家庭庁長官による、認定法人に対する報告又は書類の提出の求め、適正な運営を確保するための勧告、認定基準に適合しなくなったとき等の認定取消しの権限を規定する。

<指導教育担当児童福祉司の実務要件年数の緩和の対象者>

- 改正児童福祉法第13条第6項において、指導教育担当児童福祉司になるための児童福祉司としての実務要件年数が、内閣府令で定めるものについては、おおむね5年以上からおおむね3年以上に緩和されたところ、要件緩和の対象者を以下のとおり規定する。
 - ① こども家庭ソーシャルワーカーである者のうち、児童相談所を除いた指定施設において2年以上相談援助業務に従事した者
 - ② こども家庭ソーシャルワーカーである者のうち、児童福祉司としておおむね3年以上勤務した者であって、児童福祉司として勤務した期間と児童相談所を除いた指定施設において相談援助業務に従事した期間の合計がおおむね5年以上である者（②に掲げる者を除く。）

その他、審査・証明事業を行おうとする者が提出しなければならない書類等所要の規定を整備する。

整備府令による改正後の規則においては、こども家庭ソーシャルワーカーの取得要件の一つとして認定法人が認めた講習の課程を修了した者であることを規定するとともに、当該講習を行う者が、こども家庭庁長官が定める基準を満たすものであることを規定する予定。告示案においては、当該基準を定める予定。

<講習を行う者に関する基準>

- 実施する講習が以下の基準を全て満たすものであること。
 - ・ 以下のいずれかに該当する者であることを受講の資格とするものであること。
 - ① 社会福祉士又は精神保健福祉士として、指定施設において2年以上主として児童の福祉に係る相談援助業務に従事した者
 - ② 社会福祉士又は精神保健福祉士として、指定施設において2年以上児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者（①に掲げる者を除く。）
 - ③ 指定施設において4年以上主として児童の福祉に係る相談援助業務に従事した者
 - ④ 保育士として、保育所、幼保連携型認定こども園その他これらに準ずる施設において4年以上児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者
 - ・ 修業期間は、審査・証明事業者が適当と認めた期間であること。
 - ・ 講習の内容が①～④に定める者ごとに応じて、検討会にて定めた研修カリキュラム以上であること。
 - ・ 講師は各科目を教授するのに適当な者であること。 ・ 講習の実施場所が確保されていること。
 - ・ 見学実習を行うのに適当な施設を見学実習に利用できること。
- 検討会にて定めた研修カリキュラムの各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
- 事務職員を有すること。
- 管理及び維持経営の方法が確実であること。
- 講習を受講し、又はしようとする者に対し、講習の内容、講師その他の事項に関する情報を開示しており、当該開示された情報が、虚偽又は誇大なものではないこと。
- 講習の一部を委託する場合は、その委託を受けた者が、その講習についてこども家庭ソーシャルワーカーとなるのに必要な技能等を修得させるために必要な資力、社会的信用及び業務遂行能力を有する者であることを確認すること。

1 事業の目的

- 令和4年改正児童福祉法により、児童相談所や市区町村（こども家庭センター）等における相談支援等の質の向上を図る観点から、令和6年度より、新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設され、児童福祉司の任用要件の1つとして位置づけられる。
- こども家庭福祉分野における人材の専門性向上に関しては、こどもの安全確保や権利擁護等を背景として、令和4年改正児童福祉法附帯決議や骨太方針2023等、従前からその必要性が指摘されているところ、取得促進のための方策を検討することが必要。
- 本資格は、既に市区町村、保育所等の現場で働いている者が、100.5～266.5時間の研修の受講等を経て取得するもの。これらの研修等に参加しやすいよう、新たな補助を創設することを検討。

2 事業の概要

① 児童相談所・市区町村（こども家庭センター等）への配置促進を通じた資格取得支援

児童相談所やこども家庭センター等の市区町村相談支援部門において、資格を有する者を配置する場合の財政支援（手当）を検討。

② 児童相談所、市区町村（こども家庭センター等）、保育所、児童養護施設等の職員による資格取得支援

児童相談所やこども家庭センター、保育所や児童養護施設等で勤務する職員が資格取得のための研修等に参加する場合において、当該職員が勤務する施設等を通じて、研修受講費用等の補助を行うこと、また、見学実習を受け入れる施設等に対し、当該対応に係る補助を行うことを検討。

（参考）児童養護施設等、一時保護所への配置促進を通じた資格取得支援（措置費での対応）

児童養護施設等や一時保護所に資格を有する者を配置する場合の措置費について、加算（手当）を設けることを検討。

3 実施主体

【実施主体】

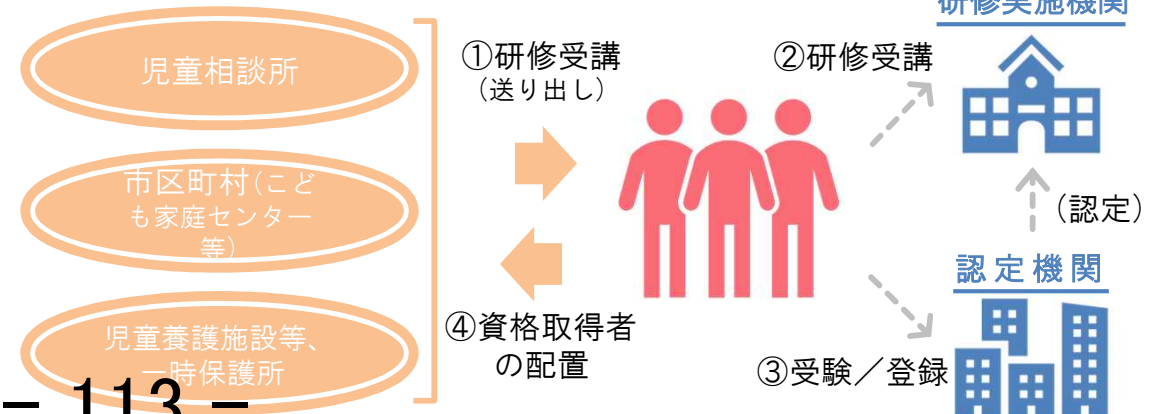
- ①都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村
- ②都道府県、指定都市、児童相談所設置市

（参考）児童養護施設等、一時保護所への配置促進を通じた資格取得支援

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

（研修受講の流れ）



令和4年改正児童福祉法に基づく 検討状況等について

※資料中の財政支援の考え方については、今後の予算編成過程
において変更の可能性あり。

こども家庭庁 支援局 家庭福祉課
令和5年9月7日

令和4年改正児童福祉法に基づく 検討状況について

児童自立生活援助事業の対象拡大

1. 事業の目的

- 令和4年改正児童福祉法において、児童自立生活援助事業について、20歳や22歳といった年齢ではなく、児童等の置かれている状況や児童等の意見・意向、関係機関との調整も踏まえた上で都道府県等が必要と判断する時点で支援を受けることのできるよう、年齢要件の弾力化が規定された。また、児童養護施設等に入所していた児童等又は里親等の委託を受けていた児童等が、児童自立生活援助事業を活用し、児童養護施設等や自立援助ホーム、委託を受けていた里親等により自立支援を受けられるよう、事業の実施場所についても要件の弾力化が規定され、より児童が安定して自立を目指すことのできる環境の整備を図る。

2. 事業の概要

(1) 児童自立生活援助事業の対象拡大の概要

① 支援内容

共同生活を営むべき住居における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業支援を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し生活相談その他の援助を行う。

② 支援対象者

ア 満20歳未満の場合

義務教育を終了した児童又は児童以外の満20歳に満たない者であって、

- ・措置等（※1）を解除された者
- ・都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の長を含む。以下同じ。）が児童自立生活援助が必要と認めた者（※2）

※1 里親・FHへの委託又は児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設への入所の措置

※2 母子生活支援施設による保護の実施、一時保護又は一時保護委託の実施をされた者を含む

イ 満20歳以上の場合

満20歳に達する日以前において、

- ・里親・FHへの委託又は乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設への入所の措置、母子生活支援施設による保護の実施、一時保護又は一時保護委託の実施をされた者
- ・児童自立生活援助が行われていた者

であって、高校・大学等に就学中であること等により児童自立生活援助が必要と都道府県知事が認めた者

2. 事業の概要

(2) 児童自立生活援助事業の要件

①職員配置

児童自立生活援助事業の職員配置は以下のとおり

施設類型	実施場所	主な配置基準 (事業利用者：職員)	配置職員	配置人数	備考
Ⅰ型	自立援助ホーム ※現行事業から変更なし	6：2.5	管理者	1人	指導員との兼任可
			指導員	3人 (1人を補助員とすることができる)	管理者との兼任可
Ⅱ型	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 母子生活支援施設	2：1	管理者	1人	指導員との兼任可
			指導員	1人	管理者との兼任可
Ⅲ型	里親 ファミリーホーム	-	-	-	-

②職員の任用要件

指導員は児童等の自立支援に熱意を有し、次のアからエまでのいずれかに該当する者をもって充てるものとする。

ア：児童指導員の任用資格に該当する者

イ：保育士

ウ：児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者

エ：ア～ウに準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者

③施設の設備基準

児童自立生活援助事業の設備の基準等は以下のとおり

Ⅰ型：入所者の居室（一室の定員はおおむね2人以下、一人につき4.95㎡以上、男女別）、日常生活上必要な設備、食堂等相互交流の場等を備えること

Ⅱ型：入所者の居室（一室の定員はおおむね2人以下、一人につき4.95㎡以上、男女別）、日常生活上必要な設備、食堂等相互交流の場等を備えること

Ⅲ型：なし

2. 事業の概要

④施設の入所定員

児童自立生活援助事業の各類型の入所定員は以下のとおり

I 型：入所定員は5人以上20人以下とする

II 型：入所定員は5人以下とし、本体施設の定員外に設定すること

III 型：里親4人以下、ファミリーホーム6人以下（いずれも里親委託児童、ファミリーホーム委託児童を含む）とする

(3) 財政支援の考え方 ※今後の予算編成過程において変更の可能性あり

①補助の内容

(事業費)

I 型：現行の適用単価を想定

II 型・III 型：現行の自立援助ホームにて対象となる事業費を対象とすることを基本とし、単価も自立援助ホームと同額とする。

(事務費)

I 型：現行の事務費単価を想定

II 型：標準単価を設定

III 型：ファミリーホームについては、委託児童と同様の事務費を支弁

※里親は里親手当と同額（児童1人当たり月額9万円）を支弁

②補助率

国1/2、都道府県等1/2

1. 事業の目的

- 令和4年改正児童福祉法において、里親支援事業を行うほか、里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行う施設として里親支援センターが児童福祉施設として位置づけられた。
- これまでの里親支援機関による支援が里親支援事業の一部のみにとどまっているという現状を踏まえ、一貫した体制で継続的に里親等支援を提供し、包括的に里親支援を行うための施設として里親支援センターを設置することにより、家庭養育を推進し児童の養育環境の向上を図る。

2. 事業の概要

(1) 里親支援センターの概要

① 支援内容

里親支援センターは、里親等に係る支援を包括的に実施することとし、具体的には以下の里親支援事業をすべて実施するものとする。

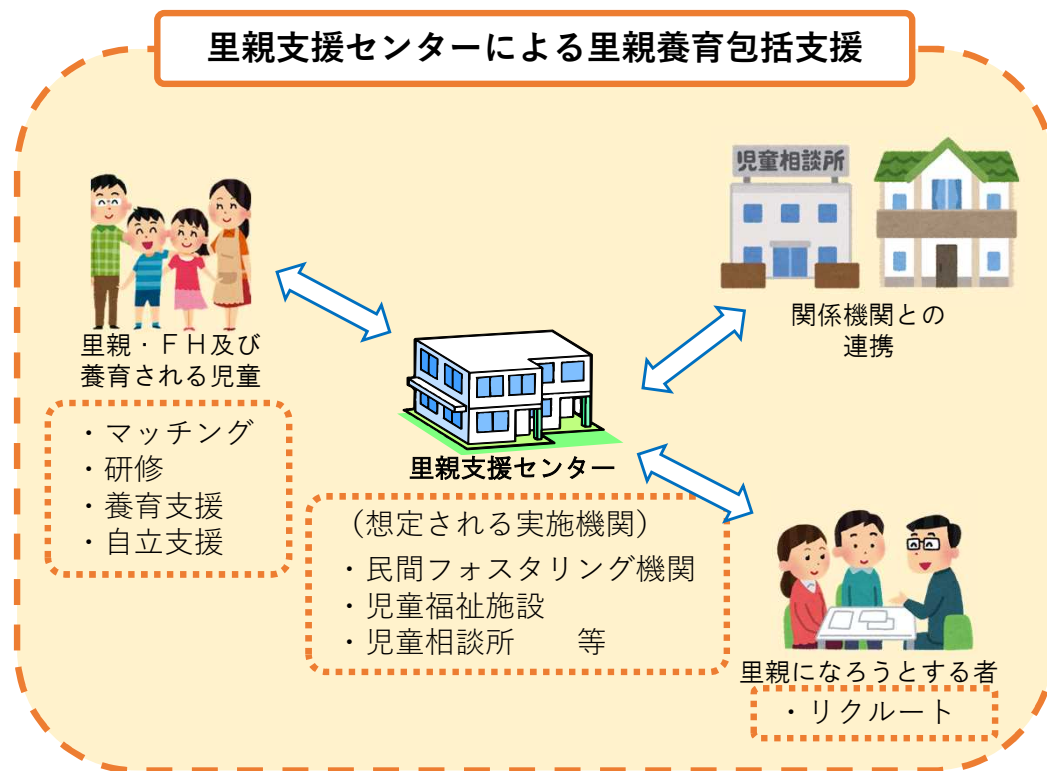
- i 里親制度等普及促進・リクルート業務
- ii 里親研修・トレーニング等業務
- iii 里親委託推進等業務
- iv 里親訪問等支援業務
- v 里親等委託児童自立支援業務

※特別養子縁組にかかる支援は対象外

② 支援対象者

里親支援センターの支援の対象は以下のものとする。

- ・里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に従事する者（事業者、養育者、補助者。以下、「里親等」という）
- ・里子とファミリーホームで養育される児童（以下、「里子等」という）
- ・里親になろうとする者



2. 事業の概要

(2) 里親支援センターの要件

①職員配置

里親支援センターの職員配置は以下のとおり

配置基準	配置職員	配置人数	備考
20 : 1 ・登録里親家庭60世帯以下の里親支援センターは、最低、施設長、支援員、トレーナー、リクルーターの4人を配置すること。以降、20世帯に対し里親等支援員を1人配置すること	里親支援センターの長	1人	専任
	里親等支援員	1人	専任
	里親トレーナー	1人	専任
	里親リクルーター	1人	専任

②職員の任用要件

i 里親支援センターの長

以下のいずれかに該当し、かつ、里親支援事業の業務の十分な経験を有し、里親支援センターを適切に運営する能力を有する者

ア:児童福祉司の任用資格に該当する者（こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を含む。以下同じ。）

イ:里親として、又は児童福祉施設においてこどもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ:都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の長を含む。以下同じ。）がア、イに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

ii 里親等支援員

以下のいずれかに該当する者

ア:児童福祉司の任用資格に該当する者

イ:里親として、又は児童福祉施設においてこどもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ:里親等への支援の実施に関して、都道府県知事がア、イに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

iii 里親研修等担当者（里親トレーナー）

以下のいずれかに該当する者

ア:児童福祉司の任用資格に該当する者

イ:里親として、又は児童福祉施設においてこどもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ:里親等への研修等の実施に関して、都道府県知事がア、イに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

2. 事業の概要

iv 里親制度等普及促進担当者（里親リクルーター）

以下のいずれかに該当する者

ア：児童福祉司の任用資格に該当する者

イ：里親として、又は児童福祉施設においてこどもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ：里親制度等の普及促進及び新規里親の開拓に関して、都道府県知事がア、イに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

※ ウの要件に該当する者としては、例えば、里親制度等以外の分野において、当該分野の普及促進又は勧誘等を行った経験を有する者が考えられる。

③ 設備及び運営基準

i 里親支援センターの設備の基準

里親支援センターには、事務室、相談室等の里親等支援対象者が訪問できる設備、その他事業を実施するために必要な設備を備えること

ii 里親支援センターの運営基準

他の児童福祉施設と同様に、業務の質に関する第三者評価及び関係機関との連携を行う義務がある旨を定める

(3) 財政支援の考え方 ※今後の予算編成過程において変更の可能性あり

① 補助の内容

(基本分)

上記配置基準に応じた単価を設定

(加算分)

i 市町村連携職員加算

地域の子育て支援を担う市町村との連携した取組を推進するため、市町村連携コーディネーターを配置する場合の加算

ii 心理療法担当職員加算

虐待等の心的外傷等のため心理療法を必要とする里子等に対し、心理療法を実施する職員を配置する場合の加算

心理療法を行う必要があると認められる里子等10人に対し1人配置、最大2人まで

iii 自立支援担当職員加算

里親委託解除前の進学・就職等の自立支援及び解除後のアフターケアを担う自立支援担当職員を配置する場合の加算

2. 事業の概要

iv レスパイトケア加算

里親支援センターにおいて、里親等に対し、レスパイトケアを実施するための職員配置等の体制整備した場合の加算。

v 親子関係再構築支援加算

虐待等を理由に里親委託を受けている児童の親子関係の再構築を図るため、保護者に対し相談援助等を行う家庭支援専門相談員を配置するための加算

② 補助率

国 1 / 2、都道府県等 1 / 2

1. 事業の目的

- 社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、設備を整え、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

2. 事業の概要

(1) 支援内容

① 相互交流の場の提供

社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等ができる場を提供する。

② 生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言

社会的養護経験者等が抱えている、日常生活や社会生活、学業等に関する悩み等の相談を受け、必要に応じて助言や情報提供を行う。

③ 関係機関との連絡調整

他の福祉サービス、医療的支援、法的支援等を必要とする者については、必要な支援への連携を行う。

④ 一時避難的かつ短期間の居場所の提供

社会的養護経験者等が帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

※ ①～③は実施を必須とし、④は地域の状況等に応じた実施を可能とする。

(2) 補助の内容及び補助率

ア 基本分

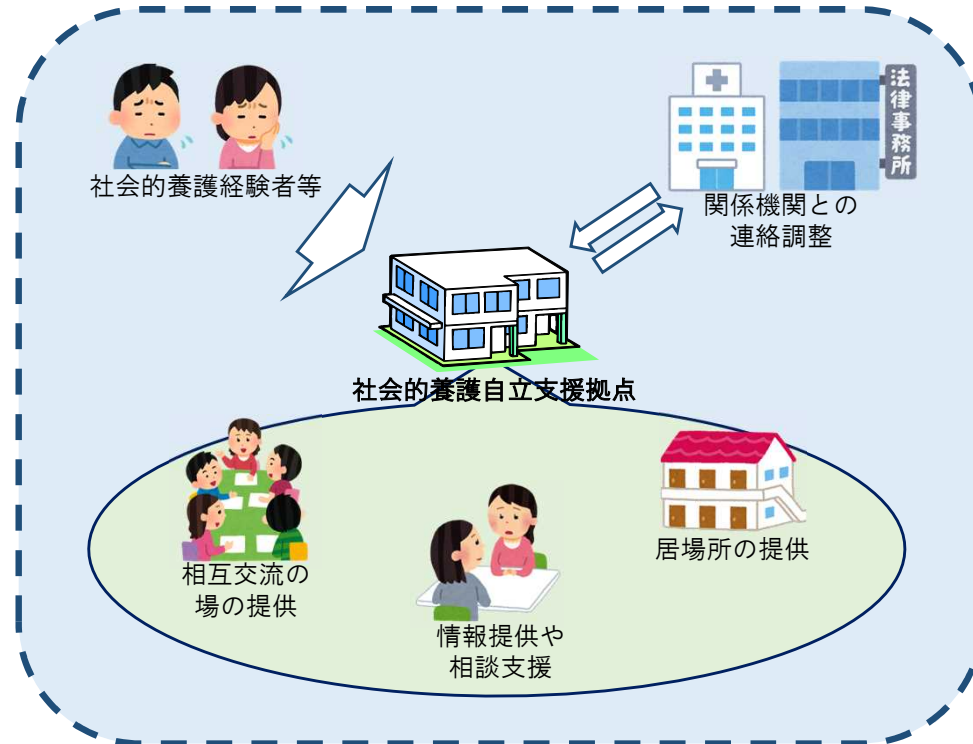
- ・ 支援コーディネーター 1人
- ・ 生活相談支援員 1人
- ・ 就労相談支援員 1人
- ・ 相互交流費用
- ・ 関係機関連携費用

イ 生活相談支援員配置加算

ウ 生活相談支援の回数に応じた加算

エ 就労相談支援の回数に応じた加算

オ 医療連携担当職員配置加算



カ 法律相談対応準備加算

キ 開設準備経費加算

ク 賃借料加算

ケ 自立生活支援加算

※ イ又はウのいずれか一方の加算のみ補助

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

1. 事業の目的

- 家庭生活に困難を抱える特定妊婦と出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う。

2. 事業の概要

(1) 支援内容

家庭生活に困難を抱える特定妊婦と出産後の母子等を支援するため、下記の業務を行う。

- 利用者の状態に応じた支援計画の策定
- 妊娠葛藤相談やこどもの養育相談、自立に向けた相談等の相談支援
- 入居または通いによる居場所や食事の提供等の生活支援
- 児童相談所や市町村（こども家庭センター含む）、児童福祉施設、医療機関等の関係機関との連携
- 医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続き等の同行支援

(2) 補助の内容及び補助率

ア 基本分

- ・ 支援コーディネーター 1人
- ・ 看護師、助産師 1人
- ・ 母子支援員 1人
- ・ 個別ケース会議開催経費
- ・ 医療機関連携費用
- ・ 生活支援費
- ・ デイケア対応費

イ 入居機能加算

- ・ 宿直手当加算
- ・ 居室稼働加算
- ・ 居室確保加算

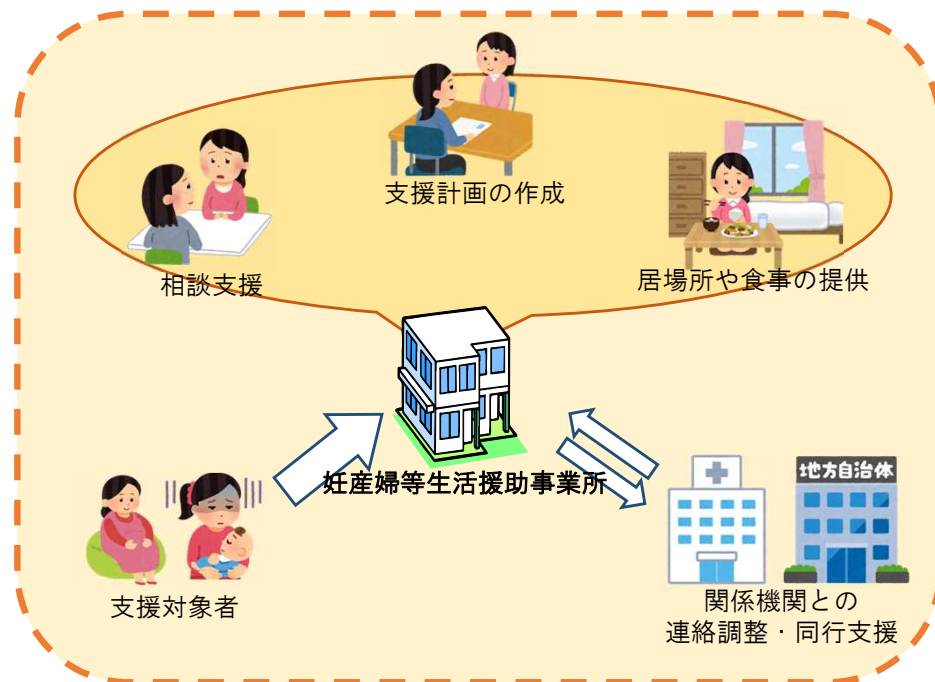
ウ 休日相談対応体制加算

エ 心理療法連携支援加算

オ 法律相談連携支援加算

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

国：1/2、都道府県1/4、市・福祉事務所設置町村1/4



在宅指導措置委託等の義務的経費化

1. 事業の目的

- 令和4年改正児童福祉法において、児童福祉法第26条第1項第2号又は法第27条第1項第2号に規定する在宅指導措置を児童家庭支援センター等の民間施設に委託する際にかかる経費について義務的経費とし、民間施設を活用した在宅指導の実施が適当である家庭に対し、より早期かつ着実に在宅指導措置が行われるよう努める。
- また、改正児童福祉法により新たに実施されることとなった家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）について、市町村は、当該者に必要な事業の利用を勧奨してもなお、やむを得ない事由により当該勧奨及び支援に係る家庭支援事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、支援を提供（措置）することができるとしており、この措置にかかる経費について義務的経費とし、家庭支援事業の着実な実施に努める。

2. 事業の概要

○在宅指導措置委託について

在宅指導措置の委託については、業務内容に変更はなく、従来「児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金」の中の、「児童家庭支援センター運営事業等」及び「官・民連携強化事業」にて実施していた補助を、令和6年度より「児童入所施設措置費等国庫負担金」での補助に代わり、国及び自治体は当該事業により発生した費用の負担が義務付けられることとなる。

補助率：国 1 / 2、都道府県等 1 / 2 ※今後の予算編成過程において変更の可能性あり

○家庭支援事業について

・家庭支援事業の措置の要件

措置の要件については、次の全ての内容に該当する必要がある。なお、行政処分となることから、市町村が決定し、文書により通知すること。

- ① 原則としてこども家庭センター等がアセスメントを行い、サポートプラン等を作成する要支援・要保護児童家庭等であること
※速やかに措置による支援が必要と認められる場合は、例外的に、事後にサポートプラン等を作成することも可能だが、速やかに作成すること
- ② 利用勧奨を実施したにもかかわらず、疾病その他事情により、支援が必要な者が利用申請を行うことが出来ないと市町村が認めた場合であること
- ③ 支援の利用を明確に拒絶しているものではないと市町村が認めた場合であること

・補助の内容及び補助率等 ※今後の予算編成過程において変更の可能性あり

措置費単価：各事業について、「子ども・子育て支援交付金」をもとに1人当たり1回（日額）相当額を設定する予定。

補助率：国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市区町村 1 / 4

なお、措置の対象者に対しては、原則として費用負担を求めない運用とする予定。ただし、保護者の経済力や精神状況等を踏まえて、費用負担を求めたとしても以後支援がしにくくなるといった事態が生じないと認められる場合には、法第56条第2項の規定に基づき費用徴収することも検討。

令和6年度概算要求について

令和6年度概算要求の概要 (社会的養護関係)

こども家庭庁支援局 家庭福祉課

【令和6年度概算要求】
1,742億円
+事項要求

【令和5年度予算】
(1,691億円)

【主な要求内容】

- 令和6年4月に施行される改正児童福祉法を踏まえ、
 - ・ 社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等の支援のため、相互の交流を行う場所を開設し、対象者に対する情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う「社会的養護自立支援拠点事業」
 - ・ 家庭生活に困難を抱える特定妊婦等の支援のため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や医療機関等の関係機関との連携を行う「妊産婦等生活援助事業」を創設し、取組の強化を図る。
- 里親支援の体制強化に向けて、里親支援センター等の職員に対する研修や全国フォーラムの開催、第三者評価機関職員研修を実施する事業の創設、里親に対する研修受講費用支援の拡充を図る。
- さらに、こども未来戦略方針（令和5年6月13日閣議決定）に基づき、
 - ・ 社会的養護の下で育ったこどもの自立支援に向け、学習環境整備等の支援強化のほか、
 - ・ 今後、「こども大綱」の中で具体化する「児童虐待に関する支援策」については、予算編成過程において、施策の拡充を検討する。

【主な内訳】

◇ 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金	208億円	(208億円)
◇ 児童入所施設措置費等国庫負担金	1,416億円 + 事項要求	(1,392億円)
◇ 次世代育成支援対策施設整備交付金	- 128億円	(67億円)

目次

令和6年4月に施行される改正児童福祉法に基づく取り組みの実施

- 新規 社会的養護自立支援拠点事業 3
- 新規 妊産婦等生活援助事業 4
- 新規 里親支援センター等人材育成事業（仮称） 5
- 拡充 里親への委託前養育等支援事業 6
- 新規 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業 7

施設退所者等の自立支援や家庭的養育の推進

- 新規 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業 9
- 拡充 養子縁組民間あっせん機関職員研修事業 10

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度概算要求額 208 億円の内数

(-) ※ () 内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、設備を整え、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

2. 施策の内容

(1) 相互交流の場の提供

社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等ができる場を提供する。

(2) 生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言

社会的養護経験者等が抱えている、日常生活や社会生活、学業等に関する悩み等の相談を受け、必要に応じて助言や情報提供を行う。

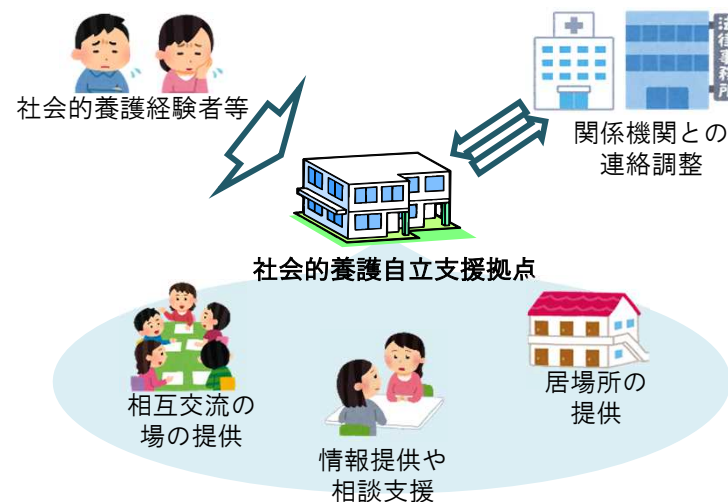
(3) 関係機関との連絡調整

他の福祉サービス、医療的支援、法的支援等を必要とする者については、必要な支援への連携を行う。

(4) 一時避難的かつ短期間の居場所の提供

社会的養護経験者等が帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

※ (1) ~ (3) は実施を必須とし、(4) は地域の状況等に応じた実施を可能とする。



3. 実施主体等

【補助基準額】

ア 基本分	1 か所当たり	23,795千円	エ 就労相談支援の回数に応じた加算		
・ 支援コーディネーター1人			・ 支援回数1201回~2400回の場合	1 か所当たり	2,372千円
・ 生活相談支援員 1人			・ 支援回数2401回以上の場合	1 か所当たり	4,744千円
・ 就労相談支援員 1人			オ 医療連携担当職員配置加算	1 か所当たり	6,955千円
・ 相互交流費用			カ 法律相談対応準備加算	1 か所当たり	2,113千円
・ 関係機関連携費用			キ 開設準備経費加算	1 か所当たり	4,000千円
イ 生活相談支援員配置加算			ク 賃借料加算	1 か所当たり	3,000千円
・ 職員を2人配置する場合	1 か所当たり	5,168千円	ケ 自立生活支援加算	1 か所当たり	2,594千円
ウ 生活相談支援の回数に応じた加算					
・ 支援回数1201回~2400回の場合	1 か所当たり	2,372千円			
・ 支援回数2401回以上の場合	1 か所当たり	4,744千円			

※ イ又はウのいずれか一方の加算のみ補助

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
 【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度概算要求額 208 億円の内数

(-) ※ () 内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う。

2. 施策の内容

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母と子等を支援するため、下記の業務を行う。

- 利用者の状態に応じた支援計画の策定
 - 妊娠葛藤相談やこどもの養育相談、自立に向けた相談等の相談支援
 - 入居または通いによる居場所や食事の提供等の生活支援
 - 児童相談所や市町村（こども家庭センター含む）、児童福祉施設、医療機関等の関係機関との連携
 - 医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続き等の同行支援
- ⇒ 現行の産前・産後母子支援事業は、本事業創設に伴い廃止する。



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

(※) 対象施設が母子生活支援施設である場合は、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】

ア 基本分	1 か所当たり	29,851千円	イ 入居機能加算		
・ 支援コーディネーター1人			・ 宿直手当加算	1 か所当たり	1,606千円
・ 看護師、助産師 1人			・ 居室稼働加算		
・ 母子支援員 1人			居室稼働450人日～900人日の場合	1 か所当たり	6,166千円
・ 個別ケース会議開催経費			居室稼働901人日以上の場合	1 か所当たり	12,200千円
・ 医療機関連携費用			・ 居室確保加算	1 か所当たり	10,000千円
・ 生活支援費			ウ 休日相談対応体制加算	1 か所当たり	1,300千円
・ デイケア対応費			エ 心理療法連携支援加算	1 か所当たり	887千円
			オ 法律相談連携支援加算	1 か所当たり	887千円

【補助割合】

国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2

国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4

＜里親支援センター等人材育成事業補助金＞ 令和6年度概算要求額 0.74 億円

(-) ※ () 内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- 質の高い里親養育を実現するため、児童相談所や里親支援センターのみならず、NPO法人等の民間フォスタリング機関、乳児院・児童養護施設等のそれぞれの「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて支援体制を構築していくことが必要である。
- このような支援体制の構築に向けて、児童相談所や里親支援センター、NPO法人等の民間フォスタリング機関、乳児院・児童養護施設等の職員を対象とした研修事業の実施や全国的なフォーラムを開催し、フォスタリング業務の担い手の掘りおこし、育成及び確保を進める。
- その他、里親支援センターにおいては、第三者評価の受審及び自己評価並びにそれらの結果の公表を義務づけられることとなるため、第三者評価機関の職員を対象とした研修事業の実施により、適切な評価を行うことができる者を育成し、里親が行う養育の質の向上及びこどもの生活の質の向上を図る。

※ 現行の里親養育包括支援（フォスタリング）機関人材育成事業は、本事業の創設により廃止する。

2. 施策の内容

(1) 里親支援センター等職員（職員候補の者を含む）研修の実施

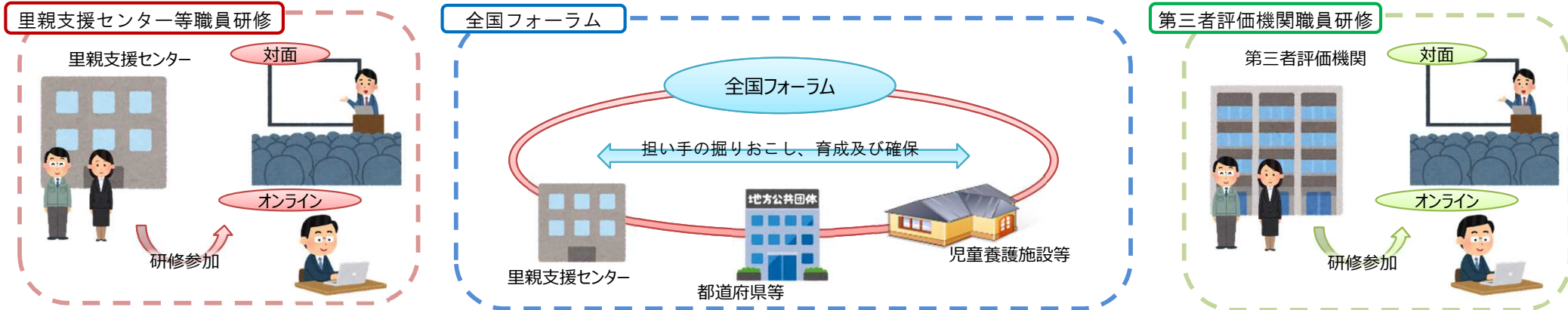
研修の企画立案（カリキュラム、研修資料等）、講師の選定・招聘、研修の開催案内及び参加希望者の募集、修了証の交付等を実施する。

(2) 全国フォーラムの開催

里親支援センター等の担い手の掘りおこし、育成及び確保を目的として、里親支援センターや自治体、児童養護施設等の関係機関による全国的なフォーラムを開催する。

(3) 第三者評価機関職員研修の実施

里親支援センターに対する第三者評価業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施する。



3. 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助基準額】 73,707千円

【補助割合】 定額（国：10/10相当）

※ 研修参加費用（旅費、代替職員雇上費）を補助については、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和6年度概算要求額 208 億円の内数

(208億円の内数) ※ () 内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

里親にこどもを委託する場合の移行期等における経済的負担を軽減することで、こどもと里親の交流や関係調整を十分に行える環境を整備し、里親委託の推進を図る。

2. 施策の内容

(1) 生活費等支援

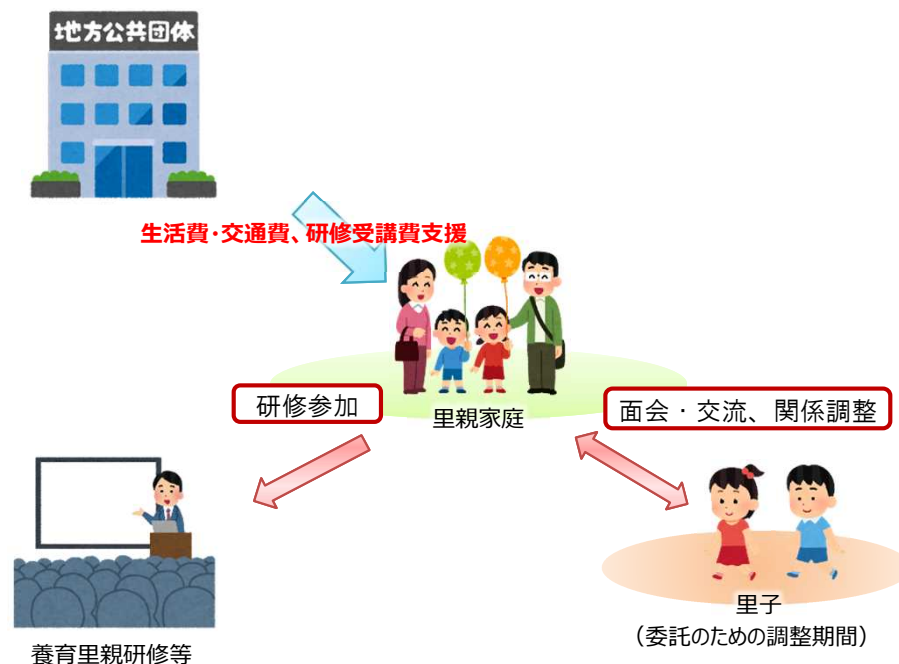
里親を対象として、里親委託のための調整期間におけるこどもとの面会や、里親宅における外泊などの交流や関係調整に要する生活費及び交通費を支給する。

(2) 研修受講支援

里親等を対象として、養育里親研修等（更新研修及び都道府県等が里親の質の向上を図ることを目的として行う研修を含む。）へ参加する際の交通費を支給する。

《拡充内容》

⇒ 研修受講支援経費について、県外で行われる場合の研修受講旅費の単価を追加するとともに、里親負担となっているテキスト代等の費用を新たに補助対象とする。



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】	(1) 生活費等支援	1人当たり日額	5,300円
	(2) 研修受講支援		
	①研修受講旅費		
	ア 県内で行われる場合	1件当たり日額	3,490円
	イ 県外で行われる場合	1件当たり	50,290円
	②テキスト費用	1件当たり	20,000円
	③考査代	1件当たり	9,000円

- 132 -

【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度概算要求額 208 億円の内数

(208億円の内数) ※ () 内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

児童養護施設におけるケア単位の小規模化など、養育環境改善を図るための改修や、ファミリーホームを新設する場合の建物の改修等により、社会的養護が必要なこどもの生活向上を図る。

2. 施策の内容

(1) 児童養護施設等の環境改善事業 《拡充》

《拡充内容》

- ・ 補助対象に、改正児童福祉法により新設される施設・事業所（里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所）を追加

1. 入所児童等の生活環境改善事業

- ① 児童養護施設等において小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品の購入に係る経費を補助
- ② 児童養護施設等において、入所児童等の生活向上を図るため、必要な備品の購入や更新、設備の改修等に係る経費を補助

2. ファミリーホーム等開設支援事業

ファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備、建物賃借料（敷金は除く。）及び備品購入に係る経費を補助

3. 児童家庭支援センター開設支援事業

既存建物を借り上げて児童家庭支援センターを新設し、事業を実施する場合に、貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料に係る経費を補助

4. 耐震物件への移転支援事業

耐震性に問題のある賃借物件において地域小規模児童養護施設等を設置している場合に、耐震物件への移転に伴う経費を補助

(2) 地域子育て支援拠点の環境改善事業

地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備に係る経費を補助

(3) 児童相談所及び一時保護所の環境改善事業

- ・ 児童相談所で児童の心理的負担を軽減する等のために必要な改修及び備品の購入や更新に係る経費を補助
- ・ 一時保護所で児童の生活環境の向上を図るために必要な改修及び必要な備品の購入や更新に係る経費を補助

3. 実施主体等

【実施主体】

(1) 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

(※) 対象施設・事業所が母子生活支援施設及び妊産婦等生活援助事業所である場合は、
都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

(2) 指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村

(3) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】

(1) < 3 以外 > 1 か所当たり：800万円

※ 里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センターに係る事業は、100万円

※ ファミリーホーム等の開設に当たり、改修期間中に賃借料が発生する場合は、1,000万円を上限に加算

< 3 > 1 か所当たり：300万円

(2) 1 か所当たり：800万円

(3) 1 か所当たり：800万円

【補助率】

(1) 国：1 / 2 (2 / 3 (※))、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1 / 2 (1 / 3)

国：1 / 2 (2 / 3 (※))、都道府県：1 / 4 (1 / 6)、市・福祉事務所設置町村：1 / 4 (1 / 6)

(※) 令和6年度末までの「集中取組期間」において、意欲的に取り組む自治体・施設を支援するため、小規模かつ地域分散化された施設を改修する際の補助率を嵩上げ(1 / 2 → 2 / 3)

(2) 国：1 / 2、指定都市・中核市・児童相談所設置市：1 / 2

国：1 / 2、都道府県：1 / 4、市町村：1 / 4

(3) 国：1 / 2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1 / 2

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉 令和6年度概算要求額 208 億円の内数

(-) ※ () 内は前年度当初予算額

(参考) 令和4年度補正予算：0.4億円

1. 施策の目的

- 児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付を行うことにより、これらの者の円滑な自立を支援する。

2. 施策の内容

(1) 就職者

就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限とする）

貸付期間：2年間

(2) 進学者

大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限とする）

貸付期間：正規修学年数

【生活支援費貸付】

貸付額：月額5万円（医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間までは医療費などの実費相当額を上乗せ）

貸付期間：正規修学年数

(3) 資格取得希望者

児童養護施設等に入所中又は退所した者、里親等に委託中又は委託解除された者であって、就職に必要となる資格の取得を希望する者

【資格取得支援費貸付】

貸付額：資格取得に要する費用の実費（上限25万円）

※ 5年間就業を継続した場合は返還免除（資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除）

※ 児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまでの間、貸付の申請が可能

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県又は都道府県が適当と認める民間法人— 135 —

【補助割合】 定額（国：9/10相当） ※都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

＜養子縁組民間あっせん機関職員研修事業補助金＞

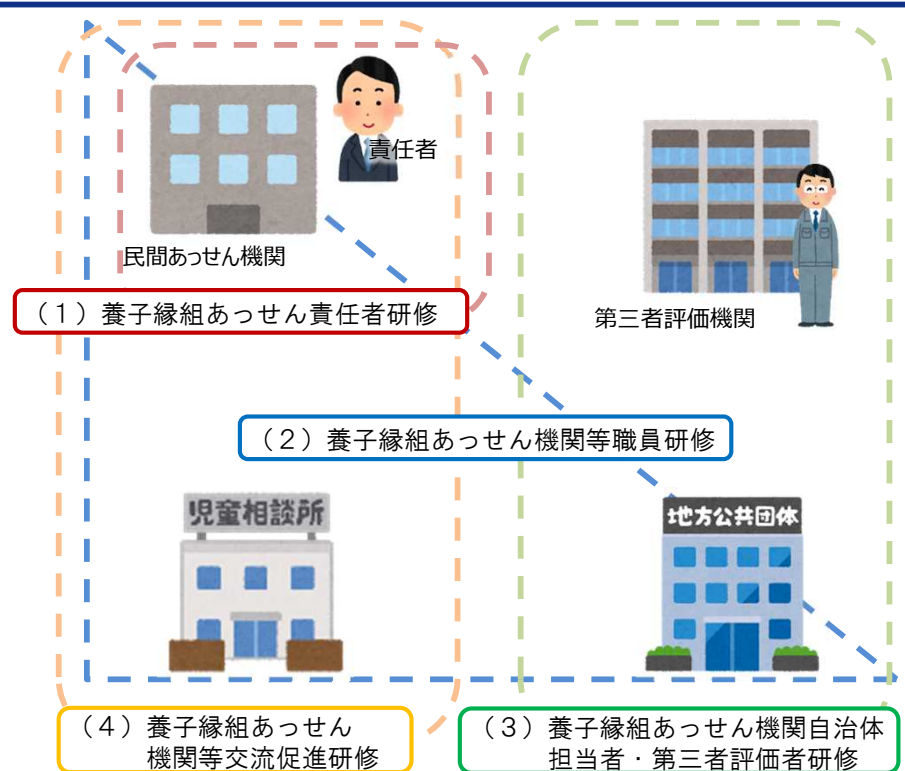
令和6年度概算要求額 0.45 億円 (0.21億円) ※ () 内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

特別養子縁組等に係る民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間あっせん機関の職員等が受講する研修事業を実施する。

2. 施策の内容

- (1) 養子縁組あっせん責任者研修
民間あっせん機関の責任者を対象に、民間あっせん機関の運営や組織マネジメント、関係機関との調整に必要な知識を修得することを目的とした研修を実施する。
- (2) 養子縁組あっせん機関等職員研修
民間あっせん機関の職員や児童相談所の職員、市区町村の職員等、養子縁組のあっせんの業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施する。
- (3) 養子縁組あっせん機関自治体担当者・第三者評価者研修
許可・指導権限を有する自治体職員、第三者評価を行う評価機関職員を対象とし、適正な許可・指導等、また第三者評価が行われることを目的とした研修を実施する。
- (4) 養子縁組あっせん機関等交流促進研修《拡充》
養子縁組民間あっせん機関と児童相談所とのネットワーク構築に向けて、民間あっせん機関や児童相談所等の職員を対象とした、地域ブロックごとの研修等を実施する。



3. 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助基準額】 44,699千円

【補助割合】 定額（国：10／10相当）

※ 別途、参加者より費用を徴収（民間あっせん機関には、養子縁組民間あっせん機関助成事業により当該費用を補助）

令和4年改正児童福祉法に基づく 検討状況等について

こども家庭庁 支援局 障害児支援課
令和5年9月7日

令和4年改正児童福祉法に基づく 検討状況について

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

- 1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充**【児童福祉法、母子保健法】
 - ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
 - ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
 - ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。
- 2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上**【児童福祉法】
 - ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
 - ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。
- 3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化**【児童福祉法】
 - ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
 - ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。
- 4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備**【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。
- 5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入**【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。
- 6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上**【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。
※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。
※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等**【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

児童発達支援センターの役割・機能の強化（改正の概要1. ③関係）

<制度の現状>

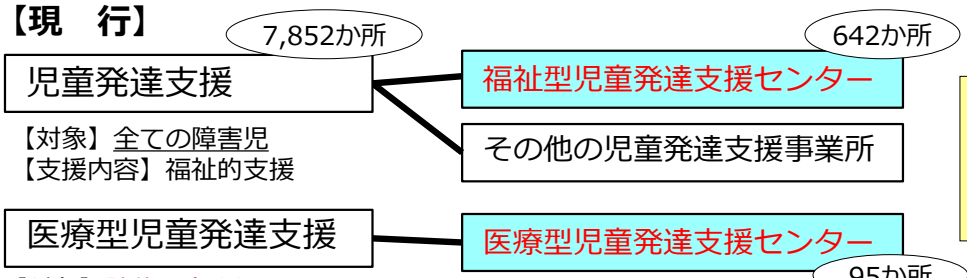
- 主に未就学の障害児の発達支援を行う「児童発達支援センター」については、地域における中核的役割を果たすことが期待されているが、果たすべき機能や、一般の「児童発達支援事業所」との役割分担が明確でない。
- 障害児通所支援については、平成24年の法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種別毎に分かれていた給付体系をできる限り一元化したが、児童発達支援センターは「福祉型」と「医療型」（肢体不自由児を対象）に分かれ、障害種別による類型となっている。



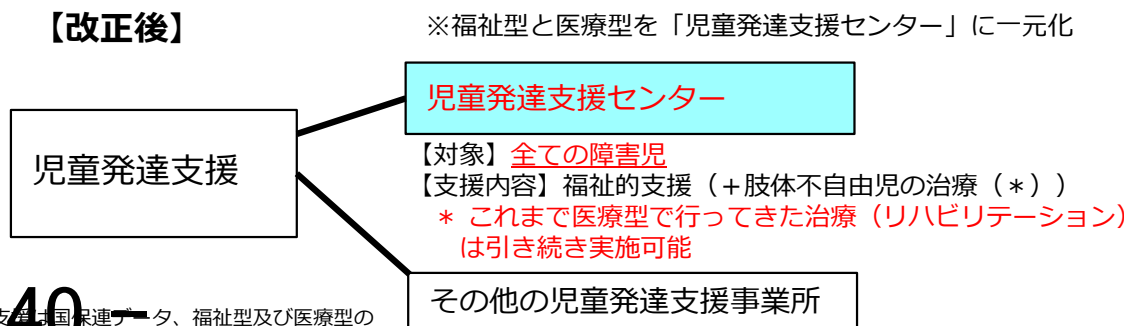
<改正の内容>

- ① 児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化する。
 ⇒ これにより、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図る。
 - <「中核的役割」として明確化する具体的な役割・機能のイメージ>
 - ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）
 - ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
 - ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
- ② 児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化を行う。
 ⇒ これにより、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにする。

【現行】



【改正後】



【対象】肢体不自由児
 【支援内容】福祉的支援 + 治療（リハビリテーション）

※ か所数は令和2年10月時点。児童発達支援事業所（国保連）等、福祉型及び医療型の児童発達支援センターは社会福祉施設等調査によるか所数。

<制度の現状>

- 平成24年施行の児童福祉法改正において、当時、障害児入所施設に入所できていた18歳以上の障害者については、改正後は大人として相応しい、より適切な支援を行っていくため、障害者施策で対応することとされたが、移行調整が十分進まず、18歳以上の者が障害児入所施設に留まっている状況がある。



<改正の内容>

- ① **障害児入所施設から成人としての生活への移行調整の責任主体（都道府県及び政令市）を明確化**する。

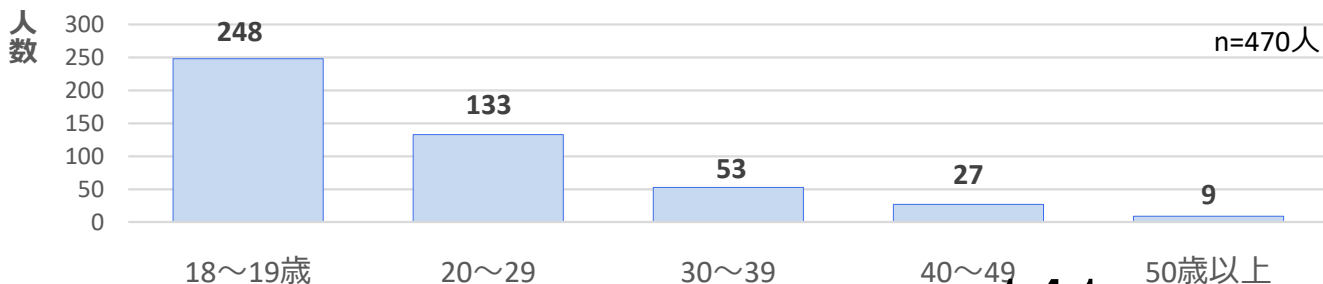
<都道府県・政令市が取り組む内容>

- ① 関係者との協議の場を設ける
- ② 移行調整及び地域資源の整備等に関する総合的な調整を行う 等

- ② 一定年齢以上の入所で移行可能な状態に至っていない場合や、強度行動障害等が18歳近くになって強く顕在化してきたような場合等に十分配慮する必要があることから、**22歳満了時（入所の時期として最も遅い18歳直前から起算して5年間の期間）までの入所継続を可能とする。**

（注）現行法において入所できる児童の年齢は原則18歳未満。20歳未満まで入所の延長が可能。

【福祉型障害児入所施設に入所中の18歳以上で移行先が決定していない者の現状（年代別）】



出典：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課
障害児・発達障害者支援室調べ（令和3年3月31日時点）

- ※ 1 移行先が決まっているため、令和3年度中に退所予定の者を除く
- ※ 2 470人（過齢児）のうち、22歳までの者は313人（うち19歳以下の者248人、20歳～22歳の者は65人）、23歳以上の者は157人。

※ 18歳以上で移行先が決定していない者については、令和3年12月に都道府県・政令市等に対し、①地域のグループホーム等への移行調整や、②児者転換（障害児入所施設から障害者支援施設への転換）、③児者併設（障害児入所施設を分割した一方を障害者支援施設として併設）等の対応を加速するよう手引きを示し、取組を進めている。

22歳満了時まで入所を継続する者の要件について

1. 関係条文

※下線部が改正児童福祉法で新設された内容

第二十四条の二十四 (略)

② 都道府県は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により障害児入所給付費等の支給を受けている者であつて、障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことが著しく困難なものとして内閣府令で定める者について、満二十歳に到達してもなお引き続き指定入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該者が満二十歳に達した後においても、当該者からの申請により、当該者が満二十三歳に達するまで、内閣府令で定めるところにより、引き続き障害児入所給付費等を支給することができる。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

③・④ (略)

第三十一条の二 都道府県は、前条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により障害児入所施設に在所している者であつて、障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことが著しく困難なものとして内閣府令で定める者について、満二十歳に到達してもなお引き続き在所させる措置を採らなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該者が満二十三歳に達するまで、引き続き当該者を障害児入所施設に在所させる措置を採ることができる。

② 都道府県は、前条第三項の規定にかかわらず、同項の規定により障害児入所施設に在所している者又は委託を継続して指定発達支援医療機関に入院している肢体不自由のある者若しくは重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者であつて、障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことが著しく困難なものとして内閣府令で定める者について、満二十歳に到達してもなお引き続き在所又は入院させる措置を採らなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該者が満二十三歳に達するまで、引き続き当該者をこれらの施設に在所させ、若しくは同項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることができる。

③・④ (略)

2. 「内閣府令で定める者」の内容 (イメージ)

- 自傷行為等の行動上著しい困難を有する者
- 入所等の開始から満20歳に達するまでの期間が障害福祉サービスその他サービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活への移行に十分な期間と認められない者その他満20歳に到達してもなお引き続き指定入所支援を受ける必要がある者

◎障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議報告書 (令和3年8月12日) <抜粋>

6. みなし期限のあり方等について
(略)

今後は、①一定年齢以上 (例えば 15 歳以上) の入所児童で移行可能な状態に至っていない場合、②強度行動障害や情緒障害などの精神症状が 18 歳近くになって強く顕在化し、18 歳前後での移行が適切でない場合もあることを踏まえ、こうした特別な事情により移行困難な場合は、今後示すガイドラインに基づいて都道府県等の協議の場での判断を経て、22 歳満了時 (入所時期として最も遅い 18 歳直前から起算して 5 年間経過時) まで移行せずに障害児入所施設への入所が継続できるよう、制度的な対応を図ることが必要である。

障害児通所支援に関する検討会報告書【概要詳細版①】

～すべてのこどもがともに育つ地域づくりに向けて～

【令和5年3月】

障害児通所支援の各サービスが創設されてから約10年。改めて、障害児通所支援が担うべき役割や機能等、今後の在り方について検討するため、「障害児通所支援の在り方に関する検討会」を開催し、令和3年10月に報告書を取りまとめた。

報告書を踏まえた、社会保障審議会障害者部会の「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて中間整理」（令和3年12月16日）を受け、児童福祉法改正が行われた。同改正法の施行等に向けて、より具体的な方策を検討するため、本検討会を開催。令和4年8月より計11回開催し、10団体からのヒアリングも行い、令和5年3月に報告書を取りまとめた。

【構成員】	○有村 大士	日本社会事業大学社会福祉学部 准教授	木村 真人	(一社)全国重症心身障害日中活動支援協議会 事務局長
	稲田 尚子	帝京大学文学部 准教授	小船 伊純	白岡市健康福祉部保育課 課長
	井上 雅彦	鳥取大学大学院医学系研究科 教授	◎田村 和宏	立命館大学産業社会学部 教授
	内山 登紀夫	(一社)日本発達障害ネットワーク 副理事長	中川 亮	(一社)全国介護事業者連盟 理事・障害福祉事業部会会長
	小川 陽	(特非)日本相談支援専門員協会 理事・政策委員長	福原 範彦	大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課 課長
	小野 善郎	和歌山県精神保健福祉センター 所長	又村 あおい	(一社)全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事・事務局長
	加藤 正仁	(一社)全国児童発達支援協議会 会長	松井 剛太	香川大学教育学部 准教授
	北川 聡子	(公財)日本知的障害者福祉協会 副会長	米山 明	(福)全国心身障害児福祉財団 理事
				◎座長、○座長代理 (五十音順・敬称略)

障害児通所支援の基本的な考え方

こどもの権利を社会全体で守る

こどもと家族のウェルビーイングの向上

インクルージョンの推進

障害児支援を進めるにあたって、行政、事業所、関係機関等の全ての関係者は、以下の基本的な考え方をもって進めていくべきである。

障害のあるこども本人の最善の利益の保障

- 全てのこどもが持つ権利である「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」という基本的な柱を踏まえながら、こどもの意見表明の確保、発達、人権及び基本的自由の保障がなされることで、こどもの最善の利益を社会全体で守っていく環境づくりを進めることが必要。

こどもと家族のウェルビーイングの向上

- こども施策全体の連続性の中で、各地域の中で機能を発揮してその役割と責任を果たし、こどもの権利や尊厳が尊重され、こどもの意見表明と自己決定を年齢や発達段階に応じて尊重し、一人一人の多様性が尊重される中で、その子らしさが発揮されるようサポートしていくことが重要。
- こどもや保護者自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントの視点を持ち、こどもと家族のウェルビーイングの向上につながるよう、取り組んでいくことが必要。

インクルージョンの推進

- 障害の有無にかかわらず、こどもが様々な遊びなどの機会を通じて共に過ごし、学び合い、成長していくことが重要。子育て支援施策全体の連続性の中で、こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、インクルージョン推進の観点を常に念頭に、こどもや家族の支援にあたっていくことが求められる。

1. 児童発達支援センターを中心とした地域の障害児通所支援の体制整備

児童発達支援センターの4つの中核機能

① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

高度な専門性に基づく発達支援・家族支援が必要な障害児（例えば重度の障害や重複する障害、行動障害を有する児等）にも対応できることが必要。

② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

センターがスーパーバイズ等により、個別ケースへの支援も含め、地域の事業所全体への支援を行う取組を進めることが必要。

③ 地域のインクルージョン推進の中核機能

専門的な知識・経験に基づき、保育所等訪問支援やスーパーバイズ等により、一般施策への後方支援の取組を強化し、併行通園や保育所等への移行を推進。

④ 地域の発達支援に関する入口としての相談機能

こどもの発達に不安を感じている等、「気付き」の段階にあるこどもや家族に対し、丁寧に発達支援の入口としての相談に対応することが必要。

4つの中核機能全てを十分に備えるセンターを、**中核拠点型**として整備を推進していく方向で検討。

地域の体制整備

- 直ちに4つの中核機能を十分に備えることができないセンターにおいては、その機能を十分に備えることができるよう、段階的に取組を進めていくことが必要。地域において中核拠点型センターが未整備の場合は、**関係機関が連携して中核機能を満たす体制を整備**することが必要。
- こどもとその家族を支援していく上では、障害福祉の関係機関はもちろんのこと、**子育て支援施策の連続性の中で、母子保健、子ども・子育て支援、教育、医療機関等と緊密に連携・協働**していくことが重要であり、**地域の状況に応じたネットワークを構築**し、**早期の段階から切れ目なく、こどもとその家族を中心にニーズに対して漏れなく支援する体制整備**を進めていくことが必要。

福祉型・医療型の一元化後の方向性

- 一元化後は、**保育士・児童指導員を手厚く配置**する等の方向で検討。また、福祉型の3類型（障害児、主に難聴児、主に重症心身障害児）についても、一元化した上で、**障害特性に応じた支援を行った場合に、必要な評価**を行う方向で検討。一元化の施行にあたっては、一定期間の経過措置を設けることが必要。
- 市町村が、難聴児や重症心身障害児、肢体不自由児等を含めて、**地域のセンターが得意とする分野を把握**して、地域の体制整備に活かす仕組みを検討。

2 - ① . 児童発達支援

- 児童発達支援については、ガイドラインに定める4つの役割（本人支援・移行支援・家族支援・地域支援（地域連携））と、本人への5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」）を全て含めて、包括的かつ丁寧に発達段階を見ていくことが重要。乳幼児期という、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期であることから、全ての児童発達支援において、総合的な支援が提供されることを基本とすべき。
- 総合的な支援を行い、その上でこどもの状態に合わせた特定の領域への専門的な支援（理学療法等）を重点的に行う支援が考えられる。その際には、アセスメントを踏まえ、必要性を丁寧に判断し、障害児支援利用計画等に位置づける等、計画的に実施されることが必要。（*）
- ピアノや絵画等のみを提供する支援は、公費により負担する支援として相応しくないと考えられる。総合的な支援を提供することを前提としていることから、これらの支援の提供にあたっては、事業所の活動プログラムや個別支援計画等において、ガイドラインに示される5領域とのつながりを明確化した支援内容とした上で提供することが必要。（*）
- 利用の仕方等により、支援時間に差異があることから、支援に対する人員の配置の状況や支援内容等にも留意しつつ、支援時間の長短を考慮したよりきめ細かい評価を行うことが必要。（*）
- 保護者の就労等による預かりニーズについては、一義的には保育所等が対応すべきとも考えられるが、家族全体を支援する観点から、こどもと家族のアセスメントを踏まえて、必要性を丁寧に判断し、児童発達支援においても対応することが重要。（*）

（*）…放課後等デイサービス共通

2 - ② 放課後等デイサービス

- 放課後等デイサービスについては、ガイドラインに基本的役割（①子どもの最善の利益の保障、②共生社会の実現に向けた後方支援、③保護者支援）を定めた上で、4つの基本活動（①自立支援と日常生活の充実のための活動、②創作活動、③地域交流の機会の提供、④余暇の提供）を組み合わせた支援を行うことを基本としているが、児童発達支援の5領域と同様の視点による総合的な支援を行うことが重要であり、これを示したガイドラインに改訂することが必要。
- 学童期・思春期の幅広い年齢層や発達の状態、障害の多様性等についても対応できるよう、よりきめ細かな内容のガイドラインに改訂が必要。
- 学童期・思春期においては、自分で何をするかアイデアを出しながら、自分の生活をマネジメントできるようにしていくことも重要。また、思春期は、メンタルヘルスの課題など様々な課題が増えてきやすい年代であり、就労や進学に向けた準備もある。それぞれの年代に必要な内容をガイドライン等で示し、年代に応じた支援を推進することが必要。
- 学校や家庭とは異なる場であり、安心・安全でその子らしく過ごせる場としての機能も重視すべき。また、学校に通学できない（不登校の）障害児について、関係機関と連携して支援していくことが必要。
- 学校との役割分担や連携が重要であることから、個別支援計画と個別の教育支援計画等を連携させる等、個々に合わせた一貫した支援を提供していくことが必要。

3. インクルージョンの推進

- 専門的な知識・経験に基づき、障害児支援による保育所等の一般施策側への後方支援の取組を強化し、保育所等訪問支援等を活用しながら、個々のニーズに応じた丁寧な支援を行うことで、保育所等の障害児への支援力向上を図る等、子育て支援と障害児支援が双方向から緊密に連携した支援の取組が行われる地域の体制づくりを進めていくことが重要。
- 保育所等訪問支援が、より効果的に活用されるよう、人員配置や報酬上の評価、運用について必要な見直しを行う方向で検討すべき。（チームでアセスメントや一定の支援を行う場合や、時間の長短も含め、支援内容を踏まえた評価の検討）
- 児童発達支援事業所や放課後等デイサービスについては、併行通園や移行に向けた具体的な支援のプロセス等を整理したガイドラインを作成し、取組の推進を図ることが必要。また、移行支援のプロセスについて、報酬上適切に評価していく方向で検討を進めることが必要。

4. 障害児通所支援の給付決定等

- 給付決定において、適切に発達支援の必要性や支給量を判断するとともに、その後の支援に活用していく上でも、こどもの発達状況等も把握できる調査指標に見直すことが必要。
- セルフプラン率が高い現状も踏まえ、障害児相談支援による利用計画の策定及びモニタリングが行われるよう取組を進めることが必要。また、現状、障害児相談支援の整備が途上にある地域等においても、適切にコーディネートが行われる方策を検討していくことが必要。

5. 障害児通所支援の質の向上

- 市町村においては、（自立支援）協議会の下に子ども部会を設置し、児童発達支援センターも参画して、地域の課題を把握・分析しながら、地域の支援の質の向上に取り組むことが重要。
- 自己評価・保護者評価について、運用の標準化と徹底を図ることが必要。また、児童発達支援センターが中心となり、地域の事業所の自己評価・保護者評価の結果を集約し、各事業所とともにそれぞれの強み・弱みを分析して、地域の事業所がお互いの効果的な取組を学び合う取組を推進することが必要。自己評価・保護者評価について集約・分析し、その結果を公表する等、効果的な活用方策について検討を進めることが必要。
- 障害児支援にあたる人材の育成が急務。障害児支援と子育て支援両方の観点からの専門性を身につけるために、こどもの権利、発達支援、家族支援、地域支援等の内容について、基礎、中堅、専門といった段階的な研修体系の構築等を進めることが必要。
- 地域の中核的役割を担う機関として、児童発達支援センター自身が、積極的に専門機関等から助言を受ける等で専門性の向上を図ることや、積極的に外部からの評価を受けて質の向上を図っていくことも重要。

障害児入所施設の現状

R4年4月1日時点

障害児入所施設 指定事業所数、児童数

	指定事業所数	入所児童数(現員)		
		児童	18歳以上	合計
福祉型	247	5,494	398	5,892
医療型	266(88)	2,940 (729)	17,959 (6,656)	20,899 (7,385)

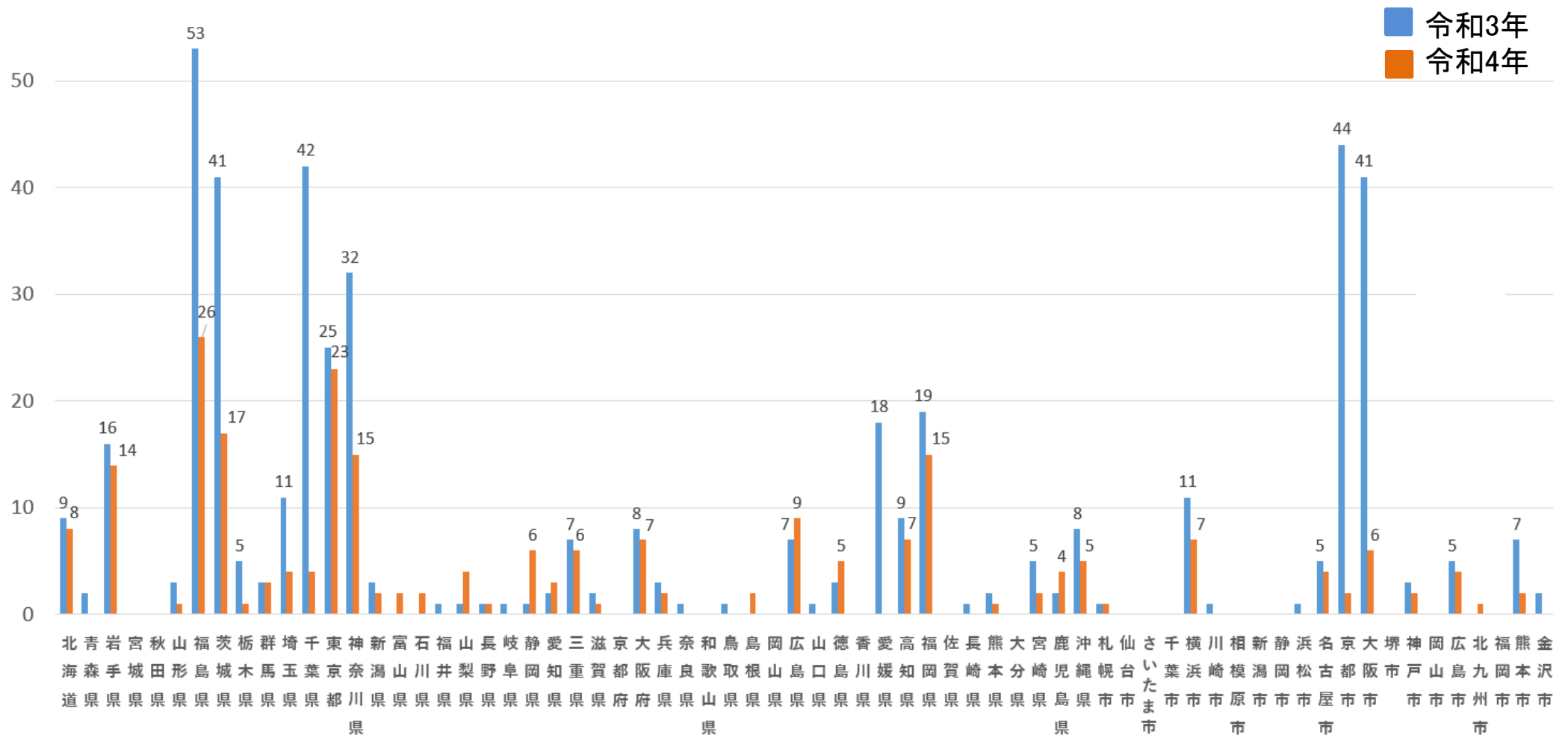
	福祉型					合計
	知的	自閉	盲	ろうあ	肢体	
指定事業所数	226	2	5	6	8	247
定員	7,259	72	100	141	237	7,809
現員	5,525	47	52	91	177	5,892
児童数	5,168	47	52	90	137	5,494
18歳未満						
措置	3,559	16	48	73	111	3,807
契約	1,609	31	4	17	26	1,687
18歳以上	357	0	0	1	40	398
措置延長	128	0	0	0	4	132
契約延長	67	0	0	1	2	70
みなし	162	0	0	0	34	196

	医療型			合計
	自閉	肢体	重症心身	
指定事業所数	2	55 (14)	209 (74)	266
定員	102	2,801 (664)	21,791 (8,127)	24,694
現員	26	861 (54)	20,012 (7,331)	20,899
児童数	26	830 (51)	2,084 (678)	2,940
18歳未満				
措置	9	261 (4)	691 (167)	961
契約	17	569 (47)	1,393 (511)	1,979
18歳以上	0	31 (3)	17,928 (6,653)	17,959
措置延長	0	7	60 (26)	67
契約延長	0	24 (3)	16 (8)	40
療養介護			17,852 (6,619)	17,852

- ※ みなしは、経過的施設入所支援、経過的な生活介護サービスを利用
- ※ 福祉型 措置延長の内1名は、障害福祉サービスに係わるやむを得ない事由による措置
- ※ 括弧内は国立病院機構の施設数又は人数の内数
- ※ 重症心身障害児の定員には療養介護も含まれている

18歳以上で引き続き福祉型障害児入所施設を継続利用する予定の者の令和3年3月31日時点と令和4年4月1日時点における状況の比較

令和3年調査 全国470名
令和4年調査 全国231名



都道府県・政令市の協議の場の運営のイメージ

【目的】

障害児入所施設の入所児童が円滑に成人期に移行できるよう、移行調整が難しい個別ケースに対して、都道府県の呼びかけのもとで各関係機関が連携・協力して調整を行うとともに、移行先として必要な地域資源の整備等の必要事項を協議する。
(※既存の自立支援協議会の活用も想定)

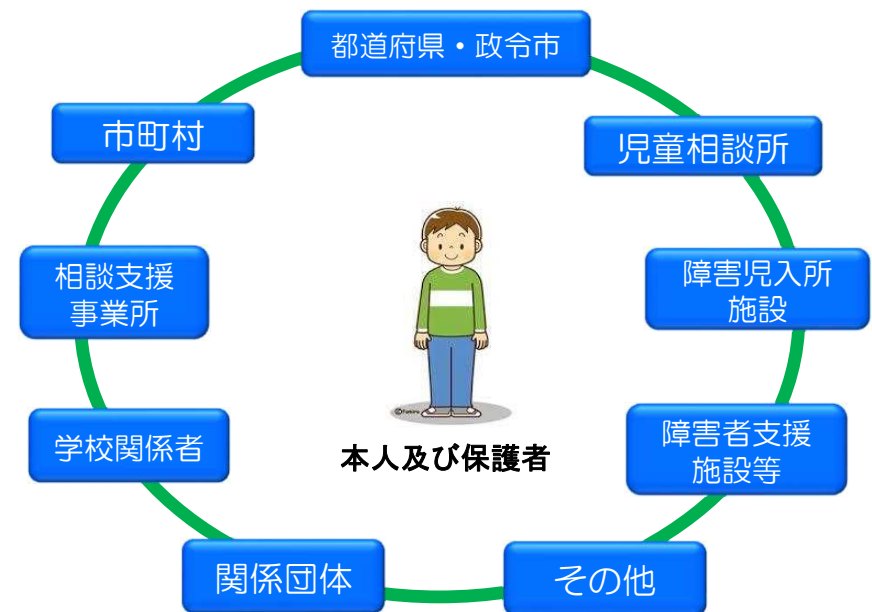
協議の場における検討内容

- ①管内の移行対象者の把握・情報共有・進捗管理
管内(都道府県が措置・給付決定を行っている障害児入所施設)の移行対象者を把握し、関係者間の情報共有や進捗管理を行う。
- ②広域調整
関係団体の協力も得て、地域資源(グループホーム等)の定員状況等を共有し、円滑な移行につなげる。
- ③個別ケース会議
移行調整が難しい事例について、課題把握や調整等を行う。(⇒以下参照)
- ④地域資源開発
個別ケースを通じて、移行先として必要な地域資源について中長期的な見通しをもって議論し、障害者福祉計画等へ反映させていく。

個別ケース会議の検討内容

- 移行調整が難しい個別事例について、具体的な成人期への移行に向けた支援内容等を把握し、検討する。協議事項としては、次のようなものが考えられる。
 - ① 移行が難しい事例の状況把握や課題点の確認
 - ② 必要な移行先条件や支援内容等の検討
 - ③ 支援方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
 - ④ 特別な事情により移行困難な場合の入所延長(22歳まで)の判断

関係者イメージ



※個別ケース会議の際には、個々のケースに応じて必要な関係者を参集する。

強度行動障害を有する者の 地域支援体制について

「強度行動障害」に関する対象者の概要

「強度行動障害」とは

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

「支援の対象者」については

障害福祉サービスを受ける際に行う障害支援区分の調査に併せて把握する「行動関連項目」（福祉型障害児入所施設の場合は強度行動障害判定基準表）を用いて判定し、一定の点数以上となる人（24点中10点）に対して手厚い支援（下記の図参照）が提供される。

強度行動障害にいたる前からの支援や行動改善が見られた後における継続的な支援が提供できるようにするため、「行動援護」は平成20年、「共同生活援助、短期入所、施設入所支援の重度障害者支援加算」は平成24年に対象者判定の基準点を引き下げたところ。

また平成30年度報酬改定において、生活介護についても「重度障害者支援加算」の対象とし、障害児通所支援については「強度行動障害児支援加算」を創設した。

さらに令和3年度報酬改定において、グループホームで新たに区分4以上も「重度障害者支援加算」の対象とし、障害者支援施設で実施する生活介護の外部通所者にも「重度障害者支援加算」を算定可能とする等の拡充を実施した。その結果支援対象者が拡大している。

行動障害関連の障害福祉サービス・障害児支援の利用者

（国民健康保険団体連合会データ）

のべ78,579人（令和4年10月時点）



重度訪問介護※1
1,037人



行動援護
13,082人



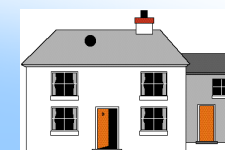
短期入所（重度障害者支援加算）※2
施設入所支援（重度障害者支援加算Ⅱ）
障害児入所施設

5,486人
22,895人

（重度障害児支援加算）※3 福祉型130人：医療型0人
（強度行動障害児特別支援加算） 福祉型 12人：医療型1人

共同生活援助

（重度障害者支援加算Ⅰ※2） 5,533人（介護型4,927+日中S型606）
（重度障害者支援加算Ⅱ） 4,072人（介護型3,668+日中S型404）



放課後等デイサービス（強度行動障害児支援加算） 3,937人
児童発達支援（強度行動障害児支援加算） 440人



生活介護（重度障害者支援加算）
21,954人

- 151 -

（※1）利用者の内、知的障害者の数（平成26年度からは、重度訪問介護についても、行動援護等の基準と同様の対象者に対して支援を提供することが可能となっている）。

（※2）短期入所の重度障害者支援加算及び共同生活援助の重度障害者支援加算Ⅰには、区分6かつ、Ⅰ類型（人工呼吸器）、Ⅱ類型（最重度知的障害）、Ⅲ類型（行動障害）が含まれるが、その内訳は不明。

（※3）障害児入所施設の重度障害者支援加算は主として知的障害児・自閉症児を入所させる場合であって、強度行動障害支援者養成研修終了者を評価する加算を算定している人数。

強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会

1. 趣旨

- 自閉症や知的障害の方で強度行動障害を有する者は、その特性に適した環境調整や支援が行われない場合には、本人の困り事が著しく大きくなって行動上の課題が引き起こされるため、適切な支援の継続的な提供が必要である。現状では、障害福祉サービス事業所では受入が困難なために同居する家族にとって重い負担となることや、受け入れた事業所において適切な支援を提供することができず、意欲のある支援者が苦悩・疲弊し、本人の状態がさらに悪化するなどの実情もある。
- このような状況や社会保障審議会障害者部会報告書（令和4年6月）における指摘を踏まえ、強度行動障害を有する者の地域における支援体制の在り方、支援人材の育成・配置について検討するため、「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」を開催することとする。

2. 検討事項

- 強度行動障害を有する者の地域における支援体制の在り方
- 強度行動障害を有する者の支援人材の育成・配置
- 適切な支援を行うための評価基準の在り方

3. 開催状況

第1回	10月4日	今後の検討の進め方
第2回	10月25日	実践報告
第3回	11月29日	人材の育成・配置
第4回	12月27日	地域支援体制の在り方
第5回	1月30日	集中的支援等
第6回	2月28日	評価基準の在り方
第7回	3月13日	報告書（案）について
第8回	3月23日	報告書（案）について

令和5年3月に報告書をとりとまとめ

4. 構成員

- 會田 千重 (独)国立病院機構肥前精神医療センター 療育指導課長
 - ◎市川 宏伸 (一社)日本発達障害ネットワーク 理事長
 - 井上 雅彦 (一社)日本自閉症協会 理事
 - 田中 正博 (一社)全国手をつなぐ育成会連合 専務理事
 - 橋詰 正 (特非)日本相談支援専門員協会 理事・事務局 次長
 - 樋口 幸雄 (公財)日本知的障害者福祉協会 副会長
 - 日詰 正文 (独)国立重度知的障害者総合施設のぞみの園研究部 部長
 - 福島 龍三郎 (特非)全国地域生活支援ネットワーク 理事
 - 松上 利男 (一社)全日本自閉症支援者協会 会長
 - 渡邊 亘 札幌市保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課 自立支援担当課長
- ◎座長、○座長代理 (五十音順・敬称略)

強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書～概要①～

1. 支援人材のさらなる専門性の向上

- 強度行動障害の障害特性を正しく理解し、根拠のある標準的な支援※をチームで行うことを基本として、予防的な観点も含めて人材育成を進めることが重要。
※標準的な支援とは個々の障害特性をアセスメントし、強度行動障害を引き起こしている環境要因を調整する支援
- 標準的な支援を踏まえて適切な支援を実施し、組織の中で適切な指導助言ができる現場支援で中心となる中核的人材(仮称)の育成※が必要。
【求められるスキル】・自閉スペクトラム症の特性・学習スタイルを説明できる ・構造化の意味を説明できる ・機能的アセスメントが実施できる
・家族の不安等を理解し共感に基づく信頼関係が構築できる ・特性を活かした支援を提案できる 等
※強度行動障害を有する者の支援に取り組む各事業所に配置される想定で育成
- 困難事例について中核的人材等に対して指導助言が可能な、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材(仮称)※の育成が必要。
【求められるスキル】・地域の事業所を支え対応力を強化する ・地域の支援体制づくりを牽引する ・支援マネジメント、組織マネジメント 等
※地域の強度行動障害を有する者の人数等の地域実態を踏まえて、都道府県等の広域で必要数を想定して育成
- 地域における支援者が互いに支え合い連携して支援を行うことや、率直な意見交換や情報共有等の取組を進めるため、人材ネットワークの構築が必要。

2. 支援ニーズの把握と相談支援やサービス等に係る調整機能の在り方

- 市町村は、本人とその家族の支援ニーズを適切に把握して支援につないでいくこと、(自立支援)協議会の場を活用しながら地域の支援体制の整備を進めていくことが重要。その際、支援につながっていない本人、家族を把握、フォローしていくことが重要。
- 相談支援事業所、基幹相談支援センター、発達障害者支援センター等の相談支援機関が、それぞれの役割や強みを活かしながら、相談支援やサービス等に調整を行っていくことが重要。
・相談支援事業所…支援のコーディネート・マネジメント
・基幹相談支援センター…地域の相談支援事業所への後方支援(対応が難しい事案の対応)
・発達障害者支援センター…基幹相談支援センターや相談支援事業所に対して個別事案への対応も含めて助言等により支援

3. 日常的な支援体制の整備と支援や受入の拡充方策

- 通所系サービス(主に生活介護)、短期入所、訪問系サービスが地域で安定的に提供されるよう体制の整備を進めていくことが重要。
※強度行動障害の状態によって、通所系サービスに通えない状況となった場合、必要な期間において、行動援護や重度訪問介護、重度障害者等包括支援による個別支援の活用が有効。
- 強度行動障害を有する者の居住の場として、グループホームにおける受入れの体制整備を進めていくことが必要。
【利点】・少人数の生活であり生活環境や支援内容を個別化しやすい ・一人一人の特性に合わせやすい ・通所系サービスや行動援護を利用して個別の外出ができる 等
【課題】・少ないスタッフで支援するため、行動障害の状態が悪化した場合に応援体制が取りにくい ・心理面も含めたスタッフの負担が大きい 等
- 障害者支援施設では、地域移行に向けた取組を進めつつ、標準的な支援や建物・設備環境を含めた支援力を一層向上することが必要。
【期待】地域の支援体制の中で、行動障害の状態が悪化した者を集中的に支援する必要がある場合の受入れや、緊急の短期入所 等
【課題】それぞれの障害特性に見合った環境を提供することが難しい場合がある 等
- 本人、家族が地域で安心して生活できるよう、市町村は地域生活支援拠点等の整備と緊急時対応や地域移行等の機能の充実に取り組む※ことが重要。
※日頃からの支援ニーズの把握が必要。また、入所施設や居住系事業所だけでなく、支援に慣れた職員がいる通所系事業所等の活用も進めていく必要。
- 障害支援区分認定調査における行動関連項目の評価が適切に行われるよう、認定調査員の強度行動障害に関する理解の促進を図ることが重要。
- 行動関連項目の合計点が非常に高い者等、支援が困難な状態像の者がサービスの受入れにつながっていない状況も踏まえ、受入拡大や支援の充実の観点から、より高い段階を設定して、報酬面に反映していくことが必要。

強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書～概要②～

4. 状態が悪化した者に対する「集中的支援」の在り方

- 強度行動障害を有する者が状態の悪化により在宅やグループホームにおいて生活が難しくなった場合には、障害特性や行動の要因分析等の適切なアセスメントを行い有効な支援方法を整理した上で環境調整を集中的に実施し、状態の安定を図る「集中的支援」の取組を進めることが必要。
※市町村が主体となり、（自立支援）協議会等を活用して地域全体で本人や家族、事業所を支え、状態の安定につなげていくことが重要
集中的支援の実施にあたっては、本人、家族に対し十分に説明を行い、同意を得ることや、一定の期間を設定し地域で支えていく体制が重要
- 集中的支援の具体的な方策としては、以下のようなものが考えられる。
 - ①広域的支援人材が事業所等を集中的に訪問等してコンサルテーションを実施※、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進めていく方策
※広域的支援人材の派遣に対してインセンティブ等を設定し、人材を派遣することに積極的に協力してもらうための工夫が必要
 - ②グループホームや施設入所、短期入所を活用して、一時的に環境を変えた上で、適切なアセスメントを行い、有効な支援方法を整理した上で元の住まいや新たな住まいに移行する※方策
※在宅の場合や、グループホーム等に入居したまま対応することが困難な場合等を想定。集中的支援後の移行先の確保が課題であり、送り出した事業所が集中的支援後の受入体制整備のための広域的支援人材によるコンサルテーションを受けることを条件として設定する等、地域の中で受入先を確保する仕組みを構築しておくことが必要
- 集中的支援については、支援ニーズや専門性のある人材の実情を踏まえれば、各都道府県・指定都市や圏域単位といった広域で実施体制を整備※していくことを基本とすることが考えられる。この場合であっても、各市町村における地域の支援体制と連動させて、全ての地域を漏れなく支援できるよう、体制を構築することが必要。
※一旦状態が改善しても、周囲の環境の変化の中で再度状態が悪化することもある。地域の中で市町村が中心となって継続的にフォローする体制を整備することが必要

5. こども期からの予防的支援・教育との連携

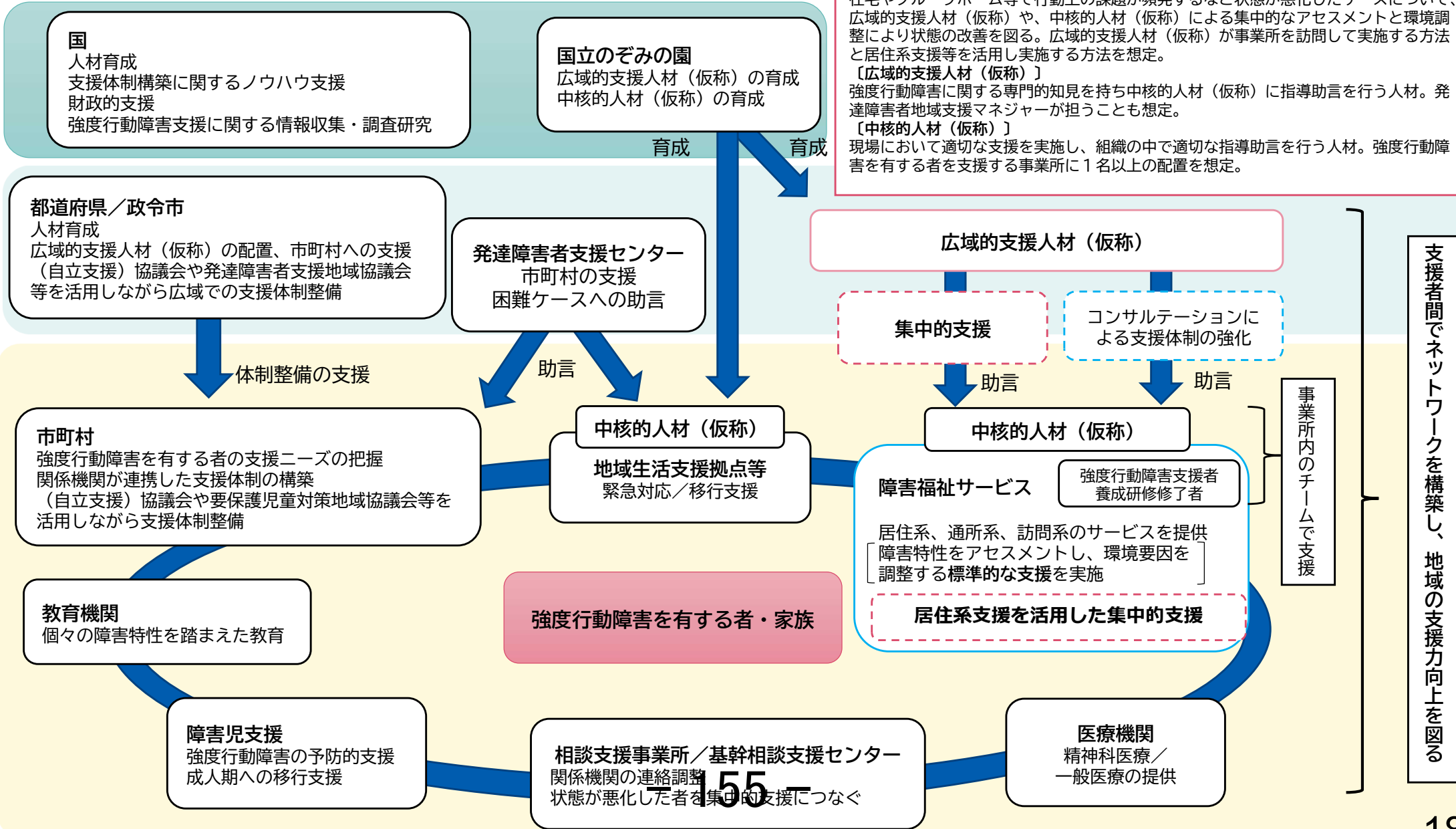
- 幼児期からの個々のこどもの特性と家族の状況に応じた適切な関わりが、将来の強度行動障害の状態の予防につながると考えられる。幼児期からこどもの強度行動障害のリスクを把握し、家族を含めてライフステージを通して地域生活を支えていく体制づくりが必要。
- 幼児期・学童期・思春期の支援にあたっては、福祉と教育が知的障害と発達障害の特性に応じて一貫した支援を連携して行い、障害特性のアセスメントや環境の調整に取り組むなど、行動上の課題を誘発させない支援を提供していくことが必要。
- 在宅の強度行動障害を有する児を支援するため、専門性を有する人材が、家庭や事業所、学校、医療機関等を訪問して調整を行ったり、複数の事業者の定期的な連携会議に参加して情報共有する等、ライフステージや関係機関の支援を隙間のないような形でつないでいく取組を進めることも重要。

6. 医療との連携体制の構築

- 強度行動障害の状態の背景にある疾患や障害を医療により完全に治すことは難しく、医療の充実と併せて、福祉や教育と連携した支援を進めることが必要。
- 精神科病院への入院については、移行先を見据えた介入を行い、入院中から福祉との連携を行うことが重要。また、入院の長期化を防止する観点からも、精神科医療における標準的支援の実践を進めていくことが重要。
- 強度行動障害を有する者が身体疾患の治療を受けられる体制づくりを進めると必要であり、治療に係る負担も踏まえた報酬上の評価について検討を進めることが必要。また、日頃から福祉と医療の相互の連携を強化していくことが重要。

強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書～概要③～

強度行動障害を有する者の地域支援体制（イメージ）



【状態が悪化したケースについての集中的支援】
在宅やグループホーム等で行動上の課題が頻発するなど状態が悪化したケースについて、広域的支援人材（仮称）や、中核的人材（仮称）による集中的なアセスメントと環境調整により状態の改善を図る。広域的支援人材（仮称）が事業所を訪問して実施する方法と居住系支援等を活用し実施する方法を想定。

【広域的支援人材（仮称）】
強度行動障害に関する専門的知見を持ち中核的人材（仮称）に指導助言を行う人材。発達障害者地域支援マネージャーが担うことも想定。

【中核的人材（仮称）】
現場において適切な支援を実施し、組織の中で適切な指導助言を行う人材。強度行動障害を有する者を支援する事業所に1名以上の配置を想定。

支援者間でネットワークを構築し、地域の支援力向上を図る

**障害者の日常生活及び社会生活を
総合的に支援するための法律等の一部を
改正する法律に基づく検討状況について**

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備

令和4年障害者総合支援法等の一部改正による見直し

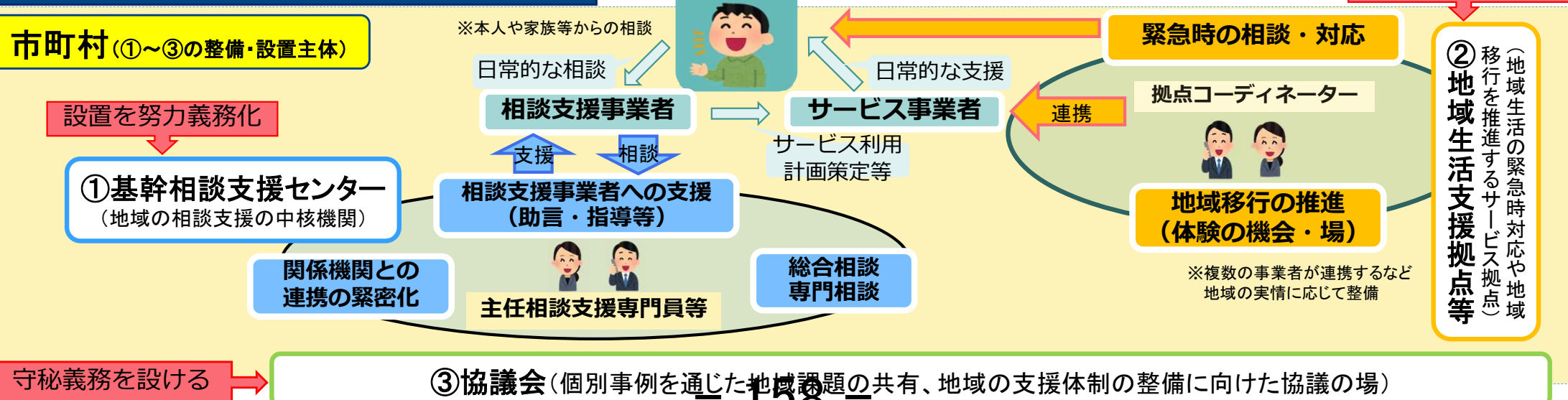
現状・課題

- 基幹相談支援センターは、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設として、平成24年から法律で位置づけられたが、設置市町村は半数程度にとどまっている。
- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進してきたが、約5割の市町村での整備に留まっている。 ※令和3年4月時点整備状況(全1741市町村) 地域生活支援拠点等:921市町村(53%),基幹相談支援センター:873市町村(50%)
- 市町村では、精神保健に関する課題が、子育て、介護、困窮者支援等、分野を超えて顕在化している状況。また、精神保健に関する課題は、複雑多様化しており、対応に困難を抱えている事例もある。 ※自殺、ひきこもり、虐待等

見直し内容

- **基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設ける。**
- **地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設ける。**
- **地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務を設ける。**
- **市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者(※)も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。また、精神保健福祉士の業務として、精神保健に課題を抱える者等に対する精神保健に関する相談援助を追加する。** ※ 具体的には厚生労働省令で定める予定。

本人・家族等の支援に向けた体制整備のイメージ



地域生活支援拠点等において対処し、又は備える事態に関する省令事項

法律改正の概要

障害者の心身の状況やその環境等に起因して生じる緊急事態を未然に防止するために、又は緊急事態が生じた場合に適切に対処するために、関係機関と連携して受入体制を整備する地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設ける。

改正後の障害者総合支援法の条文

第七十七条（略）

※ 第77条第3項を新設

3 市町村は、第一項各号に掲げる事業のほか、地域において生活する障害者等及び地域における生活に移行することを希望する障害者等（以下この項において「地域生活障害者等」という。）につき、地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、次に掲げる事業を行うよう努めるものとする。

- 一 障害の特性に起因して生じる緊急の事態その他の**主務省令で定める事態**に対処し、又は当該事態に備えるため、地域生活障害者等、障害児（地域生活障害者等に該当するものに限る。次号において同じ。）の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者からの相談に応じるとともに、地域生活障害者等を支援するための体制の確保その他の必要な措置について、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、次条第一項に規定する基幹相談支援センターその他の関係機関（次号及び次項において「関係機関」という。）との連携及び調整を行い、又はこれに併せて当該事態が生じたときにおける宿泊場所の一時的な提供その他の必要な支援を行う事業

省令の具体的内容（案）

（地域生活支援拠点等において対処し、又は備える事態）

- ①障害の特性に起因して生じる緊急の事態（法定事項）
- ②地域生活障害者等の介護を行う者等が障害、疾病等のため、当該地域生活障害者等に対し、当該地域生活障害者等の介護を行う者等による支援が見込めなくなった緊急の事態その他の地域生活障害者等が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことを困難にする緊急の事態

調査・研究の強化（障害者DB・障害児DB・難病DB・小慢DBの充実）

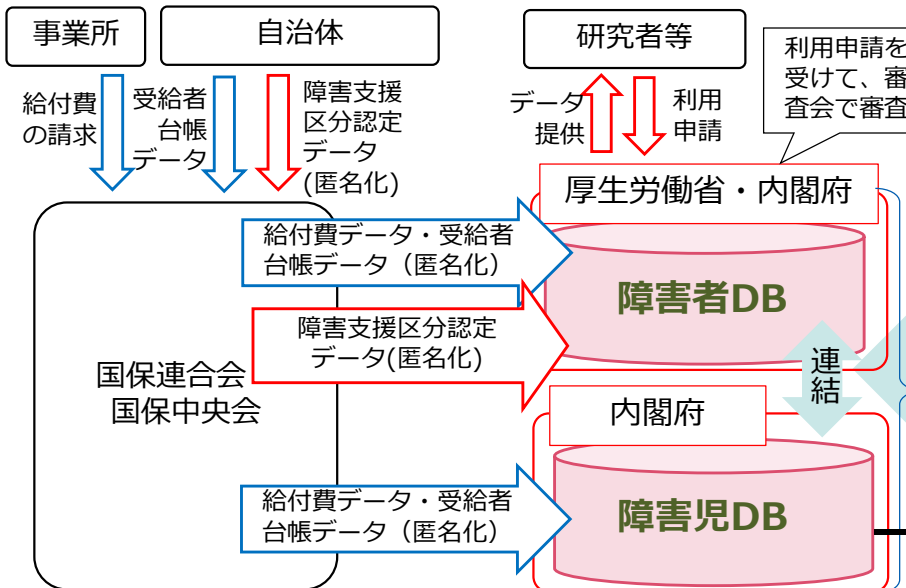
現状・課題

- 医療・介護分野においては、平成20年度にNDB、平成30年度に介護DBなど法的根拠の整備、施行が進んできており、障害福祉・難病対策の分野においても、DBの法的根拠の整備を進めていく必要がある。
- 他の公的DBとの連結解析を可能とするためのルール等が整備されていない。
- 難病DBについて、医療費助成の申請時に提出する指定医の診断書情報を登録しているため、医療費助成に至らない軽症者等のデータ収集が進んでいない。

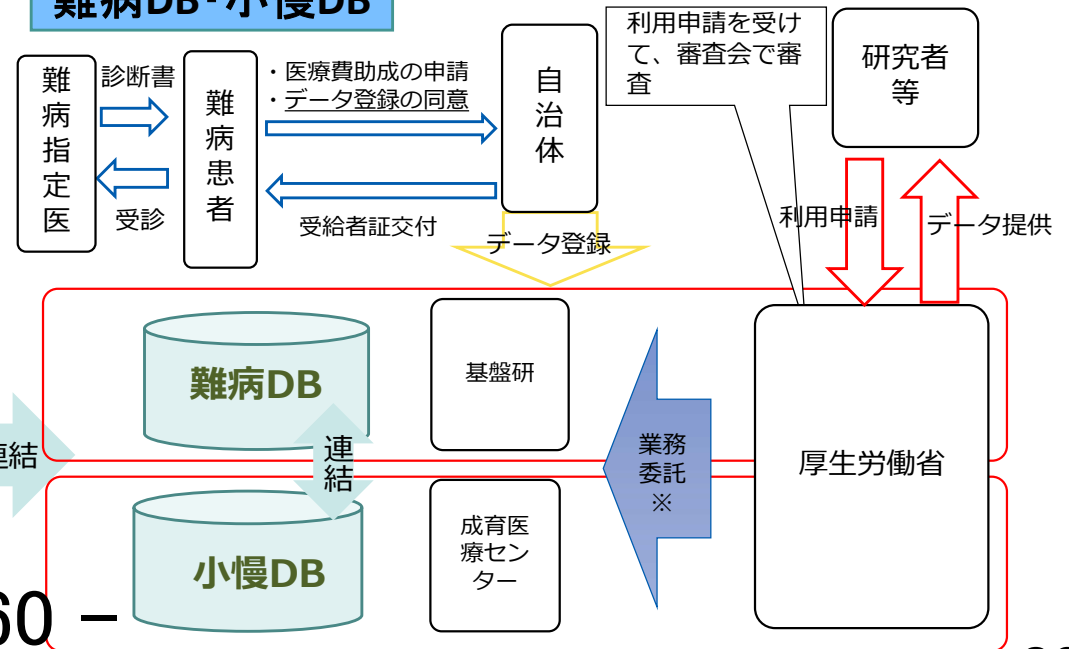
見直し内容

- 障害者・障害児・難病・小慢DBの法的根拠を新設。国による情報収集、都道府県等の国への情報提供義務を規定。
- 安全管理措置、第三者提供ルール等の諸規定を新設。他の公的DBとの連結解析も可能とする。
- 難病DBについて、登録対象者を拡大し、軽症の指定難病患者もデータ登録可能とする。

障害者DB・障害児DB



難病DB・小慢DB



60

※現行、予算事業としてDBを運営している。
 ※引き続き、難病は基盤研、小慢は成育への委託することを想定（委託規定を新設）

障害福祉データベースの政令事項

法律改正の概要

障害福祉等関連情報等の提供には、個々の申出に対応する作業量に応じた費用が発生する。情報利用者に受益が発生することも考慮すれば、当該者がその費用を負担することが適当であるため、当該者が手数料を納めることを規定する。

改正後の障害者総合支援法の条文

◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）
（手数料）

第八十九条の二の十一 匿名障害福祉等関連情報利用者は、実費を勘案して①政令で定める額の手数料を国(前条の規定により主務大臣からの委託を受けて、連合会等が第八十九条の二の三第一項の規定による匿名障害福祉等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、連合会等)に納めなければならない。

2 主務大臣は、前項の手数料を納めようとする者が②都道府県その他の障害者等の福祉の増進のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、③政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

政令の具体的内容（案）①

○ 手数料の額については、関係省庁と調整の上、施行に向けて検討。

政令の具体的内容（案）②・③

○ 手数料の減額又は免除の対象者、減額又は免除に係る手続についても、関係省庁と調整の上、施行に向けて検討。

※ 児童福祉法に基づく障害児福祉データベースについても、同様に政令改正を行う予定。

障害福祉データベースの省令事項①

法律改正の概要

今般、障害福祉DBに蓄積する障害福祉等関連情報について、幅広い主体による適切な利用を促進するため、利用及び提供に係る要件、手続き等に関する規定を整備する。

改正後の障害者総合支援法の条文

◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）

（障害者等の福祉の増進のための匿名障害福祉等関連情報の利用又は提供）

第八十九条の二の三 主務大臣は、障害者等の福祉の増進に資するため、匿名障害福祉等関連情報(①**障害福祉等関連情報に係る特定の障害者等その他の主務省令で定める者**(次条において「本人」という。))を識別すること及びその作成に用いる障害福祉等関連情報を復元することができないようにするために②**主務省令で定める基準**に従い加工した障害福祉等関連情報をいう。以下同じ。)を利用し、又は③**主務省令で定めるところ**により、次の各号に掲げる者であって、匿名障害福祉等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行うものに提供することができる。

三 ④**民間事業者その他の主務省令で定める者** ⑤**障害福祉分野の調査研究に関する分析その他の主務省令で定める業務**(特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。)

省令の具体的内容（案）①

- 主務省令で定める者は、障害福祉等関連情報に係る特定の障害者等とする。

省令の具体的内容（案）②

- 他の公的DBの規定を参考にしつつ、主務省令で定める基準は、次のとおり定める。

(次に掲げる事項として規定する予定のもの)

- ・ 障害福祉等関連情報に含まれる特定の障害者等を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること。
- ・ 障害福祉等関連情報に含まれる個人識別符号（個人情報保護に関する法律第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。）の全部を削除すること。
- ・ 障害福祉等関連情報と当該障害福祉等関連情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に主務大臣において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること。
- ・ 特異な記述等を削除すること。

障害福祉データベースの省令事項②

改正後の障害者総合支援法の条文（再掲）

◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）

（障害者等の福祉の増進のための匿名障害福祉等関連情報の利用又は提供）

第八十九条の二の三 主務大臣は、障害者等の福祉の増進に資するため、匿名障害福祉等関連情報(①障害福祉等関連情報に係る特定の障害者等その他の主務省令で定める者(次条において「本人」という。))を識別すること及びその作成に用いる障害福祉等関連情報を復元することができないようにするために②主務省令で定める基準に従い加工した障害福祉等関連情報をいう。以下同じ。)を利用し、又は③主務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であって、匿名障害福祉等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行うものに提供することができる。

三 ④民間事業者その他の主務省令で定める者 ⑤障害福祉分野の調査研究に関する分析その他の主務省令で定める業務(特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。)

省令の具体的内容（案）③

○ 匿名障害福祉等関連情報の提供を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類に、主務大臣が当該匿名障害福祉等関連情報の提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、主務大臣に提出することにより、当該匿名障害福祉等関連情報の提供の申出をしなければならない。

（次に掲げる事項として規定する予定のもの）

- ・ 提供申出者が公的機関（国の行政機関（厚生労働省及びこども家庭庁を除く。）又は地方公共団体をいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該公的機関の名称
 - 担当する部局又は機関の名称、所在地及び連絡先
 - ・ 提供申出者が法人等（法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該法人等の名称及び住所
 - 当該法人等の代表者又は管理人の氏名、職名及び連絡先
 - ・ 提供申出者が個人であるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該個人の氏名、生年月日及び住所
 - 当該個人の職業、所属、職名及び連絡先
 - ・ 当該匿名障害福祉等関連情報を取り扱う者の氏名、職業、所属、職名及び連絡先
 - ・ 当該匿名障害福祉等関連情報の抽出対象期間、種類及び抽出条件その他の当該匿名障害福祉等関連情報を特定するために必要な事項
 - ・ 当該匿名障害福祉等関連情報の利用場所（日本国内に限る。）並びに保管場所（日本国内に限る。）及び管理方法
 - ・ 当該匿名障害福祉等関連情報の利用目的
 - ・ 当該匿名障害福祉等関連情報の情報量が、利用目的に照らして必要最小限である旨及びその判断の根拠となる情報
 - ・ 当該匿名障害福祉等関連情報を取り扱う者が暴力団等に該当しない旨
- 上記に加え、他の公的DBの規定を参考にしつつ、匿名障害福祉等関連情報の提供に係る手続等を規定する予定。

障害福祉データベースの省令事項③

改正後の障害者総合支援法の条文（再掲）

◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）

（障害者等の福祉の増進のための匿名障害福祉等関連情報の利用又は提供）

第八十九条の二の三 主務大臣は、障害者等の福祉の増進に資するため、匿名障害福祉等関連情報（①障害福祉等関連情報に係る特定の障害者等その他の主務省令で定める者（次条において「本人」という。）を識別すること及びその作成に用いる障害福祉等関連情報を復元することができないようにするために②主務省令で定める基準に従い加工した障害福祉等関連情報をいう。以下同じ。）を利用し、又は③主務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であって、匿名障害福祉等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行うものに提供することができる。

三 ④民間事業者その他の主務省令で定める者 ⑤障害福祉分野の調査研究に関する分析その他の主務省令で定める業務（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）

省令の具体的内容（案）④

- 他の公的DBの規定を参考にしつつ、主務省令で定める者は、民間事業者等であって、次のいずれの者にも該当しないものとする。（次に掲げる者として規定する予定のもの）
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、統計法、個人情報の保護に関する法律等又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - ・ 法人等であって、その役員のうち上記のいずれかに該当する者がある者
 - ・ 暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
 - ・ 上記に掲げる者のほか、匿名介護保険等関連情報や他の公的データベースの匿名情報を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により匿名障害福祉等関連情報等を提供することが不適切であると主務大臣が認めた者

障害福祉データベースの省令事項④

改正後の障害者総合支援法の条文（第1項は再掲）

◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）

（障害者等の福祉の増進のための匿名障害福祉等関連情報の利用又は提供）

第八十九条の二の三 主務大臣は、障害者等の福祉の増進に資するため、匿名障害福祉等関連情報(①**障害福祉等関連情報に係る特定の障害者等その他の主務省令で定める者**(次条において「本人」という。))を識別すること及びその作成に用いる障害福祉等関連情報を復元することができないようにするために②**主務省令で定める基準**に従い加工した障害福祉等関連情報をいう。以下同じ。)を利用し、又は③**主務省令で定めるところ**により、次の各号に掲げる者であって、匿名障害福祉等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行うものに提供することができる。

三 ④**民間事業者その他の主務省令で定める者** ⑤**障害福祉分野の調査研究に関する分析その他の主務省令で定める業務**(特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。)

2 主務大臣は、前項の規定による匿名障害福祉等関連情報の利用又は提供を行う場合には、当該匿名障害福祉等関連情報を⑥**児童福祉法第三十三条の二十三の三第一項に規定する匿名障害児福祉等関連情報その他の主務省令で定めるもの**と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる。

省令の具体的内容（案）⑤

○ 他の公的DBの規定を参考にしつつ、厚生労働省令で定める業務は、次の業務とする。

(次に掲げる業務として規定する予定のもの)

・ 障害福祉分野の調査研究に関する分析であって、次のイ～ニの全てに該当すると認められる業務

イ 当該分析の用に供することを直接の目的とすること。

ロ 匿名障害福祉等関連情報を利用して行った分析の成果物が公表されること。

ハ 個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないこと。

ニ 安全管理措置が講じられていること。

・ 障害者等の福祉の増進並びに自立支援給付及び地域生活支援事業に関する施策の企画及び立案に関する調査であって、上記イ～ニと同様の要件の全てに該当すると認められる業務

・ 障害者等の福祉の増進並びに自立支援給付及び地域生活支援事業に関する研究であって、上記イ～ニと同様の要件の全てに該当すると認められる業務

・ 障害福祉の経済性及び効率性に関する研究であって、上記イ～ニと同様の要件の全てに該当すると認められる業務 等

省令の具体的内容（案）⑥

○ 主務省令で定める「匿名障害福祉等関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる情報」については、施行に向けて、他の公的DBの所管部局や関係省庁と調整した上で規定。

165

※ これらの省令事項を規定するにあたり、個情委事務局など関係省庁と調整が必要（以下の障害福祉データベースに関する省令事項も同様）。
※ 児童福祉法に基づく障害児福祉データベースについても、同様に改正を行う予定（以下の障害福祉データベースに関する省令事項も同様）。

障害福祉データベースの省令事項⑤

法律改正の概要

匿名障害福祉等関連情報の提供を受けた者（以下「情報利用者」という。）におけるセキュリティ対策が不十分であることにより情報漏洩が起きることを防止するため、情報利用者に対し、適切な管理等の必要な義務に関する規定を設ける。

改正後の障害者総合支援法の条文

◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）

(安全管理措置)

第八十九条の二の六 匿名障害福祉等関連情報利用者は、匿名障害福祉等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該匿名障害福祉等関連情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして主務省令で定める措置を講じなければならない。

省令の具体的内容（案）

- 他の公的DBにおける規定を参考にしつつ、以下の4つの措置を省令上規定する。
 - ・ 組織的な安全管理に関する措置
 - ・ 人的な安全管理に関する措置
 - ・ 物理的な安全管理に関する措置
 - ・ 技術的な安全管理に関する措置

障害福祉データベースの省令事項⑥

法律改正の概要

障害福祉DBの運用が開始され、主務大臣に対し、障害者に関する匿名障害福祉等関連情報の利用又は提供する事務ができることになるが、これに併せて、連合会等へ、当該事務を委託することができる規定を設ける。

改正後の障害者総合支援法の条文

◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）

(連合会等への委託)

第八十九条の二十 主務大臣は、第八十九条の二の二第一項に規定する調査及び分析並びに第八十九条の二の三第一項の規定による利用又は提供に係る事務の全部又は一部を連合会**その他主務省令**で定める者(次条第一項及び第三項において「連合会等」という。)に委託することができる。

省令の具体的内容（案）

- 他の公的DBの規定を参考にしつつ、施行に向けて、障害者に関する匿名障害福祉等関連情報の利用又は提供する事務の委託先を検討。

地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組みの導入

現状・課題

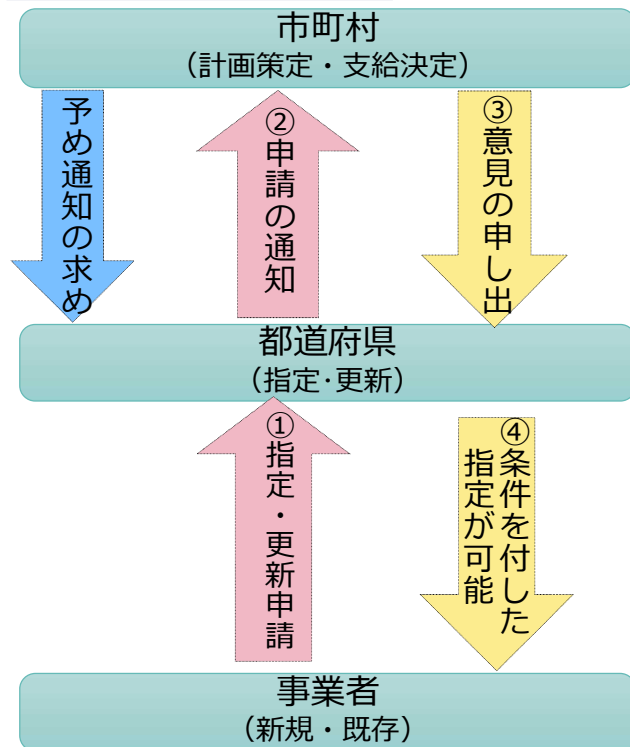
令和4年障害者総合支援法等の一部改正による見直し

- 市町村が障害福祉計画等で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図る一方で、事業者の指定は都道府県が行うため、地域のニーズ等に応じたサービス事業者の整備に課題があるとの指摘がある。

見直し内容

- 都道府県の通所・訪問・障害児サービス等の事業者指定・更新について、市町村はその障害福祉計画等との調整を図る見地から意見を申し出ることができること、都道府県はその意見を勘案して指定に際し必要な条件を付すことができ、条件に反した事業者に対して勧告及び指定取消しができるとする。

見直しのイメージ



【想定される条件（例）】

- 1) 市町村の計画に記載された障害福祉サービスのニーズを踏まえ、事業者のサービス提供地域や定員の変更（制限や追加）を求めること
- 2) 計画に中重度者やある障害種別の方の受入れ体制が不足している旨の記載がある場合、事業者に対して研修参加等によりその受入れの準備を進めること
- 3) サービスが不足している近隣の市町村の障害児者に対してもサービスを提供すること
- 4) 計画に地域の事業者が連携した体制構築に関する記載がある場合、事業者のネットワークや協議会に、事業者が連携・協力又は参加すること

* 計画に記載されたニーズや目標等と関係のない市町村の意見の申し出や条件は適当ではない

地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組みの導入についての省令事項

法律改正の概要

市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者・一般相談支援事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。

改正後の障害者総合支援法の条文

第三十六条（略）

※ 第6項から第8項までを新設

- 6 関係市町村長は、①主務省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定について、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、当該関係市町村長にその旨を通知するよう求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない。
- 7 関係市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、②主務省令で定めるところにより、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。
- 8 都道府県知事は、前項の意見を勘案し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

※ 指定一般相談支援事業者の指定を行う場合にもこれらの規定が準用される

省令の具体的内容（案）①-1

(1)市町村長は通知を求める際は、以下の事項を都道府県知事に伝達するものとする。

- ・ 通知の対象となる障害福祉サービスの種類（※）
- ・ 通知の対象となる区域及び期間
- ・ その他当該通知を行うために必要な事項

※ 指定一般相談支援事業者を対象とする場合はその旨

(2)市町村長は(1)の伝達をしたときは、公報又は広報紙への掲載、インターネットの利用その他適切な方法により周知するものとする。

省令の具体的内容（案）①-2

都道府県知事は以下の事項について市町村長に通知を行うものとする。

- ・ 事業所の名称及び所在地
- ・ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- ・ 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- ・ 利用者の推定数（※）
- ・ 運営規程（事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間等）

※ 「利用者の推定数」が、指定に係る申請書・提出書類の記載事項になっている障害福祉サービス等に限る。

地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組みの導入についての省令事項

法律改正の概要

市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者・一般相談支援事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。

改正後の障害者総合支援法の条文

第三十六条（略）

※ 第6項から第8項までを新設

- 6 関係市町村長は、①主務省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定について、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、当該関係市町村長にその旨を通知するよう求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない。
- 7 関係市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、②**主務省令で定めるところにより**、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。
- 8 都道府県知事は、前項の意見を勘案し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

※ 指定一般相談支援事業者の指定を行う場合にもこれらの規定が準用される

省令の具体的内容（案）②

市町村長は、指定障害福祉サービス事業者の指定に関し、市町村障害福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ようとするときは、以下の事項を記載した書類を都道府県知事に提出するものとする。

- ・ 意見の対象となる障害福祉サービス事業者及び障害福祉サービスの種類又は一般相談支援事業者
- ・ 都道府県知事が指定を行うに当たって条件を付することを求める旨及びその理由
- ・ 条件の内容
- ・ その他必要な事項

※省令において上記の内容を定めるほか、地方自治体において、制度の趣旨が正しく理解され、適切に運用されるよう、市町村が申し出る意見や都道府県が付する条件について、具体例や留意事項等を地方自治体に対して示すことを予定している。

※児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定についても同様に改正を行う予定。



内閣府
男女共同
参画局

DV・性暴力対応と児童虐待対応の 連携等について

令和5年9月

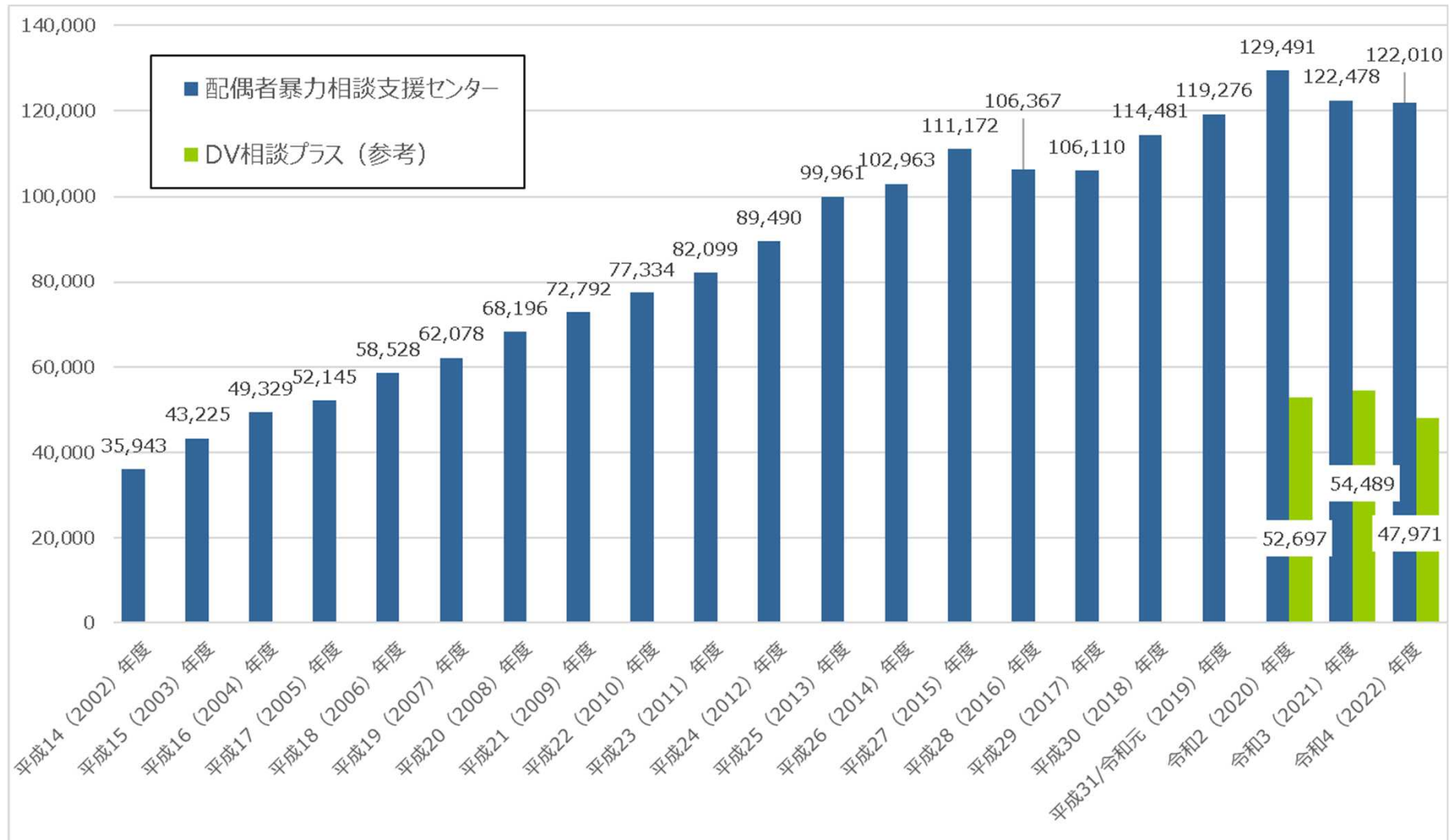
令和5年度 全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議

配偶者からの暴力(DV)



配偶者暴力相談支援センターへの相談件数の推移（年次）

- 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、令和2（2020）年度に過去最高となり、高水準で推移。
- 令和4（2022）年度は、約12.2万件で、前年度とほぼ同数（前年度比0.4%減）。



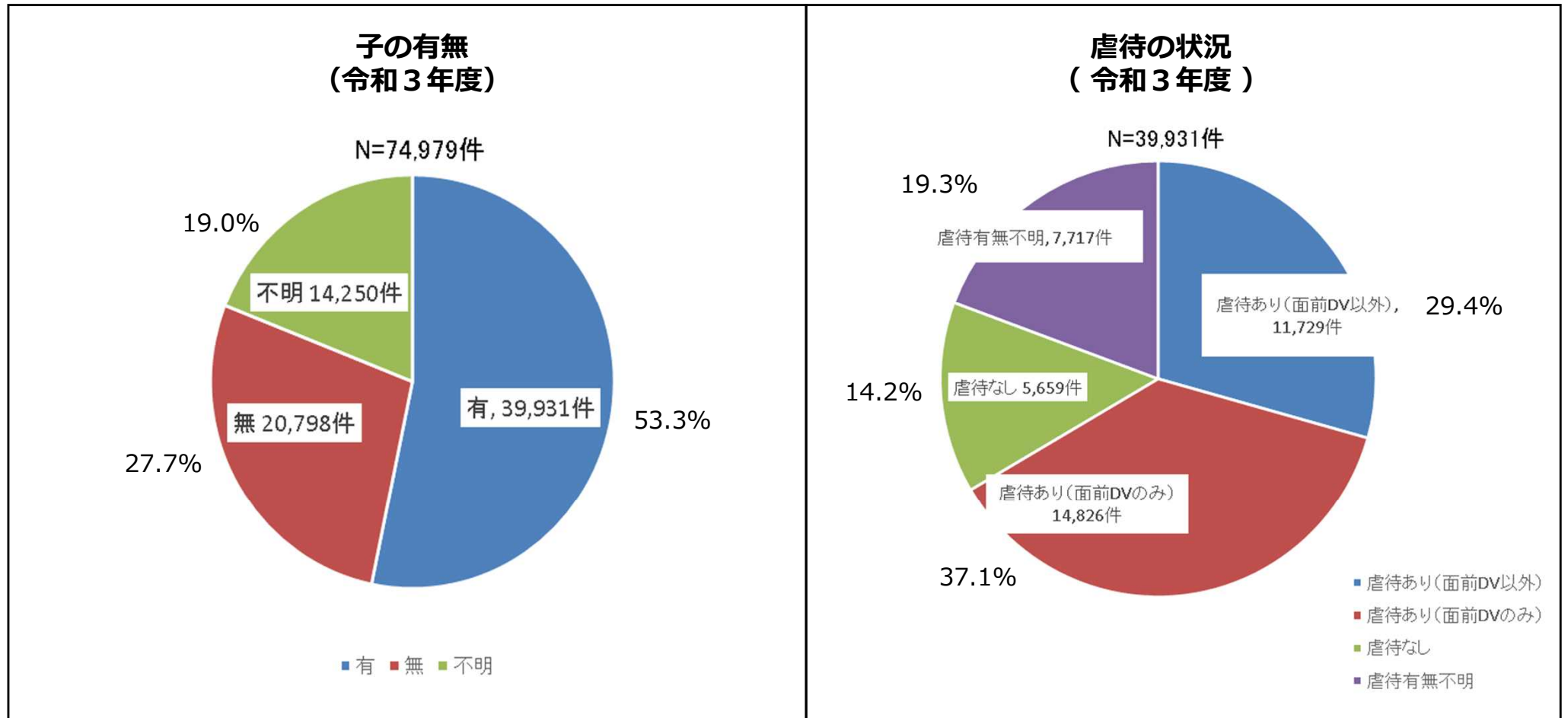
※「配偶者暴力相談支援センター」の相談件数は、内閣府男女共同参画局において、各都道府県から報告を受けた全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等を取りまとめ、集計。

※「DV相談プラス」の相談件数は、令和2（2020）年4月20日に内閣府が開設した相談窓口に寄せられた相談件数を集計。

配偶者暴力相談支援センターの相談件数 (子の有無及び虐待の状況)

【 配偶者からの暴力に関する相談をした実人員のうち、同居している未成年の子の有無及び状況（令和3年度） 】

相談者について、同居している未成年の子（18歳未満）の有無及び虐待の状況を集計した。



※配偶者暴力相談支援センターへの相談内容をもとに、都道府県から報告された件数を整理。
※本調査で「面前DV」は、子が直接的にDVを目撃している場合に限る。

< 1. 保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化 >

（現行）保護命令とは、被害者からの申立てに基づき、裁判所が、相手配偶者に対して、被害者の身辺へのつきまといや住居等の付近のはいかい等の一定の行為を禁止する命令（下記）を発令する制度

- ・被害者への接近禁止命令（身辺へのつきまといや住居・勤務先等の付近のはいかいの禁止）
- ・同居する未成年の子／親族等への接近禁止命令
- ・被害者への電話等禁止命令（無言電話や緊急時以外の連続する電話・FAX・メール送信等の禁止）
- ・退去等命令（被害者と共に住む住居からの退去、住居付近のはいかいの禁止）

※口頭弁論又は相手配偶者が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ発令できない原則を規定

① 接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者について、

配偶者からの

- { 身体に対する暴力を受けた者、
「生命又は身体」に対する加害の告知による脅迫を受けた者 } に加えて、
「自由、名誉又は財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者を追加

◆ 接近禁止命令の発令要件について、「更なる身体に対する暴力又は生命・身体・自由 等に対する脅迫により心身に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」に拡大

（現行は「更なる身体に対する暴力により身体に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」）

[10条1項~4項]

② 接近禁止命令等の期間を6か月間から1年間に伸長

[10条1項~4項]

注：子への接近禁止命令・子への電話等禁止命令について、当該命令の要件を欠くに至った場合の
取消し制度（接近禁止命令の発令後6か月以降等）を創設

[17条3項~7項]

③ 電話等禁止命令の対象行為に、緊急時以外の連続した文書の送付・SNS等の送信、緊急時以外の深夜早朝（午後10時~午前6時）のSNS等の送信、性的羞恥心を害する電磁的記録の送信、位置情報の無承諾取得を追加

[10条2項]

④ 被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令の要件^{注1}を満たす場合について、当該子への電話等禁止命令^{注2}を創設

注1：被害者への接近禁止命令の要件のほか、被害者が当該子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため
必要があること、15歳以上の子についてはその同意があること 等

注2：対象行為は、監視の告知等、著しく粗野乱暴な言動、無言電話、緊急時以外の連続した電話・FAX・メール・SNS等送信、緊急時以外の
深夜早朝の電話・FAX、汚物等の送付等、名誉を害する告知等、性的羞恥心を害する事項の告知等、位置情報の無承諾取得等

[10条3項]

⑤ 退去等命令の期間について、

住居の所有者又は賃借人が被害者のみである場合には、申立てにより6か月（原則は2か月）とする特例を新設

[10条の2]

⑥ 保護命令違反の厳罰化

1年以下の懲役／100万円以下の罰金 → 2年以下の懲役／200万円以下の罰金

[29条]

< 2. 基本方針・都道府県基本計画の記載事項の拡充 >

➤ 国が定める基本的な方針及び都道府県が定める基本的な計画について、

(1) 被害者の自立支援のための施策^注、

(2) 国・地方公共団体・民間の団体の連携・協力を必要的記載事項とする

注：「被害者の保護」に「被害者の自立を支援することを含む。」と規定することで対応

[2条の2・2条の3]

< 3. 協議会の法定化 >

➤ 関係機関等から構成される配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会を法定化し、都道府県に協議会を組織する努力義務（市町村は「できる規定」）、情報交換の円滑化等を図るため、協議会の事務に関する守秘義務等を創設

[5条の2～5条の4・新30条]

※上記のほか、民事訴訟手続のIT化等を踏まえ、保護命令手続に係る所要の規定等を整備。

法定協議会について

配偶者からの暴力の防止・被害者の保護のための協議会を**法定化**

- **都道府県**に協議会の組織の**努力義務**（市町村は「できる」規定）
- 関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成

例：【自治体の機関】

配偶者暴力相談支援センター、都道府県警、福祉事務所（都道府県・市など）、**児童相談所（都道府県・政令市など）**、教育委員会（都道府県・市町村）

【行政機関】

公共職業安定所、公共職業能力開発施設、検察庁、法務局・地方法務局、法テラス、年金事務所

【民間の団体】

民間シェルター・住宅支援団体などの支援団体

注：現在、46都道府県で基本方針に基づく協議会を設置済み。

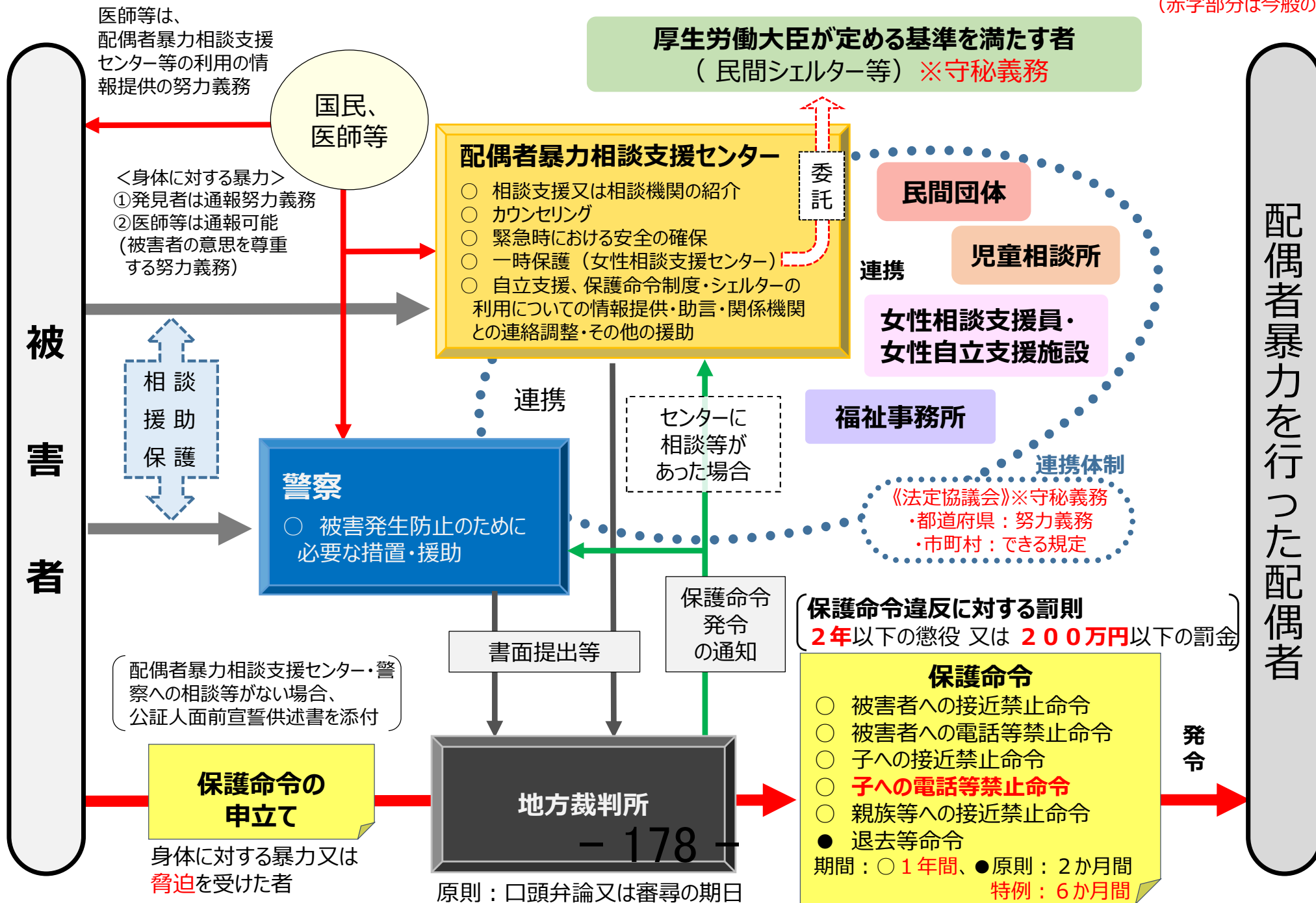


<協議会の機能>

- ✓ 被害者に関する情報その他**被害者の保護を図るために必要な情報の交換**
- ✓ **被害者に対する支援の内容に関する協議**
（支援の一環としての配偶者からの暴力の防止を含む。）
例：代表者会議（関係部局や機関の長により構成）
実務者会議（被害者の支援に直接携わる者により構成）
個別ケース会議（個別の事案に対応）
- ✓ 関係機関等への**協力要求権**（資料・情報提供・意見の開陳等）
- ✓ 協議会の事務に従事する者・していた者に**守秘義務**
（1年以下の**拘禁刑**(懲役)、50万円以下の罰金）

配偶者暴力防止法（DV防止法）の概要【フローチャート】

※令和6年4月1日施行時点
(赤字部分は今般の改正)



女性活躍・男女共同参画の重点方針2023 (女性版骨太の方針2023) 抜粋

令和5年6月13日 すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部

Ⅲ 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

(1) 配偶者等からの暴力への対策の強化

② 配偶者暴力対策の着実な推進

イ 被害者支援の一層の充実

配偶者暴力と児童虐待は、同一家庭内で同時に発生している事例が多いことを踏まえ、配偶者暴力相談支援センターの要保護児童対策地域協議会への参加を引き続き促すとともに、配偶者暴力防止法改正法による多機関の連携や地域における法定協議会の設置により、被害者支援の現場等における緊密な連携を推進する。また、配偶者暴力の被害者に対する相談・支援に従事する官民の関係者を対象としたオンライン研修において、児童虐待に関連した項目を研修項目とするとともに、児童相談所職員等、児童虐待対応の関係部署の職員も研修対象者とする。【内閣府、こども家庭庁、関係府省】

性暴力

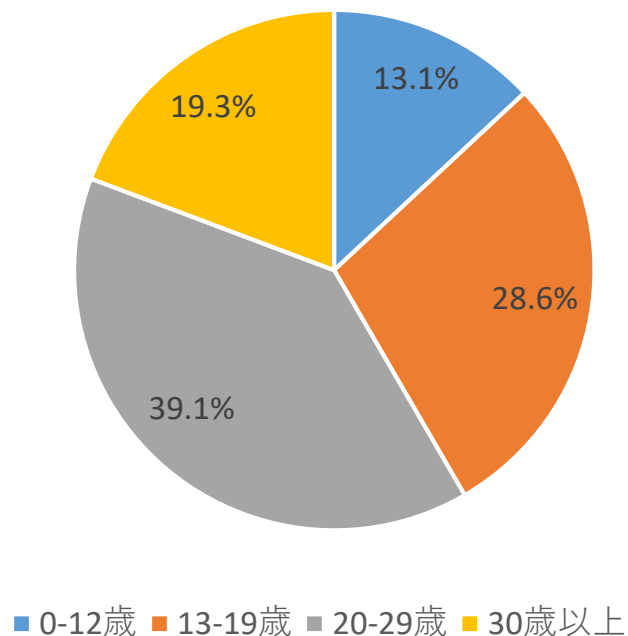


こども・若者の性暴力被害の状況

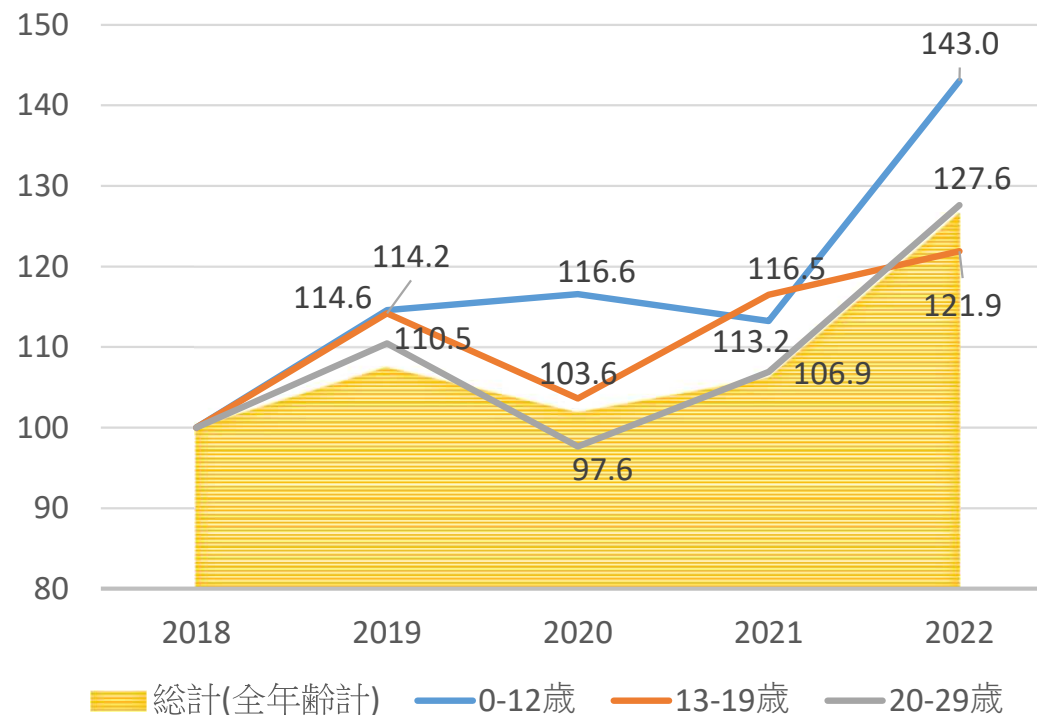
強制性交等罪の認知件数(1,655件)のうち、被害者が20代以下が8割以上、10代以下に限っても4割以上を占めている。
また、こども・若者が被害者となる強制性交等罪の認知件数は増加傾向にあり、0-12歳では、2018年に比べ1.4倍以上となっている。

＜強制性交等罪の認知件数＞

被害者の年齢層別割合(2022年)



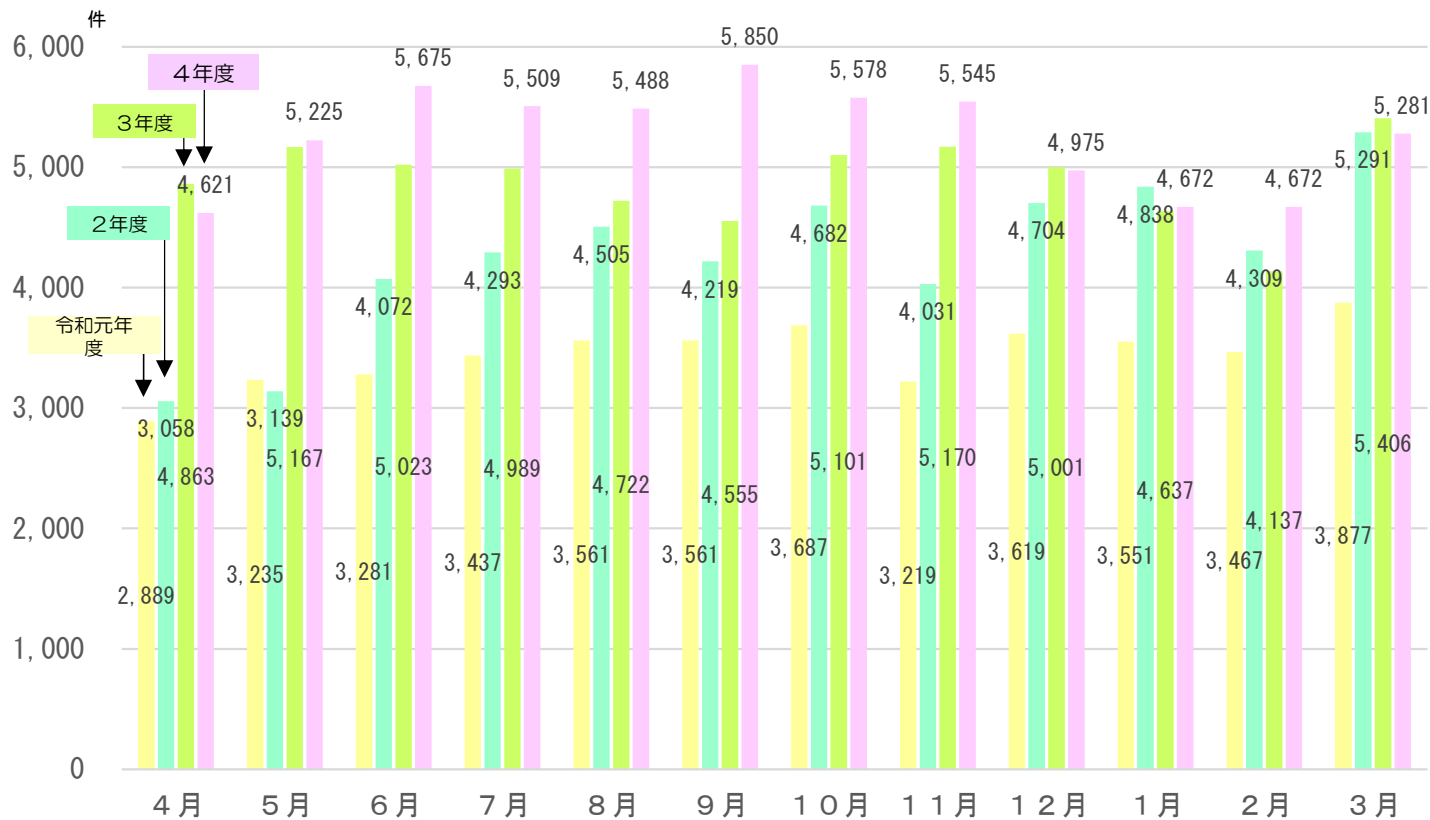
被害者の年齢層別の推移(2018年=100)



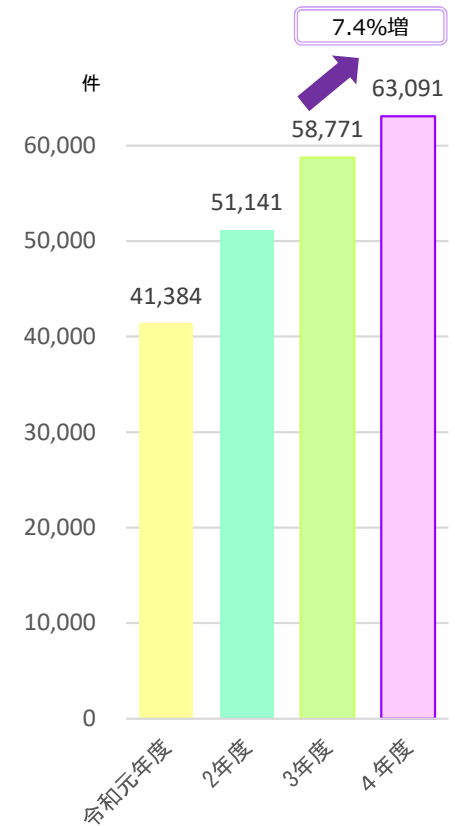
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの 相談件数の推移(令和元年度～4年度)

全国のワンストップ支援センターへの相談件数は、年々増加。
令和4年度は、前年度比7.4%増。(4月、12月、3月を除き、前年度を上回って推移)

各月の相談件数



各年度の相談件数



注：1. 相談件数は、性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（性犯罪・性暴力被害者支援事業）の事業実績として、都道府県等から報告のあった電話・面接・メール・SNS等による相談の合計。

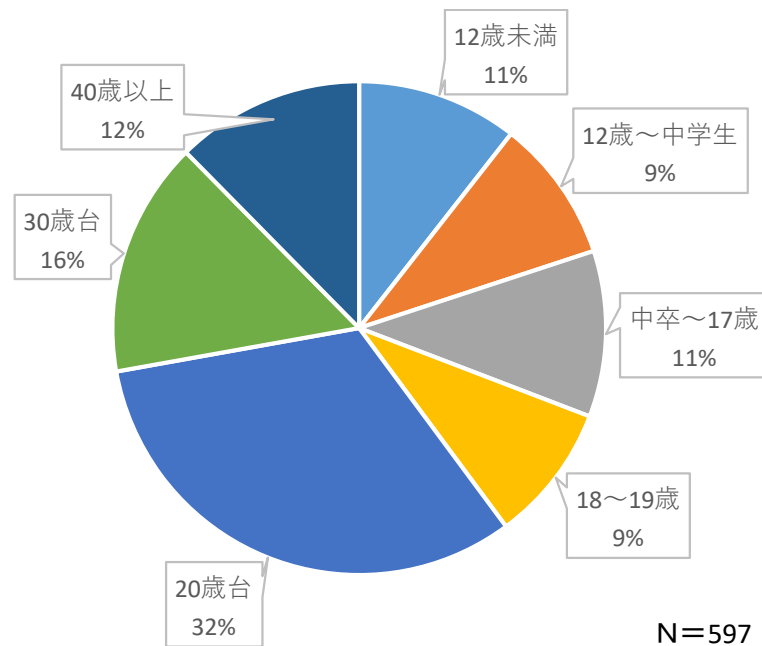
2. 令和2（2020）年の対象施設は49か所、令和3（2021）年度は49か所、令和4（2022）年度は50か所。

ワンストップ支援センターへの相談者の年齢

令和4年の相談者の相談時及び被害時の年齢について調査したところ、「被害時の年齢」(右図)では、約半数を10代以下が占めており、中学生以下に限っても、3割に上ることが明らかになった。

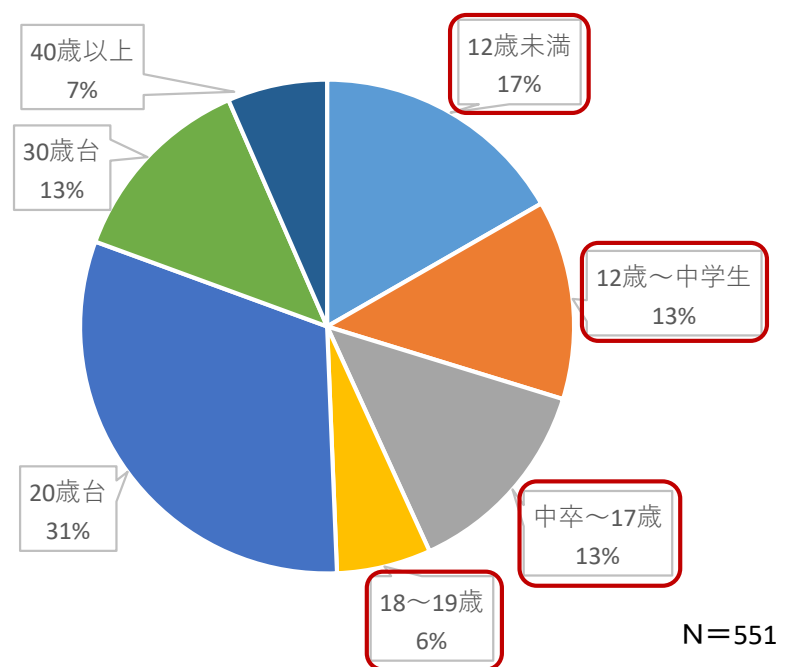
相談時の年齢

<面談>



被害時の年齢

<面談>



■ 12歳未満 ■ 12歳～中学生 ■ 中卒～17歳 ■ 18～19歳 ■ 20歳台 ■ 30歳台 ■ 40歳以上

※年代が不明の者を除いた場合の割合 (令和4年6月～8月)

「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」のポイント

弱い立場に置かれたこども・若者が性被害に遭う事案が後を絶たない現状

➔ これまでの対策の着実な実行に加え、**本パッケージの対策を速やかに実行**する

解決すべき課題

こども・若者の未熟さ・立場の弱さを利用した性加害が繰り返されている

こどもが長く過ごす場での性被害の未然防止・早期発見が必要

こどもは、被害にあっても性被害と認識できず、どう対応すればよいか分からない
保護者も、こどもの被害に気付くことや適切な対応が難しい

男性への相談支援の知見が十分に蓄積されておらず、相談しにくい

文化芸術分野で活動する際、契約関係の明確化や安心・安全な環境が必要

1 加害を防ぐ

2 相談しやすく

3 支援の強化

今般実施する強化策

- **改正刑法等の趣旨・内容を広く国民に周知、厳正な対処**
- **加害者の被害者に対する強い影響力を利用した事犯**
(親族関係、雇用関係、師弟関係等)などについて、**全国で取締りを強化**
- 刑法改正等に伴い「**匿名通報事業**」の対象を変更・拡大し、一層の周知を図る
- **日本版DBS導入**に向け、**早期の法案提出を目指し、検討を加速**
- **保育所等における虐待防止**のため、**通報義務に関し児童福祉法改正を検討**
- 学校で性被害防止等を教える「**生命（いのち）の安全教育**」を全国展開
- 小学生・未就学児等を対象に**プライベートゾーン等の啓発キャンペーン活動を実施**
- 保護者として身に付けることが望ましい知識(性被害のサイン、「記憶の汚染」を避ける、相談先)等について啓発資料等を直ちに作成し、学校、保育所、地域子育て支援拠点事業所、母子保健等の**子育て支援の場等を通じて保護者に啓発**
- 9月中を目途に「**男性・男児のための性暴力被害者ホットライン**」を初めて開設
- こどもや若者を含め、安心して活動を継続できるよう、**文化芸術分野における相談窓口を設置** (弁護士が契約やハラスメントを含むトラブル等に対し助言や関係機関の紹介等を行う)

緊急啓発期間 (8月・9月に**政府を挙げた啓発活動**を集中実施)

- ① 加害の抑止 (改正刑法等の趣旨・内容等の周知徹底)
- ② 相談窓口の周知
- ③ 第三者が被害に気付いたときの適切な対応

被害実態等の的確な把握と実証的な政策立案

こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ（概要）

令和5年7月26日「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」・「こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」合同会議

- 弱い立場に置かれたこども・若者が、性犯罪・性暴力被害に遭う事案が後を絶たない
 - こども・若者は、被害に遭っても、それを性被害であると認識できない、声を上げにくく適切な支援を受けることが難しい
- 「すべてのこども・若者が安心して過ごせる社会の実現」のためには、対策の一層の強化が喫緊の課題

I 三つの強化策の確実な実行

1 加害を防止する強化策

- (1) 改正刑法等による厳正な対処、取締りの強化
 - 性犯罪に係る改正刑法等及びその趣旨・内容の周知、改正後の刑法等の関係法令を踏まえた厳正な対処
 - 加害者の被害者に対する強い影響力を利用した事犯（親族関係、雇用関係、師弟関係等）などについて、全国で取締りを強化
 - 「匿名通報事業」に係る対象の変更・拡大及び一層の周知
- (2) 日本版DBSの導入に向けた検討の加速
- (3) 保育所等での虐待防止のための児童福祉法改正の検討
- (4) 児童・生徒等への教育啓発の充実
 - 学校における「生命（いのち）の安全教育」の全国展開
 - 小学生等を対象にプライベートゾーン等の啓発キャンペーン
 - 中高生等を対象とする学校現場での改正刑法等の周知徹底
 - 外部講師の活用等による性と健康に関する教育等の実施
 - eネットキャラバンの講座に係る情報提供の実施

2 相談・被害申告をしやすくする強化策

- (1) 相談窓口の周知広報の強化
- (2) SNS等による相談の推進
 - SNS相談「Cure time（キュアタイム）」
 - こどもの人権相談
 - 親子のための相談LINE等を通じた児童相談所による支援実施
- (3) 子育て支援の場等を通じた保護者に対する啓発
 - 保護者として身に付けることが望ましい知識について周知・啓発（こどもの性被害のサイン、「記憶の汚染」を避ける、相談先等）
- (4) 男性・男児のための性暴力被害者ホットラインの開設
- (5) 相談・被害申告への適切な対応のための体制整備
 - 児童からの聴取に係る体制等の整備
 - 医師に対する協力謝金の拡充の検討や泌尿器科、肛門科、小児科を含む証拠採取の環境整備

3 被害者支援の強化策

- (1) ワンストップ支援センター等の地域における支援体制の充実
- (2) 学校等における支援の充実
 - 児童生徒から相談を受けた際の養護教諭を含む教職員の対応のポイント等の周知
 - 児童館や放課後児童クラブにおける対応・支援の充実
- (3) 医療的支援の充実
 - 受診可能な医療機関リストを整備し関係機関において共有する等の取組の促進、医療機関におけるワンストップ支援センターの認知度向上
- (4) 法的支援の充実
 - 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設に向けた取組
 - 文化芸術分野の契約、ハラスメントを含むトラブル等に関する相談窓口

II 緊急啓発期間の実施

政府を挙げた啓発活動を集中実施
(本年8月～9月)

- ① 加害の抑止（改正刑法等の周知）
- ② 相談窓口の周知
- ③ 被害に気付いた者の適切な対応

III 被害実態等の的確な把握と実証的な政策立案

- 被害当事者や支援者等の意見を継続的に聴取、調査分析等による知見を共有 → 的確な被害実態等の把握
- 不断の検討により、加えて実施すべき施策があれば、果断に実行

※「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」、「子供の性被害防止プラン2022」、「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」等の関連施策も着実に実行

夫(妻)に
いつも殴られる



今日も
待ち伏せを
された



家で
ご飯を食べさせて
もらえない



解決の方法が
分かりません。

もし、困っていたら・・・

**まずは、弁護士に
相談してみませんか？**

DV等被害者法律相談援助は、
いち早く、法律相談をご案内する制度です。
まずは、法テラスにお電話ください。



全国の「法テラス」所在地一覧

業務時間 (平日) 9:00~17:00

北海道	札幌 ☎ 0570-078388 〒060-0801 札幌市中央区北1条西9-3-1 南大通ビルN1 1F	札幌 ☎ 0570-078390 〒040-0863 函館市若狭6-7 ステーションプラザ函館5F	旭川 ☎ 0570-078391 〒070-0033 旭川市3条通9-1704-1 TKフロンティアビル6F	網走 ☎ 0570-078392 〒085-0847 網走市大町1-1-1 道東経済センタービル1F
東北	宮城 ☎ 0570-078369 〒980-0811 仙台市青葉区一番町3-6-1 一番町平和ビル6F	福島 ☎ 0570-078370 〒960-8131 福島市北五老内町7-5 イズム37ビル4F	山形 ☎ 0570-078381 〒990-0842 山形市七日町2-7-10 NANABEANS58F	岩手 ☎ 0570-078382 〒020-0022 盛岡市大連1-2-1 岩手県産業会館本館2F
関東	秋田 ☎ 0570-078366 〒010-0001 秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6F	青森 ☎ 0570-078387 〒030-0861 青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支店ビル2F	東京 ☎ 0570-078301 〒160-0023 新宿区高円寺1-24-1 エステック管轄ビル13F	神奈川 ☎ 0570-078308 〒231-0023 横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F
中部	埼玉 ☎ 0570-078312 〒330-0063 さいたま市昭和区高砂3-17-15 さいたま共済会館併設6F	千葉 ☎ 0570-078315 〒260-0013 千葉市中央区中央4-5-1 Qiball (きびーる) 2F	茨城 ☎ 0570-078317 〒310-0062 水戸市大町3-4-36 大町ビル3F	栃木 ☎ 0570-078318 〒320-0033 宇都宮市本町4-1-5 宇都宮N1ビル2F
近畿	群馬 ☎ 0570-078320 〒371-0022 前橋市千代田町2-3-12 のめりめりビル 前橋警察署ビル4F	静岡 ☎ 0570-078321 〒420-0031 静岡市葵区長殿町2-1-1 札の辻ビル5F	山梨 ☎ 0570-078326 〒400-0032 甲府市中央1-12-37 イリックスビル1F	長野 ☎ 0570-078327 〒380-0835 長野市新田町1485-1 長野市もんぜんぷら館4F
中国	新潟 ☎ 0570-078328 〒951-8116 新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル2F	愛知 ☎ 0570-078341 〒460-0008 名古屋市中央区4-1-8 第サンシャワービル15F	三重 ☎ 0570-078344 〒514-0033 津市丸之内34-5 津中央ビル	岐阜 ☎ 0570-078345 〒500-8812 岐阜市美江寺前1-27 第一住居ビル2F
四国	福井 ☎ 0570-078348 〒910-0004 福井市宝永4-3-1 セクラNビル2F	石川 ☎ 0570-078349 〒910-0937 金沢市丸の内7-36 金沢弁護士会館内	富山 ☎ 0570-078351 〒910-0076 富山市長野町3-4-1 富山県弁護士会館1F	大分 ☎ 0570-078329 〒530-0847 大分市北区西天満1-12-5 大分弁護士会館6F
九州	京都 ☎ 0570-078332 〒604-8187 京都市北区堀川通東1丁目475 京都市第一ビルディング1F	兵庫 ☎ 0570-078334 〒650-0844 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー13F	奈良 ☎ 0570-078338 〒630-8241 奈良市高天原38-3 近鉄高天ビル6F	滋賀 ☎ 0570-078339 〒520-0847 大津市浜大津1-2-22 大津南中生ビル5F
	和歌山 ☎ 0570-078340 〒640-8155 和歌山市丸善丁15 丸善丁M&Gビル6F	広島 ☎ 0570-078352 〒730-0013 広島市中区八丁堀2-31 広島南地ビル1F	山口 ☎ 0570-078353 〒753-0045 山口市黄金町1-10 華花道門キューブ2F	岡山 ☎ 0570-078354 〒700-0817 岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル2F
	鳥取 ☎ 0570-078357 〒680-0022 鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F	高松 ☎ 0570-078358 〒690-0884 松江市徳田町60	香川 ☎ 0570-078393 〒760-0023 高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8F	徳島 ☎ 0570-078394 〒770-0834 徳島市元町1-24 アミコビル3F
	高知 ☎ 0570-078395 〒780-0870 高知市本町4-1-37 丸の内ビル2F	愛媛 ☎ 0570-078396 〒790-0001 松山市一番町4-1-11 共栄興業一番町ビル4F	福岡 ☎ 0570-078359 〒810-0004 福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4F	佐賀 ☎ 0570-078361 〒840-0801 佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F
	長崎 ☎ 0570-078362 〒850-0875 長崎市栄町1-25 長崎MSビル2F	大分 ☎ 0570-078363 〒870-0045 大分市城崎町2-1-7	熊本 ☎ 0570-078365 〒860-0844 熊本市中央区水道町1-23 加地ビル3F	鹿児島 ☎ 0570-078366 〒892-0828 鹿児島市金生丸4-10 アーバンスクエア鹿児島ビル6F
	宮崎 ☎ 0570-078367 〒880-0803 宮崎市旭1-2-2 宮崎県企業館3F	沖縄 ☎ 0570-078368 〒900-0023 那覇市読道1-5-17 プロフェスビル2階2-3F		

上記以外にも支部・出張所・地域事務所があります。詳しくはお近くの法テラスへお問い合わせください。

2023年3月発行

DV等被害者法律相談援助

DV、ストーカー、
児童虐待

これらの被害、
弁護士に相談しませんか。



犯罪被害者支援ダイヤル



お問合せ無料 なくことないよ

0120-079714

※IP電話からは、03-6745-5601

(平日) 9:00~21:00 (土日) 9:00~17:00 (日曜祝日・年末年始休業)

日本司法支援センター



法テラスは、国が設立した公的な法人です。

法律相談ご利用の流れ

1

DV・ストーカー・ 児童虐待にあっている

- 被害を受けるおそれのある方を
含みます。
- 児童虐待については、
18歳未満の方が対象です。



2

法テラスに電話をかける

- 担当の職員がご要望やご連絡先を伺います。



3

弁護士の紹介を受ける

- 法テラスが相談を担当する弁護士を探し、
連絡先をお伝えします。



4

弁護士に法律相談をする

- 弁護士の事務所、法テラスの事務所、
状況によっては病院や学校、児童相談所などの
公共機関の施設で行います。
- また、電話やオンラインでも相談できる
場合があります。



ご利用方法

Q 相談費用はかかりますか？

法律相談実施時にお持ちの自由につかえる現金・預貯金の額が300万円以下の方は、相談費用はかかりません。それ以外の方には、後日相談料(5,500円)をお支払いいただきます。

(法律相談実施日から1年以内に支出することとなる費用(被害の治療費など)の額は、現金・預貯金の合計額から控除することができます。)

Q 現在シェルターに避難中のため、外出 ができません。相談場所に行かなければ 法律相談は受けられませんか？

弁護士事務所等の相談場所に行くことが困難な方は、出張相談ができる場合があります。

Q 代理で相談を受けても良いですか？

法律相談は、被害にあわれている方ご本人に受けていただく必要がありますが、お問合せや相談のご予約は、ご本人の代理の方からも承っております。

Q 弁護士に依頼したいです。

弁護士に依頼したい場合は、相談を担当した弁護士にその旨をお伝えください。

Q 依頼した場合の弁護士費用が心配です。

一定の要件に該当する方は、弁護士費用等の援助制度をご利用いただけます。



児童虐待を受けている方のための 弁護士による法律相談



支援者（親類、教員、児童相談所職員等）の方へ

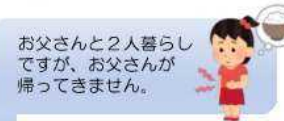
児童虐待を受けている可能性があり、法的な支援が必要と思われる児童がいたら、法テラスをご案内ください。支援者の方も、支障がない限り法律相談に同席いただけます。

電話等による申込み



相談例

お父さんがお母さんを殴るのを見るのが嫌でたまりません。止めようとするとも殴られます。



一緒に住んでいるお母さんの恋人に体を触られるので、家に帰りたくありません。お母さんも信じてくれません。



親から無視されたり、「ごみ」「しね」などひどいことを言われます。

日本司法支援センター
法テラス

担当の弁護士を選任

ご希望をうかがい、法律相談の日程などを調整します。



弁護士と法律相談



場所

弁護士の事務所、法テラスの事務所、状況によって学校や児童相談所等
電話やオンラインによる相談もできます。



相談料

以下の基準を満たす方は無料です。
基準を超える場合は、5,500円（税込）がかかります。

子ども本人が自由に使える現金・預貯金の合計額が300万円以下
（虐待する保護者の管理下にある子ども名義の預貯金等は計算に含みません。）



法律相談後の弁護士の活動

- **子どもの安全を図る活動**
法的アドバイスを行うとともに、状況に応じ、児童相談所へ通告して子どもの一時保護につなげるなどを行います。
- **子どもが安心して生活できる環境を調整**
必要に応じ、弁護士が子どもの代理人となって、親や関係機関と交渉を行うこともあります。
- **子どもの代理人として活動**
親権者変更等の裁判手続が必要な場合には、子どもを代理して、手続の申立てや、裁判手続における活動を行うこともあります。

利用に関するQ&A

Q1 この法律相談は、どのような制度ですか。

児童虐待のほか、DVやストーカーの被害にあわれている方が、いち早く弁護士による法律相談を受けることができる制度（DV等被害者法律相談援助と言います。）です。
通報や通告を除き、相談内容が外部に漏れることはありません。



Q2 支援者（親類、教員、児童相談所職員等）が、本人に代わって相談することは可能ですか。

相談の予約や利用方法に関するお問合せについては、支援者の方から連絡いただくことが可能ですが、法律相談は、虐待を受けている子ども（18歳未満）本人に受けていただく必要があります。
支援者が同席できる場合がありますので、お問合せください。

Q3 相談した弁護士にその後の対応も依頼したいのですが、費用を支払えるか心配です。

その後の様々な手続のために、弁護士が子どもの代理人となる場合の費用については、日本弁護士連合会の基金による「子どもに対する法律援助」をご利用いただける場合があり、本人の状況に応じて費用の負担がない場合があります。



どこに相談したらいいかわからない、弁護士に相談するお金がない…
そんな時は法テラスへ。一人ひとりにあった支援をお探しします。

受付時間：平日 9時～21時 土曜 9時～17時



なくともないよ
0120-079714

法テラス 犯罪被害者支援ダイヤル

犯罪被害者支援専用ページ



ポスター・ポケットカード掲示イメージ



掲示にあたり御留意いただきたい点

このポスターを見て「相談しよう」と思った児童・生徒の連絡先の手控えとなるよう、付属のポケットカードを用意しました。

大変お手数ですが、上記イメージのとおり、カード入れを所定の場所に貼付の上、ポケットカードを入れた状態で掲示くださいますようお願いいたします。

なお、虐待被害を受けている児童・生徒は、被害を受けているという事実が周囲に知られることを警戒する傾向があるという例も報告されています。

そのため、他の児童・生徒の目に触れることを警戒して、ポケットカードを手にするのを躊躇することがないよう、例えば保健室内に掲示するなど、掲示場所に御配慮いただけますと幸いです。



法テラス

未成年の方や、宗教二世・三世の方
からのお問合せにも対応します！

靈感商法等対応ダイヤル

 **0120-005931**

受付時間 9:30~17:00 (平日)

※ 国外からの電話によるお問合せは、050-3383-0010 (有料)

※ メールによるお問合せは、こちら (国内外から利用可) →

日本司法支援センター



靈感商法に限らない金銭的トラブル、心の悩み、家族の悩み、児童虐待、修学、就労、生活困窮など、
「旧統一教会」問題やこれと同種の問題でお悩みの方、
まずは**お電話**ください

※ 「旧統一教会」問題に限らず、これと同様のお悩みを抱えている方々からの相談を幅広くお受けします
※ お悩みに応じた相談窓口をご案内します

※ 経済的に困りて法的トラブルをお抱えの方は、法テラスによる**無料法律相談**や**弁護士費用等の立替え**をご利用できることがあります

様々なお悩みに対応

連携機関等

内閣官房	警察庁	消費者庁	子ども家庭庁	総務省	法務省	文部科学省	厚生労働省	外務省	日本弁護士連合会
部局・部立	犯罪被害	消費者トラブル	児童虐待	行政相談	人権相談	いじめ・虐待	生活困窮・裁判・心の健康	在外邦人	法的問題

----- お悩みに応じて、こんな相談窓口もご利用できます -----

警察相談専用電話
(# (シャープ) 9110)
各都道府県警察本部・警察署における相談窓口



犯罪による被害等の相談を受け付けます！

消費者ホットライン
(188)
消費者トラブルに関する相談を受け付けます！

高価な物品を買わされたが取り消せないか等

みんなの人権110番
(0570-003110)
人権についてのお悩み、何でも受け付けます！



差別を受けた
いじめを受けた
ネットで誹謗中傷された 等

行政相談「きくみみ」
(0570-090110)
どこに相談してよいか分からないお困りごとは行政相談へ！関係機関を案内します。

困ったら一人で悩まず行政相談！



在外公館
(大使館、総領事館)

海外にお住まいの方は、最寄りの在外公館にお問合せください。



※相談方法や対応時間は、各相談窓口により異なります。詳しくは各相談窓口のホームページをご覧ください。

高三生のアナタ
狙われています!!

普通の学生サークル
かと思ったら
宗教団体だった…



履修の相談に
乗ってくれると言われ
個人情報を教えたら
宗教勧誘を受けた…



アンケートに協力し
連絡先を教えたら
怪しいセミナーの勧誘が
来るように…



両親が宗教団体へ
多額の献金をしていて
学費を払ってくれない…



靈感商法等対応ダイヤル (平日9時30分~17時)

弁護士・心理士と連携

相談窓口をご案内



0120-005931

法テラスは国が設立した公的な法人です。



新入生のアナタ

狙われていきます!!

普通の学生サークル
かと思ったら
宗教団体だった…



履修の相談に
乗ってくれると言われ
個人情報を教えたら
宗教勧誘を受けた…

アンケートに協力し
連絡先を教えたら
怪しいセミナーの勧誘が
来るように…



両親が宗教団体へ
多額の献金をしていて
学費を払ってくれない…




靈感商法等対応ダイヤル (平日9時30分~17時)

弁護士・心理士と連携

相談窓口をご案内



0120-005931

法テラスは国が設立した公的な法人です。  日本司法支援センター

※ 令和4年12月10日成立、同月16日公布(懲戒権に関する規定等の見直しについては、公布日から施行)

改正前の規律

監護教育権(民法820条)

親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

改正前民法822条 懲戒権

親権を行う者は、民法820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内で、その子を懲戒することができる。

- ・児童虐待の口実に使われることがある。
- ・懲らしめ、戒めるといった強力な権利であるとの印象を与える。

改正後の規律

監護教育権(民法820条・改正なし)

親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

↓ 具体化・明確化

新民法821条 監護及び教育の場面で遵守されるべき総則的な規律

子の人格を尊重

子の年齢及び発達の程度に配慮

体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動を禁止

~~改正前民法822条 懲戒権 (※)~~

※社会的に許容される正当なしつけは、民法820条の「監護及び教育」として行うことができる。

○ 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律上の監護及び教育に関する規定についても同様の措置を講ずる。【新児福法33条の2第2項、47条3項、新児童虐待防止法14条1項関係】

地域共生社会の実現に向けた 重層的支援体制整備事業の実施について

社会・援護局地域福祉課
地域共生社会推進室

重層的支援体制整備事業の創設と子育て支援の充実・強化

1 概要

- 令和2年6月に社会福祉法が改正され、地域共生社会推進の観点から、市町村における包括的支援体制（※）の構築を進めるため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設。市町村の手上げによる任意事業として令和3年4月から施行。令和4年度は134自治体が、今年度は189自治体が実施。

（※）包括的な支援体制づくりの具体的な内容

- ・ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ・ 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
- ・ 支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備

- その中では、国の財政支援に関し、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、
 - ・ 高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業の補助について、一体化するとともに、
 - ・ 既存の支援機関等をサポートする新しい機能（多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業）を付加し、これらの事業費を一括して交付する「重層的支援体制整備事業交付金」（※）を創設した。
- この事業の実施も含め、地域子育て支援拠点など支援機関の専門性や積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かしつつ、地域の実情に応じた市町村の包括的支援体制の構築を進められたい。

（参考）子育て分野では、「利用者支援事業」、「地域子育て拠点事業」について、重層的支援体制整備事業の中で各制度の事業と一体的に実施していただく。

なお、各事業の実施要件（人員配置、設備基準）は、従来の実施要件が引き続き適用される。

- 各市町村においては、地域住民や関係機関と議論を積み重ねて、目指すべき体制について共通認識を持ちながら、体制構築を推進していただきたい。

（※）こども家庭庁設置後も、「利用者支援事業」、「地域子育て拠点事業」の重層的支援体制整備事業交付金における取扱いや事務の流れ等については、従前と同様の仕組みを維持する。

2 重層的支援体制整備事業を実施する意義と市町村の子育て分野への影響・効果

- 重層的支援体制整備事業の意義としては、市町村の様々な関係部局、民間団体、地域住民など地域の構成員が協働して、属性を問わない包括的な支援と地域づくりに向けた支援を総合的に推進し、多様なつながりを地域に生み出すことを通じて、身近な地域でのセーフティネットの充実と地域の持続可能性の向上を図るもの。
- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村では、事業実施を通じて、各分野の相談支援機関や地域づくり関係事業との連携が図られることにより、子育て分野における支援の充実・強化につながるものと考えている。

(子育て分野における支援の充実強化につながる例)

- ・利用者支援事業や地域の子育て支援拠点において、複合、複雑化した課題（※）を抱えた家庭を把握した際に、「多機関協働事業」につなぐことで、複数の支援機関の連携のもと、包括的な支援を適切に進めることができる。
（※）ダブルケア、ヤングケアラーなど
- ・地域から孤立した子育て家庭に関する情報を把握した場合に、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」と連携することによって、より一層頻度高く訪問するなど、支援を直接家庭に届ける支援が可能となる。
- ・他分野の支援拠点など地域の中で年代や属性を問わない居場所や交流の場が生まれることにより、子どもや子育て世帯が地域の中で通える場の増加につながる。

3 重層的支援体制の整備について

- 重層的支援体制整備事業は、市町村全体で包括的な支援体制の構築を進めることをめざすものであり、既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かす体制とすることが重要である。
- どのような体制を構築を目指していくか、また、そのためにどのように取り組みを進めていくかなど、整備する体制そのものに加え、その構築の過程も重要であることから、庁内の関係部局のみならず、支援関係機関をはじめとする庁外の関係者とも議論を積み重ねること等を通じて、目指すべき体制やそれに向けてどのように進めるか等について、意識の共有を図りながら体制の構築をすすめていくことが大切。

参考資料

地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



地域共生社会の実現に向けた取組の検討経緯

平成29年社会福祉法改正

- 平成29年（2017年）の通常国会で成立した改正社会福祉法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）により、社会福祉法に**地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり（※）に努める旨を規定**。（法第106条の3）
 - （※）包括的な支援体制づくりの具体的な内容
 - ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
 - ・支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備
- 同改正法の**附則において、法律の公布後3年（令和2年）を目途として、市町村による包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定**。
- あわせて、包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施

地域共生社会推進検討会における検討

- 平成29年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」を令和元年5月に設置。
 - 地域共生社会推進検討会は、令和元年12月に最終とりまとめを公表。
<最終とりまとめで示された方向性>
 - 本人・世帯が有する**複合的な課題（※）を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において以下の3つの支援を一体的に行う**。
 - I 断らない相談支援** **II 参加支援** **III 地域づくりに向けた支援**
- （※）一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）
世帯全体が地域から孤立している状態（ごみ屋敷など） 等

令和2年社会福祉法改正

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、**地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うための「重層的支援体制整備事業」を創設し、その財政支援等を規定**

重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の概要

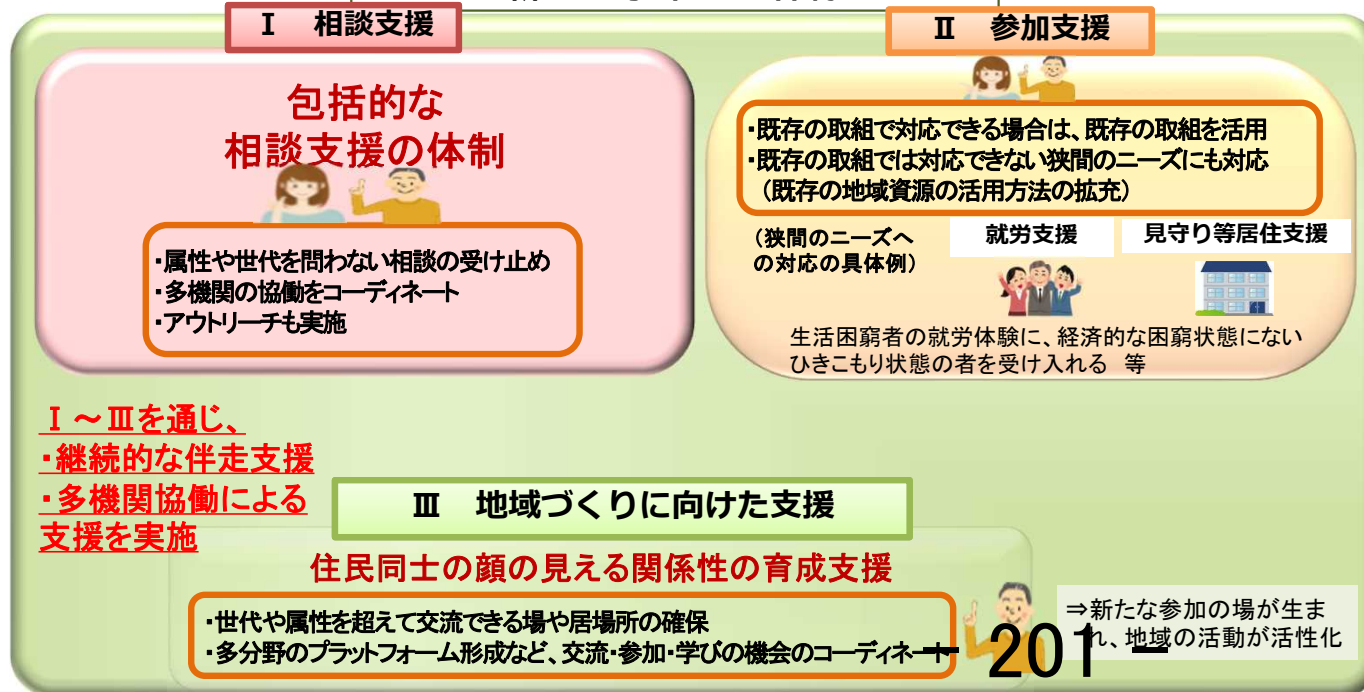
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

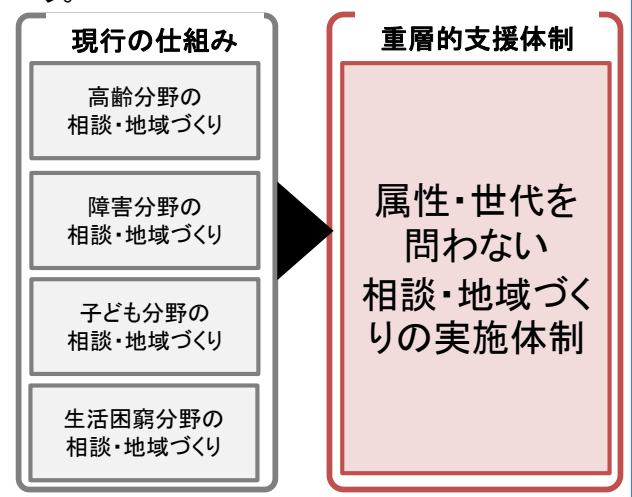
→ **令和3年4月1日施行**

新たな事業の全体像



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。**



重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】 利用者支援事業
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業
			【困窮】 生活困窮者支援等のための地域づくり事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

重層的支援体制整備事業の理念

1. 重層的支援体制整備事業の意義

市町村、民間団体、地域住民など地域の構成員が協働して、属性を問わない包括的な支援と地域づくりに向けた支援を総合的に推進し、多様なつながりを地域に生み出すことを通じて、身近な地域でのセーフティネットの充実と地域の持続可能性の向上を図るもの。

2. 重層的支援体制整備事業のめざす目標

(1) 包摂的な地域社会を目指す

- ・事業の実施を通じて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、互いを尊重し合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会(「地域共生社会」)を目指す。
- ・事業の実施に当たっては、特定の属性や課題に対応する従来のアプローチを転換し、「すべての地域住民」の多様な課題に寄りそう社会づくりを進める。

(2) 地域の将来を見据えた連携と協働

- ・共同体(家族・地域・職場など)機能の脆弱化に対応すると同時に、地域の担い手不足等も踏まえて、地域社会の基盤の再構築を目指す。
- ・基盤の再構築に当たっては、国と自治体、地域コミュニティ、民間企業やNPOなど多様な主体や、まちづくり、住宅、農産業、教育等の多様な分野と信頼関係を構築するとともに緊密に連携し、互いの創意工夫のもと協働を進める。

3. 重層的支援体制整備事業の支援のかたち

(1) 尊厳を守る支援...一人ひとりの生が尊重され、社会との多様な関わりをもつことができるよう、本人の尊厳を守っていく。

(2) 自律に向けた支援...自らの生き方や社会とのつながり方を追求できるよう、本人の自律を支えていく。

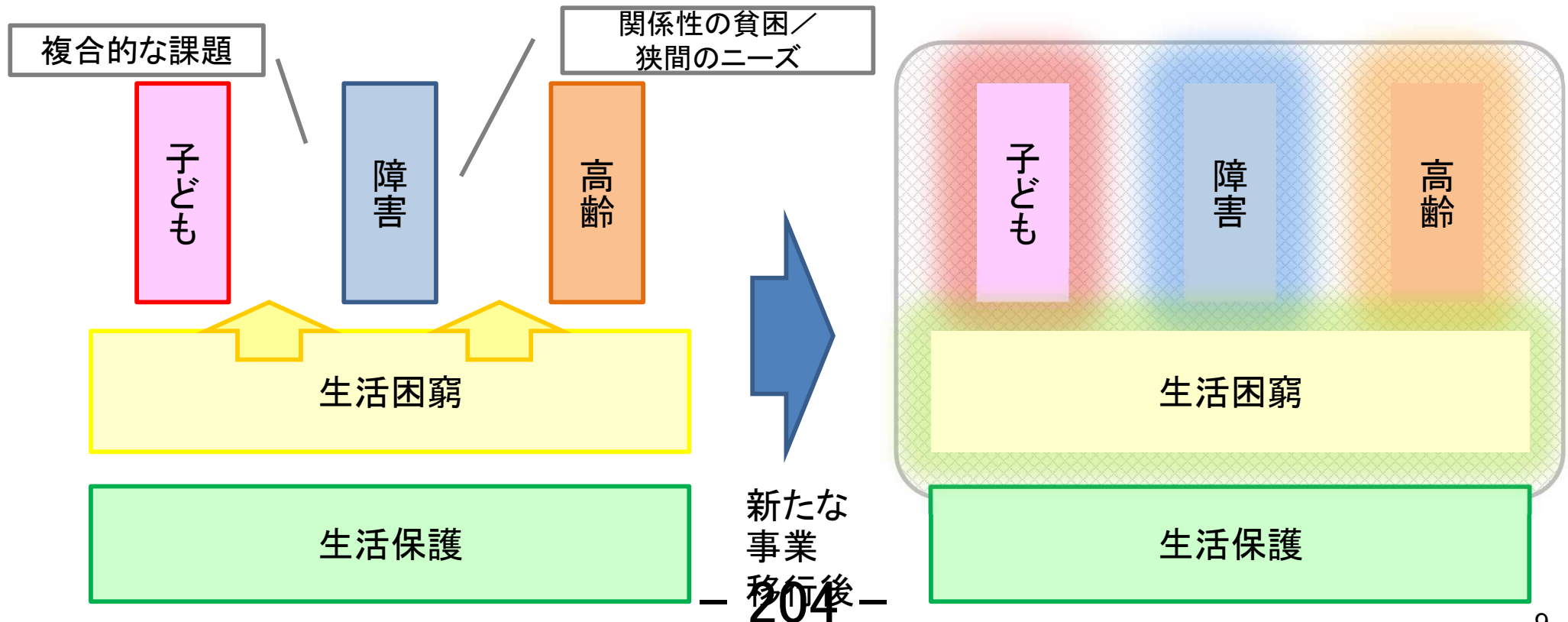
(3) 伴走による支援...本人に関わり合いながらエンパワーメントし、本人と周囲、地域との関係を広げていく。

(4) 包括的な支援...複雑化・複合化した支援ニーズに対応するとともに包摂的な地域社会を育むための地域づくりを進めることで、市町村全体で包括的な支援体制を構築していく。

(5) 地域づくりに向けた支援...地域住民の創意や主体性を源²⁰³として、多様な活動と参加の機会を生み、地域の持続可能性を高めていく。

重層的支援体制整備事業の意義

- 市町村全体の支援関係機関で「包括的な支援体制」を構築できるようにする。
※新しい「窓口」をつくるものではない
 - すべての住民を対象に
 - 既存の支援関係機関を活かしてつくる
 - 継続的な伴走支援に必要な「協働の中核」「アウトリーチ等の継続的支援」「参加支援」の機能を強化
- 支援体制に必要な費用について、各分野統一して「重層的支援体制整備事業」を実施するための費用として財政支援を行う。
 - 各分野で定められた相談支援機関の機能を越えた支援が可能となる。
- これまでも各分野ごとに包括的かつ継続的な支援を指向してきたところであるが、今一度地域共生の理念を共有し、支援関係機関の連携し市町村全体の包括的な支援体制の構築に取り組むことで、多様な分野と連携したソーシャル・ワーク・仕組みづくりを一層充実させることができる。



地域づくりの展開イメージ（既存の拠点がきっかけになった取組例）

拠点での活動がきっかけになり、コーディネーターの働きかけや後方支援により、活動内容や主体が広がっていった例

取り組みの経過

- 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）に高齢者がボランティアとして参加し、育児の先輩として子育て世代と交流。
- 自治体に地域づくり事業におけるコーディネーターが配置され、各分野の拠点等において、分野を問わず、多様な活動やイベントについての情報周知を行ったり、ボランティア同士が交流する機会ができた。
- 他分野の情報に触れる中で、ボランティアの一人が地域活動支援センターで開催されたイベントにもボランティア参加し、「一人暮らしの高齢者や障害を持った人など、誰でも気軽に集える場が身近にはない」と気がつき、コーディネーターの応援を得ながら仲間を増やし、地域住民が運営する「地域の居場所」を創出することになった。

地域の変化

- ・ 一人の気づきから、それに共感した住民同士のつながりが強化され、住民が主体となった分野横断的な取り組みが創出された。
- ・ 地域住民の気づきや思いをコーディネーターが応援し、情報提供などのアドバイスを行ったことにより、立ち上げが円滑に行われ、取組の継続性も高まった。

地域子育て支援拠点

地域子育て支援拠点にボランティアとして参加するようになった



拠点で、高齢者や障害分野の情報についても耳にし、イベントなどを手伝う機会があり、様々な人々と触れ合う中で、地域の状況が気になり始めた…

地域における既存の拠点と連携しながら、誰もが参加できる地域の居場所づくりを開始



小学生になった子が気になる…

障害を持つ人への支援も手伝ってみよう…

何か、私たちに出来ることはないかしら？

小学生の居場所として、子ども食堂を実施

共助の基盤づくり事業



※活動を行うための場所については、内容や地域の実情により様々であり、空き時間等に、既存の拠点を場所として活用することも考えられる。

地域づくりの展開イメージ（既存の仕組みや事業等を活かした取組）

福祉分野ではない他分野の事業や民間の取り組みや人材を活かしながら、多様な地域づくりが広がっていく例

取り組みイメージ

- 他省庁の事業、企業による地域貢献、地域おこし、農林水産業、商業、工業、交通、などこれまで結節していなかった取組がつながることで、福祉分野の地域づくりも発展。
 - ▶ 小さな拠点、地域運営組織、地域おこし協力隊、村落支援員、都市再生法人、SDGs、リノベーション、再分配法人、ふるさと納税、能副連携、地域再生、防災、空き店舗対策、住宅セーフティーネット 等
- 商工会が行っている商店街のイベントを通じ、地域を活性化し、より継続性のあるものにしたと検討。地域おこし協力隊等の人材がつなぎ役となり、地域住民へのアンケート調査を自治会、社会福祉協議会と協力して実施。
- アンケートの結果から、「子どもの職業体験」のイベントを開催。
- 体験イベントで子どもの様子を知った商店が、駄菓子販売とたまり場スペースを作って放課後の小学生の居場所づくりをしたり、子育て中の母親同士がつながり、サークル活動として子育て情報を発信するフリーペーパーの作成などを始めるなど、多様な活動が生まれる。

地域の変化

- ・ 地域の暮らしを構成する多様な関係者が、これからの地域づくりの方向性を共有でき、それぞれの取組に参画し合い、協働することにより、更なる発展可能性を高めていく。
- ・ 安心して暮らせる、いきいきと楽しめる等といった複数の目的を持ったまちづくりの展開が期待できる。



コーディネート機能を担う人材が異なる分野の取組（人や活動）をつなぐ

- ・ これまでではつながっていなかった人や活動、仕組み等が出会うことにより、新たな視野がひろがる
- ・ つながりや視野が広がることにより、新たな活動が生まれやすくなる

自治会

社協

商工会

商店街で子どもの一日職業体験イベントを開催

- ・ 自治会・社協の協力を得て実施した住民アンケートを基に開催

呉服店に子どもの居場所

商店街の呉服店が、駄菓子販売とたまり場スペースを設置

- ・ 児童館など公的な遊び場とは異なる、子どもの“ちょっとした”居場所となる。

子育て支援フリーペーパー

イベントでつながったママグループが、子育てに役立つ情報を発信

- ・ 母親たちの参加の場となる
- ・ 子育て支援事業者との共働に

まちにある空きスペースが地域活動の場になる

米屋の元倉庫を活用して、地域食堂、高齢者の通いの場が始まる

- ・ 高齢者の集まる場や子どもと大人がつながれる機会を作りたいという声が出る
- ・ 商工会の仲介から、米屋がかつて倉庫として使っていた空き家を安価な利用料で貸し出し、活動の拠点となる。

◆ 体制構築を進めるうえでの前提条件

- 重層的支援体制整備事業は、市町村全体で包括的な支援体制の構築を進めることをめざすもの。
- 既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かす体制とする。
- 社会福祉法第106条の4第2項に規定される事業全てを実施する。
 - ・各事業の実施要件（人員配置、設備基準）は引き続き適用される。
- 各事業は委託による実施も可能。
 - ・同じ事業を、直接実施と委託を組み合わせる体制も含め、各自治体の実情に応じた体制の整備が必要。

◆ 体制整備に向けたプロセスも重要

- ・ どのような体制を構築を目指していくか、また、そのためにどのように取り組みを進めていくかなど、整備する体制そのものに加え、その構築の過程も重要である。
- ・ 庁内の関係部局のみならず、支援関係機関をはじめとする庁外の関係者とも議論を積み重ねること等を通じて、目指すべき体制やそれに向けてどのように進めるか等について、意識の共有を図りながら体制の構築をすすめていくことが必要。

令和5年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体（R4.11時点）

北海道	旭川市	埼玉県	川越市	福井県	福井市	滋賀県	彦根市	岡山県	岡山市	
	七飯町		越谷市		敦賀市		長浜市		美作市	
	妹背牛町		狭山市		あわら市		草津市	呉市		
	鷹栖町		草加市		越前市		守山市	三原市		
	津別町		桶川市		坂井市		甲賀市	東広島市		
	厚真町		ふじみ野市	山梨県	野洲市		廿日市市			
	音更町		川島町	長野県	高島市		山口県	宇部市		
	鹿追町		鳩山町		米原市			長門市		
	広尾町		船橋市		竜王町		香川県	高松市		
	幕別町		柏市		飯綱町			さぬき市		
青森県	鯉ヶ沢町	市川市	岐阜県		岐阜市					
岩手県	盛岡市	千葉県	木更津市	静岡県	豊中市	高知県	宇和島市			
	遠野市		松戸市		熱海市		高知市			
	矢巾町		市原市	函南町	枚方市		本山町			
	岩泉町		香取市	岡崎市	八尾市		中土佐町			
宮城県	仙台市	東京都	八王子市	愛知県	豊田市	福岡県	黒潮町			
	涌谷町		墨田区		半田市		富田林市	久留米市		
秋田県	能代市		大田区		春日井市		豊川市	高石市	福岡県	大牟田市
	大館市		世田谷区		豊川市		稲沢市	交野市		八女市
	湯沢市		渋谷区		東海市	大府市	大阪狭山市	糸島市		
	由利本荘市		中野区		大府市	知多市	阪南市	岡垣町		
山形県	山形市		豊島区		知多市	兵庫県	太子町	佐賀県	佐賀市	
	福島市		立川市		豊明市		姫路市		熊本県	大津町
福島県	須賀川市		調布市		長久手市		尼崎市	大分県		中津市
	土浦市		国分寺市		東浦町		明石市		津久見市	
茨城県	古河市	狛江市	美浜町	伊丹市	宮崎県	竹田市				
	那珂市	西東京市	武豊町	加東市		杵築市				
	東海村	鎌倉市	四日市市	奈良市	九重町					
	宇都宮市	藤沢市	伊勢市	三郷町	都城市					
栃木県	栃木市	小田原市	松阪市	川上村	宮崎県	小林市				
	市貝町	茅ヶ崎市	桑名市	和歌山市		日向市				
	野木町	逗子市	名張市	鳥取県	189自治体	三股町				
	太田市	富山市	鳥取市			鳥取市				
館林市	氷見市	米子市	米子市							
みどり市	金沢市	倉吉市	倉吉市							
群馬県	上野村	石川県	小松市	島根県	智頭町	189自治体	智頭町			
	みなかみ町		能美市		いなべ市		北栄町			
	玉村町		伊賀市		志摩市		松江市			
			御浜町		伊賀市		出雲市			
					御浜町		大田市			
			美郷町	吉賀町						
			吉賀町							

地域共生社会の推進に向けた普及・啓発の取組（令和2年度～）

令和2年度

- 7月 都道府県・指定都市・中核市地域共生担当者全国会議
- 10月 都道府県・市町村職員担当者全国研修
- 11月～1月 市町村・事業者担当者全国8ブロック研修
- 2月 地域共生社会シンポジウム（対象：地域住民、関係団体等）
- 3月 支援者向け全国研修

令和3年度

- 4月 地域共生ポータルサイト開設
- 5月～3月 都道府県主催の研修会・セミナー等への国職員派遣
市町村、民間団体が主催する各種の説明会・セミナー等にも依頼に応じて随時国職員を派遣
- 8月～1月 都道府県・重層的支援体制整備事業実施自治体職員・事業者向け全国研修
- 12月～2月 市町村・事業者担当職員全国6ブロック研修

令和4年度

- 5月～3月 都道府県主催の研修会・セミナー等への国職員派遣
- 8月～2月 都道府県、重層的支援体制整備事業実施自治体職員・事業者向け全国研修

令和5年度（予定）

- 4月～6月 厚生労働省note 短期集中連載
- 5月～3月 都道府県主催の研修会・セミナー等への国職員派遣
- 8月～2月 都道府県、重層的支援体制整備事業実施自治体職員・事業者向け全国研修

◆R3～R4年度重層実施自治体事例 厚労省HPに掲載中

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 地域共生社会の推進
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seisaku/hogo/chiikikyosei/index.html

令和3年4月～ポータルサイト開設



R3～R4研修教材 HPにて配信



厚生労働省note コラム

地域共生社会を考えるコラム



地域共生社会を考えるコラム

記事はこちらよりご覧ください



🔍 厚生労働省 note

2023年4～6月に短期集中連載。地域共生社会の事例など合計6本の記事を公開中
気に入っていただけたら、ぜひスキ❤️を押してください！

厚生労働省noteとは？

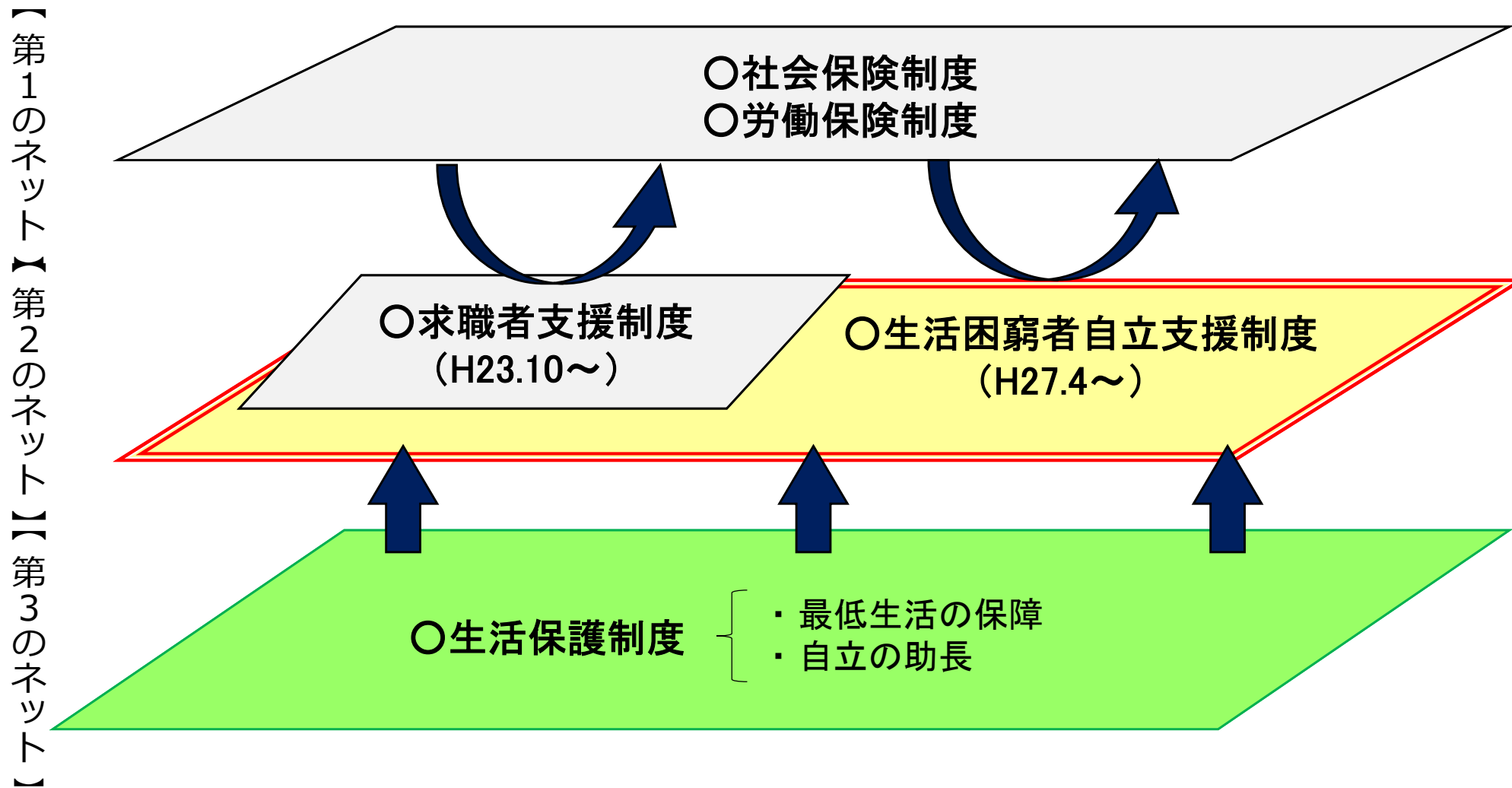
厚生労働省では、広報改革の一環として、自分たちの言葉で直接情報を届けることで国民に身近な存在として感じてもらい、信頼につなげるための“顔の見える広報”に取り組んでいます。noteでは、これまで裏方に徹していた厚生労働省職員があえて「ひとりの担当者」として登場し、政策や職員の思いを伝えます。

生活困窮者自立支援制度について（連携のお願い）

令和5年9月7日

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
丸山 祐里枝

生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネット



生活困窮者自立支援制度の体系

R5予算：545億円
+ R4二次補正予算：60億円（※）
 ※新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金等



来所
 訪問

包括的な相談支援

本人の状況に
 応じた支援

◆ 自立相談支援事業

- 全国907自治体で1,388機関
- 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
- 一人一人の状況に応じ、自立に向けた支援計画を作成

再就職のために
 住まいの確保が必要

◆ 住居確保給付金の支給

- 就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付

就労に向けた
 手厚い支援が必要

□ 就労準備支援事業

- 一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練

□ 認定就労訓練事業

- 直ちに一般就労が困難な方に対する支援付きの就労の場の育成

家計の見直しが必要

□ 家計改善支援事業

- 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援

緊急に衣食住の
 確保が必要

□ 一時生活支援事業

- 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- シェルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援

子どもに対する
 支援が必要


□ 子どもの学習・生活支援事業

- 子どもに対する学習支援
- 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等

生活困窮者自立支援制度と児童福祉施策との連携のお願い

生活困窮者を早期に把握し、必要な支援につなげるため、連携をお願いします。



☑ 児童福祉担当部局、児童相談所内における生活困窮者自立支援制度の周知 

☑ 地域の自立相談支援機関等との「顔の見える関係」づくり 

自治体の生活困窮者自立支援制度担当や、自立相談支援機関等の担当者と、具体的な連携方法について予め確認しておくことスムーズに連携することが可能になります。

☑ 自立相談支援機関へのつなぎ 

児童虐待や子育てに係る相談等の中で、生活にお困りの家庭を把握したときは、自立相談支援機関への相談を勧めていただくようお願いします。

併せて、児童養護施設退所者についても、本人の意向や特性を踏まえ、


- ・自立相談支援機関につなぐ、
- ・各自治体に自立相談支援機関があることを退所時に情報提供する、
- ・本人の同意を得て必要な範囲で退所者に関する情報を自立相談支援機関に共有する などのご対応をお願いします。


☑ 自立相談支援機関からのつなぎへの対応

必要に応じて支援会議・支援調整会議への参加もお願いします



自立相談支援機関において、相談者が子育てに関する課題を抱えていることを把握した際には、こども施策に係る相談支援機関や市町村の担当部署におつなぎすることがあります。その際には、適切にご対応をお願いします。

地域の自立相談支援機関はこちらからご確認ください 

(自立相談支援機関 相談窓口)  <https://minna-tunagaru.jp/ichiran/>

参考資料

自立相談支援事業

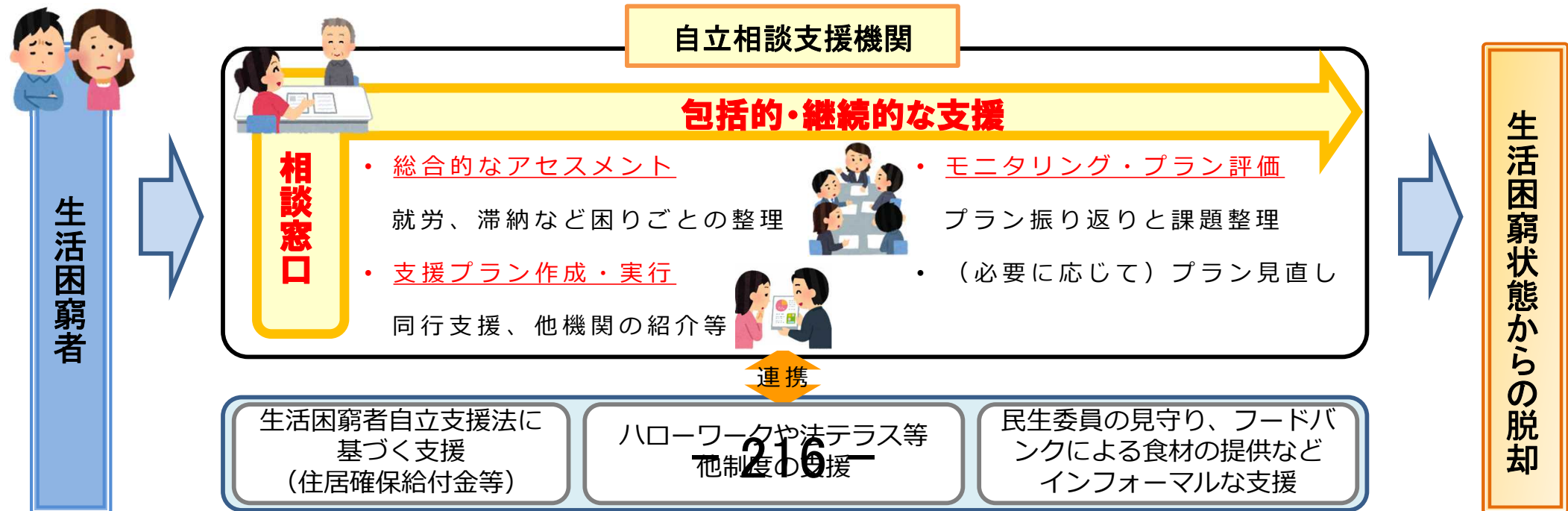
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析（アセスメント）し、そのニーズを把握
 - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画（プラン）を策定
 - ③ 自立支援計画（プラン）に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。

実施箇所

- 全国**1,388カ所**に設置（福祉事務所設置自治体 907自治体）
- 6割は委託、3割は自治体直営、1割は直営+委託
（委託のうち8割は社会福祉協議会）

支援体制

- 主任相談支援員、就労支援員、相談支援員を配置
※世田谷区の場合、区内6カ所に自立相談支援機関を設置。
1機関あたり6～7名（事務補助含む）
- ※社会福祉士や精神保健福祉士などの専門資格者を配置している場合もあり。



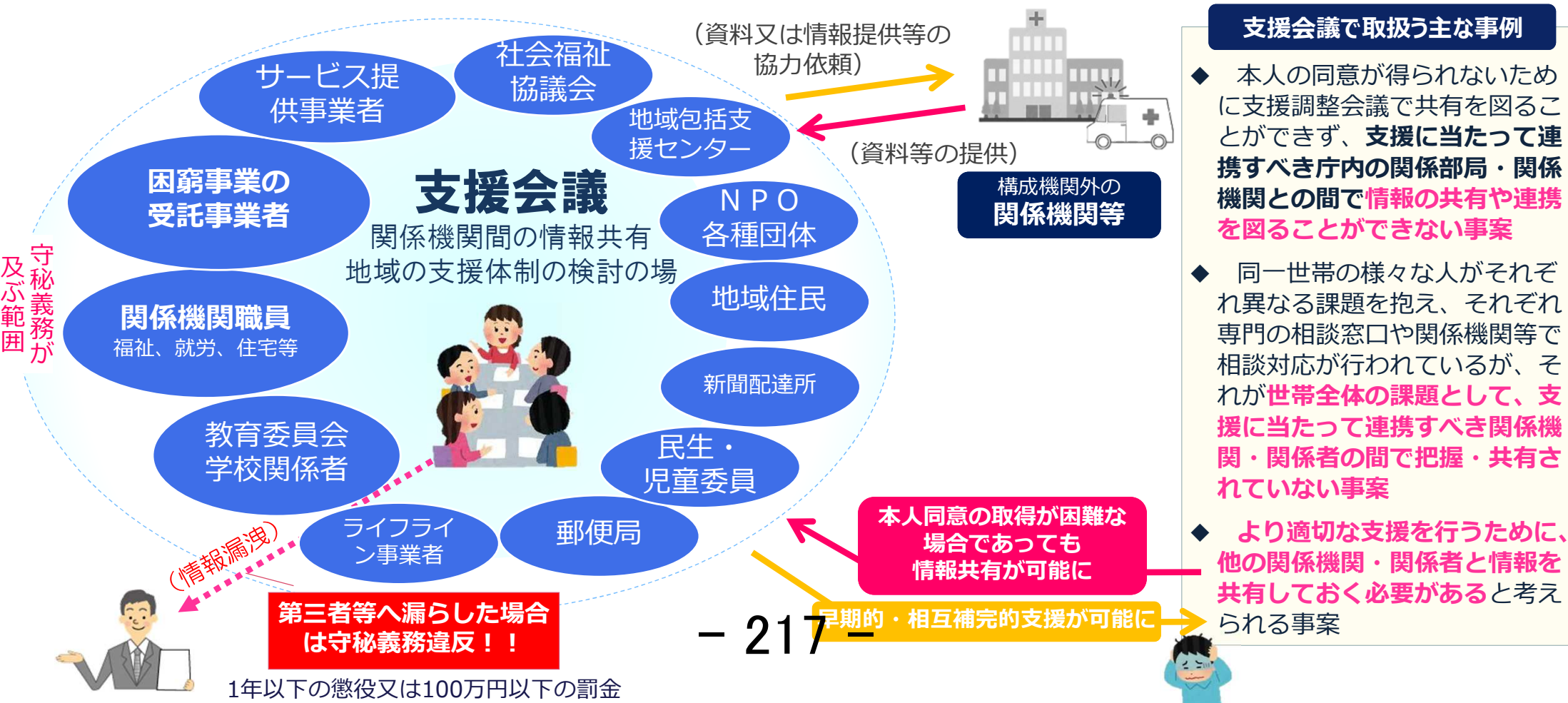
生活困窮者自立支援法に基づく支援会議

目的

- 関係機関の狭間で適切な支援が行われないといった事例の発生を防止
- 深刻な困窮状態にある世帯など支援を必要とする人を早期に把握し、確実に相談支援につなげる

会議で行うこと

- 地域において関係機関等がそれぞれ把握している困窮が疑われるような個々の事案の情報の共有
- 地域における必要な支援体制の検討



支援会議で取扱う主な事例

- ◆ 本人の同意が得られないために支援調整会議で共有を図ることができず、**支援に当たって連携すべき庁内の関係部局・関係機関との間で情報の共有や連携を図ることができない事案**
- ◆ 同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、それぞれ専門の相談窓口や関係機関等で相談対応が行われているが、それが**世帯全体の課題として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者の間で把握・共有されていない事案**
- ◆ より適切な支援を行うために、他の関係機関・関係者と情報を共有しておく必要があると考えられる事案

住居確保給付金

対象者

離職・廃業や休業等により、住居を失うおそれが生じている方等

概要

支給対象者

以下①又は②の者

- ①離職・廃業後2年以内の者（当該期間に疾病等やむをえない事情があれば最長4年以内）
- ②自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者

支給要件

一定の収入要件（※）、資産要件、求職活動要件あり

※市町村民税均等割＋家賃額程度の水準、特別区では単身13.8万円、2人世帯19.4万円

求職活動要件

原則、①による求職活動を行う。ただし、自営業者の場合は、一定の要件の下、②による取組みも可とする。

- ①公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で求職の申込みをし、求職活動を行う。
- ②公的な経営相談先へ経営相談の申込みをし、その助言等に基づいて、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行う。

支給額

家賃額（住宅扶助額を上限）

（特別区では単身5.4万円、2人世帯6.4万円）

支給期間

原則3か月（求職活動等を行っている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））



期待される効果

- 就職活動時に必要となる安定した住まいの確保により、就労自立を実現。

就労準備支援事業

【実績】

- ・622自治体(77%)(R4)
- ・利用4,463件(R3)

対象者

長期離職者や対人関係の不安等により、すぐに就職活動をするのが難しく、就労に向けた準備が必要な者

支援のイメージ

- 対象者の様々な状態像に応じて、多様な支援メニューを組み合わせたプログラムを作成。
- プログラムにより、社会(就労)生活の基礎能力の形成に向け、計画的かつ一貫した支援を実施(最長1年)。

対象者の様々な状態像

- 就労するための生活習慣が整っていない
- 他者との関わりに強い緊張や不安を抱えており、コミュニケーションが苦手(避けてしまう)
- 自尊心や自己有用感を喪失しており、就労に向けた一歩が踏み出せない
- 就労の意思が希薄・就労に関するイメージが持てない、就労に必要な情報が不足 等



様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー

- 本人のニーズ・課題に合わせ、日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの自立を想定した多様な支援メニュー
- 通所、合宿等の様々な形態で実施

(多様な支援メニューの例)

- ・ワークショップ ・セミナー ・グループワーク ・職場見学 ・就労体験 ・模擬面接
- ・応募書類作成指導 ・キャリアコンサルティング ・ボランティア活動への参加 等

(生活・健康講座)

(農作業体験)

(封入作業)

(PC講座)

(就職面接等の講座)



期待される効果

- **社会(就労)生活の基礎能力の習得や社会体験活動を通して、就労に向けたステップアップを図ることができる。**

認定就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）

【実績（R5.3.31時点）】
・認定件数2,182件
・利用件数551件

対象者

就労準備支援事業を利用しても一般就労等への移行ができない者等、就労する上でまずは柔軟な働き方をする必要のある者

支援のイメージ

○認定を受けた法人で実践的な訓練を、段階的（非雇用型～雇用型）に行うことで、就労に必要な知識や経験を習得することを目指す。



＜就労へ＞
・一般就労
・福祉的就労
等本人が希望する選択肢へ

【非雇用型】（無償・有償）

- ・労働基準関係法令適用対象外
- ・無償/有償での就労訓練が可能
- ・働き方や作業内容については、本人の体調や能力に合わせ組み替え等の配慮

【雇用型】（賃金）

- ・労働基準関係法令適用対象
- ・最低賃金～該当企業の給与規定に沿った賃金が支払われる
- ・就労条件における一定の配慮（労働時間、業務内容の組み替え、出勤について柔軟な対応）

就労訓練中の支援計画やモニタリング等、就労支援担当者（※）は本人と事業所担当者等と話し合いながら、支援を継続

（※）就労支援担当者の業務（事業所ごとに1名以上配置）
①訓練計画等の策定
②対象者への必要な相談、指導等
③関係機関との連絡調整 等

自立相談支援機関（就労支援員）による定期的・継続的なアセスメント



認定の仕組み

認定主体

（都道府県、政令市、中核市）

申請

認定



（社会福祉法人、NPO法人、株式会社等）

認定の主旨

- 事業所へのインセンティブの付与（税制優遇や優先発注の仕組みの活用）
- 貧困ビジネスの排除（法人や事業所の運営の健全性を担保） 等

期待される効果

- 対象者の状況に応じた柔軟かつ多様な働き方を可能とし、本人が希望する就労に向けたステップアップを実現。
- また、就労訓練事業所の開拓等を通じて、地域における社会資源の開拓（地域づくり）を実現。

家計改善支援事業

【実績】

- ・712自治体(79%)(R4)
- ・利用20,692件(R3)

対象者

家計の状況がわかっていなかったり、収支の変化が大きかったり、債務や滞納等を抱えていたりする生活困窮者

支援のイメージ

- 家計の状況を把握することや家計の改善の意欲を高めることを支援
- 家計の状況を「見える化」したうえで、本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)を行って状況に応じた家計再生プランを作成し、生活再建等に向けた具体的な支援を実施
 - ①家計管理に関する支援(家計表等の作成支援、出納管理等の支援)
 - ②滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
 - ③債務整理に関する支援(多重債務者相談窓口との連携等)
 - ④貸付のあっせん 等

支援の流れとねらい

家計に対して指導を行うわけではない

【基本的な形】

1. 世帯の家計の見える化
(相談時家計表の作成)
2. 月単位又は数年先の家計推移の見通しを立て、家計計画を検討
(家計計画表・キャッシュフロー表の作成)
3. 継続面談を通じたモニタリング

・・・収支を把握し本人自ら「いくら足りないか」に気づく

・・・家計改善支援員とのやりとりの中で「何を増やし、何を減らすか」を本人が自分で考え、見通しを立て、家計の改善意欲を高める(各種給付制度の利用や契約の見直し等については支援員がアドバイス)

・・・本人が自力で家計管理できるようになるまでの支援

【本人の状況に応じて組み込む支援】滞納している税・公共料金等や債務の分納・償還、貸付のあっせん等

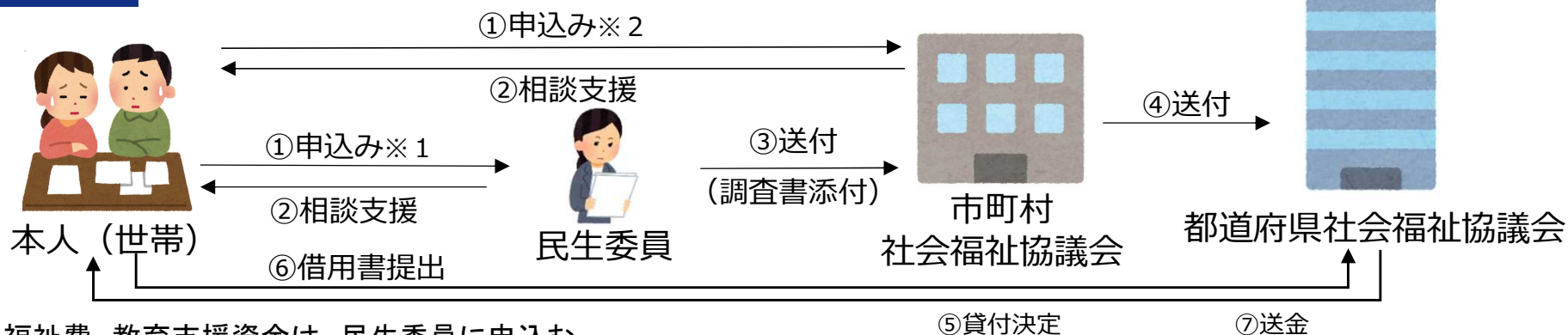
期待される効果

- 家計はもとより、その背景にある生活全般にわたる課題を把握することができる。
- 自力で家計管理できるようになって世帯としての家計基礎が整い、将来の収支変動にも対応可能に。
- 滞納している税・公共料金等や債務等を解消することにより、生活が安定。

生活福祉資金貸付制度

実施主体	都道府県社会福祉協議会	
目的	資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立・社会参加の促進等を図り、安定した生活を送ることができるようにする。	
貸付対象	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得世帯・・・必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税相当） ・障害者世帯・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等のいる世帯 ・高齢者世帯・・・65歳以上の高齢者のいる世帯 	
資金の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費） ・福祉資金（福祉費、緊急小口資金） ・教育支援資金（教育支援費、就学支度費） ・不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金） 	
貸付金利	<ul style="list-style-type: none"> ・連帯保証人を立てた場合 無利子 ・連帯保証人を立てない場合 年1.5% 	注1 教育支援資金、緊急小口資金は無利子 注2 不動産担保型生活資金は年3%又は長期プライムレート（R5.4.1時点年1.45%）のいずれか低い利率

貸付手続きの流れ



※1 福祉費、教育支援資金は、民生委員に申込み

※2 総合支援資金、緊急小口資金、不動産担保型生活資金は、市町村社会福祉協議会に申込み

※3 総合支援資金及び緊急小口資金は、生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体や関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることに同意することが条件。

一時生活支援事業（シェルター事業、地域居住支援事業）

【実績】
・シェルター:331自治体(37%)
(R3)
・地域居住支援:54自治体(R4)

対象者

- 一時生活支援事業(シェルター事業):路上生活者や、終夜営業店舗等にいる一定の住居を持たない不安定居住者
- 地域居住支援事業:シェルター退所者や居住に困難を抱える、地域社会から孤立した状態にある低所得者

支援のイメージ

自立相談支援機関

巡回相談・
訪問指導


住居に不安を
抱えた
生活困窮者
路上、河川敷、
ネットカフェ、
サウナ、友人宅

シェルター事業


＜当面の日常生活支援＞

- ・宿泊場所や食事の提供
- ・衣類等の日用品を支給 等


※自立相談支援機関と連携し、住居の確保や就労に向けた支援等も実施。

地域居住支援事業

①入居に当たっての支援

- ・不動産業者等への同行支援 
- ・保証人や緊急連絡先が不要な物件、低廉な家賃の物件情報の収集

②居住を安定して継続するための支援

- ・訪問等による居宅における見守り支援 

③環境整備

- ・地域とのつながり促進支援
- ・協力を得やすい不動産事業者等とのネットワーク構築 等

※これまでシェルター事業の実施が前提だったが、令和5年10月より単独実施を可能とする運用の見直しを行う予定。

期待される効果

- シェルター事業:利用している間に、住居の確保や就労に向けた資金の貯蓄等が実現し自立が可能になる。
- 地域居住支援事業:社会的孤立を防止するとともに、地域において自立した日常生活を継続できるようになる。

子どもの学習・生活支援事業

【実績】

- ・596自治体(66%)(R4)
- ・利用件数39,606(R4)

対象者

生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもとその保護者

支援のイメージ

- 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けきめ細かで包括的な支援を行う。
- 世帯全体への支援：子どもの学習・生活支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

<子どもの課題とその対応>

生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

学習面

- ・高校進学のための学習希望
- ・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

生活面

- ・家庭に居場所がない
- ・生活習慣や社会性が身につけていない

親の養育

- ・子どもとの関わりが少ない
- ・子育てへの時間的・精神的余裕がない

上記課題に対し、総合的に対応

子どもの学習・生活支援事業

学習支援

(高校中退防止の取組を含む)

- ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・高校進学支援
- ・高校中退防止(定期面談等による細やかなフォロー等)等



生活習慣・育成環境の改善

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援
- ・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等親への養育支援を通じた家庭全体への支援等



教育・就労(進路選択等)に関する支援

- 高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言等



期待される効果

- 子ども本人と世帯の双方にアプローチし、**子どもの将来の自立**を後押しできる。(貧困の連鎖防止)

療育手帳制度の概要

1 概要

知的障害児・者への一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対して各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して、都道府県知事、指定都市市長又は児童相談所を設置する中核市の市長が交付する。

根拠：療育手帳制度について(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)

※ 本通知は、療育手帳制度に関する技術的助言(ガイドライン)であり、各都道府県知事等は、本通知に基づき療育手帳制度について、それぞれの判断に基づいて実施要綱を定めている。

2 交付対象者

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害であると判定された者に対して交付する。

3 障害の程度及び判定基準

重度(A)とそれ以外(B)に区分

○重度(A)の基準

- ① 知能指数が概ね35以下であって、次のいずれかに該当する者
 - 食事、着脱衣、排便及び洗面等日常生活の介助を必要とする。
 - 異食、興奮などの問題行動を有する。
- ② 知能指数が概ね50以下であって、盲、ろうあ、肢体不自由等を有する者

○それ以外(B)の基準

重度(A)のもの以外

なお、交付自治体によっては、独自に重度(A)とそれ以外(B)を細分化している場合もある。

4 交付者数(令和3年度末現在)(令和3年度福祉行政報告例)

1,213,063人(重度(A):428,890人、それ以外(B):784,173人)

障害者総合支援法改正法施行後 3 年の見直しについて（報告書）

令和 4 年 6 月 1 3 日
社会保障審議会障害者部会

12. 療育手帳の在り方について

(1) 現状・課題

- 療育手帳は、現時点で法的な位置づけはなく、各自治体が自治事務として運用しており、自治体ごとに検査方法等の判定方法や、IQ の上限値や発達障害の取扱い等認定基準にばらつきあり、手帳所持者が他の自治体に転居した際に判定に変更が生じる可能性や、正確な疫学統計が作成できない状況等が指摘されている。

(2) 今後の取組

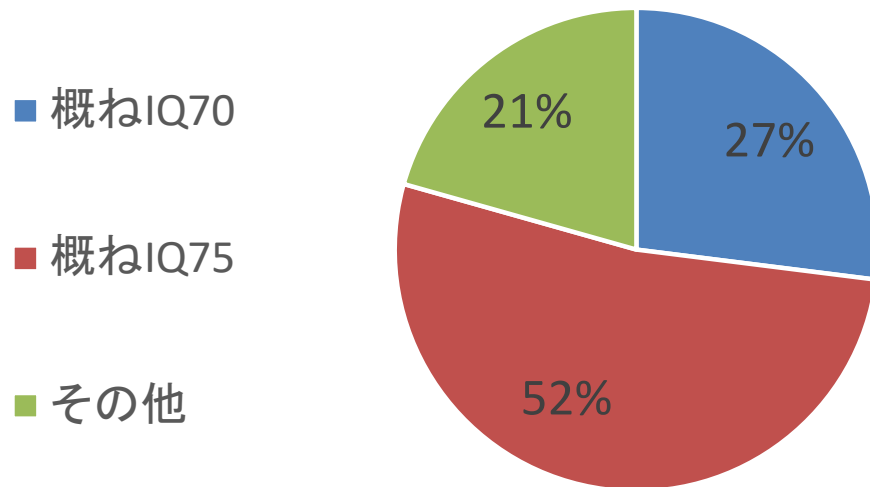
- 療育手帳制度の運用の地域差により不都合が生じることがないように、全国統一的な運用を目指すべきという意見があることを踏まえ、国際的な知的障害の定義や自治体の判定業務の負荷等を踏まえた判定方法や認定基準の在り方、比較的軽度な知的障害児者への支援施策の在り方、統一化による関連諸施策への影響及び法令上の対応等も含め、引き続き、令和 4 年度から実施予定の調査研究を着実に進める等、幅広く調査研究を続けるべきである。
- その際には、療育手帳制度に自治体や当事者等が幅広く関係していることを踏まえ、これらの関係者に調査研究や検討の 226 ジュールを示しながら、進めるべきである。

知的障害の認定基準に関する調査研究結果概要

障害の程度区分の数

区分数	機関数		区分の例			
2	16	12.4%	A(重度)~IQ35		B(中軽度)IQ36~75	
3	9	7.0%	A(重度)~IQ35		B1(中度)IQ36~50	B2(軽度)IQ51~70
4	70	54.3%	A1(最重度)~IQ20	A2(重度)IQ21~35	B1(中度)IQ36~50	B2(軽度)IQ51~75
5	12	9.3%	A1(最重度)~IQ20	A2(重度)IQ21~35	A3 IQ36~50+身障1~3級 B1(中度) IQ36~50	B2(軽度)IQ51~75
6	15	11.6%	A1(最重度)~IQ20	A2(重度)IQ21~35	A3 IQ36~50+身障1~3級 B1(中度) IQ36~50	B2 IQ51~70又は 社会適応が困難な場合は79まで B3 IQ80~89で発達障害
7	1	0.8%	a1 ~IQ20	a2 IQ21~35+身障1・2級 a3 IQ21~35	a4 IQ36~50+身障1~3級 b1 IQ36~50	b2 IQ51~75 b2 IQ76~89+判定会議
不明	6	4.7%	← 低 IQ 高 →			

各判定機関におけるボーダーライン



[その他の例]

- ・IQ80~89で発達障害の診断を受けた者
- ・おおむね71~79で、14才以上、自閉性障害等診断、かつ判定機関の長が必要と認めた場合
- ・IQ76~91で、発達障害の診断、判定機関の長が必要と認めたもの
- ・IQ・SQの合計がおおむね101~140
- ・知能指数が境界線級であり、かつ、自閉症、自閉症候群、自閉性障害、アスペルガー症候群、自閉症スペクトラム症と評価され、更生相談所長が必要と認めた場合

注1) 判定に際しては、知能指数のみでなく、適応行動尺度等も含めて総合的に判断される。また、知的障害以外(身体障害等)の障害程度を勘案しているところは85.3%

- 227 -

令和3年度の療育手帳に係る研究成果の概要

「療育手帳に係る統一的な判定基準の検討ならびに児童相談所等における適切な判定業務を推進させるための研究」
(厚生労働科学研究費補助金 研究代表者：辻井正次 令和2年度～3年度(2カ年))

令和2年度の主な成果

◎ 児童相談所・知的障害者更生相談所向けアンケート調査(209カ所)

- ・現在療育手帳の判定に用いられている情報の範囲や内容を確認したところ、収集している情報の範囲には大きなばらつきが認められるものの、「知的機能・発達状況の測定」、「日常生活の状況の聴取」、「医療・健康面のチェック」は過半数の機関で行っていた
- ・「ウェクスラー式」や「Vineland- II」を導入する場合の現場の受け止めや課題等について確認したところ、検査時間の長さや費用負担の増加の懸念が挙げられた

◎ 成人一般(418人)及び知的障害者(33人)のデータを用いた判別精度の検証

- ・「知的機能」、「適応行動尺度」単独で評価するより、両者の合成値を用いて判定するほうが、知的障害者の判別において高い精度を有していた(※18歳未満の集団での検証は未実施)

◎ 心理アセスメント検査の国際的評価モデルを用いた複数の検査方法の比較評価

- ・「知的機能」については現在普及している「ビネー式」より「ウェクスラー式」が、適応行動尺度については現在普及している「S-M社会生活能力検査」より「Vineland- II」が基準値の質、信頼性、妥当性の観点で他の方法より優れていた



令和3年度の主な成果

◎ 複数の知的機能検査の並行実施による有効性の比較検証

- ・療育手帳を取得している、もしくは取得する予定である幼児から成人までの90名に対し、ビネー式知能検査、ウェクスラー式知能検査(幼児はK式知能検査も実施)、日本版Vineland- II 適応行動尺度、S-M式社会生活能力検査(中学生まで)を並行して実施
- ⇒ビネー式知能検査等による比例IQと、ウェクスラー式知能検査による偏差IQの結果の差異を明らかにする
- ⇒比例IQを偏差IQに変換する換算式を検証

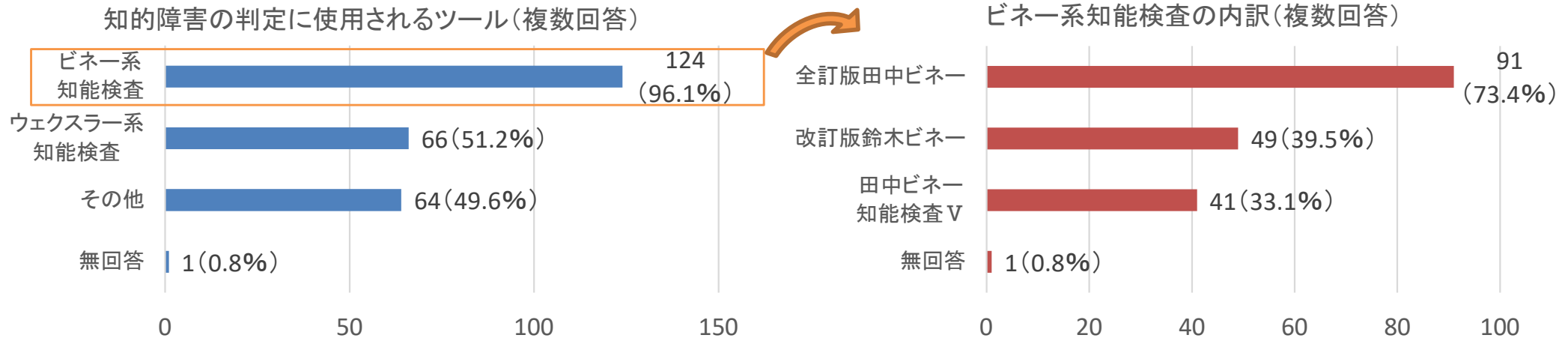


療育手帳の基準の統一化を図るために必要であると示唆されたこと

- ◎ 知的障害の診断の国際標準であるICD-11に基づいた療育手帳の判定の方法、基準、重症度区分の具体案
- ◎ 検査時間の長さや費用の高さ等による実務上の懸念に対応するための、児童用のアセスメントツールの開発
- ◎ ICD-11に基づく知能検査及び適応行動評価を実施するためのトレーニングを受けた専門家の養成
- ◎ ウェクスラー式知能検査以外の、現在実施されている知能検査の実施の場合の比例IQから偏差IQへ換算する方法
- ◎ ICD-11に準拠した判定を行った場合に、現在療育手帳を取得できている人が取得できなくなり、必要な支援を受けられなくなることを防ぐための施策

知的障害の認定基準に関する調査研究結果概要

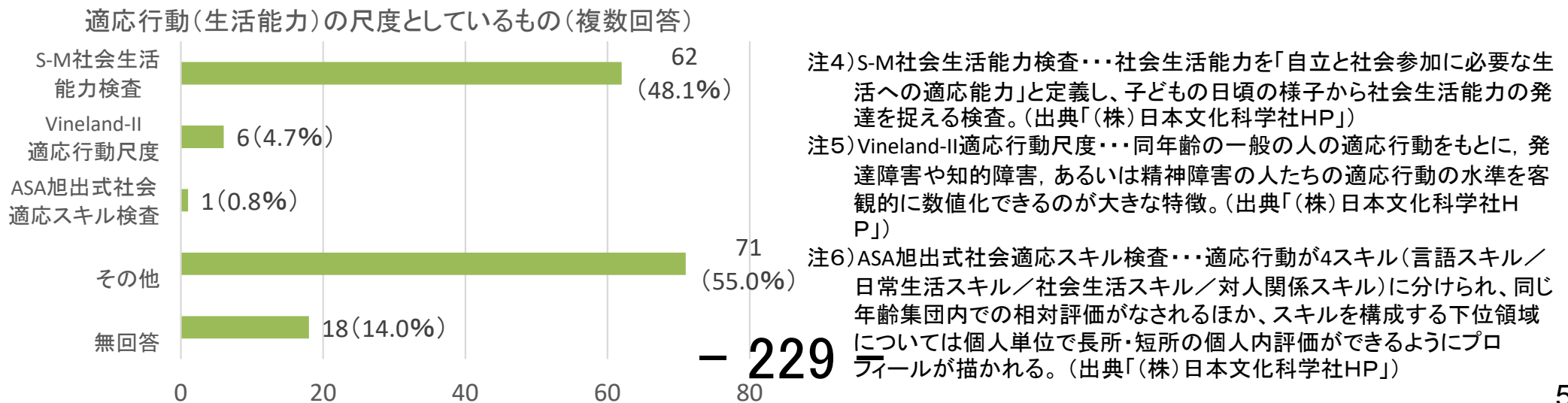
知能検査について



注2)ビネー式知能検査・・・1905年にフランスのA. ビネーとT. シモンが開発した知能検査であり、日本においては、田中寛一が発表した「田中ビネー知能検査」や鈴木治太郎が発表した「鈴木ビネー知能検査」等がある。このうち田中ビネー知能検査の特徴としては、まず、多角的な総合検査であることが挙げられる。これは、知能を各因子に分かれた個々の能力の寄せ集めと考えるのではなく、一つの統一体としてとらえようとするビネーの知能観に基づいて開発されている。(出典「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所HP」)

注3)ウェクスラー式知能検査・・・アメリカのウェクスラーによって開発され、検査対象児・者の年齢に合わせて、主に幼児を対象とした「WPPSI」、児童生徒を対象とした「WISC」、成人を対象とした「WAIS」がある。この検査の最大の特徴は、全般的な知能水準が測定できることに加えて、「言語性の知能指数(VIQ)」と「動作性の知能指数(PIQ)」の二つの知能発達の様相を見ることができるところにある。(出典「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所HP」)

適応行動の尺度について



障害者総合福祉推進事業の実施

令和4年度 障害者総合福祉推進事業に係る公募について(1次公募) <抜粋> (令和4年2月22日公表)

指定課題1:療育手帳その他関連諸施策の実態等に関する調査研究

事業概要:

療育手帳は、厚生事務次官通知に基づき、各自治体が自治事務として実施しているが、対象者の判定方法や認定基準等にばらつきがあるため、統一化の必要性が指摘されている。一方、療育手帳は知的障害児者への様々な支援に結び着いているため、統一化を進めた場合の影響について慎重に検討する必要がある。本事業は、療育手帳の運用方法の統一化の検討に向けて、関連諸施策や関係機関への影響、比較的軽度の知的障害児者への支援のあり方等について検討するため、国内及び国外の実態について網羅的かつ俯瞰的に知見を得ることを目的とする。

想定される事業の手法・内容:

- ・ 障害者手帳の判定業務に関する実態調査(知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター向けのアンケート調査等)
- ・ 知的障害児者への支援の実施状況に関する調査(知的障害者更生相談所、児童相談所、市町村、その他関係機関向けのアンケート調査等)
- ・ 外国における知的障害児者への支援の実態に関する調査(文献調査等)
- ・ 我が国の国際基準に基づく知的障害や発達障害のある者の数に関する調査(文献調査等)
- ・ 有識者によるアンケート調査票の内容の検討、調査結果の評価、それを踏まえた療育手帳の運用の統一化に向けた提言等

補助基準額:年間 12,000 千円を上限とする

期間: 令和4年度(単年度)

厚生労働省 令和4年度 障害者総合福祉推進事業
療育手帳その他関連諸施策の
実態等に関する調査研究
【調査結果概要】

4. 今後の検討に向けて

(1) 療育手帳制度の在り方の検討

○ 本調査研究事業を踏まえ、今後の療育手帳における判定基準等の統一等を検討するにあたっての検討課題を以下のとおり整理した。

① 療育手帳の対象とは

- ・ 厚生労働省の通知において、知的障害児者のための療育手帳交付について定められている一方、「知的障害」の詳細な定義は記されていない。
- ・ 本調査研究のアンケート調査結果から、療育手帳の対象として知的障害を主としつつも、その定義と判定方法は各自治体に裁量がある実態が見えてきた。
- ・ 転居等によって異なる自治体に移動した場合には、非該当になるなど混乱が生じている状況も踏まえ、**今後は、国際的な基準に基づきつつ、療育手帳制度の対象についての整理を進めることが必要**と考える。
- ・ 現在、厚生労働科学研究費補助金による調査研究において、判定ツール統一に向けた検討が別途進められており、今後は、**療育手帳の対象の整理を踏まえた適切な判定ツールの普及も急がれる。**

② 療育手帳の目的とは

- ・ 本調査研究から、療育手帳の取得の動機として「障害福祉サービス利用」や「手当や年金の申請」の回答が多く見られる等、通知に示されている「各種の援助措置を受けやすくする」との目的は果たされてきた。
- ・ 他方で、制度の目的にある「知的障害児者への一貫した指導・相談」、その先の「福祉の増進に資する」という点については、さらなる拡充の余地があるといえる。
- ・ 本調査研究から、療育手帳の判定プロセスにおける貴重なアセスメントなどの情報が、本人のサービス等利用計画の作成に必ずしも活かされていないことが示唆された。
- ・ 近年では、手帳制度を利用せずとも必要な支援を受けることができる基盤整備が進められており、あらためて**療育手帳制度の目的、アセスメントを行う目的を整理し、当該目的に基づく制度運用が求められる。**

③ 判定・運用に係る統一化について

- ・ 本調査研究でアンケート調査を行ったすべての対象に共通して、療育手帳の交付対象や程度の区分、判定方法等が統一されていないことから様々な課題が生じていることが報告されており、療育手帳の判定、運用に係る統一化を求める意見が見られた。他方で、判定方法や判定基準等を統一することによる多方面への影響・懸念も見られた。
- ・ 療育手帳の判定・運用に係る統一化について議論するにあたっては、「**なぜ統一が必要なのか**」を常に考えていく必要がある。また、判定基準や判定ツールだけでなく、程度区分の判定、再判定・更新、手帳の返還を含む転居時の取扱い等、**様々なレベルの内容があることも改めて認識しておく必要がある。**
- ・ また、議論に際しては、**当事者本人・家族、関係機関によって想定している「統一」の内容が食い違わないよう、議論の範囲を明確にする等、丁寧な対応も求められる。**

4. 今後の検討に向けて

(2) その他の検討事項

- 今回の調査研究から検討すべき課題が明らかになってきた。療育手帳における運用統一化の検討に向けては、制度の目的・対象を整理したうえで、今回認識された課題の1つずつの検討を進めていくことが求められる。今後の検討事項と考えられるポイントは、以下のとおり。

① 判定ツールを除く判定方法に関すること

- ・ 本調査研究のアンケート調査では、判定に苦慮するケース像として、判定機関として判定ツールの使用が困難なケースと、発達障害や加齢による認知機能の低下等の他の影響の勘案に迷うケースについての課題意識が寄せられていた。
- ・ こうしたケースへの対応は、各地域の様々な方針の下で行われており、**今後の判定ツールの検討に伴い、科学的な根拠に基づき、判定が難しいケースの判定方法・基準についても整理し、一定の方向性を示すことが望ましい。**

② 知的障害児者や知的境界域等の方への支援の在り方に関すること

<役割分担・情報連携>

- ・ 今後の支援の在り方と関連して、療育手帳の判定・交付における関係機関間の役割分担や情報連携についても一考の余地がある。
- ・ 役割分担については、各関係機関に対して全国一律の役割を求めることは現実的ではないと考える一方、今後、支援方針の検討材料となるアセスメント結果に繋がるツールが開発され普及していくのであれば、**療育手帳を取得するための判定ではなく、当該アセスメント結果が支援に活かされるような体制が望ましい。**
- ・ 情報連携については、アセスメント結果は非常に機密な個人情報であるため、今後結果の活用を促進する場合は、あわせて**情報共有や関係機関等との連携における留意点の整理**も必要である。また、結果の解釈の仕方や、結果を踏まえた適切な支援方針の検討等についても、関係機関に対して丁寧にフォローしていくことが求められる。

<包括的な支援>

- ・ 本調査研究事業では、支援の必要な知的境界域の方や、発達障害のある方への支援のために療育手帳が交付されている実態、そして、こうした方が制度の狭間に落ちてしまうケースや、療育手帳が非該当となった後のフォローが十分届いていない可能性等が示唆された。
- ・ 知的境界域等の方は、困り感があつたとしても療育手帳の対象には合致しないケースも想定されるが、このような場合に**療育手帳制度で支えるという方向だけでなく、一般施策等も活用しながら、本人にとって必要な支援が包括的に行われることが期待される。**

③ 療育手帳の判定・運用に係る統一化に向けたプロセスに関すること

- ・ 今後の統一に向けては、本人・家族や、判定機関、各都道府県・市区町村等の実態に即して過度な負担に繋がらないようなプロセスの検討が必要である。
- ・ 本調査研究事業では、判定基準やツール等を統一することで、すでに療育手帳を保持する方が非該当となる可能性や、手帳等級に基づく福祉サービスや各都道府県・市区町村の事務に関する経過措置といった懸念が見られた。判定基準等の統一の方向性に関する懸念も見られており、統一化のプロセスにおいては、**本人・家族、関係機関のコンセンサスを得ながら、不利益が生じる場合にはその不利益への対応を丁寧に行っていくことが重要**である。

障害者総合福祉推進事業の実施

令和5年度 障害者総合福祉推進事業に係る公募について(1次公募)〈抜粋〉 (令和5年3月27日公表)

指定課題1:療育手帳その他関係諸施策との関係性と影響についての調査

事業概要:

療育手帳において、対象者の判定方法や認定基準等のばらつきがあり、療育手帳の運用方法の統一化に向けた検討の必要性が指摘されている。療育手帳の交付判定及び知的障害に関する専門的な支援等に資する知的能力・適応行動の評価手法の開発のための研究の内容も踏まえ、療育手帳の運用方法の統一化を進めた場合に想定される影響や課題について検討を深め、今後、運用方法の統一化に向けた議論を行うにあたっての論点整理を目的とする。

想定される事業の手法・内容:

- ・有識者によるアンケート調査の調査結果の評価、それを踏まえた療育手帳の運用の統一化に向けた提言等
- ・有識者による議論のために、必要に応じてアンケートやヒアリング等の追加調査による情報収集を検討する。

補助基準額:年間 9,000 千円を上限とする

期間: 令和5年度(単年度)

厚生労働科学研究の実施

令和4年度 厚生労働科学研究費補助金公募要項(一次) 令和3年12月21日公表

障害者政策総合研究事業

GC-14 公募研究課題 <抜粋>

(1) 研究課題名

療育手帳の交付判定及び知的障害に関する専門的な支援等に資する知的能力・適応行動の評価手法の開発のための研究(22GC1401)

(2) 目標

療育手帳の交付判定や知的障害に関する相談指導等に必要となる知的能力・適応行動の評価手法は、自治体ごとに異なることが指摘されており、標準化や質の向上を進める必要がある。本研究は、療育手帳の交付判定や、知的障害児者の地域生活に対する必要な支援の検討等において、全国の自治体が広く活用できる、知的能力・適応行動に関する簡便かつ効果的な評価手法の開発と検証を行うことを目標とする。

(3) 求められる成果

- ・ 全国の自治体が広く活用することが可能な、知的能力・適応行動に関する簡便かつ効果的な評価手法の開発。
- ・ 評価手法による判定結果と必要とされる支援の内容との関係性に関する、実際のデータに基づいた検証の実施。
- ・ 評価手法の判定結果の専門的相談指導における効果的な活用方法についての整理。
- ・ 開発した評価手法の活用方法に関する研修の実施。

(4) 研究費の規模等※

研究費の規模：1課題当たり年間 18,000 千円程度※(間接経費を含む)

研究実施予定期間：最長3年間 令和4年度～令和6年度

新規採択課題予定数：1課題程度※

療育手帳の在り方の検討について

令和5年6月
厚生労働省障害保健福祉部

背景

- 療育手帳は、知的障害児者に一貫した各種支援を届けやすくするための制度であるが、法的根拠がなく、国から知的障害に関する判定基準が示されていないため、自治体ごとに交付対象の範囲にばらつきがあり、手帳所持者が他の自治体に転居した際に判定に変更が生じること等が指摘されている。
- 令和4年6月、社会保障審議会障害者部会による「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて（報告書）」において、療育手帳の在り方に関して、「国際的な知的障害の定義や自治体の判定業務の負荷等を踏まえた判定方法や認定基準の在り方、比較的軽度な知的障害児者への支援施策の在り方、統一化による関連諸施策への影響及び法令上の対応等も含め、引き続き、令和4年度から実施予定の調査研究を着実に進める等、幅広く調査研究を続けるべきである。」と指摘されたところ。

検討課題

- 最新の国際的な知的障害の定義を踏まえた認定基準の在り方
- 療育手帳の判定や支援ニーズの把握に用いる、標準化された心理検査（知能・適応行動）の開発・普及
- 知的障害者更生相談所、児童相談所、市町村等の知的障害者を支援する関係機関の役割分担や連携の在り方

現在の取り組み

- ・ 令和5年度 R4年度推進事業報告書をふまえた検討等 (障害者総合福祉推進事業)
- ・ 令和4～6年度 知的障害に関する判定方法等の見直しのための研究 (厚生労働科学研究)
(知的能力・適応行動アセスメントツールの開発)

等

里親養育推進の実践事例（福岡市）①

～パーマネンシー保障をめざす家庭養育への転換～

家庭復帰や家庭養育を推進するケースマネジメントの強化

取組みの背景

- 児童養護施設長期入所によるこどもの孤立化** ※2015.11.1施設入退所調査（福岡市）
 - ・入所期間が3年を超えると家庭復帰割合が激減し、親族引取りも里親委託等もなく自立まで長期入所
 - ・入所期間が3年を超えたこどものうち、37%が乳児院からの継続入所、41%が年3回以下の家族交流
 - ・入所時点で将来的な家庭復帰の見通しを立てていたこどもの約半数に現在は家庭復帰の見込みがない
- 児童福祉法2016改正（家庭養育原則）、児童相談所運営指針2018改正（相談援助活動の原則）**
保護者支援(分離予防) → 家庭復帰(再統合) → 親族・知人養育 → 特別養子縁組 → 里親委託や里親移行 等

1 パーマネンシー保障の方針設定

⇒**親子分離後のケースマネジメントの方向性を明確化**

- ①乳児院入所児童の**家庭復帰、親族養育、特別養子縁組、里親委託**のための支援と進行管理を優先的に強化
※特別な場合を除いて乳児院から児童養護施設への措置変更は行わない
- ②施設入所直後から家族参画で支援計画・交流計画を立てて親子交流と家庭支援を推進、**定期的に見直し**
- ③上記②と並行して親族調査や里親選定を行い、**家庭復帰困難な場合の親族養育や必要な里親養育を支援**

パーマネンシー保障

同じ未来への永続的つながりを前提としたこどもへの傾倒的な関わりの中で安心感や所属感を感じさせる家族等がいる環境（例：分離予防・家庭復帰による実親の養育、親族・知人の養育、特別養子縁組）を保障
→強固な絆や予測可能性を基盤とした**アタッチメント形成**、所属感を基盤とした**アイデンティティ獲得**へ

里親養育推進の実践事例（福岡市）②

～パーマネンシー保障をめざす家庭養育への転換～

2 ケースマネジメントの体制と仕組みの構築

2016年度～

- 専任の係（家庭移行支援係）**を設置し、乳児院・児童養護施設入所児童の**進行管理**と**個別支援**を強化
- ・係長1名＋施設担当児童福祉司3名でスタート（所内の地区担当福祉司経験者を異動）→現在8名体制
 - ・施設入所直後に**家族参加による三者協議**（家族・児相・施設）を開催し、目標や交流計画・支援計画を合意
 - ・担当施設のこどもの交流状況等を毎月把握 →担当児童福祉司や施設とともに**目標・支援内容を定期再評価**
 - ・集中的に支援することで家庭復帰見込みを早めに見定め、**親族養育や特別養子縁組への目標見直し**を検討
 - ・家庭復帰目標を継続する場合も「**里親委託待機児童**」の里親探し（里親係との定例協議等）で委託を推進

3 施設や市区町村との協働による親子関係構築や家庭復帰の支援

施設等と情報共有しながら**親子交流の促しや質の向上**を支援

- ・家族への声かけや確認事項、助言内容（こどもの言動に困った時の対応法等）などを協議しながら実施
- ・交流前後のこどもの様子や反応（嬉しかった言葉・出来事）を親へフィードバックし、関わり合いを促進
- ・児童家庭支援センターと協働で親子関係構築支援プログラムを実施

市区町村と情報共有しながら**家族を支援・エンパワメント**、**家庭復帰に向けて早めに協議・連携**

- ・親子交流の状況や児相の方針を市区町村に共有し、親への声かけ・励ましや支援内容を協議しながら実施
- ・家庭復帰に向けた児童相談所の援助方針会議に市区町村担当者が出席し、家庭復帰後の支援内容等を協議

4 親族養育や特別養子縁組への移行支援

- ・親子への聴き取り、市区町村や施設への聴き取り、ケース記録確認、戸籍調査などにより**親族探索を徹底**
- ・養育可能性のある親族へ連絡・訪問調査等 →こどもの意向を踏まえて**こどもと親族の段階的交流**を支援
- ・常勤弁護士や家裁と協議して**縁組阻害因**（父母の**238**不同意・行方不明、出生未届等）を明確化 →解決策検討

里親養育推進の実践事例（福岡市）③

～パーマネンシー保障をめざす家庭養育への転換～

家庭復帰等に向けた里親養育の推進

共同養育 Shared Parenting

現場でよくある悩みとして…

- 家庭による養育が困難又は適当でなく親子分離に至る場合は、里親委託など家庭と同様の代替的な養育環境で養育される必要がある（児童福祉法第3条の2）
- 他方で、里親委託が適切と思われるこどもであっても、「こどもを取られてしまうのではないか」「他の人のこどもになってしまうのではないか」という不安から、施設入所には同意するが里親委託には同意しないという実親もあり、里親委託が円滑に進まない。

1 里親養育に対する実親の正確な理解を促す方針説明

⇒福岡市では、実親に里親委託の方針説明を行うにあたり、「**里親委託はこどもを取られるわけではなく、（家庭復帰等に向けて）実親と里親が一緒にこどもを育てていくもの**」との認識を実親がもつことができるよう、以下のような**説明上の工夫**をしている。

- ・里親委託は家庭復帰等に向けて一定期間だけ里親がこどもを育てていくものであること、**養子縁組との違い**（法律上の親子関係がなくなって他人のこどもになるのではないこと）などを説明
- ・里親委託後もこどものために**定期的な親子交流（面会）**を続けてほしいこと（※面会制限事例除く）、親子交流の支援も児相と里親の役割であること、**実親と里親が「一緒に育てる」ことがこどもにとって大切であることを説明**
- ・里親委託後も、**こどもにとって大切な話合い**（就学相談等）、**受診**（乳幼児健診、療育判定・通園検討、児童精神科等）、**行事**（入学式、運動会等）などに**参加してもらいたいことを説明**

里親養育推進の実践事例（福岡市）④

～パーマネンシー保障をめざす家庭養育への転換～

実親の気持ちを考えると・・・

こどもが里親に取られて帰ってこなくなる不安を抱いている実親に「こどもが暮らせる場所として里親と施設があるが、里親委託でよいか」と聞くと、**自由に措置先を選んでよいく感じ、施設入所のみにも同意したくなる**ことがある。

実親に対する児相の方針説明は・・・

措置先は親の選択に任せるものではなく、**里親養育への誤解（会えない、その家の子になる）を解きながら、こどもの発達や親子関係構築のため里親委託を提案し、意に反しないかを確認**

- ・親子関係を築く基盤（愛着・信頼・会話）が育つ
 - ・家庭での環境や経験、小集団での生活に慣れる
- こどもとの良い交流や家庭復帰へ繋がりやすい**

※同意書には措置先として里親委託と施設入所を併記し、措置先別の選択を前提としない

※連絡がつかない親には方針と回答期限を通知
→**反対なければ方針通り措置（里親委託等）**

同意書

児童氏名 (以下「児童」という)
平成・令和 年 月 日生 (男・女)

児童の、児童福祉法第27条第1項第3号又は第2項に基づく措置（里親もしくは小規模住居型児童養育事業を行う者への委託又は施設入所。以下「3号等措置」という。）については、下記事項を確認のうえ同意します。

記

- 1 3号等措置中の児童の監護、教育及び懲戒に関する、同児の福祉のため必要な措置については、3号等措置先の里親、小規模住居型児童養育事業を行う者又は施設長にお任せします。
- 2 保護者の課税状況については、地方税法の規定に基づく課税台帳等により貴所において確認されることを承諾し、3号等措置の費用負担については、福岡市の規定どおり期日までに納付します。
- 3 児童が法で定める定期の予防接種及びその他必要な予防接種を受けるにあたって、これらの予防接種の効果や目的、重篤な副反応の可能性、予防接種健康被害救済制度などについて理解した上で、各予防接種実施に係る同意には、3号等措置先の里親、小規模住居型児童養育事業を行う者又は施設長に委任します。
- 4 3号等措置解除については、貴所及び3号等措置先の里親、小規模住居型児童養育事業を行う者又は施設長と協議します。

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市児童相談所長
(福岡市子ども総合相談センター)

保護者（児童との続柄）

住所
氏名
電話

印

里親養育推進の実践事例（福岡市）⑤

～パーマネンシー保障をめざす家庭養育への転換～

2 親子関係構築に向けた里親委託後の支援

- 里親委託後も、**里親の協力を得て、親子の定期的な交流を実施**（月1～4回程度）
- 里親による養育の記録**をもとに、児相または里親から実親に対してこどもの日頃の様子などを伝え、実親が「**里親と一緒に育てている**」という**感覚**をもってこどもに関わり続けられるようにしている
→こどものパーマネンシー感覚（自分に関心をもち続けている家族への所属感等）につながる
- 実親子交流の場で児相の立ち合いのもと、**可能なら里親も実親にこどもの様子等を伝えていただく**
→慣れてくれば児相の立ち合いなく実親子交流（送迎、実親との会話）を**里親に任せることもある**

3 代替養育を担う里親の役割についての説明・理解促進

- 自分のこどもとして育てたいという夫婦は養子縁組里親として登録してもらい、**こどもと家族を一時的に支えたい、社会貢献がしたいという希望をもつ方を養育里親として登録**
- 養育里親に対しては、研修段階から、**家庭復帰に向けて親子交流のサポートや連携をお願いしたいこと**、家庭復帰困難な場合は**養子縁組里親への措置変更がありうる**ことなど、代替養育を担う里親の役割を明確に説明
- 里親委託時には、里親候補者に対し、**こどもや家庭に関する情報、予定している親子交流の頻度、家庭復帰の目標時期**などを具体的に説明した上で、**マッチングを実施**

4 委託後の里親を支える仕組み

- 里親支援専門相談員**（乳児院・児童養護施設）⇒里親同士の交流支援、心理職と協同した里親訪問等
- 里親の相談先として、児相のほか、**児童家庭支援センター、フォスタリング機関**など**民間の相談先**を確保
⇒**委託解除の不安などから措置権者である児相には弱音を言ったり相談しにくいというニーズにも対応**
- 里親の自主的な共助**（地域単位での里親同士の相談、預け合いなど）⇒ピアだからこそ支えられる側面がある

里親養育推進の実践事例（福岡市）⑥

～パーマネンシー保障をめざす家庭養育への転換～

福岡市の取組みについてのQ&A

○どのような場合も里親委託後の実親子交流をしているのか。

⇒基本的には親子交流を実施しているが、性的虐待など重度の虐待でこどものトラウマや心理面から面会が適切でないケース、こどもが家族との面会を望んでいないケースなど、実施しない場合もある。ただし、連れ去るおそれがある、虐待を認めていないなどを理由に安易に面会制限してこどもの権利を侵害しないよう、児相の立ち合いで安全に面会できないかなど方法を検討する。

○里親が実親子交流に不安を抱えている場合はどのように対応しているか。

⇒里親には、登録前の研修やこどものマッチングの段階から、親子交流の重要性を丁寧に説明した上で委託を受けてもらっているため、大きな不安を口にする里親はあまりいない。
最初の親子交流は児相の面接室で行い、児相が同席して親子交流の方法や計画などを実親と相談している。里親が実親と会うことに不安を感じている様子であれば、里親を同席させないようにしたり、児相が親子交流に同席し続けるなど、ケースバイケースで配慮をして対応している。

○里親と実親が直接会う取組みは珍しいと感じるが、トラブルになった事案などはないのか。

⇒家庭復帰が近づくと里親が実親の養育を不安視したり、こどもが実親の話をした際に里親が否定的になってこどもが葛藤するケースはある。**実親・里親双方に対し、こどものためにはお互いを否定しないこと、お互いの関わり方やこどもの本心を知らせ合うことの重要性などを伝えている。**

里親養育推進の実践事例（福岡市）⑦

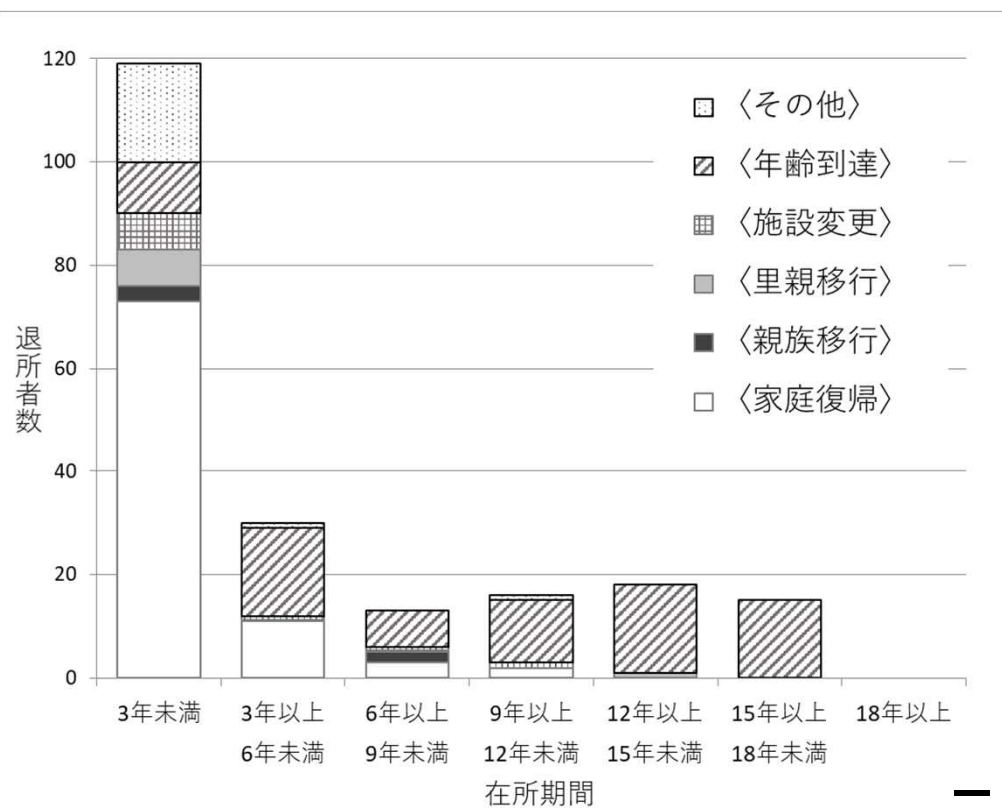
～パーマネンシー保障をめざす家庭養育への転換～

取組みによる結果

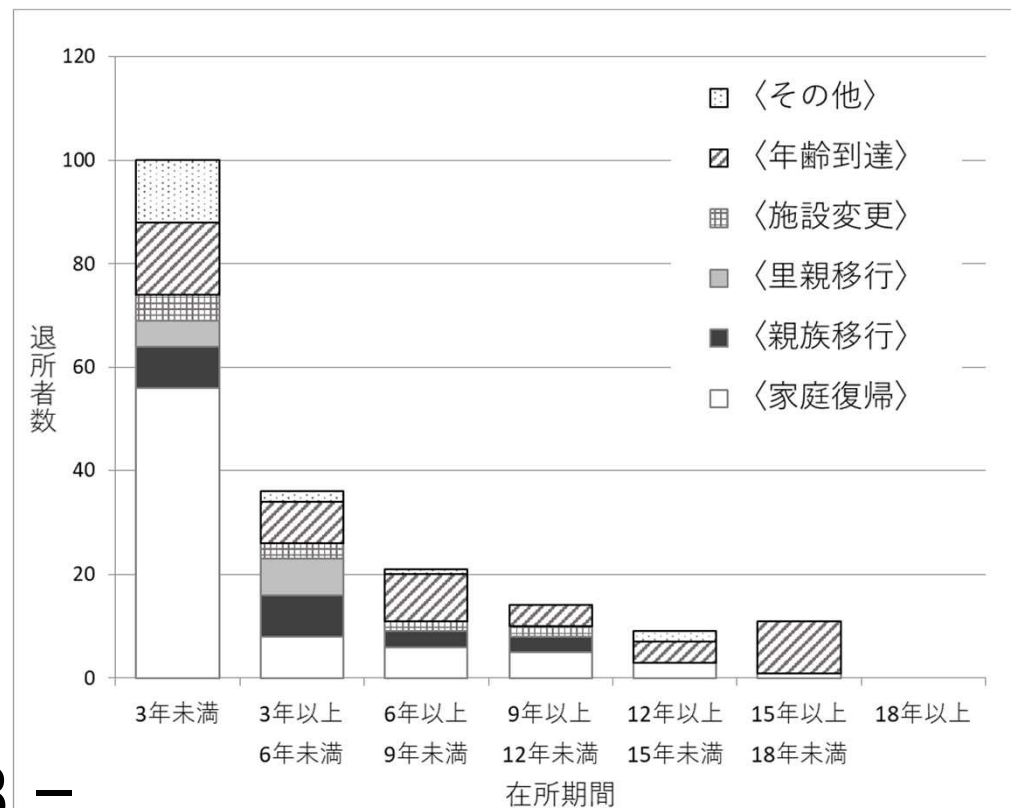
- 支援プロセスとして、児童面接・保護者面接・親族面接の回数が増加
- 親族養育や里親養育へ移行した児童が増加 + 長期入所後(6年以上)に家庭復帰した児童が増加

〈 在所期間・退所理由別の児童養護施設退所者数 〉

係設置前 2013～2015年度



係設置後 2016～2018年度

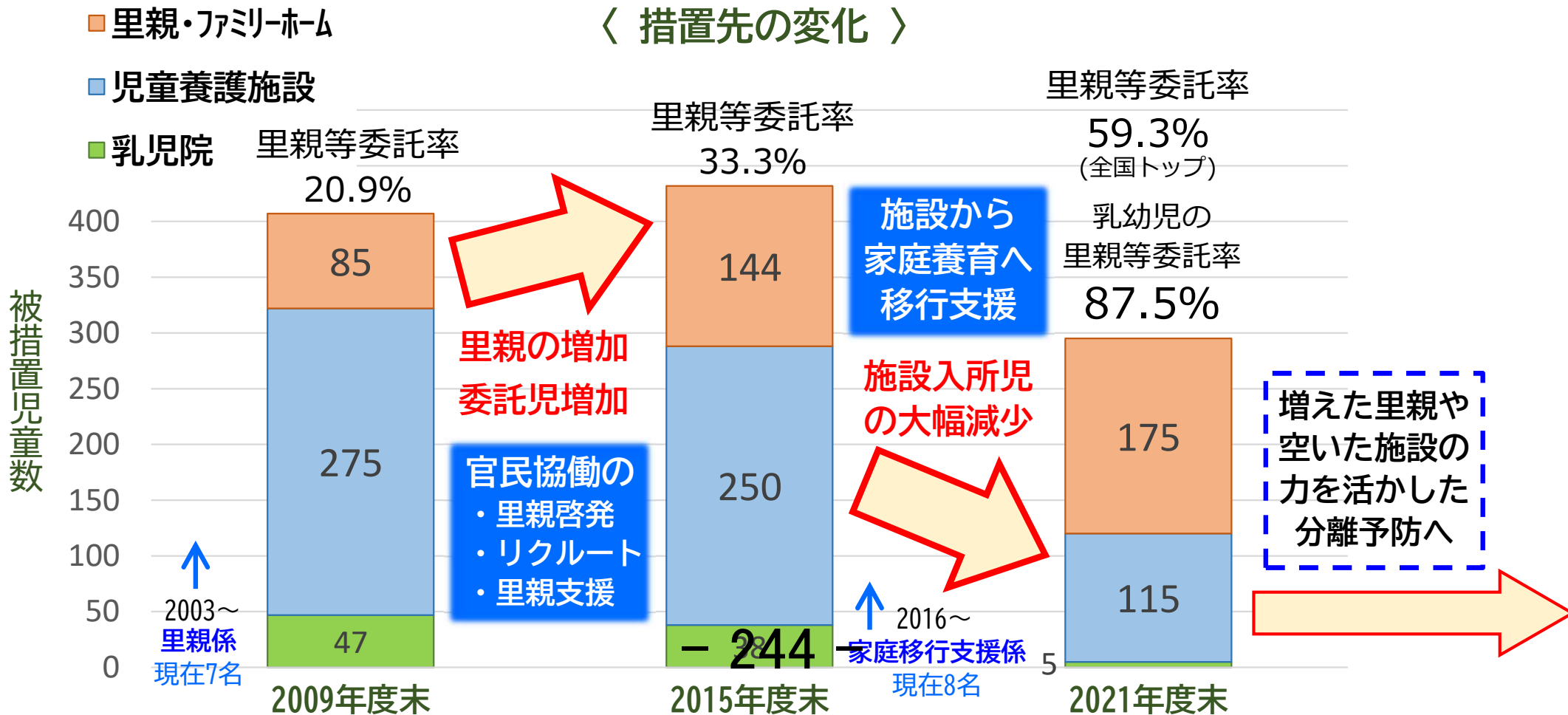


里親養育推進の実践事例（福岡市）⑧

～パーマネンシー保障をめざす家庭養育への転換～

取組みによる結果

- **施設児童数が大幅減少** 2015年度末 **288名**（乳児院38名+児童養護施設250名） → 2021年度末 **120名**（5名+115名）
⇒結果として里親等委託率が上昇 33.3%→59.3%
- 乳児院から児童養護施設への施設間措置変更児童数が減少 20名(2013-15年度) → 0名(2016-18年度)



里親養育推進の実践事例（福岡市）⑨

～パーマネンシー保障をめざす家庭養育への転換～

施設と里親の多機能化を軸とした在宅支援（親子分離予防）メニューの充実

取組みの背景

- 施設入所児童数の減少 →施設人材活用の必要性、空きができた**空間**の活用可能性
- 多様な里親家庭の増加 →こどもや家庭の様々なニーズに対応する里親の**役割拡大**の可能性

1 短期養育へのシフト

- ・一時保護委託里親の積極開拓（乳幼児短期里親リクルート事業）と積極委託
- ・一時保護専用施設の設置（一時保護の地域分散化）による一時保護受託と通学保障（学校送迎）
- ・こどもショートステイ（子育て短期支援事業）の積極受入れ ※10年連続の利用拡大（近年急増）
- ・里親ショートステイの拡大（児童家庭支援センターとフォスタリング機関による調整・支援の実施）
→ショートステイ里親（ショートステイの受入れも可能な里親）の登録は**100名を超えて拡大中**
- ・親子ショートステイの開始（乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設、フォスタリング機関）

2 親子支援メニュー（通所・宿泊・訪問）の構築

- ・妊娠相談窓口設置と産前からの母子入所による生活・養育の支援（母子生活支援施設の多機能化）
- ・養育力獲得や親子関係構築のための通所プログラムと親子宿泊型支援の実施（乳児院の多機能化）
- ・訪問型のペアレントトレーニングの実施（児童養護施設の多機能化）
- ・里親家庭での親子宿泊型支援に向けた里親サ**245**ト開始（フォスタリング機関の多機能化）

児相と民間フォスタリング機関が一体となって里親委託を推進している先駆的事例の紹介（東京都内）①

児相と民間フォスタリング機関が一体となって里親委託を推進している事例

○東京都内では、都児相の一部及び5つの区児相（江戸川区、港区、板橋区、豊島区、葛飾区。なお、葛飾区は令和5年10月開所予定。）において、民間機関である**社会福祉法人二葉保育園 二葉乳児院内のフォスタリングチーム「二葉・子どもと里親サポートステーション」**にフォスタリング業務を委託している。

⇒これらの児相では、「二葉・子どもと里親サポートステーション」の職員が児相の執務室に机を並べ、児相の里親担当職員とチーム一体となってフォスタリング業務に取り組んでおり、包括的な里親養育支援体制を構築している。

○以下では、**港区児相での取り組み**を例として紹介する。

※港区では、令和3年4月の港区児相開設に伴い「二葉・子どもと里親サポートステーション」へのフォスタリング業務委託を開始し、同機関の職員からなる「**フォスタリングチームみなと**」がフォスタリング業務を担っている。



「フォスタリングチームみなと」の業務内容を紹介するリーフレット

1 港区児相と「フォスタリングチームみなと」の連携体制

- 児相の職員と「フォスタリングチームみなと」の職員は、児相の執務室で机を並べ、日頃から密なコミュニケーションをとりながらチーム養育支援を行っている。
- また、**共同で週1回程度会議を行い、各ケースや事業の進捗管理をしている**。「フォスタリングチームみなと」の職員も**児相が行った措置や経過を把握することができ**、小さな変化であっても情報が細かく共有されている。

連携による効果と感ずる点など（港区児相より）

- ・児相とフォスタリング機関が物理的に近いため、**密な情報共有**を行い、**ケース対応や企画等に活かすことができている**と思う。各ケースの状況が細やかに共有されていることにより、**支援の流れが見えやすい**。
- ・児相の職員とフォスタリング機関の職員が協働することで、**支援のスピード（機動性）や連続性を確保することができている**と感じる。

児相と民間フォスタリング機関が一体となって里親委託を推進している先駆的事例の紹介（東京都内）②

2 児相とフォスタリング機関の関係（業務の役割分担や協働すべき業務の整理）

- フォスタリング業務を民間フォスタリング機関に委託する場合であっても、**フォスタリング業務全体のマネジメント等は児相が責任をもって行うことが必要**である。また、**里親登録及び里親委託措置は行政権限の行使**であり、**その最終判断はあくまで児相が行う必要がある**。
- このため、港区児相においても、上記のような前提を「フォスタリングチームみなと」との間でしっかりと共有した上で、里親の新規登録・更新、自立支援計画など里親への対応は、両者で面接や訪問を行うなど共同で対応。「フォスタリングチームみなと」が書類作成事務等を行い、港区児相は支援の全体把握と児相としての意思決定につながる判断を役割としている。
- 他方で、日常的な里親宅への定期訪問・電話連絡等は、「フォスタリングチームみなと」の職員が中心となり児相は必要に応じてこれに関与する形で行い、里親との信頼関係を構築しフォスタリング機関に相談しやすい環境を作るなど、**互いの立場で必要な業務を行い、話し合いながら柔軟にケースを進めている**。
- また、こどもと里親家庭のマッチングの場面では、**里親担当の児相職員と「フォスタリングチームみなと」の職員が話し合っ**てマッチング会議を行い、こどもと里親家庭にとって適切なマッチングを図っている。

3 民間フォスタリング機関の専門性やノウハウを生かした取組み

- 二葉・子どもと里親サポートステーションは里親支援の歴史が古く、長年の経験に基づく専門性やノウハウを持っている。「フォスタリングチームみなと」においても、特に以下のような場面において、**民間フォスタリング機関の専門性やノウハウを活かし、主体となってコーディネートに取り組んでいる**。

<「フォスタリングチームみなと」が主体となっている場面の例>

新規里親登録のための説明会、里親家庭の新規登録及び更新時における児相への来所相談対応、家庭訪問（自立支援計画の作成、里親への方針説明などのため、必要に応じて児相と一緒に訪問する）、里親調査書案の作成、里親委託後のトレーニング（里親のニーズに沿ったスキルアップ研修など）、里親の相互交流など

- ※二葉・子どもと里親サポートステーションでは、**日頃から内部でスーパービジョンを受けたり、職員同士の研修を行うなどして、フォスタリング機関としての専門性の維持・向上に努めている**。

児相と民間フォスタリング機関が一体となって里親委託を推進している先駆的事例の紹介（東京都内）③

4 民間の柔軟性を活かしたきめ細やかな支援の提供

- 「フォスタリングチームみなと」が所属する二葉・子どもと里親サポートステーションの強みとして、民間であるからこそその柔軟性を活かし、里親のニーズに合わせた交流・学び合う場の企画・提供、里親からの夜間休日を含む電話相談への対応、必要があれば週末の訪問支援も実施している。
- また、学校や保育所などの関係機関に対して里親家庭と子どもへの理解と配慮を求めるパンフレット（通称名（姓）、受診券、生い立ちに関する話題の取扱いなどについて）を作成し、各関係機関に出前講座をしたり、子どもが通う学校等へ児相とともに訪問したりする際に使用するなど、きめ細やかな支援に力を入れている。
- そのほか、民間としての柔軟性を活かし、里親委託解除後の子どもの自立支援、フォスタリング業務に連続した取り組みとして養子縁組成立後の訪問・相談対応、養親サロン、養子縁組成立後の子どもを対象としたプログラム（ライフストーリーワークをテーマとするキャンプ等）の企画など、里親委託中の支援だけではなく、児相の係属が終了したケースについても、子どもや養親のニーズに応じて支援を行っている。

「フォスタリングチームみなと」が作成した学校関係機関向けリーフレット



「フォスタリングチームみなと」が作成した里親制度普及・啓発のための「子どもと里親の物語」

各種取り組みによる効果とを感じる点など（港区児相より）

- ・港区児相は開設から2年程度であり、里親支援に関わる人材（児相職員）はまだ多くない。そのため、一緒に仕事をしていく中で、フォスタリング機関からその支援経験やノウハウを提供してもらうことは、ケースを支援する上でのメリットであるだけでなく、里親支援業務に関する知識やノウハウの蓄積となる観点から有用である。また、民間ならではの柔軟な各種取り組みが幅広い里親支援につながっていると感じている。

東京都内フォスタリング機関の業務の実際 ～二葉乳児院の取り組みをとおして～

社会福祉法人二葉保育園二葉乳児院
二葉・子どもと里親サポートステーション
長田 淳子（ちょうだ じゅんこ）

はじめに：二葉について

日野

児童養護施設



自立援助ホーム
(2016年～)

小平



調布



児童養護施設

保育園

都立多摩児童相談所フォスティング機関事業
受託

乳児院・フォスティングチーム



里親支援機関事業 3か所都立児童相談所
都立江東児童相談所フォスティング機関事業
都内5区児相フォスティング機関事業 受託

法人本部・保育園



新宿区

自立支援プロジェクト
アフターケア基金

法人全体として
アフターケアのための
独自資金確保、
ノウハウの蓄積
(2017年～)

二葉乳児院職員体制（2023年6月現在）

二葉乳児院

- ・ 里親支援専門相談員 1名
- ・ 里親交流支援員（都単独）1名

二葉・子どもと里親サ ポートステーション (41名)

- ・ 里親等相談支援員 等（常勤）10名
- ・ 里親等委託調整員（常勤）9名
- ・ 里親トレーナー（常勤）7名
- ・ 養子縁組成立後の里親等に対する個別支援事業（兼務1名）
- ・ 自立支援相談員3名（他兼務5名）
- ・ 里親フォローアップ研修担当職員1名
- ・ 里親リクルーター（常勤・非常勤）7・1名
- ・ 統括3名（常勤）
- ・ 心理担当

二葉乳児院

（都事業：新生児委託促進事業）

- ・ 新生児委託推進員 1名

社会的養護のもとにいる子どもたち

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	里親 養育里親、養子縁組里親、 親族里親含む
対象年齢	0～おおむね2歳 (必要に応じて就学前まで)	1歳～18歳まで (必要に応じて 0歳および20歳まで可能)	心理的・精神的課題を 抱える子ども	0歳～18歳まで (必要に応じて20歳まで)
全国 (R3年3月末)	145か所	612か所	53か所	里親登録:14,401世帯 ファミリーホーム:427か所
子どもの 人数	2,472人	23,631人	1,321人	里親委託:6019人 ファミリーホーム委託:1,688人
東京都 (R3年3月末)	11か所	57か所	未設置	里親登録:1060世帯 ファミリーホーム:31か所
子どもの 人数	255人	2,432人		里親委託:489人 ファミリーホーム委託:122人

★施設でも、小規模グループケア、グループホームなどの家庭的養護が推進されている

4. 東京都内の里親支援機関事業のこれまで

H21.2~22.3

- 広報啓発 ○推進委員会
- 訪問支援員派遣調整 ○研修企画 ○養親サロン ○養育体験

H22.4~H24.3

- 新規フォローアップ ○カウンセリング ○広報啓発
- 推進委員会 ○研修企画 ○養親サロン ○養育体験 ○学ボラ派遣調整

- H24.4~29.9
- 夜間電話相談 ○新規フォローアップ ○定期巡回訪問 ○カウンセリング
 - 養親サロン ○養育体験 ○広報啓発 ○保健師看護師派遣調整 ○育児家事兼所者派遣
 - 学ボラ派遣調整

- H30.4~
- カウンセリング ○養親サロン ○養育体験 ○相互交流 ○調査書素案 ○自立支援計画書素案
 - 広報啓発 ○スキルアップ事業 ○フォローアップ事業

* R2より自立支援事業, R4より養子縁組成立後家庭のための個別支援事業

5. 東京都内の里親支援機関と連携

フォスティング機関事業

都立多摩児童相談所

都立立川児童相談所

都立江東児童相談所

都立品川児童相談所

都立小平児童相談所

世田谷区

江戸川区

荒川区

港区

板橋区

豊島区

葛飾区

R5.10開所

里親支援機関事業

都立児童相談所 5か所

中野区



- 八王子・・・NPO法人キーアセット
- 杉並・・・東京公認心理師協会
- センター、北、足立・・・二葉乳児院
- 中野区・・・聖オディリアホーム乳児院

里親支援専門相談員

- * 担当児相（地域）の里親家庭への支援
- * 所属施設の入所児童の委託促進、支援

6. 二葉フォスタリング機関の体制イメージ(2023)

- ・葛飾区(R5.10月開所)

R5.4月より職員配置

- ・荒川区

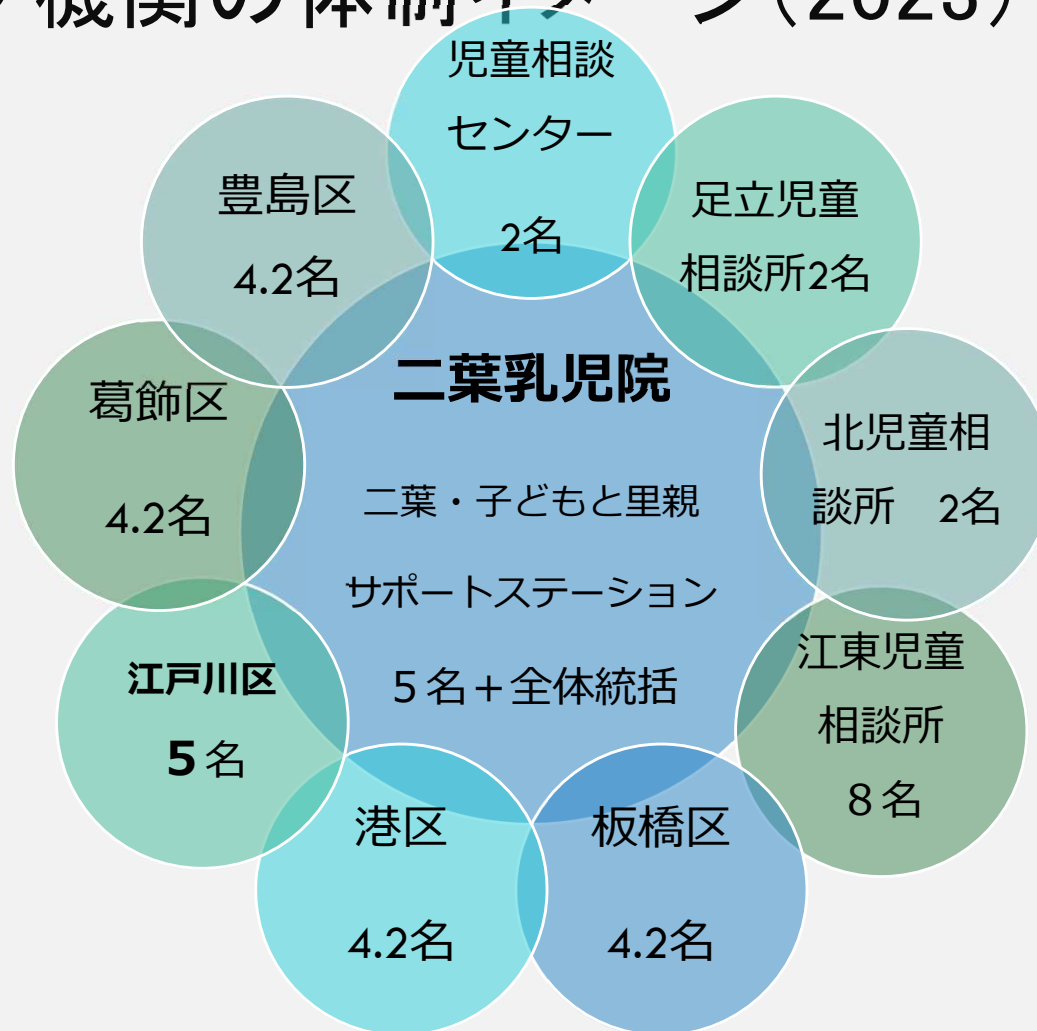
令和5年4月に地元児童養護施設に移行(R2~4年二葉が担当)

* R6 都児相再編

都立杉並、都立八王子

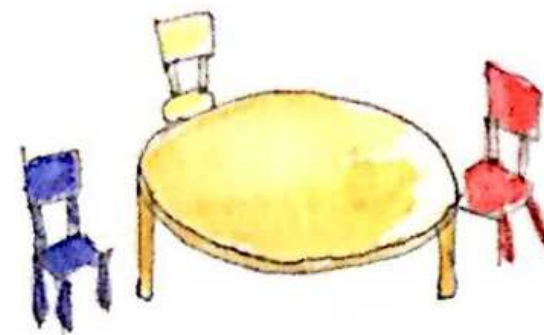
都立練馬

フォスタリングに変更予定



フォスタリング機関スタッフの採用と人材育成

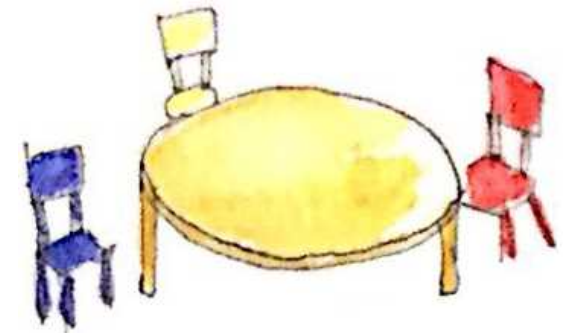
- 二葉の現状…43名専任スタッフ中（延べ数）、
 - 入職前に里親支援関連業務経験者…3名
 - 乳児院職員経験者…15名
 - 児童養護施設等職員経験者…10名
 - 相談援助業務経験者…21名
 - 社会福祉士・精神保健福祉士有資格者…29名・9名
 - 心理有資格者…8名



@2022 二葉・子どもと里親サポートステーション

フォスタリング機関スタッフの採用と人材育成

- 採用に際して…里親支援に対する考え、チームでの業務が可能かの適性
- 採用後…里親制度等に関連する資料・専門職倫理規定の再確認
- 入職当初…研修（法人新任研修、乳児院業務新任研修、
個人情報取り扱い研修、チームビルディングワーク）
OJT（児相ごと、職種ごと、チューター配置、実習 等）
- 入職以降…個々の専門性に合わせた研修受講
SV,全体ミーティング、事例検討 等実施
年2～3回の業務目標等整理のための個別統括面談



@2022 二葉・子どもと里親サポートステーション

二葉・子どもと里親サポートステーション SVおよびグループミーティングの考え方

全体

- チーム全体SV
- チーム全体事例検討
- チーム全体ミーティング

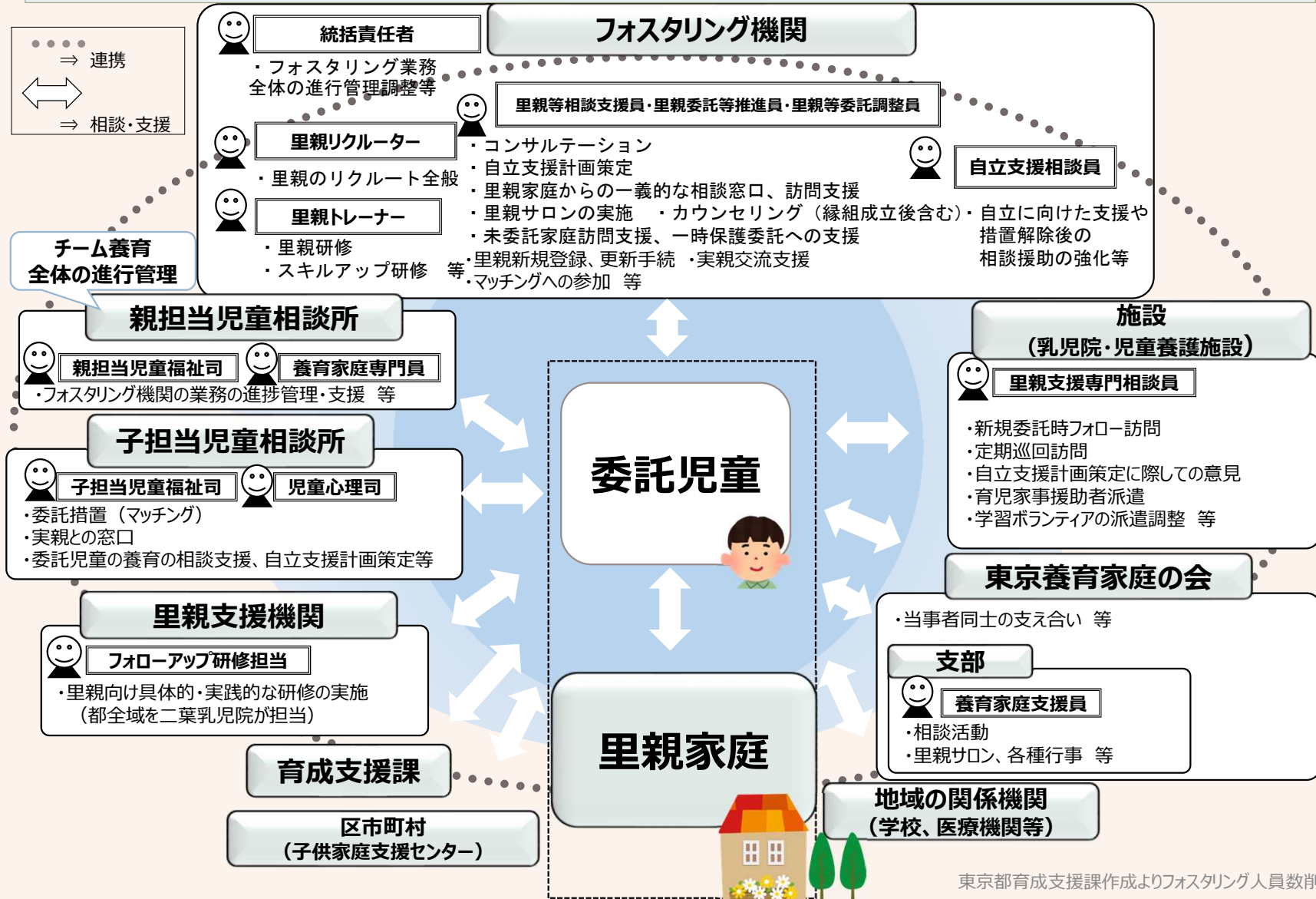
グループ

- 児童相談所ごと
- 入職年数ごと
- 職種ごとグループ・定例週ミーティング
- ワーキンググループ（子どもの権利ノート・キッズプログラム・一時保護・ハンドブック 他）

個別

- 希望者SV・面談
- 対象者SV・面談
- 土曜日フォスタリング機関事務室勤務

7. チーム養育体制について（フォスタリング機関が入っている児童相談所）



8. 東京都内の里親支援専門相談員の業務

○入所児童に対する里親支援

11か所全ての乳児院と35か所程度の児童養護施設に配置

①入所児童の委託推進（里親委託等推進委員会へのリスト提出）

②里親交流中の支援 ③委託後の行事招待等の連絡、相談対応

○担当する地域の里親家庭への支援

①定期巡回訪問・新規フォローアップ訪問

②育児家事援助者派遣 ③学習ボランティア派遣調整

区フォスティング機関（江戸川区、港区、荒川区、板橋区、豊島区、世田谷区）が受付等対応

○レスパイト受け入れ

○管轄地域の里親普及啓発

○里親研修等への講師、里親の施設実習の受け入れ

等

@2023二葉・子どもと里親サポートステーション

9. 二葉・フォスタリングチームの取り組み

広報・
リク
ルート

- 周知・・・パネル展示、体験発表会、SNS、出前講座、広報物 等
- リクルート・・・個別相談会、オンライン相談会 等

研修

- 認定等必修研修 ・トレーニング事業(個別事業) ・テーマ別研修

登録・
調査

- 訪問調査 ・調査書(新規・更新)作成

マッチ
ング

- マッチング ・交流支援 ・委託後支援 ・障害児委託促進事業

養育
支援

- 一時保護支援 ・相談援助・心理支援 ・相互交流 ・夜間休日電話相談
- 養育中支援 ・面会交流、家庭復帰支援 ・里親への措置解除後支援

自立
支援

- リービングケア ・アフターケア ・若者と里親家庭への支援

養親家
庭支援

- 養育相談 ・相互交流 ・子どもへの心理面接 ・ライフストーリーワーク
- 子どもグループワーク ・関係機関連携および調整 ・研修

©2022 二葉・子どもと里親サポートステーション



取り組み事業について

◆ 里親制度等普及促進・リクルート事業

里親リクルーター・区市町村連携コーディネーター

◇ 市町村連携里親制度の普及促進

◆ 里親訪問等支援事業

里親委託等推進員・里親等相談支援員

◇ 障害児里親等委託推進モデル事業

◇ 夜間休日相談支援

◆ 里親委託推進等事業

里親等委託調整員

◇ 親子再統合面会交流支援事業

◇ 子育て短期支援事業における里親の活用

◆ 里親研修・トレーニング事業

里親トレーナー

◇ 未委託家庭個別スキルアップ事業

◇ 認定等にかかる研修

◆ 養育家庭等自立支援強化事業

自立支援相談員

◆ 心理支援

◇ 里親家庭カウンセリング

心理

◆ 養子縁組成立後等家庭個別支援事業（都単独事業）

◇ 子どもに対するLSW,心理療法等支援

研修・里親トレーニング事業

スキルアップ研修

対象：主に未委託の里親家庭

実習や座学、ロールプレイ、集合および個別を併せたパーソナルプログラムの作成

＊研修終了後に里親担当児童相談所へフィードバック

養育体験

対象：主に未委託の里親家庭

児童福祉施設等での半日から一日の参加機会をとおして、子どもを知り、施設職員との関係を深める

施設職員が里親を知る機会

フォローアップ研修

対象：すべての里親家庭
年間15講座程度の研修企画。連続講座や演習等の企画

＊研修場面をとおした里親の状況や悩み等の把握・アセスメント

里親との課題共有

@2023 二葉・子どもと里親サポートステーション

里親等委託調整事業

インテーク

里親希望者に対するリクルートおよびインテーク面接
里親制度相談受付・対応
認定要件の確認
里親希望理由等の把握
制度説明および登録手続き手順の説明など

里親登録書類作成

新規登録および更新手続きなど調査書作成
家庭訪問調査
里親家庭のアセスメント
マッチングのための情報収集
個々の研修組み立てのための情報収集

自立支援計画作成

委託中の子どもの自立支援計画の作成（養育里親・専門里親）
作成にあたっての関係機関との情報共有およびアセスメント（学校訪問等）
子どもの意見聴収

©2023 二葉・子どもと里親サポートステーション

里親委託等推進事業・里親訪問等支援事業

相談援助

マッチングから交流、委託後支援まで、幅広く相談対応を行う。

家庭ごとに担当職員を配置し、日々の相談対応およびアセスメントを行う。

相互交流事業

こどもや家族同士のピアグループの定期的な運営。

イベントや研修、茶話会、おでかけプログラムなど、その地域の家庭にあわせながら企画を設定。

実子含む子ども支援

イベントの開催。実施含む家族支援の実施。

家庭復帰支援や、実親子面会支援。

一時保護委託時支援等

@2023二葉・子どもと里親サポートステーション

里親家庭に対する相談援助の内容

里親希望者に対する支援

- アセスメント
- 調査訪問、研修等によるニーズ把握

里親家庭（実子含む）に対する支援

- マッチング（候補児との関係性）
- 交流等支援 ・関係性の把握
- 委託中、家庭復帰、措置解除時のカウンセリング

里親家庭に対する研修等支援

- 子どもの特性等の説明と理解の把握
- FCP、PCIT、WMP等の研修

子どもに対する相談援助の内容

候補児に 対する支援

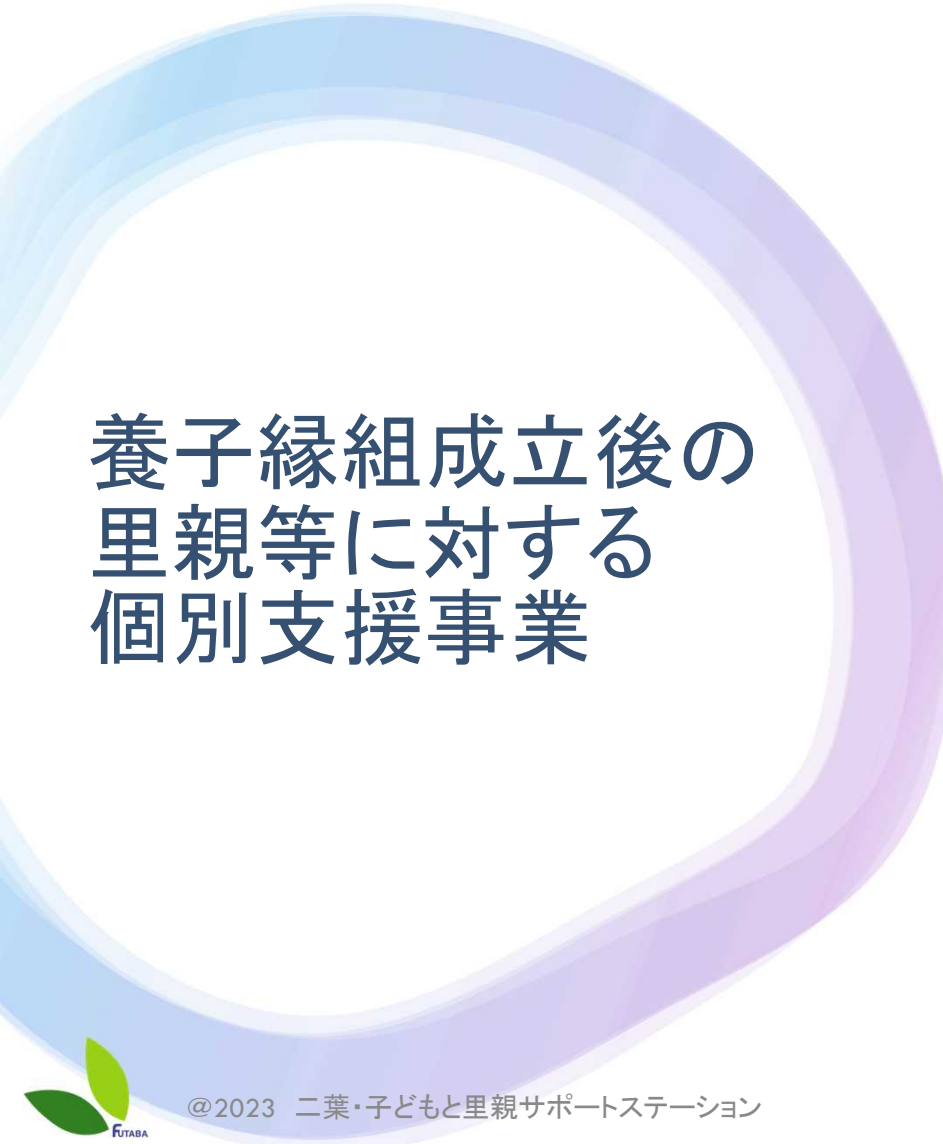
- 発達等含むアセスメント
- マッチングに対する子どもの意見聴取
- 交流中の里親子関係の把握と支援

子ども(実子含む) に対する支援

- 家族全体の把握とアセスメント
- 自立支援 ・実親交流 ・発達等含むアセスメント
- 定期的な子どもの意見表明の聴取

子どもに 対する研修等支援

- プレイセラピー、ライフストーリーワーク、カウンセリング 等
- グループ



養子縁組成立後の 里親等に対する 個別支援事業

STEP1 : 全体研修

STEP2 : 個別オンラインセッション

STEP3 : グループ別セッション(3~5家庭ごと)

* アフターフォローのための茶話会の実施。

ライフストーリーブック作成のお手伝い。

* 関係機関職員向け(児童相談所および施設等)の事例検討会(年2回)実施

半年から1年を通した連続講座で、その間に実際ライフストーリーワークを実施。

子どもや実親の情報収集・・・担当スタッフが東京都と連携して児童相談所や出身施設担当者との直接の情報収集が可能。施設等への訪問などの調整をスタッフが行う。

養育家庭等自立支援強化事業

委託児童への相談等

対象：中学生以上の子ども
および里親家庭

定期的な訪問等面接
情報提供・研修企画
子ども対象のイベント企画
奨学金等情報提供
子どもと実家族のアセスメント

解除後の児童に対する相談

解除後の児童への訪問、
連絡等相談対応

情報提供

里親家庭に対する相談

離職後等支援

通院同行等支援

つなぐ・情報発信

地域機関へつなぐこと

子どもの応援チームづくり

子どものニーズに合わせた
情報収集および発信

リクルート事業



広報啓発

知ってもらう機会を増やす取り組み

イベント参加

広報グッズ等配布

出前講座

企業との連携

里親リクルート

里親になってもらう

個別相談会

オンライン相談会

ホームページ作成

フリーペーパー等活用

多機関連携

各機関との連携のために

説明パンフレットの作成

(学校向け・親族里親・権利ノート・一時保護・真実告知)

ハンドブックの作成

コンサルテーション

@2023二葉・子どもと里親サポートステーション



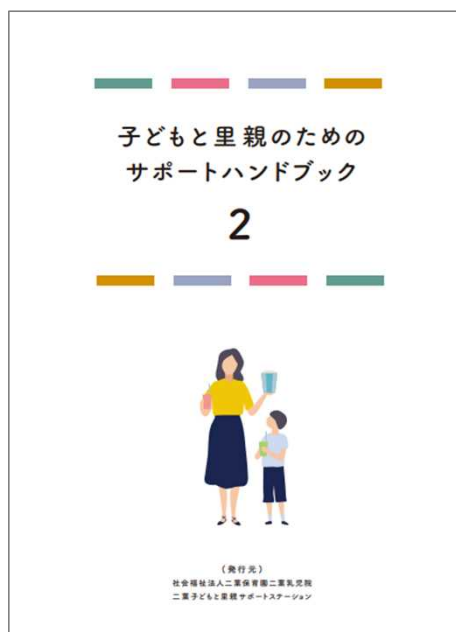
里親と共に学びを深める取り組み

里親家庭のための
子どもの権利ノートGuide Book

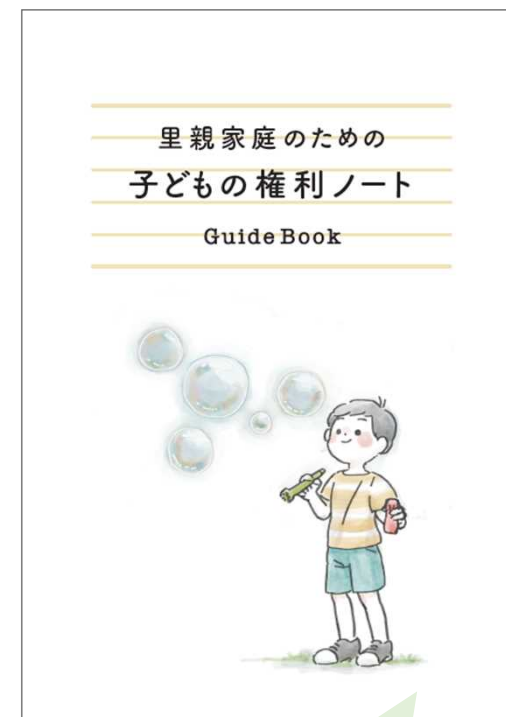
子どもと里親のためのサポートハンドブック1・2



https://www.shakyo.or.jp/tsuite/jigyo/research/20190513_sien_book1.pdf



https://www.shakyo.or.jp/tsuite/jigyo/research/20190513_sien_book2.pdf



子どもに向けた
「権利ノート」も完成!

社会福祉法人二葉保育園 二葉乳児院

二葉・子どもと里親サポートステーション

私たちについて

私たちは、里親支援を専門とする二葉乳児院内にあるフォスタリング(※)チームです。現在は、東京都及び5つの特別区から業務を受託しています。二葉乳児院が掲げる基本方針である「children first」に基づき、子どもにとって何が最善かを子どもや里親家庭と一緒に考えることを大切にしています。また、関係機関と連携しながら、児童相談所とは少し違う立場で、事業をすすめられるよう工夫しています。

※フォスタリングとは、里親の広報・リクルート及びアセスメント、里親家庭向け研修、里親養育への支援、アフターケア等、里親家庭への包括的な支援のことをいいます。

二葉・子どもと里親サポートステーションの受託事業

2009(平成21)年2月	東京都の里親支援機関事業を、モデル事業として児童相談センターにて開始。里親委託等推進員1名配置。
2012(平成24)年4月	都内全児童相談所にて里親支援機関事業開始に伴い、児童相談センター・墨田（現：江東）・北・足立児童相談所に里親委託等推進員を1名ずつ配置。
2016(平成28)年4月	里親開拓コーディネーター事業、里親養育スキルアップ事業を開始。
2018(平成30)年4月	各児童相談所に里親等委託調整員1名ずつ配置、里親フォローアップ研修事業を開始。
2020(令和2)年4月	特別区児童相談所設置に伴い、江戸川区にてフォスタリング機関事業、荒川区にて里親支援事業を開始。
2021(令和3)年4月	荒川区、港区にてフォスタリング機関事業を開始。（荒川区フォスタリング機関事業は2023年3月末に委託終了）
2022(令和4)年4月	江東児童相談所、板橋区にてフォスタリング機関事業を開始。
2022(令和4)年12月	豊島区にてフォスタリング機関事業を開始。
2023(令和5)年4月	葛飾区にてフォスタリング機関事業を開始。



子どもの養育支援体制（チーム養育MAP）

「チーム養育」とは、里親家庭と里親家庭を支援する機関がチームを組み、子どもを養育する仕組みです。子どもに関わる地域の様々な機関が、里親養育を理解し、寄り添い、支援するチームの一員です。

委託された子どもと日々の生活を共にし、子どもの安全と健やかな心身の成長を支援する「公的養育」の担い手。

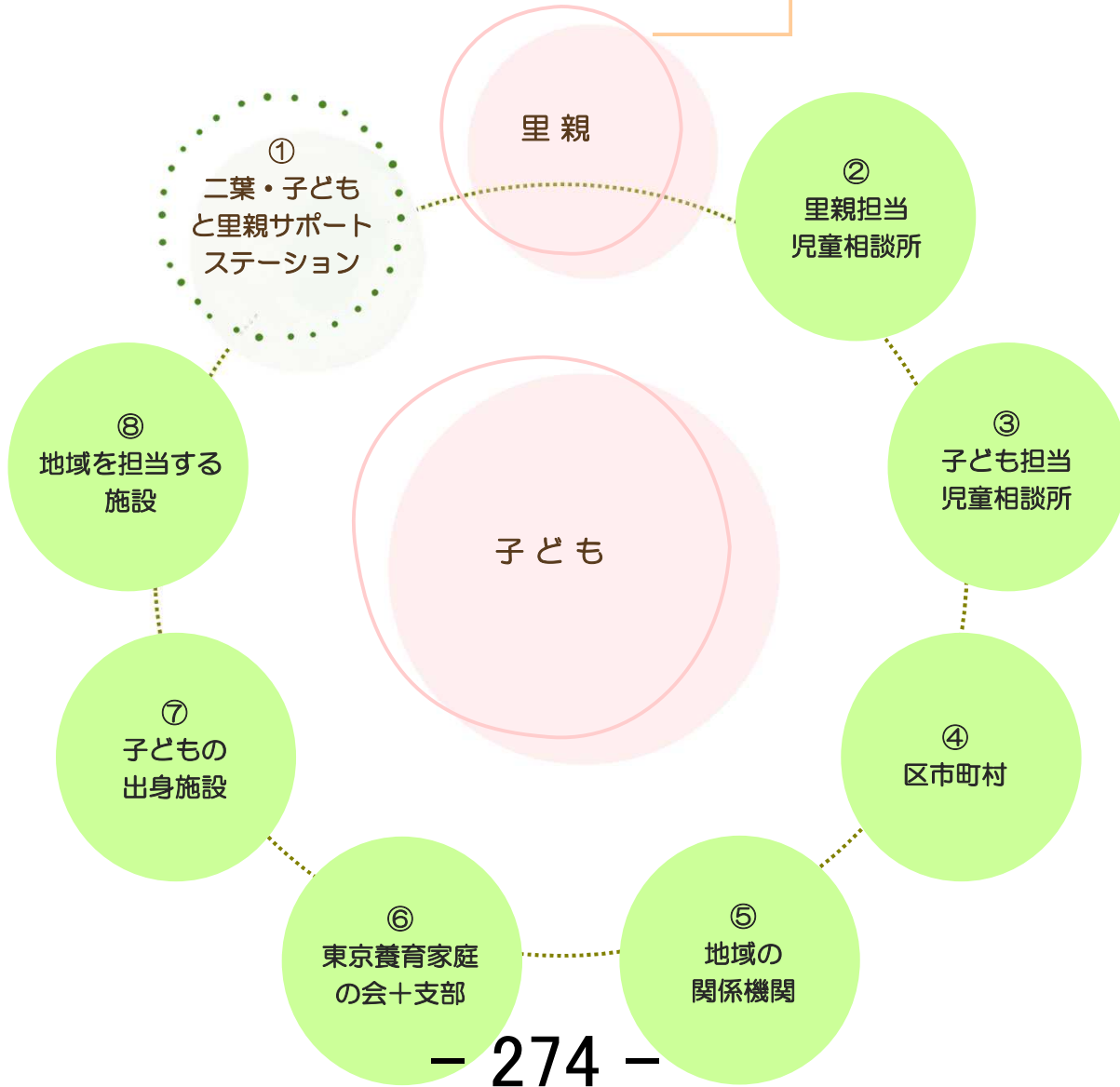


①
民間のノウハウを活かし、児童相談所をはじめとする関係機関と連携しながら、里親家庭への切れ目のない支援等を行う。
※詳細は各チームのパンフレット参照

⑧
児童相談所ごとに割りふられた一定の地域を担当する施設（乳児院・児童養護施設）。新規委託時フォローアップ訪問、里親委託後の定期的なアフターケア等を行う。

⑦
里親家庭に来る前に子どもが生活していた乳児院や児童養護施設等。養育のバトンを里親家庭につなぐ役割を担う。

⑥
認定前・登録後・更新時等の研修の実施、会報の発行、養育家庭の交流会の場の提供等を行う。



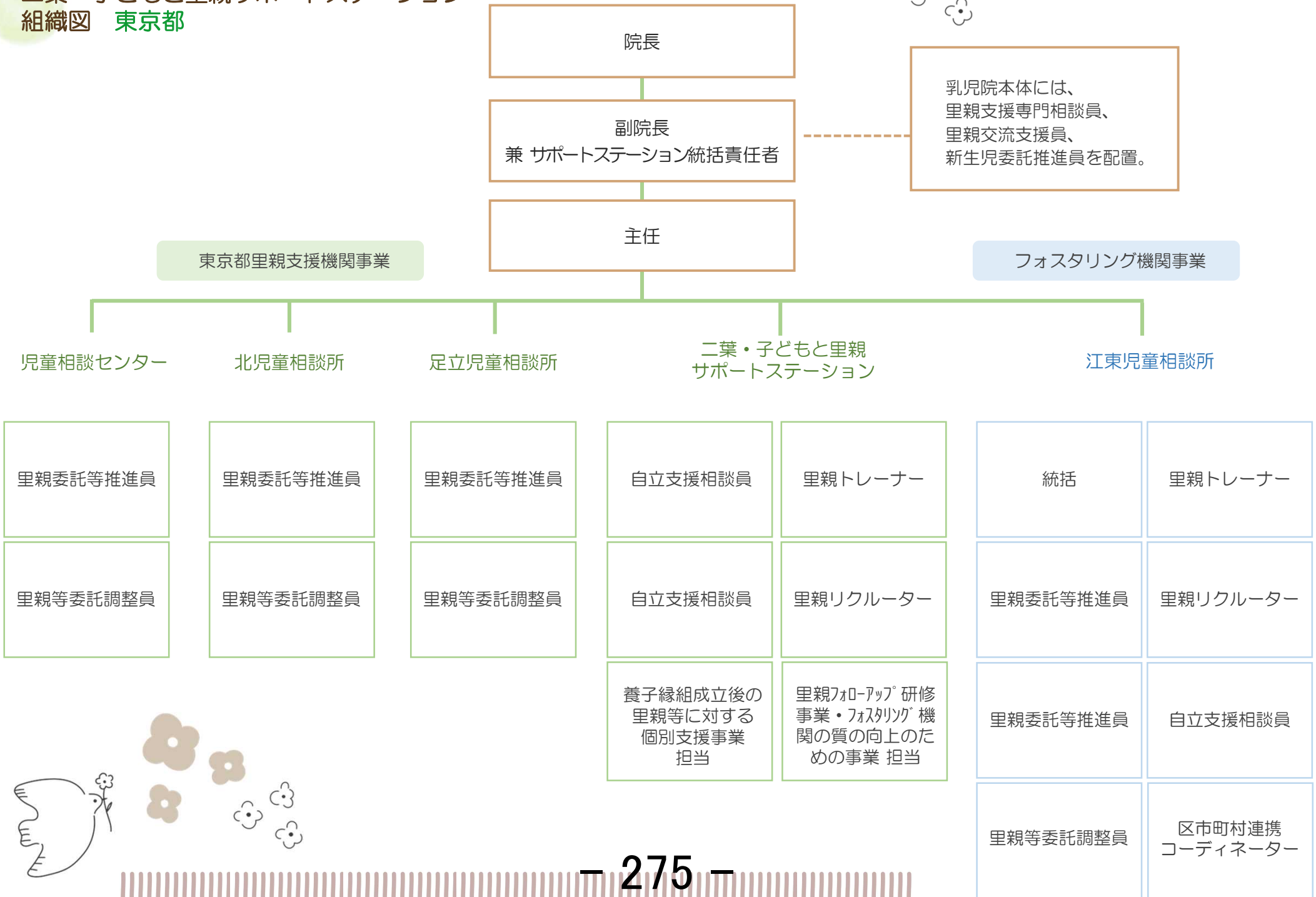
②
里親が住む地域を担当する児童相談所。里親認定・登録から委託までの支援を行う。
※東京都の場合は、本庁の育成支援課が認定登録に係る事務や措置費の支払い等を行う。

③
子どもの養育に関する相談支援、子どもや家庭に関する必要な調査、施設への入退所や里親への委託・解除等の措置決定等を行う。

④
子ども家庭支援センター等、里親が住む自治体の相談窓口。

⑤
保育所、学校、教育委員会、保健センター、発達支援センター、病院等。チーム養育の一員として里親家庭を支援する。

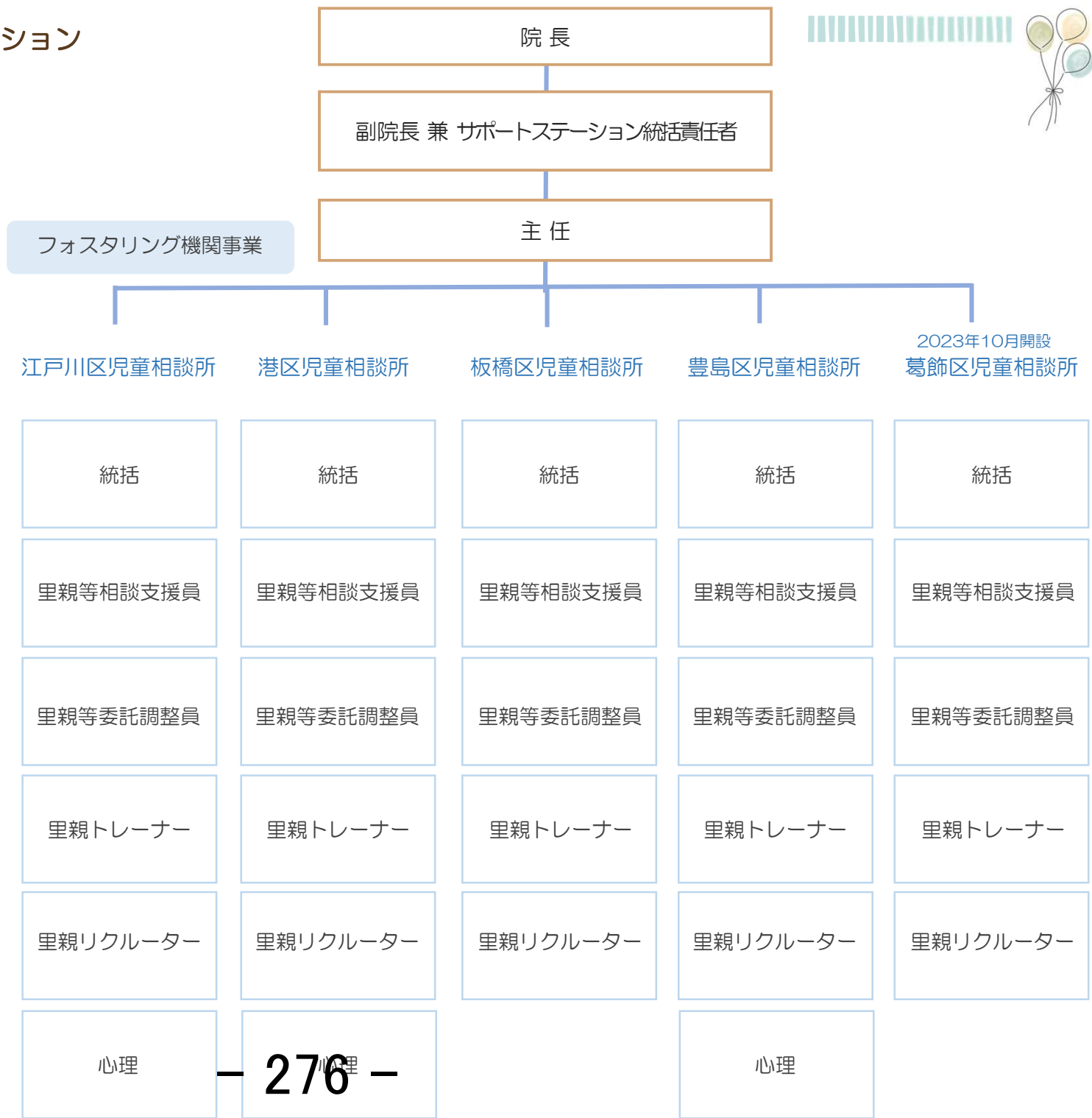
二葉・子どもと里親サポートステーション
組織図 東京都





受託事業以外の取り組み

- 里親支援等についての講師派遣
 - 養子縁組成立後の家庭の支援
 - 養子向けサポートプログラムの実施
 - 里親養育・里親支援に関する情報の発信
 - 『里親家庭の子どものための権利ノート』の発行
 - 植山つる児童福祉研究奨励助成金の助成による書籍『子どもと里親のためのサポートハンドブック1・2』の発行
- ※購入ご希望の方は、二葉・子どもと里親サポートステーション（03-3351-3108）にご連絡ください。
有償配布/各300円
全国社会福祉協議会のウェブサイト（下記QRコード）からもダウンロードしていただけます。



2023/9/7

全国児童相談所長会 事例発表

一時保護所の学習保障 ～教育委員会との連携～

堺市子ども相談所 一時保護所 小積 律子



堺市子ども相談所について

- ◆ 堺市...大阪府の中南部に位置する、大阪府で人口・面積が第二の政令指定都市
人口 約82万人 面積 約150km²
- ◆ 平成18年4月、堺市の政令市移行に伴い、子ども相談所（児童相談所）開設
- ◆ 4課体制
虐待対策課 育成相談課 家庭支援課
一時保護所(課)

一時保護所 キッズ`ステーションさかいについて

- ◆ 平成19年8月 開所
- ◆ 相談部門が執務する「堺市立健康福祉プラザ」から約1.5kmの距離にある単独施設
- ◆ 入所定員 30名 ※個室棟増築等により、R4年度～増員
学齢男子12 学齢女子12 幼児6
- ◆ 平均入所率 R3年度 86.1% R4年度 84.1%
- ◆ 平均入所期間 30日超え
- ◆ 中学生、高校生（中卒児）の入所増加

一時保護所 キッズステーションさかいについて

【堺市一時保護所の基本理念】

「一時保護所業務ハンドブック」より

子どもの安心・安全を確保し

子どもの最善の利益の実現のため

「子どもの権利条約」の精神に基づいて

子どもたちの権利を守るべく、支援する

堺市一時保護所の学習保障

◆学習指導員（教員）の配置

正職教員1名 ※教育委員会と併任兼務

OB教員2名 ※再任用職員を教委より派遣

◆堺市立の小中学校在籍児童

→ 一時保護中は出席扱い

◆在籍校との連携

中学生の定期試験 一時保護所で受験

学習指導員が試験監督

堺市一時保護所の学習保障

【学習指導の目的】

- ◆ 「学習の機会の保障」
- ◆ 子どもの状況や特性、学力に配慮した指導により、学ぶことの楽しさや喜びを体験
- ◆ 生きる力につながる基礎学力の育成・向上
 - ・ 定着
- ◆ 一保解除後のスムーズな学校復帰につながるよう、学習習慣の維持および向上

学習指導員(教員)による学習指導

- ◆生活日課として、学習時間割を設定
(月～土、祝日は除く)
 - 9:25 ～9:35 ホームルーム
講話「今日は何の日」
 - 9:35 ～10:10 ①限目 国語 (漢字)
 - 10:20～10:55 ②限目 算数/数学 (計算)
※ウォーミングアップ 間違い探し
 - 11:05～11:40 ③限目 総合 ※視聴覚教材による授業
- ◆専用の学習室にて (始業終業チャイムあり)
授業 (講話) + 昇級形式のドリル・問題集

在籍校との連携

一時保護開始後速やかに、学習指導員が在籍校（校長・教頭、生徒指導担当、担任他）と連絡を取り合う。状況に応じて、学校教諭との面会を設定

- ◆ 学校での学習や生活の状況等について情報交換
- ◆ 学習教材等の提供
- ◆ 中学生：定期試験の受験
 - 試験範囲表、試験に向けた教材等が届く（必要に応じて、個別学習の時間を設定）
 - 在籍校の試験日程と調整し、学習指導員が試験監督、一時保護所にて実施
 - 子どもの不利益にならないよう採点・評価
 - ※中学3年生は進路相談・指導も
- ◆ 支援学級在籍児：学力~~284~~特性に配慮した教材の提供

高校生の学習保障の課題

- ◆ 高校生（中卒在籍なしを含む）
[現状]ホームルームのみ学習室で参加
その後、居室で個別学習
- ◆ 高校によって対応の違いあり（各校の判断）
出席の扱い、欠席への配慮、
定期試験の受験、代替措置…

個別の事情に応じた個別的配慮が必要

一時保護委託による通学保障

一時保護所からの通学支援（学校への送迎）

社会的自立に向けた学習内容の工夫

教育委員会との連携 これからの取組

- ◆ 教育委員会・在籍校とのさらなる連携強化
校長会、生徒指導部会等を通して、
一時保護中の学習保障について意識共有
(小学校 92校、中学校 43校)
教育センター、適応指導教室との情報交換
- ◆ 学習指導のICT環境の整備を検討
学習室のWi-Fi整備
タブレット端末の導入 等

2023年9月7日（木）全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議

中野区児童相談所 一時保護所の実践について

中野区児童相談所副所長 一時保護所長 神谷 万美

本日のお話


1 中野区児童相談所 （1）運営基本方針 （2）こども・家庭を支える相談体制	3
2 一時保護所の取り組み （1）定員・構成等 （2）運営基本方針・行動指針 （3）学習支援 （4）外出 （5）権利擁護	6
3 取り組みを支える基盤	13
4 今後の展開	14

1 中野区児童相談所

中野区は令和4年4月に特別区としては5番目に児童相談所を設置した。

設置にあたっては、以下の実現を目指した。

- 初動から一貫したより迅速な対応
- 地域と連携したきめ細かい支援
- 専門性を高めることによる地域全体の対応力の向上
- こども虐待の未然防止、早期発見、早期対応、再発防止の体制の確立



人 口	約33万人	(こども人口:3万5千人)
面 積	15.59km ²	
相談受付	1,426件	(うち虐待相談 898件)

(1) 運営基本方針

基本姿勢

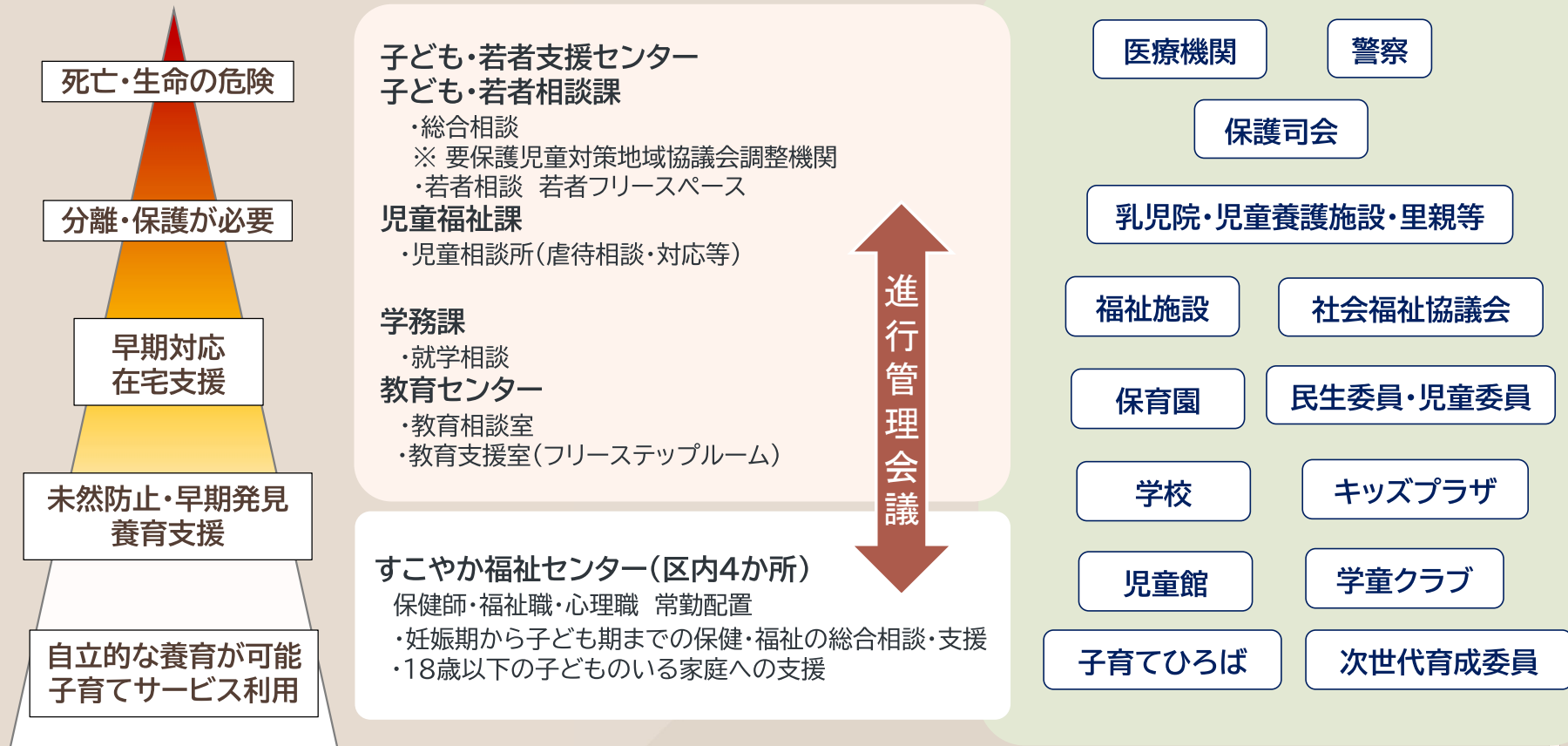
私たちは子どもの命、安全を確保した上で、子どもの夢と希望を実現するため、あらゆる人と手を携え、子どもの最善の利益が達成できるよう、努めます。

基本方針・取組

- ①子どもの命、安全を最優先に行動します。
- ②子どもに会い、夢と希望を教えてください、から始めます。
- ③家族が主体的に子どもの安全を創り、夢と希望を実現できるように支援します。
- ④支援者、地域、関係機関と手を携え、支援の隙間に落ちることのないよう、家族の取組を支えます。
- ⑤専門性を高める努力を惜しまず、常に実践から学び、児童福祉の専門家として誇りを持って職務に取り組みます。



(2) こども・家庭を支える相談体制



2 一時保護所の取り組み

(1) 定員・構成等

- ①定員 12名（幼児2、学齢女子5、学齢男子5）
※令和4年度 年間保護件数 128件(内所内73件)
- ②建物 一時保護所(単独) 1,300㎡程度
- ③構成

居室フロア

午後の自由時間から就寝、翌日の起床までを思い思いに過ごす。共有スペースにはTV、ゲーム、漫画等を配置。居室ではタブレットで映画・音楽を楽しむこともできる。

日中活動フロア

学習、運動、食事等日中活動を中心に過ごす。中央部に上部吹き抜けの中庭デッキ配置、自然の外気や光をじることができる。

個別対応フロア

入所時のインテーク、児童福祉司・心理司等との個別面接、児童養護施設等との顔合わせ、健康診断、静養が必要な時等に必要な諸室を配置。

常勤：所長（兼務）・係長・看護師 日勤
支援員（20人）ローテーション
会計年度：心理療法担当、健康管理支援、
学習支援、生活支援、夜間指導

居室フロア

居室、くつろぎスペース(和室)、
ラウンジ、ウォーターサーバー
キッズルーム、浴室、洗面 等

日中活動フロア

学習室、多目的室、食堂、
プレールーム、中庭デッキ 等

個別対応フロア

ウェルカムルーム、リラックスルーム
相談室、保健室、静養室、厨房 等

吹き抜け

職員事務室

(2) 運営基本方針・行動指針

○子どもの安全を守り、安心して穏やかに過ごせる環境を提供します。

私たちは、子どもの安全を脅かす危険について、常に意識し、危険の未然防止や早期対応を責任を持って行います。

私たちは、家庭的で心地よく楽しいと思える環境を子どもと職員で一緒につくっていきます。

私たちは、子どもが安心して失敗や試行錯誤ができるために、失敗しても責められず、失敗から学び、自分の強みに気づけるように支え励まします。

○子どもの権利とアドボカシーを保障し、一人一人の生活を支援します。

私たちは、子ども自身が大切な存在であることに気づくことができたり、自分の気持ちや想いを表現することが良かったと思える実体験ができるように支援します。

私たちは、子どもが一時保護所でどのように過ごしていくのかを子どもと話し合っ決めていく過程や、子どもの想いや希望が方針や退所後の生活に活かされるように、児童福祉司・児童心理司等と連携協働し、保護者や子どもに関わる支援者に橋渡しをすることを大切にします。

アウトリーチの実践(保護所職員が直接実施)

- 保護者、学校、施設等へのFB
- 医学診断の同席
- 児童福祉審議会への出席 等

(2) 運営基本方針・行動指針

○子どもの想いを受け止め、子どもに寄り添います。

私たちは、子どもの特性や愛着の課題、これまでの背景、大人を試す行動などの姿をまずは受け止め、どのような**想い、悩み、生きづらさ**を抱えているかを子どもから教えてもらいながら、**子どもへの理解を深めます。**

私たちは、特に入所時の関わりは福祉の入り口であり、その後の支援に大きな影響を与えたり、大人になってからの福祉のイメージにも繋がっていくことを常に意識しながら丁寧に関わります。

○専門性を高める努力を惜しまず、常に実践から学び、児童福祉の専門家として誇りを持って職務に取り組めます。

私たちは、エビデンスに基づく実践力を高めるための**学びの機会を確保**します。

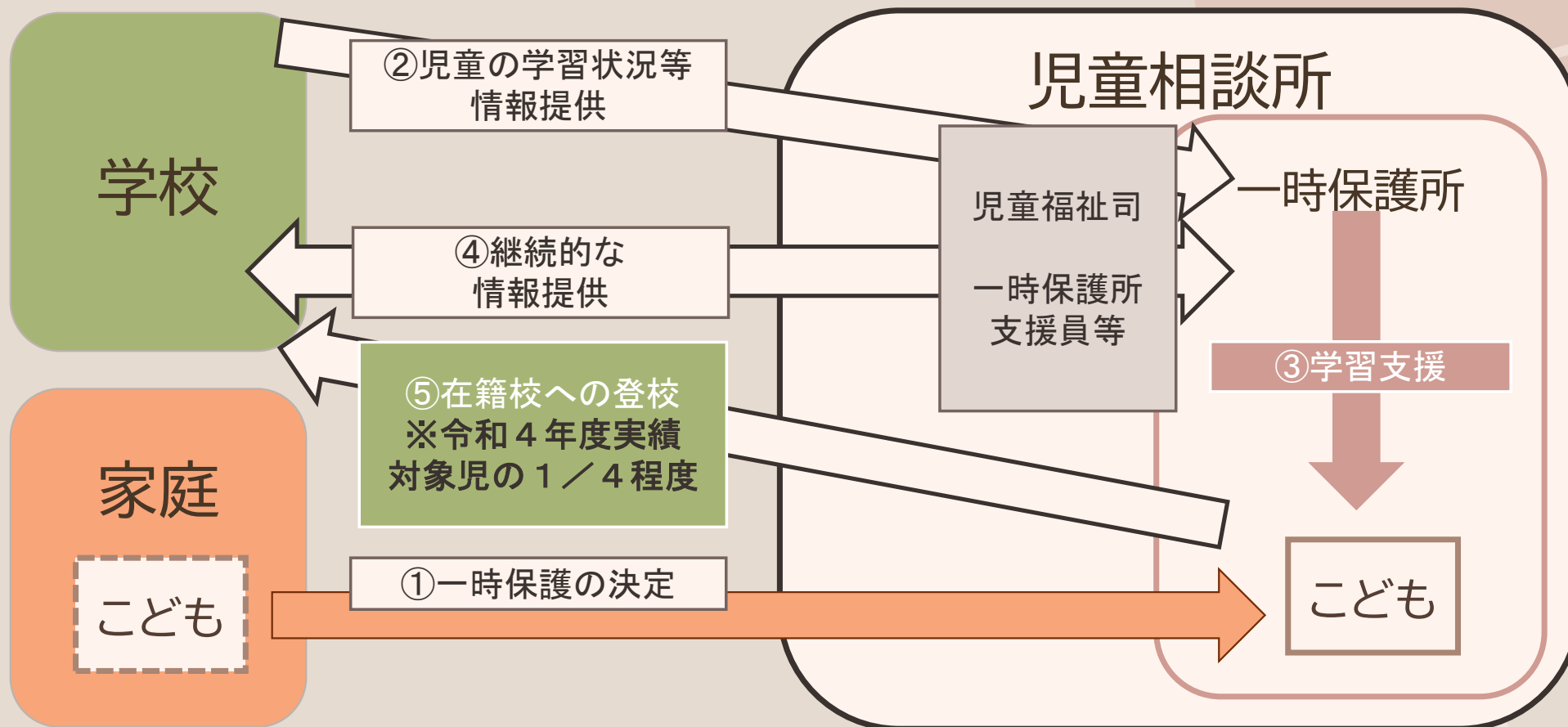
私たちは、**外部からの意見を踏まえ**、常にチームでの支援の振り返りと専門性の学び直しを繰り返していきます。

私たちは、**職員同士**が互いにフラットな**関係性**で率直な意見交換をしたり、相手の立場や意見を尊重することが、**子どもに向き合う態度に繋がることを意識**します。

私たちは、この職場で**働き続けたい、新たな人材が働きたいと思える職場、チームになります。**

(3) 学習支援

学習支援員 3人
英語授業 外部委託
タブレット教材活用あり
生活支援員 2人（登校支援）



(4) 外出

①朝活動 9:10~10:25

朝食後の朝活動。こどもの希望を踏まえて、近隣の公園や図書館等公共施設へ移動し活動。できる限り外気に触れ、体を動かす機会の確保を図っている。

②個別外出等生活支援事業

保護期間2週間以上のこどもが対象。こどもと一緒に計画し、遊戯施設等への外出や買い物等を実施。

事後アンケートで振り返りを行っている。

短期：3,000円／回

長期：12,000円／回

(5) 権利擁護

①インテーク

入所事情がどのような場合であっても「よく来たね」とこどもを受け止め、安心できる場であることを伝え、この機会がこどもにとって福祉の入り口となることを意識している。「入所のしおり」に加え、所内の様子を録画編集した動画を用いるほか、幼児には絵本による説明を実施。

②いちほ会議

「一時保護所がもっと良くなるための方法や考え方」を話し合う場として、心理療法担当職員をファシリテーターとして月3回定期的の実施。「心と体のケア・こどもの権利」「アイデア交換」「話し合い」を基本とし、こども自身が会をすすめていく方法も試行している。

③きくぞう会・退所アンケート

一時保護所長・係長がこどもから直接話を聴く機会(きくぞう会)、退所時アンケートを実施している。

④子どもアドボカシー事業:独立アドボカシー

週1回こどもの声を聴くことを専門的に扱う団体からアドボカイトの訪問を受けている。
こどもへのレクチャーの実施や生活場面での関りあいの機会を設ける等、意見表明等を支える環境を整えている。

3 取り組みを支える基盤

一時保護所と相談部門の連携

児相システム・WEB会議
共通研修（サインズ・オブ・セーフティ等）
係横断PT（研修・権利・司法面接等）
自主勉強会 等

経験者、弁護士、医師等 専門的バックアップ

一時保護所でのコンサルテーション
（支援・医療）
こどもレクチャー

財政確保・庁内理解

施設整備等にかかる専門性理解
人材配置の配慮
業務委託（清掃・洗濯・調理）
IT支援（タブレット活用）

人材確保・育成 特別区の横連携

職種・経験年数別人材育成・研修計画
特別区経験者採用・研修所
一時保護所職種間連携

職員フォロー・カウンセリング

心理療法担当職員・契約医療
機関等による支援者支援
共通研修・カウンセリング

4 今後の展開

職員が安心して自信をもって業務を行うことができる環境のもとに、運営基本方針に基づく実践を積み重ね、こどもにとって一時保護所が安全基地となり、次に進み力を蓄え、こどものエンパワメントにつながる機会となるよう、歩みを滞らせず取り組みを続けていく。

■良い実践の維持・継続

運営基本方針・行動指針に基づく実践の積み重ね

■こどものことを決める場面へのこどもの参画

観察会議、援助方針会議へのこども参画 等

援助方針会議へのこども参画 試行中

■こども直筆の気持ちを伝える書面の提出

■WEB会議・オンラインでの気持ちの表明 等

■個々の支援をよりきめ細かく行う仕組みの確立

(仮)いちほ版こどもの権利ノート(こどもの権利・心理教育・リラクゼーション)による導入をベースとし、こども一人ひとりの状況を「こども中心のかかわり」に着目して把握し、生活場面での対応に生かす取り組みを試行中。

The background features a light gray base with several abstract shapes: a large reddish-brown shape on the left, a large olive-green shape on the right, and a white outline of a leaf-like shape on the right. In the top left, there is a faint illustration of a leafy branch.

ありがとうございました

中野区児童相談所

令和4年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数（速報値）

○児童相談所における児童虐待相談対応件数とその推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1頁

○児童相談所における児童虐待相談対応件数（対前年度比較、児童相談所設置自治体別） 2頁

○児童相談所における虐待相談の内容別件数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3頁

○児童相談所における虐待相談の経路別件数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4頁

児童相談所における虐待相談対応件数とその推移

○令和4年度中に、全国232か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は
219,170件(速報値)で、過去最多。

※ 対前年度比+5.5%(11,510件の増加)(令和3年度:対前年度比+1.3%(2,616件の増加))

※ 相談対応件数とは、令和4年度中に児童相談所が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等を行った件数。

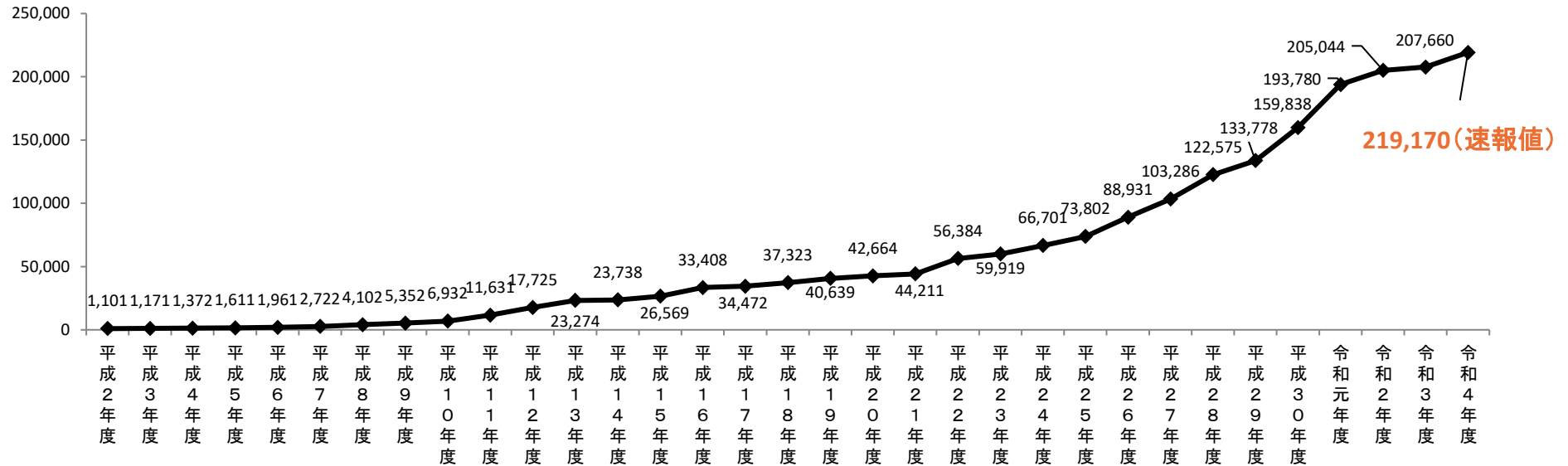
【主な傾向】

・心理的虐待に係る相談対応件数の増加(令和3年度:124,724件→令和4年度:129,484件(+4,760件))

・警察等からの通告の増加(令和3年度:103,104件→令和4年度:112,965(+9,861件))

〈令和3年度と比して児童虐待相談対応件数が増加した自治体への聞き取り〉

・関係機関の児童虐待防止に対する意識や感度が高まり、関係機関からの通告が増えている。



(注) 平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度(速報値)
件数	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	219,170
対前年度比	+6.3%	+11.3%	+10.6%	+20.5%	+16.1%	-302	+9.1%	+19.5%	+21.2%	+5.8%	+1.3%	+5.5%

児童相談所における児童虐待相談対応件数（対前年度比較、児童相談所設置自治体別）

	児童相談所相談対応件数			対前年度比
	令和3年度	令和4年度 (速報値)	対前年度 増減件数	
北海道	4,020	3,644	▲ 376	▲ 9%
青森県	1,693	2,039	346	20%
岩手県	1,709	1,717	8	0%
宮城県	1,764	2,065	301	17%
秋田県	596	578	▲ 18	▲ 3%
山形県	570	567	▲ 3	▲ 1%
福島県	1,985	2,256	271	14%
茨城県	3,743	4,033	290	8%
栃木県	1,625	1,627	2	0%
群馬県	1,932	1,897	▲ 35	▲ 2%
埼玉県	14,370	15,512	1,142	8%
千葉県	9,593	8,747	▲ 846	▲ 9%
東京都※2,3	26,047	20,705	▲ 5,342	▲ 21%
神奈川県	7,195	7,899	704	10%
新潟県	2,074	2,091	17	1%
富山県	894	1,044	150	17%
石川県	814	933	119	15%
福井県	1,018	922	▲ 96	▲ 9%
山梨県	1,462	1,451	▲ 11	▲ 1%
長野県	2,651	2,697	46	2%
岐阜県	2,390	2,684	294	12%
静岡県	2,222	2,054	▲ 168	▲ 8%
愛知県	6,588	6,493	▲ 95	▲ 1%
三重県	2,147	2,408	261	12%
滋賀県	2,264	2,187	▲ 77	▲ 3%
京都府	2,505	2,865	360	14%
大阪府	14,212	16,036	1,824	13%
兵庫県	5,567	5,702	135	2%
奈良県※4	1,837	1,254	▲ 583	▲ 32%
和歌山県	1,792	2,066	274	15%

	児童相談所相談対応件数			対前年度比
	令和3年度	令和4年度 (速報値)	対前年度 増減件数	
鳥取県	135	148	13	10%
島根県	378	332	▲ 46	▲ 12%
岡山県	669	796	127	19%
広島県	2,956	3,131	175	6%
山口県	662	688	26	4%
徳島県	910	1,039	129	14%
香川県	1,037	1,152	115	11%
愛媛県	1,406	1,737	331	24%
高知県	452	501	49	11%
福岡県	6,184	6,760	576	9%
佐賀県	987	1,085	98	10%
長崎県	974	1,084	110	11%
熊本県	1,027	1,339	312	30%
大分県	1,664	1,786	122	7%
宮崎県	1,843	2,019	176	10%
鹿児島県	2,114	2,423	309	15%
沖縄県	2,509	2,585	76	3%
札幌市	2,402	2,286	▲ 116	▲ 5%
仙台市	1,733	1,651	▲ 82	▲ 5%
さいたま市	3,236	3,365	129	4%
千葉市	2,277	2,472	195	9%
横浜市	7,659	9,103	1,444	19%
川崎市	3,965	4,095	130	3%
相模原市	1,976	1,896	▲ 80	▲ 4%
新潟市	1,431	1,570	139	10%
静岡市	672	782	110	16%

	児童相談所相談対応件数			対前年度比
	令和3年度	令和4年度 (速報値)	対前年度 増減件数	
浜松市	823	872	49	6%
名古屋市	3,735	3,183	▲ 552	▲ 15%
京都市	2,170	2,257	87	4%
大阪市	6,136	6,319	183	3%
堺市	2,209	2,395	186	8%
神戸市	2,934	2,667	▲ 267	▲ 9%
岡山市	408	424	16	4%
広島市	1,951	2,323	372	19%
北九州市	2,363	2,515	152	6%
福岡市	2,685	3,057	372	14%
熊本市	1,325	1,425	100	8%
横須賀市	859	962	103	12%
金沢市	830	693	▲ 137	▲ 17%
明石市	695	602	▲ 93	▲ 13%
奈良市	—	385	—	—
港区	—	1,029	—	—
世田谷区	—	1,683	—	—
中野区	—	817	—	—
豊島区※5	—	83	—	—
荒川区	—	481	—	—
板橋区※5	—	998	—	—
江戸川区	—	2,002	—	—
合計	207,660	219,170	11,510	6%

※1 都道府県の件数には、指定都市・児童相談所設置市の件数を含まない。

※2 令和3年度の東京都の件数には、令和2年度に児童相談所を開設した世田谷区、荒川区、江戸川区及び令和3年度に開設した港区の件数を含む。

※3 令和4年度の東京都の件数は、児童相談所を開設した特別区の件数を除いたことから、対前年度比が大幅に減少している。

※4 令和4年度の奈良県の件数は、令和4年4月に児童相談所を開設した奈良市の件数を除いたことから、対前年度比が大幅に減少している。

※5 板橋区は令和4年7月、豊島区は令和5年2月に児童相談所開設

児童相談所における虐待相談の内容別件数の推移

○ 心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体的虐待の割合が多い。

	身体的虐待		ネグレクト		性的虐待		心理的虐待		総数	
平成23年度	21,942	(36.6%)	18,847	(31.5%)	1,460	(2.4%)	17,670	(29.5%)	59,919	(100.0%)
平成24年度	23,579	(35.4%)	19,250	(28.9%)	1,449	(2.2%)	22,423	(33.6%)	66,701	(100.0%)
平成25年度	24,245	(32.9%)	19,627	(26.6%)	1,582	(2.1%)	28,348	(38.4%)	73,802	(100.0%)
平成26年度	26,181	(29.4%)	22,455	(25.2%)	1,520	(1.7%)	38,775	(43.6%)	88,931	(100.0%)
平成27年度	28,621	(27.7%)	24,444	(23.7%)	1,521	(1.5%)	48,700	(47.2%)	103,286	(100.0%)
平成28年度	31,925	(26.0%)	25,842	(21.1%)	1,622	(1.3%)	63,186	(51.5%)	122,575	(100.0%)
平成29年度	33,223	(24.8%)	26,821	(20.0%)	1,537	(1.1%)	72,197	(54.0%)	133,778	(100.0%)
平成30年度	40,238	(25.2%)	29,479	(18.4%)	1,730	(1.1%)	88,391	(55.3%)	159,838	(100.0%)
令和元年度	49,240	(25.4%)	33,345	(17.2%)	2,077	(1.1%)	109,118	(56.3%)	193,780	(100.0%)
令和2年度	50,035	(24.4%)	31,430	(15.3%)	2,245	(1.1%)	121,334	(59.2%)	205,044	(100.0%)
令和3年度	49,241	(23.7%)	31,448	(15.1%)	2,247	(1.1%)	124,724	(60.1%)	207,660	(100.0%)
令和4年度	51,679	(23.6%)	35,556	(16.2%)	2,451	(1.1%)	129,484	(59.1%)	219,170	(100.0%)

児童相談所における虐待相談の経路別件数の推移

○ 児童相談所に寄せられた虐待相談の相談経路は、警察等が最も多く、次いで近隣・知人、家族・親戚、学校からが多い。

	家族 親戚	近隣 知人	児童 本人	都道府県 指定都市・中核市			市町村		児童福祉施設		保健所・医療機関		警察等	児童 委員	学校等			その他	総 数
				児童 相談所	福祉 事務所	保健 センター	福祉 事務所	保健 センター	保育所	児童福 祉施設	保健所	医療 機関			幼稚園	学校	教育 委員会		
23年度	8,949 (14.9%)	12,813 (21.4%)	741 (1.2%)	3,621 (6.0%)	1,282 (2.1%)	340 (0.6%)	5,160 (8.6%)	366 (0.6%)	882 (1.5%)	634 (1.1%)	202 (0.3%)	2,310 (3.9%)	11,142 (18.6%)	220 (0.4%)	213 (0.4%)	5,536 (9.2%)	313 (0.5%)	5,195 (8.7%)	59,919 (100.0%)
24年度	8,664 (13.0%)	13,739 (20.6%)	773 (1.2%)	4,165 (6.2%)	1,220 (1.8%)	424 (0.6%)	5,339 (8.0%)	375 (0.6%)	909 (1.4%)	689 (1.0%)	221 (0.3%)	2,653 (4.0%)	16,003 (24.0%)	233 (0.3%)	211 (0.3%)	5,730 (8.6%)	303 (0.5%)	5,050 (7.6%)	66,701 (100.0%)
25年度	8,947 (12.1%)	13,866 (18.8%)	816 (1.1%)	4,835 (6.6%)	1,195 (1.6%)	375 (0.5%)	5,423 (7.3%)	292 (0.4%)	881 (1.2%)	799 (1.1%)	179 (0.2%)	2,525 (3.4%)	21,223 (28.8%)	225 (0.3%)	213 (0.3%)	6,006 (8.1%)	279 (0.4%)	5,723 (7.8%)	73,802 (100.0%)
26年度	9,802 (11.0%)	15,636 (17.6%)	849 (1.0%)	5,806 (6.5%)	1,448 (1.6%)	482 (0.5%)	5,625 (6.3%)	353 (0.4%)	906 (1.0%)	808 (0.9%)	155 (0.2%)	2,965 (3.3%)	29,172 (32.8%)	225 (0.3%)	259 (0.3%)	6,719 (7.6%)	278 (0.3%)	7,443 (8.4%)	88,931 (100.0%)
27年度	10,936 (10.6%)	17,415 (16.9%)	930 (0.9%)	6,372 (6.2%)	1,428 (1.4%)	429 (0.4%)	5,708 (5.5%)	339 (0.3%)	1,047 (1.0%)	678 (0.7%)	192 (0.2%)	3,078 (3.0%)	38,524 (37.3%)	179 (0.2%)	288 (0.3%)	7,546 (7.3%)	349 (0.3%)	7,848 (7.6%)	103,286 (100.0%)
28年度	11,535 (9.4%)	17,428 (14.2%)	1,108 (0.9%)	6,747 (5.5%)	1,499 (1.2%)	428 (0.3%)	6,174 (5.0%)	306 (0.2%)	947 (0.8%)	825 (0.7%)	203 (0.2%)	3,109 (2.5%)	54,812 (44.7%)	157 (0.1%)	248 (0.2%)	8,264 (6.7%)	338 (0.3%)	8,447 (6.9%)	122,575 (100.0%)
29年度	11,835 (8.8%)	16,982 (12.7%)	1,118 (0.8%)	6,328 (4.7%)	1,332 (1.0%)	457 (0.3%)	6,294 (4.7%)	273 (0.2%)	1,047 (0.8%)	999 (0.7%)	168 (0.1%)	3,199 (2.4%)	66,055 (49.4%)	131 (0.1%)	333 (0.2%)	8,605 (6.4%)	343 (0.3%)	8,279 (6.2%)	133,778 (100.0%)
30年度	13,492 (8.4%)	21,449 (13.4%)	1,414 (0.9%)	7,460 (4.7%)	1,345 (0.8%)	428 (0.3%)	6,986 (4.4%)	348 (0.2%)	1,397 (0.9%)	1,042 (0.7%)	216 (0.1%)	3,542 (2.2%)	79,138 (49.5%)	168 (0.1%)	406 (0.3%)	10,649 (6.7%)	394 (0.2%)	9,964 (6.2%)	159,838 (100.0%)
元年度	15,799 (8.2%)	25,285 (13.0%)	1,663 (0.9%)	9,313 (4.8%)	1,552 (0.8%)	467 (0.2%)	8,890 (4.6%)	396 (0.2%)	1,616 (0.8%)	1,255 (0.6%)	232 (0.1%)	3,675 (1.9%)	96,473 (49.8%)	148 (0.1%)	525 (0.3%)	13,856 (7.2%)	447 (0.2%)	12,188 (6.3%)	193,780 (100.0%)
2年度	16,765 (8.2%)	27,641 (13.5%)	2,115 (1.0%)	9,947 (4.9%)	1,466 (0.7%)	705 (0.3%)	8,265 (4.0%)	405 (0.2%)	1,607 (0.8%)	1,346 (0.7%)	233 (0.1%)	3,427 (1.7%)	103,625 (50.5%)	150 (0.1%)	479 (0.2%)	13,644 (6.7%)	553 (0.3%)	12,671 (6.2%)	205,044 (100.0%)
3年度	17,345 (8.4%)	28,075 (13.5%)	2,529 (1.2%)	9,584 (4.6%)	1,611 (0.8%)	808 (0.4%)	9,071 (4.4%)	309 (0.1%)	1,663 (0.8%)	1,183 (0.6%)	226 (0.1%)	3,608 (1.7%)	103,104 (49.7%)	135 (0.1%)	524 (0.3%)	13,972 (6.7%)	448 (0.2%)	13,465 (6.5%)	207,660 (100.0%)
4年度	18,436 (8.4%)	24,174 (11.0%)	2,822 (1.3%)	9,564 (4.4%)	1,741 (0.8%)	910 (0.4%)	10,081 (4.6%)	298 (0.1%)	1,846 (0.8%)	1,317 (0.6%)	202 (0.1%)	3,986 (1.8%)	112,965 (51.5%)	79 (0.0%)	552 (0.3%)	14,987 (6.8%)	496 (0.2%)	14,715 (6.7%)	219,170 (100.0%)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第19次報告）の概要

こども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【令和5年9月】

1. 検証対象

(1) 死亡事例

厚生労働省が、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に対する調査により把握した、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に発生、又は表面化した児童虐待による死亡事例68例（74人）を対象とした。

区分	第19次報告			(参考) 第18次報告		
	心中以外の虐待死	心中による虐待死(未遂を含む)	計	心中以外の虐待死	心中による虐待死(未遂を含む)	計
例数	50 (21)	18 (0)	68 (21)	47 (15)	19 (0)	66 (15)
人数	50 (21)	24 (0)	74 (21)	49 (15)	28 (0)	77 (15)

※1 ()内は、都道府県等が虐待による死亡と断定できないと報告のあった事例について、本委員会にて検証を行い、虐待死として検証すべきと判断された事例数を内数として記載。

※2 未遂とは、親は生存したがこどもは死亡した事例をいう。

(2) 重症事例（死亡に至らなかった事例）

厚生労働省が、都道府県等に対する調査により把握した、令和3年4月1日から6月30日までの間に全国の児童相談所が虐待相談として受理した事例の中で、同年9月1日時点までに「身体的虐待」等による生命の危険にかかわる受傷、又は「養育の放棄・怠慢」等のために衰弱死の危険性があった事例15例（15人）を対象とした。

【参考】死亡事例数及び人数（第1次報告から第18次報告）

	第1次報告 (平成17年4月)	第2次報告 (平成18年3月)	第3次報告 (平成19年6月)	第4次報告 (平成20年3月)	第5次報告 (平成21年7月)	第6次報告 (平成22年7月)	第7次報告 (平成23年7月)	第8次報告 (平成24年7月)	第9次報告 (平成25年7月)	第10次報告 (平成26年9月)	第11次報告 (平成27年10月)	第12次報告 (平成28年9月)	第13次報告 (平成29年8月)	第14次報告 (平成30年8月)	第15次報告 (令和元年8月)	第16次報告 (令和2年9月)	第17次報告 (令和3年8月)	第18次報告 (令和4年8月)																																				
	H15.7.1~ H15.12.31 (6か月間)	H16.1.1~ H16.12.31 (1年間)	H17.1.1~ H17.12.31 (1年間)	H18.1.1~ H18.12.31 (1年間)	H19.1.1~ H20.3.31 (1年3か月間)	H20.4.1~ H21.3.31 (1年間)	H21.4.1~ H22.3.31 (1年間)	H22.4.1~ H23.3.31 (1年間)	H23.4.1~ H24.3.31 (1年間)	H24.4.1~ H25.3.31 (1年間)	H25.4.1~ H26.3.31 (1年間)	H26.4.1~ H27.3.31 (1年間)	H27.4.1~ H28.3.31 (1年間)	H28.4.1~ H29.3.31 (1年間)	H29.4.1~ H30.3.31 (1年間)	H30.4.1~ H31.3.31 (1年間)	H31.4.1~ R2.3.31 (1年間)	R2.4.1~ R3.3.31 (1年間)																																				
	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計																																				
例数	24	—	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78	36	27	63	43	21	64	48	24	72	49	18	67	50	8	58	51	13	64	56	16	72	47	19	66
人数	25	—	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99	51	39	90	36	33	69	44	27	71	52	32	84	49	28	77	52	13	65	54	19	73	57	21	78	49	28	77

306

2. 死亡事例（74人）の分析

(1) 心中以外の虐待死（50例50人）各項目において人数割合が多かったものを主に掲載

○ 死亡したこどもの年齢	「0歳」…………… 24人（48.0%） 0歳のうち「月齢0か月児」… 6人（25.0%） 3歳未満… 31人（62.0%）
○ 主な虐待の種類	「身体的虐待」…………… 21人（42.0%） 「ネグレクト」…………… 14人（28.0%）
○ 直接の死因	「頭部外傷」…………… 11人（有効割合28.9%※1） 「頸部絞扼以外による窒息」…………… 6人（有効割合15.8%）
○ 主たる加害者	「実母」…………… 20人（40.0%） 「実父」… 6人（12.0%） 「実母と実父」… 3人（6.0%）
○ 加害の動機	「しつけのつもり」…………… 2人（4.0%） 「その他」… 13人（26.0%）
○ 妊娠期・周産期における問題（複数回答）	「予期しない妊娠/計画していない妊娠」…………… 16人（32.0%） 「医療機関から連絡」…………… 16人（32.0%） 「妊婦健康診査未受診」…………… 14人（28.0%） 「低体重（2,500g未満）」…………… 14人（28.0%）
○ 乳幼児健康診査の受診状況	「3～4か月児健康診査」の未受診者…………… 5人（有効割合18.5%） 「1歳6か月児健康診査」の未受診者… 2人（有効割合13.3%）
○ 養育者（実母）の心理的・精神的問題等（複数回答）	「育児不安」…………… 17人（34.7%） 「養育能力の低さ※2」…………… 17人（34.7%） 「精神障害（医師の診断によるもの）」…………… 8人（16.3%）
○ 関係機関の関与	「児童相談所と市区町村（虐待対応担当部署）の両方 関与あり」…………… 11人（22.0%） 「その他の関係機関（保健センター等）を含めた 関与あり」…………… 39人（78.0%） 「児童相談所のみ関与あり」… 5人（10.0%） 「市区町村（虐待対応担当部署）のみ関与あり」… 8人（16.0%） 0か月児事例6人のうち「関係機関の関与なし」… 5人
○ 要保護児童対策地域協議会	「検討対象とされていた事例」…………… 15人（30.6%）

※1 有効割合とは、「不明」「未記入」とした回答を除いた数を合計数として算出した割合

※2 「養育能力の低さ」とは、こどもの成長発達を促すために必要な関わり(授乳や食事、保清、情緒的な要求への応答、こどもの体調変化の把握、安全面への配慮等)が適切にできない場合としている。

(2) 心中による虐待死 (18例・24人) 各項目において人数割合が多かったものを主に掲載

- 死亡したこどもの年齢 「3歳」未満 …… 9人 (37.5%)
- 直接の死因 「出血性ショック」 …… 6人 (有効割合26.1%※1)
「頸部絞扼による窒息」 …… 5人 (有効割合21.7%)
「溺水」 …… 4人 (有効割合17.4%)
- 主たる加害者 「実母」 …… 18人 (75.0%)
「実父」 …… 4人 (16.7%)
- 加害の動機 (複数回答) 「保護者自身の精神疾患、精神不安」 …… 9人 (37.5%)
「育児不安や育児負担感」 …… 4人 (16.7%)
「夫婦間のトラブルなど家庭に不和」 …… 4人 (16.7%)
- 関係機関の関与 「市区町村 (虐待対応担当部署) のみ 関与あり」 …… 4人 (16.7%)
「児童相談所と市区町村 (虐待対応担当部署) の両方の関与あり」 …… 4人 (16.7%)
- 要保護児童対策地域協議会 「検討対象とされていた事例」 …… 5人 (20.8%)

※1 有効割合とは、「不明」「未記入」とした回答を除いた数を合計数として算出した割合

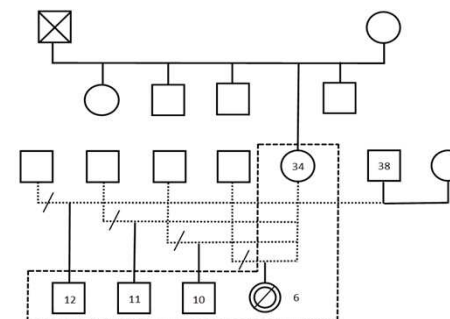
3. 現地調査（ヒアリング調査）の結果について

検証対象事例のうち、特徴的、かつ、特に重大であると考えられる虐待による死亡事例（3例）、父母間や家族の関係性に着目した重症事例（1例）について、都道府県・市区町村及び関係機関等を対象に、事例発生当時の状況や対応等の詳細に関してヒアリング調査を実施した。

死亡事例①：数回の虐待通告歴、一時保護歴があった家庭で、実母とその交際相手の暴行により死亡した事例

<概要>

- ・転入後、事案発生までに計5回の虐待通告があり、一時保護の1年後に実母とその交際相手の暴行により死亡
- ・実母は、すべて父親が異なる非嫡出子を本児を含めて4人出産している。
- ・実母の交際相手から本児への暴力が疑われるという内容で虐待通告を受け、本児の痣を確認したが、交際相手による暴力であることは確認できなかった。
- ・本事案発生1年前に、実母と交際相手が本児を裸のまま墓地に立たせて叱責していたことを受け、一時保護した。その2週間後に、実母と交際相手から反省の弁があったこと、家庭訪問や面接の受入の同意も得られたこと等から家庭引き取りとなった。



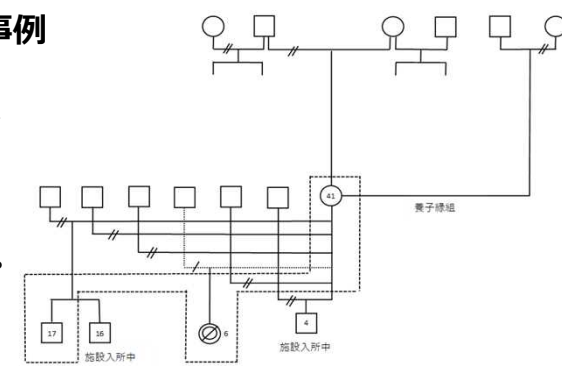
<問題点を踏まえた対応策>

- 交際相手の養育への関与状況が把握できなかったこと、通告元を秘匿する必要があることから、児童相談所は十分な調査及び評価ができず、リスクの判断が遅れた。こどもの養育に関わりのあった交際相手を含めた家族全体の生活実態の把握と家族機能の構造的なアセスメントの実施が必要。
- 関係機関による判断の固定化に疑いを持ち、本児の痣、長期休暇後の体重減少等のリスクサイン等を踏まえ、状況の変化に応じて再度リスクアセスメントの実施が必要。
- 家庭復帰にあたり、親族を含めたアセスメント及び支援のネットワーク構築をしていなかった。一時保護開始、解除時の家庭環境の十分な調査と要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議などを踏まえた総合的なアセスメント及び丁寧な調整が必要。
- 担当職員の対応件数が多く、的確な判断が困難な状況であった。重症度の高い事例以外も丁寧にアセスメントできるような支援機関の体制強化が必要。

死亡事例②：外出を繰り返す実母に代わり妹の世話をしていた異父兄が、妹に暴行を加えて死亡させた事例

<概要>

- ・本児、異父兄、実母には、それぞれ設置主体の異なるA児童相談所（実母の居住地、本児及び異父兄の移管先）、B児童相談所（異父兄の移管元）、C児童相談所（本児の移管元）が関わっていた。
- ・別々の社会的養護措置下で生活し、一緒に暮らしたことがなかった本児及び異父兄は、同時期に措置解除・移管され実母宅で同居することになった。
- ・日程が合わず、本児及び異父兄の移管元児童相談所と移管先児童相談所の三者が揃って協議する機会はなかった。



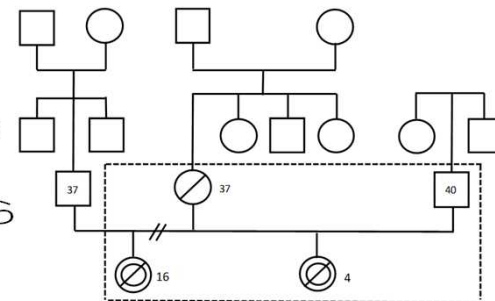
<問題点を踏まえた対応策>

- 実母の生育歴や男性への依存、衝動性の高い行動を踏まえると、環境によって容易に養育が難しくなる実母と考えられた。措置解除時は過去の経過と現在の家族構成を踏まえた総合的なアセスメント、丁寧な調整が必要。
- 各自治体の本家庭への危機感には差が生じていたが、その差異が伝わらず、リスク要因等について適切な引継ぎができていなかった。複数の自治体が関与する移管時は移管先と移管元が揃った十分な協議と丁寧な引き継ぎが必要。
- 移管先児童相談所と市虐待対応担当部署の間で、情報の認識や評価の結果に乖離が生じていた。児童相談所と市虐待対応担当部署間におけるリスク評価の共有と支援方針の統一が必要。
- 移管先児童相談所は異父兄について、主に自立に向けた就労支援の対象として認識しており、本児との関係においては実母の養育を補完する者と認識していた。高年齢児であっても安心・安全な生活ができるような支援の対象とし、支援が薄くなる時点を迎える前に確実な相談先の確保や丁寧な支援方針の検討が必要。

死亡事例③：16歳の長女が実母とその再婚相手の暴行等により死亡、同日、4歳の次女と実母が無理心中により死亡した事例

<概要>

- ・長女が小学2年生のときに実父母が離婚し、長女は実父に引き取られた。
- ・長女が小学2年生のとき、実父の夜間放置により虐待通告があったが、半年後に児童相談所の関与は終了した。
- ・長女が中学1年生のとき、夜間に友人宅を遊び回ることについて実父から児童相談所へ相談があり、非行相談として受理した。同時期に長女が実母宅で実母、継父、妹と同居するようになり、実父の相談から1か月後、児童相談所は中学校へ状況確認し関与を終結した。実父とは、相談受理以降は一度もやり取りができていなかった。
- ・長女は中学1年生の3学期以降から欠席が増え、事案発生7か月前の中学3年生の三者面談の目視を最後に、担任から長女への連絡は電話からメールに変わり状況が確認しにくい状態となった。
- ・児童相談所は継父の存在を把握していなかった。



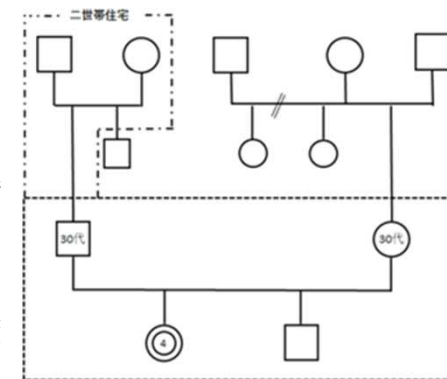
<問題点を踏まえた対応策>

- 非行相談として相談を受け付けたことにより虐待に対する危機感が薄かった。過去に虐待で関与した事例の支援を再開する場合、積極的かつ継続的な生活状況の把握を行い、状況の変化に応じたリスクアセスメントが必要である。
- 学校は長女の生活実態を把握できていなかったが、状況について学校内で共有されていなかった。個人の判断ではなく組織として情報を共有することが重要であり、学校内で共有するべき問題やその程度を明確化し、全職員で認識を統一しておくことが重要である。
- 次女の乳児家庭全戸訪問は保護者の希望が無いことから実施されず、家庭の状況を把握する機会として活かすことができていなかった。虐待予防等の観点から保護者が必要性を感じていない場合においても、ポピュレーションアプローチの機会を活用し、家庭の生活実態を把握することを重視すべきである。

重症事例：児が実父から床に叩き落され頭部外傷となった事例

<概要>

- ・偏食のある4歳の本児が提供された食事を食さず、実父と口論になり、実父が本児を床に叩きつけ頭部外傷となった。
- ・本児の搬送時、受傷機転について実母は実父に従って虚偽の説明をしていたが、受傷機転と受傷程度が合致しないことから児童相談所に虐待通告があり、児童相談所は本児と弟の一時保護を実施した。
- ・事案発生前も、本児が偏食により提供された食事を食さなかったときに、実父はしつけのために本児に対して叱責や暴力を行うことがあったが、実母は本児に対する実父の叱責や暴力を止めることができなかった。
- ・3歳児健康診査で、実母から本児の偏食や嫌いなものを食べて嘔吐したことが複数回あったと困り感のある発言があったため栄養士による相談を案内したが実際には本児の弟の離乳食に関する相談のみだった。
- ・所属機関は、食事のことで実父に叱られたことで大泣きしながら登園したことなど、実父が食事面のしつけに非常に厳しいことを把握していた。



<多くの事例に潜んでいるリスクとその背景にある要因と対応策>

- 家庭内、パートナーシップ間のパワーバランスなど、家族全体を捉えた多面的なアセスメントと支援
- 育児に対するこだわりの背景にある保護者の偏った考えやそれに伴うリスクのアセスメント
- 所属機関や母子保健担当部署による虐待やDVに繋がり得るエピソードや表出されない援助希求への気づき

<重症事案発生後の家族への支援>

- 家庭内のパワーバランスの崩れなど本事案が起きるに至った構造を祖父母を含めた家族全体で理解した上で、家族全体で問題を認識して再発防止に取り組んでいけるよう関係者が支援していくことが必要
- 支援の過程を含めて家族を包括的にアセスメントし、家族と本児の意向も踏まえた上で家族の再統合に向けて慎重に判断することが重要

問題点を踏まえた対応策のまとめ（死亡事例）

○ 状況の変化に応じたリスクアセスメントの実施

- ・リスク判断を固定化せず、状況に応じて見直しができるよう他職種や外部専門家の複数の視点による多面的な検討を行う。
- ・現在及びこれまでの親子関係等から、最重度のリスクを想定した上で、積極的かつ継続的な生活状況の把握、状況の変化に応じたリスクアセスメントの実施、相談種別の見直し、支援方針の再検討を行う。

○ 一時保護や措置の開始・解除時の総合的なアセスメント、丁寧な調整、継続支援の実施

- ・家庭環境の十分な調査と要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議などを踏まえた総合的なアセスメントの実施。
- ・一時点における表面的な子どもや家族の状態像だけでなく、過去の経過と現在の家族構成を踏まえたリスクについて検討する。
- ・子どもにとって安心して安全な生活をするのが困難になっている場合は、措置停止の継続を検討の上、家庭復帰の仕切り直しや中止も厭わない。
- ・措置解除時は子ども本人の相談先を明確にして確実に認識してもらう。

○ 家族全体の生活実態の把握と家族機能の構造的なアセスメントの実施

- ・現時点で表出している家族の状態像だけではなく、その状態に至った背景や置かれている状況を理解する。
- ・加害者の攻撃性だけを評価するのではなく、子どもを守る立場の人が子どもを守ろうとしているか否かについてもアセスメントする。
- ・転居の際は、前居住地から引継ぎや情報提供が無い場合においても、必要に応じて積極的に前居住地での状況の把握のため情報収集をする。

○ 母子保健部署の特性を活かした支援の強化

- ・乳幼児健診等の機会を活用し、生活実態を把握することを重視する。

○ 複数の自治体が発与する移管時の丁寧な引き継ぎと協議の場の設置

- ・移管先と移管元が揃った十分な協議、これまでの保護者の生育歴等の家族の背景等も含めた丁寧な引き継ぎを行う。
- ・担当間のやり取りの膠着化、一方通行とならないよう、S Vや所長間での調整をするなどの工夫を行う。

○ 児童相談所と市区町村虐待対応担当部署間におけるリスク評価の共有と支援方針の統一

- ・協働機関として互いの判断を尊重し合い、危機感に乖離が生じた場合は、より危機感を強く抱いている機関の意見を基に再度アセスメントする。

○ 高齢児への支援

- ・高齢児であっても安心・安全な生活ができるような支援の対象として認識し、確実な相談先の確保や丁寧な支援方針を検討する。
- ・子どもと日々の接点をもつ所属機関の役割や組織内の情報共有を強化する。

○ 支援機関の体制の強化

- ・S Vが指導、教育に専念できるような体制等、重症度の高い事例以外にも丁寧にアセスメントできるような体制とする。
- ・家族の状況等に応じて社会資源を活用した支援体制を整えられるよう、関係機関が協働した家庭や生活状況の把握、連携体制を構築する。

○ 関係する地域資源と連携した見守り体制の構築

- ・医療機関、学校医、スクールソーシャルワーカー等の関係する地域資源と、平時から相談や情報共有ができる体制を整える。

多くの事例に潜んでいるリスクとその背景にある要因、対応策／重大事案発生後の家族への支援のまとめ（重症事例）

○ 家庭内、パートナーシップ間のパワーバランスを考慮した支援

- ・家庭内のパワーバランスも含めた多面的なアセスメントと支援を行う。

○ 虐待やDVに繋がり得るエピソードや表出されない援助希求への気づき

- ・日頃の関わりの中で把握した気づきを見逃さず、組織的な対応に繋げる。

○ 育児のこだわりを踏まえたリスクアセスメント

- ・育児のこだわりの背景にある保護者の偏った考えやそれに伴うリスクをアセスメントし、子どもの安全や安心を常に最優先に考える。

○ 重症事案発生後の家族への支援

- ・パワーバランスの崩れなど虐待に至った構造を祖父母を含めた家族全体で理解し、問題を認識して再発防止に取り組めるよう支援する。
- ・支援の過程を含めて家族を包括的にアセスメントし、子ども本人と家族の意向も踏まえた上で家族の再統合に向けて慎重に判断する。

4.【特集】こどもの死亡時に実父母双方と同居している事例とそれ以外の事例の比較

虐待によりこどもが死亡したときに同居している家族構成について第5次から第18次報告までの事例では、心中以外、心中とも約半数が「実父母」と同居している。一方、「ひとり親（同居者なし）」「ひとり親（同居者あり）」「内縁関係」「再婚等」についても一定数が見られた。特集では、「実父母」と同居以外の家族構成について着目し、「実父母」と同居している家庭と比較して、その傾向を分析した。

※対象：第5次から第18次までの虐待による死亡事例、心中以外747人、心中（未遂含む）492人

※各カテゴリーにおいて、「その他」を選択した事例については表から除いて掲載している
 ※各項目において、「特になし」「不明」「無回答」を除き最も回答割合の高い項目にハイライトを入れている

(1) 結果 主な項目を掲載

●死亡時のこどもの年齢<心中以外>

	総計	実父母	ひとり親 (同居者なし)	ひとり親 (同居者あり)	内縁関係	再婚等
全体	747 100.0%	356 100.0%	73 100.0%	117 100.0%	66 100.0%	34 100.0%
0日	127 17.0%	13 3.7%	15 20.5%	56 47.9%	10 15.2%	0 0.0%
1～6日	29 3.9%	7 2.0%	3 4.1%	12 10.3%	1 1.5%	0 0.0%
0歳	214 28.6%	166 46.6%	14 19.2%	14 12.0%	6 9.1%	2 5.9%
1～2歳	130 17.4%	72 20.2%	13 17.8%	12 10.3%	20 30.3%	7 20.6%
3～5歳	120 16.1%	54 15.2%	14 19.2%	6 5.1%	20 30.3%	16 47.1%
6歳以上	74 9.9%	32 9.0%	9 12.3%	9 7.7%	7 10.6%	8 23.5%

●家族構成の状況

「ひとり親（同居者なし）」、「ひとり親（同居者あり）」の婚姻状況

	心中以外		心中	
	ひとり親 (同居者なし)	ひとり親 (同居者あり)	ひとり親 (同居者なし)	ひとり親 (同居者あり)
全体	73 100.0%	117 100.0%	70 100.0%	44 100.0%
ひとり親 (離婚)	25 34.2%	33 28.2%	53 75.7%	24 54.5%
ひとり親 (未婚)	32 43.8%	80 68.4%	4 5.7%	10 22.7%
ひとり親 (死別)	0 0.0%	0 0.0%	1 1.4%	1 2.3%
ひとり親 (別居)	16 21.9%	4 3.4%	12 17.1%	9 20.5%

<分類について>

カテゴリー	分類
実父母	実父母双方と同居
ひとり親(同居者なし)	ひとり親であり、祖父母やその他の同居者がいない
ひとり親(同居者あり)	ひとり親であり、祖父母やその他の同居者がいる ※ただし内縁関係の者は含まない
内縁関係	ひとり親であり、内縁関係(交際相手を含む)の同居者がいる
再婚等	実父母のいずれかとその再婚者の同居者がいる、養父母
その他	その他

●家族構成の状況

	総計	実父母	ひとり親 (同居者なし)	ひとり親 (同居者あり)	内縁関係	再婚等
心中以外	747 100.0%	356 47.7%	73 9.8%	117 15.7%	66 8.8%	34 4.6%
心中	492 100.0%	251 51.0%	70 14.2%	44 8.9%	13 2.6%	11 2.2%

●地域社会との接触<心中以外>

	総計	実父母	ひとり親 (同居者なし)	ひとり親 (同居者あり)	内縁関係	再婚等
全体	747 100.0%	356 100.0%	73 100.0%	117 100.0%	66 100.0%	34 100.0%
ほとんど 無い	170 22.8%	78 21.9%	25 34.2%	23 19.7%	26 39.4%	11 32.4%
乏しい	115 15.4%	59 16.6%	23 31.5%	10 8.5%	13 19.7%	6 17.6%
ふつう	148 19.8%	94 26.4%	6 8.2%	26 22.2%	4 6.1%	8 23.5%
活発	14 1.9%	8 2.2%	2 2.7%	4 3.4%	0 0.0%	0 0.0%
不明 無回答	287 38.4%	117 32.9%	17 23.3%	54 46.2%	23 34.8%	9 26.5%
	13 1.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

312

● <心中以外の場合の加害の動機（背景）>（単一回答）

	総計	実父母	ひとり親 (同居者 なし)	ひとり親 (同居者 あり)	内縁関係	再婚等
全体全体	747 100.0%	356 100.0%	73 100.0%	117 100.0%	66 100.0%	34 100.0%
しつけのつもり	69 9.2%	21 5.9%	6 8.2%	3 2.6%	21 31.8%	18 52.9%
こどもがなつかない	8 1.1%	3 0.8%	2 2.7%	1 0.9%	1 1.5%	1 2.9%
パートナーへの愛情を独占されたなど、こどもに対する嫉妬心	5 0.7%	4 1.1%	0 0.0%	1 0.9%	0 0.0%	0 0.0%
パートナーへの怒りをこどもに向ける	7 0.9%	6 1.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
慢性の疾患等の苦しみからこどもを救おうという主観的意図	3 0.4%	3 0.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
こどもの暴力などから身を守るため	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
MSBP(代理ミュンヒハウゼン症候群)	4 0.5%	4 1.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
こどもの世話・養育方法がわからない	2 0.3%	2 0.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
こどもの世話・養育をする余裕がない	5 0.7%	3 0.8%	0 0.0%	1 0.9%	1 1.5%	0 0.0%
こどもの存在の拒否・否定	65 8.7%	15 4.2%	5 6.8%	27 23.1%	7 10.6%	0 0.0%
泣きやまないことにはらだつたため	71 9.5%	55 15.4%	6 8.2%	1 0.9%	6 9.1%	0 0.0%
アルコール又は薬物依存に起因した精神症状による行為	3 0.4%	2 0.6%	0 0.0%	1 0.9%	0 0.0%	0 0.0%
アルコール又は薬物依存以外に起因した精神症状による行為 (妄想などによる)	31 4.1%	19 5.3%	1 1.4%	5 4.3%	2 3.0%	1 2.9%
その他	102 13.7%	61 17.1%	10 13.7%	14 12.0%	5 7.6%	1 2.9%
保護を怠ったことによる死亡 (～17次)	104 13.9%	48 13.5%	19 26.0%	13 11.1%	6 9.1%	7 20.6%
不明	268 35.9%	110 30.9%	24 32.9%	50 42.7%	17 25.8%	6 17.6%

● 心中以外 加害のきっかけとなったこどもの状況（0日、1～6日除く）

	総計	実父母	ひとり親 (同居者 なし)	ひとり親 (同居者 あり)	内縁関係	再婚等
全体	591 100.0%	336 100.0%	55 100.0%	49 100.0%	55 100.0%	34 100.0%
泣きやまない	89 15.1%	70 20.8%	7 12.7%	1 2.0%	7 12.7%	0 0.0%
無反応	4 0.7%	2 0.6%	1 1.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
不動(保護者からの叱責に対してこどもが「固まってしまう」など無反応の状態となること)	10 1.7%	1 0.3%	2 3.6%	0 0.0%	2 3.6%	5 14.7%
問題行動 (夜尿、遺尿、万引き、徘徊、拒食など)	18 3.0%	3 0.9%	2 3.6%	1 2.0%	6 10.9%	6 17.6%
反抗	23 3.9%	9 2.7%	0 0.0%	3 6.1%	9 16.4%	2 5.9%
特になし	122 20.6%	83 24.7%	9 16.4%	13 26.5%	7 12.7%	0 0.0%
その他	58 9.8%	33 9.8%	4 7.3%	4 8.2%	7 12.7%	9 26.5%
不明	267 45.2%	135 40.2%	30 54.5%	27 55.1%	17 30.9%	12 35.3%

● 子育て支援事業の利用状況<心中以外>

	総計	実父母	ひとり親 (同居者 なし)	ひとり親 (同居者 あり)	内縁関係	再婚等
全体	747 100.0%	356 100.0%	73 100.0%	117 100.0%	66 100.0%	34 100.0%
なし	392 52.5%	157 44.1%	42 57.5%	94 80.3%	39 59.1%	14 41.2%
あり	222 29.7%	142 39.9%	28 38.4%	13 11.1%	21 31.8%	12 35.3%
不明	120 16.1%	57 16.0%	3 4.1%	10 8.5%	6 9.1%	8 23.5%
無回答	13 1.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(2) 考察

- 心中以外の「実父母」と同居している家庭では死亡時のこどもの年齢は「0歳以下」が52.3%と多く、加害のきっかけとなったこどもの状況では「泣きやまない」が20.8%と他と比較すると多い。一方で、加害のきっかけとなったこどもの状況が「特になし」という事例も多くある。
 - ⇒ 「実父母」と同居している家庭においても「泣き止まない」といった乳児特有の状況がリスクにつながっている可能性が示唆された。
- 収入に着目すると、「ひとり親（同居者なし）」では、「生活保護受給世帯」や「市区町村民税非課税世帯（所得割、均等割ともに非課税）」が高い。また、地域社会や親族との接触がほとんどなく、半数以上が「子育て支援事業」が「利用なし」となっている。
 - ⇒ ひとり親が1人で家計を支え、育児をしなければいけない状況、地域社会や親族とのつながりが薄く、子育て支援サービスにも繋がれないなど、孤立している状況がうかがえる。
 - ⇒ 生活保護世帯として担当部署が関わっている事例が多いことから、こどもとその親に関わる様々な機関・部署と定期的に家庭全体の状況や支援方針を共有した上でそれぞれの役割を明確にし、多角的な視野を持って地域で一体となり日常的な見守りができるように調整することが必要。
- 「再婚等」の家庭では、死亡時のこどもの年齢は「3歳」以上が約半数以上を占め、比較的が高年齢のこどもであったことに加え、加害の動機は「しつけのつもり」が半数以上である。
 - ⇒ 「再婚等」の家庭において養父や継父による高年齢のこどもの養育には困難さが生じる可能性が考えられる。
- 心中以外の「内縁関係」や「再婚等」の事例では、死亡時以前から児童相談所や市区町村（虐待対応担当部署）が関与していた割合が高い。
 - ⇒ 支援・介入のための適切なリスク判断を行うためには家族員や同居者に加えて父母の交際相手等、こどもと日常的な関わりのある全ての人物について直接会うことを基本とし、各情報から家族内の相互の親密性、信頼性などの関係性や養育環境等についてアセスメントを行うことが必要。
- 心中以外の「内縁関係」の事例や「再婚等」の事例では、「1～2歳」、「3～5歳」の年齢のこどもが多いにもかかわらず、他の家族構成の家庭に比べて所属機関がないこどもの割合が高い。
 - ⇒ こどもにとって一番身近な見守り機関となりえる関係機関が存在しないことが、こどもの変化やこどもの安全が確保できていない危険性のサインが見過ごされることにつながっていると推察される。
- 心中以外の「ひとり親（同居者あり）」の事例において、68.4%が未婚であることに加え、死亡時のこどもの年齢が「0日」や「1～6日」と生後1週間未満が半数を占めており、さらには遺棄や医療機関等以外の出産が多い。
 - ⇒ 家族にも相談できないまま医療機関や相談窓口につながることなく出産した可能性があるため、妊娠前から妊娠時の相談窓口の幅広い周知とともに、妊娠や出産、避妊に関する正しい情報を届けられるような周知の方法や周知媒体の検討など現代と対象者に合わせた取組が必要。

※全体的に有効回答件数が少ないため分析結果の一般化については一概に言えないこと、あくまでも死亡事例における状況・傾向であることなど調査結果の解釈にあたっては留意が必要である。

1 虐待の発生予防及び早期発見

① 妊娠期から支援を必要とする保護者への支援の強化

- ・妊婦の状況に合わせた伴走型の支援の実施
- ・インターネットやSNS等の現代に合わせたツールを駆使した多角的な情報発信
- ・多くの選択肢を提示し、妊婦本人とその家族が自ら選択し、意思決定できる支援
- ・公的機関や医療機関のみでなく民間団体等との連携の検討
- ・アウトリーチ型の支援等の展開
- ・家族を包括的に捉え、父親のメンタルヘルスの視点も含めたアセスメントと支援

② 乳幼児健康診査未受診など状況を確認できない家庭に対する虐待予防の視点をもった支援の実施

- ・未受診や保護者の拒否があり、複数回のアプローチを実施しても子どもと直接会えないときには、市区町村虐待対応担当部署との連携を行い、必要に応じて要保護児童対策地域協議会において速やかに関係機関と情報を共有

③ きょうだいへの虐待がみられた家庭への支援

- ・養育上の価値観や問題意識の希薄化など問題が発生する構造的問題が解決されていない限り、きょうだいにも同様のことが起こる危険性を考慮

④ 精神疾患等により養育支援が必要と判断される保護者への対応

- ・障害福祉や母子保健、保育、社会的養護などの関係機関の連携のもと本人の意思を尊重できるような情報提供や支援

⑤ こどもと法律上の親子関係がない者が主な加害者となっている場合の対応

- ・支援・介入のための適切なリスク判断を行うために子どもと日常的な関わりのあるすべての人物について直接会うことが重要
- ・交際相手等が加害者となっている場合、保護者としての養育の実態が不明であると実親など保護者によるネグレクト事例とされることがある。交際相手等の暴行により身体等に傷や痣等があれば、保護者が行う身体的虐待に準じて取り扱い適切なリスク評価を行うほか、調査に応じない場合はリスク評価を引き上げるなど、関係機関が密に連携し、状況に応じた慎重な判断及び適切な支援方針を検討

⑥ 保護者及び関係機関を対象とした虐待の予防につながる知識の普及・啓発

- ・保護者が体罰に至ってしまった背景をアセスメントし、保護者が子育てに悩んだときに適切な支援につながる体制づくり

⑦ 児童虐待の早期発見、安全確保等を担うこどもの所属機関としての役割の強化

- ・子どもとその家族をアセスメントし、密に行政機関等と連携を取りながら、地域で子どもを見守る役割を担っていることを再認識。

2 関係機関の連携及び役割分担による切れ目のない支援

① 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化

- ・効果的な連携のために、いつ、誰が、何を、どのように支援するのかを明確にし、各関係機関の方針の再確認と認識の統一
- ・虐待が起きている家庭ではその背景で配偶者への暴力も同時に起きている可能性があることを踏まえ配偶者暴力相談支援センターや警察等との連携強化

② 一時保護実施・解除時、施設入所・退所時、里親委託・解除時の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施

- ・一時保護の開始・解除の決定の判断に当たっては、児童相談所はこどもの最善の利益を考慮しつつ、こどもの意見や意向を勘案してアセスメントし援助の必要性や支援方針等について総合的かつ適切な判断

3 要保護児童対策地域協議会対象ケース等の転居・転園（校）情報を関係機関間で共有する体制の構築と確実な継続支援の実施

- ・一定のリスクを有すると評価した事例について、転居や転園・転校の状況を把握して、必要な支援が継続できる仕組みづくりの構築

4 児童相談所及び市区町村職員による多角的・客観的なリスクアセスメントの実施と進行管理

① 多角的・客観的なアセスメントの実施

- ・地方公共団体や医療機関、民間事業者等とも、要保護児童対策地域協議会を活用し、アセスメント結果の共有
- ・対応の過程においてこどもの訴えを適切な方法で聴取し、その訴えと保護者の訴えが異なる場合には、こどもの意見を尊重しリスクの再評価

② 関係機関からの情報を活かした組織的な進行管理の実施

- ・継続事例においては、関係機関等から収集した情報をもとに常に児童虐待へのリスクにつながっていないかを慎重に判断

5 児童相談所及び市区町村の相談体制の強化と職員の資質向上

① 専門職の配置も含めた相談体制の充実と強化

- ・支援が必要な児童や家庭等に関する情報連携及び支援につなぐため、サポートプランの作成等を通じた一体的なマネジメント体制の構築

② 適切な支援につなげるための相談技術の向上

- ・児童虐待で対応すべき基本的事項の実施、アセスメントの再点検、死亡事例等の検証結果等の共有や研修の実施

虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用

① 検証の積極的な実施

② 検証結果の虐待対応への活用

1 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応

① 妊産期から出産後までの切れ目のない支援体制の整備

- ・市区町村にとって参考となる情報を発信するとともに、要保護児童対策地域協議会等の関係機関や民間の支援事業等とも連携し、予期しない妊娠／計画していない妊娠等の困難を抱えた妊婦に対する相談支援の一層の充実や若年層の生活圏を意識した多角的なアウトリーチ型支援等の体制構築の推進

② 精神疾患のある保護者等への相談・支援体制の強化

- ・精神疾患のある保護者に対して適切な支援が行われるよう、精神保健の観点から精神保健福祉士等の専門職を活用しつつ、保健・医療・福祉のより一層の連携強化を推進

③ 虐待の早期発見及び早期対応のための対応の充実

- ・児童相談所虐待対応ダイヤル189（いちはやく）の周知啓発や民間支援事業者の活用促進を進めるなど、広く一般からの通告や相談しやすい体制の整備
- ・こどもに対する体罰は、こどもの精神や発達に様々な悪影響を及ぼし、いかなる理由でも認められないことについて周知を図るとともに、こどもの発達段階に応じた体罰等によらない子育ての推進

2 虐待対応における児童相談所と市区町村やその他の機関との連携強化の推進

- ・都道府県による市区町村等の支援状況や都道府県と市区町村等の連携方針に基づいて確実に役割を遂行できる体制整備の促進
- ・障害がある者に対する性や妊娠・出産等に関する情報提供のあり方や障害がある者本人の意思を尊重した支援のあり方、そのための体制構築について、こども家庭庁における児童福祉分野及び厚生労働省における障害福祉分野の連携に加え、文部科学省等との連携

3 児童相談所・市区町村職員の人員体制強化及び専門性の確保と資質の向上

- ・地方公共団体において必要な人員体制やその専門性が確保されるよう、児童相談所の医師や保健師、弁護士等の専門職の活用状況やよりよい活用例について情報を収集及び周知や研修等の支援を行うとともに、児童福祉司等のソーシャルワークを担う人材の資質向上の推進

4 要保護児童対策地域協議会の効果的運用の推進と体制整備

- ・虐待のリスクを把握した際は、速やかに要保護児童対策地域協議会の対象事例とすることや、その後も児童相談所も含めた関係機関で情報共有と支援・介入の見立てを行える体制の整備
- ・「こども家庭センター」の設置促進策を検討し、要保護児童対策地域協議会を含めた市区町村における支援体制の一層の充実

5 一時保護解除後の支援体制の整備

- ・家庭復帰の適否を判断するためのチェックリストの活用等により客観的に状況把握した上で判断し、保護者を支援するため具体的な計画を作成すること、一時保護解除後を見越した継続支援や、親子関係の再構築における保護者支援プログラム等の活用について、引き続き、地方公共団体の取組を促す

6 地域をまたがる（転居）事例への適切な対応の推進

- ・地方公共団体に対して、転居は家族に変化が生じるきっかけとなることから、転居によるリスクの変化については慎重に判断する必要があることを、引き続き周知

7 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進

- ・地方公共団体が検証を実施する際に関係機関からの情報を収集しやすいよう、必要な対応について検討
- ・地方公共団体が実施する研修等において検証報告書が一層活用されるよう、死亡事例検証結果を用いた研修方法の調査研究結果等について周知に努めるとともに、死亡事例等重大事例が発生した際に検証に向けて地方公共団体が把握する情報の精度を高めるための支援策について検討

8 こども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討

- ・こどもの意見や意向を踏まえた対応が可能となるよう、自治体で実施してきているこどもの権利擁護体制強化事業の取組も踏まえながら、地方公共団体における体制の整備への支援や取組例の周知などの具体的な取組に関する技術的な助言をしていくことが必要

第1次から第19次報告を踏まえた こども虐待による死亡事例等を防ぐために留意すべきリスク

養育者の側面

- 妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である
- 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
- 関係機関からの連絡を拒否している
(途中から関係が変化した場合も含む)
- 予期しない妊娠／計画していない妊娠
- 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産
- 乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未受診である又は
予防接種が未接種である
(途中から受診しなくなった場合も含む)
- 精神疾患や抑うつ状態(産後うつ、マタニティブルーズ等)
知的障害などにより自ら適切な支援を求められない
- 過去に自殺企図がある
- 養育者がDVの問題を抱えている
- こどもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- 家庭として養育能力の不足等がある若年(10代)の妊娠
- こどもを保護してほしい等、養育者が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず養育者が虐待を否定
- 訪問等をしてもこどもに会わせない
- 多胎児を含む複数人のこどもがいるなど、養育に負担がある
- 安全でない環境にこどもだけを置いている
- きょうだいなどによる不適切な養育・監護を放置している

生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から「こどもの様子が気にかかる」
等の情報提供がある
- 生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 社会的な支援、親族等から孤立している(させられている)
- 家族関係や家族構造、家族の健康状態に変化があった

こどもの側面

- こどもの身体、特に、顔や首、頭等に外傷が認められる
- 一定期間の体重増加不良や低栄養状態が認められる
- こどもが学校・保育所等を不明確・不自然な理由で休む
- 施設等への入退所を繰り返している
- 一時保護等の措置を解除し家庭復帰後6か月以内の死亡事案が多い
- きょうだいに対する虐待があった
- こどもが保護を求めている、または養育が適切に行われていない
ことを示す発言がある

援助過程の側面

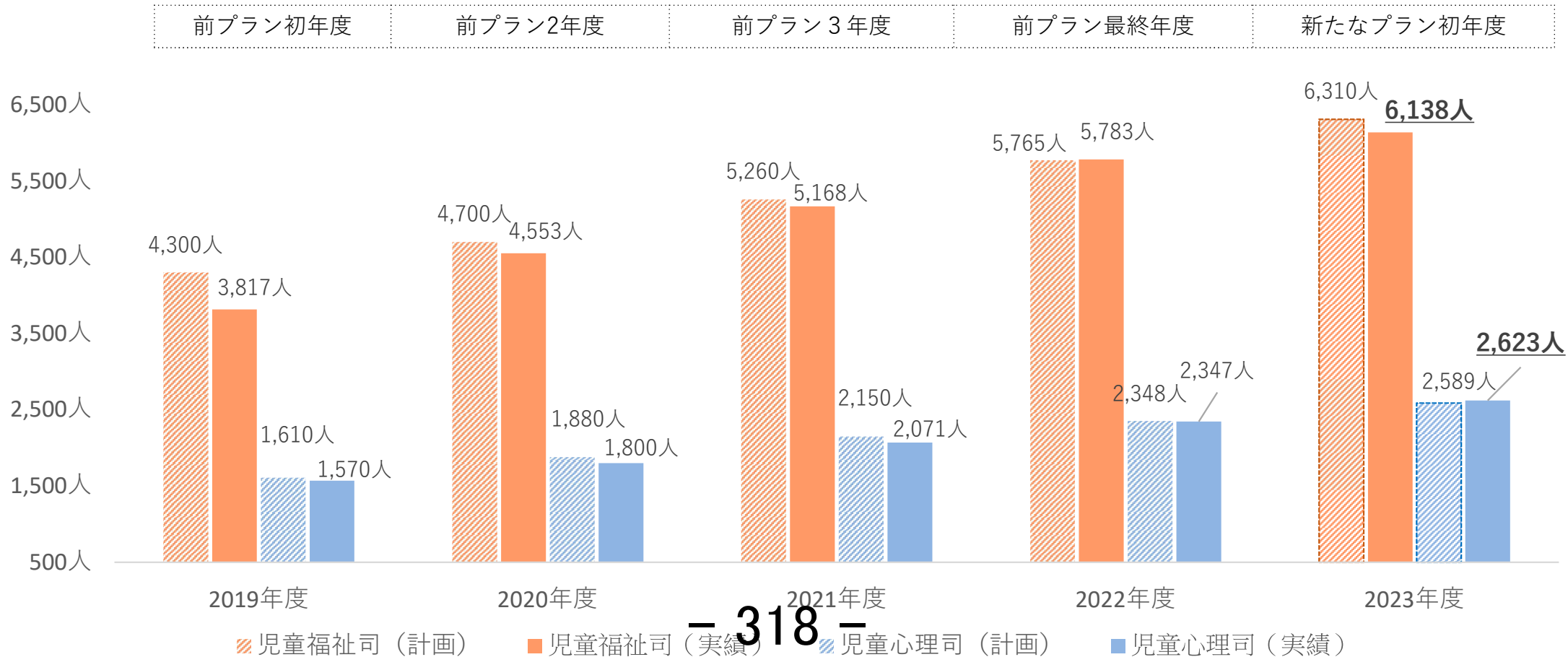
- 保護者の交際相手や同居等の生活上の関わりが強く、こどもの養育に一定の関与がある者も含めた家族全体を捉えたリスクアセスメントが不足している
- こどもの発言等をアセスメントや支援方針に活かしていない
- 関係機関や関係部署が把握している情報を共有できず、得られた情報を統合し、虐待発生リスクを認識することができていない
- リスク評価や対応方針について組織としての判断ができていない
- 継続的に支援している事例について、定期的及び状況の変化に応じたアセスメントが適切に行われていない
- 転居時に関係機関が一堂に会した十分な引継ぎが行えていない
- 転居など、生活環境や家族関係の変化に応じた迅速なリスクアセスメントと支援方針の見直し、検討ができていない
- 関係機関間で同一の支援方針による対応ができておらず、見守り支援における具体的内容も共有されていない
- 虐待されている状態の継続が事態の悪化だと捉えられていない

317 こどもが低年齢・未就園の場合や離婚・未婚等によりひとり親の場合に該当するときには、特に注意して対応する必要がある。

令和5年度における児童福祉司・児童心理司の配置状況について

令和5年度の配置状況

- 児童虐待防止対策体制総合強化プラン（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）では、4年間（2019年度から2022年度）で児童福祉司を2,020人程度増員する目標を1年前倒しで概ね達成したため、令和4年度は更に505人の増員を目標とし、令和4年度内に5,783人の体制となり、この目標も達成した。
- 令和5年度以降の児童相談所の体制については、「児童虐待防止対策の更なる推進について」（令和4年9月2日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、令和4年12月15日に「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）を策定し、児童福祉司を令和6年度末までに1,060人程度、児童心理司を令和8年度末までに950人程度増員することとした。
- 令和5年度の配置状況については、年度内に児童福祉司が6,138人、児童心理司が2,623人体制となる見込み。



新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランのポイント

(令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)

「児童虐待防止対策の更なる推進について」（令和4年9月2日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、児童相談所や市町村の体制強化を計画的に進めるとともに、児童虐待防止対策を更に進めていくため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定する。

対象期間：令和5年度から令和8年度まで

＜児童相談所＞	令和4年度実績	目標	増員数
児童福祉司	5,780 人程度	→ 6,850 人程度 (令和6年度)	令和5・6年度で + 1,060 人程度
児童心理司	2,350 人程度	→ 3,300 人程度 (令和8年度)	令和5～8年度で + 950 人程度

(注) 令和4年改正児童福祉法によるこども家庭センターについて、令和6年度の発足に向け、必要な体制等について検討を行うとともに、令和5年中に設置目標を定める。

※ 令和4年改正児童福祉法による一時保護開始時の司法審査の令和7年度までの導入を含め、「児童虐待防止対策の更なる推進について」等を踏まえ、必要に応じ、本プランの見直しを検討する。

新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン

令和4年12月15日

児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定

1. 目的

児童虐待防止対策については、これまで「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）決定）、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議（以下「関係府省庁連絡会議」という。）決定）、「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」（平成31年2月8日関係閣僚会議決定）、「児童虐待防止対策の抜本的強化」（平成31年3月19日関係閣僚会議決定）等も踏まえて、取組を進めてきた。

しかしながら、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は依然として一貫して増加しており、虐待により死亡する事件は後を絶たない。このような状況を受けて、本年6月の通常国会で成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「令和4年改正児童福祉法」という。）や令和5年4月からのこども家庭庁創設も踏まえた新たな総合的な対策である「児童虐待防止対策の更なる推進について」（令和4年9月2日関係閣僚会議決定。以下「更なる推進」という。）を策定した。

また、昨今いわゆる宗教2世に対し、宗教の信仰を理由とする児童虐待への対応の必要性についても指摘されているところ。

このような状況も踏まえ、児童相談所や市町村の体制強化を計画的に進めるとともに、児童虐待防止対策を更に進めていくため、児童虐待防止対策体制総合強化プランに代わり新たに「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定する。

児童虐待防止対策の強化に向け、国・自治体・関係機関が一体となつて必要な取組を引き続き強力に進めていく。

2. 対象期間

本プランの対象期間は、令和5年度から令和8年度までとする。

3. 児童相談所の体制強化

(1) 児童福祉司の増員

児童虐待発生時の迅速・的確な対応を確保するとともに、家庭養育の推進、市町村の相談支援体制の強化を図るため、児童福祉司の配置標準のうち、児童虐待相談対応件数に応じた加配について、自治体ごとの人口1人あたりの児童虐待相談対応件数の差異が拡大している状況をより適切に考慮したものに見直す（注）とともに、こども・保護者等への指導等を行う児童福祉司について、令和6年度末までに全国で1,060人程度増員する（令和4年度：5,780人程度）。

（注）加配の基準となる人口1人あたりの児童虐待相談対応件数について、全国平均により算出される人口1人あたりの件数から、人口1人あたりの件数が標準的な自治体の人口1人あたりの件数に改めることとする。

【目標】 令和4年度 5,780人程度

→ 令和6年度 6,850人程度（+1,060人程度）

(2) スーパーバイザーの増員

児童福祉司の職務遂行能力の向上等を図るため、他の児童福祉司の指導・教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）について、児童福祉司の増員に応じて増員する（児童福祉司の増員の内数）。

【目標】 令和4年度 960人程度

→ 令和6年度 1,210人程度（+250人程度）

(3) 児童心理司の増員

虐待等により心に傷を負ったこどもへのカウンセリング等の充実を図るため、心理に関する専門的な知識・技術に基づき指導を行う児童心理司について、令和8年度までに全国で950人程度増員する（令和4年度：2,350人程度）。

【目標】 令和4年度 2,350人程度
→ 令和8年度 3,300人程度（+950人程度）

(4) 弁護士配置等

令和4年改正児童福祉法に基づく一時保護開始時の司法審査が令和7年度までに導入されることも踏まえ、弁護士の配置や弁護士業務の補助職員（いわゆるパラリーガル）の活用等により、引き続き児童相談所の法的対応体制の強化を図る。

(5) 一時保護の体制強化

令和4年改正児童福祉法に基づき定める一時保護所の設備・運営に関する基準について、こどもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準が確保されたものとなるよう施行までに検討する。

一時保護所の新設や増改築等の整備について、令和3年度補正予算で積み増した安心こども基金を活用し、自治体が定員超過解消計画を策定し、厚生労働省が承認した場合に補助率を嵩上げする（1/2→9/10）ことにより、引き続き一時保護所の定員超過解消を図る。

(6) 児童福祉司等の負担の軽減

一時保護時の判断に資するAIの活用等による、システム化を含めた業務負担の軽減を図るとともに、児童相談所の業務フローの全体の効率化を行っている先進事例の横展開を図る。

児童相談所の職務の特殊性に鑑みて、職員のメンタルケア等による職場環境の改善などにより、職員の職場定着を図る。

4. 児童相談所の専門性強化

児童福祉司や児童心理司など児童相談所の職員について、研修の実施等により専門性の向上を図る。

令和4年改正児童福祉法により創設されるこども家庭福祉の認定資格が多くの方に取得され、児童福祉司として任用が進むよう取り組む。

5. 市町村の体制強化

(1) こども家庭センターの全国展開

「市区町村子ども家庭総合支援拠点」について、引き続き設置促進に向けて取り組む。その上で、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う体制の強化を図るため、令和4年改正児童福祉法により創設されるこども家庭センターの全国展開を図る。

(2) 要保護児童対策地域協議会の強化

民間団体との協働を進めるなど地域ネットワークの更なる強化を図る。

サポートプランの活用や関係機関との連携強化を通じ、こどもや家庭への支援に当たっての適切なアセスメントの実施を推進する。

6. 市町村の専門性強化

統括支援員やこども家庭支援員などこども家庭相談に対応する職員について、研修の実施等により専門性の向上を図る。

市区町村においてこども家庭相談に対応する職員の専門性向上を図るため、令和4年改正児童福祉法により創設されるこども家庭福祉の認定資格の取得が進むよう支援する。

7. その他児童虐待防止に向けた必要な取組

1～6に掲げるもののほか、更なる推進等に基づき、必要な取組を着実に実施し、強力的に進める。

8. 本プランの見直しの検討

令和4年改正児童福祉法によるこども家庭センターについて、令和6年度の発足に向け、必要な体制等について検討を行うとともに、令和5年中に設置目標を定める。このほか、令和4年改正児童福祉法による一時保護開始時の司法審査の令和7年度までの導入を含め、更なる推進等を踏まえ、必要に応じ、本プランの見直しを検討する。

新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランの目標

	計画期間(令和5年度から令和8年度まで)							
	令和4年度実績			配置目標			増員数	
【児童相談所】								
児童福祉司	5,780	人程度	→	6,850	人程度 【注1】	+	1,060	人程度
うち スーパーバイザー	960	人程度	→	1,210	人程度	+	250	人程度
児童心理司	2,350	人程度	→	3,300	人程度	+	950	人程度
<p>【注1】令和6年度までに6,850人程度を目標とする。</p> <p>【注2】こども家庭センターについては、令和6年度の施行に向けて必要な体制等について検討を行い、その検討結果を踏まえ、令和5年中に目標設定を行う。</p> <p>【注3】進捗状況等を踏まえ、必要に応じて目標の前倒し等の見直しを行うことがあり得る。</p>								

3. 少子化対策・こども政策の抜本強化

（加速化プランの推進）

急速な少子化・人口減少に歯止めをかけなければ、我が国の経済・社会システムを維持することは難しく、世界第3位の経済大国という、我が国の立ち位置にも大きな影響を及ぼす。若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが、こうした状況を反転させることができるかどうかの重要な分岐点であり、ラストチャンスである。このため、政府として、若者・子育て世代の所得向上に全力で取り組む。新しい資本主義の下、賃上げを含む人への投資と新たな官民連携による投資の促進を進めることで、安定的な経済成長の実現に先行して取り組む。次元の異なる少子化対策としては、「こども未来戦略方針」に基づき、若い世代の所得を増やす、社会全体の構造や意識を変える、全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援するという3つの基本理念を踏まえ、抜本的な政策の強化を図る。経済を成長させ、国民の所得が向上することで、経済基盤及び財源基盤を確固たるものとするとともに、歳出改革等によって得られる公費の節減等の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用することによって、国民に実質的な追加負担を求めることなく、**「こども・子育て支援加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）を推進する。**なお、その財源確保のための消費税を含めた新たな税負担は考えない。具体的には、「こども未来戦略方針」に基づき、今後「加速化プラン」の3年間の集中取組期間において、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」（児童手当の拡充、出産等の経済的負担の軽減、地方自治体の取組への支援による医療費等の負担軽減、奨学金制度の充実など高等教育費の負担軽減、個人の主体的なリ・スキリングへの直接支援、いわゆる「年収の壁」への対応、子育て世帯に対する住宅支援の強化）、**「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」**（妊娠期からの切れ目ない支援の拡充や幼児教育・保育の質の向上、「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設など）、**「共働き・共育ての推進」**（男性育休の取得促進や育児期を通じた柔軟な働き方の推進、多様な働き方と子育ての両立支援）とともに、こうした具体的政策に実効性を持たせる「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」を、「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保を進めつつ、政府を挙げて取り組んでいく。こども・子育て予算倍増に向けては、「加速化プラン」の効果の検証を行いながら、政策の内容・予算をさらに検討し、こども家庭庁予算で見て、2030年代初頭までに、国の予算又はこども1人当たりで見た国の予算の倍増を目指す。その財源については、今後更に政策の内容を検討し、内容に応じて、社会全体でどう支えるかさらに検討する。

3. 少子化対策・こども政策の抜本強化

（こども大綱の取りまとめ）

常にこどもや若者の視点でこどもや若者の最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」を実現するため、こども基本法に基づき、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるこども大綱を年内を目途に策定し、こども家庭庁が「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔機能を発揮する中で、政府全体でこども施策を強力に推進する。

（略）

誰一人取り残さず、確実に支援を届けるため、こどもや家庭への包括的な支援体制づくりを推進する。このため、こども家庭センターの設置促進、訪問家事支援の充実、里親支援の充実等家庭養育優先原則の徹底、社会的養護経験者等に対する自立支援の充実、一時保護所の環境改善、こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進を始めとする、児童虐待防止対策強化・社会的養育推進のための改正児童福祉法の円滑な施行や、児童相談所の質・量の体制強化、児童養護施設等の環境改善に取り組むとともに、こどもの自殺対策の強化、いじめ防止対策の推進、若年妊婦の支援に取り組む。

（略）

加速化プラン

Ⅲー1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

（5）多様な支援ニーズへの対応～社会的養護、障害児、医療的ケア児等の支援基盤の充実とひとり親家庭の自立支援～

- 経済的に困難な家庭のこども、障害のあるこどもや医療的ケア児、異なる文化的背景を持つこどもなど、多様な支援ニーズを有するこどもの健やかな育ちを支え、「誰一人取り残さない」社会を実現する観点から、それぞれの地域において包括的な支援を提供する体制の整備が求められる。
- 2022年に成立した児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の一部改正では、児童虐待の相談対応件数が増加を続けるなど、子育てに困難を抱える世帯が顕在化してきている状況を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援体制の中核を担うこども家庭センターの設置や地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの位置付けの明確化などが行われた。
- また、こどもの貧困対策は、我が国に生まれた全てのこどもの可能性が十全に発揮される環境を整備し、全てのこどもの健やかな育ちを保障するという視点のみならず、公平・公正な社会経済を実現する観点からも極めて重要である。こどものいる世帯の約1割はひとり親世帯であり、その約5割が相対的貧困の状況にあることを踏まえれば、特に、ひとり親家庭の自立と子育て支援は、こどもの貧困対策としても喫緊の課題であると認識する必要がある。
- こうした多様なニーズを有する子育て世帯への支援については、支援基盤や自立支援の拡充に重点を置き、以下の対応を中心に進める。今後、本年中に「こども大綱」が策定される過程において、更にきめ細かい対応について議論していく。

（社会的養護・ヤングケアラー等支援）

- 子育てに困難を抱える世帯やヤングケアラー等への支援を強化する。児童福祉法等の一部改正により2024年度から実施される「こども家庭センター」の人員体制の強化等を図る。また、新たに法律に位置付けられる子育て世帯訪問支援事業について、支援の必要性の高い家庭に対する支援を拡充する。さらに、社会的養護の下で育ったこどもの自立支援に向け、学習環境整備等の支援強化を図る。

加速化プラン

Ⅲ－３．こども・子育て予算倍増に向けた大枠

- 「加速化プラン」の予算規模は、現時点ではおおむね3兆円程度となるが、さらに、本戦略方針に盛り込まれている施策のうち、高等教育費の更なる支援拡充策、今後「こども大綱」の中で具体化する貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児に関する支援策について、今後の予算編成過程において施策の拡充を検討し、全体として3兆円半ばの充実を図る。
- 「加速化プラン」を実施することにより、我が国のこども・子育て関係予算は、こども一人当たりの家族関係支出で見て、OECDトップ水準のスウェーデンに達する水準となり、画期的に前進する。
- 現時点の「加速化プラン」を実施することにより、国のこども家庭庁予算（2022年度4.7兆円）は約5割増加すると見込まれる。また、育児休業については、新たな男性育休の取得目標の下での職場の意識改革や制度拡充の効果により関連予算が倍増していくと見込まれる。
- こども・子育て予算倍増に向けては、「加速化プラン」の効果の検証を行いながら、政策の内容・予算をさらに検討し、こども家庭庁予算で見て、2030年代初頭までに、国の予算又はこども一人当たりで見た国の予算の倍増を目指す。その財源については、今後更に政策の内容を検討し、内容に応じて、社会全体でどう支えるかさらに検討する。

「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」のポイント

弱い立場に置かれたこども・若者が性被害に遭う事案が後を絶たない現状

➔ これまでの対策の着実な実行に加え、**本パッケージの対策を速やかに実行**する

解決すべき課題

こども・若者の未熟さ・立場の弱さを利用した性加害が繰り返されている

こどもが長く過ごす場での性被害の未然防止・早期発見が必要

こどもは、被害にあっても性被害と認識できず、どう対応すればよいか分からない
保護者も、こどもの被害に気付くことや適切な対応が難しい

男性への相談支援の知見が十分に蓄積されておらず、相談もしにくい

文化芸術分野で活動する際、契約関係の明確化や安心・安全な環境が必要

1 加害を防ぐ

2 相談しやすく

3 支援の強化

今般実施する強化策

- **改正刑法等の趣旨・内容を広く国民に周知、厳正な対処**
- **加害者の被害者に対する強い影響力を利用した事犯**（親族関係、雇用関係、師弟関係等）などについて、**全国で取締りを強化**
- 刑法改正等に伴い「**匿名通報事業**」の対象を変更・拡大し、一層の周知を図る
- **日本版DBS導入**に向け、**早期の法案提出を目指し、検討を加速**
- **保育所等における虐待防止**のため、**通報義務に関し児童福祉法改正を検討**
- 学校で性被害防止等を教える「**生命（いのち）の安全教育**」を全国展開
- 小学生・未就学児等を対象に「**プライベートゾーン等の啓発キャンペーン活動を実施**」
- 保護者として身に付けることが望ましい知識（性被害のサイン、「記憶の汚染」を避ける、相談先）等について啓発資料等を直ちに作成し、学校、保育所、地域子育て支援拠点事業所、母子保健等の**子育て支援の場等を通じて保護者に啓発**
- 9月中を目途に「**男性・男児のための性暴力被害者ホットライン**」を初めて開設
- こどもや若者を含め、安心して活動を継続できるよう、**文化芸術分野における相談窓口を設置**（弁護士が契約やハラスメントを含むトラブル等に対し助言や関係機関の紹介等を行う）

緊急啓発期間（8月・9月に**政府を挙げた啓発活動**を集中実施）

- ① 加害の抑止（改正刑法等の趣旨・内容等の周知徹底）
- ② 相談窓口の周知
- ③ 第三者が被害に気付いたときの適切な対応

被害実態等の的確な把握と実証的な政策立案

— 330 —

すべてのこども・若者が安心して過ごすことができる社会を実現

子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ（概要）

令和5年7月26日「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」・「子どもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」合同会議

- 弱い立場に置かれた子ども・若者が、性犯罪・性暴力被害に遭う事案が後を絶たない
 - 子ども・若者は、被害に遭っても、それを性被害であると認識できない、声を上げにくく適切な支援を受けることが難しい
- 「すべての子ども・若者が安心して過ごせる社会の実現」のためには、対策の一層の強化が喫緊の課題

I 三つの強化策の確実な実行

1 加害を防止する強化策

- (1) 改正刑法等による厳正な対処、取締りの強化
 - 性犯罪に係る改正刑法等及びその趣旨・内容の周知、改正後の刑法等の関係法令を踏まえた厳正な対処
 - 加害者の被害者に対する強い影響力を利用した事犯（親族関係、雇用関係、師弟関係等）などについて、全国で取締りを強化
 - 「匿名通報事業」に係る対象の変更・拡大及び一層の周知
- (2) 日本版DBSの導入に向けた検討の加速
- (3) 保育所等での虐待防止のための児童福祉法改正の検討
- (4) 児童・生徒等への教育啓発の充実
 - 学校における「生命（いのち）の安全教育」の全国展開
 - 小学生等を対象にプライベートゾーン等の啓発キャンペーン
 - 中高生等を対象とする学校現場での改正刑法等の周知徹底
 - 外部講師の活用等による性と健康に関する教育等の実施
 - eネットキャラバンの講座に係る情報提供の実施

2 相談・被害申告をしやすくする強化策

- (1) 相談窓口の周知広報の強化
- (2) SNS等による相談の推進
 - SNS相談「Cure time（キュアタイム）」
 - こどもの人権相談
 - 親子のための相談LINE等を通じた児童相談所による支援実施
- (3) 子育て支援の場等を通じた保護者に対する啓発
 - 保護者として身に付けることが望ましい知識について周知・啓発（こどもの性被害のサイン、「記憶の汚染」を避ける、相談先等）
- (4) 男性・男児のための性暴力被害者ホットラインの開設
- (5) 相談・被害申告への適切な対応のための体制整備
 - 児童からの聴取に係る体制等の整備
 - 医師に対する協力謝金の拡充の検討や泌尿器科、肛門科、小児科を含む証拠採取の環境整備

3 被害者支援の強化策

- (1) ワンストップ支援センター等の地域における支援体制の充実
- (2) 学校等における支援の充実
 - 児童生徒から相談を受けた際の養護教諭を含む教職員の対応のポイント等の周知
 - 児童館や放課後児童クラブにおける対応・支援の充実
- (3) 医療的支援の充実
 - 受診可能な医療機関リストを整備し関係機関において共有する等の取組の促進、医療機関におけるワンストップ支援センターの認知度向上
- (4) 法的支援の充実
 - 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設に向けた取組
 - 文化芸術分野の契約、ハラスメントを含むトラブル等に関する相談窓口

II 緊急啓発期間の実施

政府を挙げた啓発活動を集中実施
(本年8月～9月)

- ① 加害の抑止（改正刑法等の周知）
- ② 相談窓口の周知
- ③ 被害に気付いた者の適切な対応

III 被害実態等の的確な把握と実証的な政策立案

- 被害当事者や支援者等の意見を継続的に聴取、調査分析等による知見を共有 → 的確な被害実態等の把握
- 不断の検討により、加えて実施すべき施策があれば、果断に実行

※「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」、「子供の性被害防止プラン2022」、「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」等の関連施策も着実に実行

こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ

令和5年7月26日

性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議
こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議

性犯罪・性暴力は、個人の尊厳を著しく踏みにじる行為である。とりわけ、こどもや若者に対する性犯罪・性暴力は、被害に遭った当事者の心身に長期にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為であって、断じて許すことはできない。

政府においては、これまで「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」¹や「子供の性被害防止プラン2022」²等に基づいて、各般の対策に取り組んできたところであるが、依然、弱い立場に置かれたこどもや若者が性犯罪・性暴力の被害に遭う事案が後を絶たない。また、被害に遭っても、それを性被害であると認識できないことや、声をあげにくく適切な支援を受けることが難しいことなどの課題も指摘されつづけている。こうした状況に鑑み、対策の一層の強化を図ることは、すべてのこども・若者が安心して過ごすことができる社会を実現する上で、喫緊の課題となっている。

このため、内閣府及びこども家庭庁をはじめとする関係府省においては、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議及びこどもの性的搾取に係る対策に関する関係府省連絡会議の合同会議を開催し、こどもや若者の性被害防止対策の強化について検討を行ってきた。その過程では、有識者・支援者等からのヒアリングを通じて、こども・若者の性被害をめぐる現状や課題等について把握に努めるとともに、両会議の議長である小倉内閣府特命担当大臣において、こどもの頃に性被害に遭った方々に直接お会いし、当事者の方々が直面してきた困難や政府の取組に対する御意見を伺った。

年齢や性別にかかわらず、また、どのような状況に置かれたこども・若者であっても、性被害に遭うことはあってはならない。関係各府省においては、

¹ 令和5年3月30日 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定

² 令和4年5月20日 犯罪対策閣僚会議決定

こども・若者に対する性犯罪・性暴力の根絶を切望する社会全体の声を真摯に受け止め、その実現のため、以下に示す緊急対策を速やかに実施する。

なお、上記のほか、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」、「子供の性被害防止プラン 2022」、「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」³等に記載されている関連の諸施策についても、引き続き、着実に実施していく。

I 三つの強化策の確実な実行

1 加害を防止する強化策

こどもや若者に対する性犯罪・性暴力は、極めて悪質な行為であり、断じて許すことはできない。本来、こどもの健やかな成長を願い、安全・安心な成育環境の確保に努めるべき大人が、こどもや若者の未熟さや立場の弱さを利用するなどして性的な加害行為に及ぶことは、あってはならないことである。以下の取組を中心に、性犯罪・性暴力は一切許容されないと
の社会規範を確立するとともに、刑罰法規の適切な運用等により、加害者への厳正な対処を徹底する。また、こどもが長く過ごす場における性被害の未然防止と早期発見のための仕組みを整備する。加えて、こどもたちが、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、発達段階に応じて、必要な知識を身に付けることができる教育啓発を推進するとともに、インターネットの安全・安心な利用のための周知啓発を進める。

(1) 改正刑法等による厳正な対処、取締りの強化

- ① 第 211 回国会において、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 66 号)及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和 5 年法律第 67 号)が成立し、公訴時効の延長に関する規定は令和 5 年 6 月 23 日、その他の規定のうち主要な罰則に関する部分は同年 7 月

³ 令和 5 年 3 月 30 日 関係府省取りまとめ

13日に施行されたところである。これにより、

- ・ いわゆる性交同意年齢を「13歳未満」から「16歳未満」に引き上げ、13歳以上16歳未満の者に対する性的行為について、相手方が5歳以上年長の場合には処罰し得ることとする。
- ・ 改正前の強制性交等罪、準強制性交等罪などの要件を改めて不同意性交等罪などとし、「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態」という文言を用いて統一的な要件として規定するとともに、「予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕きょうがくさせること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること」や「経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること」等、そのような状態の原因となり得る行為や事由を具体的に列挙し、より明確で判断のばらつきが生じない規定とする。
- ・ 16歳未満の若年者が性被害に遭うのを未然に防止し、その性的自由・性的自己決定権の保護を徹底する観点から、16歳未満の者に対して、わいせつの目的で、不当な手段を用いて面会を要求した者等を処罰することとする。

など、こどもや若者に対する性犯罪のよりの確な処罰が可能となった。本改正等の趣旨・内容について、関係府省が連携し、また、関係機関や団体の協力も得て、国民に広く周知を図る。また、こどもや若者に対する性犯罪に対して、改正後の刑法等の関係法令の内容及び趣旨を踏まえ、法と証拠に基づき、厳正に対処していく。(法務省、関係府省)

② 時代とともにこどもの福祉を害する犯罪に係る被害の形態等が変遷していることを踏まえ、加害者に対する恋愛感情に付け込んだ事案や、親族関係、雇用関係、師弟関係等を背景とした加害者の被害者に対する強い影響力を利用した事犯などについて、全国で取締りを強化し、その早期発見と被疑者の迅速な検挙に努め、被害に遭ったこどもの保護を図る。

(警察庁)

③ こどもの福祉を害する犯罪を含む一定の犯罪に関する通報を匿名で受け付け、事件検挙や被害者保護への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報事業」について、今般の刑法改正等に伴い対象の変更・拡大を行

うとともに、その一層の周知を図ることにより、潜在化しやすいこれらの犯罪を早期に認知するよう努める。(警察庁)

④ SNS事業者に対し、被害実態に関する情報を提供し、事業者による自発的な被害防止対策を促進しているところ、更なる被害防止対策を促進する。(警察庁) 事業者団体が策定した「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の適切な運用を支援する。さらに、インターネット上の違法・有害情報に関する相談に対応する違法・有害情報相談センターの運営を支援する。(総務省)

⑤ 令和4年11月の通知により、全ての大学に対し、性暴力があってはならないという基本姿勢や、各大学で取り組むべき事項等を示したところ、同通知を踏まえた各大学における性暴力等及びその他のハラスメントの防止に向けた取組の実施状況を調査し、その結果を周知することにより、各大学における取組の見直しや充実を促す。(文部科学省)

(2) 日本版DBSの導入に向けた検討の加速

① 教育・保育施設等や子どもが活動する場等において働く際に性犯罪歴等について証明を求める仕組み(いわゆる日本版DBS)の導入に向け、「子ども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」を開催しながら、早期の法案提出を目指して検討を加速する。(子ども家庭庁)

(3) 保育所等におけるわいせつ行為も含む虐待を防止するための制度的対応の検討

① 多くの子どもが時間を過ごす場である保育所等におけるわいせつ行為を含めた虐待防止対策の制度的な強化を図る。現在は行政措置により子どもが入所する児童養護施設等における虐待行為に限定されている発見者の通報義務等に関し、保育所等における虐待行為についても同様の仕組みを設けることについて児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正による制度的対応を検討する。(子ども家庭庁)

(4) 児童・生徒等への教育啓発の充実

- ① すべてのこどもたちを対象に、その発達段階に応じて、同意のない性的な行為は性暴力にあたることや、被害者は悪くないこと、被害に遭ったときには信頼できる大人や関係機関に相談できることなどを分かりやすく指導するため、こどもたちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」について、これまでの取組を加速させ、全国展開を推進する。幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校等の様々な学校種において参考となる実践事例集を公表し、「生命（いのち）の安全教育全国フォーラム」を実施して、関係者のネットワークづくりを推進する。（文部科学省）
- ② 小学生・未就学児やその保護者等に対し、「生命（いのち）の安全教育」の教材の活用等により、プライベートゾーン等について、分かりやすく、親しみやすい形での啓発を行うキャンペーン活動を実施する。（こども家庭庁、文部科学省）
- ③ 今般の刑法改正等の趣旨・内容について、いわゆる性交同意年齢に関する知識も含め、中高生向け及び大学生向けの啓発資料を速やかに作成・配布するなど、生徒・学生や教職員等への学校現場における周知を行う。（法務省、文部科学省）
- ④ 学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、産婦人科医や助産師等の専門家を外部講師として活用する等により、性と健康に関する教育等を行う。（こども家庭庁、文部科学省）
- ⑤ SNSの利用に起因する児童買春・児童ポルノ禁止法違反等の被害児童数が高水準で推移しており、小学生が被害に遭うケースの増加傾向が見られることを踏まえ、e-ネットキャラバンにおけるこども・若者の性被害防止に資する講座内容に関する情報提供を広く行い、青少年への啓発を強化する。（総務省）

2 相談・被害申告をしやすくする強化策

性犯罪・性暴力は、被害に遭った当事者の心身を深く傷つけるものであり、関係府省では、これまでも、被害者が早期に適切な支援を受けられる

よう、相談窓口の整備・充実に取り組んできたところである。しかしながら、特に子どもや若者は、被害に遭っても、それを性被害であると認識できないことや、加害者との関係性などから誰にも相談できず、被害が潜在化・深刻化しやすいことが指摘されており、子ども・若者に必要な情報が届くよう、相談窓口の周知を一層進めるとともに、子ども・若者が相談しやすいSNS等の活用を推進する。その際、相談窓口では、匿名で相談できることや、相談機関は、本人の意思を尊重し、被害者に寄り添った対応を行うことなどについても周知を図る。また、保護者が子どもの被害を見逃さず、被害に気付いた場合に速やかに専門機関に相談するなど適切に対応することができるよう、子育て支援の場等の保護者と関わる場等を通じて、保護者に対する啓発に取り組む。

また、性被害は性別を問わずに受け得るものであるが、特に男性や男児は、社会全体において男性の性被害に関する誤解や思い込みがあることなどから、被害に遭っても被害の深刻さを認識しにくかったり、相談を躊躇したりすることなどが指摘されている。既存の相談窓口においても、相談の大部分は女性や女児からのものであり、男性・男児の被害については、その心理的な支援等に必要な知見が十分に蓄積されているとは言えない場合がある。このため、男性・男児の被害者が安心して相談できる相談窓口の整備に努める。

さらに、子どもや男性など多様な被害者からの相談や被害申告に適切に対応するため捜査機関の研修を充実させるほか、児童の供述の代表者聴取のための関係機関との連携や環境整備、証拠採取のための環境整備等を進める。

(1) 相談窓口の周知広報の強化

① 性犯罪・性暴力の被害を受けた子どもや若者が相談しやすくなるよう、都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」や全国の都道府県等が設置・運営する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）につながる全国共通番号「#8891（はやくワンストップ）」について、子ども・若者向けの広報の強化等により、これまで以上に周知徹

底を図る。(内閣府、警察庁、文部科学省、関係府省)

- ② ジュニアアスリートに対する性的ハラスメントを含め、スポーツ分野におけるあらゆる暴力等の根絶に向けて、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、相談窓口のより一層の周知とその活用等を図る。(スポーツ庁)

(2) SNS等による相談の推進

- ① ワンストップ支援センターにおいて、電話相談や面談に加え、メールやSNS等の子どもや若者にとって相談しやすい相談方法の導入が広がるよう、先行事例の共有や交付金による支援等を行う。また、チャット形式等で相談できる国のSNS相談事業「Cure time (キュアタイム)」についても、子どもや若者に対する更なる周知を図るとともに、今後の継続を含め、事業の在り方について検討を行う。(内閣府)
- ② SNS相談システム「親子のための相談LINE」等を通じ児童相談所等に性犯罪・性暴力の相談があった際には、その事案に応じ、ワンストップ支援センター、警察、医療機関等と連携しつつ、被害者である子どもの気持ちに十分に配慮し、児童心理司によるカウンセリング等をはじめとする対応を行う必要があるところ、これらについて、全国の児童相談所や市町村に周知徹底を図る。(子ども家庭庁)
- ③ 令和5年度の「全国一斉『こどもの人権相談』強化週間」(8月23日～29日)において、「こどもの人権110番」(フリーダイヤル)に加え、「SNS(LINE)人権相談」の受付時間を拡大し、こどもの性被害に関する相談にも対応する。また、子どもがスマートフォンなどからいつでも人権相談ができる「こどもの人権SOS-eメール」を引き続き実施する。(法務省)

(3) 子育て支援の場等を通じた保護者に対する啓発

- ① こどもの被害については、最も身近な立場にある保護者が、被害に遭ったことのサインを見逃さないこと、被害の聞き取りの過程でのこどもの記憶への影響(いわゆる「記憶の汚染」)を避けることや、速やかに専門機関に相談すること等を含め、的確に対応することが求められる。さ

らに、性被害がこどもに与える影響やトラウマに関する基礎的な知識を持つことも重要である。このため、保護者として身に付けることが望ましい知識等について、関係府省が連携して啓発資料等を直ちに作成し、学校、保育所、地域子育て支援拠点事業所、母子保健等を通じて保護者への周知を図る。(こども家庭庁、内閣府、文部科学省)

- ② 「生命（いのち）の安全教育」の教材及び教職員向けの指導の手引については、児童生徒の保護者に参考にしてもらい、日頃から家庭内でコミュニケーションをとることで、被害の予防・早期発見や適切な相談につながるものであることから、保護者向けの周知資料についても、様々な機会を活用し、各学校等を通じて保護者への周知を図る。(文部科学省)

(4) 男性・男児のための性暴力被害者ホットラインの開設

- ① 性犯罪・性暴力の被害に遭った男性や男児及びその保護者からの相談を受け付け、適切な心理的支援を提供できる機関等につなぐ臨時の相談窓口として、本年9月中を目途に「男性・男児のための性暴力被害者ホットライン」(仮称)を開設する準備を進める。また、そこで得られた相談対応の知見等を活用し、全国のワンストップ支援センター等の関係機関における男性や男児の被害者への対応の向上等に取り組む。(内閣府)

(5) 相談・被害申告への適切な対応のための体制整備

- ① こどもや男性といった多様な被害者を含む性犯罪被害者への適切な対応を行えるよう、警察官等に対する各種研修について、児童心理の専門家等や男性が被害者となる事件の捜査・支援の経験を有する職員による講義の拡充、こどもの頃に被害を受けた当事者や男性被害者の声を反映させること等を通じ、その内容を拡充する。(警察庁)
- ② 児童から性被害等について聴取する際の供述の信用性等の担保のため、代表者聴取を見据え、捜査部門と児童相談所や学校、ワンストップ支援センターとの連携を図るとともに、児童相談所職員との合同研修やスクールカウンセラー等を含めた学校職員への研修を実施するなどして、児童から適切な聴取を行うことができる捜査員等の育成・能力向上を図る。(警察庁、こども家庭庁、文部科学省、内閣府)

③ 性犯罪の捜査においては、被害の届出をためらっている場合も含め、早期の段階で、被害者の希望に応じ、身体等に付着した証拠資料を採取することが重要であることから、これまで産婦人科を対象に行ってきた証拠採取キットの配備について、泌尿器科、肛門科、小児科に広げることを検討する。また、不同意性交等事件の捜査への医師の協力を確保するため、協力謝金の拡充を検討する。（警察庁）

3 被害者支援の強化策

性犯罪・性暴力の被害に遭った当事者に対しては、心理的支援、医療的支援、法的支援など、当事者の意思を尊重しつつ、適切な支援を提供する必要がある。特に、被害者がこどもや若者である場合は、児童心理等の専門的な知見に基づく対応を要する場合や、現状では、必ずしも十分な連携体制が構築されていない産婦人科以外の診療科との連携が求められる場合があるなど、より高度な支援や幅広い連携体制の構築が必要であることから、ワンストップ支援センターや児童相談所等による地域の支援体制を充実させる。また、こどもに身近な学校等における支援や、医療的支援及び法的支援の充実に取り組む。

(1) ワンストップ支援センター等の地域における支援体制の充実

- ① 都道府県等によるワンストップ支援センターの運営等に対しては、性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金による支援を行っているところ、今後の交付金の活用において、こども・若者や男児・男性の被害者への支援について、専門性を持った相談員等の確保・養成、関係機関との連携体制の構築、相談しやすい環境の整備等の取組を推進する。（内閣府）
- ② 児童相談所は、性的虐待や児童ポルノ事犯の被害等により心身に有害な影響を受けた児童に関する相談を受けた場合には、安全確保を必要とする場合の一時保護、専門的な医療的ケアのための医療機関の受診に関する援助、児童心理司によるカウンセリング、自宅に帰ることが困難な児童等に対する児童福祉施設への入所措置等を行うほか、被害の状況を確認し、警察への通報を実施する。虐待相談ダイヤル189（いちはやく）やSNS相談システム「親子のための相談LINE」等を通じ児童

相談所等に性犯罪・性暴力の相談があった際には、その事案に応じ、ワンストップ支援センター、警察、医療機関等と連携しつつ、被害者であるこどもの気持ちに十分に配慮し、児童心理司によるカウンセリング等をはじめとする対応を行う必要があるところ、これらについて、全国の児童相談所や市町村に周知徹底を図る。(こども家庭庁)

- ③ 性的な被害など困難な問題を抱える若年女性等への支援を充実するため、令和6年4月から施行される困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)に基づき、各都道府県における支援体制の計画的な整備等を促進する。(厚生労働省)

(2) 学校等における支援の充実

- ① 児童生徒からの相談を受けて対応するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについて、性的な被害への対応を含め、各自治体における活動事例を取りまとめ、他の自治体等における対応の参考となるよう公表・周知するとともに、教育委員会の生徒指導や教育相談の担当者等に対する各種説明会等において、性的な被害を受けた児童生徒への対応に係る留意点や関係機関との連携を含めた支援体制の構築等について周知を行っており、引き続き、これらの取組を通じて、学校における支援の充実を推進する。加えて、学校管理職の責務、養護教諭を含む教職員が被害児童生徒から相談を受けた際の対応のポイント、早期の警察等の関係機関への報告の必要性などについて、都道府県教育委員会等の担当者を対象とした会議等の様々な機会を活用し周知を行う。その際、ワンストップ支援センター等の関係機関との連携についても、併せて周知する。(文部科学省)
- ② 学校における取組事例も踏まえ、児童館や放課後児童クラブの運営ガイドラインに、児童・生徒間の性暴力への対応について盛り込むことを検討する。(こども家庭庁)

(3) 医療的支援の充実

- ① こどもや男性の被害者や、こどもの頃に受けた被害によって長期間にわたってトラウマを抱えている被害者を含め、ワンストップ支援センタ

一等に相談をした被害者が、適切な医療的支援を受けることができるよう、受診可能な診療科毎（産婦人科に加え、小児科、泌尿器科、肛門科、精神科等）の医療機関のリストを整備し、関係機関において共有する等の地域における取組を促進する。また、被害者に最初に接する可能性のある医師等の医療関係者が、地域においてワンストップ支援センターが果たしている機能等を含め、性犯罪・性暴力の被害者支援の取組等に係る知識を有していることが重要であることから、関係団体の協力を得て、関連情報の周知等に取り組む。（内閣府、厚生労働省）

- ② こどもの頃の被害によりトラウマを抱えた被害者に対して必要な治療を行える医師等の専門職の育成を促進するとともに、適切な処遇について検討する。（厚生労働省）

（４）法的支援の充実

① 性犯罪・性暴力による被害を受けたこども・若者が、その置かれている状況等に応じ、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるようにするため、㉞一定の性犯罪による被害を受けたこども・若者等が、一定の資力を有しない場合に、早期の段階から弁護士による継続的かつ包括的な支援等を受けられるよう、犯罪被害者等支援弁護士制度の創設に向けた取組を進めるとともに、㉟地方レベルで構築していく関係機関・団体等による連携・協力体制に、法テラスが法的支援の観点から積極的に参画できるよう、地方事務所の体制の強化を図り、さらに、㊱法テラスが行う支援が、こどもや若者にとって身近で使い勝手の良いものとなるよう周知・広報を行うことにより、性犯罪・性暴力による被害を受けたこども・若者に対する支援の実施及び体制の一層の充実・強化を図る。（法務省）

② こどもや若者も含め、文化芸術分野において安心して活動を継続できるよう、契約に係る疑問やハラスメントを含むトラブル等について、文化芸術分野に知見を有する弁護士が法律的助言を行うほか、必要に応じて適切な関係機関を紹介する相談窓口を設置する。（文化庁）

Ⅱ 緊急啓発期間の実施

こども・若者の性被害の根絶には、今般の刑法改正等の趣旨・内容や児童福祉法をはじめとする関係法令の周知徹底等により、社会全体で、こどもや若者への性犯罪・性暴力が断じて許されないものであるという認識を共有するとともに、被害に遭った場合に相談することができる相談窓口の周知や、保護者が身に付けることが望ましい知識、こども・若者の被害を認識した周囲の大人が傍観者とならないための適切な対応等の周知を図り、社会を構成する誰もが、こどもや若者を被害から守る上での役割を果たせるようになることが極めて重要である。

このため、本年の8月及び9月の2か月間を「こども・若者の性被害防止のための緊急啓発期間」とし、期間中、以下の三つの観点から、政府を挙げた啓発活動を集中的に実施する。

- ① 加害の抑止（今般の刑法改正等の趣旨・内容等の周知徹底）
- ② 相談窓口の周知
- ③ こどもや若者への性犯罪・性暴力を見逃さない機運の醸成（第三者が被害に気付いたときの適切な対応、二次被害の防止等）

この「緊急啓発期間」の実施に当たっては、地方公共団体、関係機関・団体等の幅広い理解と協力を得て、広範囲な活動が実施されるよう努めるものとする。

なお、本期間実施後の本年10月以降においても、「児童虐待防止推進月間」（11月）、「女性に対する暴力をなくす運動」（11月12日～25日）、「若年層の性暴力被害予防月間」（4月）等の機会も活用し、継続的に周知啓発に取り組んでいく。

Ⅲ 被害実態等の的確な把握と実証的な政策立案

こどもや若者に対する性犯罪・性暴力の被害については、被害に遭っても、被害を認識できなかつたり、声をあげられなかつたりすることにより、潜在化しやすいことなどが指摘されている。このため、こども・若者の性犯罪・

性暴力の根絶に向けた今後の政策の検討・実施に当たっては、既存の統計等に現れる被害等の状況にのみ依拠するのではなく、関係各府省が連携し、被害当事者や支援者等の意見を継続的に聴取することや、それぞれが実施する調査分析等による知見を共有することなどを通じて、よりの確な被害実態等の把握に努め、実証的な政策立案につなげることとする。

そのような取組を通じて、上記Ⅰ及びⅡに記載された範囲に限らず不断の検討を行い、それらに加えて実施すべき施策があれば、果断に実行していく。

また、子ども・若者の性被害を防止するための取組は、次世代を担う子どもたちが健やかに成長できる社会を築く上で、その前提となるものである。本パッケージに記載した各施策については、できるものから直ちに実行していくこととし、今後の検討を要するものについては、その具体化を図った上で、年内を目途に策定することとされている「子ども大綱」に盛り込めるよう検討するものとする。

こ 成 保 1 2 3
こ 支 虐 1 1 7
令和5年8月4日

各 { 都道府県知事
指定都市長
中核市長
児童相談所設置市長 }

こども家庭庁成育局長
こども家庭庁支援局長

保育所等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（周知）

児童虐待への対応については、児童相談所や市町村が関係機関と緊密に連携し、こども・子育て家庭の状況を適切に把握し、こどもの安全確保を最優先に行うことが重要です。

これまで、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、学校、保育所等と市町村、児童相談所との連携の推進を図るため、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省総合教育政策局長・文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知。以下「連名通知」という。）（別添1）をお示しし、学校、保育所等から市町村及び児童相談所に対する定期的な情報提供並びに緊急時の対応等についてお願いをしてきたところです。

昨今の児童虐待が疑われる死亡事例についても、従前と同様、各自治体やこども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会等において検証が行われ、判明した課題等に応じ、必要な対応が行われることとなりますが、**まずは、こどもと日々の接点を有する学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等（以下「学校等」という。）と市町村・児童相談所等との間で、こどもの異変（あざ・理由不明の欠席等）に係る情報やリスク判断の鍵となる重要な情報の認識が十分に共有された上で、こどもや家族の状況等を踏まえたアセスメントやそれに基づく適切な対応がとられる等の連携体制の構築が重要です。**

これを踏まえ、連名通知の趣旨、目的及び内容について、保育所等の関係機関について改めて周知徹底を図るよう、お願いします。

また、この平成31年の連名通知について、学校等において参照いただくことを目的とし、別添2のとおり内容のポイントとなる事項を整理しています。本資料について、市町村の虐待担当部署及び児童相談所の連絡先も含めて管内の学校等に対して周知いただくとともに、それぞれの学校等において、こどもと日々の接点を有する教諭、保育士等に対し、職員会議等の機会において周知することや職員室等の各教諭、保育士等が参照しやすい場所へ掲示すること等の方法により、恒常的に確認されるような対応をお願いします。

さらに、市町村の児童虐待担当部署及び児童相談所においては、学校等から情報提供又は通告を受けた場合には、平成31年の連名通知及び「気づきのポイント情報共有ツール」(令和4年度厚生労働省保健福祉調査委託費調査研究事業「要保護児童対策地域協議会のあり方に関する調査報告書」(別添3)等を踏まえ、組織的なリスク評価等を実施するとともに、家庭訪問等による安全確認や、市町村の児童虐待担当部署から児童相談所への通告等の適切な対応に引き続き尽力をいただくようお願いします。

都道府県におかれましては、管内市区町村(児童福祉主管部局)(指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除く。)及び関係機関への周知をお願いいたします。

なお、本通知については、**別途文部科学省より**、都道府県(私立学校主管部局)、都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構並びに高等専門学校を設置する公立大学法人及び学校法人並びに小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体へ周知するとともに、都道府県(私立学校主管部局)から所轄の私立学校へ、都道府県教育委員会から管内市区町村教育委員会及び所管の学校へ、指定都市教育委員会から所管の学校へ、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人から附属学校へ、独立行政法人国立高等専門学校機構並びに高等専門学校を設置する公立大学法人及び学校法人からその設置する学校へ、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体から認可した小中高等学校へ周知されますので、申し添えます。

また、公立の小中学校に別添2を周知する際には、市町村の児童虐待担当部署等において連絡先を記入し、市町村教育委員会へ周知媒体を送付するようお願いいたします。

【本件についての問合せ先】

●本通知全般について

こども家庭庁支援局虐待防止対策課調整係

TEL: 03-6859-0082

●保育所及び地域型保育事業並びに認定こども園について

こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係

TEL: 03-6858-0058

●認可外保育施設について

こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係

TEL: 03-6858-0133

府子本第 190 号
30 文科初第 1618 号
子発 0228 第 3 号
障発 0228 第 3 号
平成 31 年 2 月 28 日

都 道 府 県 知 事
都道府県教育委員会教育長
指 定 都 市 市 長
指定都市教育委員会教育長
中 核 市 市 長
児童相談所設置市市長
附属学校を置く国立大学法人学長
各 附属学校を置く公立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所管する構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
高等専門学校を設置する地方公共団体の長
高等専門学校を設置する公立大学法人の理事長
高等専門学校を設置する学校法人の理事長

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公印省略)
文部科学省総合教育政策局長
(公印省略)
文部科学省初等中等教育局長
(公印省略)
文部科学省高等教育局長
(公印省略)
厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

こうした中、平成 30 年 3 月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受けて、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、学校、保育所等と市町村、児童相談所との連携の推進を図るため、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」に基づく運用をお願いしているところであるが、本年 1 月に千葉県野田市で発生した小学校 4 年生死事案を踏まえ、今般、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」（別添）を定め、一層推進すべき取組として周知徹底を図るものであるので、適切な運用を図られたい。

都道府県においては管内市区町村、所轄の私立学校及び関係機関へ、都道府県教育委員会・指定都市教育委員会においては管内市区町村教育委員会、所管の学校及び関係機関へ、指定都市・中核市・児童相談所設置市においては関係機関へ、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人においては附属学校へ、独立行政法人国立高等専門学校機構並びに高等専門学校を設置する地方公共団体、公立大学法人及び学校法人においてはその設置する学校へ、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体においては認可した学校へそれぞれ周知いただきたい。

なお、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成 30 年 7 月 20 日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）については廃止する。

また、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

(別添)

学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針

1 趣旨

本指針は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校（以下「学校」という。）、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設をいう。以下同じ。）及び障害児通所支援事業所（以下「学校・保育所等」という。）から市町村又は児童相談所（以下「市町村等」という。）への児童虐待防止に係る資料及び情報の定期的な提供（以下「定期的な情報提供」という。）に関し、定期的な情報提供の対象とする児童、情報提供の頻度・内容、依頼の手続等の事項について、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「虐待防止法」という。）第 13 条の 4 の規定に基づく基本的な考え方を示すものである。

2 定期的な情報提供の対象とする児童

(1) 市町村が情報提供を求める場合

要保護児童対策地域協議会（児童福祉法第 25 条の 2 に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下「協議会」という。）において、児童虐待ケースとして進行管理台帳（注）に登録されており、かつ、学校に在籍する幼児児童生徒学生、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設及び障害児通所支援事業所に在籍する乳幼児（以下「幼児児童生徒等」という。）を対象とする。

（注）進行管理台帳とは、市町村内における虐待ケース等に関して、子ども及び保護者に関する情報やその状況の変化等を記載し、協議会において絶えずケースの進行管理を進めるための台帳であり、協議会の中核機関である調整機関において作成するものである。

(2) 児童相談所が情報提供を求める場合

児童相談所（児童福祉法第 12 条に規定する児童相談所をいう。以下同じ。）が管理している児童虐待ケースであって、協議会の対象となっておらず、かつ、学校・保育所等から通告があったものなど、児童相談所において必要と考える幼児

児童生徒等を対象とする。

3 定期的な情報提供の頻度・内容

(1) 定期的な情報提供の頻度

定期的な情報提供の頻度は、おおむね1か月に1回を標準とする。

(2) 定期的な情報提供の内容

定期的な情報提供の内容は、上記2(1)及び(2)に定める幼児児童生徒等について、対象期間中の出欠状況、(欠席した場合の)家庭からの連絡の有無、欠席の理由とする。

4 定期的な情報提供の依頼の手続

(1) 市町村について

市町村は、上記2(1)に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校・保育所等に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3(2)に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

(2) 児童相談所について

児童相談所は、上記2(2)に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校・保育所等に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3(2)に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

5 機関(学校・保育所等を含む。)間での合意

(1) 上記4により、市町村等が学校・保育所等に対し、定期的な情報提供の依頼を行う場合は、この仕組みが円滑に活用されるよう、市町村等と学校・保育所等との間で協定を締結するなど、事前に機関の間で情報提供の仕組みについて合意した上で、個別の幼児児童生徒等の情報提供の依頼をすることが望ましいこと。

(2) 協定の締結等による機関間での合意に際しては、本指針に掲げる内容を基本

としつつも、より実効性のある取組となるよう、おおむね1か月に1回程度を標準としている定期的な情報提供の頻度や、対象となる幼児児童生徒等の範囲について、定期的な情報提供の内容をより幅広く設定するなど、地域の実情を踏まえたものにする事。

- (3) 学校は、市町村等と協定の締結等により機関間での合意をしたときは、その内容等を設置者等（私立学校にあっては当該学校の所轄庁を含む。以下同じ。）に対しても報告すること。

6 定期的な情報提供の方法等

(1) 情報提供の方法

学校・保育所等は、市町村等から上記4の依頼文書を受けた場合、依頼のあった期間内において、定期的に上記3に定める定期的な情報提供を書面にて行う。

(2) 設置者等への報告等

学校が市町村等へ定期的な情報提供を行った場合は、併せて設置者等に対してもその写しを送付すること。また、市町村等へ定期的な情報提供を行うに際しては、地域の実情に応じて設置者等を経由することも可能とする。

7 緊急時の対応

定期的な情報提供の期日より前であっても、学校・保育所等において、不自然な外傷がある、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象となる幼児児童生徒等から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境に変化があったなど、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村等に情報提供又は通告をすること。

また、学校・保育所等は保護者等から対象となる幼児児童生徒等が学校・保育所等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合（不登校等による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村等に情報提供すること。

なお、障害児通所支援事業所におけるこれらの取扱いは、原則として当該障害児通所支援事業所をほぼ毎日利用している幼児児童生徒等を想定しているが、障害児通所支援事業所の利用頻度が低い又は利用が不定期である幼児児童生徒等については、本取扱いに準じた取扱いとすることとし、具体的な内容については、別途お示しする。

8 情報提供を受けた市町村等の対応について

(1) 市町村について

- ① 学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた市町村は、必要に応じて当該学校・保育所等から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報を複数人で組織的に評価する。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校・保育所等での相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

- ② ①の評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら又は関係機関に依頼して家庭訪問を行う、個別ケース検討会議を開催するなど状況把握及び対応方針の検討を組織として行うとともに「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有すること。
- ③ 対応が困難な場合には児童相談所に支援を求めるとともに、専門的な援助や家庭への立入調査等が必要と考えられる場合は、速やかに児童相談所へ送致又は通知を行う。
- ④ 協議会においては、市町村内における全ての虐待ケース（上記2（2）の場合を除く。）について進行管理台帳を作成し、実務者会議の場において、定期的に（例えば3か月に1度）、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うことを徹底すること。

(2) 児童相談所について

- ① 児童相談所が学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた場合

ア 学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた児童相談所は、必要に応じて当該学校・保育所等から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報について援助方針会議等の合議による組織的な評価を行うとともに、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有すること。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校・保育所等で

の相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

イ アの評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら家庭訪問を行う、個別ケース検討会議の開催を市町村に求めるなど状況把握及び対応方針の検討を組織として行う。

ウ 必要に応じて立入調査、出頭要求、児童の一時保護等の対応をとる。

- ② 市町村が学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた場合、市町村の求めに応じて積極的に支援するものとする。

9 個人情報保護に対する配慮

- (1) 虐待防止法においては、市町村等から児童虐待に係る情報の提供を求められた場合、地方公共団体の機関は情報を提供することができると従前から規定されていた一方、児童虐待の兆しや疑いを発見しやすい立場にある民間の医療機関、児童福祉施設、学校等は提供できる主体に含まれておらず、これらの機関等が児童虐待に係る有益な情報を有しているような場合であっても、個人情報保護や守秘義務の観点を考慮し、情報提供を拒むことがあった。

児童虐待が疑われるケースについては、児童や保護者の心身の状況、置かれている環境等の情報は、市町村等において、児童の安全を確保し、対応方針を迅速に決定するために必要不可欠であることから、「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第63号)においては、地方公共団体の機関に加え、病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関する機関や医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者(以下「関係機関等」という。)も、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該児童相談所長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされた。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない(虐待防止法第13条の4)。

- (2) このため、学校・保育所等から市町村等に対して、定期的な情報提供を行うに当たって、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第16条及び第23条においては、本人の同意を得ない限

り、①あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならず、②第三者に個人データを提供してはならないこととされている。しかしながら、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされており、虐待防止法第13条の4の規定に基づき資料又は情報を提供する場合は、この「法令に基づく場合」に該当するため、個人情報保護法に違反することにならない。

なお、地方公共団体の機関からの情報提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用又は提供禁止の除外規定として、「法令に定めがあるとき」等を定めていることが一般的であり、虐待防止法第13条の4に基づく情報提供は「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例にこのような除外規定がある場合には条例違反とはならないと考えられる。

ただし、幼児児童生徒等、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう十分な配慮の下、必要な限度で行わなければならないので留意すること。

また、当該情報提供は、虐待防止法第13条の4の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法（明治40年法律第45号）や関係資格法で設けられている守秘義務規定に抵触するものではないことに留意されたい。

- (3) 市町村が学校・保育所等から受けた定期的な情報提供の内容について、協議会の実務者会議及び個別ケース検討会議において情報共有を図ろうとする際は、市町村において、学校・保育所等から提供のあった情報の内容を吟味し、情報共有すべき内容を選定の上、必要な限度で行うこと。

また、協議会における幼児児童生徒等に関する情報の共有は、幼児児童生徒等の適切な保護又は支援を図るためのものであり、協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととされているので、このことに十分留意し、協議会の適切な運営を図ること。

10 その他

市町村等が学校・保育所等以外の関係機関に状況確認や見守りの依頼を行った場合にも、当該関係機関との連携関係を保ち、依頼した後の定期的な状況把握に努めるものとする。

(参考)

児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）

（資料又は情報の提供）

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

こどもを家庭内の虐待から守るために、保育士・教職員等の皆さまの力が重要です！

— こどもの異変（あざ・理由不明の欠席等）に気付いたら、躊躇なく市町村・児童相談所へ連絡を —

Q1 どんなこどもが対象なの？具体的に何をすればいいの？

○定期的な連絡を要するケース

市町村や児童相談所が「児童虐待の可能性ある」と評価しており、保育所等に通園しているこどもが対象です。こどもの名前等は、個別に市町村等から連絡されます。おおむね1か月に1度を目安に、出欠状況、欠席時の家庭からの連絡有無、欠席理由を連絡します。

○緊急で連絡を要するケース

こどもに不自然な外傷がある・理由不明で欠席するといった兆候がある場合や、理由を問わず7日以上欠席が続く場合には、躊躇なく、ただちに市町村等に連絡してください。

Q2 Q1の場合以外にこどもに虐待（ネグレクト含む）のおそれを感じられるときは？

Q1の場合以外でも、虐待のおそれや気になる様子が見られる場合は、躊躇なく、市町村の児童虐待担当部署や児童相談所へ相談してください。

→ 詳しくは2枚目を参照！

Q3 個人のプライバシーなど、親とのトラブルが不安

国の法律等に則った連絡であり、個人情報保護法等には抵触しません。また、連絡を受けた市町村・児童相談所は、連絡を誰から受けたのか等を秘密にする義務があります。

気になる点があれば、必ず連絡をしてください。

〇〇市役所児童福祉課：〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇

××児童相談所 **356**：—〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇

※居住自治体以外の学校等に在籍する場合にはこどもの居住地の市町村等に連絡してください。

～こども・子育て家庭の見守り時注意ポイント～

これらは全て、**児童虐待対策の専門家や児童虐待事案に対処してきた自治体職員等が「特に気を付けるべき」としている**ポイントです。

これに限らず、**日常的な関わりの中で気になる様子や状況に気づいたときは、市町村や児童相談所に相談**するようにしましょう。

<こどもの様子>

- ・ 表情が乏しく、受け答えが少ない
- ・ 落ち着きがなく、過度に乱暴
- ・ 担当教師、保育士等を独占したがる、用事が無くてもそばに近づいてくるなど過度のスキンシップ
- ・ 保護者の顔色をうかがう
- ・ 保護者といるとおどおどし、落ち着きがない
- ・ からだや衣服の不潔感（髪を洗っていない汚れ・匂い・垢の付着、爪が伸びている等）
- ・ 虫歯の治療が行われていない
- ・ 食べ物への執着が強く過度に食べる、極端な食欲不振がみられる
- ・ 理由がはっきりしない欠席・遅刻が多い
- ・ 連絡のない欠席を繰り返す
- ・ なにかと理由をつけてなかなか家に帰りたがらない

<保護者、家族の様子>

- ・ 発達にそぐわない厳しいしつけ、行動制限がある
- ・ かわいくない、にくい等の差別的な発言がある
- ・ こどもの発達に無関心、育児に対して拒否的な発言
- ・ こどもを繰り返し馬鹿にする、激しく叱る・ののしる
- ・ きょうだいに対しての差別的な言動、特定のこどもに対して拒否的な態度をとる
- ・ ささいなことで激しく怒る、感情コントロールができない
- ・ 長期にわたる欠席があってもこどもに会わせようとしない
- ・ 行事に参加しない、連絡を取ることが難しい

こどもを家庭内の虐待から守るために、保育士・教職員等の皆さまの力が重要です！

— こどもの異変（あざ・理由不明の欠席等）に気付いたら、躊躇なく市町村・児童相談所へ連絡を —

Q1 どんなこどもが対象なの？具体的に何をすればいいの？

○定期的な連絡を要するケース

市町村や児童相談所が「児童虐待の可能性があると評価しており、保育所等に通園しているこどもが対象です。こどもの名前等は、個別に市町村等から連絡されます。おおむね1か月に1度を目安に、出欠状況、欠席時の家庭からの連絡有無、欠席理由を連絡します。

○緊急で連絡を要するケース

こどもに不自然な外傷がある・理由不明で欠席するといった兆候がある場合や、理由を問わず7日以上欠席が続く場合には、躊躇なく、ただちに市町村等に連絡してください。

Q2 Q1の場合以外にこどもに虐待（ネグレクト含む）のおそれを感じられるときは？

Q1の場合以外でも、**虐待のおそれや気になる様子が見られる場合は、躊躇なく、市町村の児童虐待担当部署や児童相談所へ相談してください。**

→ 詳しくは2枚目を参照！

Q3 個人のプライバシーなど、親とのトラブルが不安

国の法律等に則った連絡であり、個人情報保護法等には抵触しません。また、連絡を受けた市町村・児童相談所は、連絡を誰から受けたのか等を秘密にする義務があります。

気になる点があれば、必ず連絡をしてください。

〇〇市役所児童福祉課：〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇

××児童相談所：〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇

※居住自治体以外の学校等に在籍する場合にはこどもの居住地の市町村等に連絡してください。

公立小中学校以外の学校の場合は、連絡先は子どもの居住地の市町村等になります。

公立の小中学校に送付する際は、当該市町村の児童福祉主管部局において担当課及び管轄の児童相談所の連絡先を明記の上、市町村教育委員会に周知媒体を送付してください。

気づきのポイント情報提供ツール

出産後の養育について出産前から支援が必要と認められる妊婦（特定妊婦）の様子や状況例

- このシートは、特定妊婦かどうか判定するものではなく、あくまでも気づきを情報共有するためのものとしてご利用ください。
 ○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「特定妊婦」に該当する可能性があります。
 ○支援の必要性や心配なことがある場合には、妊婦の居住地である市町村に連絡をしてください。
 ○市町村に気づきを共有するためのシートですので、関係機関で必ずしも全ての項目を確認する必要はありません。
 ○チェック欄のうち色塗りされているのは重点項目です。ただし、それ以外の項目も含めた幅広い視点から、何か気づきがあれば市町村へ気づきを共有してください。

	☑欄	様子や状況例	自由記述
妊婦・出産	妊婦等の年齢	18歳未満 18歳以上～20歳未満かつ夫（パートナー）が20歳未満 夫（パートナー）が20歳未満	
	婚姻状況	ひとり親 未婚（パートナーがいない） ステップファミリー（連れ子がある再婚）	
	母子健康手帳の交付	未交付	
	妊婦健診の受診状況	初回健診が妊娠中期以降 定期的に妊婦健診を受けていない（里帰り、転院等の理由を除く）	
	妊娠状況	産みたくない。 産みたいが、育てる自信がない。 妊娠を継続することへの悩みがある。 妊娠・中絶を繰り返している。	
	胎児の状況	疾病 障害（疑いを含む） 多胎	
	出産への準備状況	妊娠の自覚がない・知識がない。 出産の準備をしていない。（妊娠36週以降） 出産後の育児への不安が強い。	
妊婦やパートナーの行動・態度等	心身の状態（健康状態）	精神科への受診歴、相談歴がある。（精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない） 自殺企図、自傷行為の既往がある。 アルコール依存（過去も含む）がある。 薬物の使用歴がある。 飲酒・喫煙をやめることができない。 身体障害がある。（身体障害者手帳の有無は問わない）	
	セルフケア	妊婦本人に何らかの疾患があっても、適切な治療を受けない。 妊婦の衣類等が不衛生な状態	
	虐待歴等	被虐待歴・虐待歴がある。 過去に心中の未遂がある。	
	気になる行動	同じ質問を何度も繰り返す、理解力の不足がある。（療育手帳の有無は問わない） 突発的な出来事に適切な対処ができない。（パニックをおこす） 周囲とのコミュニケーションに課題がある。	
	家族・家庭の状況	夫（パートナー）との関係	DVを受けている。 夫（パートナー）の協力が得られない。 夫婦の不和、対立がある。
出産予定見のきょうだいの状況		きょうだいに対する虐待行為がある。（過去または現在、おそれも含む） 過去にきょうだいの不審死があった。 きょうだいに重度の疾病・障害等がある。	
社会・経済的背景		住所が不確定（住民票がない）、転居を繰り返している。 経済的困窮、妊娠・出産・育児に関する経済的不安 夫婦ともに不安定就労・無職など	
		健康保険の未加入（無保険な状態） 医療費の未払い 生活保護を受給中 助産制度の利用（予定を含む）	
		家族の介護等	妊婦または夫（パートナー）の親など親族の介護等を行っている。
サポート等の状況		妊婦自身の家族に頼ることができない。（死別、遠方などの場合を除く） 周囲からの支援に対して拒否的 近隣や地域から孤立している家庭（言葉や習慣の違いなど）	
【その他 気になること、心配なこと】			
【妊婦の気になる発言・行動】			
【妊婦や家族等の強み（ストレングス）】			

虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等（「要支援児童等」）の様子や状況例【乳幼児期】

- このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも気づきを情報共有するためのものとしてご利用ください。
 ○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。
 ○支援の必要性や心配なことがある場合には、妊婦の居住地である市町村に連絡をしてください。
 ○市町村に気づきを共有するためのシートですので、関係機関で必ずしも全ての項目を確認する必要はありません。

	□欄	様子や状況例	自由記述	
子どもの様子・状況	健康状態	不定愁訴、反復する腹痛、便通などの体調不良を訴える。 夜驚、悪夢、不眠がある。		
	精神的に不安定	警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。 過度に緊張し、担任教諭、保育士等と視線が合わせられない。 大人の顔色を伺ったり、接触をさげようとしたりする。		
	無関心、無反応	表情が乏しく、受け答えが少ない。 ポーンとしている、急に気力がなくなる。		
	攻撃性が強い	落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。 他者とうまく関わらず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。 激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。		
	孤立	友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。		
	気になる行動	担当教諭、保育士等を独占したがる、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。 不自然に子どもが保護者と密着している。 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。 自暴自棄な言動がある。		
	保護者への態度	保護者の顔色を窺う、意図を察知した行動をする。 保護者といるとおどおどし、落ち着きがない。 保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。		
	身なりや衛生状態	からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。 季節にそぐわない服装をしている。 衣服が破れたり、汚れたりしている。 虫歯の治療が行われていない。		
	食事の状況	食べ物への執着が強く、過度に食べる。 極端な食欲不振が見られる。 友達に食べ物をねだることがよくある。		
	登園状況等	理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。 連絡がない欠席を繰り返す。		
	生育上の課題	未熟児、障害、慢性疾患、発育や発達の違い（やせ、低身長、歩行や言葉の後れ等）が見られる。		
	保護者の様子・状況	子どもへの関わり・対応	理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限がある。 「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。 子どもの発達等に無関心であったり、育児について拒否的な発言がある。 子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。	
		きょうだいとの差別	きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。 きょうだいで服装や持ち物などに差が見られる。	
		心身の状態（健康状態）	精神科への受診歴、相談歴がある。（精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない） アルコール依存（過去も含む）や薬物の使用歴がある。 子育てに関する強い不安がある。 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。	
気になる行動		些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。 被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。 他児の保護者との対立が頻回にある。		
幼稚園、保育所等との関わり		長期にわたる欠席が続き、訪問しても子どもに会わせようとしない。 欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。 行事への不参加、連絡をとることが困難である。		
妊娠、出産		予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産		
若年の妊娠、出産		10代の妊娠、親としての心構えが整う前の出産		
家族・家庭の状況		家族間の暴力、不和	夫婦間の言い争いがある。 絶え間なくけんかがあったり、DV・同居者間の暴力など家庭不和がある。	
		住居の状態	家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。 理由のわからない頻繁な転居がある。	
		サポート等の状況	近隣との付き合いを拒否する。 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。	
	経済的な困窮	保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。		
	複雑な家族構成	親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況（結婚、離婚を繰り返す等）		
	きょうだいが著しく多い	養育の見通しもないままの無計画な出産による多子		
	保護者の生育歴	被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている。		
	養育技術の不足	知識不足、家事・育児能力の不足		
養育に協力する人の不在	親族や友人などの養育支援者が近くにいない。			
【その他 気になること、心配なこと】				
【子どもや保護者の気になる発言・行動】				
【子どもや保護者、家族等の強み（ストレングス）】				

虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等（「要支援児童等」）の様子や状況例【学齢期以降】

- このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも気づきを情報共有するためのものとしてご利用ください。
- 様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。
- 支援の必要性や心配なことがある場合には、妊婦の居住地である市町村に連絡をしてください。
- 市町村に気づきを共有するためのシートですので、関係機関で必ずしも全ての項目を確認する必要はありません。
- チェック欄のうち色塗りされているのは重点項目です。ただし、それ以外の項目も含めた幅広い視点から、何か気づきがあれば市町村へ気づきを共有してください。

	凶欄	様子や状況例	自由記述
子どもの様子・状況	健康状態	不定愁訴、反復する腹痛、便通などの体調不良を訴える。 夜驚、悪夢、不眠、夜尿がある。（学齢期に発言する夜尿は要注意）	
	精神的に不安定	警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。	
		過度に緊張し、教員等と視線が合わせられない。 教員等の顔を伺ったり、接触をさげよとしたりする。	
	無関心、無反応	表情が乏しく、受け答えが少ない。	
		ボーっとしている、急に気力がなくなる。	
	攻撃性が強い	落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。	
		他者とうまく関わらず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。 激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。	
	孤立	友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。	
	気になる行動	担当の教員等を独占したがる、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。	
		不自然に子どもが保護者と密着している。	
		必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。 自暴自棄な言動がある。	
	反社会的な行動（非行）	深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す。	
	保護者への態度	保護者の顔を窺う、意図を察知した行動をする。	
		保護者といるとおどおどし、落ち着きがない。	
		保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。	
身なりや衛生状態	からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。		
	季節にそぐわない服装をしている。		
	衣服が破れたり、汚れたりしている。 虫歯の治療が行われていない。		
食事の状況	食べ物への執着が強く、過度に食べる。		
	極端な食欲不振が見られる。		
	友達に食べ物をおねだることがよくある。		
登校状況等	理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。		
	きょうだいや家族等の面倒を見るため、欠席・遅刻・早退が多い。 なにかと理由をつけてなかなか家に帰りがたらない。		
生育上の課題	未熟児、障害、慢性疾患、発育や発達の違い（やせ、低身長、歩行や言葉の後れ等）が見られる。		
保護者の様子・状況	子どもへの関わり・対応	理想の押しつけや年齢不相当な要求がある。	
		発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限がある。	
		「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。 子どもの発達等に無関心であったり、育児について拒否的な発言がある。 子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。	
	きょうだいとの差別	きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。	
		きょうだい服装や持ち物などに差が見られる。	
	心身の状態（健康状態）	精神科への受診歴、相談歴がある。（精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない） アルコール依存（過去も含む）や薬物の使用歴がある。 子育てに関する強い不安がある。 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。	
	気になる行動	些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。	
		被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。 他児の保護者との対立が頻回にある。	
	学校等との関わり	長期にわたる欠席が続き、訪問しても子どもに会わせようとしない。	
		欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。 学校行事への不参加、連絡をとることが困難である。	
妊娠、出産	予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産		
若年の妊娠、出産	10代の妊娠、親としての心構えが整う前の出産		
家族・家庭の状況	家族間の暴力、不和	夫婦間の言い争いがある。 絶え間なくけんかがあったり、DV・同居者間の暴力など家庭不和がある。	
	住居の状態	家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。 理由のわからない頻繁な転居がある。	
	サポート等の状況	近隣との付き合いを拒否する。 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。	
	経済的な困窮	保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。	
	複雑な家族構成	親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況（結婚、離婚を繰り返す等）	
	きょうだいが著しく多い	養育の見通しもないままの無計画な出産による多子	
	保護者の生育歴	被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている。	
	養育技術の不足	知識不足、家事・育児能力の不足	
養育に協力する人の不在	親族や友人などの養育支援者が近くにいない。		
【その他 気になること、心配なこと】			
【子どもや保護者の気になる発言・行動】			
【子どもや保護者、家族等の強み（ストレンクス）】			

気づきのポイント情報共有ツール^(※)と活用の手引きについて

(※) こどもや家族の様子や養育の状況が心配なとき、関係機関が市区町村に対し、こどもや家族に関する気づきを情報共有するためのツール(以下「気づきツール」)

作成することとなった問題意識

- **地域での、より早期からの支援の重要性**
 - 国の令和4年度調査研究(要保護児童対策地域協議会のあり方に関する調査研究)では、市区町村へのアンケートにより、関係機関からの情報共有時に判断目安としてのツールの活用状況を調査したところ、約半数の市区町村でツールが用いられていました。
 - 令和6年度からは児童福祉法改正により「こども家庭センター」が創設されます。支援の必要なこどもや家庭に地域内でより早期にサービスを提供するため、**日常的な様子や状況に接している関係機関と市区町村との連携がより重要**になります。
- **ツールを「共通言語」として活用できるのでは**
 - 調査研究のヒアリングでは、ツールで得た**気づきのポイントを多職種・多機関による協議の場で共有**し、支援のあり方の検討を深めていました。
 - 要対協では、分野や経験の長短を超えた関係機関及び専門職が、各々の視点を持ち寄り支援のあり方を議論します。その際、ツールを「**共通言語**」として活用できる可能性があると考えました。
- **関係機関の回答負担を軽減できないか**
 - ツールを活用する上での課題として、幅広い観点を残しつつ、回答者の負担感への配慮も必要です。
 - 今回ご提示する**気づきツール**では、気づきのポイントとなる項目数自体は減らず、特に重要となる項目に着目できる形にしました。

よくある誤解や実務上の課題

- **ツールの使い方・使われ方が分からない…**
 - 現行のツールも今回の気づきツールもアセスメントの結論づけを目的としたものではなく、**関係機関の気づきを市区町村等と情報共有し、積極的に協議へつなげる**ことが目的です。
 - 一時保護の必要性など緊急性の判断は、気づきツールでは実施できませんので、別途お示ししているツール(「こども虐待対応の手引き」の一時保護決定に向けてのアセスメントシート等)等をご活用ください。
- **情報共有後の対応の流れが分からない…**
 - 気づきツールを通じて現場の気づきが情報共有された後、市区町村では調査や受理、あるいは要対協の個別ケース検討会議等における一連のアセスメントの過程で、より詳細な情報を収集します。
 - 関係機関との情報共有によって、こどもや保護者の理解を様々な関係者と深めることができます。
- **記入欄が多くて埋められない…**
 - 現行のツールも本来、全項目を埋める必要はありませんが、各欄の入力が必須だと誤解されるなど、**情報共有をする心理的ハードルが高い**ことが懸念されます。
 - 見直し後の気づきツールでは、**現場で比較的重視されている項目を「重点項目」と位置づけ**ました。他方で、幅広い観点が気づきとして重要になるため、項目をそのまま残しています。

ツールの活用のポイント

- **多面的な協議の「入り口」としての情報共有**
 - 関係機関の情報共有は、様々な関係者ととも、こどもや家庭の理解を深める起点です。関係機関が現場で得た「こんな一面もあるんだ」との気づきを共有すると、**こどもや保護者の多面的理解や、支援方策の協議の活性化**につながります。
 - ヒアリングでも、関係機関が集まって相談するためのきっかけや導入としてツールを使用していることが、複数の市区町村から報告されています。
- **支援のあり方を検討する過程での活用**
 - こどもや保護者の理解を深めるには、こどもや家庭のリスクだけでなくニーズにも目を向け、直接話を聴いたり日常的な様子を知ることが重要です。
 - そのような情報があれば、市町村では本人が現状をどう捉えているか、どんな支援が必要かを判断し、丁寧なソーシャルワークがしやすくなります。
- **幅広い観点から気づいたポイントを挙げる**
 - 要対協の調整機関担当者や有識者は、関係機関が共有する気づきは、特定の観点に絞らずに、広い視点から共有してほしいと考えています。
 - こどもや保護者の状況は多様で変化も大きいので、包括的に気づきを共有できるツールが必要です。
 - なお、気づきツールをそのまま活用する、地域特性に鑑み独自項目を追加・修正するなど、**ツール活用のあり方についても市区町村が関係機関と合意形成を図る**ことが期待されます。

関係機関とのネットワークづくり

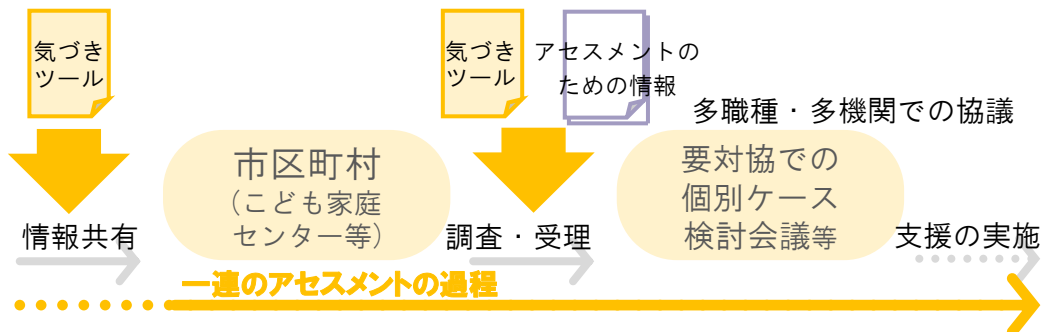
- **ツールをネットワークづくりに活用する**
 - 気づきツールは、一義的には個別のこどもや家庭の様子や状況を伝えるものですが、関係機関とのネットワークづくりのツールにもなりえます。
 - 例えば、市区町村による関係機関向け研修の中で、早期に気づきを共有してもらう重要性を伝えたり、気づきツールの円滑な活用方法を検討したり、関係機関の懸念に市区町村が応答したりする過程を通じて、地域の相互理解が生まれ、ネットワークが広がることが期待されます。
 - ツールを既に活用している地域でも、そうでない地域でも、関係機関の気づきをもとにした支援のあり方を題材として、関係者による意見交換の場を設けてはいかがでしょうか。
- **ツールを人材育成に活用する**
 - 自治体が要対協の個別ケースの検討等で、こどもや家庭のそれぞれの視点での見立てを関係機関と協議する経験は、アセスメントの視点を関係機関と共有するプロセスとしても意義があります。
 - ヒアリング調査では、人事異動があっても円滑に業務を引き継げるようにツールを整備している市区町村や、ツールの活用により総合的なアセスメントの力量形成につながるなどの意見もありました。
 - **多忙な市区町村の現場で実践的に人材育成を図る方策の1つとして気づきツールを活用することも、一考の価値がある**と考えられます。

気づきツールのねらい・位置づけ

ねらい

関係機関間での協議を促すことが目的

- 気づきツールは、関係機関が市区町村へ「気づき」の情報共有を行う目的のもので、アセスメントは多職種・多機関での協議により多角的に検討するものであり、気づきツールのみでアセスメントの結論づけは行われません。
- 関係機関の負担軽減と実用性に配慮し、気づきのポイントとして特に重要な項目が目立つ形にしました。市町村は共有された気づきのポイントから子どもや保護者に関する理解を深め、要対協等を通じて支援の内容を検討します。



支援の必要性を捉えるための視点

- 令和6年度に創設される「子ども家庭センター」では、支援者が子どもや保護者とパートナーシップを築き、支援の必要性を把握しサービスへつなぐことがこれまで以上に重視されることとなります。
- 気づきツールは関係機関の気づきを共有するためのもので、リスクの検討だけでなく、子どもや保護者のニーズを議論する際も参考として活用できます。
- なお、気づきツールは一時保護などの緊急性の判断には活用いただけません。

位置づけ

気づきツール活用場面の主な想定

- 気づきツールは主に、以下の場面でご活用いただくことを想定したものです。

だれが	どんなときに	どうする
子どもや保護者に接する関係機関(保育所、幼稚園、認定子ども園、学校、児童館、放課後児童クラブ/等)の職員(事務職員も含む)	日常的な関わりの中で、気になる様子や状況に気づいたとき	関係機関から市区町村へ情報共有を行う

- 国では関係機関が得た気づきのポイントを市町村に伝える際の目安を現行ツール^(※)としてお示ししていますが、現行ツールの気づきのポイントのうち特に重要な項目を議論し、その結果を反映したものが気づきツールです。

(※) 子家発0720第4号(平成30年7月20日)「要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」の一部改正について 別表1～3

アセスメントのための情報収集は別途行われる

- 気づきツールを通じて共有された情報は、調査の初期的な情報(多面的な協議の「入り口」)として位置づけられます。
- 市区町村は一連のアセスメントの過程で、アセスメントを深めるために必要な情報(例:ジェノグラム、エコマップ、サービス利用状況、子どもや家族の生活歴・生育歴)を収集します。こうした情報を総合的に加味し、市区町村がニーズの観点から支援のあり方を検討する際、関係機関の気づきは重要な情報となります。
- 市区町村は情報共有を踏まえてさらに電話確認等の情報収集を行い、不適切養育の有無、リスク、強み等の情報を基に適切なアセスメントを行います。

背景

現行ツールに関する課題認識

- 国の現行ツールは、関係機関が市区町村へ情報共有する際に活用される想定で作成されたものですが、判断方法や活用場面は明示していません。また、現行ツールは項目数が多いため、多忙な現場で活用しづらい、実用性に欠ける、といった指摘もありました。
- 専門職間・関係機関間・自治体間での情報共有を円滑にするため、多職種・多機関の「共通言語」としやすいツールが期待されていることが、調査研究から明らかになっています。

要対協における気づきツール活用の利点と留意事項

- 要対協等をはじめとした市区町村のソーシャルワークの一連の過程で、総合的かつ多角的に子どもや保護者の理解を深めるため、気づきツールの活用について以下のような利点や留意事項が挙げられます。

利点

- ✓ 気づきツールから得られる情報は、要対協において関係者間で多角的に子どもや保護者の理解を深める際や、多機関による情報共有・協議の活性化を図る際に有用
- ✓ 気づきツールの活用により、関係機関間での情報・状況・状態の共有とニーズ把握など、支援のあり方を検討する上での共通認識の醸成に有効
- ✓ 関係機関による気づきと、他の関係機関や市町村の気づきとのズレが把握できれば、その点をきっかけに協議が促進され、多機関・多職種で子どもや家族の理解を深められる

留意事項

- ✓ 一般的に、緊急度やリスクの確認が重点的に行われるため、ツールがリスクのチェックのみを目的としたものと誤認されやすい
 - 支援のあり方の検討過程では、緊急度やリスクに加えニーズの観点でも考慮が必要
- ✓ 情報共有を目的としたツールなのに「アセスメントの結論づけになる」と誤認されやすい
 - ツールの活用が結果的に関係機関との協議を阻害することにならないよう、市区町村が気づきツールの目的や関係機関との協議を重視している旨を伝える

特徴

関係機関からの情報共有を促す

- 子どもや保護者と関わる中での気づきを関係機関が市区町村へ情報共有し、必要に応じて早期に要対協で対応する等の対応をする際、気づきのポイントとして情報共有が望まれる項目を気づきツールにまとめています。
- 市区町村は関係機関からの情報共有のハードルを下げ、「このようなことがあった」といった気づきが適時に共有されるよう、気づきツールを活用したやりとりの方法について、予め認識を合わせておくことが重要です。
- 多忙な現場で、新任職員などが特定の専門性や経験に基づかなくとも、子どもや保護者の理解を関係者と共有する際の共通言語として活用されることが期待されます。

重点項目を設けてツールの実用性を高める

- 現行ツールは項目数が多く、関係機関の職員にとっては情報共有の心理的ハードルが高いと実感されているため、今回、有識者との協議を通じて特に重要と位置づけられる項目（重点項目）に色付けをしています。
- ただし、「要保護児童／要支援児童」は保護者の要因・子どもの要因・環境の要因が複合的に影響した結果として生じる状況・状態です。個別性が高いため、重点項目も参照しつつ、各現場の多職種・多機関による幅広い視点から入念な協議が望まれます。

気づきツールの概要

構成

- 気づきツールには、現場で妊婦・保護者や子どもと接する中での気づきを関係機関が市区町村へ情報共有する際チェックする「様子や状況例」欄や、項目へのチェックでは表現しきれない気づきを書き込む欄を設けています。
- 子どもや家庭の理解が深まったり、支援の局面が変わったりすると、情報が持つ意味も変わります。その都度、チェック項目を振り返って確認します。

記入項目の概要

項目	「様子や状況例」欄	自由記述
健康状態	定形訴、回復する様態、経過などの体調不良を訴える。 嘔吐、悪夢、不眠がある。	
精神的に不安定	反応が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。 過度に緊張し、担任教師、保育士等と視線が合せられない。	
無関心、無反応	人の顔を伺ったり、接触をさけようとしたりする。 目が泣く、受け答えが少ない。	
攻撃性が強い	べつとしている、急に気力がなくなる。 ら着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。	
孤立	若とうまく関わらず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。 しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。	
子どもの様子・状況	誰と一緒にならなかつたり、孤立しがちである。 当教師、保育士等を独占したが、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求め、自然に子どもが保護者と密着している。	
気になる行動	要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。 繰り返し嫌をつく、空想的な言動が増える。	
保護者への態度	暴言・暴行がある。 保護者の顔を覗く、悪戯を察知した行動をする。	
保護者の生育歴	保護者といるとおどおし、落ち着きがない。	
保育技術の不足	保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。	
その他「気になること、心配なこと」		
子どもや保護者の気になる発言・行動		
子どもや保護者、家族等の強み（ストレングス）		

(中略)

- ✓ チェック項目「様子や状況例」のうち、気づきの視点として特に重要な項目(重点項目)に緑色の網掛けを行っています。
- ✓ 重点化したチェック項目に関する着眼点や留意事項は、この手引きの次のページ以降で解説しています。
- ✓ 妊婦・保護者や子どもに関する気づきとして、重点化していない項目も重要です。

- ✓ 「様子や状況例」の各項目をチェックするだけでは表現しきれない子どもや家庭の状況について、気づきや補足したい内容があれば自由に記載します。

- ✓ 「気になること、心配なこと」欄には、チェックした項目から考えられる困難な状況や支援の必要性があれば記入します。

- ✓ 「気になる発言」欄では、妊婦・保護者や子どもの様子・状況を推察する手がかりとなる言葉を記録しておきます。

- ✓ 「強み/ストレングス」欄は、妊婦・保護者や子どもが地域で安心して暮らす際の支えとなりそうな事項を共有します。

活用のイメージ

総合的・多角的な子どもや保護者の理解

- 「様子や状況例」欄の項目を確認しつつ、子どもや保護者をみると、支援の必要性だけでなく、家庭内の問題や強みに気づくこともあります。これらは適切な支援を考える際の重要なポイントになります。
- 市区町村では総合的・多角的な子どもや家庭の理解が求められます。家族理解の端緒として気づきツールから得られる視点を踏まえつつ、アセスメントを深めるために必要な情報(例:ジェノグラム、エコマップ、サービス利用状況、子どもや保護者の生育歴・生活歴/等)は別途、市区町村が情報収集を行います。その際、関係機関からの情報共有に関する協力が欠かせません。
- 市区町村が関係機関に対し情報共有の実践的な方法に関する研修を行ったり、情報共有を起点に子どもや保護者を支援する方策を議論することも有用です。

気づきツール活用上の留意事項

- 関係機関では、必ずしもすべての項目を埋める必要はありません。すべての欄を埋めようとして時間がかかってしまい、情報共有のハードルが上がってしまう傾向があることが報告されています。
- 関係機関にとって不明な項目があり、当該ケースに関し確認が必要な場合は、市区町村(要対協調整機関等)が聞き取り等により把握します。
- 気づきツールだけでアセスメントを完了することはありません。気づきツールは関係機関が気づきのポイントを情報共有するためのもので、アセスメントに活用される様々な種類の情報の一つと位置づけられます。

各項目の着眼点・留意事項

- 気づきツールで重点項目としている各項目について、具体的に何に着目するとよいか、様子や状況を確認する際の留意事項は何か、といったことを整理しました。関係機関は、これらの項目すべてを詳細に把握する必要はなく、何か気づきがあれば市区町村へ情報共有してください。

別表1 妊婦(特定妊婦)

現場で気づきのポイントを確認する際は、下表ではなく、より広い(49項目)視点が含まれるツール本体をご参照ください。

分類	中分類	様子や状況例	着眼点・留意事項
妊娠・出産	妊婦等の年齢	18歳未満	妊娠期及び出産後のサポートが得られる状況・環境か
	母子健康手帳の交付	未交付	予期しない妊娠など、妊娠について複雑な思いを持っていることもあるため、なぜ未交付や未受診だったか妊婦の思いを聴く
	妊婦健診の受診状況	初回健診が妊娠中期以降	
	妊娠状況	産みたくない	迷いがある背景を多面的に確認する
		妊娠・中絶を繰り返している	おおよその妊娠週数を確認するとともに、肯定的なエピソードも含め、妊娠についての思いを聴く
出産への準備状況	出産の準備をしていない	出産に対する考えや準備が進まない理由を、妊婦や家庭状況を踏まえて確認する	
妊婦の行動・態度等	心身の状態(健康状態)	自殺企図、自傷行為の既往がある	母親の心身の健康状態は養育の要であり、理由不明の体調不良の状況や、精神的な変化の観察も重要。心身の状態を知ることによって支援方針が明確化でき、課題がある場合は高いリスクが想定されるため、(詳細な既往歴ではなく)他の項目をあわせて見るなど現在の状態を把握する
		アルコール依存(過去も含む)がある	
		薬物の使用歴がある	
	セルフケア	妊婦本人に何らかの疾患があっても、適切な治療を受けない	
虐待歴等	過去に心中の未遂がある	自己開示を受け止めつつ、行動化の状態を把握する	
家族・家庭の状況	夫(パートナー)との関係	DVを受けている	暴力や経済面・意思決定での支配がないか、短期間で妊娠・出産を繰り返していないか、夫(パートナー)に児童虐待と思われる経験(加害、被害)があるか
		夫(パートナー)の協力が得られない	家庭内の問題へ対応する力があるかも併せて検討する
	出産予定児のきょうだいの状況	きょうだいに対する虐待行為がある(過去または現在、おそれも含む)	加害の程度や時期が分かれば、併せて市町村へ情報提供する
		過去にきょうだいの不審死があった	妊婦の思いや心身のつらさなどを確認する
	社会・経済的背景	居所が不確定、転居を繰り返している	支援の切れ目につながりやすいため、他自治体と連携を図る
		経済的困窮、妊娠・出産・育児に関する経済的不安	各種制度も活用して、安定的な養育が継続できる生活環境が整うか
		健康保険の未加入(無保険な状態)	無保険の背景は何か、セルフネグレクトの状態になっていないか
	家族の介護等	妊婦または夫(パートナー)の親など親族の介護等を行っている	ダブルケアやトリプルケアへの適切な支援窓口につながっているか
	サポート等の状況	妊婦自身の家族に頼ることができない(死別、遠方などの場合を除く)	孤立育児とならないよう、知人や援助者がいないか
		周囲からの支援に対して拒否的	強い信条等により他者の助言が届かない状況となっていないか

別表2 乳幼児期・別表3 学齢期以降

現場で気づきのポイントを確認する際は、下表ではなく、より広い(約60項目)視点が含まれるツール本体をご参照ください。

分類	中分類	様子や状況例	着眼点・留意事項
子どもの様子	無関心、無反応	表情が乏しく、受け答えが少ない	他項目の気づきの状況も考慮して、子どもの様子が意味するところを検討する
	攻撃性が強い	落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする	子育てのしにくさを保護者がどう感じているかも把握する
	気になる行動	担当教諭、保育士、教員等を独占したがる、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める	虐待の可能性を察知する重要なポイントの1つ
	反社会的な行動(非行)	深夜の徘徊や家出、喫煙、全裸の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す	子ども自身が頼れる先や、長期的に見守る体制が構築できるか

各項目の着眼点・留意事項

別表2 乳幼児期・別表3 学齢期以降(続き)

現場で気づきのポイントを確認する際は、下表ではなく、より広い(約60項目)視点が含まれるツール本体をご参照ください。

分類	中分類	様子や状況例	着眼点・留意事項
子どもの様子	保護者への態度	保護者の顔色を窺う、意図を察知した行動をする	他に気になる様子や行動が見られないか子どもを観察するとともに、行動の背景となっている事項を検討する。子どもが家庭内のことを他言しないこともあるため、家族を否定するような聞き取りの仕方をせず、ゆつくり話を聴く姿勢が重要
		保護者といるとおどおどし、落ち着きがない	
	身なりや衛生状態	からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある	ネグレクトの可能性を考慮し、他項目(保護者の様子、家族・家庭の状況)の把握に努める
		虫歯の治療が行われていない	
	食事の状況	食べ物への執着が強く、過度に食べる	年齢に見合う発育の状況を、身体測定記録や成長曲線も活用して確認する
		極端な食欲不振が見られる	長期休暇明けの不自然な体重の増減等、心理的課題が表出したのだと捉えて情報収集する
登園状況等	理由がはっきりしない/きょうだいや家族等の面倒をみるため欠席・遅刻・早退が多い	状況・行為に不自然なところがないか、いわゆるヤングケアラーとしての役割を担っていないか、子どもの意思表示としての行動ではないか、といった視点から背景要因を考慮する。子どもが話したがることを前提として、子どもの状況や行為を否定するような聞き取りの仕方をせず、ゆつくり話を聴く姿勢が重要	
	連絡がない欠席を繰り返す		
	なにかと理由をつけてなかなか家に帰りがらない		
保護者の様子	子どもへの関わり・対応	発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限がある	繰り返されるおそれがあるが、繰り返されたり「次にもっとひどい状況になったら」という待ちの姿勢ではなく、心配や気づきがあった時点で共有することが重要
		「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある	
		子どもの発達等に無関心であったり、育児について拒否的な発言がある	
	きょうだいの差別	きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる	心理面の子どもの権利の著しい侵害は、重大な傷つき体験となる。愛着関係や保護者の自己肯定感の観点から、様子を定期的に確認する
	心身の状態(健康状態)	保護者自身の必要な治療行為を拒否する	治療の中断や未受診
	気になる行動	些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない	繰り返されるおそれがあり、背景や具体的事実を確認する
	幼稚園、保育所、学校等との関わり	長期にわたる欠席が続き、訪問しても子どもに会わせようとしていない	子どもの所属機関や居場所など、家族以外で子どもとの接点・窓口となる先があれば、連絡先を確認し、必要に応じて関係機関とも共有する
行事への不参加、連絡をとることが困難である			
家族・家庭の状況	家族間の暴力、不和	絶え間なくけんかがあったり、DV・同居者間の暴力など家庭不和がある	子どもに与える長期的影響も考慮し、必要なケアを提供する
	住居の状態	家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている	衛生面や安全面の判断は「この程度なら」と主観的な判断が含まれやすいため、複数の目で状況を確認する状況にすることが望ましい
		理由のわからない頻繁な転居がある	支援の切れ目につながりやすいため、他自治体と連携を図る
	サポート等の状況	必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む	支援の必要性や養育の不適切性をどう認識しているかを確認する
	経済的な困窮	保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている	ライフラインの停止等があれば、自治体へ情報提供を行う
	複雑な家族構成	親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況(結婚、離婚を繰り返す等)	家族構成が変わると家族内の力動も変わりうるため、丁寧に事実確認する
	養育技術の不足	知識不足、家事・育児能力の不足	養育技術の不足を補うことができる環境(身近に相談できる人や助けを求められる人がいるか)や、自己決定の支援が確保できるか
養育に協力する人の不在	親族や友人などの養育支援者が近くにいない	再発防止の観点で、長期的にゆるやかなつながりを保てるか	

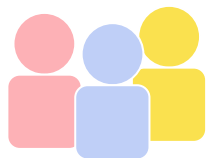
専門家 コメント

- 気づきツールの重点項目や活用の手引きは、現場や研究の知見を有する17名のメンバーによる議論を踏まえて作成しました。
- こどもや保護者への支援は多様な関係者の協働によって行われるため、議論のメンバーも、1/3が要対協調整機関の担当者、1/3が保育所・学校・児童館等の関係機関の職員や経験者、1/3が研究者、となるようバランスを考慮しました。
- ここでは、議論のメンバーの意見のうち、主立ったコメントを抜粋して掲載しています。

- 様々な支援者がこどもや保護者をサポートする中で、共通のモノサシ・共通言語を持って協議ができることはとても重要。(関係機関)
- ツールはあくまで参考情報の1つであり、必ず活用しなければならない、というのではない。一方、現場でこのようなツールを用いて確認を習慣づけることは、現場の気づく力を高めることにもつながりうる。(自治体)



- 担当者が少ない小規模自治体の体制で、ツールをどう生かすかが課題。こどもや保護者に会いに行ったほうが話が早い、ということもある。(自治体)
- 車を保有していないことや地域内で孤立することの意味は山間部と都市部で異なるように、地域によってリスクの意味・文脈は異なる。地域独自の気づきのポイントがある場合は、自治体が独自でツールへ項目を追加するとよい。(自治体)



- 見守りでの対応を目標にしていると、こどもの安心・安全ではなく、関係機関の安心感を得るために、いわゆる「見張り」へとすり替わってしまいがちである。家族がいま起きていることをどう認識しているのか、主観的なことを把握するのも重要。(研究者)
- 虐待のメガネでこどもや親を見ていると、強みが見えづらくなることがある。それゆえ、日常的な居場所となっている関係機関が用いるツールとして、強み／ストレングスの視点から得られた気づきを自治体へ共有することが重要である。(研究者)



- 国の現行ツールをみると「この欄を全部埋めなければならないのか」と負担感を感じる。一方で、項目が細かいほど着目すべきポイント・ヒントになる、というポジティブな面もあり、関係機関へ提示する記入欄の量は悩ましい。(関係機関)
- 要保護・要支援の確証がなくても、関係機関では自治体に情報共有してほしい。様々な記入欄を設けて心理的ハードルを上げるよりも、情報共有したあとで自治体が情報収集しアセスメントを行う、ということを伝えるべきではないか。(自治体)
- 重点化した項目は特に重要だが、重点化していないから重要でない、というわけではない。ツールを通じ「このケースはここが重要」というのを伝えたい。(関係機関)



- 通告を受理したときは目に見えるケガや心配に感じることもあるが、その家族のことはあまりよくわかっていない。最初は重要な情報なのに不明なこともあるため、家族と関わりながら理解を深める必要がある。その際、こどもと関わる職員にとってツールが「そんな情報があったのか、そんな視点で見るのか」という理解にも役立つとよい。(研究者)
- ケースが終結すればおしまいということではなく、地域内での生活は続いていく。こどもや家庭が強みを活かしつつ、阻害要因を補完できるような知恵を出し合うために、関係機関が継続的に協議を続けられるとよい。(自治体)



宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ & A (令和4年12月27日 厚生労働省子ども家庭局長通知) (概要)

1. 総論

(Q & Aの構成)

- 本Q & Aは、
 - ①宗教の信仰等に関連する児童虐待の事例 (P 2、3)
 - ②児童虐待対応や自立支援等に当たって留意すべき事項 (P 4)
 - ③関連する支援 (P 5)等を整理。

(基本的な考え方)

- **背景に宗教等 (靈感その他の合理的に実証することが困難な方法により個人の不安をおおるものを含む。) の信仰があったとしても、保護者が児童虐待の定義に該当するもの (具体的にはP 2、3参照) を行った場合には、児童の安全を確保するため、一時保護等の措置を含めた対応を講ずる必要がある。**
- **児童虐待への該当性を判断するに当たっては、Q&Aで示す例示を機械的に当てはめるのではなく、児童や保護者の状況、生活環境等に照らし、総合的に判断する必要がある。また、その際には児童の側に立って判断すべき。**

(保護者以外の者への対応)

- **児童虐待行為は、暴行罪、強制わいせつ罪、保護責任者遺棄罪等に当たり得るものであり、保護者以外の者が保護者にこれらを指示・唆したりする行為は、これらの罪の共同正犯、教唆犯、幫助犯が成立し得るため、躊躇なく警察に告発を相談すべき。**

宗教の信仰等に係る児童虐待等への対応に関するQ & A (令和4年12月27日 厚生労働省子ども家庭局長通知) (概要)

身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宗教活動へ参加することを体罰により強制する (2-1) ・ 宗教的行事に参加している中で、真面目に話を聞いていなかった等の理由で叩く、鞭で打つ (2-2) ・ 長時間にわたり特定の動きや姿勢を強要する、深夜まで宗教活動等への参加を強制する (※心理的虐待、ネグレクト) (2-3)
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長時間にわたり特定の動きや姿勢を強要する、深夜まで宗教活動等への参加を強制する (※身体的虐待、ネグレクト) (2-3再掲) ・ 言葉や映像、資料により恐怖をあおる・脅す、無視する、嫌がらせする、児童本人の自由な意思決定を阻害する (※ネグレクト) (3-1) ・ 交友や結婚の制限のため脅迫や拒否的な態度を示す、友人等を「敵」「サタン」等と称する (3-2) ・ 童話、アニメ、漫画、ゲーム等の娯楽を一切禁止する、宗教団体等が認めたもののみに限る (3-3) ・ 他者の前で宗教を信仰している旨の宣言を強制する、特定の宗教を信仰していることが客観的に明らかとなる装飾品等を身につけることを強制する (3-4) ・ 言葉等により恐怖をあおる等により宗教の布教活動等を強制する (3-5) ・ 宗教の布教活動への参加を強制するために脅迫や拒否的な態度を示す、友人等を「サタン」等と称する (3-5) ・ 合理的な理由なく、宗教等の教義を理由に高校への就学・進学を認めない (※ネグレクト) (4-2) ・ 大学への進学、就学に関し、言葉でおどす等により禁止すること (4-3) ・ 児童のアルバイト代、高校・大学等への進学のための奨学金等を取り上げ、本人の意思に反し、明らかに児童の生活等につながらない目的に消費する (4-4) (注2) ・ 適切な養育や教育機会の確保等を考慮せず、様々な学校行事等に参加することを制限する (※ネグレクト) (4-6) ・ 奉仕活動や宣教活動 (修練会、セミナー、聖地巡礼等) への参加などにより、児童の養育を著しく怠る (4-7) ・ 言葉による脅しや無視する等の拒否的な態度をとる等により進学や就職を制限 (4-8)
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育と称し、年齢に見合わない性的な表現を含んだ資料を見せる・口頭で伝える (5-1) ・ 宗教団体の職員等に対して、自身の性に関する経験等を話すように強制する (※ネグレクト) (5-2)

(注1) 脅迫又は暴行を用いた場合には、強要罪に該当する可能性。また、一般の労働者と同様の勤務 (受付事務等) に服し報酬を受けている者については、労働者に該当し得る。このため、警察・労働基準監督署と連携して対応する必要。

(注2) 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律第3条第1項の規定による取消権等を行使できる場合があるため、弁護士会等の関係機関と連携して対応することが必要。

宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ & A (令和4年12月27日 厚生労働省子ども家庭局長通知) (概要)

ネグレクト

- ・長時間にわたり特定の動きや姿勢を強要する、深夜まで宗教活動等への参加を強制する(※身体的虐待、心理的虐待) (2-3再掲)
- ・言葉や映像、資料により恐怖をあおる・脅す、無視する、嫌がらせする、児童本人の自由な意思決定を阻害する(※心理的虐待) (3-1再掲)
- ・社会通念上一般的であると認められる交友を一律に制限し、児童の社会性を損なうこと(※心理的虐待) (3-2再掲)
- ・社会的相当性を著しく逸脱する行動をとるよう唆す者がある事を認識しながら防止する行動をとらない(4-1)
- ・宗教等の信仰活動等を通じた金銭の使い込みにより、適切な住環境・衣服・食事等を提供しない、小・中学校への就学・登校・進学を困難とさせる(注3) (4-2再掲)
- ・合理的な理由なく、宗教等の教義を理由として高校への就学・進学を認めない(※心理的虐待) (4-2再掲)
- ・医療機関を受診させない、医師が必要と判断した治療行為(輸血等)を行わせない(4-5)
- ・適切な養育や教育機会の確保等を考慮せず、様々な学校行事等に参加することを制限する(※心理的虐待) (4-6再掲)
- ・奉仕活動や宣教活動等の活動(修練会、セミナー、聖地巡礼等)への参加のために養育を著しく怠る(4-7再掲)
- ・宗教団体等の施設内等において暴力行為等を受けていると知りながら、安全確保のための対応を怠る(4-9)
- ・性被害等により妊娠した女兒や身体的・経済的に母体の健康を著しく害するおそれのある女兒の人工妊娠中絶に同意しない(4-10)
- ・宗教団体の職員等に対して、自身の性に関する経験等を話すように強制する(※性的虐待) (5-2再掲)

(注3) 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律第8条第1項の規定による取消権等を行行使できる場合があるため、弁護士会等の関係機関と連携して対応することが必要。

宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ & A (令和4年12月27日 厚生労働省子ども家庭局長通知) (概要)

3. 虐待対応や自立支援に当たっての留意事項

- ・ **宗教等に関する児童虐待を受けている児童は、宗教等の教義の影響を強く受けている場合がある**ため、自らの状況を問題として認識し訴えることが難しい場合がある。
置かれている状況を客観的にアセスメントし、児童本人や保護者に対して、児童虐待の定義に基づいて説明、指導を行うことが必要。
ただし、宗教等の教義に基づく児童への親の行為や考えについて指導によっても改善することが困難である場合も想定され、また、指導等を行ったことを契機として、保護者による児童虐待行為がエスカレートすることや、宗教団体等から家庭に対する働きかけが強まること等も懸念されることから、児童の安全の確保を最優先とし、必要な場合には躊躇なく一時保護等の対応を取ることが必要である。
- ・ 満18歳以上の者から相談があった場合には、自立援助ホームなどの利用について紹介を行い、本人の希望に基づいて入所などの対応を検討することが必要。また、自立援助ホーム等の利用を希望しない場合でも、**18歳以上であることのみをもって消極的な対応はしないことが必要**であり、本人の抱える課題を確認し、法テラス、福祉事務所等の関係機関・団体等への繋ぎなど必要な連絡調整等を実施することが必要である。
- ・ 個別事例が児童虐待に該当するかどうかという点を判断するに当たっては、児童の状況、保護者の状況、生活環境等の状況から総合的に判断すべきであるため、**一つひとつの行為が軽微である場合にも、児童虐待に該当する場合もある。**

宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ & A (令和4年12月27日 厚生労働省子ども家庭局長通知) (概要)

4. 想定される公的な支援策・相談窓口

(相談先が分からない場合)

⇒ **法テラス「靈感商法等対応ダイヤル」**

(金銭・法的トラブルを抱えている場合)

⇒ **弁護士会の子どもの人権に関する相談窓口**

(高校生等への修学支援)

⇒ **授業料支援(高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金)**

(大学等への進学支援)

⇒ **高等教育の修学支援新制度(授業料の減免措置、給付型奨学金)**

(生活困窮の場合)

⇒ **生活困窮者支援に関する相談窓口、一時生活支援事業、ハローワーク(就職支援)、地域若者サポートステーション**

(心のケアが必要な場合)

⇒ **精神保健福祉センターにおける電話相談、よりそいホットライン**

(学校における教育相談)

⇒ **スクールカウンセラーによるケア、スクールソーシャルワーカーによる関係機関の仲介、24時間子供SOSダイヤル**

各 { 都道府県知事 } 殿
 { 市町村長 }

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関する Q & A」について

平素より、児童福祉行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

保護者による宗教の信仰等を背景とする児童虐待事案への対応については、「市町村及び児童相談所における虐待相談対応について」（令和 4 年 10 月 6 日付子発 1006 第 3 号厚生労働省子ども家庭局長通知）において、宗教の信仰のみを理由として消極的な対応をとることがないようにすること等について徹底いただくようお願いをしてきたところです。

今般、児童相談所や市町村における相談対応に資するよう、別紙「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関する Q & A」のとおり、児童虐待に該当するものとして想定される事例とともに、こうした事例に対応する場合の留意点や現時点で活用することが想定される支援制度等を整理しましたので、下記とともにお示しします。

貴殿におかれましては、これらの内容や前記の通知の趣旨を踏まえ、宗教の信仰等を背景とする児童虐待事案について適切に対応いただくようお願いいたします。

記

1. 相談対応に当たっての基本的な考え方

相談対応の過程において児童虐待防止法第 2 条各号に定める児童虐待への該当性を判断するに当たっては、別紙の児童虐待事案の例示を機械的に当てはめるのではなく、児童の状況、保護者の状況、生活環境等に照らし、総合的に判断するとともに、その際には児童の側に立って判断することが必要であること。

2. 別紙Q & Aの周知等

要保護児童対策地域協議会の枠組みを活用するなどして、地域の関係機関等に対し、本Q & Aの内容について積極的な周知をお願いしたいこと。

また、本通知の内容については、文部科学省から各都道府県教育委員会等、警察庁から各都道府県警察、法務省から法務局等、消費者庁から消費生活センターに対しても周知されるほか、厚生労働省においてSNS等を活用して周知を図ることとしており、これらの関係機関や住民から宗教の信仰等を背景とする児童虐待事案に係る通告等がなされた場合においては、必要に応じて関係機関とも連携しつつ、適切に対応いただくようお願いしたいこと。

3. その他

現在、厚生労働省子ども家庭局において、別紙の内容について、児童相談所等の職員を対象とする研修等に活用いただけるような研修資料の作成等を検討しているところである。

また、宗教の信仰等に関し、児童に対する相談支援等のために児童相談所が助言を仰ぐことができる専門機関について現在確認中である。

これらについては、別途、お知らせする予定であること。

以上

宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A

【児童虐待の定義、児童虐待事例について】

(①基本的な考え方)

問1-1 児童虐待に当たるか否かという点において、宗教関係であることをもって、その他の事案と取扱いが異なることとなる部分はあるのか。

(答)

背景に宗教等(靈感その他の合理的に実証することが困難な方法により個人の不安をあおるものを含む。)の信仰があったとしても、保護者が児童虐待防止法第2条各号に規定する児童虐待の定義に該当するものを行った場合には、他の理由による虐待事案と同様、児童の安全を確保するため、一時保護等の措置を含めた対応を講ずる必要がある。

児童相談所や市町村においては、児童の権利条約第14条において、児童の思想、良心及び信教の自由について児童の権利を尊重すべきことが定められていることや、児童の場合には必ずしも自由意思の下で宗教等を信仰しているとは限らないこと等も踏まえ、宗教等の信仰に関する事案についても、児童虐待に該当する行為が疑われる場合には迅速に対応することが求められる。

なお、以下問2-1から問5-2までにおいて、宗教の信仰等を背景として生じる可能性のある児童虐待事案を例示している。児童虐待防止法第2条各号に定める児童虐待への該当性を判断するに当たっては、これらの例示を機械的に当てはめるのではなく、児童の状況、保護者の状況、生活環境等に照らし、総合的に判断する必要がある。また、その際には児童の側に立って判断すべきである。

問1-2 宗教団体の構成員、信者等の関係者等の第三者から指示されたり、唆されたりするなどして、保護者が児童虐待に該当する行為を行った場合はどのように対応すべきか。

(答)

児童虐待行為は、暴行罪、傷害罪、強制わいせつ罪、強制性交等罪、保護責任者遺棄罪等に当たり得るものであり、また、これらの犯罪を指示したり、唆したりする行為については、これらの罪の共同正犯(刑法60条)、教唆犯(61条)、幫助犯(62条)が成立し得る。

このため、こうした事例への対応に際しては警察と迅速に情報共有を図るなどして適切な連携を図ることが必要である。

児童相談所においては、児童の最善の利益を考慮し、児童虐待行為について告発が必要な場合には、躊躇なく警察に告発を相談するべきである。

(②身体的虐待)

問2-1 宗教活動等へ参加することについて体罰により強制するような事例については、児童虐待に当たるか。

(答)

宗教活動等への参加を強制することも含め、理由の如何にかかわらず、児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある体罰を行うことは身体的虐待に該当する。

問2-2 教義に関する講義などの宗教的行事に参加している中で、まじめに話を聞いていなかった、居眠りをしていたなどの理由により、保護者が児童を平手で叩く、鞭で打つといったことは、児童虐待に当たるか。

(答)

理由の如何にかかわらず、児童を叩く、鞭で打つなど暴行を加えることは身体的虐待に該当する。

問2-3 礼拝、教義に関する講義などの宗教活動等へ参加させ長時間にわたり五体投地等の特定の動きや姿勢を強要する等して身動きできない状態にする行為や、深夜まで宗教活動等への参加を強制するような行為は児童虐待に当たるか。

(答)

長時間にわたり特定の動きや姿勢を強要する等して身動きができない状態にする行為は身体的虐待に該当する。

また、児童の就学や日常生活に支障が出る可能性がある時間帯まで宗教活動等への参加を強制するような行為は、児童の発育や児童に対する養育の観点から不適切なものとしてネグレクトに該当する。

その他、問3-1 (答)に記載する行為については心理的虐待に該当するものである。

(③心理的虐待)

問3-1 宗教活動や布教活動への参加強制や人生選択の強制、激しい言葉での叱責や霊感的な言葉を用いての脅し等により幼少期からの継続的な恐怖の刷り込み等は児童虐待に当たるか。また、児童を宗教活動等に参加させることを目的として、あるいは、児童が参加に消極的であるといったことを原因・きっかけとして、無視する行為、常に拒絶的・差別的な態度をとることについてはどうか。

(答)

「～をしなければ/すれば地獄に落ちる」、「滅ぼされる」などの言葉や恐怖をあおる映像・資料を用いて児童を脅すこと、恐怖の刷り込みを行うこと、児童を無視する・嫌がらせをする等拒否的な態度を継続的に示すことで、宗教活動等への参加を強制することや進路や就労

先等に関する児童本人の自由な決定を阻害すること（保護者の同意が必要な書類への署名や緊急連絡先の記入の拒否等を含む。）は、いずれも心理的虐待又はネグレクトに該当する。

問3-2 児童に対し、特定の宗教を信仰しない者との交友や結婚を一律に制限するような行為（誕生日会等の一般的な行事への参加を一律に制限する行為を含む。）は児童虐待に当たるか。また、日常生活上常時、そうした者を批判する言動を児童に対して繰り返す行為はどうか。

（答）

児童に対し、その年齢や発達程度からみて、社会通念上一般的であると認められる交友を一律に制限し、児童の社会性を損なうような場合には、ネグレクトに該当する。また、交友や結婚を制限するための手段として、問3-1（答）に記載する脅迫や拒否的な態度を継続的に示すことや、児童の友人や教師など児童と交友関係を持つ者を「敵」、「サタン」その他これらに類する名を称すること等により、児童に対して強い恐怖心を与えることは心理的虐待に該当する。

問3-3 宗教の教義等を理由とし、児童に対し、童話やアニメ、漫画、ゲームといった娯楽を一切禁止することは児童虐待に当たるか。宗教団体等が認めたもののみ限定するといった行為はどうか。

（答）

児童の監護教育に資するため娯楽等を禁止する行為については直ちに児童虐待に当たるものではないが、社会通念に照らして児童の年齢相応だと認められる娯楽等について、宗教等を理由に一律に禁止することは心理的虐待に該当する。また、宗教団体等が認めたもののみ限定する行為についても、それが教育上の配慮等に基づく合理的な制限と認められるものでなければ、宗教の信仰等を理由とするものであっても、児童の自由意思を損ねる行為として心理的虐待に該当する。

問3-4 児童に対し、他者の前で宗教等を信仰している旨を宣言することを強制するような行為は、児童虐待に当たるか。

（答）

児童本人が宗教を信仰していないにもかかわらず信仰している旨を宣言することを強制する行為や、児童本人が自身の信仰する宗教等を他者に知られたくない意思を有していることを考慮することなく、他者に対して信仰する宗教等を明らかにすることを強制する行為（特定の宗教を信仰していることが客観的に明らかとなる装飾品等を身につけることを強制する行為を含む。）は、児童の心情を著しく傷つけるものであり心理的虐待に該当する。

問3-5 宗教団体等が、又は宗教団体等による指示を受けた児童の保護者が、宗教の布教活動について繰り返し児童を参加させる行為は児童虐待及び児童労働に当たるか。

(答)

問3-1及び問3-2にあるような行為等を通じて児童に対して宗教の布教活動等を強いるような行為についても心理的虐待に該当する。

その上で、宗教の布教活動に参加させるために、脅迫又は暴行を用いた場合には、刑法の強要罪に該当する可能性もあるため、こうした事例への対応に際しては警察と迅速に情報共有を図る等の連携した対応が必要である。

なお、宗教上の奉仕あるいは修行であるという信念に基づいて一般の労働者と同様の勤務(受付事務等)に服し報酬を受けている者については、具体的な勤務条件を踏まえて個々の事例について実情に即して判断することとされていることから、こうした者は労働者に該当し得ることに留意する必要がある。

児童相談所においては、上記の点にも留意し、これらの事態が生じている疑いのある事案については、警察や労働基準監督署と連携して対応する必要がある。

(④ネグレクト)

問4-1 個別の法令に違反する等社会的相当性を著しく逸脱する行動を教義とし、そうした行動を信者に対して実質的に強制する宗教等に児童を入信(実態として信者として扱われている場合を含む。)させるような行為は、児童虐待に当たるか。

(答)

問3-1(答)に記載のとおり、児童に対して宗教等行為を強制することは心理的虐待に該当するほか、児童に対して社会的相当性を著しく逸脱する行動をとるよう直接又は第三者を介して唆す者があることを認識しながら、そうした宗教に入信させる行為を含め、行動を防止する行動を保護者がとらないことについてはネグレクトに該当する。

なお、宗教の信仰等に関する事案においては、保護者が認識していない場合も想定されることから、そうした場合においては、問6-1(答)に記載の内容に留意しつつ、指導等を行うとともに、必要な場合には一時保護を含めて対応を検討すべきである。

問4-2 宗教等の信仰活動等を通じた金銭の使い込み(寄附、寄進等の呼称の如何を問わない。)により家庭生活に大きな支障が生じ、養育環境の観点から適切な住環境、衣類、食事等が提供されていない場合や、児童の小学・中学・高校・大学への登校や進学等の教育機会の提供に支障が生じているような場合については、児童虐待に当たるか。

(答)

宗教等の信仰活動等を通じた金銭の使い込みの結果家庭生活に支障が生じる場合も含め、児童に対し、養育環境の観点から適切な住環境、衣類、食事等を提供しない行為はネグレクトに該当する。

同様の行為により、義務教育である小学校・中学校への就学、登校、進学を困難とさせることもネグレクトに該当する。

高等学校への就学・進学に関しても、児童本人が就学・進学を希望しており、合理的な理由なく信仰する宗教等の教義を理由として就学・進学を認めない行為は、児童の自立を損ねその心情を傷つける行為としてネグレクト又は心理的虐待に該当する。

大学への就学・進学に関しては、問4-3（答）のとおりである。

なお、このような事例については、児童が、児童の保護者に対する扶養請求権等を保全するため、保護者に代わって、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律第8条第1項の規定による取消権等を行行使できる場合がある。実際に児童が権利を行行使するためには、児童が保護者に対して扶養請求をして扶養義務に係る債権を確定した上で、取消権を行行使しなければならない。訴訟手続等を行う必要がある場合、本来であれば児童の親権者等である保護者が訴えを提起等するが、親権者が親権の停止を受けている場合等親権者等の法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場合には、児童が各請求をするためには、裁判所から特別代理人の選任を受ける必要があると考えられる。特別代理人の選任を受けるためには、裁判所にその選任の申立てをする必要があるが、実際にその申立てをするためには、弁護士が児童のために活動することが手続の円滑に資するため、児童相談所等が対応するに当たっては、弁護士会等の関係機関と連携して対応することが必要である。弁護士会においては、一定の要件を満たせば児童が費用を負担することなく、弁護士に委任をすることができる制度がある。

問4-3 宗教の信仰等を背景として児童が高校や大学等に進学することを認めないような事例について児童虐待に当たるか。

（答）

高等学校への就学、進学については問4-2（答）に記載するものと同様である。

また、大学に進学することを認めない行為（保護者の同意が必要な書類への署名や緊急連絡先の記入等の手続の拒否のほか、学費等の必要経費に充てる金銭を得るためのアルバイトを認めないことを含む。）について、それ自体が直ちに児童虐待に該当するものではないが、児童本人が進学を希望し、世帯の経済的状況等に鑑みて進学が可能である（奨学金等の支援を活用する場合も含む。）にもかかわらず、宗教上の教義等を理由とし、

- ・ 「～をしなければ/すれば地獄に落ちる」など児童を脅すこと
- ・ 「世界は破滅するので、学校に行くことは無駄である」など諦めさせようとする事
- ・ 児童を無視する、経済的な援助を拒む等拒否的な態度を継続的に示すこと

により進学を禁止するような行為は心理的虐待に該当する。

問4-4 児童がアルバイト等により得た収入について、児童の意思に反する形で、保護者が宗教等の信仰活動等に消費（寄附、寄進等の呼称の如何を問わない。）した場合には、児童虐待に当たるか。また、どのような支援が考えられるか。

（答）

児童の財産管理権を有することにより、児童のアルバイト等により得た収入（高等学校や大学等への就学、進学に関し、児童に対して貸与もしくは支給された奨学金等を含む。）を取り上げ、児童本人の意思に反し、客観的に見て明らかに児童の現在の生活や将来につながる目的に消費する行為は、児童からの信頼を裏切ることなどにより児童の心情を著しく傷つける行為として心理的虐待に該当する。

児童がアルバイト等により得た収入は、児童の財産であるから、児童の意思に反する形で、これを児童の現在の生活や将来につながる目的の下で保護者が消費したような場合には、保護者の児童に対する不法行為が成立し得る。

また、保護者が宗教団体に唆されて児童の財産を無断で寄附したような場合には、宗教団体の児童に対する不法行為が成立するものとして、児童が宗教団体に対して直接損害賠償を請求し得る。

さらに、児童相談所長が管理権喪失の審判の申立（民法第835条、児童福祉法第33条の7）を行い、管理権喪失の審判を得た上で未成年後見人選任の申立（児童福祉法第33条の8第1項）を行い、未成年後見人が、児童の法定代理人として保護者に対して扶養請求をして扶養義務に係る債権を確定した上で、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律第8条の規定に基づく取消権等を行することも考えられる。

問4-5 信仰する宗教の教え・決まり等を理由として、児童に対する治療として必要となる行為（輸血等）を行わないといった行為は児童虐待に当たるか。

（答）

理由の如何に関わらず、医療機関の受診を合理的な理由無く認めない行為や、医師が必要と判断する医療行為（手術、投薬、輸血等）を受けさせないこと（輸血を拒否する旨の意思表示カード等を携帯することを強制することを含む。）はネグレクトに該当する。必要に応じて、一時保護による緊急対応や児童相談所長による親権停止申立（民法第834条の2、児童福祉法第33条の7）を検討すること。

問4-6 信仰する宗教の教え・決まり等を理由として、児童が様々な学校行事等に参加することを制限するような行為については児童虐待に当たるか。

（答）

児童本人が学校行事等に参加することを希望しているにもかかわらず、児童に対する適切な養育の確保や教育機会の確保等を考慮せず参加を制限する行為は、宗教の信仰等を理由とするものであっても、心理的虐待又はネグレクトに該当する。

問4-7 児童の養育を著しく怠る場合にはネグレクトに該当するものであるが、背景として奉仕活動や宣教活動といった宗教等に関する活動（修練会、セミナー、聖地巡礼等）がある場合には、児童虐待に当たるか。

（答）

奉仕活動や宣教活動といった宗教等に関する活動（修練会、セミナー、聖地巡礼等）への参加などにより、児童の養育を著しく怠る行為は、背景に宗教団体等による勧誘等がある場合であってもネグレクトに該当する。

問4-8 児童の進学や就職のタイミングの際に、宗教の教義等を理由として、児童本人の希望や選択を顧みることなく宗教上の教義等の理由により、進路を強制することは児童虐待に当たるか。

（答）

宗教上の教義等を理由とし、「～をしなければ/すれば地獄に落ちる」などの言葉を用いて児童を脅したり、児童を無視する等拒否的な態度を継続的に示したりすること、保護者の同意が必要な書類への署名や緊急連絡先の記入の拒否等により、児童の進学や就職を実質的に制限するような行為は心理的虐待に該当する。

問4-9 宗教団体等が所有する施設内や実施する行事等において児童に対して暴力行為や言動・態度による圧迫行為が行われているにもかかわらず、保護者がそうした行為に対して特段の手立てを講じないような場合には児童虐待に当たるか。

（答）

保護者が、宗教団体等の施設内や実施する行事等において児童が暴力行為や言動・態度による圧迫行為その他本書で児童虐待とされている行為を受けていると知りながら、児童の安全を図るための対応を怠った場合はネグレクトに該当する。

問4-10 性被害等の自己の意思によらない形で妊娠をした女兒が妊娠中絶を希望しているにもかかわらず、宗教に関する教義を理由として親権者が中絶手術に同意しないような場合には、児童虐待に該当するのかわ。また、こうした事例についてどのように対応すべきか。

（答）

未成年の女兒に対して人工妊娠中絶を行う場合において、

- ① 女兒本人が人工妊娠中絶を希望する意思を明確なものとしており、かつ、暴行・脅迫によって抵抗・拒絶できない間に性交され妊娠した場合又は
- ② 妊娠の継続や分娩が身体的又は経済的に母体の健康を著しく害するおそれがある場合

であるにもかかわらず、親権者が人工妊娠中絶に同意しないことは、理由の如何に関わらずネグレクトに当たる。

こうした場合においては、母体保護法指定医師とも連携し、必要な人工妊娠中絶を受けられるようにするため、親権停止、保全申立等の措置も含めて対応を検討すること。

(⑤性的虐待)

問5-1 宗教の教義等を学ぶための教育などと称し、児童に対し、その年齢に見合わない性的な表現を含んだ資料を見せる行為や、口頭で伝える行為は児童虐待に該当するか。

(答)

児童に対し性器や性交を見せる行為や、児童に対してその年齢に見合わない性的な表現（セックス、マスターベーション、淫乱といった文言やイラスト等）を含んだ資料・映像を見せる行為や、口頭で伝える行為は、宗教の教義等を学ぶという名目であっても、性的虐待に該当する。

問5-2 宗教活動の一環と称し、宗教団体の職員その他の関係者に対して児童本人の性に関する経験等を話すことを児童に強制する行為は児童虐待に該当するか。

(答)

児童に対して自身の性に関する経験を他者に開示することを強制する行為は性的虐待に該当する。また、保護者が直接的にこうした行為をせずとも、そうした行為を児童に対して行わせる場と知りながらそれを防止するための特段の手立てを取らないことは性的虐待又はネグレクトに該当する。

【児童虐待対応や自立支援に当たっての留意事項】

問6-1 宗教に関する児童虐待事案に対応するに当たり、児童への対応や保護者への説明なども含め、特に注意しておくべき事項としてはどのようなものがあるのか。宗教等関係の事案であることについて、通告・発見時点で把握できている場合とそうでない場合とで、異なる部分はあるのか。

(答)

宗教等に関する児童虐待を受けている可能性のある児童については、保護者から宗教等の教義に基づく考えや価値観の影響を強く受けている場合があるため、自らの置かれている状況を問題として認識し訴えることが難しい場合がある。置かれている状況を客観的にアセスメントし、児童虐待があると疑われる場合には、児童本人や保護者に対して、児童虐待の定義に基づいて説明、指導を行うことが必要である。

ただし、宗教等の教義に基づく児童への親の行為や考えについて指導によっても改善する

ことが困難である場合も想定され、また、指導等を行ったことを契機として、保護者による児童虐待行為がエスカレートすることや、宗教団体等から家庭に対する働きかけが強まること等も懸念されることから、児童の安全の確保を最優先とし、必要な場合には躊躇なく一時保護等の対応を取ることが必要である。

また、これらの対応を検討するに当たっては、問6-5（答）に記載する専門機関等の助言も得つつ行うことが重要である。

問6-2 児童虐待に当たる行為を行った事実はないが、宗教等の信仰に関する保護者の行為や、児童の抱える強い不安等を理由として、児童から、児童相談所に対する相談や、一定期間保護者と離れた生活を強く望むような発信があるような場合には、どのように対応すべきか。

（答）

児童本人からの相談希望に対しては、どのような理由であっても、児童相談所は児童の不安や気持ちに寄り添い丁寧に聞き取りを行う。

また、家庭からの分離を希望する場合も同様にその理由や児童が置かれている状況を確認し、一時保護を含めた対応を検討すること。

また、宗教等を背景とする場合においても、親との接触のみをもって児童の心身に危害が加えられる可能性があることに十分注意し一時保護の解除等の検討も含め、児童の安全を図った上で必要な調査を実施するように留意することが必要である。

問6-3 児童相談所に対し、満18歳以上の者から、親の宗教等の信仰を背景とする課題に関して相談がなされた場合にはどのように対応すべきか。

（答）

家庭からの分離を前提に自立のための支援を希望する場合、児童相談所は自立援助ホームなどの利用について紹介を行い、本人の希望に基づいて入所などの対応を検討することが必要である。また、自立援助ホーム等の利用を希望しない場合でも、18歳以上であることのみをもって消極的な対応はしないことが必要であり、本人の抱える課題を確認し、法テラス、福祉事務所等の関係機関・団体等への繋ぎなど必要な連絡調整等を実施することが必要である。

問6-4 宗教の信仰等を背景として保護者から児童の心身に対して行われる行為について、一つひとつの行為による児童への影響が軽微である場合には、仮に児童の養育環境や福祉の観点から不相当であっても、児童虐待に該当する余地はないのか。

（答）

宗教の信仰等に関する事案であるか否かにかかわらず、個別事例が児童虐待に該当するか

どうかという点を判断するに当たっては、児童の状況、保護者の状況、生活環境等の状況から総合的に判断すべきである。このため、一つひとつの行為が軽微である場合にも、児童虐待に該当する場合もあることに十分に留意し、児童に対して及ぼす影響を総合的に考慮して判断する必要がある。

問6-5 宗教等を背景とする児童虐待を経験した者に対し、想定される公的な支援策としてはどのような事業等があるのか。

(答)

宗教の信仰等を背景とする課題に関し、各種の相談支援や生活支援等については以下のとおりであり、こうした支援等を適切に利用することができるよう、児童相談所等においてサポートすることが必要である。

なお、これらの他、児童に対する相談支援等のために児童相談所が助言を仰ぐことができる専門機関等について現在確認中であり、別途、お示しする。

【総合的対応窓口（相談先が分からない場合）】

○ 法テラス「靈感商法等対応ダイヤル」

「旧統一教会」問題やこれと同種の問題でお悩みの方（こども本人を含む）を対象に、相談窓口情報を案内するフリーダイヤルを開設している。

経済的にお困りで法的トラブルを抱えた方は、法テラスによる無料法律相談や弁護士費用等の立替えを利用できることがある。

（電話番号：0120-005931（フリーダイヤル））

（メール問合せ）

https://www.houterasu.or.jp/houterasu_news/reikandaiyarumail.html

【金銭・法的トラブルを抱えている方への支援】

○ 弁護士会の子どもの人権に関する相談窓口

家庭内トラブルや児童虐待などこどもに関する問題について、多くの地域の弁護士会が電話や面接で無料の法律相談を行っている。保護者の協力なくこども本人が相談できるほか、児童相談所等からの相談も受け付けている相談窓口もあり、相談方法などの詳細は以下参照。

※相談窓口一覧

https://www.nichibenren.or.jp/legal_advice/search/other/child.html

【高校生等への修学支援】

国内に住所を有し、一定の基準を満たす場合は、高等学校等の授業料や授業料以外の教育費の支援を受けることができる。

授業料の支援（高等学校等就学支援金）は、世帯所得が一定額未満である場合、入学後に学校で手続を行うと、国から各都道府県等を通じて学校に授業料が支援される(学校が代理

受領する）仕組みとなっている。

また、教科書費、教材費など、授業料以外の教育費の支援（高校生等奨学給付金）は、生活保護世帯、住民税所得割非課税世帯であれば、奨学金の支給（返還不要）を受けることができる。

（制度詳細等に関する相談等の窓口）

① 授業料支援（高等学校等就学支援金）の場合

- ・公立高校等

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292209.htm

- ・私立高校等

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292214.htm

- ・国立高校等

文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課高校修学支援室

高校修学第一係（電話番号：03-5253-4111【内線3577】）

② 授業料以外の教育費支援（高校生等奨学給付金）の場合

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm

※ 上記のほか、都道府県において、貸与型奨学金や都道府県独自の通学費等の支援が存在する場合もあるため、各都道府県に相談すること。

【大学等への進学支援】

○高等教育の修学支援新制度

大学、短期大学、高等専門学校、専門学校に通う、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等を対象に、授業料等の減免措置と給付型奨学金を支給

（より幅広い世帯収入の方を対象に奨学金をお貸しする制度もあります。）

※支援内容や手続きなどの相談窓口

- 各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口

- 日本学生支援機構 奨学金相談センター

電話：0570-666-301

【生活困窮している方への支援】

生活困窮者支援に関する相談窓口（※1）を全国の福祉事務所設置自治体に設置し、支援員が電話や面談等により相談支援を行っているほか、資産・収入が少なく、住まいにお困りの方への一時生活支援事業（一時的な宿泊場所や食事の提供等を行いながら、就労等による自立を支援）を実施している。

また、ハローワーク（※2）において、一人ひとりのニーズに応じた就職支援を実施しているほか、就労にあたって不安や困難を抱えている若者等（15歳～49歳の無業の方）を対象とした地域若者サポートステーション（通称サポステ）（※3）において、キャリアコンサルタント等による専門的な相談支援などを行っている。

（※1）自立相談支援機関 相談窓口

<https://www.mhlw.go.jp/content/000936284.pdf>

(※2) 全国のハローワーク

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html

(※3) 全国のサポステ

<https://saposute-net.mhlw.go.jp/station.html>

【心のケアが必要な方への支援】

各都道府県等に設置されている精神保健福祉センター(※)において電話相談を実施している。

また、社会的な繋がりが希薄な方などの相談先として、24時間365日無料の電話相談として、一般社団法人社会的包摂サポートセンターが寄り添い型相談支援事業(よりそいホットライン)(※※)を実施しており、電話相談に加え、必要に応じて、面接相談や同行支援を実施して具体的な解決に繋げる寄り添い支援を行っている。

(※) 精神保健福祉センターの連絡先

<https://www.zmhwc.jp/centerlist.html>

(※※) よりそいホットライン：

0120-279-338 (岩手県・宮城県・福島県以外にお住まいの方)

0120-279-226 (上記3県にお住まいの方)

【学校における教育相談】

宗教に関する悩みや不安を含め、学校において、スクールカウンセラーによる児童生徒・保護者に対する心のケアや、スクールソーシャルワーカーによる必要な機関への仲介を実施。

また、通話料無料の24時間子供 SOS ダイアル(※)によって、電話で相談する児童生徒への支援を行っている。

(※) 24時間子供 SOS ダイアル：

0120-0-78310

【その他】

問7-1 普通養子縁組や特別養子縁組で養子となった児童に対し、養親から、宗教等の信仰等を背景とした虐待行為がある場合や、児童に対して宗教の信仰を促すような行為が認められる場合にはどのように対応すべきか。

(答)

普通養子縁組や特別養子縁組で養子となった児童に対し、養親から宗教等の信仰等を背景とした虐待行為や、宗教の信仰を促すような行為があった場合の対応は、実子に対してそのような行為があった場合と何ら変わりないため、問1-1から問6-4と同様に対応する必要がある。

問7-2 児童福祉法に基づく措置として児童の養育の委託を受けた里親等について、宗教等の信仰等を背景とした虐待行為がある場合や、児童に対して宗教の信仰を促すような行為が認められる場合にはどのように対応すべきか。

(答)

社会的養護の担い手である里親やファミリーホーム、児童養護施設等は、委託又は措置されている児童の養育にあたっては、社会的養護が児童を公的責任で社会的に保護養育するものであることから、児童の内心の自由や自主性を尊重し、児童が安全で安心して生活できる環境を確保することが重要である。問6-1にあるとおり、養育者からの宗教等の教義に基づく考えや価値観の影響を強く受けている場合、児童自らは置かれている状況を問題と認識し訴えることが難しい場合があることに十分留意する必要がある。里親やファミリーホームに委託されていたり、児童養護施設等に措置されている児童に対しても、宗教等を背景として問1-1から問6-4において虐待に当たるとされている行為が認められる場合は、被措置児童等虐待として、児童福祉法第33条の10から第33条の16までの規定に則り、適切な対応を講ずる必要がある。

宗教を背景としたものも含む被措置児童等虐待の発生を未然に防止するため、児童相談所や里親支援機関は、児童が里親やファミリーホームに委託又は児童養護施設等に措置された後も、定期的な相談支援や訪問支援、児童からの状況聴取等により、児童への不適切な養育の兆候等をできるだけ早く把握し、必要に応じて、里親やファミリーホーム、児童養護施設等への指導や助言等を含む対応を早期にとるよう留意する。

また、児童相談所や里親支援機関は、委託又は措置されている児童に対して、面談の機会等を通じて、宗教等を背景としたものも含め、委託又は措置中に悩むことや辛いこと、権利侵害等があれば積極的に相談してほしい旨を日頃から伝達するとともに、相談しやすい関係をつくるよう努める必要がある。

子発 0331 第 10 号
令和 5 年 3 月 31 日

各 { 都道府県知事
指定都市市長
児童相談所設置市市長 } 殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

宗教の信仰等を背景とする医療ネグレクトが疑われる事案への対応について

平素より、児童福祉行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

保護者による宗教の信仰等を背景とする児童虐待事案への対応については、「市町村及び児童相談所における虐待相談対応について」（令和 4 年 10 月 6 日付子発 1006 第 3 号厚生労働省子ども家庭局長通知）、「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関する Q & A について」（令和 4 年 12 月 27 日付子発 1227 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「Q & A」という。）において、宗教の信仰のみを理由として消極的な対応をとることがないようにすること等について徹底いただくようお願いをしてきたところです。

また、保護者が児童に必要とされる医療を受けさせないいわゆる「医療ネグレクト」により児童の生命・身体に重大な影響がある場合については、「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」（平成 24 年 3 月 9 日付雇児総発 0309 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知。以下「平成 24 年通知」という。別添 1。）により、その考え方や必要な手続きを整理してお示ししているところです。

昨今、一部の宗教に関し、当該宗教を信仰する保護者において、その監護する児童について、医師が輸血等の医療行為を必要と判断しているにもかかわらず、教義を理由として当該医療行為の実施に同意をしない事例があるとの指摘がありますが、医師が児童に必要と判断する輸血等の医療を保護者が受けさせないこと（輸血を拒否する旨の意思表示カード等の携帯を強制することを含む。）は、Q & A（問 4—5）においてお示しするように、ネグレクトや心理的虐待に該当するものです。

特に輸血については、大量出血に伴って生命に危険が生じる場合に行われることが想定さ

れることは明らかであり、こうした処置が児童に対して適時実施されないことは重大な児童虐待事案に該当し得るものです。こうしたことを踏まえ、宗教の信仰等を背景とする場合も含め、児童に対し医師が必要と判断する医療行為の実施に保護者が同意せず、児童の生命・身体の安全確保のため緊急の必要があると認める場合等には、一刻を争う状況であることを十分にご認識頂き、児童の生命・身体の安全確保を最優先に、児童相談所長は可及的速やかに一時保護をした上で児童福祉法第 33 条の 2 第 4 項に基づく医療行為への同意等の対応をお願いします。

また、医療現場における輸血拒否に関する対応の基本的な考え方は、既に関係医学会等において別添 2 の文書のとおり整理されていることから、当該文書及び平成 24 年通知等も踏まえて、平時から貴管下の児童相談所内における研修等を通じて医療機関との連携体制を強化するなど、医療ネグレクト事案への対応について確認しておくようお願いします。また、事案発生時においては医療機関との円滑かつ迅速な連絡調整により、児童の生命・身体の安全を確保する対応を徹底していただきますよう、お願いします。

なお、本通知については、日本医師会、日本病院会、全日本病院協会、日本医療法人協会、日本精神科病院協会、全国医学部長病院長会議、日本医学会連合、日本救急医学会、日本外科学会、日本産科婦人科学会、日本小児科学会、日本周産期・新生児医学会、日本循環器学会、日本内科学会、日本麻酔科学会及び日本輸血・細胞治療学会の協力を得て、全国の医療機関等にも周知をすることとしています。

(添付資料)

- ・ 医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について(平成 24 年 3 月 9 日付雇児総発 0309 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)(別添 1)
- ・ 宗教的輸血拒否に関するガイドライン(平成 20 年 2 月 28 日宗教的輸血拒否に関する合同委員会報告)(別添 2)

雇児総発 0309 第 2 号
平成 24 年 3 月 9 日

各 { 都 道 府 県
指 定 都 市 児童福祉主管部（局）長 殿
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について

保護者が児童に必要とされる医療を受けさせないいわゆる「医療ネグレクト」により児童の生命・身体に重大な影響がある場合については、これまで親権喪失宣告の申立て等により対応していたが、本年 4 月 1 日に施行される「民法等の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 61 号。以下「改正法」という。）により、親権の停止制度が新設されたことなどに伴い、対応方法に変更が生じることから、下記のとおり改正法施行後における考え方や必要な手続等を整理したので、その内容をご了知いただくとともに、管内の児童相談所並びに市町村及び関係団体等に周知を図られたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成 20 年 3 月 31 日雇児総発第 0331004 号本職通知「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」は廃止する。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1 本通知の対象となる事例

保護者が児童に必要とされる医療を受けさせないことにより児童の生命・身体に重大な影響があると考えられ、その安全を確保するため医療行為が必要な事例であって、医療機関が医療行為を行うに当たり親権者等による同意を必要とするものの、親権者等の同意が得られないため、医療行為を行うことができない場合が対象となる。

なお、児童に必要とされる精神科医療を受けさせないことにより、児童の生命・身体に重大な影響があると考えられ、その安全を確保するため医療行為が必要な事例についても対象に含まれる。

2 児童相談所長及び施設長等の監護措置

児童相談所長は、一時保護中の児童について、親権を行う者又は未成年後見

人（以下「親権者等」という。）のあるものであっても、監護に関しその児童の福祉のため必要な措置をとることができる（児童福祉法第 33 条の 2 第 2 項）。

また、児童福祉施設の施設長、小規模住居型児童養育事業における養育者又は里親（以下「施設長等」という。）は、入所中又は受託中の児童等について、親権者等のあるものであってもこれらの措置をとることができる（同法第 47 条第 3 項）。

児童相談所長又は施設長等（以下「児童相談所長等」という。）は、保護者が児童に必要とされる医療を受けさせない事案の場合も含め、これらの規定に基づく監護措置として児童に必要とされる医療を受けさせることができる。

しかしながら、児童に重大な影響がある医療行為を行うに当たり、上記の監護措置の権限においても、親権者等の同意がない場合や親権者等が反対しているため、医療機関が医療行為の実施を手控え、結果として児童の監護に支障が生じる場合がある。このような場合には、事例に応じ、3 に掲げる各措置をとることで、児童に必要な医療を受けさせることができる。

3 対応方法

(1) 親権停止の審判による未成年後見人又は親権を代行する児童相談所長等による措置

改正法により、新たに親権停止制度が設けられ、「父又は母による親権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するとき」に家庭裁判所が 2 年以内の期間を定め、親権を停止することができることとなった（民法第 834 条の 2）。

また、親権喪失の原因がある場合でも、2 年以内にその原因が消滅する見込みがあるときは、親権喪失の審判をすることができないとされた（同法第 834 条ただし書）。

このため、従来、親権喪失制度により対応していた医療ネグレクトの事案には、原則として親権停止の審判により対応することとなる。具体的には、児童相談所長が家庭裁判所に親権停止の審判を請求し、審判の確定により親権が停止した後、未成年後見人又は親権を代行する児童相談所長等が医療行為に同意することにより、医療機関が必要な医療行為を行うことができる。

なお、当該医療ネグレクト以外にも児童への虐待行為が認められるなど、親権喪失の原因が 2 年以内に消滅する見込みのない場合には、当初から親権喪失審判を請求することもできるが、要件がより厳格となることに留意されたい。

一方、親権停止の要件は、従来の親権喪失とは異なることから、これまで親権喪失の要件を満たさなかった事案についても、家庭裁判所の判断により親権停止の対象となり得るため、親権者が児童に必要とされる医療を受けさせない場合には、必要に応じ親権停止審判の請求を検討されたい。

また、同意入所等（施設入所等の措置であって、児童福祉法第 28 条の規定によるものを除く。）による措置児童について親権停止審判を請求する場合に、親権者が入所等への同意を撤回したときには、児童相談所長は、当該措置の解除及び一時保護をした上で対応することとなる。

- (2) (1)の親権停止審判の請求を本案とする保全処分（親権者の職務執行停止・職務代行者選任）による職務代行者又は親権を代行する児童相談所長等による措置

児童相談所長が親権停止の審判を請求した場合に、これを本案として、本案の審判の効力が生じるまでの間、親権者の職務執行を停止し、更に必要に応じて職務代行者を選任する審判前の保全処分を申し立てることができる（家事審判規則第 74 条）。家庭裁判所は、申立てにより、子の利益のため必要があるときは、親権者の職務の執行を停止し、また必要に応じて、その職務代行者を選任する。

職務代行者が選任された場合には職務代行者が、職務代行者がない場合には親権を代行する児童相談所長等が医療行為に同意し、医療機関が必要な医療行為を行うことができる。

- (3) 児童の生命・身体の安全確保のため緊急の必要があると認めるときに親権者等の意に反しても行うことができる旨の規定に基づく児童相談所長等による措置

改正法により、児童相談所長等による監護措置については、児童の生命・身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、親権者等の意に反してもとることができる旨が明確化された（児童福祉法第 33 条の 2 第 4 項、同法第 47 条第 5 項）。

よって、生命・身体に危険が生じている緊急事態であるにもかかわらず親権者等による医療行為への同意を得られない場合（緊急に親権者等の意向を把握できない場合を含む。）には、この規定を根拠として児童相談所長等が医療行為に同意し、医療機関が必要な医療行為を行うことができる。

4 方法の選択

- (1) 選択順位

いずれの対応方法を選択するかは、医療行為を行う緊急性の程度により判断することが原則となる。具体的には、医療行為が行われなかった場合の生命・身体への影響の重大性を前提として、医療の観点からの時間的な緊急性のみならず、各手続に要する日数等の時間的余裕などの諸事情も考慮に入れ、時間的な観点から緊急の程度を個別事案ごとに判断する必要がある。

その結果、緊急性が極めて高く、親権停止審判及び保全処分の手続では時間的に間に合わない判断される場合には、3 (3)の措置をとる。他方、児童の生命・身体に重大な影響があると考えられるため対応が急がれるものの

親権停止審判及び保全処分の手続によっても時間的に間に合う場合には3(1)及び3(2)の措置をとる。保全処分によらず、親権停止審判の確定を待っても時間的に間に合う場合には3(1)のみの措置をとる。

ただし、3(1)及び3(2)の措置や3(1)のみの措置をとった場合であっても、保全処分の決定又は親権停止審判の確定がなされる前に、児童の状態が急変するなどにより生命・身体安全確保のために緊急に医療行為が必要になったときにはためらうことなく3(3)の措置により対応する。

また、3(3)の措置をとった上で引き続き継続的に医療行為が必要な場合にも3(1)及び3(2)の措置をとる。

(2) 選択上の留意事項

これらの判断に当たっては、客観性を担保する観点から、時間的な余裕があれば可能な限り都道府県児童福祉審議会の意見や主治医以外の医師の意見の聴取等を行うことが望ましいが、対応に遅れが生じないように留意する必要がある。

また、日頃から家庭裁判所との間で、この種の事案を家庭裁判所に請求するに当たっての留意点、審判手続上の問題点、調査及び審理に関する留意点等について協議するとともに、家庭裁判所における円滑な審理に資するように、適時適切な審判請求等を行うことが必要である。

なお、親権停止審判又は保全処分の手続に要する日数は、事案により異なることから、一概にはいえないが、上記の日頃からの家庭裁判所との協議の中で一般的に手続に要する期間についての情報を得ておくことが考えられる。

上記の手続の選択に当たっては、児童相談所において個別の事案の実情を十分に考慮し、児童の生命・身体安全確保を第一に考え、適切に対応されたい。

(3) 精神保健福祉法との関係

精神疾患の対象事例について、精神科病院への入院を要する場合には、任意入院（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第22条の3）によることが考えられるが、これによることができない場合には、医療保護入院（精神保健福祉法第33条）によることが考えられる。

医療保護入院を行う場合には、親権者等の同意が要件とされていることから3(3)の措置によることはできないため、緊急性が高い場合には3(1)及び3(2)の措置により対応し、親権停止審判の確定を待っても時間的に間に合う場合には3(1)のみの措置をとることとなる。

ただし、当該児童に自傷他害のおそれがある場合には、任意入院や医療保護入院ではなく、措置入院（同法第29条）により対応する。措置入院の解除

後も引き続き入院が必要な場合には、改めて入院形態ごとに必要な手続をとる。

5 対応別の具体的手続等

(1) 親権停止審判による場合

ア 請求手続に係る留意事項

医療ネグレクト事案について親権停止審判を請求する場合の留意事項は次のとおりである。親権停止審判の請求に係る具体的な手続は児童相談所運営指針を参照されたい。

(ア) 申立書の留意事項

申立書には、申立ての実情として疾患と医療ネグレクトの状況を記載する必要がある。具体的には、児童に対して医療を受けさせる必要があるにもかかわらず、必要な医療を受けさせないことにより児童の生命・身体に重大な影響を及ぼすに至っている具体的な実情を記載して、親権者本人の親権の行使が困難又は不相当であり、児童の利益を害することを明らかにする。

(イ) 添付書類の留意事項

医師の意見書（別紙様式例参照）のほか、疾患や治療方法などの内容を明確にするために医学書等の写し等を添付する必要がある。申立て先の家庭裁判所から指示があった場合には適切に対応する。

イ 審判確定後の対応

親権停止期間中は当該児童には親権者がいないこととなることから、未成年後見人の選任請求を行い、選任された未成年後見人がその権限において医療行為に同意することにより対応することが原則である。ただし、親権停止後、未成年後見人があるに至るまでの間に必要な場合は、当該児童に係る措置内容に応じ、以下の者が親権代行者として医療行為に同意することにより対応することとなる。

(ア) 児童福祉施設入所中の児童の場合

施設長（児童福祉法第 47 条第 1 項）

(イ) 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童の場合

児童相談所長（同法第 47 条第 2 項）

(ウ) 一時保護中の児童の場合

児童相談所長（同法第 33 条の 2 第 1 項）

(エ) 上記以外で児童相談所長が未成年後見人を選任請求している児童の場合

児童相談所長（同法第 33 条の 8 第 2 項）

(2) 親権者の職務執行停止・職務代行者選任の保全処分による場合

ア 申立手続に係る留意事項

医療ネグレクト事案について保全処分を申し立てる場合の留意事項は次のとおりである。保全処分の申立てに係る具体的な手続は児童相談所運営指針を参照されたい。

(ア) 申立書の留意事項

a 本案認容の蓋然性

本案が認容される蓋然性が高い旨の説明として、疾患と医療ネグレクトの状況を記載する必要がある。具体的には本案と同様である。

b 保全の必要性

児童に医療を受けさせる必要があるにもかかわらず、親権者が児童に必要とされる医療を受けさせず、一方で、本案の審判確定を待つ時間的余裕もない旨など、保全処分の必要がある旨を端的に記載する。

(イ) 添付書類の留意事項

添付資料については、親権停止の審判の申立ての場合と同様である。

なお、本案認容の蓋然性及び保全の必要性については疎明（一応確からしいと認められること）することが求められる。

イ 処分決定後の対応

保全処分の決定により職務代行者が選任されたときには職務代行者が、また、職務代行者の選任がないときには当該児童に係る措置内容に応じ、以下の者が親権代行者として医療行為に同意することにより対応することとなる。

(ア) 児童福祉施設入所中の児童の場合

施設長（児童福祉法第 47 条第 1 項）

(イ) 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童の場合

児童相談所長（同法第 47 条第 2 項）

(ウ) 一時保護中の児童の場合

児童相談所長（同法第 33 条の 2 第 1 項）

(エ) 上記以外で児童相談所長が未成年後見人を選任請求している児童の場合

児童相談所長（同法第 33 条の 8 第 2 項）

(3) 児童の生命・身体の安全確保のため緊急の必要があると認めるときの児童相談所長等の措置による場合

ア 一時保護中における児童相談所長の同意

一時保護中の児童については、児童相談所長が必要な医療行為に同意する。

医療機関からの通告により医療ネグレクトを認知した場合など、一時保護又は施設入所等の措置がとられていない児童については、一時保護（一時保護委託）した上で、児童相談所長が必要な医療行為に同意する。

その際、児童の生命・身体の安全を確保するため緊急の必要があるにもかかわらず、親権者等が同意しなかった旨や医療行為の具体的内容等、児童相談所長の同意により医療行為が行われた経緯について記録するとともに、医師の意見書（別記様式例参照）や医学書の写し等、当該児童の疾患や治療方法などについての内容を明確にするための資料を記録に添付する。

また、児童相談所長は、当該措置により対応した旨を事後に都道府県児童福祉審議会に報告することが望ましい。

イ 入所中又は委託中における施設長等の同意

施設入所等の措置がとられている児童については、当該児童を監護する施設長等が必要な医療行為に同意する。

この場合、児童の生命・身体の安全を最優先に考え、速やかに施設長等が医療行為に同意する必要があるが、緊急性の程度によっては、親権停止審判や保全処分による対応を検討する必要がある。このため、施設等において児童の生命・身体の安全確保のため緊急の対応が必要な事態が生じた場合には、施設長等から児童相談所に速やかに連絡することとし、連携して緊急性の判断や対応方法の検討を行うことが望ましい。

また、一時保護の場合と同様、施設長等の同意により医療行為が行われた経緯についての記録等を行う。

なお、施設長等は、児童の生命・身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めて行った内容について、速やかに児童福祉法第27条第1項第3号等の措置を行った都道府県又は市町村の長に報告しなければならない（児童福祉法第47条第5項後段）ことに留意されたい。報告の方法等については児童相談所運営指針を参照されたい。

6 医療行為が実施された後の対応

必要な医療行為が実施された後は、児童の福祉の観点から親権又は職務執行を停止された者が再び親権を行使することに支障がないと判断される場合や、一時保護を継続する必要がないと判断される場合には、児童相談所長は、親権停止等の審判の確定後であれば、その取消しを申し立て、本案である親権停止等の審判が係属中であれば、その申立ての取下げや一時保護の解除を行うなど、実施後の状況を踏まえ適切に対応する。

具体的には、医療ネグレクト以外の養育上の問題が見られるかどうか、退院後にも医療行為を継続する必要があるか、その必要がある場合に当該医療行為について親権又は職務執行を停止された者等が同意するかどうかなどについて個別事情に照らして判断する必要があるため、申立ての取下げ等の可否とともに、退院後の処遇や支援方針について、医療機関と協議して決定する。

医師の意見書様式例

意見書	
患者氏名	
年齢・性別	年 月 日生 (歳 か月) 男・女
疾患名 (注1)	
現在の問題点 (注2)	
今回必要な医療行為の内容及び根拠 (注3)	
予測される効果と今後必要な医療行為 (注4)	
当該行為を行わなかった場合に予測される結果及び緊急性の程度 (実施すべき時期) (注5)	
当該行為に伴う合併症等の危険性 (注6)	
親権者等に対する説明の実施状況 (注7)	
その他特記事項	
記載日： 年 月 日	
医療機関名： _____ 主治医名 (自筆)： _____	
<p>(注1) 日本語で記載、略語は不可。 (注2) 箇条書き等簡潔に記載すること。 (注3) 手術術式、投与薬剤名などを記載すること。また、標準的な医療行為であることを示すため、根拠となるガイドライン等を記載し、コピーを添付すること。 (注4) 当該医療行為によって改善される点及び今後必要な医療行為を具体的に記載すること。 (注5) 当該医療行為を実施しない場合の自然歴、死亡や重大な後遺症が起きる理由など、緊急性が明らかになるよう実施すべき時期を含め記載すること。 (注6) 当該医療行為によって生じ得る合併症等の症状、死亡や後遺症の危険率等を記載すること。 (注7) 親権者等に対し必要な医療行為について説明した内容、説明後に親権者等が意思表示した内容などを記載すること。</p>	

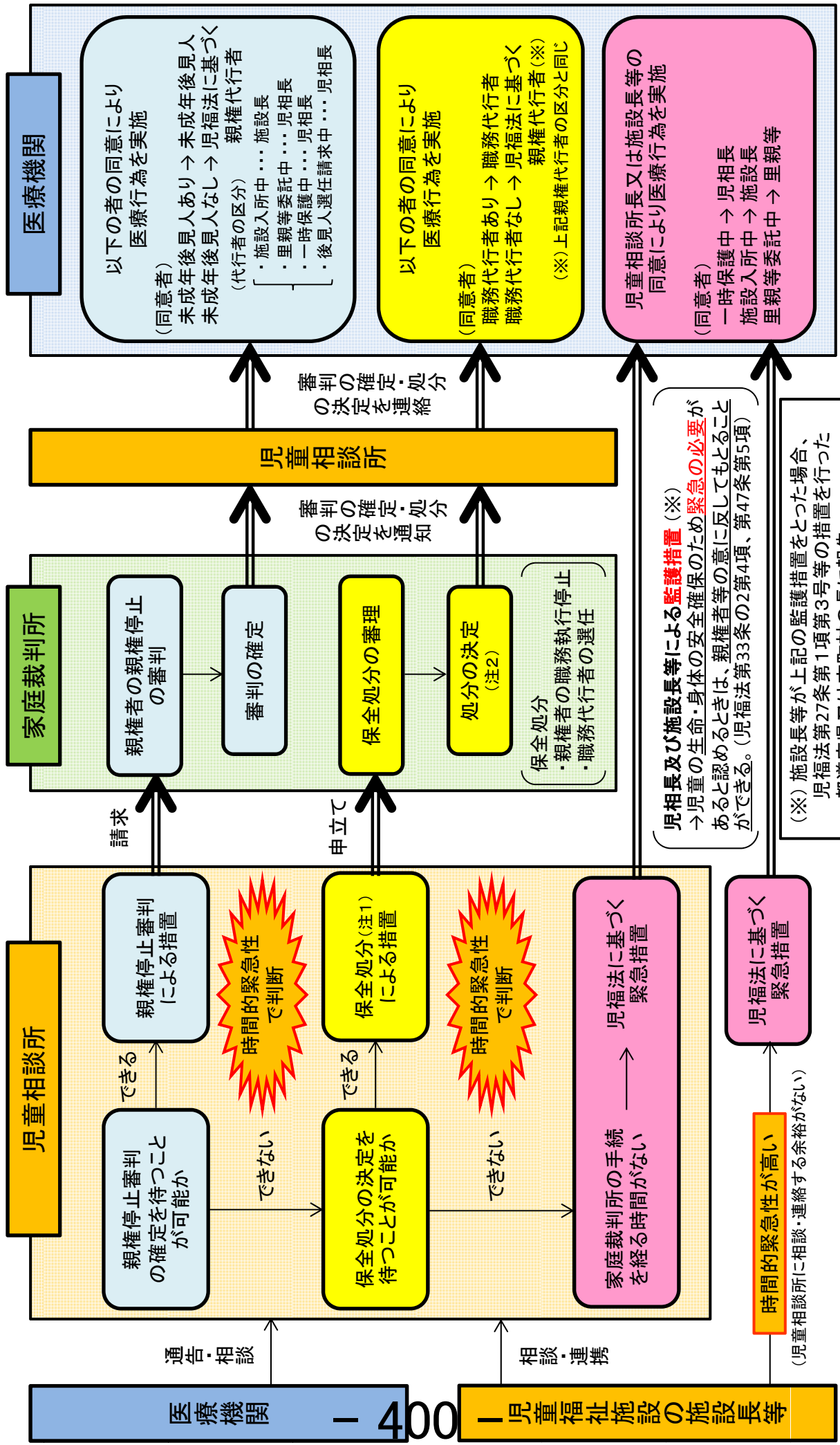
※この意見書は、児童相談所での記録となるほか、親権停止審判等が行われる場合には、家庭裁判所に証拠書類として提出されるものである。

医師の意見書様式例

意見書	
患者氏名	〇〇 〇〇
年齢・性別	〇年 〇月 〇日生 (〇歳 4か月) <input checked="" type="checkbox"/> 男・女
疾患名 (注1)	ファロー四徴症、肺動脈閉鎖、22番染色体部分欠失
現在の問題点 (注2)	<ul style="list-style-type: none"> ・チアノーゼ、哺乳困難、体重増加不良を認める。 ・日齢0よりNICUにて管理し、長期入院中。 ・肺動脈血流は、薬剤（プロスタグランジン製剤の持続点滴）で拡張した動脈管で保持されている。薬剤がなければ動脈管は自然閉鎖する可能性が高い。
今回必要な医療行為の内容及び根拠 (注3)	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤により確保している肺動脈血流を、短絡手術（鎖骨下動脈－肺動脈短絡手術）で確保することが必要。 ・上記の手術は、肺動脈閉鎖に対して、我が国においても〇〇年代頃より開始され、今日では外科治療の基本手技の一つとして定着している（参考文献参照）。
予測される効果と今後必要な医療行為 (注4)	<ul style="list-style-type: none"> ・肺動脈血流の増加によるチアノーゼの改善、プロスタグランジン製剤の持続点滴からの離脱、肺動脈の発育が期待される。 ・短絡手術後は、抗凝固療法（内服治療）が必要になる。これは、中断せず、継続することが必要であり、定期検査と薬用量調整を要する。 ・将来的には根治手術が必要である。
当該行為を行わなかった場合に予測される結果及び緊急性の程度（実施すべき時期）(注5)	<ul style="list-style-type: none"> ・動脈管は無治療では閉鎖する。薬剤の効果は日齢にしたがい減弱し、薬剤の増量は無呼吸発作などの合併症の危険が増加し、手術なしに長期生存は見込めない。 ・動脈管による肺血流量のみでは、根治手術に向けた肺動脈の発育は期待できないため、〇週間以内に鎖骨下動脈－肺動脈短絡手術が必要である。
当該行為に伴う合併症等の危険性 (注6)	<ul style="list-style-type: none"> ・手術死亡の危険率は1%未満。（過去10年間で当施設での手術死亡例は認めない。） ・手術合併症の危険率は5%未満（創部感染、短絡血管閉塞、心不全など）
親権者等に対する説明の実施状況 (注7)	実父母に対し、入院時（〇年〇月〇日）に、薬物治療などを含めたNICU管理についての説明には同意を得た。その後は面会も少なく、手術治療についての面談には拒絶的である。
その他特記事項	
記載日： 〇年 〇月 〇日 医療機関名： 〇〇 〇〇 主治医名（自筆）： 〇〇 〇〇	
<p>(注1) 日本語で記載、略語は不可。 (注2) 箇条書き等簡潔に記載すること。 (注3) 手術術式、投与薬剤名などを記載すること。また、標準的な医療行為であることを示すため、根拠となるガイドライン等を記載し、コピーを添付すること。 (注4) 当該医療行為によって改善される点及び今後必要な医療行為を具体的に記載すること。 (注5) 当該医療行為を実施しない場合の自然歴、死亡や重大な後遺症が起きる理由など、緊急性が明らかになるよう実施すべき時期を含め記載すること。 (注6) 当該医療行為によって生じ得る合併症等の症状、死亡や後遺症の危険率等を記載すること。 (注7) 親権者等に対し必要な医療行為について説明した内容、説明後に親権者等が意思表示した内容などを記載すること。</p>	

※この意見書は、児童相談所での記録となるほか、親権停止審判等が行われる場合には、家庭裁判所に証拠書類として提出されるものである。

医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応の流れ



児相長及び施設長等による監護措置(※)
 →児童の生命・身体の安全確保のため緊急の必要がある
 と認めるときは、親権者等の意に反してもとることが
 できる。(児福法第33条の2第4項、第47条第5項)

(※) 施設長等が上記の監護措置をとった場合、
 児福法第27条第1項第3号等の措置を行った
 都道府県又は市町村の長に報告

(注1) 親権停止審判を本案とする審判前の保全処分として行う。

(注2) 職務代行者の選任は職務執行停止に加えて必要がある場合に行う。職務代行者の資格に特に定めはなく、弁護士、児相長、医師等が選任されている例がある。

宗教的輸血拒否に関するガイドライン

宗教的輸血拒否に関する合同委員会報告

1. 輸血実施に関する基本方針

輸血治療が必要となる可能性がある患者について、18歳以上、15歳以上18歳未満、15歳未満の場合に分けて、医療に関する判断能力と親権者の態度に応じた対応を整理した（図1参照）。年齢区切りについては、18歳は、児童福祉法第4条の「児童」の定義、15歳は、民法第797条の代諾養子、民法第961条の遺言能力、「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針による臓器提供意思を斟酌して定めた。

1) 当事者が18歳以上で医療に関する判断能力がある人の場合（なお、医療に関する判断能力は主治医を含めた複数の医師によって評価する）

(1) 医療側が無輸血治療を最後まで貫く場合

当事者は、医療側に本人署名の「免責証明書」（注1）を提出する。

(2) 医療側は無輸血治療が難しいと判断した場合

医療側は、当事者に早めに転院を勧告する。

2) 当事者が18歳未満、または医療に関する判断能力がないと判断される場合

(1) 当事者が15歳以上で医療に関する判断能力がある場合

親権者は輸血を拒否するが、当事者が輸血を希望する場合

当事者は輸血同意書を提出する。

親権者は輸血を希望するが、当事者が輸血を拒否する場合

医療側は、なるべく無輸血治療を行うが、最終的に必要な場合には輸血を行う。親権者から輸血同意書を提出してもらう。

親権者と当事者の両者が輸血拒否する場合

18歳以上に準ずる。

(2) 親権者が拒否するが、当事者が15歳未満、または医療に関する判断能力がない場合

親権者の双方が拒否する場合

医療側は、親権者の理解を得られるように努力し、なるべく無輸血治療を行うが、最終的に輸血が必要になれば、輸血を行う。親権者の同意が全く得られず、むしろ治療行為が阻害されるような状況においては、児童相談所に虐待通告し、児童相談所で一時保護の上、児童相談所から親権喪失を申し立て、あわせて親権者の職務停止の処分を受け、親権代行者の同意により輸血を行う。

親権者の一方が輸血に同意し、他方が拒否する場合

親権者の双方の同意を得よう努力するが、緊急を要する場合などには、輸血を希望する親権者の同意に基づいて輸血を行う。

2. 輸血同意書・免責証明書のフローチャート

当事者と親権者が輸血同意、拒否の場合に医療側が行うべき手順のフローチャートを図1に示す。

また、輸血拒否と免責に関する証明書の例を（様式1）に示す。

3. 輸血療法とインフォームド・コンセント

厚生労働省は平成17年9月、「輸血療法の実施に関する指針」（改定版）及び「血液製剤の使用指針」（改定版）を通知し（平成17年9月6日付、薬食発第0906002号、医薬食品局長通知）その中で医療関係者の責務として次のような内容を盛り込んだ。血液製剤の有効性及び安全性その他当該製品の適正な使用のために必要な事項について、患者またはその家族に対し、適切かつ十分な説明を行い、その了解（インフォームド・コンセント）を得るように努めなければならないことを記し、さらに輸血による危険性と治療効果との比較考量に際し、輸血療法には一定のリスクを伴うことから、リスクを上回る効果が期待されるかどうかを十分に衡量し、適応を決めることとした。輸血量は効果が得られる最小限にとどめ、過剰な投与は避ける。また、他の薬剤の投与によって治療が可能な場合には、輸血は極力避けて臨床症状の改善を図ることを明記している。さらに、説明と同意（インフォームド・コンセント）のところには、患者および/またはその家族が理解できる言葉で、輸血療法にかかわる以下の項目、すなわち

- (1) 輸血療法の必要性
- (2) 使用する血液製剤の種類と使用量
- (3) 輸血に伴うリスク
- (4) 副作用・感染症救済制度と給付の条件
- (5) 自己血輸血の選択肢
- (6) 感染症検査と検体保管
- (7) 投与記録の保管と遡及調査時の使用
- (8) その他、輸血療法の注意点

を十分説明し、同意を得た上で同意書を作成し、一部は患者に渡し、一部は診療録に添付しておく（電子カルテにおいては適切に記録を保管する）。輸血の同意が得られない場合、基本的に輸血をしてはならない。

4. 医療側がなすべき課題

ガイドラインでは、今までの裁判例を踏まえて、輸血を含む治療を行わなければ生命の危険がある場合など特殊な状況では、親の同意が得られなくても、輸血を可能とする道を示した。ガイドラインの運用にあたっては、各医療施設は本ガイドラインの趣旨を尊重しつつ、十分に討議を行い、倫理委員会などで承認を得た上で、その施設に見合う形で運用することも可能である。さらに、患者の医療に関する判断能力の有無を判定する、主治医を含めた複数の医師による委員会などの整備、具体的な手順などについてコンセンサスを得て定めておくことが望まれる。

宗教的輸血拒否に関するガイドラインの解説

日本輸血学会（現 日本輸血・細胞治療学会）は 1998 年、「輸血におけるインフォームドコンセントに関する報告書」（日本輸血学会誌 44（3）：444-457, 1998）を公表し、その中の宗教上の理由による輸血拒否に関しては医療の自己決定権に基づき「輸血拒否と免責証明」の提出や転医を勧奨することを記していた。後述する裁判例を踏まえ、患者が成人の場合には、輸血拒否を個人の人格権として捉える考え方が明瞭になってきたが、患者が 18 歳未満の場合の対応については、各病院の判断に委ねられてきた。

しかし、最近に至り、人命にかかわる緊急性の高い手術のケースについて、児童相談所長からの親権喪失宣告申立を本案とする親権者の職務執行停止・職務代行者選任の申立を認容する審判前の仮処分（家事審判法 15 条の 3・家事審判規則 74 条）が、各地の家庭裁判所で相次いで出されている。親権への介入は裁判所の手続によらなければならないが、一般にその手続には時間がかかるが、親権者の同意を得られない児童への手術への対応に窮する病院に対して、司法が理解を示した結果、審判前の仮処分が促されたといえる。また、2007 年 5 月 25 日に成立した改正児童虐待防止法の議論では、子ども（注 2）を保護・監督する「監護権」のみを一時的に停止できる規定により、親の同意なしでの治療を可能にすることも検討された。これは今回の改正法には含まれなかったものの、付則に「親権の一時停止」として盛り込まれ、将来の法改正に向けた検討課題となっている。

こうした議論の高まりには、医療ネグレクト概念の定着がある。医療ネグレクトとは、医療水準や社会通念に照らして、その子どもにとって必要かつ適切な医療を受けさせない行為を指し、親が子どもを病院に連れて行かない場合だけでなく、病院には連れて行くものの治療に同意しない場合も含んでいる。そのため、親が自己の宗教的信条によって小児に対する輸血治療を拒否し、その生命を危険にさらすことは一種の児童虐待であると考えられる（出典：日本弁護士連合会子どもの権利委員会 編「子どもの虐待防止・法的実務マニュアル」（2001））。しかしながら、子どもの年齢や精神的な成長によっては、子ども自身も親の宗教的信条を自己に内面化し、自己の信仰として輸血拒否の意識を成熟させている可能性も否定できないことから、すべての輸血拒否を一概に児童虐待であると断じることまた困難である。

以上のような近時の動向を踏まえ、本ガイドラインでは、患者が未成年者の場合の対応について慎重に検討し、基本的には患者自身の自己決定権（輸血拒否権）を尊重しつつも、満 15 歳未満の小児（医療の判断能力を欠く人）については、特別な配慮を払いながら、輸血療法を含む最善の治療を提供できるようにすることを提唱する。一方、20 歳以上の成人で、判断能力を欠く場合については、一般的な倫理的、医学的、法的対応が確立していない現段階では法律や世論の動向を見据えて将来の課題とせざるを得ない。

1. 宗教的輸血拒否者の主張と心理特性への配慮

宗教的輸血拒否者は、その信仰に基づいて生命の維持よりも、輸血をしないことに優越的な価値を認めて絶対的な無輸血の態度をとる。しかし、当然、輸血の代替療法は受け入れるし、むしろ積極的にこれを求める。この点からも医療側としては、どのような代替療法の可能性、および無輸血で手術を行える当該施設における大まかな見込みを患者に説明しておくべきであろう。

教団への入信を自ら選択した、いわゆる一世信者と、幼少時に親を信者として持つことで、当該教団

の教理や組織の影響を大きく受けた、いわゆる二世信者とは、その心理的な特性が異なることにも配慮しなければならない。二世信者は、親のしつけと重複する形で親の信仰を受け継いでおり、一世信者よりも信仰に背く恐怖や罪悪感、正しい信者になれなかったことによる自己否定感が強いという指摘がある。したがって、特に親権者の養育下にある年齢の子どもにとっては、自らが輸血治療を選択したことや、自らの意思に反して輸血治療がなされたことによって、今後の信仰上、あるいは家族関係において、何らかの心理的影響を残しうる可能性を考慮しなければならない。また、その意思に反して子どもに輸血治療がなされた親に対しては、治療前と変わらぬ養育責任を果たすように環境を確保するように、医療側が促していく責任があり、必要に応じて教団の理解や支援も得られるようにすべきである。さらに、輸血を受けた当事者が、信仰や親の意思に反して輸血を受けたという理由によって深い自責の念に苦しむことがないように、入院中から退院後まで継続的に児童/思春期心理などの専門家などによるカウンセリングを実施する。なお、親権停止により輸血実施した場合、その後速やかに一時的な親権停止を解除し、親権者が輸血治療後の子どもを温かく受け入れることができるように継続的に支援する。

2. 裁判例

宗教上またはその他の理由で、患者または親権者が輸血拒否をした場合、あるいは治療拒絶をした場合の裁判例を示す。これらは、輸血拒否権および医療ネグレクトを理解するには大変貴重な判例であると思われる。

裁判例 1 例目：昭和 59 年、30 歳代男性、骨肉腫手術のため、A 医大病院に入院。本人が宗教上の理由で、輸血せずに手術を受けることを希望した。両親としては病院に対して息子（患者）の手術およびそれに必要な輸血、その他の医療行為を委任することができるという趣旨の仮処分を申請した。大分地裁は、理解、判断能力を含めて正常な精神能力を有する成人の男子であり、輸血拒否行為が権利侵害として違法性をおびるものと断じることができないと判断し、この仮処分申請を却下した（注 3）（昭和 60.12.2）。

裁判例 2 例目：昭和 60 年、10 歳男児、交通事故、両親が子どもの輸血拒否し、輸血せず B 医大病院にて死亡。刑事事件としては略式命令であったが、結局、運転手のみが業務上過失致死罪で起訴され、罰金 15 万円の有罪となった（注 4）（川崎簡略式 昭和 63.8.20）。

裁判例 3 例目：平成 4 年、63 歳女性、C 大学病院で肝臓の腫瘍摘出術を行った。本人の意思に反して輸血し、損害賠償を求め、最高裁は輸血拒否を人格権として認めた（注 5）（平成 12.2.29）。

裁判例 4 例目：すでに胎児の時期から脳の異常を指摘され出生した子（平成 17 年生）について、これを放置すれば重度の精神運動発達遅滞を負うかまたは死亡する可能性が極めて高いことから、医師が手術の必要性を説明したが、父母（親権者）が自らの信仰する宗教上の考えから手術に同意しなかったため、病院側が児童相談所に虐待通告を行い、それを受けた児童相談所長が家庭裁判所に対し、本案として親権喪失審判を申し立て、その本案審判事件の審判確定まで父母の親権者としての職務執行を停止し、患者の疾患を専門とする元大学医学部教授の某医師をその間の職務代行者として選任する審判前の保全処分を申し立てた。大阪家庭裁判所岸和田支部は、平成 17 年 2 月 15 日の審判（家庭裁判月報 59 巻 4 号 135 頁）においてこの申立を認容し、その理由として、父母が「未成年者の手術に同意しないことは、たとえこれが宗教的信念ないしは確信に基づくものであっても、未成年者の健全な発達を妨げ、あるいは生命に危険を生じさせる可能性が極めて高く、未成年者の福祉および利益の根幹をなす、生命及び健全な発達を害する結果になるものといわざるを得ず」、「本案審判事件の結果を待っていたのでは、その生命の危険ないしは重篤な障害を生じさせる危険があり、これを回避す

るためには可及的早期に手術を含む適切な治療を行う必要性があることから、未成年者の福祉及び利益のためには、本案審判が効力を生じるまでの間、事件本人（父母）の親権者としての職務執行を停止する必要がある」と述べた。また、代行者については、某医師が、当該疾患に精通し、患者の病状、手術への適応、手術の危険性等の諸条件を子細かつ慎重に検討した上で、「最も適切な医療処置を選択する能力がある」と認められるとした（注6）。

裁判例5例目：重篤な心臓障害を有する乳児（平成18年生）につき、緊急の手術の必要性があるにもかかわらず、その説明を受けた父母（親権者）が自らの信仰する宗教上の考えから手術に同意しなかったため、児童相談所長が家庭裁判所に対し、本案として親権喪失審判を申し立て、その本案審判事件の審判確定まで父母の親権者としての職務執行を停止し、某弁護士をその間の職務代行者として選任する審判前の保全処分を申し立てた。名古屋家庭裁判所は、平成18年7月25日の審判（家庭裁判月報59巻4号127頁）において、事態を放置することは乳児の生命を危うくすることに他ならず、父母の手術に対する同意拒否は、合理的理由を認めることができず、親権の濫用にあたるとして申立を認容した（注7）。

脚注

注1：「様式1」による「免責証明書」が望ましい。ただし、緊急を要する場合は本人持参の「免責証明書」も有効とみなす。

注2：子どもまたは小児とは本指針では15歳未満の者を指す。

注3：1例目の決定は、日本における輸血拒否問題の以後の理論的・実践的展開に大きなインパクトを与えたものと位置付けることができる。

注4：2例目は、両親といえども、保護責任者遺棄（致死）罪ないし過失致死罪といったような刑事責任を負う可能性がある。治療にあたった医師も同様である。運転手の行為と少年の死亡との間に因果関係があったか。親が子どもに対して自己の宗教的信念を根拠に輸血拒否を決定できるのか。その両親に刑事責任はないのか。輸血をせずに死亡させた医師に刑事責任はないのか。親の信仰を子どもの生命に不利益に押しつけることは、親権の濫用とも考えられる。子どもには子ども自身の宗教上の信念を将来確立する途を妨げてはならないであろう。

注5：3例目の判決は、輸血拒否を正面から人格権と捉えている点で、1例目よりも明確である。病院では外科手術を受ける患者が宗教的輸血拒否者である場合、輸血を拒否することを尊重し、できるかぎり輸血をしないことにするが、輸血以外に救命手段がない事態に至ったときは患者およびその家族の許諾にかかわらず輸血するという方針を採用していた。最高裁は次のように述べた。医師らが患者の肝臓の腫瘍を摘出するために、医療水準に従った相当な手術をしようとすることは、人の生命及び健康を管理すべき業務に従事する者として当然のことである。しかし、患者が輸血を受けることは自己の宗教上の信念に反するとして、輸血を伴う医療行為を拒否することの明確な意思を有している場合、このような意思決定をする権利は人格権の一内容として尊重されなければならない。そして、患者は宗教上の信念からいかなる場合にも輸血を受けることは拒否するとの固い意思を有しており、輸血を伴わない手術を受けることができると期待してC病院に入院したことを医師らは、手術の際に輸血以外には救命手段がない事態が生ずる可能性を否定し難いと判断した場合には、輸血するとの方針を採っていることを説明して、入院を継続した上、医師らの下で本件手術を受けるか否かを患者自身の意思決定にゆだねるべきであった。さらに医師らは、説明を怠ったことにより、患者が輸血を伴う可能性のあった本件手術を受けるか否かについて意思決定をする権利を奪ったものといわざるを得ず、この点において人格権を侵

害したものとして、被った精神的苦痛を慰謝すべき責任を負うものというべきであると述べた(一部略)。注6, 7: 4、5例目は、親権者の宗教的信条によるものではないが、子に対する手術への同意の拒否につき、審判前の保全処分による父母の親権停止と職務代行者の選任という形で対応したケースであり、とくに4例目は、この形の対応をとった最初のものである。これらのケースで注目されるのは、病院側が父母による手術への同意拒否を児童相談所に虐待通告し、それを受けて児童相談所長が(児童虐待防止法6条、児童福祉法25条)申立を行うという、児童虐待防止の枠組が用いられていることであり、このことは、たとえ宗教上の信条に起因するものであっても、不合理な治療拒否はネグレクト(医療ネグレクト)として捉えられるということを示すものである。また、4例目では医師が、5例目では弁護士が親権停止期間中の職務代行者に任じられていることも注目される。これら審判例が採用する仕組みは、裁判所が直接子に医療を受けさせるものではなく、親権者の不合理な判断を排して、合理的な判断をできる者に当該医療を受けるべきか否かの決定を委ねようというものである。したがって、4例目が、当該医療行為をめぐる諸条件を考慮して、「最も適切な医療処置を選択する能力がある」者が職務代行者として選ばれるべきとした点は、今後のガイドラインとなりうる判断ということができよう。一般的に親権に法的介入を行なうには時間がかかるが、最近、人命に関わるような緊急性の高いケースでは裁判所が短期間で親権停止の保全処分(2006年10月21日、大阪地裁)を出せることが示された。

宗教的輸血拒否に関する合同委員会

日本輸血・細胞治療学会	大戸 斉、米村雄士
日本麻酔科学会	武田純三、稲田英一
日本小児科学会	花田良二
日本産科婦人科学会	早川 智
日本外科学会	宮野 武
早稲田大学大学院法務研究科	甲斐克則
早稲田大学法学部	岩志和一郎
東京大学医科学研究所	武藤香織
朝日新聞社	浅井文和

(様式1)

輸血拒否と免責に関する証明書(例)

(処置、手術など)について

説明日 年 月 日

説明者 _____ 科

主治医(署名) _____

主治医(署名) _____

病院長殿

私は、私の健康と適切な治療のため、以下の種類の血液製剤を以下のように輸血する可能性や必要性があることについて説明を受けました。

(血液製剤の種類、投薬量等具体的に記入)

.....
.....
.....
.....

しかしながら、私は、信仰上の理由に基づき、私の生命や健康にどのような危険性や不利益が生じても、輸血を使用しないよう依頼いたします。

私は、輸血を拒んだことによって生じるいかなる事態に対しても、担当医を含む関係医療従事者及び病院に対して、一切責任を問いません。

なお、私が拒む輸血には(で囲む)、全血、赤血球、白血球、血小板、血漿、自己血(術前貯血式、術中希釈式、術中回収式、術後回収式)、血漿分画製剤(アルブミン、免疫グロブリン、凝固因子製剤、その他 _____)があります。

輸液や血漿増量剤による処置は差し支えありません。

署名日

年 月 日

患者氏名(署名) _____

代理人氏名(署名) _____ 患者との続柄 _____

令和4年度 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認調査結果【詳細版】

調査の経緯

<児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）（抜粋）>

- 乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど、関係機関が確認できていない子どもを市町村において把握し、目視等により状況確認を進める取組について、毎年度、定期的に行う。

<児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抜粋）>

- 衆議院 厚生労働委員会（令和元年5月24日）
 - 二 虐待リスクの高い子どもを早期に発見し、支援につなげられるよう、乳幼児健診及び就学時健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する安全確認を定期的に実施すること。
- 参議院 厚生労働委員会（令和元年6月18日）
 - 三 虐待リスクの高い子どもを早期に発見し、支援につなげられるよう、乳幼児健診及び就学時健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する安全確認を実施すること。

調査対象等

<確認対象児童>

令和4年6月1日時点において、全国の1,741市区町村（1,718市町村及び23特別区）に住民票があり、以下のいずれかに該当する小学校修了前の児童。

- ① 乳幼児健康診査（自治体が独自に実施しているものを含む。）等の乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず、自治体職員のみによる確認ができず、関係機関においても目視による確認ができない児童（健診未受診等）
- ② 未就園で、福祉サービス等を利用しておらず、関係機関においても目視による確認ができない児童（未就園）
- ③ 学校へ通園・通学しておらず、関係機関においても目視による確認ができない児童（不就学等）
- ④ その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握しているが、関係機関においても目視による確認ができない児童※①～③の児童を除く（その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握）

<集計>

上記の確認対象児童について、令和5年8月17日時点における確認の状況を集計。

結果の概要

- 令和4年6月1日時点の確認対象児童25,054人のうち、状況確認ができた児童は25,050人（99.98%）、状況確認ができていない児童は4人（0.02%）。
- 状況確認ができた児童25,050人のうち、「虐待又は虐待の疑いに関する情報あり」とされた児童は206人（0.8%）で全て市区町村や児童相談所の支援を実施。
- 状況確認ができていない児童4人については、全て調査を継続中。

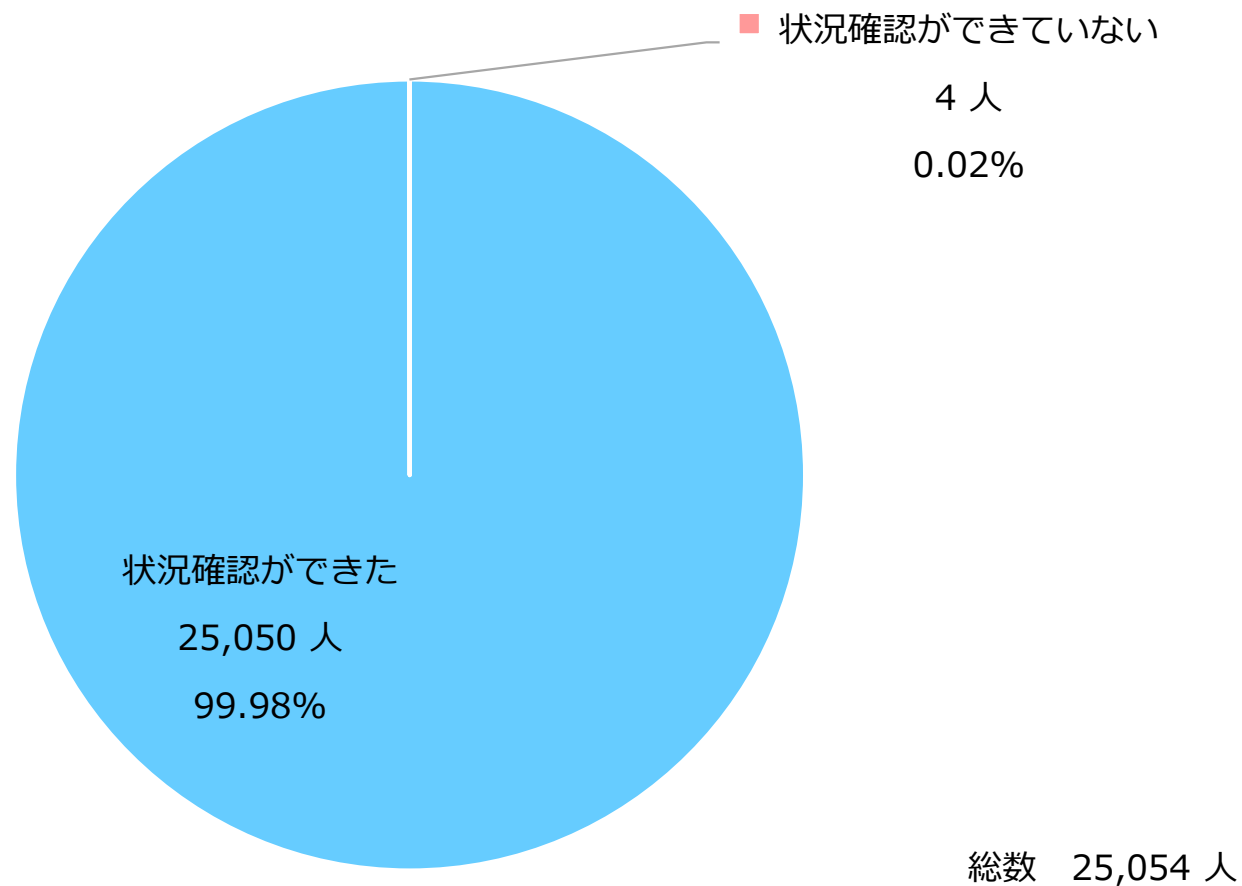
- 408 -

【参考】令和3年度 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認調査結果（調査期間：令和3年6月1日～令和4年8月22日）

・確認対象児童29,166人のうち、状況確認ができた児童は29,156人（99.97%）状況確認ができていない児童は10人（0.03%）。（令和4年8月22日時点）

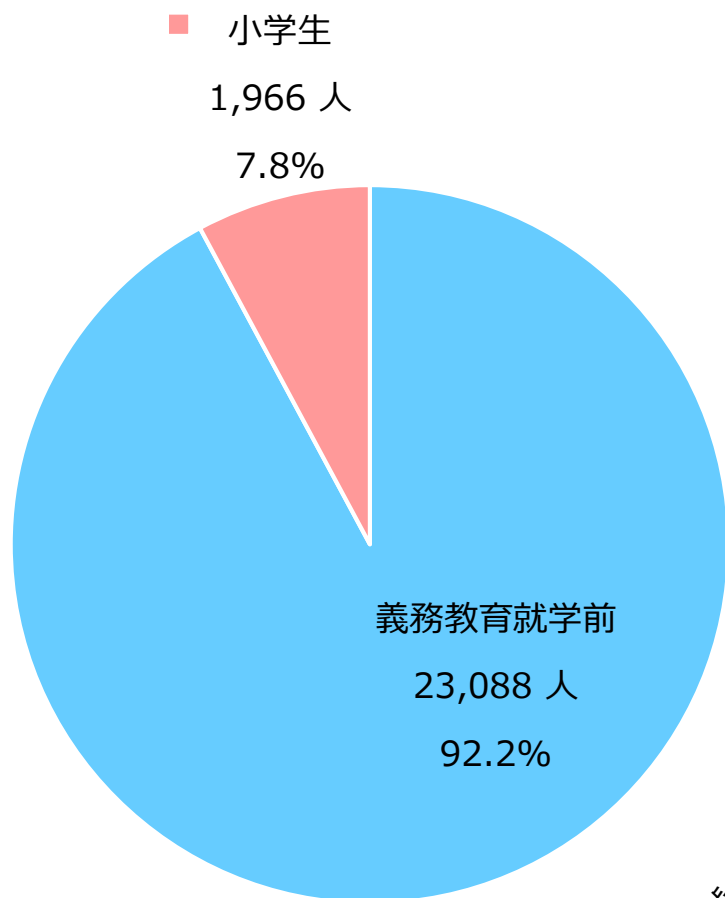
全確認対象児童（25,054人）の確認状況

○令和4年6月1日時点で市区町村が状況確認が必要と判断した確認対象児童は全国で25,054人。
このうち、令和5年8月17日までの間に状況確認ができた児童は25,050人（99.98%）、状況確認ができていない児童は4人（0.02%）。



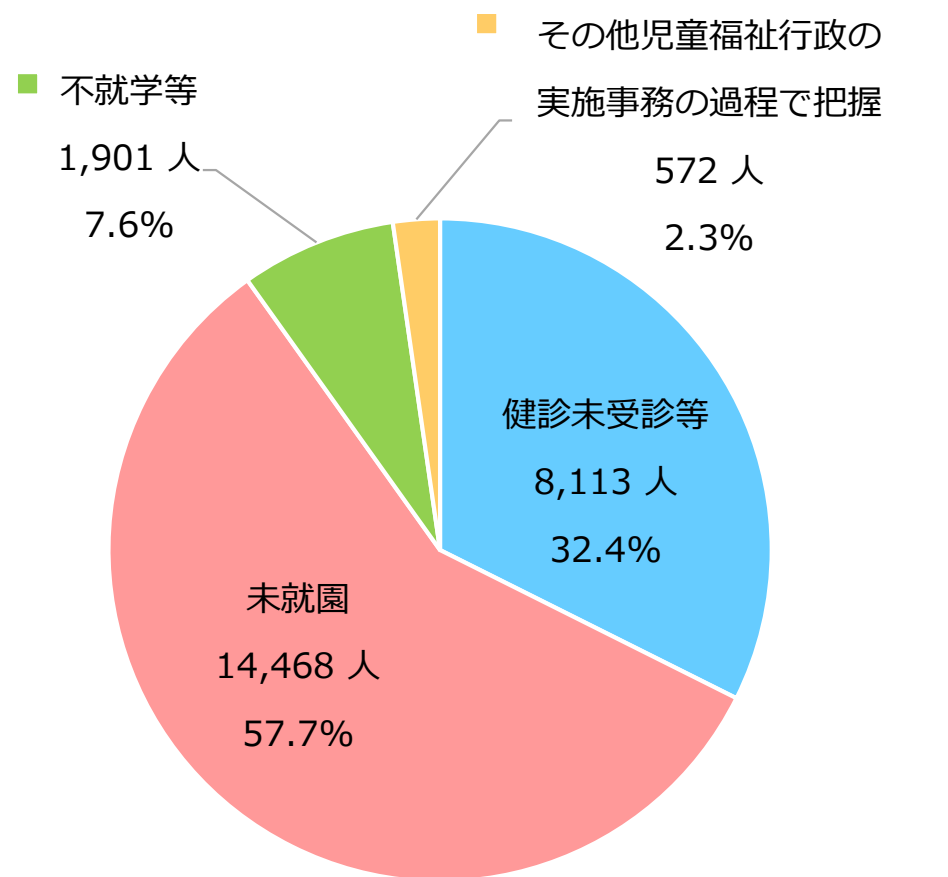
全確認対象児童（25,054人）の確認状況

○「義務教育就学前」が23,088人（92.2%）、
「小学生」が1,966人（7.8%）



確認対象児童として判断した主な事由

○「未就園」を理由とするものが14,468人（57.7%）で最多。次いで「健診未受診等」が8,113人（32.4%）、
「不就学等」が1,901人（7.6%）、
「その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握」が572人（2.3%）。



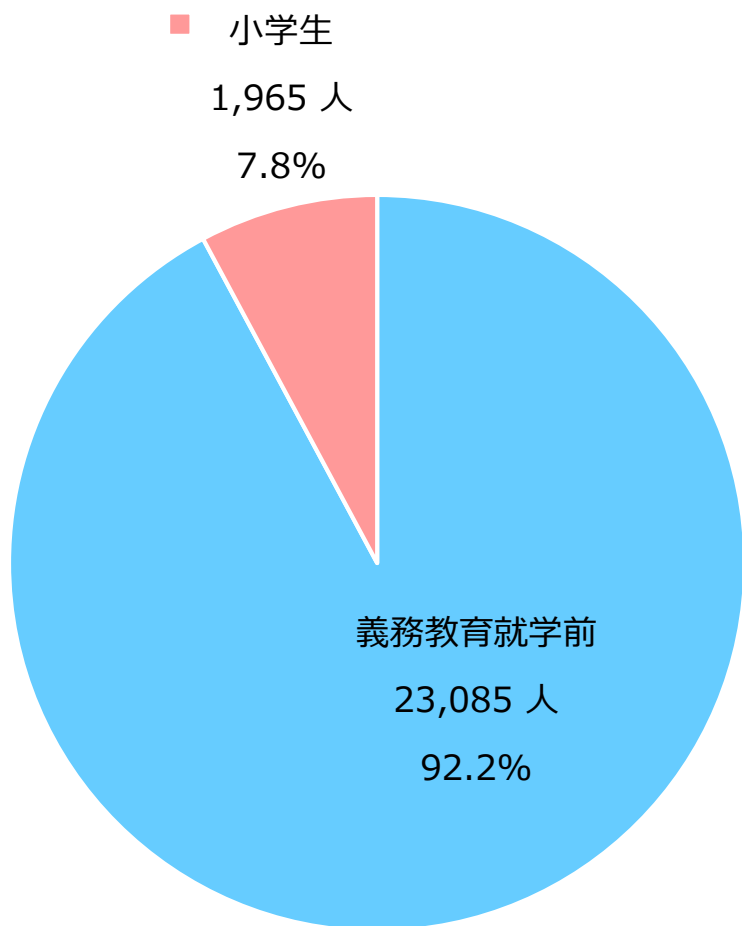
総数 25,054人

総数 25,054人

状況確認ができた児童（25,050人）について

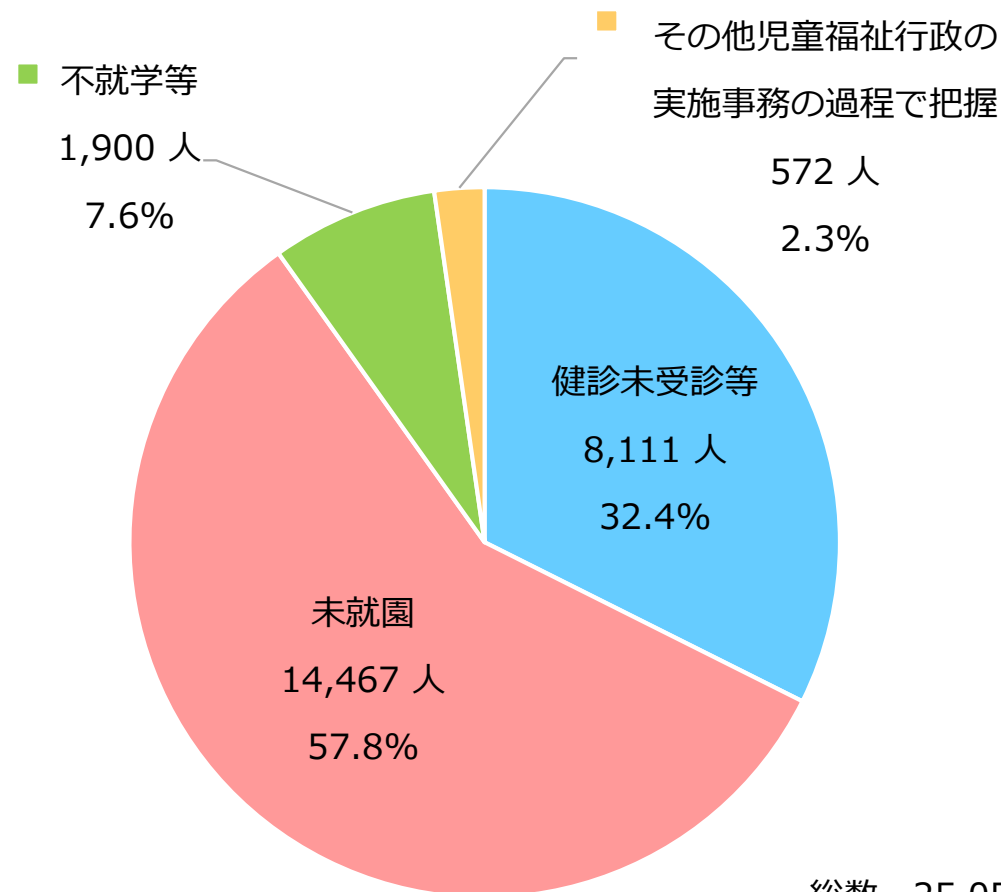
状況確認ができた児童の学年別の状況

○「義務教育就学前」が23,085人（92.2%）、
「小学生」が1,965人（7.8%）



状況確認ができた児童の確認対象児童として判断した主な事由

○「未就園」を理由とするものが14,467人（57.8%）で最多。次いで「健診未受診等」が8,111人（32.4%）、
「不就学等」が1,900人（7.6%）、
「その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握」が572人（2.3%）。



総数 25,050人
- 411 -

総数 25,050人

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

状況確認ができた児童（25,050人）について

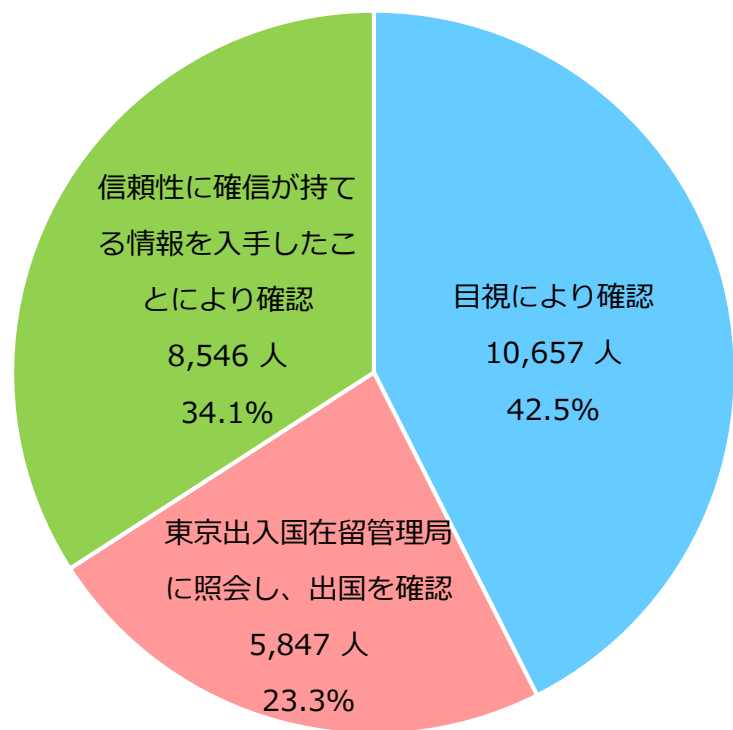
状況確認ができた児童の確認方法

○状況確認ができた児童の確認方法は、「目視により確認」が10,657人（42.5%）で最多。次いで「信頼性に確信が持てる情報を入手したことにより確認※」が8,546人（34.1%）、「東京出入国在留管理局に照会し、出国を確認」が5,847人（23.3%）。

※例えば、「医療機関を受診していることが判明し、医療機関を通して状況が確認できた場合」、「海外の学校等に在籍していることが在籍証明等により確認できた場合」等。

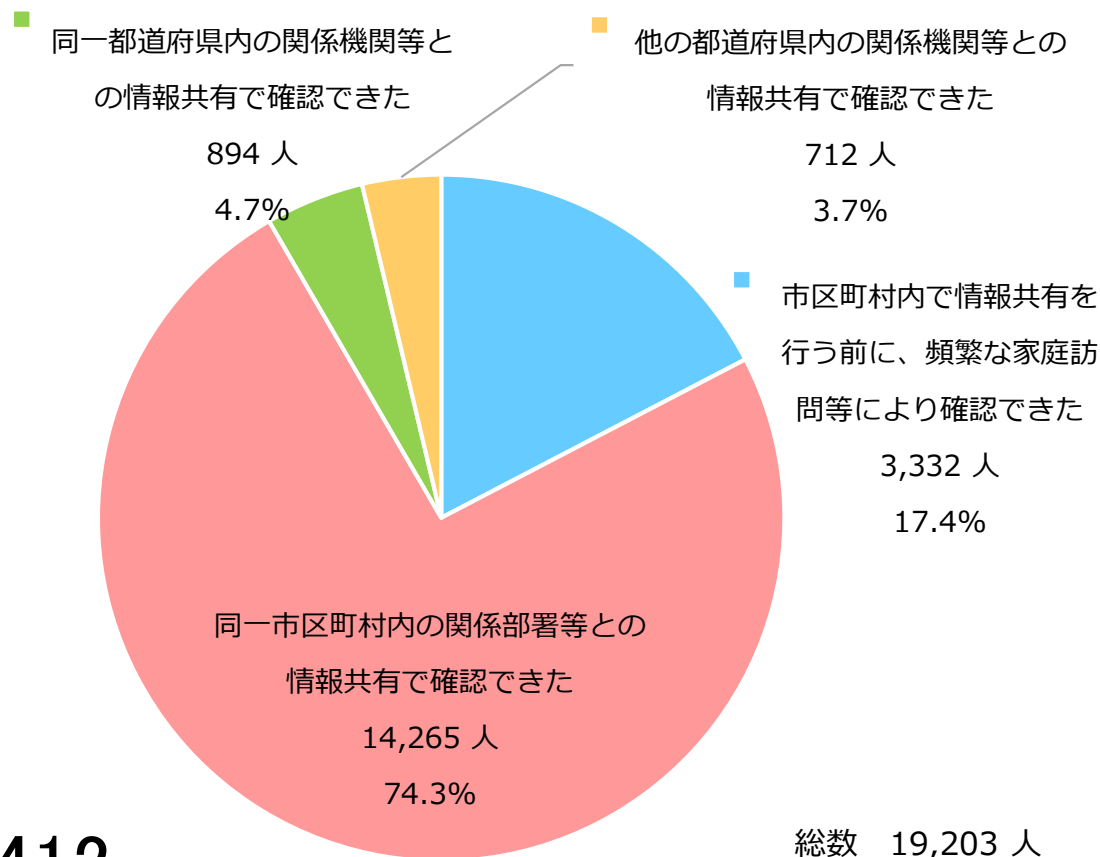
状況確認ができた児童の確認方法の詳細 （東京出入国在留管理局への照会を除く）

○左記の確認方法の詳細（東京出入国在留管理局への照会を除く）は、「同一市区町村内の関係部署等との情報共有で確認できた」が14,265人（74.3%）で最多。次いで「市区町村内で情報共有を行う前に、頻繁な家庭訪問等により確認できた」が3,332人（17.4%）、「同一都道府県内の関係機関等との情報共有で確認できた」が894人（4.7%）、「他の都道府県内の関係機関等との情報共有で確認できた」が712人（3.7%）。



総数 25,050人

- 412 -



総数 19,203人

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

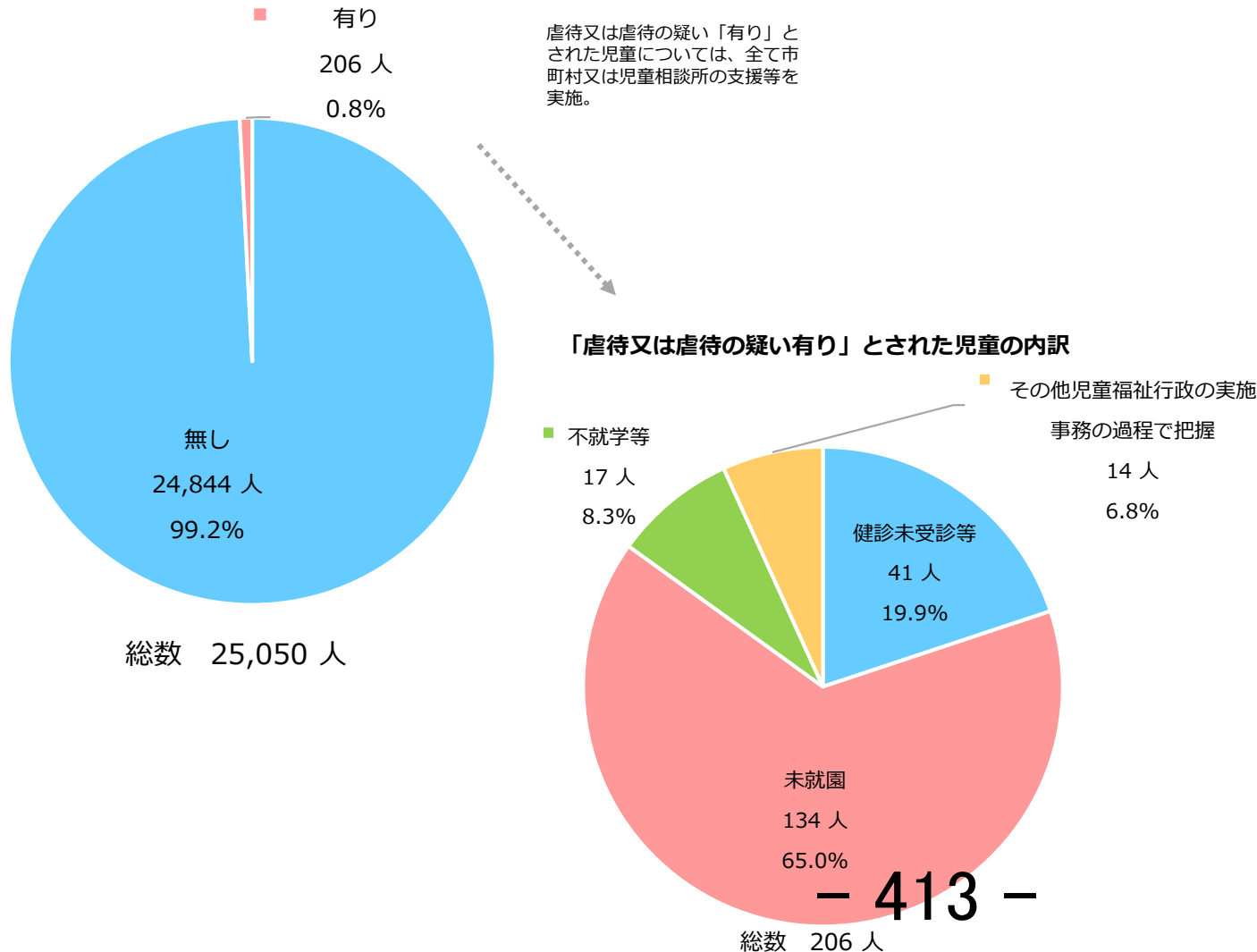
状況確認ができた児童（25,050人）について

状況確認ができた児童の虐待又は虐待の疑いの有無

○状況確認ができた児童のうち、虐待又は虐待の疑いの有無について「有り※」との回答は206人（0.8%）。

※例えば、「ネグレクトの疑い」「身体的虐待」「面前DVによる心理的虐待」等。

○虐待又は虐待の疑いの有無について「有り」と回答のあった206人は、今回の状況確認の結果を踏まえ、全て市区町村又は児童相談所の支援等が行われている。



虐待又は虐待の疑いの有無「有り」の家庭及び児童への支援や措置等の状況

○市区町村による支援・活用した事業

助言指導	47
継続指導	92
児童相談所送致	8
就学・就園支援	19
要保護児童対策地域協議会におけるケース管理	100
子育て短期支援事業	8
養育支援訪問事業	1
乳児家庭全戸訪問事業	6
ファミリーサポートセンター事業	1
一時預かり事業	0
地域子育て支援拠点事業	1
市区町村子ども家庭総合支援拠点事業	8
子育て世代包括支援センター事業	4
産後ケア事業	0
産前・産後サポート事業	0
その他	21

○児童相談所による支援・措置

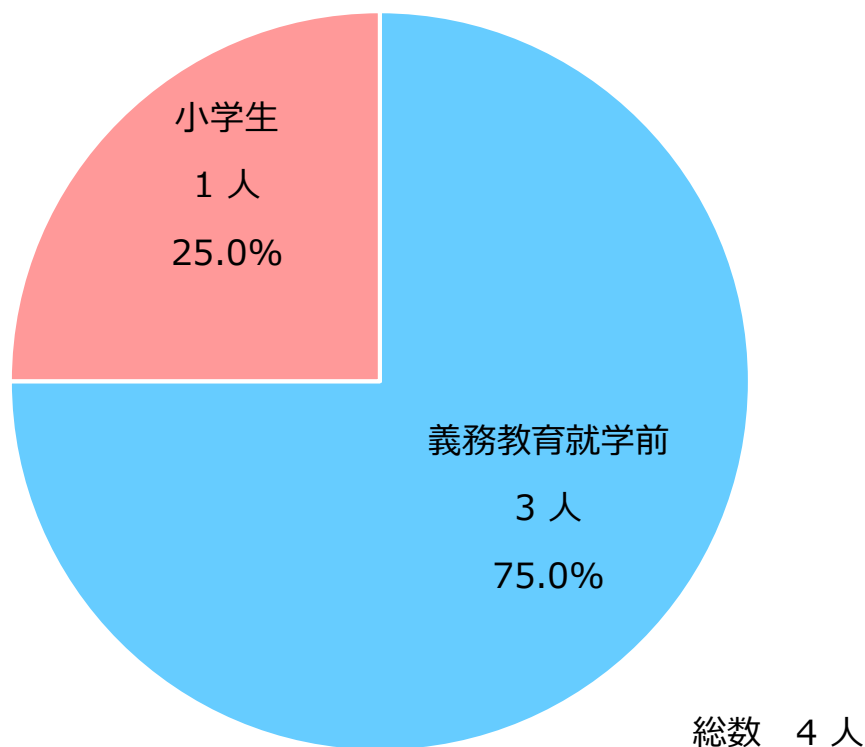
助言指導（措置によらない指導）	21
継続指導（措置によらない指導）	29
児童福祉司等指導（措置による指導）	11
施設入所措置	17
里親等委託	1
一時保護（委託含む）	11
その他	15

※複数回答のため、児童数の重複あり

状況確認ができていない児童（4人）について

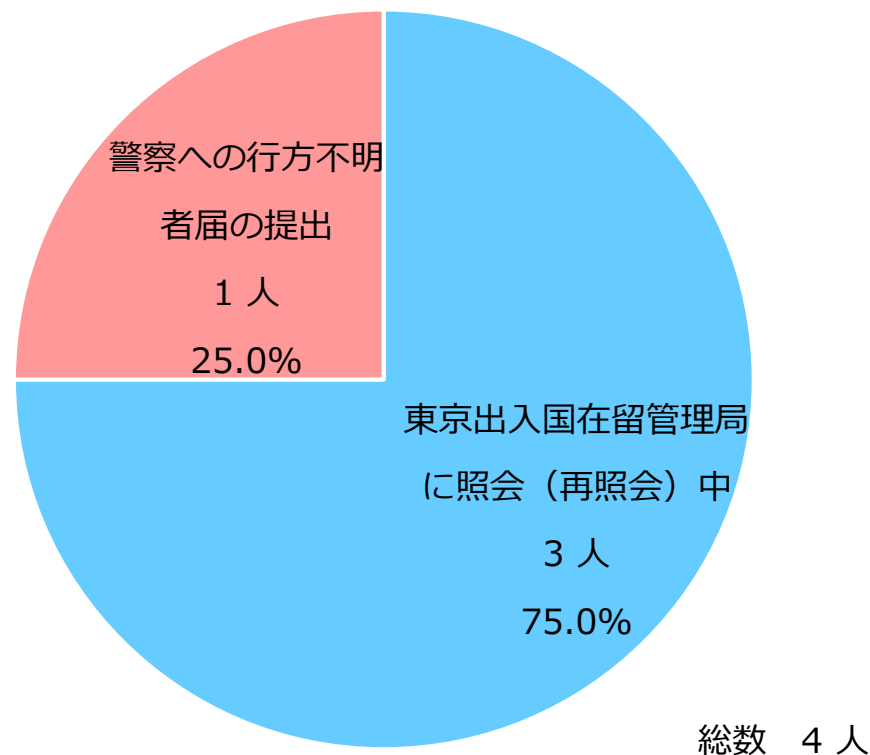
状況確認ができていない児童の学年別の状況

○「義務教育就学前」が3人（75.0%）、「小学生」が1人（25.0%）。



状況確認ができていない児童の調査状況

○令和5年8月17日時点で状況確認ができていない児童4人は、全て東京出入国在留管理局への照会や警察への行方不明者届の提出により、調査を継続して行っている。



令和5年度調査について

○ 令和5年6月1日時点において、乳幼児健診未受診者や未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど関係機関が確認できていない児童について、令和4年4月28日までの確認の状況を調査する。

都道府県別の状況

参考資料

	令和4年6月1日時点の確認 対象児童数	令和4年6月1日から 令和5年8月17日までに 状況確認ができた児童数	令和5年8月17日までに 状況確認ができていない 児童数		令和4年6月1日時点の確認 対象児童数	令和4年6月1日から 令和5年8月17日までに 状況確認ができた児童数	令和5年8月17日までに 状況確認ができていない 児童数
北海道	760	760	0	滋賀県	270	270	0
青森県	25	25	0	京都府	367	367	0
岩手県	26	26	0	大阪府	2,222	2,222	0
宮城県	644	644	0	兵庫県	1,930	1,930	0
秋田県	480	480	0	奈良県	104	103	1
山形県	46	46	0	和歌山県	9	9	0
福島県	59	59	0	鳥取県	92	92	0
茨城県	331	331	0	島根県	9	9	0
栃木県	83	83	0	岡山県	182	182	0
群馬県	683	683	0	広島県	511	511	0
埼玉県	1,083	1,083	0	山口県	42	42	0
千葉県	1,259	1,259	0	徳島県	697	697	0
東京都	5,591	5,591	0	香川県	98	98	0
神奈川県	2,822	2,821	1	愛媛県	63	63	0
新潟県	63	63	0	高知県	8	8	0
富山県	112	112	0	福岡県	806	806	0
石川県	18	18	0	佐賀県	17	17	0
福井県	46	46	0	長崎県	124	124	0
山梨県	50	50	0	熊本県	358	358	0
長野県	138	138	0	大分県	83	83	0
岐阜県	236	236	0	宮崎県	609	609	0
静岡県	424	424	0	鹿児島県	277	277	0
愛知県	802	801	1	沖縄県	315	314	1
三重県	80	80	0	計	25,054	25,050	4

こ 支 虐 第 140 号
令 和 5 年 9 月 7 日

各

都	道	府	県
市	町		村
特	別		区

 児童福祉主管部（局）長 殿

こども家庭庁支援局虐待防止対策課長
(公 印 省 略)

乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について（依頼）

平素より、児童虐待防止対策の推進にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

昨年度、乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認については、「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について（依頼）」（令和4年9月9日付け子家発 0909 第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づき、関係部署や関係機関との情報共有等の取組により徹底し、確認対象児童の所在及び安全の確認に努めていただきました。

乳幼児健診未受診、未就園、不就学等のこどもについては、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、毎年度、定期的に安全確認を行うこととされていることに加え、これらこどもは特に支援を必要としている場合もあることから、本年度も昨年度と同様に、各市区町村においては、要保護児童対策地域協議会の場を活用するとともに、児童相談所や教育委員会、警察等の関係機関と連携し、早急にこどもの状況確認を行うようお願いします。

併せて、都道府県におかれましては、管内の市区町村（指定都市及び中核市を除く。）が実施した状況確認の結果に係る調査票のとりまとめ等につきまして、御協力をお願いします。

本調査の実施に当たっては、内閣府男女共同参画局、警察庁生活安全局、総務省自治行政局、出入国在留管理庁及び文部科学省初等中等教育局と協議済みであることを申し添えます。

なお、本通知による調査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づき依頼するものです。

記

1 趣旨・目的

本調査は、令和5年6月1日時点で、当該市区町村には住民票はあるが、乳幼児健診等の未受診や、未就園、不就学等で、福祉サービス等を利用していないなど関係機関が状況を確認できていないこども（以下の①～④のいずれかに該当する小学校修了前の児童（0歳から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をい

う。)。以下「確認対象児童」という。)の情報を市区町村において把握し、こどもを目視すること等により、福祉や教育等、家族以外との接触のないこどもの安全確認・安全確保等を図ることを目的とするものです。

- ① 乳幼児健康診査(自治体が独自に実施しているものを含む。)、予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業などの乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず(乳幼児健康診査については、診査結果が要精密検査となっているにもかかわらず、精密検査を受診しない者を含む。)、電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにもかかわらず、自治体職員の目視による確認ができず、関係機関においても目視による確認ができない児童
- ② 未就園(保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園をしていない)で、地域子育て支援拠点や一時預かり等の福祉サービス等を利用しておらず、関係機関においても目視による確認ができない児童
- ③ 市区町村教育委員会等が、学校への就園・就学に係る事務^{※1}の過程で把握した児童で通園・通学していないもの^{※2}のうち、市区町村教育委員会が各学校や学校設置者と連携して家庭への電話、文書、家庭訪問等による連絡を試みてもなお自治体職員の目視による確認ができず、関係機関においても目視による確認ができない児童
 - ※1 就学時健診、学齢簿の編製、就学説明会等の就園・就学前後の諸手続、幼児教育・保育の無償化に係る諸手続、学校において行う事務を含む。
 - ※2
 - ・ 就学義務の免除又は猶予を受けている児童
 - ・ 1年以上居所不明のため、学齢簿を別に編製されている簿冊に記載(記録)されている児童
 - ・ 病気や経済的理由、不登校、家庭の事情等により長期欠席している児童 等
- ④ 市区町村の児童家庭相談、保育の実施事務、子ども・子育て支援新制度における施設型給付・施設等利用給付・地域型保育給付や児童手当、児童扶養手当等の児童を対象とした手当(自治体が独自に実施している手当を含む。)の支給事務、その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握されている家庭の児童で、家庭への電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにも関わらず、自治体職員の目視による確認ができず、それらの行政事務の実施上、必要な各種届出や手続を行っていない家庭に属し、関係機関においても目視による確認ができない児童(①から③までに該当する児童を除く。)

2 状況確認の実施

以下により、確認対象児童を洗い出し、状況確認を実施してください。

(1) 確認対象児童の洗い出し

令和5年6月1日時点において当該市区町村に住民登録をしている確認対象児童について、当該市区町村の児童福祉部門・母子保健部門等の関係部署のほか、市区町村教育委員会等関係機関と連携して情報を収集し、確認対象児童数及び各児童に関する情報について把握を行う。

(2) 確認対象児童の状況確認の実施

上記（1）の確認対象児童について、

- ・ 速やかに以下のアの方法により状況確認を行う
- ・ アの方法による状況確認ができなかった場合には、イ又はウの方法により状況確認を行う

こととし、ウによっても判断に資する十分な情報が得られない場合には、引き続きア又はイによる確認ができるよう情報収集等の調査を継続し、確認対象児童の所在がつかめない場合には警察に適切に行方不明者届を提出すること。

確認対象児童の状況確認については、確認対象児童の存在が判明した時点から随時速やかに状況確認を行うこと。なお、確認対象児童の住所地市区町村の職員、要保護児童対策地域協議会の構成員となっている機関・関係者のほか、住所地市区町村が目視による状況確認を依頼した機関や関係者（他の市区町村の機関等を含む。）が、目視により、確認対象児童に係る状況確認を実施する場合は、児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金における未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業や支援対象児童等見守り強化事業が活用できることから、積極的な活用を検討すること。

状況確認の結果については、児童相談所も構成員となっている要保護児童対策地域協議会において速やかに関係機関と情報共有を行うこと。また、状況確認の結果、養育に関して支援が必要な家庭については、児童相談所における指導・助言・保護のほか、市区町村で継続的に未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業や養育支援訪問事業等を活用するなど、養育に関する相談、助言指導等の支援を行うこと。特に、支援を必要とする若年妊産婦については、母子保健分野とも連携しながら、出産後の親子に対する養育支援を行うこと。さらに、保護者に対しては、今後状況確認ができなくなることがないよう転出・転入の際の届出や相談窓口等についての必要な助言・情報共有等を行う。

ア 住所地市区町村の職員、要保護児童対策地域協議会の構成員となっている機関・関係者のほか、住所地市区町村が目視による確認を依頼した機関や関係者（他の市区町村の機関等を含む。）が、当該児童を目視^{※3}により確認

※3 状況確認に当たっては、必要に応じて、ICT機器を活用した確認方法等とすることができる

イ 東京出入国在留管理局への照会により得た当該児童に係る出入（帰）国記録から、当該児童の出国の事実を確認（出国後、入（帰）国記録がないことの確認を含む。）

ウ ア及びイのほか、住所地市区町村が実施した調査等により、当該児童の所在等について得られた情報の信頼性に確信が持てるとして、住所地市区町村が判断したことによる所在等の確認

- ① 海外の学校等に在籍していることが在籍証明書等により確認できた場合
- ② 他の市区町村の医療機関を受診していることが判明し、当該医療機関を通して状況確認できた場合
- ③ 保護者が配偶者からの暴力等により避難しており、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターを通して確実に児童の状況が確認できた場合
- ④ 児童が自室に引きこもっているが、市区町村の職員等のドア越しの呼びかけには応答し、家族も状況改善に向けて市区町村に相談するなど協力的な姿勢が見受けられる場合 等

3 調査の報告

上記2により状況確認を行った確認対象児童数、各児童の状況等について、別添1及び2の回答上の留意事項を精読の上、2種類の調査票（調査票1及び調査票2）により、報告をお願いします。

【調査票1】

以下の調査項目について、確認対象児童全員の個別の状況を回答してください。

○ 必須回答の調査項目

住所地都道府県名、住所地市区町村名、年齢（令和5年6月1日現在）、学年、性別、確認対象児童として判断した主な理由

○ 令和5年6月1日から令和5年11月30日まで及び令和6年2月28日までの間に状況確認ができた児童について回答する調査項目

居所都道府県名、居所市区町村名、状況確認ができた年月日、状況確認ができた方法、状況確認ができた後に行った支援内容 等

○ 令和5年11月30日及び令和6年2月28日時点で状況確認ができない児童について回答する調査項目

要保護児童対策地域協議会へのケース登録状況、児童相談所との情報共有・連携に係る依頼状況、警察との情報共有・連携状況、東京出入国在留管理局への出入（帰）国記録の照会の有無、海外出国・居住の可能性に関する情報の有無、DVで他市区町村に避難している可能性に関する情報の有無 等

【調査票2】

市区町村ごとに、以下の①から⑤に掲げる確認対象児童数を回答してください。

① 確認対象児童の数

② 確認対象児童のうち、令和5年6月1日から令和5年11月30日までの間に状況確認ができた児童の数

③ 確認対象児童のうち、令和5年12月1日から令和6年2月28日までの間に状況確認ができた児童の数

④ 令和4年度に実施した状況確認調査で状況確認ができない児童の数及び確認期間ごとの内数

⑤ 令和元年度から令和3年度に実施した状況確認調査及び平成30年度に実施した緊急把握調査（再々フォローアップ）で状況確認ができない児童に該当する児童の数及び確認期間ごとの内数

※ 市区町村内に対象児童が存在しない場合も、調査表2を入力の上、提出をお願いします（都道府県名、市区町村名を入力し、確認対象児童数を「0」とする）。

4 提出期限等

(1) こども家庭庁への提出期限（期限厳守）

○ 一次報告

令和5年12月15日（金）（令和5年11月30日時点での状況確認結果）

○ 二次（最終）報告

令和6年3月15日（金）（令和6年2月28日時点での状況確認結果）

※ 令和6年2月28日時点で、なお状況確認ができていない児童がいる場合は、引き続き状況確認の調査をお願いします。

(2) 提出方法

○ 令和5年6月1日時点における確認対象児童について、当該児童に関する情報及び状況確認の状況を取りまとめの上、調査票を提出してください。

○ 提出期限前に全ての確認対象児童について状況確認できた場合には、提出期限を待たずに調査票を更新の上、速やかに提出してください。

○ 都道府県においては、管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）の各調査票を取りまとめの上、提出先メールアドレス宛てに送付をお願いします。

○ 提出する際のファイル名は、「【〇〇県（市）】調査票」としてください。

○ 指定都市及び中核市においては、都道府県を経由せず、提出先メールアドレス宛に直接送付をお願いします。

○ 送付の際のメールの件名は、「【〇〇県（市）】調査票」としてください。

（提出先メールアドレス） gyakutaiboushi.jichitaishien@cfa.go.jp

5 調査結果の公表

調査結果については、令和6年度 全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議において公表する予定です。

【担当者】

こども家庭庁支援局虐待防止対策課
自治体支援係

Tel 03-6771-8030（代表）

03-6859-0103（直通）

mail gyakutaiboushi.jichitaishien@cfa.go.jp

回答上の留意事項【調査票 1】

1 回答対象

調査票 1 では、確認対象児童の一人一人の個別の状況を回答してください。
個々の確認対象児童については、住所地市区町村ごとに「確認対象児童番号」
(回答欄 (0) に入力) を付して、情報を整理してください※1。

※1 例えば、東京都町田市で確認対象児童が 3 名存在する場合、「確認対象児童番号」1～3 を付して整理し、八王子市で確認対象児童が 2 名存在する場合、町田市からの続きで「確認対象児童番号」4、5 とはせず、1、2 を付して整理してください。なお、「とりまとめ団体（都道府県、政令市、中核市）集計用通し番号」については、都道府県、政令市、中核市ごとに番号を付して整理してください。

2 調査項目及び留意事項

(1) 全確認対象児童について必須回答の調査項目（【問 1】～【問 5】）

本調査項目は、令和 5 年 6 月 1 日時点の状況を回答してください。

【問 1】

- 住所地都道府県名、住所地市区町村名（回答欄(1)(2)）＜記述式＞
 → 確認対象児童が記録されている住民基本台帳を備える都道府県名、市区町村名を回答してください。

【問 2】

- 令和 4 年度調査で「状況確認ができない児童」として報告していた児童（回答欄(3)）＜選択式＞
 → 令和 4 年度状況確認調査で状況確認ができない児童に該当していた確認対象児童を回答してください。

(回答欄(3)：該当＝1、非該当＝0 のうちから選択)

- 平成 30 年度から令和 3 年度調査で「状況確認ができない児童」として報告していた児童（回答欄(4)）＜選択式＞
 → 平成 30 年度緊急把握調査（再々フォローアップ）から令和 3 年度状況確認調査のいずれかで状況確認ができない児童に該当していた確認対象児童を回答してください。

(回答欄(4)：該当＝1、非該当＝0 のうちから選択)

【問 3】

- 年齢、学年、性別（回答欄(5)～(7)）＜選択式＞
 → 確認対象児童の年齢、学年、性別を回答してください。※2
 ※2 令和 5 年 6 月 1 日時点の状況を回答することに注意してください。

(回答欄(5)：0 歳～12 歳 のうちから選択)

(回答欄(6)：義務教育就学前、小学生 のうちから選択)

(回答欄(7)：男、女 のうちから選択)

【問4】

- 確認対象児童として判断した主な事由（回答欄(8)）＜選択式＞
→ 確認対象児童として、判断した主な事由については、本調査依頼通知「1趣旨・目的」の①～④のいずれかを選択してください。なお、④は①～③のいずれにも属さない場合に選択するものとしてください。

(回答欄(8)：選択肢①～④のうちから選択)

【問5】

- 令和5年6月1日から令和5年11月30日までの間に状況確認ができた児童
(回答欄(9)）＜選択式＞
→ 確認対象児童のうち、令和5年6月1日から令和5年11月30日までの間に状況確認ができた児童を回答してください。

(回答欄(9)：該当=1、非該当=0のうちから選択)

- 令和5年12月1日から令和6年2月28日までの間に状況確認ができた児童
(回答欄(10)）＜選択式＞
→ 確認対象児童のうち、令和5年12月1日から令和6年2月28日までの間に状況確認ができた児童を回答してください。

(回答欄(10)：該当=1、非該当=0のうちから選択)

(2) 令和5年6月1日から令和5年11月30日及び令和6年2月28日までの間に状況確認ができた児童について回答する調査項目（【問6】～【問9】）

【問6】

- 居所都道府県名、居所市区町村名（回答欄(11)(12)）＜記述式＞
→ 確認対象児童が住民票を残して居所を移動している場合の移動先の居所の属する都道府県名、市区町村名を回答してください。所在等を確認した結果、居所市区町村が住所地市区町村と同一であった場合も、当該都道府県名及び市区町村名を回答してください。

【問7】

- 状況確認ができた年月日（回答欄(13)）＜記述式＞
→ 状況確認ができた年月日について回答してください。
○ 状況確認ができた方法（回答欄(14)）＜選択式＞
→ 本通知2(2)のア～ウのいずれかを回答してください。

(回答欄(14)：ア 目視により確認

イ 東京出入国在留管理局に照会し、出国を確認（出国後、入（帰）国記録がないことの確認も含む）

ウ 信頼性に確信が持てる情報を入手したことにより確認

のうちから選択)

- 回答欄(14)で「ウ 信頼性に確信が持てる情報を入手したことにより確認」を選択した場合の判断根拠となった情報の内容

(回答欄(15)）＜選択式＞

- 「ウ 信頼性に確信が持てる情報を入手したことにより確認」と回答した場

合に、市区町村においてどのような情報により状況確認ができたと判断したのかについて、本調査依頼通知「2 状況確認の実施」「(2) 確認対象児童の状況確認の実施」項目「ウ」の①～④の例示及び「⑤その他」の中から回答してください。

(回答欄(15))：①海外の学校等に在籍していることが在籍証明書等により確認できた場合

②他の市区町村の医療機関を受診していることが判明し、当該医療機関を通して状況が確認できた場合

③保護者が配偶者からの暴力等により避難しており、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターを通して児童の状況が確認できた場合

④児童が自室に引きこもっているが、市区町村の職員等のドア越しの呼びかけには応答し、家族も状況改善に向けて市区町村に相談するなど協力的な姿勢が見受けられる場合

⑤その他

のうちから選択)

○ 回答欄(15)で「その他」を選択した場合の判断根拠となった情報の内容

(回答欄(16)) <記述式>

→ 市区町村においてどのような情報により状況確認ができたと判断したのかについて、記述式で回答してください。

○ 状況確認ができた際の情報共有の範囲(回答欄(17)) <選択式>

→ 「「ア 目視により確認」又は「ウ 信頼性に確信が持てる情報を入手したことにより確認」と回答した場合に、状況確認ができた際の情報共有の範囲を回答してください。

本調査項目については、最終的に状況確認できた段階での情報共有の範囲を回答することとし、例えば同一市区町村内で情報共有を行い、その上で、他都道府県の市区町村又は他都道府県に所在する関係機関等との情報共有の結果、状況確認ができた場合は、「④他の都道府県内の関係機関等との情報共有の結果、状況確認ができた」と回答することになります。

(回答欄(19))：①継続的な家庭訪問等により状況確認ができた

②同一市区町村内の関係部署等との情報共有の結果、状況確認ができた

③同一都道府県内の関係機関等との情報共有の結果、状況確認ができた

④他の都道府県内の関係機関等との情報共有の結果、状況確認ができた

のうちから選択)

○ 状況確認につながる情報が得られた調査先

(回答欄(18)～(26)) <選択式・複数回答可>

→ 状況確認につながる情報が得られた調査先とは、確認対象児童に関する情報提供を求めるなどの調査を行い、当該関係部署等からの情報が児童の状況確認につながった場合の部署等のことを指し、当該関係部署等が目視により児童を確認した場合もこれに含まれるものとします。

複数の関係部署等からの情報提供等を組み合わせることで、状況確認につながった児童については、当該情報提供等を行った全ての調査先の部署等を選択

してください。

「その他」を選択する場合は調査先を記述式で回答してください。

(回答欄(18)～(26)：該当項目に1 (複数回答可))

【問8】

- 状況確認時等における「虐待又は虐待の疑い」に関する情報の有無

(回答欄(27)) <選択式>

→ 「状況確認できるまでの間」又は「状況確認時」のどちらか一方でも「虐待又は虐待の疑い」に関する情報があれば「情報あり」を回答してください。

(回答欄(27)：情報あり=1、情報なし=0 のうちから選択)

(内容例)

～「虐待又は虐待の疑い」に関する情報の例～

- ・以前から転居を繰り返す世帯として情報があり、適切に乳幼児健康診査／教育等を受けさせていない(疑いがある)場合
- ・調査の過程において、保護者による身体的虐待に関する情報を確認した場合
- ・当該児童の年齢に応じた発育状況を確認できず、保護者から虐待を疑わせる言動(例えば「こどもを外出させていない」など)があった場合
- ・当該児童が重傷(又は死亡)に至っており、保護者の説明、警察の捜査等を通じた情報から、重傷(又は死亡)の原因が保護者からの虐待によるものであることが疑われた場合

- 回答欄(27)で「「虐待又は虐待の疑い」に関する情報あり」と回答した場合の当該情報の詳細、状況確認時等の児童の状況(回答欄(28)) <記述式>

→ 「「虐待又は虐待の疑い」に関する情報あり」と回答した場合に、当該情報の詳細、状況確認時の状況を記述式で回答してください。

- 回答欄(27)で「「虐待又は虐待の疑い」に関する情報あり」と回答した児童に対する市区町村、児童相談所等による支援等の状況

(回答欄(29)～(50)) <選択式・複数回答>

→ 「「虐待又は虐待の疑い」に関する情報あり」の児童の状況確認後に市区町村、児童相談所等において行った児童及び家庭への支援、措置等について全て回答してください。

「その他」を選択する場合は記述式で回答してください。

(回答欄(29)～(50)：該当項目に1 (複数回答))

【問9】

- 回答欄(6)で「小学生」と回答し、回答欄(14)で「ア 目視により確認」又は「ウ 信頼性に確信が持てる情報を入手したことにより確認」と回答した場合の状況確認時における児童の就学の状況

(回答欄(51)) <選択式>

→ 学年が「小学生」で、「ア 目視により確認」又は「ウ 信頼性に確信が持てる情報を入手したことにより確認」により状況確認をした確認対象児童について、状況確認時における児童の就学の状況を回答してください。

(回答欄(51)：①小学校、義務教育学校、特別支援学校に通学している

- ②小学校、義務教育学校、特別支援学校に在籍しているが、病気等により長期欠席の状態にある
- ③学校以外の教育機関（インターナショナルスクール等）に通っている
- ④学校以外の教育機関にも通っていない（就学猶予・免除等の状況にある）
- ⑤把握できない

のうちから選択)

【問10】

○ 状況確認を通じてつなげた支援等の状況

(回答欄(52)～(64)) <選択式・複数回答>

→ 児童の状況確認を通じて、市区町村、関係機関等において行った児童及び家庭への支援等について全て回答してください。なお、「状況確認を通じてつなげた支援等」とは、状況確認時または状況確認後に活用した事業等も含みません。選択肢のいずれの支援等も行っておらず（事業等も活用していない）、状況確認のみで了している場合は「特になし（状況確認のみ実施）」を選択してください。

「その他」は、選択肢のいずれにも属さない場合や、選択肢に属するが詳細の記載が必要な場合に記述式で回答してください。

(回答欄(52)～(64)：該当項目に1（複数回答）)

(選択肢の判断例)

- ・状況確認を通じて、就学・就園への希望を把握し、就学・就園を担当する窓口等につなげた場合⇒「就学・就園支援」に「1」を選択
- ・状況確認を通じて、育児不安を有する親の下で監護されているこどもで有ることを把握し、要支援児童として要保護児童対策地域協議会の支援対象とした場合⇒「要保護児童対策地域協議会におけるケース管理」に「1」を選択
- ・状況確認を通じて、児童及び家庭の困りごとを把握し、支援・サービスに結びつける取組を行った場合で、選択肢(52)～(62)のいずれの事業にも該当しない場合⇒「その他」に、その具体例を記載

(その他の記載例)

- ・地域との交流を目的として、こども食堂につなげた
- ・ヤングケアラーの可能性があったため、相談窓口につなげた
- ・定期的に育児用品を宅配し、見守りを行っている

(3) 令和5年11月30日及び令和6年2月28日までに状況確認ができない児童について回答する調査項目（【問11】～【問18】）

本調査項目は、令和5年11月30日及び令和6年2月28日時点の状況を回答してください。

【問11】

○ 家族の所在の状況、住所地の住居における居住状況

(回答欄(65)(66)) <選択式>

→ 確認対象児童について、住民票上で同居している保護者や兄弟姉妹等の家族

の状況（居住実態の状況）及び訪問調査を行った際の住居の状況（居住している様子があるか等）について回答してください。なお、「住所地の住居における居住状況」において、「居住状況不明」とは、訪問調査を行ったにもかかわらず、例えばマンションのオートロックで応答がなかった場合等により住民票上の住居の状況が確認できなかった場合をいい、「確認未実施」とは、訪問調査を行っていないなど住居の状況の確認自体を行っていない場合を指します。

（回答欄(65)：児童以外全員把握、児童のほか1人以上不明、児童とともに全員不明、同居家族なし、確認未実施 のうちから選択）

（回答欄(66)：当該家庭が居住している様子あり、当該家庭が居住している様子なし、居住状況不明、確認未実施 のうちから選択）

○ 住所地の住居における児童の居住の可能性（回答欄(66)）＜選択式＞

→ 当該児童が居住している様子の有無について回答してください。

（回答欄(67)：居住している様子あり、居住している様子なし、不明 のうちから選択）

【問12】

○ 家庭訪問調査の実施回数（回答欄(68)）＜選択式＞

→ 確認対象児童と判断して以降に行った家庭訪問調査の実施回数を回答してください。複数の部局で家庭訪問を行った場合は、その合計数を回答してください。訪問場所は、児童の住所地のほか、児童が所在している可能性がある親族宅等も含みます。

（回答欄(68)：未実施、1回、2回、3回、4回、5～9回、10回以上 のうちから選択）

【問13】

○ 「虐待又は虐待の疑い」に関する情報の有無（回答欄(69)）＜選択式＞

→ 確認対象児童について、状況確認のための調査等を行う中での「虐待又は虐待の疑い」に関する情報の有無を回答してください。

（回答欄(69)：情報あり＝1、情報なし＝0 のうちから選択）

（内容例）

- ・以前から転居を繰り返す世帯として情報があり、適切に乳幼児健康診査／教育等を受けさせていない（疑いがある）場合
- ・調査の過程において、保護者による身体的虐待に関する情報を確認した場合

○ 「「虐待又は虐待の疑い」に関する情報あり」と回答した場合の当該情報の詳細・具体的対応（回答欄(70)）＜記述式＞

→ 「「虐待又は虐待の疑い」に関する情報あり」と回答した場合の当該情報の詳細を記述式で回答してください。また、「虐待又は虐待の疑い」に関する情報を入手した後の具体的な対応についても回答してください。

【問14】

○ 要保護児童対策地域協議会へのケース登録状況（回答欄(71)）＜選択式＞

→ 確認対象児童について、要保護児童対策地域協議会へのケース登録状況を回答してください。

（回答欄(71)：登録済＝1、登録していない＝0 のうちから選択）

- 回答欄(71)で「登録していない」と回答した場合に要保護児童対策地域協議会にケース登録をしない理由

(回答欄(72)) <記述式>

→ 「登録していない」と回答した場合は、その理由を記述式で回答してください。

【問15】

- 児童相談所との情報共有・連携状況(回答欄(73)) <選択式>

→ 確認対象児童について、児童相談所との情報共有・連携に係る依頼状況を回答してください。

本調査項目における情報共有・連携に係る依頼とは、市区町村から児童相談所に対して、確認対象児童の存在を伝え、

- ・児童相談所の情報ネットワーク等から状況確認につながる情報を確認した場合は、市区町村に即時連絡する
- ・市区町村の行う家庭訪問に同行してもらう
- ・児童相談所が把握している情報の提供を受けて、当該児童を把握し、連携して調査することとした場合 等

広く状況確認の取組について情報共有・協力依頼をすることを指します。

要保護児童対策地域協議会を通じて、児童相談所を含めた複数の関係機関に対して情報共有・協力依頼を行った場合も、「依頼済」と回答してください。

なお、「依頼済」については、児童相談所においても市区町村から当該依頼を受けた認識があることを確認した上で回答してください。

(回答欄(73): 依頼済=1、依頼していない=0 のうちから選択)

- 回答欄(73)で「依頼していない」と回答した場合に児童相談所に依頼しない理由(回答欄(74)) <記述式>

→ 「依頼していない」と回答した場合は、その理由を記述式で回答してください。

【問16】

- 警察との情報共有・連携状況(回答欄(75)) <選択式>

→ 確認対象児童について、警察との情報共有・連携に係る依頼状況を回答してください。

本調査項目における情報共有・連携に係る依頼とは、市区町村から警察に対して、確認対象児童の存在を伝え、

- ・警察の情報ネットワーク等から当該児童の状況確認につながる情報を把握した場合には、市区町村に即時に連絡してもらうよう依頼した場合
- ・当該児童の状況確認のための調査や同行訪問を行ってもらうよう依頼した場合
- ・当該児童の行方不明者届を提出した場合

を指します。

また、要保護児童対策地域協議会を通じて、警察を含めた複数の関係機関に対して協力依頼等を行った場合も、「依頼済」と回答してください。

なお、「依頼済」については、警察においても市区町村から当該情報提供等を受けた認識があることを確認した上で回答してください。

(回答欄(75)：依頼済=1、依頼していない=0)

- 回答欄(75)で「依頼していない」と回答した場合に警察に依頼しない理由
(回答欄(76)) <記述式>
→ 「依頼していない」と回答した場合は、その理由を記述式で回答してください。
- 回答欄(75)で「依頼済」と回答した場合に行方不明者届提出の有無
(回答欄(77)) <選択式>
→ 「依頼済」と回答した場合に、確認対象児童に係る行方不明者届提出の有無を回答してください。
ここで、行方不明者届提出については、児童相談所等の関係機関だけでなく、親族等によるものも含まれます。本調査項目については、警察署や親族等に確認した上で回答してください。
(回答欄(77)：提出済=1、提出していない=0 のうちから選択)
- 回答欄(77)で「提出済」と回答した場合に、当該行方不明者届を提出した年月日
(回答欄(78)) <記述式>
→ 「提出済」と回答した場合は、当該行方不明者届を提出した年月日を回答してください。
- 回答欄(77)で「提出していない」と回答した場合は、行方不明者届を提出しない理由
(回答欄(79)) <記述式>
→ 「提出していない」と回答した場合は、その理由を記述式で回答してください。

【問17】

- 東京出入国在留管理局への出入(帰)国記録の照会
(回答欄(80)) <選択式>
→ 確認対象児童について、令和5年11月30日及び令和6年2月28日までに東京出入国在留管理局へ出入(帰)国記録の照会を行ったかどうかを回答してください。
(回答欄(80)：照会を実施=1、照会を未実施=0 のうちから選択)
- 回答欄(80)で「照会を実施」と回答した場合に、当該照会の実施年月日
(回答欄(81)) <記述式>
→ 「照会を実施」と回答した場合は、当該照会を実施した直近の年月日を回答してください。
- 海外出国・居住の可能性に関する情報の有無(回答欄(82)) <選択式>
→ 確認対象児童について、状況確認のための調査等を行う中での、海外出国や海外居住の可能性に関する情報の有無について回答してください。

(回答欄(82)：情報あり=1、情報なし=0 のうちから選択)

- 回答欄(82)で「情報あり」と回答した場合に、当該情報を把握した年月日
(回答欄(83)) <記述式>
→ 「情報あり」と回答した場合は、当該情報を把握した年月日を回答してください。
- 回答欄(82)で「情報あり」と回答した場合に海外出国・居住の可能性に関する情報の内容(回答欄(84)) <記述式>
→ 「情報あり」と回答した場合は、当該情報の内容を記述式で回答してください。

【問18】

- DVで他市区町村に避難している可能性に関する情報の有無
(回答欄(85)) <選択式>
→ 確認対象児童について、状況確認のための調査等を行う中での、保護者間のDVで他市区町村に避難している可能性に関する情報の有無について回答してください。
(回答欄(85)：情報あり=1、情報なし=0 のうちから選択)
- 回答欄(85)で「情報あり」と回答した場合にDVで他市区町村に避難している可能性に関する情報の内容(回答欄(86)) <記述式>
→ 「情報あり」と回答した場合は、当該情報の内容を記述式で回答してください。

回答上の留意事項【調査票 2】

1 回答対象

調査票 2 では、市区町村ごとに次の①から⑮に掲げる児童の数（小学校修了前の児童（0歳から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。））を回答してください。

【問 1】

令和 5 年 6 月 1 日時点の住所地都道府県名、住所地市区町村名

【問 2】

- 確認対象児童の数（令和 5 年 6 月 1 日時点）
- 確認対象児童のうち、令和 5 年 6 月 1 日から令和 5 年 11 月 30 日までの間に状況確認ができた児童の数
- 確認対象児童のうち、令和 5 年 12 月 1 日から令和 6 年 2 月 28 日までの間に状況確認ができた児童の数

【問 3】

確認対象児童の数（令和 5 年 6 月 1 日時点）のうち、令和 4 年度に実施した状況確認調査で状況確認ができない児童の数

【問 4】

確認対象児童の数（令和 5 年 6 月 1 日時点）のうち、平成 30 年度に実施した緊急把握調査（再々フォローアップ）から令和 4 年度に実施した状況確認調査のいずれかで状況確認ができない児童の数

2 調査項目及び留意事項

【問 1】

- 住所地都道府県名、住所地市区町村名（回答欄（1）（2））
→ 都道府県名及び都道府県内の全ての市区町村名を回答してください（指定都市及び中核市を除く。指定都市及び中核市の場合は当該市名を回答してください。）。市区町村内に確認対象児童が存在しない場合は、市区町村名のみ記載してください。

【問 2】

- 確認対象児童の数（令和 5 年 6 月 1 日時点）（回答欄（3））
→ 各市区町村の確認対象児童の数を回答してください。
- 回答欄（3）の児童のうち、令和 5 年 6 月 1 日から令和 5 年 11 月 30 日までの間に状況確認ができた児童の数（回答欄（4））
- 回答欄（3）の児童のうち、令和 5 年 12 月 1 日から令和 6 年 2 月 28 日までの間に状況確認ができた児童の数（回答欄（5））
→ 各市区町村の確認対象児童のうち、令和 5 年 6 月 1 日から令和 5 年 11 月 30 日及び令和 5 年 12 月 1 日から令和 6 年 2 月 28 日までの間に状況確認ができた児童

の数を回答してください。

【問3】

- 回答欄（3）の児童のうち、令和4年度に実施した状況確認調査で状況確認ができない児童に該当する児童の数（回答欄（6））
 - 令和3年度に実施した状況確認調査で状況確認ができない児童（令和3年度状況確認調査結果）について、市区町村ごとに当該児童の数を回答してください。

【問4】

- 回答欄（3）の児童のうち、平成30年度に実施した緊急把握調査（再々フォローアップ）から令和3年度に実施した状況確認調査のいずれかで状況確認ができない児童に該当する児童の数（回答欄（7））
 - 平成30年度に実施した緊急把握調査（再々フォローアップ）で状況確認ができない児童（平成30年度緊急把握調査（再々フォローアップ）結果）から令和3年度に実施した状況確認調査のいずれかで状況確認ができない児童（令和2年度状況確認調査結果）について、市区町村ごとに当該児童の数を回答してください。

【調査票1】

とりまとめ 団体(都道府県、政令市、中核市) 集計用 通し番号	確認対象 児童番号	令和5年6月1日時点で状況確認ができていない全確認対象児童について必須回答の調査項目										問6					
		問1		問2		問3		問4	問5		問6		状況確認 が できた年月 日	状況確認ができた方法	情報の信頼性に確信が持てると判断した根拠 ※回答欄(14)で「ウ 信頼性に確信が持てる情報により確認」を選択した場合のみ回答	回答欄(15)で「その他」を選択した場合は、具体的に記載	
		住所地 都道府県名 (令和5年6月1日時点)	住所地 市区町村名 (令和5年6月1日時点)	令和4年度調査で「状況確認ができていない児童」として報告していた児童	平成30年度から令和3年度調査で「状況確認ができていない児童」として報告していた児童	年齢 (令和5年6月1日時点)	学年 (令和5年6月1日時点)	性別	確認対象児童として判断した主な事由	令和5年6月1日から令和5年11月30日までの間に状況確認ができた児童	令和5年12月1日から令和6年2月28日までの間に状況確認ができた児童	居所 都道府県名等					居所 市区町村名等
		(0)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
市区町村ごと付番	<記述式>	<記述式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<記述式>	<記述式>	<記述式>	<選択式>	<選択式>	<記述式>	
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
21																	
22																	
23																	
24																	
25																	
26																	
27																	
28																	
29																	
30																	
31																	
32																	
33																	
34																	
35																	
36																	
37																	
38																	
39																	
40																	
41																	
42																	
43																	
44																	
45																	
46																	
47																	
48																	
49																	
50																	

【調査票2】

	問1		問2			問3	問4
	住所地 都道府県名	住所地 市町村名	確認対象 児童数 (令和5年6月1日時点)	(3)のうち、令和5年11月 30日までに状況確認が できた児童数	(3)のうち、令和5年12月 1日から令和6年2月28 日までに状況確認がで きた児童数	(3)のうち、令和4年度調 査で状況確認ができな い児童数	(3)のうち、平成30年度 から令和3年度調査の いずれかで状況確認が できない児童数
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							

オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

こどもまんなか
こども家庭庁

こども家庭庁では、毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、児童虐待防止のための広報・啓発活動に集中的に取り組めます。なお、この取組は、11月の「秋のこどもまんなか月間」の取組の一つとして実施します。

※平成16年度から令和4年度までは厚生労働省において「児童虐待防止推進月間」として実施。



特設サイトの公開

こどもや子育て世代にも分かりやすい構成で制作します。



※細部は変更の可能性がありますが



こどもの虐待防止推進全国フォーラムwithおかがやま と 第16回オレンジリボンフォーラム (岡山市オレンジリボンキャンペーン実行委員会) の合同開催

児童虐待問題や体罰等によらない子育てを学ぶ機会に。さらに、こどもや子育て世代が参加できるような場に。

開催日 令和5年11月23日(木/祝日)

開催場所 岡山芸術創造劇場 ハレノワ
(〒700-0822 岡山県岡山市北区表町3-11-50)

オンラインでのリアルタイム配信も予定。



参考：子どもの虐待防止推進全国フォーラムwithかがや (令和4年度)



タイアップコンテンツ

JR岡山駅や、岡山市内のデジタルサイネージをオレンジリボンで彩ります。

ほかにも、各種業界とのタイアップを計画中。



児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちはやく)」・「親子のための相談LINE」ポスターやリーフレット ⇒ 全国の自治体等に一齐配布(10月下旬予定) お知らせ動画 ⇒ 配信

「子育て」や「家庭」に対して温かく接することができるようなイメージで制作します。

また、動画をデジタル広告等で配信します。



- 439 -

✓ 詳しくは、こども家庭庁のホームページにて順次公開します。



※ポスタービジュアルのイメージ



ひかりの実



ヤングケアラー社会的認知度向上のための広報啓発

令和4年度から令和6年度の3年間でヤングケアラーの社会的認知度向上の「集中取組期間」に据えていることを踏まえ、まずは中高生の認知度5割を目指し、集中的な広報啓発を実施し、もってヤングケアラーが早期に発見され、適切な支援につながる社会風土を築くことを目的とします。

ポスター・リーフレットの一斉配布

啓発動画の発信

- 新たなポスター・リーフレットを10月下旬を目標に配布・公開
- 動画をデジタル広告等で配信

当事者の内なる声を出し、
当事者や周囲にいる人へもヤングケアラーの概念や状況理解を促す。

ヤングケアラーの社会的認知度向上

当事者と周囲の友人
(中高生が主力ターゲット)

周囲の方々

「ヤングケアラー」とは何か。
そして、どのような状況下にいるのかを知ってほしい。

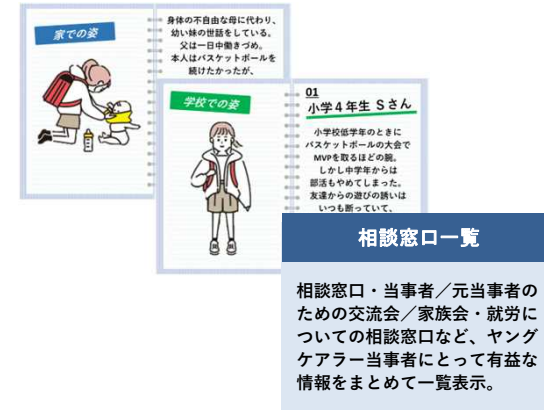


※令和4年度の配信動画（参考）

特設サイトの公開

- 訪問者が順を追って理解を深めやすい特設サイトを公開

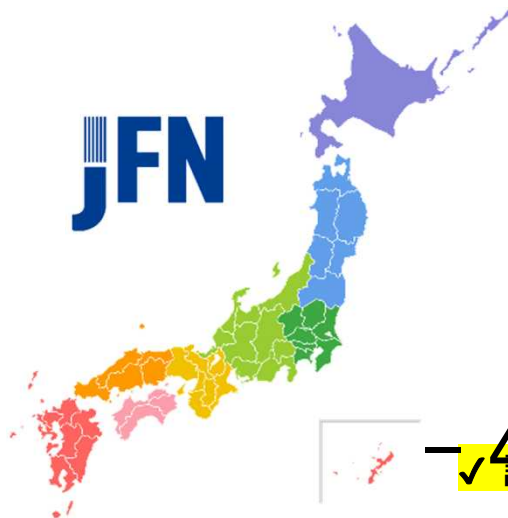
興味をもって訪れた人の、理解を深めて、
きちんとした認知形成につなげる場所がホームページ。
今回の最大目的である
「ヤングケアラーの認知度向上」において、
重要なタッチポイント。
まずは「ヤングケアラーとは？」からスタートして、
コンテンツを読み進めるごとに、
だんだんと理解が深まっていくような構成とします。



みんなで知ろう、ヤングケアラー（仮称）

- 出前講座の実施

全国7地域（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄）の中学校や高等学校での出前講座をモデル的に実施。実施内容をラジオ番組や音声アプリでも配信。



ヤングケアラー理解のためのコラボレーション・キャンペーン

- ABEMA TVタイアップ
番組連動企画CM制作・放送
出演者SNSでの情報発信



チャンネル数 : 28CH
アプリDL : 9,200万回
週間利用者 : 1,800万人
※2023年3月時点

- グノシー
タイアップ記事の公開



- 企業コラボレーション

詳しくは、こども家庭庁のホームページにて順次公開します。



【通知】

虐待による乳幼児頭部外傷事案の診断等に協力可能な医師の確保に向けた取組の積極的な活用について (子家発0331第5号) 令和4年3月31日 発出

概要

- 子ども虐待事案において、乳幼児頭部外傷は重篤な場合は死に至ることがあるとともに重大な後遺障害を起し得る。
- 児童相談所が受傷機転に応じた再発防止策を検討するにあたり、虐待による乳幼児頭部外傷事案の場合は医師による意見が重要であるが、「地域にセカンドオピニオン先がない、または少ない」ことが課題の一つとして指摘されている。
- 令和4年度より、児童相談所が虐待による乳幼児頭部外傷事案(疑いを含む。)の通告を受けて、受傷機転等に関し医学的な助言やセカンドオピニオン等の意見を得ることを求める場合や、そのような事案の対応に向けて事前に医師との関係構築を希望する場合、関係学会において近隣等の医師を児童相談所に紹介する取組を開始した。

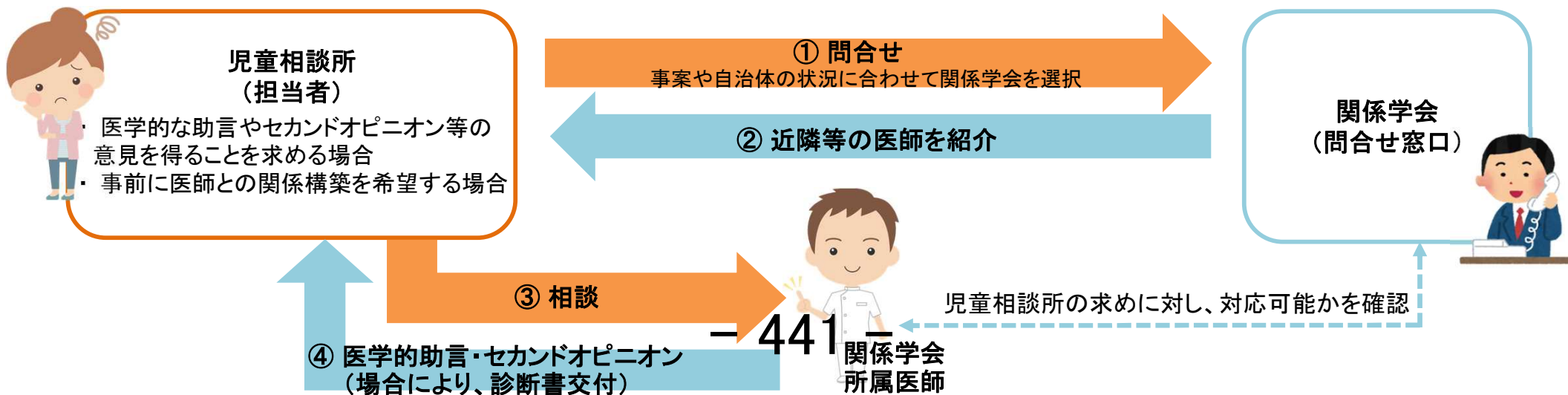
本取組を実施する関係学会

(五十音順)

- ・一般社団法人日本子ども虐待医学会
- ・公益財団法人日本眼科学会
- ・公益社団法人日本小児科学会
- ・一般社団法人日本脳神経外科学会
- ・公益社団法人日本医学放射線学会
- ・特定非営利活動法人日本法医学会
- ・日本法医病理学会

※関係学会における対応可能な症例、特記事項については、本通知の別添を参照。

※本取組において協力を得た医師や医療機関に対する報酬等には、児童虐待防止対策支援事業の医療的機能強化事業を活用可能。



関係学会の協力により医師と連携した実際のこども虐待事例について

<事例1>

相談先: 日本法医学会 / 日本法医病理学会

①事例の概要

- ・病院から0歳7ヶ月児(男児)に関する身体的虐待(疑)事例として児童相談所に通告があった。
- ・頭蓋内(硬膜下)血腫、眼底出血、脳浮腫及び骨幹端骨折の所見が認められ、揺さぶられ症候群(SBS)が疑われたが、親は受傷機転は「覚えがない」「分からない」と説明していた。
- ・家族構成は本児、実父、実母、兄の4人世帯。

②学会に協力依頼するに至った理由

- ・本県においては、重大事例かつ保護者の受傷機転の説明に疑わしい点がある場合は、医師にセカンドオピニオンを得ることとしているが、都度鑑定先を探しており、協定締結等により継続的に助言を求められる医師を確保していなかった。
- ・本県において実施している医学診断研修会において、講師である法医学会が乳幼児頭部外傷事案等の通告に対する受傷機序等に関する医学的な助言(セカンドオピニオンを含む)が可能であることを案内していた。
- ・本県の児童相談所において、過去、同様の頭部外傷事案や骨折事案についてセカンドオピニオンを依頼した実績があり、依頼するにあたっての謝金等の相談ができていた。
- ・「虐待による乳幼児頭部外傷事案の診断等に協力可能な医師の確保に向けた取組の積極的な活用について(令和4年3月31日付け子家発0331第5号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)」を参考にした。

③学会への相談から医師紹介までに要した期間

- ・相談後、当日中に速やかに紹介を受けた。

④学会から紹介された医師による協力内容等

- ・既存の病院での検査データ等について医師に説明し、医師より送付するよう指示を受けた血液検査やCTやレントゲンなどの画像データ等を郵送した。
- ・検査結果等を踏まえ、医師より「通常の養育手技により起こる可能性の低い所見である」との意見を得た。

⑤医師との連携による結果

- ・現在、医師に当該事案に対する意見書の作成を依頼しているところ。
- ・当該事案に関し、退院後の親子分離や安全確保の必要性等を児童相談所として判断することとしており、その際、医師の意見書をセカンドオピニオンとして活用することを想定している。

関係学会の協力により医師と連携した実際のこども虐待事例について

<事例2>

相談先：日本法医学会／日本法医病理学会

①事例の概要

- ・生後10か月の乳児が医療機関に救急受診。左腕、左耳、首、背中から腰に掛けて二度の熱傷で現在入院中であるとの医療機関からの通告があった。
- ・実母は、「実父がポットで湯を沸かしたまま長女と外出し、実母は別の部屋で家事をしていた。本児が急に泣き出したので実母が駆けつけると、ポットのお湯を被ったのか本児の衣服が濡れていた」と説明した。
- ・家族構成は本児、実父、実母、姉の4人世帯。本児は当時つかまり立ちができた。

②学会に協力依頼するに至った理由

- ・火傷の箇所や実母の説明及び主治医の所見を踏まえた上で、その他疑われることはないかの判断を要した。
- ・本県においては、虐待での一時保護の場合は、近隣の総合病院の小児科に受診し、事案発生直後の段階での医師の診断及びその所見を求めている。また、平成28年に「虐待ケース法医学的診断実施要領(対象、謝金、依頼時の必要書類等の取り決め)」を策定し、児童相談所が重度の身体的虐待と判断した案件について依頼をしていた。
- ・医師には、対面診断または書類・写真等の資料による、事案発生直後の段階での診断及びその所見をお願いした。
- ・「虐待による乳幼児頭部外傷事案の診断等に協力可能な医師の確保に向けた取組の積極的な活用について(令和4年3月31日付け子家発0331第5号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)」を参考にした。

③学会への相談から医師紹介までに要した期間

- ・相談後、当日中に速やかに相談対応及び診断結果を得た。

④学会から紹介された医師による協力内容等

- ・本事例については、受傷後数日経過していたことから、救急搬送時に撮影された既存の写真及び診察時の実母の証言データ等により診断結果を得た。
- ・診断結果としては、「母親からの証言に大きく矛盾することはない」とされ、育児環境として本児の手の届くところにポットが置かれていることが不適切であることについての指導が必要との助言を受けた。

⑤医師との連携による結果

- ・医師の診断をもとに訪問調査による生活環境調査を行い、育児環境の改善や育児指導及び各関係機関との情報共有による一貫した保護者指導を実施している。

令和4年度は、**8か所の児童相談所**が本取組を活用し、関係学会への問い合わせにより医師の紹介を受けました。

虐待による乳幼児頭部外傷事案（疑いを含む。）の通告を受けて、

- 受傷機転等に関し医学的な助言や
- セカンドオピニオン等の意見を得ることを求める場合
- そのような事案の対応に向けて事前に医師との関係構築を希望する場合

には、本取組の積極的なご活用について引き続きご検討ください。

<参考:こども家庭庁HP>

【通知】虐待による乳幼児頭部外傷事案の診断等に協力可能な医師の確保に向けた取組の積極的な活用について
(子家発0331第5号) 令和4年3月31日発出

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/dfd4848a-9194-4b7c-b228-1b7ed4847d58/c1f28367/20230401_policies_jidouguyakutai_hourei-tsuyochi_116.pdf

事 務 連 絡
令和 5 年 9 月 7 日

各 児童相談所長 様
各 児童相談所設置自治体児童福祉主管課長 様

こども家庭庁支援局
虐待防止対策課長

児童相談所児童福祉司スーパーバイザーを育成する立場にある
指導的職員を対象としたブロック研修の実施について（周知）

児童福祉行政の推進につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

児童福祉司の専門性強化は喫緊の課題であり、児童福祉司等の指導教育を担うスーパーバイザー（指導教育担当児童福祉司）の担う責務が重要視されており、さらには、スーパーバイザーを育成する立場にある指導的職員（以下、「メタスーパーバイザー」とします。）の役割も重要となっております。

また、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 46 号）の施行に伴い令和 4 年度から実施されている指導教育担当児童福祉司の任用前研修では、メタスーパーバイザーによるスーパーバイズの実施が位置付けられています。

このため、令和 3 年度から、西日本こども研修センターあかしにおいて、標記の研修を実施しており、本年度についても別紙の通り実施予定しています。

各児童相談所におかれましては、該当職員の受講をお願い致します。なお、本研修の受講に係る旅費等の費用については、児童虐待防止対策支援事業の「児童虐待防止対策研修事業」の対象となるので、積極的に活用ください。

以上

児童相談所児童福祉司スーパーバイザーを育成する立場にある 指導的職員へのブロック研修の実施について

1 研修実施の背景

全国的な児童虐待通告件数の増加や死亡・重篤事例の発生という背景の下、児童虐待防止対策の様々な強化策が各分野において展開されています。その中でも、法的権限を行使する児童相談所職員の専門性のさらなる充実・強化が社会的に期待されています。児童相談所職員の専門性において、その中核となる児童福祉司の専門性強化は喫緊の課題であり、新任児童福祉司等の指導教育を担うスーパーバイザーの担う責務が重要視されています。さらには、スーパーバイザーを育成する立場にある指導的職員（以下「メタスーパーバイザー」という。）の役割も注目されつつあり、＜児童福祉司・スーパーバイザー・メタスーパーバイザー＞といった組織的なスーパーバイズのシステムの構築が求められています。このようななか、令和4年度から開始されるスーパーバイザーの任用前研修においては、メタスーパーバイザーの役割が明記されました。

2 研修の趣旨

西日本こども研修センターあかし（以下「当センター」という。）では、国の虐待・思春期問題情報研修センター事業として、過去の死亡事例等を貴重な教訓とすることで、死亡事例や重大事例の発生を防ぐとともに、メタスーパーバイザーに必要な知識や視点を共に学ぶことを主眼とした研修を実施します。具体的には、国の動向を把握し、職場のリーダーとしてのあり方を振り返り、全国の児童相談所で開催されている援助方針会議の運用を共有しながら、よりよい援助方針会議を実施していくために必要なことを学びます。さらには、自治体の枠を超えた同じ立場の者との意見交換のなかで、参加者の活力をいまいちど取り戻す機会にしたいと考えています。

児童相談所において、その豊富な経験と専門的な知識を持つメタスーパーバイザーは、重大な判断を求められる児童相談所の中心的な存在であるため、精神的なストレスや緊張を抱えやすい一方で、自らが外部の研修に出る機会が少ないため、本研修では、多忙な現場のメタスーパーバイザーが1人でも多く参加できるよう全国児童相談所長会の各ブロック単位において、研修を開催します。

3 期待する研修効果

- ① 国の動向を把握し、児童相談所が今後向かう方向について学びます。
- ② 風とおしのよい組織とは何かを学び、組織運営の意識を再覚知します。
- ③ 他の自治体の児童相談所における援助方針会議の運用を共有し、よりよい援助方針会議を行っていくために必要なことを学びます。

4 開催要領

- ① 日程・会場等：下記の通り
- ② 対象：児童相談所の児童福祉司スーパーバイザーを育成する立場にある指導的職員（メタスーパーバイザー）で、スーパーバイザーとしての経験が3年以上の者
- ③ 定員：1ブロック30～40名（関東・甲信越ブロックについては2回開催）
- ④ 研修形式：参集型（グループワークを中心に実施予定）
- ⑤ 申込方法：西日本こども研修センターあかしホームページからの申し込み
- ⑥ 費用：受講料・資料代 無料

○ 研修1日目（予定）（※変更する可能性があります）

	時間	科目	講師	内容
1 日	12:30	受付開始		
	13:25	オリエンテーション(5分)		
	13:30	開会式		
	13:35	【イントロダクション】 【演習1】 参加者の自己紹介／職場紹介／職場で苦勞していること		本研修の目的を達成するために、参加者同士が知り合う時間を設けます。参加者のこれまでのキャリアや、現在働いている職場の概況や職場で苦勞していることなどを共有します。
	14:50			
		休憩		
	15:00	【意見交換】 ・法改正の動向 ・法改正の動向を踏まえた現場の取り組み	【助言者】 こども家庭庁 児童福祉専門官 等	こども家庭庁が進める法改正の動向を学び、現場でどのようなことが必要であるのかを理解し、グループワークのなかで現場での進捗状況や課題を確認します。
16:50				
16:50	アンケート記入			
17:00	終了予定			

○ 研修2日目(予定)(※変更する可能性があります)

	時間	科目	講師	内容
2 日 目	8:45	開場		
	9:25	オリエンテーション		
	9:30	【演習2】 風とおしのよい組織づくり	西田 泰子 (常葉大学短期大学部) 中垣 真通 (子どもの虹情報研修センター) 市原 真記 (静岡県東部児童相談所) 望月 美穂 (静岡県立吉原林間学園) ※このうち一人が講師となります。	児童相談所が活性化し、職員が元気に働き続けられるためには、風とおしのよい組織が必要です。それが、適切な危機管理や、虐待死の防止にもつながっていくという考えに基づき、児童相談所において風のおしのよい組織とはどのようなものであり、それをどのように作ってあげればよいのかを演習を通じて考えます。
	12:30	昼休憩		
	13:30	【演習3】 よりよい援助方針会議のために 援助方針会議の運用は、各自治体、各児童相談所によってさまざまとされています。参加者が勤務する児童相談所の援助方針会議の運用と現状を共有します。	西日本こども研修センター職員	午前中の演習で得た「風とおしのよい組織」という考え方を念頭に置きながら、援助方針会議について考えます。 共有された援助方針会議の運用と現状を基に、好事例の共有や、工夫していること、課題となっていることを抽出します。その後、課題に対してどのような取り組みを行うかについて具体的に検討します。
	15:50			
	16:00	【閉会】あいさつ／アンケート記入／インフォメーション		

【開催日時・会場】

- ① 2023年8月9日(水)10日(木)@研修センターあかし(近畿ブロック)
- ② 2023年10月5日(木)6日(金)@札幌(北海道・東北ブロック)
会場:TKP 札幌ビジネスセンター赤れんが前
住所:〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西6-1 毎日札幌会館 5階 会議室
- ③ 2023年10月19日(木)20日(金)@大宮(関東・甲信越ブロック1)
会場:TKP 大宮ビジネスセンター
住所:〒330-0845 埼玉県さいたま市大宮区仲町 2-26 富士ソフトビル1階
バンケットホール1A
- ④ 2023年10月26日(木)27日(金)@名古屋(中部ブロック)
会場:イオンコンパス名古屋駅前会議室
住所:〒453-0015 愛知県名古屋市中村区椿町 18-22 ロータスビル 5階 RoomA
- ⑤ 2023年11月9日(木)10日(金)@広島(中国・四国ブロック)
会場:TKP ガーデンシティ広島
住所:〒730-0037 広島県広島市中区中町 8-18 広島クリスタルプラザ パール
- ⑥ 2023年12月7日(木)8日(金)@東京(関東・甲信越ブロック2)
会場:ビジョンセンター東京八重洲
住所:〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-3-4 日本橋プラザビル9階 906
- ⑦ 2023年12月14日(木)12月15日(金)@福岡(九州ブロック)
会場:リファレンス駅東ビル貸会議室
住所:〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東1丁目16-14
リファレンス駅東ビル5階 V-1

問い合わせ先

西日本子ども研修センターあかし

研修企画専門員 佐藤 剛

兵庫県明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7

TEL 078-920-9675

メールアドレス sato@akashi-nkkc.jp

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（報告書）について

番号	事業名	実施主体	報告書URL
1	一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための調査研究	株式会社日本総合研究所	https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=104942
2	一時保護所の設備・運営基準策定のための調査研究	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	https://www.murc.jp/library/survey_research_report/kouka_i_230413/
3	アドボケイト（意見・意向表明支援）における研修プログラム策定及び好事例収集のための調査研究	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	https://www.murc.jp/library/survey_research_report/kouka_i_230413/
4	保護者支援プログラムのガイドライン策定及び好事例収集のための調査研究	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	https://www.murc.jp/library/survey_research_report/kouka_i_230413/
5	要保護児童等に関する情報共有システムの効果的な活用方法及びその他のシステムとの効果的な連携のための調査研究	株式会社野村総合研究所	https://www.nri.com/jp/knowledge/report/lst/2023/mcs/social_security/0410_5
6	児童相談所におけるICTやAIを活用した業務の効率化に関する調査研究	株式会社野村総合研究所	https://www.nri.com/jp/knowledge/report/lst/2023/mcs/social_security/0410_6
7	SNSを活用した児童虐待等に関する相談の効果的な運用に関する調査研究	株式会社リベルタス・コンサルティング	https://www.libertas.co.jp/company/projects.html
8	ヤングケアラーの支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究	有限責任監査法人トーマツ	https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/yc-assessment.html

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（報告書）について

9	児童相談所における虐待による乳幼児頭部外傷事案における安全確保策に関する調査研究	有限責任監査法人トーマツ	https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/hc-aht-point.html
10	児童相談所や一時保護所等における保健師の効果的な活用に関する調査研究	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	https://www.mizuho-rt.co.jp/case/research/r04kosodate2022.html
11	子ども家庭福祉の新たな資格に関する調査研究	株式会社工業市場研究所	https://www.kohken-net.co.jp/news/%e4%bb%a4%e5%92%8c%ef%bc%94%e5%b9%b4%e5%ba%a6%e5%ad%90%e3%81%a9%e3%82%82%e3%83%bb%e5%ad%90%e8%82%b2%e3%81%a6%e6%94%af%e6%8f%b4%e6%8e%a8%e9%80%b2%e8%aa%bf%e6%9f%bb%e7%a0%94%e7%a9%b6%e4%ba%8b%e6%a5%ad/
12	養成校におけるモデル的なカリキュラムの検討と、子ども家庭福祉の新たな資格における指定研修等への養成校の協力の在り方に関する調査研究	一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟	http://jaswe.jp/research.html
13	児童相談所における要保護児童等の援助事例の実態に関する調査研究	有限責任監査法人トーマツ	https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/enjyo-jirei.html
14	市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の効果的な運用に関する調査研究	有限責任監査法人トーマツ	https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/yc-tebiki.html
15	警察からのいわゆる「面前DV」に係る通告の収集・分析に関する調査研究	有限責任監査法人トーマツ	https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/hc-menzen-dv.html

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究・普及促進事業（報告書）について

1	権利擁護スタートアップマニュアル作成に関する調査研究	みずほリサーチ&テクノロジー株式会社	https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7bbba95c-5cbf-4767-af55-67acd3408fc5/36a5101a/policies_jidouguyakutai_Revised-Child-Welfare-ActResearch_01.pdf
---	----------------------------	--------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

令和4年度保健福祉調査委託費による調査研究事業（報告書）について

1	こども家庭センター及びサポートプランについての調査研究	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社	https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7bbba95c-5cbf-4767-af55-67acd3408fc5/196e0981/policies_jidouguyakutai_Revised-Child-Welfare-ActResearch_02.pdf
2	要保護児童対策地域協議会のあり方に関する調査研究	株式会社シード・プランニング	https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7bbba95c-5cbf-4767-af55-67acd3408fc5/d499c648/policies_jidouguyakutai_Revised-Child-Welfare-ActResearch_03.pdf

「ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック」について

実施：有限責任監査法人トーマツ

(令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーの支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究」)

アセスメントツール等作成の背景

- 子どもが年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響を受けることがある。
- 国が示した報告書^{*1}において、早期に発見し適切な支援につなげる重要性が示されるとともに、幅広い分野が支援機関として明確化され、YC支援に係る関係機関の拡大が示されている。
- これらのことから、アセスメントシートの在り方について検討することが求められている。

※1 厚生労働省「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」（令和3年5月）

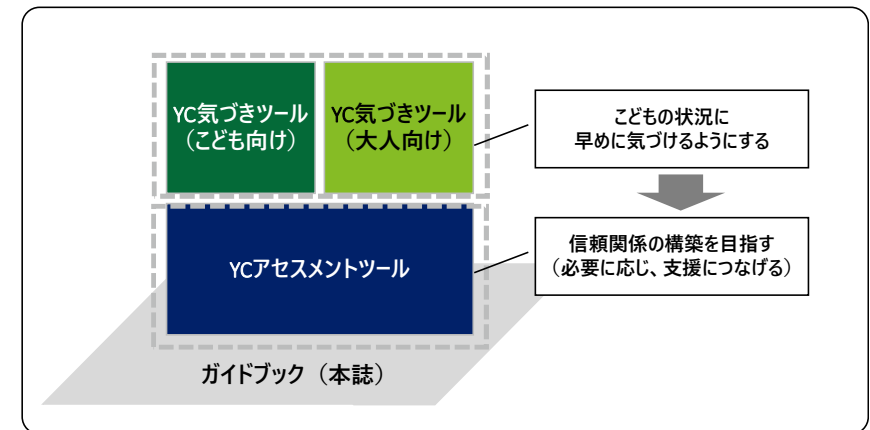
ガイドブックの構成

- ガイドブックの章立ては以下の通り。
- 第2章では各種ツール活用時の留意点や使用場面例、各種ツールにおける確認の視点及び項目別の解説、各種ツール活用後の流れ等を紹介している。

第1章 はじめに
第2章 各種ツールの使い方
第3章 支援へのつなぎ方
第4章 子ども向けガイド
(その他、巻末資料としてQA及び付録（主要参考文献等）あり)

▼ガイドブックに掲載した内容例

図表：各種ツールの全体像（ツールは全部で3種）



「子どもの話を、子どもを主役として聞いてくれる大人がいる」環境を作る

図表：YCアセスメントツールの項目別ガイド

項目	質問項目	解説
I あなたの家族について		
1	あなたが一緒に住んでいる家族を教えてください。	・同居する家族を確認する項目。 ・家族には内縁関係の場合も含む。
2	お世話や気持ちを聞くなどのサポートが必要な家族はどなたですか？	・お世話が必要な家族を確認する項目。
3	お世話や気持ちを聞くなどのサポートが必要な家族の状況は？	・お世話が必要な家族の状況について、子どもがどこまで理解しているか、どのようなサポートが必要かを確認する項目。

「児童福祉部門と教育分野に焦点を当てた 市区町村におけるヤングケアラー 把握・支援の運用の手引き」について

実施：有限責任監査法人トーマツ
(令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の効果的な運用に関する調査研究」)

手引き作成の背景

- 都道府県や市区町村単位でヤングケアラーを早期に発見し支援につなげるための取組が行われているが、「支援が必要なヤングケアラーを網羅的に把握しその後の生活改善までフォローできる運用方法」等は未だ十分には整備されていない。
- これらのことから、市区町村におけるヤングケアラー 把握・支援の運用方法等について検討することが求められている。

手引きの対象

- ヤングケアラー支援を行う市区町村の児童福祉部門職員や、当該地域の学校や教育委員会といった教育分野の関係者

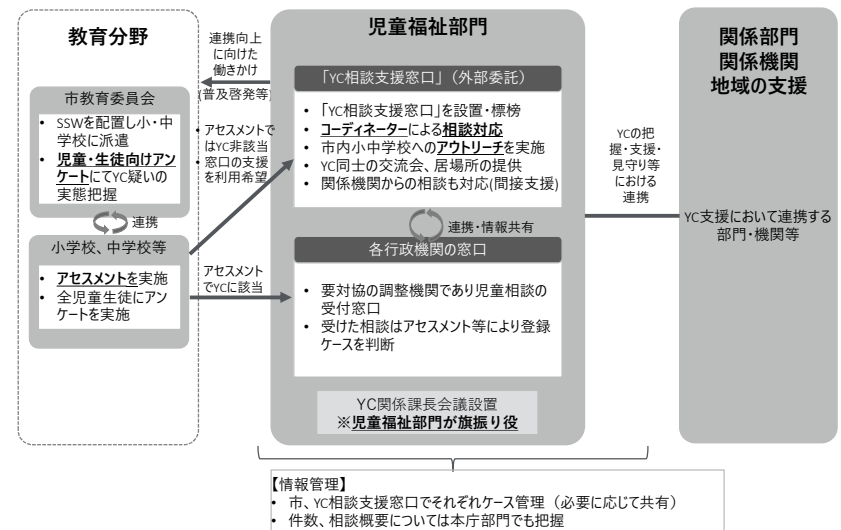
手引きの構成

- ガイドブックの章立ては以下の通り。
- 第3章では当研究事業で実施したヒアリング調査の結果をもとに、各市区町村の運用体制等を4つのパターンに分け、紹介している。

- 第1章 手引きの背景と目的
- 第2章 ヤングケアラー支援概論
- 第3章 ヤングケアラー支援の運用の仕組み
- 第4章 児童福祉部門が主導するヤングケアラー支援の運用に必要な事項
- 第5章 対応が困難事例ごとの留意点や工夫

▼手引きに掲載した内容例

図表7：仕組み例③-B市の事例ー



運用体制等のパターンごとに各市区町村の特徴を紹介

【類似の仕組みで運用する他市の事例】

D市 (人口規模：50万～80万人未満)

【2. ヤングケアラー支援の運用内容>(2) 対象者】

- 年齢が18歳を超えたタイミングで児童福祉部門と福祉事務所の情報連携ができる仕組みを整備。所定の様式(世帯の基本情報やこれまでの支援の経緯等を記載)を作成して、福祉事務所につなぐ取り決めをしている。福祉事務所は重層的支援体制整備事業の事務局となっており、当該事業における支援方針会議では守秘義務に関する記載があるため、その枠組みの中で対応できるものと考えている。

【2. ヤングケアラー支援の運用内容>(3) 実施方法>5 児童福祉部門でのアセスメント】

- 通告のあった事案は要対協としての視点と、ヤングケアラーとしての視点双方からアセスメントしている。調査の結果、ヤングケアラー支援が必要ないものと判断された場合は、終了とする。

一時保護職員に対して効果的な研修を行うための調査研究

概要

各一時保護所において一定水準が保たれた研修を内製可能とすることを目的に、令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究「一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための基礎的な調査研究」の調査結果を活用し、一時保護業務について知見を有する学識委員および実務者により構成される検討委員会を組成の上、「一時保護所職員のレベル別の到達目標（初級・中級・上級レベルごとのスキルマップ）」、「到達目標に基づく標準的な一時保護所職員向け研修カリキュラム案」、及び当該カリキュラム案に基づく「研修教材」を作成した。

1 一時保護職員向け個別到達目標の設定

大分類	小分類	大分類	小分類
一時保護所の業務の基本的理解	<input type="checkbox"/> 法的根拠 <input type="checkbox"/> 児童相談所業務全般の理解 <input type="checkbox"/> 一時保護所業務全般の理解 <input type="checkbox"/> 行動観察 <input type="checkbox"/> 一時保護に係る行政手続 <input type="checkbox"/> 子どもの権利擁護 <input type="checkbox"/> 職員倫理・行動規範	自身のケア・組織づくり	<input type="checkbox"/> 二次受傷防止 ・ 職員間のコミュニケーション/チームビルディング ・ 自己評価と資質向上 ・ 他部門との連携
基本的な支援内容	<input type="checkbox"/> 子どもとの関わり方について <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの成長・発達 ・ 学習・遊び・保育 ・ 子どもの事故防止（安全確保） 	施設運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの集団生活のマネジメント ・ 施設運営上の安全管理
子どもへのケア・アセスメント	<input type="checkbox"/> 児童虐待 <ul style="list-style-type: none"> ・ 愛着 ・ 発達障害 ・ いじめ ・ 非行児童について ・ 無断外出対応 <input type="checkbox"/> 性的問題対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自傷・他害問題対応 ・ トラウマ ・ 一時保護決定から一時保護解除までのケア ・ そのほか特別な配慮が必要な子どものケア 	初級	：一時保護に関する制度や法律等の基本的枠組みについて概ね理解しており、子どもの状態や境遇に応じて個別に関わるための知識・技術・態度を概ね身に付けている。
		中級	：児童福祉に関する制度や法律等の基本的枠組みについて概ね理解しており、子どもの状態や境遇に応じて個別に関わるための知識・技術・態度を確実に身に付けている。
		上級 (SV)	：より困難なケースに対応できる能力を備えるとともに、入所児童全般に対する支援のみならず、職員への適切な助言・指導、管理者業務の補佐、組織内の他職種との連携を促進する調整力や指導力を身に付けている。
		上級 (管理者)	：施設運営や事務手続き、他部門との連携促進、人員マネジメントを行う企画調整力を身に付けている。

一時保護職員に対して効果的な研修を行うための調査研究

2 研修カリキュラム案及び研修教材の作成

科目	対象	時間
1. 児童福祉法	初級・中級	30分
2. その他法令	上級	30分
3. 児童相談所の業務 1	初級・中級	30分
4. 児童相談所の業務 2	初級・中級	30分
5. 一時保護業務 1	初級	30分
6. 一時保護業務 2	初級・中級・上級	30分
7. 行動観察	初級	30分
8. 一時保護に係る行政手続 1	初級	30分
9. 一時保護に係る行政手続 2	上級	30分
10. 子どもの権利擁護	初級・中級	30分
11. 職員倫理・行動規範	初級	30分
12. 個人情報取扱	初級	30分
13. 子どもとの関わり方	初級・中級	30分
14. 子どもの成長・発達	初級・中級	30分
15. 学習・遊び	初級・中級	30分
16. 子どもの事故防止 1	初級・中級	30分
17. 子どもの事故防止 2	上級	30分
18. 児童虐待	初級・中級	30分
19. 愛着（アタッチメント）	初級・中級	30分
20. 発達障害	初級・中級	30分

科目	対象	時間
21. いじめについて	初級・中級	30分
22. 非行児童について	初級	30分
23. 無断外出対応	初級・中級・上級	30分
24. 性的問題対応	初級・中級・上級	30分
25. 自傷・他害問題対応	初級・中級・上級	30分
26. トラウマ	初級・中級	30分
27. 一時保護決定～一時保護解除までの一連のケア	初級	30分
28. その他特別な配慮が必要な子どもの対応	初級・中級・上級	30分
29. 二次受傷防止	初級	30分
30. 職員間のコミュニケーション / チームビルディング	初級・中級・上級	30分
31. 子どもの集団生活のマネジメント	初級・中級・上級	30分
32. 施設運営上の安全管理	初級・中級・上級	30分

研修教材例

一時保護中の子どもへの主な支援の類型

一時保護所では子ども一人一人にあった支援を行うとともに、学習支援やスポーツ等のレクリエーションプログラムへの参加、読書や音楽鑑賞の機会を設けるなど、安定した生活を送れるように配慮します。

生活面のケア	レクリエーション	食事	健康管理	教育・学習支援
子どもたちが一時保護所で生活を通して徐々に生活習慣を身に着けられるように支援する。	子どもの年齢、希望を考慮してスポーツ活動、室内遊戯等の遊びを企画・実施し、遊びを通じて活動的な気持ち、活動的な思考の獲得の支援を行うことで子ども個人の健康と幸福を高める手助けをします。	入所前の生活や入所時の不安等から偏食、小食、過食、拒食等の問題も生じやすいので、個々の子どもの状態に即した食事への配慮を行う。	子どもにとって新しく慣れない環境に入るための心身の調整をきたしやすいことから、健康管理に配慮する。例えば本格的なケースの生命体失調気味で年齢に応じた身長発達が見られない、う歯があるといった場合もあるため定期的な身体検査や口腔検査を行う。	子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行い、子どもの就学機会の確保に努める。「わかる」という体験から徐々に自信と学習へのモチベーションを育む。

子どもと関わる際の前提となる態度

子どもと接するに当たっての前提として、以下事項は確実に押さえておく必要があります。

権利擁護の観点から	子どもの安全確保の観点から	安全・安心な生活の提供の観点から	子どもの発達支援の観点から
<ul style="list-style-type: none"> 子どもが適切な生活環境で暮らすことと、生活環境を整えること。 子どもの安全確保のため、子どもが安全な環境で暮らすこと。 子どもの権利を尊重し、子どもの意見を聴き、子どもの自己決定や意向が反映されるように努めること。 子どもの健康や安全を確保すること。 子どもの生活環境を整えること。 子どもの生活環境を整えること。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの安全確保のため、子どもが安全な環境で暮らすこと。 子どもの安全確保のため、子どもが安全な環境で暮らすこと。 子どもの安全確保のため、子どもが安全な環境で暮らすこと。 子どもの安全確保のため、子どもが安全な環境で暮らすこと。 子どもの安全確保のため、子どもが安全な環境で暮らすこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 一時保護所は安心して生活できる場所であることと伝え、子どもが安心して生活できることと伝える。 子どもの安全確保のため、子どもが安全な環境で暮らすこと。 子どもの安全確保のため、子どもが安全な環境で暮らすこと。 子どもの安全確保のため、子どもが安全な環境で暮らすこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの発達支援のため、子どもが安全な環境で暮らすこと。 子どもの発達支援のため、子どもが安全な環境で暮らすこと。 子どもの発達支援のため、子どもが安全な環境で暮らすこと。 子どもの発達支援のため、子どもが安全な環境で暮らすこと。

児童相談所や一時保護所等における保健師の効果的な活用に関する調査研究（概要）

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（実施主体：みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社）

● 調査研究の趣旨・目的

令和元年度児童福祉法改正により児童相談所において保健師が必置化されることが決定し、令和4年4月より保健師の児童相談所配置が義務となったことを踏まえ、下記2点を目的として、本事業を実施した。

- ▶ 令和4年4月より前に児童相談所に配属された保健師が、児童相談所内の体制にどのように組み込まれているのか、また保健師としての経験を活かして、どのように専門性を発揮しているのかについて全国的な実態を把握する。
- ▶ 把握された児童相談所に配置された保健師の業務内容等の実態をもとに、今後の児童相談所における保健師の効果的な活用について検討し、提言を行う。

● 実施内容

▶ 検討委員会の設置・運営

有識者による検討委員会を設置し、事業全体の進め方、調査設計、全国の児童相談所における保健師の効果的な活用に向けた考察・提言等に関して検討。（全4回）

▶ アンケート調査

児童相談所の管理職（児童相談所票）と保健師（保健師票）を対象に、2種類のアンケート調査を実施。

回収数：186（児童相談所票）、211（保健師票）

【調査項目：児童相談所票】

保健師の配置状況・保健師の業務分担の方針・保健師の役割・保健師の人事関連事項・課題と効果

【調査項目：保健師票】

保健師の役割・自身のキャリア・課題と効果

▶ ヒアリング調査

児童相談所に勤務する保健師及び児童相談所を統括する職員、有識者に対して、ヒアリング7件を実施。

【調査項目】保健師配置の経緯、保健師配置の課題と工夫、効果、担当している業務内容・役割、所内での役割を果たすために必要な専門性・資質とそれを得るために必要な経験・育成体制、組織内での取組事項

▶ 報告書の作成

児童相談所に配置された保健師の専門性や効果、児童相談所に配置された保健師の効果的な活用に向けた提言を整理・とりまとめた報告書を作成。

● 検討委員会 委員

（○：座長）

- 川松 亮 明星大学 人文学部 福祉実践学科 教授
- 末藤 則恵 愛知県一宮児童相談センター 児童育成課児童相談第一グループ 主査
- 中板 育美 武蔵野大学 看護学部 教授
- 中森 愛 宮崎市 子ども未来部 子育て支援課 子ども家庭支援室 副室長
- 三橋 静香 全国保健師長会 健やか親子特別委員会 委員長
- 山本 恵子 神奈川県小田原児童相談所 子ども支援課 副技幹
- 吉澤 賢治 子どもの虹情報研修センター 専門相談室長

● 調査結果概要

【アンケート調査結果】

- ・児童相談所に配置された**保健師の88.6%が相談・判定・指導・措置部門に配置**され、虐待相談を中心に、幅広い種別の相談に携わっていた。
- ・保健師が関与するケースとして、児童相談所の管理職、保健師ともに、**8割以上が「乳幼児ケース」「健康課題がある児童、精神疾患・障害等が疑われる児童、医療的ケア児のケース」「特定妊婦、その他周産期で課題があるケース」**を選択していた。
- ・児童相談所に配置する保健師に対し、管理職が配置時点で必須で求める知識・経験として、「母子保健分野の知識・経験」は**77.3%**、「子どもの発達に関する、保健・医療面からの知識・経験」は**73.0%**、「精神保健福祉分野の知識・経験」は**54.6%**、「性教育にあつての必要な知識・経験」は**49.6%**の選択率であった一方、「児童虐待分野の知識や経験」は**23.4%**に留まった。
- ・児童相談所に保健師を配置したことで、児童相談所の管理職、保健師ともに、**8割以上が「所内の個別ケース支援の質が向上する」効果**があったと回答したほか、管理職の**8割以上が「市区町村等の母子保健部門、児童福祉部門、精神保健福祉部門や、医療機関等の関係機関との連携体制が推進される」効果**があったと回答した。

【ヒアリング調査結果】

- ・管理職からは、**医療機関や市区町村との連携窓口としての役割**、また乳幼児ケース等の保健師の知見が活かせるケースや、性的虐待を受けた子どもへの対応や移送・予防接種の管理等、**個別の事例のうち特定の場面で保健師の役割を求めるとの意見が多かった。**
- ・「医療機関との連携体制の構築・強化」「市区町村保健師（母子保健部門等）との橋渡し」「支援方針検討過程での意見出し・支援を進める上での特定の場面（性的虐待を受けた子どもの対応、長時間の移送、等）での活躍」といった事項が挙げられた。また**保健師自身への効果として、これまでと大きく異なる業務に児童相談所で携わること**を、「視野が広がる」と前向きに捉えた意見が複数あった。

児童相談所や一時保護所等における保健師の効果的な活用に関する調査研究（結果）

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（実施主体：みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社）

● 調査結果のまとめ（保健師配置による効果）

本事業の調査結果から、児童相談所に配置された保健師が専門性を発揮することで、下記の効果があることを把握した。

保健師の配置が所内にもたらす効果

● 保健・医療分野の知識・経験を活用した医療機関との連携による効果

- 適切なタイミングで子どもを医療機関に繋げる
- 医療機関への受診時、確認すべき点を過不足なく聴取し、所内に還元する
- 医療機関との連携体制を構築・強化する

● 保健・医療分野の知識・経験を活用した市区町村との連携による効果

- 児童相談所職員、保健師双方の立場を理解する職員として、市区町村との連携窓口を担う

● 保健・医療分野の知識・経験を活用した判断・支援による効果

- 保健・医療分野の知識を個別事例の支援方針に活用する
- 保健・医療分野の知識が直接役立つ場面（性的虐待の事例への対応や移送・予防接種の管理等）で活用する
- 保健・医療分野の知識を他職種の資質向上に活用する

● 「地域」「予防」「寄り添い」の観点から支援を行う効果

地域	関係機関へのスムーズな連携、アウトリーチや地区組織活動を通じた地域へのアプローチ
予防	発生予防・予防的介入の視点をもったアプローチ、事故予防の観点からの情報提供・安全教育、包括的性教育の実施
寄り添い	保護者等にとって身近な専門職として継続的に相手のペースに合わせた支援

● 提言

本事業で把握された実態をもとに、今後児童相談所における保健師の効果的な活用を行うため、全国の児童相談所設置自治体や児童相談所内の管理職に向けた提言を、下記の通りまとめた。

1 保健師の専門性がより活かせる配置体制の検討

- 児童相談所に配置された保健師が、その専門性を十分に発揮して児童相談所の業務を担うためには、**他の業務を兼任させずに配置することが望ましい**。また同様の観点から、**児童相談所以外の機関との兼務は避けるべき**（※）である。
- その際、自治体全体としては、地域保健（または公衆衛生活動）の最新情報を得ながら保健師活動を進めることで児童相談所業務に還元できるよう、保健所や保健師統括部署等からのバックアップが得られる機会を用意する必要がある。
- 児童相談所は、まず相談・判定・指導・措置部門で保健師を確保した上で、相談・判定・指導・措置部門の保健師と一時保護部門の看護職が連携しながら支援する体制を構築する必要がある。

2 保健師の専門性を踏まえた業務分担の整理・浸透

- 研修等を通じて、保健師を含めた各職種の強みや専門性を、管理職が理解することが必要。所内の保健師が、児童相談所業務への理解を深めるとともに、所内でのソーシャルワーク業務に保健師の専門性を応用することで、「保健師のソーシャルワークの力」が発揮できるよう、業務分担することが望ましい。
- 保健師配置開始後、**継続的に保健師の効果的な活用を行うためには、保健師の役割や業務分担について、所内で十分に協議した上で、文書化してとりまとめた上で、管理職からの後押しのもと、所内に浸透させることが必要である**。

3 保健師に求められる専門性を獲得する機会の確保

- 母子保健分野、精神保健福祉分野の知識や経験を有する保健師の配置が難しい場合には、**不足している知識・経験を配置後に補う機会**（人事交流制度、他自治体への訪問機会の創出、等）の確保が必要である。
- 保健師が児童相談所に配置された後も、児童虐待対応の知識・経験等、所内業務に必要な専門性を確実に蓄積できるよう、**各種研修を確実に受講させることが望ましい**。また児童相談所に配置された保健師が参集する外部会議、外部研修等、**保健師の資質向上に繋がる機会に参加できるよう、組織的に後押しする体制の構築を進めることが望ましい**。

4 所内で保健師としての専門性を向上させるための体制構築

- 所内には保健師が1名もしくは若干名での配置が多いため、定例会議等を通じて、**自治体内で各児童相談所に配置された保健師同士が交流して相談等ができるような仕組みを構築する等**、留意が必要である。
- 所内で保健師が1名配置の場合は、特に、**所内で保健師が児童福祉司スーパーバイザー等の専門性を有する上席に対して相談したり助言を得たりする機会を確保**できるような体制の整備が必要である。加えて、保健師自身が、統括保健師やその他の部署に配置されている保健師に助言を得たり、情報収集したりすることに努めることも重要である。

※児童相談所に配置された保健師が、専門性を効果的に活用して児童相談所の業務を担うためには専任とすることを基本とすべきであるが、兼務が必要な場合には、兼務による支障等について十分に検討することが必須である。

2022年度に実施された研究等について

(子どもの虹情報研修センター)

子どもの虹情報研修センター（以下、センター）では、センターが実施する研修で得られた情報の分析や児童虐待に関する文献研究、さらには児童福祉現場における臨床研究をはじめとして、今日的に重要と思われる課題について研究を行い、成果をセンター研修に活かすとともに、現場で役立てていただくことを目的として研究活動を実施しています。

センターの研究は、次の4つの枠組みで行っています。

- (1) 人材育成に関する調査研究
- (2) 文献・研究等の収集と分析
- (3) 児童虐待に関する海外の状況の把握と分析
- (4) 課題研究（臨床現場研究）

以上の枠組みの中で、2022年度は計8研究を実施しました。以下に行った研究等の概要を紹介します。

I. 2022年度の研究

(1) 人材育成に関する調査研究

専門職の養成と任用後の育成に関する研究：

OJT とその評価をめぐって

研究代表者 保坂 亨（千葉大学教育学部）

1. 問題と目的

福祉領域における専門性の確保について、特に児童福祉領域においては、その取り組みは遅かったと言わざるを得ない。しかし、「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」報告書(2016年)以降、ようやく本格的な議論が始まり、2022年に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、新たな子ども家庭福祉のソーシャルワーカーに関する資格を内閣府令で定めることが盛り込まれた。

本研究(2020-2022年度)は、こうした動向の中で専門職の人材育成について、福祉領域以外にも広く視野を広げて資格と育成の仕組みを比較検討することを目的としたものである。医学・法曹・教育・福祉領域では、同じ国家資格を有する専門職でありながら、その資

格のあり方や育成方法は様々である。しかし、これらの領域を超えて専門資格や育成について比較・検討したものは、ほとんどないと言ってよい。そこで本研究は、多角的な視点から他領域の現状と課題を把握しながら比較検討することによって、資格を含めて児童福祉領域に必要な専門性や養成研修のあり方など人材育成に資する基礎資料の作成を目指して始められた。2020年度は児童福祉以外の専門職（医学・法学・教育学）における国家資格の在り方（業務独占・名称独占等）、その養成（コアカリキュラムの位置づけ・実習を含む）と任用後の育成研修についての歴史的経過を概観し、その専門職の在り方に関する課題を把握し、医学・法学・教育学間で比較検討する作業を通して、児童福祉領域の専門性の在り方（資格及び養成・研修等）に資する課題を明らかにした。2021年度は任用後の育成計画等のビジョン、インターンシップ（実務経験システム）、スーパーバイズ、人事交流など、特に育成のレベルに合わせた実務訓練（OJT）に焦点を当て、児童相談所の児童福祉司を中心に子ども家庭福祉領域における実態、及び養成校で実施されている実習、スーパーバイズ等についても現状と課題を把握した。

2. 研究の内容

本(2022)年度は、福祉領域における大学及び大学院という養成段階、とりわけ実習に焦点をあてた調査研究を行った。具体的には、日本社会事業大学と長野大学大学院における養成の実際を、特に実習のあり方を中心に面接調査によって把握した。また、教育領域として香川大学の教職大学院の人材育成の実際を面接調査によって把握し、千葉大学教職大学院との比較検討を、実習を中心に行った。

そして、これらの調査研究を踏まえて、以下三つの視点にまとめた。

- 1 研修における「履修」と「修得」
- 2 福祉職員および教員養成における実習から専門職の養成について考える
- 3 専門職の人材育成：領域を超えた検討

最後に児童福祉領域における認定資格の論点を整理した。さらに、領域を超えた課題である「専門家」資格の停止・剥奪問題に関する資料として、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（2021年6月4日公布）等を付した。

オンライン研修の導入による変化と今後の展望

研究代表者 中垣 真通（子どもの虹情報研修センター）

1. 問題と目的

2019年度末から始まった新型コロナウイルスの感染拡大により、参集型研修の実施が困難になったため、子どもの虹情報研修センターでは2020年度からWeb会議ツールを利用したオンライン研修を導入した。2020年度初めの時点では、受講する側も容易にオンライン研修を受講できる環境になかったが、各職場の通信環境等のアンケート調査を行い、6月には試行的なオンライン研修を実施した。2020年度後半以降は、オンラインを主たる方法として研修を実施している。

本研究では、オンライン研修の効果と課題、今後の発展的利用の方向性を明らかにし、オンライン研修を活用するための有用な情報を提供することで、他機関が人材育成のために実施する研修のより一層の充実に資することを目的とした。

2. 研究の内容

研究報告書の章立てに沿って紹介する。序章では、オンライン研修導入の前提となる社会背景や先行する取り組み、研修に関する理論や方法などについて先行研究を踏まえて、整理を行なった。

第2章では、虹センターが実施する専門研修の基本的な構想とオンライン研修の導入経過を概観した。オンライン研修の導入経過については、2020年度以前の取り組み状況から時系列で詳細に整理を行い、研修方法の大幅な変化に虹センターがどのように検討を重ね、対応してきたか報告した。オンライン研修を導入したことによって、研修の進め方に大きな変化が生じ、対面で実施する研修に比べると、オンライン研修は受講者間の相互交流に制約がある半面、事前に講義映像で予習するオンデマンド学習や講義中の一斉アンケートの実施が可能になる等の利点もあった。

第3章では、オンライン研修は、研修にどのような効果をもたらし、今後どのように発展が期待できるのか、アンケート調査の結果を報告した。2022年5月から11月に3つのアンケート調査を実施し、それぞれ958名、850名、563名からの回答を得た。特に、研修手法（参集、ライブ配信、オンデマンド配信など）や科目形態（講義、演習、グループ討議など）ごとの特徴、オンライン研修受講者の受講環境に着目して分析を行い、その結果を報告した。

第4章では、虹センターがオンライン研修を導入して得た経験とアンケート調査の結果、先行研究による知見を照合しながら検討を加え、今後の研修の方向性について考察した。また、虹センターがオンライン研修を実施する際に配布する操作手順書なども掲載し、関係機関においてオンライン研修を企画及び運営する際の参考資料を提示した。

(2) 文献・研究等の収集と分析

児童虐待重大事例の分析

研究代表者 増沢 高（子どもの虹情報研修センター）

1. 問題と目的

2022年度の文献研究は、2011年から2020年までに起こった児童虐待による死亡事例をはじめとした重大事件をピックアップし、それらについての文献、資料等を収集、分析を行う。2021年度には2011年から2015年までの事件、2022年度には2016年から2020年までの事件を対象とする。なおこの研究は、2000年から2010年までの事例を取り上げた「児童虐待重大事例の分析」（平成22年度、平成23年度報告書）に続くものである。繰り返し報道されるなどして、社会が注目し、児童虐待の防止制度や対応の在り方に影響を与えた事件を数十例抽出し、事例の内容、発覚後の経過、検証報告書などによる事例への評価、事件の影響などをまとめ、各事例に共通する事柄や重症化を予防する視点などを分析、考察することを目的とする。

2. 研究の内容

2022年度は、以下の9事件を取り上げた。①堺市4歳男児所在不明事件 ②久留米市16歳女子虐待事件 ③狭山市3歳女児虐待死事件 ④四街道市営利目的養子斡旋事件 ⑤目黒区5歳女児虐待死事件 ⑥野田市10歳女児暴行死事件 ⑦札幌市2歳女児暴行死事件 ⑧出水市4歳女児暴行死事件 ⑨大田区3歳女児放置死事件

以上の事件について、家族の状況、事件の経過、事件へのコメント、事件がもたらした影響、事件の個別性からの気づきや知見等について、当時の新聞記事や検証報告書や文献資料をもとにまとめた。

(3) 児童虐待に関する海外の状況の把握と分析

オーストラリアにおける児童虐待防止の取組みに関する調査研究

研究代表者 増沢 高（子どもの虹情報研修センター）

1. 問題と目的

家族や親族、地域の資源をベースにした家族支援は、オーストラリアが国を挙げて長く取り組んできた児童福祉の理念である。特に、ニューサウスウェールズ州（NSW州）では、Department of Communities and Justice（コミュニティ・司法省）を中心に、子どもと青少年・先住民・障がい者・DV被害者・性暴力被害者等、権利侵害を受けやすい人々を守り、支援する強力なコミュニティの構築に力を注いでいる。そこでは当事者の声を政策に生かす取り組みも始まっている。さらに近年、多機関協働による支援を活性化させるための情報共有システム「ChildStory」が開発された。このシステムは世界でも先駆的な取り組みとして注目されている。そこで本研究では、家族を支援の中心に据えたオーストラリアの児童虐待対応と子どもと家族へのサービスについて、法律と制度、主要な対応機関と対応プロセス、関連機関間の連携と情報共有の仕組み、児童保護の現状（統計）に関する情報を収集し、整理した。

2. 研究の内容

資生堂子ども財団が主催するオーストラリア児童福祉研修に同行し、情報を収集・整理し、分析を行った。研修は、2022年11月18日から11月26日の日程でニューサウスウェールズ州シドニーにて実施された。研修における視察先は、NSW州コミュニティ・司法省、NSW州チルドレンズガーディアンオフィス、NSW州子ども若者アドボケイトオフィス、NSW州児童福祉機関協会、家庭外ケア当事者のアドボカシー推進機関、福祉サービス提供機関（在宅支援、家庭外ケア、10代のホームレス支援等サービス）、子どもと家庭への治療的支援機関、乳幼児教育・保育・早期介入等サービス施設、先住民当事者権利擁護団体、児童虐待予防・教育サービス機関等11ヵ所で、このほか及びAndrew Turnell氏（サインズ・オブ・セーフティ開発者）とのセッション、現地早期教育従事者へのヒヤリングを行った。

海外の児童虐待防止の取組みに関する調査研究

研究代表者 増沢 高（子どもの虹情報研修センター）

1. 問題と目的

日本における子ども虐待対応体制を検討するために、海外における取り組みの情報は重要な基礎資料となる。現在、海外における相談体制や地域のネットワークによる支援、あるいは家族支援の取り組みに関して、まとまった情報は少ないのが実情である。そこで子ども

虐待対応に焦点を当て、統計、法制度、支援機関、サービスの内容等、多角的に情報収集を行い、必要な情報を整理した。

2. 研究の内容

以下の通り、世界各国の子ども虐待対応の概要、及び欧米の学術誌の情報の収集と整理を行い、情報のデータベースを作成し、主要な情報はセンターのホームページで公開をした。

(1) アジア（韓国）、北米（アメリカ、カナダ）、ヨーロッパ（イギリス、ドイツ、フランス）、北欧（フィンランド）、オセアニア（オーストラリア）、以上8ヵ国(2022年度はフランス情報を新規に追加)の児童福祉所管省庁、統計管理局、児童保護機関、児童福祉研究所等のウェブサイトにおいて児童虐待対応の現状を把握できる情報を調査・収集し、まとめた。

情報項目は、児童虐待及び児童保護に関する制度、児童虐待対応機関・職員の体制、児童虐待対応の流れ、支援サービス、社会的養護、及び児童虐待対応に関する統計などについてである。

なお、統計情報については、児童虐待の通告、及び調査・アセスメントの件数と対象児童数、虐待の認定件数、代替養育の種類と人数、児童虐待による死亡事例数などについて、国ごとにまとめ、センターのホームページに公開した。

(2) ISPCANの公式発行物である「Child Abuse & Neglect」と、イギリスの子ども虐待防止学会(AoCPP; Association of Child Protection Professionals)の発行物である「Child Abuse Review」に、2021年に掲載された論文のタイトルを翻訳し、執筆者、キーワードなどもあわせて、情報を一覧にまとめた。

(4) 課題研究（臨床現場研究）

児童心理治療施設のアタッチメントを核とした 治療的支援の体制作りの評価に関する研究

研究代表者 遠藤 利彦（東京大学大学院教育学研究科）

1. 問題と目的

近年、児童心理治療施設には、被虐待経験をもつ子どもたちの入所が増えている。虐待により生じる、子どもの発達上の心理社会的困難は、アタッチメントの課題として解釈されることが多く、現場では、アタッチメント理論に基づく支援の展開が求められている。

アタッチメント理論に基づく支援体制の確立のためには、まず、支援の効果として子どものアタッチメントの質の変容を評価するシステムが欠かせない。

そこで本年は、施設に入所している児童期の子どものアタッチメント行動について、網羅的に把握できる評価ツールの開発を行った。児童のアタッチメントシステムを包括的に理解するため、担当職員に対するアタッチメント行動だけでなく、他職員、他児とのアフィリエーション、ケアギビング行動についても、可視化することを目指した。また児童の適応の程度に関して、日常の感情状態や対人ネットワークについても測定し、評価の質を保証することとした。さらに、児童のアタッチメント行動等の変動における職員との関係性の質の影響を解釈するために、職員の内的体験についての記述も収集することとした。

2. 研究の内容

以下の手順で、評価ツールの開発を行った。

① アタッチメント、アフィリエーション、ケアギビングシステムの行動について、理論的に整理する。AQSや社会的スキル等の項目を参照し、入所児童の行動を測定する項目を選出した。

② 被虐待経験をもつこと、児童期であること、施設環境であることに鑑み、現実的に観察されそうな行動を整理する。①で整理した項目から、観測される可能性の低い項目を削除した。また施設職員に聞き取りを行い、不足している行動に関して新たに項目を作成した。

③ 試行版を作成し、施設職員に回答を依頼する。②で整理した項目を用いて試行版を作成し、1か月間、施設職員(児童期の子どもを担当する4名)に回答を依頼した。

④ 施設職員へのインタビューを実施し、項目内容やその表現について修正する。回答の2週間後及び4週間後の2時点で、グループインタビューを実施した。項目の内容や表現に関して、理解しづらい点や曖昧な箇所について、聞き取りを行った。また、既存の項目の中で、施設環境で生起しない行動や、反対に既存の項目に不足している行動についても、聞き取りを行った。

⑤ 完成版を作成し、半年間、児童期のケースを担当する4名の職員に記入してもらう。④を受けて、項目内容を再度修正し、完成版を作成した。また、③で依頼した職員4名に、半年間の回答を依頼した。

アタッチメント行動については、その発信が、担当職員から見て、(1)ポジティブ/ネガティブか、(2)明示的か、(3)直接的かという観点から、各発信の増減について整理した。アフィリエーション、ケアギビング行動については、どのような対象との間で展開されているか等について整理した。感情状態に関しては、多様な感情がバランスよく経験されているかについて整理した。対人ネットワークについては、施設内での関係性がポジティブなものであるか、多様な関係性へと展開しているか等について整理した。職員の内的体験に関する自由記述に関しては、児童の発信が職員にどのように受け止められているかについ

て整理した。

周産期からの早期支援における市町村の母子（親子）保健と 児童家庭福祉の連携・協働

研究代表者 増沢 高（子どもの虹情報研修センター）

1. 問題・目的

児童虐待防止法の制定以降、児童相談所を中心に児童保護の体制強化に力が注がれてきた。一方で、虐待による死亡事例の多くが0歳児であることから、周産期からの虐待予防の重要性が認識され、特定妊婦や要保護児童等に限らず、すべての親子を対象に市区町村の母子（親子）保健と児童家庭福祉との協働による予防的早期支援の強化が求め進められつつある。市区町村の子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの統合的整備もその一環と言える。しかし実際には、多くの市区町村で、児童家庭福祉と母子（親子）保健との連携・協働には、多くの課題がある。

そこで本研究では、連携・協働の重要性を認識し、様々な課題があることを自覚しつつ、より良い在り方へと努力している複数の市区町村に調査面接を行い、過去から現在において連携・協働を行う上で妨げになっている問題や課題を抽出・整理することを第1の目的とした。さらに、「課題の解決に向けた取り組み上の工夫」や「連携・協働に有効な取り組み」について検討、整理し、提示することを第2の目的とした。

2. 研究の内容

調査面接の対象としたのは、母子保健の連携・協働に取り組んでいる、大規模型1箇所、中規模型3箇所、小規模型5箇所の市区町村であった。各市区町村につき、母子保健担当保健師・児童家庭福祉担当職員のそれぞれ1～3名ずつを対象とした。①連携・協働に関する現在の取り組み状況、②連携・協働の妨げになっていた（いる）課題、③課題の解決に向けた取り組みの工夫と効果について尋ねた。

まず、全市区町村で共通してみられる取り組みや工夫、課題を検討するため、テキストマイニングによる分析をおこなった。その結果、「一緒・行く・訪問・入る・動く」「顔・合わせる・関係・見える」といった語が話題内・文章内で共起することが多く、顔の見える関係の中で必要に応じて一緒に家庭訪問に行ったり、支援したりしていることが語られた。また、連携・協働を阻害する要因を探るため、「課題・難しい・問題」を含む文を抽出し共起ネットワークを検討したところ、「情報・共有・ひとつ」や「人材・確保」といった語のつながりがみられ、情報共有システムの統合や、それをどのように行うべきかに

関する課題や、異動があるなかでも中で連携・協働を引き継いでいくことの難しさや人材育成・人材確保が課題として挙げられた。次に、市区町村ごとに組織体制や連携・協働の現状や効果的な取り組みや工夫について組織体制・姿勢・情報共有・アセスメント・支援方針の検討・支援・人事といった観点からより具体的な取り組みを整理した。

**児童家庭支援センターにおける地域支援事業に関する研究
—要保護児童に対する児童家庭支援センターの在宅支援の現状Ⅱ—
研究代表者 武田 玲子（明治学院大学社会学部）**

1. 問題と目的

2021年度の研究結果で、児童家庭支援センター（以下、児家セン）の課題として、「専門性」「人材不足」「運営費」が指摘され、実践可能な方策としては、行政や関係機関との「連携」、「専門性の確保」「児家セン間の交流」等が導き出された。

本研究では、その点を踏まえ、専門性の向上と支援方法の共有を研究目的とし、自治体規模別にフォーカス・グループインタビュー（以下、FGI）を実施し、量的質的に分析し、在宅支援プロセスを明らかにした。FGIを参考にアセスメントシートと支援計画票を作成し、児家センにおける支援方法を共有化するため、モデル事例を作成し、アセスメントと支援計画を検討するワークショップを実施した。事前事後アンケートにより効果測定を行い、専門性向上に寄与したかどうかについて検証した。

2. 研究の内容

自治体の人口規模別（①政令市、児童相談所設置市②人口30万人以上、30万～10万人の市③10万人以下の市町村）に3回オンライン（Zoom）でFGIを実施した。インタビューガイドに基づき、半構造化面接によるFGIを各回約90分行い、Zoomで録音し逐語化したうえ、量的質的に分析した。

モデル事例は<育児不安>、<発達障害児支援>、<ショートステイ>、<一時保護解除後>、<家族再統合>、<里親支援>の計6事例について、アセスメント票と支援計画票を作成するグループワークを3回実施し、前後でアンケート調査により効果測定を行った。

FGIの結果、児家センの在宅支援プロセスとして、次の特徴が見られた。

- ①開始経路について：〈市・区からの依頼〉が共通。
- ②インターク：複数での対応、並行面接等〈面接の配慮〉が共通。配慮内容には相違。
- ③アセスメント：子どものアセスメント、養育状況のアセスメントは共通して実施。定

期的アセスメントの実施等に関しては、課題あり。

④要保護児童への支援の特徴：〈児相の指導委託、市区からの依頼〉〈書式の統一等システム〉。

⑤支援の実行：人口規模により支援状況は異なる。サービス利用への抵抗感、支援メニュー、ショートステイの利用、終結、アフターケアなど異なる状況。

⑥ネットワーク：〈市区町村・児相との連携〉〈関係機関と連携〉は共通。コーディネーター機能については、子どもと保護者の参画、行政への助言など課題あり。

⑦支援効果：児家センは行政と比較して、〈柔軟な対応により支援関係の構築〉がしやすい。

⑧人材育成：人材定着や不足などの課題があり、〈新人職員の育成〉が必要。

モデル事例の結果は、FGIと同様、子ども、母親が主な支援対象で、ひとり親、ステップファミリーの事例が支援対象であった。支援計画票をみると、保護者と子どもに対して相談支援に限定されず、心理的支援、直接的支援が組み合わせて実施されている。行政による相談、児相の一時保護や施設措置とは異なり、児家センによる在宅支援では、保護者と子どものニーズに合わせて、柔軟に支援を組み合わせて実施できる可能性が見いだされた。

2023 年度下半期の研修一覧

7月12日現在

	研修名	実施期日	実施形態	定員
9月	【参集】 児童心理治療施設指導者研修 ＜参集コース＞	9月13日(水) ～14日(木)	子どもの虹情報研修センター に参集	受付終了
	【参集】 児童福祉司スーパーバイザー アドバンスコース＜前期＞	9月21日(木) ～22日(金)	子どもの虹情報研修センター に参集	受付終了
	【参集】 児童養護施設指導者研修 ＜参集コース＞	9月27日(水) ～28日(木)	子どもの虹情報研修センター に参集	受付終了
10月	【参集】 児童相談所長研修 A＜後期＞ 法	10月11日(水) ～13日(金)	子どもの虹情報研修センター に参集	受付終了
	【参集】 児童相談所長研修 B＜後期＞ 法	10月25日(水) ～27日(金)	子どもの虹情報研修センター に参集	受付終了
11月	【参集】 母子生活支援施設指導者研修	11月8日(水) ～9日(木)	子どもの虹情報研修センター に参集	受付終了
	【参集】 乳児院指導者研修	11月21日(火) ～22日(水)	子どもの虹情報研修センター に参集	受付終了
12月	【参集】 児童心理司指導者研修 ＜参集コース＞	12月6日(水) ～7日(木)	子どもの虹情報研修センター に参集	受付終了
	【ライブ配信】 児童相談所弁護士専門研修	12月14日(木)	オンラインで ライブ配信を受講	50名程度
	【ライブ配信】 指導教育担当児童福祉司 任用前研修 A＜後期＞ 法	12月19日(火) ～21日(木)	オンラインで ライブ配信を受講	受付終了
24年 1月	【ライブ配信】 指導教育担当児童福祉司 任用前研修 B＜後期＞ 法	1月16日(火) ～18日(木)	オンラインで ライブ配信を受講	受付終了
2月	【ライブ配信】 市区町村虐待対応指導者研修	2月1日(木)	オンラインで ライブ配信を受講	80名程度
	【参集】 児童福祉司スーパーバイザー アドバンスコース＜後期＞	2月8日(木) ～9日(金)	子どもの虹情報研修センター に参集	受付終了
	【ライブ配信】 児童相談所医師研修	2月16日(金)	オンラインで ライブ配信を受講	50名程度 同日開催
	【ライブ配信】 医師専門研修	2月16日(金)	オンラインで ライブ配信を受講	
3月	【ライブ配信】 テーマ別研修「子どもの“声”を聴く」	3月7日(木)	オンラインで ライブ配信を受講	200名程度
年間	施設職員事例検討会	6月～3月	～2月まで：月1回オンラインで開催 3月：子どもの虹情報研修センター に参集(3月21日～22日)	受付終了

*④：法定研修。都道府県市との委託契約による研修

※最新の情報は当センターホームページでご確認ください。

2023年度（令和5年度）西日本こども研修センターあかし

研修一覧（実施月別）

実施月	研修名	受講対象	実施時期	定員
5月	研修企画担当者等 養成研修	都道府県、市区町村、児童相談所、児童家庭 支援センター等において職員に対する研修 企画を行う者	5月17日(水) ～19日(金)	40
	乳児院職員指導者研修 ※一部【オンライン】	乳児院で基幹的職員等指導的立場にある保 育士、看護師、指導員、家庭支援専門相談員、 里親支援専門相談員、個別対応職員、心理職 等で児童福祉施設経験通算5年を満たした 者	5月31日(水) 6月2日(金)	60
6月	児童相談所児童心理司 指導者研修	児童相談所児童心理司経験通算5年を満た した指導的立場（スーパーバイザー含む）の 児童心理司	6月14日(水) ～16日(金)	60
	一時保護所・一時保護専 用施設指導者研修	児童福祉領域又は児童相談所での勤務経験 が5年以上あり、一時保護所等において指導 的立場にある者、もしくは、一時保護専用施 設（児童養護施設等）の指導的立場にある者	6月28日(水) ～30日(金)	60
7月	子ども虐待対応 母子保健関係職員指導 者研修	市区町村、児童相談所、保健所の母子保健活 動、子育て支援、子ども虐待防止対策に携わ っている指導的立場にある保健師、助産師、 看護師、医師、福祉職等で、子ども虐待対応 関連業務経験通算5年を満たした者	7月12日(水) ～14日(金)	60
	市区町村子ども家庭 支援指導者研修	・市区町村の子ども家庭支援業務（関係業務 を含む）において指導的立場にある者 ・児童家庭支援センターにおいて指導的立 場にあるもの ・都道府県等において市区町村への支援を 担当する者	7月26日(水) ～28日(金)	60
8月	教育機関・児童福祉 関係職員合同研修 【オンライン】	・教育機関：学校・幼稚園・教育委員会等で、 日常的に子どもに関わる指導的立場の教 職員、スクールカウンセラー、スクールソ ーシャルワーカー、スクールロイヤー等 ・児童福祉機関：市区町村、児童相談所、児 童福祉施設、フォスタリング機関、里親、 保育所、その他子どもに関わる機関におい て指導的立場にある者	8月18日(金)	200
	指導教育担当児童福祉 司任用前研修A ＜前期課程＞ *法	児童福祉司としての勤務経験年数が3年以 上の者、かつ、指導教育担当児童福祉司とし て職務を行うことが期待される者	8月30日(水) ～9月1日(金)	60
9月	指導教育担当児童福祉 司任用前研修B ＜前期課程＞ *法	法：法定研修。この研修は、委託契約を締結 した上での受講となります。 前期日程と後期日程の間のインターバル期 間中に、別途研修プログラムがあります。	9月13日(水) ～15日(金)	
	指導教育担当児童福祉 司任用前研修C ＜前期課程＞ *法		9月27日(水) ～29日(金)	

実施月	研修名	受講対象	実施時期	定員
10月	児童相談所弁護士 専門研修	児童相談所に勤務している弁護士(常勤・非常勤・嘱託を問わない)	10月12日(木) ～13日(金)	40
11月	こころのシリーズ 「虐待を受けた子どものこころの支援：多様な心理・社会的な課題を抱える家族への支援」 【オンライン】	子ども虐待対応に関わるあらゆる職種の支援者	11月2日(木)	200
	特別講座 「受援力を高めるために必要な支援を考える～世代間伝達の理解を踏まえて～」 【オンライン】	子ども虐待対応に関わるあらゆる機関の支援者	11月17日(金)	200
12月	健康障害のシリーズ 「DV・子ども虐待と健康障害」 【オンライン】	子ども虐待対応に関わるあらゆる職種の支援者	12月1日(金)	200
	児童相談所児童心理司 指導者研修 ＜フォローアップ＞ 【オンライン】	「児童相談所児童心理司指導者研修」の受講者	12月下旬	60
1月	児童養護施設職員 指導者研修	児童養護施設で基幹的職員等指導的立場にある指導員、保育士、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、個別対応職員、自立支援担当職員、自立支援コーディネーター、心理職、グループホーム長等で、児童福祉施設経験通算5年を満した者	1月17日(水) ～19日(金)	60
	指導教育担当児童福祉 司任用前研修A ＜後期課程＞*法	児童福祉司としての勤務経験年数が3年以上の者、かつ、指導教育担当児童福祉司として職務を行うことが期待される者	1月31日(水) ～2月2日(金)	60
2月	指導教育担当児童福祉 司任用前研修B ＜後期課程＞*法	法：法定研修。この研修は、委託契約を締結した上での受講となります。 前期日程と後期日程の間のインターバル期間中に、別途研修プログラムがあります。	2月14日(水) ～16日(金)	60
	指導教育担当児童福祉 司任用前研修C ＜後期課程＞*法		2月28日(水) ～3月1日(金)	60
3月	研修企画担当者等 養成研修 ＜フォローアップ＞ 【オンライン】	・「研修企画担当者等養成研修」の受講者 ・都道府県、市区町村、児童相談所、児童家庭支援センター等の職員に対する研修企画又は研修講師を行う者	3月中旬	200

2023年（令和5年）9月7日

各 児童相談所長 殿

公益財団法人 こども財団
西日本こども研修センターあかし
センター長 藤林 武史

市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置等を支援する
アドバイザーの派遣について（周知）

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2018年（平成30年）12月に決定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）において、市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備を進め、市区町村の体制強化を図ることとされました。また、2022年の改正児童福祉法においては、子ども家庭総合支援拠点の機能を維持した上で、サポートプランの作成や子ども家庭センターの設置への取り組みが求められています。

西日本こども研修センターあかしでは、2020年度（令和2年度）より、子ども家庭総合支援拠点の立ち上げを支援するアドバイザー派遣事業を厚生労働省から引き継ぎ、希望する都道府県及び市区町村に対し、アドバイザーの派遣についての連絡調整等の業務を担ってまいりました。2023年度（令和5年度）も引き続き、法改正関連業務も視野に入れた、子ども家庭総合支援拠点の設置・運営を支援する本事業を実施してまいります（本事業のご利用については、別紙1～2をご確認ください）。

貴所内の市区町村に向けた当事業の周知につきましては、所管の都道府県等の児童福祉主管課にお願いしておりますが、貴児童相談所におかれましても、上記事業の目的・内容をご理解のうえ、管内市区町村職員対象の研修会等にお役立ていただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

連絡先：西日本こども研修センターあかし
アドバイザー派遣担当 稲垣 浅川
〒674-0068 兵庫県明石市大久保町ゆりのき通1-4-7
TEL：078-920-9675

市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置等を支援するアドバイザー派遣事業

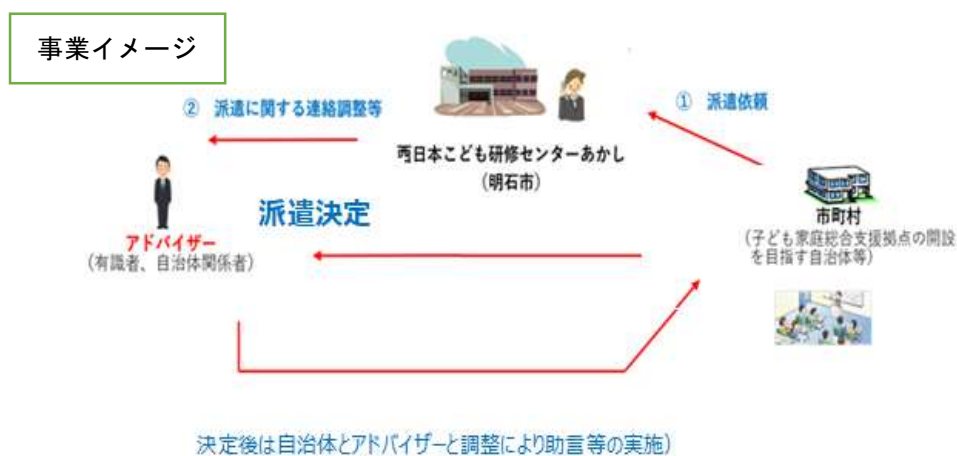
1 事業の目的

こども家庭福祉の要である市区町村において、関係機関の連携・協働によるアウトリーチ型も含んだ支援が提供できるよう、拠点の設置・運営を支援します。

2 事業内容

自治体からの依頼によるアドバイザー派遣調整

市区町村におけるソーシャルワークの実務に精通した者、拠点の立ち上げに知見を有する者を、アドバイザーとして登録、各自治体からの依頼により派遣調整します。アドバイザーは、自治体の依頼内容により、拠点立ち上げにかかる課題解消に向けた助言や、実践状況の報告など、依頼元自治体の拠点設置等を支援します。



アドバイザー派遣の依頼方法等について

① 派遣を希望する市区町村（※）が依頼内容を都道府県に連絡

（※）指定都市、中核市を除き、特別区を含む。

② 都道府県（※）がセンターに対してメール（2023年度アドバイザー派遣依頼・報告様式）で派遣を依頼

（※）指定都市及び中核市は、都道府県と同様の取扱いとする。都道府県、指定都市及び中核市が派遣を希望する場合、⑤及び⑧は省略され、⑥の「市区町村」は「都道府県」となる。

③ 依頼内容を踏まえ、センターが候補となるアドバイザーと対応の可否を調整

④ センターから②で依頼を行った都道府県に対して調整結果を連絡
（対応可能である場合、センターから、アドバイザーの連絡先も含めて連絡）

⑤ 都道府県は、派遣を希望する市区町村に対して④で連絡を受けた内容を連絡

⑥ 派遣を希望する市区町村は、アドバイザーに連絡し、派遣内容の詳細を決定

（※）アドバイザーの旅費など、必要な費用は派遣を依頼した市区町村が負担するものとする。

⑦ 派遣実施

⑧ 派遣が行われた市区町村は、その内容等について、都道府県に報告

⑨ 都道府県は、⑧による派遣実施状況報告をセンターに対してメールで報告

【「西日本こども研修センターあかし」のアドバイザー派遣事業関係連絡先】

電話番号：078-920-9675

メールアドレス：kyoten@akashi-nkkc.jp

事 務 連 絡
令和5年8月10日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 児童福祉主管部局 御中
児童相談所設置市

こども家庭庁支援局家庭福祉課

令和4年度「障害児里親等委託推進モデル事業」「里親等委託推進提案型事業」
における取組事例について

児童福祉行政の推進については、平素よりご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和4年度の「障害児里親等委託推進モデル事業」及び「里親等委託推進提案型事業」については、事業を実施した自治体から、「里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施について」（子発0417第3号平成31年4月17日発出厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、事業の効果や課題を検証した上で、実施状況についてご報告いただいたところです。

このため、別添のとおり取組事例集としてとりまとめたので、未実施自治体におかれても、今後の里親等支援の取組の参考にして頂きますようよろしくお願いいたします。

(照会先)

こども家庭庁支援局家庭福祉課
社会的養育支援係

TEL : 03-6859-0174

Mail : kateifukushi.youikushien@cfa.go.jp

令和4年度

障害児里親等委託推進モデル事業
里親等委託推進提案型事業
(里親養育包括支援（フォスタリング）事業)

取組事例集

【東京都】 令和4年度 障害児里親等委託推進モデル事業の取組

○東京都では、「家庭養育優先原則」に基づき、障害児も含め里親委託を推進している。

○今後、さらに里親委託が進展していくに伴い、障害児の受け入れを行う里親・ファミリーホームの割合も増加することが見込まれるため、障害児の養育について、関係者への理解・協力をいっそう求めるとともに、里親が担う障害児の養育の現状を把握し、支援体制を整備することが重要な課題といえる。

○本事業における具体的な取組内容として、「障害児を養育する里親等の支援ニーズの把握」、「障害児施設との連絡調整」、「障害児施設職員との連携による支援」、「児童福祉サービスや障害福祉サービス等との連携支援」のそれぞれについて、下記のとおり実施した。

1. 障害児を養育する里親等の支援ニーズの把握

- ・訪問や面接、研修の場面等において里親から養育上の負担感や児童の特性についてヒアリングを実施。
- ・育児援助者派遣や研修時の保育、相互交流の機会を通じ、実際に児童と関わる中で、里親と児童の姿を直接的に確認しながらニーズ把握を行った。
- ・保育園や学校等の在籍機関や療育施設との連携を図り、里親子の状況を聞き取って、児童の特性を踏まえた支援サービスの必要性を把握した。
- ・就学相談や通院に同行し、個別ケースが抱える具体的なニーズを把握した。

2. 障害児施設との連絡調整

- ・子供担当の児童福祉司及び児童心理司と児童発達支援施設を訪問し、児童の様子を共有した。
- ・里親リクレーターと里親委託等推進員が連携し、地域の障害（児）施設に対して、**出前講座**を活用するなどして里親制度や東京都の「**チーム養育体制**」について説明し、関係機関の連携の重要性や、障害児を養育する里親家庭への理解を深めてもらう取組を積極的に実施した。
- ・自立後に利用を検討している障害施設等と関係者会議を実施することで、里親子への支援の連携を強化できるようにした。

3. 障害児施設職員との連携による支援

- ・相談支援事業所と連携し、グループホームをはじめとする関係機関と役割分担をし、里親家庭への支援の充実を図った。
- ・児童の療育の状況、方針を確認するとともに、里親家庭や保育園での児童の様子を情報提供し、施設で作成する個別支援計画に細やかに反映してもらうなど、障害児施設との連携を強化した。
- ・障害児施設職員に、児童と里親家庭の様子や支援の状況を共有し、学校等の在籍機関での支援の状況も共有することで、関係機関が里親家庭の現状や課題について、共通認識を持てるよう調整した。
- ・児童の関係者会議等に、児童が利用している障害児施設職員の参加を依頼し、関係者間での連携を強化した。

4. 児童福祉サービスや障害福祉サービス等との連携支援

- ・受給者証の発行や障害年金手続きの確認等、障害福祉サービスの利用を円滑にできるよう、区市の障害所管部署と連携を行った。
- ・児童の自立に向けて、相談支援事業所を主軸として、学校、作業所、グループホーム、行政機関による関係者会議を定期的に行い、それぞれの役割分担と支援の進捗状況について、適宜、確認を行い、児童のニーズに沿った支援に取り組んだ。
- ・子供担当児童相談所と児童発達支援事業所の双方の橋渡し役となり、障害福祉サービスに係る細やかな連絡調整を実施した。

(出前講座)



【熊本県】令和4年度 障害児里親等委託推進モデル事業の取組

- 熊本県では、里親等（里親及びファミリーホーム）への委託件数は毎年増加しており、その中には、障がい有する児童の委託もあり、障がい児を受託し養育する里親等の支援体制を整備する必要性が高まっていた。
- このため、「障害児里親等委託推進モデル事業」の実施を計画し、厚生労働省の採択を受け、令和4年4月～令和5年3月までの期間で実施した。
- 本県は、令和2年度から児童相談所の管轄毎にフォスタリング機関を設置（2か所）し、業務委託を行っている。本事業は、2か所のフォスタリング機関に業務委託を行い、実施した。
- 具体的な事業内容として、「障害児を養育する里親等の支援ニーズの把握」、「障害児通所施設との連絡調整」、「障害児施設職員との連携による支援」、「その他児童福祉サービスや障害福祉サービス等との連携支援」を実施した。

1. 障害児を養育する里親等の支援ニーズの把握の取組

- ・里親サロンや里親家庭訪問等を通じて、里親が抱える困り感や不安感、委託児童との面接の中から子ども自身が抱えるニーズの把握を行った。
- ・全体的な里親等の支援ニーズについては、令和5年度にアンケート調査を行う予定とし、児童相談所里親担当、県内3フォスタリング機関（熊本市含む）と協議、次年度の実施のための準備を行っている。

2. 障害児通所施設との連絡調整の取組

- ・障害児施設に対して、この事業に対する説明を行うことから始め、担うことができる役割の確認、共有を行い、今後の措置変更やすでに委託されている子どもへの支援の準備を実施した。

3. 障害児施設職員との連携による支援の取組

- ・委託中の児童について放課後等デイサービスや医療機関、事業所、学校や地域行政との里親応援ミーティングを月1回程度開催し、支援の方向性を確認した。
- ・委託解除に向けた支援計画作成のための情報共有や支援の引継ぎを意図しての協議も個別に実施。委託後すぐの児童に関しても、療育の施設を心理士同行で訪問、支援の検討を実施した。

4. その他児童福祉サービスや障害福祉サービス等との連携支援の取組

- ・支援が必要な里親里子については、市町村福祉課と連携し、福祉サービスの情報提供や申請同行を実施した。

5. 事業効果の実績

- ・里子行動理解のため心理検査結果を児相から提供を受け、里親や学校に情報提供・説明を行い、学校での対応や養育に役立てた。
- ・定期的（月1回）な関係機関とのそれぞれの支援のすり合わせを行うことのできる会議を実施。そこに里親も加えることで、リアルタイムで行われている支援の可視化し、子どもにとっての支援のベクトルを家庭を含めて実施できるようにした。

【江戸川区】令和4年度 障害児里親等委託推進モデル事業の取組

- 訪問型の保護者支援及び子どもの発達支援に実績と強みを持つ株式会社LITALICOパートナーズへ、令和3年度に引き続き業務委託し、児童相談所管内の里親家庭を対象にモデル事業を実施。里親家庭のニーズに応じ、訪問の曜日や回数等を弾力的に調整して、家庭訪問による支援を行った。
- 里子の望ましい行動を増やし、里親の困り感を軽減するために役立つペアレントトレーニングや研修を、オンライン方式や、対象年齢ごとの参加回を設けるなど、里親が参加しやすいように企画・実施した。
- 毎月、児童相談所、フォスタリング機関及びLITALICOの三者による定例会を開催し、訪問家庭についての情報共有や、里親のニーズに応じた研修の企画等を行い、密に連携して事業を実施した。

1. 江戸川区児童相談所の取組

- ・里親の困り感やニーズを、日々の訪問や電話でのやり取りから把握した上で、**毎月、定例会を開催**し、本事業の利用家庭については、定例会で適宜、情報共有し、新たに支援につなげるのが適当と思われる家庭については、フォスタリング機関と検討の上、同じく定例会で情報共有し、該当家庭への事業案内について協議し、**三者で円滑に事業に取り組むことができるよう、連携**を図った。

2. フォスタリング機関の取組

- ・フォスタリング機関は、江戸川区児童相談所の里親担当や地域の里親支援専門相談員とともに里親家庭を年2回以上訪問しており、訪問等によるこれまでの支援や自立支援計画の内容を妨げないように実施するため、委託事業者と打合せを丁寧に行い、**初回の訪問時には同行する等、里親家庭が安心して支援を受けられるように配慮**した。
- ・里子の自立後の支援等を見通した支援内容を検討し、自立支援計画の作成に携わった。
- ・里親がより参加しやすい研修とするため、**委託事業者と共催で研修を企画・開催**し、里親への案内や調整を担った。

3. 委託事業者の取組

- ・ **家庭訪問を4家庭に合計41回実施**した。訪問家庭の内訳は、養育家庭（養育里親）4家庭。対象児童は未就学児1名及び小学生3名。訪問は1回1時間で、里子への支援や里親への助言等、訪問回ごとに里親家庭の状況に応じた内容で実施した。
- ・ 里子の望ましい行動を増やし、里親の困り感を減らすために役立ち、また、子育ての工夫や適切な関わり方を学ぶことができる**ペアレントトレーニングを実施**した。内容は、基礎編を全3回、応用編を全2回、いずれもオンラインで実施し、それぞれ4家庭が参加した。
- ・ こどもに応じた関わり方や養育のコツを学ぶことができる**研修をフォスタリング機関と共催で開催**した。研修は、里子の年齢により2回に分けて開催し、就学前から小学校低学年の里子がいる家庭向けの回には2家庭2名が参加し、小学校高学年以上の里子がいる家庭向けの回には4家庭6名が参加した。
- ・ 障害児の自立支援について、児童福祉サービス、障害福祉サービス等との連携支援として、就労支援サービスを行うLITALICOワークス並びにソーシャルスキル及び学習支援を行うLITALICOジュニアの職員が講師となり、里親担当職員及びフォスタリング機関職員へ助言を行った。

4. 事業効果の実績

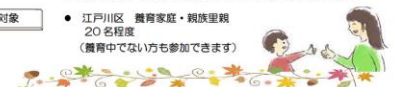
- ・ 年間を通して家庭訪問を行う中で、各里親から、里子の生活面での行動がうまくいようになった、わからなかったことがわかるようになったとの声が聞かれるようになり、里親がより肯定的に養育に取り組むことができるようになった。
- ・ ペアレントトレーニングや研修に参加した里親から、具体的なアイデアや例をたくさん聞くことができ、その日から実践できるようなことも多く、勉強になったとの声があり、里親の困り感の軽減につながった。
- ・ 障害児の自立支援について、里親担当職員及びフォスタリング機関職員が委託事業者から学び、自立を控えた里子及び里親への案内の選択肢が広がり、支援の幅が広がった。

(共催研修の案内)

令和4年度 江戸川区児童相談所 LITALICO・フォスタリング機関 共催

「フォスタリング機関とLITALICOの共催企画」 研修会のお知らせ

内容・日時	● 11/12(土) 10時～12時：江戸川区児童相談所 ※ 1/29(日) 10時～12時：タワーホール船堀 ● 内容は、LITALICO作成チラシ(2枚目)をご覧ください
対象	● 江戸川区 養育家庭・親族里親 20名程度 (養育中でない方も参加できます)



LITALICO
Partners

～お子さまに応じた関わり方や養育のコツ～

就学前から小学校低学年のお子さま編
11/12(日) 10時～12時
会場：江戸川区児童相談所はあとぼーと 4階 会議室

小学校高学年から中学生などの思春期篇
1/29(日) 10時～12時
会場：船堀タワーホール 303号室

【大阪府】令和4年度 里親等委託推進提案型事業の取組

- 里親支援を行う児童養護施設及び乳児院（22施設）において、里親制度の広報啓発や里親の開拓を実施する。
- 里親支援専門相談員を配置する乳児院・児童養護施設をB型フォスタリング機関として指定し、子ども家庭センター（児童相談所）と連携し、これまで施設が培ってきた養育スキルや子どものケアなどの専門性を活かしながら里親支援を行っている。これらの取組みがより適切に、より積極的に展開されるよう、支援。
- B型フォスタリング機関が、里親制度の普及啓発活動や新規登録里親のリクルート等を行うための必要経費を支援するとともに、里親の新規登録数に応じ加算措置を講じることで、施設における里親支援の取組みを促進。（※「里親登録推進事業」という。）
- 令和6年度施行の改正児童福祉法に伴う里親支援センターの設置等、里親支援に関する動きの共有や課題・検討事項の整理を、里親委託等推進合同連絡会（A型及びB型フォスタリング機関、子ども家庭センター、家庭支援課が出席）にて実施する。

●里親登録推進事業～B型フォスタリング機関による里親支援の取組を促進～

◆対象：里親支援専門相談員を配置し、B型フォスタリング機関として指定した乳児院・児童養護施設（22施設）

◆支援内容

① 新規登録里親数に応じた報酬の加算

B型フォスタリング機関がリクルートした里親候補者のうち、里親登録された実績数【単価：1件あたり25万円】

② 里親登録に向けた取組み

(i) 広報啓発に係る諸経費【1機関あたり上限20万円】

対象経費例：広報イベント会場料、資料作成代、消耗品費など

(ii) 里親のリクルート活動（家庭調査・面接など）に係る経費【単価：1家庭あたり5万円】

B型フォスタリング機関がリクルートした里親候補者のうち、登録前調査を実施した実績数

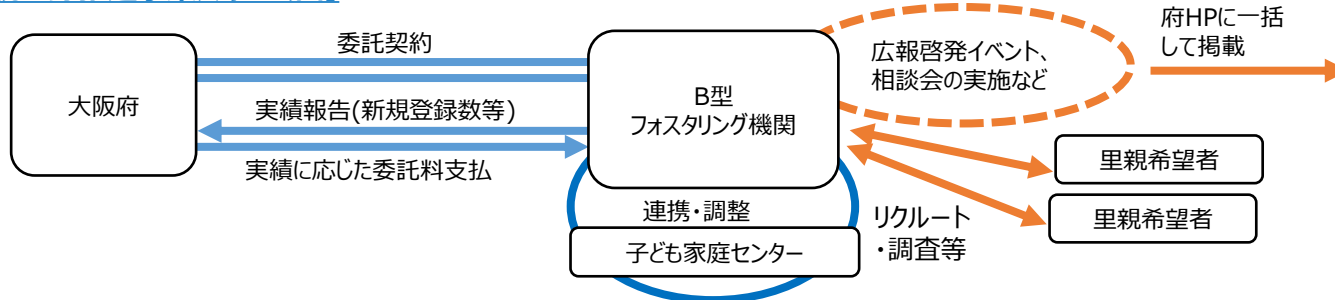
◆期待する事業効果

- ・広報啓発活動を積極的かつ計画的に実施することを可能とし、里親の新規開拓の拡大が期待できる。
- ・里親希望者の調査の段階からB型フォスタリング機関が子ども家庭センターと協働することで、登録前から里親希望者との関係性を構築し、登録後の里親への一貫した支援につなげられる。

●里親委託等推進合同連絡会：年3回（6月、11月、2月）

- ・里親委託推進に関する取組みの共有（現状と課題の確認、改正児福法令和6年度施行に向けた検討事項の整理）
- ・各機関からの取組み発表（リクルート活動、里親支援等）、ロールプレイ、グループワーク等

【里親登録推進事業スキーム図】



【大阪府HP「さとおや通信」】



里親登録を始めています

子どもは、養育機関(施設)で育てられ、お母さんで育てることが望まれています。

しかし、お母さんをお仕事と子育てを両立させるにはなかなか難しい状況が多くあり、乳児院等の養育機関に預けられて育てられています。お母さんで育てたいという気持ちがあるお母さんやご家族の方から、お母さんとして育てていただくお母さん(「里親」)を求めています。

※、子どもたちが安全に暮らすために、お母さんの選考を大切にしています。



里親の募集は養育機関(施設)から行われ、多くの方に「里親」について知る機会があり、ご家族の方からご応募いただく方もいます。

ご応募の際は、お電話やオンラインでの受付イベントにてご連絡ください。

お電話受付の受付時間は、下記ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先：(公社)大阪府児童福祉センター(児童相談所)

【募集(2022年)】募集(2022年)：2月には大阪府児童福祉センター、児童相談所が主催

募集時期	募集先	アクセス	申込先
2022年10月(土曜) 18時～20時 2022年11月(土曜) 18時～20時	イオンモール(14)と東区庁舎 (モリビル)・大阪市東区東区庁舎(15) 併設	大阪府児童福祉センター	大阪府庁舎 児童相談所 TEL:06-269-3103
2022年11月(土曜) 18時～20時 2022年12月(土曜) 18時～20時	大阪府庁舎(16)・イオンモール (17)・東区庁舎(18)・アパレルビル(19)	大阪府児童福祉センター	大阪府庁舎 児童相談所 TEL:06-269-3103

結果：1施設あたりの普及啓発イベント数 **- 480 -** 平均2回→平均10回へ増加
 B型フォスタリング機関がリクルートした里親家庭数 11家庭→12家庭へ増加

【山口県】令和4年度 里親等委託推進提案型事業の取組

○事業名：里親養育支援体制構築事業

○事業概要：ICTを活用した子どもと里親とのマッチングの機会と質の向上を図るためのデータベースを整備することにより、里親委託のみならず、一時保護委託やショートステイにおいても里親の活用を活性化させるとともに、オンラインを活用した里親の研修環境の実現や、地域における里親の相談支援体制の更なる充実といった、里親の支援体制基盤の強化を推進する。
フォスタリング機関「里親養育サポートセンター れりーふ」に委託して実施。

1. 里親養育支援システムの整備

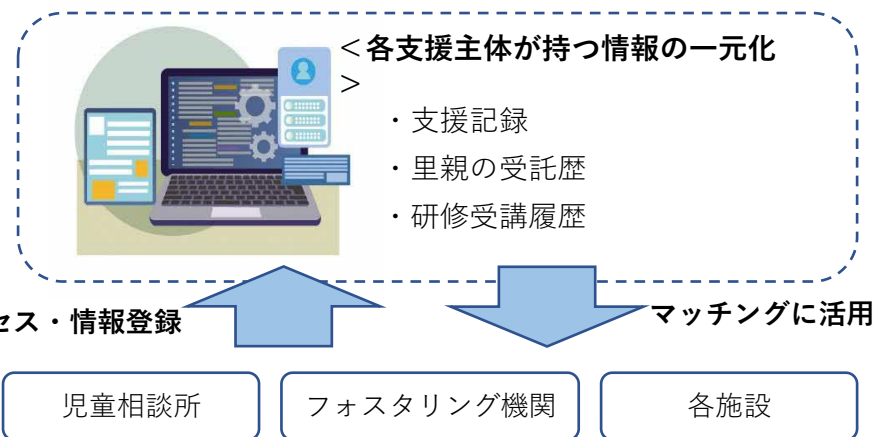
- ・子どもに最適な里親をマッチングするシステムの開発
- ・里親の養育履歴や専門性、支援記録等を集約し、データベース化
- ・児童相談所、フォスタリング機関、各施設の里親支援専門相談員が、組織の垣根を超えて共有
- ・分散化していた情報を一元化し、多様な情報を基にしたマッチング業務を推進
- ・システム上での意見交換や資料提供により、事務作業を効率化

2. オンライン研修のための動画作成

- ・里親の養育に係る複数分野のオンライン研修動画を作成
- ・フォスタリング機関のホームページ経由で視聴
- ・スマートフォンでのアクセスも容易

3. 地域における里親支援体制の充実

- ・県内の児童養護施設等に、里親のオンライン研修の受講や、里親支援専門相談員による相談支援等を受けられる「地域里親支援センター」を設置
- ・各センターに、里親が使用するPC等を整備
- ・PC利用を含め、施設に対し、気軽に連絡するよう里親に対し案内
- ・各施設が、里親支援を担う存在であることを改めて認識してもらう



れりーふ オンライン研修

このページはオンライン研修動画ページです。
動画をご覧いただくことで子育てや養育のヒントが得られる内容となっております。

テーマは5つです。

- ▼1. 児童の成長・発達と生育環境
- ▼2. 0歳～2歳の子どもの発達と養育者の関わり
- ▼3. 発達障害の理解と対応
- ▼4. 少年非行への対応
- ▼5. 里親さんからの「はてな」?を集めてみました

動画に関して操作方法やご質問等ございましたら、れりーふまでお問い合わせをお願いします。

1. 児童の成長・発達と生育環境

結果：里親登録後3年以内の里親の活用件数(委託、一時保護委託、ショートステイ)

- 481 -

30件(R3) → 64件(R4)へ増加

【静岡市】令和4年度 里親等委託推進提案型事業の取組

■事業名：特別養子縁組成立後の支援事業

■事業目的：特別養子縁組里親の不安や悩みの解消による特別養子縁組成立家庭の生活の安定及び特別養子縁組成立件数の増加

■事業内容

①臨床心理士による心理相談

里親が抱える「真実告知」への葛藤や養育の悩みが深刻化する前に、心理的ケアを行う重要性が高まっていることから、適切に家庭支援ができるよう臨床心理士による心理相談を実施した。

②特別養子縁組のための心理教育研修

縁組家庭は初めての養育である場合も多いことから、里親が子どもの気持ちや行動の理解を深め、子どもの権利を守り、代弁することの心構え等を学ぶ機会及び里親が「真実告知」の方法やタイミング等を理解する機会をもった。

また、里親の孤立を防ぐため、同じ経験をする里親同士の交流や先輩里親から実体験を聞く場として里親サロンや里親交流会を開催した。

③相談員による相談訪問支援

円滑な縁組の成立及び成立後に里親が感じる悩み等の緩和を目的として、縁組成立前から関わる里親家庭支援センター職員や里親相談員が直接話を聞く機会を保障し、必要に応じて家庭訪問や里親サロンへの参加勧奨を行った。

1. 臨床心理士による心理相談

・特別養子縁組が成立した里親支援の一環として、月1回（45分）の相談枠を提供

（相談内容例）里親・里子の育ちの整理、特別養子縁組成立後の真実告知等の整理、里親のカウンセリングの場

令和4年度相談実績12件

2. 特別養子縁組のための心理教育研修

（1）子どもの気持ち・行動の理解 年2回

①児童の代弁者（アドボカシー）としての役割について

令和4年度受講者7名

②養子縁組児童への真実告知について

令和4年度受講者7名

（2）里親サロン

①特別養子縁組里親限定サロン 年2回

令和4年度参加者延べ14名

②他種別里親混合サロン 年4回

令和4年度参加者延べ82名

3. 相談訪問支援

・電話、訪問による相談支援月1回以上 **令和4年度実績：電話相談213件、訪問相談101件、来所相談132件**

結果：特別養子縁組成立件数 R4年度 4名（他、特別養子縁組手続者等6名）

こ 支 家 第 81 号
令 和 5 年 7 月 7 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
中 核 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

こども家庭庁支援局長
(公 印 省 略)

「社会的養護自立支援事業等の実施について」の一部改正について

標記については、平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 10 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「社会的養護自立支援事業等の実施について」により行われているところであるが、今般、その一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

「社会的養護自立支援事業等の実施について」（平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 10 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の一部改正
新旧対照表

改正後	現行
<p>(別紙 1)</p> <p>社会的養護自立支援事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p>社会的養護自立支援事業は、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で 18 歳（措置延長の場合は 20 歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施することなどにより、将来の自立に結びつけることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 (略)</p>	<p>(別紙 1)</p> <p>社会的養護自立支援事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p>社会的養護自立支援事業は、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で 18 歳（措置延長の場合は 20 歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、<u>原則 22 歳に達する日の属する年度の末日まで</u>、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施することなどにより、将来の自立に結びつけることを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p>本事業の実施主体は都道府県、指定都市、児童相談所設置市とする。ただし、対象となる者が母子生活支援施設を退所した者である場合は、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」）とする。</p> <p>なお、都道府県等は、4 の（1）から（8）までに掲げる事業内容を適切に実施することができる者と認められた者に事業の全部又は一部を委託して実施することができる。ただし、4 の（1）に掲げる事業は、都道府県等が自ら実施することを原則とする。4 の（1）の事業を委託して実施する場合でも、継続支援計画の作成に当たっては、実施主体（児童相談所）が継続支援計画作成のための会議に出席し、情報共有するとともに確認すること。</p>

改正後	現行
<p>3 対象となる者</p> <p>(1) 4の(1)から(5)までの事業</p> <p>本事業の対象となる者は、<u>次のいずれかに該当する者であって18歳(措置延長の場合は20歳)到達後に自立のための支援を継続して行うことが必要な者とする。</u></p> <p>① (略)</p> <p>② 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助が行われていた者</p> <p><u>また、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で自立したものの、その後困難な状況に直面し、再度支援が必要と判断された者については、本事業を活用した支援を受けることができる。</u></p>	<p>また、4の(9)に掲げる事業については、都道府県等は事業内容を適切に実施することができると認めた者であって、かつ、有料職業紹介事業の許可を得ている者に委託して実施できることとする。</p> <p>3 対象となる者</p> <p>(1) 4の(1)から(5)までの事業</p> <p>本事業の対象となる者は、<u>次のいずれかに該当する者であって18歳(措置延長の場合は20歳)到達後から22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者とする。</u></p> <p><u>ただし、疾病等やむを得ない事情による休学等により、22歳に達する日の属する年度の末日を超えて在学している場合は、卒業まで引き続き支援を行うこととする。</u></p> <p><u>なお、4の(1)の事業による計画は、年齢到達等により退所、委託解除、援助の実施を解除された全ての者を対象に策定すること。</u></p> <p>① 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設(以下「施設等」という。)を退所又は、小規模住居型児童養育事業者(以下「ファミリーホーム事業者」という。)、里親への委託を解除された者(母子生活支援施設にあつては保護者を含む。)</p> <p>② 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助が行われていた者<u>(4の(1)から(4)までの事業については、同項第2号に規定する満20歳以上義務教育終了児童等を除く。)</u></p>

改正後	現行
<p>(2) 4の(6)から(9)までの事業 本事業の対象となる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p><u>④ その他、都道府県等が必要と認めた者</u></p> <p>4 事業内容 必須事業として、次の(1)及び(6)を行うこととし、(2)から(5)まで及び(7)から(9)までの事業は対象者のニーズ等に応じて実施することとする。ただし、速やかに必要な子どもに支援が行われるよう、当分の間、(1)及び(6)の事業を実施していない場合でも、(2)から(5)まで、(7)及び(8)による支援を行うことができることとする。</p> <p>(1) 支援コーディネーターによる継続支援計画の作成</p> <p>ア 法第23条第1項の規定に基づく母子保護の実施、法第27条第1項第3号の規定に基づく措置又は法第33条の6第1項の規定に基づく児童自立生活援助の実施の解除(以下「措置解除」という。)後も引き続き本事業により実施する支援全体を統括する支援コーディネーターを配置すること。</p> <p>イ 支援コーディネーターは、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>(ア) 社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>(イ) 児童福祉事業、社会福祉事業に5年以上従事した者</p>	<p>(2) 4の(6)から(9)までの事業 本事業の対象となる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>① 施設等に入所している者及び退所した者(母子生活支援施設にあっては保護者を含む。)</p> <p>② 里親又はファミリーホーム事業者に委託されている者及び委託を解除された者</p> <p>③ 児童自立生活援助を受けている者及び援助の実施を解除された者</p> <p><u>④ (新設)</u></p> <p>4 事業内容 必須事業として、次の(1)及び(6)を行うこととし、(2)から(5)まで及び(7)から(9)までの事業は対象者のニーズ等に応じて実施することとする。ただし、速やかに必要な子どもに支援が行われるよう、当分の間、(1)及び(6)の事業を実施していない場合でも、(2)から(5)まで、(7)及び(8)による支援を行うことができることとする。</p> <p>(1) 支援コーディネーターによる継続支援計画の作成</p> <p>ア 法第23条第1項の規定に基づく母子保護の実施、法第27条第1項第3号の規定に基づく措置又は法第33条の6第1項の規定に基づく児童自立生活援助の実施の解除(以下「措置解除」という。)後も引き続き本事業により実施する支援全体を統括する支援コーディネーターを配置すること。</p> <p>イ 支援コーディネーターは、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>(ア) 社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>(イ) 児童福祉事業、社会福祉事業に5年以上従事した者</p>

改正後	現行
<p>(ウ) 被虐待児童等への自立支援に対する理解があり、都道府県等が 適当と認めた者</p> <p>ウ 支援コーディネーターは、対象者、児童相談所の子ども担当職員、 里親、施設職員など対象者の支援に携わってきた者等により構成さ れる会議を開催し、これらの者の意見を踏まえ、原則措置解除前に エに掲げる継続支援計画を作成すること。</p> <p>エ 継続支援計画には、対象者の心身の状況や生活状況、保護者の状 況など家庭環境、学校若しくは就労先の環境など必要な情報を収集 しアセスメントを行い、社会的自立に向けて、支援上の課題、課題 解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容・方法 （居住に関する支援や生活費の支給の必要性やその方法、生活相談 の実施・就労相談の実施の方法等）などを定め、退所後の生活等を 考慮した計画を作成すること。</p> <p>また、継続支援計画は、施設等において作成されていた自立支援 計画と一貫した内容となるよう十分考慮して作成すること。</p> <p><u>なお、継続支援計画は、年齢到達等により退所、委託解除、援助 の実施を解除された全ての者を対象に策定すること。</u></p> <p>オ 支援コーディネーターは、継続支援計画に基づく支援状況につい て、必要に応じて対象者、児童相談所の職員、里親、施設職員、生 活相談支援・就労相談支援担当職員等による会議（支援担当者会議） を運営することとし、対象者の生活状況の変化など必要に応じて計 画の見直しを行うこと。</p> <p>カ 児童相談所等の関係機関との連携を密にするとともに、必要に応 じて他の関係機関とも連携し効果的な支援ができるよう努めるこ と。</p>	<p>(ウ) 被虐待児童等への自立支援に対する理解があり、都道府県等が 適当と認めた者</p> <p>ウ 支援コーディネーターは、対象者、児童相談所の子ども担当職員、 里親、施設職員など対象者の支援に携わってきた者等により構成さ れる会議を開催し、これらの者の意見を踏まえ、原則措置解除前に エに掲げる継続支援計画を作成すること。</p> <p>エ 継続支援計画には、対象者の心身の状況や生活状況、保護者の状 況など家庭環境、学校若しくは就労先の環境など必要な情報を収集 しアセスメントを行い、社会的自立に向けて、支援上の課題、課題 解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容・方法 （居住に関する支援や生活費の支給の必要性やその方法、生活相談 の実施・就労相談の実施の方法等）などを定め、退所後の生活等を 考慮した計画を作成すること。</p> <p>また、継続支援計画は、施設等において作成されていた自立支援 計画と一貫した内容となるよう十分考慮して作成すること。</p> <p>オ 支援コーディネーターは、継続支援計画に基づく支援状況につい て、必要に応じて対象者、児童相談所の職員、里親、施設職員、生 活相談支援・就労相談支援担当職員等による会議（支援担当者会議） を運営することとし、対象者の生活状況の変化など必要に応じて計 画の見直しを行うこと。</p> <p>カ 児童相談所等の関係機関との連携を密にするとともに、必要に応 じて他の関係機関とも連携し効果的な支援ができるよう努めるこ と。</p>

改正後	現行
	<p>(2) 居住に関する支援</p> <p>ア 措置解除後の安定的な住まいを確保するため、次の支援を行うものとする。</p> <p>(ア) 3に定める対象者のうち措置解除後も特に支援の必要性が高い者等に対して、対象者が居住する場として、里親の居宅、小規模住居型児童養育事業を行う住居(以下「ファミリーホーム」という。)、児童自立生活援助事業を行う住居(以下「自立援助ホーム」という。)、施設等、寮、寄宿舎、民間賃貸住宅等において居住の場を提供し、居住に要する費用を支給することとする。ただし、自立援助ホームや施設等において実施する場合は、原則として定員外に一定枠を設けて実施することとし、自立援助ホームや施設等の定員内で対象者を居住させて実施する場合には、措置費(定員に応じた事務費の保護単価)が支弁されるため、居住に要する費用の支給の対象外とする。</p> <p>なお、里親の居宅、ファミリーホームや施設等において居住する対象者は、原則措置延長を行った20歳到達後の者とする。</p> <p>(イ) 3に定める対象者のうち、支援の必要性が高い者に対して、都道府県等が設置した公営住宅などの賃貸住宅に一定枠を設けることその他の適切な方法により居住の場を提供すること。</p> <p>イ アの(ア)の居住費の支給を行う場合は、自立援助ホームや施設等においては、食事の提供など日常生活上の支援、金銭管理の指導、自立生活への不安や悩み等の相談に応じることができる施設職員の中から支援員を配置し、支援体制に十分配慮すること。</p> <p>また、寮、寄宿舎、民間賃貸住宅等で実施する場合は、定期的に支援員、里親、ファミリーホームの養育者が様子を見に行くこと等により、日常生活上の支援、金銭管理の指導、自立生活への不安や悩み等の相談に応じることができるよう、支援体制に十分配慮すること。</p>

改正後	現行
	<p>ウ イの支援員は次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>(ア) 児童指導員である者</p> <p>(イ) 児童福祉施設に勤務していた経験のある者</p> <p>(ウ) 被虐待児童等への自立支援に対する理解があり、都道府県等が 適当と認めた者</p> <p>エ アの(ア)の対象者が、措置解除前に生活していた里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に引き続き居住を希望する場合、都道府県等の管外の里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に居住を希望する場合は、措置解除前に申込書を措置をした都道府県等に提出しなければならない。この場合は、施設長、里親、養育者又は設置主体(又は経営主体)の代表者は対象者からの依頼を受けて、対象者に代わって都道府県等に申込みを行うことができる。なお、対象者の負担を考慮し、この手続きについては、できる限り煩雑にならないよう努めること。</p> <p>オ 3に定める対象者のうち平成28年3月7日付厚生労働省発雇児0307第3号「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付について」による事業(以下「貸付事業」という。)を活用しながら就学し、一般賃貸住宅等に居住していた者又は貸付事業を活用せずに一般賃貸住宅等に居住していた者が、疾病等によりやむを得ず中退した場合について、6か月を限度に居住費を支給することとする。</p> <p>(3) 生活費の支給</p> <p>ア 3に定める対象者のうち措置解除後も特に支援の必要性が高い等の理由から、対象者が居住する場として、里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホーム、施設等、寮、寄宿舎、民間賃貸住宅等に居住する場合に生活費を支給することとする。</p>

改正後	現行
	<p>なお、里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等は、就学又は就労している対象者については、食事の提供及び居住に要する費用その他の日常生活で通常必要となるもので対象者に負担させることが適当と認められる費用については、対象者に負担させることができるものとする。</p> <p>イ アに定める就学又は就労している対象者に負担させることができる金額は、継続支援計画において明確に定めることとし、あらかじめ対象者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該金額は、対象者の経済状況等に十分配慮した金額としなければならない。ウ 対象者に費用を負担させた場合は、適正に処理するとともに、これに関連する諸帳簿を整備しなければならない。</p> <p>エ 3に定める対象者のうち貸付事業を活用しながら就学し、一般賃貸住宅等に居住していた者又は貸付事業を活用せずに一般賃貸住宅等に居住していた者が、疾病等によりやむを得ず中退した場合について、6か月を限度に生活費を支給することができる。</p> <p>(4) 学習費等の支給</p> <p>ア (2) 又は (3) による支援を受けている者に対して、次の(ア) から (ク) に定める費用を支給することとする。</p> <p>(ア) 特別育成費 (基本分)</p> <p>高等学校に在学している者及び高等学校第一学年に入学する者を対象に、高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費、通学費等を支給する。</p>

改正後	現行
	<p>(イ) 特別育成費（資格取得等特別加算） 高等学校第三学年の者を対象に、就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするために必要な経費を支給する。ただし、都道府県等の判断により高等学校三学年以外に支給することが適当と認める場合には、支給して差し支えない。 なお、支給に当たっては、高等学校在学中に1回限りの支給とするので、同一者に重複して支給されないよう留意すること。</p> <p>(ウ) 特別育成費（補習費） 高等学校に在学している者及び高等学校卒業者のうち大学等に在籍していないかつ就労していない者であって大学等への進学を希望する者を対象に、学習塾等を利用した場合にかかる経費を支給する。</p> <p>(エ) 特別育成費（補習費特別分） (ウ)の対象者であって特別な配慮が必要な者に対して、個別学習支援を利用する場合にかかる経費を支給する。</p> <p>(オ) 就職支度費（一般分） 就職することとなった者を対象に、事業者において対象者の就職に際し必要な寝具類、被服類等に充てるため、現物給付又は口座振込の方法で購入に必要な経費を支給することとし、支給に当たっては、雇用先の採用証明書等の写しを徴すること。 就職の形態については正規雇用が望ましいが、正規雇用以外の場合でも支給して差し支えないこととする。 なお、昼間過程の高校生及び大学生等のアルバイトは就職に該当しないので、留意すること。 また、過去に就職支度費を支給された者は対象外であること。</p>

改正後	現行
	<p>(カ) 就職支度費（特別基準分）</p> <p>（オ）の支給対象者のうち、次の i 又は ii のいずれかに該当する者については、（オ）に加えて就職に際し必要な住居費、生活費等を支給する。</p> <p>ただし、公的年金給付（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項の公的年金給付という。）の受給者である場合には対象とならないので留意すること。</p> <p>i 保護者のいない（死亡あるいは行方不明）者</p> <p>ii 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から就職するために必要な経済的援助が見込まれない者</p> <p>(キ) 大学進学等自立生活支度費（一般分）</p> <p>大学等へ進学することとなった者を対象に、事業者において対象者の進学に際し必要な学用品、参考図書類等に充てるため、現物給付又は口座振込の方法で購入に必要となる経費を支給することとし、支給に当たっては、進学先の合格通知書等の写しを徴すること。</p> <p>また、過去に大学進学等自立生活支度費を支給された者は対象外であること。</p> <p>(ク) 大学進学等自立生活支度費（特別基準分）</p> <p>（キ）の支給対象者のうち、次の i 又は ii のいずれかに該当する者については、（キ）に加えて進学に際し必要な住居費、生活費等を支給する。</p> <p>ただし、公的年金給付（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項の公的年金給付という。）の受給者である場合には対象とならないので留意すること。</p>

改正後	現行
	<ul style="list-style-type: none"> i 保護者のいない（死亡あるいは行方不明）者 ii 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から進学するために必要な経済的援助が見込まれない者 <p>イ 日中に就業し、かつ、夜間大学等へ就学する者については、就職支度費及び大学進学等自立生活支度費の双方の対象となる場合があるが、この場合においては、特別基準分を除き、併給して差し支えない。</p> <p>(5) 自立後生活体験支援</p> <p>ア 4(2)(ア)により、里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に居住している者について、当該居住する場から自立する前に、一定期間一人暮らしを体験できるよう支援すること。イ 居住する場の敷地外のアパート等を体験の場とし、通常の生活に必要な設備を有すること。</p> <p>ウ 体験期間は、最長で1年間とすること。</p> <p>エ 自立後生活体験支援の全般についての実務上の責任者（担当責任者）を配置し、次の指導項目について必要に応じて対象者の社会的自立に向けて生活指導等を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 自活のための生活指導 (イ) 職業適性を高める指導 (ウ) 社会参加のための準備指導 (エ) 学習指導 (オ) 余暇の活用指導 <p>(6) 生活相談の実施</p> <p>ア 生活相談支援担当職員を配置すること。</p> <p>イ 生活相談支援担当職員は、対象者の自立支援に熱意を有し、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。</p>

改正後	現行
	<p>(ア) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条に定める児童指導員の資格を有する者</p> <p>(イ) 自立支援に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者</p> <p>ウ 退所を控えた者に対する支援</p> <p>(ア) 地域生活を始める上で必要な知識、社会常識等を学ぶためのテキストを作成し、講習会、生活技能等を修得するための支援を行うこと。</p> <p>(イ) 退所を控えた者が抱える自立生活への不安や悩み等の相談に応じること。</p> <p>(ウ) 大学、高等学校など教育機関を退学した者の進路や求職活動等に関する問題について相談に応じ、必要に応じて専門機関の活用や面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。</p> <p>(エ) 入所施設等と連携の下、対象者との関係性を深めるとともに、対象者同士の交流等を図る活動を行うこと。</p> <p>(オ) 入所施設等に赴いて退所を控えた者の自立に向けた相談支援を行うこと。</p> <p>(カ) その他、地域生活を始める上で必要な支援を行うこと。</p> <p>エ 退所後の支援</p> <p>(ア) 居住、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題について相談に応じ、必要に応じて他機関と連携する等の必要な支援を行うこと。</p> <p>(イ) 進路、求職活動等に関する求職上の問題、就学と生活の両立に関する問題等について相談に応じ、「4（9）就労相談支援」担当者と連携の上、必要に応じてハローワーク等専門機関の活用、職場との連携、面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。</p>

改正後	現行
	<p>(ウ) 対象者が気軽に集まる場を提供し、意見交換や情報交換、情報発信等自助グループ活動の育成支援を行うこと。</p> <p>(エ) その他、地域社会において自立生活する上で必要な支援（宿泊を要する場合を含む）を行うこと。</p> <p>オ 留意事項 生活相談の実施にあたっては、社会的養護の当事者や当事者団体を活用することも考えられる。</p> <p>(7) 医療連携支援 ア 精神科医や公認心理師等との嘱託契約等のほか、医療機関等との連絡調整や同行支援の実施等により、メンタルケアをはじめとした医療的な支援が必要な対象者が適切に医療を受けられる支援体制を整備すること。 イ その他、対象者への医療的なケアに必要な事業を行うこと。</p> <p>(8) 法律相談支援 ア 対象者が金銭トラブル、契約トラブル等に遭った場合に適切に支援できるよう、弁護士等を嘱託契約等により配置すること。 イ その他、対象者が法律相談を必要とする状況になった場合に適切に対応するために必要な事業を行うこと。</p> <p>(9) 就労相談の実施 ア 就労相談支援担当職員を配置し、児童相談所等と連携して活動する就労支援チームを設置すること。就労支援チームは、相談を受けた際、助言を行うだけでなく、公共職業安定所等の就労支援機関への同行支援など、支援の対象者のニーズに応じた適切な支援を行うよう努めること。 イ 社会的自立を支援するために適切な職場環境の確保及び必要な支援を行うこと。 ウ 雇用先となる職場の開拓を行うこと。 エ 就職面接等のアドバイスを行うこと。</p>

改正後	現行
<p>5 設備 (略)</p> <p>6 事業の実施にあたっての留意事項 (略)</p>	<p>オ 事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップを行うこと。</p> <p>カ その他就労支援に必要な事業を行うこと。</p> <p>5 設備</p> <p>4 (6) 及び4 (9) に掲げる事業の実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。</p> <p>(1) 相談室</p> <p>(2) 対象者が集まることができる設備</p> <p>(3) その他事業を実施するために必要な設備</p> <p>6 事業の実施にあたっての留意事項</p> <p>(1) 本事業を実施するにあたっては、4 (1) の支援コーディネーター、4 (6) の生活相談支援担当職員を配置し事業を実施しなければならない。支援コーディネーターは、児童相談所の管轄区域ごとに1名配置するなど、対象者の数に応じて、適切な人員配置が行われるよう努めること。ただし、これらの職員の雇用形態については、常勤、非常勤の別は問わないので留意すること。</p> <p>なお、4 (2) から (5) までによる支援を行う必要がある場合は、対象者の状況を鑑み、都道府県等の判断により、4 (1) 及び (6) の実施に先行して4 (2) から (5) まで、(7) 及び (8) による支援を行うことができることとする。これについては、対象者のニーズ等を十分踏まえて積極的に活用すること。</p> <p>(2) 対象者との信頼関係の構築に努めること。</p> <p>(3) 対象者及び保護者の意向に配慮すること。</p> <p>(4) 4 (6) に掲げる事業及び4 (9) に掲げる事業を実施するにあたっては、対象者が利用しやすい時間帯や曜日等に配慮するとともに、地域の対象者に対し、支援内容や所在地が明確に把握されるよう広報活動を積極的に行うこと。</p>

改正後	現行
<p>7 経費の補助 (略)</p>	<p>(5) 対象者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮すること。</p> <p>(6) 4 (6) に掲げる事業及び4 (9) に掲げる事業を委託して実施する場合については、同一の者に委託して実施することが望ましいが、適切な事業運営が行われる場合には、別々の者に委託して実施することも差し支えないこと。</p> <p>(7) 対象者が都道府県等の管外に転居する場合も、居住に関する支援、生活相談等の必要な支援が継続されるよう、引っ越し先の関係機関とも連絡調整を行い、必要な支援体制を確保すること。</p> <p>なお、対象者が都道府県等の管外に転居し里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に居住する場合の居住に関する支援や生活費の支給等必要な支援を行う場合の費用負担については、転居前の都道府県等が行うこと。</p> <p>(8) 貸付事業の実施主体と密に連携し、自立支援資金の借受人の円滑な自立が図られるよう支援に努めること。</p> <p>(9) 平成 28 年度において、平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 53 号「児童家庭支援センターの設置運営等について」の一部改正について」による改正前の「児童家庭支援センターの設置運営等について」の別紙 2「退所児童等アフターケア事業等実施要綱」に基づく退所児童等アフターケア事業を実施していた都道府県等については、当分の間、4 の (1) 及び (6) の事業を必須事業としないことが出来る。</p> <p>7 経費の補助 国は、予算の範囲内において都道府県等が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。</p>

改正後	現行
<p>(別紙2)</p> <p style="text-align: center;">身元保証人確保対策事業実施要綱</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 実施主体等 (略)</p> <p>3 対象となる子ども等 この事業の対象となる子ども等は、次に掲げるものとする。 ① (略)</p>	<p>(別紙2)</p> <p style="text-align: center;">身元保証人確保対策事業実施要綱</p> <p>1 目的 身元保証人確保対策事業は、子どもや女性等(以下「子ども等」という。)の自立支援を図る観点から、児童養護施設や婦人保護施設等に入所中又は退所した子ども等や、里親等に委託中又は委託解除後の子ども等に対し、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際等に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結することにより、身元保証人を確保し、これらの者の社会的自立の促進に寄与することを目的とする。</p> <p>2 実施主体等 (1) 本事業の実施主体は、対象となる子ども等の措置、保護、一時保護を行う都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。)とする。 (2) 本事業の運営主体は、社会福祉法人全国社会福祉協議会(以下「全社協」という。)とする。</p> <p>3 対象となる子ども等 この事業の対象となる子ども等は、次に掲げるものとする。 ① 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第27条第1項第3号の規定により児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に入所している者又は里親若しくは小規模住居型児童養育事業者(以下「ファミリーホーム事業者」という。)を行う者に委託されている者あるいは同号による措置又は委託解除から本事業の申請まで5年以内の者</p>

改正後	現行
② (略)	② 別紙1「社会的養護自立支援事業実施要綱」(以下「社会的養護自立支援事業」という。)において実施する居住に関する支援を受け里親の居宅、小規模住居型児童養育事業を行う住居(ファミリーホーム)や施設等に引き続き居住している者又は社会的養護自立支援事業による支援が終了してから本事業の申請まで5年以内の者
③ (略)	③ 法第33条の6第1項及び第6項の規定により児童自立生活援助の実施が行われている者又は児童自立生活援助の実施の解除から本事業の申請まで5年以内の者
④ (略)	④ 法第33条の規定により児童相談所一時保護所(一時保護委託を含む。)に一時保護されている者又は一時保護の解除から本事業の申請まで5年以内の者
⑤ (略)	⑤ 法第23条第1項の規定により母子生活支援施設に保護されている者又は保護の解除から本事業の申請まで5年以内の者
<u>⑥ (削除)</u>	<u>⑥ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。)第5条の規定により売春防止法(昭和31年法律第18号)第36条に規定する婦人保護施設に保護されている者又は保護の解除から本事業の申請まで5年以内の者</u>
<u>⑥ (削除)</u>	<u>⑦ DV防止法第3条第3項第3号又は売春防止法第34条第2項第3号の規定により婦人相談所一時保護所(一時保護委託を含む。)に一時保護されている者又は一時保護の解除から本事業の申請まで5年以内の者</u>
4 対象となる被保証人 (略)	4 対象となる被保証人 この事業の対象となる被保証人は、3に掲げる子ども等であつて、かつ次の理由により父母(保護者)等に適当な保証人がなく施設長等が保証人となることが適当なものとする。

改正後	現行
<p>5 対象となる保証人</p> <p>この事業の対象となる保証人は、次に掲げるものとする。</p> <p>① 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設</p> <p>ア 施設長</p> <p>イ 施設の設置（又は経営）主体の代表者</p> <p>ウ 措置（又は保護）をした児童相談所の所長</p> <p>エ 社会的養護自立支援事業受託事業者の代表者及びその他都道府県等が適当と認めた者</p> <p>② 里親 （略）</p> <p>③ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者 （略）</p>	<p>① 父母等が死亡又は行方不明、逮捕拘留中となっている。</p> <p>② 父母等に心身の障害がある。</p> <p>③ 父母等が経済的に困窮している。</p> <p>④ 虐待や配偶者からの暴力等の理由により父母・配偶者等が保証人になることが適当でない、若しくは協力が得られない。</p> <p>5 対象となる保証人</p> <p>この事業の対象となる保証人は、次に掲げるものとする。</p> <p>① 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、<u>婦人保護施設</u></p> <p>ア 施設長</p> <p>イ 施設の設置（又は経営）主体の代表者</p> <p>ウ 措置（又は保護）をした児童相談所、<u>婦人相談所</u>の所長</p> <p>エ 社会的養護自立支援事業受託事業者の代表者及びその他都道府県等が適当と認めた者</p> <p>② 里親</p> <p>ア 里親</p> <p>イ 委託をした児童相談所長</p> <p>ウ 社会的養護自立支援事業受託事業者の代表者及びその他都道府県等が適当と認めた者</p> <p>③ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者</p> <p>ア 養育者</p> <p>イ 設置（又は経営）主体の代表者</p> <p>ウ 委託をした児童相談所長</p> <p>エ 社会的養護自立支援事業受託事業者の代表者及びその他都道府県等が適当と認めた者</p>

改正後	現行
<p>④ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者 （略）</p> <p>⑤ 平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 56 号「就学者自立生活援助事業の実施について」における就学者自立生活援助事業を行う者 （略）</p> <p>⑥ 児童相談所一時保護所（一時保護委託を含む。） ア 児童相談所の所長 イ その他都道府県等が適当と認めた者</p> <p>⑦ 社会的養護自立支援事業 （略）</p>	<p>④ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者 ア 設置（又は経営）主体の代表者 イ 援助の実施をした児童相談所長 ウ 社会的養護自立支援事業受託事業者の代表者及びその他都道府県等が適当と認めた者</p> <p>⑤ 平成29年 3 月31日雇児発0331第56号「就学者自立生活援助事業の実施について」における就学者自立生活援助事業を行う者 ア 設置（又は経営）主体の代表者 p イ 社会的養護自立支援事業受託事業者の代表者及びその他都道府県等が適当と認めた者</p> <p>⑥ <u>児童相談所一時保護所、<u>婦人相談所一時保護所</u>（<u>いずれも一時保護委託を含む。</u>）</u> <u>ア 児童相談所、<u>婦人相談所の所長</u></u> イ その他都道府県等が適当と認めた者</p> <p>⑦ 社会的養護自立支援事業 ア 施設長 イ 里親 ウ 養育者 エ 設置（又は経営）主体の代表者 オ 社会的養護自立支援事業受託事業者の代表者及びその他都道府県等が適当と認めた者</p>
<p>6 保証範囲 （略）</p>	<p>6 保証範囲</p> <p>① 就職時の身元保証 被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主又はその他の者に損害を与えた結果、又は被保証人が入院し、医療費の滞納等により、当該医療機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して保証金を支払う。</p>

改正後	現行
<p>7 保証期間 (略)</p>	<p>② アパート等の賃借時の連帯保証 賃貸住宅又は賃貸施設（以下「賃貸住宅等」という。）に関し、被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、次に掲げるものが履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対し保証金を支払う。 ア 家賃もしくは賃貸料および共益費（以下「家賃等」という。）の支払い イ 賃貸住宅等の修理又は現状回復の費用の支払い ウ 賃貸借期間経過後の不法住居による賠償金の支払い エ 前各号債務の履行遅延による遅延利息の支払い</p> <p>③ 大学等入学時の身元保証 被保証人が大学、高等学校などの教育機関における就学に関し、学費の滞納など、教育機関に損害を与えた結果、又は被保証人が入院し、医療費の滞納等により、当該医療機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して保証金を支払う。</p> <p>7 保証期間 この事業における保証期間は、次のとおりとする。</p> <p>① 就職時の身元保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として3年間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合は、保証期間をさらに2年間延長し、最長5年間とすることができる。</p> <p>② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として3年間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合は、保証期間をさらに1年間延長し、最長4年間とすることができる。</p> <p>③ 大学など教育機関入学時の身元保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として当該教育機関における正規の修業年数の間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合は、保証期間をさらに1年間延長し、原則として最長5年間とすることができる。</p>

改正後	現行
<p>8 保証限度額 (略)</p>	<p>8 保証限度額 この事業における1件あたりの保証限度額は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 就職時・入院時の身元保証 200万円 ② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 120万円 ③ 大学、高等学校など教育機関入学時・入院時の身元保証 200万円
<p>9 保証料 (略)</p>	<p>9 保証料</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 就職時の身元保証 年間保証料 12,960円 (月額 1,080円) うち基本保証分 年間保証料10,560円 (月額 880円) うち入院時保証分 年間保証料 2,400円 (月額 200円) ② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 年間保証料 19,152円 (月額1,596円) ③ 大学、高等学校など教育機関入学時の身元保証 年間保証料 12,960円 (月額 1,080円) うち基本保証分 年間保証料10,560円 (月額 880円) うち入院時保証分 年間保証料 2,400円 (月額 200円)
<p>10 求償権 (略)</p>	<p>10 求償権 全社協が雇用主、家主、教育機関等に損害賠償又は債務弁済を行ったときは、その賠償等をした金額の限度において、全社協は被保証人に対し求償権を有するものとする（実際上は保険契約を締結している保険会社に求償権が移転する。）。</p> <p>ただし、次に掲げる場合は、求償権の全部又は一部を行使しないことができる。</p>

改正後	現行
	<ul style="list-style-type: none"> ① 被保証人が死亡したとき。 ② 被保証人が精神又は身体に著しい障害を受けたとき。 ③ 被保証人が生活に困窮し、賠償金などを返済することが困難であると認められるとき。 ④ 前3号のほか、特にやむを得ない事由があると認められるとき。
<p>11 身元保証人確保対策事業運営委員会 (略)</p>	<p>11 身元保証人確保対策事業運営委員会 この事業の効果的な推進を図るため、全社協に身元保証人確保対策事業運営委員会（以下「委員会」という。）を設置することとする。 なお、委員会に関する規程及び委員会の運営に関し必要な事項は全社協において別に定めるものとする。</p>
<p>12 身元保証審査会 (略)</p>	<p>12 身元保証審査会 委員会に身元保証審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査会においては必要に応じて本制度の加入申請、賠償金額及び債務弁済額の審議、決定等を行う。 なお、審査会の運営に関する規程は、全社協において別に定めることとする。</p>
<p>13 経費 (略)</p>	<p>13 経費 国は、都道府県等がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより予算の範囲内で補助を行うものとする。</p>

(改正後全文)

雇児発 0331 第 10 号

平成 29 年 3 月 31 日

【一部改正】平成31年 4 月 17 日子発0417第2号

【一部改正】令和 3 年 6 月 7 日子発 0607 第 1 号

【一部改正】令和 4 年 3 月 31 日子発 0331 第 2 号

【一部改正】令和 5 年 7 月 7 日こ支家 第 81 号

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
各 中 核 市 市 長 殿
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

社会的養護自立支援事業等の実施について

児童福祉行政の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが、今般、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で 18 歳（措置延長の場合は 20 歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合には、原則 22 歳の年度末まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を受けることができるよう別紙 1 のとおり「社会的養護自立支援事業実施要綱」を定め、平成 29 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

また、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際に支障が生じることのないよう、別紙 2 のとおり「身元保証人確保対策事業実施要綱」を定め、平成 29 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

については、各都道府県知事におかれては、貴管内の市（指定都市・中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村の長への周知につきご配慮願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

おって平成 19 年 4 月 23 日付雇児発第 0423005 号「身元保証人確保対策事業の実施について」は、平成 29 年 3 月 31 日限りで廃止する。

(別紙1)

社会的養護自立支援事業実施要綱

1 目的

社会的養護自立支援事業は、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で18歳（措置延長の場合は20歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施することなどにより、将来の自立に結びつけることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県、指定都市、児童相談所設置市とする。

ただし、対象となる者が母子生活支援施設を退所した者である場合は、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」とする）とする。

なお、都道府県等は、4の（1）から（8）までに掲げる事業内容を適切に実施することができる者と認めた者に事業の全部又は一部を委託して実施することができる。ただし、4の（1）に掲げる事業は、都道府県等が自ら実施することを原則とする。4の（1）の事業を委託して実施する場合でも、継続支援計画の作成に当たっては、実施主体（児童相談所）が継続支援計画作成のための会議に出席し、情報共有するとともに確認すること。

また、4の（9）に掲げる事業については、都道府県等は事業内容を適切に実施することができる者と認めた者であって、かつ、有料職業紹介事業の許可を得ている者に委託して実施できることとする。

3 対象となる者

（1）4の（1）から（5）までの事業

本事業の対象となる者は、次のいずれかに該当する者であって18歳（措置延長の場合は20歳）到達後に自立のための支援を継続して行うことが必要な者とする。

- ① 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設（以下「施設等」という。）を退所又は、小規模住居型児童養育事業者（以下「ファミリーホーム事業者」という。）、里親への委託を解除された者（母子生活支援施設にあっては保護者を含む。）
- ② 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助が行われていた者

また、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で自立したものの、その後困難な状況に直面し、再度支援が必要と判断された

者については、本事業を活用した支援を受けることができる。

(2) 4の(6)から(9)までの事業

本事業の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- ① 施設等に入所している者及び退所した者（母子生活支援施設にあっては保護者を含む。）
- ② 里親又はファミリーホーム事業者に委託されている者及び委託を解除された者
- ③ 児童自立生活援助を受けている者及び援助の実施を解除された者
- ④ その他、都道府県等が必要と認めた者

4 事業内容

必須事業として、次の(1)及び(6)を行うこととし、(2)から(5)まで及び(7)から(9)までの事業は対象者のニーズ等に応じて実施することとする。ただし、速やかに必要な子どもに支援が行われるよう、当分の間、(1)及び(6)の事業を実施していない場合でも、(2)から(5)まで、(7)及び(8)による支援を行うことができることとする。

(1) 支援コーディネーターによる継続支援計画の作成

ア 法第23条第1項の規定に基づく母子保護の実施、法第27条第1項第3号の規定に基づく措置又は法第33条の6第1項の規定に基づく児童自立生活援助の実施の解除（以下「措置解除」という。）後も引き続き本事業により実施する支援全体を統括する支援コーディネーターを配置すること。

イ 支援コーディネーターは、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

(ア) 社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者

(イ) 児童福祉事業、社会福祉事業に5年以上従事した者

(ウ) 被虐待児童等への自立支援に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者

ウ 支援コーディネーターは、対象者、児童相談所の子ども担当職員、里親、施設職員など対象者の支援に携わってきた者等により構成される会議を開催し、これらの者の意見を踏まえ、原則措置解除前にエに掲げる継続支援計画を作成すること。

エ 継続支援計画には、対象者の心身の状況や生活状況、保護者の状況など家庭環境、学校若しくは就労先の環境など必要な情報を収集しアセスメントを行い、社会的自立に向けて、支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容・方法（居住に関する支援や生活費の支給の必要性やその方法、生活相談の実施・就労相談の実施の方法等）などを定め、退所後の生活等を考慮した計画を作成すること。

また、継続支援計画は、施設等において作成されていた自立支援計画と一貫した内容となるよう十分考慮して作成すること。

なお、継続支援計画は、年齢到達等により退所、委託解除、援助の実施を解

除された全ての者を対象に策定すること。

オ 支援コーディネーターは、継続支援計画に基づく支援状況について、必要に応じて対象者、児童相談所の職員、里親、施設職員、生活相談支援・就労相談支援担当職員等による会議（支援担当者会議）を運営することとし、対象者の生活状況の変化など必要に応じて計画の見直しを行うこと。

カ 児童相談所等の関係機関との連携を密にするとともに、必要に応じて他の関係機関とも連携し効果的な支援ができるよう努めること。

(2) 居住に関する支援

ア 措置解除後の安定的な住まいを確保するため、次の支援を行うものとする。

(ア) 3に定める対象者のうち措置解除後も特に支援の必要性が高い者等に対して、対象者が居住する場として、里親の居宅、小規模住居型児童養育事業を行う住居（以下「ファミリーホーム」という。）、児童自立生活援助事業を行う住居（以下「自立援助ホーム」という。）、施設等、寮、寄宿舎、民間賃貸住宅等において居住の場を提供し、居住に要する費用を支給することとする。ただし、自立援助ホームや施設等において実施する場合は、原則として定員外に一定枠を設けて実施することとし、自立援助ホームや施設等の定員内で対象者を居住させて実施する場合には、措置費（定員に応じた事務費の保護単価）が支弁されるため、居住に要する費用の支給の対象外とする。

なお、里親の居宅、ファミリーホームや施設等において居住する対象者は、原則措置延長を行った20歳到達後の者とする。

(イ) 3に定める対象者のうち、支援の必要性が高い者に対して、都道府県等が設置した公営住宅などの賃貸住宅に一定枠を設けることその他の適切な方法により居住の場を提供すること。

イ アの(ア)の居住費の支給を行う場合は、自立援助ホームや施設等においては、食事の提供など日常生活上の支援、金銭管理の指導、自立生活への不安や悩み等の相談に応じることができる施設職員の中から支援員を配置し、支援体制に十分配慮すること。

また、寮、寄宿舎、民間賃貸住宅等で実施する場合は、定期的に支援員、里親、ファミリーホームの養育者が様子を見に行くこと等により、日常生活上の支援、金銭管理の指導、自立生活への不安や悩み等の相談に応じることができるよう、支援体制に十分配慮すること。

ウ イの支援員は次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

(ア) 児童指導員である者

(イ) 児童福祉施設に勤務していた経験のある者

(ウ) 被虐待児童等への自立支援に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者

エ アの(ア)の対象者が、措置解除前に生活していた里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に引き続き居住を希望する場合、都道府県等の管外の里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に居住を希

望する場合は、措置解除前に申込書を措置をした都道府県等に提出しなければならない。この場合は、施設長、里親、養育者又は設置主体（又は経営主体）の代表者は対象者からの依頼を受けて、対象者に代わって都道府県等に申込みを行うことができる。なお、対象者の負担を考慮し、この手続きについては、できる限り煩雑にならないよう努めること。

オ 3に定める対象者のうち平成28年3月7日付厚生労働省発雇児0307第3号「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付について」による事業（以下「貸付事業」という。）を活用しながら就学し、一般賃貸住宅等に居住していた者又は貸付事業を活用せずに一般賃貸住宅等に居住していた者が、疾病等によりやむを得ず中退した場合について、6か月を限度に居住費を支給できることとする。

（3）生活費の支給

ア 3に定める対象者のうち措置解除後も特に支援の必要性が高い等の理由から、対象者が居住する場として、里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホーム、施設等、寮、寄宿舍、民間賃貸住宅等に居住する場合に生活費を支給することとする。

なお、里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等は、就学又は就労している対象者については、食事の提供及び居住に要する費用その他の日常生活で通常必要となるもので対象者に負担させることが適当と認められる費用については、対象者に負担させることができるものとする。

イ アに定める就学又は就労している対象者に負担させることができる金額は、継続支援計画において明確に定めることとし、あらかじめ対象者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該金額は、対象者の経済状況等に十分配慮した金額としなければならない。

ウ 対象者に費用を負担させた場合は、適正に処理するとともに、これに関連する諸帳簿を整備しなければならない。

エ 3に定める対象者のうち貸付事業を活用しながら就学し、一般賃貸住宅等に居住していた者又は貸付事業を活用せずに一般賃貸住宅等に居住していた者が、疾病等によりやむを得ず中退した場合について、6か月を限度に生活費を支給することができる。

（4）学習費等の支給

ア （2）又は（3）による支援を受けている者に対して、次の（ア）から（ク）に定める費用を支給することとする。

（ア）特別育成費（基本分）

高等学校に在学している者及び高等学校第一学年に入学する者を対象に、高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費、通学費等を支給する。

（イ）特別育成費（資格取得等特別加算）

高等学校第三学年の者を対象に、就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするために必要な経費を支給する。ただし、都道府県等の判断により高等学校三学年以外に支給することが適当と認める場合には、支給して差し支えない。

なお、支給に当たっては、高等学校在学中に1回限りの支給とするので、同一者に重複して支給されないよう留意すること。

(ウ) 特別育成費（補習費）

高等学校に在学している者及び高等学校卒業者のうち大学等に在籍していないかつ就労していない者であって大学等への進学を希望する者を対象に、学習塾等を利用した場合にかかる経費を支給する。

(エ) 特別育成費（補習費特別分）

(ウ)の対象者であって特別な配慮が必要な者に対して、個別学習支援を利用する場合にかかる経費を支給する。

(オ) 就職支度費（一般分）

就職することとなった者を対象に、事業者において対象者の就職に際し必要な寝具類、被服類等に充てるため、現物給付又は口座振込の方法で購入に必要な経費を支給することとし、支給に当たっては、雇用先の採用証明書等の写しを徴すること。

就職の形態については正規雇用が望ましいが、正規雇用以外の場合でも支給して差し支えないこととする。

なお、昼間過程の高校生及び大学生等のアルバイトは就職に該当しないので、留意すること。

また、過去に就職支度費を支給された者は対象外であること。

(カ) 就職支度費（特別基準分）

(オ)の支給対象者のうち、次のi又はiiのいずれかに該当する者については、(オ)に加えて就職に際し必要な住居費、生活費等を支給する。

ただし、公的年金給付（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項の公的年金給付という。）の受給者である場合には対象としないので留意すること。

i 保護者のいない（死亡あるいは行方不明）者

ii 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から就職するために必要な経済的援助が見込まれない者

(キ) 大学進学等自立生活支度費（一般分）

大学等へ進学することとなった者を対象に、事業者において対象者の進学に際し必要な学用品、参考図書類等に充てるため、現物給付又は口座振込の方法で購入に必要な経費を支給することとし、支給に当たっては、進学先の合格通知書等の写しを徴すること。

また、過去に大学進学等自立生活支度費を支給された者は対象外であること。

(ク) 大学進学等自立生活支度費（特別基準分）

(キ) の支給対象者のうち、次の i 又は ii のいずれかに該当する者については、(キ) に加えて進学に際し必要な住居費、生活費等を支給する。

ただし、公的年金給付（児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 3 条第 2 項の公的年金給付という。）の受給者である場合には対象とならないので留意すること。

i 保護者のいない（死亡あるいは行方不明）者

ii 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から進学するために必要な経済的援助が見込まれない者

イ 日中に就業し、かつ、夜間大学等へ就学する者については、就職支度費及び大学進学等自立生活支度費の双方の対象となる場合があるが、この場合においては、特別基準分を除き、併給して差し支えない。

(5) 自立後生活体験支援

ア 4（2）（ア）により、里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に居住している者について、当該居住する場から自立する前に、一定期間一人暮らしを体験できるよう支援すること。

イ 居住する場の敷地外のアパート等を体験の場とし、通常の生活に必要な設備を有すること。

ウ 体験期間は、最長で1年間とすること。

エ 自立後生活体験支援の全般についての実務上の責任者（担当責任者）を配置し、次の指導項目について必要に応じて対象者の社会的自立に向けて生活指導等を行うこと。

(ア) 自活のための生活指導

(イ) 職業適性を高める指導

(ウ) 社会参加のための準備指導

(エ) 学習指導

(オ) 余暇の活用指導

(6) 生活相談の実施

ア 生活相談支援担当職員を配置すること。

イ 生活相談支援担当職員は、対象者の自立支援に熱意を有し、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

(ア) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 43 条に定める児童指導員の資格を有する者

(イ) 自立支援に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者

ウ 退所を控えた者に対する支援

(ア) 地域生活を始める上で必要な知識、社会常識等を学ぶためのテキストを作成し、講習会、生活技能等を修得するための支援を行うこと。

(イ) 退所を控えた者が抱える自立生活への不安や悩み等の相談に応じること。

(ウ) 大学、高等学校など教育機関を退学した者の進路や求職活動等に関する問題について相談に応じ、必要に応じて専門機関の活用や面接の付き添いを行

う等の支援を行うこと。

(エ) 入所施設等と連携の下、対象者との関係性を深めるとともに、対象者同士の交流等を図る活動を行うこと。

(オ) 入所施設等に赴いて退所を控えた者の自立に向けた相談支援を行うこと。

(カ) その他、地域生活を始める上で必要な支援を行うこと。

エ 退所後の支援

(ア) 居住、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題について相談に応じ、必要に応じて他機関と連携する等の必要な支援を行うこと。

(イ) 進路、求職活動等に関する求職上の問題、就学と生活の両立に関する問題等について相談に応じ、「4（9）就労相談支援」担当者と連携の上、必要に応じてハローワーク等専門機関の活用、職場との連携、面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。

(ウ) 対象者が気軽に集まる場を提供し、意見交換や情報交換、情報発信等自助グループ活動の育成支援を行うこと。

(エ) その他、地域社会において自立生活する上で必要な支援（宿泊を要する場合を含む）を行うこと。

オ 留意事項

生活相談の実施にあたっては、社会的養護の当事者や当事者団体を活用することも考えられる。

(7) 医療連携支援

ア 精神科医や公認心理師等との嘱託契約等のほか、医療機関等との連絡調整や同行支援の実施等により、メンタルケアをはじめとした医療的な支援が必要な対象者が適切に医療を受けられる支援体制を整備すること。

イ その他、対象者への医療的なケアに必要な事業を行うこと。

(8) 法律相談支援

ア 対象者が金銭トラブル、契約トラブル等に遭った場合に適切に支援できるよう、弁護士等を嘱託契約等により配置すること。

イ その他、対象者が法律相談を必要とする状況になった場合に適切に対応するために必要な事業を行うこと。

(9) 就労相談の実施

ア 就労相談支援担当職員を配置し、児童相談所等と連携して活動する就労支援チームを設置すること。就労支援チームは、相談を受けた際、助言を行うだけでなく、公共職業安定所等の就労支援機関への同行支援など、支援の対象者のニーズに応じた適切な支援を行うよう努めること。

イ 社会的自立を支援するために適切な職場環境の確保及び必要な支援を行うこと。

ウ 雇用先となる職場の開拓を行うこと。

エ 就職面接等のアドバイスを行うこと。

オ 事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップを行うこと。

カ その他就労支援に必要な事業を行うこと。

5 設備

4（6）及び4（9）に掲げる事業の実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。

- （1）相談室
- （2）対象者が集まることができる設備
- （3）その他事業を実施するために必要な設備

6 事業の実施にあたっての留意事項

（1）本事業を実施するにあたっては、4（1）の支援コーディネーター、4（6）の生活相談支援担当職員を配置し事業を実施しなければならない。支援コーディネーターは、児童相談所の管轄区域ごとに1名配置するなど、対象者の数に応じて、適切な人員配置が行われるよう努めること。ただし、これらの職員の雇用形態については、常勤、非常勤の別は問わないので留意すること。

なお、4（2）から（5）までによる支援を行う必要がある場合は、対象者の状況を鑑み、都道府県等の判断により、4（1）及び（6）の実施に先行して4（2）から（5）まで、（7）及び（8）による支援を行うことができることとする。これについては、対象者のニーズ等を十分踏まえて積極的に活用すること。

- （2）対象者との信頼関係の構築に努めること。
- （3）対象者及び保護者の意向に配慮すること。
- （4）4（6）に掲げる事業及び4（9）に掲げる事業を実施するにあたっては、対象者が利用しやすい時間帯や曜日等に配慮するとともに、地域の対象者に対し、支援内容や所在地が明確に把握されるよう広報活動を積極的に行うこと。
- （5）対象者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮すること。
- （6）4（6）に掲げる事業及び4（9）に掲げる事業を委託して実施する場合には、同一の者に委託して実施することが望ましいが、適切な事業運営が行われる場合には、別々の者に委託して実施することも差し支えないこと。
- （7）対象者が都道府県等の管外に転居する場合も、居住に関する支援、生活相談等の必要な支援が継続されるよう、引っ越し先の関係機関とも連絡調整を行い、必要な支援体制を確保すること。

なお、対象者が都道府県等の管外に転居し里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に居住する場合の居住に関する支援や生活費の支給等必要な支援を行う場合の費用負担については、転居前の都道府県等が行うこと。

（8）貸付事業の実施主体と密に連携し、自立支援資金の借受人の円滑な自立が図られるよう支援に努めること。

（9）平成28年度において、平成29年3月31日雇児発0331第53号『「児童家庭

支援センターの設置運営等について』の一部改正について』による改正前の「児童家庭支援センターの設置運営等について」の別紙2「退所児童等アフターケア事業等実施要綱」に基づく退所児童等アフターケア事業を実施していた都道府県等については、当分の間、4の（1）及び（6）の事業を必須事業としないことが出来る。

7 経費の補助

国は、予算の範囲内において都道府県等が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

(別紙2)

身元保証人確保対策事業実施要綱

1 目的

身元保証人確保対策事業は、子どもや女性等（以下「子ども等」という。）の自立支援を図る観点から、児童養護施設や婦人保護施設等に入所中又は退所した子ども等や、里親等に委託中又は委託解除後の子ども等に対し、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際等に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結することにより、身元保証人を確保し、これらの者の社会的自立の促進に寄与することを目的とする。

2 実施主体等

- (1) 本事業の実施主体は、対象となる子ども等の措置、保護、一時保護を行う都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。
- (2) 本事業の運営主体は、社会福祉法人全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）とする。

3 対象となる子ども等

この事業の対象となる子ども等は、次に掲げるものとする。

- ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号の規定により児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に入所している者又は里親若しくは小規模住居型児童養育事業者（以下「ファミリーホーム事業者」という。）を行う者に委託されている者あるいは同号による措置又は委託解除から本事業の申請まで5年以内の者
- ② 別紙1「社会的養護自立支援事業実施要綱」（以下「社会的養護自立支援事業」という。）において実施する居住に関する支援を受け里親の居宅、小規模住居型児童養育事業を行う住居（ファミリーホーム）や施設等に引き続き居住している者又は社会的養護自立支援事業による支援が終了してから本事業の申請まで5年以内の者
- ③ 法第33条の6第1項及び第6項の規定により児童自立生活援助の実施が行われている者又は児童自立生活援助の実施の解除から本事業の申請まで5年以内の者
- ④ 法第33条の規定により児童相談所一時保護所（一時保護委託を含む。）に一時保護されている者又は一時保護の解除から本事業の申請まで5年以内の者
- ⑤ 法第23条第1項の規定により母子生活支援施設に保護されている者又は保護の解除から本事業の申請まで5年以内の者

4 対象となる被保証人

この事業の対象となる被保証人は、3に掲げる子ども等であって、かつ次の理由により父母（保護者）等に適切な保証人がなく施設長等が保証人となることが適当なものとする。

- ① 父母等が死亡又は行方不明、逮捕拘留中となっている。
- ② 父母等に心身の障害がある。
- ③ 父母等が経済的に困窮している。
- ④ 虐待や配偶者からの暴力等の理由により父母・配偶者等が保証人になることが適当でない、若しくは協力が得られない。

5 対象となる保証人

この事業の対象となる保証人は、次に掲げるものとする。

- ① 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設
 - ア 施設長
 - イ 施設の設置（又は経営）主体の代表者
 - ウ 措置（又は保護）をした児童相談所の所長
 - エ 社会的養護自立支援事業受託事業者の代表者及びその他都道府県等が適当と認めた者
- ② 里親
 - ア 里親
 - イ 委託をした児童相談所長
 - ウ 社会的養護自立支援事業受託事業者の代表者及びその他都道府県等が適当と認めた者
- ③ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者
 - ア 養育者
 - イ 設置（又は経営）主体の代表者
 - ウ 委託をした児童相談所長
 - エ 社会的養護自立支援事業受託事業者の代表者及びその他都道府県等が適当と認めた者
- ④ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者
 - ア 設置（又は経営）主体の代表者
 - イ 援助の実施をした児童相談所長
 - ウ 社会的養護自立支援事業受託事業者の代表者及びその他都道府県等が適当と認めた者
- ⑤ 平成29年3月31日雇児発0331第56号「就学者自立生活援助事業の実施について」における就学者自立生活援助事業を行う者
 - ア 設置（又は経営）主体の代表者
 - イ 社会的養護自立支援事業受託事業者の代表者及びその他都道府県等が適当と

認めた者

⑥ 児童相談所一時保護所（一時保護委託を含む。）

ア 児童相談所の所長

イ その他都道府県等が適当と認めた者

⑦ 社会的養護自立支援事業

ア 施設長

イ 里親

ウ 養育者

エ 設置（又は経営）主体の代表者

オ 社会的養護自立支援事業受託事業者の代表者及びその他都道府県等が適当と認めた者

6 保証範囲

① 就職時の身元保証

被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主又はその他の者に損害を与えた結果、又は被保証人が入院し、医療費の滞納等により、当該医療機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して保証金を支払う。

② アパート等の賃借時の連帯保証

賃貸住宅又は賃貸施設（以下「賃貸住宅等」という。）に関し、被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、次に掲げるものが履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対し保証金を支払う。

ア 家賃もしくは賃貸料および共益費（以下「家賃等」という。）の支払い

イ 賃貸住宅等の修理又は現状回復の費用の支払い

ウ 賃貸借期間経過後の不法住居による賠償金の支払い

エ 前各号債務の履行遅延による遅延利息の支払い

③ 大学等入学時の身元保証

被保証人が大学、高等学校などの教育機関における就学に関し、学費の滞納など、教育機関に損害を与えた結果、又は被保証人が入院し、医療費の滞納等により、当該医療機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して保証金を支払う。

7 保証期間

この事業における保証期間は、次のとおりとする。

① 就職時の身元保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として3年間とする。

ただし、都道府県等が必要と認める場合は、保証期間をさらに2年間延長し、最長5年間とすることができる。

② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として3

年間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合は、保証期間をさらに1年間延長し、最長4年間とすることができる。

- ③ 大学など教育機関入学時の身元保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として当該教育機関における正規の修業年数の間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合は、保証期間をさらに1年間延長し、原則として最長5年間とすることができる。

8 保証限度額

この事業における1件あたりの保証限度額は、次に掲げるものとする。

- | | |
|-----------------------------|-------|
| ① 就職時・入院時の身元保証 | 200万円 |
| ② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 | 120万円 |
| ③ 大学、高等学校など教育機関入学時・入院時の身元保証 | 200万円 |

9 保証料

- ① 就職時の身元保証

年間保証料 12,960円（月額 1,080円）

うち基本保証分 年間保証料 10,560円（月額 880円）

うち入院時保証分 年間保証料 2,400円（月額 200円）

- ② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証

年間保証料 19,152円（月額 1,596円）

- ③ 大学、高等学校など教育機関入学時の身元保証

年間保証料 12,960円（月額 1,080円）

うち基本保証分 年間保証料 10,560円（月額 880円）

うち入院時保証分 年間保証料 2,400円（月額 200円）

10 求償権

全社協が雇用主、家主、教育機関等に損害賠償又は債務弁済を行ったときは、その賠償等をした金額の限度において、全社協は被保証人に対し求償権を有するものとする（実際上は保険契約を締結している保険会社に求償権が移転する。）。

ただし、次に掲げる場合は、求償権の全部又は一部を行使しないことができる。

- ① 被保証人が死亡したとき。
- ② 被保証人が精神又は身体に著しい障害を受けたとき。
- ③ 被保証人が生活に困窮し、賠償金などを返済することが困難であると認められるとき。
- ④ 前3号のほか、特にやむを得ない事由があると認められるとき。

11 身元保証人確保対策事業運営委員会

この事業の効果的な推進を図るため、全社協に身元保証人確保対策事業運営委員会（以下「委員会」という。）を設置することとする。

なお、委員会に関する規程及び委員会の運営に関し必要な事項は全社協において別に定めるものとする。

12 身元保証審査会

委員会に身元保証審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査会においては必要に応じて本制度の加入申請、賠償金額及び債務弁済額の審議、決定等を行う。

なお、審査会の運営に関する規程は、全社協において別に定めることとする。

13 経費

国は、都道府県等がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより予算の範囲内で補助を行うものとする。

事務連絡
令和5年8月15日

各 都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市
児童相談所設置市
民生主管部（局）担当者 様

こども家庭庁支援局
家庭福祉課措置費係

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱
に関するQ&A（令和5年8月15日版）」について

平素より児童福祉行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱に関するQ&A
（令和5年8月15日版）」を送付しますので、各自治体におかれましては、御了知の上、
管内関係機関等に周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願い
します。

【送付資料】

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱に関するQ&A
（令和5年8月15日版）」

【照会先】

こども家庭庁支援局 家庭福祉課措置費係
E-mail: kateifukushi.sochihi@cfa.go.jp

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱に関するQ & A
(令和5年8月15日)」

問1 児童入所施設措置費等における「児童」とは。

(答) 児童入所施設措置費等の対象となる児童については、児童福祉法第4条の児童にのみならず、

- ・児童福祉法第31条の規定に基づき措置延長をした者
- ・児童福祉法第6条の3第1項第1号の満20歳未満義務教育終了児童等
- ・児童福祉法第6条の3第1項第2号の満20歳以上義務教育終了児童等

が含まれる。

問2 予防接種を受けているか保護者から確認が取れない場合、予防接種費において抗体検査の費用を支弁することは可能か。

(答) 虐待などのケースにより保護者からの協力が得られない場合、抗体検査に係る費用について支弁することは差し支えない。

問3 一時保護委託の一般生活費について、一時保護委託先が変更した場合、また1日から5日の保護単価を支弁できるのか。

(答) 本改正については、生活必需品が個人所有として初日から配付できるよう、一般生活費の配分を見直したものである。このことから個人所有である生活必需品を変更先に持っていけない特段の事情がある場合は、変更先においても、1日から5日の保護単価を支弁する。

問4 小規模グループケア加算について、平成30年4月1日以降に設置されるものは玄関があることが要件とされたが、通知発出前に建物の整備に取りかかっていた場合も4月1日以降に設置されるものは玄関が必要となるのか。

(答) 通知発出以前に建物の整備に取りかかった場合等については、玄関がないことはやむを得ないものである。

問5 特別育成費の対象範囲となる学校は何か。

(答) 学校教育法による高等学校（定時制及び通信制の課程を含む）、高等専門学校（但し、入学時より3年を経過するまでとする）、専修学校（但し、高等課程に限る）及び各種学校を対象範囲とする。

問6 特別育成費が上限付きの実費となったが、上限額は月毎で区切るのか。

(答) 特別育成費については、これまで年間の所要経費を満たすものとして算定されており、必要に応じて数月分を支弁する等実情に応じた運用を可能としていたところ。引き続き、同じ取扱いとしており、上限月額の間年総額を限度として、所要経費を支弁されたい。

問7 実費支弁になったことに伴い、領収書が必要となるが、部活動費など領収書がない場合もあるがどのようにすればよいか。

(答) 必ずしも領収書である必要はなく、客観的に支出の証拠となるものを残すこと。

問8 特別育成費の対象経費に含まれるものは何か。

(答) 文部科学省の子供の学習費調査における学校教育費の対象に準ずるものと考えている。

問9 特別育成費の通学のための交通費の対象となる交通手段は何か。

(答) 鉄道、バス等の公共交通機関の他、学校の許可を受けた自転車及びバイク。タクシー等、一般家庭において想定されないものは対象外。

問10 資格取得等特別加算費（特別育成費）が上限付きの実費となったが、少額の講習等を複数受講した場合、合算して支弁することはできるか。

(答) 自立支援や就職支援を目的とするものであれば、支弁しても差し支えない。ただし、この場合であっても、1人当たりの上限額は交付要綱に定められた額とする。

問11 寒冷地手当加算が廃止されたが、引き続き、寒冷地手当を職員に支給することは可能か。

(答) 今般の改正で寒冷地手当加算、事務用採暖費加算、児童用採暖費加算を再編し、冷暖房費加算を創設したところであるが、当該加算単価にはこれまでの寒冷地手当加算分も含まれていることから、施設の実情に応じて寒冷地加算を支給することは差し支えない。

問12 無償化に伴い、幼稚園費の取扱いはどのようになるのか。

(答) 就園に必要な経費の額から、施設等利用給付費等の額を控除した額を支弁すること。

問13 自立援助ホームの一般生活費について、アルバイト収入がある高校生は別に定める基準に該当するのか。

(答) 自立の第一歩として高等学校卒業を目指す高校生（学業が生活の中心である児童等）については、アルバイト収入があることをもって、非該当とすることは適当ではないと考える。

一方で、自立に向けアルバイト等により収入を得ている児童（就労が生活の中心である児童等）については、生活費等については、就労収入から支出することを想定しており、別に定める基準には該当しないと考える。

問14 冷暖房費について、病院や警察など、表の施設種別にないところへ一時保護委託を行った場合、単価はどれを用いるのか。

(答) 病院や警察等の場合は、一時保護所の単価を用いることとする。

問 15 視力が低下した児童に対して、眼鏡同様、コンタクトレンズについても支弁対象として差し支えないか。

(答) 眼鏡及びコンタクトレンズについては、視力矯正費において支弁可能となっており、その支弁対象は、日常生活を営む上で必要な視力矯正のための眼鏡及びコンタクトレンズ等（眼鏡及びコンタクトレンズの維持にかかる消耗品も対象）の購入にかかる経費であり、その際は、児童の健全な育成や福祉の増進に寄与することを目的として支弁するものであるため、日常生活において必要な限度での実費とする。

問 16 大学等の受験料を特別育成費として支弁して差し支えないか。また受験に際し必要となる旅費も支弁して差し支えないか。

(答) 大学等の受験料については、特別育成費（その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費等）として支弁して差し支えない。また受験に際し必要となる旅費についても、必要に応じ支弁して差し支えない。

問 17 「通信教育」は教育費における学習塾費や特別育成費における補習費として支弁して差し支えないか。

(答) 昨今の学習塾におけるオンライン授業の普及状況等を踏まえ、通信教育（オンラインによる学習塾、タブレット端末による通信講座、その他紙媒体による通信講座など）は、教育費（学習塾費）及び特別育成費（補修費）にて支弁して差し支えない。

問 18 自立援助ホームに居住する児童等の医療費について、「就労し、最初の賃金を得る月まで」とあるが、高校生がアルバイトしている場合についても適用となるのか。

(答) 一般論として、自立援助ホームに居住する高校生がアルバイトすることは、社会性を養うだけでなく、自分の働くイメージを持つという重要な意味を持つものと考えられることから、「就労し、最初の賃金を得る月まで」については、高校生のアルバイトは適用しないことが妥当である。

問 19 自立援助ホームに入所している高等学校 3 年生（特別支援学校高等部を含む。）に対して、修学旅行にかかる費用を見学旅行費にて支弁して差し支えないか。

(答) 自立援助ホームは、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成 11 年 4 月 30 日厚生省発児第 86 号厚生事務次官通知）（以下、「交付要綱」という）の第 4 の 2 次表に定める見学旅行費の対象としていなかったところであるが、今般、自立援助ホームにおいても児童養護施設等と同様に、高等学校 3 年生が一定数入所していることを踏まえ、自立援助ホームに入所する高等学校 3 年生の修学旅行に必要な交通費や宿泊費等について、見学旅行費にて支弁して差し支えないこととする。

なお、今後、今年度に交付要綱の改正を行い、本年 4 月に遡って支弁することとする。

問20 児童養護施設等に入所する児童の携帯電話等の端末代や通信料について、措置費として支弁して差し支えないか。

(答) 携帯電話等はさまざまな情報にアクセスするための通信手段や緊急連絡手段として、日常生活において有用なものとなっていることを踏まえ、携帯電話等の端末代及び通信料は、交付要綱の第4の2次表に定める一般生活費の対象として支弁して差し支えないこととしている。

また、携帯電話等を高等学校におけるオンライン授業やオンラインを活用した課題提出等に使用する目的を持って所持するものであれば、特別育成費（その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費等）として支弁して差し支えないこととする。

なお、携帯電話の使用にあたっては、所持するかどうかも含め、子どもの年齢、利用頻度、閲覧の制限など、各施設において適切に判断いただきたい。

問 21 高等学校等に再入学（編入学）する際の費用を措置費として支弁して差し支えないか。

(答) 高等学校等に入学する際の費用については、特別育成費等で支弁（特別支援学校の高等部の場合は教育費にて支弁）しているところであるが、同一児童に対して1回限りといった制限は無いため、再入学（編入学）に際して、新たに制服等を用意する必要がある場合は、その費用についても特別育成費（入学時特別加算費）等から支弁して差し支えない。

問 22 就職支度金及び大学進学等自立生活支度金などは「措置解除」を条件としているため、措置延長しながら就職する者や、大学へ進学した者は支給対象外となるのか。

(答) 措置費における「就職支度費」及び「大学進学等自立生活支度費」は、対象となるこどもの就職・大学等への進学に際し措置解除後に必要となる当面の生活費等を支弁するものであり、措置が解除された際に支給することとされている。

これらの措置費は、就職や大学等進学した時期と措置解除するまでに期間が空いている（※）場合でも支給の対象となるため、措置延長しながら就職する方や、大学等へ進学した方についても、措置解除された際には支払うことが可能である。

※例えば18歳で就職し、措置延長となり、就業中の状態で20歳で措置解除された場合など

雇児福発第 0331002 号
障障発第 0331009 号
平成 21 年 3 月 31 日

一部改正
子家発 0615 第 1 号
障障発 0615 第 1 号
令和 4 年 6 月 15 日

一部改正
子家発 0328 第 1 号
障障発 0328 第 1 号
令和 5 年 3 月 28 日

都道府県知事
各指定都市市長 民生主管部(局)長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省子ども家庭局 家庭福祉課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課長

被措置児童等虐待対応ガイドラインについて（通知）

児童養護施設等の児童福祉施設における子どもの権利擁護については、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 20 年法律第 85 号）が平成 21 年 4 月 1 日に施行されること等を踏まえ、被措置児童等虐待対応ガイドラインを別添のとおり作成したので、貴管内においては、被措置児童等虐待に関して関係部局の連携体制や、通告等があった場合の具体的な対応についての体制整備に加え、対象施設の協議会等との連携の強化及び被措置児童等虐待対応の周知等を図られたい。また、被措置児童の権利が侵害されている場合は、子どもの福祉を守るという観点から、子どもの保護や、児童福祉法に基づく施設等への適切な指導等をお願いする。

すべての関係者が子どもの最善の利益や権利擁護の観点をしっかり持ち、被措置児童等虐待の発生予防から早期発見、迅速な対応、再発防止等のための取組を総合的に進めていただくようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

被措置児童等虐待対応ガイドライン
～都道府県・児童相談所設置市向け～

厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課
厚生労働省 社会・援護局 障害福祉部障害福祉課

令和5年3月

目次

I	被措置児童等虐待の防止に向けた基本的視点	
1.	被措置児童等虐待防止対策の制度化の趣旨	1
2.	基本的な視点	4
	1) 虐待を予防するための取組	
	2) 被措置児童等が意思を表明できる仕組み	
	3) 施設における組織運営体制の整備	
	4) 里親による子どもの権利保障と養育実践	
	5) 発生予防から虐待を受けた子どもの保護、安定した生活の確保までの 継続した支援	
3.	留意点	8
	1) 被措置児童等の安全確保のための優先・迅速な対応	
	2) 都道府県の組織的な対応・関係機関との連携	
II	被措置児童等虐待に対する対応	
1.	被措置児童等虐待とは	10
2.	児童虐待防止法との関係	12
3.	被措置児童等虐待対応の流れ（イメージ）	15
4.	早期発見のための取組と通告・届出に関する体制	16
	1) 通告等受理機関及び通告等への対応を行う機関	
	2) 被措置児童等虐待に関する窓口の周知	
	3) 早期発見のための体制整備	
	4) 都道府県児童福祉審議会の体制整備	
5.	初期対応	18
	1) 相談・通告・届出への対応	
	ア 情報の集約・管理の仕組みの整備	
	イ 通告等の受理時に確認する事項等	
	ウ 守秘義務及び個人情報保護との関係並びに通告による不利益取扱いの 禁止等について	
	2) 通告等受理機関及び届出受理機関から都道府県（担当部署）への通知	

3) 通告等を受理した後の都道府県（担当部署）等の対応	
4) 措置等を行った都道府県と被措置児童等の所在地の都道府県が異なる等の場合	
6. 被措置児童等の状況の把握及び事実確認	26
7. 被措置児童等に対する支援	27
8. 施設等への指導等	28
9. 都道府県児童福祉審議会の体制・対応	34
1) 都道府県（担当部署）による都道府県児童福祉審議会への報告	
2) 都道府県児童福祉審議会による意見、調査等	
3) 都道府県児童福祉審議会の体制	
10. 被措置児童等虐待の状況の定期的な公表	36
11. 被措置児童等虐待の予防等	37
1) 風通しのよい組織運営	
2) 開かれた組織運営	
3) 職員の研修、資質の向上	
4) 里親・ファミリーホームにおける予防的な視点	
5) 子どもの意見をくみ上げる仕組み等	
Ⅲ 参考資料	
・被措置児童等虐待通告等受理票（例）	42

I 被措置児童等虐待の防止に向けた基本的視点

1. 被措置児童等虐待防止対策の制度化の趣旨

(はじめに)

「児童の権利宣言」(1959年)においては、児童は、「健康に発育し、かつ、成長する権利」及び「適切な栄養、住居、レクリエーション及び医療を与えられる権利」を有することとされており、全ての子どもについて、これらの権利が守られる必要があります。また、「児童の権利に関する条約」においても、「児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的な虐待を含む。)からその児童を保護する」ことが規定されています。

何らかの事情により家庭での養育が受けられなくなった子ども等被措置児童等についても、これらの権利が守られる必要があります。施設等※は、子どもたちが信頼できる大人や仲間の中で安心して生活を送ることができる場でなければなりません。

しかし、子どもが信頼を寄せるべき立場の施設職員等が入所中の子どもに対して虐待を行うということが起きており、こうしたことは子どもの人権を侵害するものであり、絶対にあってはならないことです。このため、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号)により被措置児童等虐待の防止のための枠組みが規定されており(平成21年4月施行)、この枠組みに基づいた取組が進められています。

被措置児童等虐待防止の対策を講じるに当たっては、子どもの権利擁護という観点から、子どもたちが安心して生活を送り、子どもの意見が聴かれ、その一人一人の育ちのニーズが満たされる適切な支援を受けながら、自立を支えるために環境を整えるとの観点を持って、取組を進めることが必要です。

このガイドラインは、「被措置児童等虐待」に着目した、都道府県・政令市・児童相談所設置市(以下単に「都道府県」とする。)が準拠すべきガイドラインとして作成したものです。各都道府県においては、このガイドラインを参考とし、都道府県内の関係者と連携して幅広く被措置児童等のための適切な支援策を推進することが求められます。

こうした児童福祉法における被措置児童等虐待対応の制度化は、施設等における被措置児童等虐待の防止に向けた「枠組」を規定したものです。今後、国や都道府県の行政や施設等の関係者が協働して具体的な取組・事例を積み重ね、子どもの権利擁護を促進するための取組について、関係者間で共通認識を図りながら、対策を実効性のあるものとしていくことが必要であることを申し添えます。

※施設等～小規模住居型児童養育事業者、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、一時保護所

(経緯)

施設等における被措置児童等虐待に関しては、平成19年5月にとりまとめられた「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会中間とりまとめ」において、「昨今、相次いで施設職員による虐待事件が起こっているが、子どもの抱える課題の複雑さに対応できていない職員の質や教育に問題があったこと、施設におけるケアを外部から評価・検証する仕組みがなく施設運営が不透明になっていること等がその要因として指摘されています。関係者にはこのような問題が二度と起こらないようにするための真摯な努力が求められることはもちろんですが、さらに、このような課題を解決するため、制度的な対応も視野に入れて検討する必要がある」ことが指摘され、平成19年6月に公布された「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成19年法律第73号）」においても、「政府は、児童虐待を受けた児童の社会的養護に関し、・・・児童養護施設等における虐待の防止を含む児童養護施設等の運営の質的向上に係る方策・・・その他必要な事項について速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」ことが附則で規定されて、政府における検討事項とされました。

さらに、平成19年11月にとりまとめられた社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書においては、「社会的養護の下にいる子どもたちは、措置によりその生活が決定されること等を踏まえ、また、近年起こっている施設内虐待等を予防するとともに、これに対応するため、下記のような施策を講じることにより、子どもの権利擁護の強化、ケアの質の確保を図る必要がある。」ことが指摘されました。

これらを受け、平成20年の児童福祉法改正においては、被措置児童等虐待の防止に関する事項を盛り込み、被措置児童等の権利擁護を図るため、適切な対応のための仕組みを整備しました。

また、平成28年の児童福祉法改正においては、児童の権利に関する条約の一般原則である第12条「子どもの意見の尊重」および第3条「子どもの最善の利益」がその総則に位置づけられました（児童福祉法第2条第1項）。これに伴い、子どもはおとなから一方的に保護されるだけの存在ではなく、意見表明と参加の権利を行使する主体として尊重される存在であること、それを通しておとなは子どもの最善の利益を目指しうることが確認されました。社会的養護のもとにある子どもの権利擁護についても、その理念に基づき、更なる推進が求められているところです。

これに伴い、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）において、「親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととする。児童福祉施設の長等についても同様とする。」ことが規定されました。

(主な内容)

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）が対応していない、施設職員等による虐待に対応することをはじめとして、社会的養護に関する質を確保し、子どもの権利擁護を図るという観点から、下記のような事項が規定されています。

- ・ 被措置児童等虐待の定義
- ・ 被措置児童等虐待に関する通告等
- ・ 通告を受けた場合に都道府県等が講ずべき措置
- ・ 被措置児童等の権利擁護に関して都道府県児童福祉審議会の関与

そもそも、保護を要する子どもたちの権利擁護を図るということは、当然、施設等の役割に含まれているものであります。児童福祉法においても、「施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。」ことが明確に規定されています（児童福祉法第33条の11）。

さらには、事業者や施設の設置者、里親は、子ども、事業を利用する者及び施設に入所する者の人格を尊重するとともに、児童福祉法又は同法に基づく命令を遵守し、忠実に職務を遂行しなければならないことも明確に規定されています（児童福祉法第44条の3）。

都道府県においては、このような基本となる考え方を踏まえ、子どもの福祉を守るという観点から、被措置児童等の権利が侵害されている場合や生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなどの場合には、被措置児童等を保護し、適切な養育環境を確保する必要があります。また、不適切な事業運営や施設運営が行われている場合には、事業者や施設、里親を監督する立場から、児童福祉法に基づき適切な対応を採る必要があります。

本ガイドラインは被措置児童等虐待に着目したものであることから、指導監査全般に係る具体的内容には言及していませんが、都道府県における指導監査体制を見直し、被措置児童等虐待や不適切な取り扱い、権利侵害のおそれのある事案が発生していないかを確認するなどの各施設等におけるケアの質についても適切に監査を行い、施設等と関係機関がケアの質についての理解・認識を高めながら改善を図ることも重要です。

子どもの権利擁護を図り、子どもの福祉の増進を進めることが目的であることをすべての関係者がしっかりと認識し、法律事項についてはもちろんのこと、運用面での取組も含め、被措置児童等虐待の発生予防から早期発見、迅速な対応や再発防止のための様々な取組が総合的に進められることが重要です。

2. 基本的な視点

1) 虐待を予防するための取組

被措置児童等の中には、保護者から虐待等を受けて心身に深い痛手を受け、保護された子どももあり、また、そのような背景はなくても、施設職員等から虐待等を受けた場合の心の傷は計り知れないものがあります。したがって被措置児童等虐待への対応で最も重要な課題は、被措置児童等虐待を予防するため、子どもの権利擁護の観点も踏まえた取組を進めることであるといえます。

被措置児童等虐待の予防については、直接的に被措置児童等虐待に対応するという観点だけではなく、被措置児童等に対するケアについて、子どもの意見を施設職員等一人一人がしっかりと受け止め、施設等では組織として対応し、里親は子どもの意見を尊重する姿勢を常日頃から心がけることで被措置児童等の様子を見守り、コミュニケーションがとれる体制を作ること等、ケアの質の向上や、施設等における適切な体制整備を進めることが被措置児童等虐待の予防へつながることになります。

具体的には、施設等での養育実践において負担が大きいと感じている職員や経験の浅い職員などに対し、施設内外からスーパービジョンを受けられるようにすることや、里親に対し、里親支援機関や里親会などが関わること等により、施設職員や里親等が一人で被措置児童等を抱え込まず、複数の関係者や機関が被措置児童等に関わる体制が必要です。

また、被措置児童等からの苦情や意見（願いや希望、提案）に対して適切な解決に努めるため、施設においては、苦情解決体制（苦情解決責任者、第三者委員の設置等）を確保するほか、第三者による評価や子どもの意見聴取の機会を導入するなどの取組が必要です。

被措置児童等は学校に通ったり、医療機関を利用するなど地域で生活を送っています。このため、在宅の子どもと同じように、固有の権利が認められ、学校の関係者、地域福祉の関係者、医療関係者等が常に連携を取りながらチームとして被措置児童等に関わるようにし、チームの構成員として各々が適切な役割分担をしつつ、なすべきことをなすという認識の下に、対応することが重要です。

また、都道府県や児童相談所、市町村、学校、医療関係者、児童家庭支援センター、里親支援機関・児童委員など被措置児童等と関わる機会が多い関係者が定期的に集まり、被措置児童等の権利擁護や虐待への対応等に関する研修やケーススタディを実施すること、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機会を利用して、被措置児童等虐待の防止や権利擁護に関しても協議する機会を設けることなども必要です。関係者が普段から子どもの権利の実現に向けた共通の認識を持ち、具体的な取組が図れるように積極的な取組を進めることが重要です。

<被措置児童等虐待予防のための取組例>

- ・ 子どもの育ちの背景を勘案する養育実践
- ・ 研修を通じた子どもの権利についての施設職員等の意識向上
- ・ 「子どもの権利ノート」の作成、被措置児童等への配布
- ・ 被措置児童等虐待について説明するための「しおり」などの作成、施設等を利用している子どもの保護者や子どもへの説明、配布
- ・ 被措置児童等を対象とした「子どもの権利ノート」を活用することなどによる子どもの権利についての学習会の開催（年齢に応じた理解・周知の反復）
- ・ 「子どもの権利ノート」に関するポスター掲示
- ・ 第三者による定期的な意見聴取の機会の設定と意見の実現に向けた取組の実施
- ・ 「子どもの自治会」等の開催を通じた被措置児童等による主体的な取組や、「意見箱」の設置など、子どもの意見を汲み取る仕組みづくり
- ・ 困難事例への対応についてのケースカンファレンスの開催、専門家によるスーパービジョン等施設職員の資質向上のための取り組み
- ・ 児童相談所による定期訪問調査、その際の被措置児童等との面接
- ・ ケアの孤立化・密室化の防止（複数体制の確保）
- ・ 職員のメンタルヘルスに対する配慮
- ・ 法人・施設や団体で定める倫理綱領、行動規範などについて、保護者や子どもに説明する
- ・ 子どもの所有する物品・金銭等の適切な管理
- ・ 子どもの現状に即した養育の見直し

など

- * 例えば滋賀県においては、子どもが施設等で安心して生活できるよう、子どもの権利擁護部会が全ての施設等を対象に実地調査を行い、施設職員および子どもと意見交換を通じて子どもの権利の実態を評価し、子どもの権利擁護に向けて必要な助言指導を行う「滋賀県児童養護施設等の子どもの権利擁護事業」が実施されています。

特に被措置児童等の状態の変化などが発見のきっかけとなることから、児童相談所や里親支援機関（フォスターリング機関）は平素から被措置児童等と面接を行い、その意見や状況を適時に把握することが必要です。

また、被措置児童等と関わる機会が多い関係者が、前述のように普段から子どもの権利の実現に向けた共通の認識を持つことが、虐待の防止と早期発見につながります。

その上で、虐待が起こった場合には、早期に事実関係を確認し対応することが、最も重要です。

2) 被措置児童等が意思を表明できる仕組み

被措置児童等が安心して生活を送るためには、被措置児童等が自身の置かれた状況をよく理解できるように日頃から説明するとともに、被措置児童等の意見や意向等の実現も含め、自らの存在が尊重されていると感じられる環境の中で生活を送ることができるようにすることが重要です。(暮らしのここちよさ)

このような子どもの意見や意向等に沿った支援を行う際、子どもと大人の間に大きな葛藤が起こるのではないかと、という危惧もありますが、大人の義務として子どもの意見や意向等を適切に受けとめ、子どもと向き合って客観的な視点で、かつ、子どもの最善の利益の視点から支援していくという姿勢が必要です。

具体的には、一時保護した際や、入所措置の際に、子どもの意見や意向等をしっかりと受けとめつつ、自分(子ども)の置かれた状況や今後の支援の見通しを可能な限り分かりやすく説明すること、自立支援計画の策定や見直しの際には、子どもの意見や意向等を確認し、確実に反映すること、子どもが理解できていない点があれば、さらに分かりやすく繰り返し説明すること、「子どもの権利ノート」等の活用により、子どもの発達に応じて、被措置児童等が自らの権利や必要なルールについて理解できるよう学習を進めることなどが重要です。

このほか、都道府県や都道府県児童福祉審議会による電話相談を周知する、「子どもの権利ノート」にはがきを添付する、第三者による意見聴取の機会を設定するなど、権利侵害があった場合や、子どもの意見と施設職員の意見が異なる場合に被措置児童等が都道府県児童福祉審議会や第三者に意見を表明しやすい仕組みを整えることが重要です。

さらに、虐待の届出が行われた場合には、届け出た被措置児童等の権利が護られるようにするなど適切な対応を取る必要があります。

このようにして、都道府県、児童相談所、施設、里親等それぞれがケアの質の向上という観点からも、子ども自身の意見や意向等を尊重しつつ、支援を進める必要があります。

3) 施設における組織運営体制の整備

施設において被措置児童等に適切な支援を行うためには、養育者としての責任意識と個別の職員のケア技術が必要です。その上で施設の管理者は、組織として子どもを支援する体制を整えることが重要です。

施設運営そのものについては、子どもと施設職員、施設長が意思疎通・意見交換を図りながら方針を定めること、相互理解や信頼関係を築き、チームワークのとれた風通しのよい組織作りを進めること、第三者委員の活用や、第三者評価の積極的な受審・活用など、外部の目を取り入れ、開かれた組織運営としていくことが重要です。

また、職員各々のケア技術の向上のための研修、スーパービジョンやマネジメント

の仕組み、職員の意欲を引き出し、活性化するための取組等も進めることが必要です。

このように、組織全体として、活性化され風通しがよく、また地域や外部に開かれた組織とすることによって、より質の高い子どもへの支援を行うことが可能となり、被措置児童等虐待も予防されるものと考えられます。

逆に言えば、組織全体としてこのような体制ができていない施設で被措置児童等虐待が起こった場合には、個々の職員のケア技術や資質の不足等の問題にとどまらないことが想定されます。都道府県においては、子どもの保護や施設に対する指導等を行った後にも、法人・施設の運営や組織体制等の見直し・改善が適切に進み、再発が防止されるよう、法人・施設側からの提案も促しながら継続して指導を行っていく必要があります。

被措置児童等虐待については、問題を個々の子どもに対する個々の職員のケア技術の不足等の問題と決めてかからず、組織運営とその体制に関し、必要な検証を行い、改善を図ることが重要です。

4) 里親による子どもの権利保障と養育実践

里親は、社会的養育機関としての役割にあることを自覚するとともに、主体となる子どもの最善の利益保障を念頭に暮らしの保障を追求することを意識することが大切です。個別対応を基本とする分、自己の裁量が日常的に求められることから、子どもの課題対応や養育の悩み等を抱え込み、第三者に相談しづらくなる恐れがあるため、平時から里親会、児童相談所、里親支援機関、里親支援専門相談員等、支援を得られる相談者との関係を構築しておくことが大切です。

また、里子がどのような思いを持ちながら家庭生活を送っているかを確認できるよう、日頃から子どもとのコミュニケーションを図ることを習慣として、子どもとの関係構築に努めることも大切です。

5) 発生予防から虐待を受けた児童の保護、安定した生活の確保までの継続した支援

被措置児童等虐待への対応における基本的な目標は、被措置児童等を心身に有害な影響を及ぼす行為から守り、被措置児童等が安全で安心できる環境の中で、適切な支援を受けながら生活を送ることができるようにすることです。

被措置児童等虐待の発生予防から始まり、虐待の早期発見、虐待発見後の適切な保護、さらに保護後も被措置児童等が安心して生活できるようになるまでの継続した支援が必要です。

特に、施設等の複数の子どもが生活を送る場で被措置児童等虐待が発見された場合には、被害を受けた被措置児童等のほかにも、当該施設等で生活を送っている他の被措置児童等に対しても、適切で分かりやすい経過説明ときめ細かなケア

を実施することが必要です。

個々の被措置児童等のケアの具体的な方針については、基本的に児童相談所が責任主体となります。施設運営そのものの見直し、改善等については、都道府県（担当部署）が責任主体となって、児童相談所と連携して対応することが求められます。その場合、外部の専門家や都道府県児童福祉審議会の委員等からの協力を得ながら、法人や施設等が主体的に行う改善に向けた取組に対し、継続して支援を行うという姿勢が必要です。

3. 留意点

1) 被措置児童等の安全確保のための優先・迅速な対応

被措置児童等虐待については、在宅の児童虐待と同様、被措置児童等の生命に関わるような緊急的な事態が生じる可能性もあり、そのような状況下での対応は一刻を争うものとなります。

虐待の発生から時間が経過するにしたがって虐待の内容が深刻化することや当該児童に与える影響が大きくなることも予想されるため、通告や届出がなされた場合には、都道府県における迅速・的確な対応が必要です。

このような事態に対応できるよう、夜間や休日においても、在宅の児童虐待に関する夜間・休日通告受理体制を活用するなど、被措置児童等虐待に係る相談や通告・届出に対応できる仕組みを整え（緊急的な一時保護体制も含め）、関係者や住民などに十分周知する必要があります。

2) 都道府県の組織的な対応・関係機関との連携

被措置児童等虐待については、都道府県（担当部署）においては、担当者が1人で対応するのではなく、組織的な対応を行うことが必要であり、相談、通告や届出（情報提供、連絡も含む）があった場合にはどのような体制で事実確認等を行うかについてあらかじめルールを定めておき、組織内で認識を共通にしておく必要があります。

また、被措置児童等虐待への対応については、都道府県（担当部署）はその内容等を速やかに都道府県児童福祉審議会へ報告することとされていることから（児童福祉法第33条の15第2項）、報告の内容、緊急の際の報告体制等のルールをあらかじめ定め、的確な対応が取れるようにする必要があります。

実際に虐待が起こってからではなく、あらかじめよく情報を共有することにより、実際に被措置児童等虐待が起こった場合において迅速に対応することができるようになるものと考えられます。

被害を受けた被措置児童等はもちろんのこと、同じ施設を利用している他の被措置児童等についても適切な支援を行うことができる体制を組むこと、施設運営等の見直しに関し、施設に都道府県児童福祉審議会等の専門家を加えた検証・改善委員会の設置を促すことなど組織全体に関わる対応が必要となる場合も想定されるため、関係者が連携しながら取り組むことが求められます。

都道府県（担当部署）において、それらを確実なものとするためには、具体的な事態を想定したマニュアル等を作成しておくことも有効であり、関係機関とも連携し、実践事例の収集や蓄積、研修等の取組を通じて被措置児童等虐待に対する認識の共通化を図るとともに、都道府県内における関係機関の連携及び体制についてあらかじめルールを定めておくことや、適宜その見直しを行い、確認することなどが必要です。

また、都道府県（担当部署）や児童相談所等の被措置児童等虐待の通告・届出の受理機関においては、改めて、被措置児童等からの権利侵害の声を都道府県知事へ通知すること（児童福祉法第33条の15）、それについて速やかに児童福祉審議会に報告することによって、はじめて子どもが意見や苦情を述べやすい環境を保障することになります。都道府県児童福祉審議会の第三者的、客観的な視点に基づいた公正な判断によって、子どもの権利の救済が図られることを念頭に置いた対応が求められます。

<被措置児童等虐待、事故などに関するマニュアル等を作成し、関係機関の間で認識の共有等を進めている自治体の取組例等>

- ・ 事件、事故 ～埼玉県「児童養護施設危機管理マニュアル」
- ・ 被措置児童虐待 ～大阪府「児童福祉施設における人権侵害等対応マニュアル」

II 被措置児童等虐待に対する対応

1. 被措置児童等虐待とは

被措置児童等虐待の防止等（児童福祉法第2章第6節）における「施設職員等」、「被措置児童等」の範囲は以下のとおりです。「施設職員等」については、児童福祉法第27条第1項第3号又は第2項に規定される事業者・里親・入所施設・医療機関・一時保護施設で業務に従事する者（同居人も含む。）が対象となります。

○ 「施設職員等」とは、以下の①～⑤をいいます。

- ①小規模住居型児童養育事業に従事する者
- ②里親若しくはその同居人
- ③乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者
- ④指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者
- ⑤児童福祉法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者

○ 被措置児童等とは、以下の①～③をいいます。

- ①以下の者に委託され、又は以下の施設に入所する児童
 - ・小規模住居型児童養育事業者
 - ・里親
 - ・乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設
 - ・指定発達支援医療機関

※なお、自立生活援助事業（自立援助ホーム）や母子生活支援施設については契約により入所する施設であり、法律上は対象事業者・施設には含まれていませんが、対象事業者・施設の対応に準じた対応をするものとします。

②以下の施設等に保護（委託）された児童

- ・児童福祉法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設
- ・第33条第1項又は第2項の規定により一時保護委託を受けた者

③①、②については、児童福祉法第31条第2項から第3項及び第33条第8項に定める18歳を超えて引き続き在所期間の延長等をした者についても含むものとします。

○ 被措置児童等虐待とは、施設職員等が被措置児童等に行う次の行為をいいます。

- ① 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- ④ 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

① 身体的虐待

- ・ 打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこによる火傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為を指すとともに、首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為及び意図的に子どもを病気にさせる行為などを指します。

② 性的虐待

- ・ 被措置児童等への性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行うなど
- ・ 被措置児童等の性器を触るまたは被措置児童等に性器を触らせる性的行為（教唆を含む）
- ・ 性器や性交を見せる
- ・ ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを見せるなどの行為を指します。

③ ネグレクト

- ・ 学校等に登校させない、重大な病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児のみを残したままにするなど
- ・ 適切な食事を与えない、下着など長時間ひどく不潔なままにする、適切に入浴をさせない、極端に不潔な環境の中で生活をさせるなど
- ・ 同居人や養育家庭等に入出入りする第三者、生活を共にする他の被措置児童等による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する
- ・ 他の職員等が子どもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する
- ・ 泣き続ける乳幼児に長時間関わらず放置する
- ・ 視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらずに授乳や食事介助を行う

などの行為を指します。

④ 心理的虐待

- ・ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど
 - ・被措置児童等を無視したり、拒否的な態度を示すなど
 - ・被措置児童等の心を傷つけることを繰り返し言う
 - ・被措置児童等の自尊心を傷つけるような言動を行うなど
 - ・他の被措置児童等とは著しく差別的な扱いをする
 - ・適正な手続き（強制的措置）をすることなく子どもを特定の場所に閉じ込め隔離する
 - ・他の子どもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う
 - ・感情のままに、大声で指示したり、叱責したりする
- などの行為を指します。

2. 児童虐待防止法との関係

児童虐待防止法においては、保護者がその監護する児童に対し、その身体に外傷を生じるおそれのある暴行やわいせつな行為、ネグレクト、著しい心理的外傷を与える行為等を行うことを「児童虐待」として定義しています。

ここで言う「保護者」とは、親権を行う者のほか、子どもを現に監護する者とされており、子どもが施設を利用している場合又は里親に委託されている場合には、当該施設の長又は里親は一定の監護権を有し、かつ、現に監護していることから、保護者に該当するものです。

一方、施設等養育者として養護に従事する者については、施設長の指揮命令に従い、一定の業務に従事していることから、保護者には該当するものではありません。

したがって、

- ① 施設等養育者が行う虐待については、児童虐待防止法に規定する児童虐待の対象ではありませんが、被措置児童等虐待の対象に該当することになります。
- ② 里親や施設長については、子どもを現に監護する者として、児童虐待防止法に規定する「保護者」となることから、これらの者が行う虐待については、児童虐待防止法に規定する児童虐待であるとともに、さらに被措置児童等虐待に該当することになります。

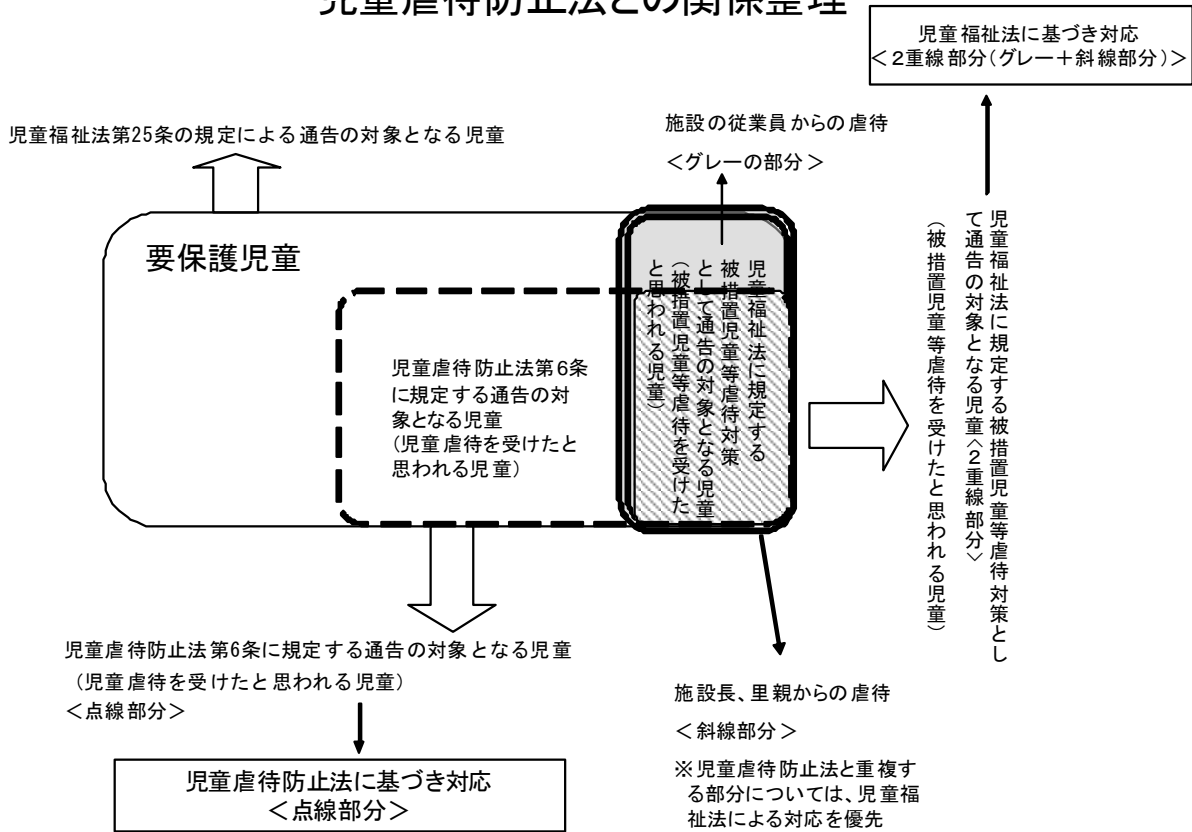
児童虐待防止法及び児童福祉法の双方が適用される里親や施設長による虐待については、行政が措置した子どもについて措置や委託中もその養育の質の向上と権利擁護を図るという観点から、措置を行う根拠法である児童福祉法において被措置児童等虐待の対策を講じるという法律の趣旨を踏まえ、第一義的には、児童福祉法に基づく措

置を優先して講じることとします。

ただし、万が一、「保護者」に該当する里親や施設長が虐待を行い、児童福祉法に基づく事業規制等による対応を行っても、十分に対応できないような事態が起こった場合は、さらに児童虐待防止法に基づく臨検・捜索等の対応も行うことが可能です。

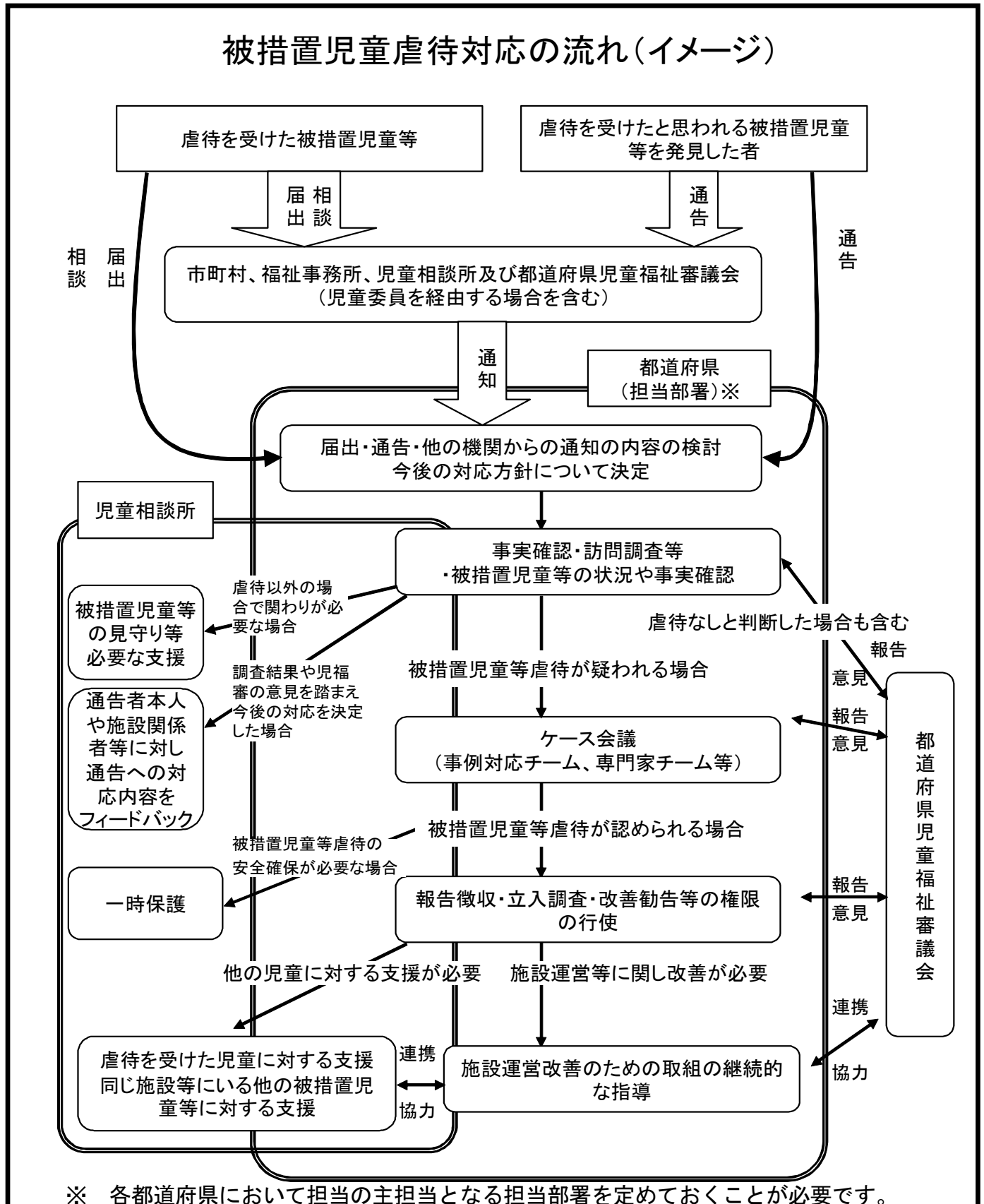
なお、児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待であっても、被措置児童等虐待のいずれかに該当すると考えられるケースについては、児童福祉法に基づく被措置児童等虐待として通告すれば、別途児童虐待防止法第6条第1項の規定に基づく通告をすることを要しないものとされています。(児童福祉法第33条の12第2項)

児童虐待防止法との関係整理



3. 被措置児童等虐待対応の流れ（イメージ）

以下4. ～9. に記載する対応等に関する全体の流れのイメージは以下の通りとなります。



4. 早期発見のための取組と通告・届出に関する体制

被措置児童等虐待を受けたと思われる子どもを発見した者については、通告義務が課せられており、発見した者は速やかに、1)の①の通告受理機関へ通告しなければならないこととされています。発見者が施設職員等の場合であっても同じです。この際、施設等が被措置児童虐待か否かに判断を要するといった理由で、適切な措置を講じず、いたずらに疑わしい状態を放置するということがないようにしなければなりません。このうち「都道府県の設置する福祉事務所」及び「市町村」（政令市及び児童相談所設置市を除く。以下同じ。）は、都道府県（担当部署）に通知します。「都道府県（担当部署）」、「都道府県児童福祉審議会」及び「児童相談所」は、1)の③の対応を行います。

また、被措置児童等は、1)の②の届出受理機関へ虐待を受けた旨を届け出ることができます。

これらの詳細や通告の前段階としての取組等については、2)以下のとおりとなっています。

なお、都道府県によっては、施設等の監督を行う部署、都道府県児童福祉審議会を所管する部署など担当課が複数にまたがることがあるため、被措置児童等虐待の通告・届出・通知を受ける担当をあらかじめ定めておくことが必要です。

1) 通告等受理機関及び通告等への対応を行う機関

①発見者からの通告受理機関

- ・ 都道府県の設置する福祉事務所
- ・ 児童相談所
- ・ 都道府県（担当部署）（あらかじめ主担当を都道府県において定めること）
- ・ 都道府県児童福祉審議会
- ・ 市町村

（なお、児童委員を介して上記機関が通告を受理することもある。）

②被措置児童等からの届出受理機関

- ・ 児童相談所
- ・ 都道府県（担当部署）
- ・ 都道府県児童福祉審議会

③通告等への対応を行う機関における対応

- ・ 都道府県（担当部署）は、発見者からの通告、通告受理機関からの通知、被措置児童等からの届出を受け、調査や必要に応じて児童相談所に対し一時保護等の子どもの安全確保の指示、事案の内容や調査結果について都道府県児童福祉審議会への報告、同審議会からの意見聴取、施設等に対する必要な指導等を実施します。

- ・都道府県児童福祉審議会は、通告や届出を受理した場合の都道府県（担当部署）への通知、対応についての意見陳述、必要に応じ関係者からの意見聴取や資料提供を求める等の対応を行います。
- ・児童相談所は、通告や届出を受理した場合には必ず都道府県（担当部署）への通知を行うとともに、都道府県（担当部署）の求めに応じ、被措置児童等の調査や一時保護等の子どもの安全確保、施設等に対する必要な指導、家族、関係機関との調整等を行います。

2) 被措置児童等虐待に関する窓口の周知

都道府県（担当部署）、児童相談所においては、施設等で被措置児童等虐待を受けた場合は、児童自身からも、都道府県児童福祉審議会の担当部署等の第三者に相談・通告ができることを、連絡先電話番号等と併せて、各施設等において周知する等により、児童の年齢や障害等の状況も考慮した方法で被措置児童等へ確実に届くよう工夫する必要があります。併せて被措置児童等虐待に関する情報が速やかに集まるような体制を整える必要もあります。

具体的には、

- ① いわゆる「子どもの権利ノート」を活用する（相談先電話番号の記載、相談内容を記載して送ることができるはがきの添付等により被措置児童等が届出を行いやすくする）
- ② 休日・夜間においても対応できる電話相談を設ける
- ③ メールやはがき等様々な方法で届出ができるよう工夫する
- ④ 関係機関においても、周知・広報を行うよう依頼する等

また、発見者から速やかに通告が受けられるように、被措置児童等虐待を発見した者に通告義務がかかることについて、十分な周知・広報を行います。具体的には、通告受理機関の機関名や連絡先、夜間・休日の連絡先となる電話番号などを市町村や学校、その他の公的な機関などを通して周知する必要があります。

被措置児童等虐待の通告受理機関は、都道府県（担当部署）と都道府県児童福祉審議会以外は、児童虐待防止法の通告受理機関と同様の機関としていることから、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）などによく連携を図りつつ、在宅の児童虐待に関する通告の連絡先が被措置児童等虐待の通告の連絡先も兼ねるようにするなど、適宜工夫しながら適切な体制を整備することが必要です。

3) 早期発見のための体制整備

都道府県（担当部署）においては、被措置児童等虐待の早期発見・早期対応を図

るため、虐待が起こる前から、関係者の連携と対応の体制を整え、被虐待児童等も地域の子どもと同様地域で見守るという共通認識をつくっておく必要があります。

都道府県（担当部署）や児童相談所は、定期的に関係者が集まる場（例えば、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会））などを活用し、被措置児童等の状況についての認識の共有を働きかけるほか、子どもの通う学校と、子どもの担当の児童相談所が普段から連絡を取り合うなど、子どもの状況の変化に関係者がすぐに気づくことができるような体制としておくことが必要です。

また、都道府県（担当部署）や児童相談所は、被措置児童等の措置・委託先である施設等ともよく連絡・コミュニケーションを図り、被措置児童等の状況や、施設等における養育の体制等についてよく把握するとともに、勉強会の開催等を通じて子どもの権利擁護の観点からの認識共有を進めることが必要です。

こうした取組を通じて、被措置児童等虐待がどのような場合に起こりやすいか、子どもがどのようなシグナルを発するのか、虐待に気づいた場合にはどのような対応が必要か等について、関係者に十分に理解してもらっておくことが必要であるとともに、それぞれの関係者の役割分担や対応方法についてルールを定め、具体的な対応のシミュレーションをしておくことが考えられます。

4) 都道府県児童福祉審議会の体制整備

被措置児童等虐待について、都道府県児童福祉審議会は、通告受理機関、届出受理機関とされています（児童福祉法第33条の12第3項）。同審議会が受理した通告や届出については、都道府県（担当部署）へ速やかに通知することになります（児童福祉法第33条の15第1項）。

また、都道府県（担当部署）は、被措置児童等虐待に関する事実確認や保護等の措置を採った場合には、都道府県児童福祉審議会へ報告しなければなりません（児童福祉法第33条の15第2項）。

被措置児童等虐待に対応するため、都道府県児童福祉審議会の体制（都道府県児童福祉審議会そのもので審議するのか、専門の部会を設置するのか、現行の被措置児童等の措置を決定する部会の審議事項を拡大するのか等）については、各都道府県において判断いただくこととなりますが、通告・届出の受理を適切に行うことや都道府県（担当部署）からの報告に速やかに応じることができることなどを含め、実効性の高い体制を整えておく必要があります。

※ 都道府県児童福祉審議会の体制等についての詳細は9. を参照

5. 初期対応

1) 相談・通告・届出への対応

ア 情報の集約・管理の仕組みの整備

被措置児童等虐待については、都道府県（担当部署）において、通告や届出の受理から、情報収集、決裁・方針決定などに至る仕組みについての基本的なルールを定め、通告や届出がされた事案に係る子ども等の情報から個別ケースへの対応の内容に及ぶ記録等を整備し、運用の管理を行うことが必要です。

最終的に情報を集約・把握し、必要な対応を講じるのは都道府県（担当部署）であるので、各都道府県（担当部署）が主体となって、本ガイドラインを参考に、通告や届出があった際に何を把握する必要があるのか、受理機関は、都道府県（担当部署）の誰にいつまでに何を連絡する必要があるか等についてあらかじめ定め、通告や届出の受理機関のいずれもが都道府県（担当部署）へ必要な事項を連絡することができるようにしておくことが重要です。

イ 通告等の受理時に確認する事項等

（通告受理機関及び届出受理機関が通告等を受理する際に留意すべき点について）

被措置児童等虐待に関する通告者や届出者は、通告や届出をすることによって責任を問われたり、恨まれることがあるのではないかなどの不安をもっている可能性もあります。また、通告や届出の内容が虚偽であったり、事案が過失による事故である可能性も考えられます。

いずれにしても、通告受理機関及び届出受理機関においては、通告者や届出者に不安を与えないように配慮するとともに、正確な事実を把握することが必要です。

このため、通告や届出を受理した場合は、まず通告者や届出者から虐待を発見した状況等について詳細に説明を受け、被措置児童等虐待に該当するかどうかなどの判断材料となるよう情報を整理します。

また、被措置児童等虐待を受けているかどうかの確証が得られていない状況であっても、通告や届出のあった場合においては同様に、「虐待を受けたと思われる」状況について詳細に説明を受け、被措置児童等虐待に該当するかどうかなどの判断材料となるよう情報を整理します。

被措置児童等本人からの通告の場合には、自分のことではなく、友人のこのように装ったり、いたずらやふざけているような内容で連絡がある場合があります。特に、性的虐待のケースの場合、最初から性的虐待を受けているという訴えをすることは少ないと考えられます。

このような電話の場合には、被措置児童等虐待かどうかの結論を急がず、子ど

もが安心して話せると感じるように受容的に話を聞き、子どもの訴えの内容が把握できるまで、また、子どもの居場所等が特定できるような情報を子どもが話すようになるまで丁寧に配慮をもって話を聞くことが必要です。さらに、相談の電話に対しては、まず、よく電話してくれたこと、その勇気をたたえることが大切です。

また、被措置児童等に関する一般的な相談を装った電話がある場合もあります。施設職員の場合、他の職員等との関係から、被措置児童等虐待の疑いを持っていても通告をためらっていることも考えられます。

このような場合、通告者が「虐待」という言葉を使わないとしても、少しでも気になる点があれば、よく話を聞き、子どもが特定できるような情報を可能な限り把握するほか、情報が不足しているままで電話を切られそうになる場合などには、再度電話をしてもらうことをお願いするなど、被措置児童等の安全が確保されるように留意します。

いずれの場合であっても、相談を受けた職員は、被措置児童等の状況等相談の内容から虐待が推測される場合には、その後の対応を念頭において相談を進める心構えが必要です。

また、通告者や届出者が匿名を希望する場合もありますが、匿名による通告や届出、情報提供や連絡であっても、できるだけ丁寧に内容を聞く必要があります。

この場合、匿名でも良いことを伝え、安心感を与えた上で、相談者との関係が切れないように繋ぐことを最優先とします。

このほか、措置解除後に被措置児童等虐待の相談が寄せられることも想定されます。施設利用や里親委託中には、通告や届出が困難であり、措置や委託解除直後や一定期間を経たのちに被措置児童等本人が虐待経験について表明し、又は周囲からの助言等により相談、通告や届出等に至ることもあります。その場合にも通常の被措置児童等虐待に準じた受理手続きやその後の対応を行います。

(通告受理機関及び届出受理機関が受理の際に確認する事項)

被措置児童等虐待に関する通告や届出を受けた職員は、相談受付票等に記入し、虐待の状況や被措置児童等の状況、通告者や届出者の情報等可能な限り詳細な情報を記録しておきます。単なる相談であっても、受付票による記録を取ることが必要です。

なお、相談受付票の例については、「被措置児童等虐待通告等受理票」(Ⅲ参考資料)を参照して下さい。

以下は、被措置児童等本人以外の者からの相談・通告を受理する際に最低限確認すべき情報の例です。

- ・虐待を受けていると思われる被措置児童等の氏名、居所(施設名等)
- ・虐待の具体的な状況(虐待の内容、時期、施設等の対応)

- ・ 被措置児童等の心身の状況
 - ・ 虐待者と被措置児童等の関係、他の関係者との関係
 - ・ 相談者、通告者の情報（氏名、連絡先、虐待者や被措置児童等との関係等）
- 特に、被措置児童等の生命や身体等に危険がないか等の被措置児童等の状況については、可能な限り詳細に把握します。

被措置児童等本人が届出を行ってきた場合には、届出受理機関が必ず被措置児童等の安全や秘密を守ることを伝えた上で、以下の事項について子どもの状況を把握します。

- ・ 虐待の内容や程度
- ・ 被措置児童等に協力してもらえる人がいるか
- ・ 被措置児童等との連絡方法

また、可能な範囲で、上述の被措置児童等本人以外の者からの相談・通告を受理する際の確認事項と同じ事項について把握します。

（児童相談所において確認する事項）

被措置児童等から電話により届出があった場合においては、可能であれば被措置児童等が児童相談所へ来所するよう、あるいは来所できないとしても、児童相談所から被措置児童等の居所に出向くことを伝え、具体的な段取り等について相談し、またその際に被措置児童等の意思を尊重して対応することを十分に伝えます。届出を受理する際には、子どもに二次被害（届出受理機関の職員の配慮に欠ける対応によって傷つくこと）が生じないように、配慮することが必要です。

手紙による届出があった場合には、子どもが特定できる場合には、子どもの状況を把握するとともに、可能であれば子どもに連絡を取り、電話等による場合と同様、児童相談所への来所等について子どもと相談します。届出をした子どもに施設職員等に知られたくないというような意向がある場合には、学校の登下校時等に子どもに接触する等の配慮も必要です。

被措置児童等が児童相談所に来所等した場合には、被措置児童等の状況や意向等をよく確かめ、被措置児童等の状況の緊急性に応じて児童相談所においてすぐに一時保護を行う必要があるかなどについて判断します。ただちに一時保護を行う必要があるとは判断されない場合でも、今後の連絡方法や対応について子どもが理解できるよう丁寧に説明します。

ウ 守秘義務及び個人情報保護との関係並びに通告による不利益的取扱の禁止等について

前述のとおり、被措置児童等虐待を受けたと思われる子どもを発見した者については、通告義務が課せられています。（児童福祉法第33条の12第1項）

通告義務と、公務員や医師等の守秘義務、行政機関や事業者等における個人情報保護の関係は以下のとおりです。また、施設職員等による通告については、通告を理由として不利益な取扱いを受けないこととされています。

(守秘義務との関係)

都道府県職員や市町村職員は、法律で守秘義務を課せられています。地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第34条は、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」と規定し、違反した場合は、同法第60条で罰則がかかります。さらに、児童相談所の職員の場合は、児童福祉法第61条で、「児童相談所において、相談、調査及び判定に従事した者が、正当の理由なく、その職務上取り扱ったことについて知得した人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。」と規定されています。

医師、助産師、弁護士等についても、刑法第134条で、「医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。」と規定されています。

在宅の児童虐待に関し、児童福祉法第25条（要保護児童発見者の通告義務）の通告を行うことは、守秘義務違反や秘密漏示には当たらないとの解釈が平成9年の厚生省児童家庭局長通知（平成9年6月20日児発第434号）で示されていましたが、現実には通告者が躊躇することがあり得るのではないかとの観点から、児童虐待防止法の制定の際に、「刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」ことが規定されました。（児童虐待防止法第6条第3項）

被措置児童等虐待についても、児童福祉法に通告義務が規定されていますので、地方公務員や医師等が通告を行うことは「正当な理由」に該当し、守秘義務違反や秘密漏示には当たらないと解されますが、さらに、児童虐待防止法と同様の観点から、被措置児童虐待を発見した者が都道府県等に通告することは守秘義務違反に当たらないことを法律上明記し、躊躇なく通告を行うこととしています。（児童福祉法第33条の12第4項）

なお、児童福祉法第33条の13においては、「・・・都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と規定されています。

これは、被措置児童等虐待を行っている施設職員等に対して通告をしたことが漏れることにより、同じ施設の施設職員等が、通告を躊躇することがあつてはな

らないとの趣旨から設けられたものです。

(個人情報保護との関係)

「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」をいいます。(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、以下「個人情報保護法」という。)

被措置児童等虐待の通告は、こうした個人情報を含むことが通常ですが、民間医療機関や私立学校等民間事業者の職員等が、被措置児童等虐待の通告を行う場合、個人情報保護法の「個人情報取扱事業者」として、同法の規制との関係が生じます。公立学校等地方公共団体の機関の職員等が被措置児童等虐待の通告を行う場合も、各自治体の個人情報保護条例の規制との関係が生じます。

民間事業者については、個人情報保護法で、あらかじめ本人の同意を得ないで、①特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないこと(同法第18条第1項)、②個人データを第三者に提供してはならないこと(同法第27条第1項)が規定されています。ただし、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされているので(同法第18条第3項第1号、第27条第1項第1号)、被措置児童等虐待の通告を行う場合は、この「法令に基づく場合」に該当するものであり、個人情報保護法に違反することにはならないものと考えられます。

地方公共団体の機関については、各自治体の条例の規定によりますが、個人情報の目的外の利用や外部への提供の制限についてはほとんどの自治体の条例で「法令等に定めのある場合」は制限の対象外としているなど、基本的には支障が生じることはないものと考えられます。

(通告による不利益取扱いの禁止)

児童福祉法第33条の12第5項においては、「被措置児童等虐待を通告した施設職員等は、通告をしたことを理由に解雇その他不利益な取扱いを受けないこと」が規定されています。

この規定は、被措置児童等虐待の事例を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

ただし、この規定が適用される「通告」については、「虚偽であるもの及び過失によるもの」が除かれていることに留意が必要です。(児童福祉法第33条の12第4項カッコ書き)

被措置児童等虐待の事実もないのに虚偽の通告した場合には、そもそも同法第33条の12第1項に規定する「被措置児童等虐待を受けたと思われる児童」について通告したことにはなりません。通告が「虚偽であるもの」については、不

利益取扱いを受けないとする第33条の12第5項は適用する理由がないこととなります。

また、「過失によるもの」とは「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通告」と解されます。虐待があったと考えることに合理性がないと認められる場合も、同規定を適用する対象とはなりません。

都道府県においては、施設職員等に対して、虚偽や過失によるものでない限り、通告を理由とする不利益な取扱いを受けないことを周知し、施設や法人に対しても啓発に努めることが必要です。

なお、「虚偽であるもの及び過失によるものを除く」との取扱は、通告と守秘義務との関係を規定した同法第33条の12第4項でも規定されています。法律で守秘義務を課せられている者が、虚偽の通告や過失による通告を行った場合は、守秘義務違反を問われうることとなります。

2) 通告受理機関及び届出受理機関から都道府県（担当部署）への通知

都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県児童福祉審議会、市町村（児童委員を介して通告等がされた場合を含む。）において通告や届出を受けたものについては、通告や届出の受理機関は速やかに都道府県（担当部署）に通知する必要があります（児童福祉法第33条の14第3項、第33条の15第1項）。

このため、通告受理機関及び届出受理機関は、都道府県（担当部署）が適切な対応を採ることができるよう、必要な情報の的確な把握に努めなければなりません。通告受理機関及び届出受理機関と都道府県（担当部署）は互いに連携し、通告等に対応する必要がありますので、あらかじめ各都道府県でルールを定め、それぞれの担う役割を明確にしておくとともに、通告対応時にはその規定に基づき、適切な対応がとれるような体制を構築しておくことが重要です。

具体的には、都道府県（担当部署）は、通告受理機関及び届出受理機関からの通知を速やかに受け取ることができるよう、通知を受け取る体制をあらかじめ整え、夜間・休日も含めた連絡先を周知しておく必要があります。

また、被措置児童等からの届出を受理する機関は児童相談所、都道府県（担当部署）、都道府県児童福祉審議会ですが、仮に、市町村等に相談があった場合には、届出受理機関ではないからと言って、当該子どもからの話を聞かないということではなく、可能な限り子どもからの聴き取りを行い、通告された場合と同様に速やかに都道府県（担当部署）へ連絡する必要があります。

さらに、虐待されている子どもを「被措置児童等」と通告者が認識せずに通告し、通告受理機関が児童虐待防止法に基づく対応を講じている過程において、当該子どもが被措置児童等であったことが明らかになった場合には、速やかに都道府県（担当部署）へ連絡し、被措置児童等虐待としての対応を講じることが必要

です。

3) 通告等を受理した後の都道府県（担当部署）等の対応

都道府県（担当部署）は、通告、届出、通知を受けた場合には、速やかに担当部署の管理職（又はそれに準ずる者）等に報告します。

また、①当該県内の児童相談所が担当する被措置児童等に係る通告、届出、通知であれば、速やかに担当児童相談所へ連絡し、②県外から措置された被措置児童等に係る通告、届出、通知であれば、措置した都道府県（担当部署）へ連絡します。

個別の事案の緊急性等を踏まえ、都道府県（担当部署）は、担当チームの編成や児童相談所との連携・役割分担を行うなど体制を整備し、被措置児童等の状況の把握や事実確認等を的確に実施できるようにします。

この際、

- ・被措置児童等について生命・身体に危険が及んでいる
- ・施設等を利用する他の被措置児童等についても危険がある
- ・被措置児童等が精神的に追いつめられている

など、緊急的な対応が必要な場合には、直ちに一時保護等の必要な措置を講じることができるよう児童相談所と連携します。

また、通告、届出、通知からは緊急的な対応の必要性が認められない場合にも、速やかに事実確認を行うための体制を整え、対応方針を立てます。

4) 措置等を行った都道府県と被措置児童等の所在地の都道府県が異なる等の場合

被措置児童等が利用等している施設等の所在地と当該児童の措置等を行った都道府県が異なる場合（例：A県の児童相談所からB県の施設に措置）や、施設の所在地と所管する都道府県が異なる場合（例：児童相談所設置市C市（D県内）が所管する施設がD県内のE市に設置されている）があります。この場合、いずれの都道府県の受理機関に通告や届出が寄せられるかは予測できません。

通告や届出への最終的な対応は、被措置児童等が在籍する施設等を所管する都道府県（担当部署）が行うこととし、措置等を行った都道府県内にある受理機関や施設が所在するが当該施設を所管していない都道府県内にある受理機関に通告や届出がなされた場合には、速やかに被措置児童等が在籍する施設等を所管する都道府県（担当部署）に引き継ぐこととします。被措置児童等が住民票を移していない場合にも、通告や届出への最終的な対応は、被措置児童等が実際に在籍する施設等を所管する都道府県が行います。

里親についても、里親認定を行った都道府県の所在地と当該児童を委託した都道府県が異なる場合は、通告や届出への具体的な対応は、里親認定を行った都道

府県（担当部署）が行います。当該都道府県（担当部署）においては、当該都道府県内の里親への委託状況等を日頃から十分把握しておく必要があります。

事実確認や保護等必要な対応を被措置児童等が在籍する施設等を所管する都道府県（担当部署）が行った後、被措置児童等について措置変更等が必要な場合には、措置を行った都道府県が、被措置児童等が在籍する施設等を所管する都道府県（担当部署）と連携を図りながら、対応することとします。

6. 被措置児童等の状況の把握及び事実確認

都道府県（担当部署）と児童相談所は協力して、虐待を受けていると思われる被措置児童等の安全の確認を速やかに行い、事実を的確に把握します。

その際、必ず複数の職員による体制を組み、対応することとします（都道府県の施設監督担当者と児童相談所の児童福祉司等がチームを組むなど）。

また、通告、届出、通知の内容から被措置児童等に対する医療が必要となる可能性がある場合には、施設等を訪問した際に的確な判断と迅速な対応が行えるよう、医療職（嘱託医、保健師等）が立ち会うことも望まれます。

一時保護所における虐待の通告、届出、通知があった場合には、当該一時保護を実施している児童相談所の職員以外の職員が調査を行うことや事実確認の段階から都道府県児童福祉審議会委員の協力を得るなど、調査の客観性が担保できる体制となるように配慮することが必要です。

また、同様に県立施設等における虐待についても客観性を担保できるような体制で調査を実施するよう配慮することが必要です。

調査に関しては以下の項目を実施します。

（調査手法の例）

- ・虐待を受けたと思われる被措置児童等や他の被措置児童等への聴き取り
- ・施設職員等への聴き取り
- ・施設等における日誌等の閲覧
- ・被措置児童等の居室等の生活環境の確認

（把握が必要な情報の例）

- ・被措置児童等の状況（被害の訴えの内容、外傷の有無、心理状態等）
- ・当該被措置児童等に対する施設等の対応（医師の診断等を受けている場合には治療の状況、当該被措置児童等へ謝罪等を行っている場合にはその対応状況）
- ・被措置児童等虐待が疑われる事案に対する施設としての判断（被害の訴えの内容に対する認識、意見）

- ・被措置児童等の保護者等に対する施設等の対応
- ・施設等から関係機関への連絡の状況（被措置児童等の措置等を行った都道府県が異なる場合には当該都道府県、事案によっては警察）
- ・他の被措置児童等の虐待被害の有無
- ・他の被措置児童等への影響

なお、聴き取り調査を行う際には、全ての被措置児童等や施設職員等に実施するなど、通告者や届出者が特定できないように十分配慮した方法で実施する必要があります。特に、子どもからの聞き取りでは、二次被害（調査に際しての配慮に欠けた対応によって傷つくこと）が生じないように、子どもの状況や心情に配慮した対応が必要です。また、聴き取りを行う際に、複数の職員が行う場合、質問事項をあらかじめ決めておき、職員の間で差異が生じないように工夫することも必要です。

場合によっては、被措置児童等虐待を行ったと思われる施設職員が聴き取りを拒否したり、事実を認めない場合や、被措置児童等虐待を受けたと思われる子どもが、聴き取りを拒否したりするなどの場合も考えられますが、改めて聴き取りを行う、他の子どもや職員からできるだけ多くの情報を収集するなどの工夫が必要です。また、被措置児童等虐待を受けているかどうかの確証が得られていない状況であっても、通告者や届出者をはじめできるだけ詳細に聞き取りを行い、被措置児童等虐待に該当するかどうか等の判断材料となるよう情報を整理します。

被措置児童等や施設等について把握した状況と事実を踏まえ、都道府県（担当部署）と児童相談所において方針を検討します。また、施設等において通告された内容に疑義のある場合や子どもからの被害の内容と施設との受け止めが相反する場合には、問い合わせや追加報告を求めるなどして、客観的な判断を行えるよう情報を精査し、都道府県児童福祉審議会に報告します。

なお、事実が隠蔽されたり、被措置児童等に対する影響があるなどの懸念がある場合には、調査の方法や時期等について慎重な検討が必要となりますが、その場合においても、被措置児童等の安全の確保に十分な配慮が必要です。

7. 被措置児童等に対する支援

事実確認等を踏まえ、被措置児童等虐待の事実が明らかになった場合には、都道府県（担当部署）は児童相談所等と協力し、都道府県児童福祉審議会等の第三者からの意見も取り入れながら被措置児童等に対し、以下のような支援を必要に応じて行います。

- ・虐待を受けた被措置児童等の心情等の聴取と事実の説明
- ・当該被措置児童等や他の被措置児童等の心的外傷の状況の把握と対応
- ・必要な場合には当該被措置児童等や他の被措置児童等の措置変更や一時保護

- ・当該被措置児童等や他の被措置児童等に対し、専門機関や医療機関による支援が必要である場合には支援を受けられるような条件整備
- ・被措置児童等同士の間での加害－被害等の問題※がある場合には、被害を受けた子どもはもちろん、加害した子どもへのケア

など

※施設等における子ども間の性的暴力等の事案への対応

子ども間の性的暴力等の事案を施設職員が放置することは、児童福祉法第33条の10第1項第3号の規定により、被措置児童等虐待に該当すると考えられます。こうした事案への対応については、現行の被措置児童等虐待対応や施設職員以外の者の関与等の仕組みの中で、子どもから都道府県担当課やその他の窓口安心して相談できるよう、各施設において子どもへの周知・説明に関する取組を進めて行く必要があります。

特に、緊急に保護が必要であると認められる場合には、虐待を受けた被措置児童等について直ちに一時保護等の措置を講じるとともに、同じ施設を利用している他の被措置児童等についても、一時保護等の措置や、加害者として特定された職員を指導から外す等の対応の必要がないかを確認し、子どもの安全を確保します。

施設で被措置児童等虐待の事案が発生した場合には、当該施設に入所する他の被措置児童等への影響等があることから、継続した支援を行う体制が必要になることが多いと考えられます。

さらに、都道府県（担当部署）は、被措置児童等（虐待を受けた被措置児童及び必要な場合は当該施設に入所する他の被措置児童）への対応方針を検討し、児童相談所、施設等とよく連携した上で、被措置児童等の保護者に対して対応方針の説明を行い、了解を得ます。

また、子どもの意見表明や知る権利などにも配慮し、都道府県（担当部署）は児童相談所、施設等と連携し、当該被措置児童等や施設関係者等に対し、都道府県による事実確認の結果や児童福祉審議会での検討の結果及び今後の対応方針等について、適切にフィードバックを行います。

8. 施設等への指導等

被措置児童等虐待の事実確認等を踏まえ、都道府県（担当部署）は、児童相談所等と協力し、都道府県児童福祉審議会等の第三者からの意見も取り入れながら、以下の観点から当該被措置児童等虐待に関する検証を行うこととします。

- ・当該被措置児童等虐待が起こった要因
- ・施設等のケア体制や法人の組織運営上の問題
- ・再発防止のための取組（施設等における関係者への処分、職員への研修、施設や法人における組織・システムの見直し等）

これらの検証を踏まえ、施設等や法人に対し、児童福祉法第46条の規定に基づく権限を適切に行使しながら、必要な対応を行います。

再発防止策については、特に、施設の場合は、引き続き利用を継続する被措置児童等への影響や施設職員への影響等にも留意しながら、施設全体として、被措置児童等虐待等の問題が起こりにくい組織・システムとすること等が必要です。

組織・システムの見直しを進める場合には、例えば、法人として子どもの権利擁護に関して詳しい第三者を加えた「検証・改善委員会」を立ち上げる等の対応が求められるところですが、その際には都道府県（担当部署）としても人選などについて協力・アドバイスしたり（例：弁護士、学識経験者、当該法人以外の施設関係者等）、委員会の議論をフォローすること（再発防止に向けた施設の再建の過程での運営への助言や職員のメンタルヘルスへの配慮等についての助言）等が必要です。

また、都道府県において施設に対する指導・勧告・命令等を行うに当たっては、法人が、実際に虐待を行った職員等に対する処分のほか、必要な場合には法人の理事や施設長に対する処分等、組織としてどのように対応しているかを踏まえ、行政としての対応を行う必要があります。

都道府県においてこれらの対応を行った後は、速やかに都道府県児童福祉審議会に報告する必要があります。

また、これらの対応については、口頭や文書による指導、勧告、命令等を一度限り行って終わるのではなく、都道府県（担当部署）は、都道府県児童福祉審議会ともよく連携を図りながら、当該施設等や法人のケアのあり方、運営のあり方の見直しの進捗状況を継続して見守り、確認していく必要があります。最終的には、施設等や法人からの報告を求め、具体的にどのように改善されたか等について実際に確認することが必要です。

里親・ファミリーホームについては施設と異なり、児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者と認定された場合は、里親の欠格事由に該当することとなり（児童福祉法第34条の20第1項3号）、これに基づき里親登録の抹消の処分が行われます。そうした対応に至る前に、里親・ファミリーホーム養育者には、自らが行った養育に関し、委託児童からの苦情その他の意思表示について、迅速かつ適切に対応すること、都道府県（児童相談所等）から指導又は助言について必要な改善を行うことが定められています（里親が行う養育に関する最低基準第13条）。

こうした初期の対応は、問題の深刻化や被措置児童等の傷つきを早期に回避できる

ことに加え、他の委託児童等への影響を最小限にとどめられることから、必要と判断される場合には躊躇せず対応することが肝要です。

また、児童相談所や里親支援機関、施設の里親支援専門員等は、里親・ファミリーホーム養育者への定期的な訪問や委託状況調査を行い、里親の状態に応じたスキルアップのための研修等への参加の勧奨などを行います。

<児童福祉法による権限規定>

第30条の2		都道府県知事	小規模住居型養育事業を行う者、里親、児童福祉施設の長、一時保護を行う者に対する必要な指示又は報告徴収
第34条の4	第1項	都道府県知事	小規模住居型児童養育事業を行う者、児童自立生活援助事業を行う者に対する報告徴収、立入検査等
第34条の5		都道府県知事	小規模住居型児童養育事業を行う者、児童自立生活援助事業を行う者に対する事業の制限又は停止命令
第46条	第1項	都道府県知事	児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対する報告徴収、立入検査等
	第3項	都道府県知事	児童福祉施設の設置者に対する改善勧告、改善命令
	第4項	都道府県知事	児童福祉施設の設置者に対する事業停止命令

なお、被措置児童等虐待のうち、身体的虐待は、刑法の「傷害罪」、「暴行罪」にあたり、死に至れば、「殺人罪」や「傷害致死罪」などに問われます。また性的虐待の場合は、「強制性交等罪」、「強制わいせつ罪」、「準強制わいせつ罪」などに問われます。刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第239条では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思科するときは、告発する義務のあることが規定されています。

被措置児童等虐待においては、都道府県（担当部署）が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、子どもの最善の利益の観点から告訴、告発が必要な場合には躊躇なく判断し、被害者による告訴の支援や行政として告発を行うことが必要です。（なお、被害者による告訴の支援については、二次被害が生じないよう配慮した対応が必要です。）

また、警察との連携については、何かあってから突然に連絡するのではなく、日頃から意見交換等の機会を持ち、円滑な協力関係を作ることが必要です。

被措置児童等虐待事案の対応例

①施設長も含めた複数の職員による体罰、暴言の事案の対応例

発見・通告（届出）	○施設を利用している3名の子ども（小学生男児1名、女児2名）が権利ノートに記載されていた児童福祉審議会の連絡先の電話番号に連絡(届出)。児童福祉審議会の事務局である県児童福祉課が届出を受け、児童福祉審議会委員に緊急連絡。
事実確認（調査）	○児童福祉審議会委員の指示の下、県児童福祉課職員と児童相談所児童福祉司は、子どもの通っている学校に出向き、事実確認を実施 ○3名の子どもからの聴き取り調査の結果、施設長や指導員2名、保育士3名がたたき、蹴る等の暴力や、暴言等の行為を訴えのあった子ども以外の児童にも日常的に行っていたことが確認された。 ○県児童福祉課は、被措置児童等虐待の疑いがあるとして立入調査を実施し、施設長及び職員に調査を実施したところ、虐待行為について事実を認めた。
被措置児童等に対する支援	○最初の訴えを行った子どもらは、訴えたことにより不安が高くなり、情緒不安定になったため、児童相談所の児童心理司によるケアを開始した。
児童福祉審議会への報告・意見聴取	○県児童福祉審議会において検証委員会を開催し、今回の事態が起きた背景や施設の管理・指導体制について検証を行い、改善に向けての提言を受けた。
都道府県による指導	○県児童福祉審議会検証委員会の提言を受け、具体的な再発防止に向けての取組を実施するよう指導 ・法人に対し改善勧告 ・法人の設置する「検証・改善委員会」の人選や運営等についての助言や参画
施設の対応	○法人及び施設は、県児童福祉審議会検証委員会の提言に基づく県からの指導により、以下の対応や取組を実施。 ・臨時に理事会を開催し、施設の指導体制の改善に向けて第三者も含めた「検証・改善委員会」の設置と、施設長の交代と施設長及び職員の処分を決定 ・施設運営についての改善計画書の作成、提出 ・法人の他施設から職員を配置転換するなど指導体制の強化 ・体罰によらない援助技術獲得のための研修の実施

フォロー	<p>○県と児童相談所が協力し、再発防止のための事後指導を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県児童福祉課による施設の改善状況の確認 ・ 児童相談所による被措置児童等の経過観察及び心理ケア <p>○法人及び施設の「検証・改善委員会」の継続、改善状況の確認</p>
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

②職員による性的虐待の事案の対応例

発見・通告（届出）	<p>○施設を利用している子ども（中2女兒）が中学校の教員に施設の男性職員から性的虐待を受けているとの訴えがあり、教員が児童相談所に相談</p>
事実確認（調査）	<p>○児童相談所は通告の事実について県児童福祉課に連絡。</p> <p>○県児童福祉課職員と児童相談所児童福祉司は、子どもの通っている学校で事実確認を実施</p> <p>○子どもからの聴き取り調査の結果、半年にわたり、性関係を強要されていることが判明</p> <p>○女兒は、事実を打ち明けたことで、その日は施設に帰りたくないと訴えたため、児童相談所の一時保護所で一時保護を開始</p> <p>○県児童福祉課は、施設長に対し当該職員を指導から外すよう指示するとともに、事実関係や他の被害を受けた子どもがいなかどうかについての報告を求め、施設長から当該職員に確認したところ、当初は否認していたが、被害を訴えた子どもからの具体的な聴取内容を突きつけるとようやく事実を認めた。また、調査の結果、他の子どもへの被害については確認されなかった。</p>
被措置児童等に対する支援	<p>○被害を受けた子どもに対しては、被害状況や妊娠及び性感染症について確認するために婦人科の受診をさせるとともに、児童心理司によるケアを実施</p> <p>○被害を受けた子どもの意向を十分聴取した上で刑事告訴を支援し、後日男性職員が強制わいせつ罪で逮捕された。</p> <p>○施設を利用している他の子どもに対し、同様の被害を受けていなかどうか確認するとともに、本件について、被害を訴えた子どもの立場に配慮しつつ説明を行った。</p>
児童福祉審議会への報告・意見聴取	<p>○県児童福祉審議会に報告し、検証委員会を開催し、今回の事態が起きた背景や施設の管理・指導体制について検証を行い、改善に向けての提言を受けた。</p>
都道府県による指導	<p>○検証委員会の提言を受け、具体的な再発防止に向けての取組を実施するよう指導（管理指導体制の改善）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人に対し改善勧告

施設の対応	<p>○法人及び施設は、検証委員会の提言に基づく県からの指導により、以下の対応や取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該職員の処分（懲戒免職） ・施設運営についての改善計画書の作成、提出
フォロー	<p>○県と児童相談所が協力し、再発防止のための事後指導を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県児童福祉課による施設の改善状況の確認 ・児童相談所による被措置児童等の経過観察及び心理ケア ・子どもの権利擁護をテーマとした研修会の開催

③他の被措置児童等による身体的虐待と心理的虐待を放置した事案の対応例

発見・通告（届出）	<p>○施設を利用している子ども（小1男児）が、同じ施設を利用している子ども（中1男児）から暴力をふるわれ、言葉の暴力もあると施設職員に相談した。施設職員が子ども（中1男児）に確認したが事実を否認したため特に指導せず、被害が継続する。小学校の担任が、子ども（小1男児）の顔面に内出血があることから、確認したところ、これまでの経過について担任に話した。校長は施設長に事情を説明し、子ども（中1男児）への指導をするよう話をしたが、施設長からも子ども（中1男児）に事実を確認するも否定したため、その後は特に指導をしなかった。その後、再度子ども（小1男児）が足に怪我をしていたため、担任が確認すると、子ども（中1男児）から蹴られたと判明し、校長が児童相談所に相談</p>
事実確認（調査）	<p>○児童相談所は通告の事実について県児童福祉課に連絡</p> <p>○県児童福祉課職員と児童相談所児童福祉司による子ども（小1男児）からの聴き取り調査の結果、1年間にわたる暴力・暴言の被害を確認</p> <p>○県児童福祉課職員と児童相談所児童福祉司は、施設長及び施設職員に調査</p> <p>○児童相談所児童福祉司は、子ども（中1男児）に事実を確認したところ、加害行為を否認したが、他の子どもに対し、被害を受けていないかどうかについても確認したところ、他の子どもも含め数名が子ども（中1男児）からの暴力被害を継続的に受けていたことが判明した。</p>
被措置児童等に対する支援	<p>○子ども（小1男児）に対しては、児童心理司による面接と心理検査の実施後、施設の心理療法担当職員が心理ケアを実施</p> <p>○子ども（中1男児）については、心理検査や行動観察のため一時保護を実施。子ども（中1男児）は、これまで言わなかった在宅時の父親からの被虐待経験について話し出し、一時保護解除後は</p>

	施設から児童相談所に通所し、心理ケアを継続的に実施
児童福祉審議会への報告・意見聴取	○県児童福祉審議会に報告し、検証委員会を開催し、今回の事態が起きた背景や施設の管理・指導体制について検証を行い、改善に向けての提言を受けた。
都道府県による指導	○検証委員会の提言を受け、具体的な再発防止に向けての取組を実施するよう指導（管理指導体制の改善） ・法人に対し改善勧告
施設の対応	○法人及び施設は、検証委員会の提言に基づく県からの指導により、以下の対応や取組を実施 ・施設運営についての改善計画書の作成、提出 ・職員研修の実施（テーマ：児童間暴力、児童相談所との連携）
フォロー	○県と児童相談所が協力し、再発防止のための事後指導を実施。 ・県児童福祉課による施設の改善状況の確認 ・児童相談所による被害児童の経過観察と加害児童への心理ケア

9. 都道府県児童福祉審議会の体制・対応

1) 都道府県（担当部署）による都道府県児童福祉審議会への報告

被措置児童等虐待について、事実確認等や被措置児童等の保護等の必要な措置を講じた場合は、都道府県（担当部署）は、以下の事項について都道府県児童福祉審議会へ報告しながら引き続き対応を行います。（児童福祉法第33条の15第2項）

<報告事項>

- ①通告・届出等がなされた施設等の情報
（名称、所在地、施設種別等）
- ②被措置児童等虐待を受けた（または受けたと思われる）子どもの状況
（性別、年齢、家族の状況、その他心身の状況）
- ③確認できた被措置児童等虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因）
- ④被措置児童等虐待を行った施設職員等の氏名、年齢、職種
- ⑤都道府県において行った対応の内容
- ⑥虐待があった施設等において改善措置が行われている場合にはその内容

これらの報告については、数か月に1回程度定期的な開催する審議会の場で実施するほか、重大な事案の場合や審議会の委員が求めたときには、緊急に審議会を開催し、報告することが必要です。

こうした被措置児童等虐待の通告・届出等の対応について、都道府県（担当部署）は都道府県児童福祉審議会にその内容を報告するといった一連の手続きを経ること

が求められています。これは、届出・通告がなされたことについて、行政が行う手続きとしての客観性・透明性を確保するとともに、子どもの権利を擁護し、適切な対応が講じられるために重要であることを意味します。

都道府県は、社会的養護のもとにある子どもの最善の利益を護るという観点から、こうした手続きが確実に行われるよう確認に努める必要があります。

2) 都道府県児童福祉審議会による意見、調査等

都道府県児童福祉審議会においては、必要に応じて都道府県の対応方針等について意見を述べます（児童福祉法第33条の15第3項）。

これは、被措置児童等虐待に対する対応等について、専門的・客観的な立場から意見を述べる仕組みを取り入れることで、都道府県によるよりの確な対応が可能となるよう設けられた仕組みです。

都道府県（担当部署）においては、例えば、施設職員等からの聴き取り内容と被措置児童等からの聴き取り内容に乖離がある場合、施設等が調査に拒否的な場合、専門的・客観的な立場からの意見が有効な場合などについて、専門的・客観的な立場からの意見を踏まえて調査・対応を進めることが可能となります。

さらに、都道府県児童福祉審議会は、都道府県（担当部署）や児童相談所だけでは調査が困難な場合や都道府県から報告された事項だけでは不十分な場合等には、必要に応じて、関係者から意見の聴取や資料の提供を求めることができます。（児童福祉法第33条の15第4項）

こうした多様な視点からの資料や情報を収集することは、都道府県児童福祉審議会においての事実確認をより進めやすくするとともに、事案発生の原因や過程を検証するための重要な判断の材料となり、また施設等においても改善や再発防止に資するものにもなります。

虐待等の問題が起こったときに、被措置児童等を含む関係者が可能な限り納得し、協力してその解決と施設等における養育・ケアの改善に取り組むことができるよう、都道府県は、積極的に都道府県児童福祉審議会の意見を求めながら、対応を進めることが必要です。

3) 都道府県児童福祉審議会の体制

都道府県児童福祉審議会には大きく分けて4つの役割があります。

- ①被措置児童等虐待の通告・届出を受けること。
- ②都道府県の講じた措置等について報告を受けること。
- ③必要に応じ、都道府県に対し、意見を述べること。
- ④必要に応じ、調査を行うこと

都道府県児童福祉審議会の体制については、

- ①児童福祉、法律、医療等の専門家を含めた数名からなる被措置児童等虐待対応専門の部会を設置する。
- ②児童福祉法第27条第6項に規定する措置に関する事項について審議する部会において被措置児童等虐待についても審議する。
- ③①、②の部会に被措置児童等虐待対応専門の機動性のある実動チームを置く。などいくつかの方式が考えられます。それぞれの都道府県において実効性が高いと判断した体制で実施します。被措置児童等虐待に関し、専門的・客観的な立場からの意見を必要とする際には速やかな審議ができるよう、可能な限り頻回開催できるような形態を工夫することが必要です。

都道府県児童福祉審議会の委員については、弁護士、医師、児童福祉の専門家（学識経験者、児童福祉行政経験者、児童福祉施設関係者等）、ケアリーバーも含め、子どもの心の状態やアタッチメント、発達について専門的に分析できる方や施設の状態を適切に判断できる方になっていただくことが必要です。

また、都道府県児童福祉審議会は、被措置児童等虐待の通告や届出の受理機関となりますが、同審議会の委員が夜間も含めて全ての通告や届出を受けることは困難であると考えられます。

このため、例えば、

- ① 電話受付は審議会事務局が行うが、受理された通告や届出を速やかに委員へ連絡する仕組み
- ② 審議会から一定の権限を委嘱された者が電話により通告や届出を受理し、軽微な案件については権限の範囲内で対応・事後報告し、重大・困難な事案についてはその都度委員に判断を仰ぐ仕組み

等の対応が考えられます。

なお、電話以外にもはがきやメール等の手段を活用し、委員が速やかにその内容を確認できるようにするなどの仕組みも有効と考えられます。

いずれの場合であっても、一時保護所における虐待に関する通告や届出もあり得ることから、電話受付の際、審議会委員自身が電話を受け付けず、事務局などが受け付ける場合には、審議会事務局（又はその委嘱を受けた者、代理者）という第三者の立場で対応することが求められます。

このほか、一時保護所における虐待に関する通告や届出が行われた場合には、事実確認等の段階から審議会委員や第三者のより積極的な協力を求めることが考えられます。

10. 被措置児童等虐待の状況の定期的な公表

都道府県は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとされています（児童福

祉法第33条の16)。

この定期的な公表制度は、各都道府県において、被措置児童等虐待の状況を定期的かつ的確に把握し、各都道府県における被措置児童等虐待の防止に向けた取組を着実に進めることを目的とするものです。したがって、被措置児童等虐待を行った施設名等を公表して施設等に対し制裁を与えるとの趣旨ではありません。

こうした点に留意しつつ、制度を運用することが必要です。

公表の対象となる被措置児童等虐待は、都道府県が事実確認を行った結果、実際に虐待が行われたと認められた事案を対象とし、次の項目を集計した上で、公表します。

(都道府県が公表する項目)

①被措置児童等虐待の状況

- ・虐待を受けた被措置児童等の状況（性別、年齢階級、心身の状態像 等）
- ・被措置児童等虐待の類型（身体的虐待、性的虐待、養育放棄、心理的虐待）

②被措置児童等虐待に対して都道府県が講じた措置（報告聴取等、改善勧告、改善命令、事業停止等）

③その他の事項

- ・施設種別・小規模住居型養育事業・里親・一時保護所の別
- ・虐待を行った施設職員等の職種

なお、この制度は、個別の被措置児童等虐待の事案の発生・発覚の際に、都道府県が虐待を受けた被措置児童や他の子どもへの影響に配慮した上で適切に事案の公表を行うことを何ら妨げるものでもありません。

1 1. 被措置児童等虐待の予防等

「2. 基本的な視点」で前述した内容とも重なりますが、施設における被措置児童等虐待を予防し、また、虐待が発生した場合も再発防止を図るためには、以下のような取組が進められるよう、都道府県として常に配慮することが必要と考えます。

さらに、本ガイドラインも参考としつつ、各都道府県において、ケアのあり方や権利擁護を図るための取組方法などについてガイドラインを作成すること、関係者の勉強会を行うことなどを通じ、都道府県内の関係者が共通の認識と、連携を深め、それぞれの各地域でよりよいケアが行うことができる体制作りを進めていくことが何よりも重要です。

1) 風通しのよい組織運営

施設においては、被措置児童等の支援には、必ずチームを組んで複数の体制で臨むこととし、担当職員一人で抱え込むことがないようにします。

このためには、ケアの体制を考える際に、様々な職種がチームとなって1人の子どもに対応するシステムとするとともに、被措置児童等の自立支援計画等の見直しや対応方法の検討が必要な場合には、チームで意思疎通を図りながら行うことが必要です。

被措置児童等の支援に当たっては、個々の職員のケア技術や資質の向上等が求められることはもちろんのことですが、法人の理事会や第三者委員会が十分機能していなかったり、施設長に職員が意見を言えない雰囲気があったり、又は子どもに対する不適切な処遇が日常的に行われており、これが当然という雰囲気があるなど、組織全体として問題があると、深刻な虐待につながる可能性があります。

施設職員と施設長などが意思疎通・意見交換を図りながら、子どものケアの方針を定め、養育内容の実践、評価、改善を進めていくなど、風通しのよい組織作りに努めます。

また、小規模化を進めている施設のグループホームや地域小規模児童養護施設については、その構造や限られた人員配置の問題から、第三者的な他者の視点が入りにくく、子どもに対する不適切な対応や独善的な処遇が常態化してしまうおそれがあるといったことに留意する必要があります。

そのため、施設のグループホーム等については、応援職員の派遣や管理職員らの巡回等により本体施設との連携・連絡を密にするといった配慮に加え、グループホーム等職員の資質向上を目指した子どもの権利擁護や被措置児童等虐待に関する研修の機会を確保したりすることやスーパービジョンの体制を整えたりすることも重要です。

2) 開かれた組織運営

都道府県の監査においては、会計面の監査のみならず、ケアの内容に関しても監査を実施することが必要です。被措置児童等虐待の防止に向けた体制整備状況について確認することはもちろんのこと、指導監査時に被措置児童等虐待の端緒を把握する事案もあることから、被措置児童等虐待や不適切な取り扱い、権利侵害のおそれのある事案が発生していないかという視点を持って確認することに加え、必要に応じて、被措置児童等から聴き取りを行うなどして点検に努めます。

また、施設においても、第三者委員の活用や第三者評価の活用など、外部からの評価や意見を取り入れることにより運営の透明性を高めるようにします。

透明性を高めるに当たっては、第三者委員を入れるだけ、第三者評価を受けるだけ、というようにそれぞれの仕組みをバラバラに使うのではなく、第三者委員

が述べた意見が、法人の理事会、施設の基幹的職員（スーパーバイザー）に伝わる仕組みを作ることや、それぞれの仕組みで検討した改善事項について関係者が共通認識をもって、取り組むことなどが重要です。

3) 養育者の研修、資質の向上

養育者の子どもに対する対応方法が未熟であったり、養育者が子どもを抱え込むことなどが要因となり被措置児童等虐待が起こることがあります。職員個人の主観としては、「子どものため」に行っていることであっても、結果的には被措置児童等虐待につながってしまうこともあります。

このようなことが起こらないよう、まず、職員の意欲を引き出し、これを活性化するための研修や施設の組織的な運営・体制を整えるための研修が必要です。このほか、職員のケア技術向上のための研修を実施することが必要です。また、特定の職員が子どもを抱え込むことがないよう、基幹的職員（スーパーバイザー）が指導することや自立支援計画のマネジメントを実施することなどが必要です。

また、都道府県や地域単位で関係者が集まり、研修会の開催やケーススタディ等を行うことにより、個々の施設職員等の視野が広がるとともに、関係者全体として、被措置児童等虐待への対応や予防に関する認識の共有化やノウハウの蓄積が期待できます。

4) 里親・ファミリーホームにおける予防的な視点

里親家庭やファミリーホームにおいては、里親や養育者及び補助者のみの限られた者による養育であるため、子どもの問題を里親や養育者等だけで抱えこむといった状況に直面することが多くなります。養育に関する悩みを感じ始めた場合には、なるべく早い段階で児童相談所や里親支援機関、施設の里親支援専門相談員、所属する里親会等の相談支援を活用することが重要です。そのためには、日頃からそれら相談機関との連携を密にし、軽微な問題や養育以外の問題についても気軽に話せる関係性を構築しておくことが望まれます。

日々の養育疲れ等のストレスにより、一時的なリフレッシュが必要と感じた場合には、積極的にレスパイトのサービスを活用することも効果的です。

また、子どもが委託されて間もない段階では、子どもの試し行動として、敢えて養育者を困らせるような問題行動を起こすこともあります。子どもとの関係で困難場面に陥った場合には、タイムアウトの手法を用いることで、子どもと養育者双方にクールダウンの効果が図られます。こういったアンガーマネジメントの手法を取り入れるといった工夫も、不適切な養育に陥らないためにも有効であると考えられます。

このほか、社会的養育機関が開催する研修・学習会へ積極的に参加して、養育

の在り方、課題対応等について学習をすすめ、家庭の暮らしに反映させる工夫も大切です。

5) 子どもの意見を実現する仕組み等

子どもの意見や意向等を聴き取り、子どもが置かれている状況を可能な限り説明すること、子どもが自らの置かれた状況や今後の支援の方向性について理解できていない点があれば、児童相談所の児童福祉司の協力を得るなどして再度分かりやすく説明すること、暮らしの環境や日々の過ごし方に子どもの意見を確実に反映していくこと、子どもが持つ自らの権利や必要なルールについて理解できるよう学習を進めることなどが必要です。

具体的には、

- ・措置・委託を実施する際に、子どもの置かれている状況の説明、今後の生活についての理解を深めるようにする。
- ・定期的に個別に子どもとコミュニケーションを持つ機会を設け、子どもが現在置かれている状況に関する意見や疑問等に応える。
- ・自立支援計画の策定や見直しに当たっては、子どもの意見を聴き取り、確実に反映させる。
- ・措置変更や措置解除を行う際には、事前に子どもの意見も踏まえて話し合うこと。
- ・子どもが現在受けている対応がおかしいと思ったら、それを外部に伝えても訴えても良いということを伝える。
- ・第三者による子どもの意見聴取の機会を設け、暮らしの環境や日々の過ごし方について、子どもたちと話し合いながら、子どもの意見を確実に反映させる。
- ・施設等の運営について、子どもたちの意見を反映させる機会を設ける。

等の取組が必要です。

また、子どもの置かれた状況や子どもの権利などを記したいいわゆる「子どもの権利ノート」等を活用し、措置・委託を行う際や措置・委託中に子どもが自らの権利を理解するための学習を進めることも重要です。

いずれの場合でも、自らの意見を明確に述べることと、「わがまま」を言うことは区別されること、権利として主張すべきことと守るべきルールがあることなどについて、子どもがよく理解できるように分かりやすく丁寧に繰り返して説明することが必要です。これらの取組を進めるためには、管理者や職員等に対して定期的に子どもの権利に関する学習機会を設け、研修を実施することが必要です。

<具体的な権利ノートへの記載事項や子どもの権利の学習に関する取組例>

- ・ 被措置児童等を対象とした「子どもの権利ノート」や子どもの権利についての学習会の開催（再掲）
- ・ 「子どもの自治会」等の開催を通じた被措置児童等による主体的な取組や、「意見箱」の設置、第三者による意見聴取機会の設定、意見を実現するための委員会の設置等、子どもの意見を聴き取る仕組みづくり（再掲）

なお、自らの力では被害を訴えることが難しい子ども（例：乳児・重度の障害児）もいます。そうした子どもの状況に配慮し、意見を察知するといったことも重要であり、そのためには子どもの権利の実現に向けて、職員の意識向上を図り、相互啓発していくことがより一層望まれるところです。

Ⅲ 参考資料

被措置児童等虐待通告等受理票（例）

受付日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分	受理者	
------	--------------------	-----	--

通告内容

虐待の種類	1 身体的虐待 2 性的虐待 3 ネグレクト（養育の怠慢・放棄） 4 心理的虐待
通告の内容及び子どもの状態	（虐待の内容、時期、子どもの心身の状態、施設等の対応、特に注意を要する事項について）

子どもについて

氏名		男・女	年齢	歳	生年月日	令和 年 月 日
学校等	保育所・幼稚園・（ ）学校・その他				学年等	
施設等名称						
施設等住所						
施設等代表者				担当者名・職名		

虐待者について

氏名		男・女	年齢	歳	
児童との関係				役職名	

通告者について

氏名		男・女	児童との関係	
匿名希望	あり・なし	所属		連絡先

令和3年度における被措置児童等虐待への各都道府県市等の対応状況について

1 概要

施設職員等による被措置児童等虐待（※1）については、児童福祉法の規定により、都道府県市等が児童本人からの届出や周囲の者からの通告を受けて、調査等の対応を行い、その状況を都道府県知事等が公表することとしている（被措置児童等虐待への届出・通告への対応の流れ及び関係条文は参考1及び参考2を参照）。

今般、74都道府県市（都道府県、20指定都市、7児童相談所設置市）及び3国立施設（令和3年度末現在）を対象に、令和3年度中に届出・通告、事実確認等があった被措置児童等虐待に関する事例に係る各都道府県市等の対応状況等について調査を行い、その結果を取りまとめた。この結果の概要は、以下のとおりであった。

- 令和3年度の全国の被措置児童等虐待の届出・通告受理件数は387件であった。令和3年度に虐待の有無に係る事実確認が行われた事例（令和2年度以前の繰り越し事例を含む）のうち、都道府県等において虐待の事実が認められた件数は131件であった。
- 虐待の事実が認められた施設等は、「児童養護施設」が69件（52.7%（※2））、「里親・ファミリーホーム」が21件（16.0%）、「障害児入所施設等」が20件（15.3%）、「児童自立支援施設」が8件（6.1%）、「児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）」が6件（4.6%）等であった。
- 虐待の種別・類型は、「身体的虐待」が68件（51.9%）、「心理的虐待」が39件（29.8%）、「性的虐待」が20件（15.3%）、「ネグレクト」が4件（3.1%）であった。
- 虐待を受けた児童の総数は225人であった。児童の性別は、「男子」が143人（63.6%）、「女子」が81人（36.0%）である。就学等の状況は、「小学校等」が80人（35.6%）、「中学校等」が56人（24.9%）、「高等学校等」が47人（20.9%）、「就学前」が31人（13.8%）であった。

※1 「被措置児童等虐待」とは、児童福祉法第33条の10各号に以下のとおり定められている。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

※2 構成割合の数字は四捨五入したもの。以下同じ。

2 令和3年度における被措置児童等虐待への各都道府県等の対応状況等に係る調査結果

(1) 各都道府県市への届出・通告について

① 届出・通告数

- 令和3年度に都道府県市等で受け付けた児童福祉施設等における被措置児童等虐待に関する届出・通告者総数は393人であり、届出・通告の受理件数は387件であった。
- 届出・通告者の内訳は、「当該施設・事業所等職員、受託里親」が137人（34.9%）、「児童本人」が105人（26.7%）、「家族・親戚」が38人（9.7%）、「児童本人以外の被措置児童等」が12人（3.1%）、「学校・教育委員会」が11人（2.8%）等であった。

(単位:人、%)

	児童本人	児童本人以外の被措置児童等	家族・親戚	当該施設・事業所等職員、受託里親	当該施設・事業所等元職員・元受託里親	児童家庭支援センター	学校・教育委員会	保育所・幼稚園	市町村	児童委員	近隣・知人	医療機関・保健機関	その他	不明(匿名を含む)	合計(*)
人数	105	12	38	137	10	2	11	5	3	0	8	6	47	9	393
割合	26.7	3.1	9.7	34.9	2.5	0.5	2.8	1.3	0.8	0.0	2.0	1.5	12.0	2.3	100.0

※ 1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例があり、合計人数は届出・通告受理件数の総数387件と一致しない。

② 届出・通告先

- 届出・通告先別件数では、「児童相談所」が232件（59.9%）、「都道府県等の担当部署」が139件（35.9%）等であった。

(単位:件、%)

	児童相談所	都道府県等の担当部署	都道府県等児童福祉審議会	都道府県等の福祉事務所	市町村	合計
件数	232	139	1	1	14	387
割合	59.9	35.9	0.3	0.3	3.6	100.0

(2) 事実確認調査の状況

- 届出・通告のあった事例430件（令和2年度以前からの継続事例43件を含む）のうち、「事実確認を行った事例」は391件、「事実確認を行っていない事例」は39件であった。また、「事実確認を行った事例」の中で「被措置児童等虐待の事実が認められた事例」は131件（30.5%）であった。

(単位:件、%)

	事実確認を行った事例				事実確認を行っていない事例		合計
	虐待の事実が認められた	虐待の事実が認められなかった	虐待の事実の判断に至らなかった	小計	虐待ではなく事実確認調査不要と判断	後日、事実確認調査を予定している等	
件数	131	203	57	391	0	39	430
割合	30.5	47.2	13.3	90.9	0.0	9.1	100.0

(3) 被措置児童等虐待の事実が確認された事例について

都道府県市等が被措置児童等虐待の事実を認めた事例131件の種別等は以下のとおりである。

① 施設等種別

- 施設等種別内訳を見ると、「児童養護施設」が69件（52.7%）、「里親・ファミリーホーム」が21件（16.0%）、「障害児入所施設等」が20件（15.3%）、「児童自立支援施設」が8件（6.1%）、「児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）」が6件（4.6%）等であった。
- 形態別内訳を見ると、児童養護施設69件のうち、本園内ユニットケア（8人以下）の生活形態をとっている施設での事例は、37件であった。

ア 施設等種別内訳

(単位:件、%)

	社会的養護関係施設				里親・ファミリーホーム	障害児入所施設等	児童相談所一時保護所 (一時保護委託含む)	合計
	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設				
件数	5	69	2	8	21	20	6	131
割合	3.8	52.7	1.5	6.1	16.0	15.3	4.6	100.0

イ 形態別内訳

(単位:件)

	児童養護施設	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児入所施設等
20人以上	14	1	1	13
13人～19人	2	0	1	1
12人以下	7	3	0	1
本園内ユニット(8人以下)	37	4	0	5
地域分園型ユニット(8人以下)	9	0	0	0
合計	69	8	2	20

② 自治体等別

○ 74自治体中、50自治体で虐待の事実が認められた。

(単位:件)

都道府県	事実確認件数	虐待事例数	都道府県	事実確認件数	虐待事例数	都道府県	事実確認件数	虐待事例数
北海道	6	1	京都府	1	0	千葉市	2	1
青森県	4	0	大阪府	35	3	横浜市	3	3
岩手県	3	0	兵庫県	0	0	川崎市	14	5
宮城県	4	1	奈良県	1	0	相模原市	1	1
秋田県	3	2	和歌山県	6	3	新潟市	1	1
山形県	3	2	鳥取県	0	0	静岡市	0	0
福島県	4	0	島根県	3	0	浜松市	0	0
茨城県	4	0	岡山県	3	3	名古屋市	4	2
栃木県	15	5	広島県	10	1	京都市	4	2
群馬県	5	2	山口県	10	3	大阪市	44	4
埼玉県	8	6	徳島県	0	0	堺市	5	1
千葉県	9	3	香川県	4	2	神戸市	1	0
東京都	33	28	愛媛県	6	1	岡山市	1	1
神奈川県	6	3	高知県	15	2	広島市	0	0
新潟県	4	0	福岡県	0	0	北九州市	3	1
富山県	0	0	佐賀県	9	0	福岡市	5	1
石川県	5	4	長崎県	6	0	熊本市	7	1
福井県	0	0	熊本県	8	2	横須賀市	2	1
山梨県	2	2	大分県	8	1	金沢市	2	2
長野県	2	2	宮崎県	3	3	明石市	0	0
岐阜県	4	1	鹿児島県	6	1	世田谷区	2	1
静岡県	4	2	沖縄県	4	4	江戸川区	1	1
愛知県	7	3	札幌市	3	1	荒川区	0	0
三重県	6	3	仙台市	3	1	港区	0	0
滋賀県	2	0	さいたま市	1	1	国立	1	0
						合計	391	131

※ 令和3年度に確認等を行った事例の件数(令和2年度以前の届出・通告事例を含む)である。

③ 虐待の種別

- 被措置児童等虐待の種別は、次のとおりである。なお、1件の事例に対し複数の種別と重複がある場合は主となる虐待種別で計上している。

(単位：件、%)

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
件数	68	4	39	20	131
割合	51.9	3.1	29.8	15.3	100.0

④ 被虐待児童の状況

- 被措置児童等虐待の事実が認められた131件の事例について、児童の性別、年齢及び就学等の状況は次のとおりである。なお、1件の事例に対し児童が複数の場合があるため、児童の総数は225人であった。

ア 児童の性別

(単位：人、%)

	男子	女子	不明	合計
人数	143	81	1	225
割合	63.6	36.0	0.4	100.0

イ 児童の年齢

(単位：人、%)

	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15歳以上	不明	合計
人数	18	60	85	61	1	225
割合	8.0	26.7	37.8	27.1	0.4	100.0

ウ 児童の就学等の状況

(単位：人、%)

	就学前	小学校等	中学校等	高等学校等	大学・短大等	就労・無職等	不明・その他	合計
人数	31	80	56	47	1	1	9	225
割合	13.8	35.6	24.9	20.9	0.4	0.4	4.0	100.0

⑤ 虐待を行った職員等の状況について

- 被措置児童等虐待の事実が認められた131件の事例について、虐待を行った職員等（里親、ファミリーホーム養育者等を含む。以下同じ。）の年齢及び実務経験年数は、次のとおりである。なお、1件の事例に対し虐待を行った職員等が複数の場合があるため、131件の事例に対し、虐待を行った職員等の総数は161人となっている。
- 自治体からの回答によると、虐待を行った職員等のパーソナリティとして最も多く見られた項目は、「衝動性」、次いで「養育技術の低さ」や「怒りのコントロール不全」が挙げられている。

ア 虐待を行った職員等の年齢

(単位：人、%)

	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	44	38	30	27	22	0	161
割合	27.3	23.6	18.6	16.8	13.7	0.0	100.0

イ 虐待を行った職員等の実務経験年数

(単位：人、%)

	5年未満	5～9年	10～19年	20～29年	30年以上	不明	合計
人数	62	50	23	9	11	6	161
割合	38.5	31.1	14.3	5.6	6.8	3.7	100.0

ウ 虐待を行った職員等のパーソナリティ (※)

(単位：人%)

	衝動性	攻撃性	怒りのコントロール不全	感情の起伏が激しい	養育技術の低さ
あり	74 (46.0%)	44 (27.3%)	62 (38.5%)	42 (26.1%)	72 (44.7%)
なし	26 (16.1%)	38 (23.6%)	37 (23.0%)	46 (28.6%)	49 (30.4%)
不明	61 (37.9%)	79 (49.1%)	62 (38.5%)	73 (45.3%)	40 (24.8%)
合計	161 (100.0%)	161 (100.0%)	161 (100.0%)	161 (100.0%)	161 (100.0%)

※ 虐待を行った職員等のパーソナリティとして、表上段に掲げる項目が存在するか否かを各自治体に質問したもの。

⑥ 虐待発生の背景

- 被措置児童等虐待の発生した施設の運営・支援体制の状況について「整える必要のある箇所が多い」又は「整える必要のある箇所がある」との回答が最も多い項目は、「施設職員と施設長などが意思疎通・意見交換を図られ、施設の風通しが良い」で、61件であった。
- 里親・ファミリーホームの支援体制の状況について「十分でなかった」又は「なされていなかった」との回答が最も多い項目は、「里親家族内での養育に対しての考え方や方針が一致して養育がなされていた」で、9件であった。
- 日課の面では「就寝時間」、「娯楽・テレビの時間」が多い。
発生場所については、居室（ホール等）や居室（個室）において多く起こっている。

ア 施設の運営・支援体制の状況

(単位：件)

	整えられている	どちらかという と整えられて いる	どちらとも 言えない	整える必要の ある箇所が ある	整える必要の ある箇所が 多い	合計
特定の職員がこどもを抱え 込まないような支援体制が 整えられている	10	27	22	44	7	110
施設職員と施設長などが意 思疎通・意見交換を図ら れ、施設の風通しが良い	10	21	18	39	22	110
外部からの評価や意見を受 け入れるなど、施設が開か れている	18	21	40	20	11	110
第三者委員の活用がなされ、こどもたちにその役割 を周知している	11	14	47	31	7	110
職員が種々の研修に参加し ており、虐待等への認識の 共通化がなされている	20	21	24	37	8	110
スーパーバイズ体制が整え られ、自立支援計画のマネ ジメントを実施している	9	20	42	31	8	110
こどもの意見を汲み上げる 仕組み等が整えられている	8	28	49	17	8	110
自立支援計画策定時のこど もの意向や意見の確認して いる	13	26	57	12	2	110

イ 里親・ファミリーホームの支援体制の状況

(単位：件)

	なされて いた	どちらかと いうとなさ れていた	どちらとも 言えない	十分で なかった	なされて いなかった	合計
里親等がこどもを抱え込まないような支援体制が整えられている	5	4	6	4	2	21
里親家族内での養育に対しての考え方や方針が一致して養育がなされていた	1	4	7	6	3	21
里親サロンに参加したり、児童相談所、里親会、里親支援機関の支援を受けて、養育がなされていた	5	6	3	4	3	21
児童相談所や里親支援機関による家庭訪問やこどもへの面接などが行われ、養育がなされていた	4	8	6	2	1	21
里親等が種々の研修に参加し、虐待等への認識をもって養育がなされていた	1	3	10	5	2	21
里親・ファミリーホーム養育指針や自立支援計画を理解して、養育がなされていた	1	3	12	4	1	21
こどもの意向や意見を把握し理解して養育がなされていた	1	2	13	3	2	21
児童相談所で策定される自立支援計画について里親とこどもが共有して養育がなされていた	1	7	7	4	2	21

ウ 発生時間

時間	件数
0:00～ (5:00)	6
5:00～(6:00)	2
6:00～(7:00)	8
7:00～(8:00)	9
8:00～(9:00)	6
9:00～(10:00)	2
10:00～(11:00)	5
11:00～(12:00)	3
12:00～(13:00)	8
13:00～(14:00)	3
14:00～(15:00)	3
15:00～(16:00)	4
16:00～(17:00)	4
17:00～(18:00)	8
18:00～(19:00)	9
19:00～(20:00)	7
20:00～(21:00)	8
21:00～(22:00)	5
22:00～(23:00)	7
23:00～(24:00)	2
合計	109

※不明 22

エ 日課

日課	件数
食事時間	19
配膳・後片付けの時間	10
登校から下校までの時間	7
運動・スポーツ時間	2
娯楽・テレビの時間	29
行事・イベント時	2
外出時	1
無断外出時	0
清掃時間	2
自習時間	3
就寝時間	31
合計	106

※不明 25

オ 場所

場所	件数
居室(個室)	42
居室(ホール等)	57
調理室(台所)	3
浴室	4
トイレ	1
医務室	0
静養室	0
相談室	2
スタッフルーム(職員室)	4
宿直室	5
施設等内の他の建物	3
施設等内の庭・運動場等	3
施設等の外	4
合計	128

※不明 3

⑦ 虐待の期間、回数

- 虐待の期間については、1週間以内の短期の事例は71件(54.2%)であり、虐待の期間が6ヶ月以上の長期にわたった事例は16件(12.2%)であった。
- 虐待の回数については、1回の事例は73件(55.7%)であり、虐待の回数が10回以上にわたる事例は8件(6.1%)であった。

ア 虐待の期間

(単位:件、%)

	1週間以内	1ヶ月以内	1～6ヶ月	6ヶ月以上	不明	合計
件数	71	5	18	16	21	131
割合	54.2	3.8	13.7	12.2	16.0	100.0

イ 虐待の回数

(単位:件、%)

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回以上	不明	合計
件数	73	10	3	2	0	1	0	1	0	8	33	131
割合	55.7	7.6	2.3	1.5	0.0	0.8	0.0	0.8	0.0	6.1	25.2	100.0

⑧ 検証・改善委員会等の開催状況

- 検証・改善委員会は、131件中56件(42.7%)で設置されている。検証・改善委員会が設置された56件において、学識者をメンバーとしているのは75.0%、医師をメンバーとしているのは53.6%、弁護士をメンバーとしているのは71.4%であった。

ア 検証・改善委員会の設置

(単位:件、%)

	設置した	設置していない	合計
件数	56	75	131
割合	42.7	57.3	100.0

イ 検証・改善委員会の実施主体

(単位:件、%)

	都道府県等	児童福祉審議会	法人・施設等	合計
件数	5	23	28	56
割合	8.9	41.1	50.0	100.0

ウ 検証・改善委員会の開催回数

(単位:件、%)

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回以上	不明	合計
件数	32	4	5	5	1	0	4	2	1	2	0	56
割合	57.1	7.1	8.9	8.9	1.8	0.0	7.1	3.6	1.8	3.6	0.0	100.0

エ 検証・改善委員会の構成メンバー

(単位:件、%)

	都道府県等職員	当該児童相談所職員	他の児童相談所職員	学識者	医師	弁護士	他の施設の職員	その他の者	回答数
構成メンバー	18	17	9	42	30	40	30	30	56
割合	32.1	30.4	16.1	75.0	53.6	71.4	53.6	53.6	100.0

(4) 虐待発生時の状況（回答のうち主なものの要旨を記載。）

① 施設の体制・里親等への支援体制

- ・ 新任職員のみでこどもの支援に入る日時があった。
- ・ こどもの意見を反映し、改善する仕組みがあったが、周知が不十分だった。
- ・ 施設長や管理職が、加害職員の力量や課題を的確に把握しておらず、組織マネジメントができていなかった。
- ・ 施設長自身も含め、職員の被措置児童虐待に対する認識が乏しかった。
- ・ 施設長や管理職含め、他の職員もこどもと加害職員の距離の近さや交際の噂を把握していたが、調査には至らなかった。
- ・ 加害職員に対して、施設としての指導・対応ができていなかった。
- ・ 宿直や断続勤務が連続して生じざるを得ない状況があり、職員に負担感があった。
- ・ 里親からの相談には都度対応していたが、対応が難しいこどもを経験の浅い里親に対して措置していた点については、児童相談所の処遇上留意すべきだった。
- ・ こどものユニットにおいて、女性職員の退職により、入浴介助の際の対応も男性職員だけになってしまっていた。
- ・ 一時保護所において、定員超過が日常的に続いていた。
- ・ 支援体制が経験年数の浅い職員で構成されており、適切な体制ができていなかった。
- ・ 大集団を職員全員で養育するというやり方を踏襲しており、このため、日課や規則などが管理的になりやすく、ルールを逸脱するこどもに対して、抑圧的に集団を統制するやり方に陥ったおそれがあった。
- ・ 職員が手薄な時間帯でのこどもの問題行動への対策ができていなかった。
- ・ ユニートを統括する者の役割が十分に機能していなかった。
- ・ 加害職員が専属的に被害を受けたこどもと1対1で関わる体制となっていた。
- ・ こどもから職員の不適切な対応についての訴えはあったが、職員へ適切な指導をしなかった。
- ・ 実際の養育を担うのは里母であったが、児童相談所は里父との面接での報告を実態としていた。
- ・ 性的欲求や興味が強い特性があると思われる同居人をファミリーホームに住まわせておくことについて、具体的な対策が講じられていなかった。
- ・ 職員間に施設長や法人に対する不信感等があり、こどもに対する不適切な事案について報告されないような状況だった。
- ・ 経験年数の長い職員のみで構成されていたため、周りの支援に目を配り、互いに助け合うチームでの養育につながっていなかった。
- ・ 保健センターによってはじめて里父の養育不安が把握され、担当児童相談所による被措置児童等虐待の疑いの認知が遅れた。
- ・ 不適切な対応について管理者に報告されておらず、組織として実態を把握できていなかった。

- ・施設として、問題発生の理由をこども自身の特性として把握するに留まっており、加害職員の支援の力量や施設側の発生要因に目を向けた対応ができていなかった。
- ・加害職員は経験年数も長かったこともあり、加害職員が実質的に運営の中心を担い、業務も集中していた。それを統括する職員の業務や役割が組織的に明確にされていなかった。
- ・加害職員は研修等を受ける機会が少なく、支援や技術について学習する機会が十分に与えられていなかった。
- ・施設職員とこどもとのメールアドレス交換の禁止などのルールの徹底ができていなかった。
- ・各ユニットで養育方針が共有されていなかった。
- ・管理的職員と現場職員の風通しの悪さがあり、現場に過大な負担感があった。
- ・施設において信頼関係構築のために暴力的なコミュニケーションを用いることを肯定する雰囲気があった。
- ・加害職員への精神面へのフォロー体制が不十分であった。
- ・ファミリーホームが児童相談所の訪問に対して消極的であり、新型コロナウイルス感染の心配を理由に訪問を断られることがあった。
- ・ユニット職員以外の目が入りにくい状況があり、加害職員によるこどもへの不適切な対応に気づくことが遅れてしまった。
- ・里親の研修参加の日程調整が難しく、研修会に参加できていなかった。
- ・開設後間もない施設であり、組織として被措置児童虐待防止に向けた体制整備が不十分であった。
- ・興奮して職員や他のこどもに飛びかかったり、噛みついたりするこどもへの対応として、日常的に力によって制止する行為が行われていた。身体拘束についてもルールが明確化されていなかった。
- ・小規模グループケアは、宿直時などユニットを職員一人で勤務することが基本となっており、支援上の死角が生じやすく、外部の目が入りにくかった。
- ・ユニット制になったことで、他の職員からの支援が得られにくくなっていた。
- ・定期的に職員が打ち合わせをする機会などもあったが、新型コロナウイルスの感染状況から、施設全体を通した話し合いがなくなっていた。

② 職員等

(感情の問題)

- ・加害職員自身が落ち込んで、「つらい」「死にたい」などと話すことがあった。
- ・加害職員自身に実親からの虐待経験があった。
- ・感情のコントロールが上手くできていなかった。
- ・こどもの挑発にのりやすかった。
- ・人の話を聞かず、独自の考えで突き進んでしまっていた。
- ・独善的で、他からの指摘を受け入れられなかった。
- ・里父と親族家族との間で何回か口論があった。

- ・こどもに対し、威嚇的な態度であった。
- ・普段は礼儀正しいが、ストレスが高まると接し方がきつくなっていた。
- ・こどもと同じレベルで感情的に接してしまっていた。
- ・後輩職員に対する態度が厳しかった。
- ・こどもの発達の遅れを自罰的に捉え、プレッシャーを感じていた。
- ・こどもの問題行動に対し、恐怖心を抱えたり、不安定な感情に陥る職員もいた。
- ・中高生に対する情愛、興味関心の強さがみられた。
- ・加害職員が自身の考える支援方針に固執しがちだった。
- ・他の職員に対しても無視や冷たい態度をとっていた。
- ・寡黙な性格で感情を表に出さなかった。
- ・里父自身が、里母と比べて、養育に関しての不甲斐なさや焦りがあった。
- ・里母は朝から里子のことについて考える時間が多く、「こんなにこどものことを考えているのに」という思いが強まっていた。
- ・日々の業務にストレスを感じていた。
- ・こどもへのルールを徹底しない同僚職員に対し、不満を持っていた。
- ・普段から口調が荒く、暴言があった。
- ・子育てと仕事のバランスを失い、不安定となることもあった。
- ・こどもから頼られることで、職員としてより、ひとりの人間又は女性としての喜びを感じていたと発言しており、自身の欠乏感をこどもで満たしていた可能性を示唆していた。
- ・他の職員の評価と異なり、自身は抑制的であるなどと自己評価をしていた。
- ・こどもの対応に関して加害職員自身がどうにかしなければならないという感情があった。
- ・心理的な不安から心療内科へ通院していた。
- ・相談する職員がおらず、孤立していた。
- ・他者とのコミュニケーションが苦手な傾向があった。
- ・加害職員自身が養育の力量を誇示する面があった。
- ・業務に対して焦りや不安を感じていた。
- ・感情の起伏が激しかった。
- ・異性のこどもとの距離感や身体接触について正当化していた。
- ・里親は虐待の認識がないまま躰の一環として、里子の態度を矯正する考えを持っていた。
- ・加害職員自身は自分の怒りのコントロールができる方だと思っていた。
- ・加害職員は、自分の考えを直接的に発するなど、極端なところがあった。
- ・里子を受託後、里母自身の時間が十分にとれなくなり、想像していた以上にストレスになっていた。
- ・里親らは他者に関与されることや相談をすることに前向きではなく、レスパイトの提案も拒否するなど里親支援を受入れにくい心情となっていた。

(養育姿勢の問題)

- ・加害職員は、こどもの背景等に関する課題認識が薄く、適切な対応に向けた改善も見られなかった。
- ・加害職員は、こどもとの距離感について苦心していた。
- ・加害職員は、過去にも被措置児童虐待（性的虐待・心理的虐待）を行っていた。
- ・加害職員は、他の職員からは感情的になるようなタイプではないとの評価もあったが、実際は感情的になったり、こどもの挑発にのってしまうこともあった。
- ・加害職員としては、こどもが施設を出てから上手くいかないことが多くあり、入所中に何とかしてあげたいという思いが強く、良かれと思ひ度が過ぎたといっていたものの、指導の方向性は間違っていなかったと振り返っていた。
- ・親族里親である祖父母は高齢や体調の不良のためこどもたちの養育を十分にできない状態にあり、継続は困難と判断があった。
- ・複数のこどもに対応できず、こどもが好き勝手にふるまう様子が見られた。
- ・里母はまじめに育児をしていたが、仕事で毎日帰りの遅い里父には相談できず、一人で問題を抱えていた。
- ・こども（特に就学前のこども）には人気があったが、距離感や対応を間違えてしまうところがあった。
- ・他の職員からは、コミュニケーションを取るのが上手く、こどもからの人気もあるとの評価だった。管理職に相談せず自己判断でこどもへ許可を出してしまうことや、高年齢のこどもらと猥談で一緒に盛り上がってしまうこともあった。
- ・日常からこどもに対して威圧的な言動が見られた。
- ・里母は里子の保育所からの衣類準備の依頼にもなかなか応じず、貸し出された衣類についても返却はなかった。
- ・こどもとの距離が近く、以前にも不適切な身体接触について報告があった。
- ・加害職員はこどもとの関係に問題はないと述べるものの、実際には明らかに良いとは言えない状況があり、加害職員には周囲との認識のずれがあった。
- ・問題を抱え込む傾向があり、こどもの要求に過度に答えている様子などがあった。
- ・里父は、こどもに対して「かわいいと思えない」と述べ、里母らに気が付かれないように叩いたことを認めていた。
- ・加害職員は、こどもの特性に対する支援に困難さを感じて他の職員に相談もしていたが、助言を受け入れ自らの支援を変化させる様子は見られなかった。
- ・加害職員は、仕事もそつなくこなすトラブルは少ないが、他者に相談せず自分で抱え込んでどうにかしようとする様子だった。
- ・加害職員は、こどもとの距離感が近くなりがちで、こどもと話す様子は男女の会話のようで、施設職員という立場での接し方ではなかった。
- ・指導力やリーダーシップもあるが、その反面で指導に熱が入ってしまう状況があった。
- ・仕事とプライベートとの切り替えができておらず、養育姿勢に問題があった。
- ・こどもの特性の理解や専門的知識が不足していた。

- ・ こどもへの関わり方に自信が持てず、これで良いのか常に不安を抱えていた。
- ・ 調子が悪く、療養休暇を取得しており、眠れていない様子であった。
- ・ 自身の想いを表には出さないが、こどもに押し付ける面があった。

(5) 虐待の事実が確認された後の法人・施設等の対応

(③のみ、里親・ファミリーホームにおける事例を含む。)

① 施設の体制等の改善に向けた対応（重複あり）

(単位：件、%)

	委員会を設置し議論(検証委員会・再発防止委員会)	権利擁護等の研修への職員派遣や施設内での研修を増やし、専門性の向上を図る	職員会議又はケース検討会議の回数を増やし、入所児童及び職員の情報共有を図る	第三者評価又は自己評価を年度内に複数回行い、施設運営の改革を図る	S V体制等の施設内のチームアプローチ態勢を整える
件数	52	94	76	28	72
割合	47.3	85.5	69.1	25.5	65.5
	こどもの意見を汲みあげる仕組みを工夫する	職員の配置換え、入れ替え、異動等を行う	職員のストレス等の状況調査を行う	職員の勤務体制の改善を行う	
件数	60	56	42	53	
割合	54.5	50.9	38.2	48.2	

※割合は110件の施設で生じた虐待事案に対する割合を示している。

② 虐待を行った職員への法人・施設等の対応（重複あり）

(単位：件、%)

	各種研修への参加	S V等の指導体制の充実	嚴重注意	配置転換	継続的な面接	被害児童との関係再構築	心理治療等
件数	63	37	70	42	34	27	5
割合	57.3	33.6	63.6	38.2	30.9	24.5	4.5
	勤務負担の軽減	処分せず	戒告処分	減給処分	停職処分	免職処分	
件数	16	45	9	8	13	11	
割合	14.5	40.9	8.2	7.3	11.8	10.0	

※割合は110件の施設で生じた虐待事案に対する割合を示している。

③ 被害児童・保護者への対応状況（重複あり）

- 虐待と認められた事例のうち、被害児童・保護者のどちらに対しても、対応していない事例が131件のうち8事例あった。

(単位：件、%)

	加害職員が対応	施設長が対応	加害職員・施設長以外の職員(児相を含む)が対応	対応していない	被害児童、保護者のどちらに対しても対応していない事例
被害児童	36(27.5%)	55(42.0%)	102(77.9%)	11(8.4%)	8(6.1%)
保護者	14(10.7%)	51(38.9%)	92(70.2%)	23(17.6%)	

④ 具体的対応例（回答のうち主なものの要旨を記載）

【職員、体制面への対応】

（検証委員会、再発防止委員会等の設置、ケース会議等）

- ・事故防止対策委員会を設置した。
- ・指導上留意すべき点に関するチェックリスト作成のためのワーキンググループを立ち上げた。
- ・外部の有識者を加えた検討委員会を立ち上げ、法人での改善計画を策定した。
- ・定期的にユニット内で情報交換会を開催し、内部の動向把握と情報共有に努めた。
- ・虐待防止委員会を設置した。
- ・事案発生翌日に苦情解決委員会を緊急開催した。
- ・有識者や第三者を委員とする事故防止・運営改善委員会を設置した。
- ・規律や倫理といった規範意識の維持や向上にむけて、衛生安全委員会を中心に協議する体制とした。協議した結果を基軸とした研修を毎年度初めに実施した。
- ・ケース会議では、運営改善委員会の委員同席のもとで原方針の策定、見直しを行うほか、進行管理にあたっては随時情報共有の場を設けた。
- ・虐待防止委員会の実効性を高め、潜在的な課題に対する対応策を協議し、予防的対応の周知、定期的な見直しを行った。また、調査改善委員会を設置し、こども及び職員に対する聴取を実施した。
- ・施設の職員で構成された権利擁護委員会を開催し、翌日に加害職員に注意喚起を行った。
- ・運営委員会、苦情解決委員会等の報告では、こどもの言動に対し、トラウマインフォームドケアの考えを基に、原因の分析とそれらを踏まえた支援方法に関する意見交換を行い、実践の中で定着を図ることとした。
- ・会議を職員が集まりやすい時間で開催したり、部署ごとの意見交換の機会を増やすなど、会議の持ち方を工夫し、職員の発言を活性化させた。
- ・外部講師による組織構築に関する研修を行い、チームワークの活性化、コミュニケーションの向上を図り、組織力を高めた。
- ・毎月の職員会議及びケース検討会で、個々の職員の指導やこどもへの対応について職員相互にチェックし合う体制作りを行った。
- ・懲罰委員会を開催し、加害職員の処分を検討した。
- ・従来からあった権利擁護・虐待防止委員会を見直し、虐待防止マネージャーによる職員の意向に基づいた研修の実施、こども向けの虐待に関する紙芝居、研修方法の見直し、アンケートの実施を開始した。
- ・再発防止委員会で議論を重ね、報告書を取りまとめ対応した。
- ・「児童養護施設における人権擁護のためのチェック」を全職員対象として実施し、施設長が全職員に個別面談を実施し改善の必要性を話し合った。
- ・処遇改善委員会を設置し、全職員が不適切な処遇の再発防止に努め、専門性を高める体制を構築した。

- ・施設内に職員による改善推進チーム（施設長、主任、指導員ほか）を発足し、施設運営やこどもの支援に関することについて、職員同士が話し合う場を設定した。
- ・虐待防止委員会を臨時で開催し、研修の内容等の協議を行い、園内研修で啓発・周知した。
- ・外部委員の協力のもとで「再建委員会」を設置し、再建計画を策定した。
- ・こどもへの支援体制の見直しの必要性を認識し、検討チームを作り、職員が主体的にテーマを話し合い、そこでの意見をもとに内部検討会や勉強会等を実施した。
- ・学期ごとにこどもの聞き取り調査を行い、児童相談所、小学校及び中学校と共有する場を持つこととした。

（スーパーバイズ体制、職員支援体制、自己点検等）

- ・自己チェックリストの改善を行い定期的に実施した。
- ・職員との個別面接の回数を増やす等の改善を図った。
- ・自身や他の職員の支援に関するアンケートを作成し実施した。
- ・報告連絡体制を見直した。
- ・施設長や管理職のユニットの巡回を増やした。
- ・実習生を多く受け入れることで、第三者、外部視点から支援の振り返りを行った。
- ・ユニットの職員体制を同性職員で対応できるよう再編成した。
- ・人材育成委員を配置し、新人職員の育成に取り組んだ。
- ・職員からも意見を聴取できるよう、新たに職員意見箱を設置し、組織的に対応した。
- ・新任職員へ入職前研修を行うほか、入職後には各職員につき1名のトレーナーを配置し、一人ひとりに合わせた個人目標を設定して定期的な振り返りを含めたOJTを施した。
- ・産業医の活用について、衛生安全委員会から全職員に周知する機会を設けた。
- ・スーパーバイザーを委嘱し、共通の価値、倫理を基にしたスーパーバイズを受けることで、職員のジレンマ、ストレスなどの負担を軽減し、より良い療育を目指した。
- ・全職員が大きなショックを受けていたため、外部心理支援団体の協力のもと、緊急に職員の相談室を設置した。
- ・加害職員に対して、心理士との面接機会も設け、感情コントロールの面などの振り返りを行った。
- ・リーダー職員の役割を明確化し、職員それぞれの育成計画に基づく人材育成を強化した。
- ・職員間、職種間の情報共有を密にするため、多職種カンファレンスの回数を増やした。
- ・施設の倫理規定を整備した。
- ・組織的な対応に関する研修を実施した。
- ・ストレスチェックを利用した職員の心身の健康管理に積極的に取り組んだ。

- ・こどもへの支援をするなかで、職員が困難な出来事に遭遇した時に、複数対応できるようにインカムを利用するようにした。

(勤務体制、リスクマネジメント等)

- ・夜間対応職員を増員した。
- ・職員間の伝達漏れにより問題が発生していることから、連絡帳を活用することとした。
- ・ユニットの職員については常時2人以上の体制とした。
- ・見守りカメラを設置した。
- ・小規模児童養護施設において、一人の職員に負担がいかないよう勤務体制の見直しを行った。
- ・死角となる場所で業務を行わないなどの業務の見直しを行った。
- ・加害職員を直接支援から外し、こどもに関わらない職務や職場に変更した。
- ・管理職が、職員個人の心身の健康状態や、勤怠管理システムにより職員の勤務実態を把握するとともに、行動評価によりストレスの緩和等を図った。
- ・過度な監視体制とならないよう配慮しながら、他職員の支援、行動が適切であるかを常に認識するよう意識付けを行った。
- ・ファミリーホーム内で加害を行った同居人については、ホーム外に転居させた。
- ・実習生も外部の目であることを踏まえ、実習生を受け入れる意義や基本的姿勢について、職員参加のもとに検討し、実習基本方針を明文化した。
- ・加害職員については一人で勤務することがないように、複数で対応する配置とした。
- ・経験の浅い職員は、経験豊富な職員と組んで勤務にあたるようなシフトに変更した。
- ・課題を抱える職員については、産業医、社会保険労務士、弁護士等のコンサルを受けながら計画的な職員指導体制を確立するとともに、休業中の職員が定期的に医師と面談するなど、法人として状況把握に努めることを就業規則に明記した。
- ・対応困難時に複数対応はしていたが、連携の仕方や目標設定が十分に共有できていなかったため、検討を深めていった。
- ・加害職員は法人の他施設へ異動させた。
- ・ICTを活用し、職員間で情報を常時共有した。
- ・職員がこどもと一対一で指導する必要がある場合には、場所や支援の時間に制限を設けるなど、支援方法の見直しを行った。
- ・こどもの送迎のための職員を雇用し、職員が支援に専念できる体制を整えた。
- ・出勤の時間帯を変更し、登校時の送り出しに忙しい時間帯の体制を強化した。
- ・職員の定着化を図るため、法人内の相談窓口の活用を周知し、定期面談を通じて職員の就業状況や意向を把握する仕組みを導入することとした。
- ・同性による介助を行うため、女兒ユニットは女性職員のための配置とした。

(研修体制等)

- ・外部講師による虐待防止プログラム研修を実施した。
- ・O J Tを充実させた。
- ・人権擁護、被措置児童虐待防止に関する勉強会を実施した。
- ・階層別の研修を実施した。
- ・研修日程について、職員が参加しやすいように配慮し、常勤、非常勤職員ともに統一した支援が行われるようトレーニングをする機会を設けた。
- ・権利擁護や境界線といった知識の研修、危機予知訓練を実施し、予兆を掴む技術の研修機会を設けた。
- ・入職前に留まらず、入職後に新任職員対象の施設内研修プログラムを作成した。
- ・支援部門の職員全員が受講できる研修体制を構築した。
- ・職員は、自己の課題と成長に関する目標を明確にし、自己研修の計画を作成することとした。
- ・性教育に関する研修を実施した。
- ・直接支援業務復帰プログラムを設定し、再発防止に向けた指導・育成を実施した。
- ・アンガーマネジメントについての動画による研修を個別に全職員に受講させた。
- ・研修委員会にて、研修ニーズについて話し合い、施設内での研修を企画し実施した。
- ・発達障害等への支援についての研修を実施した。
- ・小グループ単位で、発達障害等の特性の理解を深め、具体的にどういった行為が被措置児童等虐待に該当するのかなど、実際の処遇困難場面をイメージしたグループでのディスカッション形式の研修を実施した。
- ・施設内の性暴力関係研修等を実施した。
- ・虐待に関する外部研修受講について、特に新任職員に年度当初の受講を義務付け、その他、虐待に関する外部研修を出来るだけ全職員に受講させ、レポートを提出させる等受講しただけに終わらないようにした。
- ・毎月1回のサポーターズカレッジ（オンライン研修）を受講し、障害者総合支援法や障害者虐待防止法などの理解を深めさせた。
- ・形骸化していた研修を見直し、権利擁護研修を虐待防止マネージャー等が中心になって講義の受講だけでなく、不適切場面のデモやグループワークで意見交換し、気づきや支援にいかせる研修を実施することとした。アンケートを取り、やりっ放しにしない、次に活かすことを目指す形にした。
- ・新人研修、管理職研修、分野別研修等、対象者別の研修を実施した。
- ・施設と児童相談所が合同で職員参加型の権利擁護研修を実施した。
- ・専門的知識や技術とともに社会人としての一般常識、マナー、モラルの研修を実施し、その上で社会的養護施設職員としての意識を醸成し、他職員とのチームワークについての知識・技術を学ぶ機会を設けた。
- ・CAPプロジェクト及び児童相談所の研修に参加させた。
- ・有識者によるコンサルテーションを受け、こどもの実態に即した研修を実施した。

- ・他施設での体験研修を行った。
- ・毎月勉強会を実施し、こどもを支援している中でどう活かされたか職員側から議題として挙げていくよう工夫した。
- ・コモンセンスペアレンティング研修を実施した。
- ・行動化の激しいこどもへの対応についての研修を実施した。
- ・こども役と職員役を用いた指導場面でのロールプレイを実施した。

(記録、自立支援計画、マニュアル等の整備)

- ・被措置児童等虐待の手引きを見直した。
- ・こどもの支援を行う上で柱にしているソーシャルスキルトレーニングやペアレントトレーニングについて再度周知した。また、こどもの障害や成育歴を考慮した支援が重要であり、理解を伴わないルールや指導は強制であることを自覚し、本人が納得した上での行動変容が必要であることも改めて周知させた。
- ・こどもとの関わり方やアンガーマネジメントなどを記したマニュアルの内容を再検討した。
- ・不安定になっているこどもへの対応における、声掛けや身体接触、複数体制などのマニュアルを作成した。
- ・支援の手引きについて、運営指針に照らし、事故防止・運営改善委員の助言を得ながら内容全般を見直した。
- ・権利擁護重視の意識をさらに醸成するため、過去の対応事例も記載した被措置児童等虐待対応マニュアルを新たに作成した。
- ・マニュアルを改訂すると同時に、新任職員のニーズを含めた今後の育成計画を立案した。
- ・業務日誌の記載方法を職員会議で提示し、こどもの行動を個別に記録するとともに、職員が対応したこと、対応後のこどもの様子まで記録することとした。
- ・各職員の業務の手順等を明確にした業務マニュアルを作成した。
- ・自立支援計画は、こどもの担当職員をはじめ、心理療法担当職員その他各専門職などが参加するケース会議で合議して作成した。
- ・入所しているこどもへの支援の他、退所したこどもへのアフターケアにおいて、適切な支援を行うため、記録ソフトを活用し、状況を確実に記録することを徹底させた。
- ・退所したこどもについては、アフターケアのガイドラインに沿って支援し、記録を確実に行うようにした。
- ・現行の危機管理マニュアルについて、職員全体で意見を出し合って見直しを行った。
- ・連絡・報告マニュアルを再整備した。
- ・見回りに関するルールを見直した。
- ・事件・事故報告書の作成を義務づけ、必要に応じて児童相談センターにも提出することとした。

- ・施設での出来事などを記録し、職員間で共有する業務用ソフトを使用しているが、今回の事案は記録されていなかったため、記録を徹底するよう周知した。
- ・ユニットごとにこれまで毎日作成していた引継ぎに加え、全ユニットを巡回する職員による報告書を作成することとした。
- ・記録、自立支援計画の充実に引き続き努めるとともに、こどもへの対応についてのマニュアルを整備した。
- ・施設内研修において、こどもの実態把握、評価、ケアプランにおける研修を実施し、こども自身の意見が反映できるようなアセスメント及び自立支援計画を策定した。
- ・ハラスメント相談・苦情フローチャートに基づき対処するようマニュアルを整備した。

【こども、保護者等への対応】

- ・心理療法担当職員による被害を受けたこどもへの心理的ケアを実施した。
- ・保護者に対して謝罪を行い、改善策を説明した。
- ・こどもに対し、意見箱の利用方法について再度説明を行っていくほか、こどもへのアンケートを行い、課題の収集、改善につなげていった。
- ・被害を受けたこどもに対しては、他の職員とともに加害職員による謝罪の場を設けた。
- ・性暴力を含む暴力禁止について、全職員・すべてのこどもに、宣言を行った。
- ・入所中のこどもに対し、加害職員が逮捕され退職したこと等を伝えた。
- ・保護者に対し、説明会を開き謝罪した。
- ・意見箱の開封頻度を上げ、平日は毎日開封するようにした。相談内容について、第三者的な視点で対応できるよう、直接支援にあたっていない職員による聞き取りや、所管課への報告を行った。
- ・こどもが第三者委員に直接相談できる機会を設けた。
- ・こども会議の定例化を図り、ルールをこども自ら検討し納得感を高めた。
- ・自治体職員立ち合いの下、こどもへ謝罪を行った。その後、すべての保護者に対して、電話、面会等の方法により、不適切な行為があったことについて謝罪をするとともに、事態が発覚した経緯や今後の解決に向けた法人としての取組方針等について説明を行った。
- ・聴覚障害者、手話通訳の第三者委員を選任し、こども一人ひとりの状況にあうような聴く機会を設け、施設に対する報告、提言を依頼した。
- ・被措置児童等虐待疑いの段階で、調査の進展を踏まえ、施設職員が被害を受けたこどもの保護者のもとを訪問し、警察へ相談をしていることや、自治体担当部署による調査等、事実関係を明らかにするために必要な対応を行っていることなどを説明した。調査結果を踏まえ、あらためてこども及び保護者に対して誠意のある説明と対応を行った。

- ・意見ポストやこどもの権利ノート等の利用方法について、こども一人ひとりに合った方法、言葉で丁寧に伝えた。
- ・加害職員や被害を受けたこども以外のこどもが不安を抱く可能性があることから、心理療法担当職員が中心となり、児童相談所にも協力を仰いぎながら、こどものメンタルケアを行った。
- ・こどもの意見を聴く場を、こどもの要望に応じて開催した。
- ・こどもの意見箱の設置はあったが、形骸化していたため、毎月、定期的アナウンスし、希望や困りごとなどの意見を回収することとした。
- ・こどもの意見を聴く会を設置し、学期ごとに各ユニットで、外部の委員とこどもの意見交換会を開催した。
- ・心理面接、生活場面、学校場面を通して、情報を相互に共有しながら被害を受けたこどもの様子について把握を続けた。
- ・被害を受けたこどもを定期的受診させながら、医療面でのフォローアップによる支援を続けた。

(6) 虐待の事実が確認された後の自治体等の対応（回答のうち主なものの要旨を記載。里親・ファミリーホームにおける事例への対応も含む。）

【職員、体制面への対応】

（改善状況の確認等）

- ・指導監査により文書指導を実施し、改善結果の報告を提出させた。
- ・改善計画の実施状況報告を指示し、毎月報告を求めた。
- ・施設の運営改善を検討する内部組織の立ち上げを指導した。
- ・施設から提出のあった改善計画では不十分とし、本庁所管課・児童相談所・当該施設をメンバーとした会議を立ち上げ、適切な施設運営と児童相談所との連携強化の在り方などについて検討した。
- ・施設長から直接調査結果の報告を求めるとともに、直ちに適切な対策を講じるよう指示した。
- ・改善策の検討にあたっては、被措置児童等虐待が発生してしまった既存の体制や取組を総点検し、児童の意見を適切に酌み取るための方策、風通しの良い開かれた施設づくり、こどもの権利擁護意識の向上等、職員の資質・専門性向上のための取組、こどもが意見表明しやすい環境づくりなどといったあらゆる観点から必要な対策を講じるよう指導した。
- ・自治体の調査を待たずに加害職員を通常勤務に復帰させていたため、被措置児童等虐待が発生した際のこどもの安全確保や再発防止策としては失当であるとして、施設に指導した。
- ・改善委員会による指導事項や提案内容については真摯に受け止め、確実に施設運営に取り組んでいくことを求めた。
- ・児童相談所とこどもの状況について情報共有を強化し、早期の問題行動への対応を図った。
- ・施設から再発防止計画を受理したのち、計画に対する具体的な行動（アクションプラン）について協議を重ねた。
- ・特別指導監査を実施し、改善を要する事項を通知した。改善結果の証拠書類の提出を求めた。
- ・再発防止委員会開催の促し及び委員の選定についての助言を行った。
- ・里親に対する再発防止と改善に向けた対応として、(1)里親委託に向けた選定・打診について(2)委託後の里親支援について(3)児童相談所の体制について、児童相談所に対し、報告を求めた。

（スーパーバイズ体制、職員支援体制の整備等）

- ・支援体制の充実を図るため、人員不足解消に向けた取組を行うよう指示した。
- ・支援に心配な点や不安がある職員を従事させる場合には、管理監督者の責任において注意を払うなど、周囲の職員に対して必要な指示や配慮をすることを求めた。

- ・危機管理委員会が事故発生時に機能せず形骸化していることから、当該委員会の運営のあり方を全ての職員で再確認する機会を設けるなどして、こどもへの権利侵害が施設の中で埋没しない体制づくりを行うことを求めた。
- ・職員間のコミュニケーションや職員による不適切な支援に係る情報などが全体で共有できるよう風通しの良い職場づくりに取り組むことを求めた。
- ・人材確保が困難な実情を踏まえ、施設内研修の実施回数を増やすなど研修計画についても見直しを行い、施設内での人材育成の取組を強化するよう求めた。
- ・人権研修について全職員悉皆の研修として実施することを求めた。
- ・新任職員の育成について、任用後の配置段階から本園で育成するなど、いっそうきめ細かい計画のもとで行うよう指導した。
- ・施設長らが、職員個人の心身の健康状態や、勤務実態についてさらに把握するよう努め、職員のストレス緩和への取組を推進するよう指導した。
- ・職員による不適切な支援が行われた場合の報告体制とこどもの安全や安心の確保を第一に考えて迅速に分離等の適切な対応がとれるよう、組織として改めて確認することを求めた。
- ・加害職員の復帰に関して、適切な課題設定と勤務体制を配慮して経過観察期間を設けるようにするとともに、管理監督者が定期的に面接を行うなど慎重に判断することを指示した。
- ・入所児童の行動化等に適切に対処できるように、定期的にケース会議を行う運営体制に見直すとともに、ケース会議開催にあたっては、必要に応じて、心理的、医学的視点の専門家も参加できる仕組みとするよう指導した。
- ・法人内でのスーパーバイズ体制が脆弱であることから、事例検討の実施にあたっては外部専門家によるスーパーバイズを加えることを求めた。
- ・児童相談所職員、里親支援専門相談員、民間フォスターリング機関と連携し、里親家庭を訪問し養育状況について把握、状況の共有を指示した。
- ・措置するこどもが多い児童相談所に施設班を設置し、担当職員を明確にし、施設とより緊密に連携したうえで、こどもの状況等や職員支援体制等を把握し、助言等を実施するよう指示した。
- ・職員間で改善策を検討したり、支援スキルを共有する場を設定するよう助言指導した。
- ・委託里親家庭について、里親支援専門相談員や里親普及促進センター等の関係機関と連携し、里親家庭の養育状況や困り事等を適宜把握し、養育支援を行うよう指示した。

(研修等)

- ・全職員に対する実効性のある研修を実施するよう改善を求めた。
- ・職員研修の実施に際し、職員派遣の協力を行った。
- ・こどもの権利擁護を軸とした施設養護が求められている旨を指導し、適切な研修講師選定の相談に応じた。

- ・非常勤職員についても常勤職員と同様の研修・教育体制を構築するなど、人材育成のあり方についても見直すことを求めた。
- ・職員による不適切な支援が繰り返されないよう、職員のこどもの権利擁護意識の向上や支援力の向上に関する研修を定期的実施することを求めた。
- ・職員自身の行動規範や服務規律について研修体制を強化するよう指導した。
- ・適正な運営を確保する観点から、職員の採用及び研修等について、法人単位での異動や他法人からの派遣についても検討するよう求めた。
- ・障害等についての基本的理解を深められる研修体制を構築することを指導した。
- ・里親が適切な養育を行えるよう、里親向け研修内容の点検と見直しなどに取り組んだ。
- ・職員の経験年数や職責ごとにどのような知識や専門性を身に付けておくべきかを検討し、そのために必要な研修内容、受講時期等が内容に盛り込まれている体系的な研修計画を策定するよう求めた。
- ・自治体主催の権利擁護関係の研修への参加を促し、施設においても虐待の防止、権利擁護に関する研修を実施するよう指示した。
- ・研修実施及び受講が形式的になっている可能性が高いため、職員一人ひとりが虐待防止について高い意識を持つよう、より実効性のある実施方法を検討するよう指導を行った。
- ・研修について、現場に即したより専門性の高い内容とすること等、実施内容の見直しを求めた。基礎的な知識について、こどもの権利条約及び国連決議「児童の代替的養護に関する指針」に関する内容を含めるよう指導を行った。
- ・施設へのアドバイザー派遣を行い、施設内の研修を行った。
- ・里親研修の受講状況を適宜把握し、里親普及センターと連携して、未受講者へ受講のアナウンス及び更新意向の確認を徹底した。

【こども、保護者等への対応】

- ・発達に課題のあるこどもで証言を得るのが困難であったため、生活の中での経過観察を中心に、児童福祉司と児童心理司が適宜面接を行った。
- ・被害を受けたこどもについては、施設で身体的や心理的影響を確認し、別の里親へ委託した。
- ・ファミリーホームから保護したこどもらについてはホームへの復帰はさせず、それぞれのケースに合わせて、他の児童養護施設等へ措置変更とするなどの対応を行った。
- ・養子縁組里親から保護したこどもについては、あらためて他の養子縁組里親への委託措置を検討した。
- ・各児童相談所に情報提供するとともに、保護者からの問い合わせに統一した対応がとれるよう協議し、全保護者への説明会の開催や保護者から出された意見の把握を行った。
- ・児童相談所による入所中のすべてのこどもへの面接により、被害状況を確認した。

3. 各都道府県市の体制整備状況

- 自治体独自の被措置児童等虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成を行っている自治体は59（79.7%）であり、行っていない自治体は15（20.3%）であった。
- 自治体職員（児童相談所職員）への被措置児童等虐待防止に関する研修の実施は、研修をしている自治体は45（60.8%）であり、していない自治体は29（39.2%）であった。
- 地域住民に対し制度及び窓口についての周知をしている自治体は39（52.7%）であり、していない自治体は35（47.3%）であった。
- 施設・里親に対し制度及び窓口についての周知をしている自治体は71（95.9%）であり、していない自治体は3（4.1%）であった。
- 措置されている児童等に対する被措置児童等虐待の周知方法については、児童相談所職員が入所措置時に児童に対し配付する「権利ノート」等を活用している自治体が72（97.3%）であった。
- 被措置児童等が虐待の届出を行う手段についての案内状況では、事前に切手を貼らずに送れるハガキを児童に渡している自治体が47（63.5%）、届出先の電話番号を教えている自治体が73（98.6%）、意見箱を設置している自治体が48（64.9%）、第三者委員の連絡先を教えている自治体が29（39.2%）、定期的なアンケートをとっている自治体が14（18.9%）であった。
- 休日・夜間における被措置児童等を対象とした電話相談を実施している自治体は、40（54.1%）であり、実施していない自治体は34（45.9%）であった。
- 自治体の施設等に対する指導監査における被措置児童等虐待に関する項目に「権利擁護に関する研修を行っているか」という項目を入れている自治体が、57（77.0%）であった。

	74 都道府県市の体制整備状況	整備している自治体数	整備していない自治体数
1	自治体独自の被措置児童等虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成の有無	59	15
2	自治体職員（児童相談所職員）への被措置児童等虐待防止に関する研修の実施	45	29
3	地域住民への制度及び窓口についての周知	39	35
4	施設・里親への周知	71	3
5	被措置児童等本人への被措置児童等虐待について周知		
①	児童相談所職員が権利ノート等を活用して周知	72	2
②	児童相談所職員が入所前に周知	67	7
③	児童相談所職員が入所後に施設等を訪問し、入所児童に周知	60	14
④	入所後に、施設職員・里親等が入所児童に周知	62	12
⑤	掲示物等で周知	27	47
⑥	その他	6	68
6	被措置児童等が虐待の届出を行う手段についての自治体の案内状況		
①	事前に切手を貼らずに送れるハガキをこどもに渡す	47	27
②	届出先の電話番号を教える	73	1
③	意見箱の設置	48	26
④	第三者委員の連絡先を教える	29	45
⑤	定期的なアンケート	14	60
⑥	その他	12	62
7	休日・夜間における被措置児童等を対象とした電話相談の実施	40	34
8	自治体の行う指導監査における被措置児童等虐待に関する項目の有無		
①	こどもへ被措置児童等虐待に関する周知を行っているか	48	26
②	こどもへ施設等生活に関するアンケートを行っているか	14	60
③	こどもへ施設等生活に関するヒアリングを行っているか	32	42
④	権利擁護に関する職員研修を行っているか	57	17
⑤	その他	15	59

(別紙) 虐待として報告のあった事案 (例)

1. 身体的虐待

【乳児院】

- ・朝食時に3歳のこどもが泣いたため、加害職員がこどもの前腕を掴み、椅子から持ち上げ、2、3メートル離れた畳のスペースまで移動させた。
- ・加害職員が他のこどもの対応中に被害を受けたこどもが畳の上に唾を吐いたため、加害職員がこどもの臀部をズボンの上から叩いた。その後、こどもが他のこどもの体を足で踏みつけている姿を見て、加害職員がこどもの臀部を叩いた。
- ・消灯後、こどもらの寝かせつけに焦っていた加害職員が、寝付かないこどもの1人が立って動き出したことをきっかけに咄嗟に右手でこどもの左頬を叩いた。
- ・午睡の際、加害職員が寝付かないこどもの対応に焦ってしまい、肩のあたりを両手で強く押さえつけた際に受傷（右鎖骨あたりに点状内出血）した。

【児童養護施設】

- ・食事の際、こどもが他のこどもとの会話で笑いをこらえきれず、対面に座っていた加害職員に対し、咀嚼していたものを吹き出してしまう。これに激高した加害職員がこどもの背後にまわり後ろから腕を回し頸部を締め上げた。他のこども5名は行為場面を目撃していた。
- ・食事の際に加害職員がこどもの姿勢について口頭で注意したが、姿勢は直らず、こどもから煽られたと感じた加害職員が、ラップの箱でこどもの頭を叩いた。
- ・出発直前にこどもが自転車の鍵を隠し持っていたことに加害職員はカッとしてしまい、急がせようとの意図でこどもの手を引いたところ、転ばせてしまった。
- ・通学前にふざけあうこどもらに対し、加害職員が声かけをしたが、こどもから「うるさい」と言われてカッとなってしまい、とっさにこどもの胸ぐらを掴み、体が持ち上がるまで掴み上げた際に壁に頭がぶつかりこぶができた。
- ・用意した朝食にこどもの苦手なメニューがあり、急遽、代替品を準備することとした。不安定になり興奮が収まらなかったこどもが、自分の眼鏡を加害職員に投げ付け、食べ物をキッチンに投げ付けたため、憤慨した加害職員がこどもの左頬を一回平手打ちした。また、加害職員と他の職員はこの内容を施設に報告しなかった。
- ・遊び場所についての加害職員の注意に対し、こどもが反抗的な態度を示すと、加害職員は外遊びの禁止のほか、ゲームの禁止も伝えた。それに反抗したこどもの態度に対し、加害職員は怒りをコントロールできず、胸ぐらを掴み、背中を壁にぶつけ押し付けた。
- ・就寝時間以降にテレビを視聴していたこども2名に対して指導を行っていたところ、加害職員が「そっちがルールを守らないなら、こっちも守らないからな」、「ルールを守れないなら出ていけ」と放言した。続けてふたりのこどもに対し、襟を掴んで玄関に連れていき放り投げ、うち1名はドアノブにおでこをぶつけた。返事をしないこどもに対し、さらに加害職員は暴言を放ち、こどもを順番に手首や肩を掴んでリビングに移動させ、両肩を揺すりながら返事をするように促した。
- ・加害職員が、箒で椅子やテーブルを叩いたり、箒でぶつ真似をした。また就寝していないこどもに対し、別の階でテレビを見ながら、「ちゃんと寝ろ」と怒鳴ったりすることがあった。また、陰部を服の上から触られたとの報告もあった。

- ・加害職員が子どもを裸足のまま玄関の外に連れ出し、泣く子どもに対して大きな声で叱責した。また、別の職員が、激しく抵抗する子どもの腕をつかんで無理やり玄関の外に連れ出し、子どもの腕にあざができた。
- ・椅子の上に立ちCDプレーヤーのアンテナを触っていた子どもに対して加害職員が注意をしたが、それでも触るのを止めようとしなかったので本児の背中を叩き椅子から降ろした。
- ・子どもに対してトイレに行くように促した際に、それが嫌だったのかその子どもが洗濯物を干すハンガーを投げたため、加害職員が注意をして子どもの右手を叩いていたことが発覚した。
- ・加害職員がキッチンで片づけをしているところ、子どもがキッチンの電気をつけたり消したりを繰り返したため、加害職員が「電気を消すな」と怒り、子どもの右耳を1秒程度引っ張った。
- ・加害職員が、食事が進まず泣いている子どもに苛立ち、子どもの服の前側の襟を引っ張った。
- ・子どもがパソコン利用のルールを破ったためパソコンを取り上げたところ、怒った子どもが加害職員に対して殴る蹴るといった暴力を繰り返した。それに耐えかねた加害職員は、平手で1回、子どもの頬を叩いた。
- ・他の子どもに対して横柄な態度をとる子どもに対し、注意する際に、子どもの服の襟を掴んで居室へ引き入れ、胸ぐらを掴みながら叱責した。
- ・少年野球への行き渋りで駄々をこね、加害職員から視線をそらす子どもに対し、顔をあげるよう言いながら子どもの顎や頬の部分をつまむと、その拍子に後ろにあったタンスに子どもの頭をぶつけた。
- ・子どもが他の子どもとトラブルになり、割って入った加害職員に対して叩いたり、抓る、「死ね」などと発言した。加害職員はクールダウンさせようと子どもを別室へ移動させるが、子どもは落ち着いて話を聞くことができなかつたため、加害職員が子どもの胸元を片手でつかみ、体を持ち上げてベッドに座り直させた。
- ・加害職員が子ども2名に対し、日中皆と過ごしている中で、数回げんこつしたり、足で蹴るなどした。
- ・放課後デイサービスに行きたがらない子どもに対し、加害職員が説得した際に、加害職員の髪を引っ張るなど興奮状態となった。自室に入った子どもに声をかけたが、手当たり次第に物を投げ、駆け付けた他の職員の腹部を殴ったため、加害職員は、子どもの額の上あたりを1回平手で叩いた。
- ・朝食後に加害職員が子どもに服薬を促したが、隠れて薬をゴミ箱に捨てた。そのため加害職員と子どもが口論となり、子どもが加害職員の腹を叩く、足を蹴るなどしたことから、加害職員が子どものみぞおちを一度殴った。
- ・朝食時に、茶碗に盛ったご飯の一部を電気炊飯器の中に戻し、蓋を強く閉めるとともにしゃもじを投げたことから、子どもの態度に苛立った加害職員が子どもの右側後頭部を平手で一度叩いた。
- ・早朝に起床した子どもが、他の子どもを起こし始めたことから、落ち着かせようとボイラー室へ連れて行き、15秒ほど入れて扉を閉めた。再度、加害職員が扉を開けた際に、子どもが左足の甲を扉に挟み負傷した。
- ・子どもが実習生に甘えるような発言をしたことに対し、それを聞いた加害職員が子どもの後方から勢いよく近づいてきて、顎を両手で掴んで身体を持ち上げた。
- ・子ども2名については、小規模ユニット内で指示に従わない時などに、加害職員からの暴力（拳骨や物を投げる）や暴言（荒い言葉）による指導が日常化していた。別の子どもについては、ふざけをやめない時に、職員の当直室に入れ、20分間、鍵を閉めて電気を消したりした。

- ・他職員がこどもをトイレに誘導した際、言うことを聞かなかったのを見かけた加害職員が、乱暴な声掛けをして、こどもの襟首を掴んで後ろに投げたところ、こどもは床に顔を打ち、下唇の裏を切る怪我をした。
- ・寮においてタブレット端末を用いたオンライン授業の際に、担任がウェブカメラをオンにするように呼びかけ加害職員も指示するが、こどもは顔を出すのが嫌だと拒んだことから、加害職員が「顔を隠すな」と言い、平手でこどもの頭部を叩いた。
- ・こども同士でトラブルになった際、仲裁していた他の職員に対して横柄な態度をとり、叩く、蹴るなどの行動があった。駆け付けた加害職員がこどもを引き離し、別室で指導を行おうとこどものTシャツの襟首をつかみ、引っ張っていった。その際、半開きになっていたドアに顎をぶつけケガをさせた。
- ・こどもが布団カバーに入って他のこどもと遊んでいたところ、加害職員から注意を受け、それに従わずに続けていたとして、加害職員から布団と一緒に畳に投げ飛ばされたとの発言があった。加害職員は、部屋に連れ戻そうとして暴れているこどもを抱えていったところ支えきれず落ちてしまったと話していた。
- ・夜間にゲームをしていたのを見つけた加害職員が、生活態度等を指導するため、部屋を移動する際、こどものTシャツの襟を引っ張り、襟が破れた。その後、加害職員と1時間程話しをしていたが返事がなかったため、加害職員が机を蹴り、机の脚がこどもの左足に当たった。加害職員が「ゲームをしたいなら朝までやれば」と言い、そのとおりにゲームを続けていたため、こどもの襟をつかんで別室へ連れて行く際、本児の左膝に擦り傷を負わせた。
- ・加害職員から暴言を言われたため、こどもが加害職員の腕にパンチを繰り返した。この後、加害職員が暴言を言い、こどもの頬や脛の辺りを軽く叩いたり蹴ったりした。

【児童心理治療施設】

- ・加害職員の注意により、こどもが居室で壁を殴る、暴言を吐く等し始めたため、加害職員が後ろから両腕を抱えるように制止した。その際、様子を見に来た加害職員に対しても暴言を吐きエスカレートしたため、加害職員がカッとして反射的にこどもの右横顔を左手甲で払い、こめかみ辺りに指が当たった。
- ・こどもが就寝時の服薬を拒否したため腕を引っ張って服薬場所まで連れて行こうとしたが、抵抗するこどもと揉み合いになり、馬乗りの状態で抑えた。その後、2人の加害職員が加わり、双方の安全を確保するためこどもが足の力を抜くまで、足を抑え続けた。

【児童自立支援施設】

- ・行事の片づけの際にこどもが妨害し、「ガムテープで椅子に縛ってみたらどうなるか、やってみてください。」と言ったため、加害職員が要求どおりこどもをガムテープで椅子の背もたれに胴を結びつけた。また、その2日後、こどもが清掃作業時に他のこどもをからかう等の嫌がらせを始めたため加害職員が注意したところ、こどもから「椅子に縛ってください。そうしたら落ち着きます。」と言ったため、要求どおり加害職員がガムテープでこどもの手首と足首を椅子に巻きつけた。他のこどもからは、口にガムテープをつけていた、後ろ手にして両手首を縛っていたとの報告もあった。
- ・トイレ掃除について、加害職員が注意をした際、こどもが返事をせず言い訳をしたため、加害職員が衣服を掴み、前腕をこどもの鎖骨あたりに当て、壁に押しつけた。

【里親】

- ・里母は朝から体調が悪かったが、里子が寝返りの練習を始めてはすぐに嫌がったりを繰り返すうち、「何もかも嫌になって」踏んでしまった。里子は嘔吐、痙攣、重度の肝損傷、硬膜下血腫との症状の診断がされた。
- ・里父は、新生児であった里子に対し、可愛く思えない苛立ちや焦りなどもあり、泣かれた際に里子の顔を叩くなどしていた。
- ・里子が横柄な態度を取った際、里母が頭を平手で1回叩いた。また、里子が座っている椅子の足を蹴り、里子の足にも当たった。
- ・里子が保育所へ行く準備を嫌がり、里母に対しても反抗的な態度を取っていた。その一連の言動に腹を立てた里母が、里子の左頬を叩き、鼻血を出した。里子が泣き叫んだり自傷行為をした際にも、里母が怒ったり叩いたことが複数回あった。
- ・約束の門限に遅れて帰宅した里子と里父が冗談を言い合っていると、里子が里父に乱暴な口調で話していると受け止めた里母が突然部屋から出てきて、里子の左頬を平手で叩き、「出て行け」と外に押し出した。
- ・学校で里子がふざけて友達にけがを負わせてしまい、迎えに行った里母が友達の受けた痛みを分からせようという意図で、担任の前で里子の頭を拳骨した。
- ・里親に委託されている3人のきょうだいのうち、次女について、食事を食べきれないと里母から体を押さえつけて無理やり口に流し込まれたり、忘れ物などした際に里母から頭、頬、背中、腕を平手で叩かれることがあった。また、長男については、里母が顔面をつかんで壁に押し付けられ、鼻血がでることがあった。また、長女、次女、長男とも、毎日里母に怒鳴られた。反論すると、「偉そうにするな」、「ここは私たちの家だ」と怒られた。また、こどもらの実親の養育についても否定的な発言をした。
- ・里子が里母の大切にしていた化粧品を持ち出し中身を振りまいていたところを里母が見つけ、こどもを追いかける際、逃げようとした里子の背後を里母が押してしまった。その勢いで転倒し、顔を廊下にぶつけ鼻血を出した。
- ・里父が、自宅において里子の太腿を噛んだ。
- ・里子が約束の時間を超えて携帯電話を使用していたため、里父が取り上げようとした。里子が「キモイ」「怖い」と騒いだため、里父が里子の顔を平手でたたき、里母が里父を引き離そうとした際に、里子の脇腹を足で蹴った。これまでも、約束を守れないとして里母が叱責し、追い詰めたりすることがあった。

【ファミリーホーム】

- ・ファミリーホームの養育者がこどもの頬を抓り、大きな痣を作った。また、同養育者がこどもに向かって皿を投げることもあった。

【障害児入所施設】

- ・服薬の際に、加害職員がこどもの左肩付近をつかみ着席させ、こどもの後頭部毛髪を勢いよく引っ張り上方を向け、粉末の薬を口に入れる。こどもが粉薬を吹き出すと、加害職員がズボンや床に散乱した粉薬をスプーンでかき集めてこどもに服薬させた。

- ・手洗い時に、他のこどもを抓っている場面を目撃した加害職員は、注意をするために、同じ痛みを伝えようとこどもの左胸付近を抓り「抓ったら痛いでしょ」と説明した。その結果として、こどもの左胸に赤みが残った。
- ・6名の加害職員について、こどもへの対応の際に、暴力を用いて制する、威圧的な態度、無視する、夜遅くまで長時間説諭するなどの不適切な対応を行っていた。他の元職員1名についても、食事を盛りつけ過ぎてしまったこどもに対して、「食べる」と言って本児が吐くまで強要するといった対応があった。施設長は、これらの行為等に対して、保護者や児童相談所へ適切に報告することを怠り、加害職員に対して必要な指導を行わず、被措置児童等虐待を放置していた。
- ・日中のこども間での下着に関するトラブルについて、就寝後、こどもらの了解を得てタンス等の収納を確認するが、こどもが自身の収納を開けさせないよう抵抗した。その際、加害職員の手を指を挟んでしまい、加害職員が反射的にこどもの頭を叩いてしまった。
- ・こどもが食器を手で払いのけ、それに怒った加害職員が、威圧的な態度でこどもを注意し怒った。その後、食事を拭き取るために使用していたトイレットペーパーを加害職員がこどもの口に入れ、またデコピン（指でおでこをはじく行為）を行った。
- ・椅子に座っているこどもに朝食の配膳がなされた際、こどもが食器を手で払いのけた。それに怒った加害職員が、こどもを平手でたたき、その弾みで椅子ごと後ろに倒れ、加害職員は大声で怒鳴った。その後、こどもを再び椅子に座らせたが、食器を投げる行為を繰り返すので、こどもの腕をつかみ、床に下ろし、蹴る行為を行った。
- ・他のこどもの頬を抓ったこどもに対して注意している際に、こどもが自身の行為を正当化したため、加害職員は、こどもの両頬を3、4秒程度抓る。当初は軽く抓っていたが、こどもが「痛くない」と言うため、加害職員が手に力を入れるとこどもが痛がった。
- ・加害職員がこどもの髪を引っ張っていた様子が目撃された。
- ・加害職員が、歌っていた別のこどもに対し、「うるさいな、行こうか」と言い、嫌がるこどもの足を引っ張って引きずっていた様子が目撃された。
- ・「家に帰りたい」というこどもに対し、加害職員が「君の家は施設」と伝え、加害職員に手を挙げる素振りがあった。自室に行き、話をするが、興奮状態になり、加害職員を殴る等粗暴行為が出たため、加害職員がマットを用意し、こどもに横になってもらった。それでも、加害職員への粗暴行為が止まらなかったため、起き上がらないようにこどもの右手とあごを押すようにし、行為が治まるまで身体を押さえつけた。
- ・こどもが落ち着かず、加害職員の手腕を取り、噛みついたり、抓る、顔をめがけて叩く等の粗暴行為に発展した。そのため、加害職員は、片方の手で防御しつつ、もう一方の手で本児と距離を取るなどしたところ、こどもの胸・あご・左の耳たぶに痣や傷をつけてしまった。
- ・こどもがゲームをつけっぱなしにしたまま移動していたため、加害職員がゲームを消しておいたところ、そのことにこどもが怒り、「死ね」「ゲーム消すな」「うざい」等の暴言を吐いたことに対し、加害職員がこどもの腰を叩いた。
- ・施設内の食堂にて、加害職員がこどもを叩いたとの匿名の通告があった。

【指定医療機関】

- ・作業療法を嫌がって別室に行き寝転がっていたこどもに対して、加害職員がこどもの両足首を掴み、引き摺って連れて行った。

【児童相談所一時保護所】

- ・こどもが投げたスリッパが他のこどもに当たり、その場にいた加害職員がこどもに対してビンタをした。
- ・他のこどもとのトラブルに関する振り返りを行う際に、こどもが壁を蹴る、カーテンにぶら下がるなどし、加害職員の制止も聞かなかった。そのため加害職員が、こどもの両手首を抑えるとともに、両足を加害職員の両足で外側から挟むような制止が2度行われた。
- ・こども間のトラブルに加害職員が仲裁に入ったが、加害職員の些細な発言をきっかけに、こどもが興奮しCDデッキで加害職員の頭部を殴打し、その後加害職員がこどもの左頬を叩いた。
- ・一時保護を拒否し、一時保護所からの退出を試み、加害職員に対し、突進し、蹴る、叩く等を繰り返した。加害職員はこどもを転ばせ、床や壁に押さえつけ、「やめろ」と声を掛け、離れる等の対応を続けた。
- ・昼食の介助をしている際に、嫌がったこどもが皿を床に落としてしまい、感情的になった加害職員がこどもの肩付近を腕で押すと椅子から落ちてしまった。

【自立援助ホーム】

- ・複数の加害職員について、「肩たたきで叩かれたんこぶができた」、「いきなり叩く、ティッシュ箱で叩かれる」、「風呂が遅くなったときに蹴られる」、「手刀、平手、グーパンチで週に1回くらい叩く」等の申告が入所者からあった。

2. ネグレクト

【児童養護施設】

- ・深夜、隣の寮から泣きながら就寝対応を求めてやってきたこどもに対して、加害職員は「うるさいから出て行って」などと言って追い出した。再び就寝対応を求めてやってきたこどもに対し、加害職員は他のこども2名に指示して廊下に締め出させ、施錠して入れないようにして放置した。また、加害職員は別のこどもに対して威圧する言動もあった。
- ・夜間就寝時以降、加害職員がこどもの生活するホームの玄関の鍵を閉め、こどもがホームに自力で戻ることができない状況を作った。

【里親】

- ・里子の洋服から臭いがする、パンツに大きな穴が開いている、一人で入浴しているなどとの報告があった。これを受けて、児童相談所が里子から聴き取りを実施したところ、里母に怒られるときにほかの家族のいないところで「ほっぺをぱちん」とされたり、「頭をグー」で叩かれるとの発言があった。同時期に委託されていた別の里子についても、里母に怒鳴られたり、頭を叩かれることがあった。
- ・里子がカビの生えた水筒や腐りかけた弁当などを持参させられたり、持ち物や衣服も柄の折れた傘や汚れて穴の空いた靴下やシミや汚れのついた制服で登校していたことがあった。この他、断定はできなかったが、里父から胸をなめられたり触られたりしたことや、ズボンを脱がされ下着の上から性器を触られた内容の訴えもあった。

3. 心理的虐待

【乳児院】

- ・こどもに対し、罵声を浴びせる、物でたたく、威嚇する、押し倒すことがあった。

【児童養護施設】

- ・加害職員がこどもを自室に閉じ込めたり、過重な自主学習をさせたり、こどもを無視するということがあった。
- ・こどもが高校卒業までの10年間、反抗的だったためか、加害職員から他のこどもとの距離を取らされたり、一人部屋にされ、孤立させられた。こどもが施設の行事の不满を児童福祉司に伝えると、加害職員から「なぜ職員に言わないのか」と怒鳴られることもあった。また、高校進学にあたって、「約束事を守れない場合は本施設以外の場所から高校へ通うように」などの記載のある誓約書を、多くの職員が見守る中で署名をさせられた。
- ・登校を渋るこどもに対し、加害職員が居室に入り、布団を剥ぎ取り、強い口調で登校するように伝え、その際に「いい加減なことばかりしていると本当にぶっとばすよ」と脅した。
- ・加害職員とその同僚、被害を受けたこどもとの三者で話し合いがもたれていた場面において、こどもより加害職員の向き合わない日頃の姿勢や言動について改善を訴えていたが、話し合いが20分くらい経過した頃、急に加害職員が感情的になり、「あなた〇〇人だから私の気持ちはわからない」とこどもに向けて発言した。また、約束を守らなかった別のこどもに対して、加害職員は、叫び声を上げながら足をドンドンと踏み鳴らして叱りつけるという不適切な対応をした。
- ・加害職員がこども2名に対し、加害職員がキッチンで電子タバコを吸っていたことを口止めした。また、うち一人のこどもに対して強い語気で脅して迫った。
- ・加害職員は、こどもに対して「高校生だから幼児の面倒を見るように」などと威圧的な指示で、一人だけ幼児ユニットで生活をするよう強いた。また、こどもの家庭を揶揄したり、こどもをおしなべて侮辱するような発言をしたり、理不尽に怒ったり、おこづかいの用途を制限した。この他、本来、購入できる範囲である衣類等の購入を認めず、衣類を購入する際には、「ユニット共有」「一時保護委託」と偽って申請するなどの対応があった。加害職員は、その他複数のこどもに対しても、アルバイト先へ提出する履歴書、契約書等の提出書類にサインに応じなかったり、侮辱したり、怒鳴るなど行為があった。また、別の加害職員は、こども1人とSNSにて隠語で性的な内容をほのめかす会話をしていた。
- ・幼児ユニットの加害職員らは、日ごろから食事に時間のかかるこどもに対し、時には1時間以上にも及ぶほど長時間に渡って食べさせ、こどもが体調不良時にも同様の対応をしていた。またこどもが居室で顔をぶつけて腫れあがるほど受傷した際にも、施設内での報告や医療機関を受診させるなどの対応を怠ることがあった。
- ・加害職員がこどもと寮でのルールでもめた後、他職員との引継ぎの際に、家庭復帰の見込みが低いこどもが聞こえる状況下で「中学を卒業したら家に帰ったほうが良いと思います」と大声で発言した。
- ・こどもが職員にけがをさせたことについて、加害職員が、「あなたのせい」「裁判になれば損害賠償も必要」などとこどもを責め立てるような説教をした。また、こどもが浴室に逃げ込んで閉じこもった際に、別の加害職員が「出て来い」などと言いながら浴室の扉を蹴るということもあった。
- ・加害職員が、暴言や暴力を行うこどもに対して感情が昂ぶり、椅子を床に叩きつけて怒鳴ったり、椅子を持ち上げて威嚇する行為があった。

- ・加害職員がこどもの挑発に応じて感情的になって威圧したり、「暴言を吐く」「睨む」「特定の児童を他児の前でする」等、7名のこどもに対する不適切な対応があった。
- ・登園前に落ち着かなくなったこどもを支援している際に、加害職員はこどもから殴る蹴る等の暴力を受けた。加害職員はこどもに見せる意図はなく中指を突き立てたが、こどもはそれを目撃した。
- ・朝から機嫌が悪かった加害職員は、ユニットのこどもらに対し、威圧的な言動をしたり、無視をしたりした。また、消しゴムを無くしたこどもに対し、暴言を吐き、居室で怒鳴った。
- ・こどもが加害職員と関係の良くない加害職員と一緒にいたこと等を理由に、加害職員がこどもに対し、他のこどもの前で強い口調で叱責した。
- ・加害職員は、こどもの頭に自身の手を乗せて叩く真似をした。また、他のこども2名がいた場面でも、同様の行為があった。また、加害職員がこどもの下駄箱を掃除していた際、加害職員の注意に食って掛かってきたため、加害職員は怒りを抑えられずに近くに置いてあった洗濯籠を蹴った。注意を受けたこどもや近くで見ていたこどもを怖がらせた。
- ・こどもがホームでテレビをみていたところ、加害職員2名に連れられ、リビングで陰部に皮膚の治療薬を塗薬したが、その際、周りに他のこどもが居る中でこどもに対し、性的にも傷つけるような不適切発言を行った。
- ・加害職員が洗濯籠を投げたり、蹴ったりし、こどもらが怖いと感じさせる状況があった。また、アルバイトの勤務時間になっても出勤していないこどもに対し加害職員がこどもの胸ぐらを叩いたり、引きずったり、髪の毛を掴んでベッドから下ろそうとする行為があった。この場面を複数のこどもが目撃している。

このほか、常日頃から感情的、威圧的な対応をこどもらに長期にわたり行っていた。

- ・おもちゃなどの片付けの指示に従わなかったため、加害職員は感情的になり、こどもらの胸ぐらをつかみ「片付けないのなら、どうなるか分かっているか」と威圧した。
- ・夕食時のこどもに食事の仕方について加害職員が注意を促すが、こどもが逆なでする発言をしたため、加害職員がパン切り包丁をちらつかせつつ指導を行った。
- ・朝の登校準備をしている時に、加害職員がこどもの方にお尻を向けて、おならをした。何回も「やめて」と言ったのに、またおならをかけられた。同室の他のこども2名もおならをかけられた。
- ・加害職員が、食事中に集中の続かない就学前のこどもを頻繁に自室隔離したり、気分によって冷たくあしらったり、こどもに向かって他の職員や施設長に対する悪口を言うことがあった。また独断でこどもの居室の押入れに鍵を取付け、片づけをしないこどもを入れて鍵をかけるなどした。
- ・2人のこどもが宿直室にふざけて出入りしていたため、別の職員が注意していたが、加害職員が1人のこどもの頭を叩き、別のこどもの胸ぐらと首の後ろを掴んで自分の方に引き寄せ、こどもらに注意した。こどもらが警察の通報を希望した。
- ・時間外に食事提供したこどもが、他のこどもと居間で喋り続けていたため、加害職員が食事を終えるようにと声をかけると、暴言を吐くようになった。その際、別の職員が座っていた椅子を蹴った。こどもは食べていた食器を叩きつけ割って立ち上がったため、両手を捕まえて抑えた。
- ・加害職員とこどもが車で外出した際、「言うことを聞かないなら、(こどもの私物を) おいてくる」と発言し、言うことを聞かせたりすることや、入浴が長いとして風呂のドアを強く叩いて「早く出てこい」と威圧したり、「施設が嫌なら家に帰ったらいい」と発言した。また、こどもへの聴取から、口調が荒く、手を上げる、おでこを叩く等の報告があった。

- ・こどもより、加害職員から蹴られたが謝ってもらえず、他の職員に相談しても信じてもらえないので施設に帰りたくない、との訴えがあった。

【児童自立支援施設】

- ・加害職員がこどもに対し、携帯電話番号や居住地等の私的な情報を教えるといった不適切な対応があった。
- ・こどもの支援について、施設として指導が限界であることが決定され、加害職員からこどもに対してその旨を伝える。その際、こどもに無断外出を促したり、「どのような形でもいいから施設を出ることを願っている」との発言があった。
- ・卒園を間近になってこどもの生活が崩れたまま退所したこどもがいた居室の机に、加害職員は、お清めの意図をもっての盛塩をした。これを目撃した他のこども3名は、同様のことを自身にもされるのではないかと怖がった。また加害職員は、「百人一首大会で、落ち着かないこどもの頭部を百人一首の箱で叩く」、「こどものそばにものを投げつける」「怒鳴る」「こどもによって対応を変える」「起床しないこどもを叩いて起こす」といった不適切な行為があった。
- ・加害職員が、「足が臭い」「自分の性器を洗ってほしいなどと下ネタを言う」などと、特定のこどもの身体の特徴のことや言動を取り上げてからかうといったことを繰り返して、複数のこどもを笑いものにした。それを「他の職員には言わないように」と口止めた。

【里親】

- ・親族里親である祖父と里子の伯父との間で暴力事案があり、当時、在宅していた里子に対し心理的虐待の状況が認められた。
- ・里父母は、こどもの前で複数回夫婦喧嘩を行った。また、里母が里子に対して、「施設に帰れ」又は「出ていけ」といった趣旨の発言をしたり、里子の前で里母自身が首を吊ろうとし、刃物を体に当てるなどした。この他、里母が里子に対して手をあげる、足を蹴る等の行為があった。里父はこれらの行為を止めるような積極的な対応を行わなかった。
- ・里母から里子に対し、ひどい暴言を浴びせた。
- ・里母の用意した、食事のメニューに関して、里父が不満を述べ、言い合いに発展していった。最終的には、里子の前で里父が里母の肩を2、3回押して里母が壁に頭を打ってしまった。

【ファミリーホーム】

- ・こどもに対し、管理者から「この家が嫌なら出ていけ」、「施設に帰れ」と言われることがあった。また、他のこどもと管理者の喧嘩が頻繁にある家庭状況について「怖い」と恐怖を訴えた。

【障害児入所施設】

- ・職員がこどもの胸ぐらを掴み、壁にドンと押しつけたとの報告に基づき調査したが、事実確認には至らなかった。しかしながら、加害職員は、日ごろからこどもに対して威圧的な言動があることが認められた。

- ・朝食時にこどもの左頬に、靴底の様な傷跡があり、こどもより加害職員に靴で蹴られたとの内容を述べる。加害職員は暴力を否定し、目撃証言も得られなかったが、入所児及び職員全員への調査において、こども6名から、加害職員の威圧的な態度や発言等についての訴えがあった。
- ・施設の鍵がなくなったり、他のこどものケーキがなくなるなどの事案があり、加害職員が、児童相談所職員との面談に同席した際、こどもに対して「本当のことを言いなさい」、「謝りなさい」、「児相職員は皆担当したくないと思っている」などと厳しく詰問や叱責をした。
- ・入浴が長かったこどもに対して「いつまで入ってる」「早くしろ」と大声で怒鳴った。その後、時間どおりに行動しようという約束が守られていないと言って、加害職員が机の足を蹴ったり、手を振り上げて「殴るぞ」と言った。

【児童相談所一時保護所】

- ・こどもに対し、こどもの爪先を椅子の下に置き、そのまま体重をかけて座らせるという行為があった。また、倉庫にこどもを閉じ込め、外から扉にボールを当てるといったことや、幼児を50～60分ほど何もさせずに椅子に座らせ続けたり、食事をおあずけにすることもあった。このほか、他児の前で「こんなんだからここに来ることになるんだよ。親も嫌になるんだよね」、「嘘つきだから里親から返される」、「弟は帰れるけど、ちゃんとできないあなたは帰れないんだよ」、「バカだよね」、「アスペルガーだからこういう風に動けないんだよね」との発言もあった。このほか、食事中、トイレに行きたいと発言した幼児をトイレに行かせなかったり、指導に応じないこどもの上履きを手の届かないところへ置くなどの行為があった。

【自立援助ホーム】

- ・こどもと管理者は、自動車内でこどもの異性交際に関することで話し合いをしていたが、こどもは、管理者が逆上し、右眉上を殴られたと主張した。管理者は身を乗り出したこどもを制止しようとした際に座席をたたこうとして手が当たったと主張した。互いの供述は異なっていたが、状況的に不適切な関わりであり、心理的虐待に該当すると判断した。

4. 性的虐待

【児童養護施設】

- ・就寝時にこどもの部屋に加害職員を呼んだ際、加害職員がこどもを複数回抱きしめ、強制的にキスし、服の中に手を入れて身体を触った。
- ・加害職員と高校生のこどもが交際をし、夏頃に最初の性交渉があった。その後も施設内外にて複数回性交渉をもった。
- ・加害職員が15歳の異性のこどもの入浴介助（浴室、脱衣所での洗髪のチェック）をしていた。
- ・浴室で加害職員の性器をこどもに触らせた。こどもの性器を加害職員が触った。
- ・加害職員は、6年以上にもわたって、被害を受けたこどもとキスをしたり、お互いの性器を触り合うなどといった一連の性的な行為があった。
- ・加害職員と高校生のこどもが交際開始し、およそ1か月後に初めての性交渉をした。その後、一旦、関係は中断されたが、約5か月後に交際が再開し性交渉が複数回あった。

- ・未明に当直の加害職員が、高校生のこどもの居室に入り、ベッドで横になっていたこどもの下着の中に手を入れ直接臀部に触った。
- ・5歳のこどもより、加害職員から「キスされた」と別の職員に報告があった。加害職員は抱き上げた際に、唇が当たったかもしれないと述べた。
- ・加害職員が高校生のこどもに対し、こどもの部屋や、通院同行のために外出した際などに性行為を複数回行っていた。
- ・中学生のこどもについて、こどもが寂しい気持ちになった時や加害職員に呼ばれた時に夜中に宿直室に行き添い寝をしてもらっていた。一緒に寝ると身体を触られることがあった。当該事案が発生した時も、胸や性器を触られ性行為に至った。その後も加害職員から複数回から呼ばれ、性行為に至った。
- ・小学校のこどもについて、怖い夢を見たり、寂しくなったりすると宿直室で加害職員に添い寝をもらうことが度々あった。一緒に添い寝をした際に、加害職員から性器をなめるように言われ、性行為に至った。
- ・小学生のこどもについて、施設の地域小規模ユニットに外泊した際、臨時で宿直となっていた加害職員より就寝時に・プライベートゾーン（胸・性器）を触られたりした。
- ・加害職員が、小学生のこども3名に対し、入浴中に陰茎の皮をむいて洗った。加害職員は「衛生管理のために陰茎の皮をむいた」と述べた。

【児童自立支援施設】

- ・こどもが入所中から、加害職員と交際関係になり、加害職員が夜勤のときには、公務室の奥の和室（宿直室）で性交渉を行うなど不適切な身体接触を繰り返した。また、退所後もしばらくの間は交際関係を維持し、自宅に招き入れて性交渉を行うなどしていた。
- ・加害職員が小学生のこどもに対し、およそ1か月間、こどもの居室で不適切な身体接触（少なくとも抱擁8回、キス7回）を行った。

【里親】

- ・夜、里父が里子に「一緒に寝よう」と言ってきたり、足を触ってきた。その翌日の午前中には背中、腰、お腹を肌着の上から触ってきて、里子のスカートを脱がそうとしてきた。里子が抵抗し拒否したが辞めてくれず、背中、お腹、胸を直接触ってきた。
- ・2週間以上の期間、里父が中学生の里子に対して胸や性器を触るなどの行為をした。

【ファミリーホーム】

- ・ファミリーホームの同居人（元委託児童）が、こどもとハグをする、キスをする、胸や性器を触るといったわいせつ行為をした。

【障害児入所施設】

- ・被害を受けたこどもに対して、加害職員が1年以上にわたり、他の利用者があるリビングにおいて、胸を触る、性器を触る、性器に指を入れるなどの行為を複数回行った。また、他のこどもに対しても、胸を触るなどの行為を行った。

- ・同一敷地内の別施設に勤務する加害職員が、以前勤めていた当該施設を夜間に訪問し、面識のある子どもに対し、額や口へのキス、抱擁をした。

参考1 過去の集計結果

被措置児童等虐待届出等制度の実施状況(平成22年度～令和3年度)

○届出・通告者

(単位:件、[]%)

	児童本人	児童本人以外の 被措置児童等	家族・親戚	当該施設・事業所等 職員・受託里親	当該施設・事業所等 元職員・元受託里親	学校	保育所・幼稚園	市町村	近隣・知人	医療機関・保健機関	その他	不明(匿名を含む)	合計
22年度	46 [24.7]	26 [14.0]	25 [13.4]	48 [25.8]	3 [1.6]	6 [3.2]	0 [0.0]	3 [1.6]	9 [4.8]	3 [1.6]	13 [7.0]	4 [2.2]	186 [100.0]
23年度	64 [31.5]	13 [6.4]	25 [12.3]	51 [25.1]	1 [0.5]	5 [2.5]	3 [1.5]	3 [1.5]	15 [7.4]	1 [0.5]	16 [7.9]	6 [3.0]	203 [100.0]
24年度	81 [36.7]	4 [1.8]	22 [10.0]	75 [33.9]	4 [1.8]	1 [0.5]	1 [0.5]	1 [0.5]	6 [2.7]	1 [0.5]	16 [7.2]	9 [4.1]	221 [100.0]
25年度	96 [32.3]	12 [4.0]	27 [9.1]	104 [35.0]	3 [1.0]	6 [2.0]	2 [0.7]	1 [0.3]	6 [2.0]	4 [1.3]	21 [7.1]	15 [5.1]	297 [100.0]
26年度	44 [19.5]	9 [4.0]	17 [7.5]	93 [41.2]	13 [5.8]	4 [1.8]	0 [0.0]	3 [1.3]	9 [4.0]	3 [1.3]	23 [10.2]	8 [3.5]	226 [100.0]
27年度	59 [24.6]	7 [2.9]	33 [13.8]	93 [38.8]	6 [2.5]	7 [2.9]	2 [0.8]	3 [1.3]	2 [0.8]	4 [1.7]	11 [4.6]	13 [5.4]	240 [100.0]
28年度	71 [26.6]	18 [6.7]	29 [10.9]	102 [38.2]	4 [1.5]	3 [1.1]	0 [0.0]	0 [0.0]	5 [1.9]	4 [1.5]	19 [7.1]	12 [4.5]	267 [100.0]
29年度	90 [30.8]	18 [6.2]	28 [9.6]	109 [37.3]	3 [1.0]	5 [1.7]	2 [0.7]	0 [0.0]	6 [2.1]	4 [1.4]	21 [7.2]	6 [2.1]	292 [100.0]
30年度	94 [34.7]	4 [1.5]	22 [8.1]	90 [33.2]	2 [0.7]	10 [3.7]	4 [1.5]	3 [1.1]	6 [2.2]	3 [1.1]	23 [8.5]	10 [3.7]	271 [100.0]
令和元 年度	76 [24.9]	17 [5.6]	42 [13.8]	106 [34.8]	1 [0.3]	11 [3.6]	1 [0.3]	1 [0.3]	3 [1.0]	2 [0.7]	35 [11.5]	10 [3.3]	305 [100.0]
令和2 年度	108 [27.8]	20 [5.1]	25 [6.4]	150 [38.6]	5 [1.3]	9 [2.3]	5 [1.3]	6 [1.5]	6 [1.5]	3 [0.8]	42 [10.8]	10 [2.6]	389 [100]
令和3 年度	105 [26.7]	12 [3.1]	38 [9.7]	137 [34.9]	10 [2.5]	11 [2.8]	5 [1.3]	3 [0.8]	8 [2.0]	6 [1.5]	49 [12.5]	9 [2.3]	393 [100]

※1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例もあるため、合計人数は届出・通告受理件数総数と一致しない。

※届出・通告受理件数総数 22年度:176件、23年度:193件、24年度:214件、25年度:288件、26年度:220件、27年度:233件、28年度:254件、29年度:277件、30年度:246件、令和元年度:290件、令和2年度372件、令和3年度387件

※児童家庭支援センター及び児童委員はその他に含む

○事実確認の状況

(単位:件、[%])

	事実確認を行った事例				事実確認を行っていない事例		合計
	虐待の事実が認められた	虐待の事実が認められなかった	虐待の事実の判断に至らなかった	小計	虐待ではなく事実確認調査不要と判断	後日、事実確認調査を予定している等	
22年度	39 [22.2]	113 [64.2]	13 [7.4]	165 [93.8]	11 [6.3]	0 [0.0]	176 [100.0]
23年度	46 [22.3]	136 [66.0]	24 [11.7]	206 [100.0]	0 [0.0]	0 [0.0]	206 [100.0]
24年度	71 [32.1]	124 [56.1]	24 [10.9]	219 [99.1]	1 [0.5]	1 [0.5]	221 [100.1]
25年度	87 [29.0]	185 [61.7]	21 [7.0]	293 [97.7]	3 [1.0]	4 [1.3]	300 [100.0]
26年度	62 [27.4]	139 [61.5]	25 [11.1]	226 [100.0]	0 [0.0]	0 [0.0]	226 [100.0]
27年度	83 [34.7]	128 [53.6]	26 [10.9]	237 [99.2]	0 [0.0]	2 [0.8]	239 [100.0]
28年度	87 [32.1]	150 [55.4]	32 [11.8]	269 [99.3]	0 [0.0]	2 [0.7]	271 [100.0]
29年度	99 [32.9]	154 [51.2]	34 [11.3]	287 [95.3]	5 [1.7]	9 [3.0]	301 [100.0]
30年度	95 [33.3]	155 [54.4]	30 [10.5]	280 [98.2]	2 [0.7]	3 [1.1]	285 [100.0]
令和元年度	94 [30.6]	180 [58.6]	30 [9.8]	304 [99.0]	1 [0.3]	2 [0.7]	307 [100.0]
令和2年度	121 [31.3]	217 [53.2]	41 [10.6]	379 [98.2]	1 [0.3]	6 [1.6]	386 [100.0]
令和3年度	131 [30.5]	203 [47.2]	57 [13.3]	391 [90.9]	0 [0.0]	39 [9.1]	430 [100.0]

○被措置児童等虐待の事実が確認された事例の施設等の種別

(単位:件、[]%)

	社会的養護関係施設				ファミリーホーム 里親・	障害児施設等 (障害児通所 支援事業含む)	(一時保護委託含む) 児童相談所 一時保護所	合計
	乳児院	児童養護施設	児童心理 治療施設	児童自立 支援施設				
22年度	0 [0.0]	27 [69.2]	0 [0.0]	1 [2.6]	8 [20.5]	1 [2.6]	2 [5.1]	39 [100.0]
23年度	1 [2.2]	28 [60.9]	0 [0.0]	4 [8.7]	6 [13.0]	4 [8.7]	3 [6.5]	46 [100.0]
24年度	1 [1.4]	51 [71.8]	0 [0.0]	4 [5.6]	7 [9.9]	7 [9.9]	1 [1.4]	71 [100.0]
25年度	0 [0.0]	49 [56.3]	2 [2.3]	11 [12.6]	13 [14.9]	11 [12.6]	1 [1.1]	87 [100.0]
26年度	0 [0.0]	38 [61.3]	0 [0.0]	4 [6.5]	8 [12.9]	10 [16.1]	2 [3.2]	62 [100.0]
27年度	5 [6.0]	40 [48.2]	1 [1.2]	8 [9.6]	11 [13.3]	15 [18.1]	3 [3.6]	83 [100.0]
28年度	0 [0.0]	53 [60.9]	2 [2.3]	5 [5.7]	13 [14.9]	6 [6.9]	8 [9.2]	87 [100.0]
29年度	1 [1.0]	64 [64.6]	0 [0.0]	8 [8.1]	12 [12.1]	10 [10.1]	4 [4.0]	99 [100.0]
30年度	3 [3.2]	50 [52.6]	3 [3.2]	5 [5.3]	13 [13.7]	17 [17.9]	4 [4.2]	95 [100.0]
令和元 年度	2 [2.1]	50 [53.2]	2 [2.1]	4 [4.3]	11 [11.7]	14 [14.9]	11 [11.7]	94 [100.0]
令和2 年度	5 [4.1]	67 [55.4]	8 [6.6]	6 [5.0]	20 [16.5]	11 [9.1]	4 [3.3]	121 [100.0]
令和3 年度	5 [3.8]	69 [52.7]	2 [1.5]	8 [6.1]	21 [16.0]	20 [15.3]	6 [4.6]	131 [100.0]

○虐待の種別・類型

(単位:件、[%])

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
22年度	23 [59.0]	3 [7.7]	4 [10.3]	9 [23.1]	39 [100.0]
23年度	37 [80.4]	2 [4.3]	6 [13.0]	1 [2.2]	46 [100.0]
24年度	45 [63.4]	3 [4.2]	10 [14.1]	13 [18.3]	71 [100.0]
25年度	55 [63.2]	2 [2.3]	17 [19.5]	13 [14.9]	87 [100.0]
26年度	34 [54.8]	5 [8.1]	8 [12.9]	15 [24.2]	62 [100.0]
27年度	49 [59.0]	2 [2.4]	18 [21.7]	14 [16.9]	83 [100.0]
28年度	52 [59.8]	4 [4.6]	16 [18.4]	15 [17.2]	87 [100.0]
29年度	56 [56.6]	3 [3.0]	17 [17.2]	23 [23.2]	99 [100.0]
30年度	55 [57.9]	2 [2.1]	15 [15.8]	23 [24.2]	95 [100.0]
令和元年度	59 [62.8]	3 [3.2]	19 [20.2]	13 [13.8]	94 [100.0]
令和2年度	62 [51.2]	7 [5.8]	36 [29.8]	16 [13.2]	121 [100.0]
令和3年度	68 [51.9]	4 [3.1]	39 [29.8]	20 [15.3]	131 [100.0]

児童福祉法（昭和22年法律第164号）〈抄〉

（被措置児童等虐待）

第33条の10 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（施設職員等の禁止行為）

第33条の11 施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

（通告）

第33条の12 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、第33条の14第1項若しくは第2項に規定する措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関（以下この節において「都道府県の行政機関」という。）、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しなければならない。

- 2 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定による通告をしたときは、児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項の規定による通告をすることを要しない。
- 3 被措置児童等は、被措置児童等虐待を受けたときは、その旨を児童相談所、都道府県の行政機関又は都道府県児童福祉審議会に届け出ることができる。

- 4 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 5 施設職員等は、第1項の規定による通告をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

(秘密保持義務)

第33条の13 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会又は市町村が前条第1項の規定による通告又は同条第3項の規定による届出を受けた場合においては、当該通告若しくは届出を受けた都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(被措置児童等の状況把握等)

第33条の14 都道府県は、第33条の12第1項の規定による通告、同条第3項の規定による届出若しくは第3項若しくは次条第1項の規定による通知を受けたとき又は相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする。

- ② 都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を行う者における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。
- ③ 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所又は市町村が第33条の12第1項の規定による通告若しくは同条第3項の規定による届出を受けたとき、又は児童虐待の防止等に関する法律に基づく措置を講じた場合において、第一項の措置が必要であると認めるときは、都道府県の設置する福祉事務所の長、児童相談所の所長又は市町村の長は、速やかに、都道府県知事に通知しなければならない。

(都道府県児童福祉審議会)

第33条の15 都道府県児童福祉審議会は、第33条の12第1項の規定による通告又は同条第3項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

- ② 都道府県知事は、前条第1項又は第2項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の内閣府令で定める事項を都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない。
- ③ 都道府県児童福祉審議会は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、都道府県知事に対し、意見を述べることができる。
- ④ 都道府県児童福祉審議会は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、出席説明及び資料の提出を求めることができる。

(被措置児童等虐待の状況等の公表)

第33条の16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他内閣府令で定める事項を公表するものとする。

(被措置児童等虐待の調査及び研究等)

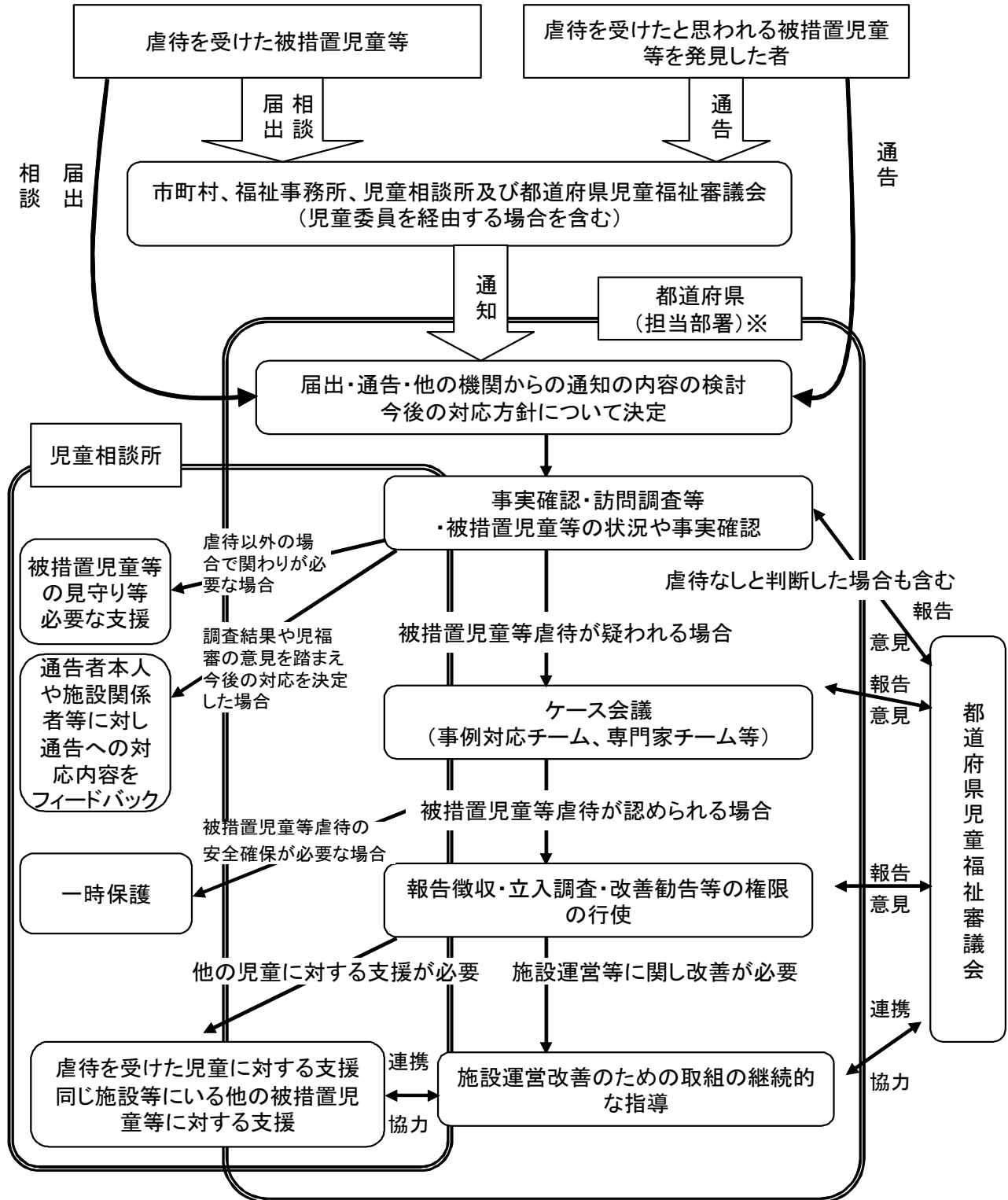
第33条の17 国は、被措置児童等虐待の事例の分析を行うとともに、被措置児童等虐待の予防及び早期発見のための方策並びに被措置児童等虐待があつた場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとする。

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）〈抄〉

第36条の30 法第33条の16の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
 - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
 - ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
 - ハ 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関 障害児施設等
 - ニ 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を行う者 一時保護施設等
- 二 被措置児童等虐待を行つた施設職員等の職種

被措置児童虐待対応の流れ（イメージ）



こ支障第31号
障障発0703第1号
令和5年7月3日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

こども家庭庁支援局障害児支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
(公印省略)

障害児支援施策と障害者施策との連携について

令和4年6月に成立した、こども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）、こども家庭庁の設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）及びこども基本法（令和4年法律第77号）において、こども家庭庁の設置及び同庁が担う具体的な事務の内容が盛り込まれ、令和5年4月1日から施行されております。

これにより、こども施策に関する総合調整権限はこども家庭庁に一元化され、厚生労働省社会・援護局が担っていた事務のうち、障害や発達に課題のあるこどもへの支援を所掌し、障害児の福祉の増進や保健の向上（児童福祉法に基づく障害児通所支援、医療的ケア児への支援等）を担うことになりました。一方、厚生労働省は、障害者の福祉の増進や保健の向上（障害者一般に対する福祉サービス、障害者と障害児を一体として支援する施策等）を引き続き担います。

障害児支援施策の推進にあたっては、障害児支援の一層の強化を図るとともに、障害児・者支援に支障が生じないように、国と自治体が連携して実施することが重要です。一昨年末に取りまとめられた「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）においても、「文部科学省や厚生労働省と連携し、一人一人の教育的ニーズを踏まえた特別支援教育との連携の促進や、一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行を図るなど、切れ目ない支援を充実する」こととされています。

以上を踏まえ、障害児支援施策の実施にあたっての障害者施策との連携について、下記のとおり通知しますので、貴職におかれては、十分に御了知の上、積極的に連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市および中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 障害児関係施策に関するこども家庭庁・厚生労働省の所掌分担について

こども家庭庁は、障害児の福祉の増進や保健の向上（児童福祉法に基づく障害児通所支援、医療的ケア児への支援等）を担う。一方、厚生労働省は、障害者の福祉の増進や保健の向上（障害者一般に対する福祉サービス、障害者と障害児を一体として支援する施策等）を担う。

なお、両省庁の所掌分野については、別添を参照されたい。

2. 自治体における連携体制の構築について

障害児関係施策については、障害児や保護者の意向等を踏まえ、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき、障害児通所支援、障害児入所支援、保育所における支援等を提供するほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）等に基づき、居宅介護等の障害者及び障害児の両方を対象とする障害福祉サービス等の提供や就労支援等の障害者を対象とするサービスへの円滑な移行等を適切に行う必要がある。

障害児関係施策において、これらのこども家庭庁が所掌する制度に基づく支援及び厚生労働省が所掌する制度に基づく支援がいずれも適切に提供されるよう、それぞれの制度の担当部署や各種手続の窓口の間で情報を共有するなど、相互に連携していただくようお願いする。

(別添) 障害児関係施策に関するこども家庭庁・厚生労働省の所掌分担について

【基本的な考え方】

- こども家庭庁は、障害児の福祉の増進や保健の向上（児童福祉法に基づく障害児通所支援、医療的ケア児への支援等）を担う。
- 厚生労働省は、障害者の福祉の増進や保健の向上（障害者一般に対する福祉サービス、障害者と障害児を一体として支援する施策等）を担う。
- なお、こども家庭庁が所管する事務の一部について、厚生労働省側に配置されたこども家庭庁併任職員が担うものもある（例えば、障害児相談について、障害者相談と一体的に厚生労働省側の併任職員が担当する等。下記表の備考欄を参照。）。

【主な事務についての所掌分担】

◎：主管省庁 ○：共管省庁

	こども家庭庁	厚生労働省	所管課	備考 (厚生労働省側に配置されたこども家庭庁併任職員が対応する場合の連絡先等)
児童福祉法に基づく福祉サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設等）	◎		こども家庭庁 障害児支援課	
障害福祉サービス（居宅介護、短期入所等、障害児も利用できるもの）	○	◎	厚生労働省 障害福祉課 こども家庭庁 障害児支援課	
障害福祉サービス（重度訪問介護等、障害児は利用できないもの）		◎	厚生労働省 障害福祉課 ※療養介護は、従前障害児・発達障害者支援室の所管だったが、今後は厚労省所管	
障害児相談	◎		こども家庭庁 障害児支援課	厚生労働省 障害福祉課相談支援係

児童発達支援管理責任者 (養成・研修に関すること)	◎		こども家庭庁 障害児支援課	厚生労働省 障害福祉課相談支援係 ※事業所の配置基準は、こども家庭庁専 従職員が対応
児童福祉法に基づく福祉サービ ス事業所に対する監査	◎		こども家庭庁 障害児支援課	厚生労働省 障害部監査指導室
障害福祉サービス等情報公表制 度(児童福祉法関係)	◎		こども家庭庁 障害児支援課	厚生労働省 障害福祉課評価・基準係
障害福祉データベース(児童福 祉法関係)	◎		こども家庭庁 障害児支援課	厚生労働省 障害部企画課給付管理係
補装具費支給制度	○	◎	厚生労働省 自立支援振興室 こども家庭庁 障害児支援課	
地域生活支援事業・地域生活支 援促進事業	○	◎	厚生労働省 自立支援振興室 ※個別事業については、各所管課室(障害児 のみを対象とした事業は、こども家庭庁障 害児支援課)	
自立支援医療 (育成医療等)	○	◎	厚生労働省 精神・障害保健課 こども家庭庁 障害児支援課	
児童福祉法に基づく公費負担医 療(肢体不自由児通所医療費、障 害児入所医療費)	◎		こども家庭庁 障害児支援課	
障害児向け手当 (特別児童扶養手当、障害児福 祉手当)		◎	厚生労働省 障害部企画課	
障害者手帳(療育手帳等)		◎	厚生労働省 障害部企画課	
障害者虐待の防止 (障害児に対する障害児通所支	◎	◎	厚生労働省 障害福祉課 (障害者虐待防止法に基づく平時からの対	

援、居宅介護、短期入所等での虐待)			<p>応（虐待防止手引きの改定、研修の実施、調査等）</p> <p>こども家庭庁 障害児支援課 （障害児通所施設の指定基準・指導監督、個別事案への対応）</p>	
<p>障害者虐待の防止 （障害児に対する養護者による虐待、入所施設での虐待等）</p>	◎		<p>こども家庭庁 虐待防止対策課（障害児に対する養護者による虐待） 家庭福祉課（児童養護施設等における被措置児童等虐待対応（ガイドライン等）） 障害児支援課（障害児入所施設の指定基準・指導監督、個別事案への対応）</p> <p>※その他、条項の内容に応じた所管課</p>	
医療的ケア児支援法	◎		<p>こども家庭庁 障害児支援課</p> <p>※その他、条項の内容に応じた所管課</p>	
発達障害者支援法	○	◎	<p>厚生労働省 障害福祉課</p> <p>こども家庭庁 障害児支援課</p> <p>※その他、条項の内容に応じた所管課</p>	

児童発達支援管理責任者研修の対応について

1. 経緯及び概要

- 児童発達支援管理責任者については、質の確保を図るべきとの声と、人員確保のため実務経験の緩和を求める声があったことを踏まえ、令和元年度に児童発達支援管理責任者として必要となる研修体系を見直し、**基礎研修修了から2年間の実務経験（実践研修受講要件）**を経た上で、**実践研修の修了を要する仕組み**とされたが、これにより児童発達支援管理責任者としての養成開始から配置されるまでに2年以上を要することとなった。

※ 従来、実務経験要件を満たす者は研修修了後に直ちに児童発達支援管理責任者として配置することが可能であった。

- この研修体系の見直しについて、一部の事業者から、児童発達支援管理責任者を直ちに確保することが困難との声があったことを踏まえ、**令和元年度からの新たな研修体系を前提とした上で、以下の対応を行うこととしている**（令和5年2月27日第135回社会保障審議会障害者部会）。

<対応内容>

- **実践研修受講要件に定める実務経験の期間**について、実務経験要件（※）を満たした基礎研修修了者が**障害児通所支援事業所等において一定の業務に従事する場合は、「2年間」ではなく、「6月以上」とする。**
- 実務経験要件（※）を満たし、人員の欠如時に既に**当該事業所に配置されている者**で、かつ、**欠如時に基礎研修修了者である者を児童発達支援管理責任者とみなして配置する場合は、実践研修修了時までみなし配置を可能**とする（最長2年間）。

（※）相談支援業務又は直接支援業務3～8年

2. 実施時期：令和5年6月31日 - 625 -

参考資料

サービス管理責任者等研修制度について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活支援推進室

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修について

現状及び課題

- サービス管理責任者等（児童発達支援管理責任者含む。以下同じ。）について、質の確保を図るべきとの声と、人員確保のため実務経験の緩和を求める声があったことを踏まえ、平成27年度より3カ年で実施した厚生労働科学研究において検討を行い、令和元年度から研修体系を見直し。
- 従来、実務経験要件を満たす者は研修修了後に直ちにサービス管理責任者等として配置することができたところ、新たな研修体系では、入口の研修である基礎研修修了後、2年間の実務経験（OJT）を経た上で実践研修の修了を要する仕組みとし、サービス管理責任者等としての養成開始から2年以上を要することとなった。
 - ※ 令和元年度以降の基礎研修修了者が実践研修を修了するまでの間の経過措置として、令和3年度までは基礎研修修了者を3年間サービス管理責任者等とみなす措置あり。
- この研修体系の見直しについて、一部の事業者から、サービス管理責任者等を直ちに確保することが困難となり、支障が生じているとの声がある。また、令和元年度以降、新型コロナウイルスの影響により、都道府県が研修を延期・中止、規模を縮小しての実施とせざるを得ず、十分に研修が実施できていないといった地域もあり、事業者や自治体から令和3年度まで設けていた上記経過措置の継続や研修体系の見直しの要望がでている。
 - ※ 現行制度上、やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠如した場合、実務経験要件を満たす者がいる場合は、その者を1年間サービス管理責任者等とみなして配置することを認めているが、養成に2年以上を要することになったことから、当該期間中に代替のサービス管理責任者等を確保できず、サービス管理責任者等に係る人員欠如減算が適用され、運営が困難となる事業所が生じる可能性がある。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の対応について

対応（案）

- 令和元年度からの新たな研修体系を前提とした上で、サービス管理責任者等の質の確保を維持しつつ、あわせてサービス管理責任者等の人材確保を図る観点から、以下の対応を行う。

（実務経験（OJT））

基礎研修修了後に実践研修を受講するために必要な実務経験（OJT 2年以上）（※1）について、基礎研修受講開始時において既に実務経験者（※2）である者が障害福祉サービスに係る個別支援計画の作成の一連の業務（※3）に従事する場合は、「6ヶ月以上」とする。

※1 現行の実務経験（OJT）は、障害福祉サービス事業所以外の施設等での障害児者への支援業務も算定可能。

※2 相談支援業務又は直接支援業務に3～8年従事している者。

※3 サービス管理責任者等が配置されている事業所において、基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの一連の業務に従事する場合や、やむを得ない事由によりみなし配置されたサービス管理責任者等として個別支援計画の作成の一連の業務に従事する場合を想定。

（やむを得ない事由による措置）

やむを得ない事由（※）によりサービス管理責任者等が欠如した場合、欠如後1年間は研修の修了状況に関わらず、実務経験要件を満たす者をサービス管理責任者等とみなして配置することを可能としている従来の措置に加え、基礎研修修了者については、個別支援計画の作成に関して一定の知識・技能等を習得していること、事業所内でのサービス管理責任者等の養成を進める観点から、以下のいずれの要件も満たす者について、当該者が実践研修を修了するまでの間に限り、サービス管理責任者等とみなして配置可能（最長2年間）とする。

・ 実務経験要件を満たす者であること

・ サービス管理責任者等の欠如する以前から当該事業所に配置されている者であって、かつ、欠如時に既に基礎研修を修了しており、実践研修の受講に向けたOJTを実施中である者

※ 「やむを得ない事由」について、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である旨を周知徹底し、自治体における適切な運用を図る。

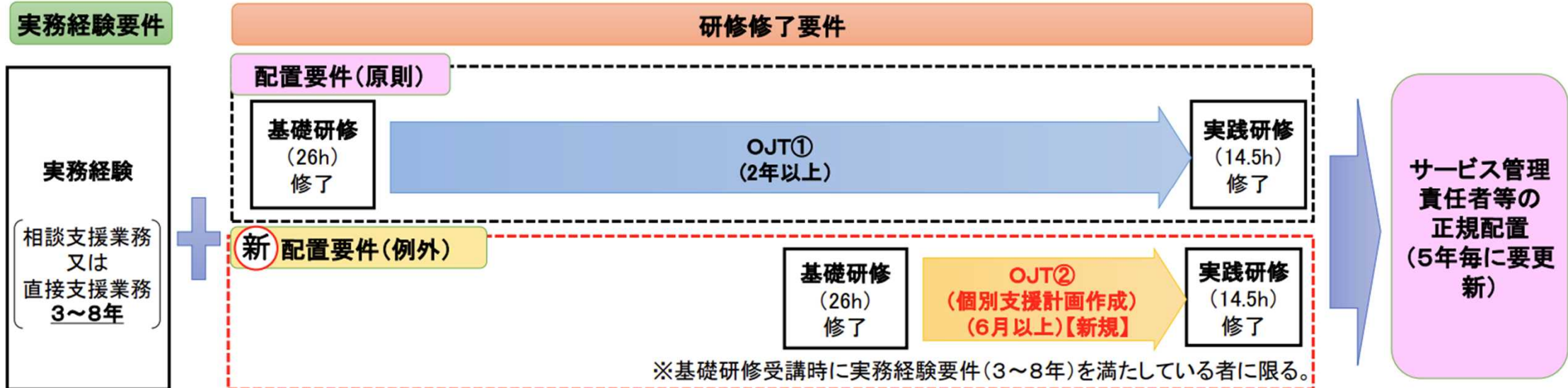
- なお、今回の研修体系の見直しの影響等については、調査研究を実施して実態を把握・検証する。

また、各都道府県に対し、必要なサービス管理責任者等の養成が行われるよう、できる限り希望者が研修を受講できるよう研修の実施を促すとともに、具体的な配置が決定しているサービス管理責任者等を優先的に受講対象とすることなどを含め周知徹底する。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の対応について

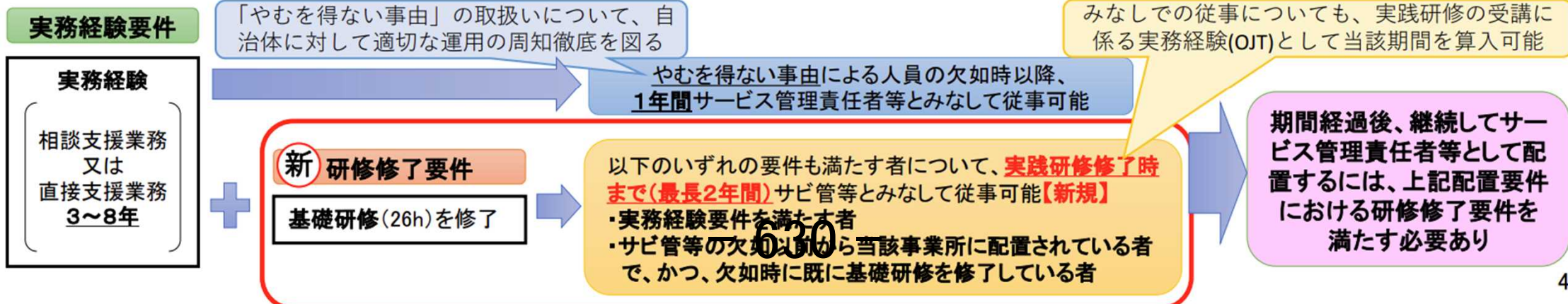
○ 実践研修受講要件としての実務経験(OJT)について、**障害福祉サービス事業所等において、実務経験要件を満たした基礎研修修了者が以下の業務に従事する場合は「6月以上」の期間で実践研修の受講を可能とする**

- ・ サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務**を行う場合
- ・ **やむを得ない事由**によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、**サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務**を行う場合



例外的な措置(やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠いている場合)

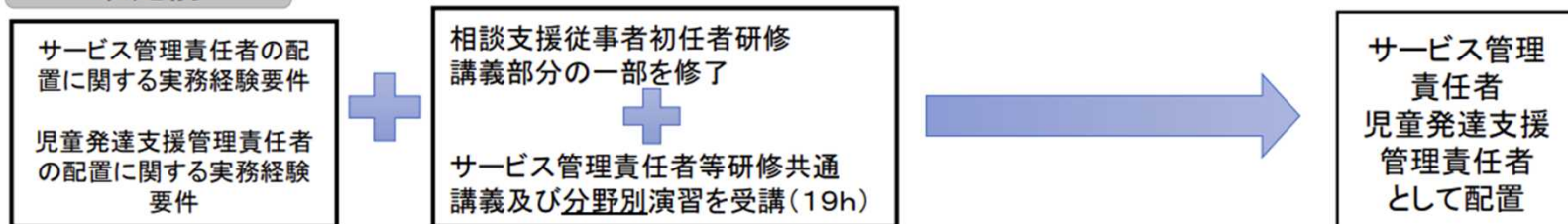
○ 実務経験要件を満たし、人員の欠如時に既に**基礎研修修了者である者をサービス管理責任者等とみなして配置**する場合は、**実践研修修了時までみなし配置を可能とする (最長2年間)**。



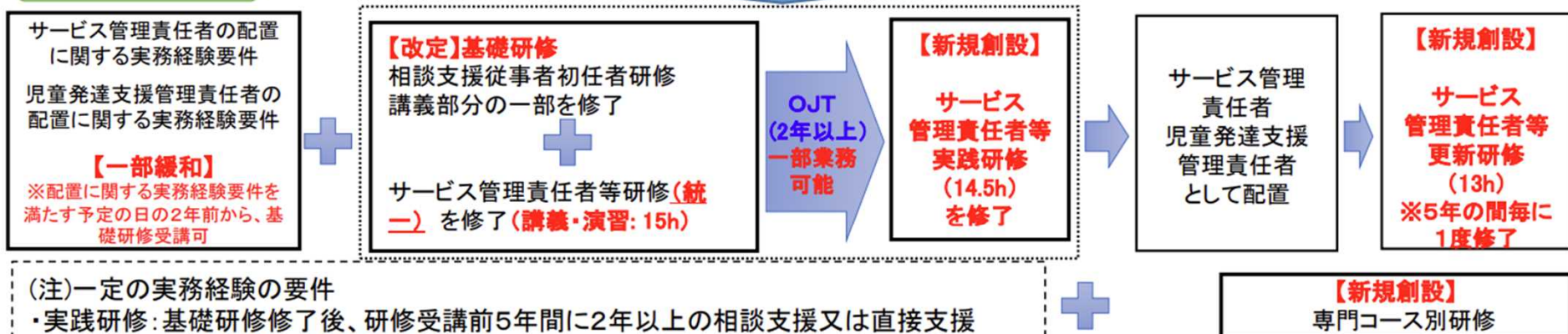
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。
※令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完(予定)。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新カリキュラム移行時に配置に関する実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修修了後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置。

改定前



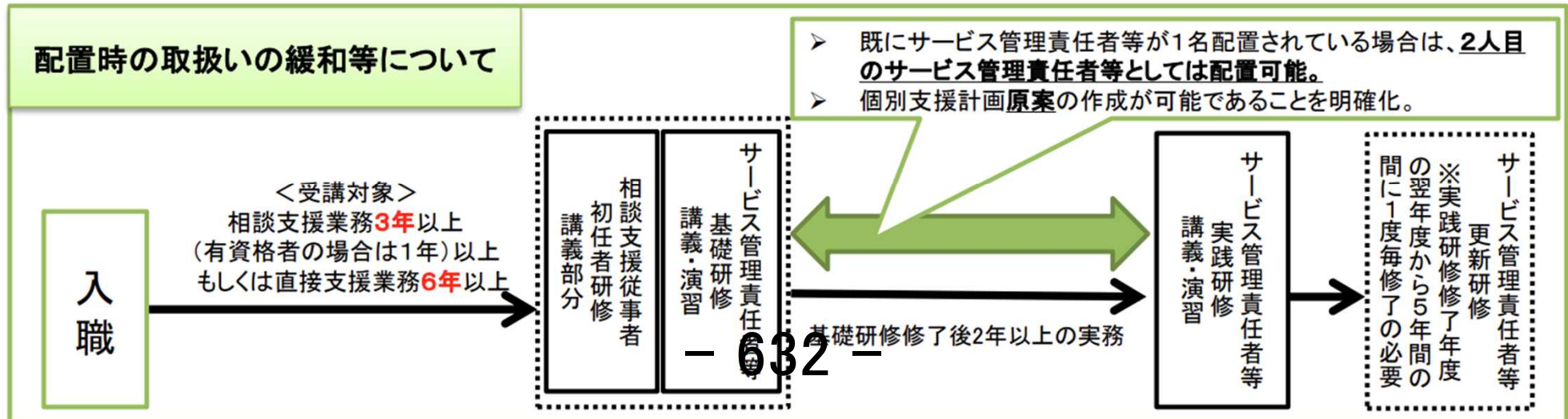
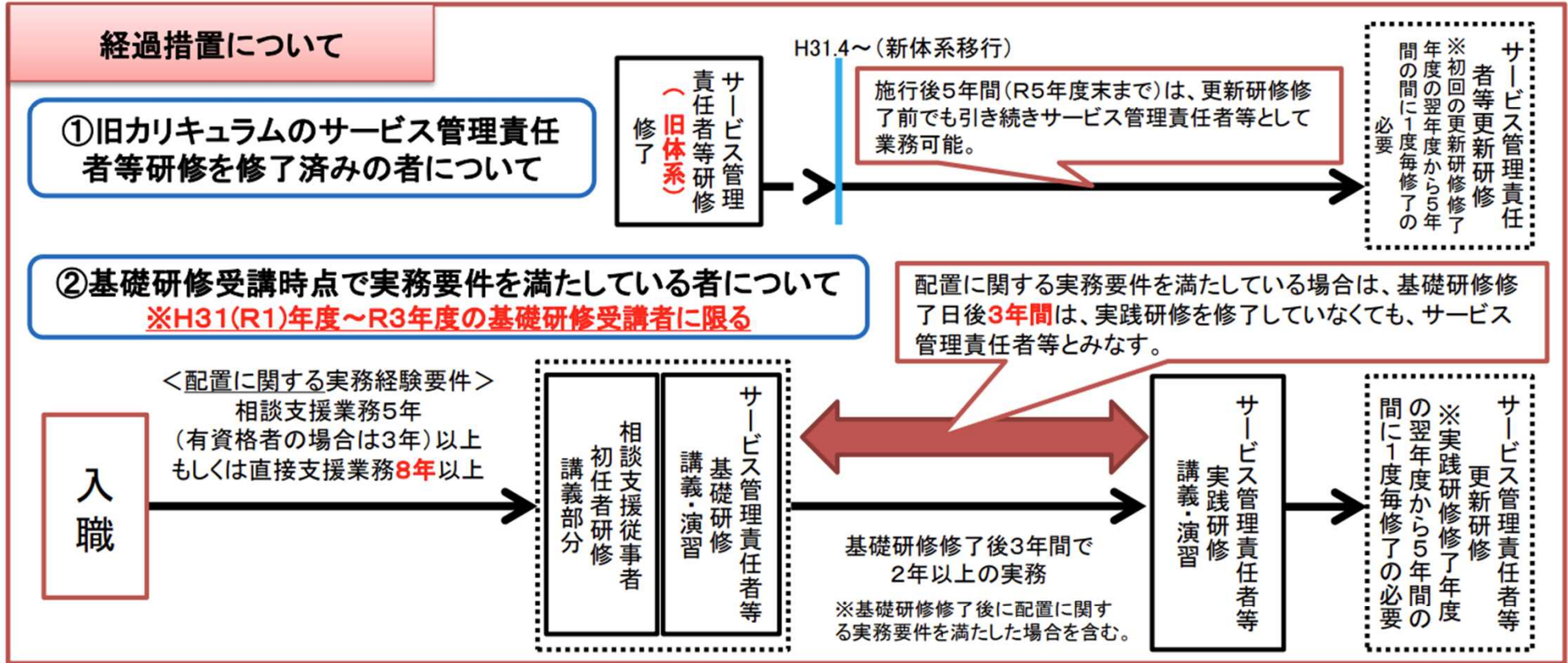
現行 H31(R1)年度～



(注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修: 基礎研修修了後、研修受講前5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修: ①研修受講前5年間に2年以上のサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員の実務経験がある
又は②現にサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員として従事している

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について



サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の告示別表

相談支援従事者初任者研修講義(現行)		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	2h
	地域支援に関する講義	3h
合計		11.5h



基礎研修(うち相談支援従事者初任者研修講義部分)(見直し後)		時間数
講義	障害者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義	5h
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
合計		11h

共通講義及び分野別演習(現行)		時間数
講義	サービス管理責任者の役割に関する講義	6h
	アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	3h
演習	サービス提供プロセスの管理に関する演習	10h
合計		19h

基礎研修(うち共通講義、演習部分)(見直し後)		時間数
講義	1 サービス管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義	7.5h
演習	2 サービス提供プロセスの管理に関する演習	7.5h
合計		15h

新設

実践研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供に関する講義及び演習	6.5h
	3 人材育成の手法に関する講義及び演習	3.5h
	4 多職種及び地域連携に関する講義及び演習	3.5h
合計		14.5h

更新研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供の自己検証に関する演習	5h
	3 サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習	7h
合計		13h

※ 実践研修は令和3年度より実施

令和5年度までは1及び2の項目のみの実施でも可とする。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の実施状況

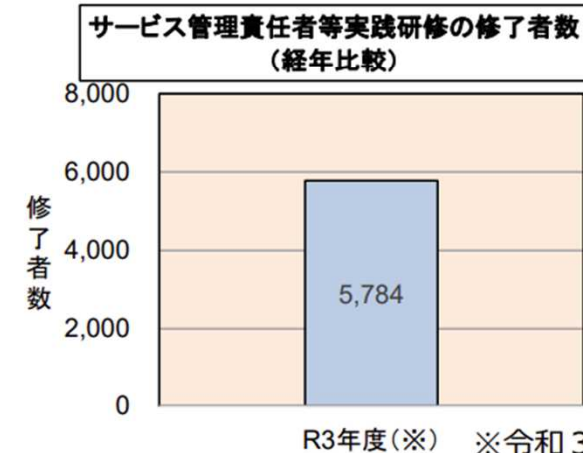
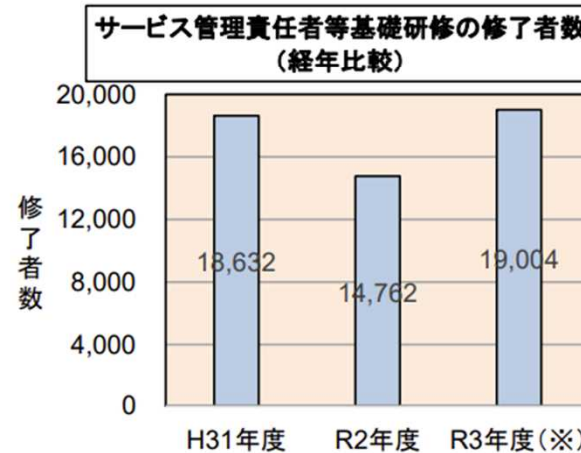
- サービス管理責任者等研修の実施状況については、これまで一定数養成してきたところ、令和2年度では新型コロナウイルス感染症の影響により修了者数が減少したが、令和3年度は令和元年度、2年度と比較して増加。
- 修了者の中には、直ちにサービス管理責任者等として配置される予定がない者がいる一方、サービス管理責任者等として配置予定であったものが研修を受講することができなかったケースもある。

○研修の修了者数の累計

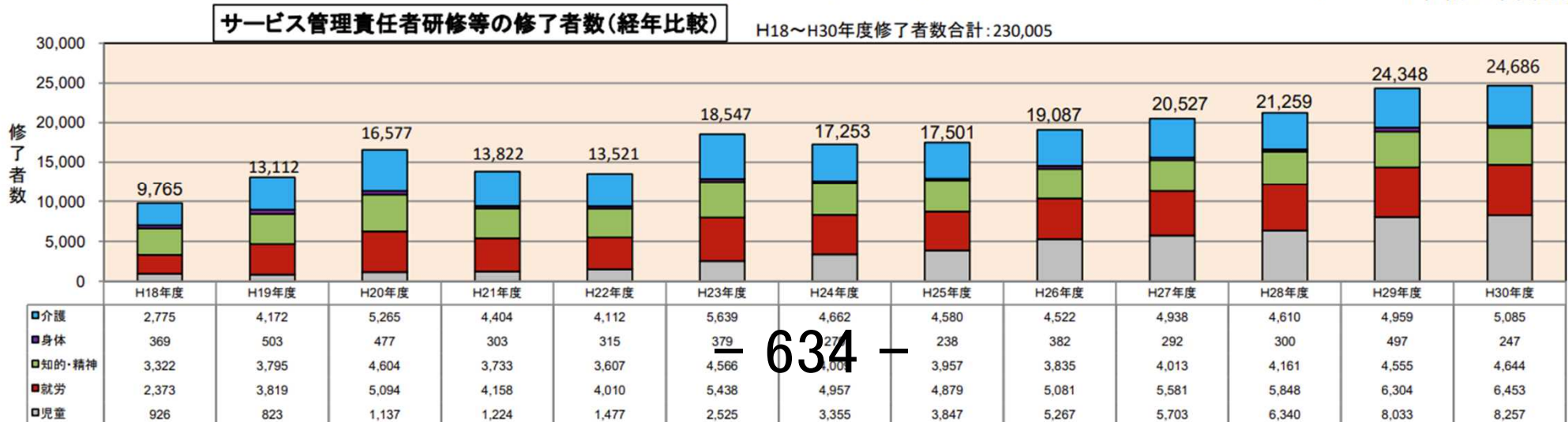
	～平成30年度	令和元年度～	計
修了者数	230,005	52,398	282,403

※平成30年度以前は、分野別カリキュラムの修了者の合計値であるため、同一の者が重複して計上されている可能性あり。
 ※令和元年度以降は、基礎研修の修了者数

○研修の修了者数の推移 (令和元年度～)



○研修の修了者数の推移 (～平成30年度)



634

障害児通所支援に関する検討会報告書
—すべてのこどもがともに育つ地域づくりに向けて—

令和5年3月28日

障害児通所支援に関する検討会

目次

1. はじめに	1
2. 基本的な考え方	2
(1) 障害のあるこども本人の最善の利益の保障	
(2) こどもと家族のウェルビーイングの向上	
(3) 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進	
3. 児童発達支援センターを中心とした地域の障害児通所支援の体制整備について	4
(1) 基本的な考え方	
(2) 児童発達支援センターの中核機能について	
① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能	
② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能 (児童発達支援センターが障害児通所支援事業所に対し、支援内容等への助言・援助等を行う機能)	
③ 地域のインクルージョン推進の中核機能	
④ 地域の発達支援に関する人口としての相談機能	
(3) 児童発達支援センターを中核とした地域の体制整備について	
(4) 福祉型、医療型の一元化後の方向性について	
4. 児童発達支援・放課後デイサービスについて	10
(1) 児童発達支援について	
(2) 放課後等デイサービスについて	
5. インクルージョンの推進について	16
(1) 基本的な考え方	
(2) 地域のインクルージョン推進の体制と取組について	
(3) 保育所等訪問支援について	
(4) 児童発達支援や放課後等デイサービスにおけるインクルージョンの推進について	
6. 障害児通所支援の給付決定等について	19
(1) 基本的な考え方	
(2) 調査指標の見直しについて	
(3) 給付決定プロセスについて	
(4) 支援全体のコーディネート・障害児相談支援の推進について	

7. 障害児通所支援の質の向上について	21
8. おわりに	23
参考資料1 障害児通所支援に関する検討会 開催要綱	26
参考資料2 障害児通所支援に関する検討会 開催経緯	28

1. はじめに

- 障害児通所支援については、平成 24 年4月の改正児童福祉法の施行により、障害種別に関わらず、子どもや家族にとって身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別ごとに分かれていた給付体系が再編・一元化され、児童発達支援や放課後等デイサービス等が創設された。
- その後、約 10 年で児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所数、利用者数は飛躍的に増加した。身近な地域で障害児通所支援を受けることができる環境は、都市部を中心に大きく改善したと考えられる一方、障害児通所支援として求められる適切な運営や支援の質の確保が課題とされてきた。
- さらに、全ての国民が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しあい、理解しあいながら共に生きていく共生社会の実現に向けて、障害のあるこどもの地域社会への参加・包摂（インクルージョン）が重要となる中で、その取組は十分に推進されてきたとは必ずしも言えない状況にある。
- これらの現状も踏まえ、改めて、障害児通所支援が担うべき役割や機能等、今後の障害児通所支援の在り方について検討するため、令和3年に「障害児通所支援の在り方に関する検討会」を開催し、制度改正等も視野に議論がなされ、令和3年 10 月には報告書がとりまとめられた。
- 同報告書でとりまとめられた内容については、社会保障審議会障害者部会においても議論がなされ、令和3年 12 月に「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて 中間整理」において、今後の障害児支援における検討の方向性が示された。
- 同中間整理において示された内容を踏まえ、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的な役割を担う機関であることの明確化や、児童発達支援における「福祉型」と「医療型」の一元化等、法改正が必要な事項について、令和4年の通常国会に児童福祉法の改正法案が提出・審議され、令和4年6月に成立、令和6年4月に施行される。
同通常国会では、「こども基本法」「こども家庭庁設置法」等も成立し、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども施策の一層の推進が図られるとともに、令和5年4月にはこども家庭庁が創設され、障害児支援施策は同庁の下で子育て支援施策の中で一元的に推進されることとなる。
- こうした中、令和6年4月の改正児童福祉法の施行及びこれまで整理されてきた障害児通所支援の検討の方向性について、より具体的な方策を検討するため、本検討会が開催されることとなった。本報告書は、児童発達支援センターを中心とした地域の支援体制の整備、児童発達支援・放課後等デイサービスのあり方、インクルージョンの推進、給付決定や支援の質の向上等に係る今後の方向性と具体的取組方策について、令和4年8月から11回にわたり重ねられた検討会の議論をとりまとめたものである。

- 本検討会には、構成員として参画した関係者の他にも、全国で障害児支援に関わってきた10の団体にヒアリングを通じて様々な意見をいただいた。各団体に改めて感謝申し上げる。

2. 基本的な考え方

- 障害児支援を進めるにあたって、行政、事業所、関係機関等の全ての関係者は、平成26年の「障害児支援の在り方に関する検討会」や令和3年の「障害児通所支援の在り方に関する検討会」の報告書等においても示されている、障害児本人の最善の利益の保障、家族支援の重視、インクルージョンの推進等の観点を、引き続き重視した上で、更に現在の障害児通所支援を取り巻く課題や関連する他の施策の動向等を踏まえ、以下の基本的な考え方をもって進めていくべきである。

(1) 障害のある子ども本人の最善の利益の保障

- 児童の権利に関する条約(以下、子どもの権利条約)においては、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」が、全ての子ども達が持つ基本的な柱として規定されている。それらを踏まえ、特に子どもの最善の利益を優先して考慮した福祉の保障を実現するには、第12条で規定されている、子どもの意見を表明する機会が確保され、周囲の関係者が意見を聴き、適切に考慮・反映される必要がある。
- 加えて、重視すべき視点として、第2条の差別の禁止、第6条第2項の子どもの最大限の発達保障、第23条の障害を有する子どもに対する特別の養護及び援助の在り方、第31条の子どもの個々に適した余暇や遊び等を保障する権利があり、また、障害者の権利に関する条約第7条では、障害のある子どもの福祉に関する基本的視点が提示されている。
いずれも、他の子どもとの平等を基礎として、障害のある子どもも含め、すべての子どもの発達、人権及び基本的自由の保障がうたわれている。障害児通所支援を進めるにあたっては、まず、これらの視点を最優先すべきである。
- 児童福祉法第1条では、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもが家族や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立していく「主体」として尊重されなければならないこと、第2条では、社会全体が子どもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるべきことが規定されている。
- また、令和5年4月に施行される子ども基本法においても、日本国憲法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、子ども施策が基本理念として行わなければならない事項として、全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること等の基本理念が示されているところである。
- 以上の観点を踏まえながら、行政と障害福祉サービス等事業所、母子保健や子育て支援を含む関係機関が連携・協働して地域の支援体制を整備し、障害の程度や家族の状況等に関係なく、

障害のある子どもと家族が地域で安心して暮らすことができ、子どもの最善の利益を社会全体で守っていく環境づくりを進める必要がある。

(2) 子どもと家族のウェルビーイングの向上

- 障害児通所支援は、子ども施策全体の連続性の中で、子ども家庭福祉として、各地域の中で機能を発揮してその役割と責任を果たし、子どもの権利や尊厳が尊重され、子どもの意見表明を年齢や発達段階に応じて尊重し自己実現が保障され、一人一人の多様性が尊重される中で自分らしさが発揮されるようサポートしていくことが重要である。
- また、子どもは、保護者やその家庭生活から大きな影響を受ける。保護者が子どもの障害を含め、その子のありのままを肯定していくプロセスは平坦ではなく、成長・発達の過程で様々な葛藤に直面する。様々な出来事や情報で揺れ動く保護者を、ライフステージを通じて、しっかりとサポートすることも重要である。
- 子どもの現在、そして将来の豊かな育ちを保障していくためには、子どもと家族を中心に据えて、包括的なアセスメント・支援を行うことが必要であり、また、各事業所や各関係機関、それぞれが非連続な「点」として独自に支援を行うのではなく、子育て支援施策全体の連続性の中で、地域で相互に関係しあい連携しながら「面」で支えていく必要がある。
- 子どもと家族の支援にあたっては、子ども自身や保護者自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントの視点を持ち支援をすることが重要であり、子どもと家族のウェルビーイング¹の向上につながるよう、取り組んでいくことが必要である。

(3) 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進

- 全ての国民が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しあい、理解しあいながら共に生きていく共生社会の実現に向けては、障害の有無にかかわらず、子ども達が様々な遊びなどの機会を通じて共に過ごし、学び合い、成長していくことが重要である。子ども家庭庁も創設される中で、子育て支援施策全体の連続性の中で、インクルージョン(地域社会への参加・包摂)をこれまで以上により一層推進すべきである。
- このため、障害児通所支援に携わる全ての事業所には、障害児支援だけでなく、子ども施策全体の中での連続性を意識し、子どもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、インクルージョン推進の観点を常に念頭におきながら、子どもや家族の支援にあたっていくことが求められる。

¹ WHO(世界保健機構)憲章の中で、「健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態(well-being)にあること(日本WHO協会:訳)」と用いられている。また、子どもの権利に関する条約の外務省訳では、「福祉」と訳されている。本検討会では、委員より、近年、主観的なウェルビーイングが重視されているとの意見もあり、例えば、身体的に満たされていない状態であっても、主観的には良い状態であるということもあり得るという意見もあった。

3. 児童発達支援センターを中心とした地域の障害児通所支援の体制整備について

(1) 基本的な考え方

- 児童発達支援センターが障害児支援において地域の中核機能を担う上では、①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核機能、④地域の発達支援に関する入口としての相談機能の4つの機能を発揮するとともに、こどもの権利を保障していくこと、家族の不安をきちんと支えていくこと、どこの地域に生まれても大切なこどもとしてその子らしく育つことを保障していくという視点を基本におくべきである。

(2) 児童発達支援センターの中核機能について

① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

- 児童発達支援センターにおいては、幅広くどのような障害児についても受け入れることは前提としつつ、高度な専門性に基づく発達支援・家族支援が必要な障害児(例えば重度の障害や重複する障害、強度行動障害を有する児、医療的ケア児等)にも対応できるようにすることが必要である。
- 児童発達支援センターにおいては、ガイドラインに定める4つの役割(本人支援・移行支援・家族支援・地域支援(地域連携))と、本人への5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)を全て含めた、総合的な支援を提供するとともに、あわせて、こどもの状態に合わせた特定の領域に対する重点的な支援も提供することを基本とすべきである。(4(1)参照)
- 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能を発揮するためには、こどもの発達全般や障害特性・行動特性等のアセスメントにより障害の特性や発達段階を捉えアプローチするという発達支援における基本的な支援を確実に行うとともに、こどもの今の育ちを充実させていくこととあわせて、成人期を見据えた上で乳幼児期から段階的に必要なアプローチを行う視点、障害の有無に関わらずこどもの育ちに大切な遊びを通じて支援する視点、子育て支援という観点を持って対応することも必要である。
- また、様々なこどもや家族を支えていくためには、児童発達支援センターで全てを対応するのではなく、障害の特性を踏まえて、発達障害者支援センター、医療的ケア児支援センター、医療機関等の専門性を有する関係機関や特定の分野に強みを持つ事業所と連携して支援を進めることも重要である。
- 乳幼児期は親が障害のある子を育てる初期の不安な時期であり、孤立感を感じやすい時期でもあるため、こどもと家族を早期に漏れなくトータルに支援していくことが重要である。このため、家族関係や家庭と地域のコミュニティや社会資源とのつながりを含めた家庭状況等の家族の環境も含めた、総合的なアセスメントの実施を推進する必要がある。親をエンパワメントする観点から心

理カウンセリングやペアレントトレーニングなど心理面への支援についても進める必要がある。また、家族支援という観点から、障害児のきょうだいへの支援という視点も重要である。

② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能(児童発達支援センターが障害児通所支援事業所に対し、支援内容等への助言・援助等を行う機能)

○ 障害児とその家族が全国どこでも一定水準以上の支援が受けられるよう、各地域において、児童発達支援センターがスーパーバイズ・コンサルテーションにより、対応が困難なこども・家族のケースをはじめ、個別ケースへの支援も含めた障害児通所支援事業所全体への支援を行う取組を進める必要がある。

○ 各市町村においては、巡回支援専門員整備事業²、都道府県等が実施する障害児等療育支援事業等を活用し、児童発達支援センターがスーパーバイズ・コンサルテーションを行うための体制整備を進める必要がある。また、国や都道府県は、各地域の体制整備が進むよう、財政面・ノウハウ面での支援を行う必要がある。

○ スーパーバイズ・コンサルテーションの取組は、地域全体の障害児通所支援の質の向上につながるために、地域の状況を把握し、地域でどのような支援が望まれているのか、実践知として集積し、それを地域の事業所の支援等に還元していくという視点を基本において進めていくことが重要である。

○ スーパーバイズ・コンサルテーションを行う上では、障害特性を踏まえることはもとより、子育て支援の観点を持つことも重要である。また、スーパーバイズ・コンサルテーションが有効に機能するためには、提供する児童発達支援センターとこれを受ける事業所の相互理解や信頼関係の構築が重要であり、相互が理念や支援の手法を明確にして取り組んでいくことが重要である。

○ スーパーバイズ・コンサルテーションを行う人材に関しては、専門性やアセスメントの技術はもとより、相手方に訪問して助言・援助等を行うというスーパーバイズ・コンサルテーションそのものの技術を持つことが重要であり、これらを含めた研修や実施体制を整備する必要がある。また、スーパーバイズ・コンサルテーションを行う人材について、一定の児童発達支援の業務等の経験年数(例えば5年)や一定の研修を受けること等を設定することも重要である。

○ 児童発達支援センターは、スーパーバイズ・コンサルテーションを全てのサービス種別の障害児支援事業を対象として行うことを基本としつつ、その運営状況に応じて児童発達支援センターだけでは十分な支援ができない場合には、市町村は、都道府県とも連携しながらスーパーバイズ等で

² 令和5年度予算案では、これまでの児童発達支援センター機能強化事業と巡回支援専門員整備事業を統合し、地域障害児支援体制強化事業として、地域において児童発達支援センターの機能の強化と、巡回支援等を行なう事業としている。

きる人材をコーディネートする等、³児童発達支援センターが外部と連携しながら取り組む体制を整備することが重要である。

- スーパーバイズ・コンサルテーションの手法としては、地域の個別の事業所への訪問・相談により行うほか、事業所に対する研修の実施や事例検討会の開催なども考えられる。児童発達支援センターが、まずは地域の事業所との関係を構築し、地域の障害児支援のプラットフォームとして機能することが重要であり、児童発達支援センターの現状に応じて研修等から始めるなど段階的に取組を進めていくことが重要である。
- 事業所側を動かすことも重要であり、児童発達支援及び放課後等デイサービスの各ガイドラインの自己評価票の項目に、コンサルテーションの実績等を確認する項目を設ける等、児童発達支援センターとの連携状況を公表する仕組みを設けることを検討すべきである。

③ 地域のインクルージョン推進の中核機能

- 児童発達支援センターには、地域のインクルージョン推進の中核としての機能を果たすことが期待される。児童発達支援センターは、専門的な知識・経験に基づき、保育所等訪問支援やスーパーバイズ・コンサルテーション⁴により、保育所や放課後児童クラブ等における障害児の育ちの支援に協力等するとともに、保育所等の障害児への支援力の向上を図り、併行通園や保育所等への移行を推進していくことが重要である。
- 地域のインクルージョン推進の中核としての機能を果たす観点からも、児童発達支援センターは、保育所等訪問支援事業の指定を併せて有することを基本とするべきである。
- 各市町村においては、巡回支援専門員整備事業、都道府県等が実施する障害児等療育支援事業等を活用し、児童発達支援センターが、保育所や放課後児童クラブ等へスーパーバイズ・コンサルテーションを行うための体制整備を進めることが必要である。また、国や都道府県は、各地域の体制整備が進むよう、財政面・ノウハウ面での支援を行うことが必要である。
- 児童発達支援センターにおいて、地域全体の子ども・子育て支援施策等を適時に効果的に後方支援できるよう、国は十分かつ柔軟な人員の配置について検討すべきである。
- さらに、今後インクルージョンをより一層推進していく上では、保育所等の一般施策側の支援力の向上を図っていく必要があるが、そのためには、児童発達支援センターによる一般施策や地域

³ 例えば、放課後等デイサービスを運営していない児童発達支援センターでは、乳幼児期における支援の専門性と二次障害的なものが入る学童期・思春期における支援の専門性は異なるため、放課後等デイサービスへの助言・援助等が十分に行えないことが考えられる。この場合には、力量のある放課後等デイサービス等との連携を市町村がコーディネートすることが考えられる。その際には、都道府県による広域的な支援も重要となる。

⁴ 保育所等訪問支援は、こどもや保護者等の意向に基づき、対象となるこどもを軸に、個別的な支援を通して園や学校等として障害児を受け入れる力をつけていく手法、スーパーバイズ・コンサルテーションは、園や学校等全体に対して、インクルージョンが推進されるための環境をつくれるように働きかけることにより、園や学校等として障害児を受け入れる力をつけていく手法であり、これらを組み合わせて効果的に取組を進めていくことが重要である。

の様々な活動への後方支援の取組を強化する等、児童発達支援センターをインクルージョン推進の観点から高機能化し、地域のインクルージョン推進の拠点となるよう進めていくことが重要である。

④ 地域の発達支援に関する入口としての相談機能

- 児童発達支援センターにおいては、家族がこどもの発達に不安を感じたり、育児不安を抱えているような「気づき」の段階にあるこどもや家族に対し、丁寧に発達支援の入口としての相談に対応することが必要である。その際には、支援を受けることへの不安がある家族がいることにも留意し、信頼関係を丁寧に築いて対応していくことが重要である。
- また、家族支援の観点から、ピアサポーターやペアレントメンター等の活用や、親の会との連携等により、親同士のつながりをつくる取組、仲間づくりの取組を進めることも重要である。
- 発達支援の入口としての相談対応から、適切な支援につなげていく観点からも、児童発達支援センターは、障害児相談支援事業の指定を併せて有することを基本とするべきである。また、障害特性や発達の段階に応じて適時に丁寧にモニタリングを行うことが重要である。
- 発達支援について、1歳6か月児健診、3歳児健診など母子保健施策や親子教室など子育て支援施策からつながることが多い中で、母子保健施策や子育て支援施策における対応も重要である。また、アセスメントや支援等に関する相互の情報連携や支援の連携を進める仕組みを構築することが必要である。
特に令和6年4月に創設されるこども家庭センターとの連携は重要であり、こども家庭センターで策定されるサポートプランと障害児支援利用計画との連携のあり方等も含め、具体的な方策について検討を進める必要がある。
- 各市町村は、児童発達支援センターの相談支援について、地域における、基幹相談支援センターをはじめ、委託相談支援事業、障害児相談支援事業、発達障害者支援センターや医療的ケア児支援センター等の障害児の相談支援に係る関係機関、母子保健施策や子育て支援施策、社会的養護施策の相談支援に係る関係機関の整備状況や機能を踏まえつつ、その機能と役割を整理するとともに、障害児とその家族に対して、関係機関が連携・協働しながら相談支援が提供される体制を整備することが重要である。

(3) 児童発達支援センターを中核とした地域の体制整備について

- 現状、児童発達支援センターの体制や地域における機能・役割は各センターで様々であるが、地域の障害児支援体制の充実に向けて、4つの中核機能⁵全てを十分に備える(4つの機能それぞれを満たしていること、障害児相談支援事業及び保育所等訪問支援事業の指定を有すること、

5 ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核機能、④地域の発達支援に関する入口としての相談機能。

幅広い発達段階に対応可能であること等)児童発達支援センターを中核拠点型の児童発達支援センターとし、その整備を推進していく方向で検討していくべきである。

国は、中核拠点型の児童発達支援センターがその機能を十分に発揮できるよう、人員基準や報酬について検討するとともに、児童発達支援センター向けのスタートアップマニュアルを策定し、その整備と取組を後押しすべきである。

- 人員に関して、中核機能を果たす上では、専門職の役割が重要であり、保育士、児童指導員のほかに、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、公認心理師等、ソーシャルワーカー(社会福祉士等)、看護職員(看護師等)、栄養士等を配置することを基本とする方向で検討していくべきである。

一方で、質の担保を前提としつつ、持続可能な事業所運営も考慮しながら、柔軟な対応が可能となるよう、配置の仕方(基準・加算、常勤・非常勤、外部との連携、専従・兼務等)について検討する必要がある。

- 改正児童福祉法が施行される令和6年4月から、直ちに4つの中核機能を十分に備えることができない児童発達支援センターにおいては、その機能を十分に備えることができるよう、段階的に取組を進めていく必要がある。地域の児童発達支援センターが中核拠点型でない場合や、児童発達支援センターが未整備の場合は、関係機関が連携して機能を満たす体制を整備することが必要である。

- 地域の支援体制の整備は行政が主導して行うべきものであり、市町村は、地域の課題や支援ニーズ、資源を把握・分析し、障害児福祉計画で道筋を定めながら、体制の整備・充実に取り組むことが必要である。そのためには、(自立支援)協議会の下に、子育て支援、母子保健、社会的養護、学校、当事者を含めた関係機関等が参画するこどもの専門部会を設置するとともに、その機能の充実を図っていくことが重要である。また、体制の整備状況を見える化する仕組みを検討していくべきである。

また、地域資源全体のコーディネートや、支援困難事例の確実な受け入れといった観点などにも留意して、地域の支援体制の整備を進めることが重要である。

- 国と都道府県は、市町村の体制整備をしっかりと支援していくことが必要である。国は地域分析や中核拠点型児童発達支援センターの広域設置等も含めた体制整備に資する具体的な手引きを作成するとともに、各地域の体制整備の状況を把握・分析し、好事例も踏まえた助言等を行い、また、都道府県は広域調整の観点から管内市町村の連携調整や地域の実情を踏まえた体制整備の助言等を行うなど、全国すべての地域での支援体制の確保・充実に向けて取組を進めることが必要である。

- 障害児とその家族を支援していく上では、障害福祉の関係機関はもちろんのこと、子育て支援施策全体の連続性の中で、母子保健、子ども・子育て支援、教育、医療等の関係機関、また、虐待予防の視点からも、社会的養護等の関係機関(児童相談所、児童家庭支援センター等)や地域

のセーフティーネット機能である障害児入所施設やファミリーホーム等と緊密に連携・協働していくことが極めて重要であり、(自立支援)協議会(こども部会)や要保護児童対策地域協議会等も活用しながら、地域の状況に応じたネットワークを構築し、早期の段階から切れ目なく、また、こどもとその家族を中心にニーズに対して漏れなく支援する体制整備を進めていく必要がある。

その際には、母子保健における妊娠期へのサポート体制に、児童発達支援センターが参画していくことも重要である。

また、アセスメントや支援に関する情報を関係機関で共有し、こどもが成長する中でつないでいく取組を進めることも重要である。サポートファイル等の現在各地域で進められている取組を推進していくことが考えられるが、その際には、利便性の観点から ICT を活用していくことも重要である。

- 医療的ケア児については医療的ケア児支援センターや地域のコーディネーターを中心とした支援体制の整備が進められており、また、聴覚障害や視覚障害があるこどもについては、特別支援学校が地域の支援の中核的な役割を担っている場合もあることから、市町村は、障害特性等を踏まえた特別な支援体制にも留意して、都道府県と連携しながら効果的な支援体制の整備を進める必要がある。
- 地域の障害児支援の中核的役割を担う機関として、児童発達支援センター自身が、積極的に専門機関や専門家等からの助言等を受けることや、職員を外部研修等に参加させることで専門性の向上を図ること、積極的に外部からの評価を受けて質の向上を図っていくことも重要である。

(4) 福祉型、医療型の一元化後の方向性について

- 現在の医療型の児童発達支援センターについては、一元化後も、併設される診療所において医師の指示の下、肢体不自由児に対してリハビリテーションが提供できる仕組みを残しつつ、更に遊び等を通じた様々な領域の発達支援を行いやすい環境整備を進めるという観点から、人員基準や設備基準については、現在の福祉型を踏まえ保育士・児童指導員を手厚く配置する等の方向で検討すべきである。
- 一元化の施行にあたっては、医療と福祉の関係を改めて整理し、併設される診療所においてリハビリテーションが提供できる仕組み等について、具体的なQ&A等で改めて示し周知を図ることが重要である。
- 福祉型の3類型(障害児、主に難聴児、主に重症心身障害児)についても、基本となる人員基準や設備基準、報酬等は一元化し、そのうえで、難聴児や重症心身障害児の障害特性に応じた支援を行った場合に、必要な評価を行う方向で検討すべきである。
- 市町村が難聴児や重症心身障害児、肢体不自由児等を含めて地域の児童発達支援センターが得意とする分野を把握して、地域の体制整備に活かす仕組みを検討すべきである。

- 一元化の施行にあたっては、新たな基準等に関して、一定期間の経過措置を設けることが必要である。

4. 児童発達支援・放課後等デイサービスについて

(1) 児童発達支援について

【総合的な支援と特定の領域に対する重点的な支援(特定プログラム)等】

- 児童発達支援については、ガイドラインに定める4つの役割(本人支援・移行支援・家族支援・地域支援(地域連携))と、本人への5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)を全て含めた、総合的な支援を行うことにより、包括的かつ丁寧に発達段階を見ていくことが重要である。
- 児童発達支援の主な対象が、乳幼児期という生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期であることから、全てのこどもに総合的な支援が提供されることが必要であり、全ての児童発達支援においてこれを提供することを基本とすべきである。事業所のアセスメントや支援が総合的な支援を基本とした内容となるよう、5領域とのつながりを明確化できる個別支援計画のフォーマットをガイドラインにおいて示すことなどを検討する必要がある。
- 発達支援を提供していく上で、見守りという行為は、こどもが安心・安全で有意義に過ごす場を保障するという観点から、質の高い支援を提供する土台ともなるものである。
- 乳幼児期においては包括的にこどもの発達をみていく観点が重要であるが、一方でこどもの状態に合わせて柔軟に必要な支援を提供することも重要であり、総合的な支援の提供を行いつつ、その上でこどもの状態に合わせた特定の領域に対する専門的な支援(理学療法、作業療法、言語療法等)を重点的に行うという支援の在り方が考えられる。
その際には保育士、児童指導員と特定の領域に関わる専門職が、多職種でそれぞれの専門性を発揮し、互いに助言し合いながらチームアプローチできる体制をとることが重要である。多職種でのチームアプローチにおいては、専門職から保育士、児童指導員が助言等を受けながら支援を行うことも想定され、そうした形も含めてチームアプローチを推奨していくことが重要である。
- 特定の領域に対する重点的な支援については、こどものアセスメントを踏まえて、相談支援事業所による障害児支援利用計画や児童発達支援事業所の個別支援計画に位置付けて実施するなど、その必要性を丁寧に判断し計画的に実施されるようにすることが必要である。また、医療機関あるいは主治医と連携して取り組むことも重要である。
- 児童発達支援においては、将来の社会参加を促進する観点から、現在の行動上の課題やその行動の意味等にも着目してアセスメントを行い、それを踏まえて、こどもが安心して過ごせるため

の環境調整や、自発的なコミュニケーションスキル等を身に着けるための支援も重要であり、このことについてガイドラインに記載して支援の充実を図る必要がある。

- インクルージョンを推進する中で、こどもが併行通園で児童発達支援と保育所等の双方を利用している場合、総合的な支援の提供が可能となるよう、児童発達支援ガイドラインに基づく支援と保育指針等に基づく保育が、どのように関連するかをガイドラインにおいて示していくことが必要である。
- 児童発達支援事業所においても、こどもと家族の強みやニーズをトータルに把握し、児童発達支援センターや相談支援事業所と連携しながら、家族支援を進めることが必要である。
- ガイドラインで示す児童発達支援の役割・支援内容等が適切に果たされるために、重要な事項については運営基準等に位置付けることが必要である。

【ピアノや絵画等のみの指導】

- ピアノや絵画等の支援は、将来の生活を豊かにすることにもつながり、こどものウェルビーイングを高めるという点において意味があるとも考えられるが、これらのみを提供する支援は、公費により負担する児童発達支援として相応しくないと考えられる。
- 児童発達支援においては、総合的な支援を提供することを前提としていることから、ピアノや絵画等の支援の提供にあたっては、事業所の活動プログラムや個人に対するアセスメント、個別支援計画において、5領域とのつながりを明確化した支援内容とした上で提供することが必要である。
- 適切な児童発達支援が提供されるためには、相談支援事業所がこども・保護者と協働で課題等を整理し、こどもと家族の環境をトータルに評価した上でサービス利用内容が判断されることが重要であり、障害児相談支援の充実を図っていくことが必要である。
- 習い事については、インクルージョンの推進や共生社会の実現等の観点からは、受け入れ先で合理的配慮がなされ地域の子と一緒に通うことが望ましい。児童発達支援センター等、障害児支援分野からの後方支援を進め、事業者の合理的配慮の提供やインクルージョンの取組を推進することが重要である。

【支援時間の長短等の考慮】

- 児童発達支援には、児童発達支援が生活の主軸である場合と、保育所や幼稚園等が生活の主軸である場合（併行通園で児童発達支援を利用等）があるなど、支援時間に差異があることから、支援に対する人員の配置の状況や支援の内容等にも留意しつつ⁶、支援時間の長短を考慮したよりきめ細かい評価を行うことが必要である。

⁶ 本検討会の議論の中では、こどもの状態や環境等、包括的なアセスメントを行ない、こどもの状態に合わせた発達支援が提供されることが必要であり、その上では、個別支援や集団支援を含め、様々な支援内容が考えられるとの意見があった。

【保護者の就労等への対応】

- 乳幼児期における保護者の就労等による預かりニーズについては、一義的には保育所等が対応すべきとも考えられるが、家族全体を支援する観点から、児童発達支援においても対応することが重要である。
- 児童発達支援が子どもに対する発達支援を前提としていることを踏まえれば、発達支援(総合的な支援)を行うことを前提に、それとあわせて預かり的な支援を行うことが考えられる。子どもと家族のアセスメントを踏まえて、相談支援事業所による障害児支援利用計画や児童発達支援事業所の個別支援計画に位置付けて実施するなど、その必要性を丁寧に判断し実施されるようにすることが必要である。
- 預かり的な支援については、発達支援の時間帯とは別に、見守りの要素が強い時間帯となることにも留意して、評価について検討する必要がある。
また、重症心身障害児、医療的ケア児等の受け入れに関しては、身体的ケアの必要性があることから、そうした観点も踏まえて評価について検討する必要がある。
- 乳幼児期における保護者の就労等による預かりニーズに対応するためには、保育所等における障害児の受け入れを充実していくことが重要であり、インクルージョン推進の取組をより一層推進する必要がある。

(2) 放課後等デイサービスについて

【総合的な支援と特定の領域に対する重点的な支援(特定プログラム)等】

- 放課後等デイサービスについては、ガイドラインにおいて基本的役割(①子どもの最善の利益の保障、②共生社会の実現に向けた後方支援、③保護者支援)を定めた上で、4つの基本活動(①自立支援と日常生活の充実のための活動、②創作活動、③地域交流の機会の提供、④余暇の提供)を組み合わせる支援を行うことを基本としているが、児童発達支援の5領域と同様の視点による総合的な支援を行うことが重要であり、これを示したガイドラインに改訂する必要がある。
- また、学童期・思春期の幅広い年齢層や発達の状態、障害の多様性や関心の多様性についても対応できるよう発達段階に合わせたよりきめ細かな内容のガイドラインに改訂する必要がある。
- さらに、事業所のアセスメントや支援が総合的な支援を基本とした内容となるよう、ガイドラインに示される支援の視点等とのつながりを明確化できる個別支援計画のフォーマットをガイドラインにおいて示すことなどを検討する必要がある。
- 発達支援を提供していく上で、見守りという行為は、子どもが安心・安全で有意義に過ごせる場を保障するという観点から、質の高い支援を提供する土台ともなるものである。

- 総合的な支援の提供を行いつつ、その上でこどもの状態に合わせた特定の領域に対する専門的な支援(理学療法、作業療法、言語療法等)を重点的に行う場合については、こどものアセスメントを踏まえて、相談支援事業所による障害児支援利用計画や放課後等デイサービス事業所による個別支援計画に位置付けて実施するなど、その必要性を丁寧に判断し計画的に実施されるようにすることが必要である。また、医療機関あるいは主治医と連携して取り組むことも重要である。
- 学童期・思春期になると行動上の課題がより顕在化しやすくなるため、放課後等デイサービスにおいては、将来の社会参加を促進する観点から、現在の行動上の課題やその行動の意味等にも着目してアセスメントを行い、それを踏まえて、こどもが安心して過ごせるための環境調整や、自発的なコミュニケーションスキル等を身に着けるための支援がより重要であり、このことについてガイドラインに記載して支援の充実を図る必要がある。
- 学校や家庭とは異なる場である放課後等デイサービスについては、安心・安全でその子らしく過ごせる場としての機能も重視すべきである。
- 学校では学年や障害種別等で学んでいるこども達が、放課後に集まり共に活動することで、お互いが緩やかにお互いの存在を認め合いながら様々な配慮ができるようになることや、仲間形成につながるという観点も踏まえることが重要である。
- 放課後等デイサービスにおいて、こどもに必要な支援を行う上では、学校との役割分担や連携が重要であることから、個別支援計画と個別の教育支援計画等を連携させる等、学校側の生活を把握しながら個々に合わせた一貫した支援を提供していくことが必要である。
- 学童期・思春期のこどもにおいては、自分で何をするかアイデアを出しながら、自分の生活をマネジメントできるようにしていくことが重要である。また、家庭において自分で組み立てて出来る活動を増やしていく視点が重要である。支援にあたっては、障害のことを理解しながら、こどもの意思を受け止めつつ、一人一人の個性に寄り添って進めていくことが重要である。
- 思春期は、メンタルヘルスの課題や不登校など様々な課題が増えてきやすい年代であり、また、高校年代になると就労への移行や進学に向けた準備もある。それぞれの年代に必要な支援内容をガイドライン等で提示し、その年代に応じた支援を推進することが必要である。
- 放課後等デイサービスにおいても、こどもと家族の強みやニーズをトータルに把握し、児童発達支援センターや相談支援事業所と連携しながら、家族支援を進めることが必要である。
思春期になると、こども本人が意見を表明し、親子の葛藤が顕著になることも多い。年代に応じた親子の関係性を踏まえた家族支援が重要である。

- ガイドラインで示す放課後等デイサービスの役割・支援内容等が適切に果たされるために、重要な事項については運営基準等に位置付けることが必要である。

【学習支援、ピアノや絵画等のみの指導】

- 学習支援、ピアノや絵画等の支援は、将来の生活を豊かにすることにもつながり、こどものウェルビーイングを高めるという点において意味があるとも考えられるが、これらのみを提供する支援は、公費により負担する放課後等デイサービスとして相応しくないと考えられる。
- 放課後等デイサービスにおいては、児童発達支援の5領域と同様の視点による総合的な支援を提供することが重要であり、これを示したガイドラインに改訂する必要がある(再掲)。学習支援、ピアノや絵画等の支援の提供にあたっては、事業所の活動プログラムや個人に対するアセスメント、個別支援計画において、ガイドラインに示される支援の視点等とのつながりを明確化した支援内容とした上で提供することが必要である。
- 適切な放課後等デイサービスが提供されるためには、相談支援事業所がこども・保護者と協働で課題等を整理し、こどもと家族の環境をトータルに評価した上でサービス利用内容が判断されることが重要であり、障害児相談支援の充実を図っていくことが必要である。
- 学習塾や習い事については、インクルージョンの推進や共生社会の実現等の観点からは、受け入れ先で合理的配慮がなされ地域の子と一緒に通うことが望ましい。児童発達支援センター等、障害児支援分野からの後方支援を進め、事業者の合理的配慮の提供やインクルージョンの取組を推進することが重要である。

【支援時間の長短等の考慮】

- 放課後等デイサービスには、支援の内容や年代、利用の仕方により、支援時間に差異があることから、支援に対する人員の配置の状況や支援の内容などにも留意しつつ⁷、支援時間の長短を考慮したよりきめ細かい評価を行うことが必要である。

【保護者の就労等への対応】

- 学童期・思春期における保護者の就労等による預かりニーズについては、家族全体を支援する観点から、放課後等デイサービスにおいても対応することが重要である。
- 放課後等デイサービスがこどもに対する支援を前提としていることを踏まえれば、総合的な支援を行うことを前提に、それとあわせて預かり的な支援を行うことが考えられる。こどもと家族のアセスメントを踏まえて、相談支援事業所による障害児支援利用計画や放課後等デイサービス事業

⁷ 本検討会の議論の中では、こどもの状態や環境等、包括的なアセスメントを行ない、こどもの状態に合わせた発達支援が提供されることが必要であり、その上では、個別支援や集団支援を含め、様々な支援内容が考えられるとの意見があった。

所の個別支援計画に位置付けて実施するなど、その必要性を丁寧に判断し実施されるようにすることが必要である。

- 預かり的な支援については、発達支援の時間帯とは別に、見守りの要素が強い時間帯となることにも留意して、評価について検討する必要がある。また、重症心身障害児、医療的ケア児等の受け入れに関しては、身体的ケアの必要性があることから、そうした観点も踏まえて評価について検討する必要がある。
- インクルージョン推進の取組をより一層推進し、放課後児童クラブ、児童館、その他、民間の学習塾や習い事等における障害児の受け入れの充実を図るとともに、障害児の日中一時支援や行動援護、移動支援の推進等により、各自治体において、学童期・思春期における保護者の就労等による預かりニーズに対応できる体制の整備を進める必要がある。

【学童期・思春期において日中の通いの場がない障害児への対応等】

- 学校には在籍しているものの、精神的な理由等で継続的に学校に通学できない「困り感」の強い障害児については、学校の対応に加えて、放課後等デイサービスについても、休息ができ、安心・安全でその子らしく過ごせる場としての役割は大きい。不安解消、社会的コミュニケーションを図れる場所として、将来の社会参加を促進するという観点からも、放課後等デイサービスにおいても教育や医療等関係機関と連携しながら支援していくことが必要である。
- そうした子どもへの支援の提供や、学校との連携を効果的に進めていく上では、ICT の活用も重要であり、取組を進めていく必要がある。
- 居宅訪問型児童発達支援については、現在の主な対象が重症心身障害児等に限定されているが、不登校等で通所が難しいこどもの場合に活用することが考えられ、支援の対象の範囲について検討を進めることが必要である。
- 学校等に進学せず(できず)、日中の通いの場がなくなっている発達支援を必要とする障害児については、日中の活動の場として、児童発達支援や「者みなし」⁸の活用ができることについて周知し、対応を進める必要がある。
- 学童期・思春期の子どもへの支援にあたっては、家庭と教育と福祉、さらには医療との連携が不可欠である。その上では、文部科学省と厚生労働省・子ども家庭庁、自治体の教育行政と福祉・医療行政が緊密に連携する体制を構築し、取組を推進していくことが重要である。

⁸ 15歳以上の場合は、日中活動の場として生活介護等の支給決定を受けることが制度上可能となっている。

5. インクルージョンの推進について

(1) 基本的な考え方

○ 共生社会の実現に向けては、社会の様々な場面で、障害児の状態や特性に応じた合理的配慮の提供を進めるとともに、保育所等の一般施策での障害児への支援力を向上させて、子育て支援施策全体の中で障害児への支援を進め、インクルージョン(地域社会への参加・包摂)をこれまで以上により一層推進していくべきである。

○ インクルージョンを推進していく上では、こどもや保護者の希望を踏まえながら、保育所や放課後児童クラブ等との併行通園や移行を推進していくことが重要となる。

障害児支援を、専門的な知識・経験に基づき、子育て支援施策側をバックアップする後方支援として位置づけ、巡回支援専門員整備事業や保育所等訪問支援等を積極的に活用しながら、こどもや保護者、保育所等の個々のニーズに応じた丁寧な支援を行うことで、保育所等における障害児の育ちの支援に協力等するとともに、保育所等の障害児への支援力の向上を図り、子育て支援と障害児支援が双方向から緊密に連携した支援の取組が行われる地域の体制づくりを進めていくことが重要である。

○ このため、障害児通所支援に携わる全ての事業所には、障害児支援だけでなく、こども施策全体の中での連続性を意識し、インクルージョン推進の観点を常に念頭におきながら、こどもや家族の支援にあたっていくことが求められる。(再掲)

(2) 地域のインクルージョン推進の体制と取組について

○ 児童発達支援センターには、地域のインクルージョン推進の中核としての機能を果たすことが期待される。児童発達支援センターは、専門的な知識・経験に基づき、保育所等訪問支援やスーパーバイズ・コンサルテーションにより、保育所や放課後児童クラブ等における障害児の育ちの支援に協力等するとともに、保育所等の障害児への支援力の向上を図り、併行通園や保育所等への移行を推進していくことが重要である。(再掲)

○ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能を果たす観点からも、児童発達支援センターは、保育所等訪問支援事業の指定を併せて有することを基本とするべきである。(再掲)

○ 各市町村においては、巡回支援専門員整備事業、都道府県等が実施する障害児等療育支援事業等を活用し、児童発達支援センターが、保育所や放課後児童クラブ等へスーパーバイズ・コンサルテーションを行うための体制整備を進めることが必要である。また、国や都道府県は、各地域の体制整備が進むよう、財政面・ノウハウ面での支援を行うことが必要である。(再掲)

○ 児童発達支援センターにおいて、地域全体の子ども・子育て支援施策等を適時に効果的に後方支援できるよう、国は十分かつ柔軟な人員の配置について検討すべきである。(再掲)

- 地域のインクルージョンの推進に向けては、児童発達支援センター等による支援のもとで、保育所や放課後児童クラブ等における障害児保育等の取組を充実していく必要がある。また、保育所等の職員研修等においてインクルージョンの推進や障害児支援に関する事項を充実させることや、環境面でのユニバーサルデザインを進めることも重要である。
- また、学童期のインクルージョンを推進していくうえでは、放課後等デイサービスと放課後児童クラブ等との交流を通して、ユニバーサルな環境づくりを促進していくことも重要である。
- 学校や社会的養護における障害児支援に関する後方支援を進めることも重要である。こうした場に対する保育所等訪問支援、スーパーバイズ・コンサルテーション、研修等の取組を進めることが必要である。
- インクルージョンの推進にあたっては、幅広い地域の関係機関それぞれが理解を深め、連携・協働し、障害児支援の対応力を強化して取り組んでいく必要がある。市町村においては、障害児支援担当部門と子育て支援担当部門が連携し、地域に設置されている児童発達支援センターの機能や地域資源の状況等を踏まえながら、必要な連携体制を構築し、取組を進めていくことが必要である。
- 地域におけるインクルージョン推進の基本的な考え方や重要性を、地域の住民や関係機関等に共有していくことが重要であり、市町村は、児童発達支援センター等と連携・協働し、広報や会議、研修等の機会を活用しながら、インクルージョン推進の重要性や取組について発信・周知啓発を進めていく必要がある。
- 改正障害者差別解消法により、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供が義務化されており、地域の習い事等の様々なサービスにおいても合理的配慮の提供の下で障害児を受け入れていく環境を整備していくことが重要である。こうした事業者も含めて、児童発達支援センター等、障害児支援分野による後方支援を進め、インクルージョンを推進していくことが重要である。
- さらに、今後インクルージョンをより一層推進していく上では、保育所等の一般施策側の支援力の向上を図っていく必要があるが、そのためには、児童発達支援センターによる一般施策や地域の様々な活動への後方支援の取組を強化する等、児童発達支援センターをインクルージョン推進の観点から高機能化し、地域のインクルージョン推進の拠点となるよう進めていくことが重要である。(再掲)

(3) 保育所等訪問支援について

- 保育所等訪問支援については、インクルージョンを推進していく上で重要なサービスであることも踏まえ、より効果的に活用されるよう、人員配置や報酬上の評価、運用について必要な見直しを行う方向で検討すべきである。

- 訪問支援員には、保育所や放課後児童クラブ、学校等が大事にしている理念や手法を尊重しながら、子どもや保育士等の困り感に寄り添いアセスメントを行い必要な手立てを考える力や、様々な子どもに対応できる力等の専門性が求められる。一定程度の障害児支援の経験年数を訪問支援員の専門性を評価する目安の一つとすることも含めて、人員配置や報酬上の評価について検討を進める必要がある。
- 保育所や放課後児童クラブ、学校等に訪問して集団生活の中での配慮された支援を行う上では、障害特性を踏まえることはもとより、訪問先でのこどもの状態や保育所等の環境等も踏まえてアセスメントを行い、必要な手立て等の専門的助言をする技術が必要であり、通所で発達支援を行うこととは異なる専門性が求められる。障害特性やこどもの状態等に応じた適切な支援を行う観点や、人材育成の観点からも、チーム(複数名)でアセスメントや一定の支援を行うことも考慮して、報酬上の評価を検討する必要がある。
- 訪問による支援とあわせて、保育所や放課後児童クラブ、学校等の支援者のサポートにあたっての情報共有・伝達の手段の一つとして ICT を活用するなど、効果的な支援としつつ現場の負担軽減につなげる方策についても、検討を進める必要がある。
- 保育所等訪問支援は、保育所や放課後児童クラブ、学校等に訪問して直接支援(行動観察や環境把握・環境調整を含む)や間接支援(カンファレンスを含む)を行う等、様々な支援が含まれており、時間の長短も含め、支援内容を踏まえた評価を行うことを検討する必要がある。その際には、保育所等の相手先の事情により、支援内容が左右されることにも留意し、調整業務や報告書の作成、保護者への報告等、訪問先での支援時間以外の業務の実態も踏まえながら、検討を進める必要がある。⁹
- 支援が必要な期間については、こどもの状態等によって様々であり、一律に標準的な期間を設けることは困難であるが、一定期間支援を行った以降は、アセスメントやモニタリングを行い、改めて支援の必要性を判断することが重要である。その際、支援対象となるこどもの関係者等が、支援の必要性等について地域の中で話し合う場を設定することが必要である。
- 児童発達支援センター等が保育所等訪問支援等を活用して地域を支えていくため、保育所等訪問支援と児童発達支援センター等における職員配置について、支援の質の確保に必要な体制は担保しつつ、柔軟に対応できるよう配置の仕方(兼務等)について検討を進める必要がある。

(4) 児童発達支援や放課後等デイサービスにおけるインクルージョンの推進について

- インクルージョンを推進する上では、障害特性や子どもや家族の状態を踏まえつつ、通所する個々の子どもや保護者等の意向を尊重しながら取り組んでいくことが重要である。

⁹ 保育所等訪問支援については、支援時間も含め、現場によって様々な実態があるとの意見が本検討会においても挙げられており、令和4年度障害者総合福祉推進事業「障害児の保育所等への移行支援の実態把握に係る調査研究」における保育所等訪問支援の実施状況調査結果等も踏まえながら、検討を進めていく必要がある。

- 児童発達支援事業所や放課後等デイサービスにおける、併行通園や保育所等への移行の取組を進めるため、児童発達支援センターがスーパーバイズ・コンサルテーションの機会も活用しながら、インクルージョン推進の重要性やノウハウについて伝えていく取組を進めることが重要である。
- 国は、併行通園を基本とする場合（保育所等が生活の主軸となる場合、あるいは障害児通所支援が生活の主軸となる場合）、子ども子育て一般施策への完全な移行を目指す場合等の、具体的な支援のプロセスや考え方を整理したガイドラインを作成し、取組の推進を図ることが必要である。その際、アセスメントや障害児支援利用計画、個別支援計画の作成、事業所での支援において、インクルージョンの推進が考慮されるとともに、PDCAの仕組みを盛り込むことが重要である。
- 現在、障害児通所支援事業所を退所して、保育所等へ完全に移行した際には、保育・教育等移行支援加算の算定を可能としているが、一定期間にわたり継続的に行われる移行支援のプロセスについては評価の対象としていない。インクルージョン推進における移行支援のプロセスについても報酬上適切に評価していく方向で検討を進めることが必要である。

6. 障害児通所支援の給付決定等について

(1) 基本的な考え方

- 障害児通所支援の給付決定は、5領域 11 項目による調査を含め、9つの勘案事項及び障害児支援利用計画案を勘案して行うこととされており、市町村が子どもや保護者の状態等を踏まえながら、発達支援の必要性や支給量等を適切に判断していくことが重要である。
- また、給付決定後は、子ども本人やその家族のニーズ等に応じた適切な支援が提供されていくことが重要であり、給付決定の際に把握した情報を関係機関に共有し、その後の支援に活用していくことが効果的と考えられる。こうした観点からも、市町村が給付決定において、子ども本人や家庭の状況等をより丁寧に把握することを推進していくことが必要である。

(2) 調査指標の見直しについて

- 障害児通所支援の給付決定においては、現行5領域 11 項目の調査を行っているが、介助の有無や行動障害等の課題のみを把握する内容となっている。給付決定において、適切に発達支援の必要性や支給量を判断するとともに、その後の支援に活用していく上でも、子どもの発達状況等も把握できる調査指標に見直すことが必要である。
- 令和3年度障害者総合福祉推進事業「児童発達支援・放課後等デイサービスの指標の在り方に関する研究」において整理された、6領域 20 項目（思春期は7領域 23 項目）の調査項目については、子どもの発達状況や困り感も含めて把握できる内容となっており、これを参考にしながら、現行の5領域 11 項目に代わる、新たな調査指標について検討を進めていくべきである。その際には、子どもの発達状況に加え、例えば思春期以降についてメンタルヘルスの課題等、それぞれの年代

特有の課題に係る視点等を加えていくことも検討することが考えられる。また、市町村の職員がこどもの全体像を捉えていく上で、保護者に丁寧に聞き取りを進めるためのツールと位置づけて検討していくことが重要である。

- 新たな調査指標の調査内容や調査項目数等によっては、市町村の職員の負担が大きくなることが想定される。例えば各種加算の判定との連動など、調査で得た情報の活用や ICT の活用などにより、業務負担の軽減を図ることも検討すべきである。
- 同研究において、こどもの全体像を把握する内容として整理された 10 領域 90 項目についても、その後の支援に活用する方策を検討していくことが考えられる。

(3) 給付決定プロセスについて

- こどもの状態は、保護者の状態や養育環境を含めた環境による影響も大きく、支援の必要性について判断をする上で、保護者の心身の状態、子育てで抱えている精神的な負担、それらに対する支援の状況、家庭と地域のコミュニティや社会資源とのつながり等、家庭の状況も丁寧に把握することが重要である。現行の給付決定においても、保護者の状況等を勘案事項として把握することとされているが、より丁寧に把握することを推進していくことが必要である。
- 気付きの段階からサポートに入ることが重要であり、母子保健施策や子育て支援施策との連携が重要である。また、令和6年4月に創設されるこども家庭センターとの連携も重要である。発達支援につながる入口ともなる、これら関係機関が有するこどもや家庭の情報を、給付決定においても活用していくことについて検討を進めていく必要がある。
- 成長・発達が著しく、ニーズの変化が大きいこどもの時期においては、こども等の状況を適時にきめ細かく把握し、それに応じた適切な支援が提供されるよう調整していくことが重要である。そのためには、市町村の給付決定において、相談支援事業所によるモニタリング期間を一律の標準期間に沿って設定するのではなく、個々の状況等に応じて丁寧に設定する等の運用の徹底を進める必要がある。国においては、モニタリング頻度を高める必要があると考えられる状態像等をより丁寧に示していくことが必要である。
- インクルージョンを推進していく上で、発達支援の入口ともなる給付決定において、子育て支援担当部門とも連携の上、地域における保育所や放課後児童クラブ等の一般施策の受け入れ体制等についても、保護者に対して適切に情報提供を行なうとともに、必要に応じて子育て支援担当部門につなぐなど、一般施策での対応も考慮して給付決定していくことを推進すべきである。
- 給付決定を更新する際には、それまでの支援内容とその成果や、こどもと家庭の状況を把握し、その時点における支援の必要性や支援ニーズを踏まえて決定することが必要である。

- 給付決定については、新たな調査指標の運用、見直すべき勘案事項や留意事項等も踏まえながら、市町村によって判断のバラツキが生じにくくなるよう、給付決定事務等に関する事務要領を見直す必要がある。国においては、個々の自治体の給付決定の状況や、地域の障害児相談支援の実施状況や体制、各地域の資源の状況や取組等について把握し、好事例を示していくことや必要に応じた助言等を行なうことで、地域の実情に応じつつ、適切な給付決定に基づく質の高い支援の提供を進めることが必要である。また、自治体の負担軽減や判断のバラツキが生じにくくなるよう、共通ツールの開発やICTの活用の検討を進めていく必要がある。

(4) 支援全体のコーディネート・障害児相談支援の推進について

- 給付決定後は、子ども本人やその家族のニーズ等に応じた支援を適切に提供するため、支援全体のコーディネートが行われていくことが重要であるが、セルフプラン率が依然として高い現状も踏まえ、支援にあたって相談支援事業所による障害児支援利用計画の策定及びモニタリングが行われるよう取組を進める必要がある。特に、一月あたりの利用必要日数が多い場合や複数の事業所を併用する場合、医療的ケア児などケアニーズが高く、多機関連携で支援にあたる場合等には、子どもの状況等に応じたコーディネートが行われる必要があり、相談支援事業所による支援を進めることが必要である。
- 障害児相談支援については、気付きの段階から子どもや家族に対する相談支援を行うとともに、支援を行うにあたって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っており、支援の質と量を確保する観点から、市町村及び都道府県においては、障害児福祉計画で道筋を定めながら、計画的な整備と人材育成を進めていくことが必要である。
- また、国においては、現状、障害児相談支援の資源が十分ではない状況にあることを踏まえ、障害児相談支援の推進とあわせて、障害児相談支援の整備が途上にある地域等においても、適切にコーディネートが行われる方策を検討し、対応を進めていく必要がある。その上では、障害児支援利用計画や個別支援計画を関係事業所間で共有していくことも重要である。

7. 障害児通所支援の質の向上について

- 地域の障害児通所支援事業所全体の質の底上げが図られていくよう、都道府県、市町村や児童発達支援センター、事業者、障害児関係団体等が地域で連携して研修や支援困難事例の共有・検討を進めていくことが必要である。
- 地域の障害児支援の質の向上を図るための研修等の取組は、市町村が企画し児童発達支援センターや基幹相談支援センター等の地域の中核機関と連携して進めていくことが重要である。また、郡部や町村部においては広域での連携が必要であり、都道府県が広域調整や全域での企画を行うなどその役割を果たすことが重要である。

- 市町村においては、(自立支援)協議会の下に子ども部会を設置し、個別事案の検討等を通じて地域の課題を把握・分析しながら、支援体制の充実と地域の障害児支援の質の向上に取り組んでいくことが重要である。児童発達支援センターは、子ども部会等に参画して支援困難事例や地域課題の共有等を行うとともに、そうした場での関係機関による議論や検討を踏まえながら、地域の障害児支援の質の向上を図るための取組を進めることが重要である。
- 児童発達支援センターは、地域の障害児支援の中核的役割を担う機関として、地域の事業所へのスーパーバイズ・コンサルテーションを積極的に進めていくことが必要である。また、事業所側を動かすことも重要であり、児童発達支援及び放課後等デイサービスの各ガイドラインで定めた自己評価票の項目に、コンサルテーション実績等を確認する項目を設ける等、児童発達支援センターとの連携状況を公表する仕組みを設けることを検討すべきである。
さらに、地域の障害児支援の中核的役割を担う機関として、児童発達支援センター自身が、積極的に専門機関や専門家等からの助言等を受けることや、職員を外部研修に参加させることで専門性の向上を図ること、積極的に外部からの評価を受けて質の向上を図っていくことも重要である。(再掲)
- 障害児支援の質の底上げに向けて、児童発達支援センターが中心となり、地域の事業所の自己評価・保護者評価の結果を集約し、各事業所とともに、それぞれの事業所の強み・弱みを分析し、地域の事業所がお互いの効果的な取組を学び合う取組を推進することが必要である。国においては、効果的な実施方法等を含めた自己評価・保護者評価の活用に関する手引きを作成し、全国各地域での取組を進めることが必要である。
- 児童発達支援及び放課後等デイサービスの各ガイドラインで定めた自己評価票・保護者評価票については、第三者による外部評価に関する研究の報告¹⁰等も参考にしつつ、各ガイドラインの見直しとあわせて改善を図るとともに、運営基準等において実施方法を明確化し、運用の標準化と徹底を図ることが必要である。
- 障害児通所支援の質の確保・向上につなげる観点から、自己評価票・保護者評価票について、集約・分析し、その結果を公表するなど、より良い支援に向けた事業所の気付きや事業所間の切磋琢磨につながるような、効果的な活用方策や公表の仕方について検討を進める必要がある。
- 第三者による外部評価については、評価とあわせて改善のためのコンサルテーションが行われることが、質の確保・向上につなげていく上で有効とも考えられる。各自治体における社会福祉法に基づく福祉サービス第三者評価等の取組を進めるとともに、児童発達支援センター等によるスーパーバイズ・コンサルテーションの取組を推進していくことが重要である。

¹⁰ 令和元年度障害者政策総合研究事業「障害児支援のサービスの質の向上のための外部評価の実施とその検証のための研究」

- 自己評価・保護者評価、第三者による外部評価を行う際には、評価の透明性を確保していくことが重要である。
- 児童福祉法に基づく障害福祉サービス等情報公表制度等も活用しながら、事業所の支援の方針やサービスの内容・特色、人材の状況も含めた支援体制等の情報の把握と公表を進め、各事業所の支援の見える化を進めることが重要である。その際には、支援を受けるこどもや保護者が、その情報にアクセスしやすい仕組みを構築することも重要である。
- 障害児支援にあたる人材の育成を充実させることが急務である。障害児支援と子育て支援両方の観点からの専門性を身につけるために、こどもの権利、発達支援、家族支援、地域支援、虐待予防等の内容についての基礎、中堅、専門といった段階的な研修体系の構築や、人材確保の観点からも、キャリアアップの仕組みの構築を進めることが必要である。研修の具体化にあたっては、座学のみではなく、実践・OJT を組み合わせた研修体系とすることや、ICT や動画コンテンツの活用を進めることも重要である。
- 上記研修との関連も含め、児童発達支援管理責任者、相談支援専門員の研修体系についても、障害児支援を行うために必要な専門性をより向上させるよう、研修内容の充実に向けて検討を進めることが必要である。その際には、研修機会を適切に確保していくことも重要である。
- 聴覚障害児や視覚障害児、重症心身障害児や医療的ケア児、強度行動障害を有する児等への支援に関する専門的な研修の実施を進めていくことも重要である。
- さらに、地域の障害児通所支援の質の確保・向上や、障害児支援から一般施策への後方支援の強化によるインクルージョンの推進の観点から、スーパーバイズ・コンサルテーションを行う人材育成のための研修の実施を進めていくことも重要である。
- 障害児通所支援の質の確保・向上に向けては、アセスメントの手法や個別支援計画等の標準化を進めていくことが重要であり、手引きやガイドラインの充実や、現場で使用しやすいという観点も踏まえながら、フォーマットの統一化について対応を進めていくことが必要である。
- 障害児通所支援の質の確保・向上に向けては、現場の業務負担を軽減していくことも重要であり、ICT の活用や文書量削減、会議の合理化等の取組を進めることも検討していく必要がある。

8. おわりに

- 本検討会では、平成 26 年の「障害児支援の在り方に関する検討会」や令和3年の「障害児通所支援の在り方に関する検討会」の報告書の方向性を踏まえつつ、障害児通所支援の今後の方向性と具体的取組方策について議論を行った。これらの議論と本報告書を踏まえ、国においては、

次期障害児福祉計画策定、次期報酬改定等において、できる限り実現が図られるよう、検討を進めるべきである。

- 市町村においては、障害児とその家族に対して必要な支援が適時に確実に行われるよう、地域の支援体制を関係機関との連携の下で整備・充実させ、早期に切れ目なく支援を届けるとともに、適切な給付決定や支援のコーディネート、支援の質の確保・充実の取組を進めることが求められる。

都道府県においては、市町村の取組が着実に進められるよう支援するとともに、広域的な視点からの調整や人材の確保育成等の取組を進めることが求められる。

国においては、市町村や都道府県の取組について、財政面・ノウハウ面からの支援を進めるとともに、各地域の支援体制の状況や取組等を把握・分析し、きめ細やかに助言等を行うなど、全国すべての地域での支援の確保・充実が図られるよう、取組を進めることが求められる。

さらに、地域で支援にあたる関係者や、児童発達支援・放課後等デイサービス等の事業者は、それぞれの役割と機能を果たすとともに、こどもと家族を中心に緊密に連携し、こどもの最善の利益を図りながら支援を進めていくことが求められる。

- 令和5年4月にはこども家庭庁が創設される。障害児支援施策が厚生労働省からこども家庭庁に移管され、子育て支援施策の中で一体的に推進されることにより、インクルージョンのより一層の推進が期待される。これを契機として、障害児支援施策として、専門的な児童発達支援の提供とあわせて、保育所等の一般施策や地域の様々な活動への後方支援の取組を強化し、共生社会の実現に向けて、こどもが障害の有無にかかわらず共に育つことができる環境づくりを進めていくべきである。

また、さらに視点を広げて、全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会¹¹の実現という観点から、高齢者介護などの他分野との連携・協働の中で、障害児支援施策を進めていくことも重要である。

- 一方で、障害者支援施策を厚生労働省が引き続き所管する中では、厚生労働省とこども家庭庁が緊密に連携し、ライフステージで途切れることなく、乳幼児期から成人期まで切れ目なく支援が行われるとともに、障害福祉全体としての継続性・一体性を持った施策となるよう取り組んでいくことが求められる。また、医療ニーズに適切に対応していく上でも、厚生労働省との緊密な連携が求められる。

- 今後、こども家庭庁の下で、こども基本法を踏まえながら、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて(「こどもまんなか社会」)、こどもの権利を保障し、誰一人取り残さず、その健やかな成長を社会全体で後押しする取組の推進が図られることになる。

¹¹ 高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会

本報告書を受けて、こども家庭庁・厚生労働省・文部科学省等の関係省庁、自治体、支援者・事業者等の関係者が一丸となって、こどもの声を真摯に受け止めながら、こどもを真ん中においた取組・支援を推進し、こどもと家族のウェルビーイングの向上、共生社会の実現に大きくつながっていくことを強く期待する。

障害児通所支援に関する検討会 開催要綱

1. 趣旨

平成 24 年4月施行の改正児童福祉法等により、障害児支援の体系の再編・一元化が行われた。これにより、身近な地域で障害児支援が受けられるようになったものの、昨今の状況の変化（発達障害の認知の広がりや女性の就労率の増加等）などに伴い、利用者数の増加とともに利用者像も変化しており、障害児通所支援の現状は、こうした変化に十分対応しているのか、また、多様な主体の参入等もあいまって、障害児通所支援として求められる適切な運営や支援の質の確保が課題となっていた。

こうした現状も踏まえ、改めて、障害児通所支援が担うべき役割や機能、対象者など、今後の障害児通所支援の在り方について検討するため、「障害児通所支援の在り方に関する検討会」を開催し、令和3年 10 月に報告書が取りまとめられた。

この報告書を踏まえた社会保障審議会障害者部会の「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて中間整理」(令和3年 12 月 16 日)を受け、今般児童福祉法改正を行ったが、同改正法の施行及びその他必要な事項について具体的に検討を行うために「障害児通所支援に関する検討会」を開催する。

2. 検討事項

- (1) 障害児通所支援に関する事項について
- (2) その他

3. 構成等

- (1) 本検討会は、社会・援護局障害保健福祉部長が学識経験者、障害児通所支援等の関係者の参集を求めて開催する。
- (2) 構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本検討会に、座長及び座長代理を置く。
- (4) 本検討会の座長は、構成員の互選により選出し、座長代理は構成員の中から座長が指名する。
- (5) 座長は、必要に応じ意見を聴取するため、参考人を招聘することができる。
- (6) その他、本検討会の運営に関し、必要な事項は座長が定める。

4. その他

- (1) 本検討会の庶務は、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室が行う。
- (2) 本検討会の議事、資料及び議事録は原則として公開とする。内容により非公開にする必要があると座長が認めた場合には、非公開である旨及びその理由を明示するとともに、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。

障害児通所支援に関する検討会 構成員名簿

(令和4年8月4日現在)

	構成員名	所属等
○	1 有村 大士	日本社会事業大学社会福祉学部 准教授
	2 稲田 尚子	帝京大学文学部 准教授
	3 井上 雅彦	鳥取大学大学院医学系研究科 教授
	4 内山 登紀夫	一般社団法人日本発達障害ネットワーク 副理事長
	5 小川 陽	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会 理事・政策委員長
	6 小野 善郎	和歌山県精神保健福祉センター 所長
	7 加藤 正仁	一般社団法人全国児童発達支援協議会 会長
	8 北川 聡子	公益財団法人日本知的障害者福祉協会 副会長
	9 木村 真人	一般社団法人全国重症心身障害日中活動支援協議会 事務局長
	10 小船 伊純	白岡市健康福祉部保育課 課長
◎	11 田村 和宏	立命館大学産業社会学部 教授
	12 中川 亮	一般社団法人全国介護事業者連盟 理事・障害福祉事業部会部会長
	13 福原 範彦	大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課 課長
	14 又村 あおい	一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事・事務局長
	15 松井 剛太	香川大学教育学部 准教授
	16 米山 明	社会福祉法人全国心身障害児福祉財団 理事

(五十音順、敬称略、◎は座長、○は座長代理)

障害児通所支援に関する検討会 開催経緯

第1回 令和4年8月4日(木)

- (1) 主な検討事項について
- (2) 今後の検討の進め方等について
- (3) その他

第2回 令和4年8月30日(火)

- (1) 団体ヒアリング
 - ・ 障害のある子どもの放課後保障全国連絡会
 - ・ 一般社団法人全国医療的ケア児者支援協議会
 - ・ 一般社団法人全国重症児者デイサービス・ネットワーク
 - ・ 社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会
 - ・ 全国発達支援通園事業連絡協議会
 - ・ 認定 NPO 法人難病のこども支援全国ネットワーク
 - ・ 一般社団法人日本自閉症協会
- (2) その他

第3回 令和4年9月29日(木)

- (1) 団体ヒアリング
 - ・ 障がい児及び医療的ケア児を育てる親の会
 - ・ 全国肢体不自由児者父母の会連合会
 - ・ 日本ダウン症協会
- (2) 児童発達支援センターの主な検討事項について
- (3) その他

第4回 令和4年10月25日(火)

- (1) 子ども・子育て一般施策等への移行等について
- (2) 障害児通所支援の調査指標について
- (3) その他

第5回 令和4年11月21日(月)

- (1) 児童発達支援センターについて②
- (2) 子ども・子育て一般施策等への移行等について②
- (3) 障害児通所支援の質の向上の主な検討事項(案)について
- (4) その他

第6回 令和4年12月14日(水)

- (1) 児童発達支援事業・放課後等デイサービスの主な検討事項について
- (2) その他

第7回 令和5年1月11日(水)

- (1) 児童発達支援事業・放課後等デイサービスについて②
- (2) その他

第8回 令和5年1月25日(水)

- (1) 構成員ヒアリング
- (2) 障害児通所支援の調査指標について②
- (3) その他

第9回 令和5年2月6日(月)

- (1) 報告書(素案)について
- (2) その他

第10回 令和5年2月24日(金)

- (1) 報告書(案)について
- (2) その他

第11回 令和5年3月14日(火)

- (1) 報告書(案)について
- (2) その他

児童養護施設・乳児院における保育所等訪問支援事業の利用について

- 乳児院や児童養護施設の入所者に占める障害児の割合は3割程度となっており、職員による支援に加えて、発達支援に関する専門的な支援が求められている。(乳児院:30.2%、児童養護施設:36.7%/平成29年度)
- このため、保育所等訪問支援の対象を乳児院や児童養護施設に入所している障害児に拡大し、障害児本人に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障害児の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行うことができることとする。

対象者の拡大(平成30年度~)

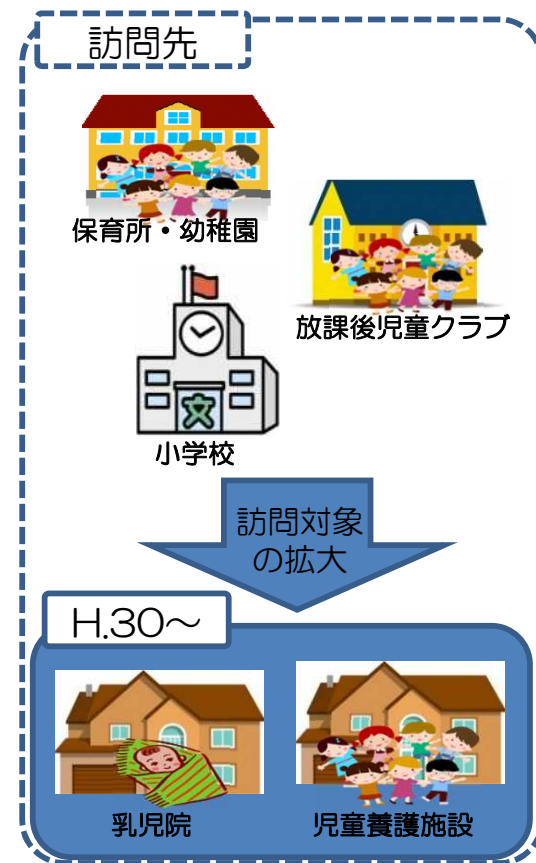
- 乳児院、児童養護施設に入所している障害児を対象者として追加

※平成29年度以前、以下の施設に通う障害児が対象

- ・保育所、幼稚園、小学校 等
- ・その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めるもの(例:放課後児童クラブ)

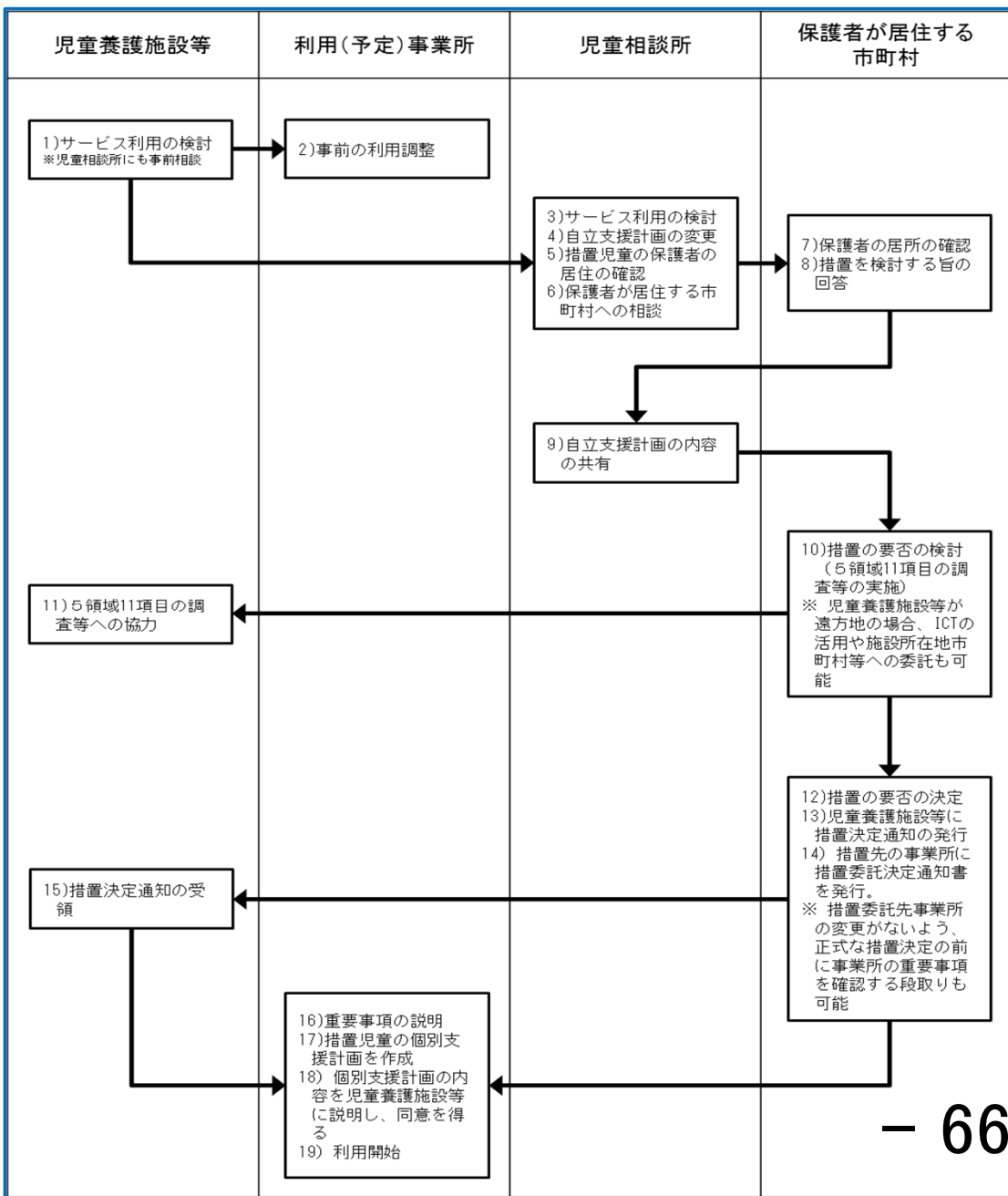
支援内容

- 児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
 - ①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
 - ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)



措置児童の保育所等訪問支援等の利用手続きのフローチャート・費用徴収について

児童養護施設等に入所する措置児童へのやむを得ない措置のフローチャート(※)



保育所等訪問支援等の費用徴収

措置児童がやむを得ない事由による措置により保育所等訪問支援等を利用する際には、児童養護施設等や保護者に保育所等訪問支援に関する利用者負担は生じない(費用徴収は免除)。

(通知)

- 「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」(平成11年8月30日児家第50号)
各都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)長宛
厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課・児童家庭局家庭福祉課・保育課連名 通知

■ 7-ウ 費用の徴収

- ① 児童養護施設入所に係る費用徴収
児童養護施設措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収金基準額表」により、月額を徴収する。

- ② 障害児通所支援に係る費用徴収
徴収を免除する。

(※)利用フローやその他の手続きの詳細は「措置児童が障害児通所支援等を利用する場合の事務処理要領」(*)を参照。

(*)令和3年3月31日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課・障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「措置児童が障害児通所支援等を利用する場合の事務処理要領及び障害児を受け入れる乳児院及び児童養護施設における保育所等訪問支援の積極的な活用について(周知のお願い)」

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針(仮称)について

【1】経緯

- **こどもの誕生前から乳幼児期は、こどもの生涯にわたる Well-being の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期**であり、**社会全体にとっても極めて重要な時期**。だからこそ、育ちの環境の多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「**こどもの育ち**」**そのものの質**にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含む**こどもの置かれた環境等**にかかわらず、この重要な時期の育ちをひとしく保障していく発想へ、**社会の認識を転換させていくことが必要**。
- こうした観点から、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月閣議決定）において、**幼稚園、保育所、認定こども園、家庭、地域を含めた、「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称※当時）」**を閣議決定し、これに基づき政府内の取組を主導することとされている。

【2】検討状況（論点整理は別紙参照）

- こども家庭庁準備室の下に設置した「「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会」の報告（令和5年3月30日）において、**基本的な指針（仮称）の策定に向けた論点整理がなされた。（概要は別紙のとおり）**
- 令和5年4月21日に内閣総理大臣からこども家庭審議会に対してなされた諮問「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針及び重要事項等について」を受け、**今後、幼児期までのこどもの育ち部会を中心に、こども大綱の検討と十分連携を図りながら基本的な指針（仮称）の策定に向け、具体的な事項の検討**をしていく予定。

小倉大臣による解説動画
(4分弱)はこちら↓



【3】検討スケジュール

令和4年度

有識者懇談会による検討
(3月に論点整理とりまとめ)

こども家庭庁
発足

669

こども家庭審議会
幼児期までのこどもの育ち部会
の下で具体的な事項の検討

令和5年度

閣議決定

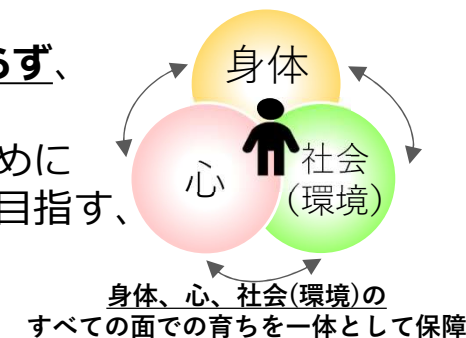
指針の推進

こどもの誕生前から幼児期までの育ちの環境は多様であるが、こどもの生涯にわたる幸福（Well-being）の基礎を培い、
人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。

だからこそ、指針を、**こどもと日常的には関わる機会がない人も含むすべての人**と共有し、こども本人と社会全体の双方にとって重要なこどもの誕生前から幼児期までの育ちをひとしく保障することで、すべての人の利益につなげていく。

指針の目的

こども基本法の目的・理念に則り、こどもの**心身の状況、置かれている環境等にかかわらず**、
こどもの誕生前から幼児期までを**切れ目なく**、
こどもの心身の健やかな育ちを保障し、こどもの育ちを支える社会(環境)を構築するために
すべての人で共有したい基本的な考え方と、その取組の指針を示すことで、こども基本法の目指す、
次代の社会を担う**すべてのこどもが、その権利が守られ、将来にわたって**
幸福（Well-being）な生活を送ることができる社会の実現を目的とする。



すべての人で共有したい理念

**すべてのこどもが一人一人個人として、
その多様性が尊重され、差別されず、権利が保障されている**

すべてのこどもが、生まれながらに権利を持っている存在として、
いかなる理由でも不当な差別的取扱いを受けることがなく、一人一人
の多様性が尊重されている。

**すべてのこどもが安心・安全に生きることができ、
育ちの質が保障されている**

どんな環境に生まれ育っても、心身・社会的にどんな状況であっても、
すべてのこどもの生命・栄養状態を含む健康・衣食住が守られ、こども同士
つながり合う中で、ひとしく健やかに育ち・育ち合い、学ぶ機会とそれらの
質が保障されている。

**こどもの声（思いや願い）が聴かれ、受け止められ、
主体性が大事にされている**

乳幼児期のこどもの意思は多様な形で表れる。こどもの年齢及び発達
の程度に応じて、言葉だけでなく、様々な形でこどもが発する声
が聴かれ、思いや願いが受け止められ、その主体性が大事にされ、
こどもの今と未来を見据え「こどもにとって最も善いことは何か」
が考慮されている。

**子育てをする人がこどもの成長の喜びを実感でき、
それを支える社会もこどもの誕生、成長と一緒に喜び合える**

身近な保護者・養育者が安心と喜びを感じて子育てし、こども同士
つながり合うことが、こどものより良い育ちにとって重要。保護者・
養育者が、子育ての様々な状況を社会と安心して共有でき、
社会に十分支えられているからこそ、こどもの誕生、成長の喜びを
保護者・養育者が実感でき、社会もそれを一緒に喜び合える。

乳幼児期のこどもは

安心したい

身近な人にくっついて、繰り返し抱っこを求めたり、触れ合うことで安心できる。

満たされたい

「食べたい」「寝たい」「かまってほしい」「愛されたい」などの思いや欲求を、自分のペースやリズムに合わせて満たしてもらうことで、心地よい生活のリズムが出来てくる。



関わってみたい

こども同士や関わりの中で、様々な感情を経験しながら、人との関わり方が培われる。

多様な人や社会(環境)と関わることで、それぞれの違いや個性があることに気づく。



遊びたい

身近な環境の中、自分の興味の赴くまま夢中になって遊ぶ。自然に触れて、体験して、絵本や地域行事などの文化に触れて感性を育んだり、食事を楽しむことなども含むあらゆる遊びを通して様々なことを学んだりしながら育つ。

認められたい

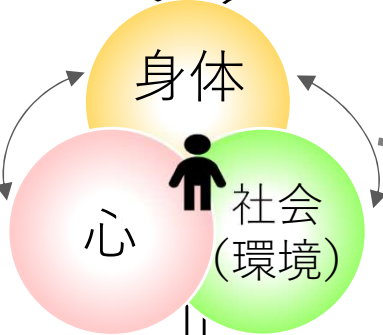
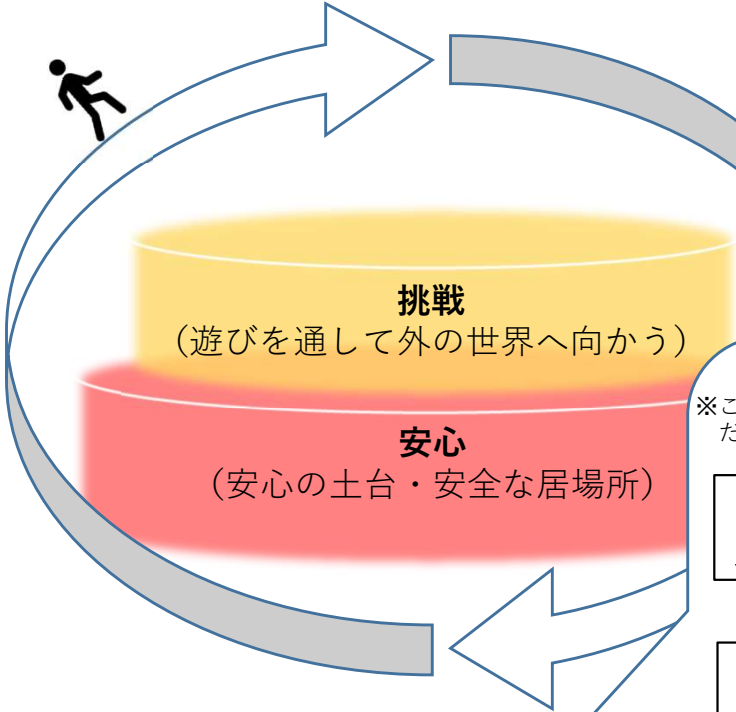
周囲の人にありのままを受け止められ、自分の存在、意思、ペースを認めてもらうことで、自分に自信がつく。この経験から、他者への理解や優しさにつながる。

乳幼児期のこどもの育ちは、心身の発達を⁶⁷¹図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎である。

こどもの誕生前から幼児期までの「こどもの育ちの基本的な考え方」

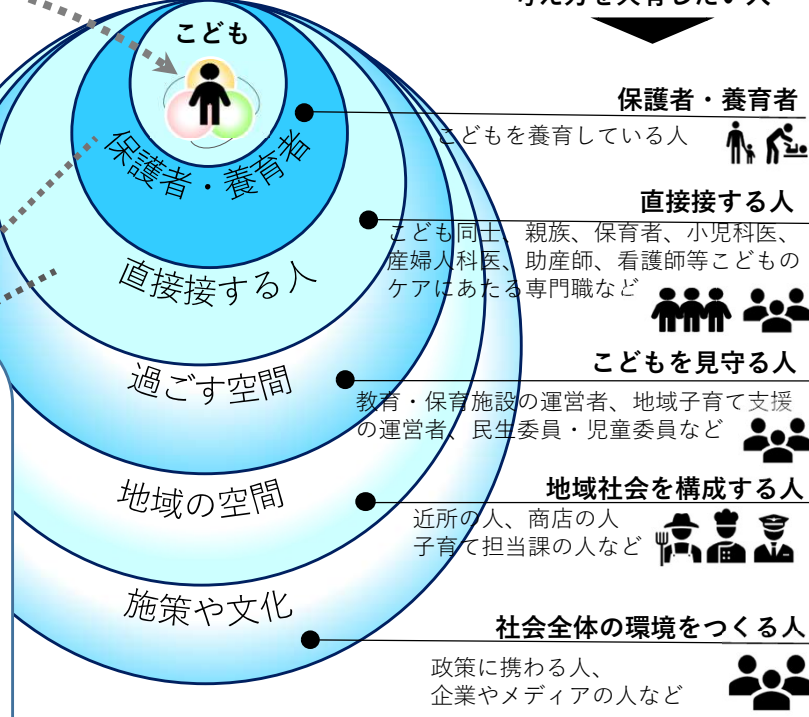
こどもの育ちに係る他の指針等とあいまって、すべてのこどもに、身体、心、社会(環境)のすべての面での育ちを一体として保障するために育ちの時期を問わずすべての人と共有したい基本的な考え方

発達の鍵となる 安心と挑戦の循環



それぞれのこどもから見た 「こどもまんなかチャート」の視点

こどもの育ちを支えるために
考え方を共有したい人



こどもの育ちに必要な愛着
 ※こどもとの愛着関係の対象として、保護者・養育者も重要だが、こどもと直接接する人も築くことができる。

こどもが怖くて不安なときに身近な大人がそれを受け止め、こどもの心身に寄り添うことで、**安心感を与えられる経験の繰り返しを通じて獲得される安心の土台**のこと。

これがもたらす自分や社会への基本的信頼感が、自他の心の理解や共感、健やかな脳や身体の発達を促す。安定した愛着は、非認知能力の育ちに影響を与える重要な要素でもあり、生きる力につながっていく。

※空間には、3施設や子育て支援の施設のみならず、公園や自然環境、デジタル空間含む

- これまで、乳幼児期の愛着（アタッチメント）の正しい理解やその育ちのプロセスにおける重要性に関し、すべての人と分かりやすく共有できていなかった。
- 乳幼児期に**安心と挑戦の循環を保障するための考え方を、すべての人と分かりやすく共有**することで、すべての人の関わりが、より良いこどもの育ちへつながり、こどもの発達を保障していく。

- これまで、こどもを真ん中に考えたときに、直接的、間接的あるいはその両方で、こどもの誕生前から幼児期まで、すべての人が具体的にどのような立ち位置で、こどもを支える当事者となりうるのかが見える化できていなかった。
- 「こどもまんなか」視点で共有したいことを分かりやすく整理することで、**すべての人が当事者**となり、「こどもまんなか」という一貫した考え方の下でこどもの育ちを保障していく。

「誰に何を共有したいか」の整理の方向性について

【指針の具体的事項の整理方針】

子どもにとってどんな時期に何が大切なのかを考えやすくする観点から、

- ① 妊娠期
- ② 乳児期
- ③ 概ね1歳～3歳
- ④ 概ね3歳～幼児期の終わり

ごとにわけて整理し、このような整理の中で生まれる前から幼児期の終わりまでの過程を通じて切れ目なくこどもの育ちを保障するための具体的な考え方を学童期、思春期、青年期、子どもと日常的には関わる機会がない人含む社会全体すべての人で共有。あわせてこれらが小学生以降の育ちにどのようにつながっていくのかの考え方も共有。



このような整理の中で、

- 身体・心・社会（環境）の視点を共有
- 安心と挑戦の循環（愛着）による育ちのプロセスを共有
- 「こどもまんなかチャート」を参考に（保護者・養育者／直接接する人／子どもを見守る人／地域社会を構成する人／社会全体の環境をつくる人など）誰に何を共有したいかを整理した、具体的事項を示す。

指針の考え方の実現に向けた政策課題への対応

⇒こども大綱等と十分に連携を図りつつ、「基本的な指針の考え方の実現に向けた政策課題として懇談会の議論の中で出された主な意見」も参考に更なる検討を進める。— 673 —

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）の策定及びその実施に向けた検討論点案

「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会報告で示された論点整理(2023.3.30)のポイント

目的

こども基本法の目的・理念に則り、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、こどもの誕生前から幼児期までを切れ目なく、こどもの心身の健やかな育ちを保障し、こどもの育ちを支える社会(環境)を構築するためにすべての人で共有したい基本的な考え方と、その取組の指針を示すことで、こども基本法の目指す、次代の社会を担うすべてのこどもが、その権利が守られ、将来にわたって幸福(Well-being)な生活を送ることができる社会の実現を目的とする。

- ▷視点：こどもの育ちそのものへ着目、施設類型を越え、日常的にこどもと関わらない人を含め対象
- ▷考え方の柱：身体・心・社会(環境)の3つの視点を一体的に／安心と挑戦の循環(愛着が鍵)／こどもまんなかチャートの視点
- ▷具体化の方向性：育ちの時期ごとに、こどもまんなかチャートも参考に、誰と何を共有したいかを具体化。施策はこども大綱と連携。

こども家庭審議会諮問第1号「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針及び重要事項等について」(2023.4.21)【抄】

併せて、「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）」及び「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」の案の策定に向け、具体的な事項の検討をお願いします。その際、こども大綱の検討と十分に連携を図るよう、お願いします。

「幼児期までのこどもの育ち部会」における具体的検討事項

基本的な指針の対象となる主たる範囲と検討における留意点

- ▷こどもの誕生前から幼児期までを切れ目なく対象。
- ▷妊娠以前や、小学校就学以降の育ちとの接続に留意。
- ▷名称も、こどもの育ちに着目したものとすることに留意。
- ▷大切な理念として目指したい姿や共有したい考え方について示す。なお、恒常的な指針を目指すか、必要に応じて見直しも想定。
- ▷こども大綱（今後5年間をメドに、学童期以降も含めより広くこども施策に関する基本的方針や重要事項等を定める）との連携に留意。

検討事項の論点案

1. 社会全体の意識転換を主導する基本的な指針の策定に向けた検討

- ▷論点整理の考え方の柱も踏まえ、育ちの時期ごとに、こどもまんなかチャートも参考に「誰と何を共有したいか」の具体化が必要。
- ▷心身・社会的状況にかかわらずひとしく保障する方策、こどもと日常的には関わる機会がない人も含むすべての人へ真に届く方策にも留意。
- ▷こども大綱の検討と連携し、こども施策を総合的に整理し、基本的な指針の考え方と連動させていくことが必要。

2. 基本的な指針で示す理念や考え方を具体的に実現するための方策の検討

- ▷基本的な指針で示した内容を、絵本や外遊びといった具体的なこどもの活動内容に落とし込むなど、家庭・地域・各幼児教育・保育施設において、こどもの日々の育ちを支えるための手がかりを示す方策が必要。
- ▷保育所、認定こども園、幼稚園や保育士等の養成施設等に基本的な指針で示した内容をいち早く伝え、実践につなげるための方策が必要。

福祉サービス第三者評価事業の概要

目的

- 福祉サービス第三者評価事業（※）は、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、評価結果の公表が利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的とするもの。
（※）福祉サービスの質の向上を図るため、保育所をはじめとする福祉施設・事業所に対して第三者が評価を行う事業。

評価基準

- 具体的な第三者評価は
 - ① 保育所のみならず、すべての福祉施設・事業所（以下、「社会福祉事業」という）に共通する項目「共通評価基準ガイドライン」（平成17年策定、平成30年最終改訂）
 - ② 社会福祉事業の種別（保育所、児童館、高齢者福祉サービス等）の特性や専門性を踏まえ、各社会福祉事業ごとに策定されている「内容評価基準ガイドライン」（平成17年策定、令和2年最終改訂）に基づき実施。

※福祉サービス第三者評価に関する法令上の位置付け

- 保育をはじめとする社会福祉事業（※）の経営者は、自らその提供するサービスの質を評価することその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。（社会福祉法第78条）
（※）社会福祉法第2条に規定する第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。
 - ① 第一種社会福祉事業・・・婦人保護施設、養護老人ホーム、児童養護施設、障害児入所施設等を経営する事業
 - ② 第二種社会福祉事業・・・障害福祉サービス事業、児童厚生施設（児童館）、保育所等を経営する事業
- 保育所等（※）は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善に努めなければならない。（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条の2第2項）
（※）幼稚園（子ども・子育て支援法第27条に規定する施設型給付費の支給対象施設に限る）、認定こども園、地域型保育事業を含む。

「虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化について」 (令和5年5月12日付 事務連絡) より抜粋

3. 保育内容の評価の活用について

- 日々の保育について、定期的に振り返りを行い、こどもに対する接し方が適切であったか、より望ましい対応はあったのか等、保育士・保育教諭同士で率直に話すことができる場を設ける等により、全職員がこどもの人権・人格を尊重する保育を行うための意識を共有することも重要な取組である。
- こうしたことから、「保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）」を踏まえつつ、保育内容等に関する自己評価を行うことが重要である。その際、保育内容等の評価に当たっては、「保育士等の職員個人による自己評価」とそれを踏まえた「保育所が組織として実施する自己評価」が基本となる。
- また、これらの自己評価の取組に加え、より多様な視点を取り入れる観点から、第三者評価を活用することが重要である。より客観的な評価につながるものであり、第三者評価を受ける前の自己評価に職員一人一人が主体的に参画することで、職員の意識改革と協働性が高められることや、第三者評価結果を保護者へ報告することによって協働体制を構築すること等の意義が認められる。第三者評価、指導監査それぞれに新たな気づきがあり、現状や課題を把握する上で補い合っているといった指摘もなされている。
- 上記の取組を通じて、保育の質の向上に向けて、様々な立場の人が保育内容等やそれにつながる取組に関与・参画する機会を互いに関連付けながら展開し、保育所等における取組全体の充実を図っていくことが重要である。

「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」
「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」
(児童福祉法施行令関係)

第211国会で成立した「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」(刑法等一部改正法)及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」(撮影新法)により新たに定められる罰金刑を、保育士の欠格事由等に追加するため、児童福祉法施行令(児福法施行令)を改正する。

I. 現行制度(児福法)

1. 保育士の欠格事由

○児福法では、下記等を規定(第18条の5)

- ①禁錮以上の刑に処せられた者(同条第2号)
- ②この法律の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であって政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられた者(同条第3号)

○これを受けて児福法施行令では、罰金刑を定める、児童ポルノ法等の個別の条項を列挙(第4条)。

2. 保育士登録の必要的取消事由

児福法及び児福法施行令では、下記等を規定。

- ①児福法第18条の5各号のいずれかに該当するに至った場合(児福法第18条の19第1項第1号)
→児福法施行令第4条に列挙する各条項により罰金刑に処せられた者等
- ②(教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第3項に規定する)児童生徒性暴力等を行ったと認められる場合(同3号)

※上記②は執行が終わってから3年を経過しない者が該当

II. 児福法施行令第4条の改正

刑法等一部改正法及び撮影新法で新設される、以下の行為を罰する規定について保育士の欠格事由等に追加する。

16歳未満の者に対し、

- ①わいせつの目的で、aからcまでのいずれかの手段を用いて面会を要求
a 威迫・偽計・誘惑 / b 反復 / c 利益供与又はその申込み
- ②①の結果、わいせつの目的で面会
- ③性交等をする姿態、性的な部位を露出した姿態などをしてその映像を送信することを要求
(刑法等一部改正法による改正後の新第182条)

- ①正当な理由がないのに16歳未満の者の性的姿態等を撮影
- ②a ①の撮影又は⑤の記録による性的姿態等の画像(性的影像記録)を提供
b 性的影像記録を不特定・多数の者に提供又は公然と陳列
- ③②をする目的で、性的影像記録を保管
- ④不特定・多数の者に、正当な理由がないのに16歳未満の者の性的姿態等の影像を送信(ライブストリーミング)
- ⑤④により影像送信された性的姿態等の影像を、情を知って記録
(撮影新法第2条～第6条)

※児福法施行令第4条の改正に関する内容のみ記載。刑法等一部改正法のうち強制性交等罪・強制わいせつ罪の要件の改正等に係る不同意性交等罪等は、禁錮以上の刑に関するものであり、児福法施行令第4条の改正にかかわらず、欠格事由に該当

III. 施行日

令和5年7月13日

令和5年度 保育実践充実推進のための 中央セミナー

令和5年
12/6(水)
7(木)
2日間

このたび、こども家庭庁成育局成育基盤企画課では、全国の自治体で保育所等への保育内容の指導・支援を担当されている方などを対象に、標記セミナーを開催します。本セミナーは令和2年度からスタートし今回で4回目となり、毎回充実したプログラムにより満足度も高く大変好評を博しております。

本年度も地域において保育実践のさらなる充実に向けた取組を推進していくことに役立てていただけるよう、国の保育施策に関する最近の動向をお伝えするとともに、学識経験者等による講演や事例の紹介等をもとに、各地の様々な実情や取組について、参加者間で意見や情報の交換を行っていただくことを予定しています。多くの皆様のご参加をお待ちしています。

開催方法

**参集型(会場:東京都新宿区を予定)と
ZOOMによるライブ配信(ハイブリッド開催)**

※参加者ごとに希望の参加方法を選択できます。(今後の状況によって変更する場合があります)
また、後日オンデマンド配信を予定しています。

対象者

地域において現場への保育内容に関する指導・支援を担当する者

- 自治体(都道府県・市区町村)の保育指導職 等
- ※但し、参加者の中に、教育委員会担当者、管下市区町村担当者、地域における保育実践の質の確保・向上に関する取組を中核的に担っている保育所施設長、指定保育士養成施設の教員等が含まれていても差し支えありません。

参加申し込み

都道府県・市区町村の推薦による

※募集人数・参加登録方法等については本年秋頃に別途ご案内いたします。

プログラム内容(予定)

分科会共通テーマ(予定)

「保育におけるこどもの人権への配慮と一人一人の人格の尊重」

1日目 (6日)	午前	[全体会] 聴講型	開会・行政説明(こども家庭庁)
	午後		<ul style="list-style-type: none"> 基調講演 分科会(ア) 保育の振り返りを通じた実践の向上(保育内容等の自己評価) 分科会(イ) 開かれた組織づくり
2日目 (7日)	午前	[分科会] 参加型 ※申し込み状況を踏まえ、事務局にて参加分科会を決定します。	分科会(ウ) 地域内の現場同士の学びあいの体制づくり
			分科会(エ) こどもの姿の共有を通じた家庭との連携と子育て支援
	午後		[全体会] 聴講型

令和5年度 保育実践充実推進のための中央セミナー 目的と3つのポイント

本セミナーは、厚生労働省「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」の議論のとりまとめ（令和2年6月）において、保育の質の確保・向上に向けて「地域の取組と全国的な取組の連動」「関係者間で情報共有や意見交換を行う場・機会をつくること」の重要性が示されたことなどを踏まえ、令和2年度より開催されています。

POINT 1 情報を得る・理解を深める



保育所保育について、参加者がさらに理解を深めることに資するよう、最近の保育施策や保育をめぐる様々な課題に関する専門的知見等を説明・解説します。

POINT 2 現状を把握し、さらなる充実のための参考にする



各参加者が自分の地域の現状や強み・課題を改めて振り返り、現場への指導・支援や研修等をより充実させていくためのアイデアや手がかりを得られるよう、各地の多様な取組の事例について、経緯や継続のコツに焦点をあてて紹介します。

POINT 3 ネットワークをつくる・広げる



全国の様々な地域の間で保育実践の質向上に係る情報の交換・共有を図るとともに、地域の関係者間で保育実践について語り合うことのできる機会や場をつくっていくことに活かせるよう、参加者間でのグループ別協議の時間を設けます。

昨年度参加者の声（参加アンケート自由記述より）

これまで現場勤務でしたが、行政に異動してから改めて**情報収集の重要性**を痛感しております。**大変充実した研修**を受講させていただきました。できることならば、直接お会いしてお話できたらとも思いました。

セミナーの内容はどれも興味深く、**園の先生方にも学んでほしい**と思うことがたくさんありましたし、**自分自身の学びも深まりました**。

全国的な研修会はなかなか参加が難しいが、**オンラインによりハードルが下がり、参加できて大変有難い**。地域格差をなくすためには是非続けて開催してほしい。

全国の保育に携わる方々との交流が持てたことは、大変刺激になり、振り返るいい機会になりました。

セミナー事務局からの連絡や対応が丁寧で、**安心して参加することができました**。

オンライン研修は参加しやすいが、ズーム等に慣れていない現場の職員は準備や当日の参加に不安があった。今回は、分科会、全体会への移行を本部で振り分けていただけたので**初心者でも対応しやすく、よかった**。

主催：こども家庭庁

運営（お問合せ）：中央セミナー事務局（株式会社協和企画内 BBプロモーション）

hoiku2023@bbpro.co.jp TEL：03-3595-0679（平日9:30～12:00、13:00～17:00）

こども未来戦略方針（令和5年6月13日閣議決定）

（児童手当部分のみ抜粋（一部改編））

Ⅲ－１．「加速化プラン」において実施する具体的な施策

1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

（1）児童手当の拡充～全てのこどもの育ちを支える制度へ～

- 児童手当については、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化する。このため、所得制限を撤廃し、全員を本則給付¹とするとともに、支給期間について高校生年代²まで延長する。

児童手当の多子加算については、こども3人以上の世帯数の割合が特に減少していることや、こども3人以上の世帯はより経済的支援の必要性が高いと考えられること等を踏まえ、第3子以降3万円とする。

これらについて、実施主体である地方自治体の事務負担も踏まえつつ、**2024年度中に実施できるよう**検討する。

1 現在は、主たる生計者の年収960万円以上、年収1,200万円未満の場合、月額5,000円の支給となり、年収1,200万円以上の場合、支給対象外となっている（※）が、これらを改め、主たる生計者の年収960万円以上の場合についても、第1子・第2子について、0歳から3歳未満については月額15,000円とし、3歳から高校生については月額10,000円とする。また、第3子以降について、0歳から高校生まで全て月額3万円とする。

（※）こども2人と年収103万円以下の配偶者の場合。

2 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。

Ⅲ－２．「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保

（見える化）

- こども家庭庁の下に、こども・子育て支援のための新たな特別会計（いわゆる「こども金庫」）を創設し、既存の（特別会計）事業11を統合しつつ、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進める。

（財源の基本骨格）

- ⑤ その間に財源不足が生じないよう、必要に応じ、つなぎとして、こども特例公債（こども金庫が発行する特会債）を発行する。

母子保健施策の動向について

～児童福祉に係る施策～

令和5年

こども家庭庁成育局母子保健課

－ 681 －

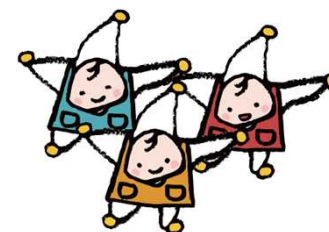
(1)成育基本方針の見直しについて

(2)性と健康の相談センター事業

(3)子育て世代包括支援センター

(4)研修事業のご案内

(5)情報提供サイトなど



成育基本法の概要

※「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」
(平成30年法律第104号)

※ 2018年12月14日公布、2019年12月1日施行

法律の目的

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。

主な内容

○基本理念

- ・成育過程にある者の心身の健やかな成育が図られることを保障される権利の尊重
- ・多様化・高度化する成育過程にある者等の需要に的確に対応した成育医療等の切れ目ない提供
- ・居住する地域にかかわらず科学的知見に基づく適切な成育医療等の提供
- ・成育過程にある者等に対する情報の適切な提供、社会的経済的状況にかかわらず安心して子どもを産み、育てることができる環境の整備

○国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務

○関係者相互の連携及び協力

○法制上の措置等

○施策の実施の状況の公表（毎年1回）

○成育医療等基本方針の策定と評価

- ・案を作成するときは、こども家庭審議会（※）の意見を聴く
※ 令和5年3月までは、厚生労働省に設置された成育医療等協議会
- ・閣議決定により策定し、公表する
- ・少なくとも6年ごとに見直す

○基本的施策

- ・成育過程にある者・妊産婦に対する医療
- ・成育過程にある者等に対する保健
- ・成育過程にある者・妊産婦の心身の健康等に関する教育及び普及啓発
- ・記録の収集等に関する体制の整備等
例：成育過程にある者に対する予防接種等に関する記録、成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報
- ・調査研究

— 683 —
○都道府県の医療計画その他政令で定める計画の作成の際の成育医療等への配慮義務（努力義務）

令和5年度～10年度の6年程度を1つの目安に策定

基本的方向

成育過程にある者等を取り巻く環境が大きく変化している中で、**成育医療等の提供に当たっては、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い関係分野での取組の推進が必要**であることから、各分野における施策の相互連携を図りつつ、その需要に適確に対応し、子どもの権利を尊重した成育医療等が提供されるよう、成育過程にある者等に対して横断的な視点での総合的な取組を推進する。

成育過程にある者等に対する必要な成育医療等を総合的に推進

成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

- (1) 成育過程にある者及び妊産婦に対する医療
 - ①周産期医療等の体制 ▶総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等の整備を通じた地域の周産期医療体制の確保 等
 - ②小児医療等の体制 ▶子どもが地域において休日・夜間を含め、いつでも安心して医療サービスを受けられる小児医療体制の充実 等
 - ③その他成育過程にある者に対する専門的医療等 ▶循環器病対策基本法等に基づく循環器病対策の推進 等
- (2) 成育過程にある者等に対する保健
 - ①総論 ▶妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対する地域における相談支援体制の整備の推進 等
 - ②妊産婦等への保健施策 ▶産後ケア事業の全国展開等を通じた、成育過程にある者とその保護者等の愛着形成の促進 等
 - ③乳幼児期における保健施策 ▶乳幼児健診等による視覚及び聴覚障害や股関節脱臼等の早期発見及び支援体制の整備 等
 - ④学童期及び思春期における保健施策 ▶生涯の健康づくりに資する栄養・食生活や運動等の生活習慣の形成のための健康教育の推進 等
 - ⑤生涯にわたる保健施策 ▶医療的ケア児等について各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築 等
 - ⑥子育てや子どもを持つ家庭への支援 ▶地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進 等
- (3) 教育及び普及啓発
 - ①学校教育及び生涯学習 ▶妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及・啓発の学校教育段階からの推進 等
 - ②普及啓発 ▶「健やか親子21（第2次）」を通じた子どもの成長や発達に関する国民全体の理解を深めるための普及啓発の促進 等
- (4) 記録の収集等に関する体制等
 - ①予防接種、乳幼児健康診査、学校における健康診断に関する記録の収集、管理・活用等に関する体制、データベースその他の必要な施策 ▶PHR
 - ②成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡原因に関する情報の収集、管理・活用等に関する体制、データベースその他の必要な施策 ▶CDR 等
- (5) 調査研究 ▶成育医療等の状況や施策の実施状況等を収集し、その結果を公表・情報発信することによる、政策的対応に向けた検討 等
- (6) 災害時等における支援体制の整備 ▶災害時等における授乳の支援や液体ミルク等母子に必要な物資の備蓄及び活用の推進 等
- (7) 成育医療等の提供に関する推進体制等 ▶各種施策に関する各地域の優良事例の横展開を通じた各地域の施策の向上 等

その他の成育医療等の提供に関する施策の推進に関する事項

▶国・地方公共団体は、施策の進捗状況や実施体制等を客観的に評価し、必要な見直しにつなげるPDCAサイクルに基づく取組の適切な実施 等

成育医療等基本方針に基づく評価指標 その1

令和5年3月22日に閣議決定された「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（成育医療等基本方針）に基づき、施策の実施状況等を客観的に検討・評価し、必要な見直しにつなげるPDCAサイクルに基づく取組を適切に実施するための評価指標を策定。

	アウトプット	アウトカム（健康行動）	アウトカム（健康水準）
周産期			
①妊産婦の保健・医療提供体制	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 産科・新生児科医師数、助産師数 ◆ 母子保健事業について妊産婦に個別に情報提供する周産期母子医療センター数 ◆ 妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握し、必要な支援を実施 ◆ 里帰り出産について里帰り先の市町村・医療機関との連携体制 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 母体・新生児搬送数の受入困難事例数 ◆ 妊娠11週以内での妊娠届出率 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 妊産婦死亡率 ◆ 新生児死亡率
②産後うつ	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 妊娠中の保健指導で、産後のメンタルヘルスについて、妊婦等に情報提供 ◆ ハイリスク妊産婦連携指導料の届出 ◆ 精神科医療機関を含めた地域の関係機関との連携体制 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 産後ケア事業の利用率 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合
③低出生体重児		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 20～30歳代女性の痩身の割合 ◆ 妊婦・妊娠中のパートナーの喫煙率 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 全出生数中の低出生体重児の割合
④妊産婦の口腔	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 妊産婦の歯科健診の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 妊産婦の歯科健診・保健指導受診率 	
⑤流産・死産	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 流産・死産情報の把握体制 		
乳幼児期			
①小児の保健・医療提供体制	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 小児人口当たりの小児科医師数 ◆ 乳幼児健康診査後のフォロー体制 ◆ 乳児のSIDS死亡率 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 小児救急搬送の受け入れ困難事例数 ◆ かかりつけ医（医師・歯科医師など）をもっているこどもの割合 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 小児の死亡率の減少
②乳幼児の口腔		<ul style="list-style-type: none"> ◆ かかりつけ医（医師・歯科医師など）をもっているこどもの割合【再掲】 ◆ 保護者がこどもの仕上げみがきをしている 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ むし歯のない3歳児の割合
学童期・思春期			
①こどもの生活習慣		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 朝食を欠食するこどもの割合 ◆ 1週間の総運動時間が60分未満の児童の割合 ◆ 中学生・高校生の飲酒者・喫煙者の割合 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 児童・生徒の痩身傾向児の割合 ◆ 児童・生徒の肥満傾向児の割合

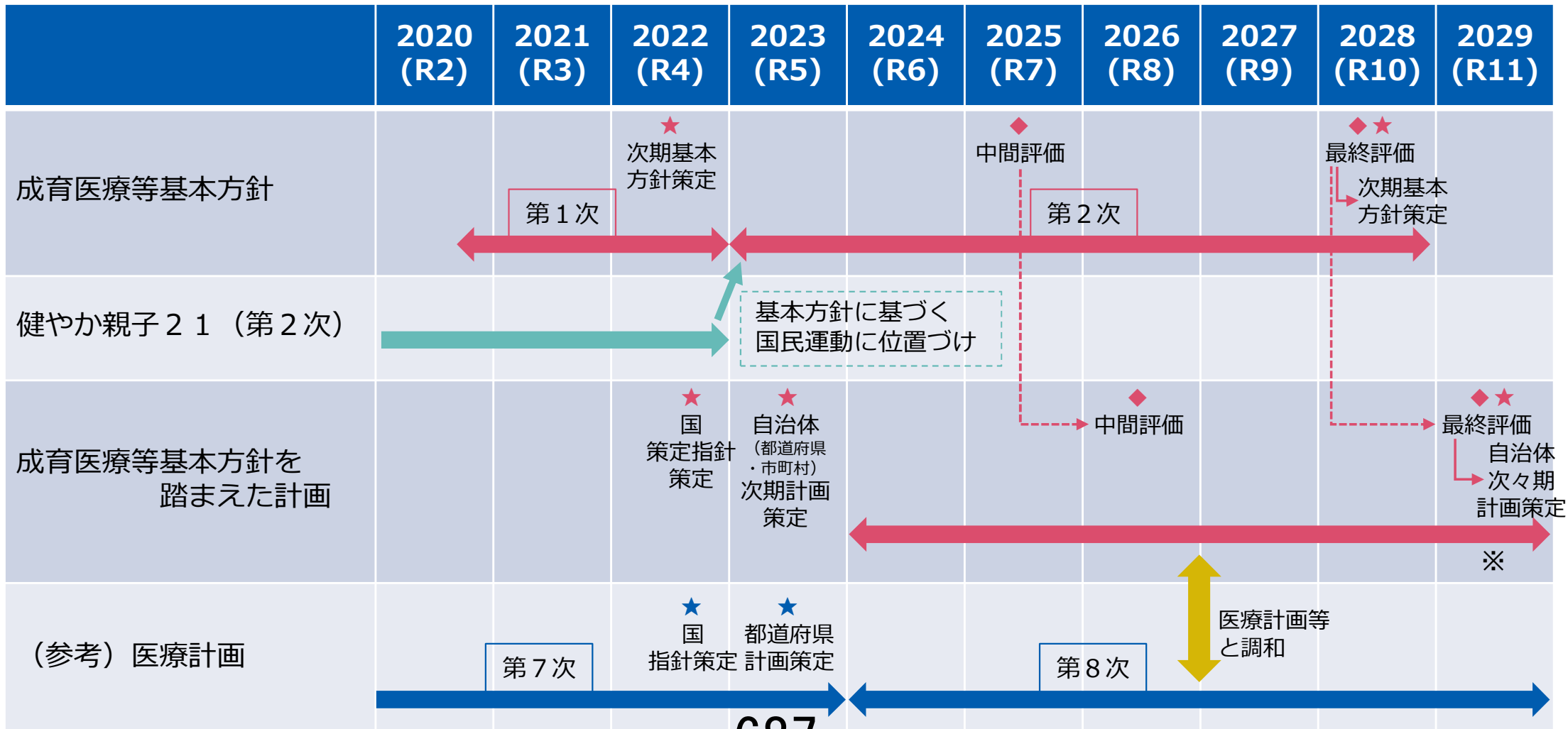
成育医療等基本方針に基づく評価指標 その2

	アウトプット	アウトカム（健康行動）	アウトカム（健康水準）
学童期・思春期（続き）			
②こどもの心の健康	<ul style="list-style-type: none"> ◆ スクールカウンセラーを配置している学校の割合 ◆ 親子の心の問題に対応できる小児科医の割合 ◆ 子どものこころ専門医の割合 		◆ 十代の自殺死亡率
③プレコンセプションケア			<ul style="list-style-type: none"> ◆ 十代の人工妊娠中絶率 ◆ 十代の性感染症罹患率
④学童期・思春期の口腔			<ul style="list-style-type: none"> ◆ う蝕のない十代の割合 ◆ 歯肉に疾病・異常がある十代の割合
⑤障害児（発達障害児を含む）等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 育てにくさを感じる親への早期支援体制整備支援 ◆ 発達障害児の療育を提供できる施設数 ◆ 小児の訪問看護ステーション数 ◆ 医療的ケア児受け入れ保育所等施設数 ◆ 医療的ケア児支援センターの設置 ◆ 医療的ケア児等コーディネーターの配置 ◆ 移行期医療支援センターの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 放課後児童クラブ登録児童数のうち障害児の割合 ◆ 小児の訪問看護利用者数 	
全成育期			
①こどもの貧困	◆ スクールソーシャルワーカーを配置している学校の割合		<ul style="list-style-type: none"> ◆ こどもの貧困率 ◆ ひとり親世帯の貧困率
②児童虐待	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 妊婦健康診査・乳幼児健康診査の未受診者を把握・支援する体制 ◆ 乳幼児期に体罰等によらない子育てをする親の割合 ◆ 育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 出生0日児の虐待死亡数 ◆ 児童虐待による死亡数
③ソーシャルキャピタル			<ul style="list-style-type: none"> ◆ この地域で子育てをしたい親 ◆ ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある保護者 ◆ 地域子育て支援拠点事業の実施数
④父親支援		◆ こどもを持つ夫の家事・育児関連時間	
⑤PDCAサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 成育医療等基本方針を踏まえた協議の場の設置 ◆ 成育医療等基本方針を踏まえた計画の策定 		

成育医療等基本方針を踏まえた計画の策定期間等について

医療計画等他の計画と調和を保った上での計画の策定が望ましいことから、計画の策定期間については医療計画と同様の期間（2024～2029年度）とすることが望ましい。（地域の実情に応じて適宜設定して差し支えない）

◆ 評価時点で入手可能な最新のデータを評価を実施。評価に資するよう、適切に目標値を設定



※ 医療計画の期間（2024～2029年度）については、一部、第2次成育医療等基本方針の期間（2023～2028年度）を外れる期間があるが、当該期間についても第2次成育医療等基本方針と整合的なかたちで基本方針を踏まえた計画を策定することを想定。

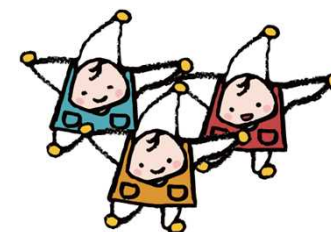
(1)成育基本方針の見直しについて

(2)性と健康の相談センター事業

(3)子育て世代包括支援センター

(4)研修事業のご案内

(5)情報提供サイトなど



性と健康の相談センター事業

令和5年度当初予算：9.5億円（9.2億円）

【令和4年度創設】

目的

成育基本方針（令和3年2月9日閣議決定）を踏まえ、プレコンセプションケアを含め、男女を問わず性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す事を目的とする。

※ 令和3年度までの「女性健康支援センター事業」や「不妊専門相談センター事業」を組み替えたもの。

内容

◆ 対象者

思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者（不妊相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、性感染症の対応を含む）

◆ 内容

- (1) 不妊に悩む夫婦、将来子を持ちたいカップル、身体的・精神的な悩みを有する女性等への健康状況に的確に応じた健康・不妊・将来の妊娠出産に関する相談指導
- (2) 妊娠・出産に係る正しい知識等に関する親世代向け等の講演会の開催
- (3) 相談指導を行う相談員の研修養成
- (4) 不妊治療、妊娠・出産、女性の健康に関する医学的・科学的知見の普及啓発
- (5) 不妊治療と仕事の両立に関する相談対応
- (6) 特定妊婦等に対する産科受診等支援（**性感染症などの疾病等に関する受診を含む。**）【拡充】
- (7) 若年妊婦等に対するSNSやアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保
- (8) 出生前遺伝学的検査（NIPT）を受けた妊婦等への相談支援体制の整備
- (9) 学校で児童・生徒向けに性・生殖に関する教育等を実施する医師や助産師等への支援
- (10) 思春期の児童等に対する産科受診等支援

実施主体・補助率

◆ 実施主体：都道府県・指定都市・中核市

◆ 補助率：国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2

特定妊婦等に対する産科受診等支援加算（性と健康の相談センター事業の一部）【拡充】

令和5年度当初予算：性と健康の相談センター事業 9.5億円の内数
【令和元年度創設】

目的

- 妊娠・出産について周囲に相談できずに悩む者については、予期しない妊娠、経済的困窮、社会的孤立、DVなどの様々な背景があり、妊婦健診未受診での分娩や新生児が0歳0日で虐待死に至る場合があるなど、妊娠期から支援することが重要である。
- このため、予期せぬ妊娠等をはじめ、性や妊娠に関する悩みを抱える者の相談対応を行う「性と健康の相談センター」において、特定妊婦と疑われる者等を把握した場合に、医療機関等への同行支援等を行うことによりその状況を確認し、関係機関へ確実につなぐ体制を整備する。

内容

◆ 対象者

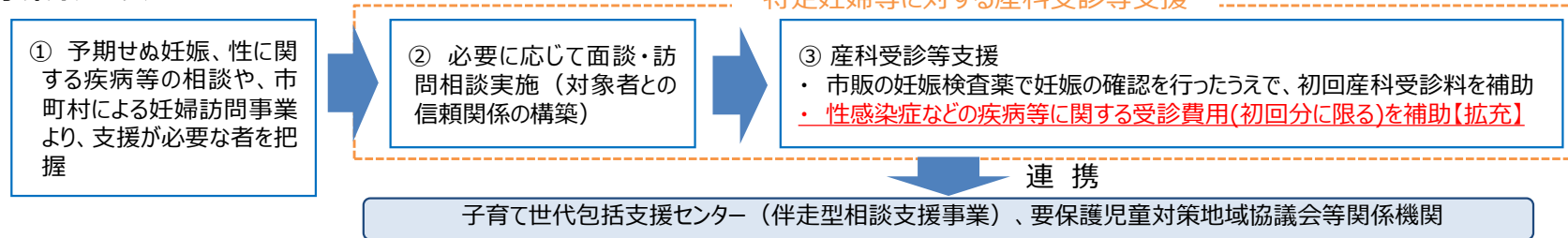
特定妊婦（※）と疑われる者、**妊娠や性に関する疾病等で悩んでいる10代等の若者【拡充】**

※ 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（児童福祉法第6条の3第5項）

◆ 内容

性と健康の相談センターにおいて、予期せぬ妊娠等や、性感染症などの性に関する疾病等に悩む者を把握した場合には、面談・訪問相談等によりその状況を確認し、**関係機関と連携を行うとともに、産科受診等が困難な場合には、産科等医療機関への同行支援や受診費用（初回分に限る）に対する助成を行う。また、本事業により把握した特定妊婦等については、本人同意のもと市町村に情報提供するとともに、その後の支援について、市町村の伴走型相談支援の担当者とも連携を図ること。**

<事業イメージ>



実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県・指定都市・中核市
- ◆ 補助率：国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2
- ◆ 実施自治体数
 - ・産科受診等支援 17自治体（16自治体）
 - ・初回産科受診料 14自治体（14自治体）
- ※ 令和3年度変更交付決定ベース
括弧は令和2年度変更交付決定ベース

補助単価案

◆ 補助単価案

① 直営	産科受診等支援	月額	162,000円
	受診費用	受診1件あたり	10,000円
	【拡充】交通費	受診1件あたり	2,000円
② 委託	産科受診等支援加算	月額	322,400円
	受診費用	受診1件あたり	10,000円
	【拡充】交通費	受診1件あたり	2,000円

若年妊婦等支援強化加算（性と健康の相談センター事業の一部）

令和5年度当初予算：性と健康の相談センター事業 9.5億円の内数
【令和2年度創設】

目的

- 予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、SNS等を活用した相談支援等を行う。
- 若年妊婦等への支援に積極的で、機動力のあるNPOに、アウトリーチや若年妊婦等支援の業務の一部又は全てを委託することなどにより、地域の実情に応じた若年妊婦等への支援を行う。

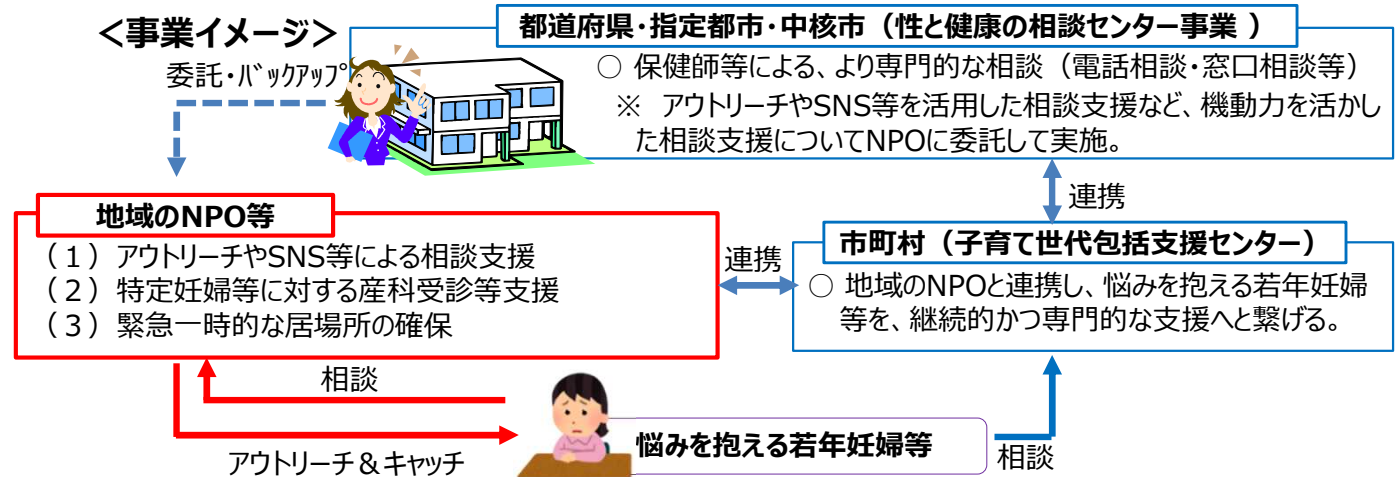
内容

◆ 対象者

10代等若年で妊娠に悩んでいる者や、若年に限らず特定妊婦と疑われる者等

◆ 内容

- (1) 相談支援等
 - ① 窓口相談
 - ② アウトリーチによる相談
 - ③ コーディネート業務
 - ④ SNS等を活用した相談
- (2) 緊急一時的な居場所確保



実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県・指定都市・中核市
 - ◆ 補助率：国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2
 - ◆ 実施自治体数：15自治体
 - ・ 直営 4自治体
(秋田県、群馬県、京都市、奈良市)
 - ・ 委託 11自治体
(栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、兵庫県、鹿児島県、沖縄県、仙台市)
- ※ 令和3年度変更交付決定ベース

補助単価案

◆ 補助単価案			
①直営	運営費	月額	176,100円
	SNS等による相談支援	年額	10,888,000円
	一時的な居場所確保	1泊あたり	16,100円
②委託	基本分	月額	376,600円
	夜間休日対応加算	月額	56,400円
	SNS等による相談支援	年額	10,888,000円
	一時的な居場所確保	1泊あたり	16,100円

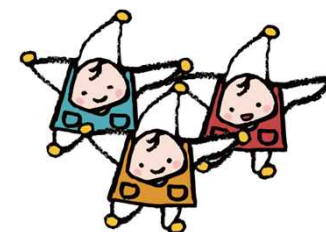
(1)成育基本方針の見直しについて

(2)性と健康の相談センター事業

(3)子育て世代包括支援センター

(4)研修事業のご案内

(5)情報提供サイトなど



母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進 について（通知）

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知 平成30年7月20日 子母発0720第1号

1. 基本的考え方

(1) 母子保健施策を通じた虐待の発生予防

○平成28年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）により改正された児童福祉法において、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、**子育て世代包括支援センター（母子保健法（昭和40年法律第141号）では「母子健康包括支援センター」。）が法定化**された。

○妊娠の届出や乳幼児健康診査等は、市町村が広く妊産婦等と接触する機会となっており、悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し相談支援につなげるなど、**児童虐待の予防や早期発見に資するものであることに留意することが、母子保健法上も明確化され（同法第5条第2項）、母子保健施策と児童虐待防止対策との連携をより一層強化**することとされた。

2. 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

- (1) 母性、乳幼児の健康診査及び母子保健指導実施
- (2) **子育て世代包括支援センター**
- (3) 妊娠等に関する相談窓口の設置・周知
- (4) 各相談窓口での対応

4. 関係機関の役割と連携強化

- (1) 医療機関（産婦人科、精神科、小児科、歯科等の病院、診療所及び助産所）
- (2) 地方自治体
- (3) 児童福祉施設（助産施設）

3. 養育支援を必要とする家庭の把握及び支援

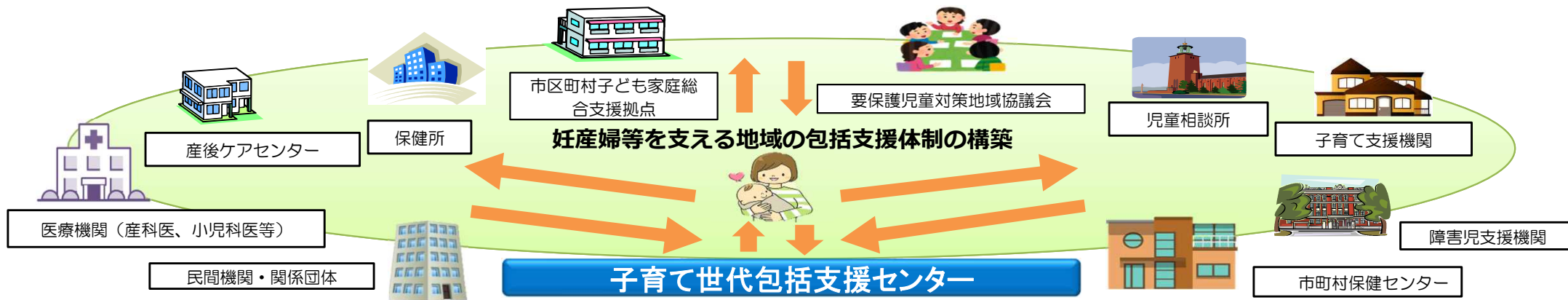
- (1) 特定妊婦への支援
- (2) 乳幼児健康診査、予防接種を受けていない家庭等への支援
- (3) 育児不安等を抱える保護者への支援
- (4) 要支援児童等に関する情報提供

5. 広報・周知啓発の徹底

- (1) 虐待予防に向けた広報・啓発、若年者等に向けた養育や虐待予防に資する知識の普及
- (2) 国民運動健やか親子 21（第2次）

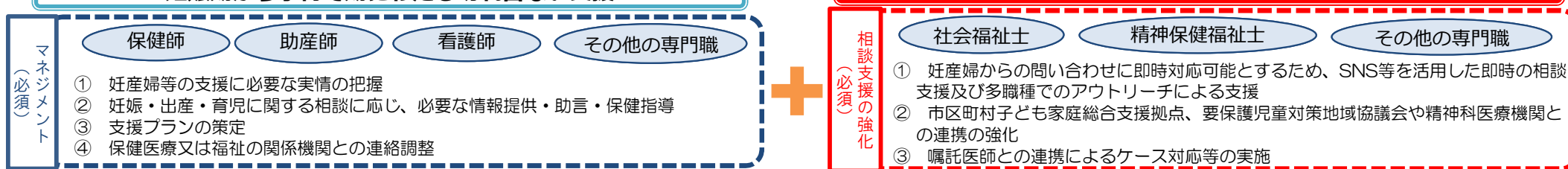
子育て世代包括支援センターによる包括的な支援体制の構築

- **妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できることを目的とするもの**
- 保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、**健診等の「母子保健サービス」と地域子育て支援拠点等の「子育て支援サービス」を一体的に提供**できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行うとともに、伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に実施。
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化（法律上は「母子健康包括支援センター」）※H29.4.1施行
 - 実施市町村数：1, 647市区町村、2,486か所（R4.4.1現在）

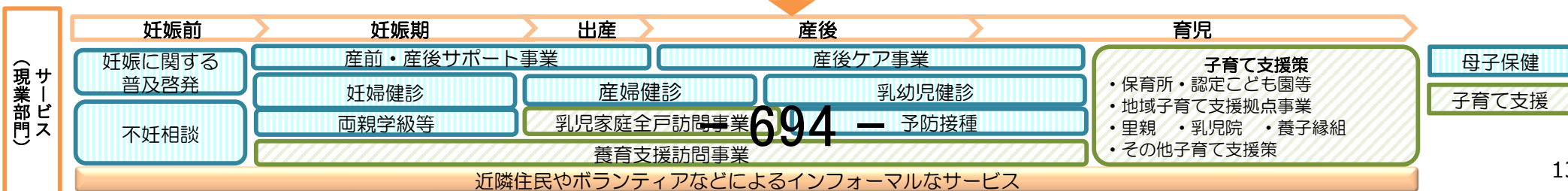
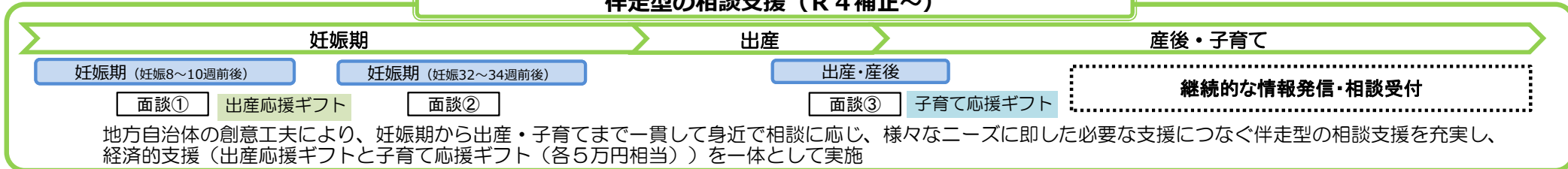


妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

困難事例への対応等の支援（R3～）



伴走型の相談支援（R4補正～）



低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業【新規】

令和5年度当初予算：1.3億円

目的

- 低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、初回の産科受診料の費用を助成する。なお、本事業については、今般新たに創設された伴走型相談支援事業と一体的に実施することにより、両事業の効果的な取組を進めることとする。

内容

◆ 対象者

住民税非課税世帯又は同等の所得水準である妊婦。

ただし、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、以下の要件を満たす者とする。

<要件>

要件①：所得判定のため、世帯の課税状況を確認することに同意すること

要件②：妊婦健診の受診医療機関等の関係機関と市町村が、必要に応じて、支援に必要な情報(妊婦健診の未受診や、家庭の状況等を含む)を共有することに同意すること。

◆ 内容

- (1) 初回産科受診料補助
低所得の妊婦を対象として、初回の産科受診料の一部又は全部を補助する。
- (2) 関係機関との連絡調整
把握した妊婦について必要な支援が提供されるよう関係機関との連携を図る。

◆ 留意事項

本事業については、市町村の妊婦への支援体制整備のため、次のとおり実施することとする。

- (1) 本事業は、子育て世代包括支援センターの窓口業務として実施することとする。
- (2) 本事業による支援対象者に対して、伴走型相談支援事業による面談等を実施すること。また、面談等において、住民税非課税世帯に対する支援制度(各種子育て支援事業の利用料減免制度など)を案内することで、必要な支援に効果的につなげること。
- (3) 本事業により助成を行った妊婦に対し、必要に応じて支援計画を策定し支援を実施すること。

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：市町村(伴走型相談支援事業を実施する市町村に限る。)
- ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価案：1件あたり10,000円

目的

母子保健事業等の機会を活用して、妊産婦・乳幼児期のこどもがいる家庭の養育上の問題や保護者の心身の不調等による社会的リスクを評価し、児童福祉との情報共有の必要性等について判断するためのアセスメントツールとその運用マニュアルを作成。

内容

- 妊娠・出産期のリスクアセスメントシート(23項目)
- 乳幼児期リスクアセスメントシート(23項目)

妊娠期・出産期のリスクアセスメントシート該当項目の個数が**7個以上**、乳幼児期おリスクアセスメントシート該当項目が**6個以上**の場合、児童福祉と情報を共有する必要がある家庭である可能性が高い。(※)

※あくまでも暫定的に定めたものであり、現時点では臨床的な判断に加え補助的に使用する参考値としての使用を推奨。

リスクアセスメントシート運用マニュアルに、シートの使い方、用語の定義、各項目についての説明・具体例等について掲載されている。

○令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

「母子保健における児童虐待予防等のためのリスクアセスメントの実証に関する調査研究」(補助先: 国立成育医療研究センター)

報告書掲載先(国立成育医療研究センターHP) https://www.ncchd.go.jp/center/activity/kokoro_jigyoo/

— 696 —

※令和5年度の母子保健指導者養成研修事業「研修3」にてリスクアセスメントシートに関する研修を実施。
母子保健指導者養成研修専用サイト (<https://boshikenshu.cfa.go.jp>)

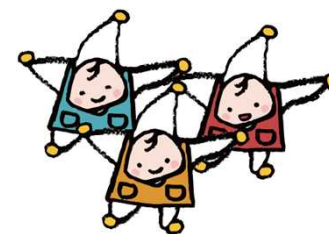
(1)成育基本方針の見直しについて

(2)性と健康の相談センター事業

(3)子育て世代包括支援センター

(4)研修事業のご案内

(5)情報提供サイトなど



母子保健指導者養成研修

タイトル	研修内容（一部抜粋）
研修1 妊産婦のメンタルヘルスケアと産後ケア事業に関する研修	<ul style="list-style-type: none">・妊産婦のメンタルヘルスケア、母子保健と精神科との連携・産後ケアの必要性とその実際・事例紹介
研修2 母子保健事業における各種健康教育に関する研修	<ul style="list-style-type: none">・家庭内の事故予防、アレルギーの基礎知識・妊娠期から乳幼児期にかけての歯科保健・予防接種（HPV含）の基礎知識・事例紹介
研修3 母子保健施策を推進（福祉との連携）するための研修	<ul style="list-style-type: none">・リスクアセスメントに関する研修、気になる親子への支援・法律の観点からみた母子保健・事例紹介
研修4 性と健康の相談（プレコンセプションケア）に関する研修	<ul style="list-style-type: none">・プレコンセプションケアの概要、幼少期からのいのちの教育・流産死産をされた方へのグリーフケア・事例紹介
研修5 母子保健にかかるデータに関する研修	<ul style="list-style-type: none">・成育基本方針の指標について、母子保健計画の策定支援・母子保健情報のデジタル化、低出生体重児の成長・事例紹介
研修6 母子保健事業の効果的な実施に関する研修	<ul style="list-style-type: none">・母子保健における面接技術、父親支援のこれから・災害時の母子保健活動、こころのケア・事例紹介（災害に備えた平時からの備え、伴走型相談支援）
研修7 児童福祉施設等の食事の提供に関する研修	<ul style="list-style-type: none">・児童福祉施設等における食事の提供ガイド・栄養管理の実践や食事の提供の支援・事例紹介

「研修3」は研修対象者に自治体の児童福祉担当者も含まれます。

○9月～順次配信。2か月間オンデマンド配信（要申込）。※研修により、配信時期が異なるため注意

○お申込み：母子保健指導者養成研修専用サイト（ <https://boshikenshu.cfa.go.jp> ）

698

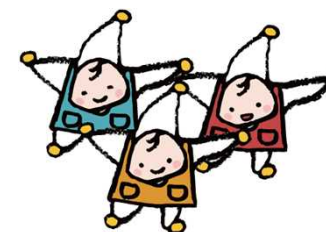
(1)成育基本方針の見直しについて

(2)性と健康の相談センター事業

(3)子育て世代包括支援センター

(4)研修事業のご案内

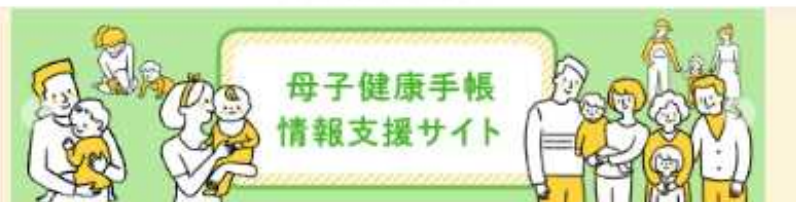
(5)情報提供サイトなど



健やか親子21ホームページ

健やか親子21

妊娠・出産・子育て期の健康に関する情報サイト



目的

成育基本法を踏まえた取組を推進するため、妊娠・出産・子育て期の健康に関する情報発信を行う。

内容

☆ 健やか親子21と成育基本法について

成育基本法や健やか親子21応援メンバーである地方公共団体・企業・団体・大学等の活動内容について紹介しています。

☆ 母子健康手帳情報支援サイト

妊娠中から乳幼児までの健康に関する重要な情報や子育てに関する必要な知識を掲載しております。

☆ データでわかる妊娠・出産・子育て

妊娠・出産・子育て期の健康についてデータとイラストでわかりやすく説明しています。

☆ 参考資料 ※児童虐待防止に関する資料もあります。

調査研究事業などで作成された妊娠期から子育て期の健康づくりに参考となる資料を掲載しています。

☆ マタニティマーク

マタニティマークの目的やご利用ガイドなどを掲載しています。

等

若者の性や妊娠などの健康相談支援サイト「スマート保健相談室」

SNSの普及等により性に関する様々な情報がある中、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促すプレコンセプションケア（※）を推進するため、からだや性・妊娠などに関する正しい情報や相談窓口などを紹介する、若者向けの健康相談支援サイト「スマート保健相談室」を令和4年3月に公開。文部科学省等関係省庁と連携して周知。

（※） 成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和3年2月閣議決定）においては、「女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組」と定義。

掲載内容の概要

1. 相談窓口

性や妊娠・性被害・性感染症など、様々な悩みを相談できる窓口を掲載。



2. 正しい知識Q&A

からだや性・妊娠などの健康に関する疑問についての医学的に正しい情報を掲載。
（月経に関する悩み、性行為、避妊、妊娠、性感染症、女性に多い病気、男性に多い性の悩み、その他）



3. インタビュー・コラム

インタビュー記事や専門家のコラムなど、参考になる情報を掲載。



4. 関連する情報や普及啓発資材

保護者の方や医療従事者向けのホームページなど、関連する情報のリンクを掲載。



ポスター・カード・シールを活用しての周知にご協力をお願いいたします。

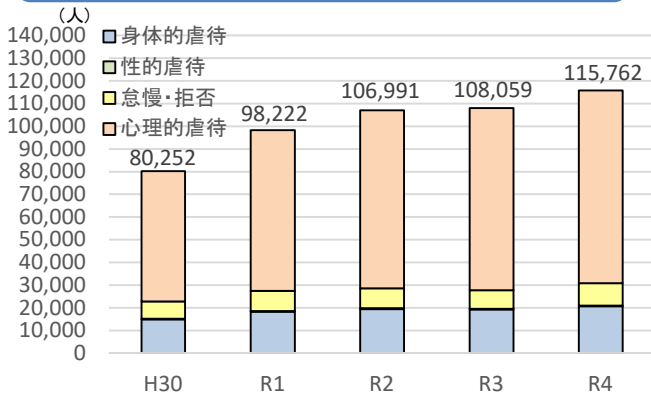
<https://sukoyaka21-youth.cfa.go.jp/>



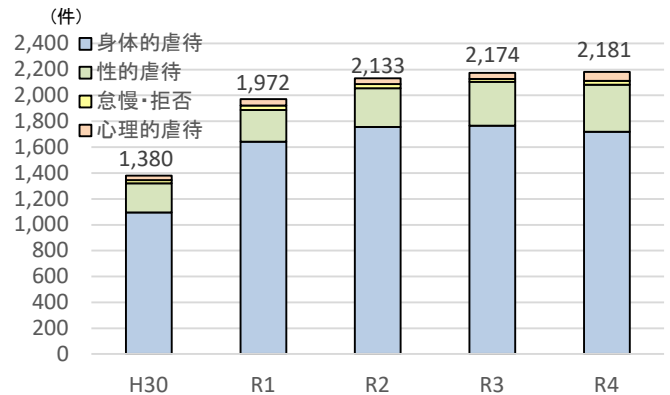
警察における児童虐待への対応について

現 状

児童虐待に係る
児童相談所への通告児童数



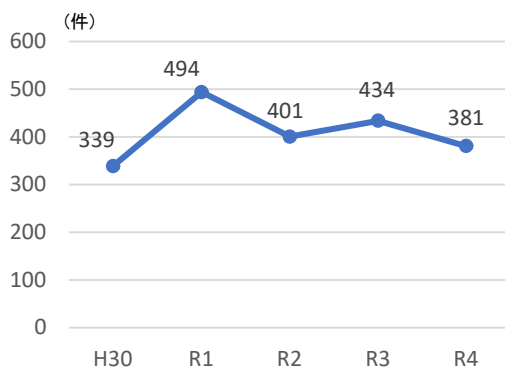
児童虐待事件の検挙状況



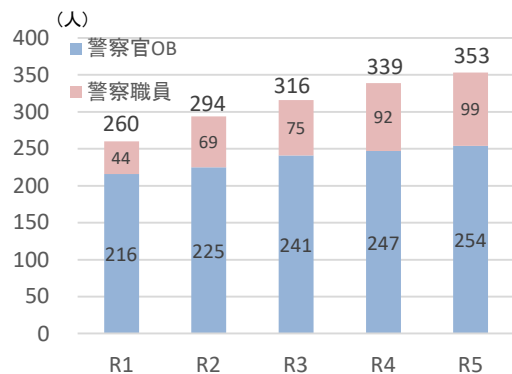
警察における取組

- 児童虐待が疑われる事案を認知した場合の児童相談所への通告・情報提供の徹底
- 児童相談所からの援助要請への確実な対応
- 児童相談所への警察OB等の配置の協力
- 児童相談所との合同研修の実施
- 被害児童の早期発見、保護及び事件化すべき事案の厳正な捜査
- 全国の警察本部に児童相談所との連携等の業務にあたる児童虐待対策官等を設置

児童相談所からの
援助要請受理件数



児童相談所への
警察官OB等の配置数



児童の安全確保を最優先とした児童虐待への対応について（通達） （令和元年10月1日 都道府県警察に発出）

- 児童の安全確保を最優先とした対応の徹底
- 迅速かつ的確な事件化の可否等の判断と捜査の遂行
- 児童の安全確保に向けた関係機関との連携の強化
- 被害児童等に対する配慮及び支援
- 児童虐待に関する対応力の強化

法務省における児童虐待防止に係る取組について

令和5年9月

令和5年度 全国児童福祉主管課長会議・児童相談所長会議

1 子どもの権利擁護に関する取組

- ・民法の懲戒権の在り方に関する検討（親子法制に関する見直し） -----> 資料1

2 児童虐待の発生予防・早期発見に関する取組

- ・人権擁護機関（法務局及び人権擁護委員）における人権啓発活動や「こどもの人権SOSミニレター」等の人権相談対応 -----> 資料2
- ・少年鑑別所（法務少年支援センター）における地域援助 -----> 資料3

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応に関する取組

- ・日本司法支援センター（法テラス）における児童虐待の被害者等に対する法律相談援助 -----> 資料4
- ・代表者聴取の適切な実施と情報共有の推進（検察・警察・児童相談所の連携強化） -----> 資料5
- ・人権擁護機関における人権侵犯事案の調査救済 -----> 資料2
- ・児童への身体的虐待により保護観察となった者に対する暴力防止プログラム（児童虐待防止版）の試行 -----> 資料6

4 社会的養育の充実・強化

- ・特別養子制度の利用促進（民法等の一部を改正する法律） -----> 資料7

懲戒権に関する規定等の見直し(民法(親子法制)等の改正に関する法律(※)による見直し)

法務省民事局
令和5年4月

※ 令和4年12月10日成立、同月16日公布(懲戒権に関する規定等の見直しについては、公布日から施行)

改正前の規律

監護教育権(民法820条)

親権を行う者は、**子の利益のために**子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

改正前民法822条 懲戒権

親権を行う者は、民法820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内で、その子を懲戒することができる。

- ・児童虐待の口実に使われることがある。
- ・懲らしめ、戒めるといった強力な権利であるとの印象を与える。

改正後の規律

監護教育権(民法820条・改正なし)

親権を行う者は、**子の利益のために**子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

↓
具体化・明確化

新民法821条 監護及び教育の場面で遵守されるべき総則的な規律

子の人格を尊重

子の年齢及び発達の程度に配慮

体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動を禁止

改正前民法822条 懲戒権 (※)

※社会的に許容される正当なしつけは、民法820条の「監護及び教育」として行うことができる。

- 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律上の監護及び教育に関する規定についても同様の措置を講ずる。【新児福法33条の2第2項、47条3項、新児童虐待防止法14条1項関係】

法務省の人権擁護機関が行う児童虐待防止に関連する取組について

人権相談・調査救済活動

- 全国の法務局において、こどもをめぐる様々な人権問題について、こどもが相談しやすいよう、様々な形で人権相談に応じているほか、人権相談等を通じ、児童虐待を含む人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

〔具体的施策の例〕

- ・ 全国の小・中学校の児童・生徒から人権侵害の被害等の相談を受ける「こどもの人権SOSミニレター」
- ・ 専用相談電話「こどもの人権110番」（フリーダイヤル・全国共通）の設置・広報
- ・ インターネット人権相談受付窓口「こどもの人権SOS-eメール」の設置・広報
- ・ SNS（LINE）を利用した人権相談窓口「LINEじんけん相談」の設置・広報

など



〔関係機関との連携〕

- ・ 児童相談所運営指針、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針に法務省の人権擁護機関との連携のあり方について記載

- ※ 就学期前の児童に対する児童虐待等の早期発見・早期対応については、全国の法務局において、様々な形による人権相談等を、対象者本人のみならず、その兄弟姉妹等近親者に対する児童虐待事案等を発見するための手段として活用するとともに、関係行政機関とも密に連携

【具体的な対応事例：中学生に対する虐待事案】

中学生の被害者から、父親から殴るなどの暴行を受けており、交番に行きたい旨の相談がLINEで寄せられた事案

相談を受けた法務局において、直ちに被害者の最寄りの警察署及び児童相談所に情報提供を行い、その後警察署から被害者を保護した旨の連絡があった。

後日、児童相談所から被害者を保護することとなった旨の情報提供があり、被害者の安全を速やかに確保することができた。

【具体的な対応事例：親から小学生に対する虐待事案】

小学生の児童が、親から、執拗に謝罪することを強要されるなどの虐待を受けているとの相談が「こどもの人権SOSミニレター」で寄せられた事案

法務局は、当該児童が通う学校へ情報提供を行うとともに、児童相談所に対する通告を行った。

その結果、関係機関による当該児童への見守り体制を構築することができた。

法務省の人権擁護機関が行う児童虐待防止に関連する取組について

人権啓発活動

- 「こどもの人権を守ろう」を強調事項として掲げ、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等並びに啓発動画の貸出し及び配信等の啓発活動を行っている。人権教室は、こどもたちに相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうこと等を目的とし、地域社会に密着したボランティアである人権擁護委員が中心となって実施している啓発活動

〔具体的施策の例〕

- ・ 人権啓発動画「虐待防止シリーズ 児童虐待、高齢者虐待、DV」の貸出し及び配信
- ・ 人権啓発動画「『誰か』のこと じゃない。」の配信
- ・ 児童虐待、高齢者虐待、DVを含む人権侵害をなくすための啓発冊子等の作成及び当該冊子等を活用した人権啓発活動の推進
- ・ 児童の権利に関する条約の内容を平易に解説した啓発冊子「よくわかる！こどもの権利条約」を作成及び活用した人権啓発活動の推進

〔人権擁護委員の活動〕

- ・ 幼稚園、小学校、中学校等において、児童・生徒、未就学児童を対象に「人権教室」を実施
(単位:人)

	人権教室参加者数
令和2年度	431,779
令和3年度	620,846
令和4年度	831,383



法務少年支援センターでは 子育ての悩みや学校や職場での 困りごとなどの心理相談等に応じています

オンラインでの
心理相談を
始めます

H27.6に少年鑑別所法が施行され、少年鑑別所は**法務少年支援センター**という名称で、地域社会における非行・犯罪の防止に向けたさまざまな支援に力を入れています。



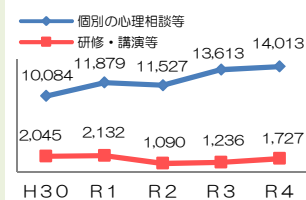
支援の特色

- 全国52か所（各都道府県）にあります
- 問題行動、非行・犯罪の防止を専門としています
- 心理学などを専門にした職員が対応します

相談は子どもから大人まで幅広くお受けしています



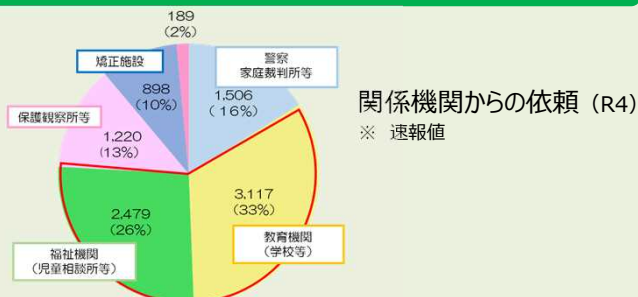
依頼の増加



※ R4の数値は速報値

コロナ禍であっても、個別の心理相談の依頼を数多くいただいています

関係機関とのネットワークの構築



関係機関からの依頼 (R4)
※ 速報値

- 相談の内容に応じて、**多機関連携**の下で対応します
- 学校や福祉機関など、悩みを抱える**ご本人を支援する方**からご紹介いただく例も多くあります
- 子ども・若者支援地域協議会、要保護児童対策地域協議会、学校警察連絡相談協議会、少年サポートチーム、地域若者サポートステーションなどの**ネットワーク**に参画しています

こんな相談に応じています

カウンセリング・心理相談

- 子どものしつけに困っている…
 - 気持ちがイライラしやすい…
- ご本人やご家族に**継続的な心理支援**を行います
→ お子さんの**気持ちを理解**するお手伝いをします



発達・性格等の調査

- 子どもの発達が気になり…
 - どうして自分はこうなるの…
- 相談内容に応じた調査をし、**心理検査**を行うこともあります
→ 結果を**分かりやすく説明**し、自分を理解するお手伝いをします

心理教育

- 生徒の暴力をやめさせたい…
 - 子どもに性的な問題行動が…
- **暴力や性、窃盗**など**専用のワークブック**を準備し、ご本人と一緒に考えます



最近の活動

コロナ禍にまつわる問題への対応

- 子どもがネットゲームにのめり込み、課金のためにお金を持ち出す…
- ご本人には**心理教育ワークブック (窃盗)**を行いました
- 保護者には**ネット依存についての助言**を行いました
- イライラしやすく、家で暴れる…
- **プレイセラピー**や**カウンセリング**で気持ちの安定を図りました



児童虐待への対応

- 加害や養育不安のある保護者に…
- **カウンセリング**や**養育相談**を行いました
- **心理教育ワークブック (暴力)**と一緒に問題を整理しました
- 被虐待を背景とした子どもの問題行動に…
- 問題行動を**見立て**、保護者に関わり方を**助言**しました

いじめ問題への対応

- 同級生に嫌がらせを…
- **心理教育ワークブック (交友)**と一緒に問題を整理しました

DV等被害者法律相談援助

全国の「法テラス」所在地一覧

業務時間 平日 9:00~17:00

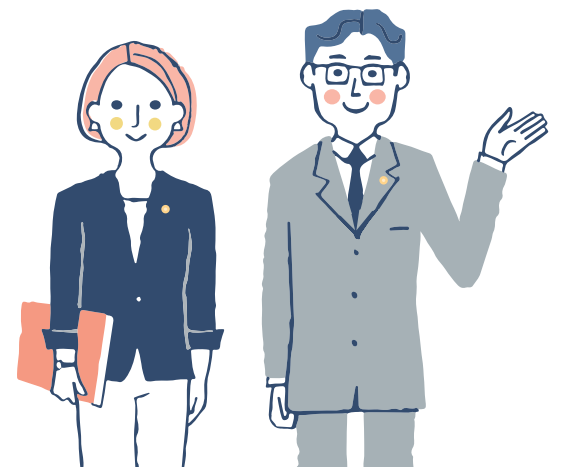
北海道	札幌 ☎ 0570-078388 〒060-0001 札幌市中央区北1条西9-3-1 南大通ビルN1 1F	函館 ☎ 0570-078390 〒040-0063 函館市若松町6-7 ステーションプラザ函館5F	旭川 ☎ 0570-078391 〒070-0033 旭川市3条通9-1704-1 TKフロンティアビル6F	釧路 ☎ 0570-078392 〒085-0847 釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F		
	東北	宮城 ☎ 0570-078369 〒980-0811 仙台市青葉区一番町3-6-1 一番町平和ビル6F	福島 ☎ 0570-078370 〒960-8131 福島市北五老内町7-5 イズム37ビル4F	山形 ☎ 0570-078381 〒990-0042 山形市七日町2-7-10 NANABEANS8F	岩手 ☎ 0570-078382 〒020-0022 盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F	
		秋田 ☎ 0570-078386 〒010-0001 秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6F	青森 ☎ 0570-078387 〒030-0861 青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F	関東	東京 ☎ 0570-078301 〒160-0023 新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル13F	
		神奈川 ☎ 0570-078308 〒231-0023 横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F	埼玉 ☎ 0570-078312 〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館6F		千葉 ☎ 0570-078315 〒260-0013 千葉市中央区中央4-5-1 Qiball (ぎぼーる) 2F	茨城 ☎ 0570-078317 〒310-0062 水戸市大町3-4-36 大町ビル3F
栃木 ☎ 0570-078318 〒320-0033 宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル2F		群馬 ☎ 0570-078320 〒371-0022 前橋市千代田町2-3-12 しのめ信用金庫 前橋営業部ビル4F	静岡 ☎ 0570-078321 〒420-0031 静岡市葵区呉服町2-1-1 札の辻ビル5F		山梨 ☎ 0570-078326 〒400-0032 甲府市中央1-12-37 イリックスビル1F	
長野 ☎ 0570-078327 〒380-0835 長野市新田町1485-1 長野市もんぜんぶら座4F	新潟 ☎ 0570-078328 〒951-8116 新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル2F	中部	愛知 ☎ 0570-078341 〒460-0008 名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティビル15F			
三重 ☎ 0570-078344 〒514-0033 津市丸之内34-5 津中央ビル	岐阜 ☎ 0570-078345 〒500-8812 岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2F		福井 ☎ 0570-078348 〒910-0004 福井市宝永4-3-1 サクラNビル2F	石川 ☎ 0570-078349 〒920-0937 金沢市内丸7-36 金沢弁護士会館内		
富山 ☎ 0570-078351 〒930-0076 富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1F	近畿		大阪 ☎ 0570-078329 〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館B1F	京都 ☎ 0570-078332 〒604-8187 京都市中京区池通東洞院西入る笹屋町435 京都御池第一生命ビルディング3F		
兵庫 ☎ 0570-078334 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー13F			奈良 ☎ 0570-078338 〒630-8241 奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F	滋賀 ☎ 0570-078339 〒520-0047 大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル5F	和歌山 ☎ 0570-078340 〒640-8155 和歌山市九番丁15 九番丁MGビル6F	
中国		広島 ☎ 0570-078352 〒730-0013 広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1F	山口 ☎ 0570-078353 〒753-0045 山口市黄金町1-10 菜花道門キューブ2F	岡山 ☎ 0570-078354 〒700-0817 岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル2F		
		鳥取 ☎ 0570-078357 〒680-0022 鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F	島根 ☎ 0570-078358 〒690-0884 松江市南田町60	四国	香川 ☎ 0570-078393 〒760-0023 高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8F	
	徳島 ☎ 0570-078394 〒770-0834 徳島市元町1-24 アミコビル3F	高知 ☎ 0570-078395 〒780-0870 高知市本町4-1-37 丸ノ内ビル2F	愛媛 ☎ 0570-078396 〒790-0001 松山市一番町4-1-11 共栄興産一番町ビル4F		九州	福岡 ☎ 0570-078359 〒810-0004 福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4F
	佐賀 ☎ 0570-078361 〒840-0801 佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F	長崎 ☎ 0570-078362 〒850-0875 長崎市栄町1-25 長崎MSビル2F	大分 ☎ 0570-078363 〒870-0045 大分市城崎町2-1-7			熊本 ☎ 0570-078365 〒860-0844 熊本市中央区水道町1-23 加地ビル3F
鹿児島 ☎ 0570-078366 〒892-0828 鹿児島市金生町4-10 アーバンスクエア鹿児島ビル6F	宮崎 ☎ 0570-078367 〒880-0803 宮崎市旭1-2-2 宮崎県企業局3F	沖縄 ☎ 0570-078368 〒900-0025 那覇市旭1-5-17 プロフェスビル那覇2・3F				

上記以外にも支部・出張所・地域事務所があります。詳しくは近くの法テラスへお問い合わせください。

119

DV、ストーカー、児童虐待

これらの被害、
弁護士に相談しませんか。



犯罪被害者支援ダイヤル

お問合せ無料 なくことないよ

0120-079714

※IP電話からは、03-6745-5601

平日 9:00~21:00 土曜 9:00~17:00 (日曜祝日・年末年始休業)

日本司法支援センター



法テラスは、国が設立した公的な法人です。

2023年3月発行



もし、困っていたら・・・

まずは、弁護士に相談してみませんか？

DV等被害者法律相談援助は、いち早く、法律相談をご案内する制度です。
まずは、法テラスにお電話ください。



1

DV・ストーカー・ 児童虐待にあっていて

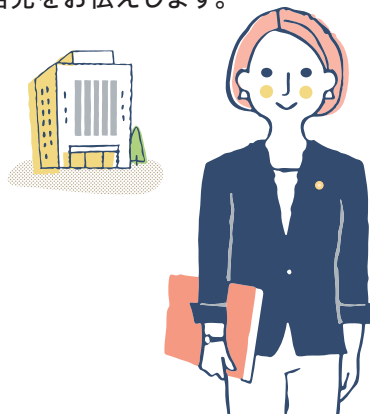
- 被害を受けるおそれのある方を
含みます。
- 児童虐待については、
18歳未満の方が対象です。



3

弁護士の紹介を受ける

- 法テラスが相談を担当する弁護士を探し、
連絡先をお伝えします。



2

法テラスに電話をかける

- 担当の職員がご要望やご連絡先を伺います。



4

弁護士に法律相談をする

- 弁護士の事務所、法テラスの事務所、
状況によっては病院や学校、児童相談所などの
公共機関の施設で行います。
- また、**電話やオンライン**でも相談できる
場合があります。



Q 相談費用はかかりますか？

法律相談実施時にお持ちの自由につかえる現金・預貯金の額が300万円以下の方は、相談費用はかかりません。

それ以外の方には、後日相談料(5,500円)をお支払いいただけます。

(法律相談実施日から1年以内に支出することとなる費用(被害の治療費など)の額は、現金・預貯金の合計額から控除することができます。)

Q 現在シェルターに避難中のため、外出 ができません。相談場所に行かなければ 法律相談は受けられませんか？

弁護士事務所等の相談場所に行くことが困難な方は、出張相談ができる場合があります。

Q 代理で相談を受けても良いですか？

法律相談は、被害にあわれている方ご本人に受けていただく必要がありますが、お問合せや相談のご予約は、ご本人の代理の方からも承っております。

Q 弁護士に依頼したいです。

弁護士に依頼したい場合は、相談を担当した弁護士にその旨をお伝えください。

Q 依頼した場合の弁護士費用が心配です。

一定の要件に該当する方は、弁護士費用等の援助制度をご利用いただけます。



児童虐待を受けている方のための 弁護士による法律相談

支援者（親類、教員、児童相談所職員等）の方へ

児童虐待を受けている可能性があり、法的な支援が必要と思われる児童がいたら、法テラスをご案内ください。支援者の方も、支障がない限り法律相談に同席いただけます。

電話等による申込み



虐待を受けている
子ども（18歳未満）
又は子どもを支援する大人

相談例

お父さんがお母さんを殴るのを見るのが嫌でたまりません。止めようとするとも僕も殴られます。

お父さんと2人暮らしですが、お父さんが帰ってきません。



親から無視されたり、「ごみ」「しね」などひどいことを言われます。

一緒に住んでいるお母さんの恋人に体を触られるので、家に帰りたくありません。お母さんも信じてくれません。



日本司法支援センター
法テラス

担当の弁護士を選任

ご希望をうかがい、法律相談の日程などを調整します。



弁護士と法律相談



場所

弁護士の事務所、法テラスの事務所、状況によって学校や児童相談所等
電話やオンラインによる相談もできます。



相談料

以下の基準を満たす方は無料です。
基準を超える場合は、5,500円（税込）がかかります。

子ども本人が自由に使える現金・預貯金の合計額が300万円以下
（虐待する保護者の管理下にある子ども名義の預貯金等は計算に含みません。）

法律相談後の弁護士の活動



● 子どもの安全を図る活動

法的アドバイスを行うとともに、状況に応じ、児童相談所へ通告して子どもの一時保護につなげるなどを行います。

● 子どもが安心して生活できる環境を調整

必要に応じ、弁護士が子どもの代理人となって、親や関係機関と交渉を行うこともあります。

● 子どもの代理人として活動

親権者変更等の裁判手続が必要な場合には、子どもを代理して、手続の申立てや、裁判手続における活動を行うこともあります。

利用に関するQ & A

Q1 この法律相談は、どのような制度ですか。

児童虐待のほか、DVやストーカーの被害にあわれている方が、いち早く弁護士による法律相談を受けることができる制度（DV等被害者法律相談援助と言います。）です。通報や通告を除き、相談内容が外部に漏れることはありません。

Q2 支援者（親類、教員、児童相談所職員等）が、本人に代わって相談することは可能ですか。

相談の予約や利用方法に関するお問合せについては、支援者の方から連絡いただくことが可能ですが、法律相談は、虐待を受けている子ども（18歳未満）本人に受けていただく必要があります。支援者が同席できる場合がありますので、お問合せください。

Q3 相談した弁護士にその後の対応も依頼したいのですが、費用を支払えるか心配です。

その後の様々な手続のために、弁護士が子どもの代理人となる場合の費用については、日本弁護士連合会の基金による「子どもに対する法律援助」をご利用いただける場合があります、本人の状況に応じて費用の負担がない場合があります。



どこに相談したらいいかわからない、弁護士に相談するお金がない…
そんな時は法テラスへ。一人ひとりにあった支援をお探しします。

受付時間：平日 9時～21時 土曜 9時～17時



なくさないよ

0120-079714

法テラス 犯罪被害者支援ダイヤル

犯罪被害者支援専用ページ



ポスター・ポケットカード掲示イメージ



ポスターとカードの2次元コードから法テラスの犯罪被害者支援専用Webページにつながり、そこから直接電話することができます。



このスペースにカード入れを貼付

掲示にあたり御留意いただきたい点

このポスターを見て「相談しよう」と思った児童・生徒の連絡先の手控えとなるよう、付属のポケットカードを用意しました。

大変お手数ですが、上記イメージのとおり、カード入れを所定の場所に貼付の上、ポケットカードを入れた状態で掲示くださいますようお願いいたします。

なお、虐待被害を受けている児童・生徒は、被害を受けているという事実が周囲に知られることを警戒する傾向があるという例も報告されています。

そのため、他の児童・生徒の目に触れることを警戒して、ポケットカードを手にするのを躊躇することがないように、例えば保健室内に掲示するなど、掲示場所に御配慮いただけますと幸いです。



法テラス

未成年の方や、宗教二世・三世の方
からのお問合せにも対応します！

靈感商法等対応ダイヤル



0120-005931

受付時間 9:30~17:00 (平日)

※ 国外からの電話によるお問合せは、050-3383-0010 (有料)

※ メールによるお問合せは、こちら (国内外から利用可) →



靈感商法に限らない金銭的トラブル、心の悩み、家族の悩み、児童虐待、修学、就労、生活困窮など、

「旧統一教会」問題やこれと同種の問題でお悩みの方、
まずは**お電話**ください

- ※ 「旧統一教会」問題に限らず、これと同様のお悩みを抱えている方々からの相談を幅広くお受けします
- ※ お悩みに応じた相談窓口をご案内します

※ **経済的に困り**で**法的トラブル**をお抱えの方は、**法テラス**による**無料法律相談**や**弁護士費用等の立替え**をご利用できることがあります

様々なお悩みに対応

連携機関等

内閣官房	警察庁	消費者庁	こども家庭庁	総務省	法務省	文部科学省	厚生労働省	外務省	日本弁護士連合会
孤独・孤立	犯罪被害	消費者トラブル	児童虐待	行政相談	人権相談	いじめ・修学	生活困窮・就労・心の健康	在外邦人	法的問題

----- お悩みに応じて、こんな相談窓口もご利用できます -----

警察相談専用電話

(# (シャープ) 9110)

各都道府県警察本部・警察署における相談窓口



犯罪による被害等の相談を受け付けます！

消費者ホットライン

いちゃ (188)

消費者トラブルに関する相談を受け付けます！

高価な物品を買わされたが取り消せないか等



みんなの人権110番

(0570-003110)

人権についてのお悩み何でも受け付けます！

人権イメージキャラクター



- 差別を受けた
- いじめを受けた
- ネットで誹謗中傷された 等

人KENまる君 人KENあゆみちゃん

行政相談「きくみみ」

おこまりなら まる まる くじょー ひゃくとおぼん (0570-090110)

どこに相談してよいか分からないお困りごとは行政相談へ！関係機関を案内します。

困ったら一人で悩まず行政相談！

困ったら一人で悩まず行政相談！



行政相談マスコット「キクーン」

在外公館

(大使館、総領事館)

海外にお住まいの方は、最寄りの在外公館にお問合せください。



※相談方法や対応時間は、各相談窓口により異なります。詳しくは各相談窓口のホームページをご覧ください。

普通の学生サークル
かと思ったら
宗教団体だった…



履修の相談に
乗ってくれると言われ
個人情報^を教えたら
宗教勧誘を受けた…

高2生のあなた 狙われています！！

アンケートに協力し
連絡先を教えたら

怪しいセミナーの勧誘が
来るように…



両親が宗教団体へ
多額の献金^をしていて
学費を払ってくれない…

靈感商法等対応ダイヤル (平日9時30分~17時)

弁護士・心理士と連携

相談窓口をご案内



0120-005931

法テラスは国が設立した公的な法人です。



普通の学生サークル
かと思ったら
宗教団体だった…



履修の相談に
乗ってくれると言われ
個人情報^を教えたら
宗教勧誘を受けた…

新入生のあなた 狙われています！！

アンケートに協力し
連絡先を教えたら

怪しいセミナーの勧誘が
来るように…



両親が宗教団体へ
多額の献金^をしていて
学費を払ってくれない…

靈感商法等対応ダイヤル (平日9時30分~17時)

弁護士・心理士と連携

相談窓口をご案内



0120-005931

法テラスは国が設立した公的な法人です。



検察、警察、児童相談所の連携強化に向けた取組について

平成26年6月 検察・児童相談所間における情報提供と平素からの連携

- 法務省刑事局刑事課長「児童相談所との連携の充実について」
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長「児童虐待への対応における検察との連携の推進について」

平成27年10月 検察・警察・児童相談所の連携、代表者聴取（協同面接）の実施

- 最高検察庁刑事部長「警察及び児童相談所との更なる連携強化について」
- 警察庁刑事局刑事企画課長ほか
「児童を被害者等とする事案への対応における検察及び児童相談所との更なる連携強化について」
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について」

平成30年4月～ 代表者聴取（協同面接）の件数の統一的把握等

- ・三省庁間で統一して把握すべき項目を整理〔連携を実施した件数、連携した機関、聴取を行った機関、被聴取者の年齢・性別、聴取回数、処理結果等〕
- ・基本的に事件処理を行う検察官に情報を集約し、法務省が検察庁から報告を受け、三省庁で共有

平成30年7月 代表者聴取（協同面接）実施後の打合せなどにおける情報共有

- 最高検察庁刑事部長・公判部長「警察及び児童相談所との情報共有の強化について」
- 警察庁刑事局刑事企画課長ほか「児童虐待事案に係る代表者聴取における検察及び児童相談所との更なる連携強化の推進について」
- 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長「児童虐待事案に係る子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化の推進について」

令和元年5月、6月 代表者聴取の状況を録音・録画した記録媒体の提供

- 最高検察庁刑事部長・公判部長「児童相談所との情報共有について（通知）」
- 警察庁刑事局刑事企画課長ほか「児童相談所との情報共有について（通達）」
- 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長「児童虐待事案に係る子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に関する情報共有について」

暴力防止プログラム (児童虐待防止版)

暴力防止プログラム(児童虐待防止版)の試行の実施について

児童相談所への児童虐待相談対応件数が平成28年度に12万件を超え、虐待により年間約80人もの子供の命が失われている現状に鑑み、平成30年7月20日に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が閣議決定された。

保護観察所においても、「関係機関と連携しつつ、適切な指導や支援に取り組む」とこととされており、児童虐待により保護観察となった者の再犯防止を図ることが急務となっていることから、児童虐待加害者に特化した暴力防止プログラムを作成し、内容の適正化を図るため、一定期間、試行的に実施するものである。

受講対象者

特別遵守事項によって受講を義務付けられる者

- ① 保護観察に付される理由となった犯罪事実中に児童虐待防止法第2条第1項第1号(身体的虐待)が含まれる仮釈放者及び保護観察付執行猶予者
- ② ①に該当しない者のうち、従前の暴力防止プログラムの受講が義務付けられる者であり、身体的虐待行為を反復する傾向が認められ、本プログラムによる実施が適切であると認められる者

※保護観察付全部猶予者の場合は、プログラム受講を特別遵守事項に定めることが相当である旨の裁判所の意見が示された者

内容

- ワークブックを用いて、自己の暴力について分析させ、暴力につながりやすい考え方の変容や、暴力の防止に必要な知識のほか、養育態度の振り返り、子供との適切な関わり、子供の発達についての知識の習得を促す。
- 暴力を起こしそうな危機場面での対処法、対人関係の技術、暴力につながらない生活態度を習得させる。
- 対処方法として、子供に対して本当にしたかったことへの気持ちや、子供に対して気持ちが伝わりやすい言動等を、ロールプレイなどを通じて体験的に習得させる。
- 保護観察官が個別処遇により、おおむね2週間に1回実施し、受講者とともに個別具体的な再発防止計画を作成する。

ワークブックの課題内容について

課程	学習内容
1	暴力をふるうということ
	事件当時の生活状況を振り返り、事件に至ったきっかけや考え方を整理する。
2	子供の気持ち・暴力につながりやすい考え方
	子供の気持ちを考え、暴力につながりやすい考え方の癖を知り、柔軟な考え方を考える。
3	危険信号と対処
	暴力をふるいそうな場面、身体の状態などを把握させ、危機場面での具体的な対処方法を習得する。
4	暴力をふるわないための取組
	気持ちが伝わりにくい言動や伝わりやすい言動を知り、ロールプレイを通して適切な方法を実践的に学ぶ。
5	二度と暴力をふるわないために
	対処方法を整理し、二度と暴力をふるわないための具体的な再発防止計画を立てる。

民法等の一部を改正する法律の概要

法務省民事局

検討の経過

H30. 6	法務大臣から法制審議会へ諮問	H31. 2.14	要綱の取りまとめ・答申
H30. 6～	法制審部会での調査審議開始	H31. 3.15	閣議決定・国会提出
H31. 1.29	要綱案の取りまとめ	R 1. 6. 7	改正法成立（R 2. 4. 1施行）

改正の目的

児童養護施設に入所中の児童等に家庭的な養育環境を提供するため、特別養子縁組の成立要件を緩和すること等により、制度の利用を促進。

厚労省検討会が全国の児童相談所・民間の養子あつせん団体に対して実施した調査の結果「要件が厳格」等の理由で特別養子制度を利用できなかった事例 298件（H26～H27）（うち「実父母の同意」を理由とするもの 205件・「上限年齢」を理由とするもの 46件）

見直しのポイント

- ① 特別養子制度の対象年齢の拡大(第1)
- ② 家庭裁判所の手続を合理化して養親候補者の負担軽減(第2)

第1 養子候補者の上限年齢の引上げ(民法の改正)

1. 改正前

養子候補者の上限年齢

原則 特別養子縁組の成立の審判の申立ての時に6歳未満であること。

例外 6歳に達する前から養親候補者が引き続き養育 ⇒ 8歳未満まで可。

現行制度において上限年齢が原則6歳未満、例外8歳未満とされている理由

- ① 養子候補者が幼少の頃から養育を開始した方が実質的な親子関係を形成しやすい。
- ② 新たな制度であることから、まずは、必要性が明白な場合に限って導入。

【児童福祉の現場等からの指摘】

年長の児童について、特別養子制度を利用することができない。

2. 改正後

養子候補者の上限年齢の引上げ等

(1) 審判申立時における上限年齢(新民法第817条の5第1項前段・第2項)

原則 特別養子縁組の成立の審判の申立ての時に15歳未満であること。

例外 ①15歳に達する前から養親候補者が引き続き養育
②やむを得ない事由により15歳までに申立てできず } 15歳以上でも可。

※ 15歳以上の者は自ら普通養子縁組をすることができることを考慮して15歳を基準としたもの。

(2) 審判確定時における上限年齢(新民法第817条の5第1項後段)

審判確定時に18歳に達している者は、縁組不可。

(3) 養子候補者の同意(新民法第817条の5第3項)

養子候補者が審判時に15歳に達している場合には、その者の同意が必要。
(15歳未満の者についても、その意思を十分に考慮しなければならない。)

第2 特別養子縁組の成立の手続の見直し (家事事件手続法及び児童福祉法の改正)

1. 改正前

養親候補者の申立てによる1個の手続

養親候補者
申立て

特別養子縁組の成立の審判手続

特別養子
縁組成立
の審判

(審理対象)

- ・ 実親による養育が著しく困難又は不相当であること等
 - ・ 実親の同意(審判確定まで撤回可能)の有無等
 - ・ 養親子のマッチング
- ※ 6か月以上の試験養育

- ・ 養親の養育能力
- ・ 養親と養子の相性

- ・ 実親の養育能力
(経済事情や若年等)
- ・ 虐待の有無

【児童福祉の現場等からの養親候補者の負担についての指摘】

- ① 実親による養育状況に問題ありと認められるか分からないまま、試験養育をしなければならない。
- ② 実親による同意の撤回に対する不安を抱きながら試験養育をしなければならない。
- ③ 実親と対立して、実親による養育状況等を主張・立証しなければならない。

2. 改正後

二段階手続の導入

(1) 二段階手続の導入(新家事事務手続法第164条・第164条の2関係)

特別養子縁組を以下の二段階の審判で成立させる。

- (ア) 実親による養育状況及び実親の同意の有無等を判断する審判(特別養子適格の確認の審判)
 - (イ) 養親子のマッチングを判断する審判(特別養子縁組の成立の審判)
- ⇒ 養親候補者は、第1段階の審判における裁判所の判断が確定した後に試験養育をすることができる(上記①及び②)。

(2) 同意の撤回制限(新家事事務手続法第164条の2第5項関係)

⇒ 実親が第1段階の手続の裁判所の期日等でした同意は、2週間経過後は撤回不可(上記②)。

(3) 児童相談所長の関与(新児童福祉法第33条の6の2・第33条の6の3)

⇒ 児童相談所長が第1段階の手続の申立人又は参加人として主張・立証をする(上記③)。

(イメージ図)

児相長 or
養親候補者
申立て

第1段階の手続

(審理対象)

- ・ 実親による養育状況
- ・ 実親の同意の有無等

特別養子
適格の確認
の審判

実親は、第2段階には関与せず、同意を撤回することもできない。

養親候補者
申立て

第2段階の手続

(審理対象)

- ・ 養親子のマッチング

特別養子
縁組成立
の審判

養親となる者が第1段階の審判を申し立てるときは、第2段階の審判と同時に申し立てなければならない。

二つの審判を同時にすることも可能。

⇒ 手続長期化の防止

※ 6か月以上の試験養育

試験養育がうまくいかない場合には却下

第3 施行期日

令和2年4月1日施行

文部科学省における 児童虐待防止に関わる施策について

令和5年9月

令和5年度 全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議

文部科学省における児童虐待防止への対応

- ✓ 児童虐待防止に向けては、未然防止、早期発見・早期対応や虐待を受けた児童生徒の支援が重要であり、学校・家庭・地域社会・関係機関が密接に連携することが必要。

1. 学校等における児童虐待防止への対応

- ①学校、教育委員会における児童虐待防止に向けた取組の周知
 - 児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならないことなどを周知。
- ②児童虐待対応の手引き等の作成・配布、教職員研修の実施
 - 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を作成し、周知
 - 「学校現場における虐待防止に関する研修教材」を作成し、周知
 - 養護教諭のための児童虐待対応の手引きを作成し、配布
 - 教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」(CD-ROM)を作成し、周知
 - 独立行政法人教職員支援機構における研修において、「児童虐待への対応」を取り上げ
- ③生徒指導等の観点から、児童虐待への対応・解決に貢献する取組を推進・周知
 - 要保護児童対策地域協議会(要対協)へ学校や教育委員会が参画するよう、生徒指導担当者連絡会議等において周知・促進
 - スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の専門家を活用した学校の教育相談体制の充実
 - SNS等を活用した相談体制の整備
 - 法務の専門家(スクールロイヤー)を活用した教育委員会における法務相談体制の整備 等

2. 家庭教育支援を通じた児童虐待防止への対応

- 地域における家庭教育支援の取組において、真に支援が必要な家庭への対応(アウトリーチ型支援)等の充実
- 家庭教育支援や地域学校協働活動等の関係者向けに「児童虐待への対応のポイント」を作成し、周知 等

※下線部分は、令和5年度予算等関係

1. 学校等における児童虐待防止への対応

児童虐待の迅速・的確な対応(平時)

関係機関との連携の強化(虐待防止法第4条第1項、第5条第2項)

- 学校、教育委員会は、要保護児童対策地域協議会(児童福祉法第25条の2)へ参画するなどして、関係機関との一層の連携・協力を図る。
- 児童相談所長会議等へ教育委員会担当者等が出席したり、教育委員会等が主催する各種会議への児童相談所等関係機関からの参加、協力を求めたりするなどして、児童虐待の防止等のために関係機関との連携の強化に努めること。

学校等から児童相談所への情報提供(虐待防止法第13条の4関係)

- 学校その他児童の教育に係る機関及び学校の教職員その他児童の教育に関連する職務に従事する者は、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料等の提供を求められたときは、当該資料等を提供することができる(国立・公立・私立の学校等)。

学校等間の情報共有

- 幼児児童生徒の進学・転学に当たっては、法令にのっとり行うこととされている進学・転学先への文書の送付はもとより、対面、電話連絡、文書等による学校間での引継ぎの実施、学校の担当者やスクールソーシャルワーカー等によるケース会議の開催等により、支援が必要な幼児児童生徒に係る学校等間の適切な連携を進めること。
- 個人情報保護の観点からどこまで情報を引き継げるかについては、適用される関係法令に基づき各学校等が判断する。

児童虐待等に係る研修の実施

- 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和2年6月改訂)や教職員用研修教材「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(令和2年1月)の適切な活用などによって教職員研修の充実を図る。

児童虐待の迅速・的確な対応（発見時）

児童虐待の早期発見（虐待防止法第5条第1項関係）

- 学校及び学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める必要がある。
 - ① 幼児児童生徒の心身の状況の把握について（学校保健安全法第9条関係）
児童虐待の早期発見の観点から、幼児児童生徒の心身の健康に関し健康相談を行うとともに、幼児児童生徒の健康状態の日常的な観察により、その心身の状況を適切に把握
 - ② 健康診断について（学校保健安全法第13条関係）
健康診断においては、身体測定、内科検診や歯科検診を始めとする各種の検診や検査が行われることから、それらを通して身体的虐待及びネグレクトを早期に発見しやすい機会であることに留意。

虐待を発見した場合

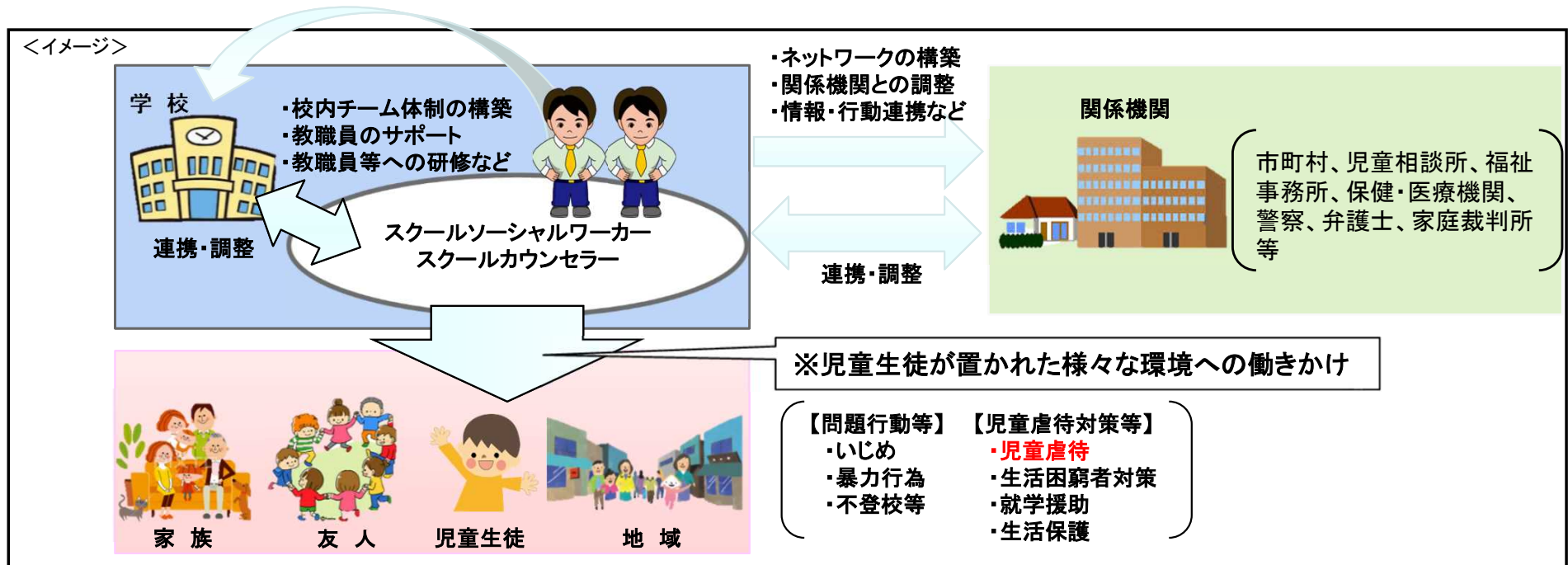
児童虐待への早期対応（虐待防止法第6条第1項関係）

- 児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならない。
- 虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも一般の人の目から見れば主観的に児童虐待が疑われる場合は通告義務が生じる。
- 法の趣旨に基づくものであれば、その通告が結果として誤りであったとしても、そのことによって刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されない。

学校での早期発見と適切な初期対応の推進

現 状

- 児童虐待の対応については、法令に基づき、早期発見・通告・情報提供が重要。
- 一方、関係機関が協力・連携して対応することが必要であり、更なる体制整備が必要。



対 応

- 学校へのスクールソーシャルワーカー（SSW）及びスクールカウンセラー（SC）の配置を充実。
令和5年度予算額 スクールソーシャルワーカー活用事業 2,313百万円、10,000中学校区【2,132百万円】
スクールカウンセラー等活用事業 5,889百万円、27,500校【5,581百万円】
※【 】は、昨年度予算額
- **加えて、虐待対策のための重点加配。 SSW:2,500校 SC:2,000校**
- SSW及びSCの活用促進に向けた職務内容の明確化や、資質向上のための研修の推進。

【背景】

- 虐待やいじめのほか、学校や教育委員会への過剰な要求や学校事故への対応等の諸課題について、法務の専門家への相談を必要とする機会が増加
- **76%** の市町村教育委員会が、法的な専門知識を有する者が必要であると回答（H31.3文部科学省調べ）
- 都道府県・指定都市単位では、一般的に上記の法務の専門家への相談体制が構築されている状況。

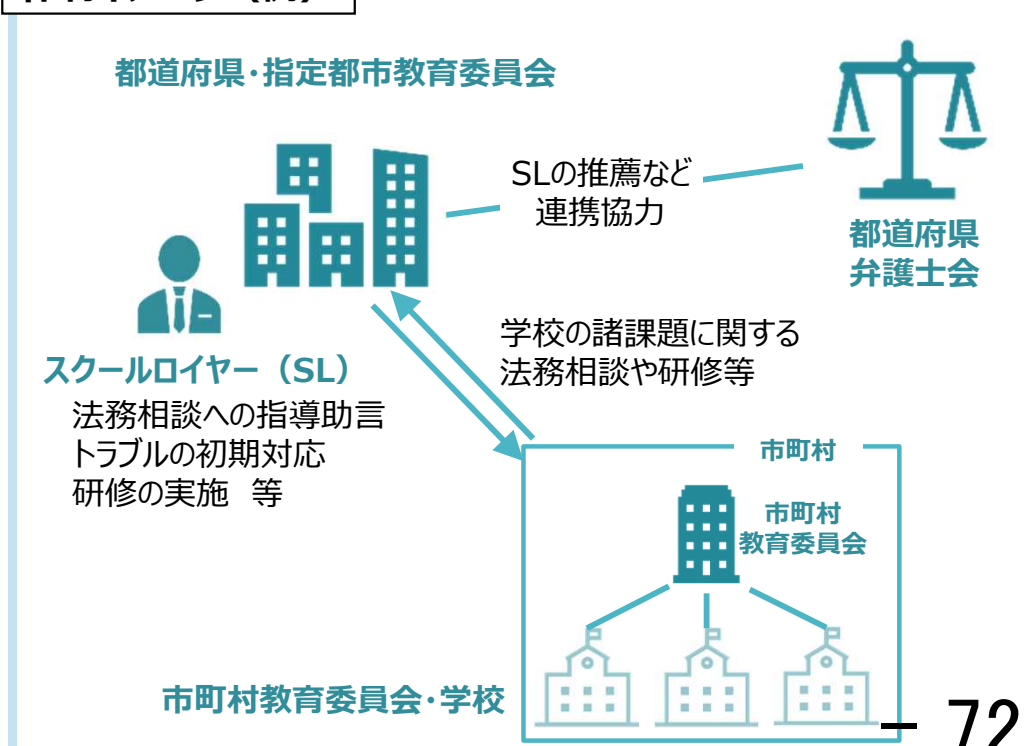
域内の学校や市町村をサポートする都道府県・指定都市教育委員会の弁護士等への法務相談経費について、

令和2年度より、普通交付税措置

※標準的な規模の都道府県で130万円を積算。

（指定都市についても都道府県に準じて措置）

体制イメージ（例）



法務相談体制の充実に向けた支援措置等

① スクールロイヤー配置アドバイザーの設置

- ・日本弁護士連合会の協力の下、実際に学校現場での法務相談等の業務に携わっている弁護士を文部科学省に「スクールロイヤー配置アドバイザー」として1名配置。
- ・各自治体における法務相談体制の構築や、各都道府県弁護士会との連絡調整などについて、アドバイスを実施。（利用に係る問い合わせは下記窓口まで）

【スクールロイヤー配置アドバイザーへの問い合わせ窓口】
文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課地方教育行政係
TEL： 03-6734-4678 E-mail： iinkai@mext.go.jp

② 法務相談体制構築に向けた手引き等の作成・説明会実施

- ・法務相談体制の構築に向けて検討する教育委員会を支援するため、「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き」を作成。
- ・また、事例をもとに意見交換を行うワークショップ型の研修に際し、参考となる資料や研修の具体的な流れ等を紹介した動画を作成。
- ・教育関係者を対象とした説明会を実施（令和2年度～）



文科省 教育行政に係る法務相談体制の充実について 検索

③ 法務相談体制の整備状況に関する調査

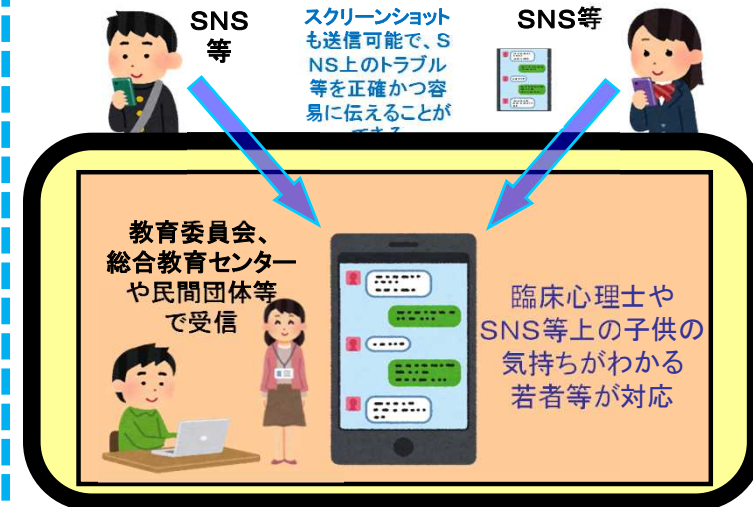
- ・自治体におけるSLの配置などの法務相談体制の整備状況について調査を実施。

SNS等を活用した相談事業

令和5年度予算額
(前年度予算額)

59億円の内数
56億円の内数)

【イメージ】SNS等を活用した相談



<背景>

- いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談体制の拡充は、相談に係る多様な選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止する観点から喫緊の課題。
- また、座間市におけるSNSを利用した高校生3人を含む9人の方が殺害された残忍な事件を受け、ネットを通じて自殺願望を発信する若者が適切な相談相手にアクセスできるよう、これまでの取組の見直しが求められている。
- スマートフォンの普及等に伴い、最近の若年層の用いるコミュニケーション手段においては、SNSが圧倒的な割合を占めるようになっている。

(参考)

コミュニケーション系メディアの平均利用時間 (令和4年度版情報通信白書 (総務省))

[平日1日] (令和3年度)

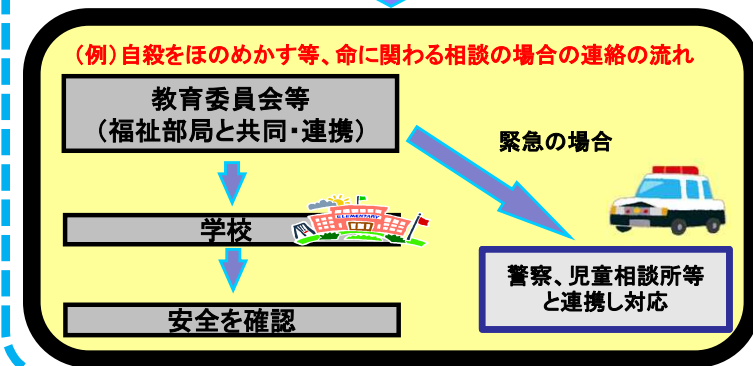
10代：携帯電話 8.4分、固定通話 0.0分、ネット通話 5.3分、ソーシャルメディア 64.4分、メール利用 19.6分

<事業概要>

SNS等を活用した相談体制の整備に対する支援 (補助事業)

(事業内容)

SNS等を活用した双方向の文字情報等による相談を実施するとともに、相談員の専門性を向上させる研修の実施等を支援。令和3年度より、支援の対象を全ての都道府県・指定都市に拡大。



対象校種	小学校・中学校・高等学校等
------	---------------

実施主体委託先	都道府県・指定都市
---------	-----------

対象経費	報酬、期末手当等
------	----------

補助割合	国：1 / 3 都道府県・指定都市：2 / 3
------	-------------------------

24時間子供SOSダイヤルについて

誰か聞いて
話をしたい
今、



学校でのいじめに悩んだら、心配な友達がいいたら、
いつでも話を聞きましょう

通話料無料になりました
24時間子供SOSダイヤル ☎️ **0120-0-78310** なやみいおう
各教育委員会等によって運営されている、全国共通のダイヤルです。

以下の相談ダイヤルも開設しております。状況に応じて活用してください。

児童虐待がもとになったら
☎️ **189番**
(児童相談所全国共通ダイヤル)

子どもの人権110番
☎️ **0120-007-110**
(通話料無料、法務局職員または
人権擁護委員による相談窓口)

各都道府県警察本部に
よる少年相談窓口
(右のQRコードから近くの
窓口を調べられます)

内閣府 警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省

※平成28年4月の通話料無料化及び番号変更に伴い、本ポスターを
全国の学校等に配布

電話番号

(なやみいおう)
0120 - 0 - 78310

概要

子供たちが**全国どこからでも夜間・休日を含めて24時間**いじめ等の悩みを相談することができるよう、**全国统一ダイヤル**を設置。
統一ダイヤルに電話をすれば、原則として**電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続**される。

経緯

平成19年2月～ 全都道府県及び指定都市教育
委員会で実施開始
平成28年4月～ **通話料無料化**

財政措置

相談員の人件費：国で1／3負担
(夜間・休日等) 地方自治体で2／3負担
通話料：国で全額負担

学校、教育委員会における児童虐待防止に向けた取組の充実のための情報提供

○「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」(平成31年2月)

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化についてを踏まえ、学校と市町村、児童相談所等の関係機関の連携が十分に機能するよう、学校等から市町村又は児童相談所への児童虐待防止に係る資料、情報の定期的な提供に関する手続等について、文部科学省と内閣府、厚生労働省とで協議の上、平成30年7月に作成した指針を更新し、教育委員会や学校等に通知。

※「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について(通知)」(平成31年2月)
学校等と市区町村又は児童相談所との連携が十分機能するよう努めるとともに、必要に応じて指針に基づく対応を図るよう、内閣府・厚生労働省と連名で教育委員会、学校等に通知。

➡ 平成31年2月の改訂により、以下の事項を追記

学校・保育所等は保護者等から要保護の幼児児童生徒等が学校・保育所等を欠席する旨の連絡があるなど、**欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村又は児童相談所に情報提供する。**

※不登校等による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会でき、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。

○「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和2年6月改訂)

千葉県野田市で起きた事案も踏まえ、学校や教育委員会等の関係者が虐待と疑われる事案について、迷いなく対応に臨めるよう、具体的な対応方法や留意事項についてまとめた手引き作成し、文部科学省のホームページにおいて公表。

(URL) http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm

○「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(令和2年1月)

学校等における虐待対応の実践的な研修に資するよう、具体的なケースを取り上げ、必要な対応のポイント等を解説したほか、ロールプレイング例を掲載した教材を7/29文部科学省のホームページにおいて公表。

- 「「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」（平成31年2月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）を踏まえ、学校・教育委員会等が児童虐待の対応に留意すべき事項をまとめたマニュアルを作成。

【基礎編】

1. 虐待とは
2. 虐待が及ぼす子供への影響
3. 学校、教職員等の役割、責務
 - ・虐待の早期発見、早期対応や、関係機関（児童相談所、市町村（虐待対応担当窓口）、警察）との速やかな連携、通告元の情報不開示など、学校や教職員が求められる具体的な役割を解説
 - ・関係機関である児童相談所、市町村、警察の役割を解説
4. 教育委員会等設置者の役割
 - ・教育委員会等設置者が行うべき体制強化や研修等の充実

【対応編 1 日頃の観察から通告まで】

1. 通告までの流れ
 - ・発生予防としての幼児児童生徒への相談窓口周知や保護者への啓発
 - ・教職員による日頃からの観察、DV問題家庭への留意、虐待による外傷の具体的解説、関係機関への報告様式等を提示
 - ・教員個人ではなく学校組織としての早期の対応や関係機関との連携など、チームとしての対応の必要性を解説
 - ・子供や保護者から聞き取りをする場合の留意事項
 2. 通告の判断に当たって
 - ・学校は守秘義務違反や刑事上の責任を気にしてためらうことなく通告することが重要
 3. 通告の仕方
 - ・市町村、児童相談所、警察への通告等の判断、通告等の方法と教育委員会等への連絡
- ※性的虐待について、その特徴や心身の健康への影響、対応方法を解説

【 対応編 2 通告後の対応 】

1. 通告後の対応

- ・通告後48時間以内の児童相談所の「安全確認」や「情報収集」に対する協力
- ・一時保護所に保護された子供の通学・通園の留意点、一時保護解除後の留意点、長期欠席状況の把握、施設入所時の連携等

2. 要保護児童等への対応

- ・要保護児童対策地域協議会への参画や進行管理台帳に登録された子供の出欠状況等の情報提供
7日以上欠席した場合には速やかに関係機関に情報提供

【 対応編 3 子供・保護者との関わり方、転校・進学時の対応 】

1. 虐待を受けた子供への関わり

- ・虐待を受けた子供への心のケアとして、学校で安心して過ごせるような配慮のポイント

2. 保護者への対応

- ・保護者の要求や相談に対し、学校はチームで対応する。「親権」を理由にした威圧的、拒絶的な態度に対しても毅然とした対応が重要。学校は組織的な対応や教育委員会への連絡、関係機関との連携による対応を行う。
- ・子供を就学させないといった事態にも就学義務違反对応として教育委員会との連携を行う。
- ・学校、教育委員会等は、保護者から虐待認知の端緒や経緯の開示請求があっても漏らしてはならない。個人情報保護条例等に基づく請求であっても、子供の生命を守る上での支障とならないかなど慎重に検討する。

3. 転校・進学時の学校間の情報の引継ぎ

- ・転居の情報は関係機関と共有し、学校間の確実な引継ぎを行う。

児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について

○ 野田市で起きた事案を踏まえて対策の強化を図るべき事項

「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について（通知）」（平成31年2月）

- (1) 市町村・児童相談所が保護者に虐待を告知する際には子どもの安全を第一とするとともに、通告者保護の観点から、通告元（児童虐待に係る通告を行った者）は明かせない旨を保護者に伝えることを徹底。
- (2) 学校等及びその設置者においては、保護者から情報元（虐待を認知するに至った端緒や経緯）に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えないこととするとともに、児童相談所等と連携しながら対応。
市町村・児童相談所においては、子どもの安全が確保されない限り、子どもからの虐待の申し出等の情報元を保護者に伝えない。保護者との関係等を重視しすぎること、子供の安全確保が疎かになり、重大な事態に至ってしまう事例が生じていることに十分留意すること。
(※) 学校等：幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設及び障害児通所支援事業所
- (3) 保護者から、学校等に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、複数の教職員等で対応するとともに、即座に設置者に連絡した上で組織的に対応。設置者は速やかに児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携して対応。
- (4) 学校等は保護者等から要保護児童等が学校等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由の説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村又は児童相談所に情報提供する。
※不登校等による欠席であって学校等が定期的な家庭訪問等により本人に面会でき、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。
- (5) 研修の充実に努めるほか、学校長等の管理職に対しても、児童虐待に関する具体的な事例を想定することなどによる実践的な研修に取り組むこと。

2. 家庭教育支援を通じた児童虐待防止への対応

○地域における家庭教育支援の取組

児童虐待防止の観点も含め、問題を抱え孤立しがちな家庭等に対し、アウトリーチ型家庭教育支援を行う。

・家庭教育支援チームによる支援の推進

地域人材の養成を通じて家庭教育支援チーム(※)の組織化、家庭教育支援員の配置等を行い、身近な地域における保護者への学習機会の提供や親子参加型行事の実施、相談対応等の支援活動を実施することで、家庭教育支援を総合的に推進する。

【ロゴマーク】



家庭教育支援チーム

【家庭教育支援チーム一覧】

※家庭教育支援チーム:子育て経験者をはじめとする地域の多様な人材を活用して、保護者への学習機会や情報提供、相談対応等、地域の実情に応じた多様な支援を行う体制
(家庭教育支援チーム一覧・取組事例)<https://katei.mext.go.jp/contents4/4-1.html#teamichiran>



・地域における家庭教育支援基盤構築事業(補助事業)の実施

各地域における、家庭教育支援に関する推進体制の構築、家庭教育支援の取組の推進に加え、真に支援が必要な家庭への対応(アウトリーチ型支援)など、地域の実情に応じた取組を支援。

○児童虐待への対応のポイント(手引き)

地域で活動する家庭教育支援や地域学校協働活動等の関係者向けに「児童虐待への対応のポイント(手引き)」を作成(令和元年8月(令和3年3月一部改訂))し、その活用を周知。

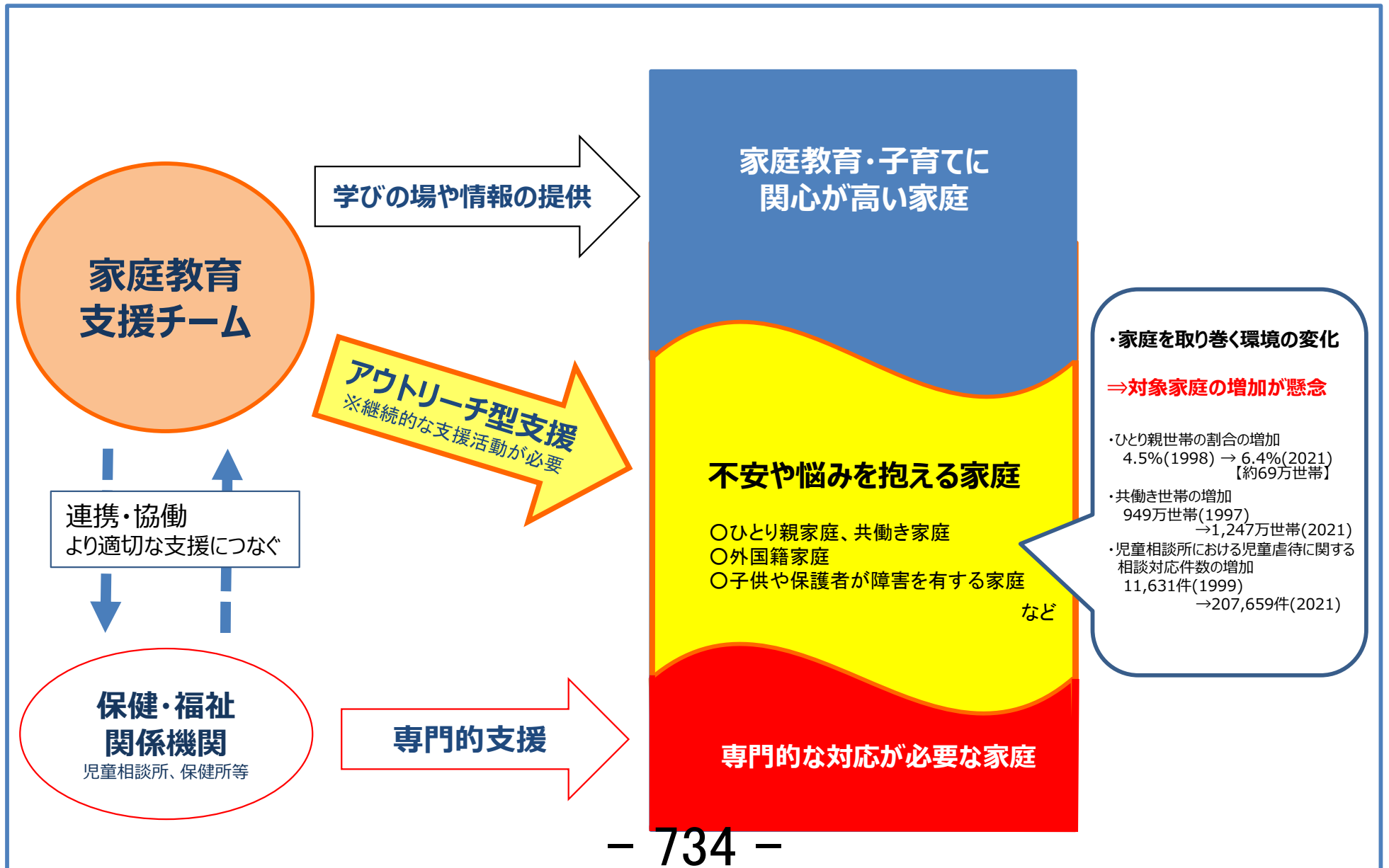
https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1420751.htm

【児童虐待へのポイント(手引き)】



地域における家庭教育支援（イメージ）

家庭を取り巻く環境が変化(核家族化や共働き家庭、ひとり親家庭の増加など)する中、今般のコロナ禍で子育てに不安や悩みを抱える家庭の増加が懸念され、寄り添い届ける支援（アウトリーチ型支援）の必要性が高まっている。



「家庭教育支援チーム」について

趣旨・目的

- 共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化等を背景に、子育てに悩みや不安を抱える保護者も多く、**地域全体での家庭教育支援の必要性**が高まっていることを踏まえ、文部科学省では、平成20年度より、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、**身近な子育て経験者や元教員等、地域の多様な人材を活用した「家庭教育支援チーム」の設置を促進**。

チームの構成・業務

- 地域の子育て経験者を中心として、教員OB、PTA等の教育関係者、民生委員や児童委員等の保健福祉関係者など、地域の実情に応じた多様な関係者で構成。
- 主な取組は、以下のとおり。
 - (1) 保護者等への学びの場の提供
 - (2) 保護者等への地域の居場所づくり
 - (3) アウトリーチ型家庭教育支援（※保護者の居場所に向向いて届ける支援）

<活動事例>

保護者への学習機会の提供



保護者学習会の様子
(都農町家庭教育応援団「さん・さん」
／宮崎県都農町)

啓発資料

- 身近な地域において保護者への支援を行う「家庭教育支援チーム」の組織化や活動を支援することを目的としたリーフレットを作成。
(平成28年2月)
- 地域において「家庭教育支援チーム」を立ち上げる際に必要な視点等について、事例、コラム等を交えて整理した手引書を作成。
(平成30年11月)



国による支援

<文部科学大臣表彰> ※平成29年度より実施【隔年】

- ・ 地方公共団体（都道府県・指定都市）からの推薦等によるチームの表彰。
令和3年度は、全国31チームの活動を優れた活動として選定し、表彰式を実施。
表彰式の様子は文部科学省ホームページで紹介。



<補助事業による推進>

- ・ 地域における家庭教育支援基盤構築事業（1/3補助事業）において、家庭教育支援チームの組織化及び支援活動等に係る経費を補助。



<チームの登録制度>

- ・ 「家庭教育支援チーム」の設置促進とともに、各地域の取組状況の把握や、効果的な事例の収集・情報発信による全国の様々な地域における家庭教育支援の取組の活性化促進に資するため、「家庭教育支援チーム」登録制度を実施。
【→登録チームは、ロゴマークを使用可】

家庭教育支援チーム数の推移



※ 補助事業により支援している「家庭教育支援チーム」数と登録制度に登録している「家庭教育支援チーム」数を合計したもの（各年度末現在）

「意味あるムダ話」で保護者をエンパワメント！保護者が元気になることで、子供も元気に！

取組の背景・ねらい

◆状況と背景

- ・毛織物工場の跡地や田畑が住宅地になったことによる新規移住者の増加と核家族の増加に伴う、地域のつながりの希薄化
- ・共働き世帯やひとり親世帯をはじめ、生活に余裕がない家庭の増加
- ・学校との関係を構築しにくい家庭の増加

◆ねらい

- ・保護者の「エンパワメント」

◆チームの活動

- ・保護者の話に耳を傾け（傾聴）、保護者の気持ちに寄り添います。
- ・保護者と信頼関係を築いて、学校などつなぎます。
- ・保護者が「エンパワメント」されてきたらフェードアウトします。

取組内容

◆家庭訪問型支援

- ・子育てに困り感を感じながらも周りになかなか相談できない保護者に対して、家庭教育支援サポーターが家庭訪問を行います。訪問する時間帯などについても保護者の状況にあわせ、傾聴の姿勢で保護者の気持ちに寄り添います。

◆小学校配置型支援

- ・小学校に担当サポーターを配置します。
- ・教員と情報共有を密にとりながら、登校の様子や授業の様子を見守り、気になる子（家庭）の早期発見と早期対応をめざします。



◆福祉部局との密な連携による「つなぎ」の多様化

- ・乳幼児期（妊娠期も含む）から小・中学生の子供をもつ保護者全てを対象に支援しています。
- ・心理職や要保護児童対策地域協議会職員、保健師、就学前施設等とも連携しながら、保護者が信頼を寄せる人物からサポーターに「つなぎ」ます。

取組成果

- ◆保護者が子育てに前向きになることによって、子供の問題行動等（落ち着きのなさ、暴力的な素行、不登校状態）にも改善傾向が見られるケースが増えています。
- ◆福祉部局と連携することによって、これまでなら学校がサポーターにつなげることが困難だったケースでも、スムーズにつなげることができるようになりました。

今後の展望

- ◆福祉部局との連携を密にとりながら、1人でも多くの保護者へサポーターの支援が届けられるよう努めます。
- ◆予防的支援の観点からも、非認知能力の重要性を周知する場や保護者同士の交流の場をこれまでよりも積極的に設けていきます。

児童相談所関連データ

- 1 児童相談所及び一時保護所設置状況
- 2 全国児童相談所一覧(令和5年4月1日現在)
- 3 児童福祉司、児童心理司の配置状況について(令和5年4月1日現在)
- 4 児童福祉司の任用区分一覧について(令和5年4月1日現在)
- 5 児童相談所長の資格区分一覧について(令和5年4月1日現在)
- 6 児童福祉司、児童心理司の勤務年数について(令和5年4月1日現在)
- 7 スーパーバイザー(指導教育担当児童福祉司)の配置状況について(令和5年4月1日現在)
- 8 里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司の配置状況について(令和5年4月1日現在)
- 9 医師又は保健師の配置状況について(令和5年4月1日現在)
- 10 弁護士配置状況について(令和5年4月1日現在)
- 11 所長の採用区分構成割合(令和5年4月1日現在)
- 12 児童福祉司の採用区分構成割合(令和5年4月1日現在)
- 13 児童心理司の採用区分構成割合(令和5年4月1日現在)
- 14 児童相談所における警察官、教員等の配置状況(令和5年4月1日現在)
- 15 児童相談所における安全確認を行う際の「時間ルール」の設定状況について(令和5年4月1日現在)
- 16 児童相談所における介入機能と支援機能の分離状況(令和5年4月1日現在)
- 17 一時保護所の現状について
- 18 個別対応のための環境改善(令和5年4月1日現在)
- 19 児童相談所業務の民間団体等への委託状況(令和5年4月1日現在)
- 20 児童福祉司等の処遇改善について

児童相談所及び一時保護所設置状況

	4年度 (R4.4.1現在)				5年度 (R5.4.1現在)				増減数			
	児童相談所	支所を有する児童相談所数	支所の数	一時保護所	児童相談所	支所を有する児童相談所数	支所の数	一時保護所	児童相談所	支所を有する児童相談所数	支所の数	一時保護所
1 北海道	8	2	2	8	8	2	2	8				
2 青森県	6			1	6			1				
3 岩手県	3			3	3			3				
4 宮城県	3	1	1	1	3	1	1	1				
5 秋田県	3			1	3			1				
6 山形県	2	1	2	2	2	1	2	2				
7 福島県	4	3	3	4	4	3	3	4				
8 茨城県	5			1	5			1				
9 栃木県	3			1	3			1				
10 群馬県	3	1	1	2	4			2	1	▲1	▲1	
11 埼玉県	7			4	7			5				1
12 千葉県	6	1	1	6	6	2	2	6		1	1	
13 東京都	10			8	10			8				
14 神奈川県	6			3	6			3				
15 新潟県	5	1	1	3	5	1	1	3				
16 富山県	2			2	2			2				
17 石川県	2			2	2			2				
18 福井県	2			2	2			2				
19 山梨県	2			2	2			2				
20 長野県	5			2	5			2				
21 岐阜県	5			2	5			2				
22 静岡県	5			2	5			2				
23 愛知県	10			2	10			2				
24 三重県	6			2	6			2				
25 滋賀県	3			3	3			3				
26 京都府	3	1	1	3	3	1	1	3				
27 大阪府	6			2	6			2				
28 兵庫県	7	2	2	1	7	2	2	1				
29 奈良県	2			1	2			1				
30 和歌山県	2	1	1	1	2	1	1	1				
31 鳥取県	3			3	3			3				
32 鳥根県	4	1	1	4	4	1	1	4				
33 岡山県	3	1	3	2	3	1	3	2				
34 広島県	3			2	3			2				
35 山口県	6			1	6			1				
36 徳島県	3			1	3			1				
37 香川県	2			1	2			1				
38 愛媛県	3			3	3			3				
39 高知県	2			1	2			1				
40 福岡県	6			5	6			5				
41 佐賀県	2			1	2			1				
42 長崎県	2			2	2			2				
43 熊本県	2			1	2			1				
44 大分県	2	1	1	1	2	1	1	1				
45 宮崎県	3			3	3			3				
46 鹿児島県	3			2	4			2	1			
47 沖縄県	2	1	2	2	2	1	2	2				
48 札幌市	1			1	1			1				
49 仙台市	1			1	1			1				
50 さいたま市	2			1	2			1				
51 千葉市	2			1	2			1				
52 横浜市	4			4	4			4				
53 川崎市	3			2	3			2				
54 相模原市	1			1	1			1				
55 新潟市	1			1	1			1				
56 静岡市	1			1	1			1				
57 浜松市	1			1	1			1				
58 名古屋市	3			3	3			3				
59 京都市	2			1	2			1				
60 大阪市	3			3	3			3				
61 堺市	1			1	1			1				
62 神戸市	1			1	1			1				
63 岡山市	1			1	1			1				
64 広島市	1			1	1			1				
65 北九州市	1			1	1			1				
66 福岡市	1			1	1			1				
67 熊本市	1			1	1			1				
68 港区	1			1	1			1				
69 世田谷区	1			1	1			1				
70 中野区	1			1	1			1				
71 豊島区	1			1	1			1	1			1
72 荒川区	1			1	1			1				
73 板橋区	1			1	1			1	1			1
74 江戸川区	1			1	1			1				
75 横須賀市	1			1	1			1				
76 金沢市	1			1	1			1				
77 明石市	1			1	1			1				
78 奈良市	1			1	1			1				
合計	228	18	22	149	327	18	22	152	4	0	0	3

※1 豊島区は令和5年2月1日児童相談所開所
 ※2 板橋区は令和4年7月1日児童相談所開所

全国児童相談所一覧（令和5年4月1日現在）

児童相談所虐待対応ダイヤル

24時間365日お近くの児童相談所に電話をおつなぎします。

189

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/gyakutai/>

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童相談所	〒	住所	電話番号
1 北海道	中央児童相談所	064-8564	札幌市中央区円山西町2-1-1	011-631-0301
	旭川児童相談所	070-0040	旭川市10条通11	0166-23-8195
	稚内分室	097-0002	稚内市潮見1-11	0162-32-6171
	帯広児童相談所	080-0801	帯広市東1条南1-1-2	0155-22-5100
	釧路児童相談所	085-0805	釧路市桜ヶ岡1-4-32	0154-92-3717
	函館児童相談所	040-8552	函館市中島町37-8	0138-54-4152
	北見児童相談所	090-0061	北見市東陵町36-3	0157-24-3498
	岩見沢児童相談所	068-0828	岩見沢市鳩が丘1-9-16	0126-22-1119
	室蘭児童相談所	050-0082	室蘭市寿町1-6-12	0143-44-4152
苫小牧分室	053-0045	苫小牧市双葉町3-7-2	0144-61-1882	
2 青森	中央児童相談所	038-0003	青森市石江字江渡5-1	017-781-9744
	弘前児童相談所	036-8356	弘前市下銀町14-2	0172-36-7474
	八戸児童相談所	039-1101	八戸市大字尻内町字鴨田7	0178-27-2271
	五所川原児童相談所	037-0046	五所川原市栄町10	0173-38-1555
	七戸児童相談所	039-2574	上北郡七戸町字蛇坂55-1	0176-60-8086
	むつ児童相談所	035-0073	むつ市中央1-1-8	0175-23-5975
3 岩手	福祉総合相談センター	020-0015	盛岡市本町通3-19-1	019-629-9600
	宮古児童相談所	027-0075	宮古市和見町9-29	0193-62-4059
	一関児童相談所	021-0027	一関市竹山町5-28	0191-21-0560
4 宮城	中央児童相談所	981-1217	名取市美田園2-1-4	022-784-3583
	東部児童相談所	986-0850	石巻市あゆみ野5-7	0225-95-1121
	気仙沼支所	988-0066	気仙沼市東新城3-3-3	0226-21-1020
	北部児童相談所	989-6161	大崎市古川駅南2-4-3	0229-22-0030
5 秋田	子ども・女性・障害者相談センター	010-0864	秋田市手形住吉町3-6	018-827-5200
	北児童相談所	018-5601	大館市十二所字平内新田237-1	0186-52-3956
	南児童相談所	013-8503	横手市旭川1-3-46	0182-32-0500
6 山形	福祉相談センター	990-0031	山形市十日町1-6-6	023-627-1195
	庄内児童相談所	997-0013	鶴岡市道形町49-6	0235-22-0790
7 福島	中央児童相談所	960-8002	福島市森合町10-9	024-534-5101
	県中児童相談所	963-8041	郡山市富田町字町田3	024-935-0611
	白河相談室	961-0074	白河市字郭内127	0248-22-5648
	会津児童相談所	965-0003	会津若松市一箕町大字八幡字門田1-3	0242-23-1400
	南会津相談室	967-0004	南会津町田島字天道沢甲2542-2	0241-63-0309
	浜児童相談所	970-8033	いわき市自由が丘38-15	0246-28-3346
	南相馬相談室	975-0031	南相馬市原町区錦町1-30	0244-26-1135
8 茨城	中央児童相談所	310-0005	水戸市水府町864-16	029-221-4150
	日立児童相談所	317-0072	日立市弁天町3-4-7	0294-22-0294
	鉾田児童相談所	311-1517	鉾田市鉾田1367-3	0291-33-4119
	土浦児童相談所	300-0812	土浦市下高津3-14-5	029-821-4595
	筑西児童相談所	308-0841	筑西市二木成615	0296-24-1614
9 栃木	中央児童相談所	320-0071	宇都宮市野沢町4-1	028-665-7830
	県南児童相談所	328-0042	栃木市沼和田町17-22	0282-24-6121
	県北児童相談所	329-2723	那須塩原市南町7-20	0287-36-1058
10 群馬	中央児童相談所	379-2166	前橋市野中町360-1	027-261-1000
	北部児童相談所	377-0027	渋川市金井394	0279-20-1010
	西部児童相談所	370-0829	高崎市高松町6	027-322-2498
	東部児童相談所	370-0321	太田市新田木崎町369-5	0276-57-6111
11 埼玉	中央児童相談所	362-0013	上尾市上尾村1242-1	048-775-4152
	南児童相談所	333-0848	川口市芝下1-1-56	048-262-4152
	川越児童相談所	350-0838	川越市宮元町33-1	049-223-4152
	所沢児童相談所	359-0042	所沢市並木1-9-2	04-2992-4152
	熊谷児童相談所	360-0014	熊谷市箱田5-13-1	048-521-4152
	越谷児童相談所	343-0033	越谷市恩間402-1	048-975-4152
	草加児童相談所	340-0035	草加市西町425-2	048-920-4152

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童相談所	〒	住所	電話番号
12 千葉	中央児童相談所	263-0016	千葉市稲毛区天台6-5-2	043-253-4101
	市川児童相談所	272-0026	市川市東大和田2-8-6	047-370-1077
	船橋支所	273-0014	船橋市高瀬町66-18 (千葉県消費者センター3階)	047-420-1600
	柏児童相談所	277-0831	柏市根戸445-12	04-7131-7175
	柏末広支所	277-0842	柏市末広町11-18	04-7147-5455
	銚子児童相談所	288-0813	銚子市台町2183	0479-23-0076
	東上総児童相談所	297-0029	茂原市高師3007-6	0475-27-1733
	君津児童相談所	299-1151	君津市中野4-18-9	0439-55-3100
13 東京	児童相談センター	169-0074	新宿区北新宿4-6-1	03-5937-2302
	北児童相談所	114-0002	北区王子6-1-12	03-3913-5421
	品川児童相談所	140-0001	品川区北品川3-7-21	03-3474-5442
	立川児童相談所	190-0023	立川市柴崎町2-21-19	042-523-1321
	江東児童相談所	135-0051	江東区枝川3-6-9	03-3640-5432
	杉並児童相談所	167-0052	杉並区南荻窪4-23-6	03-5370-6001
	小平児童相談所	187-0002	小平市花小金井1-31-24	042-467-3711
	八王子児童相談所	193-0931	八王子市台町3-17-30	042-624-1141
	足立児童相談所	123-0845	足立区西新井本町3-8-4	03-3854-1181
	多摩児童相談所	206-0024	多摩市諏訪2-6	042-372-5600
14 神奈川	中央児童相談所	252-0813	藤沢市亀井野3119	0466-84-1600
	平塚児童相談所	254-0075	平塚市中原3-1-6	0463-73-6888
	鎌倉三浦地域児童相談所	238-0006	横須賀市日の出町1-4-7	046-828-7050
	小田原児童相談所	250-0042	小田原市荻窪350-1	0465-32-8000
	厚木児童相談所	243-0004	厚木市水引2-11-7	046-240-6430
	大和綾瀬地域児童相談所	252-0813	藤沢市亀井野3119	0466-81-8066
15 新潟	中央児童相談所	950-0121	新潟市江南区亀田向陽4-2-1	025-381-1111
	長岡児童相談所	940-0857	長岡市沖田1-237	0258-35-8500
	上越児童相談所	943-0807	上越市春日山町3-4-17	025-524-3355
	新発田児童相談所	957-8511	新発田市豊町3-3-2	0254-26-9131
	南魚沼児童相談所	949-6680	南魚沼市六日町620-2	025-770-2400
16 富山	富山児童相談所	930-0964	富山市東石金町4-52	076-423-4000
	高岡児童相談所	933-0806	高岡市赤祖父172-1	0766-21-2124
17 石川	中央児童相談所	920-8557	金沢市本多町3-1-10	076-223-9553
	七尾児童相談所	926-0031	七尾市古府町そ部8番1	0767-53-0811
18 福井	総合福祉相談所	910-0026	福井市光陽2-3-36	0776-24-5138
	敦賀児童相談所	914-0074	敦賀市角鹿町1-32	0770-22-0858
19 山梨	中央児童相談所	400-0851	甲府市住吉2-1-17	055-288-1780
	都留児童相談所	402-0054	都留市田原3-5-24	0554-45-7838
20 長野	中央児童相談所	380-0872	長野市大字南長野妻科282-7	026-238-8010
	松本児童相談所	390-1401	松本市波田9986	0263-91-3370
	飯田児童相談所	395-0157	飯田市大瀬木1107-54	0265-25-8300
	諏訪児童相談所	392-0131	諏訪市湖南3248-3	0266-52-0056
	佐久児童相談所	385-0022	佐久市岩村田3152-1	0267-67-3437
21 岐阜	中央子ども相談センター	502-0854	岐阜市鷺山向井2563-79	058-201-2111
	西濃子ども相談センター	503-0852	大垣市禾森町5-1458-10	0584-78-4838
	中濃子ども相談センター	505-8508	美濃加茂市古井町下古井2610-1	0574-25-3111
	東濃子ども相談センター	507-8708	多治見市上野町5-68-1	0572-23-1111
	飛騨子ども相談センター	506-0032	高山市千島町35-2	0577-32-0594
22 静岡	中央児童相談所	426-0075	藤枝市瀬戸新屋362-1	054-646-3570
	賀茂児童相談所	415-0016	下田市中531-1	0558-24-2038
	東部児童相談所	410-8543	沼津市高島本町1-3	055-920-2085
	富士児童相談所	416-0906	富士市本市場441-1	0545-65-2141
	西部児童相談所	438-8622	磐田市見付3599-4	0538-37-2810
23 愛知	中央児童・障害者相談センター	460-0001	名古屋市中区三の丸2-6-1	052-961-7250
	海部児童・障害者相談センター	496-8535	津島市西柳原町1-1-4	0567-25-8118
	知多児童・障害者相談センター	475-0902	半田市宮路町1-1	0569-22-3939
	西三河児童・障害者相談センター	444-0860	岡崎市明大寺本町1-4	0564-27-2779
	豊田加茂児童・障害者相談センター	471-0024	豊田市元城町2-68	0565-33-2211
	新城設楽児童・障害者相談センター	441-1326	新城市字中野6-1	0536-23-7366
	東三河児童・障害者相談センター	440-0806	豊橋市八町通5-4	0532-54-6465
	一宮児童相談センター	491-0917	一宮市昭和1-11-11	0586-45-1558
	春日井児童相談センター	480-0804	春日井市神屋町713-8	0568-88-7501
	刈谷児童相談センター	448-0851	刈谷市神田町1-3-4	0566-22-7111

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童相談所	〒	住所	電話番号
24 三重	北勢児童相談所	510-0894	四日市市大字泊村977-1	059-347-2030
	鈴鹿児童相談所	513-0809	鈴鹿市西条5-117	059-382-9794
	中勢児童相談所	514-0113	津市一身田大古曾694-1	059-231-5666
	南勢志摩児童相談所	516-8566	伊勢市勢田町628-2	0596-27-5143
	伊賀児童相談所	518-8533	伊賀市四十九町2802	0595-24-8060
	紀州児童相談所	519-3695	尾鷲市坂場西町1-1	0597-23-3435
25 滋賀	中央子ども家庭相談センター	525-0072	草津市笠山7-4-45	077-562-1121
	彦根子ども家庭相談センター	522-0043	彦根市小泉町932-1	0749-24-3741
	大津・高島子ども家庭相談センター	520-0801	大津市におの浜4-4-5	077-548-7768
26 京都	家庭支援総合センター	605-0862	京都市東山区清水4-185-1	075-531-9600
	宇治児童相談所	611-0033	宇治市大久保町井ノ尻13-1	0774-44-3340
	京田辺支所	610-0332	京田辺市興戸小モ詰18-1	0774-68-5520
	福知山児童相談所	620-0881	福知山市宇堀小字内田1939-1	0773-22-3623
27 大阪	中央子ども家庭センター	572-0838	寝屋川市八坂町28-5	072-828-0161
	池田子ども家庭センター	563-0041	池田市満寿美町9-17	072-751-2858
	吹田子ども家庭センター	564-0072	吹田市出口町19-3	06-6389-3526
	東大阪子ども家庭センター	577-0809	東大阪市永和1-7-4	06-6721-1966
	富田林子ども家庭センター	584-0031	富田林市寿町2-6-1 大阪府南河内府民センタービル内	0721-25-1131
	岸和田子ども家庭センター	596-0043	岸和田市宮前町7-30	072-445-3977
28 兵庫	中央こども家庭センター	673-0021	明石市北王子町13-5	078-923-9966
	洲本分室	656-0021	洲本市塩屋2-4-5	0799-26-2075
	尼崎こども家庭センター	661-0974	尼崎市若王寺2-18-3	06-4950-5001
	西宮こども家庭センター	662-0862	西宮市青木町3-23	0798-71-4670
	川西こども家庭センター	666-0017	川西市火打1-12-16	072-756-6633
	丹波分室	669-3309	丹波市柏原町柏原688	0795-73-3866
	加東こども家庭センター	679-0212	加東市下滝野1269-2	0795-27-8250
	姫路こども家庭センター	670-0092	姫路市新在家本町1-1-58	079-297-1261
	豊岡こども家庭センター	668-0063	豊岡市正法寺446	0796-22-4314
29 奈良	中央こども家庭相談センター	630-8306	奈良市紀寺町833	0742-26-3788
	高田こども家庭相談センター	635-0095	大和高田市大中17-6	0745-22-6079
30 和歌山	子ども・女性・障害者相談センター	641-0014	和歌山市毛見1437-218	073-445-5312
	紀南児童相談所	646-0011	田辺市新庄町3353-9	0739-22-1588
	新宮分室	647-8551	新宮市緑ヶ丘2-4-8	0735-21-9634
31 鳥取	中央児童相談所	680-0901	鳥取市江津318-1	0857-23-6080
	米子児童相談所	683-0052	米子市博労町4-50	0859-33-1471
	倉吉児童相談所	682-0021	倉吉市宮川町2-36	0858-23-1141
32 島根	中央児童相談所	690-0823	松江市西川津町3090-1	0852-21-3168
	隠岐相談室	685-0015	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24	08512-2-9706
	出雲児童相談所	693-0051	出雲市小山町70	0853-21-0007
	浜田児童相談所	697-0005	浜田市上府町イ2591	0855-28-3560
	益田児童相談所	698-0041	益田市高津4-7-47	0856-22-0083
33 岡山	中央児童相談所	700-0807	岡山市北区南方2-13-1	086-235-4152
	倉敷児童相談所	710-0052	倉敷市美和1-14-31	086-421-0991
	井笠相談室	714-8502	笠岡市六番町2-5	0865-69-1680
	高梁分室	716-8585	高梁市落合町近似286-1	0866-21-2833
	高梁分室新見相談室	718-8550	新見市高尾2400	0866-21-2833
	津山児童相談所	708-0004	津山市山北288-1	0868-23-5131
34 広島	西部こども家庭センター	734-0003	広島市南区宇品東4-1-26	082-254-0381
	東部こども家庭センター	720-0838	福山市瀬戸町山北291-1	084-951-2340
	北部こども家庭センター	728-0013	三次市十日市東4-6-1	0824-63-5181
35 山口	中央児童相談所	753-0814	山口市吉敷下東4-17-1	083-902-2189
	岩国児童相談所	740-0016	岩国市三笠町1-1-1	0827-29-1513
	周南児童相談所	745-0836	周南市慶万町2-13	0834-21-0554
	宇部児童相談所	755-0033	宇部市琴芝町1-1-50	0836-39-7514
	下関児童相談所	751-0823	下関市貴船町3-2-2	083-223-3191
	萩児童相談所	758-0041	萩市江向531-1	0838-22-1150
36 徳島	中央こども女性相談センター	770-0942	徳島市昭和町5-5-1	088-622-2205
	南部こども女性相談センター	774-0011	阿南市領家町野神319	0884-22-7130
	西部こども女性相談センター	777-0005	美馬市穴吹町穴吹字明連23	0883-53-3110
37 香川	子ども女性相談センター	760-0001	清松市西宝町2丁目6-32	087-862-8861
	西部子ども相談センター	763-0082	丸亀市土器町東8丁目526	0877-24-3173

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童相談所	〒	住所	電話番号
38 愛媛	福祉総合支援センター	790-0811	松山市本町7-2	089-922-5040
	東予子ども・女性支援センター	792-0825	新居浜市星原町14-38	0897-43-3000
	南予子ども・女性支援センター	798-0060	宇和島市丸之内3-1-19	0895-22-1245
39 高知	中央児童相談所	780-8081	高知市若草町10-5	088-821-6700
	幡多児童相談所	787-0050	四万十市渡川1-6-21	0880-37-3159
40 福岡	福岡児童相談所	816-0804	春日市原町3-1-7	092-586-0023
	久留米児童相談所	830-0047	久留米市津福本町281	0942-32-4458
	田川児童相談所	826-0041	田川市大字弓削田188	0947-42-0499
	大牟田児童相談所	836-0027	大牟田市西浜田町4-1	0944-54-2344
	宗像児童相談所	811-3436	宗像市東郷1-2-3	0940-37-3255
	京築児童相談所	828-0021	豊前市大字八屋2007-1	0979-84-0407
41 佐賀	中央児童相談所	840-0851	佐賀市天祐1-8-5	0952-26-1212
	北部児童相談所	847-0012	唐津市大名小路3-1	0955-73-1141
42 長崎	長崎こども・女性・障害者支援センター	852-8114	長崎市橋口町10-22	095-844-6166
	佐世保こども・女性・障害者支援センター	857-0034	佐世保市万徳町10-3	0956-24-5080
43 熊本	中央児童相談所	861-8039	熊本市東区長嶺南2-3-3	096-381-4451
	八代児童相談所	866-8555	八代市西片町1660	0965-32-4426
44 大分	中央児童相談所	870-0891	大分市荏隈2丁目3番1号	097-544-2016
	城崎分室	870-0045	大分市城崎町2丁目3番4号	097-579-6650
	中津児童相談所	871-0024	中津市中央町1-10-22	0979-22-2025
45 宮崎	中央児童相談所	880-0032	宮崎市霧島1-1-2	0985-26-1551
	都城児童相談所	885-0017	都城市年見町14-1-1	0986-22-4294
	延岡児童相談所	882-0803	延岡市大貫町1-2845	0982-35-1700
46 鹿児島	中央児童相談所	891-0175	鹿児島市桜ヶ丘6-12	099-264-3003
	北部児童相談所	895-1811	薩摩郡さつま町虎居704-2	0996-21-3150
	大隅児童相談所	893-0011	鹿屋市打馬2-16-6	0994-43-7011
	大島児童相談所	894-0012	奄美市名瀬小俣町20-2	0997-53-6070
47 沖縄	中央児童相談所	903-0804	那覇市首里石嶺町4-404-2	098-886-2900
	八重山分室	907-0002	石垣市真栄里438-1 (八重山福祉保健所内)	0980-88-7801
	宮古分室	906-0007	宮古島市平良東仲宗根476	0980-75-6505
	コザ児童相談所	904-2143	沖縄市知花6-34-6	098-937-0859
48 札幌市	札幌市児童相談所	060-0007	札幌市中央区北7条西26	011-622-8630
49 仙台市	仙台市児童相談所	981-0908	仙台市青葉区東照宮1-18-1	022-219-5111
50 さいたま市	北部児童相談所	330-0071	さいたま市浦和区上木崎4-4-10	048-711-3917
	南部児童相談所	330-0071	さいたま市浦和区上木崎4-4-10	048-711-2489
51 千葉市	千葉市東部児童相談所	261-0003	千葉市美浜区高浜3-2-3	043-277-8820
	千葉市西部児童相談所	261-0003	千葉市美浜区高浜3-2-3	043-277-8821
52 港区	港区児童相談所	107-0062	港区南青山5-7-11	03-5962-6500
53 世田谷区	世田谷区児童相談所	156-0043	世田谷区松原6-41-7	03-6379-0697
54 中野区	中野区児童相談所	164-0011	中野区中央1-41-2	03-5937-3289
55 荒川区	荒川区子ども家庭総合センター	116-0002	荒川区荒川1-50-17	03-3802-3765
56 豊島区	豊島区児童相談所	171-0051	豊島区長崎3-6-24	03-6758-7910
57 板橋区	板橋区子ども家庭総合支援センター	173-0001	板橋区本町24-17	03-5944-2373
58 江戸川区	江戸川区児童相談所	132-0021	江戸川区中央3-4-18	03-5678-1810
59 横浜市	中央児童相談所	232-0024	横浜市南区浦舟町3-44-2	045-260-6510
	西部児童相談所	240-0001	横浜市保土ヶ谷区川辺町5-10	045-331-5471
	南部児童相談所	235-0045	横浜市磯子区洋光台3-18-29	045-831-4735
	北部児童相談所	224-0032	横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1	045-948-2441
60 川崎市	こども家庭センター	212-0058	川崎市幸区鹿島田1-21-9	044-542-1234
	中部児童相談所	213-0013	川崎市高津区末長1-3-9	044-877-8111
	北部児童相談所	214-0038	川崎市多摩区生田7-16-2	044-931-4300
61 相模原市	相模原市児童相談所	252-0206	相模原市中央区淵野辺2-7-2	042-730-3500
62 横須賀市	横須賀市児童相談所	238-8525	横須賀市小川町1 6	046-820-2323
63 新潟市	新潟市児童相談所	951-8133	新潟市中央区川岸町1-57-1	025-230-7777
64 金沢市	金沢市児童相談所	921-8171	金沢市富樫3-10-1	076-243-4158
65 静岡市	静岡市児童相談所	420-0947	静岡市葵区堤町914-417	054-275-2871
66 浜松市	浜松市児童相談所	430-0929	浜松市中区中央1-12-1	053-457-2703
67 名古屋市	中央児童相談所	466-0858	名古屋市昭和区折戸町4-16	052-757-6111
	西部児童相談所	454-0875	名古屋市中西区小坂町1-1-20	052-365-3231
	東部児童相談所	458-0000	名古屋市緑区鳴海町字小森4 8 - 5	052-899-4630

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童相談所	〒	住所	電話番号
68 京都市	京都市児童相談所	602-8155	京都市上京区竹屋町通千本東入主税町910-25	075-801-2929
	京都市第二児童相談所	612-8434	京都市伏見区深草加賀屋敷町24-26	075-612-2727
69 大阪市	中央こども相談センター	540-0003	大阪市中央区森ノ宮中央1-17-5	06-4301-3100
	北部こども相談センター	533-0032	大阪市東淀川区淡路3-13-36	06-6195-4114
	南部こども相談センター	547-0026	大阪市平野区喜連西6-2-55	06-6718-5050
70 堺市	堺市子ども相談所	590-0808	堺市堺区旭ヶ丘中町4-3-1（堺市立健康福祉プラザ3階）	072-245-9197
71 神戸市	神戸市こども家庭センター	652-0862	神戸市兵庫区上庄通1-1-27	078-599-7300
72 明石市	明石こどもセンター	674-0068	明石市大久保町ゆりのき通1-4-7	078-918-5097
73 奈良市	奈良市子どもセンター	630-8031	奈良市柏木町263-2	0742-34-4804
74 岡山市	岡山市こども総合相談所	700-8546	岡山市北区鹿田町1-1-1	086-803-2525
75 広島市	広島市児童相談所	732-0052	広島市東区光町2-15-55	082-263-0694
76 北九州市	子ども総合センター	804-0067	北九州市戸畑区汐井町1-6	093-881-4556
77 福岡市	こども総合相談センター	810-0065	福岡市中央区地行浜2-1-28	092-833-3000
78 熊本市	熊本市児童相談所	862-0971	熊本市中央区大江5-1-50	096-366-8181

- ※1 一時保護所を設置する児童相談所
 ※2 一時保護所を2か所以上設置する児童相談所

- 児童相談所数=232か所（令和5年4月1日現在）
 → 一時保護所数=152か所（令和5年4月1日現在）

児童福祉司、児童心理司の配置状況について（令和5年4月1日現在）

	児童福祉司の配置員数 (R5. 4. 1 現在)		児童福祉司の 配置員数 (R4. 4. 1現在) B	対前年増減人員		児童心理司の 配置員数 (R5. 4. 1現在) C	児童心理司の 配置員数 (R4. 4. 1現在) D	対前年 増減人員 (C-D)
	配置員数 A	任用予定者含む A'		(A-B)	(A'-B)			
1 北海道	141	151	146	▲ 5	5	69	68	1
2 青森県	60	61	63	▲ 3	▲ 2	25	25	
3 岩手県	59	59	54	5	5	26	24	2
4 宮城県	62	64	55	7	9	30	24	6
5 秋田県	36	41	36		5	18	18	
6 山形県	40	41	43	▲ 3	▲ 2	20	16	4
7 福島県	62	67	69	▲ 7	▲ 2	24	24	
8 茨城県	123	128	122	1	6	53	46	7
9 栃木県	54	69	70	▲ 16	▲ 1	34	30	4
10 群馬県	72	74	70	2	4	37	34	3
11 埼玉県	274	283	288	▲ 14	▲ 5	101	86	15
12 千葉県	314	314	296	18	18	157	151	6
13 東京都	352	352	333	19	19	219	189	30
14 神奈川県	186	186	188	▲ 2	▲ 2	64	61	3
15 新潟県	75	75	75			24	24	
16 富山県	39	39	39			17	17	
17 石川県	33	33	32	1	1	16	15	1
18 福井県	38	38	39	▲ 1	▲ 1	13	13	
19 山梨県	37	40	36	1	4	19	20	▲ 1
20 長野県	75	81	81	▲ 6		37	34	3
21 岐阜県	89	89	85	4	4	18	20	▲ 2
22 静岡県	72	86	83	▲ 11	3	32	30	2
23 愛知県	192	212	207	▲ 15	5	106	98	8
24 三重県	73	73	74	▲ 1	▲ 1	35	30	5
25 滋賀県	68	69	64	4	5	32	33	▲ 1
26 京都府	58	59	58		1	33	30	3
27 大阪府	284	284	265	19	19	97	81	16
28 兵庫県	123	129	126	▲ 3	3	65	53	12
29 奈良県	39	39	35	4	4	13	11	2
30 和歌山県	47	47	45	2	2	22	19	3
31 鳥取県	26	26	26			14	11	3
32 島根県	34	34	36	▲ 2	▲ 2	19	17	2
33 岡山県	45	45	45			24	24	
34 広島県	64	73	65	▲ 1	8	22	20	2
35 山口県	56	56	56			27	27	
36 徳島県	44	44	40	4	4	15	14	1
37 香川県	44	44	45	▲ 1	▲ 1	18	20	▲ 2
38 愛媛県	42	51	48	▲ 6	3	26	22	4
39 高知県	34	34	34			13	14	▲ 1
40 福岡県	153	153	138	15	15	58	50	8
41 佐賀県	33	33	34	▲ 1	▲ 1	16	16	
42 長崎県	44	49	48	▲ 4	1	14	15	▲ 1
43 熊本県	40	40	45	▲ 5	▲ 5	23	21	2
44 大分県	56	68	59	▲ 3	9	29	25	4
45 宮崎県	57	63	63	▲ 6		24	24	
46 鹿児島県	74	79	75	▲ 1	4	30	29	1
47 沖縄県	60	60	52	8	8	14	13	1
48 札幌市	67	77	62	5	15	25	23	2
49 仙台市	49	49	43	6	6	21	21	
50 さいたま市	82	86	81	1	5	42	34	8
51 千葉市	70	70	58	12	12	31	27	4
52 横浜市	210	240	250	▲ 10	▲ 10	71	59	12
53 川崎市	110	110	93	17	17	47	35	12
54 相模原市	59	59	50	9	9	27	23	4
55 新潟市	41	41	34	7	7	21	14	7
56 静岡市	18	24	23	▲ 5	1	10	9	1
57 浜松市	22	29	29	▲ 7		14	13	1
58 名古屋市	114	136	123	▲ 9	13	42	35	7
59 京都市	77	77	72	5	5	28	23	5
60 大阪市	155	173	163	▲ 8	10	54	52	2
61 堺市	61	61	60	1	1	31	30	1
62 神戸市	85	85	61	24	24	28	26	2
63 岡山市	27	28	27		1	15	15	
64 広島市	60	61	57	3	4	21	22	▲ 1
65 北九州市	60	65	67	▲ 7	▲ 2	30	24	6
66 福岡市	73	80	66	7	14	40	39	1
67 熊本市	33	33	31	2	2	18	18	
68 港区	26	26	23	3	3	14	14	
69 世田谷区	44	44	44			23	21	2
70 中野区	30	30	25	5	5	15	13	2
71 豊島区	16	16		16	16	8		8
72 荒川区	26	26	26			19	15	4
73 板橋区	33	33		33	33	26		26
74 江戸川区	44	44	44			20	19	1
75 横須賀市	24	25	23	1	2	12	11	1
76 金沢市	17	17	16	1	1	7	6	1
77 明石市	27	36	27		9	10	10	
78 奈良市	20	22	19	1	3	11	10	1
合計	5,863	6,138	5,783	80	355	2,623	2,347	276

※1 豊島区は令和5年2月1日児童相談所開所

※2 板橋区は令和4年7月1日児童相談所開所

児童福祉司の各任用区分の説明

児童福祉法第13条第3項	児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。
1号	都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
2号	学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、厚生労働省令で定める施設（※1）において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの
3号	医師
4号	社会福祉士
5号	公認心理師
6号	精神保健福祉士
7号	社会福祉主事として、2年以上相談援助業務に従事した者であつて、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
8号	前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令（※2）で定めるもの

※1 保健所、児童相談所、児童養護施設、病院、身体障害者更生相談所、救護施設 等

※2 児童福祉法施行規則第6条

第六条 法第十三条第三項第八号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、指定施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務(以下この条において「相談援助業務」という。)に従事したもの
- 二 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの
- 三 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの
- 四 社会福祉士となる資格を有する者(法第十三条第三項第四号に規定する者を除く。)
- 五 精神保健福祉士となる資格を有する者(法第十三条第三項第五号に規定するものを除く。)
- 六 公認心理師となる資格を有する者(法第十三条第三項第六号に規定する者を除く。)
- 七 保健師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、厚生労働大臣が定める講習会(次号から第十号まで及び第十三号において「指定講習会」という。)の課程を修了したもの
- 八 助産師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- 九 看護師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- 十 保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童相談所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- 十一 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)に規定する普通免許状を有する者であつて、指定施設において一年以上(同法に規定する二種免許状を有する者にあつては一年以上)相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- 十二 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が二年以上である者であつて、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
 - イ 社会福祉主事として相談援助業務に従事した期間
 - ロ 児童相談所の所員として勤務した期間
- 十三 社会福祉主事たる資格を得た後三年以上相談援助業務に従事した者(前号に規定する者を除く。)であつて、前号に規定する講習会の課程を修了したもの
- 十四 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第二十一条第六項に規定する児童指導員であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの

児童相談所長の資格区分の人数(都道府県等別)

		児童相談所長の資格区分							
		1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	計
1	北海道		3	2			2	1	8
2	青森県						3	3	6
3	岩手県						2	1	3
4	宮城県							3	3
5	秋田県			1			1	1	3
6	山形県						2		2
7	福島県		1	1		2			4
8	茨城県				2		3		5
9	栃木県						2	1	3
10	群馬県						4		4
11	埼玉県			4				3	7
12	千葉県		4		1		1		6
13	東京都	1	2	6				1	10
14	神奈川県					6			6
15	新潟県		4			1			5
16	富山県		2						2
17	石川県			1			1		2
18	福井県			1		1			2
19	山梨県					1	1		2
20	長野県		1	1		1	2		5
21	岐阜県		2	3					5
22	静岡県					1	4		5
23	愛知県	1	3	1		1	1	3	10
24	三重県		2				4		6
25	滋賀県		1				2		3
26	京都府			1			2		3
27	大阪府		4	1	1				6
28	兵庫県		1				6		7
29	奈良県						1	1	2
30	和歌山県			1			1		2
31	鳥取県			1	1		1		3
32	島根県		3				1		4
33	岡山県		1				2		3
34	広島県			1		1	1		3
35	山口県		2		2		1	1	6
36	徳島県						3		3
37	香川県			2					2
38	愛媛県						2	1	3
39	高知県						1	1	2
40	福岡県		1	1			4		6

41	佐賀県					1			1	2
42	長崎県	1							1	2
43	熊本県					1			1	2
44	大分県					2				2
45	宮崎県					1			2	3
46	鹿児島県					1			3	4
47	沖縄県		1						1	2
48	札幌市								1	1
49	仙台市					1				1
50	さいたま市					1			1	2
51	千葉市							1	1	2
52	横浜市					1			3	4
53	川崎市					2		1		3
54	相模原市								1	1
55	新潟市								1	1
56	静岡市								1	1
57	浜松市								1	1
58	名古屋市								3	3
59	京都市								2	2
60	大阪市		2	1						3
61	堺市								1	1
62	神戸市						1			1
63	岡山市								1	1
64	広島市								1	1
65	北九州市							1		1
66	福岡市					1				1
67	熊本市								1	1
68	港区	1								1
69	世田谷区						1			1
70	中野区						1			1
71	豊島区						1			1
72	荒川区								1	1
73	板橋区						1			1
74	江戸川区		1							1
75	横須賀市								1	1
76	金沢市									1
77	明石市									1
78	奈良市									1
合計		4	41	46	9	10	96	26	232	

児童福祉法第12条の3第2項	内容
1号	医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者
2号	学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
3号	社会福祉士
4号	精神保健福祉士
5号	公認心理師
6号	児童福祉司として2年以上勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後2年以上所員として勤務した者
7号	前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定める者

児童相談所長の各資格区分の人数(児童福祉法第12条の3第2項第7号に該当する者の区分)

児福法規則 第2条	内容	人数
1号	学校教育法による大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者	0
2号	学校教育法による大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	0
3号	外国の大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	0
4号	社会福祉士となる資格を有する者(法第十二条の三第二項第三号に規定する者を除く。)	0
5号	精神保健福祉士となる資格を有する者(法第十二条の三第二項第四号に規定する者を除く。)	0
6号	公認心理師となる資格を有する者(法第十二条の三第二項第五号に規定する者を除く。)	0
7号	児童福祉司たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が二年以上である者	10
イ	社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間	2
ロ	児童相談所の所員として勤務した期間	5
ハ	児童福祉司として勤務した期間	1
ニ	社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)の長として勤務した期間	1
ホ	児童福祉施設の長として勤務した期間	1
ヘ	児童虐待の防止のための活動を行う特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。)又は社会福祉法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。)の役員として勤務した期間	0
8号	社会福祉主事たる資格を得た後の前号イからへまでに掲げる期間の合計が四年以上である者	16
イ	社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間	10
ロ	児童相談所の所員として勤務した期間	1
ハ	児童福祉司として勤務した期間	0
ニ	社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)の長として勤務した期間	1
ホ	児童福祉施設の長として勤務した期間	3
ヘ	児童虐待の防止のための活動を行う特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。)又は社会福祉法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。)の役員として勤務した期間	1
計		26

749

児童福祉司・児童心理司の勤務年数

児童福祉司の勤務年数について

	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1
1年未満	約15%	約17%	約13%	約15%	約17%	約14%	約18%	約20%	約23%	約20%	約20%	約17%
1～3年	約29%	約28%	約28%	約26%	約26%	約26%	約23%	約29%	約28%	約31%	約31%	約31%
3～5年	約19%	約17%	約18%	約18%	約18%	約17%	約16%	約16%	約16%	約17%	約17%	約20%
5～10年	約24%	約24%	約24%	約25%	約23%	約25%	約26%	約21%	約20%	約19%	約19%	約19%
10年以上	約14%	約14%	約16%	約17%	約17%	約17%	約14%	約15%	約13%	約13%	約13%	約13%

児童心理司の勤務年数について

	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1
1年未満	約11%	約13%	約11%	約13%	約11%	約12%	約16%	約17%	約20%	約20%	約18%	約16%
1～3年	約19%	約19%	約22%	約20%	約20%	約20%	約21%	約24%	約25%	約27%	約30%	約30%
3～5年	約16%	約16%	約17%	約16%	約16%	約16%	約14%	約15%	約16%	約16%	約16%	約17%
5～10年	約29%	約28%	約26%	約27%	約25%	約26%	約24%	約21%	約20%	約19%	約18%	約20%
10年以上	約25%	約24%	約24%	約25%	約28%	約26%	約25%	約22%	約19%	約19%	約18%	約17%

【こども家庭庁支援局虐待防止対策課調べ】

※端数の関係で、合計が100%にならない場合がある。

※児童福祉司のH24～H28は、所長・次長・スーパーバイザーであって児童福祉司の発令を受けている者を含み、任用予定者、非常勤を除く。

※児童福祉司のH29は、所長・次長・スーパーバイザー・里親養育支援担当であって児童福祉司の発令を受けている者を含み、任用予定者、非常勤を除く。

※児童福祉司のH30は、所長・次長・スーパーバイザー・里親養育支援担当であって児童福祉司の発令を受けている者、任用予定者、非常勤を含む。

※児童福祉司のH31は、所長・次長・スーパーバイザー・里親養育支援担当・市町村支援担当であって児童福祉司の発令を受けている者、任用予定者、非常勤を含む。

※児童福祉司のR2～は、所長・次長・スーパーバイザー・里親養育支援担当・市町村支援担当であって児童福祉司の発令を受けている者、任用予定者、会計年度任用職員を含む。

スーパーバイザー（指導教育担当児童福祉司）の配置状況について

（令和5年4月1日現在）

	SVの配置員数 (R5. 4. 1現在) (A)	SVの配置員数 (R4. 4. 1現在) (B)	対前年増減人員 (A-B)
1 北海道	27	28	▲ 1
2 青森県	10	11	▲ 1
3 岩手県	8	3	5
4 宮城県	13	8	5
5 秋田県	7	4	3
6 山形県	6	4	2
7 福島県	12	13	▲ 1
8 茨城県	16	16	0
9 栃木県	12	11	1
10 群馬県	6	7	▲ 1
11 埼玉県	48	53	▲ 5
12 千葉県	45	33	12
13 東京都	50	53	▲ 3
14 神奈川県	19	18	1
15 新潟県	13	13	0
16 富山県	5	5	0
17 石川県	5	5	0
18 福井県	7	7	0
19 山梨県	7	4	3
20 長野県	13	15	▲ 2
21 岐阜県	11	10	1
22 静岡県	14	15	▲ 1
23 愛知県	41	39	2
24 三重県	10	7	3
25 滋賀県	11	13	▲ 2
26 京都府	9	9	0
27 大阪府	52	54	▲ 2
28 兵庫県	26	26	0
29 奈良県	10	5	5
30 和歌山県	9	9	0
31 鳥取県	5	4	1
32 島根県	9	5	4
33 岡山県	8	8	0
34 広島県	18	15	3
35 山口県	11	11	0
36 徳島県	7	3	4
37 香川県	6	8	▲ 2
38 愛媛県	8	8	0
39 高知県	7	7	0
40 福岡県	45	43	2
41 佐賀県	7	5	2
42 長崎県	12	13	▲ 1
43 熊本県	7	11	▲ 4
44 大分県	10	10	0
45 宮崎県	12	9	3
46 鹿児島県	11	9	2
47 沖縄県	14	14	0
48 札幌市	5	7	▲ 2
49 仙台市	6	6	0
50 さいたま市	11	10	1
51 千葉市	12	11	1
52 横浜市	23	20	3
53 川崎市	14	14	0
54 相模原市	14	12	2
55 新潟市	6	5	1
56 静岡市	2	1	1
57 浜松市	6	6	0
58 名古屋市	41	37	4
59 京都市	20	17	3
60 大阪市	27	27	0
61 堺市	19	14	5
62 神戸市	14	11	3
63 岡山市	6	6	0
64 広島市	10	10	0
65 北九州市	11	9	2
66 福岡市	12	11	1
67 熊本市	5	5	0
68 港区	4	4	0
69 世田谷区	7	6	1
70 中野区	6	5	1
71 豊島区	3		3
72 荒川区	3	3	0
73 板橋区	5		5
74 江戸川区	4	6	▲ 2
75 横須賀市	4	3	1
76 金沢市	5	3	2
77 明石市	4	6	▲ 2
78 奈良市	3	5	▲ 2
合計	1,031	961	70

※1 豊島区は令和5年2月1日児童相談所開所

※2 板橋区は令和4年7月1日児童相談所開所

※3 所長・次長等が兼務している場合を除く。

【こども家庭庁支援局虐待防止対策課調べ】

里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司の配置状況（令和5年4月1日現在）

（こども家庭庁支援局虐待防止対策課調べ）

令和5年4月1日現在の配置状況

里親養育支援児童福祉司		市町村支援児童福祉司	
箇所数	人数	箇所数	人数
202 箇所	275 人	79 箇所	88 人

（※）配置標準

- ・ 里親養育支援児童福祉司…当該地方自治体内の児童相談所の数
- ・ 市町村支援児童福祉司…①都道府県 当該都道府県の管内の市町村数÷30
（特別区を含み、政令指定都市及び児童相談所設置市を除く。）
②政令指定都市 1人
③児童相談所設置市 0人

<参考>これまでの配置状況

調査時期	里親養育支援児童福祉司		市町村支援児童福祉司	
	箇所数	人数	箇所数	人数
令和4年4月1日	188箇所	243人	72箇所	76人

752

里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司の配置状況について

(令和5年4月1日現在)

	里親養育支援児童福祉司の配置員数			市町村支援児童福祉司の配置員数		
	(R5. 4. 1現在) A	(R4. 4. 1現在) B	増減 (A-B)	(R5. 4. 1現在) A	(R4. 4. 1現在) B	増減 (A-B)
1 北海道	8	8		8	8	
2 青森県	6	6		2	2	
3 岩手県	5	3	2	2	0	2
4 宮城県	3	4	▲ 1	0	0	
5 秋田県	4	4		1	3	▲ 2
6 山形県	2	2		2	2	
7 福島県	4	4		2	2	
8 茨城県	7	5	2	3	2	1
9 栃木県	3	2	1	1	1	
10 群馬県	7	3	4	2	2	
11 埼玉県	3	2	1	0	0	
12 千葉県	13	9	4	2	3	▲ 1
13 東京都	13	13		0	0	
14 神奈川県	9	6	3	1	1	
15 新潟県	5	5		1	1	
16 富山県	2	2		1	1	
17 石川県	2	2		1	1	
18 福井県	2	2		1	1	
19 山梨県	1	1		0	0	
20 長野県	8	8		3	1	2
21 岐阜県	5	5		2	2	
22 静岡県	5	5		2	0	2
23 愛知県	10	10		2	2	
24 三重県	3	1	2	0	0	
25 滋賀県	4	4		0	0	
26 京都府	3	3		0	0	
27 大阪府	11	12	▲ 1	6	6	
28 兵庫県	3	1	2	3	0	3
29 奈良県	0	0		0	0	
30 和歌山県	3	3		0	0	
31 鳥取県	3	1	2	1	1	
32 島根県	3	2	1	1	0	1
33 岡山県	3	3		1	1	
34 広島県	3	3		1	1	
35 山口県	6	6		1	1	
36 徳島県	2	2		2	2	
37 香川県	2	2		1	1	
38 愛媛県	3	2	1	0	0	
39 高知県	2	2		2	2	
40 福岡県	6	6		2	2	
41 佐賀県	2	2		1	1	
42 長崎県	2	2		1	1	
43 熊本県	2	2		2	2	
44 大分県	5	4	1	1	1	
45 宮崎県	3	2	1	1	1	
46 鹿児島県	4	3	1	2	2	
47 沖縄県	6	2	4	1	1	
48 札幌市	1	1		1	0	1
49 仙台市	1	1		1	1	
50 さいたま市	1	6	▲ 5	1	2	▲ 1
51 千葉市	2	5	▲ 3	1	1	
52 横浜市	4	4		1	1	
53 川崎市	3	3		0	0	
54 相模原市	1	1		1	1	
55 新潟市	3	2	1	1	1	
56 静岡市	1	0	1	1	0	1
57 浜松市	2	2		1	1	
58 名古屋市	6	6		0	0	
59 京都市	2	2		1	1	
60 大阪市	6	6		0	0	
61 堺市	0	3	▲ 3	1	1	
62 神戸市	3	1	2	4	1	3
63 岡山市	1	1		0	0	
64 広島市	1	1		1	1	
65 北九州市	1	1		1	1	
66 福岡市	5	3	2	1	1	
67 熊本市	1	1		1	1	
68 港区	3	2	1	0	0	
69 世田谷区	2	2		0	0	
70 中野区	2	1	1	0	0	
71 豊島区	2		2	0		
72 荒川区	1	1		0	0	
73 板橋区	1		1	0		
74 江戸川区	1	1		0	0	
75 横須賀市	1	1		0	0	
76 金沢市	1	0	1	0	0	
77 明石市	2	3	▲ 1	0	0	
78 奈良市	3	1	2	0	0	
合計	275	243	32	88	76	12

※1 豊島区は令和5年2月1日児童相談所開所

※2 板橋区は令和4年7月1日児童相談所開所

医師又は保健師の配置状況について（令和5年4月1日現在）

	医師の配置員数			保健師の配置員数		
	(R5. 4. 1現在) A	(R4. 4. 1現在) B	増減 (A-B)	(R5. 4. 1現在) A	(R4. 4. 1現在) B	増減 (A-B)
1 北海道	42	39	3	8	2	6
2 青森県	8	8		6	6	
3 岩手県	7	6	1	3	3	
4 宮城県	2	3	▲1	3	4	▲1
5 秋田県	6	3	3	4	3	1
6 山形県	8	8		2	2	
7 福島県	13	13		4	3	1
8 茨城県	11	10	1	5	5	
9 栃木県	14	13	1	3	3	
10 群馬県	17	16	1	4	3	1
11 埼玉県	34	36	▲2	6	12	▲6
12 千葉県	30	57	▲27	4	3	1
13 東京都	61	55	6	8	6	2
14 神奈川県	10	10		6	6	
15 新潟県	16	16		3	3	
16 富山県	16	17	▲1	2	2	
17 石川県	15	14	1	3	3	
18 福井県	4	4		2	2	
19 山梨県	10	10		2	2	
20 長野県	17	11	6	5	4	1
21 岐阜県	11	11		4	3	1
22 静岡県	8	6	2	4	5	▲1
23 愛知県	18	19	▲1	10	10	
24 三重県	3	3		9	9	
25 滋賀県	8	9	▲1	4	4	
26 京都府	8	8		0	0	
27 大阪府	21	26	▲5	7	7	
28 兵庫県	22	23	▲1	8	2	6
29 奈良県	7	7		2	2	
30 和歌山県	2	2		2	2	
31 鳥取県	6	5	1	3	3	
32 島根県	15	15		5	5	
33 岡山県	20	21	▲1	3	3	
34 広島県	16	14	2	4	0	4
35 山口県	11	9	2	1	1	
36 徳島県	9	8	1	3	3	
37 香川県	1	3	▲2	2	2	
38 愛媛県	6	6		2	3	▲1
39 高知県	8	16	▲8	1	2	▲1
40 福岡県	35	11	24	6	6	
41 佐賀県	4	4		1	2	▲1
42 長崎県	7	8	▲1	3	2	1
43 熊本県	15	16	▲1	2	2	
44 大分県	7	7		1	0	1
45 宮崎県	9	9		3	3	
46 鹿児島県	12	10	2	4	3	1
47 沖縄県	9	9		0	2	▲2
48 札幌市	1	1		2	1	1
49 仙台市	5	5		2	2	
50 さいたま市	5	5		3	2	1
51 千葉市	9	9		2	2	
52 横浜市	21	23	▲2	22	21	1
53 川崎市	11	8	3	3	3	
54 相模原市	5	5		2	2	
55 新潟市	2	2		1	1	
56 静岡市	6	5	1	1	1	
57 浜松市	5	5		1	0	1
58 名古屋市	14	14		3	3	
59 京都市	4	4		0	0	
60 大阪市	13	12	1	4	4	
61 堺市	6	6		2	2	
62 神戸市	3	1	2	2	2	
63 岡山市	4	4		1	2	▲1
64 広島市	3	3		1	1	
65 北九州市	2	2		1	1	
66 福岡市	2	2		3	3	
67 熊本市	8	1	7	2	2	
68 港区	1	1		1	1	
69 世田谷区	7	6	1	3	2	1
70 中野区	16	15	1	1	1	
71 豊島区	1		1	1		1
72 荒川区	2	1	1	2	2	
73 板橋区	9		9	0		
74 江戸川区	1	1		1	1	
75 横須賀市	2	2		1	1	
76 金沢市	10	8	2	0	0	
77 明石市	1	1		7	2	5
78 奈良市	1	1		1	1	
合計	819	787	32	253	229	24

※1 豊島区は、令和5年2月1日児童相談所開設
 ※2 板橋区は、令和4年7月1日児童相談所開設

児童相談所における弁護士の活用状況等（令和5年4月1日現在）

（こども家庭庁支援局虐待防止対策課調べ）

令和5年4月1日現在における弁護士の活用状況

児童相談所数	常勤職員 ※ （配置割合（÷児童相談所数））		非常勤職員 （配置割合（÷児童相談所数））		弁護士事務所との契約等箇所数 （配置割合（÷児童相談所数））
	箇所数	人数	箇所数	人数	
232 箇所	15 箇所 (6.4%)	18 人	99 箇所 (42.6%)	176 人	118 箇所 (51.0%)

（※）常勤弁護士を配置している自治体

・和歌山県（1箇所，1人） ・札幌市（1箇所，1人） ・川崎市（1箇所，1人） ・横浜市（1箇所，1人） ・新潟市（1箇所，1人） ・名古屋市（3箇所，3人） ・大阪市（1箇所，2人）
 ・神戸市（1箇所，1人） ・福岡市（1箇所，1人） ・熊本市（1箇所，1人） ・明石市（1箇所，2人） ・奈良市（1箇所，2人） ・板橋区（1箇所，1人）

<参考>これまでの配置状況

調査時点	児童相談所数	常勤職員 （配置割合（÷児童相談所数））		非常勤職員 （配置割合（÷児童相談所数））		弁護士事務所との契約等箇所数 （配置割合（÷児童相談所数））
		箇所数	人数	箇所数	人数	
令和4年4月1日	228 箇所	17 箇所(7.5%)	18 人	115 箇所(51.1%)	178人	96 箇所(42.7%)
令和3年4月1日	225 箇所	14 箇所(6.2%)	15 人	115 箇所(51.1%)	181人	96 箇所(42.7%)
令和2年4月1日	219 箇所	13 箇所(5.9%)	16 人	110 箇所(50.2%)	157人	96 箇所(53.8%)
平成31年4月1日	215 箇所	11 箇所(5.1%)	14 人	94 箇所(43.7%)	156人	110 箇所(51.2%)
平成30年4月1日	211 箇所※	7 箇所(3.3%)	9 人	85 箇所(40.3%)	136人	119 箇所(56.4%)
平成29年4月1日	210 箇所	6 箇所(2.9%)	6 人	82 箇所(39.0%)	105人	122 箇所(58.1%)

- 6755 -

（※）名古屋市が5月に児童相談所を1箇所増設したため、5月より211箇所

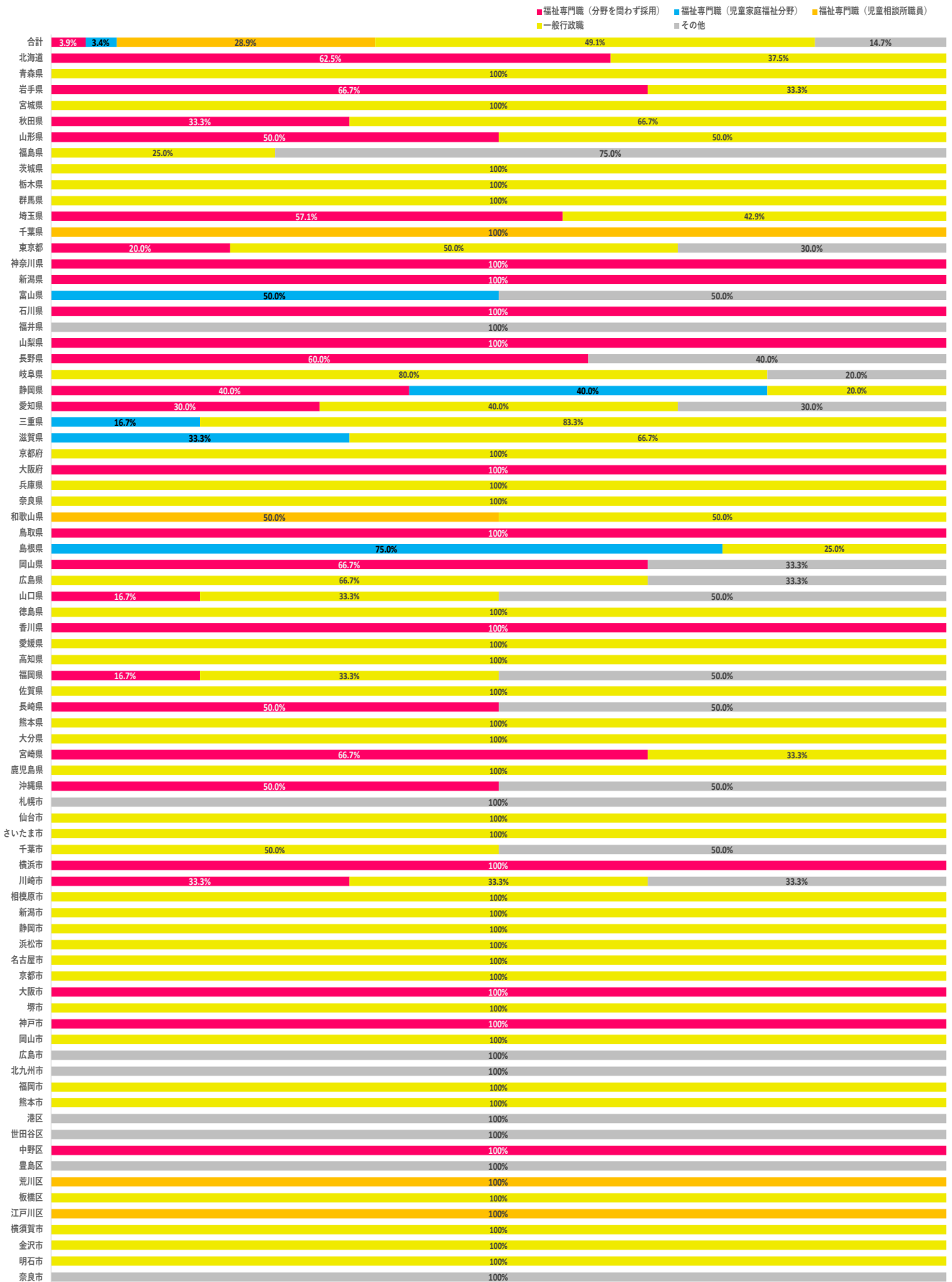
弁護士の配置状況について（令和5年4月1日現在）

	弁護士の配置数 (R5. 4. 1現在)	常勤	非常勤
1 北海道	10	0	10
2 青森県	2	0	2
3 岩手県	6	0	6
4 宮城県	0	0	0
5 秋田県	0	0	0
6 山形県	1	0	1
7 福島県	4	0	4
8 茨城県	12	0	12
9 栃木県	1	0	1
10 群馬県	4	0	4
11 埼玉県	7	0	7
12 千葉県	9	0	9
13 東京都	24	0	24
14 神奈川県	6	0	6
15 新潟県	5	0	5
16 富山県	0	0	0
17 石川県	0	0	0
18 福井県	0	0	0
19 山梨県	0	0	0
20 長野県	1	0	1
21 岐阜県	0	0	0
22 静岡県	9	0	9
23 愛知県	0	0	0
24 三重県	1	0	1
25 滋賀県	0	0	0
26 京都府	0	0	0
27 大阪府	0	0	0
28 兵庫県	0	0	0
29 奈良県	5	0	5
30 和歌山県	1	1	0
31 鳥取県	0	0	0
32 島根県	4	0	4
33 岡山県	7	0	7
34 広島県	2	0	2
35 山口県	0	0	0
36 徳島県	4	0	4
37 香川県	4	0	4
38 愛媛県	0	0	0
39 高知県	2	0	2
40 福岡県	2	0	2
41 佐賀県	4	0	4
42 長崎県	0	0	0
43 熊本県	0	0	0
44 大分県	18	0	18
45 宮崎県	2	0	2
46 鹿児島県	2	0	2
47 沖縄県	0	0	0
48 札幌市	1	1	0
49 仙台市	0	0	0
50 さいたま市	0	0	0
51 千葉市	0	0	0
52 横浜市	1	1	0
53 川崎市	3	1	2
54 相模原市	1	0	1
55 新潟市	1	1	0
56 静岡市	0	0	0
57 浜松市	2	0	2
58 名古屋市	3	3	0
59 京都市	0	0	0
60 大阪市	2	2	0
61 堺市	0	0	0
62 神戸市	1	1	0
63 岡山市	9	0	9
64 広島市	0	0	0
65 北九州市	1	0	1
66 福岡市	1	1	0
67 熊本市	1	1	0
68 港区	0	0	0
69 世田谷区	0	0	0
70 中野区	2	0	2
71 豊島区	0	0	0
72 荒川区	0	0	0
73 板橋区	1	1	0
74 江戸川区	0	0	0
75 横須賀市	1	0	1
76 金沢市	0	0	0
77 明石市	2	2	0
78 奈良市	2	2	0
合計	194	18	176

※1 配置がない自治体は、弁護士配置に関する措置をしている。

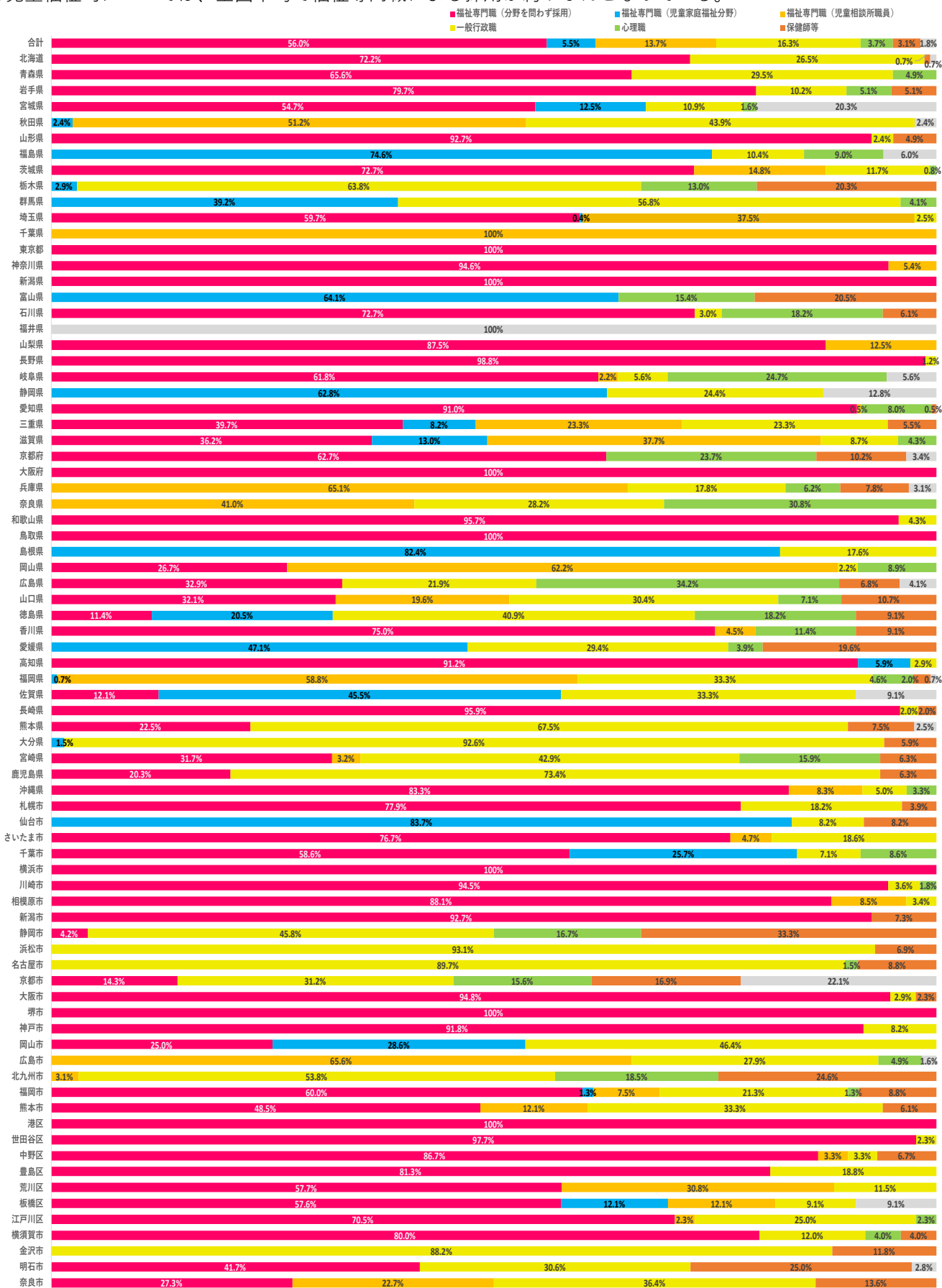
所長の採用区分構成割合(令和5年4月1日現在)

○所長については、全国平均で福祉専門職による採用が約36%となっている。



児童福祉司の採用区分構成割合(令和5年4月1日現在)

○児童福祉司については、全国平均で福祉専門職による採用が約75%となっている。



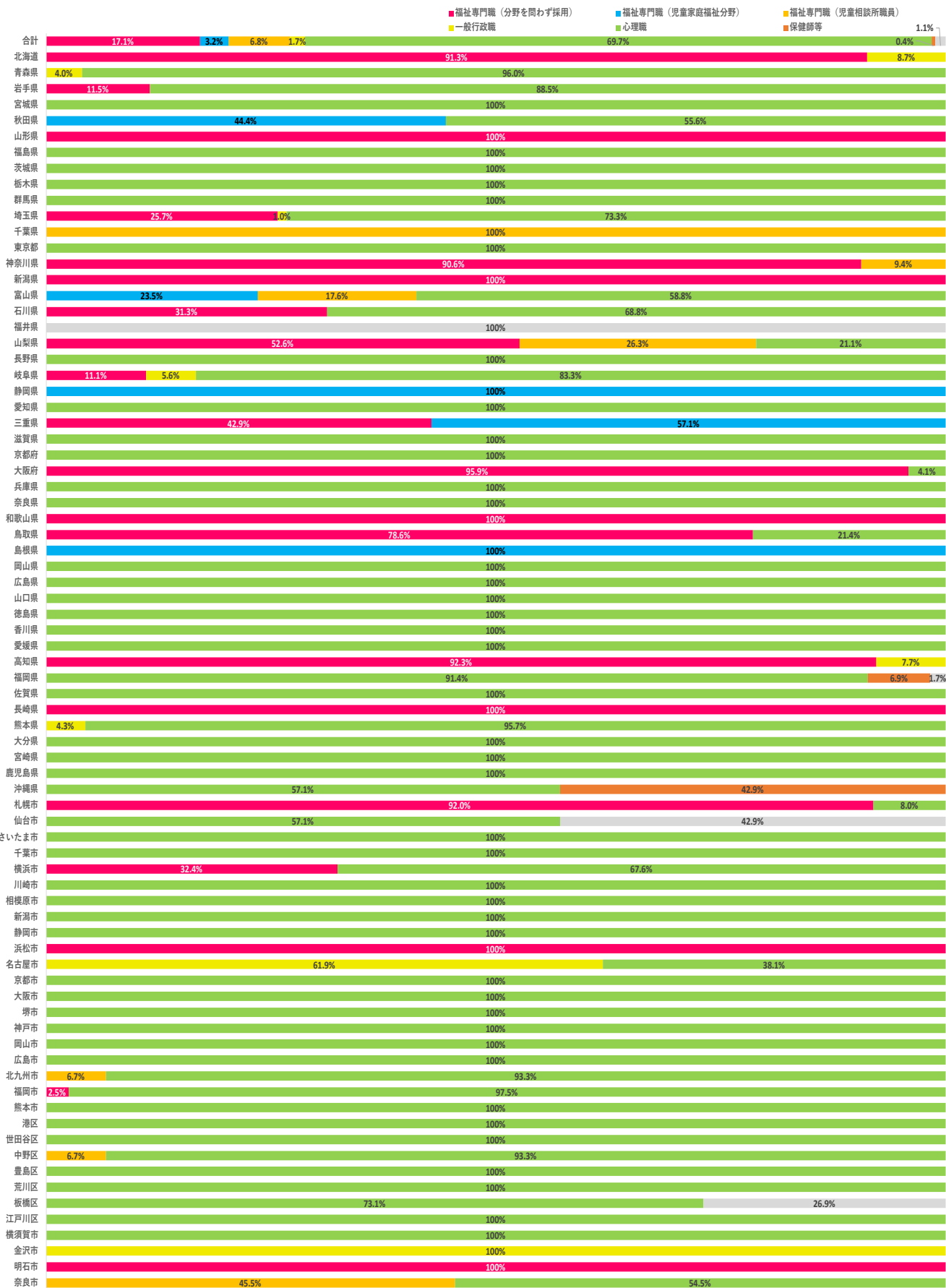
※ 保健師等には、保健師、看護師、保育士、教員、精神保健福祉士、理学療法士、言語聴覚士が含まれる。

※ その他には、児童自立支援専門員、施設処遇担当職員、精神保健相談員、社会教育主事等が含まれる。

【こども家庭庁支援局虐待防止対策課調べ】

児童心理司の採用区分構成割合(令和5年4月1日現在)

○児童心理司については、全国平均で福祉専門職(福祉職+心理職)による採用が約98%となっている。



※ その他には、精神保健相談員、児童指導員、障害児保育専門指導員等が含まれる。

都道府県等別児童相談所における警察官、教員等の配置状況（令和5年4月1日現在）

○ 全国の児童相談所に、警察官 99名、警察OB 254名、教員126名、教員OB 186名が配置

	児童福祉司				児童指導員				その他				合計			
	警察官	警察OB	教員	教員OB	警察官	警察OB	教員	教員OB	警察官	警察OB	教員	教員OB	警察官	警察OB	教員	教員OB
1 北海道						20		17		6		3		26		20
2 青森県									3				3			
3 岩手県										3		5		3		5
4 宮城県			5						3		2		3		7	
5 秋田県									3			1	3			1
6 山形県									1			1	1			1
7 福島県									2	2		8	2	2		8
8 茨城県			7						1	5		3	1	5	7	3
9 栃木県			3							3				3	3	
10 群馬県					2	4	1		1	4		4	1	6	4	5
11 埼玉県									1	11		7	1	11		7
12 千葉県							11		3	8		4	3	8	11	4
13 東京都									3	25			3	25		
14 神奈川県									2			6	2			6
15 新潟県			1									6		1		6
16 富山県									1	2		2	1	2		2
17 石川県			2							2		2		2	2	2
18 福井県									2		1		2		1	
19 山梨県										1		3		1		3
20 長野県									1	1			1	1		
21 岐阜県			5	1			1			5	5	3		5	11	4
22 静岡県			8						6	5			6	5	8	
23 愛知県										9		5		9		5
24 三重県			3				2		1	1	2		1	1	7	
25 滋賀県									6				6			
26 京都府												3		18	1	3
27 大阪府			1							18				18		
28 兵庫県									6	6			6	6		
29 奈良県									1	1			1	1		
30 和歌山県							2		3	1			3	1	2	
31 鳥取県									3		3		3		3	
32 島根県										6		5		6		5
33 岡山県									2				2			
34 広島県									2	2			2	2		
35 山口県									2	9		1	2	9		1
36 徳島県			3							3			3	3		
37 香川県									2	2		2	2	2		2
38 愛媛県			3						2				2		3	
39 高知県							2		2	2			2	2	2	
40 福岡県									4			10	4			10
41 佐賀県			3						1			2	1		3	2
42 長崎県	1		1				2			1			1	1	3	
43 熊本県			1						1	6		1	1	6	1	1
44 大分県	1		2			3	2			1			1	4	4	
45 宮崎県			4			1			1				1	1	4	
46 鹿児島県									1	1		7	1	1		7
47 沖縄県									3	4		1	3	4		1
48 札幌市						2			1	6	1	30	1	8	1	30
49 仙台市			3						2		2		2		5	
50 さいたま市						2			2				2		2	
51 千葉市										2				2		
52 横浜市										1				1		
53 川崎市									1				1			
54 相模原市									1	2		4	1	2		4
55 新潟市								1				3				4
56 静岡市	1		3							1		2	1	1	3	2
57 浜松市			2					1	1				1		2	1
58 名古屋市									1	3		2	1	3		2
59 京都市									2		4	2	2		4	2
60 大阪市										11				11		
61 堺市										7	1	5		7	1	5
62 神戸市									1	2			1	2		
63 岡山市			1						1			3	1	1		3
64 広島市			1			2			1	2	1	2	1	2	4	2
65 北九州市	1		5				1		1	7	1	1	2	7	7	1
66 福岡市							3			1				1	3	
67 熊本市			2			4			3		1		3	4	3	
68 港区										1				1		
69 世田谷区										2				2		
70 中野区										3		3		3		3
71 豊島区										2				2		
72 荒川区										2		2		2		2
73 板橋区										2		6		2		6
74 江戸川区									1	2		1	1	2		1
75 横須賀市																
76 金沢市										2		1		2		1
77 明石市			1	2						2		1		2	1	3
78 奈良市										1				1		
合計	4	2	68	3		32	84	80	95	220	24	163	99	254	126	186

- 760 -

児童相談所における安全確認を行う際の「時間ルール」の設定状況について

(令和5年4月1日現在)

趣旨

- 平成19年1月の「児童相談所運営指針」の見直しにより、児童相談所に虐待通告がなされた際の安全確認を行う時間ルールについて「48時間以内とすることが望ましい」と定められるとともに、各自治体ごとに安全確認を行う際の所定時間を設定することとされた。

(参考)児童相談所運営指針(抄)

安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自治体ごとに定めた所定時間内に実施することとする。当該所定時間は、各自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい。

現状等

- 令和5年4月1日現在の「時間ルール」の設定状況は以下のとおり。

【設定自治体数】 78自治体(設定率 100%)

【設定時間】

48時間以内: 72自治体

24時間以内: 6自治体

児童相談所における介入機能と支援機能の分離状況

児童相談所における介入機能と支援機能の分離状況（R5.4.1 232箇所）

- | | |
|--------------------------------------|-----|
| ① 緊急介入とその後の支援について、同一部署で担当を分けて対応している。 | 35% |
| ② 緊急介入とその後の支援について、部署を分けて対応している。 | 29% |
| ③ 事例によっては、緊急介入とその後の支援で担当を分けて対応している。 | 15% |
| ④ 同一の地区担当が緊急介入からその後の支援まで継続して対応している。 | 18% |

介入と支援を分離している児童相談所の対応例

- ①の例
緊急介入は初動担当の児童福祉司が行い、介入後の支援は同一班内の別の児童福祉司（状況によって児童心理司等による親子支援担当）が行っている。
- ②の例
初期対応から援助方針決定までの業務と、在宅支援等の緊急介入後の支援に関する業務で、担当部署を分けている。
- ③の例
職権保護後、保護者対応が困難と考えられるケースについては、緊急介入後の支援から担当を変更する場合がある。

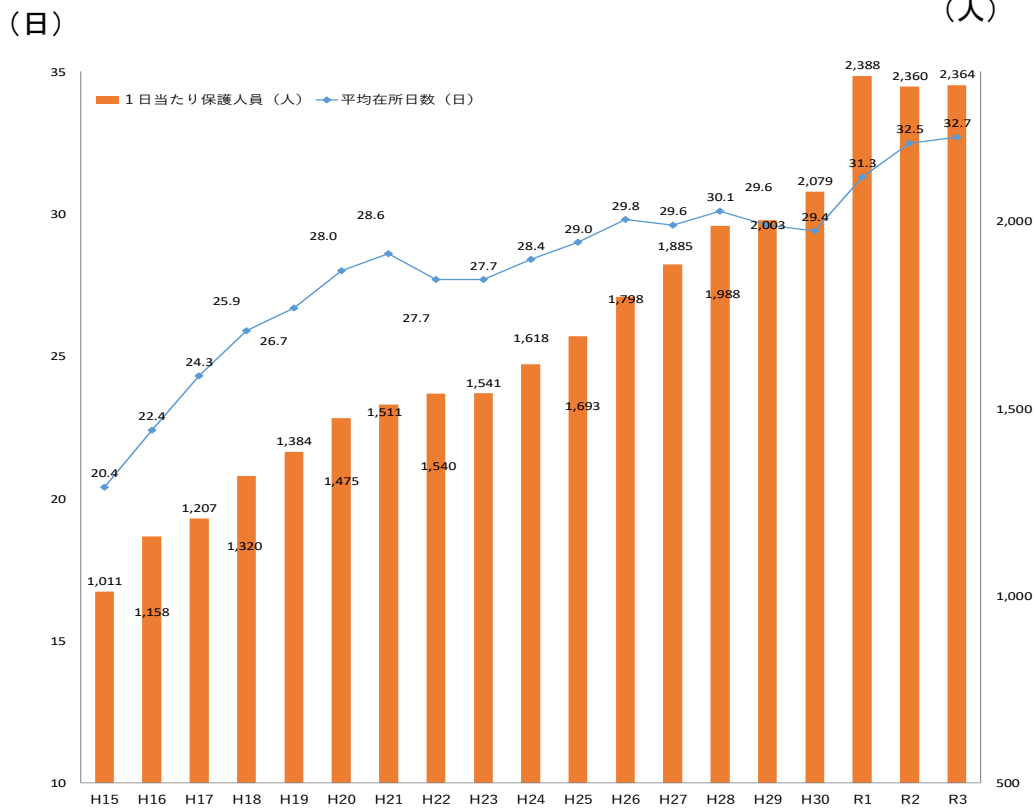
実施自治体が考える分離の効果

- 緊急介入は介入・指導の側面が強くなるが、その後は、保護者支援、家族再統合といった支援ベースの関わりが必要となる。介入と支援で担当が変わることで、ケースワークが円滑に進む場合がある。
- 緊急介入時に親と対立関係になった場合でも、介入と支援で担当が変わることにより、その後の関係を築きやすい。
- 継続指導ケースで虐待が再発した場合、支援担当とは別の職員が介入担当として関わることで、支援担当と保護者が対立関係になることを避けられる。
- 緊急介入が必要な際に対応職員が変わることで、保護者にイフパクトを与えて行動変容につながる効果が期待できる。

一時保護所の現状について

1日当たり保護人員及び平均在所日数

○ 保護人員は、平均在所日数ともに増加傾向

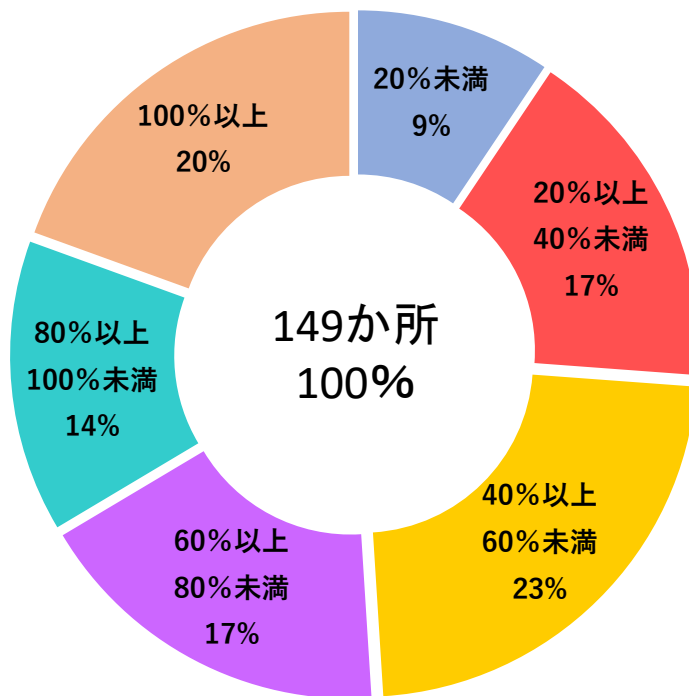


※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

(出典：福祉行政報告例 [令和6年度])

年間平均入所率

○ 年間平均入所率は保護所により様々



※ 令和4年4月1日時点における一時保護所の平均入所率

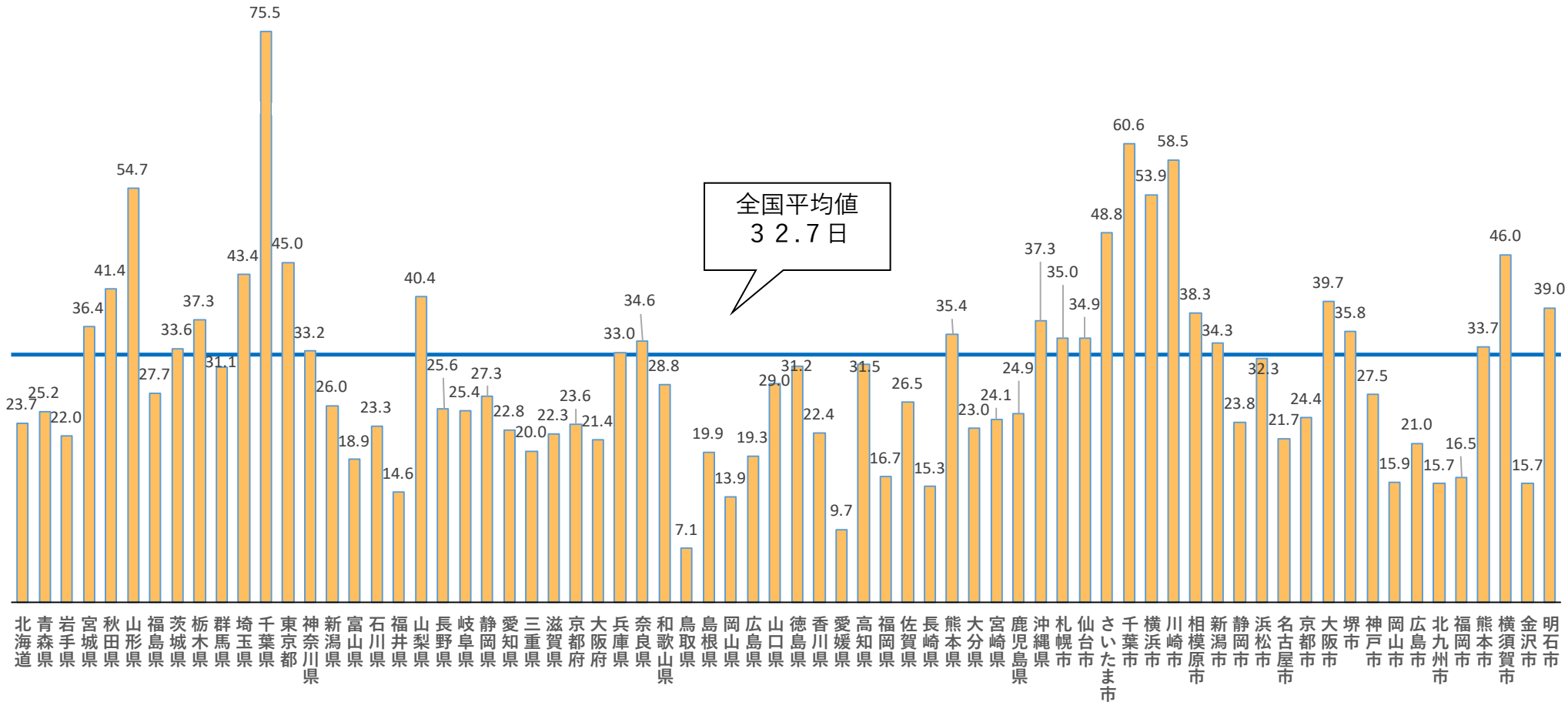
(出典：こども家庭庁支援局虐待防止対策課調べ)

(参考) 一時保護所での平均在所日数(都道府県別)

○ 平均在所日数 = 年間延日数 / 年間対応件数

○ 全国平均値 : 32.7日 (前年度平均値 : 32.5日)

(参考) 一時保護の期間は原則として2か月を超えてはならないとされている。



一時保護所の平均入所率等の状況①

自治体名	定員数 (R4.4.1現在)	平均入所率 (令和4年度)	一時保護所の職員数 (R5.4.1現在)			
			合計	常勤職員数		非常勤 職員数
				専任	兼任	
北海道	164	35.8%	227	28	0	199
1 中央児童相談所	30	28.6%	27	3	0	24
2 旭川児童相談所	20	58.0%	30	5	0	25
3 帯広児童相談所	20	33.0%	20	3	0	17
4 釧路児童相談所	20	47.7%	36	3	0	33
5 函館児童相談所	20	34.4%	27	3	0	24
6 北見児童相談所	14	30.8%	28	3	0	25
7 岩見沢児童相談所	20	21.2%	28	3	0	25
8 室蘭児童相談所	20	34.4%	31	5	0	26
青森県	15	35.3%	12	6	0	6
9 中央児童相談所	15	35.3%	12	6	0	6
岩手県	40	21.2%	31	5	4	22
10 福祉総合相談センター	20	28.8%	21	5	3	13
11 一関児童相談所	10	18.2%	9	0	1	8
12 宮古児童相談所	10	9.1%	1	0	0	1
宮城県	30	71.7%	20	18	0	2
13 中央児童相談所	30	71.7%	20	18	0	2
秋田県	23	21.4%	25	7	1	17
14 中央児童相談所	23	21.4%	25	7	1	17
山形県	26	43.2%	55	12	0	43
15 福祉相談センター	18	45.7%	43	8	0	35
16 庄内児童相談所	8	37.5%	12	4	0	8
福島県	48	49.2%	69	32	0	37
17 中央児童相談所	12	48.3%	18	7	0	11
18 県中児童相談所	12	44.6%	21	11	0	10
19 会津児童相談所	12	49.8%	15	7	0	8
20 浜児童相談所	12	54.2%	15	7	0	8
茨城県	30	85.2%	40	19	0	21
21 中央児童相談所	30	85.2%	40	19	0	21
栃木県	25	78.2%	18	13	0	5
22 中央児童相談所	25	78.2%	18	13	0	5
群馬県	66	89.7%	52	26	0	26
23 中央児童相談所	36	106.5%	28	15	0	13
24 東部児童相談所	30	69.5%	24	11	0	13
埼玉県	120	101.8%	117	99	3	15
25 中央児童相談所	30	93.2%	24	18	1	2
26 南児童相談所	30	106.1%	21	19	0	2
27 所沢児童相談所	30	108.4%	22	18	0	4
28 熊谷児童相談所 ※1	—	—	30	26	1	3
29 越谷児童相談所	30	99.4%	20	18	1	1

自治体名	定員数 (R4.4.1現在)	平均入所率 (令和4年度)	一時保護所の職員数 (R5.4.1現在)			
			合計	常勤職員数		非常勤 職員数
				専任	兼任	
千葉県	171	125.0%	234	136	0	98
30 中央児童相談所	55	107.7%	75	41	0	34
31 市川児童相談所	28	161.1%	36	25	0	11
32 柏児童相談所	31	162.2%	42	27	0	15
33 銚子児童相談所	15	77.8%	26	11	0	15
34 東上総児童相談所	15	164.1%	25	12	0	13
35 君津児童相談所	27	84.7%	30	20	0	10
東京都	250	122.5%	310	209	0	101
36 児童相談センター（保護一課）	56	126.2%	76	56	0	20
37 児童相談センター（保護二課）	40	107.9%	21	12	0	9
38 児童相談センター（新宿）	12	133.8%	21	11	0	10
39 児童相談センター（保護一課2階）	16	74.2%	44	28	0	16
40 江東児童相談所	32	134.2%	35	19	0	16
41 立川児童相談所（南分室）	22	132.7%	34	26	0	8
42 足立児童相談所	32	130.4%	46	31	0	15
43 八王子児童相談所	40	126.3%	33	26	0	7
神奈川県	80	114.8%	112	51	0	61
44 平塚児童相談所	25	120.5%	37	18	0	19
45 厚木児童相談所	25	103.2%	42	17	0	25
46 大和綾瀬地域児童相談所	30	119.9%	33	16	0	17
新潟県	56	38.6%	44	0	13	31
47 中央児童相談所	30	26.0%	13	0	7	6
48 長岡児童相談所	14	68.8%	17	0	3	14
49 上越児童相談所	12	34.8%	14	0	3	11
富山県	22	30.0%	40	5	1	34
50 富山児童相談所	12	26.5%	9	3	1	5
51 高岡児童相談所	10	34.2%	31	2	0	29
石川県	28	26.1%	20	6	1	13
52 中央児童相談所	18	28.6%	11	4	1	6
53 七尾児童相談所	10	21.8%	9	2	0	7
福井県	31	22.7%	36	10	0	26
54 総合福祉相談所	16	35.3%	18	6	0	12
55 敦賀児童相談所	15	9.3%	18	4	0	14
山梨県	28	79.6%	35	12	0	23
56 中央児童相談所	16	81.6%	22	6	0	16
57 都留児童相談所	12	76.9%	13	6	0	7
長野県	30	59.8%	34	14	0	20
58 中央児童相談所	15	64.7%	17	6	0	11
59 松本児童相談所	15	54.8%	17	8	0	9

（出典：子ども家庭庁支援局虐待防止対策課調べ）

一時保護所の平均入所率等の状況②

自治体名	定員数 (R4.4.1現在)	平均入所率 (令和4年度)	一時保護所の職員数 (R5.4.1現在)			
			合計	常勤職員数		非常勤 職員数
				専任	兼任	
岐阜県	36	37.2%	26	15	0	11
60 中央子ども相談センター	30	44.4%	26	15	0	11
61 飛騨子ども相談センター	6	1.5%	0	0	0	0
静岡県	40	59.7%	28	16	0	12
62 中央児童相談所	20	55.6%	14	8	0	6
63 東部児童相談所	20	63.7%	14	8	0	6
愛知県	78	69.6%	64	46	0	18
64 西三河児童・障害者相談センター	48	60.8%	40	31	0	9
65 春日井児童相談センター	30	83.8%	24	15	0	9
三重県	35	62.6%	73	20	0	53
66 北勢児童相談所	20	45.0%	34	12	0	22
67 中勢児童相談所	15	85.9%	39	8	0	31
滋賀県	49	55.5%	57	28	0	29
68 中央子ども家庭相談センター	21	51.2%	18	9	0	9
69 彦根子ども家庭相談センター	13	55.0%	18	10	0	8
70 大津・高島子ども家庭相談センター	15	61.9%	21	9	0	12
京都府	44	34.9%	98	13	0	85
71 家庭支援総合センター	20	18.8%	50	8	0	42
72 宇治児童相談所	13	53.4%	26	3	0	23
73 福知山児童相談所	11	42.2%	22	2	0	20
大阪府	96	80.1%	102	71	0	31
74 中央子ども家庭センター保護第一課	60	77.0%	61	41	0	20
75 中央子ども家庭センター保護第二課	36	85.2%	41	30	0	11
兵庫県	54	66.7%	52	24	1	27
76 中央こども家庭センター	54	66.7%	52	24	1	27
奈良県	20	50.7%	13	12	0	1
77 中央こども家庭相談センター	20	50.7%	13	12	0	1
和歌山県	25	51.8%	23	15	0	8
78 子ども・女性・障害者相談センター	25	51.8%	23	15	0	8
鳥取県	26	22.2%	29	5	4	20
79 中央児童相談所	12	12.3%	12	0	4	8
80 倉吉児童相談所	6	20.6%	10	1	0	9
81 米子児童相談所	8	38.3%	7	4	0	3
島根県	57	13.7%	74	10	0	64
82 中央児童相談所	20	11.5%	27	3	0	24
83 出雲児童相談所	15	15.6%	16	3	0	13
84 浜田児童相談所	12	10.2%	16	2	0	14
85 益田児童相談所	10	19.7%	15	2	0	13

自治体名	定員数 (R4.4.1現在)	平均入所率 (令和4年度)	一時保護所の職員数 (R5.4.1現在)			
			合計	常勤職員数		非常勤 職員数
				専任	兼任	
岡山県	24	45.8%	84	10	0	74
86 中央児童相談所	20	54.8%	83	10	0	73
87 津山児童相談所	4	0.6%	1	0	0	1
広島県	36	50.3%	102	19	0	83
88 西部こども家庭センター	20	47.7%	58	9	0	49
89 東部こども家庭センター	16	53.5%	44	10	0	34
山口県	27	47.7%	44	15	0	29
90 中央児童相談所	27	47.7%	44	15	0	29
徳島県	12	71.5%	20	5	0	15
91 中央こども女性相談センター	12	71.5%	20	5	0	15
香川県	20	47.8%	16	7	1	8
92 子ども女性相談センター	20	47.8%	16	7	1	8
愛媛県	36	17.3%	16	7	1	8
93 福祉総合支援センター	16	36.4%	12	6	0	6
94 東予子ども・女性支援センター	10	2.4%	1	0	1	0
95 南予子ども・女性支援センター	10	1.4%	3	1	0	2
高知県	35	40.4%	29	9	0	20
96 中央児童相談所	35	40.4%	29	9	0	20
福岡県	76	53.8%	93	43	0	50
97 福岡児童相談所	18	53.9%	21	9	0	12
98 久留米児童相談所	16	50.8%	17	8	0	9
99 田川児童相談所	18	54.4%	23	9	0	14
100 大牟田児童相談所	10	48.0%	15	8	0	7
101 宗像児童相談所	14	60.5%	17	9	0	8
佐賀県	28	31.3%	33	11	0	22
102 中央児童相談所	28	31.3%	33	11	0	22
長崎県	30	54.7%	36	17	2	17
103 長崎こども・女性・障害者支援センター	20	57.6%	18	10	1	7
104 佐世保こども・女性・障害者支援センター	10	48.8%	18	7	1	10
熊本県	26	41.9%	16	9	0	7
105 中央児童相談所	26	41.9%	16	9	0	7
大分県	22	60.3%	33	11	0	22
106 中央児童相談所	22	60.3%	33	11	0	22
宮崎県	60	20.1%	39	0	10	29
107 中央児童相談所	30	21.8%	13	0	4	9
108 都城児童相談所	15	13.6%	13	0	3	10
109 延岡児童相談所	15	23.1%	13	0	3	10

766

(出典：こども家庭庁支援局虐待防止対策課調べ)

一時保護所の平均入所率等の状況③

自治体名	定員数 (R4.4.1現在)	平均入所率 (令和4年度)	一時保護所の職員数 (R5.4.1現在)			
			合計	常勤職員数		非常勤 職員数
				専任	兼任	
鹿児島県	31	36.0%	30	15	0	15
110 中央児童相談所	25	34.4%	22	11	0	11
111 大島児童相談所	6	42.6%	8	4	0	4
沖縄県	44	81.5%	47	17	0	30
112 中央児童相談所	24	77.6%	25	8	0	17
113 コザ児童相談所	20	86.2%	22	9	0	13
札幌市	70	67.6%	119	26	0	93
114 札幌市児童相談所	70	67.6%	119	26	0	93
仙台市	20	101.4%	70	17	0	53
115 仙台市児童相談所	20	101.4%	70	17	0	53
さいたま市	44	109.0%	71	51	0	20
116 南部児童相談所	44	109.0%	71	51	0	20
千葉市	42	133.7%	83	30	0	53
117 千葉市児童相談所	42	133.7%	83	30	0	53
横浜市	177	106.2%	213	135	0	78
118 中央児童相談所	52	113.5%	62	43	0	19
119 西部児童相談所	50	96.7%	61	37	0	24
120 南部児童相談所	45	99.2%	47	31	0	16
121 北部児童相談所	30	119.7%	43	24	0	19
川崎市	70	124.0%	136	57	0	79
122 こども家庭センター	40	142.9%	77	31	0	46
123 中部児童相談所	30	98.8%	59	26	0	33
相模原市	25	104.0%	62	32	0	30
124 相模原市児童相談所	25	104%	62	32	0	30
新潟市	23	104.6%	35	23	0	12
125 新潟市児童相談所	23	104.6%	35	23	0	12
静岡市	20	70.8%	20	10	0	10
126 静岡市児童相談所	20	70.8%	20	10	0	10
浜松市	20	81.3%	16	16	0	0
127 浜松市児童相談所	20	81.3%	16	16	0	0
名古屋市	75	93.6%	78	45	4	29
128 中央児童相談所	25	111.9%	28	15	2	11
129 西部児童相談所	25	85.3%	25	15	1	9
130 東部児童相談所	25	83.6%	25	15	1	9
京都市	30	107.6%	41	33	1	7
131 京都市児童相談所	30	107.6%	41	33	1	7

自治体名	定員数 (R4.4.1現在)	平均入所率 (令和4年度)	一時保護所の職員数 (R5.4.1現在)			
			合計	常勤職員数		非常勤 職員数
				専任	兼任	
大阪市	110	82.4%	170	158	1	11
132 中央こども相談センター	26	117.2%	54	46	1	7
133 北部こども相談センター	54	62.3%	61	59	0	2
134 南部こども相談センター	30	88.5%	55	53	0	2
堺市	30	79.9%	49	22	0	27
135 堺市子ども相談所	30	79.9%	49	22	0	27
神戸市	50	63.9%	39	29	0	10
136 こども家庭センター	50	63.9%	39	29	0	10
岡山市	25	47.0%	43	0	11	32
137 岡山市こども総合相談所	25	47.0%	43	0	11	32
広島市	25	65.9%	19	12	0	7
138 広島市児童相談所	25	65.9%	19	12	0	7
北九州市	40	42.6%	28	9	0	19
139 子ども総合センター	40	42.6%	28	9	0	19
福岡市	10	165.8%	35	9	0	26
140 こども総合相談センター	10	165.8%	35	9	0	26
熊本市	20	84.9%	19	13	0	6
141 熊本市児童相談所	20	84.9%	19	13	0	6
港区	12	71.7%	32	22	0	10
142 港区児童相談所	12	71.7%	32	22	0	10
世田谷区	26	81.3%	79	47	0	32
143 世田谷区児童相談所	26	81.3%	79	47	0	32
中野区	12	62.0%	55	22	0	33
144 中野区児童相談所	12	62.0%	55	22	0	33
豊島区	—	—	43	23	0	20
145 豊島区児童相談所 ※2	—	—	43	23	0	20
荒川区	10	89.5%	30	27	0	3
146 荒川区子ども家庭総合センター	10	89.5%	30	27	0	3
板橋区	—	—	69	46	0	23
147 板橋区子ども家庭総合支援センター ※3	—	—	69	46	0	23
江戸川区	35	69.2%	64	33	10	21
148 江戸川区児童相談所	35	69.2%	64	33	10	21

— 767 —

一時保護所の平均入所率等の状況④

自治体名	定員数 (R4.4.1現在)	平均入所率 (令和4年度)	一時保護所の職員数 (R5.4.1現在)			
			合計	常勤職員数		非常勤 職員数
				専任	兼任	
横須賀市	25	98.4%	28	14	0	14
149 横須賀市児童相談所	25	98.4%	28	14	0	14
金沢市	12	59.7%	22	8	0	14
150 金沢市児童相談所	12	59.7%	22	8	0	14
明石市	25	31.1%	22	13	0	9
151 明石こどもセンター	25	31.1%	22	13	0	9
奈良市	12	91.5%	33	12	0	21
152 奈良市子どもセンター	12	91.5%	33	12	0	21

- ※1 熊谷児童相談所（一時保護所）は、令和5年4月1日開所
- ※2 豊島区児童相談所（一時保護所）は、令和5年2月1日開所
- ※3 板橋区児童相談所（一時保護所）は、令和4年7月1日開所
- ※4 児童相談所を主務とする職員（兼務職員）を除く。

個別対応のための環境改善

【趣旨】

- 「児童虐待防止対策の抜本的強化に向けて」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)等に基づき、個別的な対応ができる職員体制の強化や環境整備を促進することとされている。

【現状】

- 個別対応のための環境改善が図られている一時保護所の数:143箇所(94.1%)
(昨年度(134箇所/149箇所(89.9%)))

※一時保護所数:152箇所(令和5年4月1日現在)

自治体名	図られている	図られていない
北海道	8	0
青森県	1	0
岩手県	1	2
宮城県	1	0
秋田県	1	0
山形県	2	0
福島県	4	0
茨城県	1	0
栃木県	1	0
群馬県	1	1
埼玉県	5	0
千葉県	2	4
東京都	8	0
神奈川県	3	0
新潟県	3	0
富山県	2	0
石川県	2	0
福井県	2	0
山梨県	2	0
長野県	2	0
岐阜県	1	1
静岡県	2	0
愛知県	2	0
三重県	2	0

自治体名	図られている	図られていない
滋賀県	3	0
京都府	3	0
大阪府	2	0
兵庫県	1	0
奈良県	1	0
和歌山県	1	0
鳥取県	3	0
島根県	4	0
岡山県	2	0
広島県	2	0
山口県	1	0
徳島県	1	0
香川県	1	0
愛媛県	3	0
高知県	1	0
福岡県	5	0
佐賀県	1	0
長崎県	2	0
熊本県	1	0
大分県	1	0
宮崎県	3	0
鹿児島県	1	1
沖縄県	2	0
札幌市	1	0

自治体名	図られている	図られていない
仙台市	1	0
さいたま市	1	0
千葉市	1	0
横浜市	4	0
川崎市	2	0
相模原市	1	0
新潟市	1	0
静岡市	1	0
浜松市	1	0
名古屋市	3	0
京都市	1	0
大阪市	3	0
堺市	1	0
神戸市	1	0
岡山市	1	0
広島市	1	0
北九州市	1	0

自治体名	図られている	図られていない
福岡市	1	0
熊本市	1	0
港区	1	0
世田谷区	1	0
中野区	1	0
豊島区	1	0
荒川区	1	0
板橋区	1	0
江戸川区	1	0
横須賀市	1	0
金沢市	1	0
明石市	1	0
奈良市	1	0
合計	143	9

※「図られている」場合の内容は以下のとおり。【複数回答可としている。】

- | | |
|----------------------------------------------------------------------|------|
| ①行動様式が異なる子どもが入所している場面があることから、生活場面の流れや状況の変化に応じてそれぞれに対応できる職員体制を確保 | 65件 |
| ②夜間や子どもの学習時間帯など、職員の勤務形態や専門性の観点から対応が困難な場面においては、夜間対応協力員、学習指導協力員などを適宜配置 | 93件 |
| ③入所している個々の子どもの状況に応じた対応ができる等、必要な設備等を整備(※1) | 126件 |
| ④緊急の対応が必要になった場合に対応ができる必要な設備等を整備(※2) | 116件 |
| ⑤行動様式等が異なる子どもの混合処遇とならないよう自治体内の他の一時保護所と入所児童の受入れについての役割分担の実施 | 17件 |
| ⑥配慮が必要な子どもについて、児童養護施設等に委託一時保護できるよう、施設等と取り決めの実施 | 27件 |
| ⑦入所している子どもの学校等への通学を補助する職員体制を確保 | 11件 |
| ⑧その他（例：保護所心理職員による個別ケアの実施、当日の勤務者で調整等） | 7件 |

※1 整備されている設備等 (複数回答可)

居室（個室）	114件
個別対応可能な学習室	36件
1人用の浴室	91件
配慮が必要な子どものための備品、生活必需品の準備	80件

※2 整備されている設備等 (複数回答可)

居室（個室）	108件
個別対応可能な学習室	84件
1人用の浴室	74件
配慮が必要な子どものための備品、生活必需品の準備	10件

- 770 -

※「図られていない」一時保護所の改善予定は、個別対応が行いやすいスペースの確保等について一時保護所増改築予定、個別対応にあたる職員の確保 など

【こども家庭庁支援局虐待防止対策課調べ】

児童相談所業務の民間団体等への委託状況(令和5年4月1日現在)

令和5年4月1日現在の児童相談所業務の民間団体等への委託状況は以下のとおり。
(児童相談所設置自治体:78自治体)

- 児童相談所業務の一部を民間団体等へ委託している都道府県・指定都市・児童相談所設置市は、69自治体(88.5%)であった。
- 最も多く委託している業務は、「里親委託に関する業務」で24.2%であった。
- 委託している業務内容は、以下のとおり【全231件:複数回答可】

① 虐待通告を受けたあとの安全確認	: 9件	(4.0%)
② 家族再統合事業や保護者支援プログラムの実施	: 19件	(8.2%)
③ 入所措置等解除時の必要な助言	: 1件	(0.4%)
④ 入所措置等解除後の児童の安全確認	: 1件	(0.4%)
⑤ 施設入所措置等解除後の相談・支援	: 17件	(7.4%)
⑥ 受付業務(「189」等電話受付、窓口受付)	: 31件	(13.4%)
⑦ 受付業務(夜間等の窓口対応)	: 11件	(4.8%)
⑧ 相談対応業務	: 15件	(6.5%)
⑨ 里親委託に関する業務	: 56件	(24.2%)
⑩ 養子縁組に関する業務	: 7件	(3.0%)
⑪ 研修業務	: 34件	(14.7%)
⑫ 一時保護に関する業務	: 11件	(4.8%)
⑬ その他	: 19件	(8.2%)

- ・ 児童虐待を防止するためのSNSを活用した相談事業
- ・ 児童措置費負担金の本人負担分の未収金回収を弁護士事務所に委託等

児童福祉司等の処遇改善について①

背景

- 「児童虐待防止対策の抜本的強化について」に基づき、各自治体が児童福祉司等の処遇改善に取り組むことができるよう、令和2年度から普通交付税措置等を拡充

※1 【道府県の標準団体（人口170万人）当たり】

児童福祉司・児童心理司・保健師について、一時保護所職員と同様、月額2万円で積算（令和2年度）

※2 一時保護所職員に対する処遇改善（令和2年度予算）

精神的・肉体的負担が大きい業務の性質や専門性を有する人材の確保が求められている児童相談所一時保護所職員について、児童入所施設措置費を拡充（月額2万円）し、処遇改善を図る。

概況

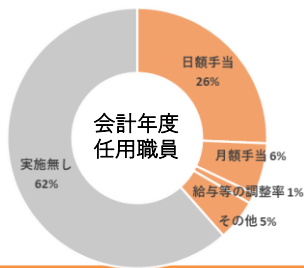
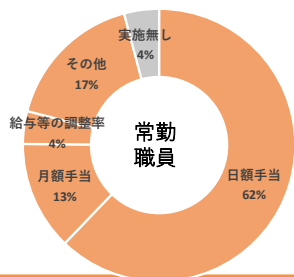
- 令和5年度にこども家庭庁支援局虐待防止対策課が実施した調査を基に、各自治体における児童福祉司等の処遇改善の状況を以下にまとめた。
 - ※3 処遇改善の方法としては、「日額手当」、「月額手当」、「給与等の調整率」、「その他」に分けており、「その他」の主なものとしては、階級毎に定められている調整基本額に、職種毎に定められている調整数を乗じた額を加算する方法などがあつた。
 - ※4 児童相談所を設置する自治体は、78自治体（令和5年4月1日現在）

1 児童福祉司

(1) 実施方法 内訳

(単位: 自治体)

	常勤職員	会計年度任用職員
手当(日額)	48	20
手当(月額)	10	5
給与等の調整率	3	1
その他	13	4
合計	74	30
(対前年度)	73	29



(2) 処遇改善の状況

① 日額手当	常勤職員	945 円 (月換算	18,900 円)
	会計年度任用職員	908 円 (月換算	18,160 円)
※ このうち、改善額 1,000円 (月換算 20,000円) 以上の自治体数			
	常勤職員	25 自治体	
	会計年度	8 自治体	
② 月額手当	常勤職員	19,890 円	
	会計年度任用職員	10,050 円	
※ このうち、改善額 20,000円以上の自治体数			
	常勤職員	9 自治体	
	会計年度	0 自治体	
③ 給与等の調整率	常勤職員	1.63 %	
	会計年度任用職員	1.40 %	

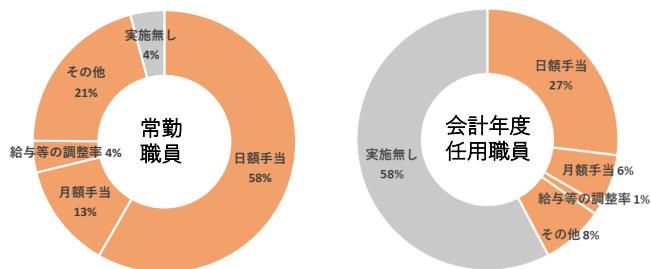
児童福祉司等の処遇改善について②

2 児童心理司

(1) 実施方法 内訳

(単位: 自治体)

	常勤職員	会計年度任用職員
日額手当	45	21
月額手当	10	5
給与等の調整率	3	1
その他	16	6
合計	74	33
(対前年度)	69	29



(2) 処遇改善の状況

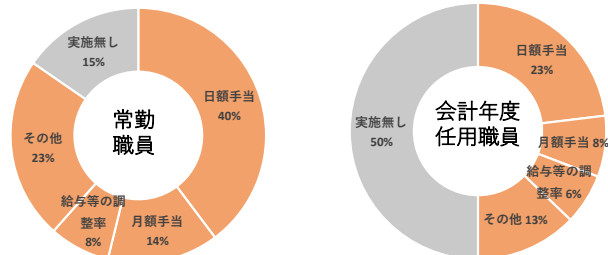
① 日額手当	常勤職員	935 円 (月換算	18,700 円)
	会計年度任用職員	903 円 (月換算	18,060 円)
※ このうち、改善額 1,000円 (月換算 20,000円) 以上の自治体数		常勤職員	22 自治体
		会計年度	8 自治体
② 月額手当	常勤職員	19,890 円	
	会計年度任用職員	11,538 円	
※ このうち、改善額 20,000円以上の自治体数		常勤職員	9 自治体
		会計年度	0 自治体
③ 給与等の調整率	常勤職員	1.63 %	
	会計年度任用職員	1.40 %	

3 一時保護所職員

(1) 実施方法 内訳

(単位: 自治体)

	常勤職員	会計年度任用職員
日額手当	31	18
月額手当	11	6
給与等の調整率	6	5
その他	18	10
合計	66	39
(対前年度)	63	31



(2) 処遇改善の状況

① 日額手当	常勤職員	1,083 円 (月換算	21,660 円)
	会計年度任用職員	1,101 円 (月換算	22,020 円)
② 月額手当	常勤職員	21,290 円	
	会計年度任用職員	12,402 円	
③ 給与等の調整率	常勤職員	2.76 %	
	会計年度任用職員	2.50 %	

児童相談所及び一時保護所の第三者評価について

(こども家庭庁支援局虐待防止対策課調べ)

①実施状況 (平成29年度～令和4年度)

児童相談所			一時保護所		
実施箇所数	箇所数 (令和4年4月1日現在)	実施割合	実施箇所数	箇所数 (令和4年4月1日現在)	実施割合
32箇所	228箇所	14%	82箇所	149箇所	55%

●児童相談所の第三者評価を実施済の自治体

・青森県 (1箇所) ・千葉県 (6箇所) ・東京都 (4箇所) ・滋賀県 (3箇所) ・大阪府 (6箇所) ・徳島県 (1箇所) ・愛媛県 (1箇所) ・高知県 (1箇所)
・福岡県 (2箇所) ・熊本県 (1箇所) ・札幌市 (1箇所) ・京都市 (2箇所) ・堺市 (1箇所) ・世田谷区 (1箇所) ・江戸川区 (1箇所)

●一時保護所の第三者評価を実施済の自治体

・宮城県 (1箇所) ・福島県 (4箇所) ・茨城県 (1箇所) ・栃木県 (1箇所) ・群馬県 (2箇所) ・埼玉県 (5箇所) ・千葉県 (5箇所) ・東京都 (5箇所)
・神奈川県 (2箇所) ・新潟県 (1箇所) ・山梨県 (2箇所) ・長野県 (2箇所) ・岐阜県 (1箇所) ・静岡県 (2箇所) ・大阪府 (2箇所) ・兵庫県 (1箇所)
・和歌山県 (1箇所) ・鳥取県 (3箇所) ・島根県 (4箇所) ・広島県 (2箇所) ・徳島県 (1箇所) ・香川県 (1箇所) ・高知県 (1箇所) ・福岡県 (2箇所)
・長崎県 (2箇所) ・熊本県 (1箇所) ・札幌市 (1箇所) ・さいたま市 (1箇所) ・川崎市 (2箇所) ・横浜市 (4箇所) ・相模原市 (1箇所) ・新潟市 (1箇所)
・静岡市 (1箇所) ・浜松市 (1箇所) ・名古屋市 (1箇所) ・京都市 (1箇所) ・大阪市 (2箇所) ・堺市 (1箇所) ・神戸市 (1箇所) ・北九州市 (1箇所)
・熊本市 (1箇所) ・横須賀市 (1箇所) ・奈良市 (1箇所) ・港区 (1箇所) ・世田谷区 (1箇所) ・中野区 (1箇所) ・荒川区 (1箇所) ・江戸川区 (1箇所)

※主な評価機関 ・社会福祉審議会専門部会 ・民間コンサルティング会社 ・社会福祉協議会 ・NPO法人 ・大学等研究者 など

②受審に係る財政支援

●児童相談所:児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金(評価・検証委員会設置促進事業)

【補助基準額】1都道府県等あたり 934千円 + 民間評価者に第三者評価を依頼する場合 934千円<<R4～>>

●一時保護所:児童入所施設措置費等国庫負担金(第三者評価受審費加算費)

【加算単価】一時保護所1か所あたり 314,000円<<H29～>>

参考条文等

(※)児童相談所の第三者評価(児童福祉法)

第十二条

6 都道府県知事は、第二項に規定する業務の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、当該業務の質の向上に努めなければならない。

(※)一時保護所の第三者評価

・平成29年7月10日付雇児発0710第9号雇用均等・児童家庭局総務課長通知「一時保護所における第三者評価受審費加算費の取扱いについて」

・平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「一時保護所の第三者評価に関する研究報告書」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)

中核市等児童相談所の設置について（令和5年4月時点）

1 中核市（対象：62市）

- ・「設置済」（4ヶ所）：横須賀市、金沢市、明石市、奈良市
- ・「設置予定」（7ヶ所）：高崎市、船橋市、柏市、豊中市、東大阪市、尼崎市、宮崎市
- ・「設置の方向で検討中」（5ヶ所）：宇都宮市、豊橋市、姫路市、西宮市、鹿児島市
- ・「設置の有無を含めて検討中」（24ヶ所）：旭川市、盛岡市、秋田市、山形市、福島市、郡山市、いわき市、川越市、川口市、甲府市、松本市、岐阜市、岡崎市、吹田市、高槻市、枚方市、和歌山市、松江市、呉市、下関市、松山市、久留米市、長崎市、大分市

2 特別区（対象：23区）

- ・「設置済」（7ヶ所）：港区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、江戸川区
- ・「設置予定」（7ヶ所）：新宿区、文京区、北区、品川区、大田区、杉並区、葛飾区
- ・「設置の方向で検討中」（6ヶ所）：千代田区、中央区、台東区、目黒区、墨田区、江東区
- ・「設置の有無を含めて検討」（2ヶ所）：渋谷区、足立区

※ 上記に記載のない市区については、調査時点において「設置しない」と回答。

児童相談所等におけるICT化推進事業について

(1) 児童相談所等におけるICT化推進事業

- 事業内容 ビデオ通話を活用した相談対応や、関係機関とのオンライン会議による連絡・調整など、児童相談所等におけるICT化を推進する。
- 実施状況 **35自治体、115か所**で実施（令和4年度実績）
（都道府県：15か所、児童相談所：85か所、一時保護所：13か所、児童家庭支援センター：1か所、児童自立支援施設：1か所）
- 活用例 タブレット端末、公用スマートフォンの購入、テレビ会議システムの購入等
- ICT機器導入による効果
（複数回答可）
 - 残業時間の縮減 … 22自治体（85か所）
 - 職員同士の話し合いの時間が増えた … 27自治体（94か所）
 - こどもや家庭への対応時間が増えた … 25自治体（92か所）
 - その他
 - ・ 児童情報等の共有をオンラインで行うことにより、移動時間が縮減され、ケース検討の時間を確保することができた。
 - ・ 各種研修をオンラインで受講することにより、研修の受講機会が増え、職員育成に繋がった。
 - ・ 安全確認や家族再統合の場面において有効に活用できた。等

(2) 児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業

- 事業内容 タブレット端末の活用によるこどもの情報の共有化やペーパーレス化等、施設におけるICT化を推進する。
- 実施状況 **12自治体、80か所**で実施（令和4年度実績）
（児童養護施設：46か所、乳児院：11か所、小規模住居型児童養育事業：10か所、児童自立支援施設：7か所、児童心理治療施設：4か所、母子生活支援施設：2か所）
- 活用例 PC端末、タブレット端末、児童記録管理システムの購入等
- ICT機器導入による効果
（複数回答可）
 - 残業時間の縮減 … 10自治体（58か所）
 - 職員同士の話し合いの時間が増えた … 11自治体（69か所）
 - こどもや家庭への対応時間が増えた … 11自治体（69か所）
 - その他
 - ・ 日々の養育記録、育成日誌の入力作業等に要する時間が縮減された。
 - ・ 子どもの情報の迅速な共有が可能になった。等

児童虐待への対応における警察との連携

児童虐待防止対策の強化のに向けた緊急総合対策

(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議)(抜粋)

- **以下の情報は必ず児童相談所と警察との間で共有することを明確化し、全国ルールとして徹底**する。
 - ① 虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等に関する情報
 - ② 通告受理後、48時間以内に児童相談所や関係機関において子どもの安全確認ができない事案に関する情報
 - ③ ①の児童虐待に起因した一時保護や施設入所等の措置をしている事案であって、当該措置を解除し、家庭復帰するものに関する情報
- **警察職員や警察OBの職員配置を進める**ことにより、児童虐待への対応力の向上を図る。
(参考)全国の児童相談所(232箇所)のうち、183箇所(78.8%)に警察官99名、警察OB254名配置(令和5年4月時点)
- **児童相談所と警察が**、ケース検討や訓練などの**合同研修等を実施**して、連携を強化する。

児童虐待防止対策の抜本的強化について

(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議)(抜粋)

- 児童の安全確保に向けた警察と児童相談所との円滑な連携を強化するために、都道府県等の児童福祉担当部局と都道府県警察が連携し、**児童相談所への警察OBの常勤的な配置や警察職員の出向等**を進める。
- 児童相談所と警察との連携を強化するため、**情報共有や連携に関する協定等の締結を促す**とともに、ケース検討や訓練等の合同研修を実施する。

(参考1) 全ての自治体において、警察との間で情報共有に係る協定等を締結(令和5年6月時点)。

(参考2) 児童虐待相談として受理した案件全てを警察と共有しているのは、~~33~~自治体(42.3%)(令和5年6月時点)。

児童虐待相談として受理した案件のうち、虐待ありと認定した案件全てを警察と共有しているのは、11自治体(14.1%)(令和5年6月時点)。

こども虐待による死亡事例等の検証結果等について

こども家庭審議会児童虐待防止対策部会
児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

第19次報告

令和5年9月

目 次

はじめに	1
1 凡例・検証方法等	2
(1) 用語の定義	2
(2) 対象事例	2
① 死亡事例について	2
② 重症事例について(死亡に至らなかった事例)	3
③ 疑義事例について	3
(3) 検証方法	4
① 調査票による調査	4
② 現地調査(ヒアリング調査)	4
③ 分析	4
(4) 本調査における限界	4
(5) 報告書の構成	5
2 課題と提言	6
(1) 地方公共団体への提言	6
① 虐待の発生予防及び早期発見	6
② 関係機関の連携及び役割分担による切れ目のない支援	18
③ 要保護児童対策地域協議会対象ケース等の転居・転園(校)情報を関係機関間で共有する体制の構築と確実な継続支援の実施	20
④ 児童相談所及び市区町村職員による多角的・客観的なリスクアセスメントの実施と進行管理	21
⑤ 児童相談所及び市区町村の相談体制の強化と職員の資質向上	23
⑥ 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用	25
(2) 国への提言	27
① 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応	27
② 虐待対応における児童相談所と市区町村やその他の機関との連携強化の推進	30
③ 児童相談所・市区町村職員の人員体制強化及び専門性の確保と資質の向上	31
④ 要保護児童対策地域協議会の効果的運用の推進と体制整備	31
⑤ 一時保護解除後の支援体制の整備	32
⑥ 地域をまたがる(転居)事例への適切な対応の推進	33
⑦ 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進	34
⑧ こども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討	34
3 現地調査(ヒアリング調査)の結果について	36
(1) 死亡事例	36
① 数回の虐待通告歴、一時保護歴があった家庭で、実母とその交際相手の暴行により死亡した事例	36

②	外出を繰り返す実母に代わり妹の世話をしていた異父兄が、妹に暴行を加えて死亡させた事例	45
③	16歳の長女が実母とその再婚相手の暴行等により死亡、同日、4歳の次女と実母が無理心中により死亡した事例	58
(2)	重症事例	66
①	児が実父から床に叩き落とされ頭部外傷となった事例	66

4 特集「こどもの死亡時に実父母双方と同居している事例とそれ以外の事例の比較」にかかる集計とまとめ…………… 73

(1)	第5次から第18次報告の虐待による死亡事例における同居している家族構成にかかる概況	74
(2)	加害について	77
①	加害の動機(背景)	77
②	主たる加害者	82
③	死因となった虐待の種類	83
④	心中以外のネグレクトの種類	84
(3)	死亡時の虐待以前に確認された虐待	85
①	死亡時の虐待以前に確認された虐待の有無	85
②	死亡時の虐待以前に確認された虐待の頻度	86
③	確認された虐待の期間	87
(4)	世帯の状況	88
①	住宅の状況	88
②	家計を支えている主たる者	90
③	収入等	92
④	地域社会との接触	93
⑤	親族との接触	94
⑥	子育て支援事業の利用状況	95
⑦	実母の支援をしてきた人の有無	96
⑧	死亡したこどもが生まれる前に確認できる複数回の転居の有無	97
(5)	本児の状況	98
①	本児の成長・発達の問題	98
②	所属機関の状況	99
(6)	実母や実父母以外の加害者の状況	100
①	心中以外の実母について(妊娠期・周産期の母体側の問題、心身の状況)	100
②	心中以外の実父母以外の加害者について(生育歴、心身の状況)	101
(7)	関係機関の関与	102
①	児童相談所の関与の有無	102
②	市区町村(虐待対応担当部署)の関与の有無	103
③	本事例について要保護児童対策地域協議会での検討	104
(8)	考察	105

5	個別調査票による死亡事例の調査結果	109
(1)	虐待による死亡の状況	109
(2)	死亡したこどもの特性	110
①	こどもの年齢	110
(3)	虐待の種類と加害の状況	114
①	死因となった主な虐待の種類	114
②	直接の死因	115
③	主たる加害者	119
④	加害の動機	124
(4)	死亡したこどもの生育歴	126
①	妊娠期・周産期における問題	126
②	乳幼児健康診査及び予防接種	130
③	こどもの疾患・障害等	132
④	こどもの情緒・行動上の問題	134
⑤	養育機関・教育機関の所属	135
(5)	養育環境	136
①	養育者(実母)の心理的・精神的問題等	136
(6)	関係機関の関与・対応状況	142
①	虐待通告の状況	142
②	児童相談所の関与	144
③	市区町村(虐待対応担当部署)の関与	149
④	児童相談所と市区町村(虐待対応担当部署)の関与の状況	152
⑤	その他の関係機関の関与の状況	153
⑥	児童相談所及び関係機関の関与状況	157
⑦	関係機関間の連携状況	159
⑧	関係機関間の情報提供(通告を除く)	160
(7)	要保護児童対策地域協議会の活用状況	162
①	死亡事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の活用状況	162
②	要保護児童対策地域協議会における本事例の検討状況	164
(8)	こどもの死亡後の対応状況	165
①	本事例に関する行政機関内部における検証の実施状況	165
②	第三者による本事例についての検証の実施状況	165
(9)	0日・0か月児の死亡事例について(心中以外の虐待死)	166
①	0歳児及び0日・0か月児事例の発生状況	166
②	0日・0か月児事例の概要	167
③	0日・0か月児事例における養育者の状況	174
④	0日・0か月児事例における関係機関の関与状況	179
(10)	精神疾患のある養育者における事例について	180
①	精神疾患のある実母における事例の発生状況	180

②	実母の状況	181
③	精神疾患のある実母における事例の概要	185
④	関係機関の関与状況	199
(11)	総括	203
6	地方公共団体における検証等に関する調査結果	206
(1)	地方公共団体における検証組織の設置状況	206
①	検証組織の設置の有無	206
②	検証組織の設置形態	207
③	検証組織の設置要綱の有無	207
④	検証対象の範囲	208
⑤	事務局の設置場所	208
⑥	検証組織の構成員	209
(2)	地方公共団体が行う検証の実施状況	211
①	令和2年度に地方公共団体が把握した子ども虐待による死亡事例	211
②	地方公共団体による検証の実施状況	212
③	地方公共団体における検証報告書数	214
④	地方公共団体による検証にかかった期間	214
⑤	地方公共団体による検証における支障の有無	215
⑥	地方公共団体の検証報告書の周知方法	216
⑦	地方公共団体の検証報告の提言に対する対応の有無	217
⑧	地方公共団体の検証報告の提言に対する取組状況の公表の有無	217
⑨	検証していない事例について	218
(3)	国の検証報告の活用状況	219
①	第17次報告の周知	219
②	第17次報告の提言を踏まえての取組状況	220
7	これまでの児童虐待防止対策の経緯と本報告の課題と提言	224
	おわりに	236
	子ども家庭審議会児童虐待防止対策部会	
	児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会	237
	○委員名簿(第19次報告)	
	○委員会開催経過	
	○現地調査(ヒアリング調査)経過	
	集計表一覧	238

はじめに

「児童虐待の防止等に関する法律」（平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。）が平成 12 年に制定されて以降、児童虐待の防止等を図るため、社会の実情に合わせて児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）とともに改正が行われてきた。

令和 4 年 6 月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号。以下「改正法」という。）では、虐待の発生を未然に予防するため、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもの包括的な相談支援を行う「こども家庭センター」の設置等による子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化を図ることとしている。また、こどもの意見聴取等の仕組みの整備や、一時保護開始時の判断に関する司法審査を導入すること等も定められたところである。

さらに、同年 9 月に児童虐待防止対策として、今後、特に重点的に実施する取組を示した「児童虐待防止対策の更なる推進について」（令和 4 年 9 月 2 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）が児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において決定された。同年 12 月には「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和 4 年 12 月 15 日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）が策定され、児童相談所や市区町村の更なる体制強化を図ることとしている。

しかしながら、児童相談所及び市区町村における児童虐待に関する相談対応件数は増加し続け、虐待による死亡事例は後を絶たない。

児童虐待によるこどもの死を決して無駄にすることなく、今後の再発を防止するため、事例を分析・検証し、明らかとなった問題点・課題から具体的な対応策の提言を行うことを目的として平成 16 年 10 月に社会保障審議会児童部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」が設置され、これまで 18 次にわたって報告を取りまとめてきた。

令和 5 年 4 月にこども家庭庁が創設され、こども家庭審議会児童虐待防止対策部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」（以下「本委員会」という。）が設置され、引き続き検証を行っていく。

本検証では、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に発生又は表面化した対象事例（死亡事例及び重症事例）及び地方公共団体で行われた検証について分析を行い、具体的な改善策を提言している。

なお、本報告は児童虐待の再発防止策を検討したものであり、特定の組織や個人の責任の追及、関係者の処罰を目的とするものではないことを申し添える。

1 凡例・検証方法等

(1) 用語の定義

虐待により死亡したこどもの事例については、第2次報告以降、「心中以外」の事例と「心中」事例（親は生存したがこどもは死亡した未遂事例を含む。）に区別している。「心中」事例については、保護者がこどもを殺害するという態様に照らせば、虐待による死亡であり、委員会の分析・検証の対象とすることとしている。

第7次報告では、「心中以外」の事例を「虐待死」と呼称を改め「心中」事例は従来どおり「心中」としたが、これにより「心中」事例が虐待による死亡でないとの誤解が生じるおそれがあるため、第8次報告以降は「虐待死」とした事例を「心中以外の虐待死」に、「心中」とした事例を「心中による虐待死」にそれぞれ呼称を改めることとした。

また、市区町村の所管課に関しては、これまで「児童福祉担当部署」として、児童手当や保育所入所等の申請窓口と児童虐待対応を担当する部署の総称として標記していたが、第10次報告からは児童虐待の通告受理や対応を行う部署については「虐待対応担当部署」として、児童手当や保育所入所などの申請窓口の部署については「児童福祉担当部署」と分けて表記することとしている。

さらに、「望まない妊娠／計画していない妊娠」については、「様々な事情により、妊婦やそのパートナーが、妊娠を継続することやこどもを産み育てることを前向きに受け止められず、支援を必要とする状況や状態にあること」と定義した上で、生まれてくるこどもに向けられる言葉では決してなく、支援や援助を必要とする妊婦を認識し、如何なる支援を行うべきかを考えるための言葉であった。しかし、より客観的、中立的に事例をとらえ検討を行うため、第13次報告より「予期しない妊娠／計画していない妊娠」と呼称を改めた。

(2) 対象事例

① 死亡事例について

第19次報告（以下、「本報告」という。）では、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの12か月間に発生、又は表面化した児童虐待による死亡事例を、厚生労働省が新聞報道等から把握した事例と、地方公共団体が把握している事例について詳細に調査を行った。調査に当たっては、今後の再発防止策を検討するために、事件化されているかどうかに関わらず、広く虐待による死亡事例と考えられる事例すべてを調査している。

調査の結果、児童虐待による死亡事例として本委員会の検証の対象とする事例について、児童虐待防止法の児童虐待の定義を踏まえ、個々の事例について検討して確定した。例えば、転落事故と思われる事例でも、事故の発生状況や経緯等から保護者としての監護を著しく怠ることもネグレクトに該当することを踏まえ、対象事例として検証している。

② 重症事例について（死亡に至らなかった事例）

本報告では、令和3年4月1日から6月30日までの間に全国の児童相談所が児童虐待相談として受理した事例の中で、同年9月1日時点までに、こどもの死亡には至らなかったものの「身体的虐待」等による生命の危険に関わる受傷、「養育の放棄・怠慢」のために衰弱死の危険性があった事例を対象としている。

なお、地方公共団体から報告のあった重症事例を精査したところ、「身体的虐待」等による生命の危険に関わる受傷があった事例の中には、「受傷の程度そのものが重篤であり生命への危険性があった」と判断される事例と、「受傷の程度としては重篤ではなかったが、直接的な虐待行為（例えば力の加減）や受傷した部位と受傷の程度、こどもの年齢等を総合的に勘案すると生命への危険性が危惧される」という2つの類型の事例が含まれており、本報告では両類型を検証の対象とした。

③ 疑義事例について

地方公共団体において虐待による死亡であると断定できないと報告のあった事例については、疑義事例として死亡事例と同様に検証の対象としている。

地方公共団体が虐待による死亡であると断定ができないと判断した事例として例えば以下のような事例が考えられる。

- ・死産ではない可能性が少しでもある事例
- ・事故以外（虐待）の可能性が少しでもある事例
- ・死因が不明で外因死か内因死かの判断が難しい事例
- ・公判中で情報が十分得られず判断が難しい事例

疑義事例についても同様に検証し、問題点や課題を明らかにするとともに、今後の改善策を講じるため、第13次報告より検証対象としている。

ただし、本委員会の検討にあたっては、適宜、対象事例に関する情報を追加で収集する等により、できる限り疑義事例という整理とならないように努めている。

(3) 検証方法

① 調査票による調査

死亡事例及び重症事例について厚生労働省が都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）74 か所の児童福祉主管課及び母子保健主管課に対し、調査票を送付した。

死亡事例については、事例の概要、こどもの状況、虐待を行った者の状況、養育環境、関係機関の対応、検証組織の設置状況等の詳細の回答を求めた。

さらに、地方公共団体による検証について、検証組織の設置状況、対象事例の検証状況、国の検証報告の活用状況や、提言を受けての対応状況等の回答を求めた。

なお、本報告においては重症事例についての定量的な調査は行わず、事案の概要等を自由記載で回答を求める調査票に変更し、回答を求めた。

② 現地調査（ヒアリング調査）

ア 死亡事例について

調査票により調査した死亡事例のうち、特徴的な事例や特に重大と考えた事例について、さらに詳細な事実確認により改善策を検討するために、都道府県等及び関係機関等を対象にヒアリングを実施した。

イ 重症事例について

本報告では、死亡事例で把握できない背景等も踏まえた分析を行うため、調査票により調査した重症事例のうち1事例について、さらに詳細な事実確認により改善策を検討することとし、都道府県等及び関係機関等を対象にヒアリングを実施した。

③ 分析

①及び②と合わせて、都道府県等の検証報告書、新聞記事等を基に事例の総体的な分析を行うとともに、個別事例から明らかとなった課題等について分析した。

なお、本報告では個別事例について検証の趣旨を損なわない範囲で、個人を特定できる情報を削除するなど、対象者のプライバシーに配慮した。

(4) 本調査における限界

本調査は、地方公共団体に対し、児童相談所が把握する情報のみでなく、市区町村（虐待対応担当部署、母子保健担当部署、福祉事務所等）や保健所、

警察、養育・教育機関（保育所、学校等）等、対象事例の関係機関や部署に照会するなど、可能な限り情報収集をした上で回答するよう依頼している。

しかし、当該事例に対して事前に把握し、支援等で関与していない場合については新たに情報収集することが難しく、「不明」とされる事例が一定程度あること、また、母子保健施策を通じて母親の状況については父親やその他の家族員に比べて把握がしやすいなど、同一世帯であっても支援等を通して把握している情報やその量に偏りがある可能性があること等により、調査結果の解釈にあたっては留意が必要である。

(5) 報告書の構成

第 18 次報告より、課題と提言や現地調査の結果及び特集事例の分析、主な集計結果については報告書に掲載し、その他の集計結果については資料編として別冊に掲載する構成にした。また、本報告より、集計結果についてはこれまで事例数で示している項目と死亡したこどもの人数で示している項目が混在していたことから、原則、死亡したこどもの人数で表記することとした。

2 課題と提言

(1) 地方公共団体への提言

① 虐待の発生予防及び早期発見

ア 妊娠期から支援を必要とする保護者への支援の強化

本報告における死亡時点のこどもの年齢は、心中以外の虐待死では0歳児が48.0%、0歳児の月齢では0か月児が25.0%と最も多い。

心中以外の虐待死で実母が妊娠期・周産期に抱えていた問題として、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」、が32.0%で最も多く、「妊婦健康診査未受診」が28.0%であった。対象事例をみると、10代の実母が同居する両親やパートナーに妊娠した事実を告げることや自ら適切な支援を求めることができず、ひとりで出産し遺棄に至った事例があった。

従前と同様の傾向であるが、妊娠していることを誰にも相談できず、妊娠したこと自体が他者に気づかれていないため妊娠期に適切な支援を受けることなく出産した結果、こどもが死亡に至った事例が多い。公的機関や医療機関に把握されず、周囲からの支援を得られない中で出産することは、孤独の中で出産するという心理面と妊娠、出産という身体面の負荷といった女性にとって大きな健康リスクに直面することでもあり、重大な事案といえる。その背景には、妊娠したことを身近な家族やパートナーにも相談できない不安定な関係性という問題、妊娠に気が付いたとしても経済的負担を理由に初回の受診をためらい、必要な支援に繋がらないという経済的な問題等が挙げられる。まずは、医療機関の受診や、関係機関とのつながりをもち、必要な支援を受けるスタート地点に立つてもらうことが重要である。令和5年度から、低所得の妊婦の経済的負担軽減を図ることを目的として実施している「低所得の妊婦に対する初回産科受診料の支援」の利用など、妊婦の状況に合わせた、伴走型の支援を行うことが求められる。妊婦本人やそのパートナーに対して妊娠や出産に関する正確な情報が届くよう、対象者が情報に触れやすい機会や場、インターネットやSNSの活用等の現代に合わせたさまざまなツールを駆使して多角的に発信をすることが有効である。その際、若年者や日本語が堪能でない外国籍の者、障害のある者など想定される様々な背景を考慮し、多言語や平易な説明内容での情報発信、障害の程度等に合わせた情報提供、女性や若年者への相談を行っている民間団体と協働した個々の特性を踏まえた情報提供のあり方の検討が必要である。

特に若年妊婦は、出産後の生活について想像がしにくい場合や、地域社会との接触が少なく周囲からの協力が得られにくい場合がある。また、

転居等の生活環境の変化や友人関係、家庭内の関係性が変わる可能性が高く、親族からの支援や見守りがあっても、継続的な安心材料とはならないことも想定しておく必要がある。相談対応においては、育児に関することに加え、社会的な養育に関する相談等への多くの選択肢を提示し、妊婦本人とその家族が自ら選択し、意思決定できるよう支援していくことが必要である。

令和4年度から創設した性と健康の相談センター事業において、プレコンセプションケアを含め、男女を問わず、性や生殖に関する健康支援の推進を図っているところである。地方公共団体では、予期せぬ妊娠等により悩みや不安を抱えた妊婦やその家族が身近な地域で必要な支援を適切に受けられるよう、公的機関や医療機関のみでなく民間団体等との連携についても検討し、アウトリーチ型の支援等の展開に努めるべきである。

また、妊娠SOS等の電話相談やSNS相談の際には相談者の心理的障壁を踏まえて匿名性を維持しつつ、信頼関係の構築に注力しその後のサービス提供等の支援をする段階になってから氏名や居住地について聴取するなど、相談者の困りごとに寄り添いながら段階的な対応をすることによって支援を途絶えさせない工夫も有効である。支援開始の端緒を得た場合には、適切な頻度を検討の上で粘り強く連絡や訪問等を行い、対象者が支援を求めやすいような信頼関係の構築を図ることも大切である。その際には改正法において創設されることになった、妊産婦等生活援助事業（令和6年4月施行）において、家庭生活に支障が生じた妊産婦に安心して生活することができる居住の場を提供し、日常生活の支援や養育に関する相談・助言、関係機関との連絡の着実な実施に向けて準備を進め、その活用についても検討すべきである。特に、様々な理由により公的サービスに支援を求めにくい状況にある妊産婦や、居所を把握しづらい妊産婦を把握した場合には、事実の確認がより困難となるおそれがあることも踏まえ、その養育環境の整備やリスクのアセスメントをより慎重に行うとともに、出産後の養育状況についても継続的に把握し支援の必要性を判断するほか、信頼関係の構築に注力し、状況の把握が困難とならないようにすべきである。支援機関は対象者の生活実態が把握できない時こそ、対象者の安全を確認するため、各機関間の迅速な情報共有を行い、様々な面からアプローチを行い生活実態について把握すべきである。居所確認等が難しく、児童虐待のリスクが除外しきれない場合は、要保護児童対策地域協議会において、安全確認を含めた対応方針について関係機関と確認するタイミングを明確にするとともに、早

期から市区町村虐待対応担当部署と児童相談所間で積極的に方針について協議を行い、こどもの安全確保を優先して総合的に判断することが求められる。

また、出産後にスムーズな養育支援を実施するためには、困難を抱える妊婦について、要保護児童対策地域協議会において各関係機関の役割を明確にすることが重要である。妊娠期から出産後の支援について、市区町村虐待対応担当部署や母子保健担当部署、児童相談所等が協力し、リスク判断やそのタイミング、支援策を事前に協議しておき、継続的な支援に確実につなげていくことが必要である。令和4年度から、妊娠届出時からすべての妊婦・子育て家庭に寄り添い、関係機関とも情報共有しながら、出産・育児等の見通しをたてるための面談やその後のプッシュ型の情報発信・相談の随時受付等を行う伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施する事業（出産・子育て応援交付金）が開始された。伴走型の相談支援と経済的支援を併せて実施することにより、相談者が相談実施機関にアクセスしやすくなり、一時預かり・家事支援などの必要なサービスに繋がりやすくなるなど、ニーズに即した効果的な支援がすべての妊婦・子育て家庭に確実に届くことが期待される所であり、こうした事業等を通じ、早期に妊婦の状況等を把握し、必要な支援に結び付けていくための体制整備を行うことが重要である。

改正法により、市区町村において子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設置の意義と機能は維持したうえで、組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯及びこどもの包括的な相談支援等を行う機能を有する機関として「子ども家庭センター」の設置に努めることとし、乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援及びすべてのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで切れ目なく対応することが期待されている（令和6年4月施行）。子ども家庭センターにおいては、妊産婦、こどもや保護者の意見や希望はできる限り確認又は汲み取りつつ、関係機関の調整を行い、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークの中心的な役割を担うことが求められており、こうした対応を通じ、妊娠や出産、子育てといった思った通りにならないことの多いライフイベントに直面する子育て家庭をこどもを含めて地域社会全体で支えていくことが必要である。

また、性被害、配偶者からの暴力等の家庭の状況、貧困など様々な困難を抱える女性への支援を強化するため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定された（令和6年4月施行）。

本法律の施行に向けて、都道府県が設置する婦人保護に関する事業を行う施設について、名称変更及び機能強化が行われるほか、民間団体と協働の上、行政側から支援に出向くアウトリーチの体制を整備すること等により、自ら支援を求められない女性や既存の支援の枠組みでは対応が難しい女性等に対する支援体制の構築を進めることとされた。

地方公共団体においては、要保護児童対策地域協議会等既存の制度の確実な運用や、現行の母子保健事業等の一層の活用促進が期待される。

今回の検証の対象とした事例の中には、こどもが泣き止まなかったことに腹を立てた実父が衝動的に頭部を殴打し死亡させたものがあった。主たる加害者となるのは実母が最も多いが、実父や継父、養父など父親が主たる虐待者となる事例も一定数ある。第5次報告から第19次報告の心中以外の虐待死事例において、実父の生育歴として「虐待を受けた経験」があると回答した事例は5.5%であり、心理的・精神的問題等では、「養育能力の低さ」「攻撃性」「感情の起伏が激しい」等があった。また、令和2年度厚生労働科学研究健やか次世代育成総合研究事業「わが国における父親の子育て支援を推進するための科学的根拠の提示と支援プログラムの提案に関する研究」（研究代表者：竹原健二）において、基礎自治体における父親支援は既存の母子保健の中で実施されることが多く、主な対象者を父親とする支援事業の実施は6.5%にとどまったが、事業を実施しなかった自治体の約70%で、父親支援事業実施の必要性を感じていた。しかし実際には、父親のニーズ把握の実施はわずか1.4%にとどまっているとの結果が示されており、実態が追い付いていないのが現状である。

育児・介護休業法の改正により男性の育児休業促進のため、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組み（産後パパ育休）が創設された（令和4年10月施行）。父親は母親の育児をサポートする役割だけではなく育児の当事者であるという認識のもと、ますます育児に対する父親の役割期待が大きくなっており、父親自身に対する支援が必要な事例は多いと推測される。育児休業の活用法などは、令和5年3月に厚生労働省が作成した妊娠、出産、子育て期の父親の関わり方や、育児休業制度をはじめとする両立支援制度の基礎知識とその活用方法、仕事と育児の両立のポイント等が盛り込まれた「父親の仕事と育児両立読本」などもご参考いただきたい。支援者においても、「母と子」を中心とした妊娠期や産後の支援から「父」を含めた「家族」として世帯を捉えた支援が求められる。父親の視点に立った広報啓発や理想どおりにいかないことが多い育児への戸惑いや困難を感じたときに父親が積極的に

SOSを表出できる相談支援の充実が必要である。妊娠届出時の面談や乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等の機会に母親からの情報だけではなく、可能な限り積極的に父親にも直接会うことも父親との関係性構築には有効である。家族を包括的に捉え、父親のメンタルヘルスの視点も含めたアセスメントを行い、父親への必要な支援につなげることが求められる。

【参考となる通知】

- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に伴う関係法令の公布について（令和5年3月29日付け子発0329第1号 厚生労働省子ども家庭局長通知）
- 「児童福祉法等の一部を改正する法律」の公布について（令和4年6月15日付け子発0615第1号障発0615第1号 厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- 「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」（平成28年12月16日付け雇児総発1216第2号雇児母発1216第2号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）

イ 乳幼児健康診査未受診など状況を確認できない家庭に対する虐待予防の視点をもった支援の実施

今回の対象事例において、乳幼児健康診査（以下「乳幼児健診」という。）の未受診者への対応や転居先の市区町村による乳児家庭全戸訪問事業を拒否した保護者への対応を実施している経過の中で発生した事例があった。

乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業等は、母子の心身の健康のみならず家庭の状況を把握したり、保護者が育児の悩みを相談したりする等、リスクや支援ニーズが顕在化していない家庭においても、家庭内での養育状況等を丁寧に把握できる貴重な機会となる。すなわち、そのような機会において、未受診や保護者の拒否によって子どもに会えないことは非常に大きなリスクである。市区町村母子保健担当部署は、その方法や手段について再検討し、複数回のアプローチを実施しても子どもと直接会えないときには、母子保健担当部署だけで抱え込まずにまずは市区町村虐待対応担当部署との連携を行い、必要に応じて要保護児童対策地域協議会において速やかに関係機関と情報共有を行うことが求められる。特に、所属機関のない未就園児等については子どもの安全を確認すると

ともに、養育に関して支援が必要な家庭に対して確実に支援・サービスに結び付けていくことが重要であり、未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業等によりその体制構築を図ることが有効である。

さらに、児童虐待防止法第13条の4において、地方公共団体のほか、医療機関、福祉又は教育に係る機関やそれらに従事する者は、児童相談所長等から児童虐待に係る児童や保護者の状況に関する資料、又は情報の提供や意見等の必要な協力を求められたときは、当該資料又は情報について、児童相談所長等が児童虐待の防止等に関する業務の遂行等に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができることとされている。地方公共団体において支援のために必要がある場合には、躊躇なく関係する資料や情報の提供を依頼するなど、できる限りの協力を求め、児童虐待への対応方針の判断に当たり活用することが重要である。改正法では、保育所や認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点事業などにより、相談の敷居が低く、物理的にも近距離にある身近な相談機関の整備、各家庭への相談支援を通じた状況の把握等を行うこととしており、当該相談機関からの情報をより一層活用していくことが求められる。加えて、児童相談所長等による一時保護等の必要性の判断においては、事実の裏付けを得た適正な判断を担保する必要があることから、調査権限を法律上明確化し関係機関等に対して児童相談所長から資料の提供等を求められた場合は応じることを改正法で努力義務とした（令和6年4月施行）。これらの正確かつ適切な情報を踏まえ、新しく創設される「こども家庭センター」と連携した支援が求められる。

- 「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について」（令和4年9月9日付け子家発0909第1号 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）
- 「母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について」（平成30年7月20日付け子母発0720第1号 厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）
- 「児童虐待の防止等に係る児童等に関する資料又は情報の提供について」（平成28年12月16日付け雇児総発1216第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）
- 「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（平成24年11月30日付け雇児総発1130第1号・雇児母発1130第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）

ウ きょうだいへの虐待がみられた家庭への支援

今回の対象事例において、きょうだいが生徒に放置され児童相談所がネグレクト事例として対応していたにもかかわらず、再度こどもが車内に放置され死亡に至った事例があった。「子ども虐待対応の手引き第13章 特別な視点が必要な事例への対応」や、本報告書（概要版）の「第1次から第19次報告を踏まえたこども虐待による死亡事例等を防ぐために留意すべきリスク」に示している通り、きょうだいがいる家庭で虐待が発生した場合には、養育上の価値観や問題意識の希薄化など、問題が発生する家族の構造的問題が解決されていない限り、きょうだいにも同様のことが起こる危険性を考慮して対応しなければならない。

具体的には、要保護児童対策地域協議会において児童相談所等の関係機関と連携の上で慎重に支援の方針を検討するほか、そのきょうだいや家庭の状況によっては保健的な側面から家庭に関わることで母子保健担当部署や保育所や学校等と連携した関わりを行うことも有用と考えられる。特に、要保護児童対策地域協議会を活用する場合、市区町村虐待対応担当部署は具体的に児童相談所から専門的助言を求めること等も必要である。

【参考となる通知】

- 「子ども虐待対応の手引きの改正について」（平成25年8月23日付け雇児総発第0823第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）

エ 精神疾患等により養育支援が必要と判断される保護者への対応

今回の対象事例において、精神疾患等により養育支援が必要と判断されていた保護者は少なくない。

「養育支援訪問事業ガイドライン」（平成21年3月16日付け雇児発第0316002号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）では、養育支援訪問事業の対象として、若年妊婦等のほか「出産後間もない時期（おおむね1年程度）の保護者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭」や「食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭」などが例示されている。

こうした支援ニーズの高い家庭については、改正法で新設される子育て世帯訪問支援事業（令和6年4月施行）による家事援助の支援や、養育支援訪問事業による相談支援を併用すること等により、家事・育児等

に対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦等がいる家庭の家事・育児支援や養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防止することが効果的であると考える。

このような各種事業の活用による育児支援を行うとともに、精神疾患等への理解を深めて適切なアセスメント及び支援を行うため、主治医を含む医療機関との連携に加え、精神保健福祉や母子保健担当部署等の保健師、精神保健福祉士など専門職の活用が求められる。特に、特定妊婦の場合は要保護児童対策地域協議会で管理及び支援が進められることになるが、妊娠期から精神保健福祉担当部署の担当者を含めた子育て支援と精神保健の視点で出産・育児期まで継続した支援を行うこと、対応を終結した場合でも乳幼児健診等の母子保健事業による関与の際に、支援歴の有無等が把握できるよう検討することが必要である。

また、今回の対象事例において、障害のある妊婦が障害福祉サービス事業所の職員など日常的に接する人々に妊娠していることに気付かれないうまま、出産直後に子どもを殺害した事例があった。障害のある者の生活とその子どもの養育を支えるためには、障害のある者の希望を踏まえて、地域において障害福祉や母子保健、保育、社会的養護などの関係機関の連携のもと、適切な支援が行われることが求められる。そのうえで、結婚や出産、子育てを含め、障害のある者がどのような暮らしを送るかは本人が決めることが前提であり、本人の意思を尊重できるような情報提供や支援をすることが重要である。障害福祉サービス事業所の職員等は、障害のある者の生活状況について可能な範囲で把握するとともに、本人の意向について聴取し、自身の身体を守ることの重要性や妊娠時の身体的変化について説明しておくなど、障害の程度に合わせた本人への情報提供が必要である。市区町村の障害福祉担当部署の職員や障害者に関与する事業所職員、施設職員等は、妊娠・出産に関する身体の変化やリスクなどについて理解し、妊娠の可能性についても認識したうえで、妊娠を覚知した際の女性の意思を尊重した具体的な支援を提供できる体制を事前に整えておくことが求められる。また、このような対応を行うに当たり、関係機関で情報共有する中でも、十分に本人の意向やプライバシーに配慮することを徹底しなければならない。

また、保護者に精神疾患等が疑われる場合については、精神疾患の診断の有無やその診断名だけではなく、生活や育児における実態や周囲からの状況を含めて、子育てや子どもへの影響を評価し、必要な支援策を検討すべきである。

地方公共団体においては、引き続き、医療機関等の情報に基づき関係

機関との適切な役割分担のもとで協働して家庭を支援することが必要である。

【参考となる通知】

- 「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」（平成 24 年 11 月 30 日付け雇児総発 1130 第 2 号・雇児母発 1130 第 2 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）
- 「養育支援訪問事業ガイドライン」（平成 21 年 3 月 16 日付け雇児発第 0316002 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

オ こどもと法律上の親子関係がない者が主な加害者となっている場合の対応

血縁関係や親同士の婚姻関係がないなど法律上の親子関係がない者でも保護者に該当する場合がある。今回の対象事例においても、主な加害者となっている実母の交際相手の養育への関与状況が把握できずに虐待のリスク評価が遅れた事例があった。支援・介入のための適切なリスク判断を行うためには家族員や同居者に加えて実父母の交際相手等、こどもと日常的な関わりのあるすべての人物について直接会うことが重要である。交際相手等が加害者となっている場合、児童の養育の実態を確認することが難しいことが多いため、交際相手等に接触した際には、引き続き必要な調査ができるよう名前や住所等の確認とともに親子への関与の実態把握を行い、状況に応じて生活保護部門や警察など関係機関と連携して対応することが求められる。また、交際相手等が加害者となっている場合、交際相手等の保護者としての児童の養育の実態が不明であると実親など保護者のネグレクト事例として取り扱われることがある。しかし、例えば交際相手等の暴行により身体等に傷や痣等があれば、保護者が行う身体的虐待に準じて取り扱い、適切なリスク評価を行うべきである。交際相手等が関与した事例への対応については「児童虐待対応における保護者の交際相手等への調査及び指導等の徹底について」（令和 4 年 4 月 18 日付け子家発第 0418 第 1 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）において、交際相手等が児童虐待防止法の「保護者」に該当する場合について整理し、その場合の調査・指導を徹底すること、交際相手等の事案についてのリスクアセスメントを適切に行うこと、交際相手等の実情に応じて警察等と連携して対応することについて都道府県及び市区町村に対し、対応の徹底が求められている。地方公共団体は、本通知に則り交際相手等が必要な調査に応じない場合はアセスメントにお

けるリスクを引き上げる等、関係機関が密に連携し、各事例の状況に合わせて慎重な判断及び適切な支援方針を検討することが求められる。

【参考となる通知】

- 「児童虐待対応における保護者の交際相手等への調査及び指導等の徹底について」（令和4年4月18日付け子家発第0418第1号 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）

カ 保護者及び関係機関を対象とした虐待の予防につながる知識の普及・啓発

今回の対象事例には、車中に放置したことによる熱中症や、保護者が見ていないときの浴室での溺水、窓やベランダ等からの転落によって死亡した事例があった。

このようなこどもの死亡事例を未然に防ぐためには、こどもの安全を図り、保護者に虐待の予防につながる知識の普及・啓発を行う必要がある。自分で危険を判断し対処することのできない年齢のこどもを短時間であっても自宅等にこどものみで放置することや、乳幼児を対象とした遊具の不適切な使用方法など乳幼児の生命に直結する可能性について繰り返し情報発信をしなければならない。乳幼児はその特徴的な体型から転倒しやすいが、転倒によって重大なけがを負う可能性があるといった基本的な情報についても、母子健康手帳の活用等も検討するほか、こども家庭庁のホームページに掲載するこどもの転落や溺水の防止に関する具体的な注意点をまとめた資料等も参照しつつ一層の周知・啓発を図ることが重要である。

また、児童虐待防止法に児童虐待を発見しやすい立場にあり早期発見に努めなければならないとされている学校や児童福祉施設、医療機関等の関係機関に対して虐待対応に関する知識や求められる責務について、引き続き周知・啓発をしていただきたい。

本報告において、心中以外の虐待死事例について「加害の動機」は「不明」が58.0%と最多であったが、「しつけのつもり」が2人報告されるなど育児に対するこだわりから、しつけとして日常的にこどもに身体的虐待を加えている事例があった。児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号。以下「令和元年改正法」という。）において、親権者は児童のしつけに際して、体罰をしてはならないことを規定した。また、民法等の一部を改正する法律（令和4年法律第102号。以下「令和4年民法等の一部改正法」という。）により、民法における懲戒権に関する規定が削除されるとともに、

「親権を行う者は、前条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。」と規定した民法第 821 条が新設され、児童福祉法及び児童虐待防止法においても、これを踏まえた所要の改正がされた。地方公共団体は、保護者が体罰に至ってしまった背景をアセスメントしつつ、体罰がこどもに与える影響や、こどもの発達段階を考慮した体罰によらない子育ての方法について、両親（母親）学級や乳幼児健診等の機会を通じて保護者に対して普及・啓発するなど、保護者が子育てに悩んだときに適切な支援につながる体制づくりが求められる。

【参考となる通知】

- 「体罰等によらない子育てのために」の周知・啓発について（令和 2 年 2 月 21 日付け子発 0221 第 6 号・障発 0221 第 1 号 厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長通知）

キ 児童虐待の早期発見、安全確保等を担うこどもの所属機関としての役割の強化

今回の対象事例において、学齢期のこどもの不登校や保護者の支援拒否により家族構成の変化を含めた家族の生活実態を適切に把握することが出来なかった事例があった。児童虐待防止法の規定により、学校や児童福祉施設等の役割として児童虐待の「早期発見」が位置付けられている。こどもの所属機関である学校や保育所等は、日常的に家庭の外でこどもと関わりを持ち、接触する時間も長いため、こどもの変化に気付きやすい立場である。長期間の欠席で不登校状態が続いている場合も、関係機関と連携しつつ目視等によりこどもを含めた家庭の状況を確実に把握することが求められる。

保育所では、こどもの心身の状態や家庭での生活、養育の状態等の把握に加え、送迎の機会等を通じて保護者の状況などの把握ができる。一方、虐待等の早期発見に関しては、こどもの身体、情緒面や行動、家庭における養育等の状態について、普段からきめ細かに観察するとともに、保護者や家族の日常の生活や言動等の状態を見守ることが必要である。例えば、こども家庭庁の定める保育所保育指針においても、保育所はこどもの心身の状態等を観察し、虐待が疑われる場合には、速やかに市区町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ることとされている。日常において傷や痣といった身体的変化だけではなく、「普段より元気がな

い」や「食欲がない」といった小さな気づきがあった場合には、保育士としての専門性をもってアセスメントし、常に児童虐待へのリスクにつながっていないかを見極め、躊躇なく通告するなど連携を図ることが求められる。

不登校児童生徒への支援は「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的な自立を目指すことが最終的な目標である。こどもによっては、不登校の時期が結果的に休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある。一方で、不登校である背景に家庭内での虐待リスクが存在する可能性があることも留意する必要がある。不登校の要因や背景も多種多様に複雑化していることから、初期の段階で適切なアセスメントを行うことが極めて重要である。

また、要保護児童対策地域協議会の対象事例など関係機関への情報提供については「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市区町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成 31 年 2 月 28 日付け府子本第 190 号・30 文科初第 1618 号・子発 0228 第 3 号・障発 0228 第 3 号、内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）に基づき、概ね月に 1 回を標準として対象の幼児・児童生徒等の出欠状況や欠席理由等を、学校や保育所等から市区町村又は児童相談所へ定期的に情報提供を行うことになっている。また、当該幼児・児童生徒等に、不自然な外傷や理由不明の欠席が続く、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、市区町村又は児童相談所へ情報提供又は通告することとされている。さらに、保護者から要保護児童等が学校や保育所等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何に関わらず、休業日を除き連続して 7 日以上欠席した場合には定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市区町村又は児童相談所に情報提供することとされている。こどもの安全について、こども本人や家族とのメールや電話等だけではなく、直接確認が行われるよう、関係機関と密接に連携するべきである。また、家族構成の変化があった場合には、関係機関への情報共有を適切に行い、家族全体の状況の確認や、リスク評価が適切に行われるよう連携することが重要である。

こどもの所属機関は、こどもの教育、保育を担う立場としての視点を

持ってこどもとその家族をアセスメントし、密に行政機関等と連携を取りながら、地域でこどもを見守る役割を担っていることを再認識することが求められる。

【参考となる通知】

○「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月28日付け府子本第190号・30文科初第1618号・子発0228第3号・障発0228第3号 内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省総合教育政策局長・文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知

② 関係機関の連携及び役割分担による切れ目のない支援

ア 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化

本報告における心中以外の虐待死では、76.6%の事例においていずれかの関係機関が関わっていた。また、対象事例においても、関係機関間の情報共有やお互いの役割分担の確認などの連携が不足し、こどもが死亡に至った事例があった。児童虐待事例については、児童相談所や市区町村虐待対応担当部署のみでなく家族に関わる地域の関係者が協働して支援に取り組むことが重要だが、効果的な連携のためには、いつ、誰が、何を、どのように支援するのかを明確にして、注意が必要な状況の変化があった際には各関係機関の役割分担や共有方法など具体的な方針を再確認し、認識の統一を徹底しておく必要がある。

そのためにも、要保護児童対策地域協議会において、各関係機関が把握している情報を確実に共有し、こどもの安全確保に十分活用するとともに、関係機関間のネットワークを密にしておくことが重要である。

また、児童相談所や市区町村虐待対応担当部署は、虐待が起きている家庭では、その背景で配偶者への暴力も同時に起きている可能性があることを踏まえ、配偶者暴力相談支援センターなど配偶者の暴力について対応する部署や家庭内の暴力を把握する機会のある警察等との連携を強化することも必要である。児童相談所や市区町村等と警察との相互理解を進めるに当たっては、令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「警察向け「児童福祉」がわかるハンドブック（仮称）」作成に係る調査研究において、「警察官・警察職員のための「児童福祉が分かる」ハンドブック」が作成されているので参考にされたい。

また、保護者や家庭の状況に応じて、フードバンクや子ども食堂とい

った民間の支援事業を活用した支援も引き続き検討していく必要がある。民間の支援事業者を活用する機会の拡大に向けて、民間の支援事業者への啓発を図ることも重要である。加えて、改正法において創設する「こども家庭センター」では、身近な相談機関と連携した支援体制の構築を着実に進めていく必要がある。

イ 一時保護実施・解除時、施設入所・退所時、里親委託・解除時の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施

心中以外の虐待死事例で「こどもの施設等への入所経験」が「あり」の割合は、例年横ばいで推移している。今回の対象事例において、一時保護と解除を繰り返し実施された経験のあるこどもが死亡した事例があった。

一時保護の開始・解除の決定は児童相談所長等の権限行使であることから、その判断に当たっては、児童相談所長等はこどもの最善の利益を考慮しつつ、こどもの意見や意向を勘案してアセスメントし、援助の必要性や支援方針等について総合的かつ適切に判断すべきである。こどもの意見聴取等については、改正法において、児童相談所長等が一時保護等の措置を行う場合には、児童の最善の利益を考慮するとともに、こどもの意見や意向を勘案して措置を行うため、こどもへの意見聴取等を行わなければならないとされており、都道府県等は一時保護ガイドライン等の内容を踏まえた上で、意見聴取等が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない（令和6年4月施行）。

また、一時保護解除、施設退所や里親委託解除に当たっては、一時保護中や施設入所中から要保護児童対策地域協議会等を活用して、児童相談所と当該家庭に支援を行っている関係機関で密に情報共有する必要がある。過去の経過や現在の家族の状態像を踏まえ、今後生じる可能性のあるリスクや課題等も踏まえて継続的にアセスメントを実施し、状況に応じて親子の面会の実施や保護者支援プログラム等の活用を検討すべきである。保護者支援プログラムは多様なレベルの取組があるため、適宜、民間団体などと連携しながら、こどもとその家族に合わせた取組が実施できるよう体制を整備することが求められる。さらに、DVが併存する場合には、DV被害者支援の一環として、地方公共団体において「加害者プログラム」が受けられるよう、実施体制の整備が望まれる。加えて、一時保護解除、施設退所や里親委託解除等を行う際は、こどもの関係機関による見守り体制の構築など、継続的な相談支援体制を整え、こども本人にも伝えて、確実に認識してもらうことが重要である。

なお、家庭復帰後、一定の期間（少なくとも6か月間程度）は児童福

社司指導措置等を受けるなどの条件を保護者が履行しない場合等には、改めて施設入所等の措置を検討する必要があるほか、要保護児童対策地域協議会の関係機関で情報共有する必要がある。特に、家庭復帰後に保護者が児童相談所職員等とこどもの面会を拒否する場合は虐待を疑わせる非常に大きなリスク要因であることを踏まえ、面会拒否には毅然とした対応が必要である。

家庭復帰に向けたアセスメントに関しては、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年3月14日付け雇児総発第0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）において、児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドラインの中で、「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」が示されているので参考にされたい。

また、改正法において親子再統合支援事業を都道府県等が行う事業として制度に位置づけ、親子関係の再構築に資する保護者支援プログラム等を実施することとしており（令和6年4月施行）、地方公共団体は親子再統合支援事業の着実な実施に向けて準備を進める必要がある。

【参考となる通知等】

- 「一時保護ガイドラインについて」（令和4年12月16日子発1216第6号厚生労働省子ども家庭局長通知）
- 子どもの権利擁護に関するワーキングチーム とりまとめ（令和3年5月27日）
- 児童相談所における一時保護の手続き等の在り方に関する検討会 とりまとめ（令和3年4月22日）
- 「措置解除等に伴い家庭復帰した児童の安全確保の徹底について」（平成24年11月1日雇児総発1101第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）
- 「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年3月14日雇児総発0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）

③ 要保護児童対策地域協議会対象ケース等の転居・転園（校）情報を関係機関間で共有する体制の構築と確実な継続支援の実施

今回の対象事例において、転居前に関与していた関係機関が行ったアセスメント内容や対応歴が転居により引き継がれておらず、転居先でこどもを含めた家族の状況を的確に捉えられていなかった事例があった。

これまでの検証報告でも述べてきたとおり、転居は家庭を取り巻く環境の変化や家庭の実態を理解していた支援者による社会的支援が途絶えるため、潜在化していた虐待のリスクが高まる一因となる。そのため、転居す

際には、転居先の地方公共団体の初動に活かされるよう、リスクアセスメントやその根拠となる情報、転居直前の情報だけではなく、こどもの乳幼児期の養育状況や保護者の生育歴も含めた家族の経過や児童相談所はじめ関係機関の支援の経過等、さらには転居により見込まれる変化やその変化により必要となる支援等も含めて、具体的かつ適切なタイミングで転居先の地方公共団体に引き継ぐことが必須である。

なお、正式に転居をしていなくとも、居住実態のある地方公共団体に対して積極的に同様の情報提供を行うことも必要である。

転居元の児童相談所は、引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導及び継続指導を解除しないことを原則とし、転居先の児童相談所は、援助が途切れることがないように、速やかに転居元の児童相談所が行っていた援助方針を継続することが重要である。

さらに、転居先の地方公共団体は、引継ぎ内容だけではなく、新たな生活環境や家族構成、親族、友人等の支援者の状況等を確認し改めてリスク評価を行うことが重要である。

また、家庭環境の変化によりこどもの所属機関が変わった際、所属機関間や関係する地方公共団体から家庭の情報等について十分に共有されず、適切なリスク評価に影響することとなりかねない。地方公共団体においては、少なくとも要保護児童対策地域協議会の対象としている事例など、一定のリスクを有すると評価していた事例について、転居や転園（校）の状況を把握して、必ず情報共有を行い、必要な支援が継続できる仕組みづくりが求められる。

④ 児童相談所及び市区町村職員による多角的・客観的なリスクアセスメントの実施と進行管理

ア 多角的・客観的なアセスメントの実施

今回の対象事例において、家族間の非対等な関係性により、加害者による虐待を他の家族が制御できず、事態の深刻化につながった事例があった。

こどもの健やかな成長には健全な家庭環境が必須である。家族全体の生活実態の把握と家族機能の構造的なアセスメントを行うため、母子保健担当部署やDV対応担当部署等も含めたこどもとその家族を取り巻くすべての関係機関が連携し、多角的かつ客観的な視点で家族全体を捉えることが重要である。また、加害者のみに注目するのではなく、こどもを守る立場の人が家庭や周囲にいるか、こどもを守る行動をとれているかという点についても十分にアセスメントする必要がある。家庭内で児童虐待とDVが同時に起きている場合、児童相談所及び市区町村虐待対

応担当部署はDV対応担当部署と連携して、被害を受けた親がこどもと自らの安全を守る行動がとれるように粘り強く働きかけていくことが必要である。それらの対応に当たっては、児童相談所及び市区町村虐待対応担当部署が正しい知識に基づいて家族全体をアセスメントする力の向上を図ることはもちろん、継続するリスクについてアセスメントする時期及び実施者を明確にしておく必要がある。各関係機関が得た情報やアセスメントをした結果については令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「DV対応と児童虐待対応の連携強化のためのガイドライン」において示されているDV・児童虐待の包括的なスクリーニングや連携に向けた方法も参照しつつ、速やかに共有し、統一した方針に基づいて支援が行われるようにするべきである。

また、アセスメントを実施する際、複数の関係機関が関わっている事例について、各機関が得ている情報や認識を共有することは、事例の多角的かつ客観的なアセスメント、その後の適切な評価・支援方策の立案につながる。したがって、地方公共団体や医療機関、子育て世帯の身近な相談先となり得る民間事業者等とも、要保護児童対策地域協議会を活用し、アセスメント結果を適宜共有することが重要である。特に、保護者に障害や精神疾患等がある場合は、障害（生活・養育への影響）や症状の程度に合わせた対応を必要とするため、主治医を含む医療関係者、障害福祉や母子保健等担当部署の担当者等から意見や助言を得ながら、必要な支援を検討していくことが重要である。ただし、リスクアセスメントを適切に行うための情報収集について、拒否的または攻撃的な保護者やその他の家族等から収集する必要がある場合は、聴取が困難であり担当者の心理的負担が大きくなることがある。その場合は、一定程度の関与が見込まれる関係機関と役割分担を行い、効率的な情報収集に努める必要がある。また、地方公共団体は、対応の過程においてこどもの訴えを適切な方法で聴取し、その訴えと保護者の訴えが異なる場合には、こどもの意見を尊重しリスクの再評価を行う等の対応が求められる。

【参考となる通知等】

- 「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて」（平成29年3月31日付け雇児総発0331第10号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）

イ 関係機関からの情報を活かした組織的な進行管理の実施

本報告において、心中以外の虐待死事例で児童相談所の関与があった16人のうち、定期的なリスクの見直しが行われていない事例は10人であ

った。また、虐待相談以外の種別で相談を受けたことにより虐待に対するリスクアセスメントが実施されず、その後も判断が固定化された事例や要保護児童対策地域協議会が形骸化し、支援方針の見直しや具体的な検討に至らなかった事例もあった。継続事例においては、関係機関等から収集した情報をもとに、常にそれが児童虐待へのリスクにつながっていないかを慎重に判断すべきである。例えば、家族関係や家族構造、家族の健康状態等の変化に関する情報が得られた場合や、加害の状況や親子の関係等に変化が見られない場合等は、事例を再評価し、その結果に基づいたケース管理を組織的に行うことが極めて重要である。

【参考となる通知等】

- 「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」の一部改正について（令和2年3月31日付け子発0331第14号 厚生労働省子ども家庭局長通知）

⑤ 児童相談所及び市区町村の相談体制の強化と職員の資質向上

ア 専門職の配置も含めた相談体制の充実と強化

児童相談所及び市区町村における虐待相談対応件数は、毎年増加の一途にある。

本報告において、死亡事例（心中以外）が発生した地域における児童相談所の当該事例担当職員の1年間（令和3年度）の受け持ち事例数を調査したところ、1人当たり平均約264件であり、そのうち虐待事例として担当している事例数は平均約127件と依然として多く、自らの受け持ち事例の中から潜在化するリスクのアセスメント、的確な判断をすることが困難な状況が見受けられた。

児童相談所及び市区町村の体制強化については、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定、以下「新たな総合強化プラン」という。）に基づき、令和8年度までに児童相談所における児童福祉司等の専門職の増員や、「こども家庭センター」の全国展開を図ることとされているほか、児童福祉司については令和6年度末までに全国で1,060人程度増員することを目標とされており、全国の児童相談所及び市区町村において必要な増員を図るなど新たな総合強化プランに沿った体制強化を着実に進めていくことが求められる。

さらに、リスクとなる兆候や要因に関する見落としを防ぐため、児童相談所の会議等での検討にあたって、弁護士や医師、保健師などの専門職から意見を得られるような体制の整備を図ることが求められる。児童

相談所においては令和4年4月より医師及び保健師が配置とされ、弁護士についても、常時助言・指導の下で円滑に措置決定等を行うため、配置又はそれに準ずる措置がとられている。今後は、これらの専門職の一層の活用により児童相談所における相談体制の充実が求められる。

また、改正法において、妊娠期から子育て期における妊産婦・子育て世帯のより一層の支援に向けて、「こども家庭センター」の創設を行うこととされ、全国的な設置を推進していくこととしている。支援が必要な児童や家庭等に関する情報連携及び支援につなぐため、サポートプランの作成等を通じた一体的なマネジメント体制の構築が求められる。

【参考となる通知】

- 「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の施行について」(令和2年3月31日付け府共第245号・子発0331第2号内閣府男女共同参画局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)

イ 適切な支援につなげるための相談技術の向上

今回の対象事例において、家庭の状況を正しく把握及びアセスメントができておらず死亡に至るなど、「家族の構造的問題の把握」や「十分な情報収集と正確なアセスメント」「多機関連携による支援」といった児童虐待への基本的な対応が不十分と思われる事例や支援を必要とする状況があるにも関わらず、支援を受けることに拒否的な高年齢児との間で相談支援体制を構築することができず、適切な対応ができなかった事例があった。

市区町村においては、住民の身近な相談窓口として、虐待の予防的視点をもった関わりや継続支援が求められる。また、児童相談所においては、専門的な知識・技術を要する支援や広域的な対応が求められる。

適切なアセスメントを行うためには、例えば養育能力の低さや経済状態、保護者（保護者間の関係も含む）やその他の家族との関係性といった虐待の発生に影響しうる要因など、児童虐待対応で留意すべき点を念頭において正しく家族全体の状況を把握し、こどもの安全を守るための正確な周辺情報を収集する必要がある。また、援助希求行動がない家庭の場合、保護者から問題や困りごとの相談がない場合でも、それを表明しづらい何らかの事情などが潜んでいる可能性について慎重に見極める必要がある。そのため、こどもや保護者との面接機会が多い児童相談所や市区町村虐待対応担当部署の職員は、児童虐待で対応すべき基本的事項の実施や長期にわたって支援している場合にアセスメントが適切であ

るか改めて点検を行うとともに、都道府県及び児童相談所における死亡事例等の検証結果等の共有や研修の実施等により、相談技術の向上に努めていただきたい。加えて、保護者の状況により、児童相談所や市区町村虐待対応担当部署だけではなく、母子保健担当部署や精神保健担当部署、その他生活保護などの福祉部門の職員が、保護者と定期的に面会などを行っている場合がある。このような場合は、児童虐待対応を専門としていない部署の職員が有する情報をもとに、必要な支援につなげられるよう家族の変化が虐待のリスクを高める要因となり得ること等について、関係部署の職員による理解の促進を図ることが必要である。

支援を受けることに拒否的な家族に対しても、家族のニーズに着目して粘り強く働きかけを行い、信頼関係を築くことが重要である。

【参考となる通知】

- 「児童福祉司及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」（令和4年4月13日付け子発 0413 第5号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

⑥ 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用

ア 検証の積極的な実施

本報告における地方公共団体が行う検証の実施状況については、検証対象を定めている地方公共団体の場合、死亡事例のみに限らず「死亡事例を含む重大事例を対象」としている割合が53.1%を占めている。

また、実際の検証の実施状況を見ると、児童虐待による死亡事例が発生していたが検証していないと答えた地方公共団体は35.7%で、前回よりも微減であった。地方公共団体で検証していない事例について、その理由は、「行政機関が関わった事例ではないため」が61.8%であった。行政機関の関与がなかった事例についても、関係機関が関与できないまま死亡に至った経緯について積極的に実態を把握し、その課題を明らかにすることは、今後の未然防止のために非常に重要なことである。

その中でも、こどもに虐待を行った者の思いを聴くことは、事例の背景を知り、虐待に至った経緯を紐解くことで支援のあり方を見直すきっかけや、有用な対応策の検討につながると考えられる。地方公共団体による検証においては、こどもに虐待を行った者からの聴取も含め、幅広く情報を集めるよう努めるべきである。

また、検証については地方公共団体における事例の検証作業の参考となるよう、その基本的な考え方及び検証の進め方等について通知されて

いる通り、虐待による死亡であると断定できない事例も含めた検証や、転居を繰り返す事例について複数の地方公共団体で相互の協力の下で進めること等とされている。加えて、平成 29 年度厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業「地方公共団体が行う子ども虐待事例の効果的な検証に関する研究（研究代表者：奥山真紀子）」においてまとめられた「子ども虐待重大事例検証の手引き」も公表されている。

【参考となる通知】

- 『『地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について』の一部改正について』（平成 30 年 6 月 13 日付け子家発 0613 第 1 号 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）

イ 検証結果の虐待対応への活用

本報告において、第 17 次検証報告書の都道府県・市区町村の関係部署に対する周知は 9 割近くの地方公共団体が行い、「関係者への研修で使用」は 27.0%であった。また、地方公共団体の検証報告の提言に対する対応については、全ての検証事例において「一部対応している」「全て対応している」となっていた。引き続き、地方公共団体及び国の検証報告について、関係部署間で共有するとともに関係職員の研修等の場で活用することが望ましい。

検証を実施した地方公共団体に関わらず、すべての地方公共団体が検証の結果を虐待により亡くなった子どもたちからのメッセージとして真摯に受け止め、虐待防止の対応に活かすべきである。

なお、本委員会の報告については、こども家庭庁のホームページに掲載している。また、各地方公共団体による検証報告は、子どもの虹情報研修センターのウェブサイト（<http://www.crc-japan.net/>）に掲載されているので、虐待による死亡事例が発生していない地方公共団体においても、主体的に事例をとらえ学ぶ資料として活用することが考えられる。

(2) 国への提言

① 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応

ア 妊娠期から出産後までの切れ目のない支援体制の整備

本報告において心中以外の虐待死事例の年齢別内訳を見ると、0歳児の占める割合が48.0%と最も高く、その中でも生後3か月までの間に死亡している事例は0歳児の虐待死事例のうち66.7%を占めている。0歳児の虐待死事例が多い背景のひとつに「予期しない妊娠／計画していない妊娠」があると考えられ、児童虐待を予防していく上で看過できないリスク要因である。

妊娠期からの切れ目のない支援は、これまでの報告書においても提言がなされてきたところであり、若年期からの孤立防止、妊娠期からの相談支援体制の充実強化は虐待の発生予防には特に重要である。例えば、若年者が妊娠や出産、避妊法に関する相談が気軽にできる仕組みが設けられることで普段からつながりを持つことができ、いざというときに孤立することが防げる可能性が広がると考えられる。さらに、妊娠期から支援が必要な特定妊婦や出産直後から支援が必要な家庭については、医療機関や市区町村ができる限り情報を把握して「こども家庭センター」にも情報提供を行い、要保護児童対策地域協議会を活用するなど密な連携を図ることに加え、民間団体との連携に向けた検討を行うなど妊娠前から幅広い関係機関による一体的な支援体制の構築が求められている。

国においては、妊娠期からの支援に先駆的に取り組む市区町村の好事例等、市区町村にとって参考となる情報を発信するとともに、要保護児童対策地域協議会等の関係機関や民間の支援事業等とも連携し、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」等の困難を抱えた妊婦に対する相談支援の一層の充実や若年層の生活圏を意識した多角的なアウトリーチ型支援等の体制構築を推進することが必要である。

法改正により、「こども家庭センター」の設置に努め、全国的に展開することとしている。加えて、家庭生活に支障が生じた妊産婦に安心して生活できる居住の場を提供し、日常生活の支援や養育に関する相談や助言、関係機関との連絡調整を行う妊産婦等生活援助事業も創設された（令和6年4月施行）。「こども家庭センター」においては、母子保健及び児童福祉に関する相談支援を一体的に行うとともに、支援を要する妊産婦等へのサポートプランを作成した上で家庭支援事業や母子保健に関する支援の提供を一体的にマネジメントしていくことが求められている。また、「こども家庭センター」は要保護児童対策地域協議会の事務局になるとともに、改正法により創設する地域子育て相談機関等とも連携し、

支援が必要な子どもや家庭の状況把握の機会を増やすことが求められる。施行に向けて、国においては地方公共団体が実効性のある相談機能を發揮できる機関となるよう制度の詳細について検討が求められるが、まずは、現行の制度において若年妊婦等支援事業や産前・産後母子支援事業の実施を促進し、妊娠中から出産後まで、母子の状況に合わせて連続性のある支援が行われるよう推進することが重要である。

また、支援を必要とする妊婦で、子どもを養育することが困難な場合には、里親や乳児院等の活用、養子縁組制度など社会的な養育についての相談の機会があることも周知する必要がある。国においてはこのような制度があることや、妊娠に困難を抱えた際の相談先等に対するより一層の周知に取り組むとともに、妊娠や避妊といった性に関する正確な知識等について、障害児を含むすべての子どもに対し学校における発達段階に応じた性に関する教育が行われるようにしていくべきである。また、男女を問わずあらゆる世代や関係者に対して妊娠、出産や避妊等の性に関する医学的・科学的に正確な知識の情報提供等が多角的になされるよう、取組を一層推進していくことが重要である。特に、障害者など性や妊娠・出産等について知る機会がなかった可能性がある者に対して、その障害の程度や妊娠に関する理解度、意向等に合わせて、適切な情報提供や支援の方法を検討し、効果的な支援を進めていく必要がある。国においては、性や妊娠・出産などに関する適切な情報提供のあり方等について子ども家庭庁や厚生労働省、文部科学省などの関係省庁間に加え、関係部局間でも幅広く連携していく必要がある。母子保健担当部署や虐待対応担当部署職員から、妊娠期に起こる体の変化等に支援者が気付くためのポイントや、心中以外の虐待死事例のうち0日・0か月児が多くを占めることなどの情報について障害福祉担当部署担当者へ共有していくなど、障害者を含めた予期しない妊娠の予防及び相談の体制の構築を図り、関係省庁や関係部局が一体となり具体的な対応策を検討していくことが求められる。

イ 精神疾患のある保護者等への相談・支援体制の強化

虐待死事例の中には、保護者に精神疾患のある事例が例年一定数含まれており、保護者（実母）の心理的・精神的問題等の精神疾患（医師の診断によるもの）について、第5次から第19次報告までの累計をみると、心中以外の虐待死事例では10.3%、心中による虐待死事例では24.3%となっている。また、保護者の支援者の有無について、第5次から第19次報告までの累計をみると、心中以外の虐待死事例、心中による虐待死事

例ともに、精神疾患ありの実母の9割以上（不明を除く）が、「支援者あり」となっている（精神疾患なしでは心中以外の虐待死事例は79.1%、心中による虐待死事例は97.5%（いずれも不明を除く））。

こどもの最善の利益を保障するために、精神疾患のある保護者に対して適切な支援が行われるよう、国は、地方公共団体に対して、精神保健の観点から精神保健福祉士等の専門職を活用しつつ、保健・医療・福祉のより一層の連携強化を推進することが必要である。

ウ 虐待の早期発見及び早期対応のための対応の充実

児童相談所における虐待相談の対応件数は毎年増加しており、相談対応件数は令和2年度（205,044件）から令和3年度（207,660件）にかけて2,616件増加している。その内訳として、心理的虐待の増加が3,390件と最も大きい。令和3年度の経路別件数をみると、警察等からの相談件数が103,104件で49.7%を占めており、次いで近隣・知人が28,075件で13.5%と続いている*。

また、本報告における心中以外の虐待死事例で、死亡に至った事案の発生以前に虐待通告がなかったもの（日齢0日児の死亡事例も含む。）は、50人中31人（62.0%）であった。身近にある地域での気づきが、こどもやその保護者を救うきっかけとなることや、民間の支援事業等も活用した地域としての声かけや見守りが充実し、早期に必要な専門的支援につながることが虐待の重篤化を防ぐことにつながることを周知する必要がある。国は、引き続き、児童相談所虐待対応ダイヤル189（いちはやく）の周知啓発や民間支援事業者の活用促進を進めるなど、広く一般からの通告や相談しやすい体制の整備に取り組むことが重要である。

また、今回の対象事例において、乳幼児健診等の未受診や、訪問時にこどもに直接会えなかった状況があり、結果としてこどもが死亡に至った事例があった。国は、地方公共団体における乳幼児健診等の未受診者は言うまでもなく、未就園や不就学等で福祉サービスを利用していないなど関係機関で生活状況を確認できていないこどもについてはより虐待のリスクが高い事例として速やかに目視による状況確認など適切な対応が行われるよう、参考となる取組等を周知していくことが求められる。

本報告における心中以外の虐待死事例の加害の動機では「しつけのつもり」が2例報告された。令和元年改正法において、親権者は児童のしつけに際して、体罰をしてはならないことを規定した。また、令和4年民法等の一部改正法により、民法における懲戒権に関する規定が削除されるとともに、「親権を行う者は、前条の規定による監護及び教育をする

※出典：令和3年度厚生労働省福祉行政報告例

に当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。」と規定した民法第 821 条が新設され、児童福祉法及び児童虐待防止法においても、これを踏まえた所要の改正がされた。引き続き、こどもに対する体罰は、こどもの精神や発達に様々な悪影響を及ぼし、いかなる理由でも認められないことについて周知を図るとともに、体罰等によらない、こどもの発達段階に応じた子育ての推進に取り組むことが重要である。

② 虐待対応における児童相談所と市区町村やその他の機関との連携強化の推進

平成 16 年の児童虐待防止法等の改正により、地域における児童虐待対応は基本的に児童相談所と市区町村の二層構造で行うこととなり、平成 28 年の児童福祉法等の改正で、市区町村は基礎的な地方公共団体として、児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援等に係る業務を行うこととされた。

都道府県は、引き続き市区町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、専門的な知識及び技術並びに各市区町村の区域を超えた広域的な対応が必要な児童の福祉に関する業務を適切に行うこととされている。児童相談所と市区町村が相互の役割や機能を理解した上で、切れ目なく援助又は支援を行うこと等を目的として、国において児童相談所と市区町村の共通のリスクアセスメントツールを作成し、活用を図っている。児童虐待防止に関する協働機関として互いの情報を共有し、時に危機感に乖離が生じている場合は、より危機感を強く抱いている機関の意見を基に再度アセスメントし、丁寧に意見をすり合わせていくことが必要である。そのためにも、国は、都道府県による市区町村等の支援状況や都道府県と市区町村等の連携方策、その実態などを把握し、各機関が相互理解を深めながら同一の支援方針に基づいて確実に役割を遂行できる体制の整備を促進することが求められる。

また、当該家庭に支援等の関与がある場合に、設置主体が異なる関係機関では連携が難しいことが考えられる。国は地方公共団体間や設置主体によらず、関係機関間における密な連携体制の構築を図り、児童虐待対応が多様な関係機関によって支援が途切れることなく包括的に行われるよう推進することが求められる。特に、市区町村障害福祉担当部署等が障害のある妊婦の存在を把握した際などは、母子保健担当部署及び市区町村虐待対応担当部署への情報提供をする必要性が高い。加えて、情報提供を受けた

関係部署においては、適切な対応に向け、まずは経験値のある児童相談所に事例の共有及び対応方針に関する相談について検討、妊婦への説明内容等必要な対応について事前に協議しておくなど、迅速な対応を可能とする体制の整備が求められる。国は、障害がある者に対する性や妊娠・出産等に関する情報提供のあり方をはじめ、障害がある者本人の意思を尊重した支援のあり方やそのための体制構築について、こども家庭庁における児童福祉分野及び厚生労働省における障害福祉分野の連携に加え、文部科学省等とも連携して具体的に検討していくべきである。

③ 児童相談所・市区町村職員の人員体制強化及び専門性の確保と資質の向上

虐待相談対応件数は毎年増加している一方で、児童虐待への相談対応は、リスクや緊急性等の総合的な判断かつ迅速さが必要とされるため、その職員には高度な専門性が求められる。

児童相談所においては、平成 28 年度の児童福祉法等の改正や「新たな総合強化プラン」で示された専門職等の人員配置が求められ、児童福祉司については令和 6 年度末までに全国で 1,060 人程度増員、児童心理司については令和 8 年度末までに全国で 950 人程度増員することを目標としている。さらに、児童福祉司の職務遂行能力の向上等を図るため、他の児童福祉司の指導・教育を行う S V も令和 6 年度末までに全国で 250 人程度増員することを目標としている。今後は、S V を含めない児童福祉司数を基に、虐待相談以外の相談も含めた受け持ち事例数が地区担当職員 1 人あたり約 40 件相当以下となるよう整備を行い、S V がスーパービジョンに専念できる体制を整えることが求められる。また、令和元年度改正法により、児童相談所において常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に措置決定等を行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとともに、医師及び保健師を配置するものとされ、令和 4 年 4 月に施行されている。引き続き国は、地方公共団体において必要な人員体制やその専門性が確保されるよう、児童相談所の医師や保健師、弁護士等の専門職の活用状況やよりよい活用例について情報を収集及び周知や研修等の支援を行うとともに、児童福祉司等のソーシャルワークを担う人材の資質向上の推進に一層努める必要がある。

④ 要保護児童対策地域協議会の効果的運用の推進と体制整備

地方公共団体は、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体等により構成される要保護児童対策地域協議会を設置するよう努めることとなっている。しか

し、今回の対象事例が発生した地方公共団体では、死亡事例発生地域における要保護児童対策地域協議会について、心中以外の虐待死事例で「ほとんど活用していない」「あまり活用していない」は6.1%という結果であった。

加えて、対象事例の約7割が要保護児童対策地域協議会において検討がされておらず、関係機関の役割分担や支援方針等について関係機関間で十分な議論がなされていたとは言えない状況であった。

これまでも要保護児童対策地域協議会の効果的な運用について指摘してきたが、今回の対象事例において要保護児童対策地域協議会が形骸化し支援方針の見直しや具体的な検討には至らなかった事例があった。虐待のリスクを把握した際は、速やかに要保護児童対策地域協議会の対象事例とすることは勿論、その後も児童相談所も含めた関係機関で情報共有と支援・介入の見立てを行える体制の整備が必要である。国は、地方公共団体において要保護児童対策地域協議会の効果的な運用が行えるよう、より一層の取組の充実に向けて支援することが求められる。

今後は改正法により設置が進められることとなった「こども家庭センター」が、要保護児童対策地域協議会の調整機関となり、要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援を行うにあたり、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、関係機関等との連絡調整を担っていくことが望まれる。国においては、「こども家庭センター」の設置促進策を検討し、要保護児童対策地域協議会を含めた市区町村における支援体制の一層の充実を図ることが求められる。

⑤ 一時保護解除後の支援体制の整備

今回の対象事例において、一時保護後の家庭復帰する際の情報収集やアセスメントや評価が不十分と思われる事例があった。

このような事例の再発を防ぐためには、こどもが一時保護されている間も、家庭復帰に向けては要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議等を活用し、一時点における表面的なこどもの状態像や家族構成だけでなく、過去の経過と現在の家族の状態像を含めてその適否を児童相談所が関係機関とともに検討することや、家庭復帰後の支援体制について関係機関と協議し、役割分担や緊急時の対応等の確認を行い、各機関がそれらの決定事項を確実に遂行すること、加えて、当該家庭に対する地方公共団体や民間団体など様々な支援者が情報を共有し、家族全体を総合的にアセスメントすることが必要である。

国においては、家庭復帰の適否を判断するためのチェックリストの活用

等により客観的に状況把握した上で判断し、保護者を支援するため具体的な計画を作成すること、一時保護解除後を見越した継続支援や、親子関係の再構築における保護者支援プログラム等の活用について、引き続き、地方公共団体の取組を促す必要がある。改正法においても、都道府県は親子再統合支援事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならないこととされており、施行に向けてより一層の親子関係の再構築支援の体制を整備することが求められる。

⑥ 地域をまたがる（転居）事例への適切な対応の推進

今回の対象事例において、過去に関与していた関係機関が積み重ねてきたアセスメントの経過が転居先の関係機関に適切に引き継がれておらず、子どもを含めた家族の抱える課題や問題を適切に認識できていなかった事例があった。特に保護者の行動や生育歴などの情報は、児童相談所や市区町村の担当部署全体で十分に把握し、保護者の心中企図・自傷行為・自殺未遂といった、今後のリスクとなり得る情報があった場合、移管元の児童相談所に確認する、医療機関へ意見聴取するなど、リスクを適切に把握し評価することが必要である。移管元が詳細な情報を把握していない新たな家族（同居人等）については、当該者に直接聴取を行い、生育歴、子どもの養育に対する考え方等を確認し、リスクを再評価することが必要である。国は、地方公共団体に対して、転居は家族に変化が生じるきっかけとなり、転居によるリスクの変化については慎重に判断する必要があることを、引き続き周知すべきである。加えて、転居前後の居住地の関係機関間において、過去の支援歴等の情報について適切かつ円滑に共有するなどの密な連携が不可欠であることから、引き続き、切れ目ない支援を行う必要性について周知徹底を図るべきである。

転居前の地方公共団体は、これまでのアセスメント等に関する情報を転居後の地方公共団体へ確実に引き継ぐことが必要である。国においては、転居等における事例移管時の情報共有がスムーズに行われるよう、地方公共団体が活用する要保護児童等に関する情報共有システムを構築し、令和3年度より地方公共団体において各運用が開始されたところであるが、引き続き、市区町村による運用開始に向けた支援を行うとともに、地方公共団体間における情報共有システムの一層の活用に向けた取組が求められる。

⑦ 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進

児童虐待防止法第4条第5項には、国及び地方公共団体の責務等として重大な虐待事例に関する検証の実施が定められている。国が行う検証は、虐待死事例の背景や関係機関の関与状況等に関する地方公共団体からの報告を基に実施されることになっている。国においては、各地方公共団体からの報告がより一層積極的かつ円滑に行われるよう「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成30年6月13日子家発0613第1号）を通知しているところ、当事者である地方公共団体による有効な検証の実施に向けて、地方公共団体が検証を実施する際に関係機関からの情報を収集しやすくなるよう、必要な対応について検討すべきである。

本委員会では虐待死事例等の検証から抽出された対応等の留意点について「第1次から第19次報告を踏まえてこども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきリスク」を示すとともに、本報告において、参考データとして第1次から本報告までの「課題と提言」の一覧も掲載している。

過去の検証結果からの学びを活かすことが類似の事例の再発防止につながる。地方公共団体が実施する研修等において検証報告書が一層活用されるよう、死亡事例検証結果を用いた研修方法の調査研究結果等について周知に努めるとともに、死亡事例等重大事例が発生した際、検証に向けて地方公共団体が把握する情報の精度を高めるための支援策について検討すべきである。

また、第13次報告から、疑義事例について地方公共団体に報告を求めることとしており、同通知において疑義事例についても検証を行うよう言及している。疑義事例は、第14次報告以降は約20人程度で、第17次報告では41人と大きく増加したものの、第18次報告では15人、本報告では21人と減少している。疑義事例の報告件数の増減については、本専門委員会においてより細やかな情報収集によって対象事例が確定できたこと、また、各地方公共団体において対象事例に該当するかを適切に判断されたこと等が影響した可能性も考えられるが、引き続き、その動向に注視し、適宜、動向の要因の分析なども行っていくことが必要である。

⑧ こども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討

今回の対象事例においても、こどもから得られた情報が、アセスメントや支援方針に十分に活かされていないと考えられる事例があった。こどもから得られる情報が支援の契機になることもある。しかし、こども

からの情報や意見等はこどもの年齢、発達の状況等に応じて、一人では意見や意向を形成し、言葉にして表明することが困難であることも多い。改正法において、児童相談所等が入所措置や一時保護等の決定の際にこどもの意見や意向を勘案して措置等を行うため、意見聴取等を行うことを義務付けるとともに、意見表明等支援員が先述の措置等や処遇についてこどもの意見や意向を把握し、関係機関との連絡調整等の必要な支援を行うこととされた（令和6年4月施行）。国においては、今後、さらにこどもの意見や意向を踏まえた対応が可能となるよう、自治体で実施してきているこどもの権利擁護体制強化事業の取組も踏まえながら、地方公共団体における体制の整備への支援や取組例の周知などの具体的な取組に関する技術的な助言をしていくことが必要である。

過去の報告において言及された課題と提言については、引き続き対応する必要があり、特に、本報告でも改めて言及がある内容については今までの対応状況を振り返り、一層積極的な取組が望まれる。

3 現地調査（ヒアリング調査）の結果について

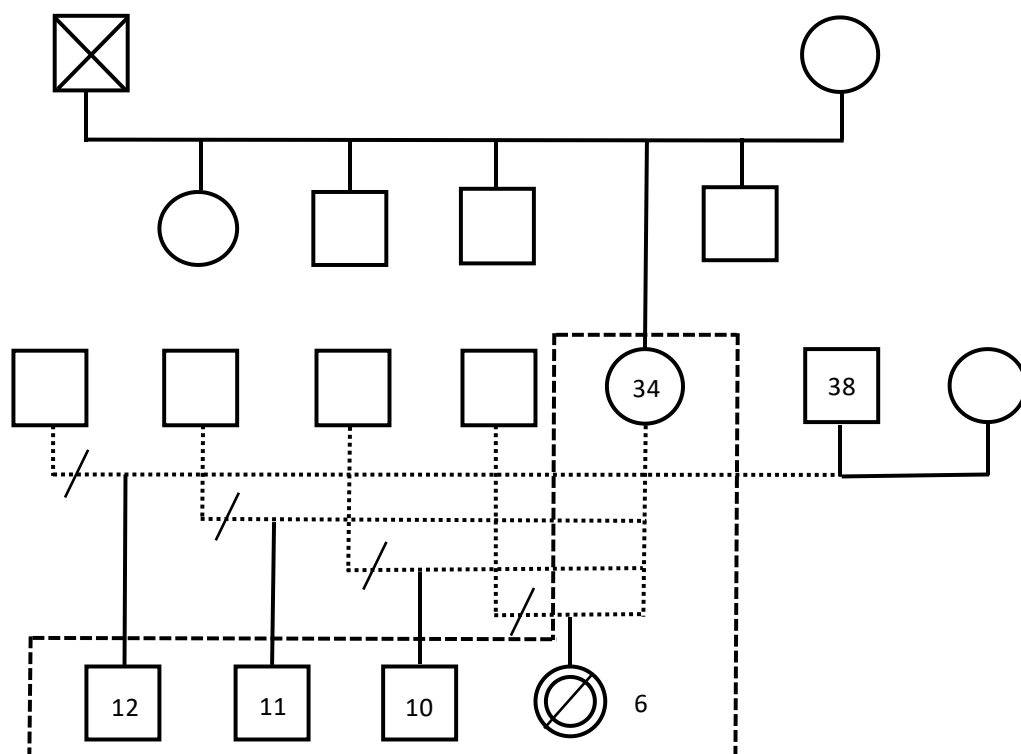
(1) 死亡事例

本委員会では、検証対象事例の中でも特徴的、かつ、特に重大であると考えられる死亡事例について、都道府県、市区町村及びその関係機関等を対象に、事例発生当時の状況や対応等の詳細に関してヒアリング調査を行った。

各事例のヒアリング調査を通して把握された問題点やそれぞれの対応策について、本委員会においてとりまとめた。なお、本報告では、各事例について関係機関ごとに問題点や対応策をまとめているが、各課題や対応策を参照し互いの役割等の理解を深めることで、関係機関間の連携の質の向上に役立てていただきたい。

① 数回の虐待通告歴、一時保護歴があった家庭で、実母とその交際相手の暴行により死亡した事例

ア 概要



- ・実母は、すべて父親が異なる非嫡出子4人を出産している。
- ・実母とこども4人は、本事案発生の3年前に転入してきた。
- ・転入時より、生活保護を受給していた。
- ・実母、本児、きょうだい児は医療機関に通院していたが、次第に受診しなくなり、受診を中断していた。
- ・転入後、本事案発生までに計5回の虐待通告があった。
- ・本事案発生の約2年半前、家の片付けや必要な行政手続きができていない等、実母の養育状況に不安があると市区町村虐待対応担当部署へ最初の虐待通告があり、その10日後、本児及びきょうだい児は要保護児童対策地域協議会に登録された。
- ・最初の虐待通告から1か月後、実母の交際相手から本児への暴力が疑われるという内容で児童相談所が虐待通告を受け、児童相談所、市区町村虐待対応担当部署は面接を行い本児の痣を確認した。実母は、痣について「どこかにぶつけた」と話し、交際相手の存在について発言は無かった。
- ・本事案発生の1年前、実母と交際相手が本児を裸の状態のまま墓地に立たせて叱責していたことを受け、児童相談所が本児を一時保護した。
- ・本児の一時保護中、日常的な暴力は認められなかったことや、実母と交際相手から反省の弁があったこと、家庭訪問や面接の受入の同意も得られたこと等から、約2週間後に家庭引取りとした。
- ・一時保護の実施後、交際相手は「知人として子育てを手伝っている、しつけとしてこれまでも墓地に連れて行ったことがある」と話しており、実母も「本児に叱られたことを理解してもらおうための行動だった」と話していた。
- ・本事案発生の半年前、本児及び家族は同じ自治体内で転居したが、実母の拒否により転居先の市区町村虐待対応担当部署の担当者への引き継ぎのための同行訪問はできなかった。
- ・転居後は、所属機関による見守り、児童相談所による家庭訪問等が行われていた。
- ・本事案発生直前の長期休暇中、本児及びきょうだい児へ1日中食事が与えられなかった日が数日あり、長期休暇後にはきょうだい児の体重減少が認められた。
- ・実母自身も社会的養護の経験者であった。

イ 家族全体の生活実態の把握と家族機能の構造的なアセスメントの実施

【児童相談所、市区町村虐待対応担当部署】

(ア) 事実

- ・実母は、すべて父親が異なる非嫡出子4人を出産している。
- ・家に入出入りする交際相手から本児が叩かれているという通告があったが、通告元を秘匿する必要があることから、事実確認や交際相手へのアプローチができないまま事態が経過した。
- ・市区町村虐待対応担当部署が実母と面談した際、交際相手の存在に対する質問に対し、実母は否定して怒った。
- ・交際相手が家に入出入りするようになってから、実母は支援者を拒むようになった。
- ・市区町村母子保健担当部署は転入前の自治体から本家庭の医療・障害者手帳に関する情報を得ていたが、家族全体の生活実態に関する情報は、どの関係機関も得ていなかった。
- ・本児を含むきょうだい児全員に、神経発達症（発達障害）の傾向があった。
- ・実母及び本児を含めたきょうだい児は医療機関に通院していたが、次第に受診しなくなり、受診を中断していた。

(イ) 問題点

- ・実母の幼少期からの家族関係や生活環境の変化などの生育歴を踏まえると、実母は養育者との愛着関係の欠如に起因した愛情を求める気持ちが強かった可能性がある。そのような実母にとって、交際相手は愛情を満たす存在だったかもしれず、実母が交際相手から見捨てられるという不安を感じていた場合、交際相手によるこどもや実母自身への暴力があったとしても、交際相手からこどもと実母自身を守る行動をとることを難しくしていたと推測される。その場合、支援機関からの意見や助言は実母に理解されず、むしろ実母自身を非難しているように捉え、支援者を遠ざけた可能性がある。
- ・実母に対する注意喚起が繰り返されていたが、これほど長い期間同じ状態が続いていることを踏まえれば、注意で改善されることはないと思えるべきであった。実母のニーズに注目しない、身体的虐待に対する指導的な関わりは、不適切な養育をしている危険な母親と評価されたと実母に感じさせ、支援者を拒み、転居を通じて地域の支援を断ち切り、交際相手との関係に対する依存度を高め、より一層孤立することになり虐待が潜在化しやすくなった。
- ・実母の生きづらさ、実母と交際相手の関係性、依存度についてのアセスメントが不十分であり、実母にとっての交際相手の存在の意味等についての

理解が十分にできていなかった。

- ・児童相談所や市区町村虐待対応担当部署は交際相手の存在に重きを置き、実母の養育能力の限界によるネグレクト状態にあることや、こどもが守られていない状態にあったことが軽視された。
- ・実母がこどもを守り安全を確保できていないことは明らかであり、交際相手が暴力に及んだ際も積極的に止める様子や悩んで苦悩している様子もなく、極めて危険な状態であったと言わざると得ない。
- ・ネグレクトと判断したが積極的な養育支援は行われていなかった。実母は養育困難感を感じており、交際相手の叱責によりこどもたちをコントロールしようとしていた。
- ・交際相手の養育への関与状況が把握できていなかったこと、通告元を秘匿する必要があることから、児童相談所は十分な調査及び評価ができず、リスクの判断が遅れた。
- ・関係機関は、虐待の重症度はアセスメントしていたが、家族力動の中での課題、家族が有するニーズについての評価は積極的に実施しておらず、転居前の支援機関の関わりとそのアセスメント内容、本児を含めたきょうだい児全員の成長曲線、家族全体の生活状況等、アセスメントのための情報全般が不足していた。
- ・本児やきょうだい児の特性が、生来的な特徴によるものか、ネグレクト状態により生じたアタッチメント形成の問題に起因して生じた発達上の問題かについて幼少期の情報を把握の上で判断すべきであったが、行われていなかった。
- ・実母及びこども達の医療機関受診状況が不安定であることによる影響について、十分に評価できていなかった。

(ウ) 対応策

本事例のように交際相手が出入りしている場合、交際相手から不適切な関わりによってこどもに何らかの影響が与えられることを想定する必要がある。「交際相手にこどもがたたかれた」という事実に対して、非常に危険であるという感覚を持つべきである。

さらに、実母の生育歴、出産歴に特異性がある場合は特に、その背景を踏まえ、当該家庭の歴史を読みとろうとすることが必要である。その時点で表出している家族の状態像だけではなく、その状態に至った背景や実母が置かれている状況を理解し、これまでの子育ての歴史や大事にしてきたことや今できていることに注目して労い、こどもの未来に焦点を合わせた対話をすることで、実母のエンパワーメントに繋がられる可能性がある。特に市区町村

虐待対応担当部署は、児童相談所と役割分担を行い、家族の思いに寄り添いながら関わるのが重要である。このように、交際相手等を含む虐待の加害者に対する注意指導をすることに偏った虐待対応を見直し、虐待通告をきっかけに家族のニーズのアセスメントを適切に行い、対応について地域内で協議する文化の醸成が求められる。

また、家族のアセスメントの際には、加害者の攻撃性だけを評価するのではなく、こどもを守る立場の人の有無や、守る立場の人が守ろうとしているか否かをアセスメントし、守れる立場にある人が家庭や周囲にいないということはリスクが高いということを認識することが非常に重要である。

加えて、こどもの愛着形成は3歳までの養育が大きな影響を与えるとされていることから、こどもの情報については特に3歳までの情報を丁寧に収集することを心がけるべきである。また、これまでの死亡事例においても転居はリスクとして留意すべきポイントとして指摘されているが、前居住地から事例の引継ぎや情報提供が無い場合においても、必要に応じて積極的に前居住地での状況の把握のため情報収集をすべきである。

ウ 状況の変化に応じたリスクアセスメントの実施

【児童相談所、市区町村虐待対応担当部署】

(ア) 事実

- ・虐待種別を「ネグレクト（保護者以外からの身体的虐待）、支援レベル2」とした後、本児の保育園の登園状況が安定していることから、事案発生までの間に虐待種別やレベルを変更することはなかった。
- ・要保護児童対策地域協議会の実務者会議は定期的に行われていたが、本事例は多くのケースの1つとして取り扱われ、リスクが高いケースの抽出や方針の見直し、検討ができていなかった。
- ・本児の痣、転居に伴う家庭訪問の拒否、食事を与えられていないという情報に加え、長期休暇後の体重減少等のリスクサインがあり、さらには一時保護も必要とした状況があったが、多機関によるケースカンファレンスは開催されず、地域全体での情報共有やアセスメントのための機会がなかった。
- ・実母は、市区町村虐待対応担当部署の調査のための訪問に不満を漏らしつつも受け入れを拒んではいなかったが、本児の保育園の登園状況が安定していることを理由に、市区町村虐待対応担当部署は積極的な介入をしていなかった。

(イ) 問題点

- ・墓地で本児を裸にして叱責していたという虐待行為による身柄付通告及び

一時保護があったが、虐待種別やレベルの変更をしておらず、支援方針を変更する契機を適切に捉えられていなかった。

- ・墓地で裸にして叱責するという行為は極めて異様であり、このような異様な事態が起きた場合は何らかのリスクを疑うべきであった。
- ・一時保護時等の重要な場面での個別ケース検討会議が開かれておらず、地域全体での情報共有及びアセスメントのための機会がなかった。
- ・要保護児童対策地域協議会実務者会議が形骸化し、支援方針の見直し、検討ができていなかった。
- ・多機関によるケースカンファレンスが行われなかった背景には、「ネグレクト 要支援レベル2」という判断の固定化、「最悪の結果には至らないだろう」と考えてしまう組織の力動が働き、ケースが潜在化してしまった可能性がある。
- ・リスク判断の要となる児童相談所の「ネグレクト 要支援レベル2」という判断が市区町村虐待対応担当部署の動きを消極的なものにした可能性がある。

(ウ) 対応策

児童相談所や市区町村虐待対応担当部署がリスクを適切に判断するためには、虐待通告等があった際、必要に応じて関係機関とのカンファレンスを実施することが有効である。具体的には、関係機関による判断の固定化に疑いを持てるよう、固定された関係者のみで検討するのではなく、組織内や組織間で互いにチェック機能を持つよう意識すること、他職種や外部専門家の複数の視点により多面的な検討が可能となる。

また、支援・介入経験を通して得られる直感的推論は、リスクアセスメントと合わせて検討することが必要である。本事例のように、担当児童福祉司の経験年数が少なく、経験値を踏まえたリスクの察知につながりにくい場合は、S V、他の児童福祉司や他職種等の複数の視点が入る仕組みをつくることが重要である。

さらに本事例は、一時保護後の継続指導中である長期休暇後に体重減少を確認しているが、その際、体重減少の程度や家庭内の食事の状況等について児童相談所の医療職種等に確認し、より正確に家庭の状況の変化を推察の上、指導、再保護の検討をすべきであった。特に、一時保護後の家族への介入は、より高い強制力での対応がしやすいため、関係機関との役割分担をしながら、必要であれば躊躇なく介入を行うことが求められる。

エ 一時保護開始・解除時の総合的なアセスメント、丁寧な調整、継続支援の実施

【児童相談所】

(ア) 事実

- ・一時保護時点で、交際相手から実母へのDVの可能性があること、実母が交際相手の暴力を利用した養育をしている状況は確認できていたが、警察からの身柄付通告時に本児のみを一時保護とした。
- ・一時保護実施後の家庭引取り時、関係機関による支援体制を十分に構築しないままに、実母と交際相手に対する面接の継続、実母への注意喚起を行い、家庭引取り、措置によらない継続指導とした。その後、交際相手との面接は行われなかった。

(イ) 問題点

- ・きょうだい児全員を一時保護することで、交際相手の状況も含めた詳細な家庭状況の情報が得られ、その後のアセスメントに活かせる可能性があったが、実施しなかった。
- ・親子分離について、実母と距離をとり良好な母子関係をつくるための支援の一環であると捉えられていなかった。
- ・家庭復帰にあたり、親族を含めたアセスメント及び支援のためのネットワーク構築をしていなかった。
- ・実母と交際相手との継続的な面接の約束、実母への注意喚起だけでは安全が担保されているとは言えないにもかかわらず、家庭引取り可と判断した。
- ・家庭引取り後、本児が叩かれたという情報は把握されず、虐待の実態が外部から見えにくくなった可能性がある。

(ウ) 対応策

本事例においては、一時保護期間中に家庭環境の十分な調査と要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議を行い、各機関の支援者が感じていた懸念点について共有した上で、地域における支援計画を検討する必要があった。

また、きょうだい児全員の一時保護と連動してDV関連部署とも連携して実母にアプローチすることで、実母と交際相手との関係性の変化によって実母が危機に陥ることのないようにすることができた可能性がある。これらを実施するためには、児童相談所職員が親子分離により家族調整をしながら支援を継続するスキルを獲得するとともに、十分な一時保護所の受入体制の整備が求められる。

そして、家庭引取り時はフォーマル、インフォーマルなネットワークの構

築によりその後の家庭を支援する体制を整えることが重要である。具体的には、こどもたちと継続した関わりの中で、こどもたちが心配していることについて相談できる先の確保、周囲の支援者がすぐに対応できる体制整備があり、これらに向けて努めるべきである。

オ 支援機関の体制の強化

【児童相談所、市区町村虐待対応担当部署】

(ア) 事実

- ・市区町村虐待対応担当部署の担当職員の対応件数は100件以上であった。
- ・児童相談所の担当児童福祉司の経験年数は1年未満であり、対応件数は非行、障害を除いて80件以上であった。
- ・SV自身も、児童福祉司として多くの件数を担当していた。

(イ) 問題点

- ・担当職員の対応件数が非常に多く、その中からリスクが潜むケースを見つけ出し、十分に事例のアセスメントの上で的確な判断をすることは困難な状況であった。特に、本事例のようなネグレクト事例は、重篤度の認識の面で優先度が低くなり、他の多くの事例の中に埋もれてしまう危険性がある。
- ・経験年数1年未満の児童福祉司としては、処理できない程の件数と重篤事例を担当及び対応せざるを得ない状況であった。
- ・経験年数の少ない職員が多く、SV自身が重篤な事例も含め、多くのケース及び重篤な事例を担当せざるを得ず、SVがスーパービジョンに専念できなかった。

(ウ) 対応策

児童相談所等の支援機関の人員体制の見直し、重症度の高い事例以外も丁寧にアセスメントできるような体制とすることが必須である。

したがって、児童相談所の児童福祉司の配置数については、管理職やSVを含めない児童福祉司数を基に、非行ケース等の虐待相談以外の相談も含めた対応件数が地区担当職員1人あたり約40ケース相当以下となるよう整備していくことが喫緊の課題である。

また、経験年数の少ない職員に対しては、過度の負担とならないようSVによる十分な支援を確保の上で、段階的に対応件数を増やした後に重症ケースの担当にするなど、過度の負担にならないような工夫が求められる。

なお、SVによる十分な支援体制の確保に向けては、児童福祉法施行令第

3条第2項で定められているように、児童福祉司5人に対してSV1人とする²⁴こととし、SVが指導、教育に専念できるような状況を整えることが重要である。

カ 母子保健部署の特性を活かした支援の強化

【市区町村母子保健担当部署】

(ア) 事実

- ・実母の育児負担軽減を目的とし、行政手続の支援、実母やこどもの医療機関受診の同行、こどもの発達相談等、電話連絡や対面により実母のニーズに沿った関わりをしていた。
- ・母子保健部署からの訪問や電話連絡に対し、当初は実母の受入れが良く、実母から電話相談が来ることもあった。
- ・交際相手が家に入出入りするようになってから実母は支援者を拒むようになり、さらに、担当者の変更や本家庭の転居も重なり、実母はより関わりを拒否するようになった。

(イ) 問題点

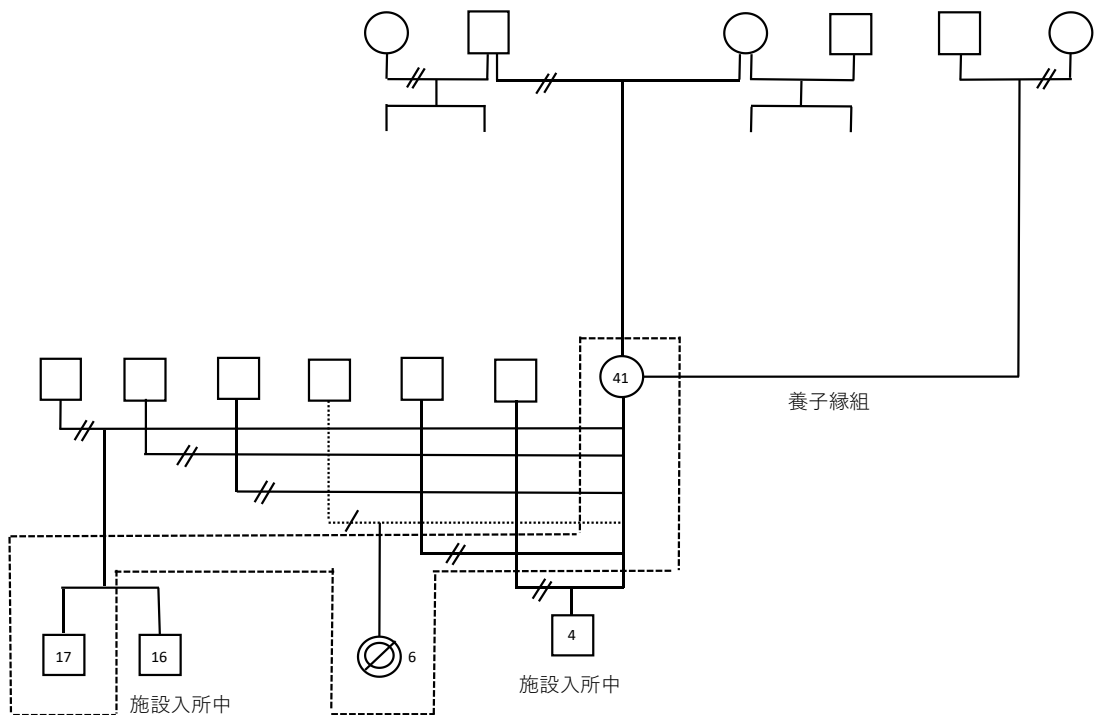
- ・関係機関との連携の中で、母子保健担当部署の役割をどのように位置付けるのか不明確であった。
- ・要保護児童対策地域協議会実務者会議が形骸化し、支援方針の見直し、検討には至らず、重要な場面で個別ケース検討会も開催されなかったため、地域全体での情報共有やアセスメントの機会がなかった。
- ・本児を含めたきょうだい児と実母の医療機関への定期的な受診が出来ておらず、継続的な治療のための支援が出来ていなかった。
- ・医療機関と母子の効果的な関わりとなっているか評価が出来ていなかった。

(ウ) 対応策

母子保健担当部署は、児童相談所や市区町村虐待対応担当部署とは異なる立場からのアプローチが期待された機関である。加えて、適宜、医療機関への情報提供を行うことで支援のネットワークを広げられる可能性があることから、母子保健部署の特性を活かした支援を強化し、より多層的に支援をしていくことが期待される。

② 外出を繰り返す実母に代わり妹の世話をしていた異父兄が、妹に暴行を加えて死亡させた事例

ア 概要



- ・ 本児、異父兄、実母には、それぞれ設置主体の異なる A 児童相談所（実母の居住地、本児及び異父兄の移管先）、B 児童相談所（異父兄の移管元）、C 児童相談所（本児の移管元）が関わっていた。
- ・ 本児、異父兄の移管後は、実母の居住地である A 市虐待対応担当部署も家庭訪問等を行い関わっていた。
- ・ 実母は薬物使用等により複数回の逮捕歴があった。
- ・ 異父兄は、生後 10 か月頃から複数箇所の社会的養護を経験し、高校 1 年時には里親委託措置となった。
- ・ 本児は、生後 2 か月頃から一時保護を経て社会的養護下で生活し、生後 7 か月から措置解除に至るまで家庭復帰を目指した外泊以外で実母と生活したことはなかった。
- ・ 本事案発生時を含め、他のきょうだい児も生活の大部分を社会的養護下で過ごしていた。
- ・ C 児童相談所は、事案発生 of 2 年前から本児の実母宅への家庭復帰を目指

- した外泊を開始し、家庭引取りに向けた準備をしていた。
- ・異父兄は非行行動等により委託していた里親宅での生活が困難であったことや異父兄の意向も踏まえ、B児童相談所が自立に向けて支援していた。
 - ・事案発生の半年前、戸籍情報から実母の連絡先を把握したB児童相談所は実母と連絡を取り始め、実母と異父兄の面会交流を開始した。
 - ・本児の家庭引取りに向けて動いていたC児童相談所は、B児童相談所による異父兄の急な自立支援及び家庭引取りとなる可能性が生じる方針に懸念を示していた。
 - ・事案発生の半年前、異父兄がD市にて就労、生活を開始した。
 - ・事案発生5か月前、B児童相談所は異父兄を措置停止し、異父兄は住み込み就労（家庭引取りでなく自立）となったが、異父兄の仕事の定着や実母宅へ移る見込みは不透明であった。
 - ・C児童相談所は異父兄の住み込み就労先が期日までに確保されなければ本児の措置は継続する方針としたが、事案発生の5か月前、異父兄の住み込み就労が開始されたこと、実母及び継父の希望や本児の意向を踏まえC児童相談所は本児を措置停止、家庭引取りとした。
 - ・事案発生の4か月前、B児童相談所は異父兄の措置を解除しA児童相談所へケース移管を行った。この頃、異父兄は実母宅に頻繁に出入りするようになっていた。
 - ・継父は異父兄が実母宅に出入りするようになってから異父兄や実母と関係不良となり、事案発生3か月前には家に帰って来なくなった。
 - ・事案発生の3か月前、C児童相談所は本児の措置を解除し、A児童相談所へケース移管を行った。
 - ・本児、異父兄のケース移管にあたり、それぞれ設置主体の異なるA児童相談所、B児童相談所、C児童相談所が一堂に会する会議は、日程が合わず開催されなかった。
 - ・本児のケース移管から数日後、実母からA児童相談所に本児の性的発言について相談があり、事実確認及び行動観察のため2週間の予定で一時保護を開始した。
 - ・一時保護の翌日、本児が新型コロナウイルス感染症罹患により入院したため、本児に事実確認及び行動観察できないまま一時保護を解除し、家庭復帰となった。
 - ・本児退院後、再度の一時保護を検討したが、実母の一時保護の必要性に対する認識の低下も踏まえ、一時保護の実施時期は未定となった。
 - ・登校したがる様子の本児の世話をすることに対し、異父兄は実母から高い評価を受けていた。A児童相談所は、異父兄を「面倒見がよく、実母

による養育の支援者」と捉えていた。

- ・実母は経済的に不安定で、異父兄からお金を借りることがあった。
- ・A市虐待対応担当部署や本児の所属する小学校は、実母が夜間不在にする等、不適切な養育状況に危機感を抱いており、早期の一時保護を検討するようA児童相談所に何度か連絡していたが、A児童相談所は長期休暇中に一時保護する方針であると返答していた。
- ・事案発生10日前、深夜に本児と異父兄がコンビニにいたことから、警察からネグレクト（夜間放置）による通告予定であるとA児童相談所に連絡したが、警察が確認した範囲では本児に傷や痣はなかった。
- ・A児童相談所は、ネグレクト（夜間放置）による通告予定であると警察からの連絡を受けた後も、長期休暇中に一時保護を実施する方針を変えなかった。
- ・事案発生5日前、家庭訪問したA市虐待対応担当部署の職員は、部屋の奥にいる本児の姿を玄関先から遠目に確認した。

イ 措置開始・解除時の総合的なアセスメント、丁寧な調整、継続支援の実施

【A児童相談所、B児童相談所、C児童相談所】

(ア) 事実

- ・関係機関は、実母の過去の薬物使用歴について把握していたが、精神疾患の有無に関する詳細な情報は医療機関に照会したが回答が得られず把握できなかった。
- ・B児童相談所は、異父兄について心理アセスメントを実施していたが、社会的養護下にあった乳幼児期の異父兄と家庭状況に関する情報を入手せずに支援を進めていた。
- ・B児童相談所は、異父兄に非行等の問題があることは認識していたが、対人面で攻撃性についての問題はないと判断していた。
- ・異父兄と実母の交流開始から里親委託措置解除までの期間は約2か月であった。
- ・異父兄が短期間の親子交流で里親委託措置解除になることを懸念する自治体もあったが、里親宅に戻せない状況であったため、B児童相談所は措置停止を決定した。
- ・B児童相談所は、異父兄のケース移管及び措置解除にあたって、実母、A児童相談所との合同面接を実施したが、異父兄を含めたA児童相談所との合同面接は実施していなかった。異父兄には就労や生活の面で自立の方針を提示し、困り事の有無を確認していたが、異父兄は支援に前向きではなく、自らニーズを表出することはなかった。

- ・ C児童相談所は、本児の措置停止期間中の家庭訪問時に、継父が暫く家に帰ってきていないこと、異父兄が一時的に同居していること、本児が数日間登校できていないこと等を把握したが、その後の援助方針会議により本児の措置解除を決定した。
- ・ C児童相談所は、本児のケース移管時にA児童相談所に引き継いだリスクとして、実母が起きられず本児が登校しなくなる可能性があること、実母が精神的に不安定になり連絡がつきにくくなること、突然転居してしまう可能性があることを挙げていた。
- ・ 異父兄が実母宅に出入りし始めた後に継父が家を出て行った結果、養育経験がほとんどない実母と、最近まで互いの存在も知らなかった本児と異父兄が同居するという母子家庭となり、いずれの支援機関も想定していなかった家族構成になっていた。

(イ) 問題点

- ・ B児童相談所は、過去に関与していた異父兄の支援機関の記録や対応歴や各機関が積み重ねてきたアセスメント内容が引き継がれておらず、異父兄の人物像や当時の家庭の状況を的確に捉えられていなかった。
- ・ 実母の生育歴による生きづらさ等を踏まえた人物像、精神疾患の治療状況等の把握、評価が行われていなかった。
- ・ 従前から関係性の薄い実母と異父兄が関係を築くにあたり、2か月間では期間が短すぎて困難であった。
- ・ B児童相談所は、異父兄が里親宅に戻ることは異父兄にとって適切ではないと判断し、措置解除を前提とした措置停止を行っていた。
- ・ 異父兄の就労の定着や今後、実母宅に帰る可能性については不透明であり、異父兄と本児との関係性についてB児童相談所は十分に評価しないまま、異父兄の措置を解除した。
- ・ 愛着障害、逆境的小児体験を経たこどもが成長する際、行動面として非行事象として表現する可能性があることを、支援者が理解できていなかった可能性がある。
- ・ B児童相談所は、異父兄の相談先を確保しないまま措置解除及びケース移管をした。
- ・ C児童相談所は、異父兄が同じ家庭で生活するのであれば本児の家庭引取りは不可と判断し、継父と実母の2人で養育することが本児の家庭引取りの前提としていたが、継父が家に帰ってきていない事実を把握した後は、実母1人での養育となることも想定した引き継ぎをする等、家族が不安定な状態にあることを認識しながらも、措置解除を決定した。過去の経過を

踏まえ、親しい男性との関係性が崩れた場合は実母の養育放棄の危険性について判断すべきであったが、本児の不登校状態に実母が対応できない可能性を中心とした引継ぎがされ、実母の養育放棄の危険性が重視されていなかった。

- ・実母の生育歴や男性への依存、衝動性の高い行動を踏まえると環境によって容易に養育が難しくなる実母と考えられるが、C児童相談所は実母の養育に懸念があるにもかかわらず、措置停止期間中の家庭訪問で本児の社会的養護先である児童養護施設職員による個別面談を実施したのみで、児童相談所職員による本児の意向確認を直接実施しなかった。
- ・支援機関が想定していなかった家族構成となったことを把握した後も、本児、異父兄、実母の3人暮らしは支援機関に問題視されずに継続された。

(ウ) 対応策

本事例のように経過の長い事例において家庭復帰を検討するためのアセスメントでは、一時点における表面的な子どもや家族の状態像だけでなく、過去の経過と現在の家族構成を踏まえたリスクについて検討する必要がある。

特に、本事例のように、過去に社会的養護を経ている児童については、適切な見立て及び支援を行うため、必ず過去の対応記録を取り寄せるなどにより情報収集を行う必要がある。特に、乳幼児期の養育状況はその後の成長過程に影響する場合があるため、乳幼児期の情報は非常に重要である。本事例の異父兄においても、非行の背景に関するアセスメントや支援方針の検討のためには、乳幼児期の情報を丁寧に収集することが不可欠である。

また、家族の問題解決能力についても判断した上で措置解除を検討することが求められるが、本事例では、実母、本児、異父兄の生育歴等に関する情報を収集及び精査することで、三者による同居生活は極めて不安定で安全でないことを把握できた可能性がある。

加えて、家庭復帰後の生活において、家庭復帰を目指した外泊の際には顕在化しなかった課題が新たに現れる可能性を想定しておかなければならない。特に、本事例のように家族関係や養育環境の変化は、家庭が不安定になるリスクとして十分に留意する必要がある。また、家庭引取り後の適応状況を確認する目的で措置停止を行うことがあるが、その間も児童相談所は要保護児童対策地域協議会と協働の上、保護者が地域の関係機関から適切な援助を受けて養育できているか、子どもが安心して安全に暮らせているかをモニタリングすることが重要である。そのため、児童相談所は、親子の生活実態について子どもから直接聴取し、状況に合わせて、子どもの意向を適切に把握することが必須である。更に、家庭引取りを進めるにあたっては、当該家庭と

の約束事や守るべき状況・基準について、関係機関間で事前に共有しておくことも重要である。例えば、家庭引取りの準備が順調に進んでいたとしても、当該家庭と事前に約束していた守るべき状況が守られていない場合等、こどもにとって安心して安全な生活をするのが困難になったり、家族が不安定な状況へと変化したりしたことを把握した際は、措置停止の継続を検討の上、進みつつある家庭復帰の仕切り直しや中止も厭わないことを徹底すべきである。異父兄のように元の措置下に戻るものが難しく、また本人に自立の意向がある場合には、自立援助ホーム等の代替策を講じることも求められる。

児童養護施設の退所時や里親委託の解除時は、こども本人の相談先を明確にして確実に認識しておいてもらうことが重要であり、併せて、その相談先に対してこれまでの支援歴等も含めた情報を提供しておくことも必要である。特に本事例のように、支援者との関係を構築することが困難な場合や、自らニーズを表出することがなく受援に前向きでない高年齢児は珍しくない。一方で、そのようなこどもにこそ措置等解除後に地域で生活する際の様々なフォーマル及びインフォーマルな支援が必要であるため、地域のサポート資源等について積極的に把握し、活用していくことが不可欠である。

転居に伴ってケース移管される場合は、移管先の児童相談所が支援者となるが、こども本人、移管前の担当児童福祉司、移管先の担当児童福祉司が対面する機会を作る等により、こどもが相談先となる者を明確に意識できるような引継ぎの徹底が望まれる。

ウ 複数の自治体に関与する移管時の丁寧な引き継ぎと協議の場の設置

【A児童相談所、B児童相談所、C児童相談所】

(ア) 事実

- ・本児の移管元、異父兄の移管元、実母の居住地（移管先）と、複数の自治体に関わるケース移管であった。
- ・移管先であるA児童相談所と本児の移管元であるC児童相談所は、異父兄の移管が時期尚早であると認識しており、異父兄の移管元であるB児童相談所の方針に疑義が生じていた。
- ・A児童相談所はB児童相談所に対し、異父兄が実母宅で同居に至ることがないように実母に伝えてほしいと依頼していたが、B児童相談所は異父兄の居住地について実母に強制できるものではないと判断していた。
- ・移管元であるB児童相談所は、実母や異父兄の意向、異父兄が里親宅から離れた生活を開始している実態から措置継続は困難であると考えていた。
- ・移管元であるC児童相談所は、実母や継父及び本児の意向、支援経過を踏まえ、就学時期に合わせて本児を家庭引取りとする当初の予定を変更しな

かった。

- ・日程が合わず、本児及び異父兄の移管元児童相談所と移管先児童相談所の三者が揃って協議する機会がなかった。

(イ) 問題点

- ・移管元のB児童相談所、C児童相談所は、それぞれが支援している児童の措置解除を方針としており、本児の安全の確保や実母との関係性を踏まえた家族全体についてのアセスメントがされず、家族の全体像を見据えた支援を想定できないまま移管を行っていた。
- ・各自治体における本家庭への危機感には差が生じていたが、その差異が伝わらず、本家庭のリスク要因等について適切な引継ぎができていなかった。
- ・本児及び異父兄と実母は一緒に生活したことがほとんどなく、愛着形成が十分とはいえない中での措置解除の決定に対し、移管先の児童相談所と移管元の児童相談所の間で、支援方針の見直しに関する十分な協議がなされなかった。

(ウ) 対応策

自治体間や児童相談所、市区町村虐待対応担当部署等の関係機関間においてアセスメント結果や見立ての相違がある場合は、当該事例の理解を深め、リスクの適切な把握につながるものとして前向きに捉え、互いに忌憚のない意見交換ができる場を積極的に設ける必要がある。特に、本事例のように複数の自治体の関与がある場合、ケース移管に向けた事前協議は関係自治体が揃って対面で協議することが望ましい。なお、自治体間が遠距離である等の制約がある場合に備え、オンラインでの会議ができる環境を整えておくことも有効である。

また、本事例においては、これまで別々の社会的養護措置下で生活し、一緒に生活したことの無い本児及び異父兄が同時に措置解除及び移管されており、家族再統合に向けて、各自治体の関係機関間で共に慎重に検討することが必須であった。特に、転居を繰り返してきた家庭の場合は転居直前の情報だけではなく、これまでの居住地や保護者の生育歴等の家族の背景等も含め、丁寧に引き継ぐことが求められる。その上で、家庭引取りによる移管の場合も、その後の状況の変化に応じて協議の場を設けることや、過去の経過等を把握している移管元の児童相談所の協力を得ながらアセスメントすることの有効性について共通の認識ができているとよい。

移管元の自治体の支援方針について、こどもの安全や安心を確保する観点から疑義が生じた場合は、移管先の自治体から積極的に疑義についての確認

及び意見し、その説明等が妥当なものでないと考えられる場合は妥協しないという姿勢が重要である。併せて、指摘された自治体には、「他の自治体が意見すべきことでない」と捉えることなく、移管先の自治体の懸念や見解を丁寧に傾聴し、必要があれば、躊躇なく支援方針を見直すなど双方の自治体の見解をすり合わせていくことが必要である。しかし、経験年数の差によって主張しにくい等、担当者間の調整では解決しないこともある。そのような場合は、ケース移管等対外的な調整が必要な際に担当間のやり取りの膠着化、あるいは一方通行とならないよう、S Vや所長間での調整をすること等の工夫も考えられる。

エ 状況の変化に応じたリスクアセスメントの実施

【A児童相談所、A市虐待対応担当部署】

(ア) 事実

- ・異父兄については養護相談事例として捉えており、警察との情報共有ができていなかった。
- ・A市虐待対応担当部署は養護相談事例として地域の見守りが必要な事例として関わっていた。
- ・家族再統合前に想定していた家族構成（実母、継父、本児）と異なる家族の状態（実母は夜間不在で異父兄と本児2人で過ごすことが多い）になっているという認識はあった。
- ・実母から本児の性的発言について相談があり、事実確認及び行動観察のため2週間の予定で一時保護を開始した。
- ・一時保護の翌日、本児が新型コロナウイルス感染症罹患により入院となったため、性的発言や性的虐待疑いに対する事実確認及び行動観察ができないうまま一時保護を解除した。
- ・本児の退院後に再度一時保護について検討したが、実母のニーズの低下もあり、一時保護の実施時期は未定となった。その後の所内検討において、実母の相談から2か月後の長期休暇中に一時保護を実施する方針とした。

(イ) 問題点

- ・移管元であるB児童相談所が異父兄については虐待ではなく養護相談事例と捉えて移管したことにより、移管先の関係機関の危機感も低下し、見守り体制が不十分となった可能性がある。
- ・継父との離婚、実母の夜間不在、異父兄による本児の世話、本児の欠席日数の多さ等を把握していたが、A児童相談所は、実母と連絡がつくことや、異父兄が本児の面倒をみていることを安心材料と捉えていた。

- ・一時保護中に新型コロナウイルス感染症罹患による入院が必要となった際に、一時保護委託を検討せずに保護解除とした上、退院後は本児を在宅に戻し、再保護の時期を実母の相談から2か月後の長期休暇中へ延期していた。一方で、性的発言や性的虐待の疑義については確認ができておらず、その対応に迅速性や実効性がなかった。

(ウ) 対応策

家庭やこどもへの関与当初の認識や判断が虐待相談でない場合は、リスクマネジメントに影響し、重大なリスクを見落としかねない。したがって、本事例のように養護相談事例として移管を受けた場合でも、直ちに緊急性はないと判断を固定化させず、現在やこれまでの親子関係やそのエピソード等から、最重度のリスクを想定した支援となる可能性を常に念頭に置く必要がある。その上で、必要な場合には移管元の児童相談所に支援方針の見直しを求める等、状況の変化に応じたリスクアセスメントの実施、相談種別の見直し、支援方針の再検討を行うことを徹底すべきである。

また、家族の発言をきっかけに性的虐待の疑いを把握した場合、その後の家族の認識や意向が変わったとしても、本児への事実確認の必要性は変わらない。性被害や不適切な性的情報にさらされていることが推測される場合、再被害のリスクを軽減するための適切な対応が求められることから、事実確認のための面接は可能な限り早急に行う必要がある。その結果、性的虐待が相当程度疑われる場合は専門的な研修を受けた医師が行う全身診察である系統的全身診察につなげることで、虐待の既往、こどもの発達や語りの信憑性、他の傷や痣などについて所見を得られ、さらに、こどもの心理的なケアも可能となる。また、一時保護委託の必要性が生じた際は、入院中であるからこそ可能な検査や親子関係の観察があることを認識しておくことが望まれる。ただし、地域によっては一時保護委託が可能な医療機関に限られる場合もあることから、平時より一時保護委託が可能な医療機関についての情報を収集しておくことが重要である。

オ 児童相談所と市区町村虐待対応部署間におけるリスク評価の共有と支援方針の統一

【A児童相談所】

(ア) 事実

- ・A市虐待対応担当部署、本児の小学校は、実母が夜間不在にする等の不適切な養育状況に危機感を抱いており、早期の一時保護を検討するようA児童相談所に何度か連絡していた。

- ・ A市虐待対応担当部署からA児童相談所に対し、個別ケース検討会議を開催するよう申し入れをしていた。

(イ) 問題点

- ・ A市虐待担当対応部署から、繰り返し、早急な一時保護を求める連絡があったが、A児童相談所は長期休暇中に一時保護を行うという当初の方針を変えなかった。
- ・ A市虐待対応担当部署は、主体性を持って個別ケース検討会議を開催することができなかった。
- ・ A児童相談所とA市虐待対応部署の間で、本事例に対する情報の認識や評価の結果に乖離が生じており、支援方針の統一ができていなかった。

(ウ) 対応策

児童相談所は市区町村虐待対応担当部署に助言する立場ではあるが、児童相談所と要保護児童対策地域協議会は、協働機関として互いの判断を尊重し合うことが必須である。特に、危機感に乖離が生じている場合は、より危機感を強く抱いている機関の意見を基に再度アセスメントし、丁寧に意見をすり合わせていくことが必要である。その際、より強く危機感を抱いている機関は、こどもの安全や安心が守られていないという根拠となりえる事実を整理の上、粘り強く他方に伝えることが求められる。

また、家庭やこどもの状況等に対する評価に差異が生じないように、市区町村虐待対応担当部署と児童相談所が同行訪問を行い、事実の確認から見立てとリスクアセスメントを共有することも有用である。なお、要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議は、調整主体である市区町村の判断でも開催できることから、市区町村虐待対応担当部署が個別ケース検討会議の開催が必要であると判断した際は主体的かつ積極的に開催すべきである。

加えて、こどもの安全な暮らしが確認できない場合は、躊躇なく一時保護を行うことの徹底について改めて認識すべきである。さらに、関係機関で連携して見守りによる支援を行う場合は、その具体的方法や内容についてあらかじめ共有しておき、共通の認識で対応できるように調整しておく必要がある。

カ 関係する地域資源と連携した見守り体制の構築

【A児童相談所】

(ア) 事実

- ・ 関係機関は、本児の成長曲線を作成して評価できていなかった。
- ・ 学校医やスクールソーシャルワーカー等への相談や情報共有等をしておら

- ず、支援・介入において関係者として参画させていなかった。
- ・医療機関に対し、本児入院時の栄養状態の評価、母子の様子の情報等を求めていなかった。
 - ・A児童相談所は、要保護児童対策地域協議会に医療機関を参画させることを想定していなかった。
 - ・実母の夜間放置による警察介入時、本児に傷や痣はなかった。
 - ・事案発生5日前、家庭訪問したA市虐待対応担当部署の職員は、部屋の奥にいる本児の姿を玄関先から遠目に確認していた。
 - ・事案発生10日前、深夜に本児と異父兄がコンビニにいたことから、A児童相談所は警察からネグレクト（夜間放置）による通告予定との連絡を受けた。
 - ・警察から実母に対する指導に実母が素直に応じていたこと、本児だけでなく異父兄と一緒にいたことを安心材料と捉え、直ちに一時保護するような緊急性はないと判断した。
 - ・本児の新型コロナウイルス感染症罹患により一時保護が解除されるなど、他の関係機関から危機感を伝えられる等のエピソードがあったが、A児童相談所は、長期休暇中に実母の同意を得て一時保護をするという方針を変更しなかった。

(イ) 問題点

- ・本児の心身、精神面の医学的・心理的な評価が行われていなかった。
- ・試験外泊や家庭復帰前後の本児の身長体重、栄養状態の評価が行われていなかった。
- ・家庭復帰後に心理面接を含め、本児の意見を聞く機会が不十分であった。
- ・事案発生5日前にA市虐待対応担当部署が訪問時に本児の姿を確認したが、本児に近寄ることができず、本児の傷や痣等の有無の確認はできなかった。
- ・実母の夜間放置は、実母の同意を得ずに保護する最大の契機と捉えられるべきであったが、異父兄と一緒にいたことを安心材料とし、その緊急性を低く見積もり、一時保護を実施しなかった。
- ・長期休暇中の可能な時期に一時保護をするという方針について所内で確認していたが、一時保護に向けた具体的な支援・介入計画はなかった。

(ウ) 対応策

医療機関、学校医、スクールソーシャルワーカー等の地域資源については、見守りを行う際の協力機関の1つとして捉え、平時から相談や情報共有ができる体制を整えておくことが望まれる。例えば、かかりつけの医療機関は、

進級や転居によって担当者や担当機関に変更がある場合においても、かかりつけの医療機関は継続的に関わることが想定され家庭を見守る役割を担ってもらうことが期待できる。見守りを行う際の協力機関がこどもを目視した際に適切に傷や痣を確認できるよう、児童相談所や医療機関の医療関係者を講師とした研修の機会を作るなども、地域の見守り体制の充実に有用である。また、重大な児童虐待事案は長期休暇中に起こる可能性が高いという認識を関係機関間で共有し、長期休暇中の支援体制については関係機関と十分に協議を行い、見守り体制における役割分担を明確にする等の対策を講じることが必須である。その際、どのような情報を共有し、どのように対応するのかといった具体的な目安を定めておくことが必要である。

加えて、要保護対策地域協議会に様々な関係機関が参画することにより、それぞれの視点を活かした評価を可能とし、アセスメントの幅を広げることとなる。例えば、成長曲線は、保護者の養育状況を判断するための身体に関する客観的な評価となるが、保健・医療関係者の参画により、これらに関するアセスメントが付加され共有することができる。

キ 高年齢児への支援

【A児童相談所】

(ア) 事実

- ・異父兄は、外出を繰り返す実母に代わり本児の世話を行っていた。
- ・異父兄について、主に自立に向けた就労支援の対象として認識しており、本児との関係においては実母の養育を補完する者と認識していた。

(イ) 問題点

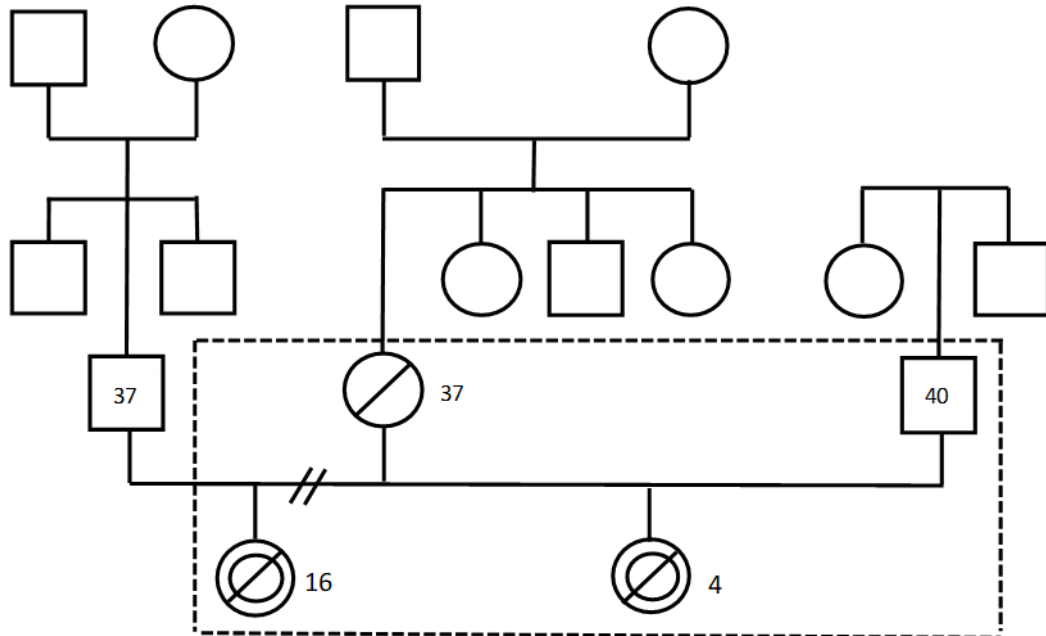
- ・家庭が機能不全であるほど、家庭におけるこどもの役割と負担が大きくなることを認識する必要があるが、異父兄を支援・介入の対象として捉える認識が不足していた。
- ・異父兄の相談先となることを伝えておらず、相談先として機能していなかった。

(ウ) 対応策

高年齢児であっても、学習や就労等に関する支援だけに限らず、低年齢児と同様に、安心・安全な生活ができるような支援の対象として認識し、その支援者の存在をこどもに認識してもらう必要がある。なお、本児と異父兄のような複雑な関係性のきょうだいの場合には、それぞれの生育歴等に即した丁寧な支援を行うため、別の担当者とするのが望ましい。

また、本事例に限らず、養護相談から非行相談へと取り扱いが変化するタイミングや義務教育を修了するタイミングで支援が薄くなる事例は、度々見受けられる。関係機関は、支援が薄くなる時点を迎える前に、今後の支援方針や自立に向けた方向性等を整理しておき、高年齢児に対しては、特に確実に相談先を確保し、丁寧な支援方針を検討することが求められる。

③ 16歳の長女が実母とその再婚相手の暴行等により死亡、同日、4歳の次女と実母が無理心中により死亡した事例



ア 概要

- ・長女が小学2年生のときに実父母が離婚し、長女は実父に引き取られ、親権者が実父となった。
- ・実父母の離婚から1週間後、実家の援助が得られないため長女を一時保護してほしいと、実父から市役所へ電話相談があった。
- ・市役所から連絡を受けた児童相談所は、相談日が休日だったこともあり、翌日改めて来所相談するよう伝えた。
- ・同日、実母が長女の面倒を見てくれることになったと実父から市役所に連絡があり、市役所から児童相談所へ電話連絡し、対応は終了した。
- ・約1か月後、長女が夜間に1人で戸外に出ていると近隣住民から児童相談所に通告があった。通告の翌日の日中に帰宅した実父に対し、児童相談所から指導した。
- ・児童相談所は通告受理後、所属調査や実母への電話連絡をした。その後は、通告受理後から半年後に実父及び小学校に電話連絡し状況確認を行い、夜間の放置が改善され他の虐待要素もないと判断し、助言指導、所属等の見守りとして終結した。
- ・長女が小学4年生のとき、実母が再婚し、翌年に次女が出生した。

- ・長女が中学1年生のとき、夜間に友人宅を遊び回ることについて実父から児童相談所へ電話相談、一時保護の希望があった。翌日、家族会議を行い一時保護の希望は取り下げることになったと、実父から電話連絡があった。同時期に、長女が実母宅で生活し始める。
- ・実父の電話相談から1か月後、生活状態が改善しているという中学校の情報をもとに、児童相談所の関与は一旦終結（助言指導）とした。実父とは、相談受理以降は一度もやりとりができていなかった。
- ・長女は、中学1年生の3学期以降、欠席が増えていった。
- ・不登校状態になった長女に対し、中学校の担任は家庭訪問を提案していたが実母に断られて一度も訪問できなかった。実父には不登校について説明していなかった。
- ・長女が中学3年生の頃、長女、実父、担任の三者面談が行われたが、長女の希望で、不登校の事実について実父に伝えなかった。
- ・事案発生7か月前に実施した長女、担任、元担任による学校での面談が、長女を最後に目視できた機会となり、その後、担任から長女への連絡は電話連絡からメールになり、状況が確認しにくい状態となっていた。
- ・本事案発生による救急搬送時、長女は全身の痣、複数の肋骨骨折が確認された。
- ・実母は、母方祖父母の逮捕等の生育歴があり、社会的養護の経験者であった。

イ 状況の変化に応じたリスクアセスメントの実施

【児童相談所】

(ア) 事実

- ・過去にネグレクトがあった事例の再開受付であった。
- ・長女が中学1年生のときの実父からの相談は非行に関する内容で、児童相談所の家庭訪問は実施されなかった。相談受理から1か月後、長女の非行に改善が図られたとし、児童相談所は関与を終結した。
- ・児童相談所は1度目の通告時以降、実父や長女に直接会うことは無く、実父や学校を通じた電話連絡による状況確認を行っていた。また、長女の生活拠点が実母宅に移った後も、実母とは一度も会わなかった。また、継父の存在についても把握していなかった。
- ・長女が実母宅で生活するようになった当初、長女の学校生活は安定していると中学校から情報提供を受けていた。
- ・実父との連絡はとれないままであったが、中学校からの聞き取りした情報をもとに、児童相談所の関与を終結（助言指導）とした。
- ・児童相談所の関与の終結時、中学校へは長女の登校状況や生活態度の見守りを依頼していたが、依頼内容は具体的でなく、学校内でも共有されてい

なかった。

- ・児童相談所は実母がその生育歴上、孤立するなど社会生活を送るうえで大きな困難を抱えていることを認知していた。

(イ) 問題点

- ・非行相談として受け付けたことにより虐待に対するリスクアセスメントが実施されなかったため、虐待への危機感が薄く、要保護児童対策地域協議会の登録に至らなかった。
- ・長女が中学1年生のときの相談による関与期間において、児童相談所は一度も実母、実父、長女に会うことはなかった。
- ・中学校からの長女の登校状況や生活の様子についての情報のみによる表面的な安全確認に終始し、長女の生活実態や実母の再婚に伴う家族構成の変化や家族構成員間の力動等について把握しないまま、関与の終結を判断していた。
- ・児童相談所の関与の終結時、中学校へは長女の登校状況や生活態度の見守りを中学校に依頼していたが、具体的でなく、依頼内容は学校内で共有されていなかった。
- ・要保護児童対策地域協議会への登録や、終結にあたり市区町村虐待対応担当部署に繋ぐ必要性について検討しなかった。
- ・実母は、自身が置かれた困難な状況を抱えて生きていく中で、社会的に孤立が深まった可能性があった。

(ウ) 対応策

過去に虐待で関与した事例の支援を再開する場合、他の相談種別となっていたとしても、関係機関とともに慎重かつ十分なアセスメントを行うことが大事である。なお、非行の背景には保護者のネグレクトの可能性があるという視点も意識しておくべきである。

また、本事例のように保護者やこどもに会えない場合、児童相談所が中学校に出向いて長女と面接する等の工夫が考えられる。それでもこどもや保護者に直接面会できない場合、関与の終結の判断は、関係機関とともに慎重に検討する必要がある。特に、本事例においては、両親の離婚、ステップファミリー、転居、過去の虐待対応歴及び長女自身の非行相談歴等の複雑な背景を踏まえ、直接会えないという事実を重要視する必要がある。また、児童相談所は終結と判断した場合、中学校に対して登校状況や生活態度の見守りを行う中で児童相談所へ報告を求める状況等について具体的に依頼するとともに、依頼後のフォローアップ体制、関与の再開の条件を中学校など関係機

関と事前に共有しておくことが望ましい。

報告を受けた児童相談所は、多忙等の理由で十分な検討を行わないまま関係機関の判断を再評価せず、関係機関から相談がないため問題ないと捉え、重大な問題が見過ごされた事例は過去にも少なくない。関係機関からの情報や連絡内容については改めて評価し、常に主体的に判断するよう心がけることが必要である。

加えて、相談支援にあたっては、こども自身についてのみでなく、実母が周囲の支援を得難い環境にあることを念頭において、こどもを取り巻く家庭全体の生活状況の把握に努めることが必須である。本事例においては、こどもの安全確認による見立てが固定化し関与の終結に結び付いていたが、こどもの生活場所の移動に伴う家族構成や生活状況の変化の把握と見立ては不可欠であり、これまでの経緯や今後の予測に基づき、積極的かつ継続的に生活状況の把握を行う必要があった。これらの家族全体の生活状況を把握するためには、児童相談所のみでなく、中学校等の他機関との密な連携により、多角的な視点や様々な場面に関する情報収集とアセスメントが有効である。

ウ 高年齢児への支援

【児童相談所】

(ア) 事実

- ・小学2年時の1度目の通告時以外、児童相談所から長女に直接アプローチした機会は無く、長女と直接話すことは無かった。
- ・長女は救急搬送時、全身の痣、複数の肋骨骨折が確認された。
- ・長女は不登校だったため、数年間にわたって家庭状況が把握できず、どのような養育環境下に置かれていたのか不明であった。
- ・長女が衰弱状態であるという異変に、近隣住民含め周囲は誰も気づいていなかった。

(イ) 問題点

- ・長女との信頼関係の構築を図らなかった。
- ・長女にとって、児童相談所はSOSを発信できる機関になっていなかった。

(ウ) 対応策

学齢期の不登校状態のみであれば、虐待のリスクが高いとまでは言えない。しかし本事例の場合、両親の離婚、転居、家族構成の変化、過去の児童相談所の関与歴等の事実を踏まえると、不登校状態であること自体に一定のリスクがあったと捉えられる。

長期欠席で不登校状態が続いている場合は、こども本人を目視確認するという原則に従い、本人だけではなく、家庭状況、地域状況も含めて確認することが重要である。こども本人の目視確認ができない場合は、リスク要因であることを十分に認識すべきである。

また、本事例のように高年齢児の場合、児童相談所の役割、助けを求めることができる機関として認知してもらえるよう、こどもに直接アプローチする等の介入も必要であるが、同時に、高年齢児であっても様々な理由から自ら逃げることができず、SOSを出せない状況に陥ることもあることは想定しておくべきである。

【教育機関】

(ア) 事実

- ・長女の小学校卒業時、中学校へ長女の非行に関する情報は引き継ぎを行っていたが、小学2年生のときの実父による虐待の通告歴については、その後、特に問題が発生しなかったために引き継がなかった。
- ・長女が不登校状態となった当初、担任は長女と電話連絡ができていたが、その後はメールによる連絡へと変化していった。
- ・中学校卒業時には、担任からメールを送っても返答がなく、連絡がとれなくなっていた。
- ・担任は、実母に連絡をしても会えない状態が続いていた。
- ・長女や保護者の対応を学校の組織全体で共有されていなかった。
- ・長女は救急搬送時、全身の痣、複数の肋骨骨折が確認された。
- ・長女が衰弱状態であるという異変に、近隣住民含め周囲は誰も気づいていなかった。
- ・長女は不登校だったため、数年間にわたって家庭状況が把握できず、どのような養育環境下に置かれていたのか不明であった。

(イ) 問題点

- ・長女の登校状況や実父とのトラブルもなかったため、過去の児童相談所の対応歴に対する認識が年々低下し、小学校卒業時には重視されずに中学校への引継ぎは行われなかった。その結果、中学校は非行問題のある児童と捉えたのみで、被虐待児という認識はできていなかった。
- ・長女の生活場所が実母宅に移って以降、中学校は長女や保護者とも会えない状況が続き、長女の生活実態を把握できていなかったが、長女の不登校状態やその対応状況について、学校内で共有されていなかった。
- ・関係形成が困難な保護者への対応について、学校全体で情報共有する仕組

- みやルールがなく、虐待リスクに関する認識が共有されていなかった。
- ・長女にとって、学校はSOSを発信できる機関になっていなかった。

(ウ) 対応策

転居、離婚や再婚、きょうだいの出生等の家族構成、支援者の存在を含む家庭を取り巻く環境の変化等により、潜在化していた虐待のリスクが再燃することは少なくない。したがって、こどもの見守り支援の役割を担う所属機関である学校は、虐待に関して把握している履歴等については、些細な事項であっても、進学先や転居先の学校に必ず情報提供を行うことが必要である。さらに、こどもの異変やこどもに関する問題について、学校は個人の判断ではなく組織として情報を共有することが重要であり、特に、本事例のように所在確認ができない場合は児童相談所に相談する方針をルール化すること等も考えておくことが必要である。そのためには、学校内で共有すべき問題やその程度を明確化し、全職員で認識を統一しておくことが重要である。

学齢期の不登校状態のみであれば、虐待のリスクが高いとまでは言えない。しかし本事例の場合、長女両親の離婚、転居、家族構成の変化、過去の児童相談所の関与歴等の事実を踏まえると、不登校状態ということ自体に一定のリスクがあったと捉えられる。学校は、早期に児童相談所に情報提供や対応にかかる助言を求めるなどし、再度児童相談所との連携を検討すること等も必要であった。

加えて、長期欠席で不登校状態が続いている場合は、こども本人を目視確認するという原則に従い、本人だけではなく、家庭状況や地域状況を含めて確認をすることが重要である。ただし、目視できない場合は、それ自体が危険のサインであることを十分に認識すべきである。

本事例において、学校は児童相談所に見守り支援を依頼されていたが、その具体的な内容について確認する等をせず、学校として求められた役割について認識の統一ができていなかった。見守り支援を行う際には、児童相談所からの依頼内容を明示的に確認し、児童相談所に報告すべき状態などについて共有することの重要性を意識するとともに、学校内の関係者が同様の意識の下で見守り体制を構築することが重要である。

不登校状態に至る背景はこどもによって多様であり、一律のルールに基づいた対応は困難だが、こどもの置かれている状況を積極的に把握することを第一に考え、実行するための仕組みが必要である。その際、担任や担当学年の関係者といった一部のみで対応せず、早期から学校全体で情報を共有し、適宜、スクールカウンセラー等の資源も活用しながら方針を検討し、支援を行うことが望ましい。

エ 支援機関の体制の強化

【児童相談所、市区町村虐待対応部署】

(ア) 事実

- ・実父から長女を一時保護してほしいと電話相談を受けたが、相談日が休日であったこともあり、児童相談所は翌日改めて来所相談するよう伝えた。

(イ) 問題点

- ・相談受理時、関与終結時のいずれの時点においても、児童相談所と市区町村虐待対応担当部署との間で、相談内容に応じた連携・協働のあり方について検討することはなかった。
- ・長女の一時保護について実父から希望があった際、相談日が休日であること等を理由に、相談内容の詳細の把握や支援方針の検討をすぐに行わなかった。

(ウ) 対応策

市区町村は子育て短期支援事業等の実施主体でもあり、児童相談所とは異なる立場からの支援が可能である。家族の状況やニーズに応じて地域の社会資源を活用した支援体制を整えられるよう、児童相談所と市区町村虐待対応部署が協働した家庭や生活状況の把握、連携体制の構築が必要である。

また、一時保護の希望については、相談日によらず、迅速に相談内容を把握し、支援として求められている内容に対して、適切な支援を検討すべきである。

オ 母子保健の特性を活かした支援の強化

【市区町村母子保健担当部署】

(ア) 事実

- ・次女の乳児家庭全戸訪問は、保護者の希望が無かったため実施されなかった。
- ・次女の乳幼児健康診査時、特に心配な点はないと判断されていた。

(イ) 問題点

- ・次女の家庭訪問を通して、家庭の状況を把握することができる機会として活かすことができていなかった。

(ウ) 対応策

乳児家庭全戸訪問は広く一般の母子を対象とし、ポピュレーションアプローチとして行われる子育て支援事業であり、リスクや家族のニーズが顕在化

していない家庭においても家庭の養育状況等を丁寧に把握できる貴重な機会となる。養育状況におけるリスクの程度は、子育ての経過とともに揺れ動くため、虐待予防及びリスクの早期発見の観点から保護者が必要性を感じていない場合においても、乳児家庭全戸訪問事業の趣旨や内容が保護者に理解されるよう働きかけを行い、ポピュレーションアプローチとしての全戸訪問の機会を確実に活用し、乳児のいる家庭の生活実態を把握することを重視すべきである。

(2) 重症事例

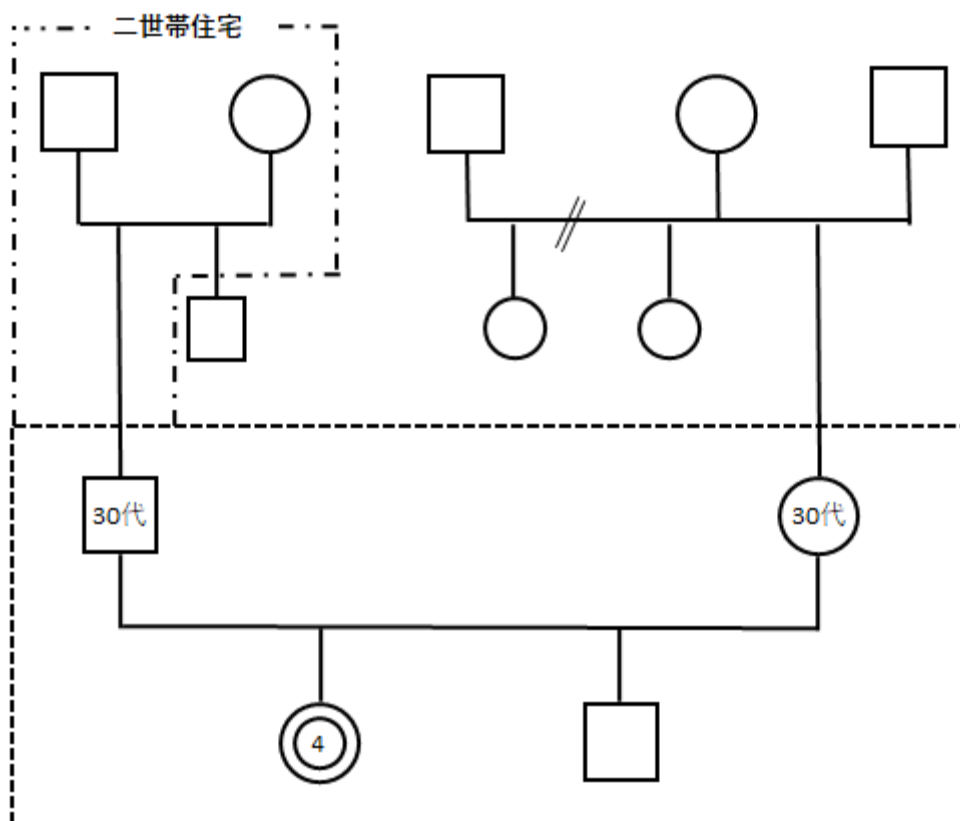
本委員会では、生命の危機に関わる受傷や衰弱死の危険性がある重症事例のうち、父母間や家族の関係性に着目した1事例について、都道府県、市区町村及びその関係機関等を対象に、事案発生当時の状況や対応等の詳細に関してヒアリング調査を行った。重症事例については、重篤な事態に至った背景を把握し、死亡に至るリスクを軽減するために重要と考えられる取組や受傷した児童及び家庭への事案発生後の支援の状況等について死亡事例とは異なる視点での考察が可能である。

ここでは、事例の概要を踏まえて多くの事例に潜んでいるリスクとその背景にある要因について検証することで、虐待の未然防止や重篤化防止の一助となることを期待する。

※以下のうち、事例の事実に関する記載は、個人情報保護に配慮した上で概要として記載している。

① 児が実父から床に叩き落とされ頭部外傷となった事例

ア 概要



(ア) 主な経過

- ・本事案は、自宅での食事場面で当時4歳だった野菜を食べないといった偏食のある本児が提供された食事を食さず、本児と実父が口論になったことから発生した。
- ・本児の乳児家庭全戸訪問で、実母は実父や父方祖父母の協力があり、育児負担は少ないと話していた。
- ・本児の4か月児健康診査で、実母が貧血で内服治療をしていること、疲労感の出現があったことから市区町村母子保健担当部署は要支援とし、継続して関わるために育児教室の案内をしたが、実際には積極的な支援とはならなかった。
- ・本児の1歳6か月児健康診査で、実母は問診票に食事で困っていることはないと回答し、具体的な相談もなかった。一方、朝食から非常に多彩な野菜料理を準備しているとの回答もあった。実母の疲労感は継続して出現していたが、受診と内服はできており、やりとりは問題なくできていた。実母からの相談希望はなかったが、電話相談の案内を行い、いつでも相談できる旨を伝えた。
- ・3歳児健康診査で、実母から本児の偏食や嫌いなものを食べて嘔吐したことが複数回あったと困り感のある発言があり栄養士による相談を案内したが、実際には本児の弟の離乳食に関する相談のみで、本児の栄養相談の希望はなかった。
- ・本児は年少時に食事のことで実父に叱られたことで大泣きをしながら登園し、その日の昼食を食べることができなかったことがあった。
- ・本児の搬送時、両親とも本児が自宅内のソファから転落して頭部を打つたと説明したが、受傷機転と受傷程度が合致しないことから病院から児童相談所に虐待通告があり、児童相談所は本児と弟の一時保護を実施した。
- ・一時保護の実施後、本児と弟は実母とともに母方の親族宅へ転居し、実父との同居を解消した。
- ・事案発生後、実父との再統合に向けて、親子交流プログラムを実施した。
- ・事案発生前も、本児が偏食により提供された食事を食さなかったときに、実父はしつけのために本児に対して叱責や暴力を行うことがあったが、実母は本児に対する実父の叱責や暴力を止めることができず、市区町村母子保健担当部署にも本児の所属機関にも相談することはなかった。

(イ) 家族の背景から考えられること

- ・実父は物事を多角的、柔軟に捉えることが苦手で、ストレスをためやすく体調を崩したり、自身の感情をコントロールしたりするのが苦手だったと

考えられる。

- ・実父は父方祖父母から幼少期に食事の食べ残しや好き嫌いに対して厳格なしつけを受けて育てられたことによって、自身の子育てにおいても、自分が受けていた厳しいしつけをしなくてはならないという価値観で再現していたと考えられる。また、親子間においてコミュニケーションが十分になされず、実父が自身の感情を認知、コントロールし、言語化して本児に伝える機会も乏しかったと推測される。
- ・実父は自身の価値観や育児観に合致した行動を家族に対して強く求めていた。叱責や暴力といった厳しいしつけがこどもの行動を矯正するために必要であると認識していたと考えられる。
- ・実母の養育に対しての実父による干渉、こどもに対する暴言・暴力等の日常生活における実父の不安定な感情表出により、夫婦間のパワーバランスが傾き実母は実父に逆らえない状況となっていた。
- ・実母は父方祖父母に対して本児の養育に関与してくれるが、気を遣うことがあると感じていた。
- ・実父の厳しいしつけの問題に対して父方祖父母の関わりは希薄であり、実母が相談できる関係性ではなかった。

イ 多くの事例に潜んでいるリスクとその背景にある要因

(ア) 家庭内、パートナーシップ間のパワーバランスを考慮した支援

本事例では、実父からこどもへの身体的虐待のみならず、受傷機転について実母が実父に従って虚偽の説明をするなど父母間のパワーバランスが父側に傾いていた。このように、家庭内でパワーバランスが傾くことは決して特例的なことではなく多くの家庭に起こり得る。父母間の関係性が非対等であると、行き過ぎたしつけ行為に対してパートナーが制御できず支配されている状況になる。本事例においても、実父の食事へのこだわりによる本児への必要以上の干渉やしつけなどを行う夫婦間の支配的な関係性のなかで実母は抑うつ的となり、実父の怒りの感情の矛先が本児に向かっても本児を守ることより実父の意向を優先せざるを得なかったと考えられ、そのことが重大被害を助長したと推測される。

本事例の場合、非対等な関係性に至る背景には父母の生育歴や養育環境も大きく影響していると考えられる。加えて、家庭内において主な収入源は実父であること、父方祖父母との二世帯住宅に居住していること等も、実父との間に非対等な関係性を生じさせ、実母が自身の思いを率直に言語化することを困難にしてきたと考えられる。

育児に熱心な父親像には、父親の育児に対する強いこだわりや曲げられな

い育児観が潜んでいる可能性があり、家庭内でこどもの安全を守るためのバランスが取れているかを考慮しなければならない。その際、身体的暴力がないモラル・ハラスメントを含んだ非対等な関係性もDV的な構造であるという社会全体の認識が重要となる。

こども虐待の背景に父母間のDVが併存している事例は、これまでも多く指摘されている。児童相談所は、こどもを中心において支援する機関であるが、こどもの健やかな成長には健全な家庭環境が必須であり、DVは家族の構造的問題にも影響するため、家族全体の生活実態の把握と家族関係の構造的なアセスメントが重要である。その際、密室化により家庭の情報が得にくい家庭においては、市区町村母子保健担当部署やDV対応担当部署等のこどもとその家族を取り巻くすべての関係機関が連携し、家庭内のパワーバランスも含めた多面的なアセスメントと支援が求められる。家族の中で支配的な関わりがないかアセスメントを行い、具体的な援助希求がなかったとしても一歩踏み込んだ関わりを持つよう心掛け、虐待を未然に防ぐ突破口になることが求められる。さらに、本事例のように祖父母と同居していることが必ずしも養育の一助となるわけではないため、祖父母の存在がこどもとその親にとってどのような影響を及ぼすのかなど家族機能の構造的なアセスメントも重要である。

(イ) 育児のこだわりを踏まえたリスクアセスメント

本事例のように保護者に育児に対する強いこだわりがある場合、その背景には父母の偏った考えやこだわりによる不適切な養育、父母間のDV関係がある可能性も考慮する必要がある。本事例においても、本児の偏食という一般的な養育場面で生じやすい問題であるが、その背景には偏食をなくすことに固執し、厳しいしつけが必要と考える実父の存在があった。その育児観は、実父自身の生育歴や養育環境に大きく影響されて構築されたものと推察される。さらに、実母は実父の本児への暴力を制止できず、実父を怒らせないように本児に野菜を食べさせるためにはどうしたら良いかということが困り感の大部分を占めていたと考えられ、関係機関では父母間のパワーバランスについて、家族全体を捉えた情報収集とアセスメントが十分に行われていなかった。正しい育児という定義がないように、保護者の数だけ育児に関する思いや価値観がある。その中で、育児に対する強いこだわりがある場合、決して否定するのではなく、まずは保護者がどのように考え、何に困っているのか専門職として丁寧に耳を傾け、どのような背景があるのか探ることが重要である。

本事例においては、本児の偏食に対し様々な工夫をしても食べないのだから

らしようがないと思えないところが相談の根幹であり、専門職として断片の情報を統合し、育児に対するこだわりの背景にある保護者の偏った考えやそれに伴うリスクをアセスメントする力量が問われている。支援者として、保護者の育児観に寄り添いつつも、こどもの安全や安心が守られているかということのを常に最優先に考える必要がある。

(ウ) 虐待やDVに繋がり得るエピソードや表出されない援助希求への気づき

関係機関では、それぞれの専門職が自身の専門性や役割を切り口に家庭状況や関係性について耳を傾けることで、虐待のリスクを把握できる可能性がある。それは、こどもの所属機関や市区町村母子保健担当部署であることも十分にあり得る。

特に市区町村母子保健担当部署は、ポピュレーションアプローチである乳幼児健康診査等の事業を通して全てのこどもと家庭に出会うことができ、虐待予防の視点に立って母子の心身のリスクを把握できるという点で、児童虐待の発生予防及び早期発見の効果が期待されている。本事例において、市区町村母子保健担当部署は乳幼児健康診査の場面で、実母に食事摂取量の減少や疲れやすい等の症状があること、本児の偏食、実母は毎日多彩な野菜料理を調理し本児の食事の準備に多くの時間を要していることを把握していた。これらの背景には、食事のしつけに暴力を伴うほどの強いこだわりがある実父の意向の影響があったと考えられるが、父母間の非対等な関係性のため、実母自身が具体的に自身の困り感を認知、言語化し、支援を求めることが困難であったと推測される。困り感や具体的な支援を求める発言がない場合においても、決して困っていないわけではなく、表出されない支援ニーズは存在しているということを念頭において関わらなければならない。乳幼児健康診査等の母子保健施策において、本事例のように偏食というこどもの問題を抱える家族に、専門職が虐待予防の視点に立って、さらに詳しく耳を傾けることで、こどもへの虐待を未然に防ぐための糸口となる可能性がある。こどもの権利と安心、安全な生活を守ることに繋げるため、要保護児童対策地域協議会の枠組みの中で躊躇なく情報提供や相談ができる体制のために一歩踏み込んだ組織的な関わりが求められている。情報提供を躊躇する理由としては、母子保健担当部署と市区町村虐待対応担当部署間において、児童虐待予防のために情報共有すべきリスクアセスメントのスケールが統一されていないこと、虐待に繋がり得るエピソード等の小さな気づきを情報共有する体制が双方に整っていないといった課題が考えられる。改正法において設置が努力義務となるこども家庭センターにおいて、支援が必要なこどもや家庭等の情報連携や一体的なマネジメント体制の構築が期待される。

また、本事例の実母のように抑うつ傾向がある場合など、支援が必要な妊産婦は自らそのことを訴えることができないことが多いことから、メンタルヘルスケアのためのスクリーニングツールとして、新生児訪問時等において全ての産婦にエジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）等を活用することが有用である。引き続き、必要な支援に繋ぐためのアセスメントをするための尺度としてツールを有効に活用することを検討していただきたい。

また、こどもの所属機関は、こどもや家族と日常的に接点を持てるため個々の養育環境や家族の関係性についても把握しやすい。家庭の中で異変が起きていること、例えば、実父が本児の食事面のしつけに非常に厳しいという情報や、実父が食事面で怒ったため大泣きして登園し昼食も食べられずに帰ったという情報を日常の出来事として捉えるのではなく、家庭内の小さなリスクとして推察することも重要である。こどもの所属機関は、こどもの安全を守る地域のネットワークの一員として重大事案に至る前の早期に対応できる重要な役割を担っているということを認識し、日頃の関わりの中で把握した気づきを見逃さず、機を逸することなく組織的な対応につなげていくことが必要である。加えて、保育所や認定こども園、幼稚園といった施設類型にかかわらず、定期的に市区町村等と情報共有する機会を設ける等、虐待やDVに繋がり得るエピソードや表出されない援助希求といった気づきを地域で共有できることがこどもとその家族の全体像を理解することにつながる。そのためにも、児童虐待とDVの関連性や家族システムへの着目、家族関係への支援について関係機関の認識やスキルの向上が求められる。

ウ 重症事案発生後の家族への支援

本事例のように、こどもだけではなく母親も暴力や支配の基に置かれていた場合は、児童虐待に対する介入に加えて、父母間のDV関係に対する介入を行うことが重要である。その際、支援者自身が家族の支配的な関係性を理解したうえで、父母が家庭内のパワーバランスを認識できるよう心理的アプローチ等を実施することが求められる。さらに、こどもの成長に伴い新たに表出される行動などに父母が適切に対応し虐待の再発防止ができるよう、継続的に支援することが必要である。父母間がDVによる支配的な関係性であると、母親が父親の支配を超えて外部にSOSを明確に発信することが難しい場合が多い。父親から加害があった時には、母親自身とこどもの安全確保を最優先とし、母親が自身の主張を適切に相手に伝えられるような関わりが持てるよう、必要なときにいつでも相談できる支援機関として、DV関連部署につなげるとともに定期的なメンタルサポートを行う必要がある。

家族の再統合に当たっては、父方祖父母も含めた家族全体の構造的な問題についての認識を促し、問題を生じさせている原因や要因を振り返って理解できるようにすることが必要である。そして、DVについても、当事者に自覚がない場合は、関係性の問題について客観的な評価を伝え、認識できるようにすることが重要である。したがって、実父の単なる反省ではなく、家庭内のパワーバランスの崩れなど本事案が起きるに至った構造を祖父母を含めた家族全体で理解した上で、今後、しつけの必要な場面においても、家族全体で問題を認識して再発防止に取り組んでいけるよう関係者が支援していくことが求められる。支援は父母のどちらか一方にだけ行えばよいのではなく、特に父親への支援も不可欠である。支援過程を含めて家族を包括的にアセスメントし、家族と本児の意向も踏まえた上で、家族の再統合に向けて慎重に判断することが重要である。

令和4年12月に成立した令和4年民法等の一部改正法により、親権を行う者につき、子の監護及び教育をするに当たっては、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないことが明文化された。こどものしつけや育児に悩む保護者が、こどもの成長発達を理解し、体罰によらない育児ができるような体制づくりが求められている。事案が発生した時点だけではなく継続的な支援を行うことにより家族全体がエンパワーメントされ、必要な援助希求に結びつく。そのような相談関係が成立するよう関わりが持てること、そして、社会全体に対するマルチリポートメント予防の徹底が虐待の未然防止につながる。

4 特集「こどもの死亡時に実父母双方と同居している事例とそれ以外の事例の比較」にかかる集計とまとめ

虐待によりこどもが死亡したときに同居している家族構成について第5次から第18次報告までの虐待事例の集計では、心中以外、心中とも約半数が「実父母」と同居する家族構成となっている。次いで、「ひとり親（同居者なし）」が心中以外で約10%、心中で約14%、「ひとり親（同居者あり）」が心中以外で約16%、心中で約9%、「内縁関係」が心中以外では約9%、心中で約3%、「再婚等」が心中以外で約5%、心中が約2%という結果であった。そこで本報告の特集では、虐待によるこどもの死亡時に同居している家族構成の中でも「実父母」と同居以外の家族構成について着目し、「実父母」と同居している家庭と比較して、その傾向を分析することとした。

本調査は、各地方公共団体に対し児童相談所が把握する情報や市区町村虐待対応担当部署や母子保健担当部署等や、警察、養育・教育機関等、対象事例ごとに幅広い関係機関に照会するなどの情報収集の上で回答するよう求めている。このため、関係機関が当該事例について事例の発生前から支援等で関与していない場合は新たに情報収集することが難しく、「不明」「未記入」とされる場合が一定程度含まれており、また、同一世帯であっても家族員やその関係性によって、把握可能な情報の種類や量に偏りがある可能性がある。

全体的に有効回答件数が少ないため分析結果の一般化については一概に言えないこと、あくまでも死亡事例における状況・傾向であることなど調査結果の解釈にあたっては留意が必要である。

なお各カテゴリーは、「家庭の状況/1 家族構成_a_同居の養育者の状況」「iii-1 家庭の状況/1 家族構成_d_祖父母の同居」「iii-1 家庭の状況/1 家族構成_e_その他の同居者」をもとに下記のように分類している。

カテゴリー	選択肢
実父母	実父母
ひとり親(同居者なし)	ひとり親(離婚)、ひとり親(未婚)、ひとり親(死別)、ひとり親(別居)のうち祖父母やその他の同居者がいない
ひとり親(同居者あり)	ひとり親(離婚)、ひとり親(未婚)、ひとり親(死別)、ひとり親(別居)のうち祖父母やその他の同居者がいる(ただし、内縁関係の者は含まない)
内縁関係	ひとり親(同居者あり)のうち母または父の内縁関係(交際相手を含む)の同居者がいる
再婚等	実父母のいずれかとその再婚者の同居者がいる、養父母
その他	その他

※「家庭の状況/1 家族構成_a_同居の養育者の状況」で「ひとり親」を選択している事例で、「iii-1 家庭の状況/1 家族構成_e_その他の同居者」で「交際相手」と選択している事例については、「内縁関係」のカテゴリーとして整理。

(1) 第5次から第18次報告の虐待による死亡事例における同居している家族構成にかかる概況

第5次から第18次報告までの虐待による死亡事例について、心中以外747人、心中（未遂含む）492人を対象として集計した。

同居している家族構成が、「実父母」が心中以外は356人（47.7%）、心中は251人（51.0%）で共に最多であった。次いで、心中以外では「ひとり親（同居者あり）」が117人（15.7%）、「ひとり親（同居者なし）」が73人（9.8%）、「内縁関係」が66人（8.8%）、心中では「ひとり親（同居者なし）」が70人（14.2%）、「ひとり親（同居者あり）」が44人（8.9%）であった。

また、心中以外の「ひとり親（同居者あり）」117人のうち80人（68.4%）、「ひとり親（同居者なし）」73人のうち32人（43.8%）が「ひとり親（未婚）」であった。

(特集) 表1 <家族構成の状況>

(単位：人)

	総計	実父母	ひとり親 (同居者なし)	ひとり親 (同居者あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
心中以外	747	356	73	117	66	34	27	74
	100.0%	47.7%	9.8%	15.7%	8.8%	4.6%	3.6%	9.9%
心中	492	251	70	44	13	11	13	90
	100.0%	51.0%	14.2%	8.9%	2.6%	2.2%	2.6%	18.3%

(特集) 表2 <家族構成の状況 「ひとり親（同居者なし）」「ひとり親（同居者あり）」の婚姻状況>

(単位：人)

	心中以外		心中	
	ひとり親(同居者なし)	ひとり親(同居者あり)	ひとり親(同居者なし)	ひとり親(同居者あり)
全体	73	117	70	44
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
ひとり親(離婚)	25	33	53	24
	34.2%	28.2%	75.7%	54.5%
ひとり親(未婚)	32	80	4	10
	43.8%	68.4%	5.7%	22.7%
ひとり親(死別)	0	0	1	1
	0.0%	0.0%	1.4%	2.3%
ひとり親(別居)	16	4	12	9
	21.9%	3.4%	17.1%	20.5%

死亡時のこどもの年齢は、心中以外は約半数の370人が0歳（0日、1～6日含む）、心中は約半数の254人が6歳以上であった。特に心中以外では「ひとり親（同居者あり）」で、「0日」が47.9%、「内縁関係」で「1～2歳」「3～5歳」とともに30.3%と、他に比べて高い。

また、心中以外で約半数を占める「0歳」（370人）のうち、死因は「遺棄」が63人（17.0%）で最も多く、そのほとんどが医療機関以外での分娩または、分娩場所が不明であり、他の年齢区分以上に不明項目が多い。そのため、「0日」および「1～6日」を除いた集計・分析も行い、特徴のある結果を掲載する。

(特集) 表3 <死亡時のこどもの年齢>

(単位：人)

		総計	実父母	ひとり親 (同居者なし)	ひとり親 (同居者あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
心中以外	全体	747	356	73	117	66	34	27	74
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	0日	127	13	15	56	10	0	14	19
		17.0%	3.7%	20.5%	47.9%	15.2%	0.0%	51.9%	25.7%
	1～6日	29	7	3	12	1	0	0	6
		3.9%	2.0%	4.1%	10.3%	1.5%	0.0%	0.0%	8.1%
	0歳	214	166	14	14	6	2	5	7
		28.6%	46.6%	19.2%	12.0%	9.1%	5.9%	18.5%	9.5%
	1～2歳	130	72	13	12	20	7	1	5
	17.4%	20.2%	17.8%	10.3%	30.3%	20.6%	3.7%	6.8%	
3～5歳	120	54	14	6	20	16	4	6	
	16.1%	15.2%	19.2%	5.1%	30.3%	47.1%	14.8%	8.1%	
6歳以上	74	32	9	9	7	8	3	6	
	9.9%	9.0%	12.3%	7.7%	10.6%	23.5%	11.1%	8.1%	
不明	53	12	5	8	2	1	0	25	
	7.1%	3.4%	6.8%	6.8%	3.0%	2.9%	0.0%	33.8%	
		総計	実父母	ひとり親 (同居者なし)	ひとり親 (同居者あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
心中(未遂を含む)	全体	492	251	70	44	13	11	13	90
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	0日	1	0	1	0	0	0	0	0
		0.2%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	1～6日	2	2	0	0	0	0	0	0
		0.4%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	0歳	55	43	0	3	1	1	1	6
		11.2%	17.1%	0.0%	6.8%	7.7%	9.1%	7.7%	6.7%
	1～2歳	61	33	7	5	1	1	2	12
	12.4%	13.1%	10.0%	11.4%	7.7%	9.1%	15.4%	13.3%	
3～5歳	114	56	13	14	4	2	1	24	
	23.2%	22.3%	18.6%	31.8%	30.8%	18.2%	7.7%	26.7%	
6歳以上	254	117	49	21	7	7	9	44	
	51.6%	46.6%	70.0%	47.7%	53.8%	63.6%	69.2%	48.9%	
不明	5	0	0	1	0	0	0	4	
	1.0%	0.0%	0.0%	2.3%	0.0%	0.0%	0.0%	4.4%	

(特集) 表 4 <心中以外 死亡時のこどもの年齢(0日、1~6日除く)>

(単位:人)

		総計	実父母	ひとり親 (同居者なし)	ひとり親 (同居者あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
心中以外	全体	591	336	55	49	55	34	13	49
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	0歳	214	166	14	14	6	2	5	7
		36.2%	49.4%	25.5%	28.6%	10.9%	5.9%	38.5%	14.3%
	1~2歳	130	72	13	12	20	7	1	5
		22.0%	21.4%	23.6%	24.5%	36.4%	20.6%	7.7%	10.2%
	3~5歳	120	54	14	6	20	16	4	6
	20.3%	16.1%	25.5%	12.2%	36.4%	47.1%	30.8%	12.2%	
6歳以上	74	32	9	9	7	8	3	6	
	12.5%	9.5%	16.4%	18.4%	12.7%	23.5%	23.1%	12.2%	
不明	53	12	5	8	2	1	0	25	
	9.0%	3.6%	9.1%	16.3%	3.6%	2.9%	0.0%	51.0%	

(特集) 表 5 <死因_d_ネグレクトの種類>

(単位:人)

	総計	0日	1~6日	0歳	1~2歳	3~5歳	6歳以上	不明
全体	234	59	15	55	44	37	8	16
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
家に残したまま外出する、車中に置き去りにするなどこどもの健康・安全への配慮を怠る	115	2	2	44	34	27	5	1
	49.1%	3.4%	13.3%	80.0%	77.3%	73.0%	62.5%	6.3%
食事を与えないなどの養育放棄	41	4	4	9	10	9	2	3
	17.5%	6.8%	26.7%	16.4%	22.7%	24.3%	25.0%	18.8%
遺棄	87	50	13	3	4	3	0	14
	37.2%	84.7%	86.7%	5.5%	9.1%	8.1%	0.0%	87.5%
祖父母、きょうだい、保護者の交際相手等による虐待を見過ごす	9	0	0	2	4	3	0	0
	3.8%	0.0%	0.0%	3.6%	9.1%	8.1%	0.0%	0.0%
必要な医療を受けさせない(医療ネグレクト)	40	15	5	5	4	4	4	3
	17.1%	25.4%	33.3%	9.1%	9.1%	10.8%	50.0%	18.8%
不明	7	4	0	2	0	1	0	0
	3.0%	6.8%	0.0%	3.6%	0.0%	2.7%	0.0%	0.0%
子どもにとって必要な情緒欲求に応えない	7	0	0	2	1	3	1	0
	3.0%	0.0%	0.0%	3.6%	2.3%	8.1%	12.5%	0.0%

(特集) 表 6 <分娩の場所>

(単位:人)

	総計	0日	1~6日	0歳	1~2歳	3~5歳	6歳以上	不明
全体	594	80	9	153	81	98	134	39
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
医療機関	374	0	1	148	74	78	70	3
	63.0%	0.0%	11.1%	96.7%	91.4%	79.6%	52.2%	7.7%
自宅(助産師立ち会いあり)	1	0	0	0	0	0	0	1
	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%
自宅(助産師などの立ち会いなし)	90	55	6	2	1	2	6	18
	15.2%	68.8%	66.7%	1.3%	1.2%	2.0%	4.5%	46.2%
不明	100	3	0	3	4	17	58	15
	16.8%	3.8%	0.0%	2.0%	4.9%	17.3%	43.3%	38.5%
その他	29	22	2	0	2	1	0	2
	4.9%	27.5%	22.2%	0.0%	2.5%	1.0%	0.0%	5.1%

(2) 加害について

① 加害の動機（背景）

加害の動機（背景）は、心中以外では、「実父母」で「泣きやまないことにいらだったため」（15.4%）が、「内縁関係」「再婚等」で「しつけのつもり」（それぞれ31.8%、52.9%）が、「ひとり親（同居者あり）」で「こどもの存在の拒否・否定」（23.1%）が他に比べて高い。

心中の場合、具体的な動機として考えられるものとして、「ひとり親（同居者なし）」では「保護者自身の病気（精神疾患を除く）・障害等」が、「ひとり親（同居者あり）」では「保護者自身の病気（精神疾患を除く）・障害等」「夫婦間のトラブルなど家庭に不和」が、「内縁関係」では「経済的困窮（多額の借金など）」の割合が、他に比べて高い。

(特集) 表 7 < 心中以外 加害の動機 (背景) > (単一回答)

(単位: 人)

	心中以外							
	総計	実父母	ひとり親 (同居者 なし)	ひとり親 (同居者 あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
全体	747	356	73	117	66	34	27	74
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
しつけのつもり	69	21	6	3	21	18	0	0
	9.2%	5.9%	8.2%	2.6%	31.8%	52.9%	0.0%	0.0%
こどもがなつかない	8	3	2	1	1	1	0	0
	1.1%	0.8%	2.7%	0.9%	1.5%	2.9%	0.0%	0.0%
パートナーへの愛情を独占された など、こどもに対する嫉妬心	5	4	0	1	0	0	0	0
	0.7%	1.1%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
パートナーへの怒りをこどもに向 ける	7	6	0	0	0	0	0	1
	0.9%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%
慢性の疾患等の苦しみからこども を救おうという主観的意図	3	3	0	0	0	0	0	0
	0.4%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
こどもの暴力などから身を守るため	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
MSBP(代理ミュンヒハウゼン症 候群)	4	4	0	0	0	0	0	0
	0.5%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
こどもの世話・養育方法がわから ない	2	2	0	0	0	0	0	0
	0.3%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
こどもの世話・養育をする余裕が ない	5	3	0	1	1	0	0	0
	0.7%	0.8%	0.0%	0.9%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%
こどもの存在の拒否・否定	65	15	5	27	7	0	6	5
	8.7%	4.2%	6.8%	23.1%	10.6%	0.0%	22.2%	6.8%
泣きやまないことにいらだつため	71	55	6	1	6	0	3	0
	9.5%	15.4%	8.2%	0.9%	9.1%	0.0%	11.1%	0.0%
アルコール又は薬物依存に起因 した精神症状による行為	3	2	0	1	0	0	0	0
	0.4%	0.6%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
アルコール又は薬物依存以外に 起因した精神症状による行為(妄 想などによる)	31	19	1	5	2	1	2	1
	4.1%	5.3%	1.4%	4.3%	3.0%	2.9%	7.4%	1.4%
その他	102	61	10	14	5	1	4	7
	13.7%	17.1%	13.7%	12.0%	7.6%	2.9%	14.8%	9.5%
保護を怠ったことによる死亡(~ 17次)	104	48	19	13	6	7	2	9
	13.9%	13.5%	26.0%	11.1%	9.1%	20.6%	7.4%	12.2%
不明	268	110	24	50	17	6	10	51
	35.9%	30.9%	32.9%	42.7%	25.8%	17.6%	37.0%	68.9%

(特集) 表 8 <心中以外 加害の動機(背景)(0日、1~6日除く)>

(単位:人)

	心中以外							
	総計	実父母	ひとり親 (同居者 なし)	ひとり親 (同居者 あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
全体	591	336	55	49	55	34	13	49
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
しつけのつもり	69	21	6	3	21	18	0	0
	11.7%	6.3%	10.9%	6.1%	38.2%	52.9%	0.0%	0.0%
こどもがなつかない	8	3	2	1	1	1	0	0
	1.4%	0.9%	3.6%	2.0%	1.8%	2.9%	0.0%	0.0%
パートナーへの愛情を独占された など、こどもに対する嫉妬心	5	4	0	1	0	0	0	0
	0.8%	1.2%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
パートナーへの怒りをこどもに向 ける	7	6	0	0	0	0	0	1
	1.2%	1.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%
慢性の疾患等の苦しみからこども を救おうという主観的意図	3	3	0	0	0	0	0	0
	0.5%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
こどもの暴力などから身を守るため	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
MSBP(代理ミュンヒハウゼン症 候群)	4	4	0	0	0	0	0	0
	0.7%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
こどもの世話・養育方法がわから ない	2	2	0	0	0	0	0	0
	0.3%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
こどもの世話・養育をする余裕が ない	5	3	0	1	1	0	0	0
	0.8%	0.9%	0.0%	2.0%	1.8%	0.0%	0.0%	0.0%
こどもの存在の拒否・否定	19	11	0	2	4	0	1	1
	3.2%	3.3%	0.0%	4.1%	7.3%	0.0%	7.7%	2.0%
泣きやまないことにいらだつため	71	55	6	1	6	0	3	0
	12.0%	16.4%	10.9%	2.0%	10.9%	0.0%	23.1%	0.0%
アルコール又は薬物依存に起因 した精神症状による行為	3	2	0	1	0	0	0	0
	0.5%	0.6%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
アルコール又は薬物依存以外に 起因した精神症状による行為(妄 想などによる)	31	19	1	5	2	1	2	1
	5.2%	5.7%	1.8%	10.2%	3.6%	2.9%	15.4%	2.0%
その他	79	57	6	5	3	1	1	6
	13.4%	17.0%	10.9%	10.2%	5.5%	2.9%	7.7%	12.2%
保護を怠ったことによる死亡(~ 17次)	88	45	15	7	5	7	0	9
	14.9%	13.4%	27.3%	14.3%	9.1%	20.6%	0.0%	18.4%
不明	197	101	19	22	12	6	6	31
	33.3%	30.1%	34.5%	44.9%	21.8%	17.6%	46.2%	63.3%

(特集) 表 9 <加害の動機(背景) 心中の場合の具体的な動機として考えられるもの> (複数回答)

(単位: 人)

	心中による虐待死(未遂を含む)							
	総計	実父母	ひとり親 (同居者 なし)	ひとり親 (同居者 あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
全体	353	192	61	31	12	10	10	37
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
こどもの病気・障害	39	29	3	3	2	0	1	1
	11.0%	15.1%	4.9%	9.7%	16.7%	0.0%	10.0%	2.7%
保護者自身の精神疾患、精神不安	97	68	12	5	0	3	3	6
	27.5%	35.4%	19.7%	16.1%	0.0%	30.0%	30.0%	16.2%
保護者自身の病気(精神疾患を除く)・ 障害等	69	29	19	8	0	2	3	8
	19.5%	15.1%	31.1%	25.8%	0.0%	20.0%	30.0%	21.6%
経済的困窮(多額の借金など)	59	29	9	5	8	4	1	3
	16.7%	15.1%	14.8%	16.1%	66.7%	40.0%	10.0%	8.1%
育児不安や育児負担感	76	49	13	4	3	0	2	5
	21.5%	25.5%	21.3%	12.9%	25.0%	0.0%	20.0%	13.5%
夫婦間のトラブルなど家庭に不和	58	34	7	11	0	4	1	1
	16.4%	17.7%	11.5%	35.5%	0.0%	40.0%	10.0%	2.7%
その他	46	19	11	6	6	0	1	3
	13.0%	9.9%	18.0%	19.4%	50.0%	0.0%	10.0%	8.1%
不明	90	45	16	7	0	4	3	15
	25.5%	23.4%	26.2%	22.6%	0.0%	40.0%	30.0%	40.5%
無回答	1	1	0	0	0	0	0	0
	0.3%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(参考) 加害のきっかけになったこどもの状況

加害のきっかけとなったこどもの状況（0日、1～6日除く）は、心中以外では、おおむね半数前後が「不明」であるが、「実父母」「ひとり親（同居者あり）」では「特になし」がそれぞれ、24.7%、26.5%と最も高い。それ以外では、「実父母」では「泣きやまない」（20.8%）が、「再婚等」では「不動（保護者からの叱責に対してこどもが「固まってしまう」など無反応の状態となること）」（14.7%）、「問題行動（夜尿、遺尿、万引き、徘徊、拒食など）」（17.6%）が、他に比べて高い。

(特集) 表 10 <心中以外 加害のきっかけとなったこどもの状況（0日、1～6日除く）> (単位：人)

	心中以外							
	総計	実父母	ひとり親 (同居者 なし)	ひとり親 (同居者 あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
全体	591 100.0%	336 100.0%	55 100.0%	49 100.0%	55 100.0%	34 100.0%	13 100.0%	49 100.0%
泣きやまない	89 15.1%	70 20.8%	7 12.7%	1 2.0%	7 12.7%	0 0.0%	3 23.1%	1 2.0%
無反応	4 0.7%	2 0.6%	1 1.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 7.7%	0 0.0%
不動(保護者からの叱責に対してこどもが「固まってしまう」など無反応の状態となること)	10 1.7%	1 0.3%	2 3.6%	0 0.0%	2 3.6%	5 14.7%	0 0.0%	0 0.0%
問題行動(夜尿、遺尿、万引き、徘徊、拒食など)	18 3.0%	3 0.9%	2 3.6%	1 2.0%	6 10.9%	6 17.6%	0 0.0%	0 0.0%
反抗	23 3.9%	9 2.7%	0 0.0%	3 6.1%	9 16.4%	2 5.9%	0 0.0%	0 0.0%
特になし	122 20.6%	83 24.7%	9 16.4%	13 26.5%	7 12.7%	0 0.0%	2 15.4%	8 16.3%
その他	58 9.8%	33 9.8%	4 7.3%	4 8.2%	7 12.7%	9 26.5%	1 7.7%	0 0.0%
不明	267 45.2%	135 40.2%	30 54.5%	27 55.1%	17 30.9%	12 35.3%	6 46.2%	40 81.6%

② 主たる加害者

主たる加害者は、どの家族構成でも心中以外では「実母」が半数以上を占めている。「実母」以外の加害者は「実父母」では「実父」が41.3%、「内縁関係」では「実母の交際相手」が56.1%、「再婚等」では「養父」が41.2%、「継父」が29.4%と実母と同様に高い。心中においても、「実母」が約6～8割と高い。

(特集) 表 11 <主たる加害者> (複数回答)

(単位：人)

		総計	実父母	ひとり親 (同居者 なし)	ひとり親 (同居者 あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
心中以外	全体	747 100.0%	356 100.0%	73 100.0%	117 100.0%	66 100.0%	34 100.0%	27 100.0%	74 100.0%
	実母	517 69.2%	231 64.9%	60 82.2%	97 82.9%	39 59.1%	14 41.2%	20 74.1%	56 75.7%
	実父	181 24.2%	147 41.3%	7 9.6%	7 6.0%	3 4.5%	2 5.9%	3 11.1%	12 16.2%
	養母	1 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.9%	0 0.0%	0 0.0%
	養父	18 2.4%	0 0.0%	2 2.7%	0 0.0%	1 1.5%	14 41.2%	1 3.7%	0 0.0%
	継母	3 0.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 8.8%	0 0.0%	0 0.0%
	継父	14 1.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 4.5%	10 29.4%	1 3.7%	0 0.0%
	実母の交際相手	49 6.6%	0 0.0%	6 8.2%	6 5.1%	37 56.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	実父の交際相手	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	母方祖母	6 0.8%	2 0.6%	0 0.0%	4 3.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	父方祖母	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	母方祖父	2 0.3%	0 0.0%	0 0.0%	2 1.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	父方祖父	1 0.1%	1 0.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	その他	20 2.7%	7 2.0%	0 0.0%	8 6.8%	2 3.0%	0 0.0%	3 11.1%	0 0.0%
	不明	50 6.7%	27 7.6%	4 5.5%	5 4.3%	3 4.5%	0 0.0%	1 3.7%	10 13.5%

		総計	実父母	ひとり親 (同居者なし)	ひとり親 (同居者あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
心中(未遂含む)	全体	492 100.0%	251 100.0%	70 100.0%	44 100.0%	13 100.0%	11 100.0%	13 100.0%	90 100.0%
	実母	361 73.4%	194 77.3%	57 81.4%	27 61.4%	9 69.2%	8 72.7%	8 61.5%	58 64.4%
	実父	111 22.6%	59 23.5%	14 20.0%	11 25.0%	1 7.7%	1 9.1%	2 15.4%	23 25.6%
	養母	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	養父	2 0.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 18.2%	0 0.0%	0 0.0%
	継母	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	継父	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	実母の交際相手	6 1.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 46.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	実父の交際相手	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	母方祖母	12 2.4%	2 0.8%	0 0.0%	3 6.8%	3 23.1%	0 0.0%	1 7.7%	3 3.3%
	父方祖母	5 1.0%	2 0.8%	1 1.4%	1 2.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 7.7%	0 0.0%
	母方祖父	8 1.6%	1 0.4%	0 0.0%	2 4.5%	3 23.1%	0 0.0%	1 7.7%	1 1.1%
	父方祖父	1 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	その他	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	不明	18 3.7%	7 2.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	11 12.2%

③ 死因となった虐待の種類

死因となった虐待の種類は、心中以外では「身体的虐待」が半数前後を占めているが、「ひとり親（同居者なし）」「ひとり親（同居者あり）」では「ネグレクト」がそれぞれ43.8%、38.5%と、他に比べて高い。

(特集) 表 12 <死因となった虐待の種類>

(単位：人)

		総計	実父母	ひとり親 (同居者なし)	ひとり親 (同居者あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
心中以外	全体	747 100.0%	356 100.0%	73 100.0%	117 100.0%	66 100.0%	34 100.0%	27 100.0%	74 100.0%
	身体的虐待	417 55.8%	219 61.5%	32 43.8%	58 49.6%	44 66.7%	24 70.6%	15 55.6%	25 33.8%
	ネグレクト	234 31.3%	99 27.8%	32 43.8%	45 38.5%	16 24.2%	8 23.5%	7 25.9%	27 36.5%
	心理的虐待	2 0.3%	1 0.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.9%	0 0.0%	0 0.0%
	性的虐待	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	不明	80 10.7%	31 8.7%	8 11.0%	12 10.3%	6 9.1%	1 2.9%	5 18.5%	17 23.0%
	無回答	14 1.9%	6 1.7%	1 1.4%	2 1.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 6.8%

		総計	実父母	ひとり親 (同居者なし)	ひとり親 (同居者あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
心中(未遂を含む)	全体	492 100.0%	251 100.0%	70 100.0%	44 100.0%	13 100.0%	11 100.0%	13 100.0%	90 100.0%
	身体的虐待	474 96.3%	242 96.4%	69 98.6%	43 97.7%	12 92.3%	11 100.0%	13 100.0%	84 93.3%
	ネグレクト	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	心理的虐待	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	性的虐待	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	不明	18 3.7%	9 3.6%	1 1.4%	1 2.3%	1 7.7%	0 0.0%	0 0.0%	6 6.7%
	無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(特集) 表 13 <心中以外 心死因となった虐待の種類(0日、1～6日除く)> (単位:人)

		総計	実父母	ひとり親 (同居者なし)	ひとり親 (同居者あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
心中以外	全体	591 100.0%	336 100.0%	55 100.0%	49 100.0%	55 100.0%	34 100.0%	13 100.0%	49 100.0%
	身体的虐待	357 60.4%	213 63.4%	26 47.3%	30 61.2%	42 76.4%	24 70.6%	10 76.9%	12 24.5%
	ネグレクト	160 27.1%	91 27.1%	23 41.8%	10 20.4%	10 18.2%	8 23.5%	0 0.0%	18 36.7%
	心理的虐待	2 0.3%	1 0.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.9%	0 0.0%	0 0.0%
	性的虐待	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	不明	60 10.2%	27 8.0%	5 9.1%	7 14.3%	3 5.5%	1 2.9%	3 23.1%	14 28.6%
	無回答	12 2.0%	4 1.2%	1 1.8%	2 4.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 10.2%

④ 心中以外のネグレクトの種類

心中以外のネグレクトの種類は、「実父母」「ひとり親(同居者なし)」「内縁関係」「再婚等」では「家に残したまま外出する、車中に置き去りにするなど、こどもの健康・安全への配慮を怠る」が半数以上を占めているが、「ひとり親(同居者あり)」では「遺棄」が80.0%と、他に比べて高い。

(特集) 表 14 <心中以外 ネグレクトの種類> (複数回答)

(単位：人)

	心中以外							
	総計	実父母	ひとり親 (同居者 なし)	ひとり親 (同居者 あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
全体	234	99	32	45	16	8	7	27
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
家に残したまま外出する、車中に置き去りにするなど子どもの健康・安全への配慮を怠る	115	63	19	8	8	6	0	11
	49.1%	63.6%	59.4%	17.8%	50.0%	75.0%	0.0%	40.7%
食事を与えないなどの養育放棄	41	14	10	6	2	4	2	3
	17.5%	14.1%	31.3%	13.3%	12.5%	50.0%	28.6%	11.1%
遺棄	87	15	11	36	5	0	5	15
	37.2%	15.2%	34.4%	80.0%	31.3%	0.0%	71.4%	55.6%
祖父母、きょうだい、保護者の交際相手等による虐待を見逃す	9	4	2	2	0	1	0	0
	3.8%	4.0%	6.3%	4.4%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%
必要な医療を受けさせない(医療ネグレクト)	40	14	11	8	2	1	3	1
	17.1%	14.1%	34.4%	17.8%	12.5%	12.5%	42.9%	3.7%
不明	7	4	2	0	1	0	0	0
	3.0%	4.0%	6.3%	0.0%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%
子どもにとって必要な情緒欲求に応えない	7	4	3	0	0	0	0	0
	3.0%	4.0%	9.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(3) 死亡時の虐待以前に確認された虐待

① 死亡時の虐待以前に確認された虐待の有無

死亡時の虐待以前に確認された虐待は、心中以外では「内縁関係」(41.0%)、が他に比べて高い。心中では「ひとり親(同居者なし)」で「あり」が29.3%と、他に比べて高い。

(特集) 表 15 <死亡時の虐待以前に確認された虐待の有無>

(単位：人)

		総計	実父母	ひとり親 (同居者なし)	ひとり親 (同居者あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
心中以外	全体	553	266	63	94	39	22	23	46
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	なし	362	188	34	71	18	14	17	20
		65.5%	70.7%	54.0%	75.5%	46.2%	63.6%	73.9%	43.5%
あり	118	60	21	9	16	7	4	1	
	21.3%	22.6%	33.3%	9.6%	41.0%	31.8%	17.4%	2.2%	
不明	73	18	8	14	5	1	2	25	
	13.2%	6.8%	12.7%	14.9%	12.8%	4.5%	8.7%	54.3%	
心中(未遂を含む)	全体	328	175	58	31	12	10	9	33
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	なし	246	146	36	23	9	7	7	18
		75.0%	83.4%	62.1%	74.2%	75.0%	70.0%	77.8%	54.5%
あり	44	14	17	3	2	2	1	5	
	13.4%	8.0%	29.3%	9.7%	16.7%	20.0%	11.1%	15.2%	
不明	38	15	5	5	1	1	1	10	
	11.6%	8.6%	8.6%	16.1%	8.3%	10.0%	11.1%	30.3%	

② 死亡時の虐待以前に確認された虐待の頻度

死亡時の虐待以前に確認された虐待の頻度は、心中以外では「ひとり親（同居者なし）」「内縁関係」「再婚等」は「断続的・継続的」と回答している割合が高い。特に「再婚等」は64.7%となっている。

(特集) 表 16 <死亡時の虐待以前に確認された虐待の頻度>

(単位：人)

		総計	実父母	ひとり親 (同居者なし)	ひとり親 (同居者あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
心中以外	全体	747	356	73	117	66	34	27	74
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	今回初めて	338	161	26	82	17	10	19	23
		45.2%	45.2%	35.6%	70.1%	25.8%	29.4%	70.4%	31.1%
	断続的・継続的	176	77	31	12	28	22	4	2
		23.6%	21.6%	42.5%	10.3%	42.4%	64.7%	14.8%	2.7%
不明	232	117	16	23	21	2	4	49	
	31.1%	32.9%	21.9%	19.7%	31.8%	5.9%	14.8%	66.2%	
無回答	1	1	0	0	0	0	0	0	
	0.1%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
心中(未遂を含む)	全体	492	251	70	44	13	11	13	90
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	今回初めて	282	154	42	29	10	7	8	32
		57.3%	61.4%	60.0%	65.9%	76.9%	63.6%	61.5%	35.6%
	断続的・継続的	35	9	14	3	2	2	1	4
		7.1%	3.6%	20.0%	6.8%	15.4%	18.2%	7.7%	4.4%
不明	174	87	14	12	1	2	4	54	
	35.4%	34.7%	20.0%	27.3%	7.7%	18.2%	30.8%	60.0%	
無回答	1	1	0	0	0	0	0	0	
	0.2%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

(特集) 表 17 <心中以外 死亡時の虐待以前に確認された虐待の頻度(0日、1~6日除く)> (単位：人)

		総計	実父母	ひとり親 (同居者なし)	ひとり親 (同居者あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
心中以外	全体	591	336	55	49	55	34	13	49
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	今回初めて	219	146	15	20	10	10	6	12
		37.1%	43.5%	27.3%	40.8%	18.2%	29.4%	46.2%	24.5%
	断続的・継続的	172	77	28	12	28	22	3	2
		29.1%	22.9%	50.9%	24.5%	50.9%	64.7%	23.1%	4.1%
不明	199	112	12	17	17	2	4	35	
	33.7%	33.3%	21.8%	34.7%	30.9%	5.9%	30.8%	71.4%	
無回答	1	1	0	0	0	0	0	0	
	0.2%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

③ 確認された虐待の期間

確認された虐待の期間は、心中以外では「実父母」「ひとり親（同居者あり）」で半数以上が「～1か月未満」であるのに対し、「再婚等」は「1か月～6か月未満」と「6か月以上」が半数を占めている。

(特集) 表 18 <確認された虐待の期間>

(単位：人)

		総計	実父母	ひとり親 (同居者なし)	ひとり親 (同居者あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
心中以外	全体	747	356	73	117	66	34	27	74
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	～1か月未満	377	181	27	83	25	11	21	29
		50.5%	50.8%	37.0%	70.9%	37.9%	32.4%	77.8%	39.2%
	1か月～ 6か月未満	82	39	9	4	18	10	0	2
		11.0%	11.0%	12.3%	3.4%	27.3%	29.4%	0.0%	2.7%
6か月以上	62	24	13	6	8	9	1	1	
	8.3%	6.7%	17.8%	5.1%	12.1%	26.5%	3.7%	1.4%	
不明	226	112	24	24	15	4	5	42	
	30.3%	31.5%	32.9%	20.5%	22.7%	11.8%	18.5%	56.8%	
心中(未遂を含む)	全体	492	251	70	44	13	11	13	90
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	～1か月未満	268	144	42	26	6	8	8	34
		54.5%	57.4%	60.0%	59.1%	46.2%	72.7%	61.5%	37.8%
	1か月～ 6か月未満	9	2	2	2	0	0	2	1
		1.8%	0.8%	2.9%	4.5%	0.0%	0.0%	15.4%	1.1%
6か月以上	21	5	10	1	2	1	0	2	
	4.3%	2.0%	14.3%	2.3%	15.4%	9.1%	0.0%	2.2%	
不明	194	100	16	15	5	2	3	53	
	39.4%	39.8%	22.9%	34.1%	38.5%	18.2%	23.1%	58.9%	

(4) 世帯の状況

① 住宅の状況

住宅の状況については、心中以外では「ひとり親（同居者なし）」「内縁関係」で「集合住宅（賃貸）」が 67.1%、68.2%と、他に比べて高い。心中においても「ひとり親（同居者なし）」「内縁関係」「再婚等」で約半数が「集合住宅（賃貸）」と他に比べて高い。

(特集) 表 19 <住宅の状況>

(単位：人)

		総計	実父母	ひとり親 (同居者 なし)	ひとり親 (同居者 あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
心中以外	全体	747	356	73	117	66	34	27	74
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	一戸建て住宅(所有)	147	85	4	41	2	5	10	0
		19.7%	23.9%	5.5%	35.0%	3.0%	14.7%	37.0%	0.0%
	一戸建て住宅(賃貸)	44	21	2	13	6	1	1	0
		5.9%	5.9%	2.7%	11.1%	9.1%	2.9%	3.7%	0.0%
	集合住宅(所有)	29	16	3	7	1	0	2	0
		3.9%	4.5%	4.1%	6.0%	1.5%	0.0%	7.4%	0.0%
	集合住宅(賃貸)	326	176	49	20	45	18	3	15
		43.6%	49.4%	67.1%	17.1%	68.2%	52.9%	11.1%	20.3%
	公営住宅	44	17	9	6	3	6	3	0
		5.9%	4.8%	12.3%	5.1%	4.5%	17.6%	11.1%	0.0%
	他人の家に同居	8	2	0	2	2	1	1	0
		1.1%	0.6%	0.0%	1.7%	3.0%	2.9%	3.7%	0.0%
母子生活支援施設	2	0	2	0	0	0	0	0	
	0.3%	0.0%	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
民間シェルター	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
定住地なし	4	0	1	0	0	1	2	0	
	0.5%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	2.9%	7.4%	0.0%	
不明	128	38	3	27	7	2	5	46	
	17.1%	10.7%	4.1%	23.1%	10.6%	5.9%	18.5%	62.2%	
無回答	15	1	0	1	0	0	0	13	
	2.0%	0.3%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%	17.6%	

		総計	実父母	ひとり親 (同居者 なし)	ひとり親 (同居者 あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
心中(未遂を含む)	全体	492 100.0%	251 100.0%	70 100.0%	44 100.0%	13 100.0%	11 100.0%	13 100.0%	90 100.0%
	一戸建て住宅(所有)	133 27.0%	91 36.3%	9 12.9%	26 59.1%	1 7.7%	2 18.2%	4 30.8%	0 0.0%
	一戸建て住宅(賃貸)	19 3.9%	13 5.2%	1 1.4%	2 4.5%	1 7.7%	2 18.2%	0 0.0%	0 0.0%
	集合住宅(所有)	23 4.7%	17 6.8%	4 5.7%	0 0.0%	1 7.7%	0 0.0%	1 7.7%	0 0.0%
	集合住宅(賃貸)	135 27.4%	71 28.3%	38 54.3%	7 15.9%	7 53.8%	6 54.5%	6 46.2%	0 0.0%
	公営住宅	24 4.9%	9 3.6%	13 18.6%	0 0.0%	1 7.7%	0 0.0%	1 7.7%	0 0.0%
	他人の家に同居	2 0.4%	0 0.0%	0 0.0%	2 4.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	母子生活支援施設	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	民間シェルター	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	定住地なし	1 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.1%
	不明	87 17.7%	50 19.9%	5 7.1%	7 15.9%	2 15.4%	1 9.1%	1 7.7%	21 23.3%
	無回答	68 13.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	68 75.6%

(特集) 表 20 <心中以外 住宅の状況(0日、1～6日除く)>

(単位:人)

		総計	実父母	ひとり親 (同居者 なし)	ひとり親 (同居者 あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
心中以外	全体	591 100.0%	336 100.0%	55 100.0%	49 100.0%	55 100.0%	34 100.0%	13 100.0%	49 100.0%
	一戸建て住宅(所有)	108 18.3%	77 22.9%	4 7.3%	15 30.6%	2 3.6%	5 14.7%	5 38.5%	0 0.0%
	一戸建て住宅(賃貸)	34 5.8%	21 6.3%	2 3.6%	4 8.2%	5 9.1%	1 2.9%	1 7.7%	0 0.0%
	集合住宅(所有)	27 4.6%	16 4.8%	3 5.5%	6 12.2%	0 0.0%	0 0.0%	2 15.4%	0 0.0%
	集合住宅(賃貸)	285 48.2%	167 49.7%	33 60.0%	14 28.6%	39 70.9%	18 52.9%	2 15.4%	12 24.5%
	公営住宅	38 6.4%	16 4.8%	9 16.4%	4 8.2%	3 5.5%	6 17.6%	0 0.0%	0 0.0%
	他人の家に同居	7 1.2%	2 0.6%	0 0.0%	2 4.1%	1 1.8%	1 2.9%	1 7.7%	0 0.0%
	母子生活支援施設	2 0.3%	0 0.0%	2 3.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	民間シェルター	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	定住地なし	1 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.9%	0 0.0%	0 0.0%
	不明	76 12.9%	36 10.7%	2 3.6%	4 8.2%	5 9.1%	2 5.9%	2 15.4%	25 51.0%
	無回答	13 2.2%	1 0.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	12 24.5%

② 家計を支えている主たる者

家計を支えている主たる者は、心中以外、心中ともに「ひとり親（同居者なし）」「内縁関係」では「実母」が最も高い。

(特集) 表 21 <家計を支えている主たる者> (複数回答)

(単位：人)

	心中以外							
	総計	実父母	ひとり親 (同居者 なし)	ひとり親 (同居者 あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
全体	747 100.0%	356 100.0%	73 100.0%	117 100.0%	66 100.0%	34 100.0%	27 100.0%	74 100.0%
実母	137 18.3%	22 6.2%	53 72.6%	27 23.1%	29 43.9%	4 11.8%	0 0.0%	2 2.7%
実父	301 40.3%	276 77.5%	8 11.0%	4 3.4%	2 3.0%	5 14.7%	6 22.2%	0 0.0%
継母	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
継父	7 0.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 3.0%	3 8.8%	2 7.4%	0 0.0%
養母	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
養父	18 2.4%	0 0.0%	1 1.4%	0 0.0%	1 1.5%	15 44.1%	1 3.7%	0 0.0%
母方祖母	18 2.4%	2 0.6%	0 0.0%	12 10.3%	1 1.5%	1 2.9%	1 3.7%	1 1.4%
母方祖父	50 6.7%	5 1.4%	3 4.1%	38 32.5%	1 1.5%	0 0.0%	3 11.1%	0 0.0%
父方祖母	3 0.4%	3 0.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
父方祖父	5 0.7%	4 1.1%	0 0.0%	1 0.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
実母の交際相手	14 1.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	13 19.7%	0 0.0%	1 3.7%	0 0.0%
実父の交際相手	1 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
その他	33 4.4%	12 3.4%	3 4.1%	7 6.0%	4 6.1%	0 0.0%	7 25.9%	0 0.0%
不明	147 19.7%	32 9.0%	5 6.8%	28 23.9%	12 18.2%	6 17.6%	6 22.2%	58 78.4%
無回答	13 1.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	13 17.6%

	心中による虐待死(未遂を含む)							
	総計	実父母	ひとり親 (同居者 なし)	ひとり親 (同居者 あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
全体	492 100.0%	251 100.0%	70 100.0%	44 100.0%	13 100.0%	11 100.0%	13 100.0%	90 100.0%
実母	83 16.9%	12 4.8%	44 62.9%	13 29.5%	10 76.9%	1 9.1%	2 15.4%	1 1.1%
実父	243 49.4%	208 82.9%	15 21.4%	10 22.7%	0 0.0%	2 18.2%	5 38.5%	3 3.3%
継母	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
継父	5 1.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 45.5%	0 0.0%	0 0.0%
養母	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
養父	2 0.4%	0 0.0%	1 1.4%	0 0.0%	0 0.0%	1 9.1%	0 0.0%	0 0.0%
母方祖母	4 0.8%	0 0.0%	0 0.0%	2 4.5%	0 0.0%	0 0.0%	2 15.4%	0 0.0%
母方祖父	8 1.6%	0 0.0%	0 0.0%	7 15.9%	0 0.0%	0 0.0%	1 7.7%	0 0.0%
父方祖母	1 0.2%	1 0.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
父方祖父	1 0.2%	1 0.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
実母の交際相手	3 0.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 23.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
実父の交際相手	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
その他	7 1.4%	2 0.8%	2 2.9%	2 4.5%	0 0.0%	0 0.0%	1 7.7%	0 0.0%
不明	67 13.6%	27 10.8%	8 11.4%	10 22.7%	0 0.0%	2 18.2%	2 15.4%	18 20.0%
無回答	68 13.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	68 75.6%

③ 収入等

収入等については、心中以外では「生活保護世帯」で「ひとり親（同居者なし）」が 35.6%と高い。「市区町村民税非課税世帯（所得割、均等割ともに非課税）」で「内縁関係」「再婚等」が 22.7%、23.5%と他に比べて高い。

(特集) 表 22 <収入等>

(単位：人)

		総計	実父母	ひとり親 (同居者 なし)	ひとり親 (同居者 あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
心中以外	全体	747	356	73	117	66	34	27	74
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	生活保護世帯	63	21	26	4	10	2	0	0
		8.4%	5.9%	35.6%	3.4%	15.2%	5.9%	0.0%	0.0%
	市区町村民税非課税世帯 (所得割、均等割ともに非課税)	87	41	10	10	15	8	2	1
		11.6%	11.5%	13.7%	8.5%	22.7%	23.5%	7.4%	1.4%
	市区町村民税課税世帯 (所得割のみ非課税)	14	11	0	0	2	0	1	0
		1.9%	3.1%	0.0%	0.0%	3.0%	0.0%	3.7%	0.0%
	市区町村民税課税世帯 (年収500万円未満)	129	87	5	24	5	4	4	0
		17.3%	24.4%	6.8%	20.5%	7.6%	11.8%	14.8%	0.0%
年収500万円以上	70	46	5	15	1	2	1	0	
	9.4%	12.9%	6.8%	12.8%	1.5%	5.9%	3.7%	0.0%	
不明	371	150	27	64	33	18	19	60	
	49.7%	42.1%	37.0%	54.7%	50.0%	52.9%	70.4%	81.1%	
無回答	13	0	0	0	0	0	0	13	
	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	17.6%	
心中(未遂を含む)	全体	492	251	70	44	13	11	13	90
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	生活保護世帯	24	0	17	1	4	0	2	0
		4.9%	0.0%	24.3%	2.3%	30.8%	0.0%	15.4%	0.0%
	市区町村民税非課税世帯 (所得割、均等割ともに非課税)	45	15	18	8	1	1	1	1
		9.1%	6.0%	25.7%	18.2%	7.7%	9.1%	7.7%	1.1%
	市区町村民税課税世帯 (所得割のみ非課税)	11	4	1	2	3	0	1	0
		2.2%	1.6%	1.4%	4.5%	23.1%	0.0%	7.7%	0.0%
	市区町村民税課税世帯 (年収500万円未満)	87	63	6	10	2	4	0	2
		17.7%	25.1%	8.6%	22.7%	15.4%	36.4%	0.0%	2.2%
年収500万円以上	76	63	4	3	1	3	2	0	
	15.4%	25.1%	5.7%	6.8%	7.7%	27.3%	15.4%	0.0%	
不明	181	106	24	20	2	3	7	19	
	36.8%	42.2%	34.3%	45.5%	15.4%	27.3%	53.8%	21.1%	
無回答	68	0	0	0	0	0	0	68	
	13.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	75.6%	

④ 地域社会との接触

地域社会との接触については、心中以外では「ひとり親（同居者なし）」
「内縁関係」「再婚等」は「ほとんど無い」「乏しい」が高く、地域社会との
接触が少ないケースが半数を超える。

(特集) 表 23 <地域社会との接触>

(単位：人)

		総計	実父母	ひとり親 (同居者なし)	ひとり親 (同居者あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
心中以外	全体	747	356	73	117	66	34	27	74
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	ほとんど無い	170	78	25	23	26	11	4	3
		22.8%	21.9%	34.2%	19.7%	39.4%	32.4%	14.8%	4.1%
	乏しい	115	59	23	10	13	6	3	1
		15.4%	16.6%	31.5%	8.5%	19.7%	17.6%	11.1%	1.4%
	ふつう	148	94	6	26	4	8	10	0
		19.8%	26.4%	8.2%	22.2%	6.1%	23.5%	37.0%	0.0%
活発	14	8	2	4	0	0	0	0	
	1.9%	2.2%	2.7%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
不明	287	117	17	54	23	9	10	57	
	38.4%	32.9%	23.3%	46.2%	34.8%	26.5%	37.0%	77.0%	
無回答	13	0	0	0	0	0	0	13	
	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	17.6%	
心中(未遂を含む)	全体	492	251	70	44	13	11	13	90
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	ほとんど無い	37	16	11	5	0	2	3	0
		7.5%	6.4%	15.7%	11.4%	0.0%	18.2%	23.1%	0.0%
	乏しい	30	11	10	5	2	1	0	1
		6.1%	4.4%	14.3%	11.4%	15.4%	9.1%	0.0%	1.1%
	ふつう	143	91	22	15	7	3	5	0
		29.1%	36.3%	31.4%	34.1%	53.8%	27.3%	38.5%	0.0%
活発	7	6	1	0	0	0	0	0	
	1.4%	2.4%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
不明	207	127	26	19	4	5	5	21	
	42.1%	50.6%	37.1%	43.2%	30.8%	45.5%	38.5%	23.3%	
無回答	68	0	0	0	0	0	0	68	
	13.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	75.6%	

⑤ 親族との接触

親族との接触については、心中以外では「ひとり親（同居者なし）」「内縁関係」は「ほとんど無い」「乏しい」が高く、親族との接触が少ないケースが多い。

(特集) 表 24 <親族との接触>

(単位：人)

		総計	実父母	ひとり親 (同居者なし)	ひとり親 (同居者あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
心中以外	全体	747	356	73	117	66	34	27	74
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	ほとんど無い	70	15	20	13	13	4	3	2
		9.4%	4.2%	27.4%	11.1%	19.7%	11.8%	11.1%	2.7%
	乏しい	109	55	13	15	19	5	2	0
		14.6%	15.4%	17.8%	12.8%	28.8%	14.7%	7.4%	0.0%
	ふつう	214	141	18	25	7	10	12	1
		28.6%	39.6%	24.7%	21.4%	10.6%	29.4%	44.4%	1.4%
活発	66	45	4	10	2	4	1	0	
	8.8%	12.6%	5.5%	8.5%	3.0%	11.8%	3.7%	0.0%	
不明	275	100	18	54	25	11	9	58	
	36.8%	28.1%	24.7%	46.2%	37.9%	32.4%	33.3%	78.4%	
無回答	13	0	0	0	0	0	0	13	
	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	17.6%	
心中(未遂を含む)	全体	492	251	70	44	13	11	13	90
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	ほとんど無い	14	2	5	1	4	1	1	0
		2.8%	0.8%	7.1%	2.3%	30.8%	9.1%	7.7%	0.0%
	乏しい	33	14	13	3	0	1	2	0
		6.7%	5.6%	18.6%	6.8%	0.0%	9.1%	15.4%	0.0%
	ふつう	127	84	19	15	1	3	5	0
		25.8%	33.5%	27.1%	34.1%	7.7%	27.3%	38.5%	0.0%
活発	37	22	8	6	0	0	1	0	
	7.5%	8.8%	11.4%	13.6%	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	
不明	213	129	25	19	8	6	4	22	
	43.3%	51.4%	35.7%	43.2%	61.5%	54.5%	30.8%	24.4%	
無回答	68	0	0	0	0	0	0	68	
	13.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	75.6%	

(特集) 表 25 <心中以外 親族との接触 (0日、1~6日除く)>

(単位:人)

		総計	実父母	ひとり親 (同居者なし)	ひとり親 (同居者あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
心中以外	全体	591 100.0%	336 100.0%	55 100.0%	49 100.0%	55 100.0%	34 100.0%	13 100.0%	49 100.0%
	ほとんど無い	55 9.3%	15 4.5%	17 30.9%	9 18.4%	8 14.5%	4 11.8%	1 7.7%	1 2.0%
	乏しい	92 15.6%	54 16.1%	8 14.5%	6 12.2%	18 32.7%	5 14.7%	1 7.7%	0 0.0%
	ふつう	179 30.3%	130 38.7%	17 30.9%	10 20.4%	6 10.9%	10 29.4%	5 38.5%	1 2.0%
	活発	60 10.2%	43 12.8%	4 7.3%	6 12.2%	2 3.6%	4 11.8%	1 7.7%	0 0.0%
	不明	193 32.7%	94 28.0%	9 16.4%	18 36.7%	21 38.2%	11 32.4%	5 38.5%	35 71.4%
	無回答	12 2.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	12 24.5%

⑥ 子育て支援事業の利用状況

子育て支援事業の利用状況については、心中以外では「ひとり親（同居者なし）」「ひとり親（同居者あり）」「内縁関係」では「なし」が半数を超えている。

(特集) 表 26 <子育て支援事業の利用状況>

(単位:人)

		総計	実父母	ひとり親 (同居者なし)	ひとり親 (同居者あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
心中以外	全体	747 100.0%	356 100.0%	73 100.0%	117 100.0%	66 100.0%	34 100.0%	27 100.0%	74 100.0%
	なし	392 52.5%	157 44.1%	42 57.5%	94 80.3%	39 59.1%	14 41.2%	19 70.4%	27 36.5%
	あり	222 29.7%	142 39.9%	28 38.4%	13 11.1%	21 31.8%	12 35.3%	6 22.2%	0 0.0%
	不明	120 16.1%	57 16.0%	3 4.1%	10 8.5%	6 9.1%	8 23.5%	2 7.4%	34 45.9%
	無回答	13 1.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	13 17.6%
	心中(未遂を含む)	全体	492 100.0%	251 100.0%	70 100.0%	44 100.0%	13 100.0%	11 100.0%	13 100.0%
なし		152 30.9%	97 38.6%	26 37.1%	12 27.3%	5 38.5%	3 27.3%	4 30.8%	5 5.6%
あり		180 36.6%	111 44.2%	30 42.9%	17 38.6%	7 53.8%	5 45.5%	6 46.2%	4 4.4%
不明		93 18.9%	43 17.1%	14 20.0%	15 34.1%	1 7.7%	3 27.3%	3 23.1%	14 15.6%
無回答		67 13.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	67 74.4%

(特集) 表 27 <心中以外 子育て支援事業の利用状況 (0日、1～6日除く)>

(単位:人)

		総計	実父母	ひとり親 (同居者なし)	ひとり親 (同居者あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
心中以外	全体	591 100.0%	336 100.0%	55 100.0%	49 100.0%	55 100.0%	34 100.0%	13 100.0%	49 100.0%
	なし	262 44.3%	144 42.9%	26 47.3%	31 63.3%	28 50.9%	14 41.2%	5 38.5%	14 28.6%
	あり	220 37.2%	141 42.0%	28 50.9%	12 24.5%	21 38.2%	12 35.3%	6 46.2%	0 0.0%
	不明	97 16.4%	51 15.2%	1 1.8%	6 12.2%	6 10.9%	8 23.5%	2 15.4%	23 46.9%
	無回答	12 2.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	12 24.5%

⑦ 実母の支援をしてくれた人の有無

実母の支援をしてくれた人の有無については、心中以外では「ひとり親 (同居者あり)」は「なし」が他に比べて高い。

(特集) 表 28 <実母の支援してくれた人の有無>

(単位:人)

		総計	実父母	ひとり親 (同居者なし)	ひとり親 (同居者あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
心中以外	全体	727 100.0%	356 100.0%	73 100.0%	117 100.0%	66 100.0%	31 100.0%	26 100.0%	58 100.0%
	なし	106 14.6%	23 6.5%	18 24.7%	37 31.6%	15 22.7%	6 19.4%	6 23.1%	1 1.7%
	あり	423 58.2%	262 73.6%	44 60.3%	44 37.6%	36 54.5%	20 64.5%	16 61.5%	1 1.7%
	不明	198 27.2%	71 19.9%	11 15.1%	36 30.8%	15 22.7%	5 16.1%	4 15.4%	56 96.6%
	無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
心中(未遂を含む)	全体	416 100.0%	251 100.0%	67 100.0%	43 100.0%	13 100.0%	10 100.0%	13 100.0%	19 100.0%
	なし	12 2.9%	4 1.6%	7 10.4%	1 2.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	あり	216 51.9%	128 51.0%	34 50.7%	27 62.8%	9 69.2%	8 80.0%	8 61.5%	2 10.5%
	不明	187 45.0%	118 47.0%	26 38.8%	15 34.9%	4 30.8%	2 20.0%	5 38.5%	17 89.5%
	無回答	1 0.2%	1 0.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

⑧ 死亡したこどもが生まれる前に確認できる複数回の転居の有無*

死亡したこどもが生まれる前に確認できる複数回の転居の有無については、心中以外では「内縁関係」「再婚等」は「あり」が高い。

(特集) 表 29 <死亡したこどもが生まれる前に確認できる複数回の転居の有無> (単位：人)

		総計	実父母	ひとり親 (同居者なし)	ひとり親 (同居者あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
心中以外	全体	747	356	73	117	66	34	27	74
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	なし	406	235	41	68	25	13	21	3
		54.4%	66.0%	56.2%	58.1%	37.9%	38.2%	77.8%	4.1%
	あり	148	62	22	13	31	15	4	1
		19.8%	17.4%	30.1%	11.1%	47.0%	44.1%	14.8%	1.4%
心中(未遂を含む)	不明	178	59	10	35	10	6	2	56
		23.8%	16.6%	13.7%	29.9%	15.2%	17.6%	7.4%	75.7%
	無回答	15	0	0	1	0	0	0	14
		2.0%	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%	18.9%
	全体	492	251	70	44	13	11	13	90
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
心中以外	なし	258	172	33	29	8	8	8	0
		52.4%	68.5%	47.1%	65.9%	61.5%	72.7%	61.5%	0.0%
	あり	56	19	25	6	3	2	1	0
		11.4%	7.6%	35.7%	13.6%	23.1%	18.2%	7.7%	0.0%
	不明	108	60	12	7	2	1	4	22
		22.0%	23.9%	17.1%	15.9%	15.4%	9.1%	30.8%	24.4%
心中以外	無回答	70	0	0	2	0	0	0	68
		14.2%	0.0%	0.0%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	75.6%

※第17次報告までは「転居を繰り返す傾向の有無」としていたが、第18次報告からは「生まれる前に確認できる複数回の転居の有無」に項目名を変更した。

(特集) 表 30 <心中以外 死亡したこどもが生まれる前に確認できる複数回の転居の有無

(0日、1～6日除く)>

(単位：人)

		総計	実父母	ひとり親 (同居者なし)	ひとり親 (同居者あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
心中以外	全体	591	336	55	49	55	34	13	49
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	なし	320	218	34	25	18	13	10	2
		54.1%	64.9%	61.8%	51.0%	32.7%	38.2%	76.9%	4.1%
	あり	135	62	15	12	28	15	2	1
		22.8%	18.5%	27.3%	24.5%	50.9%	44.1%	15.4%	2.0%
心中以外	不明	123	56	6	12	9	6	1	33
		20.8%	16.7%	10.9%	24.5%	16.4%	17.6%	7.7%	67.3%
心中以外	無回答	13	0	0	0	0	0	0	13
		2.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	26.5%

(5) 本児の状況

① 本児の成長・発達の問題

本児の発達の問題、身体発育の問題については、全体的に不明が多いため一概にいえませんが、心中以外では、発達の問題、身体発育の問題ともに「再婚等」は「あり」が他に比べてやや高い。心中では発達の問題が「あり」が「ひとり親（同居者なし）」が他に比べてやや高い。

(特集) 表 31 <本児の成長・発達の問題>

(単位：人)

		心中以外							
		総計	実父母	ひとり親 (同居者なし)	ひとり親 (同居者あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
発達の問題 (発達障害、 自閉症など)	全体	747 100.0%	356 100.0%	73 100.0%	117 100.0%	66 100.0%	34 100.0%	27 100.0%	74 100.0%
	なし	376 50.3%	224 62.9%	36 49.3%	33 28.2%	38 57.6%	19 55.9%	14 51.9%	12 16.2%
	あり	27 3.6%	13 3.7%	3 4.1%	4 3.4%	2 3.0%	5 14.7%	0 0.0%	0 0.0%
	疑い	32 4.3%	16 4.5%	6 8.2%	5 4.3%	1 1.5%	0 0.0%	2 7.4%	2 2.7%
	不明	311 41.6%	103 28.9%	28 38.4%	75 64.1%	25 37.9%	10 29.4%	11 40.7%	59 79.7%
	無回答	1 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.4%
身体発育の問題 (極端な痩せ、身長が 低いなど)	全体	747 100.0%	356 100.0%	73 100.0%	117 100.0%	66 100.0%	34 100.0%	27 100.0%	74 100.0%
	なし	435 58.2%	264 74.2%	42 57.5%	42 35.9%	39 59.1%	20 58.8%	15 55.6%	13 17.6%
	あり	56 7.5%	34 9.6%	7 9.6%	3 2.6%	5 7.6%	6 17.6%	1 3.7%	0 0.0%
	不明	255 34.1%	58 16.3%	24 32.9%	72 61.5%	22 33.3%	8 23.5%	11 40.7%	60 81.1%
	無回答	1 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.4%
		心中(未達含む)							
		総計	実父母	ひとり親 (同居者なし)	ひとり親 (同居者あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
発達の問題 (発達障害、 自閉症など)	全体	492 100.0%	251 100.0%	70 100.0%	44 100.0%	13 100.0%	11 100.0%	13 100.0%	90 100.0%
	なし	287 58.3%	152 60.6%	45 64.3%	31 70.5%	8 61.5%	6 54.5%	5 38.5%	40 44.4%
	あり	48 9.8%	30 12.0%	12 17.1%	2 4.5%	1 7.7%	0 0.0%	3 23.1%	0 0.0%
	疑い	21 4.3%	9 3.6%	2 2.9%	4 9.1%	0 0.0%	1 9.1%	1 7.7%	4 4.4%
	不明	135 27.4%	60 23.9%	10 14.3%	7 15.9%	4 30.8%	4 36.4%	4 30.8%	46 51.1%
	無回答	1 0.2%	0 0.0%	1 1.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
身体発育の問題 (極端な痩せ、身長が 低いなど)	全体	492 100.0%	251 100.0%	70 100.0%	44 100.0%	13 100.0%	11 100.0%	13 100.0%	90 100.0%
	なし	352 71.5%	192 76.5%	56 80.0%	35 79.5%	9 69.2%	8 72.7%	9 69.2%	43 47.8%
	あり	11 2.2%	6 2.4%	2 2.9%	2 4.5%	1 7.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	不明	128 26.0%	53 21.1%	11 15.7%	7 15.9%	3 23.1%	3 27.3%	4 30.8%	47 52.2%
	無回答	1 0.2%	0 0.0%	1 1.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(特集) 表 32 <心中以外 本児の成長・発達の問題 (0日、1～6日除く)>

(単位:人)

		心中以外							
		総計	実父母	ひとり親 (同居者 なし)	ひとり親 (同居者 あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
発達の問題 (発達障害、 自閉症など)	全体	591 100.0%	336 100.0%	55 100.0%	49 100.0%	55 100.0%	34 100.0%	13 100.0%	49 100.0%
	なし	347 58.7%	215 64.0%	35 63.6%	24 49.0%	36 65.5%	19 55.9%	10 76.9%	8 16.3%
	あり	27 4.6%	13 3.9%	3 5.5%	4 8.2%	2 3.6%	5 14.7%	0 0.0%	0 0.0%
	疑い	29 4.9%	16 4.8%	5 9.1%	4 8.2%	1 1.8%	0 0.0%	1 7.7%	2 4.1%
	不明	188 31.8%	92 27.4%	12 21.8%	17 34.7%	16 29.1%	10 29.4%	2 15.4%	39 79.6%
	無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
身体発育の問題 (極端な痩せ、 身長が低いなど)	全体	591 100.0%	336 100.0%	55 100.0%	49 100.0%	55 100.0%	34 100.0%	13 100.0%	49 100.0%
	なし	402 68.0%	255 75.9%	40 72.7%	29 59.2%	37 67.3%	20 58.8%	11 84.6%	10 20.4%
	あり	56 9.5%	34 10.1%	7 12.7%	3 6.1%	5 9.1%	6 17.6%	1 7.7%	0 0.0%
	不明	133 22.5%	47 14.0%	8 14.5%	17 34.7%	13 23.6%	8 23.5%	1 7.7%	39 79.6%
	無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(特集) 表 33 <心中以外 こどもの状況 (0日、1～6日除く)>

(単位:人)

	総計	実父母	ひとり親 (同居者 なし)	ひとり親 (同居者 あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
全体	591 100.0%	336 100.0%	55 100.0%	49 100.0%	55 100.0%	34 100.0%	13 100.0%	49 100.0%
a_低体重(2500g未満) 有りの割合	88 14.9%	61 18.2%	8 14.5%	6 12.2%	4 7.3%	8 23.5%	0 0.0%	1 2.0%

② 所属機関の状況

心中以外で所属機関が「なし」の割合をみると、「内縁関係」「再婚等」の「1～2歳」「3～5歳」で、他に比べて高い。

(特集) 表 34 <心中以外の年齢別 所属機関「なし」の割合>

(単位:人)

	心中以外 所属機関「なし」の割合					
	総計	実父母	ひとり親 (同居者なし)	ひとり親 (同居者あり)	内縁関係	再婚等
0日	22.1%	4.4%	28.3%	56.0%	21.7%	0.0%
0歳	41.3%	60.1%	32.6%	25.0%	15.2%	0.0%
1～2歳	18.3%	22.0%	19.6%	9.0%	32.6%	33.3%
3～5歳	10.2%	9.2%	10.9%	3.0%	21.7%	66.7%
6歳以上	1.1%	0.4%	0.0%	1.0%	4.3%	0.0%

(6) 実母や実父母以外の加害者の状況

① 心中以外の実母について（妊娠期・周産期の母体側の問題、心身の状況）

心中以外の実母の妊娠期・周産期の母体側の問題、心身の状況では、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」「若年（10代）妊娠」「妊婦健康診査未受診」で「あり」の割合が家族構成に関係なく高く、特に「ひとり親（同居者あり）」ではどの項目も高い。

また、「実父母」では「育児不安」が「あり」の割合が他に比べて高い。

(特集) 表 35 <心中以外 母体の状況> (複数回答)

(単位：人)

	総計	実父母	ひとり親 (同居者 なし)	ひとり親 (同居者 あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
全体	747 100.0%	356 100.0%	73 100.0%	117 100.0%	66 100.0%	34 100.0%	27 100.0%	74 100.0%
g_予期しない妊娠／計画していない妊娠 ありの割合	222 29.7%	73 20.5%	29 39.7%	67 57.3%	23 34.8%	6 17.6%	17 63.0%	7 9.5%
h_若年(10代)妊娠 ありの割合	134 17.9%	40 11.2%	10 13.7%	39 33.3%	19 28.8%	13 38.2%	8 29.6%	5 6.8%
k_妊婦健康診査未受診 ありの割合	222 29.7%	64 18.0%	33 45.2%	75 64.1%	15 22.7%	3 8.8%	17 63.0%	15 20.3%

(特集) 表 36 <心中以外 実母の状況>

(単位：人)

	総計	実父母	ひとり親 (同居者 なし)	ひとり親 (同居者 あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
全体	727 100.0%	356 100.0%	73 100.0%	117 100.0%	66 100.0%	31 100.0%	26 100.0%	58 100.0%
a_育児不安 ありの割合	170 23.4%	111 31.2%	22 30.1%	15 12.8%	8 12.1%	5 16.1%	8 30.8%	1 1.7%

(特集) 表 37 <心中以外 母体の状況(0日、1～6日除く)> (複数回答)

(単位：人)

	総計	実父母	ひとり親 (同居者 なし)	ひとり親 (同居者 あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
全体	591 100.0%	336 100.0%	55 100.0%	49 100.0%	55 100.0%	34 100.0%	13 100.0%	49 100.0%
c_喫煙の常習 有りの割合	74 12.5%	38 11.3%	9 16.4%	5 10.2%	12 21.8%	5 14.7%	4 30.8%	1 2.0%
g_予期しない妊娠／計画していない妊娠 ありの割合	128 21.7%	61 18.2%	18 32.7%	20 40.8%	16 29.1%	6 17.6%	6 46.2%	1 2.0%
h_若年(10代)妊娠 ありの割合	94 15.9%	38 11.3%	10 18.2%	11 22.4%	18 32.7%	13 38.2%	3 23.1%	1 2.0%
k_妊婦健康診査未受診 ありの割合	100 16.9%	47 14.0%	18 32.7%	15 30.6%	9 16.4%	3 8.8%	4 30.8%	4 8.2%
k_r_医療機関から連絡 ありの割合	57 14.4%	41 17.4%	11 25.0%	3 8.3%	1 4.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.6%

② 心中以外の実父母以外の加害者について（生育歴、心身の状況）

心中以外の実父母以外の加害者の生育歴、心身の状況について、どの項目も人数が少ないことと、半数以上が「不明」であるため一概に言えないが、「衝動性」や「攻撃性」の項目が高い。

(特集) 表 38 <心中以外) 実父母以外の加害者の状況>

(単位：人)

	総計	実父母	ひとり親 (同居者 なし)	ひとり親 (同居者 あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
全体	114 100.0%	11 100.0%	9 100.0%	18 100.0%	42 100.0%	28 100.0%	5 100.0%	1 100.0%
h_犯罪歴 ありの割合	18 15.8%	0 0.0%	1 11.1%	2 11.1%	10 23.8%	5 17.9%	0 0.0%	0 0.0%
a_育児不安 ありの割合	10 8.8%	1 9.1%	1 11.1%	0 0.0%	1 2.4%	6 21.4%	1 20.0%	0 0.0%
k_衝動性 ありの割合	28 24.6%	3 27.3%	2 22.2%	2 11.1%	13 31.0%	6 21.4%	2 40.0%	0 0.0%
l_攻撃性 ありの割合	30 26.3%	1 9.1%	5 55.6%	2 11.1%	12 28.6%	8 28.6%	2 40.0%	0 0.0%
m_怒りのコントロール不全 ありの割合	29 25.4%	3 27.3%	3 33.3%	2 11.1%	13 31.0%	7 25.0%	1 20.0%	0 0.0%

(特集) 表 39 <心中以外) 実父母以外の加害者の状況 (0日、1~6日除く)>

(単位：人)

	総計	実父母	ひとり親 (同居者 なし)	ひとり親 (同居者 あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
全体	572 100.0%	336 100.0%	55 100.0%	49 100.0%	55 100.0%	31 100.0%	12 100.0%	34 100.0%
_a_育児不安 ありの割合	146 25.5%	108 32.1%	15 27.3%	5 10.2%	6 10.9%	5 16.1%	6 50.0%	1 2.9%
n_うつ状態 ありの割合	76 13.3%	59 17.6%	5 9.1%	4 8.2%	3 5.5%	1 3.2%	4 33.3%	0 0.0%
_p_感情の起伏が激しい ありの割合	64 11.2%	38 11.3%	9 16.4%	1 2.0%	7 12.7%	7 22.6%	2 16.7%	0 0.0%
_w_養育能力の低さ ありの割合	161 28.1%	84 25.0%	25 45.5%	15 30.6%	20 36.4%	11 35.5%	4 33.3%	2 5.9%

(7) 関係機関の関与

① 児童相談所の関与の有無

児童相談所の関与があるのは、心中以外では「ひとり親（同居者なし）」「内縁関係」「再婚等」が、心中では「ひとり親（同居者なし）」が他に比べて高い。

児童相談所が関与している人数が少ないため一概には言えないが、「ひとり親（同居者なし）」は半数が児童相談所において「虐待の認識があり、対応していた」となっている。

(特集) 表 40 <児童相談所の関与の有無>

(単位：人)

		総計	実父母	ひとり親 (同居者 なし)	ひとり親 (同居者 あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
心中以外	全体	747	356	73	117	66	34	27	74
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	なし	562	280	42	101	43	17	23	56
		75.2%	78.7%	57.5%	86.3%	65.2%	50.0%	85.2%	75.7%
	あり	167	75	31	15	23	17	4	2
		22.4%	21.1%	42.5%	12.8%	34.8%	50.0%	14.8%	2.7%
	不明	5	0	0	1	0	0	0	4
	0.7%	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%	5.4%	
無回答	13	1	0	0	0	0	0	12	
	1.7%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.2%	
心中 (未遂を 含む)	全体	492	251	70	44	13	11	13	90
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	なし	345	220	38	38	10	10	6	23
		70.1%	87.6%	54.3%	86.4%	76.9%	90.9%	46.2%	25.6%
	あり	75	27	31	5	3	1	7	1
		15.2%	10.8%	44.3%	11.4%	23.1%	9.1%	53.8%	1.1%
	不明	5	1	1	1	0	0	0	2
	1.0%	0.4%	1.4%	2.3%	0.0%	0.0%	0.0%	2.2%	
無回答	67	3	0	0	0	0	0	64	
	13.6%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	71.1%	

(特集) 表 41 < 児童相談所の虐待の認識 >

(単位：人)

		総計	実父母	ひとり親 (同居者 なし)	ひとり親 (同居者 あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
心中以外	全体	167 100.0%	75 100.0%	31 100.0%	15 100.0%	23 100.0%	17 100.0%	4 100.0%	2 100.0%
	虐待の認識があり、対応していた	64 38.3%	26 34.7%	16 51.6%	4 26.7%	10 43.5%	7 41.2%	1 25.0%	0 0.0%
	虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった	57 34.1%	27 36.0%	10 32.3%	5 33.3%	6 26.1%	5 29.4%	2 50.0%	2 100.0%
	虐待の認識はなかった	46 27.5%	22 29.3%	5 16.1%	6 40.0%	7 30.4%	5 29.4%	1 25.0%	0 0.0%
心中(未遂を含む)	全体	75 100.0%	27 100.0%	31 100.0%	5 100.0%	3 100.0%	1 100.0%	7 100.0%	1 100.0%
	虐待の認識があり、対応していた	25 33.3%	6 22.2%	12 38.7%	3 60.0%	2 66.7%	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%
	虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった	9 12.0%	2 7.4%	4 12.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 42.9%	0 0.0%
	虐待の認識はなかった	41 54.7%	19 70.4%	15 48.4%	2 40.0%	1 33.3%	0 0.0%	4 57.1%	0 0.0%

② 市区町村(虐待対応担当部署)の関与の有無

市区町村(虐待対応担当部署)の関与があるのは、心中以外では「ひとり親(同居者なし)」「内縁関係」「再婚等」が、心中では「ひとり親(同居者なし)」が他に比べて高い。

市区町村(虐待対応担当部署)が関与している人数は少ないため一概に言えないが、「ひとり親(同居者なし)」「内縁関係」「再婚等」は「虐待の認識があり、対応していた」割合が他に比べて高い。一方、「実父母」は「虐待の認識はなかった」割合が他に比べて高い。

(特集) 表 42 < 市区町村(虐待対応担当部署)の関与の有無 >

(単位：人)

		総計	実父母	ひとり親 (同居者 なし)	ひとり親 (同居者 あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
心中以外	全体	747 100.0%	356 100.0%	73 100.0%	117 100.0%	66 100.0%	34 100.0%	27 100.0%	74 100.0%
	なし	543 72.7%	255 71.6%	46 63.0%	102 87.2%	45 68.2%	20 58.8%	23 85.2%	52 70.3%
	あり	180 24.1%	100 28.1%	27 37.0%	13 11.1%	21 31.8%	14 41.2%	4 14.8%	1 1.4%
	不明	11 1.5%	0 0.0%	0 0.0%	2 1.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	9 12.2%
	無回答	13 1.7%	1 0.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	12 16.2%
	心中(未遂を含む)	492 100.0%	251 100.0%	70 100.0%	44 100.0%	13 100.0%	11 100.0%	13 100.0%	90 100.0%
なし	349 70.9%	218 86.9%	44 62.9%	36 81.8%	10 76.9%	9 81.8%	10 76.9%	22 24.4%	
あり	68 13.8%	27 10.8%	26 37.1%	7 15.9%	3 23.1%	2 18.2%	3 23.1%	0 0.0%	
不明	8 1.6%	3 1.2%	0 0.0%	1 2.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 4.4%	
無回答	67 13.6%	3 1.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	64 71.1%	

(特集) 表 43 <市区町村の虐待の認識>

(単位：人)

		総計	実父母	ひとり親 (同居者 なし)	ひとり親 (同居者 あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
心中以外	全体	180	100	27	13	21	14	4	1
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	虐待の認識があり、対応していた	63	28	13	4	10	7	1	0
		35.0%	28.0%	48.1%	30.8%	47.6%	50.0%	25.0%	0.0%
心中(未遂を含む)	虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった	54	31	8	5	5	3	1	1
		30.0%	31.0%	29.6%	38.5%	23.8%	21.4%	25.0%	100.0%
	虐待の認識はなかった	63	41	6	4	6	4	2	0
		35.0%	41.0%	22.2%	30.8%	28.6%	28.6%	50.0%	0.0%
心中(未遂を含む)	全体	68	27	26	7	3	2	3	0
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-
	虐待の認識があり、対応していた	24	6	11	2	2	2	1	0
		35.3%	22.2%	42.3%	28.6%	66.7%	100.0%	33.3%	-
心中(未遂を含む)	虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった	17	9	6	2	0	0	0	0
		25.0%	33.3%	23.1%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	-
	虐待の認識はなかった	27	12	9	3	1	0	2	0
		39.7%	44.4%	34.6%	42.9%	33.3%	0.0%	66.7%	-

③ 本事例について要保護児童対策地域協議会での検討

本事例について要対協での検討があるのは、心中以外、心中ともに「ひとり親（同居者なし）」がそれぞれ30.6%、24.3%と、他に比べて高い。

(特集) 表 44 <本事例について要対協での検討>

(単位：人)

		総計	実父母	ひとり親 (同居者 なし)	ひとり親 (同居者 あり)	内縁関係	再婚等	その他	不明
心中以外	全体	681	330	72	106	60	32	27	54
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	なし	562	262	50	100	50	24	24	52
		82.5%	79.4%	69.4%	94.3%	83.3%	75.0%	88.9%	96.3%
心中(未遂を含む)	あり	119	68	22	6	10	8	3	2
		17.5%	20.6%	30.6%	5.7%	16.7%	25.0%	11.1%	3.7%
	無回答	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
心中(未遂を含む)	全体	400	232	70	41	13	10	11	23
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	なし	355	214	53	38	12	7	8	23
		88.8%	92.2%	75.7%	92.7%	92.3%	70.0%	72.7%	100.0%
心中(未遂を含む)	あり	41	14	17	3	1	3	3	0
		10.3%	6.0%	24.3%	7.3%	7.7%	30.0%	27.3%	0.0%
	無回答	4	4	0	0	0	0	0	0
		1.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(8) 考察

今回の特集では、同居している家族構成に着目し、その傾向を分析した。ただし、死亡事例における家族構成においては「実父母」と同居している家庭以外の「内縁関係及び交際相手」や「ひとり親」の家族構成の事例については件数が少なく、さらに、その実態について「不明」「未回答」等の結果が多いことから、集計・分析結果から得られた傾向等については死亡事例に限ることであり、一般化できない点について十分に留意する必要がある。また、本調査が集計・分析対象とした死亡事例の状況・傾向として捉える必要があり、家族構成のみで養育環境の判断や虐待リスクになると示しているわけではない。

家族構成別に傾向を確認すると、心中以外の「実父母」と同居している家庭では死亡時のこどもの年齢は「0歳以下」が52.3%と多く、加害のきっかけとなったこどもの状況では「泣きやまない」が20.8%と他と比較すると多かった。一方で、加害のきっかけとなったこどもの状況が「特になし」という事例も多くあり、こどもの状況に関係なく死亡に至っている実態も併せて把握できた。「実父母」と同居している家庭においても、「泣き止まない」といった乳児特有の状況がリスクにつながっている可能性が示唆された。

収入に着目すると、「ひとり親（同居者なし）」では、家計を支えている者が「実母」である割合が高く、「生活保護受給世帯」や、「市区町村民税非課税世帯（所得割、均等割ともに非課税）」が高かった。ひとり親が1人で家計を支え、育児をしなければいけない状況は経済的に困難さを抱えていると考えられる。また、地域社会や親族との接触がほとんどなく、加えて半数以上が「子育て支援事業」が「利用なし」となっている。ひとり親では、地域社会や親族とのつながりが乏しく、子育て支援サービスにも繋がりにくいといった、孤立している状況がうかがえる。

令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果では、母子世帯の平均年間収入が272万円、父子世帯が518万円となっており、養育費の取決め率、受給率は母子世帯46.7%、28.1%、父子世帯28.3%、8.7%となっている。また、こどもについての悩みの内訳として、母子世帯、父子世帯ともに、「教育・進学」が最も多く、次いで「しつけ」となっている。現在、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、ひとり親家庭等に対する支援として、「子育て・生活支援策」「就業支援策」「養育費確保策」「経済的支援策」の4本柱により施策を推進している。支援に当たっては、ひとり親支援担当部署と連携し、アウトリーチ型の支援を行うなど必要な支援が受けられるよう対応することが重要である。

さらに、「ひとり親（同居者なし）」では、児童相談所、市区町村（虐待対

担当部署) や要保護児童対策地域協議会のみならず、生活保護世帯として担当部署のケースワーカーが関わっている事例が多いことから、児童相談所や市区町村虐待対応担当部署は、こどもとその親に関わる様々な機関・部署と定期的に家庭全体の状況や支援方針を共有した上でそれぞれの役割を明確にし、多角的な視野を持って地域で一体となり日常的な見守りができるように調整することが必要である。

心中以外の事例における主たる虐待者・加害者について、いずれの家族構成でも「実母」が最も多い。一方で、「内縁関係」では「母の交際相手」「再婚等」では「養父」「継父」が半数を超えている。また、「再婚等」の家庭では、死亡時のこどもの年齢は「3歳」以上が約半数以上を占め、比較的が高年齢のこどもであったことに加え、加害の動機は「しつけのつもり」が半数以上であり、「再婚等」の家庭において養父や継父による高年齢のこどもの養育には困難さが生じる可能性が考えられる。

また、死亡時の虐待以前に確認された虐待があったとする割合が、心中以外の「内縁関係」や「再婚等」の事例が高く、死亡時以前から児童相談所や市区町村(虐待対応担当部署)が関与していた割合も他の家族構成に比べて高い傾向にあった。つまり、虐待の認識があり、児童相談所や市区町村が関与して虐待予防や虐待の早期発見の観点から支援・介入していた割合も他に比べて高いにもかかわらず、虐待による死亡に至ってしまったといえる。

例年、児童相談所や市区町村が母の交際相手の養育への関与状況を把握できずリスクの判断が遅れるといった、家族全体の生活実態の把握が困難な事例がある。支援・介入のための適切なリスク判断を行うためには家族員や同居者に加えて父母の交際相手等、こどもと日常的な関わりのある全ての人物について直接会うことを基本とし、関係機関の協力のもと丁寧な情報収集を行うことが重要である。さらに、それぞれの情報から家族内の相互の親密性、信頼性などの関係性や養育環境等についてアセスメントを行うことが必要である。

また、心中以外の「内縁関係」の事例や「再婚等」の事例は、転居を繰り返す傾向があり、地域社会や親族とのつながりが薄く、それにより子育て支援事業サービスにもつながっていないといった複合的な状況があり、外部からの日常的な見守りや支援が届きにくい環境にあったことが虐待の早期発見ができない要因として考えられる。加えて、「1～2歳」「3～5歳」の年齢のこどもが多いにもかかわらず、他の家族構成の家庭に比べて所属機関がないこどもの割合が高かった。このように、こどもにとって一番身近な見守り機関となりえる関係機関が存在しないことが、こどもの変化やこどもの安全が確保できていない危険性のサインが見過ごされることにつながっていると

推察される。児童相談所や市区町村虐待対応担当部署が見守りを行うときには、こどもや家族の身近な存在となり得るこどもの所属機関に加えて、その他の地域の公的及び民間の支援機関と積極的に連携を図り、丁寧な情報収集に努めることが重要である。一方、所属機関がなく、つながりがない場合には収集したい情報が得られない場合も多い。地域の中で孤立しないよう、地域の特性に合わせて支援機関側から積極的につながるための体制づくりを構築することが必要である。

また、子育て支援を行う民間支援団体（子ども食堂等）による要保護児童対策地域協議会に登録されている対象児童等の居宅を訪問するなど、状況の把握、食事の提供、学習・生活指導支援等を通じたこどもの見守りを強化する「支援対象児童等見守り強化事業」を実施することにより、養育状況の把握、心のケア、孤独・孤立の解消等の期待ができる。

心中以外の「ひとり親（同居者あり）」の事例においては、68.4%が未婚であることに加え、死亡時のこどもの年齢が「0日」や「1～6日」と生後1週間未満が半数を占めており、さらには遺棄や医療機関以外の出産が多い。妊娠自体を家族に話していなかったと思われる事例が少なくないなど、同居者が支援者というより葛藤のもとになっている可能性があることが考えられ、結果として予期しない妊娠に至ってしまった後に家族にも相談できないまま医療機関や相談窓口につながることなく出産した事例が含まれている可能性が推測される。そのため、妊娠前から妊娠時の相談窓口の幅広い周知とともに、妊娠や出産、避妊に関する正しい情報を届けられるような周知の方法や周知媒体の検討など、現代の対象者に合わせた取組が必要である。特に、心中以外の「ひとり親（同居者あり）」の事例は、若年の妊娠の場合も多いことから、男女ともに妊娠・出産に関する知識や情報が持てるよう、発達段階に応じて性に関する指導や啓発を行うことにより理解を促進することが求められる。また、祖父母等他の家族員と同居している場合は、家族に妊娠していることや支援者の存在も知られたくない傾向もあり、支援機関が妊娠を覚知した際には、父母の希望やその家族関係を適切にアセスメントして適切な支援につなげる必要がある。また、出産後に同居する場合においては、祖父母の支援があると判断され行政とのつながりが希薄となり、結果的に家庭内の状況が把握できなくなることもある。このような事例で関わりを判断する時には、同居する祖父母等とのこれまでの関係性についても必ずアセスメントを行い、必要な子育て支援サービスの導入を決めるなど、継続的に状況把握ができるような体制をつくる必要がある。

なお、本調査は、各地方公共団体に対し、児童相談所が把握する情報のみで

なく、市区町村（虐待対応担当部署、母子保健担当部署等）やその他の対象事例の関係機関等に幅広く情報収集をした上で回答された結果を基に分析をしている。しかし、関係機関が当該家庭に関与していない場合、新たな情報収集が難しく、特に、内縁関係にある者がいる場合は、家庭の状況等についての把握がより困難で「不明」と報告されることが多い。虐待による死亡事例の効果的な再発予防策の検討に向けては、必要な情報について各地方公共団体は、児童相談所や市区町村虐待対応担当部署を中心に地域の関係機関から幅広く収集、把握することが重要であり、その重要性について改めて理解を求める。

5 個別調査票による死亡事例の調査結果

(1) 虐待による死亡の状況

厚生労働省が、都道府県等に対する調査により把握した、令和3年4月から令和4年3月までの1年間（第19次報告の対象期間）に発生又は表面化した児童虐待による死亡事例は、心中以外の虐待死事例では50例（50人）、心中による虐待死事例（未遂により親は生存したがこどもは死亡したものを含む。）では18例（24人）であり、総数は68例（74人）であった。また、前回の第18次報告に引き続き、第19次報告においても、都道府県等が虐待による死亡と断定できないと報告があった事例について、本委員会にて検証を行い、虐待による死亡事例として取り扱ふと判断された事例（以下「疑義事例」という。）についても合わせて計上することとした（疑義事例は、各表において（ ）で内数として示す。）。第19次報告の死亡事例数及び人数を第18次報告（令和2年4月から令和3年3月まで）と比較すると、心中以外の虐待死事例では、事例数は3例の増加、死亡した人数は1人増加した。心中による虐待死事例では事例数は1例の減少、死亡した人数は4人減少した。

また、第1次報告から第19次報告までの期間中に把握した児童虐待による死亡事例数及び死亡人数は、心中以外の虐待死事例では939例（989人）、心中による虐待死事例では446例（619人）であった。

表1 死亡事例数及び人数（心中以外の虐待死）^{注1) 注2)}

区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次
例数	24	48	51	52	73	64	47	45	56	49
人数	25	50	56	61	78	67	49	51	58	51

区分	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
例数	36	43	48(8)	49(18)	50(23)	51(22)	56(35)	47(15)	50(21)	939
人数	36	44	52(8)	49(18)	52(23)	54(22)	57(35)	49(15)	50(21)	989

注1) 第1次報告は、対象期間が平成15年7月1日から同年12月末日（半年間）、第5次報告は平成19年1月1日から平成20年3月31日まで（1年3か月間）と、対象期間（月間）が他の報告と異なる。

注2) () 内は、都道府県等が虐待による死亡と断定できないと報告のあった事例について、「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」にて検証を行い、虐待死として検証すべきと判断された事例数（以下、同様の取扱いとする。）

表2 死亡事例数及び人数（心中による虐待死）^{注3)}

区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次
例数	-	5	19	48	42	43	30	37	29	29
人数	-	8	30	65	64	61	39	47	41	39

区分	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
例数	27	21	24(0)	18(2)	8(0)	13(2)	16(3)	19(0)	18(0)	446
人数	33	27	32(0)	28(3)	13(0)	19(3)	21(6)	28(0)	24(0)	619

(2) 死亡したこどもの特性

① こどもの年齢

死亡時点におけるこどもの年齢について、心中以外の虐待死事例では、「0歳」が24人（48.0%）で最も多く、3歳未満は31人（62.0%）と6割を超える状況であった。第1次報告から第19次報告までの推移においても、「0歳」が最も多い結果となった。

また、心中による虐待死事例では、3歳未満は9人（37.5%）であった。

さらに、死亡した0歳を月齢別にみると、心中以外の虐待死事例では、月齢「0か月」が6人（25.0%）であり、0歳児において最も高い割合を占めた。

^{注3)} 表の中で「-」かつ網掛けの箇所は調査が実施されていない事項。（以下同様の取扱いとする。）。

表3 死亡時点のこどもの年齢（心中以外の虐待死）

区分		第1次から第18次まで	第19次	総数(第1次から第19次まで)
0歳	人数	455 (63)	24 (11)	479 (74)
	構成割合	48.5%	48.0%	48.4%
1歳	人数	103 (13)	6 (2)	109 (15)
	構成割合	10.9%	12.0%	11.0%
2歳	人数	68 (6)	1 (1)	69 (7)
	構成割合	7.2%	2.0%	7.0%
3歳	人数	89 (8)	6 (2)	95 (10)
	構成割合	9.5%	12.0%	9.6%
4歳	人数	46 (4)	2 (2)	48 (6)
	構成割合	4.9%	4.0%	4.9%
5歳	人数	36 (2)	1 (0)	37 (2)
	構成割合	3.8%	2.0%	3.7%
6歳	人数	19 (2)	2 (0)	21 (2)
	構成割合	2.0%	4.0%	2.1%
7歳	人数	16 (0)	1 (0)	17 (0)
	構成割合	1.7%	2.0%	1.7%
8歳	人数	4 (0)	0 (0)	4 (0)
	構成割合	0.4%	0.0%	0.4%
9歳	人数	12 (1)	0 (0)	12 (1)
	構成割合	1.3%	0.0%	1.2%
10歳	人数	6 (0)	0 (0)	6 (0)
	構成割合	0.6%	0.0%	0.6%
11歳	人数	8 (0)	1 (1)	9 (1)
	構成割合	0.9%	2.0%	0.9%
12歳	人数	4 (0)	0 (0)	4 (0)
	構成割合	0.4%	0.0%	0.4%
13歳	人数	5 (0)	0 (0)	5 (0)
	構成割合	0.5%	0.0%	0.5%
14歳	人数	9 (4)	0 (0)	9 (4)
	構成割合	1.0%	0.0%	0.9%
15歳	人数	3 (0)	1 (1)	4 (1)
	構成割合	0.3%	2.0%	0.4%
16歳	人数	6 (0)	1 (0)	7 (0)
	構成割合	0.6%	2.0%	0.7%
17歳	人数	4 (1)	0 (0)	4 (1)
	構成割合	0.4%	0.0%	0.4%
不明	人数	46 (17)	4 (1)	50 (18)
	構成割合	4.9%	8.0%	5.1%
計	人数	939 (121)	50 (21)	989 (142)
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%

表4 死亡時点のこどもの年齢（心中による虐待死）

区分		第2次から第18次まで	第19次	総数(第2次から第19次まで)
0歳	人数	72 (3)	2 (0)	74 (3)
	構成割合	12.1%	8.3%	12.0%
1歳	人数	40 (1)	3 (0)	43 (1)
	構成割合	6.7%	12.5%	6.9%
2歳	人数	40 (1)	4 (0)	44 (1)
	構成割合	6.7%	16.7%	7.1%
3歳	人数	47 (0)	2 (0)	49 (0)
	構成割合	7.9%	8.3%	7.9%
4歳	人数	40 (0)	3 (0)	43 (0)
	構成割合	6.7%	12.5%	6.9%
5歳	人数	50 (0)	1 (0)	51 (0)
	構成割合	8.4%	4.2%	8.2%
6歳	人数	48 (1)	0 (0)	48 (1)
	構成割合	8.1%	0.0%	7.8%
7歳	人数	35 (0)	3 (0)	38 (0)
	構成割合	5.9%	12.5%	6.1%
8歳	人数	41 (0)	1 (0)	42 (0)
	構成割合	6.9%	4.2%	6.8%
9歳	人数	46 (2)	3 (0)	49 (2)
	構成割合	7.7%	12.5%	7.9%
10歳	人数	33 (0)	0 (0)	33 (0)
	構成割合	5.5%	0.0%	5.3%
11歳	人数	27 (0)	0 (0)	27 (0)
	構成割合	4.5%	0.0%	4.4%
12歳	人数	21 (0)	1 (0)	22 (0)
	構成割合	3.5%	4.2%	3.6%
13歳	人数	16 (2)	0 (0)	16 (2)
	構成割合	2.7%	0.0%	2.6%
14歳	人数	12 (0)	0 (0)	12 (0)
	構成割合	2.0%	0.0%	1.9%
15歳	人数	13 (1)	0 (0)	13 (1)
	構成割合	2.2%	0.0%	2.1%
16歳	人数	5 (0)	0 (0)	5 (0)
	構成割合	0.8%	0.0%	0.8%
17歳	人数	4 (0)	1 (0)	5 (0)
	構成割合	0.7%	4.2%	0.8%
不明	人数	5 (1)	0 (0)	5 (1)
	構成割合	0.8%	0.0%	0.8%
計	人数	595 (12)	24 (0)	619 (12)
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%

表5 死亡した0歳児の月齢

区分	第5次から第18次まで						第19次					
	心中以外の虐待死			心中による虐待死			心中以外の虐待死			心中による虐待死		
	人数	構成割合	累計構成割合	人数	構成割合	累計構成割合	人数	構成割合	累計構成割合	人数	構成割合	累計構成割合
0か月	173 (20)	46.8%	46.8%	7 (0)	12.1%	12.1%	6 (2)	25.0%	25.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
1か月	22 (8)	5.9%	52.7%	5 (0)	8.6%	20.7%	3 (1)	12.5%	37.5%	0 (0)	0.0%	0.0%
2か月	36 (9)	9.7%	62.4%	5 (1)	8.6%	29.3%	4 (3)	16.7%	54.2%	0 (0)	0.0%	0.0%
3か月	20 (6)	5.3%	67.8%	2 (0)	3.4%	32.8%	3 (1)	12.5%	66.7%	0 (0)	0.0%	0.0%
4か月	22 (3)	5.9%	73.8%	7 (1)	12.1%	44.8%	1 (1)	4.2%	70.8%	0 (0)	0.0%	0.0%
5か月	16 (2)	4.3%	78.1%	4 (0)	6.9%	51.7%	5 (3)	20.8%	91.7%	0 (0)	0.0%	0.0%
6か月	19 (4)	5.1%	83.2%	3 (0)	5.2%	56.9%	1 (0)	4.2%	95.8%	0 (0)	0.0%	0.0%
7か月	17 (4)	4.5%	87.8%	9 (0)	15.5%	72.4%	0 (0)	0.0%	95.8%	0 (0)	0.0%	0.0%
8か月	10 (2)	2.7%	90.5%	7 (0)	12.1%	84.5%	0 (0)	0.0%	95.8%	0 (0)	0.0%	0.0%
9か月	11 (0)	2.9%	93.5%	4 (0)	6.9%	91.4%	0 (0)	0.0%	95.8%	1 (0)	50.0%	50.0%
10か月	11 (3)	2.9%	96.5%	1 (0)	1.7%	93.1%	0 (0)	0.0%	95.8%	1 (0)	50.0%	100.0%
11か月	12 (2)	3.2%	99.7%	4 (1)	6.9%	100.0%	1 (0)	4.2%	100.0%	0 (0)	0.0%	100.0%
月齢不明	1 (0)	0.3%	100.0%	0 (0)	0.0%	100.0%	0 (0)	0.0%	100.0%	0 (0)	0.0%	100.0%
計	370 (63)	100.0%		58 (3)	100.0%		24 (11)	100.0%		2 (0)	100.0%	

区分	総数(第5次から第19次まで)					
	心中以外の虐待死			心中による虐待死		
	人数	構成割合	累計構成割合	人数	構成割合	累計構成割合
0か月	179 (22)	45.4%	45.4%	7 (0)	11.7%	11.7%
1か月	25 (9)	6.3%	51.8%	5 (0)	8.3%	20.0%
2か月	40 (12)	10.2%	61.9%	5 (1)	8.3%	28.3%
3か月	23 (7)	5.8%	67.8%	2 (0)	3.3%	31.7%
4か月	23 (4)	5.8%	73.6%	7 (1)	11.7%	43.3%
5か月	21 (5)	5.3%	78.9%	4 (0)	6.7%	50.0%
6か月	20 (4)	5.1%	84.0%	3 (0)	5.0%	55.0%
7か月	17 (4)	4.3%	88.3%	9 (0)	15.0%	70.0%
8か月	10 (2)	2.5%	90.9%	7 (0)	11.7%	81.7%
9か月	11 (0)	2.8%	93.7%	5 (0)	8.3%	90.0%
10か月	11 (3)	2.8%	96.4%	2 (0)	3.3%	93.3%
11か月	13 (2)	3.3%	99.7%	4 (1)	6.7%	100.0%
月齢不明	1 (0)	0.3%	100.0%	0 (0)	0.0%	100.0%
計	394 (74)	100.0%		60 (3)	100.0%	

(3) 虐待の種類と加害の状況

① 死因となった主な虐待の種類

ア 死因となった主な虐待の種類

こどもの死因となった虐待の種類について、心中以外の虐待死事例においては、「身体的虐待」が 21 人 (42.0%)、「ネグレクト」が 14 人 (28.0%) であった。また、本報告から保護者が見ていないときに窓やベランダ等からの転落によって死亡した事例については、「ネグレクト」に分類し集計している。「ネグレクト」のうち「転落死」は 6 人 (12.0%) であった。

表 6 死因となった主な虐待の種類 (心中以外の虐待死)

区分	第1次から第18次まで			第19次			総数(第1次から第19次まで)		
	人数	構成割合	有効割合 注4)	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
身体的虐待	555 (31)	59.1%	66.2%	21 (2)	42.0%	60.0%	576 (33)	58.2%	66.0%
ネグレクト	280 (45)	29.8%	33.4%	14 (8)	28.0%	40.0%	294 (53)	29.7%	33.7%
心理的虐待	2 (1)	0.2%	0.2%	0 (0)	0.0%	0.0%	2 (1)	0.2%	0.2%
性的虐待 ※1	—	—	—	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
その他 ※2	1 (0)	0.1%	0.1%	—	—	—	1 (0)	0.1%	0.1%
小計	838 (77)	89.2%	100.0%	35 (10)	70.0%	100.0%	873 (87)	88.3%	100.0%
不明	101 (44)	10.8%	—	15 (11)	30.0%	—	116 (55)	11.7%	—
計	939 (121)	100.0%	—	50 (21)	100.0%	—	989 (142)	100.0%	—

※1 第18次報告までは「その他」としていたが、第19次報告からは「性的虐待」と項目名を変更した。

※2 第1次報告から第18次報告までの累計母数は 939 人

表 7 死因となった主な虐待の種類「ネグレクト」のうち「転落死」した人数 (心中以外の虐待死)

	人数
転落死	6 (5)

【参考事例】

<死因となった主な虐待の種類がネグレクトの事例>

○0歳男児 (実母が出産後遺棄)

実母が自宅で出産した本児を放置し遺棄。本児は裸でビニール袋に入れられている状態で発見された。

<転落死の事例>

○3歳男児 (ネグレクトによる転落で死亡)

3階の部屋から地面に転落。転落した部屋の窓のそばに布団が積まれ、転落直前に本児がよじ登っている姿を目撃されていた。

注4) 「有効割合」とは、「不明」「未記入」とした回答を除いた数を合計数として算出した割合をいう。(以下、同様の取扱いとする。)

② 直接の死因

ア 直接の死因

こどもの直接の死因について、心中以外の虐待死事例では、「頭部外傷」が11人（有効割合28.9%）、「その他」が7人（同18.4%）、「頸部絞扼以外による窒息」が6人（同15.8%）と多く、心中による虐待死事例では、「出血性ショック」が6人（同26.1%）と最も多かった。

表8 直接の死因（心中以外の虐待死）

区分	第5次から第18次まで			第19次			総数(第5次から第19次まで)		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
頭部外傷	148(17)	19.8%	25.1%	11(1)	22.0%	28.9%	159(18)	19.9%	25.4%
胸部外傷	6(0)	0.8%	1.0%	0(0)	0.0%	0.0%	6(0)	0.8%	1.0%
腹部外傷	18(3)	2.4%	3.1%	1(1)	2.0%	2.6%	19(4)	2.4%	3.0%
外傷性ショック	11(1)	1.5%	1.9%	2(0)	4.0%	5.3%	13(1)	1.6%	2.1%
頸部絞扼による窒息	63(0)	8.4%	10.7%	2(0)	4.0%	5.3%	65(0)	8.2%	10.4%
頸部絞扼以外による窒息	88(7)	11.8%	14.9%	6(2)	12.0%	15.8%	94(9)	11.8%	15.0%
溺水	37(3)	5.0%	6.3%	3(0)	6.0%	7.9%	40(3)	5.0%	6.4%
熱傷	1(0)	0.1%	0.2%	1(0)	2.0%	2.6%	2(0)	0.3%	0.3%
車中放置による熱中症・脱水	20(1)	2.7%	3.4%	1(0)	2.0%	2.6%	21(1)	2.6%	3.3%
中毒(火災によるものを除く)	2(1)	0.3%	0.3%	0(0)	0.0%	0.0%	2(1)	0.3%	0.3%
出血性ショック	14(2)	1.9%	2.4%	0(0)	0.0%	0.0%	14(2)	1.8%	2.2%
低栄養による衰弱	30(2)	4.0%	5.1%	0(0)	0.0%	0.0%	30(2)	3.8%	4.8%
脱水	2(0)	0.3%	0.3%	0(0)	0.0%	0.0%	2(0)	0.3%	0.3%
凍死	2(0)	0.3%	0.3%	0(0)	0.0%	0.0%	2(0)	0.3%	0.3%
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	40(1)	5.4%	6.8%	0(0)	0.0%	0.0%	40(1)	5.0%	6.4%
病死	13(5)	1.7%	2.2%	0(0)	0.0%	0.0%	13(5)	1.6%	2.1%
転落死 ※1	—	—	—	4(3)	8.0%	10.5%	4(3)	8.0%	10.5%
自死 ※1	—	—	—	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
その他	94(29)	12.6%	16.0%	7(5)	14.0%	18.4%	101(34)	12.7%	16.1%
小計	589(72)	78.8%	100.0%	38(12)	76.0%	100.0%	627(84)	78.7%	100.0%
不明	158(49)	21.2%	—	12(9)	24.0%	—	170(58)	21.3%	—
計	747(121)	100.0%	—	50(21)	100.0%	—	797(142)	100.0%	—

※1 第19次報告より追加した項目

表9 直接の死因（心中による虐待死）

区分	第5次から第18次まで			第19次			総数(第5次から第19次まで)		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
頭部外傷	17(0)	3.5%	3.8%	1(0)	4.2%	4.3%	18(0)	3.5%	3.8%
胸部外傷	11(0)	2.2%	2.5%	0(0)	0.0%	0.0%	11(0)	2.1%	2.3%
腹部外傷	7(0)	1.4%	1.6%	0(0)	0.0%	0.0%	7(0)	1.4%	1.5%
外傷性ショック	9(0)	1.8%	2.0%	0(0)	0.0%	0.0%	9(0)	1.7%	1.9%
頸部絞扼による窒息	139(2)	28.3%	31.1%	5(0)	20.8%	21.7%	144(2)	27.9%	30.6%
頸部絞扼以外による窒息	7(0)	1.4%	1.6%	0(0)	0.0%	0.0%	7(0)	1.4%	1.5%
溺水	51(2)	10.4%	11.4%	4(0)	16.7%	17.4%	55(2)	10.7%	11.7%
熱傷	1(0)	0.2%	0.2%	0(0)	0.0%	0.0%	1(0)	0.2%	0.2%
車中放置による熱中症・脱水	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
中毒(火災によるものを除く)	78(0)	15.9%	17.4%	2(0)	8.3%	8.7%	80(0)	15.5%	17.0%
出血性ショック	31(1)	6.3%	6.9%	6(0)	25.0%	26.1%	37(1)	7.2%	7.9%
低栄養による衰弱	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
脱水	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
凍死	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	60(0)	12.2%	13.4%	2(0)	8.3%	8.7%	62(0)	12.0%	13.2%
病死	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
転落死 ※1	-	-	-	2(0)	8.3%	8.7%	2(0)	8.3%	8.7%
自死 ※1	-	-	-	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
その他	36(2)	7.3%	8.1%	1(0)	4.2%	4.3%	37(2)	7.2%	7.9%
小計	447(7)	90.9%	100.0%	23(0)	95.8%	100.0%	470(7)	91.1%	100.0%
不明	45(5)	9.1%		1(0)	4.2%		46(5)	8.9%	
計	492(12)	100.0%	-	24(0)	100.0%	-	516(12)	100.0%	-

※1 第19次報告より追加した項目

【参考事例】

<車中放置による熱中症・脱水により死亡した事例>

○1歳女児（実母によるネグレクトで死亡）

実母が自宅前の駐車場に駐車した車の中に本児を約30分間置き去りにし、熱中症の疑いで死亡。

イ AHT（虐待による乳幼児頭部外傷）（疑いを含む）の医師による診断の有無

AHT（虐待による乳幼児頭部外傷）（疑いを含む）の医師による診断は、心中以外の虐待死事例では「あり」が7人（有効割合 20.0%）、心中による虐待死事例では「あり」が0人であった。

なお、第18次報告までは、直接の死因が「頭部外傷」のうち乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）（疑い含む）の有無を調査していたが、第19次報告においては、直接の死因に関わらず医師によるAHT（虐待による乳幼児頭部外傷）（疑いを含む）の診断の有無を調査した。

表10 AHT（虐待による乳幼児頭部外傷）（疑いを含む）の医師による診断の有無

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂を含む)		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
なし	28(11)	56.0%	80.0%	18(0)	75.0%	100.0%
あり	7(1)	14.0%	20.0%	0(0)	0.0%	0.0%
小計	35(12)	70.0%	100.0%	18(0)	75.0%	100.0%
不明	15(9)	30.0%		6(0)	25.0%	
計	50(21)	100.0%	—	24(0)	100.0%	—

【参考事例】

<医師によるAHT（虐待による乳幼児頭部外傷）（疑いを含む）の診断があった事例>

○0歳女児（実父による身体的虐待で死亡）

実父は本児が泣き止まなかったことに腹を立て頭部を殴打し、頭蓋骨骨折等による脳障害で死亡。

○0歳女児（実母による身体的虐待で死亡）

本児は頭部に強い衝撃を受け、急性硬膜下血腫などにより死亡。

【参考】乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）^{注5)}の有無（第5次～第18次）

表 11 直接の死因「頭部外傷」のうち乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）（疑い含む）の有無

（心中以外の虐待死）

区分	第5次から第18次まで		
	人数	構成割合	有効割合
なし	32 (6)	21.6%	48.5%
あり	34 (8)	23.0%	51.5%
不明	82 (3)	55.4%	
計	148 (17)	100.0%	

表 12 乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）（疑い含む）の具体的事例（年齢順）（第11次～第18次）

年次報告	年齢(月齢)	主たる虐待者	加害の動機	以前の虐待行為
15次	1か月	実父	不明	なし
17次	1か月	実母	泣きやまないことにいらだったため	なし
11次	2か月	実父	不明	なし
11次	2か月	実父	泣きやまないことにいらだったため	なし
13次	2か月	実父	泣きやまないことにいらだったため	なし
15次	2か月	実母	泣きやまないことにいらだったため	なし
16次	2か月	実父	泣きやまないことにいらだったため	なし
15次	3か月	実父	泣きやまないことにいらだったため	なし
18次	3か月	実母	不明	なし
11次	5か月	実母	泣きやまないことにいらだったため	なし
12次	5か月	実父	その他(入浴中ぐったりしたため)	あり(身体的虐待)
14次	5か月	実母の交際相手	不明	不明
15次	5か月	実父	こどもがミルクを飲まず養育にストレスあり	なし
12次	5か月	不明	不明	なし
12次	6か月	実母	その他(パートナー等の支援なく、児の体調不良等う積した思い)	なし
14次	6か月	母方祖母	不明	なし
16次	6か月	実父	泣きやまないことにいらだったため	なし
14次	7か月	実母	不明	なし
13次	8か月	実父	泣きやまないことにいらだったため	あり(身体的虐待)
14次	9か月	実母	パートナーへの怒りをこどもに向ける	なし
16次	1歳1か月	継父	こどもがなつかない	なし
12次	1歳2か月	不明	不明	あり(身体的虐待)
11次	1歳2か月	実父	泣きやまないことにいらだったため	なし
15次	1歳5か月	実母、実父	こどもの存在の拒否・否定	あり(身体的虐待)
13次	1歳7か月	実父	不明	なし
13次	1歳11か月	実母の交際相手	母の交際相手が保育所へお迎えに行った際、本児が泣くという報告あり	あり(身体的虐待)
18次	2歳0か月	実父	泣きやまないことにいらだったため	あり
11次	2歳3か月	実父	不明	あり(身体的虐待)
16次	2歳4か月	継父	不明	なし
11次	2歳13か月	実母の交際相手	しつけのつもり	あり(身体的虐待)
14次	5歳11か月	実母、養父	しつけのつもり	あり(身体的虐待、ネグレクト)
17次	6歳0か月	父親の知人の男性	不明	なし

注5) 乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)は子どもの頭部が揺さぶられることによって生じる頭部外傷であり、虐待による乳幼児頭部外傷(AHT)に含まれる。

③ 主たる加害者

ア 心中以外の虐待死における主たる加害者

主たる加害者について、心中以外の虐待死事例では、「実母」が 20 人 (40.0%) と最も多く、次いで「不明」が 12 人 (24.0%) であった。

第 1 次報告から第 19 次報告までの傾向をみると、加害者が「実母」である場合が全体の半数程度を占めて最も多い。

表 13 主たる加害者 (心中以外の虐待死)

区分	第1次から第18次まで		第19次		総数 (第1次から第19次まで)		
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	
実母	513 (53)	54.6%	20 (6)	40.0%	533 (59)	53.9%	
実父	144 (10)	15.3%	6 (2)	12.0%	150 (12)	15.2%	
養母	2 (0)	0.2%	0 (0)	0.0%	2 (0)	0.2%	
養父	9 (0)	1.0%	0 (0)	0.0%	9 (0)	0.9%	
継母	6 (0)	0.6%	0 (0)	0.0%	6 (0)	0.6%	
継父	13 (1)	1.4%	0 (0)	0.0%	13 (1)	1.3%	
実母の交際相手	40 (4)	4.3%	0 (0)	0.0%	40 (4)	4.0%	
母方祖母	7 (0)	0.7%	0 (0)	0.0%	7 (0)	0.7%	
母方祖父	1 (0)	0.1%	0 (0)	0.0%	1 (0)	0.1%	
父方祖母	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	
父方祖父	1 (0)	0.1%	0 (0)	0.0%	1 (0)	0.1%	
実母と	実父	79 (18)	8.4%	3 (2)	6.0%	82 (20)	8.3%
	養父	12 (1)	1.3%	0 (0)	0.0%	12 (1)	1.2%
	継父	3 (0)	0.3%	0 (0)	0.0%	3 (0)	0.3%
	実母の交際相手	21 (1)	2.2%	2 (0)	4.0%	23 (1)	2.3%
	母方祖母	0 (0)	0.0%	1 (1)	2.0%	1 (1)	0.1%
	母方祖父母	1 (0)	0.1%	0 (0)	0.0%	1 (0)	0.1%
	実父と父方祖母	0 (0)	0.0%	1 (0)	2.0%	1 (0)	0.1%
	実父とその他	0 (0)	0.0%	1 (0)	2.0%	1 (0)	0.1%
	実母の交際相手とその他	2 (0)	0.2%	0 (0)	0.0%	2 (0)	0.2%
	その他	5 (2)	0.5%	1 (1)	2.0%	6 (3)	0.6%
実父とその他	1 (0)	0.1%	0 (0)	0.0%	1 (0)	0.1%	
その他	23 (4)	2.4%	3 (3)	6.0%	26 (7)	2.6%	
不明	55 (26)	5.9%	12 (6)	24.0%	67 (32)	6.8%	
計	939 (121)	100.0%	50 (21)	100.0%	989 (142)	100.0%	

イ 心中による虐待死における主たる加害者

主たる加害者について、心中による虐待死事例では、「実母」が最も多く18人(75.0%)であった。

第2次報告から第19次報告までの傾向をみると、加害者が「実母」である事例が全体の約7割を占めて最も多い。

表14 主たる加害者(心中による虐待死)

区分	第2次から第18次まで		第19次		総数 (第2次から第19次まで)		
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	
実母	409(5)	68.7%	18(0)	75.0%	427(5)	69.0%	
実父	111(2)	18.7%	4(0)	16.7%	115(2)	18.6%	
養母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
養父	2(0)	0.3%	0(0)	0.0%	2(0)	0.3%	
継母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
継父	1(0)	0.2%	0(0)	0.0%	1(0)	0.2%	
実母の交際相手	4(3)	0.7%	0(0)	0.0%	4(3)	0.6%	
母方祖母	6(0)	1.0%	0(0)	0.0%	6(0)	1.0%	
母方祖父	5(0)	0.8%	0(0)	0.0%	5(0)	0.8%	
父方祖母	5(0)	0.8%	0(0)	0.0%	5(0)	0.8%	
父方祖父	1(0)	0.2%	0(0)	0.0%	1(0)	0.2%	
実母と	実父	24(0)	4.0%	1(0)	4.2%	25(0)	4.0%
	養父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	継父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	実母の交際相手	2(0)	0.3%	0(0)	0.0%	2(0)	0.3%
	母方祖母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	母方祖父母	4(0)	0.7%	0(0)	0.0%	4(0)	0.6%
	実父と父方祖母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	実父とその他	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	実母の交際相手とその他	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	その他	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
実父とその他	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
その他	3(0)	0.5%	0(0)	0.0%	3(0)	0.5%	
不明	18(2)	3.0%	1(0)	4.2%	19(2)	3.1%	
計	595(12)	100.0%	24(0)	100.0%	619(12)	100.0%	

ウ 心中以外の虐待死事例における主たる加害者とこどもの年齢

心中以外の虐待死事例における主たる加害者とこどもの年齢について、心中以外の虐待死事例では、どの年齢においても加害者は「実母」が比較的多い。「1か月～1歳未満」児の事例では「実父」4人（22.2%）、「実母と実父」2人（11.1%）となっている。

表 15 主たる加害者と死亡したこどもの年齢（心中以外の虐待死）

区分	死亡した児童の年齢												
	0日		1日～1か月未満		1か月～1歳未満		1歳以上～3歳未満		3歳以上		不明		
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	
実母	2(0)	66.7%	2(1)	100.0%	6(1)	33.3%	4(2)	50.0%	3(1)	20.0%	3(1)	75.0%	
実父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	4(1)	22.2%	1(0)	12.5%	1(1)	6.7%	0(0)	0.0%	
養母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
養父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
継母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
継父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
実母の交際相手	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
実父の交際相手	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
母方祖母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
父方祖母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
母方祖父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
父方祖父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
その他	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	1(1)	5.6%	0(0)	0.0%	2(2)	13.3%	0(0)	0.0%	
実母と	実父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	2(2)	11.1%	0(0)	0.0%	1(0)	6.7%	0(0)	0.0%
	実父と父方祖母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	1(0)	6.7%	0(0)	0.0%
	実父とその他	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	1(0)	6.7%	0(0)	0.0%
	実母の交際相手	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	2(0)	13.3%	0(0)	0.0%
	母方祖母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	1(1)	12.5%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	その他	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	1(1)	6.7%	0(0)	0.0%
小計	2(0)	66.7%	2(1)	100.0%	13(5)	72.2%	6(3)	75.0%	12(5)	80.0%	3(1)	75.0%	
不明	1(0)	33.3%	0(0)	0.0%	5(4)	27.8%	2(1)	25.0%	3(1)	20.0%	1(0)	25.0%	
計	3(0)	100.0%	2(1)	100.0%	18(9)	100.0%	8(4)	100.0%	15(6)	100.0%	4(1)	100.0%	

エ 心中による虐待死事例における主たる加害者とこどもの年齢

心中による虐待死事例における主たる加害者とこどもの年齢について、該当者のいない「1 か月未満」を除き、死亡したこどもの年齢すべてにおいて「実母」が加害者である事例が最も多く、次いで「実父」、「実母と実父」であった。

表 16 主たる加害者と死亡したこどもの年齢（心中による虐待死）

区分	死亡した児童の年齢												
	1か月未満		1か月～1歳未満		1歳以上～3歳未満		3歳以上～6歳未満		6歳以上		不明		
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	
実母	0(0)	0.0%	1(0)	50.0%	4(0)	57.1%	6(0)	100.0%	7(0)	77.8%	0(0)	0.0%	
実父	0(0)	0.0%	1(0)	50.0%	1(0)	14.3%	0(0)	0.0%	2(0)	22.2%	0(0)	0.0%	
養母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
養父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
継母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
継父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
実母の交際相手	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
実父の交際相手	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
母方祖母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
父方祖母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
母方祖父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
父方祖父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
その他	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
実母と	実父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	1(0)	14.3%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	実父と父方祖母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	実父とその他	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	実母の交際相手	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	母方祖母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	その他	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
小計	0(0)	0.0%	2(0)	100.0%	6(0)	85.7%	6(0)	100.0%	9(0)	100.0%	0(0)	0.0%	
不明	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	1(0)	14.3%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
計	0(0)	0.0%	2(0)	100.0%	7(0)	100.0%	6(0)	100.0%	9(0)	100.0%	0(0)	0.0%	

オ 心中以外の虐待死事例における死因となった主な虐待の類型別にみた主たる加害者

心中以外の虐待死事例における死因となった主な虐待の類型別にみた主たる加害者について、「実母」が「身体的虐待」では約4割、「ネグレクト」では5割を占めた。

表 17 死因となった主な虐待の類型と主たる加害者（心中以外の虐待死）

区分	身体的虐待		ネグレクト		心理的虐待		性的虐待		不明		
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	
実母	8(0)	38.1%	7(3)	50.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	5(3)	33.3%	
実父	4(0)	19.0%	1(1)	7.1%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	1(1)	6.7%	
養母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
養父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
継母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
継父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
実母の交際相手	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
実父の交際相手	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
母方祖母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
父方祖母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
母方祖父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
父方祖父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
その他	0(0)	0.0%	2(2)	14.3%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	1(1)	6.7%	
実母と	実父	1(0)	4.8%	1(1)	7.1%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	1(1)	6.7%
	実父と父方祖母	1(0)	4.8%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	実父とその他	1(0)	4.8%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	実母の交際相手	2(0)	9.5%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	母方祖母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	1(1)	6.7%
	その他	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	1(1)	6.7%
小計	17(0)	81.0%	11(7)	78.6%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	10(8)	66.7%	
不明	4(2)	19.0%	3(1)	21.4%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	5(3)	33.3%	
計	21(2)	100.0%	14(8)	100.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	15(11)	100.0%	

④ 加害の動機

ア 心中以外の虐待死における加害の動機

心中以外の虐待死事例における加害の動機について、動機が「不明」「その他」である場合を除き、「しつけのつもり」が2人（4.0%）であった。

表 18 加害の動機（心中以外の虐待死）

区分	第2次から第18次まで		第19次		総数(第2次から第19次まで)	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
しつけのつもり	94 (6)	10.3%	2 (1)	4.0%	96 (7)	10.0%
こどもがなつかない	15 (1)	1.6%	0 (0)	0.0%	15 (1)	1.6%
パートナーへの愛情を独占されたなど、こどもに対する嫉妬心	5 (0)	0.5%	0 (0)	0.0%	5 (0)	0.5%
パートナーへの怒りをこどもに向ける	10 (1)	1.1%	1 (0)	2.0%	11 (1)	1.1%
慢性の疾患や障害の苦しみからこどもを救おうという主観的意図	5 (0)	0.5%	1 (0)	2.0%	6 (0)	0.6%
こどもの暴力などから身を守るため	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
MSBP(代理ミュンヒハウゼン症候群)	4 (0)	0.4%	0 (0)	0.0%	4 (0)	0.4%
保護を怠ったことによる死亡 ※1	131 (12)	15.1%	—	—	131 (12)	15.1%
こどもの世話・養育方法がわからない ※2	2 (0)	4.1%	1 (0)	2.0%	3 (0)	3.0%
こどもの世話・養育をする余裕がない ※2	5 (1)	10.2%	1 (0)	2.0%	6 (1)	6.1%
こどもの存在の拒否・否定	80 (4)	8.8%	0 (0)	0.0%	80 (4)	8.3%
泣きやまないことにはらだつたため	75 (1)	8.2%	1 (0)	2.0%	76 (1)	7.9%
アルコール又は薬物依存に起因した精神症状による行為	3 (1)	0.3%	0 (0)	0.0%	3 (1)	0.3%
依存系以外に起因した精神症状による行為(妄想などによる)	43 (0)	4.7%	1 (1)	2.0%	44 (1)	4.6%
その他	128 (17)	14.0%	13 (7)	26.0%	141 (24)	14.6%
不明	314 (77)	34.4%	29 (12)	58.0%	343 (89)	35.6%
計	914 (121)	100.0%	50 (21)	100.0%	964 (142)	100.0%

※1 第2次報告から第17次報告までの調査。累計母数は865人

※2 第18次報告から調査。累計母数は99人

イ 心中による虐待死事例における加害の動機

心中による虐待死事例における加害の動機について、「保護者自身の精神疾患、精神不安」が9人（37.5%）と最も多く、次いで「育児不安や育児負担感」「夫婦間のトラブルなど家庭に不和」がともに4人（16.7%）であった。

表 19 加害の動機（心中による虐待死）（複数回答）

区分	心中による虐待死(未遂含む)(24人)	
	人数	構成割合
こどもの病気・障害	2(0)	8.3%
保護者自身の精神疾患、精神不安	9(0)	37.5%
保護者自身の病気(精神疾患を除く)・障害等	0(0)	0.0%
経済的困窮(多額の借金など)	0(0)	0.0%
育児不安や育児負担感	4(0)	16.7%
夫婦間のトラブルなど家庭に不和	4(0)	16.7%
その他	3(0)	12.5%
不明	11(0)	45.8%

(4) 死亡したこどもの生育歴

① 妊娠期・周産期における問題

ア 妊娠期・周産期の母体側の問題

妊娠期・周産期の母体側の問題について、心中以外の虐待死事例では、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」と「医療機関から連絡」がともに16人(32.0%)、次いで「妊婦健康診査未受診」と「低体重(2500g未満)」がともに14人(28.0%)であった。

第3次報告から第19次報告までの総数でみると、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」「妊婦健康診査未受診」「妊娠届の未提出(母子健康手帳の未交付)」「若年(10代)妊娠」が、多くなっている。

特に、「若年(10代)妊娠」についてみると、我が国における全出生数のうち母親の年齢が若年(10代)の割合は約1%前後で推移^{注6)}している。一方で、第3次報告から第19次報告までの心中以外の虐待死事例における「若年(10代)妊娠」の割合は16.7%であり、その割合の高さは顕著である。

また、心中による虐待死事例では、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」が5人(20.8%)、「切迫流産・切迫早産」と「低体重(2500g未満)」がともに4人(16.7%)であった。

^{注6)} 平成20年から令和3年までの厚生労働省人口動態統計による。

表 20 妊娠期・周産期の問題 (心中以外の虐待死) (複数回答)

区分		第3次から第18次まで (864人)	第19次(50人)	総数(第3次から第19次まで) (914人)
切迫流産・切迫早産	人数	65 (15)	9 (4)	74 (19)
	構成割合	7.5%	18.0%	8.1%
妊娠高血圧症候群	人数	26 (4)	2 (1)	28 (5)
	構成割合	3.0%	4.0%	3.1%
喫煙の常習	人数	80 (14)	7 (2)	87 (16)
	構成割合	9.3%	14.0%	9.5%
アルコールの常習	人数	31 (2)	3 (2)	34 (4)
	構成割合	3.6%	6.0%	3.7%
違法薬物の使用/薬物の過剰摂取等※1	人数	3 (3)	0 (0)	3 (3)
	構成割合	0.8%	0.0%	0.7%
マタニティブルーズ	人数	27 (6)	0 (0)	27 (6)
	構成割合	3.1%	0.0%	3.0%
予期しない妊娠/計画していない妊娠	人数	239 (43)	16 (7)	255 (50)
	構成割合	27.7%	32.0%	27.9%
若年(10代)妊娠	人数	146 (22)	7 (2)	153 (24)
	構成割合	16.9%	14.0%	16.7%
お腹をたたく等の墮胎行為※1	人数	3 (0)	2 (2)	5 (2)
	構成割合	0.8%	4.0%	1.2%
妊娠届の未提出(母子健康手帳の未交付)	人数	178 (29)	9 (2)	187 (31)
	構成割合	20.6%	18.0%	20.5%
妊婦健康診査未受診	人数	235 (46)	14 (4)	249 (50)
	構成割合	27.2%	28.0%	27.2%
胎児虐待 ※2	人数	27	-	27
	構成割合	5.3%	-	5.3%
その他(妊娠期の母体側の問題) ※3	人数	41 (17)	6 (4)	47 (21)
	構成割合	8.2%	12.0%	8.5%
自宅分娩(助産師などの立ち会いなし) ※4	人数	84 (25)	2 (0)	86 (25)
	構成割合	21.4%	4.0%	19.4%
遺棄 ※4	人数	113 (36)	7 (1)	120 (37)
	構成割合	28.8%	14.0%	27.1%
墜落分娩	人数	90 (16)	2 (1)	92 (17)
	構成割合	10.4%	4.0%	10.1%
飛び込み出産 ※4	人数	6 (1)	0 (0)	6 (1)
	構成割合	1.5%	0.0%	1.4%
陣痛が微弱であった ※5	人数	6	-	6
	構成割合	1.3%	-	1.3%
帝王切開	人数	99 (16)	9 (5)	108 (21)
	構成割合	11.5%	18.0%	11.8%
救急車で来院 ※6	人数	7	-	7
	構成割合	6.4%	-	6.4%
医療機関から連絡 ※7	人数	63 (23)	16 (7)	79 (30)
	構成割合	12.5%	32.0%	14.3%
その他(周産期の母体側の問題) ※3	人数	23 (8)	4 (3)	27 (11)
	構成割合	4.6%	8.0%	4.9%
本児を妊娠時の特定妊婦としての支援有 ※8	人数	11 (0)	13 (7)	24 (7)
	構成割合	22.4%	26.0%	24.2%
低体重(2500g未満)	人数	107 (22)	14 (6)	121 (28)
	構成割合	12.4%	28.0%	13.2%
多胎	人数	23 (3)	2 (1)	25 (4)
	構成割合	2.7%	4.0%	2.7%
新生児仮死	人数	20 (4)	0 (0)	20 (4)
	構成割合	2.3%	0.0%	2.2%
その他の疾患・障害 ※9	人数	50 (13)	4 (3)	54 (16)
	構成割合	6.2%	8.0%	6.3%
出生時の退院の遅れによる母子分離	人数	68 (19)	9 (3)	77 (22)
	構成割合	7.9%	18.0%	8.4%
NICU入院	人数	55 (12)	8 (2)	63 (14)
	構成割合	6.4%	16.0%	6.9%

※1 第12次報告から調査。累計母数は407人

※3 第9次報告から調査。累計母数は552人

※5 第3次報告から第10次報告まで調査。累計母数は471人

※7 第9次報告から調査。累計母数は552人

※9 第4次報告から調査。累計母数は858人

※2 第3次報告から第11次報告まで調査。累計母数は507人

※4 第11次報告から調査。累計母数は443人

※6 第9次報告から第10次報告まで調査。累計母数は109人

※8 第18次報告から調査。累計母数は99人

表 21 妊娠期・周産期の問題 (心中による虐待死) (複数回答)

区分		第 3 次から第 18 次まで (587 人)	第 19 次 (24 人)	総数 (第 3 次から第 19 次まで) (611 人)
切迫流産・切迫早産	人数	36 (0)	4 (0)	40 (0)
	構成割合	6.1%	16.7%	6.5%
妊娠高血圧症候群	人数	15 (0)	0 (0)	15 (0)
	構成割合	2.6%	0.0%	2.5%
喫煙の常習	人数	22 (0)	0 (0)	22 (0)
	構成割合	3.7%	0.0%	3.6%
アルコールの常習	人数	4 (0)	0 (0)	4 (0)
	構成割合	0.7%	0.0%	0.7%
違法薬物の使用/薬物の過剰摂取等※1	人数	3 (0)	0 (0)	3 (0)
	構成割合	1.8%	0.0%	1.6%
マタニティブルーズ	人数	17 (0)	1 (0)	18 (0)
	構成割合	2.9%	4.2%	2.9%
予期しない妊娠/計画していない妊娠	人数	23 (0)	5 (0)	28 (0)
	構成割合	3.9%	20.8%	4.6%
若年(10代)妊娠	人数	15 (0)	0 (0)	15 (0)
	構成割合	2.6%	0.0%	2.5%
お腹をたたく等の墮胎行為※1	人数	3 (0)	0 (0)	3 (0)
	構成割合	1.8%	0.0%	1.6%
妊娠届の未提出(母子健康手帳の未交付)	人数	7 (0)	0 (0)	7 (0)
	構成割合	1.2%	0.0%	1.1%
妊婦健康診査未受診	人数	18 (1)	3 (0)	21 (0)
	構成割合	3.1%	12.5%	3.4%
胎児虐待 ※2	人数	0	-	0
	構成割合	0.0%	-	0.0%
その他(妊娠期の母体側の問題) ※3	人数	13 (0)	3 (0)	16 (0)
	構成割合	4.6%	12.5%	5.2%
自宅分娩(助産師などの立ち会いなし) ※4	人数	6 (0)	0 (0)	6 (0)
	構成割合	3.0%	0.0%	2.7%
遺棄 ※4	人数	1 (0)	0 (0)	1 (0)
	構成割合	0.5%	0.0%	0.4%
墜落分娩	人数	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%
飛び込み出産 ※4	人数	2 (0)	0 (0)	2 (0)
	構成割合	1.0%	0.0%	0.9%
陣痛が微弱であった ※5	人数	4	-	4
	構成割合	1.0%	-	1.0%
帝王切開	人数	54 (1)	0 (0)	54 (0)
	構成割合	9.2%	0.0%	8.8%
救急車で来院 ※6	人数	0	-	0
	構成割合	0.0%	-	0.0%
医療機関から連絡 ※7	人数	32 (3)	1 (0)	33 (0)
	構成割合	11.4%	4.2%	10.8%
その他(周産期の母体側の問題) ※3	人数	12 (0)	1 (0)	13 (0)
	構成割合	4.3%	4.2%	4.3%
本児を妊娠時の特定妊婦としての支援有 ※8	人数	2 (0)	1 (0)	3 (0)
	構成割合	7.1%	4.2%	5.8%
低体重(2500g 未満)	人数	30 (0)	4 (0)	34 (0)
	構成割合	5.1%	16.7%	5.6%
多胎	人数	12 (0)	0 (0)	12 (0)
	構成割合	2.0%	0.0%	2.0%
新生児仮死	人数	4 (0)	0 (0)	4 (0)
	構成割合	0.7%	0.0%	0.7%
その他の疾患・障害 ※9	人数	25 (0)	1 (0)	26 (0)
	構成割合	4.5%	4.2%	4.5%
出生時の退院の遅れによる母子分離	人数	15 (0)	1 (0)	16 (0)
	構成割合	2.6%	4.2%	2.6%
NICU入院	人数	23 (0)	1 (0)	24 (0)
	構成割合	3.9%	4.2%	3.9%

※1 第 12 次報告から調査。累計母数は 192 人

※3 第 9 次報告から調査。累計母数は 305 人

※5 第 3 次報告から第 10 次報告まで調査。累計母数は 386 人

※7 第 9 次報告から調査。累計母数は 305 人

※9 第 4 次報告から調査。累計母数は 581 人

※2 第 3 次報告から第 11 次報告まで調査。累計母数は 419 人

※4 第 11 次報告から調査。累計母数は 225 人

※6 第 9 次報告から第 10 次報告まで調査。累計母数は 80 人

※8 第 18 次報告から調査。累計母数は 52 人

【参考事例】

＜予期しない妊娠／計画していない妊娠の事例＞

○0歳女児（死因は不明）

実母は自宅で本児を出産し、数日後に死亡した本児をバッグに入れ実家を訪問、実家の庭に遺棄。母子健康手帳は未発行で、母子保健担当部署等の関わりもなかった。

② 乳幼児健康診査及び予防接種

ア 乳幼児健康診査・予防接種の受診・接種の有無

乳幼児健康診査の受診状況について、心中以外の虐待死事例では、「3～4か月児健康診査」の未受診者が5人（有効割合 18.5%）、「1歳6か月児健康診査」の未受診者が2人（同 13.3%）、「3歳児健康診査」の未受診者はいなかった。予防接種の接種状況は、「1歳6か月児健康診査時点」で「一部、必要な予防接種が未接種である」が5人（同 38.5%）であった。

他方、心中による虐待死事例では、乳幼児健康診査の受診状況については、健康診査時点の該当者はみな受診している。予防接種の接種状況も「3～4か月児健康診査時点」で「一部、必要な予防接種が未接種である」の1人を除いて、該当者はみな「必要な予防接種は終了している（遅滞のある場合も含む）」となっている。

表 22 乳幼児健康診査の受診の有無

区分	心中以外の虐待死(50人)						心中による虐待死(未遂含む)(24人)					
	受診済み		未受診		年齢的に 非該当	不明	受診済み		未受診		年齢的に 非該当	不明
	人数	有効 割合	人数	有効 割合			人数	有効 割合	人数	有効 割合		
3～4か月児健康診査	22(12)	81.5%	5(2)	18.5%	18(6)	5(1)	23(0)	100.0%	0(0)	0.0%	0(0)	1(0)
1歳6か月児健康診査	13(8)	86.7%	2(0)	13.3%	32(13)	3(0)	20(0)	100.0%	0(0)	0.0%	3(0)	1(0)
3歳児健康診査	9(5)	100.0%	0(0)	0.0%	40(16)	1(0)	13(0)	100.0%	0(0)	0.0%	10(0)	1(0)

表 23 予防接種の有無

区分		心中以外の虐待死 (50人)		心中による虐待死 (未遂含む)(24人)	
		人数	有効割合	人数	有効割合
健康診査時点 3～4か月児	必要な予防接種は終了している(遅滞のある場合も含む)	22(8)	91.7%	18(0)	94.7%
	一部、必要な予防接種が未接種である	2(2)	8.3%	1(0)	5.3%
	年齢的に非該当	19(7)		0(0)	
	不明	7(4)		5(0)	
健康診査時点 1歳6か月児	必要な予防接種は終了している(遅滞のある場合も含む)	8(4)	61.5%	15(0)	100.0%
	一部、必要な予防接種が未接種である	5(3)	38.5%	0(0)	0.0%
	年齢的に非該当	33(13)		3(0)	
	不明	4(1)		6(0)	
健康診査時点 3歳児	必要な予防接種は終了している(遅滞のある場合も含む)	5(2)	62.5%	9(0)	100.0%
	一部、必要な予防接種が未接種である	3(2)	37.5%	0(0)	0.0%
	年齢的に非該当	39(16)		10(0)	
	不明	3(1)		5(0)	

イ 乳幼児健康診査未受診者への対応

表 24 乳幼児健康診査の未受診者への対応（複数回答）

3～4か月児健康診査未受診の対応ありの場合		心中以外の虐待死(4人)		心中による虐待死(未遂含む)(0人)	
		人数	構成割合	人数	構成割合
未受診の対応あり		4(1)		0(0)	
文書による受診勧奨		0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
電話による受診勧奨		1(0)	25.0%	0(0)	0.0%
家庭訪問による受診勧奨		2(1)	50.0%	0(0)	0.0%
その他		1(0)	25.0%	0(0)	0.0%
その後の受診の有無または確認の有無	なし	2(0)	50.0%	0(0)	0.0%
	あり	2(1)	50.0%	0(0)	0.0%
1歳6か月児健康診査未受診の対応ありの場合		心中以外の虐待死(1人)		心中による虐待死(未遂含む)(0人)	
		人数	構成割合	人数	構成割合
未受診の対応あり		1(0)		0(0)	
文書による受診勧奨		0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
電話による受診勧奨		0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
家庭訪問による受診勧奨		0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
その他		1(0)	100.0%	0(0)	0.0%
その後の受診の有無または確認の有無	なし	1(0)	100.0%	0(0)	0.0%
	あり	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
3歳児健康診査未受診の対応ありの場合		心中以外の虐待死(0人)		心中による虐待死(未遂含む)(0人)	
		人数	構成割合	人数	構成割合
未受診の対応あり		0(0)		0(0)	
文書による受診勧奨		0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
電話による受診勧奨		0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
家庭訪問による受診勧奨		0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
その他		0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
その後の受診の有無または確認の有無	なし	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	あり	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%

③ こどもの疾患・障害等

ア こどもの疾患・障害等の有無等

こどもの疾患・障害等について、心中以外の虐待死事例では、「身体疾患」がある事例が5人（10.0%）で多く、次いで「発達の問題（発達障害、自閉症など）」がある事例が4人（8.0%）であった。心中による虐待死事例では、「障害」がある事例が2人（8.3%）、「発達の問題（発達障害、自閉症など）」がある事例1人（4.2%）であった。

表 25 こどもの疾患・障害等の有無等（複数回答）

区分	心中以外の虐待死(50人)							
	あり		なし		不明		疑い	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
身体疾患	5(4)	10.0%	33(15)	66.0%	12(2)	24.0%	-	-
障害	2(1)	4.0%	35(17)	70.0%	13(3)	26.0%	-	-
発達の問題 (発達障害、自閉症など)	4(2)	8.0%	24(12)	48.0%	17(5)	34.0%	5(2)	10.0%
身体発育の問題 (極端な痩せ、身長が低いなど)	1(0)	2.0%	36(18)	72.0%	13(3)	26.0%	-	-

区分	心中による虐待死(未遂を含む)(24人)							
	あり		なし		不明		疑い	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
身体疾患	0(0)	0.0%	23(0)	95.8%	1(0)	4.2%	-	-
障害	2(0)	8.3%	19(0)	79.2%	3(0)	12.5%	-	-
発達の問題 (発達障害、自閉症など)	1(0)	4.2%	13(0)	54.2%	4(0)	16.7%	6(0)	25.0%
身体発育の問題 (極端な痩せ、身長が低いなど)	0(0)	0.0%	23(0)	95.8%	1(0)	4.2%	-	-

表 26 障害ありの場合の手帳の有無

区分			あり				なし	不明	
			人数	うち手帳あり	うち手帳なし	うち手帳不明			
心中以外の虐待死 (50人)	障害ありの内訳 (2人)	身体障害	人数	1(1)	0(0)	1(1)	0(0)	1(0)	0(0)
			構成割合	2.0%	0.0%	2.0%	0.0%	2.0%	0.0%
	知的障害	人数	1(1)	1(1)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	
		構成割合	2.0%	2.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	
心中による虐待死 (未遂含む)(24人)	障害ありの内訳 (2人)	身体障害	人数	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	0(0)
			構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	0.0%
	知的障害	人数	2(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
		構成割合	8.3%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

イ 疾患・障害等があった子どもと関係機関の関与状況

疾患・障害等があった子どもに関与があった関係機関について、心中以外の虐待死事例では、身体疾患のある1人を除き、何らかの機関の関与があり、関与した関係機関には、「児童相談所」「市区町村（虐待対応担当部署）」「福祉事務所」「家庭児童相談室」「保健所」「市区町村の母子保健担当部署（保健センター等）」「養育機関・教育機関」「医療機関」「警察」などがあつた。

また、心中による虐待死事例においても、「児童相談所」「市区町村（虐待対応担当部署）」「福祉事務所」「家庭児童相談室」「市区町村の母子保健担当部署（保健センター等）」「養育機関・教育機関」「医療機関」「警察」などの関与があつた。

表 27 疾患・障害等があった子どもと関係機関の関与状況（複数回答）

区分	子どもの疾病・障害等									
	心中以外の虐待死				心中による虐待死(未遂含む)					
※1【 】内は疾患・障害等のある子どもの人数	身体疾患 【5人】	障害 (知的障害、 身体障害) 【2人】	発達の 問題 (発達障害、 自閉症 など) 【4人】	身体発育 の問題 (極端な瘦 せ、身長が 低いなど) 【1人】	身体疾患 【0人】	障害 (知的障害、 身体障害) 【2人】	発達の 問題 (発達障害、 自閉症 など) 【1人】	身体発育 の問題 (極端な瘦 せ、身長が 低いなど) 【0人】		
何らかの機関の関与があつた子どもの数 (人数)	4 (3)	2 (1)	4 (2)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)		
関与した 関係機関	児童相談所	2 (2)	2 (1)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	
	市区町村(虐待対応担当部署)	1 (1)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	
	その他機関	4 (3)	2 (1)	4 (2)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	
	内訳 (複数 回答)	福祉事務所	2 (2)	2 (1)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
		家庭児童相談室	1 (1)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
		民生委員・児童委員	1 (1)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		保健所	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
		市区町村の母子保健担 当部署(保健センター等)	3 (2)	2 (1)	4 (2)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
		養育機関・教育機関	1 (1)	2 (1)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
		医療機関	3 (2)	2 (1)	3 (1)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
		助産師(医療機関に勤務 する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		警察	1 (1)	2 (1)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
婦人相談所		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
配偶者暴力相談支援センター	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		

④ こどもの情緒・行動上の問題

こどもの情緒・行動上の問題について、心中以外の事例では、問題「なし」が19人（有効割合61.3%）、「あり」が12人（同38.7%）であった。「あり」の内訳（複数回答）は、「その他」が5人（同16.1%）、次いで「衝動性」が4人（同12.9%）、「夜泣き」「多動」「指示に従わない」がそれぞれ3人（同9.7%）であった。

また、心中による虐待死事例では、問題「なし」「あり」ともに8人（同50.0%）であった。「あり」の内訳（複数回答）は、「その他」が3人（同18.8%）、次いで「多動」が2人（同12.5%）であった。

表 28 こどもの情緒・行動上の問題（複数回答）

区分		心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
		人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
なし		19(11)	38.0%	61.3%	8(0)	33.3%	50.0%
あり		12(4)	24.0%	38.7%	8(0)	33.3%	50.0%
内訳 (再掲) (複数回答)	ミルクの飲みムラ	2(0)	4.0%	6.5%	0(0)	0.0%	0.0%
	激しい泣き	2(1)	4.0%	6.5%	1(0)	4.2%	6.3%
	夜泣き	3(2)	6.0%	9.7%	1(0)	4.2%	6.3%
	食事の拒否	1(1)	2.0%	3.2%	1(0)	4.2%	6.3%
	夜尿	2(2)	4.0%	6.5%	1(0)	4.2%	6.3%
	多動	3(0)	6.0%	9.7%	2(0)	8.3%	12.5%
	衝動性	4(1)	8.0%	12.9%	1(0)	4.2%	6.3%
	かんしゃく	2(1)	4.0%	6.5%	1(0)	4.2%	6.3%
	自傷行為	1(0)	2.0%	3.2%	0(0)	0.0%	0.0%
	性器いじり	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
	指示に従わない	3(1)	6.0%	9.7%	1(0)	4.2%	6.3%
	なつかない	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
	無表情、表情が乏しい	1(1)	2.0%	3.2%	0(0)	0.0%	0.0%
	固まってしまう	1(0)	2.0%	3.2%	0(0)	0.0%	0.0%
	盗癖	1(0)	2.0%	3.2%	0(0)	0.0%	0.0%
	虚言癖	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
	不登校	1(1)	2.0%	3.2%	0(0)	0.0%	0.0%
その他	5(1)	10.0%	16.1%	3(0)	12.5%	18.8%	
小計		31(15)	62.0%	100.0%	16(0)	66.7%	100.0%
不明		19(6)	38.0%		8(0)	33.3%	
計		50(21)	100.0%	—	24(0)	100.0%	—

⑤ 養育機関・教育機関の所属

こどもの養育機関・教育機関の所属について、心中以外の虐待死事例では、所属「なし」が33人（有効割合71.7%）、所属「あり」が13人（同28.3%）であった。「あり」の内訳は、「認可保育所」が7人（同15.2%）と最も多く、次いで「認可外保育所」「小学校」がそれぞれ2人（同4.3%）であった。

また、心中による虐待死事例では、所属「あり」が15人（同62.5%）であった。「あり」の内訳は、「小学校」が8人（同33.3%）と最も多く、次いで「幼稚園」が3人（同12.5%）であった。

表 29 こどもの養育機関・教育機関の所属

区分		心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
		人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
なし		33(14)	66.0%	71.7%	9(0)	37.5%	37.5%
あり		13(4)	26.0%	28.3%	15(0)	62.5%	62.5%
内訳 (再掲)	認可保育所	7(1)	14.0%	15.2%	1(0)	4.2%	4.2%
	認可外保育所	2(1)	4.0%	4.3%	1(0)	4.2%	4.2%
	認定子ども園	0(0)	0.0%	0.0%	1(0)	4.2%	4.2%
	幼稚園	0(0)	0.0%	0.0%	3(0)	12.5%	12.5%
	小学校	2(0)	4.0%	4.3%	8(0)	33.3%	33.3%
	中学校	1(1)	2.0%	2.2%	0(0)	0.0%	0.0%
	高等学校	0(0)	0.0%	0.0%	1(0)	4.2%	4.2%
	特別支援学校	1(1)	2.0%	2.2%	0(0)	0.0%	0.0%
	その他	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
小計		46(18)	92.0%	100.0%	24(0)	100.0%	100.0%
不明		4(3)	8.0%		0(0)	0.0%	
計		50(21)	100.0%	—	24(0)	100.0%	—

(5) 養育環境

① 養育者（実母）の心理的・精神的問題等

ア 養育者（実母）の心理的・精神的問題

養育者（実母）の心理的・精神的問題等について、心中以外の虐待死事例では、「育児不安」と「養育能力の低さ」がともに 17 人（34.7%）と最も多く、次いで「精神障害（医師の診断によるもの）」が 8 人（16.3%）であった。第 5 次報告から第 19 次報告までの総数を見ると、「養育能力の低さ」「育児不安」が多い。

心中による虐待死事例では「育児不安」が 9 人（37.5%）と最も多く、次いで「精神障害（医師の診断によるもの）」が 8 人（33.3%）、「うつ状態」が 7 人（29.2%）であった。第 5 次報告から第 19 次報告までの総数を見ても、「育児不安」「精神疾患（医師の診断によるもの）」「うつ状態」が多い。

なお、「養育能力の低さ」とは、こどもの成長発達を促すために必要な関わり（授乳や食事、保清、情緒的な要求への応答、こどもの体調変化の把握、安全面への配慮等）が適切にできない場合としている。

表 30 養育者（実母）の心理的・精神的問題等（心中以外の虐待死）（複数回答） ※1

区分		第5次から第18次まで (728人)	第19次(49人)	総数(第5次から第19 次まで)(777人)
育児不安	人数	170 (19)	17 (10)	187 (29)
	構成割合	23.4%	34.7%	24.1%
マタニティブルーズ	人数	26 (4)	2 (2)	28 (6)
	構成割合	3.6%	4.1%	3.6%
産後うつ	人数	41 (4)	1 (1)	42 (5)
	構成割合	5.6%	2.0%	5.4%
知的障害	人数	35 (6)	5 (1)	40 (7)
	構成割合	4.8%	10.2%	5.1%
精神障害(医師の診断 によるもの)	人数	72 (9)	8 (4)	80 (13)
	構成割合	9.9%	16.3%	10.3%
身体障害	人数	4 (0)	0 (0)	4 (0)
	構成割合	0.5%	0.0%	0.5%
その他の障害	人数	8 (2)	1 (1)	9 (3)
	構成割合	1.1%	2.0%	1.2%
アルコール依存	人数	14 (1)	1 (1)	15 (2)
	構成割合	1.9%	2.0%	1.9%
薬物依存	人数	8 (3)	0 (0)	8 (3)
	構成割合	1.1%	0.0%	1.0%
ギャンブル依存 ※2	人数	1 (0)	0 (0)	1 (0)
	構成割合	0.4%	0.0%	0.3%
衝動性	人数	79 (8)	3 (1)	82 (9)
	構成割合	10.9%	6.1%	10.6%
攻撃性	人数	66 (7)	2 (1)	68 (8)
	構成割合	9.1%	4.1%	8.8%
怒りのコントロール不全	人数	65 (6)	5 (4)	70 (10)
	構成割合	8.9%	10.2%	9.0%
うつ状態	人数	77 (8)	3 (1)	80 (9)
	構成割合	10.6%	6.1%	10.3%
躁状態	人数	8 (2)	0 (0)	8 (2)
	構成割合	1.1%	0.0%	1.0%
感情の起伏が激しい	人数	66 (11)	3 (2)	69 (13)
	構成割合	9.1%	6.1%	8.9%
高い依存性	人数	48 (6)	3 (2)	51 (8)
	構成割合	6.6%	6.1%	6.6%
幻視、幻聴	人数	16 (0)	0 (0)	16 (0)
	構成割合	2.2%	0.0%	2.1%
妄想	人数	16 (0)	0 (0)	16 (0)
	構成割合	2.2%	0.0%	2.1%
DVを受けている	人数	63 (8)	4 (3)	67 (11)
	構成割合	8.7%	8.2%	8.6%
DVを行っている	人数	8 (0)	1 (1)	9 (1)
	構成割合	1.1%	2.0%	1.2%
自殺未遂の既往	人数	33 (7)	1 (0)	34 (7)
	構成割合	4.5%	2.0%	4.4%
養育能力の低さ	人数	199 (32)	17 (6)	216 (38)
	構成割合	27.4%	34.7%	27.8%
日本語でのコミュニケーションが難しい(日本語を母国語としていない) ※3	人数	14 (5)	1 (0)	15 (5)
	構成割合	2.6%	2.0%	2.5%

※1 実母の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

※2 第14次報告から調査。累計母数は309人

※3 第8次報告から調査。累計母数は595人

表 31 養育者（実母）の心理的・精神的問題等（心中による虐待死）（複数回答） ※1

区分		第5次から第18次まで (416人)	第19次(24人)	総数(第5次から第19 次まで)(440人)
育児不安	人数	102 (2)	9 (0)	111 (2)
	構成割合	24.5%	37.5%	25.2%
マタニティブルーズ	人数	12 (0)	0 (0)	12 (0)
	構成割合	2.9%	0.0%	2.7%
産後うつ	人数	23 (2)	0 (0)	23 (2)
	構成割合	5.5%	0.0%	5.2%
知的障害	人数	4 (0)	0 (0)	4 (0)
	構成割合	1.0%	0.0%	0.9%
精神障害(医師の診断 によるもの)	人数	99 (1)	8 (0)	107 (1)
	構成割合	23.8%	33.3%	24.3%
身体障害	人数	4 (0)	0 (0)	4 (0)
	構成割合	1.0%	0.0%	0.9%
その他の障害	人数	3 (0)	0 (0)	3 (0)
	構成割合	0.7%	0.0%	0.7%
アルコール依存	人数	7 (0)	0 (0)	7 (0)
	構成割合	1.7%	0.0%	1.6%
薬物依存	人数	4 (0)	0 (0)	4 (0)
	構成割合	1.0%	0.0%	0.9%
ギャンブル依存 ※2	人数	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%
衝動性	人数	33 (0)	3 (0)	36 (0)
	構成割合	7.9%	12.5%	8.2%
攻撃性	人数	14 (0)	2 (0)	16 (0)
	構成割合	3.4%	8.3%	3.6%
怒りのコントロール不全	人数	13 (0)	3 (0)	16 (0)
	構成割合	3.1%	12.5%	3.6%
うつ状態	人数	99 (1)	7 (0)	106 (1)
	構成割合	23.8%	29.2%	24.1%
躁状態	人数	5 (0)	0 (0)	5 (0)
	構成割合	1.2%	0.0%	1.1%
感情の起伏が激しい	人数	25 (0)	4 (0)	29 (0)
	構成割合	6.0%	16.7%	6.6%
高い依存性	人数	14 (0)	2 (0)	16 (0)
	構成割合	3.4%	8.3%	3.6%
幻視、幻聴	人数	4 (0)	1 (0)	5 (0)
	構成割合	1.0%	4.2%	1.1%
妄想	人数	10 (0)	3 (0)	13 (0)
	構成割合	2.4%	12.5%	3.0%
DVを受けている	人数	15 (1)	1 (0)	16 (1)
	構成割合	3.6%	4.2%	3.6%
DVを行っている	人数	8 (0)	0 (0)	8 (0)
	構成割合	1.9%	0.0%	1.8%
自殺未遂の既往	人数	33 (0)	4 (0)	37 (0)
	構成割合	7.9%	16.7%	8.4%
養育能力の低さ	人数	30 (1)	1 (0)	31 (1)
	構成割合	7.2%	4.2%	7.0%
日本語でのコミュニケーションが難しい(日本語を母国語としていない) ※3	人数	6 (2)	0 (0)	6 (2)
	構成割合	2.0%	0.0%	1.9%

※1 実母の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

※2 第14次報告から調査。累計母数は123人

※3 第8次報告から調査。累計母数は323人

【参考事例】

＜実母の養育能力の低さがあった事例＞

○6歳女兒（実母のネグレクトにより死亡）

実母の養育能力の低さによる養護相談として児童相談所が関与。こどもの夜間放置に関する注意、指導を実施し、施設入所を検討するも長期休暇中に死亡。

イ 養育者（実父）の心理的・精神的問題等

養育者（実父）の心理的・精神的問題等について、心中以外の虐待死事例では、「DVを行っている」が5人（14.3%）と最も多く、次いで「攻撃性」「感情の起伏が激しい」「養育能力の低さ」がいずれも4人（11.4%）であった。第5次報告から第19次報告までの総数を見ると、「養育能力の低さ」「攻撃性」「感情の起伏が激しい」「怒りのコントロール不全」「衝動性」の問題が多かった。

また、心中による虐待死事例では、「うつ状態」が2人（9.5%）であった。

表 32 養育者（実父）の心理的・精神的問題等（心中以外の虐待死）（複数回答） ※1

区分		第5次から第18次まで (515人)	第19次(35人)	総数(第5次から第19 次まで)(550人)
育児不安	人数	21 (4)	1 (1)	22 (5)
	構成割合	4.1%	2.9%	4.0%
知的障害	人数	6 (3)	0 (0)	6 (3)
	構成割合	1.2%	0.0%	1.1%
精神障害(医師の診断 によるもの)	人数	15 (4)	3 (2)	18 (6)
	構成割合	2.9%	8.6%	3.3%
身体障害	人数	4 (1)	0 (0)	4 (1)
	構成割合	0.8%	0.0%	0.7%
その他の障害	人数	4 (1)	1 (1)	5 (2)
	構成割合	0.8%	2.9%	0.9%
アルコール依存	人数	5 (1)	0 (0)	5 (1)
	構成割合	1.0%	0.0%	0.9%
薬物依存	人数	4 (1)	0 (0)	4 (1)
	構成割合	0.8%	0.0%	0.7%
ギャンブル依存 ※2	人数	2 (0)	0 (0)	2 (0)
	構成割合	1.1%	0.0%	0.9%
衝動性	人数	51 (7)	2 (1)	53 (8)
	構成割合	9.9%	5.7%	9.6%
攻撃性	人数	59 (7)	4 (2)	63 (9)
	構成割合	11.5%	11.4%	11.5%
怒りのコントロール不全	人数	51 (4)	3 (2)	54 (6)
	構成割合	9.9%	8.6%	9.8%
うつ状態	人数	7 (0)	1 (1)	8 (1)
	構成割合	1.4%	2.9%	1.5%
躁状態	人数	3 (0)	1 (1)	4 (1)
	構成割合	0.6%	2.9%	0.7%
感情の起伏が激しい	人数	51 (11)	4 (2)	55 (13)
	構成割合	9.9%	11.4%	10.0%
高い依存性	人数	10 (1)	1 (1)	11 (2)
	構成割合	1.9%	2.9%	2.0%
幻視、幻聴	人数	2 (0)	0 (0)	2 (0)
	構成割合	0.4%	0.0%	0.4%
妄想	人数	2 (0)	0 (0)	2 (0)
	構成割合	0.4%	0.0%	0.4%
DVを受けている	人数	9 (1)	1 (1)	10 (2)
	構成割合	1.7%	2.9%	1.8%
DVを行っている	人数	46 (7)	5 (3)	51 (10)
	構成割合	8.9%	14.3%	9.3%
自殺未遂の既往	人数	7 (2)	0 (0)	7 (2)
	構成割合	1.4%	0.0%	1.3%
養育能力の低さ	人数	85 (19)	4 (2)	89 (21)
	構成割合	16.5%	11.4%	16.2%
日本語でのコミュニケーションが難しい(日本語を母国語としていない) ※3	人数	11 (3)	0 (0)	11 (3)
	構成割合	2.8%	0.0%	2.6%

※1 実父の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

※2 第14次報告から調査。累計母数は222人

※3 第8次報告から調査。累計母数は428人

表 33 養育者（実父）の心理的・精神的問題等（心中による虐待死）（複数回答） ※1

区分		第5次から第18次まで (352人)	第19次(21人)	総数(第5次から第19 次まで)(373人)
育児不安	人数	16 (0)	1 (0)	17 (0)
	構成割合	4.5%	4.8%	4.6%
知的障害	人数	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%
精神障害(医師の診断 によるもの)	人数	9 (0)	0 (0)	9 (0)
	構成割合	2.6%	0.0%	2.4%
身体障害	人数	1 (0)	1 (0)	2 (0)
	構成割合	0.3%	4.8%	0.5%
その他の障害	人数	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%
アルコール依存	人数	1 (0)	0 (0)	1 (0)
	構成割合	0.3%	0.0%	0.3%
薬物依存	人数	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%
ギャンブル依存 ※2	人数	1 (0)	0 (0)	1 (0)
	構成割合	1.1%	0.0%	0.9%
衝動性	人数	15 (0)	1 (0)	16 (0)
	構成割合	4.3%	4.8%	4.3%
攻撃性	人数	11 (0)	1 (0)	12 (0)
	構成割合	3.1%	4.8%	3.2%
怒りのコントロール不全	人数	15 (0)	1 (0)	16 (0)
	構成割合	4.3%	4.8%	4.3%
うつ状態	人数	13 (0)	2 (0)	15 (0)
	構成割合	3.7%	9.5%	4.0%
躁状態	人数	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%
感情の起伏が激しい	人数	11 (0)	1 (0)	12 (0)
	構成割合	3.1%	4.8%	3.2%
高い依存性	人数	1 (0)	0 (0)	1 (0)
	構成割合	0.3%	0.0%	0.3%
幻視、幻聴	人数	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%
妄想	人数	4 (0)	0 (0)	4 (0)
	構成割合	1.1%	0.0%	1.1%
DVを受けている	人数	3 (0)	0 (0)	3 (0)
	構成割合	0.9%	0.0%	0.8%
DVを行っている	人数	13 (0)	1 (0)	14 (0)
	構成割合	3.7%	4.8%	3.8%
自殺未遂の既往	人数	1 (0)	1 (0)	2 (0)
	構成割合	0.3%	4.8%	0.5%
養育能力の低さ	人数	4 (0)	0 (0)	4 (0)
	構成割合	1.1%	0.0%	1.1%
日本語でのコミュニケーションが難しい(日本語を母国語としていない) ※3	人数	2 (0)	0 (0)	2 (0)
	構成割合	0.8%	0.0%	0.7%

※1 実父の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

※2 第14次報告から調査。累計母数は112人

※3 第8次報告から調査。累計母数は275人

(6) 関係機関の関与・対応状況

① 虐待通告の状況

ア 虐待通告の有無と通告先

死亡に至った事例の発生以前になされた虐待通告について、心中以外の虐待死事例では、通告「なし」が31人(62.0%)、「あり」が19人(38.0%)であった。死亡に至った事例の虐待通告先は、「児童相談所」が13人(26.0%)、「市区町村」が5人(10.0%)であった。

心中による虐待死事例では、通告「なし」が20人(83.3%)、「あり」が4人(16.7%)であり、死亡に至った事例の虐待通告先は、「児童相談所」と「市区町村」がともに2人(8.3%)であった。

表 34 虐待通告の有無と通告先（心中以外の虐待死）

区分		第5次から第18次まで	第19次	総数(第5次から第19次まで)	
なし	人数	571 (86)	31 (11)	602 (97)	
	構成割合	76.4%	62.0%	75.5%	
あり	人数	153 (34)	19 (10)	172 (44)	
	構成割合	20.5%	38.0%	21.6%	
内訳	児童相談所	人数	106 (25)	13 (8)	119 (33)
		構成割合	14.2%	26.0%	14.9%
	市区町村	人数	41 (9)	5 (2)	46 (11)
		構成割合	5.5%	10.0%	5.8%
	都道府県が設置する福祉事務所	人数	2 (0)	0 (0)	2 (0)
		構成割合	0.3%	0.0%	0.3%
	その他	人数	4 (0)	1 (0)	5 (0)
		構成割合	0.5%	2.0%	0.6%
不明	人数	23 (1)	0 (0)	23 (1)	
	構成割合	3.1%	0.0%	2.9%	
計	人数	747 (121)	50 (21)	797 (142)	
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	

【参考事例】

<死亡に至った事例の発生以前に虐待通告があった事例>

○3歳男児（交際相手による身体的虐待で死亡）

本児の額や首の怪我について児童相談所に通告あり。実母に安全配慮について指導するも実母と交際相手から本児への暴力について複数回の通告あり。交際相手からの身体的虐待により死亡。

表 35 虐待通告の有無と通告先（心中による虐待死）

区分		第5次から第18次 まで	第19次	総数(第5次から 第19次まで)	
なし	人数	361 (9)	20 (0)	381 (9)	
	構成割合	73.4%	83.3%	73.8%	
あり	人数	57 (2)	4 (0)	61 (2)	
	構成割合	11.6%	16.7%	11.8%	
内訳	児童相談所	人数	30 (0)	2 (0)	32 (0)
		構成割合	6.1%	8.3%	6.2%
	市区町村	人数	23 (2)	2 (0)	25 (2)
		構成割合	4.7%	8.3%	4.8%
	都道府県が設置する 福祉事務所	人数	1 (0)	0 (0)	1 (0)
		構成割合	0.2%	0.0%	0.2%
	その他	人数	3 (0)	0 (0)	3 (0)
		構成割合	0.6%	0.0%	0.6%
不明	人数	74 (1)	0 (0)	74 (1)	
	構成割合	15.0%	0.0%	14.3%	
計	人数	492 (12)	24 (0)	516 (12)	
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	

② 児童相談所の関与

ア 児童相談所の関与の状況

児童相談所の関与の状況について、心中以外の虐待死事例では、関与「あり」が16人(32.0%)、「なし」が34人(68.0%)で、関与がない人が全体の7割近くを占めていた。

心中による虐待死事例では、関与「あり」が4人(16.7%)、「なし」が20人(83.3%)であった。

表 36 児童相談所の関与状況（心中以外の虐待死）

区分		第5次から第18次 まで	第19次	総数(第5次から 第19次まで)
あり	人数	167 (34)	16 (7)	183 (41)
	構成割合	22.4%	32.0%	23.0%
なし	人数	562 (86)	34 (14)	596 (100)
	構成割合	75.2%	68.0%	74.8%
不明	人数	18 (1)	0 (0)	18 (1)
	構成割合	2.4%	0.0%	2.3%
計	人数	747 (121)	50 (21)	797 (142)
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%

表 37 児童相談所の関与状況（心中による虐待死）

区分		第5次から第18次 まで	第19次	総数(第5次から 第19次まで)
あり	人数	75 (1)	4 (0)	79 (1)
	構成割合	15.2%	16.7%	15.3%
なし	人数	345 (10)	20 (0)	365 (10)
	構成割合	70.1%	83.3%	70.7%
不明	人数	72 (1)	0 (0)	72 (1)
	構成割合	14.6%	0.0%	14.0%
計	人数	492 (12)	24 (0)	516 (12)
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%

イ 児童相談所等の関与の状況

児童相談所等の関与の状況について、心中以外の虐待死事例では、「児童相談所の関与あり」の16人のうち「市区町村（虐待対応担当部署）の関与あり」は11人（68.8%）、「その他の機関の関与あり」は16人全てであった。具体的には「医療機関」「福祉事務所」「家庭児童相談室」「市区町村の母子保健担当部署（保健センター等）」「養育機関・教育機関」「警察」等があった。

また、心中による虐待死事例では、「児童相談所の関与あり」4人のうち、「市区町村（虐待対応担当部署）の関与あり」は4人全て、「その他の機関の関与あり」は2人（50.0%）であった。

表 38 児童相談所と市区町村（虐待対応担当部署）の関与状況

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
児童相談所の関与あり	16(7)		4(0)	
市区町村(虐待対応担当部署)の関与あり	11(4)	68.8%	4(0)	100.0%
その他の機関の関与あり	16(7)	100.0%	2(0)	50.0%

ウ 児童相談所における相談種別

児童相談所で関与した事例における相談種別（複数回答）について、心中以外の虐待死事例では、「虐待相談」が13人（81.3%）と最も多く、次いで「虐待以外の養護相談」7人（43.8%）であった。

表 39 児童相談所における相談種別（複数回答）

区分	第5次から第18次まで				第19次				総数(第5次から第19次まで)			
	心中以外の虐待死(167人)		心中による虐待死(未遂含む)(75人)		心中以外の虐待死(16人)		心中による虐待死(未遂含む)(4人)		心中以外の虐待死(183人)		心中による虐待死(未遂含む)(79人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
虐待相談	111(24)	66.5%	34(0)	45.3%	13(5)	81.3%	2(0)	50.0%	124(29)	67.8%	36(0)	45.6%
虐待以外の養護相談	58(14)	34.7%	27(1)	36.0%	7(3)	43.8%	2(0)	50.0%	65(17)	35.5%	29(1)	36.7%
障害相談	10(1)	6.0%	21(0)	28.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	10(1)	5.5%	21(0)	26.6%
非行相談	0(0)	0.0%	1(0)	1.3%	1(0)	6.3%	1(0)	25.0%	1(0)	0.5%	2(0)	2.5%
育成相談	3(0)	1.8%	5(0)	6.7%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	3(0)	1.6%	5(0)	6.3%
保健相談	1(1)	0.6%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	1(1)	0.5%	0(0)	0.0%
その他	8(1)	4.8%	2(0)	2.7%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	8(1)	4.4%	2(0)	2.5%

エ 児童相談所における虐待についての認識

児童相談所が関与した事例における児童相談所の虐待についての認識について、心中以外の虐待死事例では、「虐待の認識があり、対応していた」が10人(62.5%)と最も多く、次いで「虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった」が5人(31.3%)であった。第5次報告から第19次報告までの総数をみると、「虐待の認識があり、対応をしていた」事例が多い。

表 40 児童相談所における虐待についての認識（心中以外の虐待死）

区分		第5次から 第18次まで	第19次	総数(第5次から 第19次まで)
虐待の認識があり、対応していた	人数	64 (17)	10 (3)	74 (20)
	構成割合	38.3%	62.5%	40.4%
虐待の可能性は認識していたが、 確定していなかった	人数	57 (9)	5 (3)	62 (12)
	構成割合	34.1%	31.3%	33.9%
虐待の認識はなかった	人数	46 (8)	1 (1)	47 (9)
	構成割合	27.5%	6.3%	25.7%
計	人数	167 (34)	16 (7)	183 (41)
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%

表 41 児童相談所における虐待についての認識（心中による虐待死）

区分		第5次から 第18次まで	第19次	総数(第5次から 第19次まで)
虐待の認識があり、対応していた	人数	25 (0)	2 (0)	27 (0)
	構成割合	33.3%	50.0%	34.2%
虐待の可能性は認識していたが、 確定していなかった	人数	9 (0)	0 (0)	9 (0)
	構成割合	12.0%	0.0%	11.4%
虐待の認識はなかった	人数	41 (1)	2 (0)	43 (1)
	構成割合	54.7%	50.0%	54.4%
計	人数	75 (1)	4 (0)	79 (1)
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%

オ 児童相談所におけるリスク判定の定期的な見直し状況

児童相談所が関与した事例におけるリスク判定の見直し状況について、心中以外の虐待死事例では、定期的な見直しを「行った」が 6 人 (37.5%)、「行わなかった」が 10 人 (62.5%) であった。

第 5 次報告から第 19 次報告までの心中以外の虐待死事例の累計は、定期的な見直しを「行った」が 51 人 (27.9%)、「行わなかった」が 131 人 (71.6%) であった。

また、心中による虐待死事例の累計は、定期的な見直しを「行った」が 13 人 (16.5%)、「行わなかった」が 66 人 (83.5%) であった。

表 42 児童相談所におけるリスク判定の定期的な見直し状況（心中以外の虐待死）

区分		第5次から 第18次まで	第19次	総数(第5次から 第19次まで)
行った	人数	45 (12)	6 (3)	51 (15)
	構成割合	26.9%	37.5%	27.9%
行わなかった	人数	121 (22)	10 (4)	131 (26)
	構成割合	72.5%	62.5%	71.6%
不明	人数	1 (0)	0 (0)	1 (0)
	構成割合	0.6%	0.0%	0.5%
計	人数	167 (34)	16 (7)	183 (41)
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%

表 43 児童相談所におけるリスク判定の定期的な見直し状況（心中による虐待死）

区分		第5次から 第18次まで	第19次	総数(第5次から 第19次まで)
行った	人数	12 (0)	1 (0)	13 (0)
	構成割合	16.0%	25.0%	16.5%
行わなかった	人数	63 (1)	3 (0)	66 (1)
	構成割合	84.0%	75.0%	83.5%
不明	人数	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%
計	人数	75 (1)	4 (0)	79 (1)
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%

カ 児童相談所による最終安全確認の時期

児童相談所が関与した事例における児童相談所による最終安全確認を行っていた時期について、心中以外の虐待死事例では、安全確認を行った時期が「死亡前の1週間未満」「死亡前の1か月～3か月未満」「死亡前の半年以上」がいずれも4人（25.0%）であった。

表 44 児童相談所による最終安全確認の時期

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
死亡前の1週間未満	4 (3)	25.0%	0 (0)	0.0%
死亡前の1週間～1か月未満	2 (0)	12.5%	3 (0)	75.0%
死亡前の1か月～3か月未満	4 (2)	25.0%	0 (0)	0.0%
死亡前の3か月～半年未満	1 (0)	6.3%	1 (0)	25.0%
死亡前の半年以上	4 (1)	25.0%	0 (0)	0.0%
不明	1 (1)	6.3%	0 (0)	0.0%
計	16 (7)	100.0%	4 (0)	100.0%

キ 児童相談所による安全確認方法

児童相談所が関与した事例における児童相談所による安全確認方法について、心中以外の虐待死事例では、「不定期に訪問して安全確認」が3人（18.8%）、「その他」が10人（62.5%）等であった。「その他」には、「不定期に電話や訪問し確認」「関係機関による見守り」等による安全確認の事例があった。

表 45 児童相談所による安全確認方法

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
不定期に電話にて安全確認	1 (0)	6.3%	0 (0)	0.0%
不定期に訪問して安全確認	3 (1)	18.8%	0 (0)	0.0%
定期的に電話にて安全確認	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
定期的に訪問し安全確認	2 (1)	12.5%	1 (0)	25.0%
その他	10 (5)	62.5%	3 (0)	75.0%
計	16 (7)	100.0%	4 (0)	100.0%

③ 市区町村（虐待対応担当部署）の関与

ア 市区町村（虐待対応担当部署）の関与状況

市区町村の虐待対応担当部署の関与状況について、心中以外の虐待死事例では、関与「あり」が19人（38.0%）、「なし」が30人（60.0%）であった。

また、心中による虐待死事例では、関与「あり」が8人（33.3%）、「なし」が16人（66.7%）であった。

表 46 市区町村（虐待対応担当部署）の関与状況（心中以外の虐待死）

区分		第5次から第18次 まで	第19次	総数(第5次から 第19次まで)
あり	人数	180(43)	19(10)	199(53)
	構成割合	24.1%	38.0%	25.0%
なし	人数	543(76)	30(11)	573(87)
	構成割合	72.7%	60.0%	71.9%
不明	人数	24(2)	1(0)	25(2)
	構成割合	3.2%	2.0%	3.1%
計	人数	747(121)	50(21)	797(142)
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%

表 47 市区町村（虐待対応担当部署）の関与状況（心中による虐待死）

区分		第5次から第18次 まで	第19次	総数(第5次から 第19次まで)
あり	人数	68(2)	8(0)	76(2)
	構成割合	13.8%	33.3%	14.7%
なし	人数	349(9)	16(0)	365(9)
	構成割合	70.9%	66.7%	70.7%
不明	人数	75(1)	0(0)	75(1)
	構成割合	15.2%	0.0%	14.5%
計	人数	492(12)	24(0)	516(12)
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%

イ 市区町村（虐待対応担当部署）における相談種別

市区町村の虐待対応担当部署が関与した事例における相談種別（複数回答）について、心中以外の虐待死事例では、「虐待相談」が12人（63.2%）と最も多く、次いで「虐待以外の養護相談」が8人（42.1%）であった。

表 48 市区町村（虐待対応担当部署）における相談種別（複数回答）

区分	第5次から第18次まで				第19次				総数(第5次から第19次まで)			
	心中以外の虐待死 (180人)		心中による虐待死 (未遂含む) (68人)		心中以外の虐待死 (19人)		心中による虐待死 (未遂含む) (8人)		心中以外の虐待死 (199人)		心中による虐待死 (未遂含む) (76人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
虐待相談	104(25)	57.8%	29(0)	42.6%	12(6)	63.2%	2(0)	25.0%	116(31)	58.3%	31(0)	40.8%
虐待以外の養護相談	8(5)	4.4%	9(0)	13.2%	8(4)	42.1%	7(0)	87.5%	16(9)	8.0%	16(0)	21.1%
障害相談	53(11)	29.4%	31(0)	45.6%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	53(11)	26.6%	31(0)	40.8%
非行相談	0(0)	0.0%	2(0)	2.9%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	2(0)	2.6%
育成相談	9(2)	5.0%	4(0)	5.9%	1(0)	5.3%	1(0)	12.5%	10(2)	5.0%	5(0)	6.6%
保健相談	18(2)	10.0%	4(0)	5.9%	1(1)	5.3%	0(0)	0.0%	19(3)	9.5%	4(0)	5.3%
その他	23(4)	12.8%	8(2)	11.8%	5(4)	26.3%	0(0)	0.0%	28(8)	14.1%	8(2)	10.5%

ウ 市区町村（虐待対応担当部署）の相談受付経路

市区町村の虐待対応担当部署で関与した事例における相談受付経路（複数回答）について、心中以外の虐待死事例では、「保健所・保健センター」が9人（47.4％）で最も多く、次いで「児童相談所」が7人（36.8％）であった。

表 49 市区町村の相談受付経路（複数回答）

区分	心中以外の虐待死(19人)		心中による虐待死(未遂を含む)(8人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
児童家庭支援センター	1 (1)	5.3%	0 (0)	0.0%
母子生活支援施設	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
保育所・学校等	5 (1)	26.3%	0 (0)	0.0%
上記以外の児童福祉施設	0 (0)	0.0%	1 (0)	12.5%
児童相談所	7 (3)	36.8%	3 (0)	37.5%
配偶者暴力相談支援センター	0 (0)	0.0%	1 (0)	12.5%
福祉事務所	3 (1)	15.8%	1 (0)	12.5%
保健所・保健センター	9 (6)	47.4%	0 (0)	0.0%
子育て世代包括支援センター	2 (0)	10.5%	0 (0)	0.0%
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1 (1)	5.3%	0 (0)	0.0%
上記以外の都道府県の部署・機関	1 (0)	5.3%	0 (0)	0.0%
上記以外の市区町村の部署・機関	1 (0)	5.3%	0 (0)	0.0%
警察	2 (1)	10.5%	0 (0)	0.0%
家庭裁判所	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
医療機関	2 (0)	10.5%	0 (0)	0.0%
産婦人科	2 (0)	10.5%	0 (0)	0.0%
小児科	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
内科	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
精神科	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
整形外科	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
脳神経外科	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
救急外来	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
歯科	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
その他	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
民生委員・児童委員	2 (1)	10.5%	1 (0)	12.5%
里親	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
民間団体	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
近隣住民・知人	4 (2)	21.1%	1 (0)	12.5%
家族・親戚	2 (1)	10.5%	3 (0)	37.5%
こども本人	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
その他	4 (3)	21.1%	0 (0)	0.0%

【参考事例】

＜相談受付経路が市区町村母子保健担当部署の事例＞

○1歳女児（実母によるネグレクトで死亡）

新生児訪問の連絡に実母が応じないため、居所不明児童として市区町村母子保健担当部署から市区町村虐待対応担当部署に情報提供。市区町村虐待対応担当部署が養護相談として受理し家庭訪問、実母に指導を実施していたが実母によるネグレクトで死亡。

④ 児童相談所と市区町村（虐待対応担当部署）の関与の状況

児童相談所と市区町村の虐待対応担当部署の関与の状況について、心中以外の虐待死事例では、「児童相談所と市区町村（虐待対応担当部署）の両方が関与」があった事例が11人（22.0%）、「市区町村（虐待対応担当部署）のみ関与」があった事例が8人（16.0%）であった。

また、心中による虐待死事例では、「市区町村（虐待対応担当部署）のみ関与」と「児童相談所と市区町村（虐待対応担当部署）の両方が関与」がともに4人（16.7%）であった。

表 50 児童相談所と市区町村（虐待対応担当部署）の関与の状況

区分	第5次から第18次まで				第19次			
	心中以外の虐待死		心中による虐待死 (未遂含む)		心中以外の虐待死		心中による虐待死 (未遂含む)	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
児童相談所のみ関与	49 (8)	6.6%	33 (1)	6.7%	5 (3)	10.0%	0 (0)	0.0%
市区町村(虐待対応担当部署)のみ関与	62 (17)	8.3%	27 (2)	5.5%	8 (6)	16.0%	4 (0)	16.7%
児童相談所と市区町村(虐待対応担当部署)の両方が関与	118 (26)	15.8%	41 (0)	8.3%	11 (4)	22.0%	4 (0)	16.7%
児童相談所と市区町村(虐待対応担当部署)ともに関与なし	494 (68)	66.1%	315 (8)	64.0%	25 (8)	50.0%	16 (0)	66.7%
不明 ※1	24 (2)	3.2%	76 (1)	15.4%	1 (0)	2.0%	0 (0)	0.0%
計	747 (121)	100.0%	492 (12)	100.0%	50 (21)	100.0%	24 (0)	100.0%

区分	総数(第5次から第19次まで)			
	心中以外の虐待死		心中による虐待死 (未遂含む)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
児童相談所のみ関与	54 (11)	6.8%	33 (1)	6.4%
市区町村(虐待対応担当部署)のみ関与	70 (23)	8.8%	31 (2)	6.0%
児童相談所と市区町村(虐待対応担当部署)の両方が関与	129 (30)	16.2%	45 (0)	8.7%
児童相談所と市区町村(虐待対応担当部署)ともに関与なし	519 (76)	65.1%	331 (8)	64.1%
不明 ※1	25 (2)	3.1%	76 (1)	14.7%
計	797 (142)	100.0%	516 (12)	100.0%

※1 児童相談所もしくは市区町村(虐待対応担当部署)の関与状況が不明・未記入

⑤ その他の関係機関の関与の状況

児童相談所と市区町村（虐待対応担当部署）を除いた、その他の関係機関の関与の状況について、心中以外の虐待死事例では、「市区町村の母子保健担当部署（保健センター等）」は、関与があったものの虐待の認識を持たずに対応していた「関与はあったが虐待の認識なし」の事例が 24 人（48.0%）で、他の機関と比較して最も多く、また、虐待の認識がありながら関与していた「関与あり虐待の認識もあり」の事例についても 11 人（22.0%）で他の機関と比較して最も多かった。また、「医療機関」についても、「関与はあったが虐待の認識なし」が 17 人（34.0%）、「関与あり虐待の認識もあり」は 10 人（20.0%）で、「市区町村の母子保健担当部署」に次いで多かった。

また、心中による虐待死事例では、「関与はあったが虐待の認識なし」の事例が、「市区町村の母子保健担当部署（保健センター等）」が 17 人（70.8%）で最も多く、次いで「医療機関」が 8 人（33.3%）、「養育機関・教育機関」が 7 人（29.2%）であった。「関与あり虐待の認識もあり」の事例は、「家庭児童相談室」が 5 人（20.8%）であった。

表 51 その他の関係機関の関与状況（心中以外の虐待死）（不明を除く）

区分		第5次から第18次まで(747人)			第19次(50人)		
		関与なし	関与はあったが虐待の認識なし	関与あり虐待の認識もあり	関与なし	関与はあったが虐待の認識なし	関与あり虐待の認識もあり
福祉事務所	人数	565(83)	95(20)	40(11)	33(12)	8(3)	6(4)
	割合	75.6%	12.7%	5.4%	66.0%	16.0%	12.0%
家庭児童相談室	人数	607(97)	45(9)	47(10)	38(17)	4(2)	7(2)
	割合	81.3%	6.0%	6.3%	76.0%	8.0%	14.0%
民生委員・児童委員	人数	595(97)	24(5)	17(0)	38(14)	2(2)	2(0)
	割合	79.7%	3.2%	2.3%	76.0%	4.0%	4.0%
保健所	人数	612(104)	54(5)	15(2)	45(19)	1(1)	1(0)
	割合	81.9%	7.2%	2.0%	90.0%	2.0%	2.0%
市区町村の母子保健担当部署(保健センター等)	人数	314(47)	292(47)	92(24)	12(4)	24(11)	11(6)
	割合	42.0%	39.1%	12.3%	24.0%	48.0%	22.0%
養育機関・教育機関	人数	520(88)	118(16)	57(10)	28(14)	8(3)	9(2)
	割合	69.6%	15.8%	7.6%	56.0%	16.0%	18.0%
医療機関	人数	329(47)	209(35)	74(19)	16(6)	17(9)	10(4)
	割合	44.0%	28.0%	9.9%	32.0%	34.0%	20.0%
助産師(医療機関に勤務する者を除く)	人数	582(101)	29(4)	4(0)	35(17)	6(1)	1(0)
	割合	77.9%	3.9%	0.5%	70.0%	12.0%	2.0%
警察	人数	602(102)	41(5)	36(7)	42(18)	1(1)	7(2)
	割合	80.6%	5.5%	4.8%	84.0%	2.0%	14.0%
婦人相談所※1	人数	480(105)	4(0)	7(2)	39(18)	0(0)	2(0)
	割合	64.3%	0.5%	0.9%	78.0%	0.0%	4.0%
配偶者暴力相談支援センター※2	人数	139(62)	0(0)	2(1)	39(17)	1(0)	0(0)
	割合	86.9%	0.0%	1.3%	78.0%	2.0%	0.0%

※1 第8次報告から調査。累計母数は603人

※2 第16次報告から調査。累計母数は210人

(続き)

区分		総数(第5次から第19次まで)(797人)		
		関与なし	関与はあったが虐待の認識なし	関与あり虐待の認識もあり
福祉事務所	人数	598 (95)	103 (23)	46 (15)
	割合	75.0%	12.9%	5.8%
家庭児童相談室	人数	645 (114)	49 (11)	54 (12)
	割合	80.9%	6.1%	6.8%
民生委員・児童委員	人数	633 (111)	26 (7)	19 (0)
	割合	79.4%	3.3%	2.4%
保健所	人数	657 (123)	55 (6)	16 (2)
	割合	82.4%	6.9%	2.0%
市区町村の母子保健担当部署(保健センター等)	人数	326 (51)	316 (58)	103 (30)
	割合	40.9%	39.6%	12.9%
養育機関・教育機関	人数	548 (102)	126 (19)	66 (12)
	割合	68.8%	15.8%	8.3%
医療機関	人数	345 (53)	226 (44)	84 (23)
	割合	43.3%	28.4%	10.5%
助産師(医療機関に勤務する者を除く)	人数	617 (118)	35 (5)	5 (0)
	割合	77.4%	4.4%	0.6%
警察	人数	644 (120)	42 (6)	43 (9)
	割合	80.8%	5.3%	5.4%
婦人相談所※1	人数	519 (123)	4 (0)	9 (2)
	割合	86.1%	0.7%	1.5%
配偶者暴力相談支援センター※2	人数	178 (79)	1 (0)	2 (1)
	割合	84.8%	0.5%	1.0%

※1 第8次報告から調査。累計母数は603人

※2 第16次報告から調査。累計母数は210人

表 52 その他の関係機関の関与状況（心中による虐待死）（不明を除く）

区分	第5次から第18次まで(492人)			第19次(24人)			
	関与なし	関与はあったが虐待の認識なし	関与あり虐待の認識もあり	関与なし	関与はあったが虐待の認識なし	関与あり虐待の認識もあり	
福祉事務所	人数	300 (10)	84 (1)	14 (0)	21 (0)	2 (0)	1 (0)
	割合	61.0%	17.1%	2.8%	87.5%	8.3%	4.2%
家庭児童相談室	人数	349 (9)	35 (0)	18 (2)	18 (0)	1 (0)	5 (0)
	割合	70.9%	7.1%	3.7%	75.0%	4.2%	20.8%
民生委員・児童委員	人数	323 (11)	16 (0)	2 (0)	22 (0)	2 (0)	0 (0)
	割合	65.7%	3.3%	0.4%	91.7%	8.3%	0.0%
保健所	人数	355 (8)	29 (3)	5 (0)	23 (0)	0 (0)	1 (0)
	割合	72.2%	5.9%	1.0%	95.8%	0.0%	4.2%
市区町村の母子保健担当部署(保健センター等)	人数	177 (6)	202 (3)	16 (2)	5 (0)	17 (0)	2 (0)
	割合	36.0%	41.1%	3.3%	20.8%	70.8%	8.3%
養育機関・教育機関	人数	175 (5)	187 (6)	24 (0)	14 (0)	7 (0)	1 (0)
	割合	35.6%	38.0%	4.9%	58.3%	29.2%	4.2%
医療機関	人数	160 (5)	130 (3)	9 (2)	10 (0)	8 (0)	2 (0)
	割合	32.5%	26.4%	1.8%	41.7%	33.3%	8.3%
助産師(医療機関に勤務する者を除く)	人数	299 (10)	19 (0)	0 (0)	17 (0)	3 (0)	0 (0)
	割合	60.8%	3.9%	0.0%	70.8%	12.5%	0.0%
警察	人数	334 (11)	16 (0)	25 (0)	22 (0)	0 (0)	2 (0)
	割合	67.9%	3.3%	5.1%	91.7%	0.0%	8.3%
婦人相談所※1	人数	262 (9)	1 (0)	1 (0)	15 (0)	0 (0)	0 (0)
	割合	79.9%	0.3%	0.3%	62.5%	0.0%	0.0%
配偶者暴力相談支援センター ※2	人数	56 (7)	1 (0)	0 (0)	13 (0)	0 (0)	1 (0)
	割合	82.4%	1.5%	0.0%	54.2%	0.0%	4.2%

※1 第8次報告から調査、累計 352 人

※2 第16次報告から調査。累計母数は 92 人

(続き)

区分		総数(第5次から第19次まで)(516人)		
		関与なし	関与はあったが虐待の認識なし	関与あり虐待の認識もあり
福祉事務所	人数	321 (10)	86 (1)	15 (0)
	割合	62.2%	16.7%	2.9%
家庭児童相談室	人数	367 (9)	36 (0)	23 (2)
	割合	71.1%	7.0%	4.5%
民生委員・児童委員	人数	345 (11)	18 (0)	2 (0)
	割合	66.9%	3.5%	0.4%
保健所	人数	378 (8)	29 (3)	6 (0)
	割合	73.3%	5.6%	1.2%
市区町村の母子保健担当部署(保健センター等)	人数	182 (6)	219 (3)	18 (2)
	割合	35.3%	42.4%	3.5%
養育機関・教育機関	人数	189 (5)	194 (6)	25 (0)
	割合	36.6%	37.6%	4.8%
医療機関	人数	170 (5)	138 (3)	11 (2)
	割合	32.9%	26.7%	2.1%
助産師(医療機関に勤務する者を除く)	人数	316 (10)	22 (0)	0 (0)
	割合	61.2%	4.3%	0.0%
警察	人数	356 (11)	16 (0)	27 (0)
	割合	69.0%	3.1%	5.2%
婦人相談所※1	人数	277 (9)	1 (0)	1 (0)
	割合	78.7%	0.3%	0.3%
配偶者暴力相談支援センター※2	人数	69 (7)	1 (0)	1 (0)
	割合	75.0%	1.1%	1.1%

※1 第8次報告から調査。累計352人

※2 第16次報告から調査。累計母数は92人

⑥ 児童相談所及び関係機関の関与状況

児童相談所及び関係機関の関与状況について、心中以外の虐待死事例では「関係機関との接点があったが、虐待や虐待の可能性を認識していなかった事例」が18人（36.0%）と最も多く、次いで「児童相談所が関わっていた事例」が16人（32.0%）であった。第5次報告から第19次報告までの総数で見ると、「関係機関との接点があったが、虐待や虐待の可能性を認識していなかった事例」が多い。

また、心中による虐待死事例についても、「関係機関との接点があったが、虐待や虐待の可能性を認識していなかった事例」が15人（62.5%）と最も多く、次いで「児童相談所が関わっていた事例」が4人（16.7%）であった。第5次報告から第19次報告までの総数で見ると、心中以外の虐待死事例と同様、「関係機関との接点があったが、虐待や虐待の可能性を認識していなかった事例」が多い。

表 53 児童相談所及び関係機関の関与状況（心中以外の虐待死）

区分		第5次から 第18次まで	第19次	総数 (第5次から 第19次まで)
児童相談所が関わっていた事例(虐待以外の 養護相談などで関わっていた事例を含む)	人数	167(34)	16(7)	183(41)
	構成割合	22.4%	32.0%	23.0%
関係機関が虐待や虐待の可能性を認識してい たが児童相談所が関わっていなかった事例	人数	45(11)	4(2)	49(13)
	構成割合	6.0%	8.0%	6.1%
関係機関との接点はあったが、虐待や虐待の 可能性を認識していなかった事例	人数	290(43)	19(10)	309(53)
	構成割合	38.8%	38.0%	38.8%
関係機関と全く接点を持ちえなかった事例	人数	222(33)	11(2)	233(35)
	構成割合	29.7%	22.0%	29.2%
関係機関の関与不明	人数	23(0)	0(0)	23(0)
	構成割合	3.1%	0.0%	2.9%
計	人数	747(121)	50(21)	797(142)
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%

表 54 児童相談所及び関係機関の関与状況（心中による虐待死）

区分		第5次から 第18次まで	第19次	総数 (第5次から 第19次まで)
児童相談所が関わっていた事例(虐待以外の 養護相談などで関わっていた事例を含む)	人数	75(1)	4(0)	79(1)
	構成割合	15.2%	16.7%	15.3%
関係機関が虐待や虐待の可能性を認識してい たが児童相談所が関わっていなかった事例	人数	9(2)	3(0)	12(2)
	構成割合	1.8%	12.5%	2.3%
関係機関との接点はあったが、虐待や虐待の 可能性を認識していなかった事例	人数	261(7)	15(0)	276(7)
	構成割合	53.0%	62.5%	53.5%
関係機関と全く接点を持ちえなかった事例	人数	73(1)	2(0)	75(1)
	構成割合	14.8%	8.3%	14.5%
関係機関の関与不明	人数	74(1)	0(0)	74(1)
	構成割合	15.0%	0.0%	14.3%
計	人数	492(12)	24(0)	516(12)
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%

⑦ 関係機関間の連携状況

関係機関間の連携状況について、心中以外の虐待死事例で、関係機関間の連携が「なし」が20人（有効割合42.6%）、「あり」が27人（同57.4%）であった。連携があった事例における連携の状況については、「よく取れていた」が14人（同29.8%）と最も多く、次いで「まあまあ取れていた」が11人（同23.4%）であった。

また、心中による虐待死事例では、関係機関間の連携が「なし」が15人（同62.5%）、「あり」が9人（同37.5%）であった。連携があった事例における連携の状況については、「よく取れていた」が4人（同16.7%）「あまり取れていなかった」が3人（同12.5%）であった。

表 55 関係機関間の連携状況

区分		心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
		人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
なし		20(7)	40.0%	42.6%	15(0)	62.5%	62.5%
あり		27(13)	54.0%	57.4%	9(0)	37.5%	37.5%
内訳 (再掲)	よく取れていた	14(7)	28.0%	29.8%	4(0)	16.7%	16.7%
	まあまあ取れていた	11(5)	22.0%	23.4%	2(0)	8.3%	8.3%
	あまり取れていなかった	0(0)	0.0%	0.0%	3(0)	12.5%	12.5%
	ほとんど取れていなかった	1(0)	2.0%	2.1%	0(0)	0.0%	0.0%
	不明	1(1)	2.0%		0(0)	0.0%	
小計		47(20)	94.0%	100.0%	24(0)	100.0%	100.0%
不明		3(1)	6.0%		0(0)	0.0%	
計		50(21)	100.0%	—	24(0)	100.0%	—

⑧ 関係機関間の情報提供（通告を除く）

関係機関間の通告を除く情報提供について、心中以外の虐待死事例で、関係機関から児童相談所へ情報提供のあったのは15人（30.0%）で、このうち「市区町村（虐待対応担当部署）」が9人（18.0%）で最も多かった。また、関係機関から市区町村（虐待対応担当部署）へ情報提供のあったのは21人（42.0%）で、「保健所・保健センター」が11人（22.0%）で最も多かった。さらに、関係機関から市区町村の母子保健担当部署（保健センター等）へ情報提供のあったのは、25人（50.0%）で、このうち「医療機関」が12人（24.0%）、「市区町村（虐待対応担当部署）」が8人（16.0%）であった。

心中による虐待死事例で、関係機関から児童相談所へ情報提供のあったのは1人（4.2%）であった。また、関係機関から市区町村（虐待対応担当部署）へ情報提供のあったのは5人（20.8%）で、このうち「市区町村子ども家庭総合支援拠点」が3人（12.5%）と多かった。関係機関から市区町村の母子保健担当部署（保健センター等）へ情報提供のあったのは4人（16.7%）で、「子育て世代包括支援センター」が2人（8.3%）と多かった。

表 56 関係機関から児童相談所への情報提供（通告を除く）

区分		心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
		人数	構成割合	人数	構成割合
なし		35(13)	70.0%	23(0)	95.8%
あり		15(8)	30.0%	1(0)	4.2%
内訳 (再掲) (複数回答)	児童家庭支援センター	2(2)	4.0%	0(0)	0.0%
	母子生活支援施設	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	保育所・学校等	3(1)	6.0%	0(0)	0.0%
	上記以外の児童福祉施設	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	他の児童相談所	0(0)	0.0%	1(0)	4.2%
	配偶者暴力相談支援センター	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	福祉事務所	1(1)	2.0%	0(0)	0.0%
	市区町村(虐待対応担当部署)	9(4)	18.0%	0(0)	0.0%
	保健所・保健センター	1(0)	2.0%	0(0)	0.0%
	子育て世代包括支援センター	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	市区町村子ども家庭総合支援拠点	1(0)	2.0%	0(0)	0.0%
	警察	3(2)	6.0%	0(0)	0.0%
	検察	1(1)	2.0%	0(0)	0.0%
	医療機関	1(1)	2.0%	0(0)	0.0%
	民生委員・児童委員	1(0)	2.0%	0(0)	0.0%
	その他	1(1)	2.0%	0(0)	0.0%
計		50(21)	100.0%	24(0)	100.0%

表 57 関係機関から市区町村（虐待対応担当部署）への情報提供（通告を除く）

区分		心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
		人数	構成割合	人数	構成割合
なし		29(9)	58.0%	19(0)	79.2%
あり		21(12)	42.0%	5(0)	20.8%
内訳 (再掲) (複数回答)	児童家庭支援センター	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	母子生活支援施設	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	保育所・学校等	6(3)	12.0%	1(0)	4.2%
	上記以外の児童福祉施設	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	児童相談所	6(3)	12.0%	1(0)	4.2%
	配偶者暴力相談支援センター	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	福祉事務所	6(4)	12.0%	0(0)	0.0%
	保健所・保健センター	11(7)	22.0%	1(0)	4.2%
	子育て世代包括支援センター	2(1)	4.0%	0(0)	0.0%
	市区町村子ども家庭総合支援拠点	1(1)	2.0%	3(0)	12.5%
	警察	3(2)	6.0%	0(0)	0.0%
	検察	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	医療機関	7(4)	14.0%	0(0)	0.0%
	民生委員・児童委員	3(2)	6.0%	2(0)	8.3%
	その他	2(1)	4.0%	0(0)	0.0%
計		50(21)	100.0%	24(0)	100.0%

表 58 関係機関から市区町村の母子保健担当部署（保健センター等）への情報提供（通告を除く）

区分		心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
		人数	構成割合	人数	構成割合
なし		25(11)	50.0%	20(0)	83.3%
あり		25(10)	50.0%	4(0)	16.7%
内訳 (再掲) (複数回答)	児童家庭支援センター	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	母子生活支援施設	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	保育所・学校等	2(0)	4.0%	1(0)	4.2%
	上記以外の児童福祉施設	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	児童相談所	2(1)	4.0%	0(0)	0.0%
	配偶者暴力相談支援センター	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	福祉事務所	2(1)	4.0%	0(0)	0.0%
	市区町村(虐待対応担当部署)	8(2)	16.0%	1(0)	4.2%
	保健所・保健センター	4(2)	8.0%	0(0)	0.0%
	子育て世代包括支援センター	0(0)	0.0%	2(0)	8.3%
	市区町村子ども家庭総合支援拠点	3(1)	6.0%	1(0)	4.2%
	警察	1(1)	2.0%	0(0)	0.0%
	検察	1(0)	2.0%	0(0)	0.0%
	医療機関	12(4)	24.0%	1(0)	4.2%
	民生委員・児童委員	1(0)	2.0%	1(0)	4.2%
その他	3(2)	6.0%	1(0)	4.2%	
計		50(21)	100.0%	24(0)	100.0%

(7) 要保護児童対策地域協議会の活用状況

① 死亡事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の活用状況

死亡事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の活用状況について、心中以外の虐待死事例では、「よく活用している」が31人(63.3%)、「ある程度活用している」が14人(28.6%)であり、「よく活用している」と「ある程度活用している」を合わせると、約9割の事例発生地域で要保護児童対策地域協議会が活用されていた。

また、心中による虐待死事例では、「よく活用している」が20人(83.3%)、「ある程度活用している」が4人(16.7%)であり、「よく活用している」と「ある程度活用している」を合わせると、すべての事例の発生地域で要保護児童対策地域協議会が活用されていた。

要保護児童対策地域協議会の活用状況と死亡事例における関係機関の連携状況について、心中以外の虐待死事例では、本調査の検証対象となった事例についての「関係機関の連携状況が連携なし」が19人のうち、一般的な要保護児童対策地域協議会の活用度については要保護児童対策地域協議会を「よく活用している」が11人、「ある程度活用している」が6人であった。「関係機関の連携あり」は27人のうち、要保護児童対策地域協議会を「よく活用している」が17人、「ある程度活用している」が8人であった。

また、心中による虐待死事例では、本調査の検証対象となった事例についての「関係機関の連携状況が連携なし」は15人のうち、一般的に要保護児童対策地域協議会を「よく活用している」が14人、「ある程度活用している」が1人であった。「関係機関の連携あり」は9人のうち、要保護児童対策地域協議会を「よく活用している」が6人、「ある程度活用している」が3人であった。

表 59 死亡事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の活用状況

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
よく活用している	31 (13)	63.3%	20 (0)	83.3%
ある程度活用している	14 (5)	28.6%	4 (0)	16.7%
あまり活用していない	3 (1)	6.1%	0 (0)	0.0%
ほとんど活用していない	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
不明	1 (1)	2.0%	0 (0)	0.0%
計	49 (20)	100.0%	24 (0)	100.0%

※ 要保護児童対策地域協議会未設置自治体が1自治体あるため、心中以外の虐待死の人数は49人

表 60 要保護児童対策地域協議会の活用状況と死亡事例における関係機関の連携状況（心中以外の虐待死）

区分	連携なし	連携あり					不明	小計	不明	計
		よく取れていた	まあまあ取れていた	あまり取れていなかった	ほとんど取れていなかった	不明				
人数										
よく活用している	11(4)	11(5)	6(3)	0(0)	0(0)	0(0)	17(8)	3(1)	31(13)	
ある程度活用している	6(2)	3(2)	4(1)	0(0)	1(0)	0(0)	8(3)	0(0)	14(5)	
あまり活用していない	2(0)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	3(1)	
ほとんど活用していない	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
不明	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	1(1)	0(0)	1(1)	
計	19(6)	14(7)	11(5)	0(0)	1(0)	1(1)	27(13)	3(1)	49(20)	

※ 要保護児童対策地域協議会未設置自治体が1自治体あるため、心中以外の虐待死の人数は49人

表 61 要保護児童対策地域協議会の活用状況と死亡事例における関係機関の連携状況（心中による虐待死）

区分	連携なし	連携あり					不明	小計	不明	計
		よく取れていた	まあまあ取れていた	あまり取れていなかった	ほとんど取れていなかった	不明				
人数										
よく活用している	14(0)	2(0)	1(0)	3(0)	0(0)	0(0)	6(0)	0(0)	20(0)	
ある程度活用している	1(0)	2(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(0)	0(0)	4(0)	
あまり活用していない	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
ほとんど活用していない	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
不明	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
計	15(0)	4(0)	2(0)	3(0)	0(0)	0(0)	9(0)	0(0)	24(0)	

② 要保護児童対策地域協議会における本事例の検討状況

死亡事例発生地域の要保護児童対策地域協議会における本事例の検討状況については、心中以外の虐待死事例では、検討「あり」が15人(30.6%)、「なし」が34人(69.4%)で、約7割の事例で検討がなされていなかった。検討「あり」の事例のうち、「実務者会議」で検討されていた事例、「個別ケース検討会議」で検討されていた事例、ともに11人(22.4%)であった。また、「要保護児童」として扱われていた事例は9人(18.4%)であった。

心中による虐待死事例では、要保護児童対策地域協議会で検討されていた事例は5人(20.8%)であった。

表 62 要保護児童対策地域協議会における本事例についての検討会議状況

区分		心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
		人数	構成割合	人数	構成割合
あり		15(8)	30.6%	5(0)	20.8%
内訳 (再掲) (複数回答)	代表者会議	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	実務者会議	11(5)	22.4%	3(0)	12.5%
	個別ケース検討会議	11(6)	22.4%	3(0)	12.5%
	その他	2(1)	4.1%	0(0)	0.0%
なし		34(12)	69.4%	19(0)	79.2%
計		49(20)	100.0%	24(0)	100.0%

※ 要保護児童対策地域協議会未設置自治体が1自治体あるため、心中以外の虐待死の人数は49人

表 63 要保護児童対策地域協議会における本事例についての検討取扱い状況

区分		心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
		人数	構成割合	人数	構成割合
あり		15(8)	30.6%	5(0)	20.8%
内訳 (再掲) (複数回答)	要保護児童	9(4)	18.4%	3(0)	12.5%
	要支援児童	4(2)	8.2%	0(0)	0.0%
	特定妊婦	1(1)	2.0%	0(0)	0.0%
	その他	1(1)	2.0%	2(0)	8.3%
なし		34(12)	69.4%	19(0)	79.2%
計		49(20)	100.0%	24(0)	100.0%

※ 要保護児童対策地域協議会未設置自治体が1自治体あるため、心中以外の虐待死の人数は49人

(8) こどもの死亡後の対応状況

① 本事例に関する行政機関内部における検証の実施状況

各事例に関する行政機関内部における検証の実施状況について、心中以外の虐待死事例では、検証を「実施していない」が31人(62.0%)、「実施した」が8人(16.0%)、調査時点「実施中」が11人(22.0%)であり、検証を実施している事例は4割弱であった。

また、心中による虐待死事例については、検証を「実施していない」が16人(66.7%)、「実施した」が8人(33.3%)であった。

表 64 本事例に関する行政機関内部における検証の実施状況

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
実施していない	31 (13)	62.0%	16 (0)	66.7%
実施した	8 (1)	16.0%	8 (0)	33.3%
実施中	11 (7)	22.0%	0 (0)	0.0%
計	50 (21)	100.0%	24 (0)	100.0%

② 第三者による本事例についての検証の実施状況

第三者による本事例についての検証の実施状況について、心中以外の虐待死事例では、検証を「実施していない」が29人(58.0%)、「実施した」が6人(12.0%)、調査時点「実施中」が15人(30.0%)であり、検証を実施している事例は全体の4割強であった。

また、心中による虐待死事例では、検証を「実施していない」が15人(62.5%)、「実施した」が4人(16.7%)、調査時点「実施中」が5人(20.8%)であった。

表 65 第三者による本事例についての検証の実施状況

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
実施していない	29 (12)	58.0%	15 (0)	62.5%
実施した	6 (1)	12.0%	4 (0)	16.7%
実施中	15 (8)	30.0%	5 (0)	20.8%
計	50 (21)	100.0%	24 (0)	100.0%

(9) 0日・0か月児の死亡事例について（心中以外の虐待死）

令和3年度に把握した心中以外の虐待死事例（50人）のうち、0歳児の死亡人数は24人であり、心中以外の虐待死による死亡人数全体の約5割を占めた。その中でも、生後24時間に満たない死亡と考えられる日齢0日児の死亡事例（以下「0日児事例」という。）と、日齢1日以上月齢1か月未満児の死亡事例（以下「0か月児事例」という。）を合わせた0日・0か月児の心中以外の虐待死事例（以下「0日・0か月児事例」という。）が0歳児の死亡事例の中でも一定の割合を占めていることを踏まえ、以下に取りまとめた。

なお、令和3年度に把握した0日・0か月児事例については、0日児3人、0か月児3人であった。

① 0歳児及び0日・0か月児事例の発生状況

0歳児の心中以外の虐待死事例は、24人で約5割を占めており、第1次報告から第18次報告と比較すると、ほぼ同じ割合となっている。

また、0歳児の死亡事例のうち、0日・0か月児事例は6人であった。

表 66 0歳児の心中以外の虐待死事例の死亡人数の推移（心中以外の虐待死）（単位：人）

区分	第1次から18次まで	第19次	総数(第1次から第19次まで)
人数(人)	455(62)	24(1)	479
割合	48.5%	48.0%	48.4%

※ 割合：各年次報告における心中以外の虐待死事例に占める0歳児の割合

表 67 0日・0か月児事例の死亡人数の推移と0歳児の心中以外の虐待死事例における割合（単位：人）

区分	第1次から18次まで	第19次	総数(第1次から第19次まで)
0日	173(17)	3(0)	176
0か月	34(3)	3(2)	37
総数	207(20)	6(2)	213
構成割合	45.5%	25.0%	44.5%

0歳	455	24(1)	479
----	-----	-------	-----

表 68 0日・0か月児事例の日齢別死亡人数

区分	人数
0日	3(0)
1～9日	1(0)
10日以上	1(1)
不明	1(1)
計	6(2)

② 0日・0か月児事例の概要

ア 0日・0か月児事例の加害者

0日・0か月児事例における虐待を行った加害者は、0日児、0か月児ともに「実母」が最も多かった。また、第1次報告から第19次報告までの総数でも、「実母」が加害者であった事例は186人(87.3%)であった。

表 69 0日・0か月児事例の加害者（単位：人）

区分	0日児	0か月児
実母	2 (0)	3 (2)
実父	0 (0)	0 (0)
実母・実父	0 (0)	0 (0)
その他	0 (0)	0 (0)
不明	1 (0)	0 (0)
計	3 (0)	3 (2)

表 70 0日・0か月児事例の加害者（単位：人）

区分	第1次から第18次まで				第19次				総数(第1次から第19次まで)					
	0日児		0か月児		0日児		0か月児		0日児		0か月児		合計	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
実母	154 (12)	89.0%	27 (2)	79.4%	2 (0)	66.7%	3 (2)	100.0%	156 (12)	88.6%	30 (4)	81.1%	186 (16)	87.3%
実父	1 (0)	0.6%	2 (0)	5.9%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	1 (0)	0.6%	2 (0)	5.4%	3 (0)	1.4%
実母・実父	9 (2)	5.2%	4 (0)	11.8%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	9 (2)	5.1%	4 (0)	10.8%	13 (2)	6.1%
その他	4 (2)	2.3%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	4 (2)	2.3%	0 (0)	0.0%	4 (2)	1.9%
不明	5 (1)	2.9%	1 (1)	2.9%	1 (0)	33.3%	0 (0)	0.0%	6 (1)	3.4%	1 (1)	2.7%	7 (2)	3.3%
計	173 (17)	100.0%	34 (3)	100.0%	3 (0)	100.0%	3 (2)	100.0%	176 (17)	100.0%	37 (5)	100.0%	213 (22)	100.0%

イ 死亡につながった虐待の種類

0日・0か月児事例における虐待の種類は、0日児事例は、「身体的虐待」3人（100.0%）、0か月児事例は、「ネグレクト」が1人（33.3%）、不明が2人（66.7%）であった。

表 71 0日・0か月児事例の虐待の種類

区分	第7次から第18次まで				第19次				総数(第7次から第19次まで)			
	0日児		0か月児		0日児		0か月児		0日児		0か月児	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
身体的虐待	38 (3)	33.9%	15 (0)	60.0%	3 (0)	100.0%	0 (0)	0.0%	41	35.7%	15	53.6%
ネグレクト	54 (8)	48.2%	8 (1)	32.0%	0 (0)	0.0%	1 (1)	33.3%	54	47.0%	9	32.1%
不明	20 (6)	17.9%	2 (2)	8.0%	0 (0)	0.0%	2 (1)	66.7%	20	17.4%	4	14.3%
計	112 (17)	100.0%	25 (3)	100.0%	3 (0)	100.0%	3 (2)	100.0%	115	100.0%	28	100.0%

ウ 虐待の種類（遺棄）について

「妊娠期・周産期の問題」にて「遺棄」があった中で、身体的虐待としての「遺棄」により死亡した0日児事例は3人であった。

表 72 妊娠期・周産期の問題と虐待の種類（遺棄）について

区分	0日児		総数	
	人数	構成割合	人数	構成割合
妊娠期・周産期の問題にて遺棄	3(0)	100.0%	15(1)	100.0%
ネグレクト(遺棄)	0(0)	0.0%	9(1)	60.0%
身体的虐待	3(0)	100.0%	5(0)	33.3%
計	3(0)	100.0%	15(1)	100.0%

エ 妊娠期・周産期の問題（遺棄）の有無と遺棄された場所

0日・0か月児事例において、「遺棄あり」は0日児事例3人であり、遺棄された場所は「自宅」2人、「自宅外」が1人であった。0か月事例は「遺棄あり」は1人、遺棄された場所は「自宅外」であった。

表 73 0日・0か月児事例における妊娠期・周産期の問題（遺棄）の有無と遺棄された場所

区分	第1次から第18次まで				第19次			
	0日児		0か月児		0日児		0か月児	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
遺棄なし	12 (0)	6.9%	18 (1)	52.9%	0 (0)	0.0%	2 (1)	66.7%
遺棄あり	158 (17)	91.3%	15 (1)	44.1%	3 (0)	100.0%	1 (1)	33.3%
自宅	77 (8)	44.5%	7 (0)	20.6%	2 (0)	66.7%	0 (0)	0.0%
自宅外	81 (9)	46.8%	8 (1)	23.5%	1 (0)	33.3%	1 (1)	33.3%
不明	3 (0)	1.7%	1 (1)	2.9%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
計	173 (17)	100.0%	34 (3)	100.0%	3 (0)	100.0%	3 (2)	100.0%

区分	総数(第1次から19次まで)					
	0日児		0か月児		合計	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
遺棄なし	12 (0)	6.8%	20 (2)	54.1%	32 (2)	15.0%
遺棄あり	161 (17)	91.5%	16 (2)	43.2%	177 (19)	83.1%
自宅	79 (8)	44.9%	7 (0)	18.9%	86 (8)	40.4%
自宅外	82 (9)	46.6%	9 (2)	24.3%	91 (11)	42.7%
不明	3 (0)	1.7%	1 (1)	2.7%	4 (1)	1.9%
計	176 (17)	100.0%	37 (5)	100.0%	213 (22)	100.0%

オ 直接の死因

0日・0か月児事例における直接の死因について、第1次報告から第19次報告までの累計をみると、「窒息（絞殺以外）」による死亡事例が67人（有効割合45.0%）と最も多かった。

表 74 0日・0か月児事例における直接の死因

区分	第1次から第18次まで						第19次					
	0日児			0か月児			0日児			0か月児		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
出生後、 放置	29 (2)	16.8%	24.4%	4 (0)	11.8%	15.4%	0 (0)	0.0%	0.0%	1 (1)	33.3%	100.0%
窒息 (絞殺以外)	55 (2)	31.8%	46.2%	12 (0)	35.3%	46.2%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
絞殺	8 (0)	4.6%	6.7%	5 (0)	14.7%	19.2%	1 (0)	33.3%	33.3%	0 (0)	0.0%	0.0%
その他	27 (4)	15.6%	22.7%	5 (0)	14.7%	19.2%	2 (0)	66.7%	66.7%	0 (0)	0.0%	0.0%
不明	54 (9)	31.2%	/	8 (3)	23.5%	/	0 (0)	0.0%	/	2 (1)	66.7%	/
計	173 (17)	100.0%	—	34 (3)	100.0%	—	3 (0)	100.0%	—	3 (2)	100.0%	—

区分	総数(第1次から第19次まで)								
	0日児			0か月児			合計		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
出生後、 放置	29 (2)	16.5%	23.8%	5 (1)	13.5%	18.5%	34 (3)	16.0%	22.8%
窒息 (絞殺以外)	55 (2)	31.3%	45.1%	12 (0)	32.4%	44.4%	67 (2)	31.5%	45.0%
絞殺	9 (0)	5.1%	7.4%	5 (0)	13.5%	18.5%	14 (0)	6.6%	9.4%
その他	29 (4)	16.5%	23.8%	5 (0)	13.5%	18.5%	34 (4)	16.0%	22.8%
不明	54 (9)	30.7%	/	10 (4)	27.0%	/	64 (13)	30.0%	/
計	176 (17)	100.0%	—	37 (5)	100.0%	—	213 (22)	100.0%	—

カ 事例が発覚した経緯

0日・0か月児事例が発覚した経緯は、0日児事例で「その他」が2人（66.7%）、0か月児事例で「近隣住民・知人が遺体を発見」「家族その他の同居者が遺体を発見」「その他」がそれぞれ1人（33.3%）であった。「その他」としては、「警察が関係者からの情報提供を受け、居所を捜査し遺体を発見」「病院に救急搬送されたのち死亡確認」があった。

表 75 0日・0か月児事例が発覚した経緯

区分	0日児		0か月児	
	人数	構成割合	人数	構成割合
近隣住民・知人が遺体を発見	0(0)	0.0%	1(0)	33.3%
家族その他の同居者が遺体を発見	1(0)	33.3%	1(1)	33.3%
その他	2(0)	66.7%	1(1)	33.3%
計	3(0)	100.0%	3(2)	100.0%

キ 出産した場所

0日・0か月児事例における実母が本児を出産した場所について、第1次報告から第19次報告までの累計で見ると、0日・0か月児事例全体における「自宅」※1での出産が126人（有効割合64.6%）、特に、0日児事例における「自宅」での出産が115人（同72.8%）と高い割合を占めていた。また、0日児事例において、第1次報告から第19次報告までの総数で見ると、医療機関での出産は0人であった。

表 76 0日・0か月児事例における出産場所

区分	第1次から第18次まで						第19次					
	0日児			0か月児			0日児			0か月児		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
自宅	115 (11)	66.5%	73.2%	10 (1)	29.4%	29.4%	0 (0)	0.0%	0.0%	1 (0)	33.3%	33.3%
自宅外	42 (4)	24.3%	26.8%	6 (0)	17.6%	17.6%	1 (0)	33.3%	100.0%	1 (1)	33.3%	33.3%
医療機関	0 (0)	0.0%	0.0%	18 (2)	52.9%	52.9%	0 (0)	0.0%	0.0%	1 (1)	33.3%	33.3%
不明	16 (2)	9.2%	/	0 (0)	0.0%	/	2 (0)	66.7%	/	0 (0)	0.0%	/
計	173 (17)	100.0%	—	34 (3)	100.0%	—	3 (0)	100.0%	—	3 (2)	100.0%	—

区分	総数(第1次から第19次まで)								
	0日児			0か月児			合計		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
自宅	115 (11)	65.3%	72.8%	11 (1)	29.7%	29.7%	126 (12)	59.2%	64.6%
自宅外	43 (4)	24.4%	27.2%	7 (1)	18.9%	18.9%	50 (5)	23.5%	25.6%
医療機関	0 (0)	0.0%	0.0%	19 (3)	51.4%	51.4%	19 (3)	8.9%	9.7%
不明	18 (2)	10.2%	/	0 (0)	0.0%	/	18 (2)	8.5%	/
計	176 (17)	100.0%	—	37 (5)	100.0%	—	213 (22)	100.0%	—

※1 自宅とは、「専門家による介助がない自宅分娩のこと」

表 77 0日・0か月児事例における自宅内での出産場所

区分	第1次から第18次まで				第19次			
	0日児		0か月児		0日児		0か月児	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
トイレ	44 (4)	38.3%	1 (0)	10.0%	0 (0)	—	0 (0)	0.0%
風呂場	11 (0)	9.6%	0 (0)	0.0%	0 (0)	—	0 (0)	0.0%
その他	20 (5)	17.4%	3 (0)	30.0%	0 (0)	—	0 (0)	0.0%
不明	40 (3)	34.8%	6 (1)	60.0%	0 (0)	—	1 (0)	100.0%
計	115 (12)	100.0%	10 (1)	100.0%	0 (0)	—	1 (0)	100.0%

区分	総数(第1次から第19次まで)					
	0日児		0か月児		合計	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
トイレ	44 (4)	38.3%	1 (0)	9.1%	45 (4)	35.7%
風呂場	11 (0)	9.6%	0 (0)	0.0%	11 (0)	8.7%
その他	20 (5)	17.4%	3 (0)	27.3%	23 (5)	18.3%
不明	40 (3)	34.8%	7 (1)	63.6%	47 (4)	37.3%
計	115 (12)	100.0%	11 (1)	100.0%	126 (13)	100.0%

③ 0日・0か月児事例における養育者の状況

ア 実母の年齢

実母の年齢は、0日児事例は「19歳以下」「20～24歳」「25～29歳」がそれぞれ1人（33.3%）、0か月児事例は「20～24歳」「25～29歳」「30～34歳」がそれぞれ1人（33.3%）であった。

また、第1次報告から第19次報告までの総数で見ると、0日・0か月児事例の実母の年齢は、0日児事例では、「19歳以下」が48人（有効割合27.9%）と最も多く、0か月児事例では、「35～39歳」が12人（同32.4%）と最も多かった。

表 78 0日・0か月児事例における実母の年齢

区分	第1次から第18次まで						第19次					
	0日児			0か月児			0日児			0か月児		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
19歳以下	47 (6)	27.2%	27.8%	4 (0)	11.8%	11.8%	1 (0)	33.3%	33.3%	0 (0)	0.0%	0.0%
20～24歳	34 (1)	19.7%	20.1%	6 (2)	17.6%	17.6%	1 (0)	33.3%	33.3%	1 (0)	33.3%	33.3%
25～29歳	27 (4)	15.6%	16.0%	5 (1)	14.7%	14.7%	1 (0)	33.3%	33.3%	1 (1)	33.3%	33.3%
30～34歳	26 (3)	15.0%	15.4%	7 (0)	20.6%	20.6%	0 (0)	0.0%	0.0%	1 (1)	33.3%	33.3%
35～39歳	22 (2)	12.7%	13.0%	12 (0)	35.3%	35.3%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
40歳以上	13 (0)	7.5%	7.7%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
不明	4 (1)	2.3%	/	0 (0)	0.0%	/	0 (0)	0.0%	/	0 (0)	0.0%	/
計	173 (17)	100.0%	—	34 (3)	100.0%	—	3 (0)	100.0%	—	3 (2)	100.0%	—

区分	総数(第1次から第19次まで)								
	0日児			0か月児			合計		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
19歳以下	48 (6)	27.3%	27.9%	4 (0)	10.8%	10.8%	52 (6)	24.4%	24.9%
20～24歳	35 (1)	19.9%	20.3%	7 (2)	18.9%	18.9%	42 (3)	19.7%	20.1%
25～29歳	28 (4)	15.9%	16.3%	6 (2)	16.2%	16.2%	34 (6)	16.0%	16.3%
30～34歳	26 (3)	14.8%	15.1%	8 (1)	21.6%	21.6%	34 (4)	16.0%	16.3%
35～39歳	22 (2)	12.5%	12.8%	12 (0)	32.4%	32.4%	34 (2)	16.0%	16.3%
40歳以上	13 (0)	7.4%	7.6%	0 (0)	0.0%	0.0%	13 (0)	6.1%	6.2%
不明	4 (1)	2.3%	/	0 (0)	0.0%	/	4 (1)	1.9%	/
計	176 (17)	100.0%	—	37 (5)	100.0%	—	213 (22)	100.0%	—

イ 家庭の状況について

0日・0か月児事例における家庭の状況（同居の養育者の状況）について、0日児事例では、「ひとり親（離婚）」「その他」「不明」がそれぞれ1人（33.3%）、0か月児事例では、「ひとり親（未婚）」が2人（66.7%）、「ひとり親（離婚）」が1人（33.3%）であった。

表 79 0日・0か月児事例における同居の養育者の状況

区分	0日児			0か月児		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
実父母	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
ひとり親(離婚)	1(0)	33.3%	50.0%	1(0)	33.3%	33.3%
ひとり親(未婚)	0(0)	0.0%	0.0%	2(2)	66.7%	66.7%
ひとり親(死別)	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
ひとり親(別居)	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
内縁関係(交際相手を含む)	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
実父母のいずれかとその再婚者	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
養父母	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
その他	1(0)	33.3%	50.0%	0(0)	0.0%	0.0%
不明	1(0)	33.3%		0(0)	0.0%	
計	3(0)	100.0%	-	3(2)	100.0%	-

また、祖父母の同居状況については、0日児事例では「同居なし」が2人（66.7%）、「同居あり」が1人（33.3%）で、「父方祖母」であった。0か月児事例では、すべて「同居なし」であった。

表 80 0日・0か月児事例における祖父母との同居状況

区分	0日児		0か月児	
	人数	構成割合	人数	構成割合
同居なし	2(0)	66.7%	3(2)	100.0%
同居あり	1(0)	33.3%	0(0)	0.0%
母方祖母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
母方祖父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
母方祖父母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
父方祖母	1(0)	33.3%	0(0)	0.0%
父方祖父	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
父方祖父母	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
不明	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
計	3(0)	100.0%	3(2)	100.0%

ウ 家庭の経済状態について

0日・0か月児事例における家庭の経済状況について、当該世帯の家計を支えている主たる者は、0日児事例では「実母」「実父」がともに1人（有効割合 50.0%）であった。0か月児事例では「実母」が2人（同 100.0%）であった。

表 81 家計を支えている主たる者

区分	0日児			0か月児		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
実母	1(0)	33.3%	50.0%	2(1)	66.7%	100.0%
実父	1(0)	33.3%	50.0%	0(0)	0.0%	0.0%
継母	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
継父	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
養母	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
養父	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
母方祖母	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
母方祖父	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
父方祖母	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
父方祖父	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
実母の交際相手	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
実父の交際相手	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
その他	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
不明	1(0)	33.3%		1(1)	33.3%	
計	3(0)	100.0%	-	3(2)	100.0%	-

0日児・0か月児事例における世帯収入の状況は、0日児事例では「不明」が2人、「市区町村民税非課税世帯（所得割、均等割ともに非課税）」が1人であった。0か月児事例では「生活保護世帯」と「市区町村民税非課税世帯（所得割、均等割ともに非課税）」「不明」がそれぞれ1人であった。

表 82 世帯収入の状況

区分	0日児			0か月児		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
生活保護世帯	0(0)	0.0%	0.0%	1(1)	33.3%	50.0%
市区町村民税非課税世帯 （所得割、均等割ともに非課税）	1(0)	33.3%	100.0%	1(0)	33.3%	50.0%
市区町村民税課税世帯（所得割のみ非課税）	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
市区町村民税課税世帯（年収500万円未満）	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
年収500万円以上	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
不明	2(0)	66.7%		1(1)	33.3%	
計	3(0)	100.0%	-	3(2)	100.0%	-

0日児・0か月児事例における実母の就業状況は、0日児事例では「無職」が2人「パート」が1人、0か月児事例では「不明」が2人、「無職」が1人であった。

表 83 実母の就業状況

区分	0日児			0か月児		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
無職	2(0)	66.7%	66.7%	1(1)	33.3%	100.0%
フルタイム	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
パート	1(0)	33.3%	33.3%	0(0)	0.0%	0.0%
不明	0(0)	0.0%		2(1)	66.7%	
計	3(0)	100.0%	-	3(2)	100.0%	-

エ 実母の妊娠期・周産期における問題について

0日・0か月児事例における実母の妊娠期の問題については、0日児事例では、「遺棄」3人（100.0%）、0か月児事例では、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」が3人（100.0%）であった。

表 84 0日・0か月児事例における実母の妊娠期・周産期の問題（複数回答）

区分	0日児(3人)		0か月児(3人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
切迫流産・切迫早産	0(0)	0.0%	1(1)	33.3%
妊娠高血圧症候群	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
喫煙の常習	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
アルコールの常習	0(0)	0.0%	1(1)	33.3%
違法薬物の使用／薬物の過剰摂取等	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
マタニティブルーズ	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
予期しない妊娠／計画していない妊娠	2(0)	66.7%	3(2)	100.0%
若年(10代)妊娠	1(0)	33.3%	0(0)	0.0%
お腹をたたく等の墮胎行為	0(0)	0.0%	1(1)	33.3%
妊娠届の未提出(母子健康手帳の未交付)	2(0)	66.7%	2(1)	66.7%
妊婦健康診査未受診	2(0)	66.7%	2(1)	66.7%
その他(妊娠期の母体側の問題)	0(0)	0.0%	1(1)	33.3%
遺棄	3(0)	100.0%	1(1)	33.3%
墜落分娩	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
飛び込み出産	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
帝王切開	0(0)	0.0%	1(1)	33.3%
医療機関からの連絡	0(0)	0.0%	1(1)	33.3%
その他(周産期の母体側の問題)	0(0)	0.0%	1(1)	33.3%
本児を妊娠時の特定妊婦としての支援	0(0)	0.0%	1(1)	33.3%

オ 実父の状況について

0日・0か月児事例における実父の状況について、0日児事例では、実父は「不明」が2人、「いる（別居）」が1人であった。0か月児事例では、実父は「いる（別居）」「いない」「不明」がそれぞれ1人であった。

第1次報告から第19次報告までの総数でみると、0日・0か月児事例では実父の年齢が「不明」が102人と約6割を占めていた。

表 85 0日・0か月児事例の実父の状況

区分	0日児			0か月児		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
いる(同居)	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
いる(別居)	1(0)	33.3%	100.0%	1(1)	33.3%	50.0%
いない	0(0)	0.0%	0.0%	1(0)	33.3%	50.0%
不明	2(0)	66.7%		1(1)	33.3%	
計	3(0)	100.0%	-	3(2)	100.0%	-

表 86 0日・0か月児事例の実父の年齢

区分	第1次から第18次まで						第19次					
	0日児			0か月児			0日児			0か月児		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
19歳以下	12	8.6%	28.6%	1	3.7%	4.5%	1	100.0%	100.0%	0	0.0%	0.0%
20～24歳	7	5.0%	16.7%	3	11.1%	13.6%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
25～29歳	3	2.2%	7.1%	2	7.4%	9.1%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
30～34歳	4	2.9%	9.5%	3	11.1%	13.6%	0	0.0%	0.0%	1	100.0%	100.0%
35～39歳	3	2.2%	7.1%	6	22.2%	27.3%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
40歳以上	13	9.4%	31.0%	7	25.9%	31.8%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
不明	97	69.8%		5	18.5%		0	0.0%		0	0.0%	
計	139	100.0%	-	27	100.0%	-	1	100.0%	-	1	100.0%	-

区分	総数(第1次から第19次まで)								
	0日児			0か月児			合計		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
19歳以下	13	9.3%	30.2%	1	3.6%	4.3%	14	8.3%	21.2%
20～24歳	7	5.0%	16.3%	3	10.7%	13.0%	10	6.0%	15.2%
25～29歳	3	2.1%	7.0%	2	7.1%	8.7%	5	3.0%	7.6%
30～34歳	4	2.9%	9.3%	4	14.3%	17.4%	8	4.8%	12.1%
35～39歳	3	2.1%	7.0%	6	21.4%	26.1%	9	5.4%	13.6%
40歳以上	13	9.3%	30.2%	7	25.0%	30.4%	20	11.9%	30.3%
不明	97	69.3%		5	17.9%		102	60.7%	
計	140	100.0%	-	28	100.0%	-	168	100.0%	-

※ 実父の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

④ 0日・0か月児事例における関係機関の関与状況

0日・0か月児事例における関係機関の関与状況について、0日児事例では関係機関の関与があった事例がなかった。0か月児事例では、「児童相談所」「市区町村（虐待対応担当部署）」「福祉事務所」「市区町村の母子保健担当部署（保健センター等）」「医療機関」がそれぞれ1人（33.3%）の関与があった。

表 87 0日・0か月児事例の関係機関の関与あり

区分	0日児(3人)		0か月児(3人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
児童相談所	0(0)	0.0%	1(1)	33.3%
市区町村(虐待対応担当部署)	0(0)	0.0%	1(1)	33.3%
福祉事務所	0(0)	0.0%	1(1)	33.3%
家庭児童相談室	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
民生児童委員	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
保健所	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
市区町村の母子保健担当部署(保健センター等)	0(0)	0.0%	1(1)	33.3%
養育機関・教育機関	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
医療機関	0(0)	0.0%	1(1)	33.3%
助産師	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
警察	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
婦人相談所	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
配偶者暴力相談支援センター	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%

(10) 精神疾患のある養育者における事例について

① 精神疾患のある実母における事例の発生状況

本報告において、「精神疾患のある養育者」とは、医師による診断のある者とする（以下「精神疾患あり」という）。一方、精神疾患に関する診断名がついていない養育者（その疑いや可能性のある場合を含む。）については、「精神疾患のない養育者」（以下「精神疾患なし」という。）とし、それ以外の者は「不明」とする。

精神疾患のある養育者の中で実母が加害者であった（以下「精神疾患のある実母」という。）事例について、第5次報告から第19次報告までの累計では166人であった。そのうち、心中以外の虐待死事例は68人、心中による虐待死事例は98人であった。

一方、精神疾患のない養育者の中で実母が加害者であった（以下「精神疾患のない実母」という。）事例について、第5次報告から第19次報告までの累計では353人であり、そのうち、心中以外の虐待死事例は250人、心中による虐待死事例は103人であった。

表 88 虐待の加害者が実母であった事例数とそのこどもの死亡人数の推移

(単位：人)

区分		第5次から第18次まで	第19次	総数(第5次から第19次まで)
心中以外の虐待死	精神疾患あり	62(4)	6(2)	68(6)
	精神疾患なし	235(41)	15(5)	250(46)
	不明	220(30)	8(3)	228(33)
心中による虐待死 (未遂含む)	精神疾患あり	91(1)	7(0)	98(1)
	精神疾患なし	96(3)	7(0)	103(3)
	不明	174(1)	5(0)	179(1)
総数		878(80)	48(10)	926(90)

② 実母の状況

ア 診断名（疾病、傷害及び死因分類）

精神疾患のある実母の診断名（疾病、傷害及び死因分類）について、第5次報告から第19次報告までの累計をみると、心中以外の虐待死事例では、うつ病や双極性感情障害といった「気分〔感情〕障害」が33例と最も多く、心中による虐待死事例についても、「気分〔感情〕障害」が54例と最も多かった。

なお、「詳細不明の精神障害」は、精神科の受診歴はあるが、地方公共団体が正確な診断名を把握していないもの、検査中などの理由で確定診断がつけられる前に虐待死事例が発生したものであった。

表 89 精神疾患のある実母の診断名（疾病、傷害及び死因分類）（複数回答）

（第5次報告から第19次報告までの累計）^{注7）}

（単位：例）

区分	心中以外の虐待死 (67例)	心中による虐待死 (未遂含む)(84例)
症状性を含む器質性精神障害	0 (0)	0 (0)
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	1 (1)	0 (0)
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	23 (0)	16 (1)
気分〔感情〕障害	33 (3)	54 (1)
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	12 (2)	19 (0)
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	4 (0)	6 (0)
成人の人格及び行動の障害	3 (0)	3 (0)
知的障害<精神発達遅滞>	3 (0)	0 (0)
心理的発達の障害	1 (0)	1 (0)
小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	1 (0)	0 (0)
詳細不明の精神障害	7 (0)	7 (0)

^{注7）} 回答のあった診断名について、世界保健機関（WHO）により定められた「疾病及び関連保健問題の国際統計分類 第10回改訂」（ICD-10）に基づいて我が国で使用する「疾病、傷害及び死因分類」をもとに分類した。

イ こどもの死亡時における実母の年齢

こどもの死亡時における実母の年齢について、第5次報告から第19次報告までの累計をみると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では、「35歳～39歳」が20人(29.4%)と最も多く、次いで「30歳～34歳」が19人(27.9%)であった。また、心中による虐待死事例は、「40歳以上」が36人(36.7%)と最も多く、次いで「35歳～39歳」が35人(35.7%)であった。心中以外の虐待死の事例、心中による虐待死の事例ともに、30歳以上が全体の7割以上を占めた。

表 90 こどもの死亡時における実母の年齢 (精神疾患あり) (第5次報告から第19次報告までの累計)

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死 (未遂含む)		総数	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
19歳以下	1(0)	1.5%	0(0)	0.0%	1(0)	0.6%
20歳～24歳	6(2)	8.8%	4(0)	4.1%	10(2)	6.0%
25歳～29歳	9(0)	13.2%	10(0)	10.2%	19(0)	11.4%
30歳～34歳	19(1)	27.9%	13(0)	13.3%	32(1)	19.3%
35歳～39歳	20(0)	29.4%	35(0)	35.7%	55(0)	33.1%
40歳以上	12(2)	17.6%	36(1)	36.7%	48(3)	28.9%
不明	1(1)	1.5%	0(0)	0.0%	1(1)	0.6%
計	68(6)	100.0%	98(1)	100.0%	166(7)	100.0%

表 91 こどもの死亡時における実母の年齢 (精神疾患なし) (第5次報告から第19次報告までの累計)

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死 (未遂含む)		総数	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
19歳以下	30(9)	12.0%	2(0)	1.9%	32(9)	9.1%
20歳～24歳	70(11)	28.0%	4(0)	3.9%	74(11)	21.0%
25歳～29歳	47(5)	18.8%	13(0)	12.6%	60(5)	17.0%
30歳～34歳	40(8)	16.0%	31(2)	30.1%	71(10)	20.1%
35歳～39歳	43(7)	17.2%	33(1)	32.0%	76(8)	21.5%
40歳以上	20(6)	8.0%	20(0)	19.4%	40(6)	11.3%
計	250(46)	100.0%	103(3)	100.0%	353(49)	100.0%

ウ 実母の妊娠期・周産期の問題

実母の妊娠期・周産期の問題について、第5次報告から第19次報告までの累計で見ると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」が19人（27.9%）と最も多く、次いで「妊婦健康診査未受診」が12人（17.6%）であった。

また、心中による虐待死事例は、「喫煙の常習」「その他（妊娠期の母体側の問題）」「その他（周産期の母体側の問題）」がそれぞれ8人で最も多かった。

表 92 妊娠期・周産期の問題（精神疾患あり）（第5次報告から第19次報告までの累計）

区分	心中以外の虐待死 (68人)		心中による虐待死(未遂含む) (98人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
切迫流産・切迫早産	9 (4)	13.2%	7 (0)	6.7%
妊娠高血圧症候群	4 (0)	5.9%	4 (0)	3.8%
喫煙の常習	10 (2)	14.7%	8 (0)	7.7%
アルコールの常習	3 (1)	4.4%	4 (0)	3.8%
違法薬物の使用／薬物の過剰摂取等	0 (0)	0.0%	3 (0)	2.9%
マタニティブルーズ	7 (1)	10.3%	7 (0)	6.7%
予期しない妊娠／計画していない妊娠	19 (4)	27.9%	6 (0)	5.8%
若年(10代)妊娠	4 (1)	5.9%	3 (0)	2.9%
お腹をたたく等の墮胎行為 ※1	2 (0)	6.3%	1 (0)	2.0%
母子健康手帳の未交付	3 (0)	4.4%	1 (0)	1.0%
妊婦健康診査未受診	12 (1)	17.6%	6 (0)	5.8%
胎児虐待 ※2	2 (0)	5.6%	0 (0)	0.0%
その他(妊娠期の母体側の問題) ※3	6 (2)	12.0%	6 (0)	8.6%
その他(周産期の母体側の問題) ※3	3 (1)	6.0%	7 (0)	10.0%
本児を妊娠時の特定妊婦としての支援 ※4	3 (2)	30.0%	3 (0)	23.1%

※1 第12次報告から調査。累計母数は、心中以外は32人、心中は49人

※2 第5次報告から第11次報告まで調査。累計母数は、心中以外は36人、心中は49人

※3 第9次報告から調査。累計母数は、心中以外は50人、心中は70人

※4 第18次報告から調査。累計母数は、心中以外は10人、心中は13人

一方、精神疾患のない実母における心中以外の虐待死事例では、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」が114人（45.6%）と最も多く、次いで「妊婦健康診査未受診」が101人（40.4%）であった。

表 93 妊娠期・周産期の問題（精神疾患なし）（第5次報告から第19次報告までの累計）

区分	心中以外の虐待死 (250人)		心中による虐待死(未遂含む) (103人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
切迫流産・切迫早産	29 (6)	11.6%	12 (0)	11.7%
妊娠高血圧症候群	5 (1)	2.0%	3 (0)	2.9%
喫煙の常習	35 (2)	14.0%	4 (0)	3.9%
アルコールの常習	13 (0)	5.2%	1 (0)	1.0%
違法薬物の使用／薬物の過剰摂取等	1 (1)	0.4%	0 (0)	0.0%
マタニティブルー	14 (3)	5.6%	5 (0)	4.9%
予期しない妊娠／計画していない妊娠	114 (22)	45.6%	13 (0)	12.6%
若年(10代)妊娠	64 (13)	25.6%	5 (0)	4.9%
お腹をたたく等の墮胎行為 ※1	3 (0)	2.1%	2 (0)	3.7%
母子健康手帳の未交付	68 (11)	27.2%	1 (0)	1.0%
妊婦健康診査未受診	101 (20)	40.4%	9 (0)	8.7%
胎児虐待 ※2	11 (0)	10.4%	0 (0)	0.0%
その他(妊娠期の母体側の問題) ※3	20 (8)	10.1%	3 (0)	4.1%
その他(周産期の母体側の問題) ※3	8 (0)	4.0%	1 (0)	1.4%
本児を妊娠時の特定妊婦としての支援 ※4	12 (5)	36.4%	0 (0)	0.0%

※1 第12次報告から調査。累計母数は、心中以外は144人、心中は52人

※2 第5次報告から第11次報告まで調査。累計母数は、心中以外は106人、心中は51人

※3 第9次報告から調査。累計母数は、心中以外は199人、心中は74人

※4 第18次報告から調査。累計母数は、心中以外は33人、心中は14人

③ 精神疾患のある実母における事例の概要

ア 死亡につながった虐待の種類

死亡につながった虐待の種類について、第5次報告から第19次報告までの累計をみると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では、「身体的虐待」が53人（有効割合85.5%）、「ネグレクト」が9人（同14.5%）であった。心中による虐待死事例では、「身体的虐待」が96人（同100.0%）であった。

一方、精神疾患のない実母における心中以外の虐待死事例では、「身体的虐待」が125人（同55.1%）、次いで「ネグレクト」が101人（同44.5%）であり、心中による虐待死事例は、「身体的虐待」が102人（同100.0%）であった。

精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例は、精神疾患のない実母における事例と比較して、直接の死因として身体的虐待が全体に占める割合が高い傾向にある。

表 94 実母による虐待の種類（精神疾患あり）（第5次報告から第19次報告までの累計）

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死 (未遂含む)			総数		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
身体的虐待	53 (2)	77.9%	85.5%	96 (1)	98.0%	100.0%	149 (3)	89.8%	94.3%
ネグレクト	9 (2)	13.2%	14.5%	0 (0)	0.0%	0.0%	9 (2)	5.4%	5.7%
心理的虐待	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
性的虐待	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
不明	6 (2)	8.8%		2 (0)	2.0%		8 (2)	4.8%	
計	68 (6)	100.0%	—	98 (1)	100.0%	—	166 (7)	100.0%	—

表 95 実母による虐待の種類（精神疾患なし）（第5次報告から第19次報告までの累計）

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死 (未遂含む)			総数		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
身体的虐待	125 (9)	50.0%	55.1%	102 (3)	99.0%	100.0%	227 (12)	64.3%	69.0%
ネグレクト	101 (23)	40.4%	44.5%	0 (0)	0.0%	0.0%	101 (23)	28.6%	30.7%
心理的虐待	1 (1)	0.4%	0.4%	0 (0)	0.0%	0.0%	1 (1)	0.3%	0.3%
性的虐待	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
不明	23 (13)	9.2%		1 (0)	1.0%		24 (13)	6.8%	
計	250 (46)	100.0%	—	103 (3)	100.0%	—	353 (49)	100.0%	—

イ 直接の死因

直接の死因について、第5次報告から第19次報告までの累計をみると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では、死因が判明したもののうち、「頸部絞扼による窒息」が15人（有効割合24.6%）と最も多く、次いで「頭部外傷」が8人（同13.1%）であった。また、心中による虐待死事例では、「頸部絞扼による窒息」が33人（同34.4%）で最も多く、次いで「中毒（火災によるものを除く）」が12人（同12.5%）であった。

表 96 直接の死因（精神疾患あり）（第5次報告から第19次報告までの累計）

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死 （未遂含む）			総数		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
頭部外傷	8 (1)	11.8%	13.1%	2 (0)	2.0%	2.1%	10 (1)	6.0%	6.4%
胸部外傷	4 (0)	5.9%	6.6%	1 (0)	1.0%	1.0%	5 (0)	3.0%	3.2%
腹部外傷	2 (1)	2.9%	3.3%	3 (0)	3.1%	3.1%	5 (1)	3.0%	3.2%
外傷性ショック	4 (0)	5.9%	6.6%	3 (0)	3.1%	3.1%	7 (0)	4.2%	4.5%
頸部絞扼による窒息	15 (0)	22.1%	24.6%	33 (1)	33.7%	34.4%	48 (1)	28.9%	30.6%
頸部絞扼以外による窒息	6 (0)	8.8%	9.8%	2 (0)	2.0%	2.1%	8 (0)	4.8%	5.1%
溺水	7 (0)	10.3%	11.5%	11 (0)	11.2%	11.5%	18 (0)	10.8%	11.5%
熱傷	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
車中放置による熱中症・脱水	2 (0)	2.9%	3.3%	0 (0)	0.0%	0.0%	2 (0)	1.2%	1.3%
中毒（火災によるものを除く）	1 (0)	1.5%	1.6%	12 (0)	12.2%	12.5%	13 (0)	7.8%	8.3%
出血性ショック	1 (0)	1.5%	1.6%	11 (0)	11.2%	11.5%	12 (0)	7.2%	7.6%
低栄養による衰弱	2 (1)	2.9%	3.3%	0 (0)	0.0%	0.0%	2 (1)	1.2%	1.3%
脱水	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
凍死	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	1 (0)	1.5%	1.6%	8 (0)	8.2%	8.3%	9 (0)	5.4%	5.7%
病死	2 (1)	2.9%	3.3%	0 (0)	0.0%	0.0%	2 (1)	1.2%	1.3%
転落死 ※1	0 (0)	0.0%	0.0%	1 (0)	14.3%	14.3%	1 (0)	14.3%	14.3%
自死 ※1	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
その他	6 (0)	8.8%	9.8%	9 (0)	9.2%	9.4%	15 (0)	9.0%	9.6%
不明	7 (2)	10.3%		2 (0)	2.0%		9 (2)	5.4%	
計	68 (6)	100.0%	—	98 (1)	100.0%	—	166 (7)	100.0%	—

※1 第19次報告から調査。母数は心中以外は6人、心中は7人

一方、精神疾患のない実母による心中以外の虐待死事例では、不明を除くと「頭部外傷」が51人（同25.2%）と最も多く、次いで「頸部絞扼以外による窒息」が37人（同18.3%）であった。

また、心中による虐待死事例では、「頸部絞扼による窒息」が30人（同30.9%）と最も多く、次いで「中毒（火災によるものを除く）」が17人（同17.5%）であった。

表97 直接の死因（精神疾患なし）（第5次報告から第19次報告までの累計）

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死 (未遂含む)			総数		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
頭部外傷	51 (7)	20.4%	25.2%	6 (0)	5.8%	6.2%	57 (7)	16.1%	19.1%
胸部外傷	0 (0)	0.0%	0.0%	3 (0)	2.9%	3.1%	3 (0)	0.8%	1.0%
腹部外傷	6 (0)	2.4%	3.0%	2 (0)	1.9%	2.1%	8 (0)	2.3%	2.7%
外傷性ショック	1 (0)	0.4%	0.5%	2 (0)	1.9%	2.1%	3 (0)	0.8%	1.0%
頸部絞扼による窒息	16 (0)	6.4%	7.9%	30 (0)	29.1%	30.9%	46 (0)	13.0%	15.4%
頸部絞扼以外による窒息	37 (5)	14.8%	18.3%	1 (0)	1.0%	1.0%	38 (5)	10.8%	12.7%
溺水	19 (2)	7.6%	9.4%	15 (2)	14.6%	15.5%	34 (4)	9.6%	11.4%
熱傷	1 (0)	0.4%	0.5%	0 (0)	0.0%	0.0%	1 (0)	0.3%	0.3%
車中放置による熱中症・脱水	8 (0)	3.2%	4.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	8 (0)	2.3%	2.7%
中毒(火災によるものを除く)	0 (0)	0.0%	0.0%	17 (0)	16.5%	17.5%	17 (0)	4.8%	5.7%
出血性ショック	2 (0)	0.8%	1.0%	5 (0)	4.9%	5.2%	7 (0)	2.0%	2.3%
低栄養による衰弱	10 (0)	4.0%	5.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	10 (0)	2.8%	3.3%
脱水	2 (0)	0.8%	1.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	2 (0)	0.6%	0.7%
凍死	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	14 (1)	5.6%	6.9%	11 (0)	10.7%	11.3%	25 (1)	7.1%	8.4%
病死	5 (2)	2.0%	2.5%	0 (0)	0.0%	0.0%	5 (2)	1.4%	1.7%
転落死 ※1	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
自死 ※1	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
その他	30 (11)	12.0%	14.9%	5 (0)	4.9%	5.2%	35 (11)	9.9%	11.7%
不明	48 (18)	19.2%	—	6 (1)	5.8%	—	54 (19)	15.3%	—
計	250 (46)	100.0%	—	103 (3)	100.0%	—	353 (49)	100.0%	—

※1 第19次報告から調査。母数は心中以外は6人、心中は7人

年齢別の直接死因についてみると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例の中では、第5次報告から第19次報告の総数が15人と最も多い「頸部絞扼による窒息」において、「0歳」が5人と最も多く、次いで「1歳」が4人であった。心中による虐待死事例においては、第5次報告から第19次報告の総数が33人と最も多い「頸部絞扼による窒息」において、「4歳」と「9歳」がともに4人と最も多く、次いで「5歳」、「6歳」がともに3人であった。

表 98 年齢別の直接死因 (精神疾患あり) (第5次報告から第19次報告までの累計)

(心中以外の虐待死) (単位：人)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	不明	総数
頭部外傷	6(1)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	8(1)
胸部外傷	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	4(0)
腹部外傷	1(1)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(1)
外傷性ショック	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	4(0)
頸部絞扼による窒息	5(0)	4(0)	1(0)	1(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	15(0)
頸部絞扼以外による窒息	3(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	6(0)
溺水	5(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	7(0)
熱傷	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
車中放置による熱中症・脱水	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)
中毒(火災によるものを除く)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
出血性ショック	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
低栄養による衰弱	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	2(1)
脱水	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
凍死	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
病死	1(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(1)
転落死 ※1	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
自死 ※1	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
その他	4(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	6(0)
不明	2(1)	2(1)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	7(2)
計	33(4)	9(2)	3(0)	6(0)	2(0)	1(0)	2(0)	2(0)	0(0)	3(0)	1(0)	1(0)	2(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	68(6)

※1 第19次報告より追加した項目

表 99 年齢別の直接死因 (精神疾患あり) (第5次報告から第19次報告までの累計)

(心中による虐待死) (単位: 人)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	総数
頭部外傷	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	2(0)
胸部外傷	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
腹部外傷	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(0)
外傷性ショック	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	3(0)
頸部絞扼による窒息	1(0)	2(0)	2(0)	2(0)	4(0)	3(0)	3(0)	1(0)	2(0)	4(1)	2(0)	2(0)	2(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	33(1)
頸部絞扼以外による窒息	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)
溺水	4(0)	1(0)	1(0)	1(0)	0(0)	2(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	11(0)
熱傷	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
車中放置による熱中症・脱水	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
中毒(火災によるものを除く)	1(0)	1(0)	0(0)	3(0)	1(0)	0(0)	2(0)	1(0)	0(0)	2(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	12(0)
出血性ショック	1(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	1(0)	2(0)	1(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	11(0)
低栄養による衰弱	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
脱水	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
凍死	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	1(0)	1(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	8(0)
病死	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
転落死 ※1	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
自死 ※1	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
その他	1(0)	1(0)	0(0)	2(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	9(0)
不明	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)
計	10(0)	7(0)	3(0)	13(0)	6(0)	9(0)	6(0)	5(0)	4(0)	10(1)	5(0)	5(0)	6(0)	2(0)	2(0)	2(0)	1(0)	2(0)	98(1)

※1 は第19次報告より追加した項目

一方、精神疾患のない実母における心中以外の虐待死事例では、第5次報告から第19次報告の総数が51人と最も多い「頭部外傷」において、「0歳」が25人と最も多く、次いで「1歳」が10人であった。心中による虐待死事例は、第5次報告から第19次報告の総数が30人と最も多い「頸部絞扼による窒息」において、「0歳」「4歳」「11歳」がそれぞれ4人と最も多く、次いで「1歳」「3歳」「5歳」「8歳」がそれぞれ3人であった。

表100 年齢別の直接死因 (精神疾患なし) (第5次報告から第19次報告までの累計)

(心中以外の虐待死) (単位:人)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	不明	総数
頭部外傷	25(3)	10(2)	3(1)	5(1)	3(0)	3(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	51(7)
胸部外傷	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
腹部外傷	1(0)	2(0)	0(0)	2(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	6(0)
外傷性ショック	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
頸部絞扼による窒息	7(0)	1(0)	3(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	16(0)
頸部絞扼以外による窒息	30(4)	5(1)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	37(5)
溺水	14(0)	2(1)	0(0)	2(1)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	19(2)
熱傷	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
車中放置による熱中症・脱水	3(0)	3(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	8(0)
中毒(火災によるものを除く)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
出血性ショック	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)
低栄養による衰弱	2(0)	0(0)	3(0)	2(0)	2(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	10(0)
脱水	0(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)
凍死	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	0(0)	1(1)	4(0)	4(0)	2(0)	3(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	14(1)
病死	1(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	5(2)
転落死 ※1	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
自死 ※1	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
その他	16(4)	2(1)	1(0)	5(2)	0(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	1(1)	0(0)	1(1)	0(0)	30(11)
不明	35(13)	1(1)	1(1)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	7(2)	48(18)
計	135(24)	31(7)	16(2)	25(5)	9(0)	9(0)	3(0)	2(0)	0(0)	1(1)	2(0)	2(0)	0(0)	1(0)	4(3)	1(1)	0(0)	1(1)	8(2)	250(46)

※1 第19次報告より追加した項目

表 101 年齢別の直接死因 (精神疾患なし) (第5次報告から第19次報告までの累計)

(心中による虐待死) (単位: 人)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	不明	総数
頭部外傷	3(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	6(0)
胸部外傷	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(0)
腹部外傷	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)
外傷性ショック	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)
頸部絞扼による窒息	4(0)	3(0)	1(0)	3(0)	4(0)	3(0)	0(0)	1(0)	3(0)	0(0)	2(0)	4(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	30(0)
頸部絞扼以外による窒息	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
溺水	5(1)	3(0)	1(0)	3(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	15(2)
熱傷	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
車中放置による熱中症・脱水	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
中毒(火災によるものを除く)	1(0)	1(0)	1(0)	0(0)	2(0)	2(0)	2(0)	0(0)	2(0)	2(0)	2(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	17(0)
出血性ショック	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	5(0)
低栄養による衰弱	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
脱水	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
凍死	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	0(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	0(0)	3(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	11(0)
病死	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
転落死 ※1	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
自死 ※1	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
その他	2(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	5(0)
不明	3(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(1)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	6(1)
計	23(1)	12(0)	5(0)	7(0)	9(0)	7(0)	5(1)	8(0)	6(0)	4(1)	7(0)	5(0)	2(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	103(3)

※1 第19次報告より追加した項目

ウ 死亡時のこどもの年齢

死亡時のこどもの年齢について、第5次報告から第19次報告までの累計をみると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では、「0歳」が33人（有効割合49.3%）と最も多く、次いで「1歳」が9人（同13.4%）、「3歳」が6人（同9.0%）であった。また、心中による虐待死事例では、「0歳」が際立って多いという特徴は認められず、概ねどの年齢でも発生している。

表102 こどもの死亡時の年齢（精神疾患あり）（第5次報告から第19次報告までの累計）

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)			総数		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
0歳	33 (4)	48.5%	49.3%	10 (0)	10.2%	10.2%	43 (4)	25.9%	26.1%
1歳	9 (2)	13.2%	13.4%	7 (0)	7.1%	7.1%	16 (2)	9.6%	9.7%
2歳	3 (0)	4.4%	4.5%	3 (0)	3.1%	3.1%	6 (0)	3.6%	3.6%
3歳	6 (0)	8.8%	9.0%	13 (0)	13.3%	13.3%	19 (0)	11.4%	11.5%
4歳	2 (0)	2.9%	3.0%	6 (0)	6.1%	6.1%	8 (0)	4.8%	4.8%
5歳	1 (0)	1.5%	1.5%	9 (0)	9.2%	9.2%	10 (0)	6.0%	6.1%
6歳	2 (0)	2.9%	3.0%	6 (0)	6.1%	6.1%	8 (0)	4.8%	4.8%
7歳	2 (0)	2.9%	3.0%	5 (0)	5.1%	5.1%	7 (0)	4.2%	4.2%
8歳	0 (0)	0.0%	0.0%	4 (0)	4.1%	4.1%	4 (0)	2.4%	2.4%
9歳	3 (0)	4.4%	4.5%	10 (1)	10.2%	10.2%	13 (1)	7.8%	7.9%
10歳	1 (0)	1.5%	1.5%	5 (0)	5.1%	5.1%	6 (0)	3.6%	3.6%
11歳	1 (0)	1.5%	1.5%	5 (0)	5.1%	5.1%	6 (0)	3.6%	3.6%
12歳	2 (0)	2.9%	3.0%	6 (0)	6.1%	6.1%	8 (0)	4.8%	4.8%
13歳	0 (0)	0.0%	0.0%	2 (0)	2.0%	2.0%	2 (0)	1.2%	1.2%
14歳	1 (0)	1.5%	1.5%	2 (0)	2.0%	2.0%	3 (0)	1.8%	1.8%
15歳	0 (0)	0.0%	0.0%	2 (0)	2.0%	2.0%	2 (0)	1.2%	1.2%
16歳	0 (0)	0.0%	0.0%	1 (0)	1.0%	1.0%	1 (0)	0.6%	0.6%
17歳	1 (0)	1.5%	1.5%	2 (0)	2.0%	2.0%	3 (0)	1.8%	1.8%
不明	1 (0)	1.5%		0 (0)	0.0%		1 (0)	0.6%	
計	68 (6)	100.0%	—	98 (1)	100.0%	—	166 (7)	100.0%	—

精神疾患のない実母における心中以外の虐待死事例では、「0歳」が135人（同55.8%）と最も多く、次いで「1歳」が30人（同12.4%）であった。心中による虐待死事例では、「0歳」が23人（同22.3%）と最も多く、次いで「1歳」が10人（同9.7%）であった。

表 103 こどもの死亡時の年齢（精神疾患なし）（第5次報告から第19次報告までの累計）

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)			総数		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
0歳	135 (24)	54.0%	55.8%	23 (1)	22.3%	22.3%	158 (25)	44.8%	45.8%
1歳	30 (6)	12.0%	12.4%	10 (0)	9.7%	9.7%	40 (6)	11.3%	11.6%
2歳	17 (3)	6.8%	7.0%	7 (0)	6.8%	6.8%	24 (3)	6.8%	7.0%
3歳	25 (5)	10.0%	10.3%	7 (0)	6.8%	6.8%	32 (5)	9.1%	9.3%
4歳	9 (0)	3.6%	3.7%	9 (0)	8.7%	8.7%	18 (0)	5.1%	5.2%
5歳	9 (0)	3.6%	3.7%	7 (0)	6.8%	6.8%	16 (0)	4.5%	4.6%
6歳	3 (0)	1.2%	1.2%	5 (1)	4.9%	4.9%	8 (1)	2.3%	2.3%
7歳	2 (0)	0.8%	0.8%	8 (0)	7.8%	7.8%	10 (0)	2.8%	2.9%
8歳	0 (0)	0.0%	0.0%	6 (0)	5.8%	5.8%	6 (0)	1.7%	1.7%
9歳	1 (1)	0.4%	0.4%	4 (1)	3.9%	3.9%	5 (2)	1.4%	1.4%
10歳	2 (0)	0.8%	0.8%	7 (0)	6.8%	6.8%	9 (0)	2.5%	2.6%
11歳	2 (0)	0.8%	0.8%	5 (0)	4.9%	4.9%	7 (0)	2.0%	2.0%
12歳	0 (0)	0.0%	0.0%	2 (0)	1.9%	1.9%	2 (0)	0.6%	0.6%
13歳	1 (0)	0.4%	0.4%	1 (0)	1.0%	1.0%	2 (0)	0.6%	0.6%
14歳	4 (3)	1.6%	1.7%	1 (0)	1.0%	1.0%	5 (3)	1.4%	1.4%
15歳	1 (1)	0.4%	0.4%	0 (0)	0.0%	0.0%	1 (1)	0.3%	0.3%
16歳	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
17歳	1 (1)	0.4%	0.4%	1 (0)	1.0%	1.0%	2 (1)	0.6%	0.6%
不明	8 (2)	3.2%		0 (0)	0.0%		8 (2)	2.3%	
計	250 (46)	100.0%	—	103 (3)	100.0%	—	353 (49)	100.0%	—

エ 虐待を受けたこどもの性別

虐待を受けたこどもの性別について、第5次報告から第19次報告までの累計をみると、精神疾患のある実母における心中以外及び心中による虐待死事例では、「男」79人（47.6%）、「女」87人（52.4%）とそれぞれ約半数であった。

表 104 こどもの性別 (精神疾患あり) (第5次報告から第19次報告までの累計)

区分	人数	構成割合
男	79 (1)	47.6%
女	87 (6)	52.4%
計	166 (7)	100.0%

オ こどもの情緒・行動上の問題

こどもの情緒・行動上の問題について、第5次報告から第19次報告までの累計をみると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では、「あり」が19人（有効割合 33.9%）であり、そのうち「夜泣き」が9人と最も多かった。

また、心中による虐待死事例では、「あり」が23人（同 33.8%）であり、そのうち「その他」を除くと、「多動」が9人と最も多く、次いで「衝動性」が8人であった。

表 105 こどもの情緒・行動上の問題（精神疾患あり）（第5次報告から第19次報告までの累計）

区分		心中以外の虐待死 (68人)			心中による虐待死(未遂含む) (98人)		
		人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
なし		37(4)	54.4%	66.1%	45(4)	45.9%	66.2%
あり		19(1)	27.9%	33.9%	23(4)	23.5%	33.8%
内訳 (複数回答)	ミルクの飲みムラ	2(1)			1(4)		
	激しい泣き	7(0)			2(4)		
	夜泣き	9(1)			2(4)		
	食事の拒否	1(0)			0(4)		
	夜尿	2(1)			3(4)		
	多動	6(0)			9(4)		
	衝動性	4(0)			8(4)		
	かんしゃく	6(0)			7(4)		
	自傷行為	1(0)			2(4)		
	性器いじり	1(0)			1(4)		
	指示に従わない	7(0)			6(4)		
	なつかない	2(1)			1(4)		
	無表情、表情が乏しい	1(0)			2(4)		
	固まってしまう	1(0)			1(4)		
	盗癖	1(0)			1(4)		
	虚言癖	1(0)			1(4)		
	不登校	3(0)			1(4)		
その他	6(0)			11(4)			
不明		12(1)	17.6%		30(4)	30.6%	

精神疾患のない実母における心中以外の虐待死事例では、「あり」が51人（同27.1%）であり、そのうち「激しい泣き」が16人と最も多かった。心中による虐待死事例では、「あり」が14人（同17.5%）であり、そのうち「指示に従わない」が7人と最も多かった。

表 106 こどもの情緒・行動上の問題（精神疾患なし）（第5次報告から第19次報告までの累計）

区分		心中以外の虐待死 (250人)			心中による虐待死(未遂含む) (103人)		
		人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
なし		137(31)	54.8%	72.9%	66(3)	64.1%	82.5%
あり		51(6)	20.4%	27.1%	14(0)	13.6%	17.5%
内訳 (複数回答)	ミルクの飲みムラ	12(0)			4(0)		
	激しい泣き	16(1)			2(0)		
	夜泣き	11(1)			3(0)		
	食事の拒否	7(0)			2(0)		
	夜尿	8(0)			4(0)		
	多動	10(0)			5(0)		
	衝動性	5(1)			4(0)		
	かんしゃく	3(0)			2(0)		
	自傷行為	2(1)			0(0)		
	性器いじり	0(0)			0(0)		
	指示に従わない	12(2)			7(0)		
	なつかない	10(1)			0(0)		
	無表情、表情が乏しい	10(3)			0(0)		
	固まってしまう	5(2)			0(0)		
	盗癖	2(0)			0(0)		
	虚言癖	0(0)			1(0)		
	不登校	4(2)			0(0)		
その他	11(1)			5(0)			
不明		62(9)	24.8%		23(0)	22.3%	

カ 支援者の有無

支援者の有無について、第5次報告から第19次報告までの累計をみると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では、支援者「あり」が60人（有効割合93.8%）であり、そのうち「配偶者」が41人と最も多く、次いで「行政の相談担当課」が34人、「親」が33人であった。

また、心中による虐待死事例では、支援者「あり」が72人（同93.5%）であり、そのうち「親」が36人と最も多く、次いで「配偶者」が35人、「保育所などの職員」「行政の相談担当課」がともに31人であった。

表 107 支援者の有無（精神疾患あり）（第5次報告から第19次報告までの累計）

区分		心中以外の虐待死 (68人)			心中による虐待死(未遂含む) (98人)		
		人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
なし		4(1)	5.9%	6.3%	5(0)	5.1%	6.5%
あり		60(4)	88.2%	93.8%	72(1)	73.5%	93.5%
内訳 (複数回答) ※1	配偶者	41(4)			35(0)		
	親	33(3)			36(0)		
	配偶者の親	22(1)			7(0)		
	虐待者のきょうだい	11(2)			18(0)		
	配偶者のきょうだい	5(1)			2(0)		
	近所の人	2(0)			4(0)		
	職場の友人・知人	0(0)			1(0)		
	保育所などの職員	17(2)			31(0)		
	ベビーシッター	1(0)			0(0)		
	行政の相談担当課	34(4)			31(0)		
	職場以外の友人	1(0)			6(0)		
	子育てサークル	1(0)			0(0)		
	親類	4(2)			5(0)		
	その他	4(0)			10(1)		
不明		4(1)	5.9%		21(0)	21.4%	

※1 内訳は第6次報告から第19次報告までの累計

精神疾患のない実母における心中以外の虐待死事例では、支援者「あり」が186人（同79.1%）であり、そのうち「配偶者」が111人と最も多く、次いで「親」が109人であった。心中による虐待死事例では、支援者「あり」が77人（同97.5%）であり、そのうち「親」が47人と最も多かった。

表 108 支援者の有無（精神疾患なし）（第5次報告から第19次報告までの累計）

区分		心中以外の虐待死 (250人)			心中による虐待死(未遂含む) (103人)		
		人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
なし		49(8)	19.6%	20.9%	2(0)	1.9%	2.5%
あり		186(36)	74.4%	79.1%	77(2)	74.8%	97.5%
内訳 (複数回答) ※1	配偶者	111(24)			38(2)		
	親	109(20)			47(2)		
	配偶者の親	48(9)			24(0)		
	虐待者のきょうだい	32(6)			20(0)		
	配偶者のきょうだい	10(2)			1(0)		
	近所の人	6(1)			4(0)		
	職場の友人・知人	8(0)			6(0)		
	保育所などの職員	49(11)			36(0)		
	ベビーシッター	0(0)			0(0)		
	行政の相談担当課	92(18)			33(2)		
	職場以外の友人	22(3)			3(0)		
	子育てサークル	1(0)			0(0)		
	親類	20(6)			11(0)		
	その他	22(5)			4(0)		
不明		15(2)	6.0%		24(1)	23.3%	

※1 内訳は第6次報告から第19次報告までの累計

④ 関係機関の関与状況

関係機関の関与状況について、第5次報告から第19次報告までの累計でみると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では、「児童相談所」の関与が31人（45.6%）、「市区町村（虐待対応担当部署）」の関与が36人（52.9%）であり、「その他の機関」のうち、「市区町村の母子保健担当部署（保健センター等）」が60人（88.2%）、「医療機関」が55人（80.9%）であった。

心中による虐待死事例は、「児童相談所」の関与が34人（34.7%）、「市区町村（虐待対応担当部署）」が39人（39.8%）であり、「その他の機関」のうち、「養育機関・教育機関」が64人（65.3%）、「医療機関」が58人（59.2%）であった。

表 109 関係機関の関与（精神疾患あり）（第5次報告から第19次報告までの累計）

区分		心中以外の虐待死 (68人)		心中による虐待 (未遂含む)(98人)		総数 (166人)	
		人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
児童相談所		31(3)	45.6%	34(1)	34.7%	65(4)	39.2%
市区町村(虐待対応担当部署)		36(6)	52.9%	39(0)	39.8%	75(6)	45.2%
その他の機関 ※1		63(6)	92.6%	89(1)	90.8%	152(7)	91.6%
内訳 (複数回答)	福祉事務所	20(3)	29.4%	35(1)	35.7%	55(4)	33.1%
	家庭児童相談室	12(3)	17.6%	25(0)	25.5%	37(3)	22.3%
	民生児童委員	11(0)	16.2%	6(0)	6.1%	17(0)	10.2%
	保健所	17(0)	25.0%	17(0)	17.3%	34(0)	20.5%
	市区町村の母子保健担当部署(保健センター等)	60(6)	88.2%	53(0)	54.1%	113(6)	68.1%
	養育機関・教育機関	29(1)	42.6%	64(1)	65.3%	93(2)	56.0%
	医療機関	55(5)	80.9%	58(1)	59.2%	113(6)	68.1%
	助産師 (医療機関に勤務する者を除く)	7(0)	10.3%	6(0)	6.1%	13(0)	7.8%
	警察	17(1)	25.0%	20(0)	20.4%	37(1)	22.3%
	婦人相談所	0(0)	0.0%	1(0)	1.0%	1(0)	0.6%
配偶者暴力相談支援センター	1(0)	1.5%	0(0)	0.0%	1(0)	0.6%	

※1 「その他の機関」は、内訳の中で関与あり（「関与はあったが虐待の認識なし」または「関与あり虐待の認識もあり」）と回答した人数

精神疾患のない実母における心中以外の虐待死事例は、「児童相談所」の関与が 63 人 (25.2%)、「市区町村 (虐待対応担当部署)」の関与が 79 人 (31.6%) であり、「その他の機関」のうち、「市区町村の母子保健担当部署 (保健センター等)」が 157 人 (62.8%)、「医療機関」が 120 人 (48.0%) であった。

心中による虐待死事例は、「児童相談所」の関与が 19 人 (18.4%)、「市区町村 (虐待対応担当部署)」の関与が 18 人 (17.5%) であり、「その他の機関」のうち、「市区町村の母子保健担当部署 (保健センター等)」が 72 人 (69.9%)、「養育機関・教育機関」が 46 人 (44.7%) 「医療機関」が 42 人 (40.8%) であった。

表 110 関係機関の関与 (精神疾患なし) (第 5 次報告から第 19 次報告までの累計)

区分		心中以外の虐待死 (250 人)		心中による虐待 (未遂含む)(103 人)		総数 (353 人)	
		人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
児童相談所		63(12)	25.2%	19(0)	18.4%	82(12)	23.2%
市区町村(虐待対応担当部署)		79(20)	31.6%	18(0)	17.5%	97(20)	27.5%
その他の機関 ※1		207(35)	82.8%	95(3)	92.2%	302(38)	85.6%
内訳 (複数回答)	福祉事務所	61(16)	24.4%	24(0)	23.3%	85(16)	24.1%
	家庭児童相談室	48(7)	19.2%	14(0)	13.6%	62(7)	17.6%
	民生児童委員	17(2)	6.8%	6(0)	5.8%	23(2)	6.5%
	保健所	23(3)	9.2%	9(2)	8.7%	32(5)	9.1%
	市区町村の母子保健担当部署(保健センター等)	157(31)	62.8%	72(2)	69.9%	229(33)	64.9%
	養育機関・教育機関	77(15)	30.8%	46(2)	44.7%	123(17)	34.8%
	医療機関	120(23)	48.0%	42(1)	40.8%	162(24)	45.9%
	助産師 (医療機関に勤務する者を除く)	15(1)	6.0%	10(0)	9.7%	25(1)	7.1%
	警察	34(5)	13.6%	9(0)	8.7%	43(5)	12.2%
	婦人相談所	8(2)	3.2%	1(0)	1.0%	9(2)	2.5%
配偶者暴力相談支援センター	2(1)	0.8%	0(0)	0.0%	2(1)	0.6%	

※1 「その他の機関」は、内訳の中で関与あり(「関与はあったが虐待の認識なし」または「関与あり虐待の認識もあり」と回答した人数

また、市区町村関与の状況と虐待の認識について、第5次報告から第19次報告までの累計をみると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では「市区町村（虐待対応担当部署）の関与あり」36人（52.9%）のうち「虐待の認識があり対応していた」が15人、「虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった」が11人、「虐待の認識はなかった」が10人であった。心中による虐待死事例では、「市区町村（虐待対応担当部署）の関与あり」39人（39.8%）のうち「虐待の認識があり対応していた」が17人、「虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった」が10人、「虐待の認識はなかった」が12人であった。

表 111 市区町村関与の状況と虐待の認識（精神疾患あり）（第5次報告から第19次報告までの累計）

区分		心中以外の虐待死		心中による虐待死 (未遂含む)		総数	
		人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
市区町村(虐待対応担当部署)の関与なし		32(4)	47.1%	58(0)	59.2%	90(1)	54.2%
市区町村(虐待対応担当部署)の関与あり		36(2)	52.9%	39(1)	39.8%	75(6)	45.2%
内訳	虐待の認識があり対応していた	15(2)	/	17(0)	/	32(2)	/
	虐待の可能性は認識していたが、 確定していなかった	11(3)		10(0)		21(3)	
	虐待の認識はなかった	10(1)		12(0)		22(1)	
不明		0(0)	0.0%	1(0)	1.0%	1(0)	0.6%
計		68(6)	100.0%	98(1)	100.0%	166(7)	100.0%

一方、精神疾患のない実母における心中以外の虐待死事例では「市区町村（虐待対応担当部署）の関与あり」79人（31.6%）のうち「虐待の認識があり対応していた」が31人であった。「虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった」は23人、「虐待の認識はなかった」は25人であった。心中による虐待死事例では、「市区町村（虐待対応担当部署）の関与あり」18人（17.5%）のうち、「虐待の認識があり対応していた」は6人、「虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった」が3人、「虐待の認識はなかった」が9人であった。

表 112 市区町村関与の状況と虐待の認識（精神疾患なし）（第5次報告から第19次報告までの累計）

区分		心中以外の虐待死		心中による虐待死 (未遂含む)		総数	
		人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
市区町村(虐待対応担当部署)の関与なし		171(26)	68.4%	83(3)	80.6%	254(29)	72.0%
市区町村(虐待対応担当部署)の関与あり		79(20)	31.6%	18(0)	17.5%	97(20)	27.5%
内訳	虐待の認識があり対応していた	31(8)	/	6(0)	/	37(8)	/
	虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった	23(5)		3(0)		26(5)	
	虐待の認識はなかった	25(7)		9(0)		34(7)	
不明		0(0)	0.0%	2(0)	1.9%	2(0)	0.6%
計		250(46)	100.0%	103(3)	100.0%	353(49)	100.0%

(11) 総括

対象事例について、こどもの死亡を防ぐために必要であったと考えられることや事例への援助における留意点等といった視点を踏まえて自由記載を求めた。

内容をみると、「関係機関との連携」「アセスメントのあり方」「こどもと法律上の親子関係がない者との関係」「体制の整備」「妊婦への支援」等に関する記載が多かった。

記載内容の一部抜粋

関係機関との連携
○ 児童虐待通告後に、過去の経過も踏まえて要保護児童対策地域協議会の案件とし、関係機関が連携して安全確認を実施するなどの判断・対応を行う。
○ 保護者が疾病や障害によりこどもの養育に不安がある場合、保護者の養育力を具体的に評価すること。評価に当たっては、かかりつけ医などの関係機関との連携を含めた調査を検討することが必要である。
○ 個々の事例に対して、課題やリスク、支援方法などを具体的に可視化するための支援計画を示し、市区町村と関係機関との情報共有や役割分担の明確化を図るとともに支援方針の進捗管理と見直しが図れるようにすること。
○ 精神科への継続受診の必要性について本人の意向を尊重しすぎてしまったが、受診を勧める際には、より専門的なアセスメントを行うことが必要である。
○ 精神疾患の既往がある場合には、受診や服薬の状況、症状悪化などについて見守り、医療や精神保健分野との連携強化を図るとともに、精神疾患等への理解を深めるための周知啓発を行い、早期に専門的な相談につながる取組を強化することが必要。
○ 知的障害などによりグループホームと相談支援事業所が関わっている場合、相談支援事業所やグループホームに対して日常の関わりを確認し、小さな変化を見落とさないように伝えることも必要。
○ 複数の自治体に関連する事案では、互いの情報の齟齬をなくすために全ての関係している児童相談所が一堂に会し、アセスメント見直しも視野に入れた引き継ぎを実施するとともに、それぞれのこどもを中心に据え、児童相談所間で意見交換をすることが重要になる。
○ 速やかに支援ニーズとリスクを把握するため、移管元の児童相談所に対しアセスメントと支援経過の要点をまとめた引き継ぎを求めるべきであった。
○ 転入時には転入前の自治体の情報を含めて関係機関と協議しアセスメントを行い、支援方針を共有する必要がある。
○ 祖父母等の支援があることを過大に評価していた。行政からの相談支援に拒否的であり、困り感の表出が難しい家庭については、地域で孤立化しないような相談支援の仕組みが必要である。
○ 民生委員等の地域資源も活かした見守りや情報共有の体制構築。

アセスメントのあり方

- 複雑な背景がある世帯に対しては、アプローチやリスクアセスメントのあり方などを検討する必要がある。
- 保護者の求めに応じて措置を解除する形で家族再統合を図るのではなく、記録を精査し、家庭内のリスクを読み取ることなど、家族環境の変化に伴うアセスメントを行うべきである。
- 機械的に要支援レベルを判断するのではなく、行為の危険性を実質的に判断することが必要である。
- 一時保護前後には関係機関の意見も聴取する形でケース検討会議を行い、保護の期間や支援計画等を入念に検討する必要がある。
- 頭部外傷事案等が発生した時には、児童相談所は保護者が説明する受傷機転と医師が見立てた受傷機転が整合し、明らかに事故であると認められる場合等を除き、積極的にセカンドオピニオンを行うことが必要。
- 児童相談所の職員でも基本的な医学的知識の習得は必要である。援助方針の策定に当たっての手順や確認事項を整理、周知を図ることにより、児童相談所が医療機関と必要な情報を共有し、適切な役割分担のもとで協働するための構築を図ることができる。
- 初回虐待通告対応後のリスクについて、関係機関からの情報を元に今一度見直す必要があった。
- 切れ目ない支援を続ける中で、母との関係が途切れることなく、良好な関係を継続していくことを重視したために、虐待種別や重症度を変更できなかった。
- 適切なアセスメントに基づく対応の重要性、要保護児童対策地域協議会における情報共有と共同アセスメント、共同プラン検討の重要性を念頭に置き、要保護児童対策地域協議会の進行や、個別ケース検討会議の実施を積極的に行う。
- 家族再統合が円滑に行われているかの確認を徹底し、支援の中で家族構成に変化が生じた際には、保護者や関係機関と直接会って、相互に協力しあう関係性を継続することが不可欠である。
- 実際の支援者は客観的な見立てがしにくいことがあるため、SVによるスーパービジョンを受け、多角的な視点を持って、より適切な支援につなげる必要がある。
- こどもだけでなく家族を見ていくという視点、チームで支援する視点を持つことを改めて共有。

こどもと法律上の親子関係がない者との関係

- 同居人や居所について正確な情報を得られず、同居人を含む生活世帯全体を捉えたリスクアセスメントができず虐待が深刻化する可能性を認知できなかった。
- 親族を含めた保護者の交友関係についても把握し本児との関係性にリスクを認めた場合には、必要に応じて躊躇なく一時保護を行うなど支援方針を見直す。
- 交際相手であっても保護者として指導の対象とする運用が可能であることを念頭に関係機関の協力を得ながら情報を収集し適切な評価を行う必要がある。

体制の整備	
	○ こどもの安全を守るために躊躇なく一時保護できるよう、一時保護所を整備しておく必要がある。
	○ 業務過多に対して人員増員とともに業務分担の見直しを行うこと、ICTの活用の推進等により業務改善を図り、過重な業務負担を軽減することが必要である。
	○ 若年層の母親も多いことから、SNSの活用等も含め、若年層等にターゲットを絞った啓発活動や包括的性教育を全国的に推進していくことが必要になる。
	○ 相談できる相手がいなかったことが虐待に繋がる要因となるので、学校での相談環境や望まない妊娠をしてしまったときなどの対処法など相談できる先としての整備が必要。
	○ 関係機関の訪問等の機会を通して子育て支援サービスの積極的な利用を呼びかけ、保護者の負担軽減や関係機関との接点を持つ糸口となるよう努めるとともに、こどもの養育状況等を踏まえながら、必要に応じて母子生活支援施設への入所措置等による虐待リスクの逡減を図る。
妊婦への支援	
	○ 医療機関への受診等の無い妊婦について、どの様に状況を把握していくべきかの検討が必要。
	○ 予期せぬ妊娠により悩みや不安を抱えた若年妊婦等が早期に相談支援につながるよう、民間の支援機関も含めた妊娠相談窓口の周知強化を図る必要性がある。
	○ 妊娠期の時点で支援機関が把握できず医療等適切な支援につながりにくい事案においては、妊娠、出産における相談支援に関する啓発がより一層必要であり、早期の社会的養護等（里親の新生児委託等）の取組について議論していく必要がある。
	○ 本児の所属がないことや行政への支援に拒否的であることなどをリスク要因として重く捉え、虐待担当部署が母子保健部門と協働で継続支援するべきであった。
	○ 問診等で家族に関するより詳細な情報収集をいかに行うかが課題。
心中事例について	
	○ 残された家族への支援として学校を中心に児童相談所や保健所、要保護児童対策地域協議会等の関係機関が介入し、医療機関とも連携を取りながら支援を行った。残された家族の後追い自殺の可能性も視野に入れた対応の実施。
	○ 偶発的に起こったことか、または防ぐことができる何かしらの支援はあったのか、見えないサインを感じとることの難しさがある。

6 地方公共団体における検証等に関する調査結果

国及び地方公共団体は、重大な子ども虐待事例についての調査研究及び検証を行うことが責務とされており、地方公共団体が行う検証については、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成 20 年 3 月 14 日付け雇児総発第 0314002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）により詳細を示している。

今回、令和 4 年 9 月 1 日現在の「地方公共団体における検証組織の設置状況」「地方公共団体が行う検証の実施状況」及び「国の検証報告の活用状況」について調査した結果は以下のとおりである。（調査対象：地方公共団体（各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市）数 74 か所）

(1) 地方公共団体における検証組織の設置状況

① 検証組織の設置の有無

地方公共団体における検証組織の設置状況については、69 地方公共団体に検証組織が「設置」されていた。「未設置」の 5 か所は、「設置予定なし」（5 か所）となっていた。

そのうち、検証組織が「常設」である地方公共団体は 50 か所、「事例ごとに随時設置」される地方公共団体は 19 か所であった。

検証組織を設置していない理由については、「対象となる事例がない」（2 か所）、「死亡事例が発生した際に設置することとなっている」（3 か所）であった。

表 113 検証組織の設置状況

区分		地方公共団体数	設置率
設置		69	93.2%
内訳	常設	50	
	事例ごとに随時設置	19	
未設置		5	6.8%
内訳	今年度内に設置予定	0	
	次年度に設置予定	0	
	時期未定だが設置予定	0	
	設置予定なし	5	
計		74	100.0%

表 114 検証組織を設置していない理由

区分	地方公共団体数	構成割合
対象となる事例がない	2	40.0%
委員がいない	0	0.0%
事務局の運営	0	0.0%
死亡事例が発生した際に設置することとなっている	3	60.0%
その他	0	0.0%
計	5	100.0%

② 検証組織の設置形態

検証組織の設置形態は、「都道府県児童福祉審議会の下部組織として設置」している地方公共団体が 30 か所（43.5%）、「地方社会福祉審議会の下部組織として設置」している地方公共団体が 28 か所（40.6%）、「独立して設置」をしている地方公共団体が 7 か所（10.1%）であった。

表 115 検証組織の設置形態

区分	地方公共団体数	構成割合
都道府県児童福祉審議会の下部組織として設置	30	43.5%
地方社会福祉審議会の下部組織として設置	28	40.6%
独立して設置	7	10.1%
その他	4	5.8%
計	69	100.0%

③ 検証組織の設置要綱の有無

検証組織の設置要綱がある地方公共団体は、61 か所（88.4%）であった。

表 116 検証組織の設置要綱の有無

区分	地方公共団体数	構成割合
あり	61	88.4%
なし	8	11.6%
計	69	100.0%

④ 検証対象の範囲

検証対象の範囲について、検証組織が検証する対象の範囲を「定めている」地方公共団体は49か所（71.0%）であった。

また、検証組織が定めている検証対象の範囲の内容は、「重大事例（死亡事例を含む。）を対象」が26か所（53.1%）で最も多く、次いで「『死亡事例のみ』または『重大事例（死亡事例を含む。）を対象』のうち、関係機関の関与状況により判断」が17か所（34.7%）であった。

表 117 検証対象の範囲の定め

区分	地方公共団体数	構成割合
定めている	49	71.0%
定めていない	20	29.0%
計	69	100.0%

表 118 検証対象の範囲の内容

区分	地方公共団体数	構成割合
1. 死亡事例のみ	1	2.0%
2. 重大事例(死亡事例を含む。)を対象	26	53.1%
3. 1または2のうち、関係機関の関与の状況により判断	17	34.7%
4. その他	5	10.2%
計	49	100.0%

⑤ 事務局の設置場所

事務局の設置場所について、「都道府県等（児童福祉担当部署）」は65か所（94.2%）であった。

また、検証委員の委嘱について、「委嘱している」地方公共団体は62か所（89.9%）であった。

表 119 事務局の設置場所

区分	地方公共団体数	構成割合
都道府県等(児童福祉担当部署)	65	94.2%
児童相談所	1	1.4%
その他	2	2.9%
不明	1	1.4%
計	69	100.0%

表 120 検証委員の委嘱の有無

区分	地方公共団体数	構成割合
調査時点で委嘱していない	6	8.7%
委嘱している	62	89.9%
不明	1	1.4%
計	69	100.0%

⑥ 検証組織の構成員

調査時点に検証組織の構成員を委嘱している地方公共団体 62 か所において、構成員の数は「5人」が 25 か所（40.3%）と最も多く、次に「6人」が 16 か所（25.8%）となっていた。なお、構成員の人数の平均は約 6.1 人であった。

検証組織の構成員の職種、所属等については、「大学等の教育研究機関の教員・研究者^{注8)}」「医師^{注9)}」「弁護士」が9割以上の地方公共団体で委嘱されており、次いで「児童福祉施設関係（協議会等を含む。）」（46.8%）、「民生児童委員・児童委員（協議会等を含む。）」（32.3%）であった。「その他」については、臨床心理士・公認心理師等や社会福祉士、教育関係者、社会的養護経験者、カウンセラー等であった。

委嘱されている「大学等の教育研究機関の教員・研究者」の専門については、「児童福祉分野」が 35 か所（61.4%）と最も多く、次いで「心理部門（児童心理、臨床心理を含む）」が 24 か所（42.1%）、「社会福祉分野」23 か所（40.4%）であった。

また、「医師」の専門については、「小児科医」が 46 か所（76.7%）と最も多く、次いで「精神科医」が 20 か所（33.3%）、「児童精神科医」が 19 か所（31.7%）であった。

表 121 検証委員の人数

人数	地方公共団体数	構成割合
4人	3	4.8%
5人	25	40.3%
6人	16	25.8%
7人	7	11.3%
8人	6	9.7%
9人	3	4.8%
10人	1	1.6%
11人	1	1.6%
計	62	100.0%

平均 6.1 人

注8) 医師、保健・公衆衛生関係の教員、研究者を除く。以下同じ。

注9) 大学等の研究教育機関の医師を含み、保健・公衆衛生の医師を除く。以下同じ。

表 122 検証委員の内訳（複数回答）

区分	地方公共団体数(62 か所)	構成割合
大学等の教育研究機関の教員・研究者	57	91.9%
医師	60	96.8%
弁護士	61	98.4%
児童福祉施設関係(協議会等を含む。)	29	46.8%
民生児童委員・児童委員(協議会等を含む。)	20	32.3%
保健・公衆衛生関係	8	12.9%
児童相談所関係	3	4.8%
保育所関係(保育協議会等を含む。)	8	12.9%
社会福祉協議会	3	4.8%
小学校・中学校の校長会	6	9.7%
家庭裁判所関係(調査官等)	0	0.0%
里親会	5	8.1%
警察	2	3.2%
配偶者暴力相談支援センター	0	0.0%
母子寡婦福祉連合会	3	4.8%
その他	18	29.0%

表 123 教員・研究者の専門分野（複数回答）

教員・研究者の専門分野	地方公共団体数(57 か所)	構成割合
児童福祉分野	35	61.4%
社会福祉分野	23	40.4%
心理部門(児童心理、臨床心理を含む)	24	42.1%
教育部門	9	15.8%
保育部門	2	3.5%
看護・保健分野	16	28.1%
その他	3	5.3%

表 124 「医師」の専門分野（複数回答）

区分	地方公共団体数(60か所)	構成割合
小児科医	46	76.7%
児童精神科医	19	31.7%
産婦人科医	3	5.0%
精神科医	20	33.3%
法医学(監察医、解剖医含む)	1	1.7%
保健・公衆衛生関係	1	1.7%
その他	2	3.3%

(2) 地方公共団体が行う検証の実施状況

① 令和2年度に地方公共団体が把握したこども虐待による死亡事例

令和2年度にこども虐待による死亡事例を把握した地方公共団体は、28か所(37.8%)であり、そのうち、5例以上を把握した地方公共団体は4か所(14.3%)であった。把握した事例数が最も多い地方公共団体では、8事例を把握していた。全体の事例数は64事例であった。

表 125 令和2年度のこども虐待による死亡事例の有無

区分	地方公共団体数	構成割合
事例があった	28	37.8%
事例はない	46	62.2%
計	74	100.0%

表 126 地方公共団体当たりの事例数

区分	地方公共団体数	構成割合
1例	14	50.0%
2例	5	17.9%
3例	4	14.3%
4例	1	3.6%
5例以上	4	14.3%
不明	1	3.6%
計	28	100.0%

② 地方公共団体による検証の実施状況

令和2年度に把握したこども虐待による死亡事例の検証の実施状況は、「検証していない」地方公共団体は10か所(35.7%)、「検証した」地方公共団体は5か所(17.9%)、「複数事例のうち一部検証した／一部検証中」事例がある地方公共団体は7か所(25.0%)、「検証中」の事例がある地方公共団体は4か所(14.3%)であった。

「検証していない」理由(複数回答)としては、「行政機関が関わった事例ではないため」が約6割を占めており、「その他」の中には、「検討中」「複数事例の検証を同時に行うことが困難」等があった。

また、心中以外の虐待死の事例のうち「検証していない事例」で、かつ、「児童相談所又は市区町村(虐待対応担当部署)の関与事例」は4例であった。一方、心中による虐待死事例(未遂含む)のうち「検証していない事例」で、かつ、「児童相談所又は市区町村(虐待対応担当部署)の関与事例」は1例であった。

また、検証の際の関係者へのヒアリングについて、「ヒアリングした」は12例(63.2%)、「ヒアリングしていない」は7例(36.8%)であった。

ヒアリングしていない理由としては、「情報が揃っていたため」が2例(28.6%)、「その他」が5例(71.4%)であった。「その他」については、「いずれの機関の関与もなかったため」といったことがあげられていた。

その他、現地視察の実施については、「実施していない」は19例(100.0%)であった。

表 127 地方公共団体による検証状況

区分	地方公共団体数	構成割合
検証していない	10	35.7%
複数事例のうち一部検証した／一部検証中である	7	25.0%
検証した	5	17.9%
検証中である	4	14.3%
検証予定	2	7.1%
計	28	100.0%

表 128 検証していない理由（複数回答）

区分	検証していない事例数(34例)	構成割合
行政機関が関わった事例ではないため	21	61.8%
裁判中のため	2	5.9%
その他	14	41.2%

表 129 地方公共団体による検証状況と児童相談所等の関与状況

区分	心中以外の虐待死	心中による虐待死(未遂を含む)	計
検証していない事例	21	13	34
うち、児童相談所又は市区町村(虐待対応担当部署)の関与事例	4	1	5
検証した事例	15	4	19
うち、児童相談所又は市区町村(虐待対応担当部署)の関与事例	7	4	11
検証中の事例	9	2	11
うち、児童相談所又は市区町村(虐待対応担当部署)の関与事例	3	0	3
計	45	19	64

表 130 検証した事例の中で、検証の際、関係者のヒアリングの有無

区分	検証事例数	構成割合
ヒアリングしていない	7	36.8%
ヒアリングした	12	63.2%
計	19	100.0%

表 131 検証した事例の中で、検証の際、ヒアリングしていない理由（複数回答）

区分	検証事例数(7例)	構成割合
情報が揃っていたため	2	28.6%
時間的制約のため	0	0.0%
予算がない	0	0.0%
その他	5	71.4%

その他：いずれの機関の関与もなかったため

表 132 検証した事例の中で、現地視察の実施の有無

区分	検証事例数	構成割合
実施していない	19	100.0%
実施した	0	0.0%
計	19	100.0%

③ 地方公共団体における検証報告書数

令和2年度に把握したこども虐待による死亡事例について、9か所の地方公共団体が検証を行い、作成した検証報告書数は19報告書であった。第18次報告における13地方公共団体、29報告書と比較すると、検証を実施した地方公共団体は4か所減少している。

表 133 地方公共団体による検証報告書数

検証事例数	地方公共団体数	計
1	6	6
2	1	2
3	1	3
8	1	8
計	9	19

④ 地方公共団体による検証にかかった期間

地方公共団体が令和2年度に把握したこども虐待による死亡事例について、地方公共団体が行った検証にかかった期間は、「12か月以上」が11事例（57.9%）で最も多く、最短では「4か月」、最長では「20か月」かかっており、平均では11.5か月であった。

表 134 検証にかかった期間

区分	検証事例数	構成割合
4か月	4	21.1%
5か月	0	0.0%
6か月	1	5.3%
7か月	3	15.8%
8か月	0	0.0%
9か月	0	0.0%
10か月	0	0.0%
11か月	0	0.0%
12か月以上	11	57.9%
不明	1	5.3%
計	19	100.0%

平均 11.5 か月

⑤ 地方公共団体による検証における支障の有無

地方公共団体が令和2年度に把握したこども虐待による死亡事例について、地方公共団体が行った検証19報告において、検証における支障が「ない」とした検証報告書は13報告(68.4%)であり、支障が「あり」とした検証報告書は6報告(31.6%)であった。

また、支障が「あり」としたその内容は、「関係機関の関与がなく情報がない」が5報告(83.3%)と最も多かった。

表 135 検証における支障の有無

区分		検証事例数 (19例)	構成割合
支障はない		13	68.4%
支障あり		6	31.6%
内訳 (複数回答)	医療機関から情報が得られない	0	0.0%
	警察から情報が得られない	1	16.7%
	家庭裁判所から情報が得られない	0	0.0%
	保育所等から情報が得られない	0	0.0%
	学校から情報が得られない	0	0.0%
	時間が経っており関係資料がない	1	16.7%
	関係機関の関与がなく情報がない	5	83.3%
	その他	0	0.0%

⑥ 地方公共団体の検証報告書の周知方法

令和2年度に把握したこども虐待による死亡事例について、地方公共団体による検証報告書の周知方法は、第18次報告と同様、関係部署や関係機関への配布や研修・会議での使用のほか、ホームページへ掲載し、広く一般向けに周知を行っていた。

また、「関係者への研修・会議で使用」の際の関係者は児童相談所、市区町村が多くあげられていた。

表 136 検証報告書の周知方法（複数回答）

区分	検証事例数(19例)	構成割合
関係部署へ配布	18	94.7%
関係機関へ配布	19	100.0%
要保護児童対策地域協議会にて配布	8	42.1%
記者発表	6	31.6%
ホームページへ掲載	18	94.7%
広報誌へ掲載	0	0.0%
関係者への研修・会議で使用	13	68.4%
フォーラム・住民向け会議を開催	0	0.0%
その他	0	0.0%

表 137 検証報告書の周知方法「関係者への研修・会議で使用」における関係者（複数回答）

区分	検証事例数(13例)	構成割合
児童相談所	7	53.8%
市区町村	11	84.6%
福祉事務所	2	15.4%
家庭児童相談室	4	30.8%
児童委員・民生児童委員	0	0.0%
保健所	0	0.0%
保育所・認定こども園・幼稚園	0	0.0%
学校	0	0.0%
教育委員会	1	7.7%
医療機関	4	30.8%
警察	2	15.4%
配偶者暴力相談支援センター	0	0.0%
その他	1	7.7%
不明	1	7.7%

⑦ 地方公共団体の検証報告の提言に対する対応の有無

令和2年度に把握したこども虐待による死亡事例について、地方公共団体が行った検証においてなされた提言については、「対応していない」自治体は0か所で、すべての自治体で対応があった。

表 138 検証報告の提言に対する対応の有無

区分	検証事例数	構成割合
対応していない	0	0.0%
今年度対応予定	0	/
次年度対応予定	0	
時期は未定だが対応予定	0	
対応の予定はない	0	
一部対応している	4	21.1%
全て対応している	15	78.9%
計	19	100.0%

⑧ 地方公共団体の検証報告の提言に対する取組状況の公表の有無

令和2年度に把握したこども虐待による死亡事例について、検証報告の提言を「一部対応している」および「全て対応している」19事例のうち、提言の取組状況を「公表した」検証報告書は0例であった。

表 139 検証報告の提言に対する取組状況の公表の有無

区分	検証事例数	構成割合
公表していない	19	100.0%
公表した	0	0.0%
内訳 (複数回答)		/
記者発表	0	
ホームページへ掲載	0	
その他	0	
計	19	100.0%

⑨ 検証していない事例について

令和2年度に把握したこども虐待による死亡事例は64例で、うち地方公共団体が検証を行っていない事例は34例あり、「心中以外の虐待死」は21例、「心中による虐待死（未遂を含む）」は13例であった。

地方公共団体が検証を行っていない34例において、関係機関の関与については、「いずれの機関も関与なし」は28例、「市区町村（虐待対応担当部署）」は5例となっている。

検証していない理由は、「行政機関が関わった事例ではないため」が21例であった。「その他」として、「検討中」「必要な情報が得られない」等があった。

表 140 検証をしていない事例について、心中（未遂を含む）・心中以外の虐待死の別

区分	事例数(34例)	構成割合
心中による虐待死(未遂を含む)	13	38.2%
心中以外の虐待死	21	61.8%
計	34	100.0%

表 141 検証していない事例について、関係機関の関与（複数回答）

区分	事例数(34例)	構成割合
児童相談所	3	8.8%
市区町村(虐待対応担当部署)	5	14.7%
その他	3	8.8%
いずれの機関も関与なし	28	82.4%

表 142 検証していない理由（複数回答）

区分	事例数(34例)	構成割合
行政機関が関わった事例ではないため	21	61.8%
裁判中のため	2	5.9%
その他	14	41.2%

(3) 国の検証報告の活用状況

国の検証報告である第17次報告について、公表から1年を経過した後の活用状況について調査を行った。

① 第17次報告の周知

9か所を除く65か所(87.8%)で「関係部署へ配布」されており、次いで「関係機関への配布」が62か所(83.8%)で行われていた。

また、配布している関係機関先については、「福祉事務所」「家庭児童相談室」「保健所」が多く挙げられていた。

表 143 第17次報告の周知先(複数回答)

区分	地方公共団体数(74か所)	構成割合
関係部署へ配布	65	87.8%
関係機関へ配布	62	83.8%
要保護児童対策地域協議会にて配布	14	18.9%
ホームページへ掲載	0	0.0%
広報誌へ掲載	0	0.0%
関係者への研修・会議で使用	20	27.0%
その他	6	8.1%
不明	1	1.4%

表 144 「関係機関へ配布」の関係機関(複数回答)

区分	地方公共団体数(62か所)	構成割合
福祉事務所	45	72.6%
家庭児童相談室	40	64.5%
児童委員・民生児童委員	6	9.7%
保健所	31	50.0%
保育所・認定こども園・幼稚園	4	6.5%
学校	4	6.5%
教育委員会	22	35.5%
医療機関	11	17.7%
配偶者暴力相談支援センター	10	16.1%
警察	10	16.1%
その他	29	46.8%

② 第17次報告の提言を踏まえての取組状況

第17次報告の提言を踏まえての取組状況については、地方公共団体の約7割以上が提言について、「既に対応済み」又は「取り組んだ」と回答した状況であった。特に提言「A2. 妊婦やパートナーに対する妊娠・出産・避妊に関する情報提供の取組の有無」「A4. 特定妊婦に対する市区町村母子保健担当部署等と、市区町村虐待対応担当部署や児童相談所等が連携した支援にかかる取組の有無」「B1. 精神保健福祉士や精神保健福祉担当部署の保健師などの専門職の活用にかかる取組の有無」「B2. 医療機関との連携及び関係機関と協働した支援、関係機関間における具体的な対応方針の事前共有にかかる取組の有無」「C1. 関係機関間で見守る場合の見守り内容及び方針の明確化など認識の統一の徹底にかかる取組の有無」「D1. 一時保護解除・施設退所等に向けた、一時保護中・入所中からの要対協登録等と継続支援についての取組の有無」「D2. 援助の必要性等に関するアセスメント時のこどもの意見の聴取の取組の有無」「E1. 家庭の居所や生活実態の把握ができない場合、市区町村虐待対応担当部署や児童相談所等が連携した把握・対応の有無」については、9割以上の地方公共団体が「既に対応済み」もしくは「第17次報告公表後に取り組んだ」と回答していた。

一方で、提言に取り組んでいない共通の理由として、「A4. 特定妊婦に対する市区町村母子保健担当部署等と、市区町村虐待対応担当部署や児童相談所等が連携した支援にかかる取組の有無」や「B2. 医療機関との連携及び関係機関と協働した支援、関係機関間における具体的な対応方針の事前共有にかかる取組の有無」では「取り組んでいない」地方公共団体の約半数で「予算がない」が挙げられている。また、取り組んでいない「その他」の理由としては、多くの提言で「人員や委託先の問題、個別対応している」が挙げられていたが、「検討中」との回答も多くあった。

「第17次報告公表後に取り組んだ」の構成割合に着目すると、「A6. 「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」との連携強化にかかる取組の有無」が17.6%と最も高くなっている。

表 145 第 17 次報告の提言に対する取組

(A. 妊娠期から支援を必要とする養育者への支援の強化)

区分	地方公共団体総数	2021年9月30日以前に既に対応済み		第17次報告公表後(2021年10月1日以降)取り組んだ		取り組んでいない					不明	
		地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	取り組んでいない理由(複数回答)			地方公共団体数	構成割合
								予算がない	得られない	組織の合意が その他		
A1. 「若年者や外国人にも届きやすい妊娠・出産や経済的支援等に関する情報発信等、有効なアプローチ法の検討の有無」	74	62	83.8%	2	2.7%	9	12.2%	4	1	4	1	1.4%
A2. 「妊婦やパートナーに対する妊娠・出産・避妊に関する情報提供の取組の有無」	74	67	90.5%	1	1.4%	5	6.8%	2	0	3	1	1.4%
A3. 「予期しない妊娠や子育てに関する相談がしやすいSNS等の活用等も含めた相談支援体制整備の検討について取組の有無」	74	54	73.0%	3	4.1%	16	21.6%	5	1	13	1	1.4%
A4. 「特定妊婦に対する市区町村母子保健担当部署等と、市区町村虐待対応担当部署や児童相談所等が連携した支援にかかる取組の有無」	74	64	86.5%	3	4.1%	6	8.1%	3	2	2	1	1.4%
A5. 「民間団体等と連携の上、母の生活圏における情報提供を可能とするアウトリーチ型支援等の取組の有無」	74	48	64.9%	6	8.1%	19	25.7%	8	2	11	1	1.4%
A6. 「「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」との連携強化にかかる取組の有無」	74	52	70.3%	13	17.6%	8	10.8%	1	1	6	1	1.4%

その他の理由：

- A1 検討中、今後検討予定
- A2 検討中、今後検討予定
- A3 検討中、今後検討予定、相談対応する体制整備ができていない、実施可能な委託先施設がない 等
- A4 検討中、今後検討予定
- A5 検討中、今後検討予定、実施可能な委託先団体がない 等
- A6 検討中、今後検討予定、今後取組の推進を図る 等

表 146 第 17 次報告の提言に対する取組

(B. 精神疾患等により養育支援が必要と判断される養育者への対応)

区分	地方公共団体総数	2021年9月30日以前に既に対応済み		第17次報告公表後(2021年10月1日以降)取り組んだ		取り組んでいない					不明	
		地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	取り組んでいない理由(複数回答)			地方公共団体数	構成割合
								予算がない	得られない 組織の合意が	その他		
B1.「精神保健福祉士や精神保健福祉担当部署の保健師などの専門職の活用にかかる取組の有無」	74	65	87.8%	2	2.7%	6	8.1%	2	1	2	1	1.4%
B2.「医療機関との連携及び関係機関と協働した支援、関係機関間における具体的な対応方針の事前共有にかかる取組の有無」	74	69	93.2%	0	0.0%	4	5.4%	2	1	1	1	1.4%

その他の理由：

B1 検討中、検討に至っていない

B2 検討中

表 147 第 17 次報告の提言に対する取組

(C. 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化)

区分	地方公共団体総数	2021年9月30日以前に既に対応済み		第17次報告公表後(2021年10月1日以降)取り組んだ		取り組んでいない					不明	
		地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	取り組んでいない理由(複数回答)			地方公共団体数	構成割合
								予算がない	得られない 組織の合意が	その他		
C1.「関係機関間で見守る場合の見守り内容及び方針の明確化など認識の統一の徹底にかかる取組の有無」	74	68	91.9%	1	1.4%	4	5.4%	1	1	2	1	1.4%
C2.「民間の支援事業者を活用した支援の取組の有無」	74	61	82.4%	4	5.4%	8	10.8%	3	2	4	1	1.4%

その他の理由：

C1 検討中、個別事例に応じて個別ケース検討会議等において協議・対応している

C2 検討中、今後検討予定、民間との個人情報の取り扱い等の課題がある 等

表 148 第 17 次報告の提言に対する取組

(D. 一時保護実施・解除時、施設入所・退所時、里親委託・解除時等の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施)

区分	地方公共団体総数	2021年9月30日以前に既に対応済み		第17次報告公表後(2021年10月1日以降)取り組んだ		取り組んでいない					不明	
		地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	取り組んでいない理由(複数回答)			地方公共団体数	構成割合
								予算がない	得られない 組織の合意が	その他		
D1.「一時保護解除・施設退所等に向けた、一時保護中・入所中からの要対協登録等と継続支援についての取組の有無」	74	66	89.2%	1	1.4%	6	8.1%	0	2	4	1	1.4%
D2.「援助の必要性等に関するアセスメント時のこどもの意見の聴取の取組の有無」	74	61	82.4%	6	8.1%	6	8.1%	0	0	6	1	1.4%
D3.「保護者支援プログラム活用にに向けた体制整備にかかる取組の有無」	74	60	81.1%	2	2.7%	11	14.9%	2	0	9	1	1.4%

その他の理由：

- D1 検討中、各地区の要対協による、事例ごとに要否を判断し必要に応じ継続支援を行っている 等
- D2 検討中、こどもの意見を聞きながらアセスメントを実施しているが決まった手法はない 等
- D3 検討中、今後検討予定、個別にプログラムの実施をしている、連携できる外部実施機関がない 等

表 149 第 17 次報告の提言に対する取組

(E. 乳幼児健康診査未受診等や居所の実態が把握できない子ども・家庭に対する虐待予防の視点をもった支援の実施)

区分	地方公共団体総数	2021年9月30日以前に既に対応済み		第17次報告公表後(2021年10月1日以降)取り組んだ		取り組んでいない					不明	
		地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	取り組んでいない理由(複数回答)			地方公共団体数	構成割合
								予算がない	得られない 組織の合意が	その他		
E1.「家庭の居所や生活実態の把握ができない場合、市区町村虐待対応担当部署や児童相談所等が連携した把握・対応の有無」	74	71	95.9%	0	0.0%	2	2.7%	0	1	1	1	1.4%

その他の理由：検討中

7 これまでの児童虐待防止対策の経緯と本報告の課題と提言

※○：児童福祉法の内容 ◇：児童虐待防止法の内容

	<p>平成 12 年 児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）の成立（平成 12 年 11 月施行）</p> <p>◇ 児童虐待の定義（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待）</p> <p>◇ 住民の通告義務</p> <p style="text-align: right;">等</p>
	<p>平成 16 年 児童虐待の防止等に関する法律（一部を除き平成 16 年 10 月施行）</p> <p>平成 16 年 児童福祉法の一部を改正する法律（平成 16 年 12 月 3 日以降順次施行）</p> <p>◇ 児童虐待の定義の見直し（同居人による虐待を放置をネグレクトと定義。児童が DV を目撃することを心理的虐待と定義）</p> <p>◇ 通告義務の範囲の拡大（虐待を受けたと思われる場合も対象）</p> <p>○ 市町村の役割の明確化（相談対応を明確化し虐待通告先に追加）</p> <p>○ 要保護児童対策地域協議会の法定化</p> <p style="text-align: right;">等</p>
第 1 次	<p>公表：平成 17 年 4 月</p> <p>検証対象：平成 15 年 7 月 1 日から同年 12 月末日までの児童虐待による死亡事例として厚生労働省が把握している 24 件（25 人死亡）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 関係機関における組織的対応に関する問題 2. 援助の方針と姿勢に関する問題 3. アセスメントと援助計画の設定に関する問題 4. 組織的進捗管理に関する問題 5. 児童相談所と福祉施設の連携に関する問題 6. 医療機関の認識と対応に関する問題 7. 市町村虐待防止ネットワークに関する問題
第 2 次	<p>公表：平成 18 年 3 月</p> <p>検証対象：平成 16 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日の間に子ども虐待による死亡事例として厚生労働省が把握した 53 事例（58 人）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 妊娠期からの虐待予防の重要性 2. 虐待の認識及び要支援家庭の判断力の向上 3. 子どもの安全確認とアセスメント力の向上 4. 関係機関の連携と事例の進行管理及び危機意識の共有 5. 在宅支援サービスの整備を含めた各種社会資源の活用 6. 医療機関の役割の重要性 7. 地方公共団体における検証の現状と課題
第 3 次	<p>公表：平成 19 年 6 月</p> <p>検証対象：平成 17 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日の間に子ども虐待による死亡事例として厚生労働省が把握した合計 70 例（86 人/心中以外の事例 51 例（56 人）、心中事例 19 例（30 人））</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 関係機関の連携 2. 妊娠・出産期の相談支援 3. 精神障害・産後うつへの対応 4. 安全確認・リスクアセスメント 5. 心中事例への対応 6. 親子分離の対応 7. 転居ケースへの対応 8. 残されたきょうだいへの対応
	<p>平成 19 年 児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 20 年 4 月施行）</p> <p>◇ 児童の安全確認義務</p> <p>◇ 出頭要求・再出頭要求、立入調査等の強化</p>

	<p>◇ 保護者に対する面会・通信等の制限の強化 ◇ 保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化 ○ 要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化</p>	等
第4次	<p>公表：平成20年3月 検証対象：平成18年1月1日から同年12月31日の間に子ども虐待による死亡事例として都道府県を通じて厚生労働省が把握した合計100例（126人/心中以外の事例52例（61人）、心中事例48例（65人））</p>	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 関係機関の連携 2. 通告・相談体制に関する課題 3. アセスメントに関する課題 4. 虐待者への対応に関する課題 5. 施設入所措置解除後の対応に関する課題 6. 残されたきょうだいへの対応に関する課題 7. 地方公共団体における検証に関する課題 	
	<p>平成20年 児童福祉法等の一部を改正する法律（一部を除き平成21年4月施行）</p> <p>○ 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等子育て支援事業の法的化及び努力義務化 ○ 要保護児童対策地域協議会の機能強化 ※協議対象を要支援児童、その他保護者、特定妊婦に拡大 ○ 里親制度の改正等家庭的養護の拡充 ○ 被措置児童等に対する虐待の対応の明確化</p>	等
第5次	<p>公表：平成21年7月 検証対象：平成19年1月1日から平成20年3月31日の間に子ども虐待による死亡事例として厚生労働省が把握した事例115例（142人/心中以外の事例73例（78人）、心中（未遂を含む）事例42例（64人））</p>	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 発生予防に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭の早期発見と必要な支援を適切に行う方策の確立 ・望まない妊娠について悩む者への相談体制の充実 2. 早期発見・早期対応に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関及び住民が虐待の疑いを持ったときの通告の徹底 3. 初期介入に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・安全確認の徹底 ・迅速かつ的確な情報収集とアセスメント ・介入的アプローチの積極的活用 4. 保護・支援に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・再アセスメントの重要性の再認識 ・虐待を受けた子どものきょうだいへの対応の徹底 ・保護者への虐待告知 5. 児童相談体制に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談体制の充実 6. 関係機関の連携に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所、市町村、学校及び警察等との連携 ・子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の有効的な活用 7. 地方公共団体における検証に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・検証の実施等について 	

第 6 次	<p>公表：平成 22 年 7 月 検証対象：平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までで子ども虐待による死亡事例として厚生労働省が把握した事例 107 例（128 人/心中以外的事例 64 例（67 人）、心中事例 43 例（61 人））</p>
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 発生予防に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・望まない妊娠や計画しない妊娠を予防するための方策と、望まない妊娠について悩むものへの相談体制の更なる充実 2. 通告についての広報・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの虐待に気づいたときの通告について、住民に対して広告・啓発 3. 虐待の気付き・発見 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭状況に関する情報の記録と、記録者以外を加えた対応検討の実施 ・乳幼児健康診査未受診者への対応 ・医療機関から虐待の通告があった場合の対応 4. 通告・相談があった場合の対応（情報収集の方法） <ul style="list-style-type: none"> ・子どもから得た情報を、そのまま保護者に確認することの厳禁 5. 情報収集とアセスメント <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント実施のために、きょうだい、家族の成育歴、養育環境、DVの有無等の家庭内の状態を確認できる情報の収集 6. 入所措置解除、再一時保護とアセスメント <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の執拗な引き取り要求や、保護者が形式的に保護者指導を受けている場合の慎重な家庭復帰判断の実施 ・家庭復帰に向けた援助の過程で虐待が疑われる状況が発生した場合のアセスメントと、必要に応じた家庭復帰の延期、中断、再一時保護の実施 7. 転居に伴う要支援ケースの移管、引き継ぎ <ul style="list-style-type: none"> ・要支援家庭が転居した場合の地方公共団体間でのケース移管、引き継ぎ、連絡等の徹底 8. 乳幼児健診が医療機関委託となっている場合の連携 <ul style="list-style-type: none"> ・健診の委託先医療機関が育児不安等のリスクを把握した際に、保健センター等が情報提供を受けられるような事前の連携の強化 9. 子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の効果的な活用 10. 子ども虐待に対応する職員に対する研修の着実な実施 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども虐待に対応する職員に対する研修の着実な実施 ・都道府県職員と市町村職員等に対する研修の合同実施 11. 地方公共団体における検証 <ul style="list-style-type: none"> ・検証の方法 ・提言された事項の履行、進捗状況の確認
第 7 次	<p>公表：平成 23 年 7 月 検証対象：平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までで子ども虐待による死亡事例として厚生労働省が把握した事例 77 例（88 人/心中以外的事例 47 例（49 人）、心中事例 30 例（39 人）） 特集：0 日・0 か月児の死亡事例についての検証</p>
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 妊娠・出産期を含めた早期からの相談・支援体制 <ul style="list-style-type: none"> ・望まない妊娠について相談できる体制の充実と経済的支援制度、里親・養子縁組制度の更なる周知、各機関の連携体制の整備 ・妊娠期からの養育支援を必要とする家庭に対する連携体制の整備の促進 2. 発生及び虐待の深刻化を予防するための子育て支援体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・養育支援を必要とする家庭の把握、早期からの充実した支援を可能とするための保健機関（母子保健担当部署等）の質の向上と体制整備 ・養育支援訪問事業等の活用による妊娠、出産早期からの支援体制の整備

	<p>3. 児童相談所の体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の職員の質の確保と虐待対応の中心的機関としての体制整備 <p>4. 早期発見につなげる体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育機関・教育機関等に所属していない家庭の孤立防止と相談や支援につながる体制の整備 ・通告義務。通告先等についての広報・啓発の一層の充実 <p>5. 措置解除時の十分なアセスメントと措置解除後の関係機関の連携の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所における措置解除の判断に係るアセスメント力の向上と家庭復帰後の関係機関による支援体制の整備 <p>6. 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を活用した関係機関の連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会の活用促進と調整機関のマネジメント機能の強化 <p>7. 地方公共団体における検証の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待対応における体制の問題及び虐待の発生要因を踏まえた具体的な提言と提言に対する取組の事後の評価の実施
	<p>平成 23 年 民法等の一部を改正する法律（児童福祉法の改正）（一部を除き平成 24 年 4 月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 施設長等の権限と親権との関係の明確化 <input type="radio"/> 里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者がいない場合の児童相談所長の親権代行 <input type="checkbox"/> 2年以内の期間に限って親権の低姿制度の新設（民法） <input type="checkbox"/> 法人又は複数の未成年後見人の許容（民法） <input type="checkbox"/> 子の監護及び教育が子の利益のためにされるべきことを明確化（民法） <input type="checkbox"/> 離婚後の子の監護に関する事項の定めとして面会交流等を明示（民法） <p style="text-align: right;">等</p>
第 8 次	<p>公表：平成 24 年 7 月</p> <p>検証対象：平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までで子ども虐待による死亡事例として厚生労働省が把握した事例 82 例（98 人/心中以外の事例 45 例（51 人）、心中事例 37 例（47 人））</p> <p>特集：0 歳児の心中以外の虐待死事例の検証</p>
	<p>1. 養育支援を必要とする家庭への早期からの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・望まない妊娠について相談できる体制の充実及び周知、経済的支援制度、里親・養子縁組制度等の周知、各機関の連携の強化 ・妊娠期・出産後早期から養育支援を必要とする家庭への医療機関等の関係機関と連携・協働した支援の充実 ・児童虐待や母子保健、精神保健など幅広い知識・技術を基に養育支援を必要とする家庭を把握し、必要に拠じ、児童福祉担当部署等の関係部署につなぎ、連携して支援する体制整備 ・乳幼児健康診査や予防接種等を受けていない家庭等への対応 <p>2. 若年者などへの虐待予防のための広報・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近い将来に親になりうる 10～20 代の若年者などに向けた虐待予防のための広報・啓発 <p>3. 虐待対応機関の体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所と市町村における体制整備 ・児童相談所と市町村における専門性の確保 ・民法・児童福祉法の改正等により拡充されてきた制度の適正かつ有効な活用 <p>4. 通告に関する広報・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通告義務・通告先等についての広報・啓発の一層の充実 <p>5. 居住実態が把握できない子どもの安全確認の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通告があったものの居住実態が把握できない家庭・子どもへの安全確認の確実な実施 <p>6. 市町村と児童相談所の役割分担</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に合わせた市町村と児童相談所との役割分担と連携・協働の強化 7. 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の活性化 ・要保護児童対策地域協議会の活用のための調整機関の機能強化 8. 転居の場合の市町村間の連携 ・養育支援が必要な家庭が転居した場合の確実な連絡と引き継ぎ 9. 医療機関との積極的な連携 ・要保護児童と養育支援が必要な家庭についての市町村や児童相談所と医療機関との積極的な連携・協働 10. 転居事例等の検証における地方公共団体間の協力 ・地方公共団体が行う転居事例等の検証における地方公共団体間の協力
第9次	<p>公表：平成25年7月</p> <p>検証対象：平成23年4月1日から平成24年3月31日までで子ども虐待による死亡事例として厚生労働省が把握した事例85例（99人/心中以外の事例56例（58人）、心中事例29例（41人））</p> <p>特集：0歳児の心中以外の虐待死事例の検証</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 養育支援に関する妊娠期からの相談及び支援体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・望まない妊娠について相談体制の充実及び周知、経済的支援制度、里親・養子縁組制度等の周知と関係機関の連携の強化 ・妊娠期・出産後早期から養育支援を必要とする家庭への医療機関等の関係機関と連携・協働した支援の充実 ・養育支援を必要とする家庭の妊娠期からの把握及び支援のための保健機関（母子保健担当部署）の質の向上と体制整備 ・乳幼児健康診査や予防接種等を受けていない家庭等への対応 2. 養育支援のための子育て支援事業の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・養育支援のための子育て支援事業の周知と活用促進 3. 虐待予防のための広報・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・通告義務・通告先・相談窓口等についての広報・啓発の充実 ・若年者に向けた養育や虐待に関する知識等の広報・啓発 ・家庭や子どもに関わる機関の職員への虐待の早期発見・早期の適切な対応等に関する啓発の促進 4. 虐待対応機関の体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所と市町村における専門性の確保及び体制整備 5. 児童相談所と市町村との役割分担と協働 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に合わせた児童相談所と市町村との役割分担と連携・協働の強化 6. 地域をまたがる（転居）事例の関係機関の連携・協働 <ul style="list-style-type: none"> ・管轄が違う地域の関係機関の連携・協働 ・通告があったものの居住実態が把握できない家庭・子どもに対する安全確認の確実な実施 7. 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を活用した連携の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・措置解除時の関係機関による支援体制の確保 ・要保護児童対策地域協議会の活用促進と調整機関の機能強化 8. 地方公共団体による検証の確実な実施 <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体における検証の対象範囲の拡大 ・児童相談所、市町村など関係機関が関与したすべての事例に対する検証の実施 9. 地域をまたがる（転居）事例における検証の地方公共団体間の協力 <ul style="list-style-type: none"> ・地域をまたがる事例の検証における地方公共団体間の協力 10. 検証報告の積極的な活用 <ul style="list-style-type: none"> ・検証報告の積極的な活用

第 10 次	<p>公表：平成 26 年 9 月 検証対象：平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までで子ども虐待による死亡事例として厚生労働省が把握した事例 78 例（90 人/心中以外の事例 49 例（51 人）、心中事例 29 例（39 人）） 特集：0 日・0 か月児死亡事例について 精神疾患のある養育者における事例について</p>
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 虐待の発生及び深刻化の予防 <ol style="list-style-type: none"> 1) 養育支援に関する妊娠期からの包括的な支援及び支援体制の充実 2) 精神疾患のある養育者等の支援を必要とする家庭に対する相談及び支援体制の強化 3) 虐待の発生予防のための広報・啓発 2. 虐待の早期発見・早期の適切な対応と支援の充実 <ol style="list-style-type: none"> 1) 乳幼児健康診査及び就学時の健康診断未受診等の家庭の把握と対応 2) 居住実態が把握できない児童・家庭に対する要保護児童対策地域協議会を活用したフォロー体制の整備 3. 職員の専門性の確保と資質の向上 <ol style="list-style-type: none"> 1) 市町村職員の児童虐待に対する専門的な知識や相談援助技術の向上 2) 市町村における虐待対応担当部署のコーディネート機能の強化 3) 児童相談所における虐待対応の専門性及び中核的機関としての役割機能の強化 4) 丁寧かつ迅速な相談体制の強化に向けた児童相談所及び市町村（虐待対応担当部署、母子保健担当部署）における人員体制の充実 4. 虐待対応における関係機関の効果的な連携 <ol style="list-style-type: none"> 1) 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の活用の徹底 2) 児童相談所と市町村における専門性を活かした役割分担と連携・協働の徹底 3) 地域をまたがる転居事例に関する地方公共団体間での情報共有の徹底と支援を要する家庭への切れ目のない継続支援の実施 5. 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用 <ol style="list-style-type: none"> 1) 地方公共団体による検証の確実な実施 2) 検証を実施するための効果的な手法 3) 地域をまたがる転居事例における検証の地方公共団体間における協力 4) 検証報告の積極的な活用による虐待死事例の再発防止
第 11 次	<p>公表：平成 27 年 10 月 検証対象：平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までで子ども虐待による死亡事例として厚生労働省が把握した事例 63 例（69 名/心中以外の事例 36 例（36 人）、心中事例 27 例（33 人））</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 虐待の発生及び重篤化の予防 <ol style="list-style-type: none"> 1) 特定妊婦等妊娠期から支援を必要とする養育者の早期把握と切れ目ない支援の強化 2) 乳幼児揺さぶられ症候群の予防に係る周知啓発の着実な実施 3) 体重増加不良や低栄養状態等、身体的に重篤な症状を呈するネグレクト事例への対応 4) 精神疾患のある養育者等の支援を必要とする家庭に対する支援 5) 虐待の発生予防につながる子育て支援サービス等の着実な実施 2. 児童相談所及び市町村職員の専門性の確保と資質向上 <ol style="list-style-type: none"> 1) 虐待のリスク要因等に関するスクリーニングの適切な実施と結果を踏まえた迅速な支援の実施 2) 虐待事例に対するリスクアセスメントの確実な実施 3) 児童相談所及び市町村職員の相談援助技術の向上 3. 虐待対応における関係機関の効果的な連携及び要保護児童対策地域協議会の積極的な活用

	<ul style="list-style-type: none"> 1) 複数の関係機関が関与していた事例における連携のあり方 2) 入所措置解除時の支援体制の整備 3) 要保護児童対策地域協議会の効果的な運営 4. 児童相談所及び市町村職員体制の充実強化 5. 重篤な虐待事例に係る検証の積極的な実施と検証結果の有効活用 7. 虐待事例に対するリスクアセスメントの確実な実施 8. 児童相談所及び市町村職員の相談援助技術の向上 9. 複数の関係機関が関与していた事例における連携のあり方 10. 入所措置解除時の支援体制の整備 11. 要保護児童対策地域協議会の効果的な運営 12. 児童相談所及び市町村職員体制の充実強化 13. 重篤な虐待事例に係る検証の積極的な実施と検証結果の有効活用
第12次	<p>公表：平成28年9月</p> <p>検証対象：平成26年4月1日から平成27年3月31日までで子ども虐待による死亡事例として厚生労働省が把握した事例64例（71人/心中以外の事例43例（44人）、心中事例21例（27人））</p> <p>特集：施設入所等の経験のある子どもの死亡事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応 <ul style="list-style-type: none"> 1) 妊娠期から支援を必要とする養育者の早期把握と切れ目ない支援の強化 2) 養育者等に精神疾患のある家庭に対する支援 3) 医療機関からの情報提供の促進と支援・連携のための体制づくり 4) 学齢期以降の子どもへの支援のための学校等との連携 2. 関係機関の連携及び要保護児童対策地域協議会の積極的な活用 <ul style="list-style-type: none"> 1) 入所措置解除時の支援体制の整備 2) 要保護児童対策地域協議会の効果的な運営 3) 児童相談所及び市町村職員の相談援助技術の向上 3. 児童相談所及び市町村職員によるリスクアセスメントの実施 4. 児童相談所及び市町村職員体制の充実強化 5. 検証の積極的な実施と検証結果の有効活用
	<p>平成28年 児童福祉法等の一部を改正する法律（一部を除き平成29年4月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○◇ 児童福祉法の理念、国・都道府県・市町村の役割の明確化 ○ 市町村・児童相談所の体制強化 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センターの法定化（母子保健法の改正） ・市町村における支援拠点の整備（努力義務） ・要保護児童対策地域協議会の機能強化（専門職の配置等） ・児童相談所設置自治体の拡大（特別区を追加） ・児童相談所への①児童心理司②医師又は保健師③指導・教育担当児童福祉司の配置、弁護士配置又はこれに準じる措置 ○ 都道府県（児童相談所）の業務に、里親支援、養子縁組の相談・支援 ○◇ 満二十歳未満の者への措置等の対象拡大 等
第13次	<p>公表：平成29年8月</p> <p>検証対象：平成27年4月1日から平成28年3月31日までで子ども虐待による死亡事例として厚生労働省が把握した事例72例（84人/心中以外の事例48例（52人）、心中事例24例（32人））</p> <p>特集：疑義事例（虐待による死亡と断定できないと報告のあった事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応 <ul style="list-style-type: none"> 1) 妊娠期から支援を必要とする養育者の早期把握と切れ目のない支援の強化 2) 保護者の養育能力が低いと判断される事例への対応 3) 精神科医との連携 4) 虐待者の配偶者及びパートナーへの対応 2. 検証の積極的な実施と検証結果の有効活用 <ul style="list-style-type: none"> 1) 検証の積極的な実施

	<ul style="list-style-type: none"> 2) 検証結果の有効活用 3. 児童相談所及び市町村職員によるリスクアセスメントの実施と評価 4. 関係機関の連携及び要保護児童対策地域協議会の充実 <ul style="list-style-type: none"> 1) 入所措置解除時の支援体制の整備 2) 要保護児童対策地域協議会の効果的な運営 5. 児童相談所及び市町村職員体制の充実強化及び援助技術の向上
	<p>平成 29 年 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律 (平成 30 年 4 月施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与 ○ 家庭裁判所による一時保護の審査の導入 ◇ 接近禁止命令を行うことができる場合の拡大 <p style="text-align: right;">等</p>
第 14 次	<p>公表：平成 30 年 8 月</p> <p>検証対象：平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までで子ども虐待による死亡事例として厚生労働省が把握した事例 67 例 (77 人/心中以外の事例 49 例 (49 人)、心中事例 18 例 (28 人))</p> <p>特集：若年 (10 代) 妊娠</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 虐待の発生予防及び早期発見 <ul style="list-style-type: none"> 1) 妊娠期から支援を必要とする養育者の早期把握と切れ目のない支援の強化 2) 乳幼児健診未受診等の家庭の把握と対応 3) 精神疾患、身体疾患等により養育支援が必要と判断される養育者への対応 4) 居住実態が把握できない児童・家庭に対するフォロー体制の整備 5) 事故予防をはじめとした育児に関する知識の啓発 2. 関係機関の連携及び適切な引継ぎによる切れ目のない支援 <ul style="list-style-type: none"> 1) 複数の関係機関が関与していた事例における対応 2) 転居事例に関する地方公共団体間での情報共有と継続支援の実施 3) 施設入所中及び退所後の対応 3. 児童相談所及び市町村職員による丁寧なリスクアセスメントの実施と評価 <ul style="list-style-type: none"> 1) 適切なアセスメントの実施と効果の共有 2) 定期的な再評価と組織的なケース管理の実施 4. 市町村及び児童相談所の相談体制の強化と職員の資質向上 <ul style="list-style-type: none"> 1) 体制の充実と強化 2) 相談援助技術の向上 5. 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用 <ul style="list-style-type: none"> 1) 検証の積極的な実施 2) 検証結果の有効活用 3) 転居事例における検証の地方公共団体間の協力
	<p>平成 30 年 7 月 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策 ⇒増加する児童虐待に対応し、子どもの命が失われることがないように、国・自治体・関係機関が一体となって対策に取り組む。緊急的に講ずる対策と合わせ、必要な児童虐待防止対策に対する課題に取り組む。</p> <p>平成 30 年 12 月 児童虐待防止対策体制総合強化プラン (新プラン) ⇒緊急総合対策に基づき、児童相談所及び市町村の体制と専門性の強化を図るため、専門職の大幅な増員等について、2019 年度から 2022 年度までを対象とした計画を策定。</p>
第 15 次	<p>公表：令和元年 8 月</p> <p>検証対象：平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までで子ども虐待による死亡事例として厚生労働省が把握した事例 72 例 (84 人/心中以外の事例 48 例 (52 人)、心中事例 24 例 (32 人))</p> <p>特集：転居</p>

	<ol style="list-style-type: none"> 1. 虐待の発生予防及び早期発見 <ol style="list-style-type: none"> 1) 妊娠期から支援を必要とする養育者の確実な把握と支援の強化 2) 乳幼児健診未受診等の家庭の把握と支援の調整 3) 居住の実態が把握できない子ども・家庭に対するフォロー体制の整備 4) 精神疾患、身体疾患等があり養育支援が必要と判断される養育者への対応 5) 虐待の予防に視点を置いた保護者及び関係機関への知識の啓発 2. 関係機関の連携及び適切な引継ぎによる切れ目のない支援 <ol style="list-style-type: none"> 1) 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化 2) 一時保護実施・解除時、施設入所・退所時、里親委託時の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施 3. 転居情報を把握できる仕組みづくりと地方公共団体での確実な継続支援の実施 <ol style="list-style-type: none"> 1) 転居前後の具体的な情報の共有、転居情報を把握できる仕組みづくりの検討 4. 児童相談所及び市町村職員によるリスクアセスメントの実施と評価 <ol style="list-style-type: none"> 1) 多角的な視点に基づいたアセスメントの実施と結果の共有 2) 関係機関からの情報を活かした組織的な進行管理の実施 5. 市町村及び児童相談所の相談体制の強化と職員の資質向上 <ol style="list-style-type: none"> 1) 専門職の配置も含めた体制の充実と強化 2) 適切な対応につなげるための相談技術の向上 6. 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用 <ol style="list-style-type: none"> 1) 検証の積極的な実施 2) 検証結果の虐待対応への活用
	<p>平成 31 年 2 月 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について</p> <p>⇒児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認の実施、要保護児童等の情報の取扱い ・関係機関の連携に関する新ルールの設定及び児童相談所等の抜本的な体制強化を図る。</p> <p>平成 31 年 3 月 児童虐待防止対策の抜本的強化について</p> <p>⇒児童虐待相談件数の急増等を踏まえ、児童虐待防止対策の抜本的強化を図る。児童虐待を防止するための児童福祉法等の改正法案を提出するとともに、2020 年度予算に向け、さらにその具体化を図る。</p> <p>令和元年 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律 (一部を除き令和 2 年 4 月施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 体罰禁止の法定化 ◇ 児童相談所の体制強化等・設置促進 <ul style="list-style-type: none"> ・介入的対応と保護者支援を行う職員の分離等 ・常時弁護士による助言・指導、医師・保健師の配置 <p>○◇ 関係機関の連携強化</p>
第 16 次	<p>公表：令和 2 年 9 月</p> <p>検証対象：平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までで子ども虐待による死亡事例として厚生労働省が把握した事例 64 例（73 人/心中以外の事例 51 例（54 人）、心中事例 13 例（19 人））</p> <p>特集：「実母がDVを受けている」事例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 虐待の発生予防及び早期発見 <ol style="list-style-type: none"> 1) 妊娠期から支援を必要とする養育者への支援の強化 2) 乳幼児健康診査未受診等や居所の実態が把握できない子ども・家庭に対する虐待予防の視点をもった支援の実施 3) きょうだいへの虐待がみられた家庭への支援 4) 精神疾患等により養育支援が必要と判断される養育者への対応 5) 保護者及び関係機関を対象とした虐待の予防につながる知識の普及・啓発 2. 関係機関の連携及び役割分担による切れ目のない支援 <ol style="list-style-type: none"> 1) 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化 2) 一時保護実施・解除時、施設入所・退所時、里親委託時の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施

	<p>3) 不適切な養育につながる可能性がある事例に対する医療機関退院後の切れ目ない支援の実施</p> <p>3. 要保護児童対策地域協議会対象ケースの転居・転園（校）情報を関係機関間で共有する体制の構築と確実な継続支援の実施</p> <p>4. 母子生活支援入所中の対応と支援</p> <p>5. 児童相談所及び市区町村職員による多角的・客観的なリスクアセスメントの実施と進行管理</p> <p>1) 多角的・客観的なアセスメントの実施</p> <p>2) 関係機関からの情報を活かした組織的な進行管理の実施</p> <p>6. 児童相談所及び市区町村の相談体制の強化と職員の資質向上</p> <p>1) 専門職の配置も含めた相談体制の充実と強化</p> <p>2) 適切な対応につなげるための相談技術の向上</p> <p>7. 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用</p> <p>1) 検証の積極的な実施</p> <p>2) 検証結果の虐待対応への活用</p>
第17次	<p>公表：令和3年8月</p> <p>検証対象：平成31年4月1日から令和2年3月31日までで子ども虐待による死亡事例として厚生労働省が把握した事例72例（78人/心中以外の事例56例（57人）、心中事例16例（21人））</p> <p>特集：「ネグレクト」事例</p> <p>1. 虐待の発生予防及び早期発見</p> <p>1) 妊娠期から支援を必要とする養育者への支援の強化</p> <p>2) 乳幼児健康診査未受診等や居所の実態が把握できない子ども・家庭に対する虐待予防の視点をもった支援の実施</p> <p>3) きょうだいへの虐待がみられた家庭への支援</p> <p>4) 精神疾患等により養育支援が必要と判断される養育者への対応</p> <p>5) 保護者及び関係機関を対象とした虐待の予防につながる知識の普及・啓発</p> <p>2. 関係機関の連携及び役割分担による切れ目のない支援</p> <p>1) 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化</p> <p>2) 一時保護実施・解除時、施設入所・退所時、里親委託・解除時の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施</p> <p>3. 要保護児童対策地域協議会対象ケース等の転居・転園（校）情報を関係機関間で共有する体制の構築と確実な継続支援の実施</p> <p>4. 母子生活支援施設入所中のリスクアセスメントと評価・支援</p> <p>5. 児童相談所及び市町村職員による多角的・客観的なリスクアセスメントの実施と進行管理</p> <p>1) 多角的・客観的なアセスメントの実施</p> <p>2) 関係機関からの情報を活かした組織的な進行管理の実施</p> <p>6. 児童相談所及び市町村の相談体制の強化と職員の資質向上</p> <p>1) 専門職の配置も含めた相談体制の充実と強化</p> <p>2) 適切な対応につなげるための相談技術の向上</p> <p>7. 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用</p> <p>1) 検証の積極的な実施</p> <p>2) 検証結果の虐待対応への活用</p> <p>1. 虐待の発生予防及び早期発見</p>
第18次	<p>公表：令和4年9月</p> <p>検証対象：令和2年4月1日から令和3年3月31日までで子ども虐待による死亡事例として厚生労働省が把握した事例66例（77人/心中以外の事例47例（49人）、心中事例19例（28人））</p> <p>特集：「虐待死に至ってしまった事例の関係機関の関与状況」にかかる集計とまとめ</p>

	<ol style="list-style-type: none"> 1. 虐待の発生予防及び早期発見 <ol style="list-style-type: none"> 1) 妊娠期から支援を必要とする保護者への支援の強化 2) 乳幼児健康診査未受診等や居所の実態が把握できない子ども・家庭に対する虐待予防の視点をもった支援の実施 3) きょうだいへの虐待がみられた家庭への支援 4) 精神疾患等により養育支援が必要と判断される保護者への対応 5) 保護者及び関係機関を対象とした虐待の予防につながる知識の普及・啓発 2. 関係機関の連携及び役割分担による切れ目のない支援 <ol style="list-style-type: none"> 1) 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化 2) 一時保護開始・解除時、施設入所・退所時、里親委託・解除時の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施 3. 要保護児童対策地域協議会対象ケース等の転居・転園（校）情報を関係機関間で共有する体制の構築と確実な継続支援の実施 4. 児童相談所及び市町村職員による多角的・客観的なリスクアセスメントの実施と進行管理 <ol style="list-style-type: none"> 1) 多角的・客観的なアセスメントの実施 2) 関係機関からの情報を活かした組織的な進行管理の実施 5. 児童相談所及び市町村の相談体制の強化と職員の資質向上 <ol style="list-style-type: none"> 1) 専門職の配置も含めた相談体制の充実と強化 2) 適切な対応につなげるための相談技術の向上 6. 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用 <ol style="list-style-type: none"> 1) 検証の積極的な実施 2) 検証結果の虐待対応への活用
	<p>令和4年 児童福祉法等の一部を改正する法律（一部を除き令和6年4月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び児童の拡充 ○ 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上 ○ 社会的養育経験者・障害者入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化 ○ 児童の意見聴取等の仕組みの整備 ○ 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入 ○ 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上 ○ 児童をわいせつ行為から守る環境整備 <p style="text-align: right;">等</p> <p>令和4年9月 児童虐待防止の更なる推進について ⇒全国の児童相談所における虐待相談対応件数が増加を続け、虐待により死亡する事件も後を絶たないことを踏まえ、これまでの取組のフォローアップを行った上で、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けたこどもの自立支援等に至るまで、切れ目のない支援を受けられる体制を構築する。</p> <p>令和4年12月 新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン ⇒児童相談所や市町村の体制強化を計画的に進めるとともに、児童虐待防止対策を更に進めていくため、児童虐待防止対策体制総合強化プランに代わり新たに「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定する。</p>
第19次	<p>公表：令和5年9月</p> <p>検証対象：令和3年4月1日から令和4年3月31日まででこども虐待による死亡事例として厚生労働省が把握した事例68例（74人/心中以外の事例50例（50人）、心中事例18例（24人））</p> <p>特集：「こどもの死亡時に実父母双方と同居している事例とそれ以外の事例の比較」にかかる集計とまとめ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 虐待の発生予防及び早期発見 <ol style="list-style-type: none"> 1) 妊娠期から支援を必要とする保護者への支援の強化 2) 乳幼児健康診査未受診等や状況を確認できないこども・家庭に対する虐待予防の視点をもった支援の実施

	<ul style="list-style-type: none"> 3) きょうだいへの虐待がみられた家庭への支援 4) 精神疾患等により養育支援が必要と判断される保護者への対応 5) こどもと法律上の親子関係がない者が主な加害者となっている場合の対応 6) 保護者及び関係機関を対象とした虐待の予防につながる知識の普及・啓発 7) 児童虐待の早期発見、安全確保等を担うこどもの所属機関としての役割強化 2. 関係機関の連携及び役割分担による切れ目のない支援 <ul style="list-style-type: none"> 1) 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化 2) 一時保護開始、施設入所や里親委託など節目ごとの適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施 3. 要保護児童対策地域協議会対象ケース等の転居・転園（校）情報を関係機関間で共有する体制の構築と確実な継続支援の実施 4. 児童相談所及び市区町村職員による多角的・客観的なリスクアセスメントの実施と進行管理 <ul style="list-style-type: none"> 1) 多角的・客観的なアセスメントの実施 2) 関係機関方の情報を活かした組織的な進行管理の実施 5. 児童相談所及び市区町村の相談体制の強化と職員の資質向上 <ul style="list-style-type: none"> 1) 専門職の配置も含めた相談体制の充実と強化 2) 適切な支援につなげるための相談技術の向上 6. 虐待防止を目的とした「検証」の積極的な実施と検証結果の活用 <ul style="list-style-type: none"> 1) 検証の積極的な実施 2) 検証結果の虐待対応への活用

おわりに

本委員会においては、これまで平成15年7月から令和4年3月までに確認された1,608人(1,385例)の死亡事例について、19次にわたって検証を行い、報告書として取りまとめ公表してきた。

今日までに、児童虐待防止法や児童福祉法の改正により、児童虐待の定義の見直しと通告義務の範囲の拡大、市区町村の役割の明確化や要保護児童対策地域協議会の法定化、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の法定化、親権者等による体罰の禁止の法定化等がされてきた。さらには民法等の一部を改正する法律(平成23年法律第61号)の施行によって、親権の停止制度が創設され、児童相談所長の親権代行規定や児童福祉施設の長による入所中の児童等に対する監護措置の規定の整備等が行われてきた。

これらは、児童虐待の防止等を図り、こどもの権利利益を養護する観点から整備及び充実に取り組みされてきたものであるが、依然として児童虐待による死亡事例が後を絶たない。

平成28年3月10日の社会保障審議会児童部会「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告(提言)」において、「『防げる死』としてのも子ども虐待、事故、自殺による死亡から子どもを守ることは子どもの権利保障として重要であり、亡くなった子どもの死を検証し、それを子どもの福祉に活かすことは、子どもの権利を保障する大人の義務でもある。そのため死亡事例や重大事例の検証は欠かせない。現に、これまでの死亡事例検証により多くのことが明らかになり、施策に繋がってきた。」と提言があったように、児童虐待による死亡事例や重症事例を検証することは虐待の未然防止、さらには、こどもの死を防ぐことに繋がる。

実際の現場では虐待相談対応件数が増加する中であっても、多くの関係者が虐待を受けた子どもたちの安全確保を第一に関わり、虐待に至らないよう養育者に支援するなど、日々懸命な努力がなされている。虐待対応に関係する方々には、本報告の内容に鑑み、他の機関や関係者との連携のあり方等、改めて自らの対応及び自らの組織としての対応について積極的に振り返る機会としていただくことを願う。

最後に、日々、児童虐待防止対策に当たる現場の関係者の方々に心から敬意を表するとともに、本報告が一人でも多くのこどもを児童虐待から守ることに資することを望んでやまない。

**こども家庭審議会児童虐待防止対策部会
児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会**

○委員名簿（第19次報告）

- ◎ 相澤 仁 大分大学福祉健康科学部 教授
大木 幸子 杏林大学保健学部 教授
川並 利治 金沢星稜大学人間科学部 教授
川松 亮 明星大学人文学部 教授
木下 あゆみ 国立病院機構 四国こどもとおとなの医療センター
小児アレルギー科医長 育児支援対策室長
鈴木 浩之 立正大学社会福祉学部 准教授
高橋 温 新横浜法律事務所 弁護士
納米 恵美子 特定非営利活動法人全国女性会館協議会 代表理事
野口 まゆみ 医療法人西口クリニック 婦人科院長
星野 崇啓 さいたま子どものこころクリニック 院長

◎ 委員長

(50音順)
(令和5年9月1日時点)

○委員会開催経過

- ・第104回 令和4年11月4日
- ・第105回 令和4年11月30日
- ・第106回 令和5年1月16日
- ・第107回 令和5年2月16日
- ・第108回 令和5年3月13日
- ・第109回 令和5年5月31日
- ・第110回 令和5年7月5日

○現地調査（ヒアリング調査）経過

- ・令和4年12月26日
- ・令和5年1月5日
- ・令和5年1月6日
- ・令和5年3月1日

集計表一覧

	頁	第 18 次報告における表番号
5 個別調査票による死亡事例の調査結果		
表 1 死亡事例数及び人数(心中以外の虐待死)	109	表1-1-1
表 2 死亡事例数及び人数(心中による虐待死)	110	表1-1-2
表 3 死亡時点のこどもの年齢(心中以外の虐待死)	111	表1-2-1-1
表 4 死亡時点のこどもの年齢(心中による虐待死)	112	表1-2-1-2
表 5 死亡した0歳児の月齢	113	表1-2-1-3
表 6 死因となった主な虐待の種類(心中以外の虐待死)	114	表1-3-1
表 7 死因となった主な虐待の種類「ネグレクト」のうち「転落死」した人数(心中以外の虐待死)	114	
表 8 直接の死因(心中以外の虐待死)	115	表1-3-2-1
表 9 直接の死因(心中による虐待死)	116	表1-3-2-1
表 10 AHT(虐待による乳幼児頭部外傷)(疑いを含む)の医師による診断の有無	117	
表 11 直接の死因「頭部外傷」のうち乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)(疑い含む)の有無	118	表1-3-2-2
表 12 乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)(疑い含む)の具体的事例(年齢順)(第 11 次～第 18 次)	118	表1-3-2-4
表 13 主たる加害者(心中以外の虐待死)	119	表1-3-3-1
表 14 主たる加害者(心中による虐待死)	120	表1-3-3-2
表 15 主たる加害者と死亡したこどもの年齢(心中以外の虐待死)	121	表1-3-3-3
表 16 主たる加害者と死亡したこどもの年齢(心中による虐待死)	122	表1-3-3-4
表 17 死因となった主な虐待の種類と主たる加害者(心中以外の虐待死)	123	表1-3-3-5
表 18 加害の動機(心中以外の虐待死)	124	表1-3-4-1
表 19 加害の動機(心中による虐待死)(複数回答)	125	表1-3-4-2
表 20 妊娠期・周産期の問題 (心中以外の虐待死)(複数回答)	127	表1-4-1-1
表 21 妊娠期・周産期の問題 (心中による虐待死)(複数回答)	128	表1-4-1-2
表 22 乳幼児健康診査の受診の有無	130	表1-4-2-1
表 23 予防接種の有無	130	表1-4-2-2
表 24 乳幼児健康診査の未受診者への対応(複数回答)	131	表1-4-2-3
表 25 こどもの疾患・障害等の有無等(複数回答)	132	表1-4-3-1
表 26 障害ありの場合の手帳の有無	132	表1-4-3-2
表 27 疾患・障害等があったこどもと関係機関の関与状況(複数回答)	133	表1-4-3-3
表 28 こどもの情緒・行動上の問題(複数回答)	134	表1-4-4
表 29 こどもの養育機関・教育機関の所属	135	表1-4-5
表 30 養育者(実母)の心理的・精神的問題等(心中以外の虐待死)(複数回答)	137	表1-5-1-1
表 31 養育者(実母)の心理的・精神的問題等(心中による虐待死)(複数回答)	138	表1-5-1-2
表 32 養育者(実父)の心理的・精神的問題等(心中以外の虐待死)(複数回答)	140	表1-5-1-3
表 33 養育者(実父)の心理的・精神的問題等(心中による虐待死)(複数回答)	141	表1-5-1-4
表 34 虐待通告の有無と通告先(心中以外の虐待死)	142	表1-6-1-1
表 35 虐待通告の有無と通告先(心中による虐待死)	143	表1-6-1-2
表 36 児童相談所の関与状況(心中以外の虐待死)	144	表1-6-2-1

	頁	第 18 次報告における表番号
表 37 児童相談所の関与状況(心中による虐待死)	144	表1-6-2-2
表 38 児童相談所と市区町村(虐待対応担当部署)の関与状況	145	表1-6-2-3
表 39 児童相談所における相談種別(複数回答)	145	表1-6-2-4
表 40 児童相談所における虐待についての認識(心中以外の虐待死)	146	表1-6-2-5
表 41 児童相談所における虐待についての認識(心中による虐待死)	146	表1-6-2-6
表 42 児童相談所におけるリスク判定の定期的な見直し状況(心中以外の虐待死)	147	表1-6-2-7
表 43 児童相談所におけるリスク判定の定期的な見直し状況(心中による虐待死)	147	表1-6-2-8
表 44 児童相談所による最終安全確認の時期	148	表1-6-2-9
表 45 児童相談所による安全確認方法	148	表1-6-2-1
表 46 市区町村(虐待対応担当部署)の関与状況(心中以外の虐待死)	149	表1-6-3-1
表 47 市区町村(虐待対応担当部署)の関与状況(心中による虐待死)	149	表1-6-3-2
表 48 市区町村(虐待対応担当部署)における相談種別(複数回答)	150	表1-6-3-3
表 49 市区町村の相談受付経路(複数回答)	151	表1-6-3-4
表 50 児童相談所と市区町村(虐待対応担当部署)の関与の状況	152	表1-6-4
表 51 その他の関係機関の関与状況(心中以外の虐待死)(不明を除く)	153	表1-6-5-1
表 52 その他の関係機関の関与状況(心中による虐待死)(不明を除く)	155	表1-6-5-2
表 53 児童相談所及び関係機関の関与状況(心中以外の虐待死)	158	表1-6-6-1
表 54 児童相談所及び関係機関の関与状況(心中による虐待死)	158	表1-6-6-2
表 55 関係機関間の連携状況	159	表1-6-7
表 56 関係機関から児童相談所への情報提供(通告を除く)	160	表1-6-8-1
表 57 関係機関から市区町村(虐待対応担当部署)への情報提供(通告を除く)	161	表1-6-8-2
表 58 関係機関から市区町村の母子保健担当部署(保健センター等)への情報提供(通告を除く)	161	表1-6-8-3
表 59 死亡事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の活用状況	162	表1-7-1-1
表 60 要保護児童対策地域協議会の活用状況と死亡事例における関係機関の連携状況(心中以外の虐待死)	163	表1-7-1-2
表 61 要保護児童対策地域協議会の活用状況と死亡事例における関係機関の連携状況(心中による虐待死)	163	表1-7-1-3
表 62 要保護児童対策地域協議会における本事例についての検討会議状況	164	表1-7-2-1
表 63 要保護児童対策地域協議会における本事例についての検討取扱い状況	164	表1-7-2-2
表 64 本事例に関する行政機関内部における検証の実施状況	165	表1-8-1
表 65 第三者による本事例についての検証の実施状況	165	表1-8-2
表 66 0歳児の心中以外の虐待死事例の死亡人数の推移(心中以外の虐待死)	166	表1-9-1-1
表 67 0日・0か月児事例の死亡人数の推移と0歳児の心中以外の虐待死事例における割合	166	表1-9-1-2
表 68 0日・0か月児事例の日齢別死亡人数	166	表1-9-1-3
表 69 0日・0か月児事例の加害者	167	表1-9-2-1
表 70 0日・0か月児事例の加害者	167	表1-9-2-2
表 71 0日・0か月児事例の虐待の種類	168	表1-9-2-3
表 72 妊娠期・周産期の問題と虐待の種類(遺棄)について	168	表1-9-2-4
表 73 0日・0か月児事例における妊娠期・周産期の問題(遺棄)の有無と遺棄された場所	169	表1-9-2-5

	頁	第 18 次報告における表番号
表 74 0日・0か月児事例における直接の死因	170	表1-9-2-7
表 75 0日・0か月児事例が発覚した経緯	171	表1-9-2-8
表 76 0日・0か月児事例における出産場所	172	表1-9-2-9
表 77 0日・0か月児事例における自宅内での出産場所	173	表1-9-2-1
表 78 0日・0か月児事例における実母の年齢	174	表1-9-3-1
表 79 0日・0か月児事例における同居の養育者の状況	175	表1-9-3-3
表 80 0日・0か月児事例における祖父母との同居状況	175	表1-9-3-4
表 81 家計を支えている主たる者	176	表1-9-3-5
表 82 世帯収入の状況	176	表1-9-3-6
表 83 実母の就業状況	177	表1-9-3-7
表 84 0日・0か月児事例における実母の妊娠期・周産期の問題(複数回答)	177	表1-9-3-8
表 85 0日・0か月児事例の実父の状況	178	表1-9-3-9
表 86 0日・0か月児事例の実父の年齢	178	表1-9-3-1
表 87 0日・0か月児事例の関係機関の関与あり	179	表1-9-4
表 88 虐待の加害者が実母であった事例数とそのこどもの死亡人数の推移	180	表1-10-1
表 89 精神疾患のある実母の診断名(疾病、傷害及び死因分類)(複数回答)(第5次報告から第18次報告までの累計)	181	表1-10-2-1
表 90 こどもの死亡時における実母の年齢(精神疾患あり)(第5次報告から第19次報告までの累計)	182	表1-10-2-2
表 91 こどもの死亡時における実母の年齢(精神疾患なし)(第5次報告から第19次報告までの累計)	182	表1-10-2-3
表 92 妊娠期・周産期の問題(精神疾患あり)(第5次報告から第19次報告までの累計)	183	表1-10-2-4
表 93 妊娠期・周産期の問題(精神疾患なし)(第5次報告から第19次報告までの累計)	184	表1-10-2-5
表 94 実母による虐待の類型(精神疾患あり)(第5次報告から第19次報告までの累計)	185	表1-10-3-1
表 95 実母による虐待の類型(精神疾患なし)(第5次報告から第19次報告までの累計)	185	表1-10-3-2
表 96 直接の死因(精神疾患あり)(第5次報告から第19次報告までの累計)	186	表1-10-3-3
表 97 直接の死因(精神疾患なし)(第5次報告から第19次報告までの累計)	187	表1-10-3-4
表 98 年齢別の直接死因(精神疾患あり)(第5次報告から第19次報告までの累計)(心中以外の虐待死)	188	表1-10-3-5
表 99 年齢別の直接死因(精神疾患あり)(第5次報告から第19次報告までの累計)(心中による虐待死)	189	表1-10-3-6
表 100 年齢別の直接死因(精神疾患なし)(第5次報告から第19次報告までの累計)(心中以外の虐待死)	190	表1-10-3-7
表 101 年齢別の直接死因(精神疾患なし)(第5次報告から第19次報告までの累計)(心中による虐待死)	191	表1-10-3-8
表 102 こどもの死亡時の年齢(精神疾患あり)(第5次報告から第19次報告までの累計)	192	表1-10-3-9
表 103 こどもの死亡時の年齢(精神疾患なし)(第5次報告から第19次報告までの累計)	193	表1-10-3-10
表 104 こどもの性別(精神疾患あり)(第5次報告から第19次報告までの累計)	194	表1-10-3-11

	頁	第 18 次報告における表番号
表 105 こどもの情緒・行動上の問題(精神疾患あり)(第5次報告から第 19 次報告までの累計)	195	表1-10-3-12
表 106 こどもの情緒・行動上の問題(精神疾患なし)(第5次報告から第 19 次報告までの累計)	196	表1-10-3-13
表 107 支援者の有無(精神疾患あり)(第5次報告から第 19 次報告までの累計)	197	表1-10-3-14
表 108 支援者の有無(精神疾患なし)(第5次報告から第 19 次報告までの累計)	198	表1-10-3-15
表 109 関係機関の関与(精神疾患あり)(第5次報告から第 19 次報告までの累計)	199	表1-10-4-1
表 110 関係機関の関与(精神疾患なし)(第5次報告から第 19 次報告までの累計)	200	表1-10-4-2
表 111 市区町村関与の状況と虐待の認識(精神疾患あり)(第5次報告から第 19 次報告までの累計)	201	表1-10-4-3
表 112 市区町村関与の状況と虐待の認識(精神疾患なし)(第5次報告から第 19 次報告までの累計)	202	表1-10-4-4
6 地方公共団体における検証等に関する調査結果		
表 113 検証組織の設置状況	206	表2-1-1-1
表 114 検証組織を設置していない理由	207	表2-1-1-2
表 115 検証組織の設置形態	207	表2-1-2
表 116 検証組織の設置要綱の有無	207	表2-1-3
表 117 検証対象の範囲の定め	208	表2-1-4-1
表 118 検証対象の範囲の内容	208	表2-1-4-2
表 119 事務局の設置場所	208	表2-1-5-1
表 120 検証委員の委嘱の有無	208	表2-1-5-2
表 121 検証委員の人数	209	表2-1-6-1
表 122 検証委員の内訳(複数回答)	210	表2-1-6-2
表 123 教員・研究者の専門分野(複数回答)	210	表2-1-6-3
表 124 「医師」の専門分野(複数回答)	211	表2-1-6-4
表 125 令和2年度の子ども虐待による死亡事例の有無	211	表2-2-1-1
表 126 地方公共団体当たりの事例数	211	表2-2-1-2
表 127 地方公共団体による検証状況	212	表2-2-2-1
表 128 検証していない理由(複数回答)	213	表2-2-2-2
表 129 地方公共団体による検証状況と児童相談所等の関与状況	213	表2-2-2-3
表 130 検証した事例の中で、検証の際、関係者のヒアリングの有無	213	表2-2-2-4
表 131 検証した事例の中で、検証の際、ヒアリングしていない理由(複数回答)	213	表2-2-2-5
表 132 検証した事例の中で、現地視察の実施の有無	213	表2-2-2-6
表 133 地方公共団体による検証報告書数	214	表2-2-3
表 134 検証にかかった期間	214	表2-2-4
表 135 検証における支障の有無	215	表2-2-5
表 136 検証報告書の周知方法(複数回答)	216	表2-2-6-1
表 137 検証報告書の周知方法「関係者への研修・会議で使用」における関係者(複数回答)	216	表2-2-6-2
表 138 検証報告の提言に対する対応の有無	217	表2-2-7
表 139 検証報告の提言に対する取組状況の公表の有無	217	表2-2-8

	頁	第 18 次報告における表番号
表 140 検証をしていない事例について、心中(未遂を含む)・心中以外の虐待死の別	218	表2-2-9-1
表 141 検証をしていない事例について、関係機関の関与(複数回答)	218	表2-2-9-2
表 142 検証をしていない理由(複数回答)	218	表2-2-9-3
表 143 第 17 次報告の周知先(複数回答)	219	表2-3-1-1
表 144 「関係機関へ配布」の関係機関(複数回答)	219	表2-3-1-2
表 145 第 17 次報告の提言に対する取組	221	
表 146 第 17 次報告の提言に対する取組	222	
表 147 第 17 次報告の提言に対する取組	222	
表 148 第 17 次報告の提言に対する取組	223	
表 149 第 17 次報告の提言に対する取組	223	

こども虐待による死亡事例等の検証結果等について

こども家庭審議会児童虐待防止対策部会
児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

第19次報告

[＜資料編＞](#)

令和5年9月

集計表一覧

第18次報告 資料編における 表番号	頁	第18次報告 資料編における 表番号
表 1	死亡した子どもの性別（心中以外の虐待死）	1
表 2	死亡した子どもの性別（心中による虐待死）	1
表 3	死亡時点の子ども年齢（心中以外の虐待死）の経年	2
表 4	死亡時点の子ども年齢（心中による虐待死）の経年	3
表 5	死亡時点の子ども年齢（3歳以下）（心中以外の虐待死）	4
表 6	死因となった主な虐待の種類（心中以外の虐待死）の経年	4
表 7	死因となった主な虐待の種類（3歳未満と3歳以上）（心中以外の虐待死）	5
表 8	ネグレクトの種類（心中以外の虐待死）（複数回答）	5
表 9	虐待の種類	5
表 10	直接の死因（3歳未満と3歳以上）（心中以外の虐待死）	5
表 11	確認された虐待の期間	6
表 12	死亡時の虐待以前に確認された虐待の有無（心中以外の虐待死）	6
表 13	死亡時の虐待以前に確認されたネグレクトの内容（心中以外の虐待死）（複数回答）	6
表 14	主たる加害者（心中以外の虐待死）の経年	7
表 15	主たる加害者（心中による虐待死）の経年	8
表 16	主たる加害者（3歳未満と3歳以上）（心中以外の虐待死）	9
表 17	死因となった主な虐待の種類と主たる加害者（心中による虐待死）	9
表 18	加害の動機（心中以外の虐待死）の経年	10
表 19	加害の動機（3歳未満と3歳以上）（心中以外の虐待死）	11
表 20	加害の動機（心中による虐待死）（3歳未満と3歳以上）（複数回答）	11
表 21	妊娠・周産期の問題（心中以外の虐待死）（複数回答）の経年	12
表 22	妊娠・周産期の問題（心中による虐待死）（複数回答）の経年	13
表 23	「予期しない妊娠」計画していない妊娠と関連する妊娠・周産期の問題（心中以外の虐待死）	14
表 24	連続した欠席（休業日を除き連続して7日以上）の有無（死亡の1年程度前から死亡までの期間にみられたものと、その対応）	14
表 25	連続した欠席（休業日を除き連続して7日以上）をどの機関が把握していたのか、その情報をどの機関と共有していたのか	14
表 26	子どもの施設等への入所経験（心中以外の虐待死）（複数回答）	15
表 27	子どもの施設等への入所経験（心中による虐待死）（複数回答）	16
表 28	一時保護及び児童福祉法申立て・措置の有無（第19次報告新規）	16
表 29	養育者の世帯の状況（心中以外の虐待死）	17
表 30	養育者の世帯の状況（心中による虐待死）	17
表 31	祖父母との同居の状況	18
表 32	実父母及び祖父母以外の者との同居の状況	18
表 33	子どもの死亡時における実父母の年齢	18
表 34	（実母の生育歴）成人前に両親死亡（心中以外の虐待死）	19
表 35	（実母の生育歴）成人前に両親死亡（心中による虐待死（未遂含む））	19
表 36	（実母の生育歴）ひとり親家庭（心中以外の虐待死）	19
表 37	（実母の生育歴）ひとり親家庭（心中による虐待死（未遂含む））	20
表 38	（実母の生育歴）継親子関係（心中以外の虐待死）	20
表 39	（実母の生育歴）継親子関係（心中による虐待死（未遂含む））	20
表 40	（実母の生育歴）養子・里子体験（心中以外の虐待死）	21
表 41	（実母の生育歴）養子・里子体験（心中による虐待死（未遂含む））	21
表 42	（実母の生育歴）施設入所体験（心中以外の虐待死）	21
表 43	（実母の生育歴）施設入所体験（心中による虐待死（未遂含む））	22
表 44	（実母の生育歴）両親間にDVがあった（心中以外の虐待死）	22

第18次報告 資料編における 表番号	頁	第18次報告 資料編における 表番号
表 45	（実母の生育歴）両親間にDVがあった（心中による虐待死（未遂含む））	22
表 46	（実母の生育歴）非行歴（心中以外の虐待死）	23
表 47	（実母の生育歴）非行歴（心中による虐待死（未遂含む））	23
表 48	（実母の生育歴）犯罪歴（心中以外の虐待死）	23
表 49	（実母の生育歴）犯罪歴（心中による虐待死（未遂含む））	24
表 50	（実母の生育歴）その他（心中以外の虐待死）	24
表 51	（実母の生育歴）その他（心中による虐待死（未遂含む））	24
表 52	（実母の生育歴）最終学歴（心中以外の虐待死）	25
表 53	（実母の生育歴）最終学歴（心中による虐待死（未遂含む））	25
表 54	（実母の生育歴）虐待を受けた体験（心中以外の虐待死）	26
表 55	（実母の生育歴）虐待を受けた体験（心中による虐待死（未遂含む））	27
表 56	養育者（実母）の心理的・精神的問題等（心中以外の虐待死）（複数回答）の経年	28
表 57	養育者（実母）の心理的・精神的問題等（心中による虐待死）（複数回答）の経年	29
表 58	（実父の生育歴）成人前に両親死亡（心中以外の虐待死）	30
表 59	（実父の生育歴）成人前に両親死亡（心中による虐待死（未遂含む））	30
表 60	（実父の生育歴）ひとり親家庭（心中以外の虐待死）	30
表 61	（実父の生育歴）ひとり親家庭（心中による虐待死（未遂含む））	31
表 62	（実父の生育歴）継親子関係（心中以外の虐待死）	31
表 63	（実父の生育歴）継親子関係（心中による虐待死（未遂含む））	31
表 64	（実父の生育歴）養子・里子体験（心中以外の虐待死）	32
表 65	（実父の生育歴）養子・里子体験（心中による虐待死（未遂含む））	32
表 66	（実父の生育歴）施設入所体験（心中以外の虐待死）	32
表 67	（実父の生育歴）施設入所体験（心中による虐待死（未遂含む））	33
表 68	（実父の生育歴）両親間にDVがあった（心中以外の虐待死）	33
表 69	（実父の生育歴）両親間にDVがあった（心中による虐待死（未遂含む））	33
表 70	（実父の生育歴）非行歴（心中以外の虐待死）	34
表 71	（実父の生育歴）非行歴（心中による虐待死（未遂含む））	34
表 72	（実父の生育歴）犯罪歴（心中以外の虐待死）	34
表 73	（実父の生育歴）犯罪歴（心中による虐待死（未遂含む））	35
表 74	（実父の生育歴）その他（心中以外の虐待死）	35
表 75	（実父の生育歴）その他（心中による虐待死（未遂含む））	35
表 76	（実父の生育歴）最終学歴（心中以外の虐待死）	36
表 77	（実父の生育歴）最終学歴（心中による虐待死（未遂含む））	36
表 78	（実父の生育歴）虐待を受けた体験（心中以外の虐待死）	37
表 79	（実父の生育歴）虐待を受けた体験（心中による虐待死（未遂含む））	38
表 80	養育者（実父）の心理的・精神的問題等（心中以外の虐待死）（複数回答）の経年	39
表 81	養育者（実父）の心理的・精神的問題等（心中による虐待死）（複数回答）の経年	40
表 82	子どもの死亡時における加害者の年齢	41
表 83	（実父母以外の加害者の生育歴）成人前に両親死亡（心中以外の虐待死）	41
表 84	（実父母以外の加害者の生育歴）ひとり親家庭（心中以外の虐待死）	41
表 85	（実父母以外の加害者の生育歴）継親子関係（心中以外の虐待死）	42
表 86	（実父母以外の加害者の生育歴）養子・里子体験（心中以外の虐待死）	42
表 87	（実父母以外の加害者の生育歴）施設入所体験（心中以外の虐待死）	42
表 88	（実父母以外の加害者の生育歴）両親間にDVがあった（心中以外の虐待死）	43
表 89	（実父母以外の加害者の生育歴）非行歴（心中以外の虐待死）	43
表 90	（実父母以外の加害者の生育歴）犯罪歴（心中以外の虐待死）	43
表 91	（実父母以外の加害者の生育歴）その他（心中以外の虐待死）	44

第18次報告 資料編における 表番号	頁	第18次報告 資料編における 表番号
表 92 (実父母以外の加害者の生育歴) 虐待を受けた体験 (心中以外の虐待死)	44	表 79
表 93 実父母以外の加害者の心身の状況 (子どもの死亡時) (複数回答)	45	表 80
表 94 家計を支えている主たる者	45	表 81
表 95 子どもの住居の状況	45	表 82
表 96 家庭の経済状況	46	表 83
表 97 家庭の経済状況 (家計を支えている主たる者別)	46	表 84
表 98 子どもの死亡時における実父母の就業状況	46	表 85
表 99 子どもの死亡時における実父母の就業状況 (家計を支えている主たる者別)	46	表 86
表 100 死亡した子どもが出生してから転居回数	46	表 87
表 101 家庭の地域社会との接触状況 (心中以外の虐待死)	47	表 88
表 102 家庭の地域社会との接触状況 (心中による虐待死)	47	表 89
表 103 家庭の親族との接触状況 (心中以外の虐待死)	48	表 90
表 104 家庭の親族との接触状況 (心中による虐待死)	48	表 91
表 105 養育の支援の状況	49	表 92
表 106 行政機関等による子育て支援事業の利用状況	49	表 93
表 107 各種届出、制度等の利用状況 (複数回答)	50	表 94
表 108 きょうだいの状況	50	表 95
表 109 出生順位	50	表 96
表 110 きょうだいの死亡時期 (心中以外の虐待死)	51	表 97
表 111 きょうだいの死亡時期 (心中による虐待死 (未遂含む))	51	表 98
表 112 きょうだいの性別	52	表 99
表 113 きょうだいの年齢	52	表 100
表 114 きょうだいの同居の状況 (死亡事案発生時)	52	表 101
表 115 きょうだいの養育機関・教育機関の所属	52	表 102
表 116 きょうだいが虐待を受けた経験	53	表 103
表 117 きょうだいが虐待を受けた時期 (心中以外の虐待死)	54	表 104
表 118 虐待を受けた時期 (心中による虐待死 (未遂含む))	54	表 105
表 119 きょうだいに對する児童相談所の関与	55	表 106
表 120 きょうだいに對する市区町村の関与	55	表 107
表 121 子どもの死亡時のきょうだいの居所	55	表 109
表 122 虐待通告の有無と通告先 (心中以外の虐待死) の経年	56	
表 123 虐待通告の有無と通告先 (心中による虐待死) の経年	56	
表 124 通告回数	57	表 110
表 125 児童相談所への通告者	57	表 111
表 126 市区町村への通告者	58	表 112
表 127 通告理由 (心中以外の虐待死) (複数回答)	59	表 113
表 128 通告理由 (心中による虐待死) (複数回答)	60	表 114
表 129 目視によるきょうだいの安全確認	61	表 115
表 130 通告後48時間以内の対応の有無	61	表 116
表 131 48時間を超えた理由 (複数回答)	61	表 117
表 132 通告後48時間以内の対応の結果	61	表 118
表 133 警察への情報提供	62	表 119
表 134 児童相談所の関与状況 (心中以外の虐待死) の経年	62	
表 135 児童相談所の関与状況 (心中による虐待死) の経年	62	
表 136 児童相談所の関与の有無 (3歳未満と3歳以上) (心中以外の虐待死)	63	表 120
表 137 児童相談所の相談受付経路 (複数回答)	64	表 121
表 138 児童相談所における虐待についての認識 (心中以外の虐待死) の経年	65	

第18次報告 資料編における 表番号	頁	第18次報告 資料編における 表番号
表 139 児童相談所における虐待についての認識 (心中による虐待死) の経年	65	
表 140 児童相談所におけるリスク判定の定期的な見直し状況 (心中以外の虐待死) の経年	65	
表 141 児童相談所におけるリスク判定の定期的な見直し状況 (心中による虐待死) の経年	66	
表 142 児童相談所によるきょうだいの接触状況	66	表 122
表 143 市区町村 (虐待対応担当部署) の関与状況 (心中以外の虐待死) の経年	67	
表 144 市区町村 (虐待対応担当部署) の関与状況 (心中による虐待死) の経年	67	
表 145 市区町村 (虐待対応担当部署) の関与の有無 (3歳未満と3歳以上) (心中以外の虐待死)	67	表 123
表 146 その他の関係機関の関与状況 (心中以外の虐待死) (不明を除く) の経年	68	
表 147 その他の関係機関の関与状況 (心中による虐待死) (不明を除く) の経年	71	
表 148 児童相談所及び関係機関の関与状況 (心中以外の虐待死) の経年	74	
表 149 児童相談所及び関係機関の関与状況 (心中による虐待死) の経年	74	
表 150 児童相談所を含む関係機関の関与 (3歳未満と3歳以上) (心中以外の虐待死)	75	表 124
表 151 児童相談所を含む関係機関の関与 (3歳未満と3歳以上) (心中による虐待死 (未遂含む))	75	表 125
表 152 死亡事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の構成機関 (複数回答)	75	表 126
表 153 死亡事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の実施状況 (年間開催回数)	76	表 127
表 154 実務者会議における1回当たりの検討事例数 (心中以外の虐待死)	76	表 128
表 155 実務者会議における1回当たりの時間 (心中以外の虐待死)	76	表 129
表 156 要保護児童対策地域協議会における「要保護児童」の区分	77	表 130
表 157 児童相談所と市区町村 (虐待対応担当部署) の関与と要保護児童対策地域協議会での検討の状況	77	表 131
表 158 本事例に関する死亡情報の手先 (複数回答)	77	表 132
表 159 行政機関内部における検証組織の構成	77	表 133
表 160 子どもの死亡直後のきょうだいの対応	78	表 108
表 161 児童相談所の組織体制 (心中以外の虐待死)	78	表 134
表 162 担当職員の受持ち事例数 (心中以外の虐待死)	78	表 135
表 163 担当職員の受持ち事例数のうち虐待相談の数 (心中以外の虐待死)	78	表 136
表 164 虐待相談事例の重症度別件数 (心中以外の虐待死)	79	表 137
表 165 1か月間の相談対応件数 (訪問、来所相談) (心中以外の虐待死)	79	表 138
表 166 0歳児の心中以外の虐待死事例の死亡人数の推移 (心中以外の虐待死) の経年	80	
表 167 0日・0か月児事例の死亡人数の推移と0歳児の心中以外の虐待死事例における割合の経年	80	
表 168 0日・0か月児事例の虐待の類型の経年	80	
表 169 虐待の加害者が実母であった事例数とその子どもの死亡人数の推移の経年	81	
表 170 乳児家庭全戸訪問事業の訪問者 (複数回答)	82	表 139
表 171 養育支援訪問事業で専門的相談支援を行う訪問者 (複数回答)	82	表 140
表 172 子育て支援事業の実施状況 (心中以外の虐待死)	82	表 141
表 173 子育て支援事業の実施状況 (心中による虐待死)	82	表 142

1. 個別調査票による死亡事例の調査結果

(1) 死亡したこどもの特性

① こどもの性別

表 1 死亡したこどもの性別（心中以外の虐待死）

区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
男	人数	9	23	20	34	50	33	28	30	27	23	20	26(3)	26(11)	23(8)	30(15)	26(14)	26(6)	28(14)	510
	構成割合	36.0%	46.0%	35.7%	55.7%	64.1%	49.3%	54.9%	51.7%	52.9%	63.9%	45.5%	50.0%	53.1%	44.2%	55.6%	45.6%	53.1%	56.0%	51.6%
女	人数	16	27	31	27	28	18	23	27	23	13	22	26(5)	22(6)	23(10)	15(4)	26(17)	22(9)	21(7)	439
	構成割合	64.0%	54.0%	55.4%	44.3%	35.9%	43.3%	36.7%	45.1%	45.1%	36.1%	50.0%	50.0%	44.9%	44.2%	27.8%	45.6%	44.9%	42.0%	44.4%
不明	人数	0	0	5	0	5	3	0	1	1	0	2	0(0)	1(1)	6(5)	9(3)	5(4)	1(0)	1(0)	40
	構成割合	0.0%	0.0%	8.9%	0.0%	0.0%	6.1%	0.0%	1.7%	2.0%	0.0%	4.5%	0.0%	2.0%	11.5%	16.7%	8.8%	2.0%	2.0%	4.0%
計	人数	25	50	56	61	78	49	51	58	51	36	44	52(8)	49(18)	52(23)	54(22)	57(35)	49(15)	50(21)	989
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 2 死亡したこどもの性別（心中による虐待死）

区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
男	人数	-	3	21	32	25	25	22	23	22	19	16	11(0)	19(2)	6(0)	10(1)	9(5)	13(0)	14(0)	322
	構成割合	-	37.5%	70.0%	49.2%	50.0%	41.0%	64.1%	46.8%	56.1%	56.4%	59.3%	34.4%	67.9%	46.2%	52.6%	42.9%	46.4%	58.3%	52.0%
女	人数	-	5	9	33	32	14	25	18	17	14	11	21(0)	9(1)	7(0)	9(2)	12(1)	15(0)	10(0)	296
	構成割合	-	62.5%	30.0%	50.8%	50.0%	57.4%	35.9%	53.2%	43.9%	43.6%	40.7%	65.6%	32.1%	53.8%	47.4%	57.1%	53.6%	41.7%	47.8%
不明	人数	-	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1
	構成割合	-	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%
計	人数	-	8	30	65	64	39	47	41	39	33	27	32(0)	28(3)	13(0)	19(3)	21(6)	28(0)	24(0)	619
	構成割合	-	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

注) 表の中で「-」かつ網掛けの箇所は調査が実施されていない事項。(以下同様の取扱いとする。)

② こどもの年齢

表3 死亡時点のこどもの年齢（心中以外の虐待死）の経年

区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合
0歳	11 44.0%	23 46.0%	20 35.7%	20 32.8%	37 47.4%	39 58.2%	20 40.8%	23 45.1%	25 43.1%	22 43.1%	16 44.4%	27 61.4%	30(4) 57.7%	32(11) 65.3%	28(14) 53.8%	22(10) 40.7%	28(14) 49.1%	32(10) 65.3%	24(11) 48.0%	479(74) 48.4%
1歳	3 12.0%	6 12.0%	6 10.7%	7 11.5%	11 14.1%	4 6.0%	8 16.3%	9 17.6%	8 13.8%	7 13.7%	3 8.3%	4 9.1%	4(2) 7.7%	6(3) 12.2%	7(2) 13.5%	6(3) 11.1%	3(3) 5.3%	1(0) 2.0%	6(2) 12.0%	109(15) 11.0%
2歳	5 20.0%	7 14.0%	1 1.8%	5 8.2%	6 7.7%	4 6.0%	3 6.1%	7 13.7%	6 10.3%	3 5.9%	5 13.9%	1 2.3%	3(1) 5.8%	2(0) 4.1%	2(1) 3.8%	3(2) 5.6%	3(1) 5.3%	2(1) 4.1%	1(1) 2.0%	69(7) 7.0%
3歳	1 4.0%	4 8.0%	9 16.1%	13 21.3%	9 11.5%	3 4.5%	7 14.3%	4 7.8%	3 5.2%	2 3.9%	2 5.6%	7 15.9%	5(0) 9.6%	2(1) 4.1%	4(1) 7.7%	3(1) 5.6%	7(5) 12.3%	4(0) 8.2%	6(2) 12.0%	95(10) 9.6%
4歳	2 8.0%	1 2.0%	6 10.7%	7 11.5%	3 3.8%	8 11.9%	2 4.1%	2 3.9%	4 6.9%	1 2.0%	0 0.0%	0 0.0%	1(0) 1.9%	1(0) 2.0%	2(0) 3.8%	1(0) 1.9%	2(2) 3.5%	3(2) 6.1%	2(2) 4.0%	48(6) 4.9%
5歳	2 8.0%	1 2.0%	3 5.4%	2 3.3%	3 3.8%	2 3.0%	3 6.1%	3 5.9%	2 3.4%	3 5.9%	3 8.3%	1 2.3%	2(0) 3.8%	1(0) 2.0%	1(0) 1.9%	2(1) 3.7%	0(0) 0.0%	2(1) 4.1%	1(0) 2.0%	37(2) 3.7%
6歳	1 4.0%	2 4.0%	2 3.6%	1 1.6%	1 1.3%	1 1.5%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.7%	1 2.0%	1 2.8%	2 4.5%	1(0) 1.9%	0(0) 0.0%	2(1) 3.8%	1(0) 1.9%	1(1) 1.8%	1(0) 2.0%	2(0) 4.0%	21(2) 2.1%
7歳	0 0.0%	2 4.0%	2 3.6%	2 3.3%	2 2.6%	0 0.0%	2 4.1%	0 0.0%	2 3.4%	0 0.0%	1 2.8%	0 0.0%	2(0) 3.8%	0(0) 0.0%	0(0) 0.0%	1(0) 1.9%	0(0) 0.0%	0(0) 0.0%	1(0) 2.0%	17(0) 1.7%
8歳	0 0.0%	0 0.0%	1 1.8%	0 0.0%	1 1.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0(0) 0.0%	0(0) 0.0%	0(0) 0.0%	1(0) 1.9%	0(0) 0.0%	0(0) 0.0%	0(0) 0.0%	4(0) 0.4%
9歳	0 0.0%	1 2.0%	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%	1 1.5%	1 2.0%	0 0.0%	2 3.4%	1 2.0%	0 0.0%	0 0.0%	1(0) 1.9%	0(0) 0.0%	1(0) 1.9%	1(1) 1.8%	1(0) 2.0%	1(0) 2.0%	0(0) 0.0%	12(1) 1.2%
10歳	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.6%	1 1.3%	1 1.5%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0(0) 0.0%	0(0) 0.0%	0(0) 0.0%	1(0) 1.9%	1(0) 1.8%	0(0) 0.0%	0(0) 0.0%	6(0) 0.6%
11歳	0 0.0%	1 2.0%	1 1.8%	1 1.6%	1 1.3%	1 1.5%	0 0.0%	1 2.0%	0 0.0%	1 2.0%	0 0.0%	0 0.0%	0(0) 0.0%	1(0) 2.0%	0(0) 0.0%	0(0) 0.0%	0(0) 0.0%	0(0) 0.0%	1(1) 2.0%	9(1) 0.9%
12歳	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.5%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.7%	1 2.0%	0 0.0%	0 0.0%	0(0) 0.0%	0(0) 2.0%	0(0) 0.0%	0(0) 0.0%	0(0) 0.0%	0(0) 0.0%	0(0) 0.0%	4(0) 0.4%
13歳	0 0.0%	1 2.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.7%	1 2.0%	0 0.0%	0 0.0%	0(0) 0.0%	0(0) 2.0%	0(0) 0.0%	0(0) 0.0%	1(0) 1.8%	0(0) 0.0%	0(0) 0.0%	5(0) 0.5%
14歳	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.7%	2 3.9%	0 0.0%	1 2.3%	2(1) 3.8%	1(1) 2.0%	0(0) 0.0%	0(0) 0.0%	1(1) 1.8%	1(1) 2.0%	0(0) 0.0%	9(4) 0.9%
15歳	0 0.0%	1 2.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.0%	0 0.0%	0 0.0%	0(0) 0.0%	0(0) 0.0%	0(0) 0.0%	0(0) 0.0%	0(0) 0.0%	0(0) 0.0%	1(1) 2.0%	4(1) 0.4%
16歳	0 0.0%	0 0.0%	1 1.8%	0 0.0%	2 2.6%	1 1.5%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.7%	1 2.0%	0 0.0%	0 0.0%	0(0) 0.0%	0(0) 0.0%	0(0) 0.0%	0(0) 0.0%	0(0) 0.0%	0(0) 0.0%	1(0) 2.0%	7(0) 0.7%
17歳	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.0%	0 0.0%	1 2.0%	0 0.0%	0 0.0%	0(0) 0.0%	0(0) 0.0%	0(0) 0.0%	0(0) 0.0%	1(1) 1.8%	0(0) 0.0%	0(0) 0.0%	4(1) 0.4%
不明	0 0.0%	0 0.0%	4 7.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.5%	2 4.1%	0 0.0%	0 0.0%	3 5.9%	5 13.9%	1 2.3%	1(0) 1.9%	2(2) 4.1%	5(4) 9.6%	12(4) 22.2%	8(7) 14.0%	2(0) 4.1%	4(1) 8.0%	50(18) 5.1%
計	25 100.0%	50 100.0%	56 100.0%	61 100.0%	78 100.0%	67 100.0%	49 100.0%	51 100.0%	58 100.0%	51 100.0%	36 100.0%	44 100.0%	52(8) 100.0%	49(18) 100.0%	52(23) 100.0%	54(22) 100.0%	57(35) 100.0%	49(15) 100.0%	50(21) 100.0%	989(142) 100.0%

表 4 死亡時点のこどもの年齢（心中による虐待死）の経年

区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数
0歳	-	12.5%	20.0%	10.8%	14.1%	11.5%	12.8%	6.4%	7.3%	10.3%	12.1%	11.1%	18.8%	3.6%	15.4%	31.6%	19.0%	3.6%	8.3%	74(3)	
1歳	-	12.5%	10.0%	6.2%	4.7%	6.6%	2.6%	10.6%	7.3%	5.1%	6.1%	14.8%	6.3%	7.1%	7.7%	5.3%	9.5%	0.0%	12.5%	43(1)	
2歳	-	12.5%	6.7%	12.3%	7.8%	3.3%	7.7%	6.4%	9.8%	0.0%	6.1%	11.1%	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	4.8%	17.9%	16.7%	44(1)	
3歳	-	25.0%	3.3%	7.7%	7.8%	8.2%	12.8%	6.4%	7.3%	2.6%	6.1%	7.4%	12.5%	7.1%	15.4%	0.0%	14.3%	7.1%	8.3%	49(0)	
4歳	-	12.5%	6.7%	6.2%	4.7%	4.9%	5.1%	8.5%	9.8%	5.1%	6.1%	11.1%	6.3%	3.6%	15.4%	5.3%	0.0%	14.3%	12.5%	43(0)	
5歳	-	0.0%	3.3%	3.1%	7.8%	9.8%	10.3%	4.3%	7.3%	5.1%	6.1%	3.7%	6.3%	0.0%	15.4%	0.0%	4.8%	7.1%	12.5%	6.9%	
6歳	-	0.0%	6.7%	6.2%	4.7%	8.2%	2.6%	12.8%	9.8%	7.7%	9.1%	3.7%	6.3%	14.3%	7.7%	0.0%	0.0%	3.6%	4.2%	38(0)	
7歳	-	0.0%	3.3%	3.1%	7.8%	9.8%	10.3%	4.3%	7.3%	5.1%	6.1%	3.7%	6.3%	0.0%	15.4%	0.0%	4.8%	7.1%	12.5%	6.1%	
8歳	-	12.5%	6.7%	6.2%	4.7%	8.2%	2.6%	12.8%	9.8%	7.7%	9.1%	3.7%	6.3%	14.3%	7.7%	0.0%	0.0%	3.6%	4.2%	42(0)	
9歳	-	12.5%	6.7%	9.2%	6.3%	4.9%	7.7%	6.4%	14.6%	12.8%	12.1%	3.7%	6.3%	3.6%	0.0%	10.5%	0.0%	10.7%	12.5%	6.8%	
10歳	-	0.0%	3.3%	4.6%	6.3%	8.2%	5.1%	0.0%	2.4%	10.3%	9.1%	3.7%	6.3%	10.7%	0.0%	10.5%	4.8%	3.6%	0.0%	33(0)	
11歳	-	0.0%	10.0%	3.1%	3.1%	6.6%	0.0%	10.6%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	6.3%	14.3%	7.7%	0.0%	4.8%	7.1%	0.0%	5.3%	
12歳	-	0.0%	3.3%	6.2%	0.0%	3.3%	5.1%	4.3%	2.4%	7.7%	3.0%	3.7%	6.3%	0.0%	0.0%	5.3%	4.8%	0.0%	4.2%	27(0)	
13歳	-	0.0%	3.3%	0.0%	4.7%	4.9%	0.0%	0.0%	2.4%	5.1%	3.0%	3.7%	0.0%	3.6%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	4.4%	
14歳	-	0.0%	0.0%	3.1%	3.1%	1.6%	0.0%	2.1%	4.9%	0.0%	6.1%	0.0%	3.1%	0.0%	0.0%	5.3%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	
15歳	-	0.0%	6.7%	1.5%	0.0%	0.0%	5.1%	4.3%	0.0%	0.0%	3.0%	3.7%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%	7.1%	0.0%	12(0)	
16歳	-	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.1%	
17歳	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%	2.4%	0.0%	3.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.6%	4.2%	5(0)	
不明	-	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.5%	4.8%	0.0%	0.0%	0.8%	
計	-	8	30	65	64	61	39	47	41	39	33	27	32(0)	28(3)	13(0)	19(3)	21(6)	28(0)	24(0)	619(12)	
	-	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表5 死亡時点のこどもの年齢（3歳以下）（心中以外の虐待死）

区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
	人数	11	23	20	20	37	39	20	23	25	22	16	27	30(4)	32(11)	28(14)	22(10)	28(14)	32(10)	24(11)
構成割合※1	44.0%	46.0%	35.7%	32.8%	47.4%	58.2%	40.8%	45.1%	43.1%	43.1%	44.4%	61.4%	57.7%	65.3%	53.8%	40.7%	49.1%	65.3%	48.0%	48.4%
人数	3	6	6	7	11	4	8	9	8	7	3	4	4(2)	6(3)	7(2)	6(3)	3(3)	1(0)	6(2)	109
構成割合※1	12.0%	12.0%	10.7%	11.5%	14.1%	6.0%	16.3%	17.6%	13.8%	13.7%	8.3%	9.1%	7.7%	12.2%	13.5%	11.1%	5.3%	2.0%	12.0%	11.0%
人数	5	7	1	5	6	4	3	7	6	3	5	1	3(1)	2(0)	2(1)	3(2)	3(1)	2(1)	1(1)	69
構成割合※1	20.0%	14.0%	1.8%	8.2%	7.7%	6.0%	6.1%	13.7%	10.3%	5.9%	13.9%	2.3%	5.8%	4.1%	3.8%	5.6%	5.3%	4.1%	2.0%	7.0%
人数	1	4	9	13	9	3	7	4	3	2	2	7	5(0)	2(1)	4(1)	3(1)	7(5)	4(0)	6(2)	95
構成割合※1	4.0%	8.0%	16.1%	21.3%	11.5%	4.5%	14.3%	7.8%	5.2%	3.9%	5.6%	15.9%	9.6%	4.1%	7.7%	5.6%	12.3%	8.2%	12.0%	9.6%
人数	20	40	36	45	63	50	38	43	42	34	26	39	42(7)	42(15)	41(18)	34(16)	41(23)	39(11)	37(16)	752
構成割合※1	80.0%	80.0%	64.3%	73.8%	80.8%	74.6%	77.6%	84.3%	72.4%	66.7%	72.2%	88.6%	82.7%	85.7%	78.8%	63.0%	71.9%	79.6%	74.0%	76.0%

※1 各年次の死亡人数全体に対する割合

(2) 虐待の種類と加害の状況

- ① 死因となった主な虐待の種類型
 - ア 死因となった主な虐待の種類型

表6 死因となった主な虐待の種類型（心中以外の虐待死）の経年

区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
	人数	18	41	44	35	52	44	29	32	38	18	21	24	35(3)	27(8)	22(6)	23(6)	17(6)	21(2)	21(2)
構成割合	72.0%	82.0%	78.6%	57.4%	66.7%	65.7%	59.2%	62.7%	65.5%	72.0%	58.3%	54.5%	67.3%	55.1%	42.3%	42.6%	29.8%	42.9%	42.0%	58.2%
人数	7	7	7	23	26	12	19	14	16	7	9	15	12(2)	19(8)	20(8)	25(13)	13(5)	22(9)	14(8)	294
構成割合	28.0%	14.0%	12.5%	37.7%	33.3%	17.9%	38.8%	27.5%	27.6%	28.0%	25.0%	34.1%	23.1%	38.8%	38.5%	46.3%	22.8%	44.9%	28.0%	29.7%
人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	2
構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%	0.2%
人数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
構成割合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0%
人数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	—	1
構成割合	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	0.1%
人数	0	1	5	3	0	11	1	5	4	0	6	4	5(3)	3(2)	10(9)	6(3)	26(23)	6(4)	15(11)	116
構成割合	0.0%	2.0%	8.9%	4.9%	0.0%	16.4%	2.0%	9.8%	6.9%	0.0%	16.7%	9.1%	9.6%	6.1%	19.2%	11.1%	45.6%	12.2%	30.0%	11.7%
人数	25	50	56	61	78	67	49	51	58	25	36	44	52(8)	49(18)	52(23)	54(22)	57(35)	49(15)	50(21)	989
構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 第18次報告までは「その他」としていたが、第19次報告からは「性的虐待」と項目名を変更した。

※2 第1次から第18次調査までの累計母数は939人

表 7 死因となった主な虐待の類型（3歳未満と3歳以上）（心中以外の虐待死）

区分	3歳未満		3歳以上		不明	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
身体的虐待	13(2)	41.9%	7(0)	46.7%	1(0)	25.0%
ネグレクト	6(3)	19.4%	6(4)	40.0%	2(1)	50.0%
心理的虐待	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
性的虐待	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
不明	12(9)	38.7%	2(2)	13.3%	1(0)	25.0%
計	31(14)	100.0%	15(6)	100.0%	4(1)	100.0%

イ ネグレクトによる死亡事例における内容

表 8 ネグレクトの種類（心中以外の虐待死）（複数回答）

区分	第5次から第18次までの累計(234人)		第19次(14人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
家に残したまま外出する、車中に置き去りにするなど子どもの健康・安全への配慮を怠る	115(19)	49.1%	8(4)	57.1%
食事を与えないなどの養育放棄	41(3)	17.5%	1(1)	7.1%
遺棄	87(14)	37.2%	0(0)	0.0%
祖父母、きょうだい、保護者の交際相手等による虐待を見過ごす	9(3)	3.8%	1(0)	7.1%
必要な医療を受けさせない(医療ネグレクト)	40(7)	17.1%	0(0)	0.0%

※1 「不明」を除く

② 虐待の頻度

表 9 虐待の頻度

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂を含む)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
今回初めて	14(6)	28.0%	15(0)	62.5%
2回目以上(断続的・継続的)	12(4)	24.0%	3(0)	12.5%
不明	24(11)	48.0%	6(0)	25.0%
計	50(21)	100.0%	24(0)	100.0%

③ 直接の死因

表 10 直接の死因（3歳未満と3歳以上）（心中以外の虐待死）

区分	3歳未満			3歳以上			不明		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
頭部外傷	8(0)	25.8%	34.8%	3(1)	20.0%	21.4%	0(0)	0.0%	0.0%
胸部外傷	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
腹部外傷	1(1)	3.2%	4.3%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
外傷性ショック	0(0)	0.0%	0.0%	2(0)	13.3%	14.3%	0(0)	0.0%	0.0%
頸部絞扼による窒息	2(0)	6.5%	8.7%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
頸部絞扼以外による窒息	3(2)	9.7%	13.0%	2(0)	13.3%	14.3%	1(0)	25.0%	100.0%
溺水	2(0)	6.5%	8.7%	1(0)	6.7%	7.1%	0(0)	0.0%	0.0%
熱傷	0(0)	0.0%	0.0%	1(0)	6.7%	7.1%	0(0)	0.0%	0.0%
車中放置による熱中症・脱水	1(0)	3.2%	4.3%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
中毒(火災によるものを除く)	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
出血性ショック	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
低栄養による衰弱	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
脱水	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
凍死	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
病死	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
転落死	0(0)	0.0%	0.0%	4(3)	26.7%	28.6%	0(0)	0.0%	0.0%
自死	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
その他	6(4)	19.4%	26.1%	1(1)	6.7%	7.1%	0(0)	0.0%	0.0%
小計	23(7)	74.2%	100.0%	14(5)	93.3%	100.0%	1(0)	25.0%	100.0%
不明	8(7)	25.8%	—	1(1)	6.7%	—	3(1)	75.0%	—
計	31(14)	100.0%	—	15(6)	100.0%	—	4(1)	100.0%	—

④ 確認された虐待の期間

イ 死亡時の虐待以前に確認されたネグレクトの内容

表 11 確認された虐待の期間

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂を含む)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
～1か月未満	10 (4)	20.0%	10 (0)	41.7%
1か月～6か月未満	7 (2)	14.0%	2 (0)	8.3%
6か月以上	5 (2)	10.0%	1 (0)	4.2%
不明	28 (13)	56.0%	11 (0)	45.8%
計	50 (21)	100.0%	24 (0)	100.0%

⑤ 死亡時の虐待以前に確認された虐待

ア 死亡時の虐待以前に確認された虐待の有無

表 12 死亡時の虐待以前に確認された虐待の有無(心中以外の虐待死)

区分	人数	構成割合	有効割合
なし	32 (15)	64.0%	74.4%
あり	11 (3)	22.0%	25.6%
内訳 (再掲) (複数回答)	身体的虐待	2 (1)	
	ネグレクト	9 (1)	
	心理的虐待	2 (1)	
	性的虐待	0 (0)	
	不明	1 (1)	
不明	7 (3)	14.0%	
計	50 (21)	100.0%	-

表 13 死亡時の虐待以前に確認されたネグレクトの内容(心中以外の虐待死)(複数回答)

区分	心中以外・ネグレクト(9人)	
	人数	構成割合
家に残したまま外出する、車中に置き去りにするなど子どもの健康・安全への配慮を怠る	5 (0)	55.6%
食事を与えないなどの養育放棄	1 (1)	11.1%
遺棄	0 (0)	0.0%
祖父母、きょうだい、保護者の交際相手等による虐待を見過ごす	4 (0)	44.4%
必要な医療を受けさせない(医療ネグレクト)	0 (0)	0.0%

⑥ 主たる加害者

ア 心中以外の虐待死における主たる加害者

表 14 主たる加害者（心中以外の虐待死）の経年

区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
実母	人数	13	26	38	29	36	23	30	33	38	16	28	26(5)	30(10)	25(11)	25(9)	30(14)	29(4)	20(6)	533
	構成割合	52.0%	52.0%	67.9%	47.5%	53.7%	46.9%	58.8%	56.9%	74.5%	44.4%	63.6%	50.0%	61.2%	48.1%	46.3%	52.6%	59.2%	40.0%	53.9%
実父	人数	7	11	11	5	10	6	7	11	3	8	3	12(1)	4(1)	14(2)	9(3)	3(3)	4(0)	6(2)	150
	構成割合	28.0%	22.0%	19.6%	8.2%	14.9%	12.2%	13.7%	19.0%	5.9%	22.2%	6.8%	23.1%	8.2%	26.9%	16.7%	5.3%	8.2%	12.0%	15.2%
養母	人数	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%
養父	人数	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0	1	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	9
	構成割合	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%	2.3%	1.9%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	2.0%	0.0%	0.9%
継母	人数	0	1	1	1	0	2	0	0	0	0	1	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	6
	構成割合	0.0%	2.0%	1.8%	1.6%	0.0%	4.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%
継父	人数	0	0	1	1	2	2	1	2	0	0	0	1(0)	0(0)	0(0)	2(1)	1(0)	0(0)	0(0)	13
	構成割合	0.0%	0.0%	1.8%	1.6%	2.6%	4.1%	2.0%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	0.0%	3.7%	1.8%	0.0%	0.0%	1.3%
実母の交際相手	人数	1	4	2	5	8	2	4	2	0	2	1	2(0)	1(1)	1(1)	0(0)	2(2)	0(0)	0(0)	40
	構成割合	4.0%	8.0%	3.6%	8.2%	10.3%	4.5%	7.8%	3.4%	0.0%	5.6%	2.3%	3.8%	2.0%	1.9%	0.0%	3.5%	0.0%	0.0%	4.0%
母方祖母	人数	0	1	0	1	1	0	0	0	2	0	1	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	7
	構成割合	0.0%	2.0%	0.0%	1.6%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	3.9%	0.0%	2.3%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%
母方祖父	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
父方祖母	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
父方祖父	人数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
実父	人数	0	0	0	9	10	6	2	5	3	5	2	5(1)	8(4)	6(5)	7(3)	4(3)	2(2)	3(2)	82
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	14.8%	12.8%	7.5%	12.2%	8.6%	5.9%	13.9%	4.5%	9.6%	16.3%	11.5%	13.0%	7.0%	4.1%	6.0%	8.3%
養父	人数	0	0	1	1	2	1	1	0	0	0	1	2(1)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	12
	構成割合	0.0%	0.0%	1.8%	1.6%	0.0%	2.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.3%	3.8%	2.0%	1.9%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	1.2%
継父	人数	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
実母の交際相手	人数	1	0	0	3	1	4	1	2	1	0	1	1(0)	1(0)	1(1)	0(0)	1(0)	0(0)	2(0)	23
	構成割合	4.0%	0.0%	0.0%	4.9%	1.3%	8.2%	2.0%	3.4%	2.0%	0.0%	2.3%	1.9%	2.0%	1.9%	0.0%	1.8%	0.0%	4.0%	2.3%
母方祖母	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	1
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.1%
母方祖父	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
実父と父方祖母	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
実父とその他	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.1%
実母の交際相手とその他	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.8%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%
その他	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	6	1(1)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	6
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.8%	4.5%	0.0%	2.0%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.6%
実父とその他	人数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
その他	人数	3	6	0	1	0	0	2	1	1	0	0	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	3(3)	26
	構成割合	12.0%	12.0%	0.0%	1.6%	1.3%	0.0%	3.9%	1.7%	2.0%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	3.0%	2.6%
不明	人数	0	0	2	4	6	2	0	0	2	2	3	1(0)	1(1)	2(2)	8(4)	12(11)	11(8)	24(6)	67
	構成割合	0.0%	0.0%	3.6%	6.6%	9.0%	4.1%	0.0%	0.0%	3.9%	5.6%	6.8%	1.9%	2.0%	3.8%	14.8%	21.1%	22.4%	24.0%	6.8%
計	人数	25	50	56	61	67	49	51	58	51	36	44	52(8)	49(18)	52(23)	54(22)	57(35)	49(15)	50(21)	989
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 15 主たる加害者（心中による虐待死）の経年

区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
実母	-	5	24	46	42	40	22	33	33	24	18	23	29(0)	22(3)	6(0)	13(2)	11(0)	18(0)	18(0)	427
	-	62.5%	80.0%	70.8%	65.6%	65.6%	56.4%	70.2%	80.5%	61.5%	54.5%	85.2%	90.6%	78.6%	46.2%	68.4%	52.4%	64.3%	75.0%	69.0%
実父	-	2	5	13	12	14	14	11	2	6	9	0	3(0)	5(0)	6(0)	0(0)	2(2)	7(0)	4(0)	115
	-	25.0%	16.7%	20.0%	18.8%	23.0%	35.9%	23.4%	4.9%	15.4%	27.3%	0.0%	9.4%	17.9%	46.2%	0.0%	9.5%	25.0%	16.7%	18.6%
養母	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
養父	-	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2
	-	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
継母	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
継父	-	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1
	-	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%
実母の交際相手	-	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(3)	0(0)	0(0)	4
	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.6%
母方祖母	-	0	0	0	1	0	1	1	0	2	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	6
	-	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	2.6%	2.1%	0.0%	5.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%
母方祖父	-	0	0	0	1	2	0	0	0	0	1	1	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	5
	-	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%	3.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%
父方祖母	-	0	0	0	0	1	1	1	0	0	2	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	5
	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	2.6%	2.1%	0.0%	0.0%	6.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%
父方祖父	-	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1
	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%
実父	-	0	1	3	4	0	1	0	0	5	2	0	0(0)	1(0)	0(0)	3(0)	1(0)	3(0)	1(0)	25
	-	0.0%	3.3%	4.6%	6.3%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	12.8%	6.1%	0.0%	0.0%	3.6%	0.0%	15.8%	4.8%	10.7%	4.2%	4.0%
養父	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
継父	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
実母の交際相手	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	0(0)	0(0)	2
	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.5%	0.0%	0.0%	0.3%
母方祖母	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
母方祖父	-	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	4
	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%
実父と父方祖母	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
実父とその他	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
実母の交際相手とその他	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
実父とその他	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0
	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	-	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3
	-	0.0%	0.0%	0.0%	4.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%
不明	-	0	0	0	2	4	0	1	3	0	1	3	0(0)	0(0)	0(0)	2(1)	2(1)	0(0)	1(0)	19
	-	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%	6.6%	0.0%	2.1%	7.3%	0.0%	3.0%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	10.5%	9.5%	0.0%	4.2%	3.1%
計	-	8	30	65	64	61	39	47	41	39	33	27	32(0)	28(3)	13(0)	19(3)	21(6)	28(0)	24(0)	619
	-	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 16 主たる加害者（3歳未満と3歳以上）（心中以外の虐待死）

区分	3歳未満			3歳以上			不明		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
実母	14 (4)	45.2%	60.9%	3 (1)	20.0%	25.0%	3 (1)	75.0%	100.0%
実父	5 (1)	16.1%	21.7%	1 (1)	6.7%	8.3%	0 (0)	0.0%	0.0%
養母	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
養父	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
継母	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
継父	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
母の交際相手	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
父の交際相手	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
母方祖母	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
父方祖母	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
父方祖父	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
その他	1 (1)	3.2%	4.3%	2 (2)	13.3%	16.7%	0 (0)	0.0%	0.0%
実父	2 (2)	6.5%	8.7%	1 (0)	6.7%	8.3%	0 (0)	0.0%	0.0%
実父と父方祖母	0 (0)	0.0%	0.0%	1 (0)	6.7%	8.3%	0 (0)	0.0%	0.0%
実父とその他	0 (0)	0.0%	0.0%	1 (0)	6.7%	8.3%	0 (0)	0.0%	0.0%
実母の交際相手	0 (0)	0.0%	0.0%	2 (0)	13.3%	16.7%	0 (0)	0.0%	0.0%
母方祖母	1 (1)	3.2%	4.3%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
その他	0 (0)	0.0%	0.0%	1 (1)	6.7%	8.3%	0 (0)	0.0%	0.0%
小計	23 (9)	74.2%	100.0%	12 (5)	80.0%	100.0%	3 (1)	75.0%	100.0%
不明	8 (5)	25.8%	—	3 (1)	20.0%	—	1 (0)	25.0%	—
計	31 (14)	100.0%	—	15 (6)	100.0%	—	4 (1)	100.0%	—

イ 心中による虐待死事例における死因となった主な虐待の類型別にみた主たる加害者

表 17 死因となった主な虐待の類型と主たる加害者（心中による虐待死）

区分	身体的虐待		ネグレクト		心理的虐待		性的虐待		不明	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
実母	18 (0)	75.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	—
実父	4 (0)	16.7%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	—
養母	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	—
養父	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	—
継母	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	—
継父	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	—
母の交際相手	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	—
父の交際相手	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	—
母方祖母	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	—
父方祖母	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	—
母方祖父	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	—
父方祖父	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	—
その他	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	—
実母と	1 (0)	4.2%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	—
実父と父方祖母	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	—
実父とその他	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	—
実母の交際相手	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	—
母方祖母	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	—
その他	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	—
小計	23 (0)	95.8%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	—
不明	1 (0)	4.2%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	—
計	24 (0)	100.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	—

⑦ 加害の動機

ア 心中以外の虐待死における加害の動機

表 18 加害の動機(心中以外の虐待死)の経年

区分	第2次 第3次 第4次 第5次 第6次 第7次 第8次 第9次 第10次 第11次 第12次 第13次 第14次 第15次 第16次 第17次 第18次 第19次 総数																																	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合														
しつけのつもり	9	18.0%	7	11.5%	10	14.9%	8	16.3%	3	5.9%	4	11.1%	4	9.6%	5(2)	9.6%	4(0)	8.2%	2(0)	3.8%	3(1)	5.6%	1(0)	2.0%	3(3)	5.3%	1(0)	2.0%	2(1)	4.0%	96	10.0%		
こどもがなつかない	0	0.0%	5	8.9%	2	3.3%	1	1.5%	1	1.3%	1	1.5%	1	1.3%	1	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.9%	1(1)	1.9%	1(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	15	1.6%		
パートナーへの愛情を独占されたなど、こどもに対する嫉妬心	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.0%	1	1.7%	0	0.0%	1	2.8%	0	0.0%	1	2.8%	1	1.7%	0	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	5	0.5%		
パートナーへの怒りをこどもに向ける	0	0.0%	2	3.6%	1	1.6%	0	0.0%	1	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	3.4%	0	0.0%	1(0)	1.9%	1(1)	1.9%	0(0)	0.0%	1(0)	1.9%	11	1.1%		
慢性の疾患や障害の苦しみからこどもを救おうという主観的意図	0	0.0%	0	0.0%	2	3.3%	0	0.0%	2	2.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.7%	0	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	6	0.6%		
こどもの暴力などから身を守るため	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%		
MSBP(代理コミュニケーションセッション候補群)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	4.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.7%	0	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	4	0.4%		
保護を怠ったことによる死亡 ※1	3	6.0%	5	8.9%	18	29.5%	4	8.0%	13	16.7%	4	6.0%	8	16.3%	11	21.6%	9	17.6%	6	16.7%	5	11.4%	6(0)	11.5%	8(4)	16.3%	9(2)	17.3%	8(2)	14.8%	131	15.1%		
こどもの世話・養育方法がわからない ※2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3.0%		
こどもの世話・養育をする余裕がない ※2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	6.1%		
こどもの存在の拒否・否定	0	0.0%	5	8.9%	5	8.2%	8	10.2%	6	7.7%	8	11.9%	10	20.4%	2	3.9%	4	7.8%	4	11.1%	3	5.2%	4	9.6%	6(0)	12.2%	3(3)	5.8%	1(1)	1.9%	2(0)	2.0%	80	8.3%
泣きやまないことにはいらなかったため	0	0.0%	0	0.0%	4	6.6%	5	10.2%	13	16.7%	5	7.5%	5	10.2%	6	11.8%	8	15.7%	4	11.1%	2	4.5%	2	4.5%	1(0)	2.0%	6(0)	11.5%	3(1)	4.0%	2(0)	2.0%	76	7.9%
アルコール又は薬物依存に起因した精神症状による行為	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1(1)	1.9%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	3	0.3%		
依存系以外に起因した精神症状による行為(妄想などによる)	3	6.0%	5	8.9%	4	6.6%	2	4.0%	7	9.0%	2	3.0%	1	2.0%	2	3.9%	2	3.9%	2	5.6%	2	4.5%	3(0)	5.8%	6(0)	12.2%	0(0)	0.0%	1(1)	1.9%	1(1)	1.1%	44	4.6%
その他	23	46.0%	6	10.7%	1	1.6%	10	14.9%	2	2.6%	3	4.3%	7	13.7%	7	13.7%	9	15.5%	2	5.6%	1	2.8%	9	23.1%	10(4)	20.4%	6(3)	12(3)	8(2)	13(7)	26.0%	141	14.6%	
不明	12	24.0%	19	33.9%	17	27.9%	23	34.3%	24	30.8%	11	16.2%	20	39.2%	13	22.4%	22	43.1%	13	36.1%	13	26.9%	6	14(2)	13(10)	26.5%	22(14)	42.3%	25(14)	57.9%	29(12)	58.0%	343	35.6%
計	50	100.0%	56	100.0%	61	100.0%	67	100.0%	78	100.0%	49	100.0%	51	100.0%	58	100.0%	51	100.0%	36	100.0%	44	100.0%	44	100.0%	49(18)	100.0%	52(23)	100.0%	54(22)	100.0%	50(21)	100.0%	964	100.0%

※1 第2次報告から第17次報告までの調査。累計母数は865人

※2 第18次報告から調査。累計母数は99人

表 19 加害の動機（3歳未満と3歳以上）（心中以外の虐待死）

区分	3歳未満			3歳以上			不明		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
しつけのつもり	1(1)	3.2%	6.7%	1(0)	6.7%	25.0%	0(0)	0.0%	0.0%
こどもがなつかない	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
パートナーへの愛情を独占されたなど、こどもに対する嫉妬心	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
パートナーへの怒りをこどもに向ける	1(0)	3.2%	6.7%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
慢性の疾患等の苦しみからこどもを救おうという主観的意図	0(0)	0.0%	0.0%	1(0)	6.7%	25.0%	0(0)	0.0%	0.0%
こどもの暴力などから身を守るため	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
MSBP(代理コミュニケーション症候群)	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
こどもの世話・養育方法がわからない	1(0)	3.2%	6.7%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
こどもの世話・養育をす余裕がない	1(0)	3.2%	6.7%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
こどもの存在の拒否・否定	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
泣きやまないことにはいらなかったため	1(0)	3.2%	6.7%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
アルコール又は薬物依存に起因した精神症状による行為	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
アルコール又は薬物依存以外に起因した精神症状による行為(妄想などによる)	1(1)	3.2%	6.7%	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
その他	9(4)	29.0%	60.0%	2(2)	13.3%	50.0%	2(1)	50.0%	100.0%
小計	15(6)	48.4%	100.0%	4(2)	26.7%	100.0%	2(1)	50.0%	100.0%
不明	16(8)	51.6%	—	11(4)	73.3%	—	2(0)	50.0%	—
計	31(14)	100.0%	—	15(6)	100.0%	—	4(1)	100.0%	—

イ 心中による虐待死事例における加害の動機

表 20 加害の動機（心中による虐待死）（3歳未満と3歳以上）（複数回答）

区分	3歳未満(9人)		3歳以上(15人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
こどもの病気・障害	1(0)	11.1%	1(0)	6.7%
保護者自身の精神疾患、精神不安	3(0)	33.3%	6(0)	40.0%
保護者自身の病気(精神疾患を除く)・障害等	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
経済的困窮(多額の借金など)	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
育児不安や育児負担感	2(0)	22.2%	2(0)	13.3%
夫婦間のトラブルなど家庭に不和	2(0)	22.2%	2(0)	13.3%
その他	0(0)	0.0%	3(0)	20.0%
不明	5(0)	55.6%	6(0)	40.0%

(3) 死亡した子どもの生育歴

① 妊娠・周産期における問題

ア 「予期しない妊娠/計画していない妊娠」に関連する妊娠・周産期・周産期の問題

表 21 妊娠・周産期・周産期の問題 (心中心以外の虐待死) (複数回答) の経年

区分	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数 (914人)	
	(56人)	(61人)	(78人)	(67人)	(49人)	(51人)	(58人)	(51人)	(36人)	(44人)	(52人)	(49人)	(52人)	(54人)	(57人)	(49人)	(50人)		
切迫流産・切迫早産	人数	1	6	1	4	5	2	2	3	4	7(2)	5(3)	8(3)	5(3)	5(3)	3(1)	9(4)	74	
	構成割合	1.8%	9.8%	1.3%	6.0%	10.2%	7.8%	3.4%	3.9%	8.3%	9.1%	13.5%	10.2%	15.4%	9.3%	8.8%	6.1%	18.0%	8.1%
妊娠高血圧症候群	人数	2	1	2	2	0	1	2	3	1	0(0)	1(0)	1(1)	2(1)	2(1)	4(1)	2(1)	28	
	構成割合	3.6%	1.6%	2.6%	3.0%	0.0%	3.9%	1.7%	3.9%	8.3%	2.3%	0.0%	2.0%	1.9%	3.7%	3.5%	8.2%	4.0%	3.1%
喫煙の常習	人数	1	1	3	7	4	7	8	6	4	3(1)	8(2)	5(0)	5(0)	4(2)	11(7)	4(2)	7(2)	87
	構成割合	1.8%	1.6%	3.8%	10.4%	8.2%	13.7%	13.8%	11.8%	11.1%	9.1%	5.8%	16.3%	9.6%	7.4%	19.3%	8.2%	14.0%	9.5%
アルコールの常習	人数	2	1	2	5	1	1	2	3	1	2(1)	1(0)	0(0)	0(0)	2(0)	3(1)	3(2)	34	
	構成割合	3.6%	1.6%	2.6%	7.5%	2.0%	2.0%	3.4%	5.9%	2.8%	9.1%	3.8%	2.0%	0.0%	1.0%	3.5%	6.1%	6.0%	3.7%
違法薬物の使用/薬物の過剰摂取等 ※1	人数	-	-	-	-	-	-	-	-	0	1(1)	0(0)	0(0)	1(1)	1(1)	0(0)	0(0)	3	
	構成割合	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%	0.7%	
マタニティブルー	人数	1	0	0	1	0	0	4	1	3	2(1)	3(0)	2(1)	4(1)	2(1)	4(2)	0(0)	27	
	構成割合	1.8%	0.0%	0.0%	1.5%	0.0%	0.0%	7.8%	2.8%	6.8%	3.8%	6.1%	3.8%	7.4%	3.5%	8.2%	0.0%	3.0%	
予期しない妊娠/計画していない妊娠	人数	7	10	11	21	11	10	18	8	24	18(5)	24(10)	16(7)	13(5)	20(12)	14(4)	16(7)	255	
	構成割合	12.5%	16.4%	14.1%	31.3%	22.4%	19.6%	31.0%	22.2%	54.5%	34.6%	49.0%	30.8%	24.1%	35.1%	28.6%	32.0%	27.9%	
若年(10代)妊娠	人数	4	8	12	15	7	14	14	4	6	9	13(2)	5(3)	14(8)	6(5)	7(1)	7(2)	153	
	構成割合	7.1%	13.1%	15.4%	22.4%	14.3%	27.5%	24.1%	7.8%	16.7%	20.5%	25.0%	10.2%	26.9%	10.5%	14.3%	14.0%	16.7%	
お腹をたくたく等の墮胎行為 ※1	人数	-	-	-	-	-	-	-	-	0	1(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(2)	5	
	構成割合	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%	0.0%	4.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.0%	1.2%	
母子健康手帳の未発行	人数	6	9	11	20	9	9	9	5	13	11(2)	15(5)	15(10)	15(10)	15(7)	13(2)	9(2)	187	
	構成割合	10.7%	14.8%	14.1%	29.9%	18.4%	17.6%	15.5%	21.6%	33.9%	29.5%	30.6%	30.8%	28.8%	26.3%	26.3%	18.0%	20.5%	
妊婦健康診査未受診	人数	4	9	10	21	7	11	21	17	10	18	17(5)	23(9)	16(11)	20(7)	19(7)	14(4)	249	
	構成割合	7.1%	14.8%	12.8%	31.3%	14.3%	21.6%	36.2%	33.3%	27.8%	40.9%	32.7%	46.9%	30.8%	22.2%	38.8%	28.0%	27.2%	
胎児虐待 ※2	人数	1	2	2	0	2	5	8	7	0	-	-	-	-	-	-	-	27	
	構成割合	1.8%	3.3%	2.6%	0.0%	4.1%	9.8%	13.8%	13.7%	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	5.3%	
その他(妊娠期の母体側の問題) ※3	人数	-	-	-	-	-	-	1	3	1	1(1)	5(2)	5(2)	3(3)	11(7)	8(2)	6(4)	47	
	構成割合	-	-	-	-	-	-	1.7%	5.9%	8.3%	1.9%	10.2%	9.6%	5.6%	19.3%	16.3%	12.0%	8.5%	
自宅分娩(助産師などの立ち会いなし) ※4	人数	-	-	-	-	-	-	-	2	14	11(3)	9(3)	16(8)	11(3)	12(6)	9(2)	2(0)	86	
	構成割合	-	-	-	-	-	-	-	5.6%	31.8%	21.2%	18.4%	30.8%	20.4%	21.1%	18.4%	4.0%	19.4%	
遺棄 ※4	人数	-	-	-	-	-	-	-	5	15	10(2)	15(5)	19(12)	19(6)	18(10)	12(1)	7(1)	120	
	構成割合	-	-	-	-	-	-	-	13.9%	34.1%	19.2%	30.6%	36.5%	35.2%	31.6%	24.5%	14.0%	27.1%	
墜落分娩	人数	2	5	5	9	2	2	5	3	5	7(2)	11(2)	10(5)	6(2)	11(4)	6(1)	2(1)	92	
	構成割合	3.6%	8.2%	6.4%	13.4%	4.1%	3.9%	8.6%	5.9%	2.8%	11.4%	13.5%	22.4%	11.1%	19.3%	12.2%	4.0%	10.1%	
飛び込み出産 ※4	人数	-	-	-	-	-	-	-	2	2	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	6	
	構成割合	-	-	-	-	-	-	-	5.6%	4.5%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	1.4%	
陣痛が微弱であった ※5	人数	0	1	1	1	1	0	2	0	-	-	-	-	-	-	-	-	6	
	構成割合	0.0%	1.6%	1.3%	1.5%	2.0%	0.0%	3.4%	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	1.3%	
帝王切開	人数	2	2	8	4	7	7	12	7	3	7	6(2)	4(2)	7(3)	5(3)	7(4)	9(5)	108	
	構成割合	3.6%	3.3%	10.3%	6.0%	14.3%	13.7%	20.7%	13.7%	8.3%	15.9%	12.2%	7.7%	13.0%	8.8%	14.3%	18.0%	11.8%	
救急車で来院 ※6	人数	-	-	-	-	-	-	4	3	-	-	-	-	-	-	-	-	7	
	構成割合	-	-	-	-	-	-	6.9%	5.9%	-	-	-	-	-	-	-	-	6.4%	
医療機関から連絡 ※7	人数	-	-	-	-	-	-	5	6	1	6(3)	6(2)	9(3)	10(5)	11(6)	6(4)	16(7)	79	
	構成割合	-	-	-	-	-	-	8.6%	16.7%	2.3%	11.5%	12.2%	17.3%	18.5%	19.3%	12.2%	32.0%	14.3%	
その他(周産期の母体側の問題) ※3	人数	-	-	-	-	-	-	3	0	0	1(0)	3(3)	3(2)	4(2)	3(1)	3(0)	4(3)	27	
	構成割合	-	-	-	-	-	-	5.2%	0.0%	0.0%	1.9%	6.1%	5.8%	7.4%	5.3%	6.1%	8.0%	4.9%	
本児を妊娠時の特定妊婦としての支援の有無 ※8	人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24	
	構成割合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.6%	
低体重(2500g未満)	人数	1	4	6	9	8	7	8	11	4	8	8(3)	6(4)	6(4)	7(5)	8(3)	14(6)	121	
	構成割合	1.8%	6.6%	7.7%	13.4%	16.3%	13.7%	13.8%	21.6%	11.1%	18.2%	11.5%	16.3%	11.5%	11.1%	16.3%	28.0%	13.2%	
多胎	人数	2	0	1	4	1	3	0	1	0	0	0(0)	0(0)	1(0)	2(1)	5(2)	2(1)	25	
	構成割合	3.6%	0.0%	1.3%	6.0%	2.0%	5.9%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	3.8%	0.0%	1.9%	3.5%	10.2%	4.0%	2.7%	
新生児仮死	人数	0	4	0	0	4	0	1	0	2	2	2(1)	0(0)	1(1)	2(1)	2(1)	0(0)	20	
	構成割合	0.0%	6.6%	0.0%	0.0%	8.2%	0.0%	1.7%	0.0%	5.6%	4.5%	4.1%	0.0%	0.0%	3.5%	4.1%	0.0%	2.2%	
その他の疾患・障害 ※9	人数	-	4	2	0	3	0	4	6	6	2	3(2)	3(1)	5(3)	4(3)	7(3)	4(3)	54	
	構成割合	-	6.6%	2.6%	0.0%	6.1%	0.0%	6.9%	11.8%	16.7%	4.5%	1.9%	6.1%	5.8%	7.0%	14.3%	8.0%	6.3%	
出生時の退院の遅れによる母子分離	人数	2	4	3	6	5	3	5	3	1	3	3(2)	6(4)	4(2)	3(1)	13(7)	9(3)	77	
	構成割合	3.6%	6.6%	3.8%	9.0%	10.2%	5.9%	8.6%	5.9%	2.8%	6.8%	7.7%	6.1%	11.5%	7.4%	26.5%	18.0%	8.4%	
NICU入院	人数	1	5	3	2	4	1	4	6	3	2	3(1)	7(4)	2(2)	3(1)	7(3)	8(2)	63	
	構成割合	1.8%	8.2%	3.8%	3.0%	8.2%	2.0%	6.9%	11.8%	8.3%	4.5%	5.8%	4.1%	3.7%	5.3%	14.3%	16.0%	6.9%	

※1 第12次報告から調査。累計母数は407人

※2 第3次報告から調査。累計母数は552人

※3 第9次報告から調査。累計母数は552人

※4 第11次報告から調査。累計母数は443人

※5 第3次報告から調査。累計母数は471人

※6 第9次報告から調査。累計母数は109人

※7 第9次報告から調査。累計母数は552人

※8 第18次報告から調査。累計母数は858人

※9 第4次報告から調査。累計母数は99人

表 23 「予期しない妊娠／計画していない妊娠」と関連する妊娠期・周産期の問題（心中以外の虐待死）

区分	「予期しない妊娠／計画していない妊娠」の内訳(16人)													
	死亡時点のこどもの年齢(心中以外の虐待死)						1歳以上(5人)						不明(1人)	
	0日(2人)		1日~1か月未満(2人)		1か月~1歳未満(6人)		1歳以上(5人)		1歳以上(5人)		不明(1人)			
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合		
母子健康手帳の未発行・妊婦健康診査未受診	1(0)	50.0%	1(1)	50.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	1(0)	100.0%		
母子健康手帳の未発行・妊婦健康診査未受診	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%		
母子健康手帳の発行・妊婦健康診査未受診	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	1(1)	16.7%	2(2)	40.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%		
母子健康手帳の発行・妊婦健康診査未受診	0(0)	0.0%	1(1)	50.0%	4(2)	66.7%	2(0)	40.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%		
母子健康手帳発行・妊婦健康診査未受診不明	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	1(0)	16.7%	1(0)	20.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%		
母子健康手帳の発行不明・妊婦健康診査未受診	1(0)	50.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%		

② 死亡時点での養育機関等の所属

表 24 連続した欠席(休業日を除き連続して7日以上)の有無(死亡の1年程度前から死亡までの期間)のみみられたものと、その対応

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂を含む)			
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	
なし	8(2)	61.5%	72.7%	10(0)	66.7%	90.9%	
あり	3(1)	23.1%	27.3%	1(0)	6.7%	9.1%	
連続した欠席の 対応 (再掲) (複数回答)	電話	3(1)	23.1%	1(0)	6.7%	9.1%	
	面接	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	
	家庭訪問	2(1)	15.4%	18.2%	0(0)	0.0%	0.0%
	その他	0(0)	0.0%	0.0%	1(0)	6.7%	9.1%
小計	11(3)	84.6%	100.0%	11(0)	73.3%	100.0%	
不明	2(1)	15.4%	—	4(0)	26.7%	—	
計	13(4)	100.0%	—	15(0)	100.0%	—	

表 25 連続した欠席(休業日を除き連続して7日以上)をどの機関が把握していたのか、その情報をどの機関と共有していたのか

心中以外の虐待死	心中による虐待死(未遂含む)
<ul style="list-style-type: none"> 所属保育園が把握していた。(虐待通告時、市区町村虐待対応担当部署が登園状況を確認した際は「登園状況は問題ない」とのこと、連続した欠席の情報はなかった) 学校(教育委員会)が把握し、市区町村虐待対応担当部署、児童相談所等と共有していた。 市区町村虐待対応担当部署及び母子保健担当部署、児相、保育園が把握。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育園が欠席事由を把握していた。

表 27 こどもの施設等への入所経験（心中による虐待死）（複数回答）

区分	第7次 第8次 第9次 第10次 第11次 第12次 第13次 第14次 第15次 第16次 第17次 第18次 第19次 総数																		
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数
一時保護所	0	0.0%	3	7.3%	2	5.1%	1	3.0%	0	0.0%	8(0)	3(1)	0(0)	0(0)	3(0)	0(0)	1(0)	25	5.5%
児童養護施設	0	0.0%	1	2.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2(0)	2(1)	0(0)	0(0)	2(0)	0(0)	2(0)	9	2.0%
（一時保護委託を含む）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	6.3%	7.1%	0(0)	0(0)	9.5%	0(0)	8.3%	2.0%	
乳児院	0	0.0%	0	0.0%	1	2.6%	0	0.0%	0	0.0%	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	8	
（一時保護委託を含む）	0	0.0%	0	0.0%	2	4.9%	0	0.0%	0	0.0%	6.3%	0.0%	0(0)	0(0)	4.8%	0(0)	1.8%		
病院、診療所	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2		
（一時保護委託を含む）※1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3.1%	0(0)	0(0)	0(0)	0.0%	0(0)	1.2%		
児童自立支援施設	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0		
障害児入所施設	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0.0%		
（短期入所利用を含む）	0	0.0%	0	0.0%	1	2.6%	0	0.0%	0	0.0%	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1		
児童心理治療施設	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.0%	0	0.0%	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0.2%		
母子生活支援施設	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(2)	0(0)	2		
婦人相談所 ※2	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0(0)	3.6%	0(0)	0(0)	0.0%	0(0)	0.4%		
自立援助ホーム	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	2		
少年院	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0.0%	0.0%	0(0)	0(0)	4.8%	0(0)	0.5%		
民間シェルター	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0		
里親	0	0.0%	1	2.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0.0%		
ファミリーホーム ※2	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0.2%		
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.0%	0	0.0%	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0		
計	61	100.0%	47	100.0%	39	100.0%	33	100.0%	27	100.0%	32(0)	28(3)	13(0)	19(3)	21(6)	28(0)	24(0)	452	100.0%

※1 第13次報告から調査。累計母数は165人

※2 第7次報告から調査。累計母数は391人

表 28 一時保護及び児童福祉法申立て・措置の有無（第19次報告新規）

区分	心中以外の虐待死 (50人)		心中による虐待死 (未遂を含む)(24人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
一時保護 あり	5(2)	10.0%	3(0)	12.5%
児童福祉法第33条申立て あり	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
児童福祉法第27条第1項第3号の措置 あり	2(0)	4.0%	2(0)	8.3%
児童福祉法第28条申立て あり	1(0)	2.0%	0(0)	0.0%
うち承認実績 あり	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%

(4) 養育環境

① 養育者の世帯の状況

表 29 養育者の世帯の状況(心中以外の虐待死)

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
実父母	人数	38	26	26	19	27	21	19	20	26(5)	29(11)	31(0)	24(17)	24(12)	23(11)	379
	構成割合	48.7%	38.8%	53.1%	37.3%	46.6%	41.2%	52.8%	45.5%	50.0%	59.2%	57.4%	42.1%	49.0%	46.0%	47.6%
ひとり親(離婚)	人数	9	5	1	8	8	9	3	2	2(2)	5(3)	1(0)	4(3)	3(0)	8(4)	73
	構成割合	11.5%	7.5%	2.0%	15.7%	13.8%	17.6%	8.3%	4.5%	3.8%	10.2%	1.9%	7.0%	6.1%	16.0%	9.2%
ひとり親(未婚)	人数	9	11	3	4	9	10	7	13	9(0)	9(5)	7(0)	13(8)	10(1)	11(4)	130
	構成割合	11.5%	16.4%	6.1%	7.8%	15.5%	19.6%	19.4%	29.5%	17.3%	10.2%	13.0%	22.8%	20.4%	22.0%	16.3%
ひとり親(死別)	人数	0	1	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1
	構成割合	0.0%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
ひとり親(別居) ※1	人数	-	-	-	1	3	2	1	2	1(0)	1(1)	1(0)	4(1)	1(1)	1(0)	21
	構成割合	-	-	-	2.0%	5.2%	3.9%	2.8%	4.5%	1.9%	1.9%	1.9%	7.0%	2.0%	2.0%	3.5%
実父母のいずれかとその再婚者	人数	5	9	7	6	2	3	3	2	2(0)	3(2)	0(0)	4(1)	4(0)	2(1)	53
	構成割合	6.4%	13.4%	14.3%	11.8%	3.4%	5.9%	8.3%	4.5%	3.8%	2.0%	0.0%	7.0%	8.2%	4.0%	6.6%
内縁関係(交際相手を含む)	人数	4	2	5	6	2	1	0	3	3(1)	1(0)	3(0)	1(0)	1(0)	1(0)	34
	構成割合	5.1%	3.0%	10.2%	11.8%	3.4%	2.0%	0.0%	6.8%	5.8%	2.0%	5.6%	1.8%	2.0%	2.0%	4.3%
養父母	人数	0	1	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1
	構成割合	0.0%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
その他	人数	0	3	1	2	6	0	0	1	2(0)	1(1)	1(0)	2(2)	3(0)	1(0)	28
	構成割合	0.0%	4.5%	2.0%	3.9%	10.3%	0.0%	0.0%	2.3%	3.8%	1.9%	1.9%	3.5%	6.1%	2.0%	3.5%
不明	人数	13	9	6	5	1	5	3	1	7(0)	6(4)	10(3)	5(3)	3(1)	3(1)	77
	構成割合	16.7%	13.4%	12.2%	9.8%	1.7%	9.8%	8.3%	2.3%	13.5%	11.5%	18.5%	8.8%	6.1%	6.0%	9.7%
計	人数	78	67	49	51	58	51	36	44	52(8)	49(18)	54(0)	57(35)	49(15)	50(21)	797
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 第8次報告から調査。累計母数は603人

表 30 養育者の世帯の状況(心中による虐待死)

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
実父母	人数	32	22	22	22	14	13	21	23	15(0)	12(0)	14(1)	14(2)	19(0)	16(0)	267
	構成割合	50.0%	36.1%	56.4%	46.8%	34.1%	33.3%	63.6%	85.2%	46.9%	42.9%	61.5%	73.7%	66.7%	67.9%	51.7%
ひとり親(離婚)	人数	4	13	4	9	13	13	4	2	7(0)	2(0)	0(0)	3(3)	3(0)	2(0)	82
	構成割合	6.3%	21.3%	10.3%	19.1%	31.7%	33.3%	12.1%	7.4%	10.7%	15.4%	0.0%	0.0%	14.3%	10.7%	8.3%
ひとり親(未婚)	人数	0	3	1	0	1	2	1	0	5(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	14
	構成割合	0.0%	4.9%	2.6%	0.0%	2.4%	5.1%	3.0%	0.0%	15.6%	0.0%	5.3%	0.0%	0.0%	0.0%	2.7%
ひとり親(死別)	人数	0	0	0	1	0	1	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	2.1%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
ひとり親(別居) ※1	人数	-	-	-	7	1	3	3	0	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	6(0)	1(0)	22
	構成割合	-	-	-	14.9%	2.4%	7.7%	9.1%	0.0%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%	21.4%	4.2%	6.3%
実父母のいずれかとその再婚者	人数	0	0	1	0	3	1	2	0	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	0(0)	2(0)	12
	構成割合	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%	7.3%	2.6%	6.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.5%	0.0%	8.3%	2.3%
内縁関係(交際相手を含む)	人数	1	0	0	0	0	1	0	0	2(0)	2(0)	2(2)	0(0)	0(0)	1(0)	9
	構成割合	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	6.3%	15.4%	10.5%	0.0%	0.0%	4.2%	1.7%
養父母	人数	0	0	0	2	0	0	0	0	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	4.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%
その他	人数	2	1	1	2	2	1	1	0	3(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	15
	構成割合	3.1%	1.6%	2.6%	4.3%	4.9%	2.6%	3.0%	0.0%	10.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	2.9%
不明	人数	25	22	10	4	7	4	2	2	9(1)	0(0)	2(0)	2(1)	0(0)	0(0)	90
	構成割合	39.1%	36.1%	25.6%	8.5%	17.1%	10.3%	3.0%	7.4%	32.1%	0.0%	10.5%	9.5%	0.0%	0.0%	17.4%
計	人数	64	61	39	47	41	39	33	27	32(0)	13(0)	19(3)	21(6)	28(0)	24(0)	516
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 第8次報告から調査。累計母数は352人

② 祖父母との同居の状況

表 31 祖父母との同居の状況

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
なし	43(18)	86.0%	17(0)	81.0%
あり	4(1)	8.0%	4(0)	19.0%
内訳 (再掲)	2(1)	4.0%	0(0)	0.0%
母方祖母同居	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
母方祖父同居	1(0)	2.0%	3(0)	14.3%
父方祖母同居	1(0)	2.0%	0(0)	0.0%
父方祖父同居	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
父方祖父母同居	0(0)	0.0%	1(0)	4.8%
小計	47(19)	94.0%	21(0)	100.0%
不明	3(2)	6.0%	3(0)	12.5%
計	50(21)	100.0%	24(0)	100.0%

③ 実父母及び祖父母以外の者との同居の状況

表 32 実父母及び祖父母以外の者との同居の状況

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
なし	40(17)	80.0%	20(0)	83.3%
あり	4(0)	8.0%	3(0)	12.5%
母の交際相手 (再掲)	1(0)	2.0%	2(0)	8.3%
父の交際相手	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
母の友人	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
父の友人	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
その他	3(0)	6.0%	1(0)	4.2%
小計	44(17)	88.0%	23(0)	95.8%
不明	6(4)	12.0%	1(0)	4.2%
計	50(21)	100.0%	24(0)	100.0%

④ こどもの死亡時における実父母の年齢

表 33 こどもの死亡時における実父母の年齢

区分	心中以外の虐待死						心中による虐待死(未遂含む)					
	実母		実父		実母		実父		実母		実父	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
いない	0(0)	0.0%	9(2)	18.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	3(0)	12.5%	12.5%	
いる	49(20)	98.0%	35(17)	70.0%	24(0)	100.0%	21(0)	87.5%	87.5%			
内訳 (再掲)	4(1)	8.0%	1(0)	2.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%			
19歳以下	12(3)	24.0%	5(2)	10.0%	1(0)	4.2%	0(0)	0.0%	0.0%			
20歳~24歳	10(6)	20.0%	7(3)	14.0%	5(0)	20.8%	1(0)	4.2%	4.2%			
25歳~29歳	7(3)	14.0%	7(4)	14.0%	5(0)	20.8%	6(0)	25.0%	25.0%			
30歳~34歳	8(2)	16.0%	8(3)	16.0%	9(0)	37.5%	6(0)	25.0%	25.0%			
35歳~39歳	5(3)	10.0%	3(2)	6.0%	4(0)	16.7%	7(0)	29.2%	29.2%			
40歳以上	3(2)	6.0%	4(3)	8.0%	0(0)	0.0%	1(0)	4.2%	4.2%			
年齢不明	49(20)	98.0%	44(19)	88.0%	24(0)	100.0%	24(0)	100.0%	100.0%			
小計	1(1)	2.0%	6(2)	12.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%			
不明	50(21)	100.0%	50(21)	100.0%	24(0)	100.0%	24(0)	100.0%	100.0%			
計	50(21)	100.0%	50(21)	100.0%	24(0)	100.0%	24(0)	100.0%	100.0%			

⑤ 実母の生育歴

表 34 (実母の生育歴) 成人前に両親死亡(心中以外の虐待死)

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数 40	43	30	32	46	40	30	39	35 (7)	39 (10)	34 (13)	36 (16)	38 (26)	37 (12)	38 (16)	557 (100)
	構成割合 54.1%	68.3%	66.7%	64.0%	79.3%	80.0%	83.3%	90.7%	71.4%	79.6%	65.4%	67.9%	66.7%	75.5%	77.6%	71.7%
あり	人数 0	1	2	0	0	0	1	0	0 (0)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	2 (0)	10 (3)
	構成割合 0.0%	1.6%	4.4%	0.0%	0.0%	0.0%	2.8%	0.0%	0.0%	6.1%	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%	4.1%	1.3%
小計	人数 40	44	32	32	46	40	31	39	35 (7)	42 (12)	34 (13)	36 (16)	39 (27)	37 (12)	40 (16)	567 (103)
	構成割合 54.1%	69.8%	71.1%	64.0%	79.3%	80.0%	86.1%	90.7%	71.4%	85.7%	65.4%	67.9%	68.4%	75.5%	81.6%	73.0%
不明	人数 34	19	13	18	12	10	5	4	14 (1)	7 (6)	18 (10)	17 (6)	18 (8)	12 (3)	9 (4)	210 (38)
	構成割合 45.9%	30.2%	28.9%	36.0%	20.7%	20.0%	13.9%	9.3%	28.6%	14.3%	34.6%	32.1%	31.6%	24.5%	18.4%	27.0%
計	人数 74	63	45	50	58	50	36	43	49 (8)	49 (18)	52 (23)	53 (22)	57 (35)	49 (15)	49 (20)	777 (141)
	構成割合 100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 実母の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 35 (実母の生育歴) 成人前に両親死亡(心中による虐待死(未遂含む))

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数 18	23	12	21	22	18	19	16	26 (0)	9 (2)	12 (0)	13 (3)	16 (3)	15 (0)	20 (0)	260 (8)
	構成割合 40.0%	54.8%	40.0%	50.0%	64.7%	52.9%	57.6%	59.3%	86.7%	47.4%	92.3%	72.2%	76.2%	53.6%	83.3%	59.1%
あり	人数 0	1	0	0	2	0	0	0	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (0)
	構成割合 0.0%	2.4%	0.0%	0.0%	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%
小計	人数 18	24	12	21	24	18	19	16	27 (0)	9 (2)	12 (0)	13 (3)	16 (3)	15 (0)	20 (0)	264 (8)
	構成割合 40.0%	57.1%	40.0%	50.0%	70.6%	52.9%	57.6%	59.3%	90.0%	47.4%	92.3%	72.2%	76.2%	53.6%	83.3%	60.0%
不明	人数 27	18	18	21	10	16	14	11	3 (0)	10 (0)	1 (0)	5 (0)	5 (3)	13 (0)	4 (0)	176 (3)
	構成割合 60.0%	42.9%	60.0%	50.0%	29.4%	47.1%	42.4%	40.7%	10.0%	52.6%	7.7%	27.8%	23.8%	46.4%	16.7%	40.0%
計	人数 45	42	30	42	34	34	33	27	30 (0)	19 (2)	13 (0)	18 (3)	21 (6)	28 (0)	24 (0)	440 (11)
	構成割合 100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 実母の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 36 (実母の生育歴) ひとり親家庭(心中以外の虐待死)

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数 26	34	18	23	28	24	21	26	24 (3)	31 (6)	20 (8)	25 (13)	18 (12)	21 (7)	24 (8)	363 (57)
	構成割合 35.1%	54.0%	40.0%	46.0%	48.3%	48.0%	58.3%	60.5%	49.0%	63.3%	38.5%	47.2%	31.6%	42.9%	49.0%	46.7%
あり	人数 13	9	12	10	18	11	9	13	13 (4)	8 (4)	10 (4)	8 (2)	17 (12)	15 (5)	15 (6)	181 (37)
	構成割合 17.6%	14.3%	26.7%	20.0%	31.0%	22.0%	25.0%	30.2%	26.5%	16.3%	19.2%	15.1%	29.8%	30.6%	30.6%	23.3%
小計	人数 39	43	30	33	46	35	30	39	37 (7)	39 (10)	30 (12)	33 (15)	35 (24)	36 (12)	39 (14)	544 (94)
	構成割合 52.7%	68.3%	66.7%	66.0%	79.3%	70.0%	83.3%	90.7%	75.5%	79.6%	57.7%	62.3%	61.4%	73.5%	79.6%	70.0%
不明	人数 35	20	15	17	12	15	6	4	12 (1)	10 (8)	22 (11)	20 (7)	22 (11)	13 (3)	10 (6)	233 (47)
	構成割合 47.3%	31.7%	33.3%	34.0%	20.7%	30.0%	16.7%	9.3%	24.5%	20.4%	42.3%	37.7%	38.6%	26.5%	20.4%	30.0%
計	人数 74	63	45	50	58	50	36	43	49 (8)	49 (18)	52 (23)	53 (22)	57 (35)	49 (15)	49 (20)	777 (141)
	構成割合 100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 実母の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 37 (実母の生育歴) ひとり親家庭 (心中による虐待死 (未遂含む))

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数 12	20	8	15	16	11	15	13	17 (0)	7 (2)	11 (0)	11 (3)	5 (0)	11 (0)	18 (0)	190 (5)
	構成割合 26.7%	47.6%	26.7%	35.7%	47.1%	32.4%	45.5%	48.1%	56.7%	36.8%	84.6%	61.1%	23.8%	39.3%	75.0%	43.2%
あり	人数 2	1	2	2	5	4	2	0	7 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	8 (3)	2 (0)	1 (0)	37 (3)
	構成割合 4.4%	2.4%	6.7%	4.8%	14.7%	11.8%	6.1%	0.0%	23.3%	0.0%	0.0%	5.6%	38.1%	7.1%	4.2%	8.4%
小計	人数 14	21	10	17	21	15	17	13	24 (0)	7 (2)	11 (0)	12 (3)	13 (3)	13 (0)	19 (0)	227 (8)
	構成割合 31.1%	50.0%	33.3%	40.5%	61.8%	44.1%	51.5%	48.1%	80.0%	36.8%	84.6%	66.7%	61.9%	46.4%	0.0%	51.6%
不明	人数 31	21	20	25	13	19	16	14	6 (0)	12 (0)	2 (0)	6 (0)	8 (3)	15 (0)	5 (0)	213 (3)
	構成割合 68.9%	50.0%	66.7%	59.5%	38.2%	55.9%	48.5%	51.9%	20.0%	63.2%	15.4%	33.3%	38.1%	53.6%	20.8%	48.4%
計	人数 45	42	30	42	34	34	33	27	30 (0)	19 (2)	13 (0)	18 (3)	21 (6)	28 (0)	24 (0)	440 (11)
	構成割合 100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 実母の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 38 (実母の生育歴) 継親子関係 (心中以外の虐待死)

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数 33	39	27	19	38	26	26	30	24(5)	33(8)	26(13)	23(10)	27(18)	29(11)	29(10)	429(75)
	構成割合 44.6%	61.9%	60.0%	38.0%	65.5%	52.0%	72.2%	69.8%	49.0%	67.3%	50.0%	43.4%	47.4%	59.2%	59.2%	55.2%
あり	人数 2	1	3	4	4	2	3	3	6(2)	2(1)	4(1)	4(3)	7(6)	3(2)	8(4)	56(19)
	構成割合 2.7%	1.6%	6.7%	8.0%	6.9%	4.0%	8.3%	7.0%	12.2%	4.1%	7.7%	7.5%	12.3%	6.1%	16.3%	7.2%
小計	人数 35	40	30	23	42	28	29	33	30(7)	35(9)	30(14)	27(13)	34(24)	32(13)	37(14)	485(94)
	構成割合 47.3%	63.5%	66.7%	46.0%	72.4%	56.0%	80.6%	76.7%	61.2%	71.4%	57.7%	50.9%	59.6%	65.3%	75.5%	62.4%
不明	人数 39	23	15	27	16	22	7	10	19(1)	14(9)	22(9)	26(9)	23(11)	17(2)	12(6)	292(47)
	構成割合 52.7%	36.5%	33.3%	54.0%	27.6%	44.0%	19.4%	23.3%	38.8%	28.6%	42.3%	49.1%	40.4%	34.7%	24.5%	37.6%
計	人数 74	63	45	50	58	50	36	43	49(8)	49(18)	52(23)	53(22)	57(35)	49(15)	49(20)	777(141)
	構成割合 100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 実母の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 39 (実母の生育歴) 継親子関係 (心中による虐待死 (未遂含む))

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数 13	16	9	13	16	14	15	13	21 (0)	6 (2)	10 (0)	8 (0)	9 (3)	7 (0)	14 (0)	184 (5)
	構成割合 28.9%	38.1%	30.0%	31.0%	47.1%	41.2%	45.5%	48.1%	70.0%	31.6%	76.9%	44.4%	42.9%	25.0%	58.3%	41.8%
あり	人数 0	0	1	1	1	0	0	0	1 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	8 (2)
	構成割合 0.0%	0.0%	3.3%	2.4%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	3.3%	5.3%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	4.2%	1.8%
小計	人数 13	16	10	14	17	14	15	13	22 (0)	7 (2)	10 (0)	10 (2)	9 (3)	7 (0)	15 (0)	192 (7)
	構成割合 28.9%	38.1%	33.3%	33.3%	50.0%	41.2%	45.5%	48.1%	73.3%	36.8%	76.9%	55.6%	42.9%	25.0%	62.5%	43.6%
不明	人数 32	26	20	28	17	20	18	14	8 (0)	12 (0)	3 (0)	8 (1)	12 (3)	21 (0)	9 (0)	248 (4)
	構成割合 71.1%	61.9%	66.7%	66.7%	50.0%	58.8%	54.5%	51.9%	26.7%	63.2%	23.1%	44.4%	57.1%	75.0%	37.5%	56.4%
計	人数 45	42	30	42	34	34	33	27	30 (0)	19 (2)	13 (0)	18 (3)	21 (6)	28 (0)	24 (0)	440 (11)
	構成割合 100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 実母の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 40 (実母の生育歴) 養子・里子体験 (心中以外の虐待死)

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数 31	35	27	18	38	26	25	29	28 (6)	36 (10)	30 (13)	27 (12)	32 (22)	34 (13)	33 (13)	449 (89)
	構成割合 41.9%	55.6%	60.0%	36.0%	65.5%	52.0%	69.4%	67.4%	57.1%	73.5%	57.7%	50.9%	56.1%	69.4%	67.3%	57.8%
あり	人数 2	0	0	4	1	1	1	1	1 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	12 (1)
	構成割合 2.7%	0.0%	0.0%	8.0%	1.7%	2.0%	2.8%	2.3%	2.0%	0.0%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%
小計	人数 33	35	27	22	39	27	26	30	29 (7)	36 (10)	31 (13)	27 (12)	32 (22)	34 (13)	33 (13)	461 (90)
	構成割合 44.6%	55.6%	60.0%	44.0%	67.2%	54.0%	72.2%	69.8%	59.2%	73.5%	59.6%	50.9%	56.1%	69.4%	67.3%	59.3%
不明	人数 41	28	18	28	19	23	10	13	20 (1)	13 (8)	21 (10)	26 (10)	25 (13)	15 (2)	16 (7)	316 (51)
	構成割合 55.4%	44.4%	40.0%	56.0%	32.8%	46.0%	27.8%	30.2%	40.8%	26.5%	40.4%	49.1%	43.9%	30.6%	32.7%	40.7%
計	人数 74	63	45	50	58	50	36	43	49 (8)	49 (18)	52 (23)	53 (22)	57 (35)	49 (15)	49 (20)	777 (141)
	構成割合 100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 実母の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 41 (実母の生育歴) 養子・里子体験 (心中による虐待死 (未遂含む))

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数 7	12	8	12	13	10	9	13	20 (0)	7 (2)	8 (0)	6 (2)	10 (3)	7 (0)	15 (0)	157 (7)
	構成割合 15.6%	28.6%	26.7%	28.6%	38.2%	29.4%	27.3%	48.1%	66.7%	36.8%	61.5%	33.3%	47.6%	25.0%	62.5%	35.7%
あり	人数 0	0	0	0	1	1	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)
	構成割合 0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.9%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%
小計	人数 7	12	8	12	14	11	9	13	20 (0)	7 (2)	8 (0)	6 (2)	10 (3)	7 (0)	15 (0)	159 (7)
	構成割合 15.6%	28.6%	26.7%	28.6%	41.2%	32.4%	27.3%	48.1%	66.7%	36.8%	61.5%	33.3%	47.6%	25.0%	62.5%	36.1%
不明	人数 38	30	22	30	20	23	24	14	10 (0)	12 (0)	5 (0)	12 (1)	11 (3)	21 (0)	9 (0)	281 (4)
	構成割合 84.4%	71.4%	73.3%	71.4%	58.8%	67.6%	72.7%	51.9%	33.3%	63.2%	38.5%	66.7%	52.4%	75.0%	37.5%	63.9%
計	人数 45	42	30	42	34	34	33	27	30 (0)	19 (2)	13 (0)	18 (3)	21 (6)	28 (0)	24 (0)	440 (11)
	構成割合 100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 実母の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 42 (実母の生育歴) 施設入所体験 (心中以外の虐待死)

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数 28	33	20	19	31	24	22	27	25 (4)	34 (7)	30 (14)	21 (8)	26 (17)	29 (12)	23 (11)	392 (73)
	構成割合 37.8%	52.4%	44.4%	38.0%	53.4%	48.0%	61.1%	62.8%	51.0%	69.4%	57.7%	39.6%	45.6%	59.2%	46.9%	50.5%
あり	人数 2	3	2	2	4	3	3	1	2 (2)	1 (1)	1 (0)	3 (2)	5 (3)	1 (0)	5 (1)	38 (9)
	構成割合 2.7%	4.8%	4.4%	4.0%	6.9%	6.0%	8.3%	2.3%	4.1%	2.0%	1.9%	5.7%	8.8%	2.0%	10.2%	4.9%
小計	人数 30	36	22	21	35	27	25	28	27 (6)	35 (8)	31 (14)	24 (10)	31 (20)	30 (12)	28 (12)	430 (82)
	構成割合 40.5%	57.1%	48.9%	42.0%	60.3%	54.0%	69.4%	65.1%	55.1%	71.4%	59.6%	45.3%	54.4%	61.2%	57.1%	55.3%
不明	人数 44	27	23	29	23	23	11	15	22 (2)	14 (10)	21 (9)	29 (12)	26 (15)	19 (3)	21 (8)	347 (59)
	構成割合 59.5%	42.9%	51.1%	58.0%	39.7%	46.0%	30.6%	34.9%	44.9%	28.6%	40.4%	54.7%	45.6%	38.8%	42.9%	44.7%
計	人数 74	63	45	50	58	50	36	43	49 (8)	49 (18)	52 (23)	53 (22)	57 (35)	49 (15)	49 (20)	777 (141)
	構成割合 100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 実母の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 43 (実母の生育歴) 施設入所体験 (心中による虐待死 (未遂含む))

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数 5	13	5	13	9	9	8	10	11 (0)	6 (2)	7 (0)	6 (2)	8 (3)	7 (0)	8 (0)	125 (7)
	構成割合 11.1%	31.0%	16.7%	31.0%	26.5%	26.5%	24.2%	37.0%	36.7%	31.6%	53.8%	33.3%	38.1%	25.0%	33.3%	28.4%
あり	人数 0	0	0	0	0	1	0	0	8 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	12 (0)
	構成割合 0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%	26.7%	5.3%	0.0%	0.0%	4.8%	0.0%	4.2%	2.7%
小計	人数 5	13	5	13	9	10	8	10	19 (0)	7 (2)	7 (0)	6 (2)	9 (3)	7 (0)	9 (0)	137 (7)
	構成割合 11.1%	31.0%	16.7%	31.0%	26.5%	29.4%	24.2%	37.0%	63.3%	36.8%	53.8%	33.3%	42.9%	25.0%	37.5%	31.1%
不明	人数 40	29	25	29	25	24	25	17	11 (0)	12 (0)	6 (0)	12 (1)	12 (3)	21 (0)	15 (0)	303 (4)
	構成割合 88.9%	69.0%	83.3%	69.0%	73.5%	70.6%	75.8%	63.0%	36.7%	63.2%	46.2%	66.7%	57.1%	75.0%	62.5%	68.9%
計	人数 45	42	30	42	34	34	33	27	30 (0)	19 (2)	13 (0)	18 (3)	21 (6)	28 (0)	24 (0)	440 (11)
	構成割合 100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 実母の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 44 (実母の生育歴) 両親間にDVがあった (心中以外の虐待死)

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数 8	12	6	2	11	8	7	9	9 (0)	17 (2)	11 (8)	10 (3)	8 (6)	10 (3)	9 (4)	137 (26)
	構成割合 10.8%	19.0%	13.3%	4.0%	19.0%	16.0%	19.4%	20.9%	18.4%	34.7%	21.2%	18.9%	14.0%	20.4%	18.4%	17.6%
あり	人数 2	1	0	1	5	1	2	2	3 (3)	4 (2)	0 (0)	3 (1)	3 (2)	3 (1)	4 (4)	34 (13)
	構成割合 2.7%	1.6%	0.0%	2.0%	8.6%	2.0%	5.6%	4.7%	6.1%	8.2%	0.0%	5.7%	5.3%	6.1%	8.2%	4.4%
小計	人数 10	13	6	3	16	9	9	11	12 (3)	21 (4)	11 (8)	13 (4)	11 (8)	13 (4)	13 (8)	171 (39)
	構成割合 13.5%	20.6%	13.3%	6.0%	27.6%	18.0%	25.0%	25.6%	24.5%	42.9%	21.2%	24.5%	19.3%	26.5%	26.5%	22.0%
不明	人数 64	50	39	47	42	41	27	32	37 (5)	28 (14)	41 (15)	40 (18)	46 (27)	36 (11)	36 (12)	606 (102)
	構成割合 86.5%	79.4%	86.7%	94.0%	72.4%	82.0%	75.0%	74.4%	75.5%	57.1%	78.8%	75.5%	80.7%	73.5%	73.5%	78.0%
計	人数 74	63	45	50	58	50	36	43	49 (8)	49 (18)	52 (23)	53 (22)	57 (35)	49 (15)	49 (20)	777 (141)
	構成割合 100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 実母の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 45 (実母の生育歴) 両親間にDVがあった (心中による虐待死 (未遂含む))

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数 4	6	1	5	2	3	3	6	5 (0)	3 (1)	6 (0)	2 (2)	2 (0)	5 (0)	6 (0)	59 (3)
	構成割合 8.9%	14.3%	3.3%	11.9%	5.9%	8.8%	9.1%	22.2%	16.7%	15.8%	46.2%	11.1%	9.5%	17.9%	25.0%	13.4%
あり	人数 1	1	0	0	1	1	0	0	5 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (0)
	構成割合 2.2%	2.4%	0.0%	0.0%	2.9%	2.9%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%
小計	人数 5	7	1	5	3	4	3	6	10 (0)	3 (1)	6 (0)	2 (2)	2 (0)	5 (0)	6 (0)	68 (3)
	構成割合 11.1%	16.7%	3.3%	11.9%	8.8%	11.8%	9.1%	22.2%	33.3%	15.8%	46.2%	11.1%	9.5%	17.9%	25.0%	15.5%
不明	人数 40	35	29	37	31	30	30	21	20 (0)	16 (1)	7 (0)	16 (1)	19 (6)	23 (0)	18 (0)	372 (8)
	構成割合 88.9%	83.3%	96.7%	88.1%	91.2%	88.2%	90.9%	77.8%	66.7%	84.2%	53.8%	88.9%	90.5%	82.1%	75.0%	84.5%
計	人数 45	42	30	42	34	34	33	27	30 (0)	19 (2)	13 (0)	18 (3)	21 (6)	28 (0)	24 (0)	440 (11)
	構成割合 100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 実母の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 46 (実母の生育歴) 非行歴 (心中以外の虐待死)

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数 9	12	10	3	19	11	10	15	11 (1)	17 (4)	15 (9)	12 (6)	13 (9)	14 (7)	9 (5)	180 (41)
	構成割合 12.2%	19.0%	22.2%	6.0%	32.8%	22.0%	27.8%	34.9%	22.4%	34.7%	28.8%	22.6%	22.8%	28.6%	18.4%	23.2%
あり	人数 6	7	5	7	6	3	4	4	6 (2)	3 (1)	5 (1)	3 (1)	4 (3)	3 (1)	9 (5)	75 (14)
	構成割合 8.1%	11.1%	11.1%	14.0%	10.3%	6.0%	11.1%	9.3%	12.2%	6.1%	9.6%	5.7%	7.0%	6.1%	18.4%	9.7%
小計	人数 15	19	15	10	25	14	14	19	17 (3)	20 (5)	20 (10)	15 (7)	17 (12)	17 (8)	18 (10)	255 (55)
	構成割合 20.3%	30.2%	33.3%	20.0%	43.1%	28.0%	38.9%	44.2%	34.7%	40.8%	38.5%	28.3%	29.8%	34.7%	36.7%	32.8%
不明	人数 59	44	30	40	33	36	22	24	32 (5)	29 (13)	32 (13)	38 (15)	40 (23)	32 (7)	31 (10)	522 (86)
	構成割合 79.7%	69.8%	66.7%	80.0%	56.9%	72.0%	61.1%	55.8%	65.3%	59.2%	61.5%	71.7%	70.2%	65.3%	63.3%	67.2%
計	人数 74	63	45	50	58	50	36	43	49 (8)	49 (18)	52 (23)	53 (22)	57 (35)	49 (15)	49 (20)	777 (141)
	構成割合 100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 実母の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 47 (実母の生育歴) 非行歴 (心中による虐待死 (未遂含む))

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数 5	5	1	6	3	6	1	6	6 (0)	4 (1)	1 (0)	3 (2)	1 (0)	6 (0)	3 (0)	57 (3)
	構成割合 11.1%	11.9%	3.3%	14.3%	8.8%	17.6%	3.0%	22.2%	20.0%	21.1%	7.7%	16.7%	4.8%	21.4%	12.5%	13.0%
あり	人数 0	1	1	2	0	1	1	2	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	10 (0)
	構成割合 0.0%	2.4%	3.3%	4.8%	0.0%	2.9%	3.0%	7.4%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.2%	2.3%
小計	人数 5	6	2	8	3	7	2	8	7 (0)	4 (1)	1 (0)	3 (2)	1 (0)	6 (0)	4 (0)	67 (3)
	構成割合 11.1%	14.3%	6.7%	19.0%	8.8%	20.6%	6.1%	29.6%	23.3%	21.1%	7.7%	16.7%	4.8%	21.4%	16.7%	15.2%
不明	人数 40	36	28	34	31	27	31	19	23 (0)	15 (1)	12 (0)	15 (1)	20 (6)	22 (0)	20 (0)	373 (8)
	構成割合 88.9%	85.7%	93.3%	81.0%	91.2%	79.4%	93.9%	70.4%	76.7%	78.9%	92.3%	83.3%	95.2%	78.6%	83.3%	84.8%
計	人数 45	42	30	42	34	34	33	27	30 (0)	19 (2)	13 (0)	18 (3)	21 (6)	28 (0)	24 (0)	440 (11)
	構成割合 100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 実母の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 48 (実母の生育歴) 犯罪歴 (心中以外の虐待死)

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数 16	17	15	9	25	12	16	19	15 (2)	25 (8)	20 (9)	17 (6)	17 (12)	20 (10)	16 (8)	259 (55)
	構成割合 21.6%	27.0%	33.3%	18.0%	43.1%	24.0%	44.4%	44.2%	30.6%	51.0%	38.5%	32.1%	29.8%	40.8%	32.7%	33.3%
あり	人数 2	4	0	2	5	0	1	2	3 (1)	1 (0)	2 (1)	1 (1)	2 (2)	1 (0)	2 (1)	28 (6)
	構成割合 2.7%	6.3%	0.0%	4.0%	8.6%	0.0%	2.8%	4.7%	6.1%	2.0%	3.8%	1.9%	3.5%	2.0%	4.1%	3.6%
小計	人数 18	21	15	11	30	12	17	21	18 (3)	26 (8)	22 (10)	18 (7)	19 (14)	21 (10)	18 (9)	287 (61)
	構成割合 24.3%	33.3%	33.3%	22.0%	51.7%	24.0%	47.2%	48.8%	36.7%	53.1%	42.3%	34.0%	33.3%	42.9%	36.7%	36.9%
不明	人数 56	42	30	39	28	38	19	22	31 (5)	23 (10)	30 (13)	35 (15)	38 (21)	28 (5)	31 (11)	490 (80)
	構成割合 75.7%	66.7%	66.7%	78.0%	48.3%	76.0%	52.8%	51.2%	63.3%	46.9%	57.7%	66.0%	66.7%	57.1%	63.3%	63.1%
計	人数 74	63	45	50	58	50	36	43	49 (8)	49 (18)	52 (23)	53 (22)	57 (35)	49 (15)	49 (20)	777 (141)
	構成割合 100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 実母の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 49 (実母の生育歴) 犯罪歴 (心中による虐待死 (未遂含む))

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数 構成割合	9 21.4%	3 10.0%	8 19.0%	7 20.6%	9 26.5%	1 3.0%	6 22.2%	8 (0) 26.7%	4 (1) 21.1%	1 (0) 7.7%	3 (2) 16.7%	5 (3) 23.8%	9 (0) 32.1%	4 (0) 16.7%	83 (6) 18.9%
あり	人数 構成割合	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.0%	3 11.1%	1 (0) 3.3%	1 (0) 5.3%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	2 (0) 7.1%	0 (0) 0.0%	8 (0) 1.8%
小計	人数 構成割合	6 13.3%	9 21.4%	3 10.0%	8 19.0%	9 26.5%	2 6.1%	9 33.3%	9 (0) 30.0%	5 (1) 26.3%	1 (0) 7.7%	3 (2) 16.7%	5 (3) 23.8%	11 (0) 39.3%	4 (0) 16.7%	91 (6) 20.7%
不明	人数 構成割合	39 86.7%	33 78.6%	27 90.0%	34 81.0%	25 73.5%	31 93.9%	18 66.7%	21 (0) 70.0%	14 (1) 73.7%	12 (0) 92.3%	15 (1) 83.3%	16 (3) 76.2%	17 (0) 60.7%	20 (0) 83.3%	349 (5) 79.3%
計	人数 構成割合	45 100.0%	42 100.0%	30 100.0%	42 100.0%	34 100.0%	33 100.0%	27 100.0%	30 (0) 100.0%	19 (2) 100.0%	13 (0) 100.0%	18 (3) 100.0%	21 (6) 100.0%	28 (0) 100.0%	24 (0) 100.0%	440 (11) 100.0%

※1 実母の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 50 (実母の生育歴) その他 (心中以外の虐待死)

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数 構成割合	- -	- -	12 24.0%	33 56.9%	19 38.0%	20 55.6%	21 48.8%	30 (8) 61.2%	34 (11) 69.4%	21 (9) 40.4%	25 (11) 47.2%	26 (18) 45.6%	25 (9) 51.0%	28 (12) 57.1%	294 (78) 49.4%
あり	人数 構成割合	- -	- -	2 4.0%	3 5.2%	5 10.0%	1 2.8%	5 11.6%	4 (0) 8.2%	2 (1) 4.1%	5 (0) 9.6%	1 (0) 1.9%	4 (1) 7.0%	6 (3) 12.2%	4 (0) 8.2%	42 (5) 7.1%
小計	人数 構成割合	- -	- -	14 28.0%	36 62.1%	24 48.0%	21 58.3%	26 60.5%	34 (8) 69.4%	36 (12) 73.5%	26 (9) 50.0%	26 (11) 49.1%	30 (19) 52.6%	31 (12) 63.3%	32 (12) 65.3%	336 (83) 56.5%
不明	人数 構成割合	- -	- -	36 72.0%	22 37.9%	26 52.0%	15 41.7%	17 39.5%	15 (0) 30.6%	13 (6) 26.5%	26 (14) 50.0%	27 (11) 50.9%	27 (16) 47.4%	18 (3) 36.7%	17 (8) 34.7%	259 (58) 43.5%
計	人数 構成割合	- -	- -	50 100.0%	58 100.0%	50 100.0%	36 100.0%	43 100.0%	49 (8) 100.0%	49 (18) 100.0%	52 (23) 100.0%	53 (22) 100.0%	57 (35) 100.0%	49 (15) 100.0%	49 (20) 100.0%	595 (141) 100.0%

※1 実母の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

※2 第8次報告から調査

表 51 (実母の生育歴) その他 (心中による虐待死 (未遂含む))

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数 構成割合	- -	- -	6 14.3%	18 52.9%	13 38.2%	15 45.5%	11 40.7%	17 (0) 56.7%	10 (2) 52.6%	11 (0) 84.6%	5 (2) 27.8%	8 (3) 38.1%	15 (0) 53.6%	9 (0) 37.5%	138 (7) 42.7%
あり	人数 構成割合	- -	- -	3 7.1%	2 5.9%	0 0.0%	0 0.0%	3 11.1%	1 (0) 3.3%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	1 (0) 5.6%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	1 (0) 4.2%	11 (0) 3.4%
小計	人数 構成割合	- -	- -	9 21.4%	20 58.8%	13 38.2%	15 45.5%	14 51.9%	18 (0) 60.0%	10 (2) 52.6%	11 (0) 84.6%	6 (2) 33.3%	8 (3) 38.1%	15 (0) 53.6%	10 (0) 41.7%	149 (7) 46.1%
不明	人数 構成割合	- -	- -	33 78.6%	14 41.2%	21 61.8%	18 54.5%	13 48.1%	12 (0) 40.0%	9 (0) 47.4%	2 (0) 15.4%	12 (1) 66.7%	13 (3) 61.9%	13 (0) 46.4%	14 (0) 58.3%	174 (4) 53.9%
計	人数 構成割合	- -	- -	42 100.0%	34 100.0%	34 100.0%	33 100.0%	27 100.0%	30 (0) 100.0%	19 (2) 100.0%	13 (0) 100.0%	18 (3) 100.0%	21 (6) 100.0%	28 (0) 100.0%	24 (0) 100.0%	323 (11) 100.0%

※1 実母の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

※2 第8次報告から調査

表 52 (実母の生育歴) 最終学歴 (心中以外の虐待死)

区分	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合
中学卒	6 16.7%	4 9.3%	14 (4) 28.6%	6 (2) 12.2%	5 (1) 9.6%	6 (3) 11.3%	7 (4) 12.3%	13 (6) 26.5%	13 (5) 26.5%	74 (25) 16.9%
高校卒	12 33.3%	10 23.3%	4 (1) 8.2%	9 (4) 18.4%	12 (3) 23.1%	4 (1) 7.5%	8 (5) 14.0%	8 (1) 16.3%	6 (1) 12.2%	73 (16) 16.7%
短大・専門学校卒	4 11.1%	2 4.7%	3 (0) 6.1%	5 (2) 10.2%	4 (2) 7.7%	5 (2) 9.4%	5 (2) 8.8%	3 (2) 6.1%	3 (2) 6.1%	34 (12) 7.8%
大学卒	1 2.8%	3 7.0%	3 (0) 6.1%	3 (0) 6.1%	0 (0) 0.0%	1 (1) 1.9%	3 (2) 5.3%	2 (1) 4.1%	3 (2) 6.1%	19 (6) 4.3%
大学院卒	0 0.0%	0 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%
その他	3 8.3%	7 16.3%	4 (0) 8.2%	6 (1) 12.2%	5 (4) 9.6%	2 (0) 3.8%	3 (2) 5.3%	3 (1) 6.1%	3 (1) 6.1%	36 (9) 8.2%
小計	26 72.2%	26 60.5%	28 (0) 57.1%	29 (1) 59.2%	26 (4) 50.0%	18 (0) 34.0%	26 (2) 45.6%	29 (1) 59.2%	28 (1) 57.1%	236 (9) 54.0%
不明	10 27.8%	17 39.5%	21 (3) 42.9%	20 (9) 40.8%	26 (13) 50.0%	35 (15) 66.0%	31 (20) 54.4%	20 (4) 40.8%	21 (9) 42.9%	201 (73) 46.0%
計	36 100.0%	43 100.0%	49 (8) 100.0%	49 (18) 100.0%	52 (23) 100.0%	53 (22) 100.0%	57 (35) 100.0%	49 (15) 100.0%	49 (20) 100.0%	437 (141) 100.0%

※1 実母の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

※2 第11次報告から調査

表 53 (実母の生育歴) 最終学歴 (心中による虐待死 (未遂含む))

区分	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合
中学卒	2 6.1%	1 3.7%	2 (0) 6.7%	0 (0) 0.0%	2 (0) 15.4%	3 (0) 16.7%	4 (3) 19.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	14 (3) 6.6%
高校卒	1 3.0%	1 3.7%	3 (0) 10.0%	3 (1) 15.8%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	2 (0) 9.5%	1 (0) 3.6%	4 (0) 16.7%	15 (1) 7.0%
短大・専門学校卒	4 12.1%	7 25.9%	2 (0) 6.7%	3 (0) 15.8%	1 (0) 7.7%	2 (0) 11.1%	1 (0) 4.8%	1 (0) 3.6%	2 (0) 8.3%	23 (0) 10.8%
大学卒	1 3.0%	1 3.7%	2 (0) 6.7%	0 (0) 0.0%	1 (0) 7.7%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	1 (0) 3.6%	1 (0) 4.2%	7 (0) 3.3%
大学院卒	0 0.0%	0 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%
その他	1 3.0%	0 0.0%	1 (0) 3.3%	0 (0) 0.0%	1 (0) 7.7%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	3 (0) 1.4%
小計	9 27.3%	10 37.0%	10 (0) 33.3%	6 (0) 31.6%	5 (0) 38.5%	5 (0) 27.8%	7 (0) 33.3%	3 (0) 10.7%	7 (0) 29.2%	62 (0) 29.1%
不明	24 72.7%	17 63.0%	20 (0) 66.7%	13 (1) 68.4%	8 (0) 61.5%	13 (3) 72.2%	14 (3) 66.7%	25 (0) 89.3%	17 (0) 70.8%	151 (7) 70.9%
計	33 100.0%	27 100.0%	30 (0) 100.0%	19 (2) 100.0%	13 (0) 100.0%	18 (3) 100.0%	21 (6) 100.0%	28 (0) 100.0%	24 (0) 100.0%	213 (11) 100.0%

※1 実母の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

※2 第11次報告から調査

表 54 (実母の生育歴) 虐待を受けた体験 (心中以外の虐待死)

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	
なし	人数	7	13	6	4	7	5	5	9 (0)	13 (3)	13 (7)	9 (3)	10 (5)	11 (7)	9 (4)	135 (29)
	構成割合	9.5%	20.6%	13.3%	8.0%	24.1%	14.0%	13.9%	18.4%	26.5%	25.0%	17.0%	17.5%	22.4%	18.4%	17.4%
あり	人数	8	4	1	4	4	8	6	5 (3)	7 (3)	3 (1)	6 (2)	6 (4)	5 (2)	10 (5)	82 (20)
	構成割合	10.8%	6.3%	2.2%	8.0%	8.6%	8.0%	22.2%	14.0%	10.2%	14.3%	11.3%	10.5%	10.2%	20.4%	10.6%
内訳 (再掲) (複数回答)	人数	3	3	0	3	0	5	5	4 (2)	2 (1)	2 (1)	4 (1)	5 (3)	2 (1)	5 (2)	47 (11)
	構成割合	4.1%	4.8%	0.0%	6.0%	6.9%	0.0%	13.9%	11.6%	8.2%	4.1%	7.5%	8.8%	4.1%	10.2%	6.0%
身体的虐待	人数	3	0	1	1	3	1	1	3 (1)	2 (1)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	2 (1)	2 (1)	21 (5)
	構成割合	20.0%	17.6%	0.0%	37.5%	21.1%	0.0%	38.5%	28.6%	10.0%	12.5%	26.7%	31.3%	12.5%	26.3%	21.7%
ネグレクト	人数	4	0	2	2	0	2	2	6 (1)	4 (1)	1 (9)	1 (9)	0 (0)	4 (1)	2 (1)	27 (8)
	構成割合	4.1%	0.0%	2.2%	2.0%	0.0%	2.8%	2.3%	6.1%	4.1%	1.9%	3.8%	0.0%	4.1%	4.1%	3.5%
心理的虐待	人数	2	1	0	0	1	4	2	3 (2)	2 (1)	1 (0)	2 (0)	1 (1)	2 (1)	6 (3)	27 (8)
	構成割合	2.7%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	4.7%	6.1%	4.1%	1.9%	3.8%	1.8%	4.1%	12.2%	3.5%
性的虐待	人数	0	0	0	0	0	2	1	0 (0)	2 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	9 (3)
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.6%	2.3%	0.0%	4.1%	0.0%	1.9%	1.8%	0.0%	2.0%	1.2%
不明	人数	0	0	0	0	0	1	0	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.8%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
小計	人数	15	17	7	8	11	13	11	14 (3)	20 (6)	16 (8)	15 (5)	16 (9)	16 (9)	19 (9)	217 (49)
	構成割合	20.3%	27.0%	15.6%	16.0%	32.8%	22.0%	36.1%	25.6%	40.8%	30.8%	28.3%	28.1%	32.7%	38.8%	27.9%
不明	人数	59	46	38	42	39	23	32	35 (5)	29 (12)	36 (15)	38 (17)	41 (26)	33 (6)	30 (11)	560 (92)
	構成割合	79.7%	73.0%	84.4%	84.0%	67.2%	78.0%	63.9%	74.4%	59.2%	69.2%	71.7%	71.9%	67.3%	61.2%	72.1%
計	人数	74	63	45	50	50	36	43	49 (8)	49 (18)	52 (23)	53 (22)	57 (35)	49 (15)	49 (20)	777 (141)
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 実母の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 55 (実母の生育歴) 虐待を受けた体験 (心中による虐待死 (未遂含む))

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	
なし	人数	2	3	0	5	4	1	4	5 (0)	2 (1)	2 (0)	2 (2)	0 (0)	3 (0)	2 (0)	37 (3)
	構成割合	4.4%	7.1%	0.0%	11.9%	11.8%	3.0%	14.8%	16.7%	10.5%	15.4%	11.1%	0.0%	10.7%	8.3%	8.4%
あり	有効割合	100.0%	100.0%	0.0%	71.4%	57.1%	50.0%	100.0%	55.6%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	75.0%	50.0%	64.9%
	人数	0	0	1	2	3	1	0	4 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (0)	1 (0)	2 (0)	20 (0)
内訳 (再掲) (複数回答)	構成割合	0.0%	0.0%	3.3%	4.8%	8.8%	3.0%	0.0%	13.3%	0.0%	0.0%	0.0%	19.0%	3.6%	8.3%	4.5%
	有効割合	0.0%	0.0%	100.0%	28.6%	42.9%	50.0%	0.0%	44.4%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	25.0%	50.0%	35.1%
身体的虐待	人数	0	0	0	0	2	1	0	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	10 (0)
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.9%	3.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	2.3%
ネグレクト	有効割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	28.6%	50.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	17.5%
	人数	0	0	0	0	1	0	0	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (0)
心理的虐待	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%	6.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%
	有効割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	22.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.0%
性的虐待	人数	0	0	1	2	1	0	0	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (0)
	構成割合	0.0%	0.0%	3.3%	4.8%	2.9%	0.0%	0.0%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%
不明	有効割合	0.0%	0.0%	100.0%	28.6%	14.3%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.5%
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	3 (0)
小計	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%	3.6%	0.0%	0.5%
	有効割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	25.0%	0.0%	3.5%
不明	人数	2	3	1	7	7	2	4	9 (0)	2 (1)	2 (0)	2 (2)	4 (0)	4 (0)	4 (0)	57 (3)
	構成割合	4.4%	7.1%	3.3%	16.7%	20.6%	6.1%	14.8%	30.0%	10.5%	15.4%	11.1%	19.0%	14.3%	16.7%	13.0%
計	有効割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	人数	43	39	29	35	27	31	23	21 (0)	17 (1)	11 (0)	16 (1)	17 (6)	24 (0)	20 (0)	383 (8)
不明	構成割合	95.6%	92.9%	96.7%	83.3%	79.4%	93.9%	85.2%	70.0%	89.5%	84.6%	88.9%	81.0%	85.7%	83.3%	87.0%
	有効割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
計	人数	45	42	30	42	34	33	27	30 (0)	19 (2)	13 (0)	18 (3)	21 (6)	28 (0)	24 (0)	440 (11)
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
不明	有効割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※1 実母の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

⑥ 実母の心身の状況（こどもの死亡時）

表 56 養育者（実母）の心理的・精神的問題等（心中以外の虐待死）（複数回答）の経年※1

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
	(74人)	(63人)	(45人)	(50人)	(58人)	(50人)	(36人)	(43人)	(49人)	(49人)	(52人)	(53人)	(57人)	(49人)	(49人)	(777人)
育児不安	人数	16	11	15	11	15	8	12	12	14	8	6	8	15	17	187
	構成割合	25.7%	24.4%	30.0%	19.0%	30.0%	22.2%	27.9%	24.5%	28.6%	15.4%	11.3%	14.0%	30.8%	34.7%	24.1%
マタニティブルーズ	人数	4	0	1	1	3	0	3	1	3	2	2	1	4	2	28
	構成割合	5.4%	1.6%	2.0%	1.7%	6.0%	0.0%	7.0%	2.0%	6.1%	3.8%	3.8%	1.8%	8.2%	4.1%	3.6%
産後うつ	人数	3	2	1	4	5	2	2	4	8	0	1	2	5	1	42
	構成割合	4.1%	3.2%	2.0%	6.9%	10.0%	5.6%	4.7%	4.7%	16.3%	0.0%	1.9%	3.5%	10.2%	2.0%	5.4%
知的障害	人数	3	2	1	4	0	5	0	5	2	1	2	4	4	5	40
	構成割合	4.1%	3.2%	2.0%	6.9%	0.0%	13.9%	0.0%	10.2%	4.1%	1.9%	3.8%	7.0%	8.2%	10.2%	5.1%
精神障害(医師の診断によるもの)	人数	8	2	7	9	8	4	5	5	6	1	4	6	5	8	80
	構成割合	10.8%	3.2%	14.0%	15.5%	16.0%	11.1%	11.6%	11.6%	12.2%	1.9%	7.5%	10.5%	10.2%	16.3%	10.3%
身体障害	人数	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	構成割合	0.0%	3.2%	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%
その他の障害	人数	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	3	1	9
	構成割合	1.4%	0.0%	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	6.1%	2.0%	1.2%
アルコール依存	人数	1	5	1	0	1	0	1	0	0	0	1	0	3	1	15
	構成割合	1.4%	7.9%	2.2%	0.0%	2.0%	0.0%	2.3%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	6.1%	2.0%	1.9%
薬物依存	人数	0	0	0	4	1	0	0	1	0	0	0	2	0	0	8
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	6.9%	2.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.5%	0.0%	0.0%	1.0%
ギャンブル依存 ※2	人数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
	構成割合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.3%
衝動性	人数	8	6	6	10	8	5	5	4	5	3	5	4	2	3	82
	構成割合	10.8%	12.7%	13.3%	17.2%	16.0%	13.9%	11.6%	11.6%	10.2%	5.8%	9.4%	7.0%	4.1%	6.1%	10.6%
攻撃性	人数	7	6	3	9	7	3	6	5	4	2	3	2	3	2	68
	構成割合	9.5%	9.5%	6.0%	15.5%	14.0%	8.3%	14.0%	10.2%	8.2%	3.8%	5.7%	3.5%	6.1%	4.1%	8.8%
怒りのコントロール不全	人数	8	7	5	7	6	4	3	3	4	3	3	3	3	5	70
	構成割合	10.8%	11.1%	10.0%	12.1%	12.0%	11.1%	7.0%	7.0%	8.2%	5.8%	5.7%	5.3%	6.1%	10.2%	9.0%
うつ状態	人数	8	3	4	7	4	6	6	6	9	2	7	5	4	3	80
	構成割合	10.8%	4.8%	8.9%	12.1%	8.0%	16.7%	14.0%	14.0%	12.2%	3.8%	13.2%	8.8%	8.2%	6.1%	10.3%
躁状態	人数	2	0	0	0	0	2	0	2	0	1	0	1	0	0	8
	構成割合	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.6%	0.0%	0.0%	4.1%	1.9%	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%	1.0%
感情の起伏が激しい	人数	9	5	4	8	6	4	3	6	6	3	2	4	2	3	69
	構成割合	12.2%	7.9%	8.9%	13.8%	12.0%	11.1%	7.0%	7.0%	12.2%	8.2%	3.8%	7.0%	4.1%	6.1%	8.9%
高い依存性	人数	3	2	3	8	1	6	4	5	5	4	4	1	3	3	51
	構成割合	4.1%	3.2%	6.7%	13.8%	2.0%	16.7%	9.3%	10.2%	10.2%	7.7%	7.5%	1.8%	6.1%	6.1%	6.6%
幻視、幻聴	人数	2	0	1	3	1	2	0	0	0	1	1	1	0	0	16
	構成割合	2.7%	0.0%	2.2%	5.2%	2.0%	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%	4.1%	1.9%	1.8%	0.0%	0.0%	2.1%
妄想	人数	1	1	1	2	2	2	1	0	2	1	1	0	0	0	16
	構成割合	1.4%	1.6%	2.2%	3.4%	4.0%	5.6%	2.3%	0.0%	4.1%	1.9%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	2.1%
DVを受けている	人数	4	6	1	8	6	1	5	6	6	5	5	2	5	4	67
	構成割合	5.4%	9.5%	2.0%	13.8%	12.0%	2.8%	11.6%	11.6%	12.2%	9.6%	9.4%	3.5%	10.2%	8.2%	8.6%
DVを行っている	人数	1	0	1	0	2	0	1	1	1	0	0	0	1	1	9
	構成割合	1.4%	0.0%	2.0%	0.0%	4.0%	0.0%	2.3%	2.3%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	2.0%	1.2%
自殺未遂の既往	人数	1	1	3	1	0	2	2	5	5	1	4	2	3	1	34
	構成割合	1.4%	1.6%	6.7%	5.2%	0.0%	5.6%	4.7%	10.2%	10.2%	1.9%	7.5%	3.5%	6.1%	2.0%	4.4%
養育能力の低下	人数	18	10	13	12	14	12	14	20	10	13	11	13	15	17	216
	構成割合	24.3%	15.9%	28.9%	24.0%	28.0%	33.3%	32.8%	40.8%	20.4%	25.0%	20.8%	22.8%	30.8%	34.7%	27.8%
日本語での有無について「いない」「不明」と回答した人を除く (日本語を母国語としていない) ※3	人数	—	—	—	0	2	0	0	1	1	2	1	4	3	1	15
	構成割合	—	—	—	0.0%	4.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	3.8%	1.9%	7.0%	6.1%	2.0%	2.5%

※1 実母の有無について「いない」「不明」と回答した人を除く

※2 第14次報告から調査。累計母数 309人

※3 第8次報告から調査。累計母数 595人

⑦ 実父の生育歴

表 58 (実父の生育歴) 成人前に両親死亡(心中以外の虐待死)

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数	19	18	18	23	17	19	22	19 (4)	25 (8)	21 (8)	23 (13)	22 (13)	19 (8)	20 (11)	306 (65)
	構成割合	37.5%	55.9%	47.4%	56.1%	50.0%	73.1%	66.7%	55.9%	61.0%	63.6%	60.5%	56.4%	52.8%	57.1%	55.6%
あり	人数	1	0	1	0	0	3	0	3 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (1)
	構成割合	1.8%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	11.5%	0.0%	8.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%
小計	人数	22	19	19	23	17	22	22	22 (5)	25 (8)	21 (8)	23 (13)	22 (13)	19 (8)	20 (11)	314 (66)
	構成割合	39.3%	55.9%	50.0%	56.1%	50.0%	84.6%	66.7%	64.7%	61.0%	63.6%	60.5%	56.4%	52.8%	57.1%	57.1%
不明	人数	34	15	14	18	17	4	11	12 (1)	16 (7)	12 (6)	15 (4)	17 (11)	17 (5)	15 (6)	236 (40)
	構成割合	60.7%	44.1%	43.8%	43.9%	50.0%	15.4%	33.3%	35.3%	39.0%	36.4%	39.5%	43.6%	47.2%	42.9%	42.9%
計	人数	56	34	32	41	34	26	33	34 (6)	41 (15)	33 (14)	38 (17)	39 (24)	36 (13)	35 (17)	550 (106)
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 実父の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 59 (実父の生育歴) 成人前に両親死亡(心中による虐待死(未遂含む))

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数	14	17	8	19	7	9	14	11 (0)	6 (1)	3 (0)	8 (0)	7 (0)	16 (0)	13 (0)	160 (1)
	構成割合	36.8%	50.0%	30.8%	46.3%	28.0%	33.3%	51.9%	61.1%	37.5%	30.0%	47.1%	35.0%	57.1%	61.9%	42.9%
あり	人数	0	0	0	0	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
小計	人数	14	17	8	19	7	9	14	11 (0)	6 (1)	3 (0)	8 (0)	7 (0)	16 (0)	13 (0)	160 (1)
	構成割合	36.8%	50.0%	30.8%	46.3%	28.0%	33.3%	51.9%	61.1%	37.5%	30.0%	47.1%	35.0%	57.1%	61.9%	42.9%
不明	人数	24	17	18	22	18	18	13	7 (0)	10 (0)	7 (0)	9 (3)	13 (6)	12 (0)	8 (0)	213 (9)
	構成割合	63.2%	50.0%	69.2%	53.7%	72.0%	66.7%	48.1%	38.9%	62.5%	70.0%	52.9%	65.0%	42.9%	38.1%	57.1%
計	人数	38	34	26	41	25	27	27	18 (0)	16 (1)	10 (0)	17 (3)	20 (6)	28 (0)	21 (0)	373 (10)
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 実父の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 60 (実父の生育歴) ひとり親家庭(心中以外の虐待死)

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数	20	16	12	18	8	17	16	16 (3)	17 (5)	12 (6)	17 (10)	19 (11)	14 (6)	11 (5)	225 (46)
	構成割合	35.7%	47.1%	37.5%	47.4%	29.3%	65.4%	48.5%	47.1%	41.5%	36.4%	44.7%	48.7%	38.9%	31.4%	40.9%
あり	人数	6	2	5	2	6	3	5	3 (1)	3 (1)	10 (3)	4 (2)	5 (4)	5 (3)	5 (2)	78 (16)
	構成割合	10.7%	5.9%	15.6%	5.3%	17.6%	11.5%	15.2%	8.8%	7.3%	30.3%	10.5%	12.8%	13.9%	14.3%	14.2%
小計	人数	26	18	17	20	14	20	21	19 (4)	20 (6)	22 (9)	21 (12)	24 (15)	19 (9)	16 (7)	303 (62)
	構成割合	46.4%	52.9%	53.1%	52.6%	63.4%	76.9%	63.6%	55.9%	48.8%	66.7%	55.3%	61.5%	52.8%	45.7%	55.1%
不明	人数	30	16	15	18	20	6	12	15 (2)	21 (9)	11 (5)	17 (5)	15 (9)	17 (4)	19 (10)	247 (44)
	構成割合	53.6%	47.1%	46.9%	47.4%	36.6%	23.1%	36.4%	44.1%	51.2%	33.3%	44.7%	38.5%	47.2%	54.3%	44.9%
計	人数	56	34	32	38	34	26	33	34 (6)	41 (15)	33 (14)	38 (17)	39 (24)	36 (13)	35 (17)	550 (106)
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 実父の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 61 (実父の生育歴) ひとり親家庭 (心中による虐待死 (未遂含む))

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数 13	14	9	16	7	4	8	13	10 (0)	4 (1)	2 (0)	8 (0)	4 (0)	15 (0)	12 (0)	139 (1)
	構成割合 34.2%	41.2%	34.6%	39.0%	28.0%	16.0%	29.6%	48.1%	55.6%	25.0%	20.0%	47.1%	20.0%	53.6%	57.1%	37.3%
あり	人数 0	2	0	0	1	2	2	0	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	10 (0)
	構成割合 0.0%	5.9%	0.0%	0.0%	4.0%	8.0%	7.4%	0.0%	0.0%	6.3%	10.0%	0.0%	0.0%	3.6%	0.0%	2.7%
小計	人数 13	16	9	16	8	6	10	13	10 (0)	5 (1)	3 (0)	8 (0)	4 (0)	16 (0)	12 (0)	149 (1)
	構成割合 34.2%	47.1%	34.6%	39.0%	32.0%	24.0%	37.0%	48.1%	55.6%	31.3%	30.0%	47.1%	20.0%	57.1%	57.1%	39.9%
不明	人数 25	18	17	25	17	19	17	14	8 (0)	11 (0)	7 (0)	9 (3)	16 (6)	12 (0)	9 (0)	224 (9)
	構成割合 65.8%	52.9%	65.4%	61.0%	68.0%	76.0%	63.0%	51.9%	44.4%	68.8%	70.0%	52.9%	80.0%	42.9%	42.9%	60.1%
計	人数 38	34	26	41	25	25	27	27	18 (0)	16 (1)	10 (0)	17 (3)	20 (6)	28 (0)	21 (0)	373 (10)
	構成割合 100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 実父の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 62 (実父の生育歴) 継親子関係 (心中以外の虐待死)

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数 20	17	16	13	20	9	15	17	17 (4)	16 (5)	19 (8)	19 (9)	17 (11)	15 (7)	14 (7)	244 (51)
	構成割合 35.7%	50.0%	50.0%	34.2%	48.8%	26.5%	57.7%	51.5%	50.0%	39.0%	57.6%	50.0%	43.6%	41.7%	40.0%	44.4%
あり	人数 1	1	1	1	2	1	3	0	1 (0)	2 (1)	1 (0)	0 (0)	5 (2)	2 (1)	1 (1)	22 (5)
	構成割合 1.8%	2.9%	3.1%	2.6%	4.9%	2.9%	11.5%	0.0%	2.9%	4.9%	3.0%	0.0%	12.8%	5.6%	2.9%	4.0%
小計	人数 21	18	17	14	22	10	18	17	18 (4)	18 (6)	20 (8)	19 (9)	22 (13)	17 (8)	15 (8)	266 (56)
	構成割合 37.5%	52.9%	53.1%	36.8%	53.7%	29.4%	69.2%	51.5%	52.9%	43.9%	60.6%	50.0%	56.4%	47.2%	42.9%	48.4%
不明	人数 35	16	15	24	19	24	8	16	16 (2)	23 (9)	13 (6)	19 (8)	17 (11)	19 (5)	20 (9)	284 (50)
	構成割合 62.5%	47.1%	46.9%	63.2%	46.3%	70.6%	30.8%	48.5%	47.1%	56.1%	39.4%	50.0%	43.6%	52.8%	57.1%	51.6%
計	人数 56	34	32	38	41	34	26	33	34 (6)	41 (15)	33 (14)	38 (17)	39 (24)	36 (13)	35 (17)	550 (106)
	構成割合 100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 実父の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 63 (実父の生育歴) 継親子関係 (心中による虐待死 (未遂含む))

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数 10	12	6	12	6	4	7	8	8 (0)	6 (1)	2 (0)	7 (2)	2 (0)	14 (0)	7 (0)	111 (3)
	構成割合 26.3%	35.3%	23.1%	29.3%	24.0%	16.0%	25.9%	29.6%	44.4%	37.5%	20.0%	41.2%	10.0%	50.0%	33.3%	29.8%
あり	人数 0	0	1	0	1	1	1	0	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (0)
	構成割合 0.0%	0.0%	3.8%	0.0%	4.0%	4.0%	3.7%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%
小計	人数 10	12	7	12	7	5	8	8	8 (0)	6 (1)	3 (0)	7 (2)	2 (0)	14 (0)	7 (0)	116 (3)
	構成割合 26.3%	35.3%	26.9%	29.3%	28.0%	20.0%	29.6%	29.6%	44.4%	37.5%	30.0%	41.2%	10.0%	50.0%	33.3%	31.1%
不明	人数 28	22	19	29	18	20	19	19	10 (0)	10 (0)	7 (0)	10 (1)	18 (6)	14 (0)	14 (0)	257 (7)
	構成割合 73.7%	64.7%	73.1%	70.7%	72.0%	80.0%	70.4%	70.4%	55.6%	62.5%	70.0%	58.8%	90.0%	50.0%	66.7%	68.9%
計	人数 38	34	26	41	25	25	27	27	18 (0)	16 (1)	10 (0)	17 (3)	20 (6)	28 (0)	21 (0)	373 (10)
	構成割合 100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 実父の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 64 (実父の生育歴) 養子・里子体験 (心中以外の虐待死)

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数 15	16	15	13	20	12	12	16	16 (4)	18 (5)	20 (8)	17 (9)	17 (9)	17 (8)	12 (7)	236 (50)
	構成割合 26.8%	47.1%	46.9%	34.2%	48.8%	35.3%	46.2%	48.5%	47.1%	43.9%	60.6%	44.7%	43.6%	47.2%	34.3%	42.9%
あり	人数 1	0	0	0	0	0	1	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	3 (1)
	構成割合 1.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	0.5%
小計	人数 16	16	15	13	20	12	13	16	16 (4)	18 (5)	20 (8)	17 (9)	18 (10)	17 (8)	12 (7)	239 (51)
	構成割合 28.6%	47.1%	46.9%	34.2%	48.8%	35.3%	50.0%	48.5%	47.1%	43.9%	60.6%	44.7%	46.2%	47.2%	34.3%	43.5%
不明	人数 40	18	17	25	21	22	13	17	18 (2)	23 (10)	13 (6)	21 (8)	21 (14)	19 (5)	23 (10)	311 (55)
	構成割合 71.4%	52.9%	53.1%	65.8%	51.2%	64.7%	50.0%	51.5%	52.9%	56.1%	39.4%	55.5%	53.8%	52.8%	65.7%	56.5%
計	人数 56	34	32	38	41	34	26	33	34 (6)	41 (15)	33 (14)	38 (17)	39 (24)	36 (13)	35 (17)	550 (106)
	構成割合 100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 実父の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 65 (実父の生育歴) 養子・里子体験 (心中による虐待死 (未遂含む))

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数 6	7	4	11	3	3	6	8	5 (0)	6 (1)	3 (0)	4 (2)	2 (0)	8 (0)	6 (0)	82 (3)
	構成割合 15.8%	20.6%	15.4%	26.8%	12.0%	12.0%	22.2%	29.6%	27.8%	37.5%	30.0%	23.5%	10.0%	28.6%	28.6%	22.0%
あり	人数 0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	構成割合 0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
小計	人数 6	7	4	11	3	3	6	8	5 (0)	6 (1)	3 (0)	4 (2)	2 (0)	8 (0)	6 (0)	82 (3)
	構成割合 15.8%	20.6%	15.4%	26.8%	12.0%	12.0%	22.2%	29.6%	27.8%	37.5%	30.0%	23.5%	10.0%	28.6%	28.6%	22.0%
不明	人数 32	27	22	30	22	22	21	19	13 (0)	10 (0)	7 (0)	13 (1)	18 (6)	20 (0)	15 (0)	291 (7)
	構成割合 84.2%	79.4%	84.6%	73.2%	88.0%	88.0%	77.8%	70.4%	72.2%	62.5%	70.0%	76.5%	90.0%	71.4%	71.4%	78.0%
計	人数 38	34	26	41	25	25	27	27	18 (0)	16 (1)	10 (0)	17 (3)	20 (6)	28 (0)	21 (0)	373 (10)
	構成割合 100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 実父の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 66 (実父の生育歴) 施設入所体験 (心中以外の虐待死)

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数 14	15	15	11	18	11	10	15	16 (4)	16 (4)	17 (8)	14 (8)	18 (11)	15 (8)	8 (7)	213 (50)
	構成割合 25.0%	44.1%	46.9%	28.9%	43.9%	32.4%	38.5%	45.5%	47.1%	39.0%	51.5%	36.8%	46.2%	41.7%	22.9%	38.7%
あり	人数 1	1	0	1	2	1	2	1	0 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	15 (0)
	構成割合 1.8%	2.9%	0.0%	2.6%	4.9%	2.9%	7.7%	3.0%	0.0%	2.4%	6.1%	0.0%	0.0%	5.6%	2.9%	2.7%
小計	人数 15	16	15	12	20	12	12	16	16 (4)	17 (4)	19 (8)	14 (8)	18 (11)	17 (8)	9 (7)	228 (50)
	構成割合 26.8%	47.1%	46.9%	31.6%	48.8%	35.3%	46.2%	48.5%	47.1%	41.5%	57.6%	36.8%	46.2%	47.2%	25.7%	41.5%
不明	人数 41	18	17	26	21	22	14	17	18 (2)	24 (11)	14 (6)	24 (9)	21 (13)	19 (5)	26 (10)	322 (56)
	構成割合 73.2%	52.9%	53.1%	68.4%	51.2%	64.7%	53.8%	51.5%	52.9%	58.5%	42.4%	63.2%	53.8%	52.8%	74.3%	58.5%
計	人数 56	34	32	38	41	34	26	33	34 (6)	41 (15)	33 (14)	38 (17)	39 (24)	36 (13)	35 (17)	550 (106)
	構成割合 100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 実父の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 67 (実父の生育歴) 施設入所体験 (心中による虐待死 (未遂含む))

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数 13.2%	6	3	12	3	1	4	8	4 (0)	6 (1)	3 (0)	4 (2)	2 (0)	8 (0)	3 (0)	72 (3)
	構成割合	17.6%	11.5%	29.3%	12.0%	4.0%	14.8%	29.6%	22.2%	37.5%	30.0%	23.5%	10.0%	28.6%	14.3%	19.3%
あり	人数 2.6%	0	0	0	0	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
小計	人数 15.8%	6	3	12	3	1	4	8	4 (0)	6 (1)	3 (0)	4 (2)	2 (0)	8 (0)	3 (0)	73 (3)
	構成割合	17.6%	11.5%	29.3%	12.0%	4.0%	14.8%	29.6%	22.2%	37.5%	30.0%	23.5%	10.0%	28.6%	14.3%	19.6%
不明	人数 84.2%	28	23	29	22	24	23	19	14 (0)	10 (0)	7 (0)	13 (1)	18 (6)	20 (0)	18 (0)	300 (7)
	構成割合	82.4%	88.5%	70.7%	88.0%	96.0%	85.2%	70.4%	77.8%	62.5%	70.0%	76.5%	90.0%	71.4%	85.7%	80.4%
計	人数 100.0%	34	26	41	25	25	27	27	18 (0)	16 (1)	10 (0)	17 (3)	20 (6)	28 (0)	21 (0)	373 (10)
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 実父の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 68 (実父の生育歴) 両親間にDVがあった (心中以外の虐待死)

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数 5.4%	7	6	1	9	2	2	8	8 (2)	8 (2)	8 (6)	5 (2)	7 (3)	10 (6)	2 (1)	86 (22)
	構成割合	18.8%	20.6%	2.6%	22.0%	5.9%	7.7%	24.2%	23.5%	19.5%	24.2%	13.2%	17.9%	27.8%	5.7%	15.6%
あり	人数 1.8%	2	1	1	3	1	1	1	1 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (1)	1 (1)	1 (0)	1 (1)	18 (3)
	構成割合	5.9%	5.9%	2.6%	7.3%	2.9%	3.8%	3.0%	2.9%	0.0%	6.1%	2.6%	2.6%	2.8%	2.9%	3.3%
小計	人数 7.1%	9	7	2	12	3	3	9	9 (2)	8 (2)	10 (6)	6 (3)	8 (4)	11 (6)	3 (2)	104 (25)
	構成割合	26.5%	21.9%	5.3%	29.3%	8.8%	11.5%	27.3%	26.5%	19.5%	30.3%	15.8%	20.5%	30.6%	8.6%	18.9%
不明	人数 92.9%	25	25	36	29	31	23	24	25 (4)	33 (13)	23 (8)	32 (14)	31 (20)	25 (7)	32 (15)	446 (81)
	構成割合	73.5%	78.1%	94.7%	70.7%	91.2%	88.5%	72.7%	73.5%	80.5%	69.7%	84.2%	79.5%	69.4%	91.4%	81.1%
計	人数 100.0%	34	32	38	41	34	26	33	34 (6)	41 (15)	33 (14)	38 (17)	39 (24)	36 (13)	35 (17)	550 (106)
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 実父の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 69 (実父の生育歴) 両親間にDVがあった (心中による虐待死 (未遂含む))

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数 7.9%	4	4	3	0	1	2	5	3 (0)	2 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	2 (0)	2 (0)	29 (2)
	構成割合	11.8%	11.8%	7.3%	0.0%	4.0%	7.4%	18.5%	16.7%	12.5%	0.0%	11.8%	0.0%	7.1%	9.5%	7.8%
あり	人数 0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
小計	人数 7.9%	4	4	3	0	1	2	5	3 (0)	2 (0)	1 (0)	2 (2)	0 (0)	2 (0)	2 (0)	30 (2)
	構成割合	11.8%	11.8%	7.3%	0.0%	4.0%	7.4%	18.5%	16.7%	12.5%	10.0%	11.8%	0.0%	7.1%	9.5%	8.0%
不明	人数 92.1%	30	30	38	25	24	25	22	15 (0)	14 (1)	9 (0)	15 (1)	20 (6)	26 (0)	19 (0)	343 (8)
	構成割合	88.2%	88.2%	92.7%	100.0%	96.0%	92.6%	81.5%	83.3%	87.5%	90.0%	88.2%	100.0%	92.9%	90.5%	92.0%
計	人数 100.0%	34	34	41	25	25	27	27	18 (0)	16 (1)	10 (0)	17 (3)	20 (6)	28 (0)	21 (0)	373 (10)
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 実父の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 70 (実父の生育歴) 非行歴 (心中以外の虐待死)

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数 14.3%	9 26.5%	6 18.8%	1 2.6%	10 24.4%	2 5.9%	5 19.2%	9 27.3%	5 (1) 14.7%	8 (1) 19.5%	11 (6) 33.3%	8 (4) 21.1%	6 (3) 15.4%	10 (6) 27.8%	4 (4) 11.4%	102 (25) 18.5%
あり	人数 3.6%	5 14.7%	3 9.4%	2 5.3%	4 9.8%	2 5.9%	3 11.5%	3 9.1%	5 (1) 14.7%	2 (0) 4.9%	1 (1) 3.0%	1 (1) 2.6%	1 (1) 2.6%	2 (0) 5.6%	2 (1) 5.7%	38 (5) 6.9%
小計	人数 17.9%	14 41.2%	9 28.1%	3 7.9%	14 34.1%	4 11.8%	8 30.8%	12 36.4%	10 (2) 29.4%	10 (1) 24.4%	12 (7) 36.4%	9 (5) 23.7%	7 (4) 17.9%	12 (6) 33.3%	6 (5) 17.1%	140 (30) 25.5%
不明	人数 82.1%	20 58.8%	23 71.9%	35 92.1%	27 65.9%	30 88.2%	18 69.2%	21 63.6%	24 (4) 70.6%	31 (14) 75.6%	21 (7) 63.6%	29 (12) 76.3%	32 (20) 82.1%	24 (7) 66.7%	29 (12) 82.9%	410 (76) 74.5%
計	人数 100.0%	34 100.0%	32 100.0%	38 100.0%	41 100.0%	34 100.0%	26 100.0%	33 100.0%	34 (6) 100.0%	41 (15) 100.0%	33 (14) 100.0%	38 (17) 100.0%	39 (24) 100.0%	36 (13) 100.0%	35 (17) 100.0%	550 (106) 100.0%

※1 実父の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 71 (実父の生育歴) 非行歴 (心中による虐待死 (未遂含む))

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数 15.8%	5 14.7%	0 0.0%	6 14.6%	0 0.0%	1 4.0%	0 0.0%	1 3.7%	2 (0) 11.1%	3 (0) 18.8%	0 (0) 0.0%	3 (2) 17.6%	0 (0) 0.0%	6 (0) 21.4%	2 (0) 9.5%	35 (2) 9.4%
あり	人数 2.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 4.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	1 (0) 10.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	3 (0) 0.8%
小計	人数 18.4%	5 14.7%	0 0.0%	6 14.6%	1 4.0%	1 4.0%	0 0.0%	1 3.7%	2 (0) 11.1%	3 (0) 18.8%	1 (0) 10.0%	3 (2) 17.6%	0 (0) 0.0%	6 (0) 21.4%	2 (0) 9.5%	38 (2) 10.2%
不明	人数 81.6%	29 85.3%	26 100.0%	35 85.4%	24 96.0%	24 96.0%	27 100.0%	26 96.3%	16 (0) 88.9%	13 (1) 81.3%	9 (0) 90.0%	14 (1) 82.4%	20 (6) 100.0%	22 (0) 78.6%	19 (0) 90.5%	335 (8) 89.8%
計	人数 100.0%	34 100.0%	26 100.0%	41 100.0%	25 100.0%	25 100.0%	27 100.0%	27 100.0%	18 (0) 100.0%	16 (1) 100.0%	10 (0) 100.0%	17 (3) 100.0%	20 (6) 100.0%	28 (0) 100.0%	21 (0) 100.0%	373 (10) 100.0%

※1 実父の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 72 (実父の生育歴) 犯罪歴 (心中以外の虐待死)

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数 16.1%	12 35.3%	9 28.1%	3 7.9%	15 36.6%	2 5.9%	4 15.4%	10 30.3%	7 (2) 20.6%	15 (5) 36.6%	12 (6) 36.4%	9 (5) 23.7%	7 (3) 17.9%	9 (5) 25.0%	5 (5) 14.3%	128 (31) 23.3%
あり	人数 0.0%	3 8.8%	2 6.3%	2 5.3%	2 4.9%	2 5.9%	3 11.5%	2 6.1%	3 (1) 8.8%	2 (0) 4.9%	2 (1) 6.1%	3 (2) 7.9%	1 (1) 2.6%	5 (2) 13.9%	2 (0) 5.7%	34 (7) 6.2%
小計	人数 16.1%	15 44.1%	11 34.4%	5 13.2%	17 41.5%	4 11.8%	7 26.9%	12 36.4%	10 (3) 29.4%	17 (5) 41.5%	14 (7) 42.4%	12 (7) 31.6%	8 (4) 20.5%	14 (7) 38.9%	7 (5) 20.0%	162 (38) 29.5%
不明	人数 83.9%	19 55.9%	21 65.6%	33 86.8%	24 58.5%	30 88.2%	19 73.1%	21 63.6%	24 (3) 70.6%	24 (10) 58.5%	19 (7) 57.6%	26 (10) 68.4%	31 (20) 79.5%	22 (6) 61.1%	28 (12) 80.0%	388 (68) 70.5%
計	人数 100.0%	34 100.0%	32 100.0%	38 100.0%	41 100.0%	34 100.0%	26 100.0%	33 100.0%	34 (6) 100.0%	41 (15) 100.0%	33 (14) 100.0%	38 (17) 100.0%	39 (24) 100.0%	36 (13) 100.0%	35 (17) 100.0%	550 (106) 100.0%

※1 実父の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 73 (実父の生育歴) 犯罪歴 (心中による虐待死 (未遂含む))

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数 6	6	2	4	3	2	2	1	2 (0)	2 (0)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	8 (0)	2 (0)	43 (2)
	構成割合 15.8%	17.6%	7.7%	9.8%	12.0%	8.0%	7.4%	3.7%	11.1%	12.5%	0.0%	17.6%	0.0%	28.6%	9.5%	11.5%
あり	人数 0	0	0	0	1	0	2	4	0 (0)	0 (0)	5 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	14 (0)
	構成割合 0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.0%	0.0%	7.4%	14.8%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	7.1%	0.0%	3.8%
小計	人数 6	6	2	4	4	2	4	5	2 (0)	2 (0)	5 (0)	3 (2)	0 (0)	10 (0)	2 (0)	57 (2)
	構成割合 15.8%	17.6%	7.7%	9.8%	16.0%	8.0%	14.8%	18.5%	11.1%	12.5%	50.0%	17.6%	0.0%	35.7%	9.5%	15.3%
不明	人数 32	28	24	37	21	23	23	22	16 (0)	14 (1)	5 (0)	14 (1)	20 (6)	18 (0)	19 (0)	316 (8)
	構成割合 84.2%	82.4%	92.3%	90.2%	84.0%	92.0%	85.2%	81.5%	88.9%	87.5%	50.0%	82.4%	100.0%	64.3%	90.5%	84.7%
計	人数 38	34	26	41	25	25	27	27	18 (0)	16 (1)	10 (0)	17 (3)	20 (6)	28 (0)	21 (0)	373 (10)
	構成割合 100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 実父の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 74 (実父の生育歴) その他 (心中以外の虐待死)

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数 -	-	-	16	20	11	10	19	16 (4)	24 (8)	16 (7)	18 (10)	18 (11)	17 (7)	16 (6)	201 (53)
	構成割合 -	-	-	42.1%	48.8%	32.4%	38.5%	57.6%	47.1%	58.5%	48.5%	47.4%	46.2%	47.2%	45.7%	47.0%
あり	人数 -	-	-	0	3	2	0	1	3 (0)	1 (1)	4 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (2)	1 (0)	18 (3)
	構成割合 -	-	-	0.0%	7.3%	5.9%	0.0%	3.0%	8.8%	2.4%	12.1%	0.0%	0.0%	8.3%	2.9%	4.2%
小計	人数 -	-	-	16	23	13	10	20	19 (4)	25 (9)	20 (7)	18 (10)	18 (11)	20 (9)	17 (6)	219 (56)
	構成割合 -	-	-	42.1%	56.1%	38.2%	38.5%	60.6%	55.9%	61.0%	60.6%	47.4%	46.2%	55.6%	48.6%	39.8%
不明	人数 -	-	-	22	18	21	16	13	15 (2)	16 (6)	13 (7)	20 (7)	21 (13)	16 (4)	18 (11)	209 (50)
	構成割合 -	-	-	57.9%	43.9%	61.8%	61.5%	39.4%	44.1%	39.0%	39.4%	52.6%	53.8%	44.4%	51.4%	48.8%
計	人数 -	-	-	38	41	34	26	33	34 (6)	41 (15)	33 (14)	38 (17)	39 (24)	36 (13)	35 (17)	428 (106)
	構成割合 -	-	-	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 実父の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

※2 第8次報告から調査

表 75 (実父の生育歴) その他 (心中による虐待死 (未遂含む))

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数 -	-	-	5	7	8	8	14	10 (0)	11 (1)	1 (0)	5 (2)	8 (0)	14 (0)	5 (0)	96 (3)
	構成割合 -	-	-	12.2%	28.0%	32.0%	29.6%	51.9%	55.6%	68.8%	10.0%	29.4%	40.0%	50.0%	23.8%	34.9%
あり	人数 -	-	-	0	0	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	構成割合 -	-	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
小計	人数 -	-	-	5	7	8	8	14	10 (0)	11 (1)	1 (0)	5 (2)	8 (0)	14 (0)	5 (0)	96 (3)
	構成割合 -	-	-	12.2%	28.0%	32.0%	29.6%	51.9%	55.6%	68.8%	10.0%	29.4%	40.0%	50.0%	23.8%	25.7%
不明	人数 -	-	-	36	18	17	19	13	8 (0)	5 (0)	9 (0)	12 (1)	12 (6)	14 (0)	16 (0)	179 (7)
	構成割合 -	-	-	87.8%	72.0%	68.0%	70.4%	48.1%	44.4%	31.3%	90.0%	70.6%	60.0%	50.0%	76.2%	65.1%
計	人数 -	-	-	41	25	25	27	27	18 (0)	16 (1)	10 (0)	17 (3)	20 (6)	28 (0)	21 (0)	275 (10)
	構成割合 -	-	-	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 実父の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 76 (実父の生育歴) 最終学歴 (心中以外の虐待死)

区分	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合
中学卒	4 15.4%	3 9.1%	6 (2) 17.6%	2 (0) 4.9%	2 (1) 6.1%	2 (1) 5.3%	6 (4) 15.4%	6 (3) 16.7%	2 (1) 5.7%	33 (12) 10.5%
高校卒	3 11.5%	7 21.2%	4 (0) 11.8%	1 (1) 2.4%	7 (2) 21.2%	4 (3) 10.5%	1 (0) 2.6%	5 (0) 13.9%	3 (2) 8.6%	35 (8) 11.1%
短大・専門学校卒	7 26.9%	3 9.1%	5 (1) 14.7%	6 (2) 14.6%	2 (1) 6.1%	7 (2) 18.4%	5 (4) 12.8%	1 (0) 2.8%	2 (1) 5.7%	38 (11) 12.1%
大学卒	1 3.8%	1 3.0%	1 (0) 2.9%	4 (0) 9.8%	2 (1) 6.1%	1 (1) 2.6%	3 (1) 7.7%	3 (2) 8.3%	4 (4) 11.4%	20 (9) 6.3%
大学院卒	0 0.0%	0 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%
その他	0 0.0%	0 0.0%	2 (0) 5.9%	1 (0) 2.4%	3 (3) 9.1%	1 (0) 2.6%	2 (2) 5.1%	1 (1) 2.8%	2 (0) 5.7%	12 (6) 3.8%
小計	15 57.7%	14 42.4%	18 (0) 52.9%	14 (0) 34.1%	16 (3) 48.5%	15 (0) 39.5%	17 (2) 43.6%	16 (1) 44.4%	13 (0) 37.1%	138 (6) 43.8%
不明	11 42.3%	19 57.6%	16 (3) 47.1%	27 (12) 65.9%	17 (6) 51.5%	23 (10) 60.5%	22 (13) 56.4%	20 (7) 55.0%	22 (9) 62.9%	177 (60) 56.2%
計	26 100.0%	33 100.0%	34 (6) 100.0%	41 (15) 100.0%	33 (14) 100.0%	38 (17) 100.0%	39 (24) 100.0%	36 (13) 100.0%	35 (17) 100.0%	315 (106) 100.0%

※1 実父の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 77 (実父の生育歴) 最終学歴 (心中による虐待死 (未遂含む))

区分	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合
中学卒	0 0.0%	0 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%
高校卒	0 0.0%	0 0.0%	0 (0) 0.0%	1 (0) 6.3%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	2 (0) 7.1%	1 (0) 4.8%	4 (0) 2.2%
短大・専門学校卒	4 14.8%	0 0.0%	1 (0) 5.6%	1 (0) 6.3%	5 (0) 50.0%	3 (0) 17.6%	2 (0) 10.0%	14 (0) 50.0%	2 (0) 9.5%	32 (0) 17.4%
大学卒	1 3.7%	3 11.1%	3 (0) 16.7%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	1 (0) 3.6%	1 (0) 4.8%	9 (0) 4.9%
大学院卒	0 0.0%	0 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%
その他	0 0.0%	0 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%
小計	5 18.5%	3 11.1%	4 (0) 22.2%	2 (0) 12.5%	5 (0) 50.0%	3 (0) 17.6%	2 (0) 10.0%	17 (0) 60.7%	4 (0) 19.0%	45 (0) 24.5%
不明	22 81.5%	24 88.9%	14 (0) 77.8%	14 (1) 87.5%	5 (0) 50.0%	14 (3) 82.4%	18 (6) 90.0%	11 (0) 39.3%	17 (0) 81.0%	139 (10) 75.5%
計	27 100.0%	27 100.0%	18 (0) 100.0%	16 (1) 100.0%	10 (0) 100.0%	17 (3) 100.0%	20 (6) 100.0%	28 (0) 100.0%	21 (0) 100.0%	184 (10) 100.0%

※1 実父の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 78 (実父の生育歴) 虐待を受けた体験 (心中以外の虐待死)

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	
なし	2	71.4%	87.5%	100.0%	75.0%	66.7%	66.7%	68.7%	88.9%	72.7%	50.0%	71.4%	75.0%	76.9%	60.0%	74.4%
	人数	2	1	0	0	1	1	3	1 (0)	3 (1)	6 (2)	2 (1)	2 (1)	3 (0)	2 (2)	30 (7)
あり	3	3.6%	2.9%	0.0%	0.0%	2.9%	3.8%	9.1%	2.9%	7.3%	18.2%	5.3%	5.1%	8.3%	5.7%	5.5%
	人数	3	1	0	0	1	0	1	11.1%	27.3%	50.0%	28.6%	25.0%	23.1%	40.0%	25.6%
内訳 (再掲) (複数回答)	1	1.8%	0.0%	0.0%	0.0%	2.9%	0.0%	3.0%	0.0%	4.9%	15.2%	5.3%	5.1%	5.6%	5.7%	3.8%
	人数	1	1	0	0	1	0	1	0.0%	18.2%	41.7%	28.6%	25.0%	15.4%	40.0%	17.9%
身体的虐待	1	1.8%	0.0%	0.0%	0.0%	2.9%	0.0%	3.0%	0.0%	0.0%	6.1%	0.0%	2.6%	5.6%	0.0%	1.6%
	人数	1	1	0	0	1	0	1	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	12.5%	15.4%	0.0%	7.7%
ネグレクト	0	14.3%	12.5%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	15.4%	0.0%	7.7%
	人数	0	0	0	0	1	1	1	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (1)	3 (0)	0 (0)	10 (1)
心理的虐待	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.9%	3.8%	3.0%	2.9%	0.0%	3.0%	0.0%	2.6%	8.3%	0.0%	1.8%
	人数	0	0	0	0	1	0	1	11.1%	0.0%	8.3%	0.0%	12.5%	23.1%	0.0%	8.5%
性的虐待	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
不明	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
小計	7	12.5%	23.5%	25.0%	2.6%	11.8%	11.5%	27.3%	26.5%	26.8%	36.4%	18.4%	20.5%	36.1%	14.3%	21.3%
	人数	7	8	8	1	12	3	9	9 (2)	11 (3)	12 (5)	7 (4)	8 (4)	13 (7)	5 (3)	117 (28)
不明	49	87.5%	76.5%	75.0%	97.4%	88.2%	88.5%	72.7%	73.5%	73.2%	63.6%	81.6%	79.5%	63.9%	85.7%	78.7%
	人数	49	26	24	37	29	23	24	25 (4)	30 (12)	21 (9)	31 (13)	31 (20)	23 (6)	30 (14)	433 (78)
計	56	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	550 (106)
	人数	56	34	32	38	41	26	33	34 (6)	41 (15)	33 (14)	38 (17)	39 (24)	36 (13)	35 (17)	550 (106)
有効割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 実父の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 79 (実父の生育歴) 虐待を受けた体験 (心中による虐待死 (未遂含む))

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数											
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合												
なし	2	5.3%	3	8.8%	1	3.8%	3	7.3%	0	0.0%	1	4.0%	1	3.7%	1	3.7%	2 (0)	11.1%	0.0%	2 (2)	2 (0)	7.1%	2 (0)	9.5%	20 (2)	5.4%	
		66.7%	100.0%	100.0%	100.0%	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	100.0%	40.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0 (0)	100.0%	0.0%	3 (0)	3 (0)	100.0%	0 (0)	0 (0)	0 (0)	74.1%
あり	1	2.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2 (0)	17.6%	10.0%	2 (0)	2 (0)	10.0%	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (0)	1.9%
		33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	0.0%	60.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	60.0%	60.0%	0.0%	3 (0)	3 (0)	17.6%	0 (0)	0 (0)	0 (0)	25.9%
内訳 (再掲) (複数回答)	1	2.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2 (0)	17.6%	10.0%	2 (0)	2 (0)	10.0%	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (0)	1.6%
		33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	0.0%	60.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	60.0%	60.0%	0.0%	0 (0)	0 (0)	100.0%	0 (0)	0 (0)	0 (0)	22.2%
身体的虐待	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0 (0)	0.0%	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0%
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0 (0)	0 (0)	0.0%	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0%
ネグレクト	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0 (0)	0.0%	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0%
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0 (0)	0 (0)	0.0%	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0%
心理的虐待	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0 (0)	0.0%	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0%
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0 (0)	0 (0)	0.0%	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0%
性的虐待	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0 (0)	0.0%	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0%
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0 (0)	0 (0)	0.0%	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0%
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0 (0)	0.0%	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0%
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0 (0)	0 (0)	0.0%	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0%
小計	3	7.9%	3	8.8%	1	3.8%	3	7.3%	0	0.0%	1	4.0%	1	3.7%	1	3.7%	2 (0)	11.1%	10.0%	5 (2)	5 (2)	10.0%	2 (0)	2 (0)	2 (0)	27 (2)	7.2%
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	12 (1)	12 (1)	100.0%	18 (6)	19 (0)	19 (0)	100.0%
不明	35	92.1%	31	91.2%	25	96.2%	38	92.7%	25	100.0%	24	96.0%	26	96.3%	26	96.3%	16 (0)	88.9%	100.0%	70.6%	70.6%	90.0%	18 (6)	26 (0)	19 (0)	346 (8)	92.8%
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	38	100.0%	34	100.0%	26	100.0%	41	100.0%	25	100.0%	25	100.0%	27	100.0%	27	100.0%	18 (0)	100.0%	100.0%	17 (3)	17 (3)	100.0%	20 (6)	28 (0)	21 (0)	373 (10)	100.0%
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※1 実父の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

⑧ 実父の心身の状況（こどもの死亡時）

表 80 養育者（実父）の心理的・精神的問題等（心中以外の虐待死）（複数回答）の経年※1

区分	第5次 (56人)	第6次 (34人)	第7次 (32人)	第8次 (38人)	第9次 (41人)	第10次 (34人)	第11次 (26人)	第12次 (33人)	第13次 (34人)	第14次 (41人)	第15次 (33人)	第16次 (38人)	第17次 (39人)	第18次 (36人)	第19次 (35人)	総数 (550人)
	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合
育児不安	1 1.8%	2 5.9%	0 0.0%	2 5.3%	2 4.9%	3 8.8%	1 3.8%	0 0.0%	2 5.9%	1 2.4%	2 6.1%	3 7.9%	1 2.6%	1 2.8%	1 2.9%	22 4.0%
	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.0%	2 5.3%	1 2.6%	1 2.8%	0 0.0%	6 1.1%
知的障害	1 1.8%	1 2.9%	0 0.0%	0 0.0%	2 4.9%	2 5.9%	1 3.8%	0 0.0%	1 2.9%	1 2.4%	2 6.1%	3 7.9%	1 2.6%	0 0.0%	3 8.6%	18 3.3%
	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.6%	1 2.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 4.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 0.7%
精神障害(医師の診断によるもの)	0 0.0%	0 0.0%	1 3.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 5.6%	1 2.9%	5 0.9%
	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.9%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.9%	0 0.0%	2 6.1%	0 0.0%	1 2.6%	0 0.0%	0 0.0%	5 0.9%
アルコール依存	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.9%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 0.7%
	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 5.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 9.1%	2 5.9%	0 0.0%	2 6.1%	2 5.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.4%
薬物依存	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.4%
	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.4%
ギャンブル依存 ※2	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.4%
	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.4%
衝動性	3 5.4%	6 17.6%	5 15.6%	1 2.6%	4 9.8%	4 11.8%	5 19.2%	2 6.1%	7 20.6%	1 2.4%	5 15.2%	2 5.3%	3 7.7%	3 8.3%	2 5.7%	53 9.6%
	5 8.9%	7 20.6%	6 18.8%	1 2.6%	5 12.2%	2 5.9%	6 23.1%	5 15.2%	6 17.6%	1 2.4%	4 12.1%	2 5.3%	4 10.3%	5 13.9%	4 11.4%	63 11.5%
攻撃性	4 7.1%	6 17.6%	6 18.8%	1 2.6%	6 14.6%	2 5.9%	6 23.1%	2 6.1%	6 17.6%	1 2.4%	4 12.1%	2 5.3%	1 2.6%	4 11.1%	3 8.6%	54 9.8%
	0 0.0%	1 2.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.9%	2 7.7%	0 0.0%	2 5.9%	0 0.0%	1 3.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.9%	8 1.5%
うつ状態	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.9%	4 0.7%
	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 0.7%
躁状態	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
感情の起伏が激しい	2 3.6%	5 14.7%	5 15.6%	1 2.6%	4 9.8%	2 5.9%	5 19.2%	4 12.1%	8 23.5%	0 0.0%	5 15.2%	3 7.7%	3 7.7%	4 11.1%	4 11.4%	55 10.0%
	2 3.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.4%	3 8.8%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.9%	0 0.0%	1 3.0%	0 0.0%	1 2.6%	0 0.0%	1 2.9%	11 2.0%
高い依存性	1 1.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.4%
	1 1.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.4%
妄想	1 1.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.4%
	1 1.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.4%
DVを受けている	1 1.8%	3 8.8%	5 15.6%	1 2.6%	4 9.8%	4 11.8%	2 7.7%	5 15.2%	4 11.8%	4 9.8%	5 15.2%	3 7.9%	2 5.1%	3 8.3%	5 14.3%	51 9.3%
	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.9%	1 3.8%	1 3.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.0%	2 5.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	7 1.3%
自殺未遂の既往	7 12.5%	5 14.7%	7 21.9%	2 5.3%	6 14.6%	5 14.7%	7 26.9%	6 18.2%	9 26.5%	3 7.3%	9 27.3%	7 18.4%	5 12.8%	7 19.4%	4 11.4%	89 16.2%
	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 5.9%	0 0.0%	1 3.0%	0 0.0%	1 2.4%	1 3.0%	0 0.0%	2 5.1%	3 8.3%	0 0.0%	11 2.0%
養育能力の低下	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.4%
	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.4%
日本語でのコミュニケーションが難しい (日本語を母国語としていない) ※3	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

※1 実父の有無について「いない」「不明」と回答した人を除く

※2 第14次報告から調査。累計母数は222人

※3 第8次報告から調査。累計母数は428人

表 81 養育者（実父）の心理的・精神的問題等（心中による虐待死）（複数回答）の経年※1

区分	第5次 (38人)	第6次 (34人)	第7次 (26人)	第8次 (41人)	第9次 (25人)	第10次 (25人)	第11次 (27人)	第12次 (27人)	第13次 (18人)	第14次 (16人)	第15次 (10人)	第16次 (17人)	第17次 (20人)	第18次 (28人)	第19次 (21人)	総数 (373人)
	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合	人数 構成割合
育児不安	1	2	0	0	1	1	2	2	1	0	0	3	0	3	1	17
	2.6%	5.9%	0.0%	0.0%	4.0%	4.0%	7.4%	7.4%	5.6%	0.0%	0.0%	17.6%	0.0%	10.7%	4.8%	4.6%
知的障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
精神障害(医師の診断によるもの)	0	0	2	3	1	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	9
	0.0%	0.0%	7.7%	7.3%	4.0%	0.0%	7.4%	0.0%	0.0%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.4%
身体障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%	0.0%	4.8%	0.5%
その他の障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
アルコール依存	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
薬物依存	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
ギャンブル依存 ※2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%
衝動性	1	0	1	1	3	0	0	0	0	0	1	3	2	3	1	16
	2.6%	0.0%	3.8%	2.4%	12.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	17.6%	10.0%	10.7%	4.8%	4.3%
攻撃性	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3	3	2	1	12
	0.0%	0.0%	3.8%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	17.6%	15.0%	7.1%	4.8%	3.2%
怒りのコントロール不全	0	0	1	4	2	0	0	0	0	0	0	3	2	2	1	16
	0.0%	0.0%	3.8%	9.8%	8.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	17.6%	10.0%	7.1%	4.8%	4.3%
うつ状態	2	1	1	4	0	0	1	0	0	1	0	0	0	3	2	15
	5.3%	2.9%	3.8%	9.8%	0.0%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	10.7%	9.5%	4.0%
躁状態	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
感情の起伏が激しい	0	0	0	3	1	0	1	0	0	1	1	3	1	0	1	12
	0.0%	0.0%	0.0%	7.3%	4.0%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%	6.3%	10.0%	17.6%	5.0%	0.0%	4.8%	3.2%
高い依存性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
幻視、幻聴	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
妄想	0	0	0	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4
	0.0%	0.0%	0.0%	7.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.1%
DVを受けている	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	3
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%	7.1%	0.0%	0.8%
DVを行っている	0	0	1	3	1	0	1	0	0	0	0	3	2	2	1	14
	0.0%	0.0%	3.8%	7.3%	4.0%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	17.6%	10.0%	7.1%	4.8%	3.8%
自殺未遂の既往	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%	0.0%	4.8%	0.5%
養育能力の低下	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	4
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.0%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%	6.3%	0.0%	0.0%	5.0%	0.0%	0.0%	1.1%
日本語でのコミュニケーションが難しい (日本語を母国語としていない) ※3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.6%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%

※1 実父の有無について「いない」「不明」と回答した人を除く
 ※2 第14次報告から調査。累計母数は112人
 ※3 第8次報告から調査。累計母数は275人

⑩ こどもの死亡時における加害者の年齢

表 82 こどもの死亡時における加害者の年齢

区分	心中以外の虐待死(50人)				心中による虐待死(未遂含む)(24人)					
	実母		実父		実母		実父		実父母以外加害者	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
19歳以下	3(1)	10.3%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	-
20歳～24歳	8(2)	27.6%	2(0)	18.2%	1(0)	20.0%	0(0)	0.0%	0(0)	-
25歳～29歳	5(2)	17.2%	3(1)	27.3%	0(0)	0.0%	4(0)	21.1%	0(0)	-
30歳～34歳	5(2)	17.2%	2(1)	18.2%	1(0)	20.0%	4(0)	21.1%	0(0)	-
35歳～39歳	4(1)	13.8%	2(1)	18.2%	1(0)	20.0%	7(0)	36.8%	1(0)	20.0%
40歳以上	2(1)	6.9%	2(1)	18.2%	3(0)	40.0%	2(0)	15.8%	2(0)	40.0%
年齢不明	2(1)	6.9%	0(0)	0.0%	4(0)	0.0%	0(0)	0.0%	1(0)	20.0%
計	29(10)	100.0%	11(4)	100.0%	9(1)	100.0%	19(0)	100.0%	5(0)	100.0%

※加害者不明を除く

⑪ 実父母以外の加害者の生育歴

表 83 (実父母以外の加害者の生育歴) 成人前に両親死亡(心中以外の虐待死)

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数	3	5	6	5	4	4	3	5(1)	3(1)	1(0)	1(0)	4(2)	0(0)	1(1)	46(5)
	構成割合	21.4%	45.5%	46.2%	41.7%	36.4%	66.7%	37.5%	55.6%	50.0%	33.3%	33.3%	50.0%	0.0%	20.0%	38.7%
あり	人数	0	1	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	2(0)
	構成割合	0.0%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	1.7%
小計	人数	3	6	6	5	4	4	3	5(1)	3(1)	1(0)	1(0)	4(2)	1(0)	1(1)	48(5)
	構成割合	21.4%	54.5%	46.2%	41.7%	36.4%	66.7%	37.5%	55.6%	50.0%	33.3%	33.3%	50.0%	25.0%	20.0%	40.3%
不明	人数	11	5	7	7	7	2	5	4(0)	3(1)	2(1)	2(1)	4(3)	3(0)	4(0)	71(6)
	構成割合	78.6%	45.5%	53.8%	58.3%	63.6%	33.3%	62.5%	44.4%	50.0%	66.7%	66.7%	50.0%	75.0%	80.0%	59.7%
計	人数	14	11	13	12	11	6	8	9(1)	6(2)	3(1)	3(1)	8(5)	4(0)	5(1)	119(11)
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 実父母以外の加害者の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 84 (実父母以外の加害者の生育歴) ひとり親家庭(心中以外の虐待死)

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数	3	3	1	4	1	3	1	4(1)	2(0)	0(0)	0(0)	3(1)	0(0)	0(0)	26(2)
	構成割合	21.4%	27.3%	7.7%	33.3%	9.1%	50.0%	12.5%	44.4%	33.3%	0.0%	0.0%	37.5%	0.0%	0.0%	21.8%
あり	人数	1	3	5	2	3	1	2	1(0)	1(1)	0(0)	1(0)	1(1)	1(0)	1(1)	23(3)
	構成割合	7.1%	27.3%	38.5%	16.7%	27.3%	16.7%	25.0%	11.1%	16.7%	0.0%	33.3%	12.5%	25.0%	20.0%	19.3%
小計	人数	4	6	6	6	4	4	3	5(1)	3(1)	0(0)	1(0)	4(2)	1(0)	1(1)	49(5)
	構成割合	28.6%	54.5%	46.2%	50.0%	36.4%	66.7%	37.5%	55.6%	50.0%	0.0%	33.3%	50.0%	25.0%	20.0%	41.2%
不明	人数	10	5	7	6	7	2	5	4(0)	3(1)	3(1)	2(1)	4(3)	3(0)	4(0)	70(6)
	構成割合	71.4%	45.5%	53.8%	50.0%	63.6%	33.3%	62.5%	44.4%	50.0%	100.0%	66.7%	50.0%	75.0%	80.0%	58.8%
計	人数	14	11	13	12	11	6	8	9(1)	6(2)	3(1)	3(1)	8(5)	4(0)	5(1)	119(11)
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 実父母以外の加害者の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 85 (実父母以外の加害者の生育歴) 継親子関係 (心中以外の虐待死)

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数 2	4	5	2	2	1	3	3	4 (1)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	4 (2)	0 (0)	0 (0)	33 (4)
	構成割合 14.3%	36.4%	38.5%	16.7%	18.2%	16.7%	50.0%	37.5%	44.4%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	27.7%
あり	人数 1	2	1	1	1	0	1	0	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	10 (0)
	構成割合 7.1%	18.2%	7.7%	8.3%	9.1%	0.0%	16.7%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	25.0%	0.0%	8.4%
小計	人数 3	6	6	3	3	1	4	3	5 (1)	3 (1)	0 (0)	1 (0)	4 (2)	1 (0)	0 (0)	43 (4)
	構成割合 21.4%	54.5%	46.2%	25.0%	27.3%	16.7%	66.7%	37.5%	55.6%	50.0%	0.0%	33.3%	50.0%	25.0%	0.0%	36.1%
不明	人数 11	5	7	9	8	5	2	5	4 (0)	3 (1)	3 (1)	2 (1)	4 (3)	3 (0)	5 (1)	76 (7)
	構成割合 78.6%	45.5%	53.8%	75.0%	72.7%	83.3%	33.3%	62.5%	44.4%	50.0%	100.0%	66.7%	50.0%	75.0%	100.0%	63.9%
計	人数 14	11	13	12	11	6	6	8	9 (1)	6 (2)	3 (1)	3 (1)	8 (5)	4 (0)	5 (1)	119 (11)
	構成割合 100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 実父母以外の加害者の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 86 (実父母以外の加害者の生育歴) 養子・里子体験 (心中以外の虐待死)

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数 4	7	5	4	3	1	4	3	5 (1)	3 (1)	0 (0)	1 (0)	4 (2)	1 (0)	0 (0)	45 (4)
	構成割合 28.6%	63.6%	38.5%	33.3%	27.3%	16.7%	66.7%	37.5%	55.6%	50.0%	0.0%	33.3%	50.0%	25.0%	0.0%	37.8%
あり	人数 0	0	1	1	0	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)
	構成割合 0.0%	0.0%	7.7%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%
小計	人数 4	7	6	5	3	1	4	3	5 (1)	3 (1)	0 (0)	1 (0)	4 (2)	1 (0)	0 (0)	47 (4)
	構成割合 28.6%	63.6%	46.2%	41.7%	27.3%	16.7%	66.7%	37.5%	55.6%	50.0%	0.0%	33.3%	50.0%	25.0%	0.0%	39.5%
不明	人数 10	4	7	7	8	5	2	5	4 (0)	3 (1)	3 (1)	2 (1)	4 (3)	3 (0)	5 (1)	72 (7)
	構成割合 71.4%	36.4%	53.8%	58.3%	72.7%	83.3%	33.3%	62.5%	44.4%	50.0%	100.0%	66.7%	50.0%	75.0%	100.0%	60.5%
計	人数 14	11	13	12	11	6	6	8	9 (1)	6 (2)	3 (1)	3 (1)	8 (5)	4 (0)	5 (1)	119 (11)
	構成割合 100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 実父母以外の加害者の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 87 (実父母以外の加害者の生育歴) 施設入所体験 (心中以外の虐待死)

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数 2	7	6	3	2	1	4	3	4 (0)	3 (1)	0 (0)	1 (0)	3 (2)	1 (0)	0 (0)	40 (3)
	構成割合 14.3%	63.6%	46.2%	25.0%	18.2%	16.7%	66.7%	37.5%	44.4%	50.0%	0.0%	33.3%	37.5%	25.0%	0.0%	33.6%
あり	人数 1	0	0	1	1	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (0)
	構成割合 7.1%	0.0%	0.0%	8.3%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	3.4%
小計	人数 3	7	6	4	3	1	4	3	4 (0)	3 (1)	0 (0)	1 (0)	4 (2)	1 (0)	0 (0)	44 (3)
	構成割合 21.4%	63.6%	46.2%	33.3%	27.3%	16.7%	66.7%	37.5%	44.4%	50.0%	0.0%	33.3%	50.0%	25.0%	0.0%	37.0%
不明	人数 11	4	7	8	8	5	2	5	5 (1)	3 (1)	3 (1)	2 (1)	4 (3)	3 (0)	5 (1)	75 (8)
	構成割合 78.6%	36.4%	53.8%	66.7%	72.7%	83.3%	33.3%	62.5%	55.6%	50.0%	100.0%	66.7%	50.0%	75.0%	100.0%	63.0%
計	人数 14	11	13	12	11	6	6	8	9 (1)	6 (2)	3 (1)	3 (1)	8 (5)	4 (0)	5 (1)	119 (11)
	構成割合 100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 実父母以外の加害者の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 88 (実父母以外の加害者の生育歴) 両親間にDVがあった(心中以外の虐待死)

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数 0	0	3	0	1	0	1	1	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	10 (1)
	構成割合 0.0%	0.0%	23.1%	0.0%	9.1%	0.0%	16.7%	12.5%	11.1%	0.0%	0.0%	33.3%	12.5%	25.0%	0.0%	8.4%
あり	人数 1	2	2	2	1	1	0	1	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	12 (1)
	構成割合 7.1%	18.2%	15.4%	16.7%	9.1%	16.7%	0.0%	12.5%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	10.1%
小計	人数 1	2	5	2	2	1	1	2	1 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	2 (1)	1 (0)	0 (0)	22 (2)
	構成割合 7.1%	18.2%	38.5%	16.7%	18.2%	16.7%	16.7%	25.0%	11.1%	16.7%	0.0%	33.3%	25.0%	25.0%	0.0%	18.5%
不明	人数 13	9	8	10	9	5	5	6	8 (1)	5 (1)	3 (1)	2 (1)	6 (4)	3 (0)	5 (1)	97 (9)
	構成割合 92.9%	81.8%	61.5%	83.3%	81.8%	83.3%	83.3%	75.0%	88.9%	83.3%	100.0%	66.7%	75.0%	75.0%	100.0%	81.5%
計	人数 14	11	13	12	11	6	6	8	9 (1)	6 (2)	3 (1)	3 (1)	8 (5)	4 (0)	5 (1)	119 (11)
	構成割合 100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 実父母以外の加害者の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 89 (実父母以外の加害者の生育歴) 非行歴(心中以外の虐待死)

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数 0	3	4	0	2	0	1	1	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	16 (2)
	構成割合 0.0%	27.3%	30.8%	0.0%	18.2%	0.0%	16.7%	12.5%	11.1%	0.0%	0.0%	33.3%	37.5%	0.0%	0.0%	13.4%
あり	人数 2	2	1	2	1	1	1	1	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	12 (0)
	構成割合 14.3%	18.2%	7.7%	16.7%	9.1%	16.7%	16.7%	12.5%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.1%
小計	人数 2	5	5	2	3	1	2	2	2 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	28 (2)
	構成割合 14.3%	45.5%	38.5%	16.7%	27.3%	16.7%	33.3%	25.0%	22.2%	0.0%	0.0%	33.3%	37.5%	0.0%	0.0%	23.5%
不明	人数 12	6	8	10	8	5	4	6	7 (1)	6 (2)	3 (1)	2 (1)	5 (3)	4 (0)	5 (1)	91 (9)
	構成割合 85.7%	54.5%	61.5%	83.3%	72.7%	83.3%	66.7%	75.0%	77.8%	100.0%	100.0%	66.7%	62.5%	100.0%	100.0%	76.5%
計	人数 14	11	13	12	11	6	6	8	9 (1)	6 (2)	3 (1)	3 (1)	8 (5)	4 (0)	5 (1)	119 (11)
	構成割合 100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 実父母以外の加害者の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 90 (実父母以外の加害者の生育歴) 犯罪歴(心中以外の虐待死)

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数 0	3	2	0	3	0	1	4	2 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	20 (3)
	構成割合 0.0%	27.3%	15.4%	0.0%	27.3%	0.0%	16.7%	50.0%	22.2%	16.7%	0.0%	33.3%	37.5%	0.0%	0.0%	16.8%
あり	人数 2	2	4	4	1	1	1	1	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	18 (0)
	構成割合 14.3%	18.2%	30.8%	33.3%	9.1%	16.7%	16.7%	12.5%	0.0%	16.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	15.1%
小計	人数 2	5	6	4	4	1	2	5	2 (0)	2 (1)	1 (0)	1 (0)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	38 (3)
	構成割合 14.3%	45.5%	46.2%	33.3%	36.4%	16.7%	33.3%	62.5%	22.2%	33.3%	33.3%	33.3%	37.5%	0.0%	0.0%	31.9%
不明	人数 12	6	7	8	7	5	4	3	7 (1)	4 (1)	2 (1)	2 (1)	5 (3)	4 (0)	5 (1)	81 (8)
	構成割合 85.7%	54.5%	53.8%	66.7%	63.6%	83.3%	66.7%	37.5%	77.8%	66.7%	66.7%	66.7%	62.5%	100.0%	100.0%	68.1%
計	人数 14	11	13	12	11	6	6	8	9 (1)	6 (2)	3 (1)	3 (1)	8 (5)	4 (0)	5 (1)	119 (11)
	構成割合 100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 実父母以外の加害者の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 91 (実父母以外の加害者の生育歴) その他 (心中以外の虐待死)

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	人数	-	-	3	2	3	3	7	6 (0)	3 (1)	1 (1)	1 (0)	3 (2)	2 (0)	2 (1)	36 (5)
	構成割合	-	-	25.0%	18.2%	50.0%	50.0%	87.5%	66.7%	50.0%	33.3%	33.3%	37.5%	50.0%	40.0%	44.4%
あり	人数	-	-	1	0	0	0	0	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)
	構成割合	-	-	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.5%
小計	人数	-	-	4	2	3	3	7	6 (0)	4 (1)	1 (1)	1 (0)	3 (2)	2 (0)	2 (1)	38 (5)
	構成割合	-	-	33.3%	18.2%	50.0%	50.0%	87.5%	66.7%	66.7%	33.3%	33.3%	37.5%	50.0%	40.0%	46.9%
不明	人数	-	-	8	9	3	3	1	3 (1)	2 (1)	2 (0)	2 (1)	5 (3)	2 (0)	3 (0)	43 (6)
	構成割合	-	-	66.7%	81.8%	50.0%	50.0%	12.5%	33.3%	33.3%	66.7%	66.7%	62.5%	50.0%	60.0%	53.1%
計	人数	-	-	12	11	6	6	8	9 (1)	6 (2)	3 (1)	3 (1)	8 (5)	4 (0)	5 (1)	81 (11)
	構成割合	-	-	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 実父母以外の加害者の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

表 92 (実父母以外の加害者の生育歴) 虐待を受けた体験 (心中以外の虐待死)

区分	人数	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
なし	構成割合	0.0%	0.0%	9.1%	23.1%	8.3%	0.0%	16.7%	12.5%	11.1%	0.0%	0.0%	33.3%	25.0%	0.0%	0.0%	10.9%
	有効割合	0.0%	0.0%	33.3%	60.0%	50.0%	0.0%	50.0%	25.0%	50.0%	0.0%	-	100.0%	66.7%	-	-	46.4%
あり	人数	1	2	2	1	1	1	1	3	1 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	15 (1)
	構成割合	7.1%	18.2%	15.4%	8.3%	16.7%	16.7%	16.7%	37.5%	11.1%	16.7%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	12.6%
内訳 (再掲) (複数回答)	有効割合	100.0%	100.0%	40.0%	50.0%	100.0%	100.0%	50.0%	75.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	33.3%	-	-	53.6%
	人数	0	0	0	0	0	0	0	1	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (1)
ネグレクト	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	2.5%
	有効割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	100.0%	-	0.0%	33.3%	-	-	10.7%
心理的虐待	人数	0	0	0	0	0	1	0	0	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (1)
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	2.5%
性的虐待	有効割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	-	0.0%	33.3%	-	-	10.7%
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
不明	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-	0.0%	0.0%	-	-	0.0%
	有効割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
小計	人数	1	3	5	2	3	1	2	4	2 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	28 (3)
	構成割合	7.1%	27.3%	38.5%	16.7%	27.3%	16.7%	33.3%	50.0%	22.2%	16.7%	0.0%	33.3%	37.5%	0.0%	0.0%	23.5%
不明	有効割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-	100.0%	100.0%	-	-	100.0%
	人数	13	8	8	10	8	5	4	4	7 (1)	5 (1)	3 (1)	2 (1)	5 (3)	4 (0)	5 (1)	91 (8)
計	構成割合	92.9%	72.7%	61.5%	83.3%	72.7%	83.3%	66.7%	50.0%	77.8%	83.3%	100.0%	66.7%	62.5%	100.0%	100.0%	76.5%
	有効割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
計	人数	14	11	13	12	11	6	8	8	9 (1)	6 (2)	3 (1)	3 (1)	8 (5)	4 (0)	5 (1)	119 (11)
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 実父母以外の加害者の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

⑫ 実父母以外の加害者の心身の状況（子どもの死亡時）

表 93 実父母以外の加害者の心身の状況（子どもの死亡時）（複数回答）

区分	心中以外の虐待死(5人)	
	人数	構成割合
育児不安	0 (0)	0.0%
マタニティブルーズ	0 (0)	0.0%
産後うつ	0 (0)	0.0%
知的障害	0 (0)	0.0%
精神疾患(医師の診断によるもの)	0 (0)	0.0%
身体障害	0 (0)	0.0%
その他の障害	0 (0)	0.0%
アルコール依存	0 (0)	0.0%
薬物依存	0 (0)	0.0%
ギャンブル依存	0 (0)	0.0%
衝動性	1 (0)	20.0%
攻撃性	2 (0)	40.0%
怒りのコントロール不全	2 (0)	40.0%
うつ状態	0 (0)	0.0%
躁状態	0 (0)	0.0%
感情の起伏が激しい	1 (0)	20.0%
高い依存性	0 (0)	0.0%
幻視、幻聴	0 (0)	0.0%
妄想	0 (0)	0.0%
DVを受けている	0 (0)	0.0%
DVを行っている	0 (0)	0.0%
自殺未遂の既往	0 (0)	0.0%
養育能力の低さ	1 (0)	20.0%
日本語でのコミュニケーションが難しい (日本語を母国語としていない)	0 (0)	0.0%

※1 実父母以外の加害者の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

⑬ 家計を支えている主たる者

表 94 家計を支えている主たる者

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂を含む)		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
実母	16 (7)	32.0%	38.1%	1 (0)	4.2%	4.2%
実父	22 (9)	44.0%	52.4%	18 (0)	75.0%	75.0%
継母	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
継父	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
養母	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
養父	0 (0)	0.0%	0.0%	1 (0)	4.2%	4.2%
母方祖母	2 (1)	4.0%	4.8%	0 (0)	0.0%	0.0%
母方祖父	1 (0)	2.0%	2.4%	1 (0)	4.2%	4.2%
父方祖母	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
父方祖父	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
母の交際相手	0 (0)	0.0%	0.0%	2 (0)	8.3%	8.3%
父の交際相手	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
その他	1 (0)	2.0%	2.4%	1 (0)	4.2%	4.2%
小計	42 (17)	84.0%	100.0%	24 (0)	100.0%	100.0%
不明	8 (4)	16.0%		0 (0)	0.0%	
計	50 (21)	100.0%	—	24 (0)	100.0%	—

⑭ こどもの住居の状況

表 95 こどもの住居の状況

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂を含む)		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
一戸建て住宅(所有)	4 (2)	8.0%	9.5%	16 (0)	66.7%	72.7%
一戸建て住宅(賃貸)	8 (3)	16.0%	19.0%	1 (0)	4.2%	4.5%
集合住宅(所有)	3 (2)	6.0%	7.1%	0 (0)	0.0%	0.0%
集合住宅(賃貸)	23 (8)	46.0%	54.8%	5 (0)	20.8%	22.7%
公営住宅	3 (1)	6.0%	7.1%	0 (0)	0.0%	0.0%
他人の家に同居	1 (0)	2.0%	2.4%	0 (0)	0.0%	0.0%
母子生活支援施設	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
民間シェルター	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
定住地なし	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
小計	42 (16)	84.0%	100.0%	22 (0)	91.7%	100.0%
不明	8 (5)	16.0%		2 (0)	8.3%	
計	50 (21)	100.0%	—	24 (0)	100.0%	—

⑮ 家庭の経済状況

表 96 家庭の経済状況

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂を含む)		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
生活保護世帯	7 (4)	14.0%	24.1%	0 (0)	0.0%	0.0%
市区村民税非課税世帯 (所得割、均等割ともに非課税)	9 (1)	18.0%	31.0%	1 (0)	4.2%	6.7%
市区村民税課税世帯 (所得割のみ非課税)	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
市区村民税課税世帯 (年収500万円未満)	5 (1)	10.0%	17.2%	6 (0)	25.0%	40.0%
年収500万円以上	8 (7)	16.0%	27.6%	8 (0)	33.3%	53.3%
小計	29 (13)	58.0%	100.0%	15 (0)	62.5%	100.0%
不明	21 (8)	42.0%		9 (0)	37.5%	
計	50 (21)	100.0%	—	24 (0)	100.0%	—

表 97 家庭の経済状況 (家計を支えている主たる者別)

区分	心中以外の虐待死						心中による虐待死(未遂を含む)					
	家計を支えている主たる者<実母>			家計を支えている主たる者<実父>			家計を支えている主たる者<実母>			家計を支えている主たる者<実父>		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
生活保護世帯	7 (4)	43.8%	50.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
市区村民税非課税世帯 (所得割、均等割ともに非課税)	5 (0)	31.3%	35.7%	2 (1)	9.1%	18.2%	1 (0)	100.0%	100.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
市区村民税課税世帯 (所得割のみ非課税)	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
市区村民税課税世帯 (年収500万円未満)	0 (0)	0.0%	0.0%	3 (1)	13.6%	27.3%	0 (0)	0.0%	0.0%	5 (0)	27.8%	41.7%
年収500万円以上	2 (2)	12.5%	14.3%	6 (5)	27.3%	54.5%	0 (0)	0.0%	0.0%	7 (0)	38.9%	58.3%
小計	14 (6)	87.5%	100.0%	11 (7)	50.0%	100.0%	1 (0)	100.0%	100.0%	12 (0)	66.7%	100.0%
不明	2 (1)	12.5%		11 (2)	50.0%		0 (0)	0.0%		6 (0)	33.3%	
計	16 (7)	100.0%	—	22 (9)	100.0%	—	1 (0)	100.0%	—	18 (0)	100.0%	—

※1 実父母の有無について「不明」と回答した事例を除く

⑯ こどもの死亡時における実父母の就業状況

表 98 こどもの死亡時における実父母の就業状況

区分	心中以外の虐待死						心中による虐待死(未遂を含む)					
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
無職	23 (8)	46.9%	63.9%	3 (2)	8.6%	10.7%	17 (0)	70.8%	85.0%	1 (0)	4.8%	5.3%
フルタイム	4 (2)	8.2%	11.1%	22 (10)	62.9%	78.6%	2 (0)	8.3%	10.0%	18 (0)	85.7%	94.7%
パート	9 (4)	18.4%	25.0%	3 (2)	8.6%	10.7%	1 (0)	4.2%	5.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
小計	36 (14)	73.5%	100.0%	28 (14)	80.0%	100.0%	20 (0)	83.3%	100.0%	19 (0)	90.5%	100.0%
不明	13 (6)	26.5%		7 (3)	20.0%		4 (0)	16.7%		2 (0)	9.5%	
計	49 (20)	100.0%	—	35 (17)	100.0%	—	24 (0)	100.0%	—	21 (0)	100.0%	—

※1 実父母の有無について「不明」と回答した事例を除く

表 99 こどもの死亡時における実父母の就業状況 (家計を支えている主たる者別)

区分	心中以外の虐待死						心中による虐待死(未遂を含む)					
	家計を支えている主たる者<実母>			家計を支えている主たる者<実父>			家計を支えている主たる者<実母>			家計を支えている主たる者<実父>		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
無職	6 (3)	37.5%	60.0%	2 (1)	9.1%	9.5%	1 (0)	100.0%	100.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
フルタイム	1 (1)	6.3%	10.0%	18 (7)	81.8%	85.7%	0 (0)	0.0%	0.0%	16 (0)	88.9%	100.0%
パート	3 (1)	18.8%	30.0%	1 (1)	4.5%	4.8%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
小計	10 (5)	62.5%	100.0%	21 (9)	95.5%	100.0%	1 (0)	100.0%	100.0%	16 (0)	88.9%	100.0%
不明	6 (2)	37.5%		1 (0)	4.5%		0 (0)	0.0%		2 (0)	11.1%	
計	16 (7)	100.0%	—	22 (9)	100.0%	—	1 (0)	100.0%	—	18 (0)	100.0%	—

※1 実父母の有無について「不明」と回答した事例を除く

⑰ こどもが出生してからの転居回数

表 100 死亡したこどもが出生してからの転居回数

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂を含む)		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
なし	27 (13)	54.0%	67.5%	11 (0)	45.8%	47.8%
1回	7 (3)	14.0%	17.5%	8 (0)	33.3%	34.8%
2回	5 (1)	10.0%	12.5%	3 (0)	12.5%	13.0%
3回	0 (0)	0.0%	0.0%	1 (0)	4.2%	4.3%
4回	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
5回以上	1 (0)	2.0%	2.5%	0 (0)	0.0%	0.0%
小計	40 (17)	80.0%	100.0%	23 (0)	95.8%	100.0%
不明	10 (4)	20.0%		1 (0)	4.2%	
計	50 (21)	100.0%	—	24 (0)	100.0%	—

⑱ 家庭の地域社会との接触状況

表 101 家庭の地域社会との接触状況（心中以外の虐待死）

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
	人数	9	19	14	12	19	7	11	11	11(3)	10(2)	11(3)	12(5)	10(5)	14(8)	11(3)
構成割合	11.5%	28.4%	28.6%	23.5%	32.8%	13.7%	30.6%	25.0%	21.2%	20.4%	21.2%	22.2%	17.5%	28.6%	22.0%	22.7%
有効割合	31.0%	48.7%	56.0%	41.4%	46.3%	24.1%	40.7%	37.9%	28.9%	27.0%	33.3%	40.0%	32.3%	46.7%	33.3%	37.7%
人数	12	7	5	4	7	13	11	10	6(1)	13(6)	9(4)	3(2)	8(5)	7(3)	12(5)	127(26)
構成割合	15.4%	10.4%	10.2%	7.8%	12.1%	25.5%	30.6%	22.7%	11.5%	26.5%	17.3%	5.6%	14.0%	14.3%	24.0%	15.9%
有効割合	41.4%	17.9%	20.0%	13.8%	17.1%	44.8%	40.7%	34.5%	15.8%	35.1%	27.3%	10.0%	25.8%	23.3%	36.4%	26.5%
人数	7	13	6	13	14	9	3	7	19(4)	13(1)	13(7)	12(4)	10(7)	9(3)	8(4)	156(30)
構成割合	9.0%	19.4%	12.2%	25.5%	24.1%	17.6%	8.3%	15.9%	36.5%	26.5%	25.0%	22.2%	17.5%	18.4%	16.0%	19.6%
有効割合	24.1%	33.3%	24.0%	44.8%	34.1%	31.0%	11.1%	24.1%	50.0%	35.1%	39.4%	40.0%	32.3%	30.0%	24.2%	32.5%
人数	1	0	0	0	1	0	2	1	2(0)	1(0)	0(0)	3(1)	3(1)	0(0)	2(0)	16(2)
構成割合	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	5.6%	2.3%	3.8%	2.0%	0.0%	5.6%	5.3%	0.0%	4.0%	2.0%
有効割合	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	2.4%	0.0%	7.4%	3.4%	5.3%	2.7%	0.0%	10.0%	9.7%	0.0%	6.1%	3.3%
人数	29	39	25	29	41	29	27	29	38(8)	37(9)	33(14)	30(12)	31(18)	30(14)	33(12)	480(87)
構成割合	37.2%	58.2%	51.0%	56.9%	70.7%	56.9%	75.0%	65.9%	73.1%	75.5%	63.5%	55.6%	54.4%	61.2%	66.0%	60.2%
有効割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
人数	49	28	24	22	17	22	9	15	14(0)	12(9)	19(9)	24(10)	26(17)	19(1)	17(9)	317(55)
構成割合	62.8%	41.8%	49.0%	43.1%	29.3%	43.1%	25.0%	34.1%	26.9%	24.5%	36.5%	44.4%	45.6%	38.8%	34.0%	39.8%
有効割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
人数	78	67	49	51	58	51	36	44	52(8)	49(18)	52(23)	54(22)	57(35)	49(15)	50(21)	797(142)
構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
有効割合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表 102 家庭の地域社会との接触状況（心中による虐待死）

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
	人数	0	3	4	5	3	3	1	0	4(0)	2(1)	5(0)	0(0)	4(2)	3(0)	4(0)
構成割合	0.0%	4.9%	10.3%	10.6%	7.3%	7.7%	3.0%	0.0%	12.5%	7.1%	38.5%	0.0%	19.0%	10.7%	16.7%	7.9%
有効割合	0.0%	15.8%	36.4%	20.8%	18.8%	14.3%	6.7%	0.0%	17.4%	18.2%	62.5%	0.0%	30.8%	16.7%	33.3%	17.9%
人数	2	2	0	2	2	2	4	1	7(0)	0(0)	0(0)	3(0)	3(0)	2(0)	4(0)	34(0)
構成割合	3.1%	3.3%	0.0%	4.3%	4.9%	5.1%	12.1%	3.7%	21.9%	0.0%	0.0%	15.8%	14.3%	7.1%	16.7%	6.6%
有効割合	15.4%	10.5%	0.0%	8.3%	12.5%	9.5%	26.7%	8.3%	30.4%	0.0%	0.0%	23.1%	23.1%	11.1%	33.3%	14.8%
人数	10	13	6	15	11	15	9	11	12(0)	9(1)	3(0)	10(2)	6(3)	13(0)	4(0)	147(6)
構成割合	15.6%	21.3%	15.4%	31.9%	26.8%	38.5%	27.3%	40.7%	37.5%	32.1%	23.1%	52.6%	28.6%	46.4%	16.7%	28.5%
有効割合	76.9%	68.4%	54.5%	62.5%	68.8%	71.4%	60.0%	91.7%	52.2%	81.8%	37.5%	76.9%	46.2%	72.2%	33.3%	64.2%
人数	1	1	1	2	0	1	1	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	7(0)
構成割合	1.6%	1.6%	2.6%	4.3%	0.0%	2.6%	3.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%
有効割合	7.7%	5.3%	9.1%	8.3%	0.0%	4.8%	6.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%
人数	13	19	11	24	16	21	15	12	23(0)	11(2)	8(0)	13(2)	13(5)	18(0)	12(0)	229(9)
構成割合	20.3%	31.1%	28.2%	51.1%	39.0%	53.8%	45.5%	44.4%	71.9%	39.3%	61.5%	68.4%	61.9%	64.3%	50.0%	44.4%
有効割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
人数	51	42	28	23	25	18	18	15	9(0)	17(1)	5(0)	6(1)	8(1)	10(0)	12(0)	287(3)
構成割合	79.7%	68.9%	71.8%	48.9%	61.0%	46.2%	54.5%	55.6%	28.1%	60.7%	38.5%	31.6%	38.1%	35.7%	50.0%	55.6%
有効割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
人数	64	61	39	47	41	39	33	27	32(0)	28(3)	13(0)	19(3)	21(6)	28(0)	24(0)	516(12)
構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
有効割合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表 103 家庭の親族との接触状況（心中以外の虐待死）

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数	
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合
ほとんど無い	5	6.4%	7.5%	9	18.4%	6.9%	11.8%	19.4%	5.8%	10.2%	7.7%	5.6%	10.5%	12.2%	12.0%	76 (11)	
	14.3%	14.7%	36.0%	19.2%	9.5%	19.4%	25.9%	6.3%	13.2%	11.1%	8.8%	19.4%	18.8%	15.8%	15.3%		
	10	12.8%	13.4%	7	14.3%	3	11.8%	10	5 (3)	10.2%	8 (2)	6 (2)	9 (6)	10 (5)	10 (4)	119 (23)	
乏しい	28.6%	26.5%	28.0%	11.5%	20.7%	19.4%	37.0%	20.5%	13.9%	13.2%	22.2%	17.6%	29.0%	20.4%	20.0%	14.9%	
	12	18	7	15	20	15	8	17	22 (3)	23 (6)	16 (9)	19 (8)	10 (6)	12 (4)	17 (10)	231 (46)	
	15.4%	26.9%	14.3%	29.4%	34.5%	29.4%	22.2%	38.6%	42.3%	46.9%	30.8%	35.2%	17.5%	24.5%	34.0%	29.0%	
ふつう	34.3%	52.9%	28.0%	57.7%	47.6%	48.4%	29.6%	53.1%	61.1%	60.5%	44.4%	55.9%	32.3%	37.5%	44.7%	46.5%	
	8	2	2	3	6	4	2	4	6 (1)	5 (1)	8 (3)	6 (3)	6 (3)	4 (2)	5 (1)	71 (14)	
	10.3%	3.0%	4.1%	5.9%	10.3%	7.8%	5.6%	9.1%	11.5%	10.2%	15.4%	11.1%	10.5%	8.2%	10.0%	8.9%	
活発	22.9%	5.9%	8.0%	11.5%	14.3%	12.9%	7.4%	12.5%	16.7%	13.2%	22.2%	17.6%	19.4%	12.5%	13.2%	14.3%	
	35	34	25	26	42	31	27	32	36 (8)	38 (10)	36 (15)	34 (14)	31 (18)	32 (13)	38 (16)	497 (94)	
	44.9%	50.7%	51.0%	51.0%	72.4%	60.8%	75.0%	72.7%	69.2%	77.6%	69.2%	63.0%	54.4%	65.3%	76.0%	62.4%	
不明	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	43	33	24	25	16	20	9	12	16 (0)	11 (8)	16 (8)	20 (8)	26 (17)	17 (2)	12 (5)	300 (48)	
	55.1%	49.3%	49.0%	49.0%	27.6%	39.2%	25.0%	27.3%	30.8%	22.4%	30.8%	37.0%	45.6%	34.7%	24.0%	37.6%	
計	78	67	49	51	58	51	36	44	52 (8)	49 (18)	52 (23)	54 (22)	57 (35)	49 (15)	50 (21)	797 (142)	
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

表 104 家庭の親族との接触状況（心中による虐待死）

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数	
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合
ほとんど無い	0	0.0%	0.0%	1	2.1%	5.1%	3.0%	3.7%	1 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	1 (0)	1 (0)	15 (4)	
	0.0%	0.0%	5.1%	2.1%	2.4%	5.1%	3.0%	3.7%	3.1%	3.6%	0.0%	0.0%	14.3%	3.6%	4.2%	2.9%	
	0.0%	0.0%	28.6%	5.0%	5.9%	11.1%	5.3%	6.3%	4.5%	11.1%	0.0%	0.0%	33.3%	6.3%	8.3%	6.7%	
乏しい	2	3.1%	4.9%	4	8.5%	2.6%	6.1%	7.4%	9 (0)	2 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (0)	39 (0)	
	14.3%	16.7%	14.3%	20.0%	17.6%	16.7%	10.5%	12.5%	40.9%	22.2%	0.0%	11.8%	0.0%	0.0%	50.0%	17.5%	
	9	13	1	13	12	8	14	8	6 (0)	6 (0)	7 (0)	14 (3)	6 (0)	10 (0)	4 (0)	131 (3)	
ふつう	14.1%	21.3%	2.6%	27.7%	29.3%	20.5%	42.4%	29.6%	18.8%	21.4%	53.8%	73.7%	28.6%	35.7%	16.7%	25.4%	
	64.3%	72.2%	14.3%	65.0%	70.6%	44.4%	73.7%	50.0%	27.3%	66.7%	77.8%	82.4%	66.7%	62.5%	33.3%	58.7%	
	3	2	3	2	1	5	2	5	6 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	5 (0)	1 (0)	38 (0)	
活発	4.7%	3.3%	7.7%	4.3%	2.4%	12.8%	6.1%	18.5%	18.8%	0.0%	15.4%	5.3%	0.0%	17.9%	4.2%	7.4%	
	21.4%	11.1%	42.9%	10.0%	5.9%	27.8%	10.5%	31.3%	27.3%	0.0%	22.2%	5.9%	0.0%	31.3%	8.3%	17.0%	
	14	18	7	20	17	18	19	16	22 (0)	9 (1)	9 (0)	17 (3)	9 (3)	16 (0)	12 (0)	223 (7)	
小計	21.9%	29.5%	17.9%	42.6%	41.5%	46.2%	57.6%	59.3%	68.8%	32.1%	69.2%	89.5%	42.9%	57.1%	50.0%	43.2%	
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	50	43	32	27	24	21	14	11	10 (0)	19 (2)	4 (0)	2 (0)	12 (3)	12 (0)	12 (0)	293 (5)	
不明	78.1%	70.5%	82.1%	57.4%	58.5%	53.8%	42.4%	40.7%	31.3%	67.9%	30.8%	10.5%	57.1%	42.9%	50.0%	56.8%	
	64	61	39	47	41	39	33	27	32 (0)	28 (3)	13 (0)	19 (3)	21 (6)	28 (0)	24 (0)	516 (12)	
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

⑭ 養育の支援の状況

表 105 養育の支援の状況

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)				
	実母		実父		実母		実父	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
なし	3(1)	6.1%	3(0)	8.6%	0(0)	0.0%	1(0)	6.3%
あり	38(15)	77.6%	23(11)	65.7%	20(0)	83.3%	13(0)	81.3%
内訳 (再掲) (複数 回答)	24(11)	49.0%	23(11)	65.7%	15(0)	62.5%	10(0)	62.5%
配偶者(パートナー)の親	28(13)	57.1%	13(7)	37.1%	8(0)	33.3%	5(0)	31.3%
配偶者(パートナー)の親	11(3)	22.4%	13(5)	37.1%	6(0)	25.0%	4(0)	25.0%
きょうだい	5(0)	10.2%	4(2)	11.4%	2(0)	8.3%	1(0)	6.3%
配偶者(パートナー)のきょうだい	4(2)	8.2%	2(1)	5.7%	1(0)	4.2%	1(0)	6.3%
近所の人	1(0)	2.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
職場の友人・知人	3(0)	6.1%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
保育所・学校などの職員	18(5)	36.7%	9(2)	25.7%	11(0)	45.8%	9(0)	56.3%
ベビーシッター	1(1)	2.0%	1(1)	2.9%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
行政の相談担当課	25(10)	51.0%	13(7)	37.1%	9(0)	37.5%	5(0)	31.3%
職場以外の友人	8(2)	16.3%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	1(0)	6.3%
子育てサークル	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
親類	6(2)	12.2%	3(2)	8.6%	1(0)	4.2%	1(0)	6.3%
その他	4(2)	8.2%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
小計	41(16)	83.7%	26(11)	74.3%	20(0)	83.3%	14(0)	87.5%
不明	8(4)	16.3%	9(6)	25.7%	4(0)	16.7%	2(0)	12.5%
計	49(20)	100.0%	35(17)	100.0%	24(0)	100.0%	16(0)	100.0%

※1 実父母の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

⑮ 行政機関等による子育て支援事業の利用状況

表 106 行政機関等による子育て支援事業の利用状況

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
	なし	24(10)	48.0%	7(0)
あり	23(9)	46.0%	15(0)	62.5%
内訳 (再掲) (複数 回答)	4(3)	8.0%	5(0)	20.8%
利用者支援事業	3(3)	6.0%	8(0)	33.3%
地域子育て支援拠点事業	18(5)	36.0%	14(0)	58.3%
乳児家庭全戸訪問事業	9(3)	18.0%	1(0)	4.2%
訪問時期 1か月未満の間	4(0)	8.0%	6(0)	25.0%
1～2か月未満の間	2(1)	4.0%	3(0)	12.5%
2～3か月未満の間	2(0)	4.0%	4(0)	16.7%
3～4か月未満の間	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
4か月以降	1(1)	2.0%	0(0)	0.0%
不明	4(2)	8.0%	0(0)	0.0%
養育支援訪問事業	2(1)	4.0%	0(0)	0.0%
子育て短期支援事業	2(1)	4.0%	0(0)	0.0%
ファミリー・サポートセンター事業	1(1)	2.0%	2(0)	8.3%
一時預かり事業	0(0)	0.0%	2(0)	8.3%
延長保育事業	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
病児保育事業	0(0)	0.0%	1(0)	4.2%
放課後児童健全育成事業	12(2)	24.0%	7(0)	29.2%
保育所入所	47(19)	94.0%	22(0)	91.7%
小計	3(2)	6.0%	2(0)	8.3%
計	50(21)	100.0%	24(0)	100.0%

21 各種届出、制度等の利用状況

(5) きょうだい

① きょうだいの状況

表 107 各種届出、制度等の利用状況（複数回答）

区分	心中以外の虐待死(50人)						心中による虐待死(未遂含む)(24人)					
	なし		あり		不明		なし		あり		不明	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
転出届	11(4)	22.0%	14(4)	28.0%	10(4)	41.7%	10(0)	41.7%	8(0)	33.3%	3(0)	3(0)
転入届	7(4)	14.0%	20(5)	40.0%	10(4)	37.5%	9(0)	37.5%	10(0)	41.7%	3(0)	2(0)
児童手当	6(2)	12.0%	34(16)	68.0%	7(3)	3(0)	0(0)	0.0%	23(0)	95.8%	1(0)	0(0)
児童扶養手当	21(8)	42.0%	12(6)	24.0%	9(3)	8(4)	17(0)	70.8%	1(0)	4.2%	1(0)	5(0)
特別児童扶養手当	30(11)	60.0%	2(2)	4.0%	8(4)	10(4)	18(0)	75.0%	0(0)	0.0%	1(0)	5(0)
子ども医療費助成	13(6)	26.0%	26(11)	52.0%	10(4)	1(0)	3(0)	12.5%	18(0)	75.0%	2(0)	1(0)
その他	45(18)	90.0%	5(3)	10.0%	—	—	24(0)	100.0%	0(0)	0.0%	—	—

表 108 きょうだいの状況

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂を含む)		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
	なし(ひとりっ子)	15(6)	30.0%	33.3%	7(0)	29.2%
1人(2人きょうだい)	14(7)	28.0%	31.1%	13(0)	54.2%	56.5%
2人(3人きょうだい)	9(4)	18.0%	20.0%	3(0)	12.5%	13.0%
3人(4人きょうだい)	4(0)	8.0%	8.9%	0(0)	0.0%	0.0%
4人(5人きょうだい)	2(1)	4.0%	4.4%	0(0)	0.0%	0.0%
5人(6人きょうだい)	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
6人(7人きょうだい)	1(1)	2.0%	2.2%	0(0)	0.0%	0.0%
小計	45(19)	90.0%	100.0%	23(0)	95.8%	100.0%
不明	5(2)	10.0%	—	1(0)	4.2%	—
計	50(21)	100.0%	—	24(0)	100.0%	—

表 109 出生順位

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
	第1子	16(7)	32.0%	35.6%	17(0)	70.8%
第2子	13(7)	26.0%	28.9%	5(0)	20.8%	21.7%
第3子	10(4)	20.0%	22.2%	1(0)	4.2%	4.3%
第4子	5(3)	10.0%	11.1%	0(0)	0.0%	0.0%
第5子	1(0)	2.0%	2.2%	0(0)	0.0%	0.0%
第6子以降	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
小計	45(21)	90.0%	100.0%	23(0)	95.8%	100.0%
不明	5(0)	10.0%	—	1(0)	4.2%	—
計	50(21)	100.0%	—	24(0)	100.0%	—

② きょうだいの死亡時期

表 110 きょうだいの死亡時期（心中以外の虐待死）

区分	第5次 (5例)	第6次 (8例)	第7次 (3例)	第8次 (6例)	第9次 (6例)	第10次 (6例)	第11次 (2例)	第12次 (7例)	第13次 (5例)	第14次 (2例)	第15次 (8例)	第16次 (3例)	第17次 (5例)	第18次 (7例)	第19次 (2例)	総数 (75例)	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	
死亡したこども と同時	4	80.0%	3	37.5%	2	66.7%	6	100.0%	4	66.7%	4	66.7%	4	66.7%	4	66.7%	42
～6か月前	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1
～1年前	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4
～1年半前	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	5.2%
～1年半前	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4
～1年半前	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	5.2%
2年前	0	0.0%	0	0.0%	1	33.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3
2年前	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3.9%
2年以上前	0	0.0%	3	37.5%	0	0.0%	0	0.0%	2	33.3%	2	33.3%	3	60.0%	3	75.0%	16
2年以上前	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	20.8%
不明	1	20.0%	2	25.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	7
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	9.1%
計	5	100.0%	8	100.0%	3	100.0%	6	100.0%	6	100.0%	8	100.0%	5	100.0%	4	100.0%	77
計	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	100.0%

表 111 きょうだいの死亡時期（心中による虐待死（未遂含む））

区分	第5次 (29例)	第6次 (18例)	第7次 (10例)	第8次 (10例)	第9次 (21例)	第10次 (19例)	第11次 (13例)	第12次 (14例)	第13次 (19例)	第14次 (10例)	第15次 (22例)	第16次 (16例)	第17次 (12例)	第18次 (23例)	第19次 (6例)	総数 (242例)	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	
死亡したこども と同時	27	93.1%	18	100.0%	10	100.0%	10	100.0%	19	92.3%	19	100.0%	19	100.0%	12	93.3%	243
～6か月前	1	3.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3
～6か月前	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1.2%
～1年前	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
～1年前	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
～1年半前	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
～1年半前	1	3.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	7.7%	1	4.8%	0	0.0%	0	0.0%	3
2年前	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1.2%
2年以上前	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1
2年以上前	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0.4%
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0.4%
計	29	100.0%	18	100.0%	10	100.0%	10	100.0%	21	100.0%	19	100.0%	19	100.0%	13	93.3%	251
計	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	100.0%

③ きょうだいの特性
ア きょうだいの性別

表 112 きょうだいの性別

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
男	21 (7)	36.2%	7 (0)	36.8%
女	37 (18)	63.8%	12 (0)	63.2%
不明	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
計	58 (25)	100.0%	19 (0)	100.0%

イ きょうだいの年齢

表 113 きょうだいの年齢

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
0歳	4 (1)	6.9%	2 (0)	10.5%
1歳	9 (4)	15.5%	0 (0)	0.0%
2歳	4 (3)	6.9%	4 (0)	21.1%
3歳	6 (2)	10.3%	3 (0)	15.8%
4歳	8 (2)	13.8%	0 (0)	0.0%
5歳	2 (1)	3.4%	2 (0)	10.5%
6歳	2 (1)	3.4%	0 (0)	0.0%
7歳	3 (3)	5.2%	3 (0)	15.8%
8歳	2 (1)	3.4%	0 (0)	0.0%
9歳	2 (2)	3.4%	1 (0)	5.3%
10歳	2 (0)	3.4%	0 (0)	0.0%
11歳	1 (0)	1.7%	0 (0)	0.0%
12歳	2 (1)	3.4%	0 (0)	0.0%
13歳	1 (1)	1.7%	0 (0)	0.0%
14歳	0 (0)	0.0%	2 (0)	10.5%
15歳	2 (1)	3.4%	0 (0)	0.0%
16歳	2 (1)	3.4%	1 (0)	5.3%
17歳	2 (0)	3.4%	0 (0)	0.0%
18歳	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
19歳	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
20歳以上	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
小計	54 (24)	93.1%	18 (0)	94.7%
不明	4 (1)	6.9%	1 (0)	5.3%
計	58 (25)	100.0%	19 (0)	100.0%

④ きょうだいの同居の状況 (死亡事案発生時)

表 114 きょうだいの同居の状況 (死亡事案発生時)

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
あり	45 (22)	77.6%	81.8%	18 (0)	94.7%	100.0%
なし	10 (3)	17.2%	18.2%	0 (0)	0.0%	0.0%
小計	55 (25)	94.8%	100.0%	18 (0)	94.7%	100.0%
不明	3 (0)	5.2%		1 (0)	5.3%	
計	58 (25)	100.0%	—	19 (0)	100.0%	—

⑤ きょうだいの養育機関・教育機関の所属

表 115 きょうだいの養育機関・教育機関の所属

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
なし	16 (8)	27.6%	32.0%	10 (0)	52.6%	52.6%
保育所	9 (4)	15.5%	18.0%	2 (0)	10.5%	10.5%
認定こども園	2 (0)	3.4%	4.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
幼稚園	5 (2)	8.6%	10.0%	1 (0)	5.3%	5.3%
小学校	11 (5)	19.0%	22.0%	4 (0)	21.1%	21.1%
中学校	4 (3)	6.9%	8.0%	2 (0)	10.5%	10.5%
高等学校	2 (0)	3.4%	4.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
大学	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
特別支援学校	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
その他	1 (1)	1.7%	2.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
小計	50 (23)	86.2%	100.0%	19 (0)	100.0%	100.0%
不明	8 (2)	13.8%		0 (0)	0.0%	
計	58 (25)	100.0%	—	19 (0)	100.0%	—

⑥ きょうだいが虐待を受けた経験

表 116 きょうだいが虐待を受けた経験

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
あり	27 (12)	46.6%	71.1%	5 (0)	26.3%	55.6%
内訳 (再掲)						
身体的虐待	6(3)	10.3%	15.8%	3(0)	15.8%	33.3%
ネグレクト	11(3)	19.0%	28.9%	0(0)	0.0%	0.0%
心理的虐待	10(6)	17.2%	26.3%	1(0)	5.3%	11.1%
性的虐待	0(0)	0.0%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%
不明	0(0)	0.0%	0.0%	1(0)	5.3%	11.1%
なし	11 (1)	19.0%	28.9%	4 (0)	21.1%	44.4%
小計	38 (13)	65.5%	100.0%	9 (0)	47.4%	100.0%
不明	20 (12)	34.5%		10 (0)	52.6%	
計	58 (25)	100.0%	—	19 (0)	100.0%	—

⑦ きょうだいが虐待を受けた時期

表 117 きょうだいが虐待を受けた時期（心中以外の虐待死）

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
	人数	9	7	3	1	7	7	8	7	6(3)	6(4)	5(2)	3(1)	7(1)	3(0)	7(1)
構成割合	42.9%	46.7%	37.5%	33.3%	41.2%	87.5%	38.1%	58.3%	40.0%	46.2%	71.4%	15.8%	30.4%	17.6%	25.9%	38.1%
有効割合	47.4%	50.0%	37.5%	33.3%	41.2%	87.5%	44.4%	63.6%	42.9%	46.2%	71.4%	23.1%	30.4%	17.6%	26.9%	40.8%
人数	10	7	5	2	10	1	10	4	8(0)	7(2)	2(2)	10(5)	16(14)	11(7)	8(8)	111
構成割合	47.6%	46.7%	62.5%	66.7%	58.8%	12.5%	47.6%	33.3%	53.3%	53.8%	28.6%	52.6%	69.6%	64.7%	29.6%	49.1%
有効割合	52.6%	50.0%	62.5%	66.7%	58.8%	12.5%	55.6%	36.4%	57.1%	53.8%	28.6%	76.9%	69.6%	64.7%	30.8%	52.6%
人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(0)	11(3)	14
構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	17.6%	40.7%	6.2%
有効割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	17.6%	42.3%	6.6%
人数	19	14	8	3	17	8	18	11	14(3)	13(6)	7(4)	13(6)	23(15)	17(7)	26	211
構成割合	90.5%	93.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	85.7%	91.7%	93.3%	100.0%	100.0%	68.4%	100.0%	100.0%	96.3%	93.4%
有効割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
人数	2	1	0	0	0	0	3	1	1(1)	0(0)	0(0)	6(5)	0(0)	0(0)	1(0)	15
構成割合	9.5%	6.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	8.3%	6.7%	0.0%	0.0%	31.6%	0.0%	0.0%	3.7%	6.6%
有効割合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
人数	21	15	8	3	17	8	21	12	15(4)	13(6)	7(4)	19(11)	23(15)	17(7)	27(12)	226
構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
有効割合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

表 118 虐待を受けた時期（心中による虐待死（未遂含む））

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
	人数	1	0	0	2	0	3	0	0	4(0)	0(0)	0(0)	4(0)	0(0)	1(0)	3(0)
構成割合	100.0%	—	—	100.0%	0.0%	100.0%	—	—	57.1%	—	—	100.0%	—	100.0%	60.0%	72.0%
有効割合	100.0%	—	—	100.0%	0.0%	100.0%	—	—	80.0%	—	—	100.0%	—	100.0%	60.0%	78.3%
人数	0	0	0	0	2	0	0	0	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	4
構成割合	0.0%	—	—	0.0%	100.0%	0.0%	—	—	14.3%	—	—	0.0%	—	0.0%	20.0%	16.0%
有効割合	0.0%	—	—	0.0%	100.0%	0.0%	—	—	20.0%	—	—	0.0%	—	0.0%	20.0%	17.4%
人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1
構成割合	0.0%	—	—	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	0.0%	—	—	0.0%	—	0.0%	20.0%	4.0%
有効割合	0.0%	—	—	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	0.0%	—	—	0.0%	—	0.0%	20.0%	4.3%
人数	1	0	0	2	2	3	0	0	5(0)	0(0)	0(0)	4(0)	0(0)	1(0)	5	23
構成割合	100.0%	—	—	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	71.4%	—	—	100.0%	—	100.0%	100.0%	92.0%
有効割合	100.0%	—	—	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	100.0%	—	—	100.0%	—	100.0%	100.0%	100.0%
人数	0	0	0	0	0	0	0	0	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2
構成割合	0.0%	—	—	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	28.6%	—	—	0.0%	—	0.0%	0.0%	8.0%
有効割合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
人数	1	0	0	2	2	3	0	0	7(0)	0(0)	0(0)	4(0)	0(0)	1(0)	5(0)	25
構成割合	100.0%	—	—	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	100.0%	—	—	100.0%	—	100.0%	100.0%	100.0%
有効割合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

⑧ きょうだいに對する児童相談所の関与

表 119 きょうだいに對する児童相談所の関与

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)			計	
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合
あり	33 (18)	56.9%	60.0%	4 (0)	21.1%	21.1%	37 (18)	48.1%
なし	22 (5)	37.9%	40.0%	15 (0)	78.9%	78.9%	37 (5)	48.1%
小計	55 (23)	94.8%	100.0%	19 (0)	100.0%	100.0%	74 (23)	96.1%
不明	3 (2)	5.2%		0 (0)	0.0%		3 (2)	3.9%
計	58 (25)	100.0%	—	19 (0)	100.0%	—	77 (25)	100.0%

⑩ きょうだいの居所(こどもの死亡時)

表 121 こどもの死亡時のきょうだいの居所

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
自宅	32 (20)	55.2%	56.1%	3 (0)	15.8%	17.6%
祖父母宅	10 (2)	17.2%	17.5%	0 (0)	0.0%	0.0%
乳児院	3 (1)	5.2%	5.3%	0 (0)	0.0%	0.0%
児童養護施設	5 (1)	8.6%	8.8%	0 (0)	0.0%	0.0%
母子生活支援施設	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
民間シェルター	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
すでに死亡	4 (0)	6.9%	7.0%	13 (0)	68.4%	76.5%
その他	3 (1)	5.2%	5.3%	1 (0)	5.3%	5.9%
小計	57 (25)	98.3%	100.0%	17 (0)	89.5%	100.0%
不明	1 (0)	1.7%		2 (0)	10.5%	
計	58 (25)	100.0%	—	19 (0)	100.0%	—

⑨ きょうだいに對する市区町村の関与

表 120 きょうだいに對する市区町村の関与

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)			計	
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合
あり	29 (17)	50.0%	58.0%	5 (0)	26.3%	26.3%	34 (17)	44.2%
なし	21 (5)	36.2%	42.0%	14 (0)	73.7%	73.7%	35 (5)	45.5%
小計	50 (22)	86.2%	100.0%	19 (0)	100.0%	100.0%	69 (22)	89.6%
不明	8 (3)	13.8%		0 (0)	0.0%		8 (3)	10.4%
計	58 (25)	100.0%	—	19 (0)	100.0%	—	77 (25)	100.0%

(6) 関係機関の関与・対応状況

① 虐待通告の状況
了 通告の有無

表 122 虐待通告の有無と通告先 (心中以外の虐待死) の経年

区分	第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		第10次		第11次		第12次		第13次		第14次		第15次		第16次		第17次		第18次		第19次		総数		
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	
なし	人数	59	75.6%	56	83.6%	37	75.5%	39	76.5%	39	78.4%	40	66.7%	24	37	84.1%	34 (2)	37 (11)	38 (16)	47 (26)	31 (11)	31 (11)	31 (11)	31 (11)	31 (11)	31 (11)	31 (11)	31 (11)	31 (11)	31 (11)	31 (11)	602	75.5%
	構成割合	15	19.2%	7	10.4%	9	18.4%	8	15.7%	19	32.8%	10	19.6%	12	33.3%	7	15.9%	15 (6)	12 (7)	14 (6)	9 (8)	19 (10)	19 (10)	19 (10)	19 (10)	19 (10)	19 (10)	19 (10)	19 (10)	19 (10)	19 (10)	172	21.6%
あり	人数	7	9.0%	5	7.5%	7	14.3%	5	9.8%	15	25.9%	8	15.7%	9	3	6.8%	12 (5)	10 (5)	8 (3)	8 (7)	2 (2)	13 (8)	8 (3)	8 (3)	8 (7)	2 (2)	13 (8)	13 (8)	13 (8)	13 (8)	119	14.9%	
	構成割合	7	9.0%	1	1.5%	2	4.1%	3	5.9%	3	5.2%	1	2.0%	3	8.3%	4	9.1%	3 (1)	2 (2)	6 (3)	1 (1)	5 (2)	6 (3)	11.1%	0 (0)	0 (0)	3 (1)	3 (1)	5 (2)	5 (2)	5 (2)	46	5.8%
内訳	人数	0	0.0%	1	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.7%	0	0.0%	0	0	0.0%	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2	0.3%	
	構成割合	1	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.0%	0	0	0.0%	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5	0.6%	
不明	人数	4	5.1%	4	6.0%	3	6.1%	4	7.8%	0	0.0%	1	2.0%	0	0.0%	0	5.8%	3 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (1)	0 (0)	2 (0)	3.7%	1.8%	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	23	2.9%		
	構成割合	78	100.0%	67	100.0%	49	100.0%	51	100.0%	58	100.0%	51	100.0%	36	44	100.0%	52 (0)	49 (18)	54 (22)	57 (35)	49 (15)	50 (21)	54 (22)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	797	100.0%	
計	人数	78	100.0%	67	100.0%	49	100.0%	51	100.0%	58	100.0%	51	100.0%	36	44	100.0%	52 (0)	49 (18)	54 (22)	57 (35)	49 (15)	50 (21)	54 (22)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	797	100.0%	
構成割合																																	

表 123 虐待通告の有無と通告先 (心中による虐待死) の経年

区分	第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		第10次		第11次		第12次		第13次		第14次		第15次		第16次		第17次		第18次		第19次		総数		
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	
なし	人数	44	68.8%	39	63.9%	26	66.7%	39	83.0%	29	76.9%	30	97.0%	32	23	85.2%	16 (0)	20 (2)	15 (3)	14 (4)	22 (0)	20 (0)	15 (3)	15 (3)	14 (4)	22 (0)	22 (0)	20 (0)	20 (0)	20 (0)	381	73.8%	
	構成割合	0	0.0%	2	3.3%	4	10.3%	6	12.8%	5	12.2%	6	15.4%	1	4	14.8%	13 (0)	1 (0)	1 (0)	7 (2)	6 (0)	6 (0)	1 (0)	78.9%	66.7%	7 (2)	6 (0)	6 (0)	4 (0)	4 (0)	61	11.8%	
あり	人数	0	0.0%	1	1.6%	3	7.7%	2	4.3%	5	12.2%	1	2.6%	1	1	3.7%	8 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (0)	4 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	4 (0)	4 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	32	6.2%	
	構成割合	0	0.0%	1	1.6%	1	2.6%	4	8.5%	0	0.0%	4	10.3%	0	3	11.1%	4 (0)	0 (0)	1 (0)	4 (2)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	14.3%	14.3%	4 (2)	0 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	25	4.8%	
内訳	人数	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.6%	0	0	0.0%	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1	0.2%	
	構成割合	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3	0.6%	
不明	人数	20	31.3%	20	32.8%	9	23.1%	2	4.3%	7	17.1%	3	7.7%	0	0	0.0%	3 (0)	7 (1)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	15.8%	0.0%	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	74	14.3%	
	構成割合	64	100.0%	61	100.0%	39	100.0%	47	100.0%	41	100.0%	39	100.0%	33	27	100.0%	32 (0)	28 (3)	19 (3)	21 (6)	28 (0)	24 (0)	19 (3)	100.0%	100.0%	21 (6)	28 (0)	24 (0)	24 (0)	24 (0)	516	100.0%	
計	人数	64	100.0%	61	100.0%	39	100.0%	47	100.0%	41	100.0%	39	100.0%	33	27	100.0%	32 (0)	28 (3)	19 (3)	21 (6)	28 (0)	24 (0)	19 (3)	100.0%	100.0%	21 (6)	28 (0)	24 (0)	24 (0)	516	100.0%		
構成割合																																	

ア 通告回数

表 124 通告回数

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
なし	31(11)	62.0%	20(0)	83.3%
あり	19(10)	38.0%	4(0)	16.7%
内訳	10(8)	20.0%	4(0)	16.7%
(再掲)	8(2)	16.0%	0(0)	0.0%
3回	1(0)	2.0%	0(0)	0.0%
小計	50(21)	100.0%	24(0)	100.0%
不明	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
計	50(21)	100.0%	24(0)	100.0%

イ 通告者

表 125 児童相談所への通告者

区分	心中以外の虐待死(14人)		心中による虐待死(未遂含む) (2人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
家族	3(3)	21.4%	0(0)	0.0%
親戚	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
近隣住民	1(1)	7.1%	0(0)	0.0%
子ども本人	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
福祉事務所	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
民生委員・児童委員	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
保健所または保健センター	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
医療機関	4(3)	28.6%	1(0)	50.0%
内訳	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
(再掲)	4(3)	28.6%	1(0)	50.0%
(複数回答)	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
産婦人科	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
小児科	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
内科	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
精神科	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
整形外科	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
脳神経外科	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
救急外来	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
歯科	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
その他	1(1)	7.1%	0(0)	0.0%
不明	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
保育所・認定こども園・幼稚園	1(0)	7.1%	0(0)	0.0%
警察	2(1)	14.3%	1(0)	50.0%
学校等	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
市区町村	1(0)	7.1%	0(0)	0.0%
配偶者暴力相談支援センター	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
その他	2(0)	14.3%	0(0)	0.0%

表 126 市区町村への通告者

区分	心中以外の虐待死(8人)		心中による虐待死(未遂含む)(2人)		
	人数	構成割合	人数	構成割合	
家族	1(1)	12.5%	0(0)	0.0%	
親戚	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
近隣住民	1(1)	12.5%	0(0)	0.0%	
こども本人	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
福祉事務所	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
民生委員・児童委員	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
保健所または保健センター	1(0)	12.5%	0(0)	0.0%	
医療機関	1(0)	12.5%	0(0)	0.0%	
内訳 (再掲) (複数回答)	産婦人科	1(0)	12.5%	0(0)	0.0%
	小児科	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	内科	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	精神科	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	整形外科	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	脳神経外科	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	救急外来	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	歯科	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	その他	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	不明	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
保育所・認定こども園・幼稚園	1(0)	12.5%	0(0)	0.0%	
警察	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
学校等	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
市区町村	0(0)	0.0%	2(0)	100.0%	
配偶者暴力相談支援センター	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	
その他	3(0)	37.5%	0(0)	0.0%	

ウ 通告理由

表 127 通告理由(心中以外の虐待死) (複数回答)

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	
外傷	4	26.7%	3	37.5%	4	44.4%	3	31.6%	2	20.0%	2	42.9%	0	0.0%	4	21.1%	54
	構成割合		42.9%		44.4%		31.6%		20.0%		22.2%		42.9%		21.1%	31.4%	
泣き声、あらしう声が聞こえる	2	13.3%	0	0.0%	1	11.1%	3	15.8%	0	0.0%	2	7.1%	1	4.9%	2	10.5%	24
	構成割合		0.0%		11.1%		15.8%		0.0%		22.2%		7.1%		10.5%	14.0%	
ネグレクトを疑わせる外見	3	20.0%	2	28.6%	2	22.2%	0	0.0%	1	14.3%	0	0.0%	2	14.3%	1	5.3%	18
	構成割合		28.6%		22.2%		0.0%		14.3%		0.0%		14.3%		5.3%	10.5%	
不登園・不登校	0	0.0%	1	14.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	5.3%	2
	構成割合		14.3%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		5.3%	1.2%	
居所不明 (家族全体で所在不明) ※1	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1
	構成割合								0.0%		0.0%		0.0%		0.0%	1.0%	
本人の姿が確認できない(家族の居住は確認できている) ※1	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2
	構成割合								0.0%		0.0%		0.0%		0.0%	1.9%	
徘徊などの問題行動	0	0.0%	0	0.0%	1	11.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	22.2%	2	10.5%	5
	構成割合		0.0%		11.1%		0.0%		0.0%		0.0%		22.2%		10.5%	2.9%	
性的虐待の疑い	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	11.1%	0	0.0%	1
	構成割合		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		11.1%		0.0%	0.6%	
その他	6	40.0%	1	25.0%	1	11.1%	2	47.4%	2	30.0%	5	35.7%	5	55.6%	10	52.6%	66
	構成割合		14.3%		11.1%		33.3%		28.6%		55.6%		35.7%		52.6%	38.4%	
計	15	100.0%	7	100.0%	9	100.0%	12	100.0%	7	100.0%	9	100.0%	14	100.0%	19	100.0%	172
	構成割合		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%	100.0%	

※1 第11次報告から調査。累計母数は104人

表 128 通告理由(心中による虐待死) (複数回答)

区分	回数																	総数
	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次			
外傷	人数	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	2	0	1	7		
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	28.6%	0.0%	25.0%	11.5%		
泣き声、あらしう声が聞こえる	人数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2		
	構成割合	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	3.3%		
ネグレクトを疑わせる外見	人数	0	0	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	4		
	構成割合	0.0%	0.0%	25.0%	16.7%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.6%		
不登園・不登校	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
居所不明 (家族全体で所在不明) ※1	人数	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	2	0	0	2		
	構成割合	-	-	-	-	-	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	28.6%	0.0%	0.0%	5.3%		
本人の姿が確認できない(家族の居住は確認できている) ※1	人数	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	構成割合	-	-	-	-	-	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
徘徊などの問題行動	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
性的虐待の疑い	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
その他	人数	0	2	2	3	4	4	1	4	13	1	1	3	6	2	46		
	構成割合	0.0%	100.0%	50.0%	50.0%	80.0%	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	42.9%	100.0%	50.0%	75.4%		
計	人数	0	2	4	6	5	6	1	4	13	1	1	7	6	4	61		
	構成割合	-	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		

※1 第11次報告から調査。累計母数は38人

エ 目視によるこどもの安全確認

表 131 48時間を超えた理由(複数回答)

区分	心中以外の虐待死				心中による虐待死(未遂含む)			
	児童相談所への通告		市区町村への通告		児童相談所への通告		市区町村への通告	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
対応可能な職員がいない等マンパワーが不足していたため	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	—
対応可能な職員の調整に時間を要したため	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	—
対応方針の検討に時間を要したため	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	—
緊急性が低い事例と判断したため	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	—
他に優先すべき事例があったため	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	—
調査等の対応はしたが、児の所在確認までできなかったため	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	—
その他	1(0)	100.0%	2(1)	100.0%	0(0)	—	0(0)	—
計	1(0)	100.0%	2(1)	100.0%	0(0)	—	0(0)	—

表 129 目視によるこどもの安全確認

区分	心中以外の虐待死				心中による虐待死(未遂含む)			
	児童相談所への通告		市区町村への通告		児童相談所への通告		市区町村への通告	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
全ての通告について、目視によるこどもの安全確認を行った	12(6)	85.7%	8(2)	100.0%	2(0)	100.0%	2(0)	100.0%
一部の通告について、目視によるこどもの安全確認は行っていない	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
全ての通告について、目視によるこどもの安全確認は行っていない	2(2)	14.3%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
不明	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
計	14(8)	100.0%	8(2)	100.0%	2(0)	100.0%	2(0)	100.0%

オ 通告後48時間以内の対応

表 132 通告後48時間以内の対応の結果

区分	心中以外の虐待死				心中による虐待死(未遂含む)			
	児童相談所への通告		市区町村への通告		児童相談所への通告		市区町村への通告	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
虐待を確認し、在宅で関与を開始した	6(3)	42.9%	1(0)	12.5%	1(0)	50.0%	0(0)	0.0%
虐待を確認し、緊急時一時保護をした	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	1(0)	50.0%	0(0)	0.0%
虐待は確認されなかったが、養護相談等で関与を開始した	2(2)	14.3%	2(0)	25.0%	0(0)	0.0%	2(0)	100.0%
全ての通告について、虐待はないことを判断した(対応を終結)	0(0)	0.0%	1(0)	12.5%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
虐待であること及び入院中であることを確認した	2(0)	14.3%	1(0)	12.5%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
その他	4(3)	28.6%	3(2)	37.5%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
不明	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
計	14(8)	100.0%	8(2)	100.0%	2(0)	100.0%	2(0)	100.0%

表 130 通告後48時間以内の対応の有無

区分	心中以外の虐待死				心中による虐待死(未遂含む)			
	児童相談所への通告		市区町村への通告		児童相談所への通告		市区町村への通告	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
全て実施	11(6)	78.6%	6(1)	75.0%	2(0)	100.0%	2(0)	100.0%
一部実施(48時間を超えた場合がある)	1(0)	7.1%	2(1)	25.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
不明	2(2)	14.3%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
計	14(8)	100.0%	8(2)	100.0%	2(0)	100.0%	2(0)	100.0%

力 警察への情報提供

表 133 警察への情報提供

区分	心中以外の虐待死				心中による虐待死(未遂含む)			
	児童相談所への 通告		市区町村への 通告		児童相談所への 通告		市区町村への 通告	
	人数	構成 割合	人数	構成 割合	人数	割合	人数	構成 割合
全ての通告について、警察への情報提供を行った	4 (2)	28.6%	1 (0)	12.5%	1 (0)	50.0%	0 (0)	0.0%
一部の通告について、警察への情報提供は行っていない	4 (3)	28.6%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
全ての通告について、警察への情報提供を行っていない	5 (3)	35.7%	7 (2)	87.5%	1 (0)	50.0%	2 (0)	100.0%
不明	1 (0)	7.1%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
計	14 (8)	100.0%	8 (2)	100.0%	2 (0)	100.0%	2 (0)	100.0%

② 児童相談所の関与

ア 児童相談所の関与の状況

表 134 児童相談所の関与状況(心中以外の虐待死)の経年

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数														
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数		構成割合													
あり	15	19.2%	7	10.4%	12	24.5%	8	15.7%	18	31.0%	15	29.4%	13	36.1%	11	25.0%	15 (5)	28.8%	8 (4)	16.3%	15 (6)	27.8%	11 (10)	19.3%	11 (5)	22.4%	16 (7)	32.0%	183	23.0%
なし	59	75.6%	56	83.6%	35	71.4%	43	84.3%	40	69.0%	35	68.6%	23	63.9%	32	72.7%	34 (3)	65.4%	41 (14)	83.7%	43 (19)	82.7%	38 (16)	78.9%	45 (24)	77.6%	34 (14)	68.0%	596	74.8%
不明	4	5.1%	4	6.0%	2	4.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.0%	0	0.0%	1	2.3%	3 (0)	5.8%	0 (0)	0.0%	1 (0)	1.9%	1 (0)	1.8%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	18	2.3%
計	78	100.0%	67	100.0%	49	100.0%	51	100.0%	58	100.0%	51	100.0%	36	100.0%	44	100.0%	52 (8)	100.0%	49 (18)	100.0%	52 (23)	100.0%	54 (22)	100.0%	57 (35)	100.0%	49 (15)	100.0%	797	100.0%

表 135 児童相談所の関与状況(心中による虐待死)の経年

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数																
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数		構成割合															
あり	2	3.1%	2	3.3%	6	15.4%	7	14.9%	6	14.6%	11	28.2%	4	12.1%	3	11.1%	13 (0)	40.6%	4 (1)	14.3%	0 (0)	0.0%	1 (0)	5.3%	6 (0)	28.6%	10 (0)	35.7%	4 (0)	16.7%	79	15.3%
なし	44	68.8%	37	60.7%	24	61.5%	40	85.1%	28	68.3%	25	64.1%	29	87.9%	24	88.9%	16 (0)	50.0%	17 (1)	60.7%	13 (0)	100.0%	15 (3)	78.9%	15 (6)	71.4%	18 (0)	83.3%	20 (0)	365	70.7%	
不明	18	28.1%	22	36.1%	9	23.1%	0	0.0%	7	17.1%	3	7.7%	0	0.0%	0	0.0%	3 (0)	9.4%	7 (1)	25.0%	0 (0)	0.0%	3 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	72	14.0%
計	64	100.0%	61	100.0%	39	100.0%	47	100.0%	41	100.0%	39	100.0%	33	100.0%	27	100.0%	32 (0)	100.0%	28 (3)	100.0%	13 (0)	100.0%	19 (3)	100.0%	21 (6)	100.0%	28 (0)	100.0%	24 (0)	516	100.0%	

イ 児童相談所の相談受付経路

表 137 児童相談所の相談受付経路（複数回答）

区分	心中以外の虐待死 (16人)		心中による虐待死 (未遂含む) (4人)		
	人数	構成割合	人数	構成割合	
児童家庭支援センター	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	
母子生活支援施設	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	
保育所・学校等	3 (0)	18.8%	0 (0)	0.0%	
上記以外の児童福祉施設	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	
配偶者暴力相談支援センター	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	
福祉事務所	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	
保健所・保健センター	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	
子育て世代包括支援センター	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	
市区町村子ども家庭総合支援拠点	2 (1)	12.5%	0 (0)	0.0%	
上記以外の都道府県の部署・機関	1 (0)	6.3%	2 (0)	50.0%	
上記以外の市区町村の部署・機関	2 (0)	12.5%	0 (0)	0.0%	
警察	6 (2)	37.5%	2 (0)	50.0%	
家庭裁判所	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	
医療機関	4 (2)	25.0%	1 (0)	25.0%	
内訳 (再掲)	産婦人科	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	小児科	4(2)	25.0%	1(0)	25.0%
	内科	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	精神科	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	整形外科	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	脳神経外科	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	救急外来	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	歯科	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	その他	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
	民生委員・児童委員	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
里親	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	
民間団体	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	
近隣住民・知人	2 (1)	12.5%	0 (0)	0.0%	
家族・親戚	2 (1)	12.5%	1 (0)	25.0%	
子ども本人	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	
その他	2 (1)	12.5%	0 (0)	0.0%	

ウ 児童相談所によるこどもの接触状況

表 138 児童相談所における虐待についての認識（心中以外の虐待死）の経年

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
	人数	4	2	2	3	9	5	4	3	5 (4)	4 (2)	7 (3)	7 (3)	6 (5)	3 (0)	10 (3)
虐待の認識があり、対応していた 構成割合	26.7%	28.6%	16.7%	37.5%	50.0%	33.3%	30.8%	27.3%	33.3%	50.0%	87.5%	46.7%	54.5%	27.3%	62.5%	40.4%
人数	5	4	5	4	7	3	7	4	7 (1)	2 (1)	0 (0)	3 (2)	2 (2)	4 (3)	5 (3)	62
虐待の可能性は認識していたが、 確定していなかった 構成割合	33.3%	57.1%	41.7%	50.0%	38.9%	20.0%	53.8%	36.4%	46.7%	25.0%	0.0%	20.0%	18.2%	36.4%	31.3%	33.9%
人数	6	1	5	1	2	7	2	4	3 (0)	2 (1)	1 (1)	5 (1)	3 (3)	4 (2)	1 (1)	47
虐待の認識はなかった 構成割合	40.0%	14.3%	41.7%	12.5%	11.1%	46.7%	15.4%	36.4%	20.0%	25.0%	12.5%	33.3%	27.3%	36.4%	6.3%	25.7%
人数	15	7	12	8	18	15	13	11	15 (5)	8 (4)	8 (4)	15 (6)	11 (10)	11 (5)	16 (7)	183
構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 139 児童相談所における虐待についての認識（心中による虐待死）の経年

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
	人数	0	0	2	0	0	3	0	1	8 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	7 (0)	2 (0)
虐待の認識があり、対応していた 構成割合	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	27.3%	0.0%	33.3%	61.5%	25.0%	0.0%	0.0%	50.0%	70.0%	50.0%	34.2%
人数	0	0	1	1	2	1	1	0	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	9
虐待の可能性は認識していたが、 確定していなかった 構成割合	0.0%	0.0%	16.7%	14.3%	33.3%	9.1%	25.0%	0.0%	15.4%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	11.4%
人数	2	2	3	6	4	7	3	2	3 (0)	3 (1)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	3 (0)	2 (0)	43
虐待の認識はなかった 構成割合	100.0%	100.0%	50.0%	85.7%	66.7%	63.6%	75.0%	66.7%	23.1%	75.0%	0.0%	100.0%	33.3%	30.0%	50.0%	54.4%
人数	2	2	6	7	6	11	4	3	13 (0)	4 (1)	0 (0)	1 (0)	6 (0)	10 (0)	4 (0)	79
構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 140 児童相談所におけるリスク判定の定期的な見直し状況（心中以外の虐待死）の経年

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
	人数	4 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	5 (0)	4 (0)	4 (0)	7 (4)	3 (2)	3 (2)	3 (1)	3 (1)	3 (3)	1 (1)	6 (3)
行った 構成割合	26.7%	0.0%	16.7%	12.5%	27.8%	30.8%	36.4%	46.7%	37.5%	37.5%	37.5%	20.0%	27.3%	9.1%	37.5%	27.9%
人数	11 (0)	7 (0)	10 (0)	6 (0)	13 (0)	9 (0)	7 (0)	8 (1)	5 (2)	5 (2)	5 (3)	12 (5)	8 (7)	10 (4)	10 (4)	131
行わなかった 構成割合	73.3%	100.0%	83.3%	75.0%	72.2%	69.2%	63.6%	53.3%	62.5%	62.5%	62.5%	80.0%	72.7%	90.9%	62.5%	71.6%
人数	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1
不明 構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%
人数	15 (0)	7 (0)	12 (0)	8 (0)	18 (0)	13 (0)	11 (0)	15 (5)	8 (4)	8 (4)	8 (4)	15 (6)	11 (10)	11 (5)	16 (7)	183
構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 141 児童相談所におけるリスク判定の定期的な見直し状況（心中による虐待死）の経年

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
	行った	人数 0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	
	構成割合 0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	18.2%	0.0%	0.0%	53.8%	25.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	25.0%	16.5%
行わなかった	人数 2 (0)	2 (0)	5 (0)	7 (0)	6 (0)	9 (0)	4 (0)	3 (0)	6 (0)	3 (1)	0 (0)	1 (0)	5 (0)	10 (0)	3 (0)	66
	構成割合 100.0%	100.0%	83.3%	100.0%	100.0%	81.8%	100.0%	100.0%	46.2%	75.0%	0.0%	100.0%	83.3%	100.0%	75.0%	83.5%
不明	人数 0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
	構成割合 0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計	人数 2 (0)	2 (0)	6 (0)	7 (0)	6 (0)	11 (0)	4 (0)	3 (0)	13 (0)	4 (1)	0 (0)	1 (0)	6 (0)	10 (0)	4 (0)	79
	構成割合 100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 142 児童相談所によるこどもとの接触状況

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死（未遂含む）	
	人数	構成割合	人数	構成割合
なし	4 (2)	25.0%	1 (0)	25.0%
あり	12 (5)	75.0%	3 (0)	75.0%
初面接(訪問)時のみ	3(1)	18.8%	2(0)	50.0%
週1回程度	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
2週間に1回程度	3(1)	18.8%	0(0)	0.0%
3週間に1回程度	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
1か月に1回程度	2(1)	12.5%	1(0)	25.0%
2か月に1回程度	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
3か月に1回程度	1(0)	6.3%	0(0)	0.0%
その他	2(1)	12.5%	0(0)	0.0%
不明	1(1)	6.3%	0(0)	0.0%
小計	16 (7)	100.0%	4 (0)	100.0%
不明	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
計	16 (7)	100.0%	4 (0)	100.0%

③ 市区町村（虐待対応担当部署）の関与

表 143 市区町村（虐待対応担当部署）の関与状況（心中以外の虐待死）の経年

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
あり	人数	3	12	11	17	13	1	12	19(6)	12(6)	9(3)	16(8)	15(12)	16(8)	19(10)	199
	構成割合	4.5%	24.5%	21.0%	29.3%	25.5%	2.8%	27.3%	36.5%	24.5%	17.3%	32.7%	26.3%	32.7%	38.0%	25.0%
なし	人数	6	35	4	41	37	26	31	30(2)	37(12)	41(19)	36(14)	41(22)	33(7)	30(11)	573
	構成割合	9.0%	71.4%	7.8%	70.7%	72.5%	72.2%	70.5%	57.7%	75.5%	78.8%	66.7%	71.9%	67.3%	60.0%	71.9%
不明	人数	4	2	0	0	1	0	1	3(0)	0(0)	2(1)	2(0)	1(1)	0(0)	1(0)	25
	構成割合	6.0%	4.1%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	2.3%	5.8%	0.0%	3.8%	3.7%	1.8%	0.0%	2.0%	3.1%
計	人数	78	67	49	58	51	36	44	52(8)	49(18)	52(23)	54(22)	57(35)	49(15)	50(21)	797
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 144 市区町村（虐待対応担当部署）の関与状況（心中による虐待死）の経年

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
あり	人数	1	4	7	5	8	4	5	16(0)	0(0)	1(0)	2(0)	8(2)	6(0)	8(0)	76
	構成割合	1.6%	10.3%	14.9%	12.2%	20.5%	12.1%	18.5%	50.0%	0.0%	7.7%	10.5%	38.1%	21.4%	33.3%	14.7%
なし	人数	41	39	4	29	28	29	22	13(0)	21(2)	12(0)	14(3)	13(4)	22(0)	16(0)	365
	構成割合	64.1%	66.7%	8.5%	70.7%	71.8%	87.9%	81.5%	40.6%	75.0%	92.3%	73.7%	61.9%	78.6%	66.7%	70.7%
不明	人数	22	21	0	7	3	0	0	3(0)	7(1)	0(0)	3(0)	0(0)	0(0)	0(0)	75
	構成割合	34.4%	23.1%	0.0%	17.1%	7.7%	0.0%	0.0%	9.4%	25.0%	0.0%	15.8%	0.0%	0.0%	0.0%	14.5%
計	人数	64	61	47	41	39	33	27	32(0)	28(3)	13(0)	19(3)	21(6)	28(0)	24(0)	516
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 145 市区町村（虐待対応担当部署）の関与の有無（3歳未満と3歳以上）（心中以外の虐待死）

区分	第5次から第18次まで												第19次					
	3歳未満			3歳以上			不明			3歳未満			3歳以上			不明		
	人数	有効割合	構成割合	人数	有効割合	構成割合	人数	有効割合	構成割合	人数	有効割合	構成割合	人数	有効割合	構成割合	人数	有効割合	構成割合
あり	119(36)	23.6%	24.2%	59(7)	30.7%	32.1%	2(0)	4.2%	3.9%	11(8)	35.5%	36.7%	8(2)	53.3%	53.3%	0(0)	0.0%	0.0%
なし	372(46)	73.8%	75.8%	125(15)	65.1%	67.9%	46(15)	95.8%	90.2%	19(6)	61.3%	63.3%	7(4)	46.7%	46.7%	4(1)	100.0%	100.0%
小計	491(82)	97.4%	100.0%	184(22)	95.8%	100.0%	48(15)	100.0%	94.1%	30(14)	96.8%	100.0%	15(6)	100.0%	100.0%	4(1)	100.0%	100.0%
不明	13(1)	2.6%	—	8(0)	4.2%	—	3(1)	5.9%	5.9%	1(0)	3.2%	—	0(0)	0.0%	—	0(0)	0.0%	—
計	504(83)	100.0%	—	192(22)	100.0%	—	51(16)	100.0%	—	31(14)	100.0%	—	15(6)	100.0%	—	4(1)	100.0%	—

④ その他の関係機関の関与の状況

表 146 その他の関係機関の関与状況（心中心以外の虐待死（不明を除く）の経年

区分	第5次(78人)			第6次(67人)			第7次(49人)			第8次(51人)			第9次(58人)			第10次(51人)		
	関与なし	関与はあったが虐待の認識なし	関与あり虐待の認識もあり	関与なし	関与はあったが虐待の認識なし	関与あり虐待の認識もあり	関与なし	関与はあったが虐待の認識なし	関与あり虐待の認識もあり	関与なし	関与はあったが虐待の認識なし	関与あり虐待の認識もあり	関与なし	関与はあったが虐待の認識なし	関与あり虐待の認識もあり	関与なし	関与はあったが虐待の認識なし	関与あり虐待の認識もあり
福祉事務所	人数	49	4	54	4	3	38	5	3	43	6	0	41	11	5	39	7	3
	構成割合	62.8%	11.5%	80.6%	6.0%	4.5%	77.6%	10.2%	6.1%	84.3%	11.8%	0.0%	70.7%	19.0%	8.6%	76.5%	13.7%	5.9%
家庭児童相談室	人数	52	8	60	0	1	38	4	4	41	1	2	50	2	5	45	1	4
	構成割合	66.7%	10.3%	89.6%	0.0%	1.5%	77.6%	8.2%	8.2%	80.4%	2.0%	3.9%	86.2%	3.4%	8.6%	88.2%	2.0%	7.8%
民生委員・児童委員	人数	50	0	57	0	0	41	2	3	38	1	1	43	8	3	41	2	2
	構成割合	64.1%	0.0%	85.1%	0.0%	0.0%	83.7%	4.1%	6.1%	74.5%	2.0%	2.0%	74.1%	13.8%	5.2%	80.4%	3.9%	3.9%
保健所	人数	52	5	54	3	3	37	7	2	39	6	1	50	7	1	41	6	2
	構成割合	66.7%	6.4%	80.6%	4.5%	4.5%	75.5%	14.3%	4.1%	76.5%	11.8%	2.0%	86.2%	12.1%	1.7%	80.4%	11.8%	3.9%
市区町村の母子保健担当部署 (保健センター等)	人数	28	25	43	13	2	22	17	7	26	19	2	26	25	7	21	20	8
	構成割合	35.9%	32.1%	64.2%	19.4%	3.0%	44.9%	34.7%	14.3%	51.0%	37.3%	3.9%	44.8%	43.1%	12.1%	41.2%	39.2%	15.7%
養育機関・教育機関	人数	52	9	49	7	4	34	7	5	37	6	4	38	8	11	29	15	4
	構成割合	66.7%	11.5%	73.1%	10.4%	6.0%	69.4%	14.3%	10.2%	72.5%	11.8%	7.8%	65.5%	13.8%	19.0%	56.9%	29.4%	7.8%
医療機関	人数	32	14	25	17	6	28	11	2	18	15	3	33	15	7	24	11	6
	構成割合	41.0%	17.9%	37.3%	25.4%	9.0%	57.1%	22.4%	4.1%	35.3%	29.4%	5.9%	56.9%	25.9%	12.1%	47.1%	21.6%	11.8%
助産師(医療機関に勤務する者 を除く)	人数	50	1	47	1	0	36	3	0	34	1	0	50	2	0	42	2	1
	構成割合	64.1%	1.3%	70.1%	1.5%	0.0%	73.5%	6.1%	0.0%	66.7%	2.0%	0.0%	86.2%	3.4%	0.0%	82.4%	3.9%	2.0%
警察(事前の関与について 警察に確認)	人数	50	5	51	3	0	43	0	2	44	2	1	47	3	7	40	4	5
	構成割合	64.1%	6.4%	76.1%	4.5%	0.0%	87.8%	0.0%	4.1%	86.3%	3.9%	2.0%	81.0%	5.2%	12.1%	78.4%	7.8%	9.8%
婦人相談所	人数	-	-	-	-	-	-	-	-	37	0	0	50	1	2	47	1	0
	構成割合	-	-	-	-	-	-	-	-	72.5%	0.0%	0.0%	86.2%	1.7%	3.4%	92.2%	2.0%	0.0%
配偶者暴力相談支援センター ※1	人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	構成割合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※1 配偶者暴力相談支援センターは第16次報告から調査。累計母数は210人

(続き)

区分	第11次(36人)			第12次(44人)			第13次(52人)			第14次(49人)			第15次(52人)			第16次(54人)		
	関与なし	関与はあつたが虐待の認識なし	関与あり虐待の認識もあり	関与なし	関与はあつたが虐待の認識なし	関与あり虐待の認識もあり	関与なし	関与はあつたが虐待の認識なし	関与あり虐待の認識もあり	関与なし	関与はあつたが虐待の認識なし	関与あり虐待の認識もあり	関与なし	関与はあつたが虐待の認識なし	関与あり虐待の認識もあり	関与なし	関与はあつたが虐待の認識なし	関与あり虐待の認識もあり
福祉事務所	人数	27	8	1	34	8	38(4)	7(2)	3(2)	37(11)	6(3)	5(3)	45(18)	3(2)	1(1)	40(16)	5(2)	4(2)
	構成割合	75.0%	22.2%	2.8%	77.3%	18.2%	73.1%	13.5%	5.8%	75.5%	12.2%	10.2%	86.5%	5.8%	1.9%	74.1%	9.3%	7.4%
家庭児童相談室	人数	33	0	2	36	4	35(5)	8(1)	5(2)	42(14)	1(0)	6(4)	47(21)	1(0)	2(1)	41(17)	7(3)	3(1)
	構成割合	91.7%	0.0%	5.6%	81.8%	9.1%	67.3%	15.4%	9.6%	85.7%	2.0%	12.2%	90.4%	1.9%	3.8%	75.9%	13.0%	5.6%
民生委員・児童委員	人数	31	0	1	37	1	42(8)	4(0)	0(0)	44(15)	1(1)	1(0)	43(18)	1(1)	1(0)	41(17)	2(2)	0(0)
	構成割合	86.1%	0.0%	2.8%	84.1%	2.3%	80.8%	7.7%	0.0%	89.8%	2.0%	2.0%	82.7%	1.9%	1.9%	75.9%	3.7%	0.0%
保健所	人数	32	3	1	39	1	44(7)	3(1)	0(0)	45(17)	3(0)	1(1)	48(20)	1(1)	0(0)	40(18)	4(1)	0(0)
	構成割合	88.9%	8.3%	2.8%	88.6%	2.3%	84.6%	5.8%	0.0%	91.8%	6.1%	2.0%	92.3%	1.9%	0.0%	74.1%	7.4%	0.0%
市区町村の母子保健担当部署 (保健センター等)	人数	12	17	7	14	21	15(2)	24(1)	9(5)	21(8)	20(6)	8(4)	26(16)	20(4)	5(3)	19(7)	23(8)	8(6)
	構成割合	33.3%	47.2%	19.4%	31.8%	47.7%	28.8%	46.2%	17.3%	42.9%	40.8%	16.3%	50.0%	38.5%	9.6%	35.2%	42.6%	14.8%
養育機関・教育機関	人数	30	5	1	27	11	34(4)	8(1)	5(3)	40(13)	4(2)	4(2)	38(19)	10(3)	1(0)	38(17)	8(2)	4(2)
	構成割合	83.3%	13.9%	2.8%	61.4%	25.0%	65.4%	15.4%	9.6%	81.6%	8.2%	8.2%	73.1%	19.2%	1.9%	70.4%	14.8%	7.4%
医療機関	人数	12	13	7	22	12	23(4)	17(1)	6(3)	20(7)	16(5)	6(2)	29(15)	13(3)	3(2)	22(9)	19(7)	5(3)
	構成割合	33.3%	36.1%	19.4%	50.0%	27.3%	44.2%	32.7%	11.5%	40.8%	32.7%	12.2%	55.8%	25.0%	5.8%	40.7%	35.2%	9.3%
助産師(医療機関に勤務する者を除く)	人数	27	3	1	38	1	43(8)	1(0)	1(0)	43(17)	3(0)	0(0)	45(20)	2(0)	0(0)	40(19)	3(0)	0(0)
	構成割合	75.0%	8.3%	2.8%	86.4%	2.3%	82.7%	1.9%	1.9%	87.8%	6.1%	0.0%	86.5%	3.8%	0.0%	74.1%	5.6%	0.0%
警察(事案前の関与について警察に確認)	人数	28	2	5	35	6	40(6)	4(1)	2(1)	47(17)	1(0)	1(1)	40(20)	4(0)	4(2)	45(18)	1(0)	0(0)
	構成割合	77.8%	5.6%	13.9%	79.5%	13.6%	76.9%	7.7%	3.8%	95.9%	2.0%	2.0%	76.9%	7.7%	7.7%	83.3%	1.9%	0.0%
婦人相談所	人数	34	0	0	39	1	45(8)	0(0)	1(0)	47(17)	1(0)	0(0)	47(20)	0(0)	1(1)	45(19)	0(0)	1(0)
	構成割合	94.4%	0.0%	0.0%	88.6%	2.3%	86.5%	0.0%	1.9%	95.9%	2.0%	0.0%	90.4%	0.0%	1.9%	83.3%	0.0%	1.9%
配偶者暴力相談支援センター ※1	人数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	46(19)	0(0)	1(0)
	構成割合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	85.2%	0.0%	1.9%

※1 配偶者暴力相談支援センターは第16次報告から調査。累計母数は210人

(続き)

区分	第17次(57人)			第18次(49人)			第19次(50人)			総数(797人)		
	関与なし	関与はあつたが虐待の認識なし	関与あり虐待の認識もあり	関与なし	関与はあつたが虐待の認識なし	関与あり虐待の認識もあり	関与なし	関与はあつたが虐待の認識なし	関与あり虐待の認識もあり	関与なし	関与はあつたが虐待の認識なし	関与あり虐待の認識もあり
福祉事務所	人数	42 (24)	10 (8)	3 (1)	38 (10)	6 (3)	4 (2)	33 (12)	8 (3)	6 (4)	598 (95)	46 (15)
	構成割合	73.7%	17.5%	5.3%	77.6%	12.2%	8.2%	66.0%	16.0%	12.0%	75.0%	5.8%
家庭児童相談室	人数	46 (27)	5 (4)	3 (1)	41 (13)	3 (1)	4 (1)	38 (17)	4 (2)	7 (2)	645 (114)	54 (12)
	構成割合	80.7%	8.8%	5.3%	83.7%	6.1%	8.2%	76.0%	8.0%	14.0%	80.9%	6.8%
民生委員・児童委員	人数	42 (25)	1 (1)	0 (0)	45 (14)	1 (0)	0 (0)	38 (14)	2 (2)	2 (0)	633 (111)	19 (0)
	構成割合	73.7%	1.8%	0.0%	91.8%	2.0%	0.0%	76.0%	4.0%	4.0%	79.4%	2.4%
保健所	人数	48 (29)	1 (0)	1 (1)	43 (13)	4 (2)	0 (0)	45 (19)	1 (1)	1 (0)	657 (123)	16 (2)
	構成割合	84.2%	1.8%	1.8%	87.8%	8.2%	0.0%	90.0%	2.0%	2.0%	82.4%	2.0%
市区町村の母子保健担当部署 (保健センター等)	人数	26 (13)	23 (17)	6 (3)	15 (1)	25 (11)	8 (3)	12 (4)	24 (11)	11 (6)	326 (51)	103 (30)
	構成割合	45.6%	40.4%	10.5%	30.6%	51.0%	16.3%	24.0%	48.0%	22.0%	40.9%	12.9%
養育機関・教育機関	人数	42 (25)	7 (3)	4 (3)	32 (10)	13 (5)	3 (0)	28 (14)	8 (3)	9 (2)	548 (102)	66 (12)
	構成割合	73.7%	12.3%	7.0%	65.3%	26.5%	6.1%	56.0%	16.0%	18.0%	68.8%	8.3%
医療機関	人数	26 (11)	15 (10)	6 (5)	15 (1)	21 (9)	6 (4)	16 (6)	17 (9)	10 (4)	345 (53)	84 (23)
	構成割合	45.6%	26.3%	10.5%	30.6%	42.9%	12.2%	32.0%	34.0%	20.0%	43.3%	10.5%
助産師(医療機関に勤務する者を除く)	人数	43 (24)	4 (3)	1 (0)	44 (13)	2 (1)	0 (0)	35 (17)	6 (1)	1 (0)	617 (118)	5 (0)
	構成割合	75.4%	7.0%	1.8%	89.8%	4.1%	0.0%	70.0%	12.0%	2.0%	77.4%	0.6%
警察(事案前の関与について警察に確認)	人数	50 (28)	2 (2)	3 (3)	42 (13)	4 (2)	2 (0)	42 (18)	1 (1)	7 (2)	644 (120)	43 (9)
	構成割合	87.7%	3.5%	5.3%	85.7%	8.2%	4.1%	84.0%	2.0%	14.0%	80.8%	5.4%
婦人相談所	人数	47 (27)	0 (0)	1 (1)	42 (14)	0 (0)	0 (0)	39 (18)	0 (0)	2 (0)	519 (123)	9 (2)
	構成割合	82.5%	0.0%	1.8%	85.7%	0.0%	0.0%	78.0%	0.0%	4.0%	65.1%	1.1%
配偶者暴力相談支援センター ※1	人数	49 (29)	0 (0)	1 (1)	44 (14)	0 (0)	0 (0)	39 (17)	1 (0)	0 (0)	178 (79)	2 (1)
	構成割合	86.0%	0.0%	1.8%	89.8%	0.0%	0.0%	78.0%	2.0%	0.0%	84.8%	1.0%

※1 配偶者暴力相談支援センターは第16次報告から調査。累計母数は210人

表 147 その他の関係機関の関与状況（心中による虐待死（不明を除く）の経年

区分	第5次(64人)			第6次(61人)			第7次(39人)			第8次(47人)			第9次(41人)			第10次(39人)		
	関与なし	関与はあったが虐待の認識なし	関与あり虐待の認識もあり	関与なし	関与はあったが虐待の認識なし	関与あり虐待の認識もあり	関与なし	関与はあったが虐待の認識なし	関与あり虐待の認識もあり	関与なし	関与はあったが虐待の認識なし	関与あり虐待の認識もあり	関与なし	関与はあったが虐待の認識なし	関与あり虐待の認識もあり	関与なし	関与はあったが虐待の認識なし	関与あり虐待の認識もあり
福祉事務所	人数	32	1	7	0	22	6	31	11	0	27	7	0	23	10	3		
	構成割合	50.0%	1.6%	11.5%	0.0%	56.4%	15.4%	66.0%	23.4%	0.0%	65.9%	17.1%	0.0%	59.0%	25.6%	7.7%		
家庭児童相談室	人数	35	1	2	0	25	3	34	6	1	30	4	0	31	4	1		
	構成割合	54.7%	1.6%	3.3%	0.0%	64.1%	7.7%	72.3%	12.8%	2.1%	73.2%	9.8%	0.0%	79.5%	10.3%	2.6%		
民生委員・児童委員	人数	24	0	2	0	23	0	35	0	0	29	1	0	32	1	0		
	構成割合	37.5%	0.0%	3.3%	0.0%	59.0%	0.0%	74.5%	0.0%	0.0%	70.7%	2.4%	0.0%	82.1%	2.6%	0.0%		
保健所	人数	31	0	2	0	25	2	35	5	3	30	4	0	29	6	0		
	構成割合	48.4%	0.0%	3.3%	0.0%	64.1%	5.1%	74.5%	10.6%	6.4%	73.2%	9.8%	0.0%	74.4%	15.4%	0.0%		
市区町村の母子保健担当部署 (保健センター等)	人数	16	16	11	0	11	16	24	21	0	15	18	1	9	25	1		
	構成割合	25.0%	25.0%	18.0%	0.0%	28.2%	41.0%	51.1%	44.7%	0.0%	36.6%	43.9%	2.4%	23.1%	64.1%	2.6%		
養育機関・教育機関	人数	19	15	16	0	16	9	17	23	0	7	20	2	13	20	3		
	構成割合	29.7%	23.4%	26.2%	0.0%	41.0%	23.1%	36.2%	48.9%	0.0%	17.1%	48.8%	4.9%	33.3%	51.3%	7.7%		
医療機関	人数	13	8	6	0	9	9	20	10	1	10	14	1	8	22	0		
	構成割合	20.3%	12.5%	9.8%	0.0%	23.1%	23.1%	42.6%	21.3%	2.1%	24.4%	34.1%	2.4%	20.5%	56.4%	0.0%		
助産師(医療機関に勤務する者を除く)	人数	21	1	1	0	21	1	32	2	0	23	4	0	31	0	0		
	構成割合	32.8%	1.6%	1.6%	0.0%	53.8%	2.6%	68.1%	4.3%	0.0%	56.1%	9.8%	0.0%	79.5%	0.0%	0.0%		
警察(事前の関与について警察に確認)	人数	24	1	0	0	21	0	40	3	0	28	4	2	35	0	1		
	構成割合	37.5%	1.6%	0.0%	0.0%	53.8%	0.0%	85.1%	6.4%	0.0%	68.3%	9.8%	4.9%	89.7%	0.0%	2.6%		
婦人相談所	人数	-	-	-	-	-	-	36	0	0	29	1	0	36	0	0		
	構成割合	-	-	-	-	-	-	76.6%	0.0%	0.0%	70.7%	2.4%	0.0%	92.3%	0.0%	0.0%		
配偶者暴力相談支援センター ※1	人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	構成割合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

※1 配偶者暴力相談支援センターは第16次報告から調査。累計母数は92人

(続き)

区分	第11次(33人)			第12次(27人)			第13次(32人)			第14次(28人)			第15次(13人)			第16次(19人)		
	関与なし	関与はあつたが虐待の認識なし	関与あり虐待の認識もあり	関与なし	関与はあつたが虐待の認識なし	関与あり虐待の認識もあり	関与なし	関与はあつたが虐待の認識なし	関与あり虐待の認識もあり	関与なし	関与はあつたが虐待の認識なし	関与あり虐待の認識もあり	関与なし	関与はあつたが虐待の認識なし	関与あり虐待の認識もあり	関与なし	関与はあつたが虐待の認識なし	関与あり虐待の認識もあり
福祉事務所	人数	23	10	5	8(0)	5(0)	12(1)	9(1)	0(0)	6(0)	1(0)	15(3)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	
	構成割合	69.7%	30.3%	18.5%	25.0%	15.6%	42.9%	32.1%	0.0%	46.2%	7.7%	78.9%	5.3%	0.0%	7.7%	78.9%	0.0%	
家庭児童相談室	人数	30	3	5	4(0)	4(0)	21(2)	0(0)	0(0)	11(0)	1(0)	15(3)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
	構成割合	90.9%	9.1%	18.5%	12.5%	12.5%	75.0%	0.0%	0.0%	84.6%	7.7%	78.9%	5.3%	0.0%	7.7%	78.9%	0.0%	
民生委員・児童委員	人数	25	2	4	1(0)	1(0)	20(2)	1(0)	0(0)	12(0)	1(0)	14(3)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
	構成割合	75.8%	6.1%	14.8%	3.1%	3.1%	71.4%	3.6%	0.0%	92.3%	7.7%	73.7%	5.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
保健所	人数	32	1	4	1(0)	2(0)	20(2)	1(0)	0(0)	13(0)	0(0)	12(0)	3(3)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
	構成割合	97.0%	3.0%	14.8%	3.1%	6.3%	71.4%	3.6%	0.0%	100.0%	0.0%	63.2%	15.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
市区町村の母子保健担当部署 (保健センター等)	人数	16	17	22	16(0)	5(0)	12(1)	8(1)	0(0)	8(0)	5(0)	5(1)	10(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
	構成割合	48.5%	51.5%	18.5%	50.0%	15.6%	42.9%	28.6%	0.0%	61.5%	38.5%	26.3%	52.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
養育機関・教育機関	人数	21	11	13	12(0)	8(0)	6(0)	15(2)	0(0)	10(0)	2(0)	5(2)	10(1)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	
	構成割合	63.6%	33.3%	48.1%	37.5%	25.0%	21.4%	53.6%	0.0%	76.9%	15.4%	26.3%	52.6%	7.7%	7.7%	26.3%	5.3%	
医療機関	人数	9	13	9	12(0)	2(0)	10(0)	5(1)	0(0)	10(0)	2(0)	5(1)	7(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
	構成割合	27.3%	39.4%	33.3%	37.5%	6.3%	35.7%	17.9%	0.0%	76.9%	15.4%	26.3%	36.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
助産師(医療機関に勤務する者を除く)	人数	20	4	0	3(0)	0(0)	14(1)	1(0)	0(0)	12(0)	0(0)	14(3)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
	構成割合	60.6%	12.1%	74.1%	9.4%	0.0%	50.0%	3.6%	0.0%	92.3%	0.0%	73.7%	5.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
警察(事前の関与について警察に確認)	人数	28	1	2	1(0)	6(0)	19(2)	1(0)	1(0)	12(0)	0(0)	15(3)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
	構成割合	84.8%	3.0%	81.5%	3.1%	18.8%	67.9%	3.6%	3.6%	92.3%	0.0%	78.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
婦人相談所	人数	30	0	0	0(0)	0(0)	20(2)	0(0)	0(0)	12(0)	0(0)	15(3)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
	構成割合	90.9%	0.0%	70.4%	0.0%	0.0%	71.4%	0.0%	0.0%	92.3%	0.0%	78.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
配偶者暴力相談支援センター ※1	人数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16(3)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
	構成割合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	84.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

※1 配偶者暴力相談支援センターは第16次報告から調査。累計母数は92人

(続き)

区分	第17次(21人)			第18次(28人)			第19次(24人)			総数(516人)		
	関与なし	関与はあつたが虐待の認識なし	関与あり虐待の認識もあり	関与なし	関与はあつたが虐待の認識なし	関与あり虐待の認識もあり	関与なし	関与はあつたが虐待の認識なし	関与あり虐待の認識もあり	関与なし	関与はあつたが虐待の認識なし	関与あり虐待の認識もあり
福祉事務所	人数	16(6)	2(0)	3(0)	23(0)	1(0)	2(0)	2(0)	21(0)	1(0)	1(0)	15(0)
	構成割合	76.2%	9.5%	14.3%	82.1%	3.6%	7.1%	87.5%	8.3%	4.2%	16.7%	2.9%
家庭児童相談室	人数	15(4)	0(0)	6(2)	22(0)	1(0)	4(0)	18(0)	18(0)	5(0)	5(0)	23(2)
	構成割合	71.4%	0.0%	28.6%	78.6%	3.6%	14.3%	75.0%	4.2%	20.8%	7.0%	4.5%
民生委員・児童委員	人数	16(6)	0(0)	0(0)	20(0)	2(0)	0(0)	22(0)	22(0)	2(0)	0(0)	2(0)
	構成割合	76.2%	0.0%	0.0%	71.4%	7.1%	0.0%	91.7%	8.3%	0.0%	0.0%	0.4%
保健所	人数	19(6)	0(0)	0(0)	24(0)	0(0)	0(0)	23(0)	23(0)	0(0)	1(0)	6(0)
	構成割合	90.5%	0.0%	0.0%	85.7%	0.0%	0.0%	95.8%	0.0%	4.2%	73.3%	1.2%
市区町村の母子保健担当部署 (保健センター等)	人数	7(4)	9(0)	5(2)	13(0)	8(0)	4(0)	5(0)	5(0)	17(0)	2(0)	18(2)
	構成割合	33.3%	42.9%	23.8%	46.4%	28.6%	14.3%	20.8%	70.8%	8.3%	8.3%	3.5%
養育機関・教育機関	人数	11(3)	6(3)	3(0)	8(0)	15(0)	3(0)	14(0)	14(0)	7(0)	1(0)	25(0)
	構成割合	52.4%	28.6%	14.3%	28.6%	53.6%	10.7%	58.3%	29.2%	4.2%	4.2%	4.8%
医療機関	人数	7(4)	7(0)	4(2)	17(0)	6(0)	0(0)	10(0)	10(0)	8(0)	2(0)	11(2)
	構成割合	33.3%	33.3%	19.0%	60.7%	21.4%	0.0%	41.7%	33.3%	8.3%	8.3%	2.1%
助産師(医療機関に勤務する者を除く)	人数	16(6)	1(0)	0(0)	22(0)	0(0)	0(0)	17(0)	17(0)	3(0)	0(0)	0(0)
	構成割合	76.2%	4.8%	0.0%	78.6%	0.0%	0.0%	70.8%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%
警察(事案前の関与について警察に確認)	人数	16(6)	0(0)	5(0)	17(0)	3(0)	8(0)	22(0)	22(0)	0(0)	2(0)	27(0)
	構成割合	76.2%	0.0%	23.8%	60.7%	10.7%	28.6%	91.7%	0.0%	8.3%	3.1%	5.2%
婦人相談所	人数	14(4)	0(0)	1(0)	25(0)	0(0)	0(0)	15(0)	15(0)	0(0)	0(0)	1(0)
	構成割合	66.7%	0.0%	4.8%	89.3%	0.0%	0.0%	62.5%	62.5%	0.0%	0.0%	0.2%
配偶者暴力相談支援センター ※1	人数	16(4)	0(0)	0(0)	24(0)	1(0)	0(0)	13(0)	13(0)	0(0)	1(0)	1(0)
	構成割合	76.2%	0.0%	0.0%	85.7%	3.6%	0.0%	54.2%	54.2%	0.0%	4.2%	1.1%

※1 配偶者暴力相談支援センターは第16次報告から調査。累計母数は92人

表 148 児童相談所及び関係機関の関与状況（心中以外の虐待死）の経年

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
	児童相談所が関わっていた事例(虐待以外の養護相談などで関わっていた事例を含む)	15 人数 19.2% 構成割合	7 10.4% 構成割合	12 24.5% 構成割合	7 14.9% 構成割合	18 31.0% 構成割合	15 29.4% 構成割合	13 36.1% 構成割合	11 25.0% 構成割合	15(5) 28.8% 構成割合	8(4) 16.3% 構成割合	8(4) 15.4% 構成割合	15(6) 27.8% 構成割合	11(10) 19.3% 構成割合	11(5) 22.4% 構成割合	16(7) 32.0% 構成割合
関係機関が虐待や虐待の可能性を認識していたが児童相談所が関わっていなかった事例	5 6.4% 構成割合	6 9.0% 構成割合	3 6.1% 構成割合	1 2.1% 構成割合	1 1.7% 構成割合	2 3.9% 構成割合	1 2.8% 構成割合	2 4.5% 構成割合	2(1) 3.8% 構成割合	7(3) 14.3% 構成割合	2(1) 3.8% 構成割合	3(2) 5.6% 構成割合	4(2) 7.0% 構成割合	3(2) 6.1% 構成割合	4(2) 8.0% 構成割合	49(13) 6.1% 構成割合
関係機関との接点はあったが、虐待や虐待の可能性を認識していなかった事例	23 29.5% 構成割合	22 32.8% 構成割合	17 34.7% 構成割合	31 66.0% 構成割合	24 41.4% 構成割合	19 37.3% 構成割合	13 36.1% 構成割合	21 47.7% 構成割合	21(1) 40.4% 構成割合	22(6) 44.9% 構成割合	21(5) 40.4% 構成割合	17(8) 31.5% 構成割合	25(15) 43.9% 構成割合	24(8) 49.0% 構成割合	19(10) 38.0% 構成割合	309(53) 38.8% 構成割合
関係機関と全く接点を持ちえなかった事例	30 38.5% 構成割合	27 40.3% 構成割合	14 28.6% 構成割合	6 12.8% 構成割合	15 25.9% 構成割合	14 27.5% 構成割合	9 25.0% 構成割合	9 20.5% 構成割合	10(1) 19.2% 構成割合	12(5) 24.5% 構成割合	20(13) 38.5% 構成割合	17(6) 31.5% 構成割合	17(8) 29.8% 構成割合	11(0) 22.4% 構成割合	11(2) 22.0% 構成割合	233(35) 29.2% 構成割合
関係機関の関与不明	5 6.4% 構成割合	5 7.5% 構成割合	3 6.1% 構成割合	2 4.3% 構成割合	0 0.0% 構成割合	1 2.0% 構成割合	0 0.0% 構成割合	1 2.3% 構成割合	4(0) 7.7% 構成割合	0(0) 0.0% 構成割合	1(0) 1.9% 構成割合	2(0) 3.7% 構成割合	0(0) 0.0% 構成割合	0(0) 0.0% 構成割合	0(0) 0.0% 構成割合	23(0) 2.9% 構成割合
計	78 100.0% 構成割合	67 100.0% 構成割合	49 100.0% 構成割合	47 100.0% 構成割合	58 100.0% 構成割合	51 100.0% 構成割合	36 100.0% 構成割合	44 100.0% 構成割合	52(8) 100.0% 構成割合	49(18) 100.0% 構成割合	52(23) 100.0% 構成割合	54(22) 100.0% 構成割合	57(35) 100.0% 構成割合	49(15) 100.0% 構成割合	50(21) 100.0% 構成割合	797(142) 100.0% 構成割合

表 149 児童相談所及び関係機関の関与状況（心中による虐待死）の経年

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
	児童相談所が関わっていた事例(虐待以外の養護相談などで関わっていた事例を含む)	2 3.1% 構成割合	2 3.3% 構成割合	6 15.4% 構成割合	12 24.5% 構成割合	6 14.6% 構成割合	11 28.2% 構成割合	4 12.1% 構成割合	3 11.1% 構成割合	13(0) 40.6% 構成割合	4(1) 14.3% 構成割合	0(0) 0.0% 構成割合	1(0) 5.3% 構成割合	6(0) 28.6% 構成割合	10(0) 35.7% 構成割合	4(0) 16.7% 構成割合
関係機関が虐待や虐待の可能性を認識していたが児童相談所が関わっていなかった事例	0 0.0% 構成割合	0 0.0% 構成割合	0 0.0% 構成割合	3 6.1% 構成割合	0 0.0% 構成割合	1 2.6% 構成割合	0 0.0% 構成割合	1 3.7% 構成割合	1(0) 3.1% 構成割合	0(0) 0.0% 構成割合	1(0) 7.7% 構成割合	1(0) 5.3% 構成割合	3(2) 14.3% 構成割合	0(0) 0.0% 構成割合	3(0) 12.5% 構成割合	12(2) 2.3% 構成割合
関係機関との接点はあったが、虐待や虐待の可能性を認識していなかった事例	24 37.5% 構成割合	22 36.1% 構成割合	16 41.0% 構成割合	17 34.7% 構成割合	24 58.5% 構成割合	22 56.4% 構成割合	22 66.7% 構成割合	23 85.2% 構成割合	12(0) 37.5% 構成割合	14(1) 50.0% 構成割合	12(0) 92.3% 構成割合	13(3) 68.4% 構成割合	10(3) 47.6% 構成割合	16(0) 57.1% 構成割合	15(0) 62.5% 構成割合	276(7) 53.5% 構成割合
関係機関と全く接点を持ちえなかった事例	19 29.7% 構成割合	16 26.2% 構成割合	8 20.5% 構成割合	14 28.6% 構成割合	4 9.8% 構成割合	2 5.1% 構成割合	7 21.2% 構成割合	0 0.0% 構成割合	3(0) 9.4% 構成割合	3(0) 10.7% 構成割合	0(0) 0.0% 構成割合	1(0) 5.3% 構成割合	2(1) 9.5% 構成割合	2(0) 7.1% 構成割合	2(0) 8.3% 構成割合	75(1) 14.5% 構成割合
関係機関の関与不明	19 29.7% 構成割合	21 34.4% 構成割合	9 23.1% 構成割合	3 6.1% 構成割合	7 17.1% 構成割合	3 7.7% 構成割合	0 0.0% 構成割合	0 0.0% 構成割合	3(0) 9.4% 構成割合	7(1) 25.0% 構成割合	0(0) 0.0% 構成割合	3(0) 15.8% 構成割合	0(0) 0.0% 構成割合	0(0) 0.0% 構成割合	0(0) 0.0% 構成割合	74(1) 14.3% 構成割合
計	64 100.0% 構成割合	61 100.0% 構成割合	39 100.0% 構成割合	49 100.0% 構成割合	41 100.0% 構成割合	39 100.0% 構成割合	33 100.0% 構成割合	27 100.0% 構成割合	32(0) 100.0% 構成割合	28(3) 100.0% 構成割合	13(0) 100.0% 構成割合	19(3) 100.0% 構成割合	21(6) 100.0% 構成割合	28(0) 100.0% 構成割合	24(0) 100.0% 構成割合	516(12) 100.0% 構成割合

表 150 児童相談所を含む関係機関の関与（3歳未満と3歳以上）（心中以外の虐待死）

区分	3歳未満			3歳以上			不明		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
いずれかの関与あり	24 (13)	77.4%	77.4%	15 (6)	100.0%	100.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
全く関与なし	7 (1)	22.6%	22.6%	0 (0)	0.0%	0.0%	4 (1)	100.0%	100.0%
不明	0 (0)	0.0%	—	0 (0)	0.0%	—	0 (0)	0.0%	—
計	31 (14)	100.0%	—	15 (6)	100.0%	—	4 (1)	100.0%	—

表 151 児童相談所を含む関係機関の関与（3歳未満と3歳以上）（心中による虐待死（未遂含む））

区分	3歳未満			3歳以上			不明		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
いずれかの関与あり	9 (0)	100.0%	100.0%	13 (0)	86.7%	86.7%	0 (0)	—	—
全く関与なし	0 (0)	0.0%	0.0%	2 (0)	13.3%	13.3%	0 (0)	—	—
不明	0 (0)	0.0%	—	0 (0)	0.0%	—	0 (0)	—	—
計	9 (0)	100.0%	—	15 (0)	100.0%	—	0 (0)	—	—

(7) 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）

① 死亡事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の構成機関

表 152 死亡事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の構成機関（複数回答）

区分	心中以外の虐待死 (49人)		心中による虐待死(未遂 を含む)(24人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
児童相談所	49 (20)	100.0%	24 (0)	100.0%
市区町村担当課	49 (20)	100.0%	22 (0)	91.7%
福祉事務所	43 (16)	87.8%	17 (0)	70.8%
児童家庭支援センター	18 (7)	36.7%	7 (0)	29.2%
保健所	39 (14)	79.6%	21 (0)	87.5%
保健センター	37 (16)	75.5%	17 (0)	70.8%
医療機関	42 (17)	85.7%	23 (0)	95.8%
保育所	43 (17)	87.8%	21 (0)	87.5%
認定こども園	30 (13)	61.2%	14 (0)	58.3%
認可外保育施設	11 (5)	22.4%	6 (0)	25.0%
幼稚園	43 (18)	87.8%	21 (0)	87.5%
小学校	42 (17)	85.7%	21 (0)	87.5%
中学校	42 (17)	85.7%	21 (0)	87.5%
高等学校	10 (5)	20.4%	6 (0)	25.0%
民生委員・児童委員	47 (19)	95.9%	23 (0)	95.8%
警察	49 (20)	100.0%	24 (0)	100.0%
消防	16 (5)	32.7%	7 (0)	29.2%
裁判所	4 (2)	8.2%	2 (0)	8.3%
弁護士	21 (9)	42.9%	13 (0)	54.2%
法務局	24 (4)	49.0%	21 (0)	87.5%
人権擁護委員会	30 (11)	61.2%	20 (0)	83.3%
保護司	8 (5)	16.3%	1 (0)	4.2%
里親	6 (3)	12.2%	3 (0)	12.5%
民間団体	20 (7)	40.8%	5 (0)	20.8%
教育委員会	46 (18)	93.9%	24 (0)	100.0%
児童館	16 (12)	32.7%	3 (0)	12.5%
児童養護施設などの児童福祉施設	28 (13)	57.1%	16 (0)	66.7%
社会福祉協議会	33 (14)	67.3%	12 (0)	50.0%
婦人相談所	9 (2)	18.4%	3 (0)	12.5%
配偶者暴力支援センター	16 (4)	32.7%	13 (0)	54.2%
婦人保護施設	3 (1)	6.1%	3 (0)	12.5%
その他	19 (8)	38.8%	8 (0)	33.3%

※1 要保護児童対策地域協議会設置不明の自治体が1つあるため、心中以外による虐待死の人数は49人

② 死亡事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の実施状況

③ 死亡事例発生地域における進行管理会議の実施状況

表 153 死亡事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の実施状況（年間開催回数）

区分	心中以外の虐待死(49人)			心中による虐待死(未遂を含む)(24人)		
	実施した 人数	構成 割合	実施してない 人数	構成 割合	実施した 人数	実施してない 人数
代表者会議	48 (19)	98.0%	1 (1)	2.0%	23 (0)	95.8%
1回	41 (16)	83.7%			18 (0)	75.0%
2～3回	5 (2)	10.2%			5 (0)	20.8%
4～5回	2 (1)	4.1%			0 (0)	0.0%
6～10回	0 (0)	0.0%			0 (0)	0.0%
11～15回	0 (0)	0.0%			0 (0)	0.0%
16回以上	0 (0)	0.0%			0 (0)	0.0%
不明	0 (0)	0.0%			0 (0)	0.0%
実務者会議	48 (19)	98.0%	1 (1)	2.0%	24 (0)	100.0%
1回	1 (1)	2.0%			0 (0)	0.0%
2～3回	14 (7)	28.6%			0 (0)	0.0%
4～5回	10 (5)	20.4%			4 (0)	16.7%
6～10回	4 (0)	8.2%			0 (0)	0.0%
11～15回	8 (2)	16.3%			11 (0)	45.8%
16～20回	4 (3)	8.2%			1 (0)	4.2%
21回以上	7 (1)	14.3%			8 (0)	33.3%
不明	0 (0)	0.0%			0 (0)	0.0%
個別ケース検討会議	49 (20)	100.0%	0 (0)	0.0%	24 (0)	100.0%
5回以下	1 (0)	2.0%			0 (0)	0.0%
6～10回	1 (1)	2.0%			2 (0)	8.3%
11～20回	8 (2)	16.3%			4 (0)	16.7%
21～30回	3 (1)	6.1%			2 (0)	8.3%
31～40回	6 (2)	12.2%			2 (0)	8.3%
41～99回	13 (10)	26.5%			6 (0)	25.0%
100回以上	16 (4)	32.7%			8 (0)	33.3%
不明	1 (0)	2.0%			0 (0)	0.0%

※1 要保護児童対策地域協議会設置不明の自治体が1つあるため、心中以外による虐待死の人数は49人

表 154 実務者会議における1回当たりの検討事例数(心中以外の虐待死)

区分	人数	構成割合
10件以下	7 (3)	14.6%
11～30件	14 (3)	29.2%
31～50件	8 (4)	16.7%
51～70件	4 (3)	8.3%
71件～90件	3 (1)	6.3%
91～110件	1 (0)	2.1%
111～130件	0 (0)	0.0%
131～150件	1 (0)	2.1%
151件以上	9 (4)	18.8%
不明	1 (1)	2.1%
計	48 (19)	100.0%

平均 89件 (0件を除く)
中央値 38件 (0件を除く)

表 155 実務者会議における1回当たりの時間(心中以外の虐待死)

区分	人数	構成割合
0.5時間未満	0 (0)	0.0%
0.5～1時間未満	0 (0)	0.0%
1～2時間未満	3 (0)	6.3%
2～3時間未満	34 (16)	70.8%
3～4時間未満	8 (2)	16.7%
4時間以上	2 (0)	4.2%
不明	1 (1)	2.1%
計	48 (19)	100.0%

平均 3.0時間(0時間を除く)
中央値 2.0時間(0時間を除く)

④ 要保護児童対策地域協議会における本事例の検討状況

表 156 要保護児童対策地域協議会における「要保護児童」の区分

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂を含む)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
虐待	9 (4)	100.0%	3 (0)	100.0%
その他	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
計	9 (4)	100.0%	3 (0)	100.0%

表 157 児童相談所と市区町村(虐待対応担当部署)の関与と要保護児童対策地域協議会での検討の状況

区分	心中以外の虐待死				心中による虐待死(未遂を含む)			
	関与状況		再掲) 本事例についての 検討<あり>		関与状況		再掲) 本事例についての 検討<あり>	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
児童相談所のみ	5 (3)	20.8%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
市区町村 (虐待対応担当部署)のみ	8 (6)	33.3%	4 (3)	28.6%	4 (0)	50.0%	1 (0)	20.0%
児童相談所と市区町村 (虐待対応担当部署)の両方	11 (4)	45.8%	10 (4)	71.4%	4 (0)	50.0%	4 (0)	80.0%
計	24 (13)	100.0%	14 (7)	100.0%	8 (0)	100.0%	5 (0)	100.0%

(8) こどもの死亡後の対応状況

① 本事例に関する死亡情報の入手先

表 158 本事例に関する死亡情報の入手先(複数回答)

区分	心中以外の虐待死(50人)		心中による虐待死(未遂を含む)(24人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
医療機関	15 (6)	30.0%	2 (0)	8.3%
警察	27 (11)	54.0%	18 (0)	75.0%
報道	17 (6)	34.0%	8 (0)	33.3%
家族	6 (5)	12.0%	0 (0)	0.0%
その他	9 (5)	18.0%	0 (0)	0.0%

② 行政機関内部における検証組織の構成

表 159 行政機関内部における検証組織の構成

区分	心中以外の虐待死(50人)		心中による虐待死(未遂を含む)(24人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
児童相談所のみ	2 (0)	10.5%	2 (0)	25.0%
市区町村のみ	3 (0)	15.8%	1 (0)	12.5%
都道府県、指定都市、児童相談所設置市(本庁)のみ	11 (7)	57.9%	0 (0)	0.0%
児童相談所と市区町村	2 (1)	10.5%	0 (0)	0.0%
児童相談所と市区町村と都道府県・指定都市・児童相談所設置市(本庁)	0 (0)	0.0%	2 (0)	25.0%
児童相談所と市区町村と都道府県・指定都市・児童相談所設置市(本庁)とその他の機関	1 (0)	5.3%	1 (0)	12.5%
市区町村とその他の機関	0 (0)	0.0%	2 (0)	25.0%
計	19 (8)	100.0%	8 (0)	100.0%

③ こどもの死亡直後のきょうだいいへの対応

表 160 こどもの死亡直後のきょうだいいへの対応

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
なし	26 (10)	52.0%	22 (0)	91.7%
あり	21 (8)	42.0%	2 (0)	8.3%
内訳 (再掲) (複数回答)	安全確認	13(4)	1(0)	4.2%
	面接	9(3)	1(0)	4.2%
	親からの分離	5(1)	1(0)	4.2%
	心理的ケア	5(1)	2(0)	8.3%
	その他	7(3)	0(0)	0.0%
不明	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
小計	47 (18)	94.0%	24 (0)	100.0%
計	3 (3)	6.0%	0 (0)	0.0%
	50 (21)	100.0%	24 (0)	100.0%

② 児童相談所における当該事例の担当職員の受持ち事例数

ア 担当職員の受持ち事例数

表 162 担当職員の受持ち事例数(心中以外の虐待死)

区分	人数	構成割合
50件以下	10 (2)	20.0%
51~100件	17 (7)	34.0%
101~150件	6 (1)	12.0%
151~200件	5 (2)	10.0%
201件以上	11 (8)	22.0%
不明	1 (1)	2.0%
計	50 (21)	100.0%

平均 264件 (0件を除く)
中央値 98件 (0件を除く)

(9) 児童相談所の組織体制等

① 児童相談所の組織体制

表 161 児童相談所の組織体制(心中以外の虐待死)

区分	あり		なし		計
	人数	構成割合	人数	構成割合	
スーパーバイザーの配置	49 (21)	98.0%	1 (0)	2.0%	50 (21)
医療職配置	50 (21)	100.0%	0 (0)	0.0%	50 (21)
内訳 (複数回答)	医師(常勤)	14 (9)	/		
	医師(非常勤)	39 (15)			
	保健師(常勤)	33 (12)			
	保健師(非常勤)	9 (6)			
	看護師(常勤)	9 (2)			
	看護師(非常勤)	4 (1)			
その他	3 (1)				
警察官配置	45 (21)	90.0%	5 (0)	10.0%	50 (21)
内訳	現職警察官	14 (2)	/		
	OBの警察官	17 (8)			
	現職及びOBの警察官	14 (11)			
弁護士配置	43 (19)	86.0%	7 (2)	14.0%	50 (21)
内訳	常勤	9 (6)	/		
	非常勤	34 (13)			

イ 受持ち事例数の内訳 (虐待相談件数)

表 163 担当職員の受持ち事例数のうち虐待相談の数(心中以外の虐待死)

区分	人数	構成割合
0件	0 (0)	0.0%
1~50件	18 (6)	36.0%
51~100件	19 (7)	38.0%
101~150件	5 (2)	10.0%
151~200件	0 (0)	0.0%
201件以上	7 (5)	14.0%
不明	1 (1)	2.0%
計	50 (21)	100.0%

平均 127件 (0件を除く)
中央値 58件 (0件を除く)

ウ 重症度別件数の内訳

表 164 虐待相談事例の重症度別件数 (心中以外の虐待死)

区分	心中以外の虐待死(50人)					
	生命の危機あり	重度虐待	中度虐待	軽度虐待	虐待の危機あり	
0件	22 (8)	7 (4)	1 (0)	4 (3)	21 (11)	
1～10件	19 (7)	23 (5)	14 (7)	8 (2)	10 (2)	
11～20件	0 (0)	6 (3)	13 (2)	6 (4)	4 (1)	
21～30件	0 (0)	0 (0)	4 (1)	4 (1)	0 (0)	
31～40件	0 (0)	2 (2)	4 (1)	5 (0)	2 (0)	
41件～50件	0 (0)	0 (0)	1 (0)	4 (3)	0 (0)	
51件以上	0 (0)	1 (1)	5 (4)	11 (2)	2 (1)	
未記入	9 (6)	11 (6)	8 (6)	8 (6)	11 (6)	
計	50 (21)	50 (21)	50 (21)	50 (21)	50 (21)	
平均件数(0件除く)	2.7	10.7	24.6	49.9	26.3	
中央値(0件除く)	2.0	7.0	17.0	35.5	9.5	

エ 当該事例発生地域の担当職員の相談対応件数

表 165 1 か月間の相談対応件数 (訪問、来所相談) (心中以外の虐待死)

区分	心中以外の虐待死(50人)			
	訪問 (勤務時間内)	訪問 (勤務時間外)	来所相談 (勤務時間内)	来所相談 (勤務時間外)
0件	1 (1)	5 (3)	1 (1)	5 (3)
1～10件	20 (9)	34 (14)	26 (10)	36 (13)
11～20件	17 (8)	5 (2)	14 (6)	5 (3)
21～30件	5 (1)	1 (0)	3 (1)	0 (0)
31～40件	1 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)
41件～50件	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)
51件以上	4 (0)	1 (0)	3 (1)	0 (0)
未記入	2 (2)	3 (2)	2 (2)	2 (2)
計	50 (21)	50 (21)	50 (21)	50 (21)
平均件数(0件除く)	30.0	9.9	17.0	7.3
中央値(0件除く)	13.0	6.0	8.0	5.0

(10) 0日・0か月児の死亡事例について（心中以外）

表 166 0歳児の心中以外の虐待死事例の死亡人数の推移（心中以外の虐待死）の経年

区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
人数	11	23	20	20	37	39	20	23	25	22	16	27	30(4)	32(11)	28(14)	22(10)	28(14)	32(9)	24(11)	479
割合	44.0%	46.0%	35.7%	32.8%	47.4%	58.2%	40.8%	45.1%	43.1%	43.1%	44.4%	61.4%	57.7%	65.3%	53.8%	40.7%	49.1%	65.3%	48.0%	48.4%

表 167 0日・0か月児事例の死亡人数の推移と0歳児の心中以外の虐待死事例における割合の経年

区分	第1次		第2次		第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		第10次		第11次		第12次		第13次		第14次		第15次		第16次		第17次		第18次		第19次		総数	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
0日(人)	1		6		8		16		22		6		9		7		11		11		4		15		11(2)		11(3)		14(8)		7(2)		9(2)		8(0)		3(0)		176	
0か月(人)	1		2		0		1		4		1		3		4		0		0		0		0		2(0)		5(0)		0(0)		0(0)		2(0)		8(3)		3(2)		37	
総数(人)	2		8		8		17		26		7		12		11		11		11		4		15		15(2)		17(3)		14(8)		8(3)		11(2)		16(3)		6(2)		213	
構成割合	18.2%		34.8%		40.0%		45.0%		66.7%		35.0%		52.2%		44.0%		50.0%		50.0%		25.0%		55.6%		43.3%		50.0%		50.0%		31.8%		39.3%		50.0%		25.0%		44.5%	

0歳(人)	11	23	20	20	37	39	20	23	25	22	16	27	30(4)	32(11)	28(14)	22(10)	28(14)	32(9)	24(11)	479
-------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-----

表 168 0日・0か月児事例の虐待の類型の経年

区分	第7次		第8次		第9次		第10次		第11次		第12次		第13次	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
身体的虐待	3	50.0%	1	100.0%	3	33.3%	4	57.1%	3	27.3%	0	0.0%	1	25.0%
ネグレクト	3	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	28.6%	1	54.5%	0	0.0%	2	50.0%
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	14.3%	0	18.2%	0	0.0%	1	25.0%
計	6	100.0%	1	100.0%	3	100.0%	7	100.0%	4	100.0%	0	0.0%	4	100.0%

区分	第14次		第15次		第16次		第17次		第18次		第19次		総数	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
身体的虐待	3(2)	27.3%	2(0)	40.0%	0(0)	0.0%	3(0)	42.9%	5(1)	55.6%	0(0)	0.0%	2(0)	25.0%
ネグレクト	7(1)	63.6%	3(0)	60.0%	0(0)	0.0%	4(2)	57.1%	1(0)	11.1%	2(0)	100.0%	5(0)	62.5%
不明	1(0)	9.1%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	3(1)	33.3%	0(0)	0.0%	1(0)	12.5%
計	11(3)	100.0%	5(0)	100.0%	0(0)	0.0%	7(2)	100.0%	9(2)	100.0%	2(0)	100.0%	8(0)	100.0%

(11) 精神疾患のある養育者における事例について

① 精神疾患のある実母における事例の発生状況

表 169 虐待の加害者が実母であった事例数とそのこどもの死亡人数の推移の経年

区分		第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
心中以外の虐待死	精神障害あり	7	2	2	7	6	8	4	5	5(2)	6(1)	1(0)	2(0)	3(1)	4(0)	6(2)	68(6)
	精神障害なし	10	18	16	7	26	15	14	16	19(4)	28(10)	17(8)	12(5)	19(9)	18(5)	15(5)	250(46)
	不明	33	26	17	20	9	19	6	13	10(1)	8(4)	17(10)	18(7)	14(7)	10(1)	8(3)	228(33)
心中による虐待死(未遂含む)	精神障害あり	5	7	2	14	9	7	5	9	15(0)	4(1)	1(0)	2(0)	5(0)	6(0)	7(0)	98(1)
	精神障害なし	7	8	5	9	10	4	8	8	10(0)	5(1)	3(0)	7(2)	5(0)	7(0)	7(0)	103(3)
	不明	37	25	14	10	17	18	7	6	4(0)	14(1)	2(0)	8(0)	4(0)	8(0)	5(0)	179(1)
総数		99	86	56	67	77	71	44	57	63(7)	65(18)	41(18)	49(14)	50(17)	53(6)	48(10)	926(90)

(12) 市区町村における事業実施状況等

① 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業の実施状況

表 170 乳児家庭全戸訪問事業の訪問者（複数回答）

区分	心中以外の虐待死(50人)		心中による虐待死(未遂含む)(24人)		計(74人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
保健師	46 (19)	92.0%	18 (0)	75.0%	64 (19)	86.5%
助産師	42 (19)	84.0%	18 (0)	75.0%	60 (19)	81.1%
看護師	18 (8)	36.0%	10 (0)	41.7%	28 (8)	37.8%
母子保健推進員	7 (0)	14.0%	5 (0)	20.8%	12 (0)	16.2%
保育士	5 (1)	10.0%	10 (0)	41.7%	15 (1)	20.3%
児童委員・民生委員	4 (1)	8.0%	6 (0)	25.0%	10 (1)	13.5%
子育て経験者	3 (1)	6.0%	6 (0)	25.0%	9 (1)	12.2%
愛育班員	2 (0)	4.0%	1 (0)	4.2%	3 (0)	4.1%
子育て支援を行う民間団体のスタッフ	0 (0)	0.0%	4 (0)	16.7%	4 (0)	5.4%
その他	2 (0)	4.0%	2 (0)	8.3%	4 (0)	5.4%

表 171 養育支援訪問事業で専門的相談支援を行う訪問者（複数回答）

区分	心中以外の虐待死(50人)		心中による虐待死(未遂含む)(24人)		計(74人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
保健師	36 (14)	72.0%	18 (0)	75.0%	54 (14)	73.0%
助産師	26 (6)	52.0%	11 (0)	45.8%	37 (6)	50.0%
看護師	12 (5)	24.0%	10 (0)	41.7%	22 (5)	29.7%
保育士	21 (9)	42.0%	10 (0)	41.7%	31 (9)	41.9%
児童指導員	4 (1)	8.0%	2 (0)	8.3%	6 (1)	8.1%
その他	26 (15)	52.0%	8 (0)	33.3%	34 (15)	45.9%

② 市区町村の子育て支援事業の実施状況

表 172 子育て支援事業の実施状況（心中以外の虐待死）

区分	心中以外の虐待死(50人)							
	実施なし		実施あり		今後実施予定		未記入	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合		
利用者支援事業	5 (1)	10.0%	44 (19)	88.0%	0 (0)	0.0%	1 (1)	2.0%
地域子育て支援拠点事業	4 (1)	8.0%	45 (19)	90.0%	0 (0)	0.0%	1 (1)	2.0%
乳児家庭全戸訪問事業	3 (0)	6.0%	46 (20)	92.0%	0 (0)	0.0%	1 (1)	2.0%
養育支援訪問事業	7 (2)	14.0%	42 (18)	84.0%	0 (0)	0.0%	1 (1)	2.0%
子育て短期支援事業	10 (1)	20.0%	39 (19)	78.0%	0 (0)	0.0%	1 (1)	2.0%
ファミリー・サポートセンター事業	5 (1)	10.0%	44 (19)	88.0%	0 (0)	0.0%	1 (1)	2.0%
一時預かり事業	5 (1)	10.0%	44 (19)	88.0%	0 (0)	0.0%	1 (1)	2.0%
延長保育事業	5 (2)	10.0%	44 (18)	88.0%	0 (0)	0.0%	1 (1)	2.0%
病児保育事業	5 (2)	10.0%	43 (17)	86.0%	1 (1)	2.0%	1 (1)	2.0%
放課後児童健全育成事業	5 (2)	10.0%	44 (18)	88.0%	0 (0)	0.0%	1 (1)	2.0%
保育所入所	4 (1)	8.0%	45 (19)	90.0%	0 (0)	0.0%	1 (1)	2.0%

表 173 子育て支援事業の実施状況（心中による虐待死）

区分	心中以外の虐待死(24人)							
	実施なし		実施あり		今後実施予定		未記入	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合		
利用者支援事業	3 (0)	12.5%	21 (0)	87.5%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
地域子育て支援拠点事業	3 (0)	12.5%	21 (0)	87.5%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
乳児家庭全戸訪問事業	2 (0)	8.3%	22 (0)	91.7%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
養育支援訪問事業	2 (0)	8.3%	22 (0)	91.7%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
子育て短期支援事業	3 (0)	12.5%	21 (0)	87.5%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
ファミリー・サポートセンター事業	3 (0)	12.5%	21 (0)	87.5%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
一時預かり事業	2 (0)	8.3%	22 (0)	91.7%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
延長保育事業	2 (0)	8.3%	22 (0)	91.7%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
病児保育事業	2 (0)	8.3%	22 (0)	91.7%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
放課後児童健全育成事業	2 (0)	8.3%	22 (0)	91.7%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
保育所入所	2 (0)	8.3%	22 (0)	91.7%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の再編や支援計画の作成については、地方自治体における負担増によって、それぞれの機能が停滞することのないよう、必要な人材確保のための支援を行うとともに、円滑な施行に向け、地方自治体と適切に連携すること。

二 保育士の人材確保が困難な状況にある中、新たに身近な子育て支援の場として保育所等を活用し、地域子育て相談機関とするに当たっては、保育士等の一層の処遇改善と職員配置基準の改善を併せて検討すること。

三 子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業の各事業の実施に当たっては、各市町村による担い手の確保が重要であることから、必要な人材確保のための支援を行うとともに、業務に見合った処遇について検討を行い、必要な措置を講ずること。

四 一時保護所の設備・運営基準の策定に当たっては、職員の立場ではなく子どもの視点に立って子どもの最善の利益を考慮するため、子どもから意見を聴取し、可能な限りその意見を反映すること。

五 里親支援センターの設備・運営基準の策定に当たっては、里親等の当事者から意見を聴取し、可能な限りその意見を反映して実効性のあるものとする。

六 自ら公的な支援にアクセスできない妊婦との接点を持つための具体的方策を検討するほか、妊産婦等生

活援助事業の実施に当たっては、支援が必要な妊産婦に対し適切な支援を提供できるよう、新たな人材を確保するため職員の処遇改善を含む方策を検討し必要な措置を講ずるとともに、充実した研修を実施し、資質の向上を図ること。また、人材不足を理由とした人員配置の弾力運用を安易に行うことのないようにすること。

七 意見表明等支援事業に関し、子どもの意見・意向表明や権利擁護に向けた環境整備について、都道府県によつて差が生じることで子どもに不利益となることがないように、一定の要件を提示すること。また、子どもへの意見聴取等が適切に実施されているかについて評価及び検証を行うこと。

八 意見表明等支援事業が都道府県等の努力義務であるため、子どもの意見等が適切に反映されないおそれがあることから、導入した自治体と導入しなかった自治体を科学的に比較して効果測定を行い、適宜その仕組みを改良していくこと。また、次期児童福祉法改正時に都道府県等の体制が整備されるよう、義務化を含め必要な見直しを検討すること。

九 意見表明等支援事業が児童相談所等による意見聴取等の補佐的な事業として位置付けられていることについて、当該事業が権利主体である子どもの自由な意見・意向の表明を支援する独自の機能を持つべきものであることに鑑み、必要に応じて見直しを検討すること。

十 意見表明等支援員が児童相談所、都道府県その他の関係機関から独立した立場で子どもの自由な意見・意向の表明を支援することが可能となるよう、独立性及び守秘義務等の必要な措置を講ずること。

十一 意見表明等支援員には専門的な知識や技術が求められることから、科学的な評価がなされているプロ

グラムにより育成することとし、十分な資質を持つ者を活用すること。

十二 意見表明等支援事業において、子どもの視点に基づいたKPI（重要業績評価指標）で表すこと。

十三 子どもの最善の利益のため、一時保護時の子どもへの意見聴取等を適切に行い、子どもの意見・意向を考慮した対応の徹底を図ること。

十四 一時保護時の司法審査の運用や実務の詳細を施行までに定める作業チームには、一時保護が子どもの権利や親権の行使等に対する制限であることを踏まえて、現に一時保護を経験した子ども又は親権者等及びその意見を正確に反映できる実務者も構成員に加えること。

十五 一時保護時の司法審査に対応するための児童相談所の人材確保と処遇改善を検討すること。

十六 国連児童の権利委員会の日本政府に対する総括所見が、親子分離は子及びその親の意見を聴取した後に行われるよう要請していることを踏まえて、裁判所が一時保護状を発するに当たっては、子ども及び親権者等の意見が裁判官に正確に伝わるよう適切な方策を講ずること。

十七 裁判所が一時保護状を発した場合、行政不服審査や行政訴訟の提起が可能であること等を理由に子ども又は親権者等の不服申立て手続を設けなかったことに鑑み、児童の権利に関する条約第九条第二項の趣旨を踏まえ、行政不服審査や行政訴訟の活用実態を把握し、次期児童福祉法改正時に必要な見直しを検討すること。

十八 新たな子ども家庭福祉分野の資格取得者の質の担保を図るほか、資格取得者の児童相談所、市町村、児童福祉施設等における配置が進み、地方自治体において実効性が上がるような方策を財政措置を含めて

検討し、必要な措置を講ずること。

十九 子どもをわいせつ行為から守る環境整備について、保育所等では保育士資格を持たない者が保育補助として勤務している実態があることから、保育士に限らず、子どもに接する業務に携わる者全体を対象に対策を講ずることについて検討すること。また、万が一冤罪等であった場合には、身分回復を行う等の必要な対応を講ずること。

二十 アダルトビデオ出演被害の問題は重大な人権侵害であり、かつ、成年年齢引下げにより未成年者取消権行使ができないために高校生のアダルトビデオ出演が増えるような事態は、高校生や子どもへの性犯罪・性暴力を助長するなど児童福祉法の理念である「児童の健全育成」に反するものであることを踏まえ、アダルトビデオ出演被害の問題の解決に向けた取組を一層強化すること。

児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の再編や支援計画の作成については、地方自治体における負担増によって、それぞれの機能が停滞することのないよう、必要な人材確保のための支援を行うとともに、円滑な施行に向け、地方自治体と適切に連携すること。

二、保育士の人材確保が困難な状況にある中、新たに身近な子育て支援の場として保育所等を活用し、地域子育て相談機関とするに当たっては、保育士等の一層の処遇改善と職員配置基準の改善を併せて検討すること。

三、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業の各事業の実施に当たっては、各市町村による担い手の確保が重要であることから、必要な人材確保のための支援を行うとともに、業務に見合った処遇について検討を行い、必要な措置を講ずること。

四、一時保護所の設備・運営基準の策定に当たっては、子どもの視点に立って子どもの最善の利益を考慮するため、子どもから意見を聴取し、可能な限りその意見を反映すること。また、一時保護される子どもの個別事情に十分対応できるものとするよう、十分検討を深めること。

五、里親支援センターの設備・運営基準の策定に当たっては、里親等の当事者から意見を聴取し、可能な限りその意見を反映して実効性のあるものとする事。

六、自らの公的な支援にアクセスできない妊婦との接点を持つための具体的方策を検討するほか、妊産婦等生活援助事業の実施に当たっては、支援が必要な妊産婦に対し適切な支援を提供できるよう、新たな人材を確保するため職員の処遇改善を含む方策を検討し必要な措置を講ずるとともに、充実した研修を実施し、資質の向上を図ること。また、人材不足を理由とした人員配置の弾力運用を安易に行うことのないようにすること。

七、児童養護施設等において年齢を理由として一律に措置を解除する運用がなされないよう、措置延長や児童自立生活援助の積極的活用に向けた取組を行うこと。

八、社会的養護自立支援拠点事業においては、措置解除後のみならず、十八歳までに社会的養護につながれなかった子ども等も幅広く支援するとともに、安心して相談できる場となるよう、一定期間住まいを提供する支援や社会的養護経験者によるピアサポートを積極的に活用すること。また、通えない子どもたちも想定し、アウトリーチによる支援も実施すること。

九、意見表明等支援事業に関し、子どもの意見・意向表明や権利擁護に向けた環境整備について、都道府県によって差が生じることで子どもに不利益となることがないように、一定の要件を提示すること。また、子どもへの意見聴取等が適切に実施されているかについて評価及び検証を行うこと。

十、意見表明等支援事業は、意見聴取とともに関係機関との調整を行うものであるから、子どもから聴取した意見について、これを代弁し、意見の実現に向けて関係機関との調整及び交渉を行うための運用方策について検討すること。

十一、意見表明等支援事業の成果と問題点の双方について実施状況を調査し、次期児童福祉法改正時に、同事業を全ての都道府県の義務とすることを含め必要な見直しを検討すること。

十二、意見表明等支援員が児童相談所、都道府県その他の関係機関から独立した立場で子どもの自由な意見・意向の表明を支援することが可能となるよう、独立性及び守秘義務等の必要な措置を講ずること。

十三、意見表明等支援員には高度の専門性が必要であることから、弁護士や社会福祉士等、その担い手確保し、専門的な知識や技術を身につけるにふさわしいプログラムにより必要にして十分な研修が行われるよう、ガイドラインを作成し都道府県に対して周知すること。

十四、一時保護された子どもが自由に意見を表明する権利を確保するために、児童の権利に関する条約第十二条第二項に照らし、代理人との相談・面会を希望する子どもに対し弁護士を派遣することができる事例を都道府県に対して周知すること。

十五、一時保護された子どもについて、意見表明を支援するとともに、意見の実現に向けて交渉し法的手段をとることを内容とする弁護士の活動について実態を把握し、その結果を踏まえ、子どもと伴走する弁護士と児童相談所の連携方策を検討すること。

十六、子どもの最善の利益のため、一時保護時の子どもへの意見聴取等を適切に行い、子どもの意見・意向を考慮した対応の徹底を図ること。

十七、一時保護時の司法審査の運用や実務の詳細を施行までに定める作業チームには、一時保護が子どもの権利や親権の行使等に対する制限であることを踏まえて、現に一時保護を経験した子ども又は親権者等及

びその意見を正確に反映できる実務者も構成員に加えること。

十八、一時保護時の司法審査に対応するための児童相談所の人材確保と処遇改善を検討すること。

十九、児童相談所が裁判官に一時保護状の請求をするに当たっては、子ども及び親権者等の意見が裁判官に正確に伝わるよう適切な方策を講ずること。

二十、裁判所が一時保護状を発した場合、行政不服審査や行政訴訟の提起が可能であること等を理由に子ども又は親権者等の不服申立て手続を設けなかったことに鑑み、児童の権利に関する条約第九条第二項の趣旨を踏まえ、行政不服審査や行政訴訟の活用実態を把握し、次期児童福祉法改正時に必要な見直しを検討すること。

二十一、新たな子ども家庭福祉分野の資格取得者の質の担保を図るほか、資格取得者の児童相談所、市町村、児童福祉施設等における配置が進み、地方自治体において実効性が上がるような方策を財政措置を含めて検討し、必要な措置を講ずること。

二十二、子どもをわいせつ行為から守る環境整備について、保育所等では保育士資格を持たない者が保育補助として勤務している実態があることから、保育士に限らず、子どもに接する業務に携わる者全体を対象とする、いわゆる「日本版DBS制度」の導入に向けた検討を加速すること。また、万が一冤罪等であった場合には、身分回復を行う等の必要な対応を講ずること。

二十三、児童に対するわいせつ行為を行う可能性が高い者を保育所等で保育に従事させないことが重要であることから、こうした者が保育所等で保育士として採用されないための適切かつ実効性のある採用過程の

在り方等について検討すること。

二十四、児童が保育士による児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した際の地方自治体や保育所の設置者による事実確認に当たっては、被害児童の人権に配慮し、再発防止に資するものとなるよう、留意すること。また、被害児童及び保護者等への負担に十分に配慮した上で、実施すること。

二十五、前項の地方自治体や保育所の設置者による事実確認は、必要に応じて、専門家の協力や関係機関での連携を図りながら、事実関係を客観的に確認するため、公正かつ中立に行うこととし、通報者の保護なども含め、国において、具体的な確認方法や客観的な判断基準を定めること。

二十六、保育所の設置者が、地方自治体の支援を受けながら、専門家の協力を得つつ、児童生徒性暴力等を受けた児童の保護及び支援並びにその保護者等に対する支援を継続的に行うことができるよう、必要な措置を講ずること。

二十七、保育所が送迎バス等の付加的サービスを含めた児童の安全確保に関する計画を策定することを、都道府県等が従うべき国の運営基準として定めること。その際、計画内容の職員間の共有や体制確保、定期的な訓練や研修、保護者への説明の実施などにより、その実効性を確保させること。

右決議する。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係命令の整備等に関する内閣府令案（仮称）について（概要）

1. 趣旨

- 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「法」という。）の施行に伴い、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）において、法による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「改正児童福祉法」という。）における府令委任事項（児童自立生活援助事業の実施場所の拡大等）を規定するとともに、その他関係命令の規定について所要の改正及び所要の経過措置を定めるもの。

2. 概要

（1）改正児童福祉法における府令委任事項の規定

① 児童自立生活援助の実施場所の拡大

改正児童福祉法第6条の3第1項の規定に基づき、児童福祉法施行規則において、現行児童自立生活援助事業の実施場所として自立援助ホームのみを規定しているところ、これ以外の施設を柔軟に活用した支援の提供を行うため、事業を行う場所として母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、小規模住居型児童養育事業を行う住居、里親（児童福祉法第6条の4第3号に掲げる者を除く。）の居宅及び児童自立生活援助対象者（児童福祉法第6条の3第1項各号に掲げる者をいう。）の居宅（自立援助ホーム、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設と一体的に運営される場合であって、当該施設に空室がないことその他特別の事情により、都道府県知事が必要と認めるときに限る。）を追加的に規定する。

② 改正児童福祉法における新設事業の事業内容等

改正児童福祉法第6条の3第15項に規定する親子再統合支援事業、同条第16項に規定する社会的養護自立支援拠点事業、同条第19項に規定する子育て世帯訪問支援事業及び同条第21項に規定する親子関係形成支援事業について、これらの規定に基づき、児童福祉法施行規則において、支援の方法等に係る規定を追加するとともに、子育て世帯訪問支援事業の対象者について規定する。

（親子再統合支援事業）

親子再統合支援事業の事業内容について、親子の再統合を図ることが必要と認められる児童及びその保護者に対して、児童福祉司、児童福祉

法第 12 条の 3 第 6 項に規定する指導をつかさどる所員、医師その他の親子の再統合のための相談及び助言その他の必要な支援についての専門的知識及び経験を有する者によって、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待の防止に資する情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行うものとするを規定する。

（社会的養護自立支援拠点事業）

社会的養護自立支援拠点事業の事業内容について、改正児童福祉法第 6 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する措置解除者等又はこれに類する者が相互の交流を行う場所を開設し、当該場所において、適当な設備を備える等により、これらの者に対する情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うものとするを規定する。

（子育て世帯訪問支援事業）

子育て世帯訪問支援事業の事業内容について、訪問支援員が、当該支援の対象者の居宅において、子育てに関する情報の提供、家事・養育に係る援助等の支援を行うものとするを規定する。なお、訪問支援員は、保育士等の有資格者のほか、子育てに関する知識と経験を有する者その他の当該事業の支援を適切に行う能力を有する者であつて、かつ、市町村が行う研修を受講した者とする。

また、当該事業による支援の対象者については、要支援児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者、改正児童福祉法第 6 条の 3 第 5 項に規定する特定妊婦、これらに該当するおそれがある者その他の市町村長が当該事業による支援が必要と認める者であることを規定する。

（親子関係形成支援事業）

親子関係形成支援事業の事業内容について、親子間における適切な関係性の構築を目的として、当該事業の対象者に対して、講義、グループワーク等を実施することにより、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行うものであることを規定する。

また、当該事業の対象者については、要支援児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者、これらに該当するおそれがある者その他の市町村長が当該事業による支援が必要と認める者とする。

③ 改正児童福祉法における新設事業に係る届出事項

改正児童福祉法における新設事業（親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、改正児童福祉法第6条の3第17項に規定する意見表明等支援事業、同条第18項に規定する妊産婦等生活援助事業、同条第20項に規定する児童育成支援拠点事業）について、児童福祉法施行規則において、実施に係る事前届出事項及び廃止又は休止時の事前届出事項に係る規定を追加する。

親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業については、改正児童福祉法第34条の7の2第2項及び第4項に基づき、妊産婦等生活援助事業については、第34条の7の5第2項及び第4項に基づき、児童育成支援拠点事業については、第34条の17の2第2項及び第4項に基づき、実施に係る事前届出事項及び廃止又は休止時の事前届出事項として、次に掲げる事項を規定する。

（実施に係る事前届出事項）

- ・ 事業の種類及び内容
- ・ 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- ・ 定款その他の基本約款
- ・ 運営規程
- ・ 職員の定数及び職務の内容
- ・ 主な職員の氏名及び経歴
- ・ 当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- ・ 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- ・ 事業開始の予定年月日

※ 運営規程及び建物その他設備の規模及び構造並びにその図面については、児童育成支援拠点事業に限る。

（廃止又は休止時の事前届出事項）

- ・ 廃止又は休止しようとする年月日
- ・ 廃止又は休止の理由
- ・ 現に便宜を受けている者に対する措置
- ・ 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

④ 要支援児童等に係る支援計画作成の記載事項等

改正児童福祉法第10条第1項第4号により、市町村は、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等（児童福祉法施行規則第6条の3第5項に定める要支援児童等をいう。）その

他の者（以下「要支援児童等その他の者」という。）に係る支援計画（以下「児童等支援計画」という。）の作成を行うこととされているところ、児童福祉法施行規則に委任されている当該計画に記載すべき事項について、次に掲げるとおり規定する。

- ・ 要支援児童等その他の者の意向
- ・ 要支援児童等その他の者の解決すべき課題
- ・ 要支援児童等その他の者に対する支援の種類及び内容
- ・ 上記に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める事項

また、児童等支援計画については、母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 55 号）に規定する計画と一体的なものとして作成することが望ましいことから、児童等支援計画を作成する場合であって、同令に規定する計画が作成されるときは、児童等支援計画は、当該計画と一体のものとして作成されなければならない旨規定することとする。

⑤ 地域子育て相談機関の担い手について

改正児童福祉法第 10 条の 3 第 1 項に基づき、児童福祉法施行規則において、地域子育て相談機関となることができる場所として、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点事業の実施場所、児童館その他地域子育て相談機関で行うこととされる相談及び助言を適切に行うことができると市町村長が認める場所（※）を規定する。

※ 通知において、地域子育て相談機関になることが想定される場所について例示する予定。

⑥ こども家庭ソーシャルワーカーの要件や当該者の知識及び技術についての審査・証明を行う事業を実施する者に係る要件等

（こども家庭ソーシャルワーカーの要件）

改正児童福祉法第 13 条第 3 項 1 号において、児童福祉司の任用要件の 1 つとして、「児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの」（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）を新設したところ、児童福祉法施行規則において、こども家庭ソーシャルワーカーの要件を次のとおり規定することとする。

- ・ 以下のいずれかに該当する者であって、こども家庭ソーシャルワーカーの児童福祉相談支援等技能（児童虐待を受けた児童の保護その

他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術をいう。以下同じ。) についての審査・証明(以下「審査等」という。)を行う事業(以下「審査・証明事業」という。)を実施する者が認めた講習の課程を修了し、審査・証明事業を実施する者(こども家庭庁長官による認定を受けた審査・証明事業を実施する者に限る。以下「認定法人」という。)が行う試験に合格し、認定法人が備える登録簿に登録を受けたものであること。

- ・ 社会福祉士又は精神保健福祉士として、指定施設(児童福祉法施行規則第5条の3に定める指定施設をいう。以下同じ。)において2年以上主として児童福祉に係る相談援助業務に従事した者
- ・ 社会福祉士又は精神保健福祉士として、指定施設において2年以上児童福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者(上記に掲げる者を除く。)
- ・ 指定施設において4年以上主として児童福祉に係る相談援助業務に従事した者
- ・ 保育士として、保育所、幼保連携型認定こども園その他これに準ずる施設において4年以上児童福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者

(こども家庭ソーシャルワーカーに求められる水準)

- ・ 児童の福祉の増進のため、常にその担当する者の立場に立って、誠実にその業務を行うよう努めなければならないこと。
- ・ 正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならないこと。こども家庭ソーシャルワーカーでなくなった後においても、同様とすること。
- ・ 児童の福祉を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、児童福祉相談支援等技能の向上に努めなければならないこと。

(審査・証明事業に係る要件)

こども家庭庁長官は、以下の基準により審査・証明事業を認定する。

- ・ 審査・証明事業を実施する者が、一般社団法人又は一般財団法人(以下「一般社団法人等」という。)であること。
- ・ 審査・証明事業を実施する者の役員の構成が審査・証明事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

- ・ 審査・証明事業を実施する者が、審査・証明事業以外の事業を行っている場合には、その事業を行うことによって審査・証明事業が不公正に実施されるおそれがない者であること。
- ・ 審査・証明事業を実施する者が、審査・証明事業を的確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎及び事務的能力を有する者であること。
- ・ 審査・証明事業を実施する者が、児童の福祉の増進に積極的に寄与し、かつ、審査・証明事業を実施する者としてふさわしい者であること。
- ・ 職員、設備、審査等の実施の方法その他の事項についての審査・証明事業の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)の内容が、審査・証明事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- ・ 審査等が、審査・証明事業を実施する者において、こども家庭庁長官が定める基準を満たす講習を行う者による講習に相当すると認められた講習並びに試験及び登録により行われるものであること。
- ・ 試験が全国的規模で毎年一回以上行われるものであること。
- ・ 審査等の対象となる児童福祉相談支援等技能の水準についての審査の基準(以下「審査基準」という。)、試験の実施の回数、時期及び場所、試験問題の水準及び合格者の判定方法その他試験の実施方法が適切なものであること。
- ・ 審査・証明事業を実施する者が、試験科目及びその範囲の設定、試験問題及び試験実施要領の作成、児童福祉相談支援等技能の程度の評価に係る事項その他技術的事項に関する業務を行う場合は、試験委員に行わせるものであること。
- ・ 試験委員は、児童の福祉に係る相談援助業務についての知識及び技術を有する者のうちから選任するものであること。
- ・ 登録事務を行う時間及び休日、登録簿への登録、登録簿の備付け、登録証の交付、登録事項の変更、登録の取消し及び削除その他登録の実施方法が適切なものであること。

(審査・証明事業を行おうとする者における欠格事由)

審査・証明事業を行おうとする者が、認定を取り消されたことのある場合、当該取消しの日から起算して二年を経過しない場合、認定を受けることができないこと。

(審査・証明事業を行おうとする者が提出しなければならない書類)

審査・証明事業を行おうとする者は、その名称、代表者の氏名、住所、審査・証明事業を実施しようとする事務所の名称及び所在場所、審査・証明事業を開始しようとする年月日並びに認定を受けようとする審査・証明事業の名称を記載した申請書に以下の書類を添えてこども家庭庁長官に提出しなければならないこととする。

- ・ 定款及び登記事項証明書
- ・ 役員の名氏及び略歴を記載した書類・申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録（申請の日を含む事業年度に設立された一般社団法人等にあつては、その設立時における財産目録）
- ・ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書（審査・証明事業と他の事業に係る事項とを区別して記載したもの）
- ・ 認定の申請に関する意思の決定を証する書類
- ・ 現に行っている事業の概要を記載した書類（申請の日を含む事業年度に設立された一般社団法人等は提出不要）
- ・ 審査・証明事業の業務規程（※）
 - ※ 業務規程は、以下の事項について記載したものでなければならないこととする。
 - ・ 審査等を受けようとする者の資格に関する事項
 - ・ 講習に関する事項
 - ・ 審査基準、試験の実施の回数、時期及び場所、事前の公告、試験問題、合格者の判定、合格者への証書の交付その他試験の実施方法に関する事項
 - ・ 試験委員の選任に関する事項
 - ・ 登録事務を行う時間及び休日、登録簿への登録、登録簿の備付け、登録証の交付、登録事項の変更、登録の取消し及び削除その他登録の実施方法に関する事項
 - ・ 審査等の手数料に関する事項
 - ・ 審査等の業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
 - ・ 審査等の業務に関する帳簿及びその保存に関する事項等
 - ・ その他審査等の業務に関し必要な事項

(認定法人が審査・証明事業を実施する際の認定の明示)

認定法人は、審査・証明事業を実施するときは、こども家庭庁長官の認

定を受けたものであることを明示していなければならない。

(こども家庭庁による認定法人に対する報告等)

こども家庭庁長官は、審査・証明事業について必要があると認めるときは、認定法人に対して報告又は書類の提出を求めることができる。

(こども家庭庁による認定法人に対する勧告)

こども家庭庁長官は、認定法人が実施する審査・証明事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該認定法人に対し、審査・証明事業の運営の改善に必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(こども家庭庁による認定の取消し)

こども家庭庁長官は、認定法人が以下のいずれかの場合に該当するときは、認定法人に対する認定を取り消すことができる。

- ・ 認定法人が認定の基準に適合しなくなったとき
- ・ 審査・証明事業の業務規程の変更の承認を受けなければならない場合にその承認を受けなかったとき
- ・ 報告又は書類の提出をしなければならない場合において、その報告若しくは書類の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは書類の提出をしたとき

(指導教育担当児童福祉司の実務要件年数の緩和の対象者)

改正児童福祉法第 13 条第 6 項において、指導教育担当児童福祉司になるための児童福祉司としての実務要件年数が、内閣府令で定めるものについては、おおむね 5 年以上からおおむね 3 年以上に緩和されたところ、要件緩和の対象者を以下のとおり規定することとする。

- ・ こども家庭ソーシャルワーカーである者のうち、児童相談所を除いた指定施設において 2 年以上相談援助業務に従事した者
- ・ こども家庭ソーシャルワーカーである者のうち、児童福祉司としておおむね 3 年以上勤務した者であって、児童福祉司として勤務した期間と児童相談所を除いた指定施設において相談援助業務に従事した期間の合計がおおむね 5 年以上である者（前者を除く。）

(その他)

その他、審査・証明事業の実施等が適切に行われるよう、認定法人に関

し、業務規程等の変更の際のこども家庭庁長官による承認、こども家庭庁長官への試験委員選任時及び試験実施時の報告、毎事業年度の開始前における事業計画書等及び終了後における事業概要報告書等の提出、事業廃止の際の届出、認定法人の認定時等のこども家庭庁長官による認定法人の名称等の告示等所要の規定を整備する。

⑦ 障害児入所施設等の対象者の見直し

改正児童福祉法第 24 条の 24 第 2 項等に基づき、児童福祉法施行規則において、22 歳満了時まで障害児入所施設での入所等を継続できる者の要件を以下のとおり規定する。

- ・ 自傷行為、他害行為及び物を損壊する行為を行う等行動上著しい困難を有する者
- ・ 入所等の開始から満 20 歳に達するまでの期間が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようになるまでの期間として十分な期間であると認められない者その他満 20 歳に到達してもなお引き続き指定入所支援を受ける必要がある者

(2) 関係命令の整備

① 子育て短期支援事業に係る規定の整備

改正児童福祉法第 6 条の 3 第 3 項において、子育て短期支援事業について、児童とともにその保護者に対する支援を行うことが可能となったことに伴い、児童福祉法施行規則において必要な規定の整備を行う。また、児童福祉法施行規則第 1 条の 2 の 10 第 2 項において、当該事業のうち短期入所生活援助事業の利用期間について、現行、原則 7 日以内とされ、必要と認められる場合は延長が可能とされているところ、この規定を改正し、利用期間について、保護者の心身の状況、児童の養育環境その他の状況を勘案して市町村長が必要と認める期間とする。

② こども家庭センターの新設に伴う規定の整備

改正児童福祉法第 10 条の 2 において、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 22 条に規定する母子健康包括支援センターの業務を含め、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設として、新たにこども家庭センターの設置を市町村の努力義務としたところ。また、法による改正後の母子保健法（以下「改正母子保健法」という。）第 9 条の 2 第 2 項において、市町村の事務として、母性並び

に乳児及び幼児に対する支援に関する計画の作成その他の内閣府令で定める支援の実施が義務付けられ、また、改正母子保健法第 22 条第 1 項の規定により、これまで母子健康包括支援センターで実施していた業務は、改正児童福祉法第 10 条の 2 第 1 項に規定されたこども家庭センターにおいて行うこととしたところ。

これを踏まえ、母子保健法施行規則において、改正母子保健法第 9 条の 2 第 2 項の内閣府令に定める支援として、計画の作成及びその見直しについて規定するとともに、母子健康包括支援センターで作成することとしている支援計画に係る母子保健法施行規則第 15 条の規定を削除する等所要の改正を行う。

③ 里親支援センターの新設に伴う規定の整備

改正児童福祉法第 7 条において新たに児童福祉施設として位置づけられた里親支援センターについて、他の児童福祉施設と同様に、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）における規定を追加する。

具体的には、

- ・ 事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者（以下「里親等」という。）が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならないこと
- ・ 職員として、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならないこととし、各職員の資格要件は以下のとおりとすること

○里親制度等普及促進担当者

以下のいずれかに該当する者

ア：児童福祉司の任用資格に該当する者

イ：里親として、又は児童福祉施設において児童の養育に 5 年以上従事した者、かつ、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ：里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の長を含む。以下同じ。）がア、イに該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

○里親等支援員

以下のいずれかに該当する者

ア:児童福祉司の任用資格に該当する者

イ:里親として、又は児童福祉施設において児童の養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ:里親等への支援の実施に関して、都道府県知事がア、イに該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

○里親研修等担当者（里親トレーナー）

以下のいずれかに該当する者

ア:児童福祉司の任用資格に該当する者

イ:里親として、又は児童福祉施設において児童の養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ:里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、都道府県知事がア、イに該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

○里親支援センターの長

以下のいずれかに該当し、かつ、里親支援事業の業務の十分な経験を有し、里親支援センターを適切に運営する能力を有する者

ア:児童福祉司の任用資格に該当する者

イ:里親として、又は児童福祉施設において児童の養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ:都道府県知事がア、イに該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

- ・里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、研修の実施、里親委託の推進、里親等への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならないこと
- ・里親支援センターは、自ら業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならないこと
- ・里親支援センターの長は、都道府県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の学校並びに必要なに応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない

こと
等を定めることとする。

④ 児童自立生活援助の実施場所の拡大に係る規定の整備

改正児童福祉法第6条の3第1項に基づき、児童自立生活援助事業の実施場所を拡大することに伴い、児童福祉法施行規則において、児童自立生活援助事業所の類型、各事業所における設備基準及び職員配置等を規定する等、所要の改正を行う。

具体的には、児童自立生活援助事業所について以下3つの類型を設けることとし、それぞれの入所定員、職員配置基準、都道府県に情報提供を行う事項は以下のとおりとする。

○児童自立生活援助事業所Ⅰ型：自立援助ホーム（これと一体的に運営される児童自立生活援助対象者の居宅を含む。）において児童自立生活援助を行うもの

・入所定員、職員配置基準、都道府県に情報提供を行う事項：これまでの自立援助ホームと同様

※ 児童自立生活援助対象者の居宅については、当該居宅と自立援助ホームを一つの事業所とみなして入所定員、職員配置基準等を適用する。

○児童自立生活援助事業所Ⅱ型：児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設（これらの施設と一体的に運営される児童自立生活援助対象者の居宅を含む。）において児童自立生活援助を行うもの

・入所定員：5人以下

・職員配置基準

ア：入居者2人以下の場合

管理者1人、指導員1人以上

イ：入居者3人～4人の場合

管理者1人、指導員2人以上

ウ：入居者5人の場合

管理者1人、指導員3人以上

※ ウについては、指導員の数から1を減じた数を除き、補助員に代替可とする。

・都道府県に情報提供を行う事項：

現行の児童福祉法施行規則第36条の27と同様

※ 児童自立生活援助対象者の居宅については、当該居宅と児童

養護施設等の施設を一つの事業所とみなして入所定員、職員配置基準等を適用する。

○児童自立生活援助事業所Ⅲ型：小規模住居型児童養育事業を行う住居又は里親（児童福祉法第6条の4第3号に掲げる規定する者を除く。以下同じ。）の居宅において児童自立生活援助を行うもの

・入所定員

ア：小規模住居型児童養育事業を行う住居の場合

6人以下（里親等委託児童を含む。）

イ：里親の居宅の場合

4人以下（里親等委託児童を含む。）

・職員配置基準：なし

・都道府県に情報提供を行う事項：

現行の児童福祉法施行規則第36条の27と同様

⑤ 児童自立生活援助事業の自立支援計画

現行の児童自立生活援助事業の実施場所である自立援助ホームにおいては、通知に基づき自立支援計画の策定を求めているところであるが、今般、児童自立生活援助事業の実施場所の拡大を行うことに伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準における児童養護施設等の自立支援計画の規定を参考に、児童福祉法施行規則において、自立支援計画の策定義務を明文化することとする。

⑥ 自立支援計画策定に係るこどもの意見聴取

改正児童福祉法第33条の3の3において、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して措置を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置（以下、「意見聴取等措置」という。）を行う規定を新設したことに伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準において、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設の施設長に策定が義務付けられている自立支援計画の策定時においても、同様に意見聴取等措置を行う旨の規定を設ける。

⑦ その他経過措置等の所要の改正

法の施行前における母子保健法施行規則による様式について、法の施行後も引き続き同様に使用可能とする旨の経過措置を置くとともに、法

の施行に伴い、条項の移動を踏まえた規定の整備等の所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 改正児童福祉法第6条の3第1項、第3項及び第15項から第21項まで、第7条、第10条第1項第4号、第10条の2、第10条の3第1項、第13条第3項第1号及び第6項、第24条の24第2項、第31条の2第1項及び第2項、第33条の3の3、第34条の7の2第2項及び第4項、第34条の7の5第2項及び第4項、第34条の17の2第2項及び第4項並びに第49条
- 改正母子保健法第9条の2第2項及び第22条第1項

4. 適用期日等

公布日：令和5年9月上旬（予定）

施行期日：令和6年4月1日

※2.（2）⑦の一部の規定については公布日施行とする。

照会先一覧

【こども家庭庁代表電話：03-6771-8030】

施策事項	担当課・室	担当係	電話番号
【こども家庭庁】			
支援局			
児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）に基づく検討状況について	虐待防止対策課 家庭福祉課 障害児支援課	企画法令係 社会的養育推進係 企画法令係	03-6859-0096 03-6859-0174 03-6861-0062
令和6年度概算要求について	虐待防止対策課 家庭福祉課	予算係 措置費係 指導係 社会的養育推進係	03-6859-0082 03-6859-0137 03-6859-0149 03-6859-0174
○虐待防止対策課			
令和4年度児童相談所における児童虐待相談対応件数について（速報値）	虐待防止対策課	児童相談係	03-6859-0107
こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第19次報告）概要	虐待防止対策課	重大事例検証担当	03-6859-0091
児童相談所における児童福祉司の配置状況について	虐待防止対策課	児童相談係	03-6859-0107
新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン（令和4年12月15日）	虐待防止対策課	児童相談係	03-6859-0107
経済財政運営と改革の基本方針2023（抜粋）（令和5年6月16日閣議決定）	虐待防止対策課	企画法令係	03-6859-0096
こども未来戦略方針（抜粋）（令和5年6月13日閣議決定）	虐待防止対策課	企画法令係	03-6859-0096
こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ（令和5年7月26日）	虐待防止対策課	企画法令係	03-6859-0096
保育所等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（周知）（令和5年8月4日付け通知）	虐待防止対策課	企画法令係	03-6859-0096
「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」について（令和4年12月27日付け通知）	虐待防止対策課	企画法令係	03-6859-0096
宗教の信仰等を背景とする医療ネグレクトが疑われる事案への対応について（令和5年3月31日付け通知）	虐待防止対策課	企画法令係	03-6859-0096
令和4年度乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認調査結果	虐待防止対策課	自治体支援係	03-6859-0103
乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について（令和5年9月7日付け通知）	虐待防止対策課	自治体支援係	03-6859-0103
令和5年度「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」及びヤングケアラー社会的認知度向上のための広報啓発に係る主な取組予定について	虐待防止対策課	自治体支援係	03-6859-0103
関係学会の協力により医師と連携したこども虐待対応事例について	虐待防止対策課	重大事例検証担当	03-6859-0091
児童相談所児童福祉司スーパーバイザーを育成する立場にある指導的職員を対象としたブロック研修の実施について（周知）（令和5年9月7日付け事務連絡）	虐待防止対策課	調整係	03-6859-0082
令和4年度調査研究事業（報告書）について（一覧）	虐待防止対策課	児童相談係	03-6859-0107
ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック（令和5年3月 有限責任監査法人トーマツ）	虐待防止対策課	自治体支援係・若年保護係	03-6859-0103
児童福祉部門と教育分野に焦点を当てた市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の運用の手引き（令和5年3月 有限責任監査法人トーマツ）	虐待防止対策課	自治体支援係・若年保護係	03-6859-0103
一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための調査研究（令和5年3月株式会社日本総合研究所）	虐待防止対策課	保護係	03-6859-0114
児童相談所や一時保護所等における保健師の効果的な活用に関する調査研究（令和5年4月 みずほりサーチ&テクノロジーズ株式会社）	虐待防止対策課	重大事例検証担当	03-6859-0091
令和4年度に実施された研究等について（子どもの虹情報研修センター）	虐待防止対策課	調整係	03-6859-0082
令和5年度研修一覧（子どもの虹情報研修センター・西日本こども研修センターあかし）	虐待防止対策課	調整係	03-6859-0082
市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置等を支援するアドバイザーの派遣について（周知）	虐待防止対策課	調整係	03-6859-0082
○家庭福祉課			
里親委託等の推進について（里親委託加速化プラン及び「令和4年度里親養育包括支援（フォスタリング）事業取組事例」（令和5年8月10日付け事務連絡）について）	家庭福祉課	社会的養育推進係	03-6859-0174
社会的養護自立支援事業等の実施について（令和5年7月7日付け局長通知）	家庭福祉課	社会的養育推進係	03-6859-0174
児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱に関するQ&A（令和5年8月15日版）について（令和5年8月15日付け事務連絡）	家庭福祉課	措置費係	03-6859-0137
被措置児童等虐待対応ガイドラインについて（令和5年3月28日付け課長通知）	家庭福祉課	指導係	03-6859-0149
令和3年度における被措置児童等虐待への各都道府県市等の対応状況について	家庭福祉課	指導係	03-6859-0149
○障害児支援課			
児童発達支援センターの役割・機能の強化について	障害児支援課	障害児支援係	03-6861-0063
障害児入所施設からの意向調整の枠組みの構築について	障害児支援課	障害児支援係	03-6861-0063
強度行動障害を有する者の地域支援体制について	障害児支援課	障害児支援係	03-6861-0063
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）に基づく検討状況について（障害児支援関係）	障害児支援課	企画法令係	03-6861-0062
障害児支援施策と障害者施策の連携について（令和5年6月20日付け通知）	障害児支援課	障害児支援係	03-6861-0063
児童発達支援管理責任者研修の対応について	障害児支援課	障害児支援係	03-6861-0063
障害児通所支援に関する検討会について（令和5年3月報告書とりまとめ）	障害児支援課	障害児支援係	03-6861-0063
児童養護施設・乳児院における保育所等訪問支援事業の利用について	障害児支援課	障害児支援係	03-6861-0063

照会先一覧

【こども家庭庁代表電話：03-6771-8030】

施策事項	担当課・室	担当係	電話番号
成育局			
○成育基盤企画課			
幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）の策定について	成育基盤企画課	指針係	03-6861-0059
保育所等における第三者評価の実施について	成育基盤企画課	企画法令第2係	03-6861-0054
刑法の改正等に伴う保育士の欠格事由の追加等について	成育基盤企画課	企画法令第2係	03-6861-0054
令和5年度保育実践充実推進のための中央セミナーについて	成育基盤企画課	教育・保育専門官	03-6861-0031
○成育環境課 児童手当管理室			
児童手当の拡充について	成育環境課児童手当管理室	指導係	03-6861-0225
○母子保健課			
母子保健施策の動向について	母子保健課	母子保健係	03-6862-0413
【内閣府関係】			
DV・性暴力対応と児童虐待対応の連携等について	内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課		03-6257-1180 (直通)
【警察庁関係】			
警察における児童虐待への対応について	警察庁生活安全局人身安全・少年課	人身安全対策企画第二係	03-3581-0141 (内線3106)
【法務省関係】			
法テラスにおける取組（児童虐待等被害者法律相談援助、靈感商法等対応ダイヤル等）について	法務省大臣官房司法法制部司法法制課	総合法律支援第一係	03-3580-4111 (内線5983)
懲戒権に関する規定等の見直しについて	法務省民事局参事官室		03-3592-7114 (直通)
法務省における児童虐待防止に係る取組について	法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室	企画係	03-3580-4111 (内線4372)
【文部科学省】			
文部科学省における児童虐待防止に関わる施策について	文部科学省総合教育政策局地域学習推進課 家庭教育支援室	家庭教育企画係	03-5253-4111 (内線2973)
【厚生労働省】			
地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の実施について	厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室		03-6812-7848 (直通)
生活困窮者自立支援制度について（連携のお願い）	厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室		03-6812-7848 (直通)
療育手帳に係る判定基準統一化の検討進捗報告および実施協力について	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課		03-3595-2389 (直通)
【参考資料①】			
児童相談所関連データ	虐待防止対策課	児童相談係	03-6859-0107
児童相談所一時保護所の第三者評価の実施状況	虐待防止対策課	児童相談係	03-6859-0107
中核市・特別区における児童相談所の設置状況等について	虐待防止対策課	児童相談係	03-6859-0107
児童相談所におけるICT化推進状況について	虐待防止対策課	児童相談係	03-6859-0107
児童虐待への対応における警察との連携状況	虐待防止対策課	児童相談係	03-6859-0107
こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第19次報告）報告書	虐待防止対策課	重大事例検証担当	03-6859-0091
【参考資料②】			
児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律について（概要、附帯決議）	虐待防止対策課	企画法令係	03-6859-0096
児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係命令の整備等に関する内閣府令案（仮称）について（概要）	虐待防止対策課	企画法令係	03-6859-0096